春村日集

巻五

益軒全集卷之五

凡例

一此卷には黑田家譜十六卷、黑田記略三卷、黑田先公忠義傳一卷、黑田家臣傳三卷、八幡宮本紀七卷、太宰府天滿宮故實二卷、筑前國續諸社緣起一卷、都べて七種三十三卷を收む。

一黑田家譜は寬文十一年、四十二歲の時、始めて編輯の命を受け、爾後また絕えず增補訂正を加へ、力を此書に致すこと前後十七年、貞享四年五十八歲の時に至つて全く成る。筑前國續風土記、大和本草と共に先生の最も力を費したる著書なり。黑田氏の封內には、昔より寫本を以て行はれたるも、普通の傳寫本は錯誤頗る多く、且節略を加へたる所亦尠からず。卷數の如き、また往々異同ありて、必ずしも一定する所なし。今茲に黑田侯爵家の秘藏本を以て對校し、且つ卷數も黑田家本に從ひ、特に首卷一卷を加へ、都べて十六卷とす。

一黑田記略は元祿七年、六十五歲の時に成る。水戶の德川光圀、儒臣をして各諸侯の祖先の戰功を錄せしむるに方り、資料を黑田家に求む。乃ち旨を受けて此書を作る。

一黑田先公忠義傳、一に黑田長政勳功記の名あり。共に後の藩人の私に命ずる所、素と名なし。幕府曾て儒員をして黑田長政が德川氏の爲に勤勞したる事蹟を問はしむ。乃ち旨を受けて江戶に出で、幕府の儒員人見鶴山、木下順庵の二人に就て、自ら應答し、且つ覺書を作りて綱領を述ぶ。此書即

ち是なり。元祿七年、六十五歲の時に成る。

一黑田家臣傳、一に黑田家臣由來記と云ふ。黑田家に仕へたる諸勳舊の由來を記したる書なり。元祿四年、六十二歲の時、國主黑田光之の命を奉じて之を作る。

一八幡宮本紀は貝原好古の著はす所、祭神應神天皇の御事蹟、及び諸國に散在する八幡宮の來歷を述べたる書なり。花山院内大臣定誠並に乃叔の序あり。元祿二年、先生六十歲、好古二十六歲の時に成る。

一太宰府天滿宮故實、一に菅神故實とも云ふ。太宰府天滿宮の祭神たる菅原道實の事蹟及び此神社の來歷を述べたる書なり。天和二年五十三歲の時に成る。

一筑前國續諸社緣起は、第四卷に收めたる筑前國諸社緣起の後篇なり。前篇と同じく一家門人の諸作をも倂せ收む。

益軒全集卷之五目次

黑田家譜　十六卷

目次終

黒田家譜總目錄

首卷

第一卷

第二卷

第三卷

黒田家譜總目錄 終

黒田家譜首巻

源姓黒田氏系譜

貝原篤信編録

○宇多天皇　光孝天皇第三ノ御子御諱ハ定省仁和三年即位為人皇第五十九世寛平九年禅位於太子ニ稱亭子院ト後落飾法諱空理世俗號寛平法皇承平元年崩ス春秋六十五

醍醐天皇　御諱ハ敦仁母ハ贈太后藤原ノ胤子内大臣高藤ノ女也

斉中親王　三品兵部卿母ハ女御橘ノ義子参議橘ノ廣相女

斉世親王　號円城寺ノ宮三品式部卿母ハ與醍醐帝同シ

敦慶親王　二品式部卿母同前

敦固親王　二品兵部卿

二 敦實親王　一品式部卿號仁和寺ノ宮ト朱雀院承平六年賜源姓母與醍醐帝同シ

三 雅信　左大臣正二位號一條ノ正暦二年薨ス年七十四贈正一位

寛信　正四位下　左京大夫
　輔增
　憲朝

重信　左大臣　正二位
　致方　正四位下　右大辨
　道方　正二位　中納言
　宣方　左中將　從四位下

寛朝　大僧正

時中　中宮大夫按察使　從二位大納言號綾小路
　濟政　從四位下頻爲信濃播摩讃岐丹波近江等國司

四
扶義　中宮大夫右大辨　正三位參議
　經頼　左大辨　兵部卿

通義　正六位上　式部丞

時通
正五位下
權右大辨

時叙
左少將
五位下

時方
左少將
從五位下

濟時

濟信

雅通
正四位下中
宮亮丹波守

五 成頼
從四位下任兵庫頭住于近江國蒲生郡佐々木鄕海道六州之兵士歸附之始帶兵器爲武將是佐々木氏之元祖也

六 章經
敍從門位下任兵部大輔改義經

七 經方
從五位下
號源大夫

八 季定
一名爲俊從五位上
式部大輔

行實
佐々木三郞

九 秀義

佐々木源三住于近江國平治之亂屬于源義朝爲源氏十六騎皆秀義爲其最義朝既亡之後不忘其舊主而不與平家之權勢故去近江國相率子息至相摸國而住居焉頼朝初起兵於東國時秀義父子之戰功適于他士叙從五位上任判官元久二年四月九日卒

十 定綱

佐々木太郎叙從五位下任左衛門尉頼朝起兵之初與其弟經高盛綱高綱俱往屬之誅山木判官兼隆自後石橋椙山及其他戰役往往多勇名爲近江守護職

經高

佐々木次郎初頼朝誅山木判官時經高進於兼隆之後見堤權守信遠之前庭先發矢是源家討平氏最初第一箭也與兄弟共自椙山擱口之戰至其餘之戰陣存抽武功

高重 號獨太郎任大夫尉承久之亂黨京軍自殺

盛綱

佐佐木三郎任左兵衛尉椙山藤戸及其他勇功世人之所知也

信實 號加地太郎爲加地氏之祖尼子氏等亦出于此

高綱

佐々木四郎爲椙山之先登宇治川之先渡其勇名著古今

重綱 太郎

義清 佐々木五郎母ハ澁谷庄司重國之女、娶大庭三郎景親之女。在橋早川之合戰、雖父兄皆屬于頼朝、然義清因有外戚之親、從于景親重國而與頼朝相闘。爲囚被禁錮于其兄盛綱之家。其後屢多戰功、且依父兄皆盡忠於頼朝、故宥罪任隱岐守。其勇名不劣諸兄。

政義 左衛門尉

泰清 信濃守從五位上。鹽谷氏出自此

嚴秀 號吉田法橋、爲佐々木神社之別當

能惠

廣綱 從五位下任檢非違使左衛門尉。承久之亂爲京黨、故伏罪。

爲綱 三郎兵衛尉

定重 號小次郎、任兵衛尉

時定 右衛門尉

定高

十一 信綱 佐々木四郎。奉鎌倉之命、毎從戰役、屢有功。叙從五位上、任檢非違使左衛門尉、爲近江守護。

- 廣定　號馬淵五郎、任左衛門尉、爲馬淵氏之祖。
  - 信定　馬淵太郎左衛門
  - 基綱　號青地四郎
- 定嚴　爲山法師、號常陸房。
- 時綱　號帶刀左衛門。
  - 秀綱　太郎
- 行綱　號伊佐七郎左衛門。
  - 義綱　次郎左衛門
- 賴定　號山中十郎。
  - 泰定　四郎

- 重綱　號太郎左衛門。承久之亂、逢父以裸身渡宇治川而先登。
  - 賴重　三郎左衛門
- 高信　號高島左衛門尉。
- 泰綱　叙從五位上、任檢非違使左衛門尉、兼近江守。其家稱六角、以平泰時之外孫、且有才器、其威望頗高、因爲一族之棟梁。
  - 賴綱　泰綱次男、任近江守、又爲備中守、法名崇西

時信
頼綱第六ノ子任シ近江ノ守判官ニ叙ヌ左兵衛ノ尉ヲ

氏頼
時信ノ長子任シ大夫判官尾張守叙ス従五位下ニ法名崇永

十二
氏信
叙シ従五位下任ス近江ノ守ニ弘安七年剃髪名ニ道善ト永仁三年五月三日卒ス年七十六

頼氏
太郎左衛門後依テ戦功ニ任ス豊後ノ守ニ次郎左衛門

氏綱
三郎左衛門

貞頼
四郎左衛門

範綱

十三
満信
三郎佐渡守

宗綱
號ス京極四郎ト任ス能登ノ守ニ

祐信
四郎左衛門

時綱
早世

貞宗
三郎左衛門雖立テ為ルト嫡子ト早世ス

女子
佐渡判官宗氏ノ室貞氏高氏等ノ母

信賀
権少僧都號ス信濃房ト

女子
加地宗綱ノ妻

女子
足利満氏ノ室

宗氏　從五位下左衞門尉、爲佐渡判官、法名賢觀

　├貞氏　三郎左衞門、任近江守

　├高氏　四郎左衞門、佐渡判官、法名道譽、稱京極

十四 宗滿　一名宗滿、弘安二年誕生、號黑田四郎、敍從五位下、任左衞門尉大夫判官、正安三年八月廿五日剃髮、法名道法、住于江州伊香郡黑田邑、是黑田氏之元祖也、延文二年卒、行年七十九

　├定宗　佐渡守

十五 高滿　備前守、判官代

　├宗久　五郎左衞門

十六 宗信　出羽守

十七 高敎　號黑田四郎、任備前守兵庫助

　├信長　六郎、左馬助

　　├高久　六郎左馬助

　　├高長　六郎左衞門

宗高
四郎左衛門
法名祐圓

三郎
高信
九郎左衛門備前守法名琮高
代嫡兄而續家

清高
四郎兵庫助
法名清信

政光
四郎

十八
高宗

十九
高政
號右近大夫襲領父祖之世祿而附屬于江州守護佐佐木大膳大夫高頼及其子近江守氏綱然永正八年山州舟岡山之戰犯軍令而逢將軍足利義植公之怒因佐佐木氏之保護免其罪於是去江州往備前國邑久郡福岡里而居焉備前夙有加地抱浦上等同姓之好故然是去舊邦遷他國之始也

二十
重隆
高政次子號下野守永正五年戊辰之歳誕生幼而從父移居於備前國福岡里以有舊好往來于江州佐佐木氏天文二十年將軍義輝公來臨于佐佐木義賢之觀音寺城淹留十餘日重隆亦侍其席焉後值宇喜多氏侵略備前國於是避其強暴而徙于播州飾東郡姫路邑因赤松氏永祿七年二月六日卒于家行年五十七法名宗卜

某

號佐々木與右衛門住于江州

廿一 職隆

初名兵庫助後號美濃守大永四年甲申之歲生于備前州福岡里爲重隆之家督繼其家此時播州御著城主小寺藤兵衛尉政職爲西播之豪右聚兵數千據武威於近國職隆屬之旗有戰功政職感其忠烈養而石城主明石氏女爲己子以是妻職隆且授小寺姓與諱字而厚遇之假其兵備令守姬路城其爲人也質直而好義仁厚而惠人且有智有勇平生之武功不可枚記矣天正十三年八月二十二日卒于家六十二法名宗圓

高友

大永五年正月十二日生于播州館野少職隆一歲初名千大夫祝髮號休夢後客仕于秀吉公

友氏

天文七年生于播州初名勘七後號勘右衛門同國高倉地頭井手左近將監養之爲子改稱井手氏於播州土器山戰死

廿二 孝高

初稱孝隆後改孝高爲職隆之家督母明石城主明石宗和之女也以天文十五年丙午之歲十一月二十九日辰時生孝高於播州姬路城童名萬吉及長而改官兵衛初冒小寺政職之姓稱小寺氏天正初年達志於織田信長公於是信長公使羽柴秀吉鎭國州使西方之諸國承高爲之先導屬秀吉之麾下常在帷

慳之中屢獻良策無所不中且每爲先登奮闘其武勇連戰而多功信長公及秀吉大悅褒賞之以舊領宍粟郡居山崎城天正十四年改小寺而復于黒田氏仕尋有由以官叙從五位下秀吉公欲征筑紫先遣孝高於豐前使撫軍務掌兵權孝高諭諸豪有命降服者多矣且屢戰而有功明年孝高四十二歳秀吉公親征薩摩割豐前六郡封之初居馬嶽城後移于中津川城十七年歳四十四孝高因才智過人而爲時世所忌畏爲後世所譏自知大名之下難久居於是乞致仕而請其封國於嗣子長政冀免禍之計然秀吉愛惜其才故雖容傳封國不許其隱退其方征小田原北條氏引孝高令參兵策其伐朝鮮也再遣孝高爲謀主頃自改孝高稱政成後遂剃髮號如水居士圓清慶長五年歳五十五石田三成起亂如水與長政俱勤力其　東照宮嘉長政在關東而竭忠策於内如水在海西而擴兵勢於外實大有益統降豐筑之數城終定九州嗚呼　源君一統海内之時如水長政之功爲當世第一爲人謹偉有英才智計過人平生戰功良策難枚擧然天性不好殺人常以全軍之計冠古昔良將不能踰之慶長九年三月二十日病卒于伏見城葬于那珂郡十里松開崇福禪寺享年五十九

利高

初名小一郎後改兵庫助天文二十三年生于播州母與孝高同初仕于豐臣秀吉公後爲孝高之軍事慶長元年五月十八日卒于泉州堺邑享年四十三

女子　自幼年目盲嫁于播州英賀邑三木清閑母與孝高同

女子　母與孝高同弘治二年生爲尾上安右衛門室尾上氏戰死其後爲尼號妙圓住于筑前那珂郡住吉里元和四年三月二十八日卒歲六十三號昌林院葬于住吉里妙圓寺

長基　初號甚吉後改修理亮母神吉氏永祿四年生于播州及長仕于秀吉公封孝高于豐前時爲附庸祝髮號養心慶長十七年三月五日卒享年五十二

直之　初名總吉及長號總右衛門後稱圖書助永祿十一年生初仕于秀吉公中爲大和大納言秀長之臣後爲孝高之附庸慶長十四年三月三日卒享年四十六母母里氏本姓尾上

女子　母與圖書助同爲一柳伊豆守直末室其子松壽早世伊豆守戰死後嫁于伊藤是庵元和三年八月八日卒葬于山州大德寺號慶壽院

廿三

長政

童名松壽母櫛橋豐後守則伊女以永祿十一年戊辰之歲十二月三日寅時生長政於播州飾東郡姫路城十歲爲質于織田信長公居于江州長濱及長政號吉兵衛十五歲與父共從秀吉軍備中集雲與毛利氏兵戰初獲首級屢從江州志津嶽泉州岸和田及筑紫之兵役毎有戰鬪無不有破堅挫鋭之功矣秀吉公屢賞之天正十七年歲二十二受父讓而領豐前六郡六月十七日任甲斐守叙從五位下文祿慶長之間秀吉公再遣兵伐朝鮮長政與加藤清

正小西行長共爲先鋒攻城野戰之功不可枚擧焉慶長五年歲三十三方石田氏起亂中原時長政竭忠於 東照宮屢出祕計而降筑前中納言秀秋及吉川藏人廣家等爲援兵且於合渡關原亦有戰功其英業勇名爲諸將之最矣 源君大感賞之擢過衆溢數豐前封以筑前州乃新築福岡城而居焉八年二月三十六歲叙從四位下改甲斐守任筑前守凡豐臣氏 源家更改命之際 本邦用兵之時其智謀征伐之間其戰功策勳不可勝記名聲亦高矣焉元和九年閏八月四日薨於京師享年五十六歸葬筑前崇福寺浮屠氏追號興雲院古心道卜

熊之助

慶長二年秀吉公再伐朝鮮時將赴朝鮮暴風覆舟而溺死年十六

女子

諱菊長政之長女母蜂須賀彦右衞門正勝之女慶長二年誕生爲井上淡路守室淡路守卒後爲尼號□光院寬文十年七月二十六日卒于江戶享年七十四葬于天德寺

廿四 忠之

初名忠長次號忠政其後有故改之長政之嫡子母保科彈正忠正直女爲 東照宮之外姪女慶長五年 東照宮養之爲子嫁于長政慶長七年壬寅之歲十一月九日寅時生於筑前福岡城幼名萬德十七年十二月忠之十一歲始往

駿府拜謁東照宮。同月十八日任右衛門佐、賜貞光太刀・正宗短刀・長光茶壺法帖。
臺徳公。明年正月往江戸拜謁。大將軍秀忠公同月二十一日授松平姓及賜諱忠之一字、且賜守家太刀・國次短刀。二月朔日任侍従大夫。慶長十九年冬大坂兵起。忠之十三歳留福岡、命黒田氏前到于攝津。東照宮嘉其早速至。明年三月大坂城再起、忠之帥兵一萬人自筑前到于攝津尼崎。源君之台命寛永三年歳二十五八月襲封叙四位下任侍従。十四年冬肥前島原内賊據城起兵。忠之在江戸、翌年正月十二日奉台命、即日發江戸、急馳直到島原、與諸將共屠殺之。其功最居。時三十七歳也。寛永十八年歳四十、蒙台命守長崎之藩鎮、警備西海諸國異客使之變。正保四年歳四十六三月二十八日任筑前守。承應三年二月十二日卒于福岡城。享年五十三。葬博多東長寺浮屠氏。追號高樹院傑祥宗英。

政冬

童名還松、後號甚四郎。母筑紫上野介廣門之女。慶長十一年生于筑前州怡土郡内一貴石村。寺忠公薨于福岡。寛永二年三月十一日卒于福岡城下。年二十一。葬于博多聖福寺。

女子

諱德。與忠之同腹。慶長十一年生于福岡城。嫁黒田武蔵大膳忠次室。寛永二年正月九日卒。行年二十歳。有女子八歳而卒。

長興

前甲斐守政。童名犬萬、改虎猶萬、後長興。與忠之同腹。慶長十五年三月十六日生于福

[illegible]年十四歳[illegible]三[illegible]五島石居于[illegible]
[illegible]月[illegible]寛永三年十七歳八月十五日任甲斐守叙従五位下諸大夫十五年
二十九歳與忠之同攻肥前島原城有功寛文五年三月二十日卒于江戸享年
五十六葬[illegible]雲寺追號宗印

隆政

[illegible]長十七年生于[illegible]岡城元和九年歳十二
[illegible]寛永三年歳十
五八月[illegible]十五年歳二十七與忠之同攻肥
前島原城[illegible]十[illegible]月十三日卒于江戸享年二十八葬于[illegible]寺追號宗
丁

女

[illegible]二年生于江戸[illegible]正保二年[illegible]月
十六日[illegible]享年二十[illegible]天徳寺[illegible]天

光之

黑田家旗幟

天正八年九月朔日、秀吉公より孝高へ領地一萬石賜りて、此後軍陣において旗を立べき由仰付られける。孝高此由を父職隆につげ、我家の旗の制法いかゞ仕候はんやと問給ふ。職隆答て曰、我先祖近州旗頭なりし時、旗を立るといへども、近年我家衰微して、本法の旗なく、中絶したりしに、今又旗を立ん事、家門興起する故なれば、珍重の儀なり。當家は佐々木の流なれば、佐々木家の法を用ゆべし。佐々木家の旗は、二尊の旗とて一流有之、混白にして眞中に四目結の紋あり。上には八幡大菩薩、佐々木大明神の御名を、兩方に書付たる故、二尊の旗といふ。練絹二幅にて長一丈餘也。旗竿の頭にまねきを付たり。招は一幅にして長三尺ばかり也。其外の旗をば寫の旗と云。皆同前の制法なり。此通にこしらへ、いかゞ有べきやとのたまひしに、孝高の曰、混白に四目結を付候はゞ、佐々木の旗に同じくしていかゞに候。又無紋の白旗は、將軍家ならでは用ひ候はず、上下を黑くして中を白く仕らば、いかゞ候はんやと申されしかば、職隆同心して、孝高のこのみのごとくに制し給ふ。旗の數は職隆の心にしたがひて二尊の旗一流、寫の旗五流、都て六本と定めらる。亂世の時なれば、近日合戰あらんもはかり難し。早く旗を制せよとて、其月の内に出來ぬ。又大馬幟は白絹にて大なる吹貫にすべしと、職隆孝高相談し給てこしらへさせらる。孝高はじめて旗を仕立給し時、職隆に向て曰、凡旗を制し申には、さまざまの法式口傳有之由承候。いかゞ仕るべきやと問給しに、職隆答て曰、總じて佐佐木家の旗は、八幡大菩薩、佐々木大明神二尊の御神

靈を勸請する事なれば、此二神の御正體の外に、旗に於て別に守護の神といふ事なし。佛の名、星の名、十幹、十二枝などを書つけ、まじなひの様なる法式は、皆陰陽師などの沙汰する事なれば、あながち用ゆべきにあらず。左様の制法の口傳あるは他家の事なり。當家にはこれなし。只今旗をしたてば、當所の宗廟なれば、惣社大明神の社にて祈禱し、御神體を勸請し奉り可然由仰らる。孝高其言にしたがひ、姫路の惣社大明神の社にて、一七日祭禮をおこなひ、祈禱有て、其間は職隆孝高毎日參詣し給ふ。一七日に當る時、神前におゐて、旗六流を右の方に立、吹貫の大馬じるしを左の方に立、其前にて神酒を備へ、旗馬幟にも各一本づゝに酒を備へらる。扨神酒の御流を土器にうけて、孝高先いたゞきて飲たまふ。職隆も亦然り。次に供に立し士共も頂戴しける。是黑田家に旗を立給し初なり。

旗の上下の黑み、初はわづか一尺四五寸ばかりあり。其後天正十四年孝高筑紫陣に下り給し時、ふるき旗を改て新しく制せられしが、此時黑み長くなりし也。此比より中白の旗と稱す。豐前拜領の後、天正十六年黑み猶もすくなしとて、いよ／＼長くせらる。其時より恰好して、黑白の長短のほどよろしくなる。最初に播州にて制せられし旗は、折かけ旗なり。是は絹一幅にして絹の長二間有。是即先祖佐々木家の旗の法式に準せらる。豐前拜領の後、數を增て十二流とし給し時、孝高長政相談し給ひ、折かけは絹二幅にて大力者にあらざればたてがたしとて、絹一幅にて長旗を制せらる。絹の長三間、竿の長四間あり。上口八尺の旗あり。朝鮮にも長旗を持せらる。慶長五年、長政關が原陣には長のぼりを用らる。同年如

水、豐後陣には折懸旗を持せらる。
筑前拜領の後、旗の數を增て凡二十流とす。皆中白の長のぼり也。其後折掛をば用ひ給はず。二十本の外に大馬幟一本あり。吹貫なり。凡二十一本なり。又此外に小馬じるしあり。奉書の切さき紙を用ゆ。又絹にて制したるも有之。
大馬幟吹貫は、輪のわたり五尺餘、白絹長さ二間なり。其内本一間は縫合せ、末一間は九幅各わかち、初は十二幅なりし故、張立ては殊外大なり。尋常の力者にては立がたし。朝鮮陣にて角助といひし者是をさす。角助は、其せいはひきかりしかども、すぐれたる大力にて、心も剛に、氣のきゝたる者なりしが、是を立る事上手なり。此吹貫をさす時は、手繩を二筋付て、風上よりひかへても、風吹には猶足もさうき立故に、腰に永樂錢五貫を付てさしけり。朝鮮にて晉州の城攻の時、此吹貫を立たる前を、加藤清正の馬藺の大馬幟持たる者、横ぎりて通らんとせしを、角助、幟の前なり、よけよと詞をかけしかども、清正の幟持無理に通りけるを、角助笛袋の棒を以、彼幟持が脚をしたゝかなぐり倒しける。幟持起あがり、存分をいはんとせしかども、惣じて旗幟の前わたりを、士とてもせぬ法なるに、其法を破りしかば、我科を悔ひ、又は大勢の中なれば、すべき樣なく、おめ／＼と通りしなり。今日諸人の目の前にて、清正の幟持に恥辱をあたへしかば、清正怒り給ひ、兩家の確執にもなりなんやと諸人おもひしに、清正此由を聞、我幟持無禮をはたらきし事言語道斷なり、長政の幟持でかしたりとてほめ給ひ、我幟持をば追かへさる。誠に清正名將故なりとて、諸人是を感じける。此大馬じるしあまり大にて、進退不自由なる故、長政朝

鮮より中頃歸朝の時、如水へ相談して、三幅除て九幅の吹貫を持せらる。九幅になりても、吹貫の輪の大さは十二幅の時に替らず。

夫金鼓旌旗は大將の號令をなし、士卒を進退し、諸人の耳目を一にするものなれば、軍中の重器なり。就中旗幟は軍中の標表にして、衆人の見仰ぐ所のものなり。百萬の人衆をも、是を以、すべつかさどり、進退左右せしめて、大將の心のまゝに順ひ自由ならしむる事、一人を使ふがごとし。此旗一たび進めば士卒皆進み、此旗一たびしりぞけば三軍悉退く。又人衆をあつめ、士卒をひきゐるも、旗幟にあらざれば、衆人にしめす事あたはずして、大將の下知行はれず。故に旗幟は尤軍中の要器なり。やまと、もろこしの、とほきいにしへの旌旗の事は、しばらく置て論せず。黑田家の旗幟は、右にしるすごとく、孝高始て二神を勸請し給て、陣にいはひ給しより、代々の武德神明にかなひ給しにや、擁護の靈驗殊にすぐれたり。されば孝高、長政、忠之、中國、畿內、四國、九州、其外朝鮮兩度七年の軍、就中濃州、豐州、肥州の戰に至るまで、其戰陣の數幾回といふ事をしらず。然るに每度此旗幟を立てすゝみ給し處の合戰において、一度も不覺の名をとらず、幾度か城をせめ野戰し給ふに、むかふ所勝利あらずといふ事なし。是大將の武德によれりとはいひながら、併神明の保護し給ふ事、うたがふべからず。易にいへらく、天より是をたすく、吉にして利あらずといふ事なし。然れば、其將に世々かはり給ふといへども、此旗幟の威德は、猶永々に傳はりてかはるべからず。其故いかんとなれば、黑田家に昔より軍陣の時、大馬幟に白氣のたつ事時々有之。孝高中國陣の時一度たて

り。長政朝鮮陣にては二度有之。又寛永十五年二月二十八日、肥前國原の城を忠之攻給し時も、まさしく吹貫の大馬幟の頭に白氣立たりしを、旗奉行竹森清左衞門是を見つけ、忠之に見せ奉る。其時忠之を始め家人にも見たる者有といへり。其氣は白くして霧のあつまるがごとく、綿をつかねたるが如し。形は枇杷の葉のごとく末細し。長さは八九尺ばかりあり。此氣たてば必勝軍となる。是黑田家の旗幟は神靈を勸請したれば、其吉兆をしめし給ふといへり。凡陰陽二氣の吉凶をあらはせる奇瑞は、古來其理ある事なれば、是吉の先あらはるゝ所の兆(きざし)なるべし。名將の旗なる故、かくのごときの奇瑞を、おのづから神靈の示し給へるならん。是黑田家の旗の德の名譽なり。是を以黑田家の旗幟に神明の保護ある事をしるべし。

黑田家譜首卷終

黒田家譜卷之一

高政

○黒田右近大夫高政は、宇多天皇より十九世の孫、姓は源、近江の守護佐々木の庶族にして、先祖より世々江州に住し、佐々木に屬せり。（佐々木は江州の屋形と稱し、江州觀音寺山を居城とす。京都六角に屋宅ありし故に佐々木六角と號す。）高政は、黒田の元祖、宗清より六代の孫なり。宗清始て、江州伊香郡黒田の里に住し、黒田氏を稱せしより以來、代々黒田を氏とす。（黒田の里は、餘吾の海のあたりにあり。）江州の内旗頭と稱する者多し。高政も其隨一たり。永正八年、高政其時の屋形佐々木氏に從て、山城國舟岡山に軍立せられけるが、聊軍令に背きて、先をかけられし故、公方足利義植公のとがめ有しに、佐々木氏の詫言によりて、其禍をのがる。然ども、此時江州を退て、備前國に下りて、邑久郡福岡の邑に、居住せらる。備前には、黒田の一族加地・鮑浦などいふ士有し故、其好に隨て、こゝに來れり。是本國を去て、他國へ出るの始なり。大永三年卒せらる。

重隆

○黒田下野守重隆は、高政の二男なり。永正五戊辰の歳、江州黒田の邑に生れ、幼して父に從ひ、備州福岡に移らる。後に浦上村宗備前國中をおかし掠めし時、其難をさけて、播州飾東郡姫路に移らる。永祿七年二月六日に卒す。姫路の心光寺に葬る。（淨土寺なり。）法名春光院善岩宗卜、享年五十七歳。（位牌も此寺にあり。）江源武鑑を考るに、天文二十年三月十四日、公方足利義輝公、管領江州の屋形佐々木義實の居城觀音寺山に臨御し、十日餘逗留し給ふ。同二十二日將軍の御遊興を催さん爲に、城主義實武備百首の和歌を催さる。其題は、儒書兵書の要語を用ゆ。其連衆、義輝公、及管領佐々木義實、畠山義忠、細川晴元、箕作定頼、（佐々木氏なり。）朝倉義景、長岡藤孝、淺井祐政等、凡百八人各一首なり。黒田重隆も其座

に列り、孫子の五事の内法の字を探り得て題とし、詠歌を献せらる、其歌

法はたゞ曲制官道主用なり　此三かけて勝は希なり。

又江源武鑑に曰、天文二十二年十二月十日備前の黒田重隆の許より使節あり。重隆は備前赤坂郡福岡の城に住す。○福岡は邑久郡にあり。江源武鑑に赤坂郡とあるは誤なり。又重隆は是より前既に播州に移り住す、而も猶福岡に居られし故に、江源武鑑に依て記すといへるにや。屋形の族なり。黒田高政二男なり。黒田の元祖宗清より七代の孫なりと云々。

職隆

○黒田美濃守職隆は、重隆の子なり。大永四年甲申の歳、備前国邑久郡福岡の城に生る。初の名は兵庫助と云ふ。幼より父と共に播州姫路に移り住り。此時乱世なりし故、近隣の地士共境目を争ひ、屢々小戦有しに、職隆思慮ふかく、武勇有し故、おのづから其辺の地士共、職隆を主君の如く仰ぎ尊んで附属す。

○爰に赤松の幕下に小寺藤兵衛政職（後加賀守）は、西播州の大家なり。御着（ごちゃく）の城に居て、大勢を随へ威をふるふ。職隆其旗下に属して戦功多し。政職其忠義武勇を感じ待遇厚し。明石の城主明石備前守正風（法名宗閑）の息女を養子とし、職隆の妻とす。且兵糧を借して姫路の城を守らしむ。小寺の姓と名乗の一字とを授けられ、小寺職隆と称す。天性慈愛深くして、人を恵み、鰥寡孤独の病身の、困窮する者を救はんため、大きなる長屋を二作り、飢人を多く招きあつめ、道に一非人に逢へば、汝我が所に来れ、扶養すべしといへるによりて、飢人ども多く来り集りけるに、人毎に食をあたへ衣服をきせ住ひ置かれける。後に羽柴筑前守秀吉の姫路に居給ひける時、職隆の天性貞實なる事を知て、其優遇他に異なれり。元日の賀儀に旗下の諸士に盃を給るにも、最初に職隆を召さる。職隆年老て隠居すといへども、秀吉出陣の間は城の留守たらしむ。其人となり忠信なる故なり。其後小寺政職故有て籠

着の城を退出し、浪人と成て卒す。其子氏職備後の鞆に流浪せしを、職隆、孝高是をいたはしく思ひ、秀吉に乞て、彼が過を宥め、我に養育せしめ給へかしと、願申されければ、秀吉其舊き好を忘れざる事を感じて、其望にまかせらる。職隆其爲めに姫路の海邊飾磨津に新しく屋宅を大に作り、小寺一家を悉く招寄らる。其時職隆の子を悉く迎に出し、いと懇にもてなして養育せられける。是を見聞人、職隆の恩義の厚き事を感ず。其天性此仁愛の深き事皆無類なり。是則子孫繁榮の基ならん。凡天道の善に福し、惡に禍し給ふ。善惡の報應有る事、是を以てしるべし。積善の家には餘慶有りと、聖人の易に説給へるもかゝることなるべし。其人となり温和にして慈愛深く、正直にして義を守事剛毅なり。人品人に勝れ善行多し。殊に軍功多く勇名あり。天正十三年八月二十二日に卒せらる。行年六十二歳。姫路の心光寺に葬る。法名心光院殿滿譽宗圓と號す。男子四人女子三人あり。

江源武鑑に曰、元龜元年十月二十六日、江州の屋形佐々木義秀と、織田信長と戰に及びし時、信長の先手七千五百騎、二手になつて柳瀨より南に向て攻來る。江州方進藤山城守、京極長門守、黒田美濃守等、大津を立て茨川表へ打て出、宇治川尻にて敵味方寄合て力戰す。今日黒田美濃守職隆先陣して、味方利を得、首八百七十二打取。

又曰、元龜二年二月二十七日、黒田美濃守職隆備前より江陽に來り、（職隆既に播州に移り住せらるゝ事前にいふがごとし。江源武鑑、備前より來るといへるは偶然の誤なるべし。）今日進藤山城守を以て、觀音寺の城に出仕して、屋形に謁し、黒田の家に傳りたる赤坂丸と云ふ太刀を献ず。屋形甚悦て黒田を賞すと云云。（今案に、高政既に江州を去て他國に行き、重隆職隆も他國に住すと云へども、佐々木は黒田の宗族にて、且又舊好ある故に、其本を忘れずして、重隆職隆共に遠國より江州へ時々出勤し、使節をも立られけるなり。）

孝高

初名萬吉、或は吉兵衞、官兵衞と稱し、小寺氏となる。後黑田の姓にかへり、勘解由次官に任す。晩年孝高を改めて政成と稱す。剃髮して如水居士圓清と號す。

○黑田勘解由次官孝高は、職隆の嫡子なり。母は明石氏、天文十五年丙午の歲十一月廿九日辰の時、孝高を播州姬路に生る。此時雪降りて其家をおほふ。是英雄の生るゝ奇瑞なるべし。又家門の繁昌すべき前兆なるか。幼よりして大志あり。其天性聰明穎敏にして、才智たくましく、武畧人に勝れたり。勇猛英武なる事も、亦世に類すくなし。古の和漢の良將といへども、是には越べからず。天の縱せる英材にして、本朝其右に立人難し。秀吉公の播州に初て來り給ひしより、是を助けて終に天下を平げし事、ひとへに孝高の智畧の功なり。孝高をしれる人は、孝高よく秀吉を助けて、天下を平げしと思へり　孝高を知らざる人は、秀吉公孝高を取立給ふと思へり。たとへば、漢の張良が高祖を助け、明の劉基が大祖を輔けしに似て、其功は猶かれに越たり。

○孝高七才にて寺に入て書を習へり。十四歲にして母を失ひ、其悲み甚深し。孝高の母永祿二年十一月二十八日卒せられ、姫路の心光寺に葬る。法名心光寺性譽溪等長壽。孝高の母は、明石宗和の息女なり。其母は、山城國桂の里の人なる故、初は宗和の息女も母に隨て桂の里に有しが、十五歲の時、父宗和明石に呼下しけるを、小寺氏養子として職隆に嫁せしむ。孝高弟兵庫助、其妹二人迄は、皆孝高と同母の兄弟にて、宗和の息女の生める所なり。明石宗和の子を仙惠と云ふ。仙惠の子を明石左近と云ふ。是秀吉公の時、播州明石の城主なり。

○十七歲にて、始めて播州の地戰に軍立して、高名を顯はさる。此時亂世なれば、合戰止む事なし。此後は、孝高戰に臨む度每に、武勇をはげまし給ふ。

○十七八歲の比、專歌學を好み、和歌の道を窮めんとおもへる志有り。されども近隣に圓滿坊といふ僧有りて、諫めければ、實にも今戰國の世なれば、專

兵書を翫び、弓馬を業とすべき折なるに、風雅の道は時の要用にあらずとおもひ返して、其事を止めらる。然れども若年の學び有し故、興に乘じ、折にふれては、和歌を詠じ、連歌をつらね、風雅の道を好み給ひし事、彌ふかゝりしとかや。

孝高の父職隆、既に小寺氏の旗下に從はる。孝高も亦然り。小寺を主君とし仕ふるにはあらず。其時の勢にしたがひて屬せられしなり。

長政

如水の長子なり。童名松壽、年長じて吉兵衛と號す。天正十七年二十二歳、父の讓りをうけて豐前六郡を領す。此時甲斐守に任じ、從五位下に叙す。秀吉公の命をうけて朝鮮を征し、慶長五年家康公に從て、關東に軍立せらる。同年關ヶ原の大功に依て、豐前を改め筑前に封ぜらる。同八年從四位下に叙し、筑前守に任ぜらる。逝去の後、興雲院古心道卜と號す。長政は永祿十一年出世に在て、孝高と同時に功をなせり。故に永祿十一年誕生の後より、慶長九年如水逝去の年迄、父子の譜を一つに合せ記す。是見る人に便せんが爲なり。慶長十年より後は、專ら長政一人の事を記す。

永祿十一年、孝高二十三歳。是より以下は、孝高、長政の事を合せ記す。

○十二月三日寅の時、子息長政姫路の城に生る。童名を松壽と名づく。是より以前孝高播州志方の城主櫛橋豐後守伊定の息女を娶る。櫛橋左京進は、孝高の内室の弟なり。當年十六歳、長政は其生める所なり。

永祿十二年、孝高二十四歳。

○播州龍野の城主赤松下野守政秀、三千餘人を率し來り、姫路の城を攻んとす。孝高是を聞て、姫路を出、わざと敵をむかへて、姫路の西一里青山に陣を取、大に合戰し、わづかの勢を以て一戰に利を得、敵の大勢に打勝、勇名是より大に顯はる。

又此比、赤松下野守政秀と、職隆、孝高播州土器山にて對陣せらる。敵方より味方の不意を窺ひて襲來り急にかこみ攻む。身方小勢にて危く見えければ、井手勘左衛門友氏、重隆の末子、職隆の弟なり。母里小兵衛佐々木の氏族、太兵衛が父なり。同武兵衛、小兵衛が子、太兵衛が弟なり。同志の士と共に數剋防ぎ戰て、勘左衛門小兵衛打死す。孝高其夜又兵を催し、明朝赤松と戰ひ給ふ。武兵衛は昨日の

戰に七個所疵を蒙りしかども。今日又出て戰ひ、敵數人にあふて打死す。昨今の戰に母里親戚二十四人戰死せり。

天正三年孝高三十歳。

○小寺藤兵衛政職は、家老小河三河守、江田善兵衛等并旗下の士を集め、相談せられけるは、今の世に天下を爭ふ武將多し、終には誰か天下の主となるべきぞと問はれければ、孝高答へ申されけるは、我等は織田信長の天下になるべきと存候。其故は、駿河の今川義元は先立て亡び、甲州の武田信玄も近年俄に病死せられ、小田原の北條、阿波の三好は、威勢既に衰へぬ。殊に三好は主君を弑したる惡逆人なれば、天罰のがれ難し。遠州の徳川家康は良將の聞え有りといへども、分國僅せばし。越後の謙信は遠國にありて、偏土なれば、敵の地數個國を經て上方へ攻上らば、天下を爭はん事難かるべし。然れば、今天下を爭ふ大將は、安藝の毛利輝元と、美濃の織田信長と兩人なり。輝元は、其祖父元就名將にて、殊に元就の二男吉川駿河守元春、三男小早川左衛門佐隆景、兩人ともに智勇有りて、敵國多く切取り、十州の大守と稱す。元就逝去し、輝元の父隆元も早世せられぬ。吉川、小早川ありといへども、大將輝元天下の主たるべき器量ならず。其上安藝の國ばかりに引籠り居て、自身馬を出さるゝ事稀なれば、戰のはか行べからず。然れば今迄旗下に屬したる士も、やうやく毛利家に背くべし。信長は僅に尾張半國の主なりしが、駿河の今川義元四萬餘人の士卒を引卒し來るを、信長纔に三千の兵を以て、わざと我居城を出て、朝霧に紛れ敵の兵に入交り、尾州桶狭間にて今川と合戰し、急に敵の不意を襲ふて、大將義元を討取、其後尾州悉く信長に隨ふ。齋藤山城守道三、美濃國を信長に讓り、信長に屬す。江州の屋形佐々木義秀は、元來大家にて將軍の後見なれば、信長の旗下に屬せん事を本意なく思ひ、信長の聟なれども、信長に敵し

てしば〳〵合戰に及ぶ。然れども、其身方越前の淺井義景、佐々木の家臣淺井備前守長政、信長に亡されて後、其力信長に敵する事あたはず。其上病者なれば、天下を爭ふ事成り難かるべし。當年五月二十一日、信長三州長篠に於て、武田勝頼と合戰し、勝利を得給ふと聞けば、其武威におそて、關東にも信長に對する敵なかるべし。凡信長數度の働を聞くに、向ふ所の敵敗北せずといふ事なし。是武勇智謀其に備り、其上畿內五國を領し、天下の要地に居住して、其勢漸く天下におほふべし。後はいかにもあれ、先信長の天下に定り候はんと存ずるは、此故なりと申されければ、政職も、諸士も皆尤と感じ、信長に屬すべきに定む。然らば岐阜へ使者を進すべし。誰を遣はして、可然かと、家老共に評議せられけるに、此時は諸國の士、皆我國ばかりに居て、大家に出勤する事なければ、信長へ使者となりて行かん事いかゞあるべきと躊躇して、我參らんといふ者なし。

其時孝高進み出、吾信長へ使者として行事を好まざるとみえたり。然らば某參るべしと申されける。孝高元來小寺の家臣にあらずといへども、旗下に屬せしかば、其職を勤めんとなり。小寺大に悅で、則孝高に小寺の姓を授け、使者として岐阜へ遣はさる。其年の七月岐阜へ行て、木下藤吉郎秀吉を以て、しかく〳〵の趣申上られければ、信長公聞召、廣間へ御出有て、孝高を近く召され、直談に事の仔細を問はせ給ふに、孝高申されけるは、中國を御征伐可被成と思召候はゞ、御家臣の內、可然大將一人播州へ御下し候へ。左候はゞ小寺御先手を仕べし。中國より上方へ上り候道二筋候へども、一筋は山越にて道さがしく候。姬路の道筋は平地にて候。殊に姬路は播州の國中にて、諸國への通路にて候へば、中國押への爲要害よき所にて候。播磨の國士明石の明石左近、高砂の梶原平三兵衛杯も、近國に大將無御坐候故、只今は毛利家の威勢を憚り居申候。あはれ可然大將

一人姫路へ遣しおかれ候はゞ、彼等頓て味方に參り候べし。同國志方の城主櫛橋左京進は、拙者緣者にて候間、我等申談ずるにおいては、異議有間敷候。播州三木の別所小三郎は、二心なき毛利方にて候。播州にては小寺と別所と兩人大身に御坐候。別所を御退治被成候に隙入申べし。其黨類として、播磨佐用の城に福原主膳、上月の城に上月十郎籠り居候。是は頓て攻落し申べし。播磨國は上方と毛利家の國との境にて御坐候間、播磨御手に入候はゞ、毛利を御誅伐なさるゝによきかけはしにて、はか參るべしと申上られければ、信長公聞召れ大に感じ給ひ、其方申通、我等所存と少しも相違なし。其儀ならば、あの藤吉郎を播州へ遣すべし。汝が申如く、播州手に入らずては、毛利家を退治しがたし。先彼國を平げん事第一の謀なり。播州に導の味方なくしては、其功成難し。幸ひ其方彼地にあれば導を賴むべし。軍の手立は、其元にて藤吉郎と相談し宜しくはからふべし。我中國を討たば、必ず汝を以て先手とせん。毛利家を退治するに、若事難儀に及ばゞ、我自ら馬を出すべし。東國の押へには、遠州濱松に德川家康あり。其上當年五月、三州長篠の合戰に、武田勝賴に打勝てより後は、關東悉く我武威に恐れ、我旗下を志す者多ければ、東國の事氣遣なし。然れども、猶此方に隙入事あり。其事果て後、藤吉郎を遣すべし。戰功に依て、汝にも一廉恩賞を與ふべし。汝は急ぎ本國に下り、内々其用意をなすべしと仰せられ、御太刀一腰賜りて御暇を下されゝ、姫路に歸し給ふ。孝高歸て此由を告られければ、小寺氏喜悦甚し。此時天下を爭ふ武將多くして、信長天下に可成事を、未だ何れも見付ざる處に、孝高兼て時の勢を知て、早く信長公に附屬し給ひし事、智慮人にすぐれて、先見の明ありと云つべし。

天正四年、孝高三十一歲。

○小寺政職、信長公へ内通せられし事、初は知る人

なかりしが、其後藝州に洩聞え、輝元の勢五千餘人兵船に取乘、姫路の近所英賀と云ふ浦に上り、海遠く陣を取、姫路の城を窺て攻んとす。孝高是を聞て、小寺政職に語ていはく、身方の小勢を以て、敵の大勢と戰ふ事、謀なくしては必勝利を得難し。小を以大に勝の道は、敵の不意を襲討にしくはなし。敵大勢なれば、此方より寄せんとはおもひよるまじ。敵の來らざる先に、遮て逆よせにし、身命を捨て、運の程を一戰の勝負に試み給へかしと申されければ、政職近儀可然とて、近邊の郷人を多く集めて、後にひかへさせ、身方大勢跡に續く躰に見せ、政職、孝高士卒を引率し、孝高眞先に進んでおめいてかゝる。小勢にて此方より寄來るべしとは、敵思ひ寄らぬ事なれば、俄の事に周章騒ぎ、其上後より大勢押來ると見ければ、敵大に騒ぎ亂れて、暫しは防ぎ戰ふといへども、散々に切立られ、一戰に打負て引退しを海邊迄追詰め、是を討取り。此由京都へ注進ありければ、信長公御悦甚しくて、則御感書を小寺政職に下さる。又攝津の國主荒木攝津守に被下御書に曰、

折紙幷小寺注進狀加披見候。一昨十四日小寺自身至英賀面相働、彼者共罷出候處、及一戰即追崩、數多討取之旨、尤以神妙候。彌忠節專一之由、能々可申聞候。官兵衛尉別而入情之旨、可然樣に相心得可申聞候也。

五月十六日　信長御墨印

荒木攝津守どのへ

又攝津守より孝高へ來る書に曰、

態令啓候、さて先日之御注進狀、早々至安土致言上候處、對政職被成御書候。御面目之至、於我等珍重大慶存候。幷貴所御かせぎの趣、具達上聞候處、對我等

御書中被加御筆候。是又爲御拜見進之候。常常御心懸之段、猶以此度相備上覽候事、御名譽不及是非候。委曲可申入。猶由兵衛尉を以

申候、猶道々可申入候條、令省略候。恐々謹言。

五月十八日　荒木村重判

小寺官兵衛殿　御宿所

○信長公江州安土に城を築き、今年二月岐阜より安土へ移り給ふ。

○天正五年、三十二歳。松壽十歳。

此秋、孝高其子息松壽を安土へつれ行て、信長公へ人質に參らせらる。信長公松壽を木下秀吉に預け、近江の長濱に置給ふ。（長濱は近江の北の方にあり。此時秀吉の領地にて城あり。）同年七月、信長公中國を討んため、播磨を秀吉に賜り、切取にすべしと宣ひて、姫路へ差下さる。此時、秀吉唯名を羽柴筑前守と改らる。是より先、秀吉より孝高へ賜る書に曰、

御存知之通、一々富平右御物語承り候。令一覧候、向後別て何様にも、無隔心諸事可申談候。

恐々謹言。

六月二十三日　羽柴筑前守秀吉御書判

小寺官兵衛尉殿　御宿所

小寺藤兵衛政職は、以前より姫路の近所御着と云ふ城にあり。姫路の城は小寺の端城にて、孝高其城主たり。孝高此時、姫路の城の二の丸に居給ひけるが、秀吉の下り給ふを聞、兼てより我居城を掃除し、先是へ秀吉を請じ入べしと定めらる。秀吉既に下着し給へば、孝高早く出迎はる。秀吉甚喜悦し給ふ。孝高申されけるは、城住立てし候故、掃除仕候。其間見苦候得共、先二の丸の私宅へ御入候へ、案内可仕とて、即馬に打乘、真先に歩ませ行れければ、秀吉跡より見給ひて、其才智只人にあらずとぞ感じ給ひける。孝高、秀吉の士卒大勢をば町家に置、秀吉を我宅に請じ入れ、城中の掃除終て後、本丸に移し參らせらる。姫路の城下の屋敷を、悉く目録にして、秀吉の家人に相渡さる。秀吉、官兵衛は元の二の丸へ居られ可然由仰ければ、孝高もとの宅に移給ふ。其後秀吉より孝高へ自筆の書を賜る。其詞に曰、

内々の御狀うけ給候。いまにはじめざると申ながら、御懇のだん、せひにおよばず候。其方のぎは、我等おとゝの小一郎め、ごふせんに心やすく存候間、なに事をみな〳〵申とも、其方ぢきだんをもつて、せじ御さばきあるべく候。此國においては、せじよからぬは、御兩人の御ちさうのやうに申なし候まゝ、其方も御ゆだんさてはいか〻候間、御たいくつなく、せじ御心がけにて御ちさうあるべく候。御狀の趣一々心ゑ存候。かしく。

七月二十三日　　ちくぜん

小くわん參る　御返事

なを〳〵、其方と我等間がらのぎは、よそより人々さげすみもあるまじく候間、なに事をもそれへまかせ申候ても、よそよりのひたちあるまじく候。人もはやみおよび候と存候。我らにくみ申者は、其方までにくみ申事あるべく候。其心得候て、やうじんあるべく候。さい〳〵は、ねんごろにはまうされず候間、ついでをもて、ねんごろに可申入候。此文みへもすまじく候間、さげすみ候て御よみあるべく候。以上。

秀吉公初卑賤にして、文筆のまなびなかりしにや。其文のつたなくして、詞にあやまりある事如斯。然れ共此書に依て、又秀吉公の英材なる事を見つべし。兩人の馳走とは、政職孝高の事なり。

是より以前孝高小寺政職をすゝめて、岐阜へ行て信長公へ一禮し給へと度々申されけれども、政職終に同心なくして、我らは田舍のみに居て、今迄終に膝をかゞめて君へ仕へたる事なし。貴殿の才覺を以て、信長公の御前宜しき樣に計らはれ候へとぞ云はれける。

○秀吉既に播州に下り給ひて後、常に孝高を近づけ、諸事を相談して、事を決斷し、其智謀を取り用給ふ。

秀吉兼てより〳〵孝高の事を見聞、今又まのあたり其才智武略の大に人に勝れたる事を知て、只人にあらずとおぼしければ、孝高に語りていはく、我此地に下り、ひとへに貴殿と諸事相談して指圖を受る上は、尋常の親みにては互に隔心有なん。向後我と貴殿とは兄弟の親みをなすべし。違變あるべからずとて、誓詞を書て孝高に遣さる。頓て東播磨大略秀吉に隨ふ。是孝高の功なり。然るに西播磨未だ下知に從はず。殊に佐用上月の城主秀吉に歸服せざる故に、同年十一月秀吉先佐用の城を攻んとて、東の山のかげに陣を取、孝高の謀にて夜中に三方を圍み、後一方をあけて攻給ふ。是孫子が所謂圍師必闕と云ふ軍法なり。孝高を以て先手とす。孝高城邊に近々と陣を取る。然る處に城主福原主膳助就（助就は下野國那須の產なり後に播州に來る初名は寛田大學左衞門と云ふ）究强の兵千餘人を率して、孝高の備に突てかゝる。孝高敵の出たるは願ふ所の幸と思ひ、卽鎗を合せ、暫らく戰ふ所に、福原打負て城中へ引籠る。

爰に平塚藤藏と云ふ者、元は秀吉の家人たり。秀吉の勘氣を蒙り浪人となり、關東に在りしが、再秀吉に仕へん事を望みて、此比播州に來り、孝高の陣所に至りて申けるは、我等事久敷浪人にて候。羽柴殿へ再び召使はれ候樣に御執成給り候へと、ひたすらに賴みける。孝高の曰、今時手柄なくしては歸參の望成難し。此城今夜三方を圍み、後一方を明て攻むべし。城の形勢持こたゆべきものにあらず。必敵夜中に悉く明け退べし。其方は夜半より城の後の松山に行て、落行敵を道筋に待受て、高名をせらるべしと敎られける。藤藏悅て領掌し、敎の如く其夜半より城の後の松山に行て見れば、城よりつゞきたる細道あり。其道の傍に待居たり。亦孝高の家人竹森新次郞と云者此事をほのかに聞て、究竟の事を聞たるもの哉、われも今夜城の後へ行て、敵落來らば討取り高名せんと思ひ、傍輩にもしらせず、只一人夜半より彼所へ行て、敵の退べき道筋に相待ける處に、夜

半過て寄手三方より鯨波をあげ攻戰ふ事夥し。漸夜も明方に成し時、案の如く馬の足音して、城の方より落來る者あり、新次郎遙に透し見ければ、鎧着たる武者二人、其餘は從者と見えて數人來けるを、近々と待うけ、鎗を以て眞先に來る鎧武者一人突落す。是は城主主膳が弟伊王野(イワウノ)土佐と云ふ者なり。是を見て跡より來る敵一人鎗を以て突かゝる。是をも新次郎突伏ける。是は福原主膳が家老祖父江左衛門と云ふ者なり。殘る從者は皆逃去ければ、新次郎心靜に二人の首を取り、仕合よしと悅び、左の方を見れば、人の戰ふ音しける。是は定て昨日の藤藏なるべしと思ひ、音する方に行向ふ。間近く成て是を見れば、敵六七人なり。藤藏は大石の際に攻付けられ、敵六七人と戰ひ、其内一人を鎗附けるが、只壹人にて防ぎかねたり。其上手を負て、身も漸よわりければ、敵と戰ふべき力なく、鎗を以て打拂ひ／＼する所に、新次郎詞をかけ、是なるは平塚殿か、新次郎助くるぞ能戰へと呼はりければ、藤藏是に少し力を得て、敵を防ぎける。猶もあやふく見えしかば、新次郎先に取たる二の首を投捨てゝ、鎗を以て藤藏が鎗附し武者一人突伏せ、敵は打留たるぞ、首取れと云ひけれども、藤藏氣よわり目もくれて、首取る事ならず。新次郎終に首をかき落し、藤藏が鎗附たる敵なればとて、首をば藤藏に遣しける。是即城主福原主膳なり。殘る五六人の郎等は逃去りぬ。福原兄弟既に討れにければ、落行ける郎從ども、是を見て返し合せ、命ををしまず働きけれども、孝高是を事ともせず。いさみ進んで戰はれけるに、敵多く討れて、其餘は皆散々に成てぞ落行ける。味方も戰疲ければ、續て逃る敵をも追はずして、早く引取ける。今日味方に打取敵凡五百餘人なり。軍果てゝ後、孝高、藤藏はいかにと心元なく思ひ、城の後を尋らる。藤藏が手負たる體を見付けて、藥をあたへ氣を付給ひければ、藤藏目を開き手を合せて孝高を拜しける。下人にかゝ

せて陣所へ歸り、保養して後本服す。藤藏申けるは、鎗附申けるは拙者にて候へども、打取たるは新次郎にて候間、首も新次郎が分捕たるべく候と申せば、孝高聞て、鹿をとめ敵を打は、手附が本といへば、此首は藤藏が分なりと定め給ふ。其後孝高、討取し首どもを陣所へ持せ行て、秀吉の實檢に備へられける。偖藤藏は城主福原を討取し功によりて、孝高是を推擧せられければ、秀吉再召仕はれける。其後藤藏は改めて因幡守と稱し、秀吉の黄母衣の衆の中に加へられ、美濃國にて一萬石賜りけるが、後に石田三成に與し、關ケ原にて打死しける竹森新次郎は比類なき手柄仕たりとて、秀吉御前に召出され、當時の御褒美として、秀吉着給ひし赤裏の羽織をぬぎて、新次郎に下さる。新次郎は名をかへて新左衞門と號す。又後に改て石見と稱す。

此合戰に孝高の家人高名したる者多し。野呂藤九郎後に左助と號すも、城の大手口にて敵と鎗を合せ、神吉小傳次といふ者を討取る。是左助が高名の初なり。生田木庄之助初めは隅田小介は、いかにもしてはやく城に乘入らんとおもひ、夜中に忍びて敵陣に近付、かねてより小鋸を懷中に入れしが、是を以てひそかに、城の塀の柱根を數多切て、其所に目じるしをして歸りぬ。城攻の時、かの根を切たる柱に釣繩を付て引倒し、即時に難なく城中へ乘いり、敵を討取り高名をぞしたりける。是よりさき、孝高攝州生田の森において、敵と戰ひ給ふ事あり。隅田小介も供しけるが、よろひ着たる敵二人に渡りあひ、太刀をぬきて戰ひ、二人の武者を難なく一人にて切おとし、かぶと付たる首をとり、又二人の敵のさしたる脇差をもとりて、我腰にさしける。跡なる敵是を見て、小介を討んとて、多勢にて急に馳來る。小介是をみて對揚すべきやうもなき大敵なれば、二の首を左右の手にひつさげ、敵の脇差をも腰に差ながら、其所を速に退ける。もとより早道の達者なれば、敵大勢なりといへども追つかず。終に虎口の難を遁れける。此時孝高は高き所に居給ひしが、小介がかくの如く目前にて高名しける

有様を見給ひ、感悦し給ふ事斜ならず。生田の森の戰に高名してければ、生田、木屋野いづれも攝津國の名前にて、ほど近き所なればとて、二所の名を取合せ、生田木屋之助と姓名を賜はりける。是其高名を長く稱美し給はんため、かく名付給ふとぞ聞へし。是よりしてこそ隅田小介を改て、生田木屋之助と稱しけれ。

○右合戰の次第、京都へ注進有ければ、信長公大に悦て、御感狀を孝高へ下さる。其文に曰、

去月二十八日於佐用表働之趣具聞召候。尤以神妙候。彌可勵戰功事專一候。猶羽柴筑前守可申候也

十二月五日　　御朱印

小寺官兵衛尉どのへ

○又信長公の近臣堀久太郎よりの書あり。其詞に曰、

去月拾八日於其表被及戰、被碎御手、首數多被討捕、無比類御手柄の段、自羽柴注進の條具披露申候處、別而感情被思召、則被成御朱印候。併御名譽共に候。委細は羽柴可爲演說候間、令省畧候。恐々謹言。

十二月五日　　堀久太郎秀政判

小寺官兵衛殿

尙以其方へ被成下候御朱印、羽筑へ遣し、定而可爲參着候。以上

秀吉既に佐用の城を攻落し給ひ、其後上月の城を圍給ふ。（上月の城主上月十郎景貞は、赤松の兵族にて、其妻女は櫛橋豐後守の息女、孝高の内室の姉なれば、孝高のあひむこなり。）城堅くして數日を經れども落ず。爰に宇喜多和泉守直家、此比迄は毛利家に與しけるが、備前、備中、美作の兵を驅催し、三千餘騎上月の城の後攻として來りければ、城中是に力を得、出て對陣す。此度も孝高先陣たりしが、猶豫もなく速に懸りて戰を初む。上月が先手孝高に戰負て引退ば、二陣入替攻戰ふ。秀吉御覽じて、官兵衛討すな、かゝれと下知し給ひければ、秀吉の二陣驅加つて攻戰ふ。孝高是に力を

得て、彌勇猛をはげまし、大音あげて鯨ひかゝれば、敵こらへずして敗北す。此時敵大勢打取けり。秀吉御感悦不レ淺、太刀一腰鞍馬一疋孝高に賜る。其後城をかこみけるに、城中に謀叛人出來て、城主上月十郎が頭を切て捧來りけり。殘る者共は悉く命を助らる、城には秀吉より山中鹿之助幸盛を入置る。猶此外にも城を攻落し、敵兵多く打取る。藝州へ此等の事聞えければ、毛利輝元大に驚き、家臣を集めて詮議有ければ、羽柴筑前守姫路へ下り、小寺官兵衛與力するにより、播州の味方多く討れ、今は三木の別所一人殘れり。是をも討せては敵彌勝に乘、ゆゝしき大事なるべし。急ぎ姫路へ打寄せ、羽柴小寺を退治すべしと議定有けれども、秀吉の武威漸ふるひければ、とかくして遲々しける。天正六年、孝高三十三歳。松壽十一歳。

○今年松壽長濱に在て、始て甲冑を着給ふ。母里太兵衛着せ申ける。

○二月四日、秀吉は信長公の命を受て、再び播州の敵を討んとて發向し給ふ。三木の城主別所小三郎長治は、赤松入道圓心が末葉にて、元來播州の國主なり。初は信長公に出仕して秀吉に隨ひけるが、其叔父別所山城守がすゝめによりて、又秀吉に叛き、毛利家に與して、城郭を堅ふし兵を集む。別所は播州東八郡の主なる故、是に屬する城主多し。志方の櫛橋左京進、神吉の神吉長部大輔、淡河の淡河彈正、高砂の梶原平三兵衛、野口の長井四郎左衛門、端谷の衣笠豐前守、元より別所に同心して、各其居城を守る。其外小城の主十餘人は、ひとり立事成難くして、みな三木の城に立籠る。山城守が弟孫左衛門重棟は、兄山城守と共に長治が家の權をとり、士大將成しが、兄と不和にして、先年より信長公へ屬し、長治へは從はず。秀吉播州へ下り給ひて後、三月十九日より兵を出して、三木の城を攻む。孝高を以て先手とす。此時三木の邊にて、度々孝高と別所長治が兵と戰ふ。

或時亦戰有しが、未の時に及で、敵味方戰ひ疲れて、互に兩方へ引退く。孝高家人を召して、別所は大軍なり、重て進み來らば、疲れたる身方の小勢を以て戰とも、必利有べからず。汝は行て敵の進退を窺べしと仰ければ、家人行て敵の陣を見るに、敵遠くひかへ、行列の備をなさず、退散の形勢あらはに見えたり。家人立歸り、孝高に此由を告たりける。案の如く敵頓て退散して、其日の軍はなかりけり。

○或時播州三木の近所にて、別所家人七百許二備にして押出す。孝高も出張し對陣せらる。敵味方の先手互に河原に備たり。兩陣の間に廣さ二十間許の淺川あり。身方一同に聲をあげ、川に打入て押かゝる。敵川端にて防がんと進み來る。孝高再拜取て士卒を下知し、勇み戰ひ給へば、敵忽ち敗北す。逃る敵を追討にしけるに、騎馬の敵は多く逃延けれども、歩行の兵は大勢打取ける。折節寒氣烈しかりしかば、孝高味方も寒へたるぞ、長追なせそと制し給ひ、七八町にて追留り引返し給ふ。

○或時別所が兵千餘人三木の邊の山の麓に出張す。孝高も五百許にて出陣し給ふ。孝高の陣所は、小高き山を後に當て、川を前にせり。川の向ひは廣き地にて、田野相交はり、中に横一間許の道十四五丁見え渡り、其道の側に深き溝一筋あり、道の末は山なり。孝高物見の士を召て曰、向ひの山陰に敵ありと見えつれども、勢の多少も軍立のやうも見えず。是より以前度々此方へ勝利を得たる故、今日は敵よりもつつしみて見ゆるぞ。いかやうの手立あるか覺束なし。汝一人行、遠ながら能うかゞひ見て歸れと仰ければ、物見の士行て敵の方を見るに、山陰に千人許三備にして、只今押來る氣色なり。歸て此由を申ければ、孝高兵を備へて待給ふ。案の如く敵追々に馳來り、川向ひに馳集る。味方より足輕を先立、川越しに散々に射ける間、矢をのがれんともみ合ける程に、足浮立て見えける。其時孝高馬上に再拜を取て、士卒

を下知し進め給ふ。身方の兵共爭ひ進んで、攻戰ひければ、敵の先陣こらへずして敗北す。敵の二三の備も、先手につゞきて押來しが、道狹く側に溝あり、田畠の中は高下ありて、馬の進退自由ならず。野は猶平地ならざれば、足立惡しくして、先手を越て此方へ進み難ければ、一戰にも及ばず、皆押立られ、同く敗軍す。味方おもふやうに追打して、二百人計討取ける。

○或時秀吉別所長治が籠たる三木の城を攻給ふ。三木の城山よりつゞきてさしおろしたる山の尾崎あり。其向ひの山に秀吉陣を取給ふ。其間近し。城中より度々尾崎に兵を差下し小戰あり。再度敵利を得て城に引入ける。秀吉或時早朝に本陣より見給へば、彼尾崎より後の方の山陰に人數四五百許備へて、伏勢の體に見えたり、あれは敵か身方かと御疑ひありけるに、竹中半兵衛此體を見て、今日の御合戰は味方必勝可申と存候。其故はあの山陰に見えたる伏勢は、敵にてはなく、小寺官兵衛にてあるべし。拙者に申合は不仕候へども、是に拙者居申事を官兵衛存候間、官兵衛が伏勢のやうを某見候はゞ、城中より人數を指下し候時、尾崎の前に備へたる神子田半左衛門通清一戰仕、態と早速引取候手立有べし。然らば敵必逃るを追て馳來候べし。其時官兵衛伏兵をおこし跡より追討にすべく候。敵此本陣の前を過行候比、此方より兵を出し御討候はゞ、必十分の勝利を得らるべく候。官兵衛か所存鏡にかけて見るやうに候。半左衛門に敵出候時、矢軍少々仕、必早々引退候へと仰付られて、可然由被申ければ、秀吉被聞召尤可然とて、半左衛門に使を以て、右の旨を被仰遣ける。其時半左衛門迚もの儀に某參て榜示をさし可申とて小篠七八本きらせ、腰にさし、馬に打乘、兩山の間に乘下し、谷合を横さまに小篠を以て榜示をさし、本陣に歸り、敵あの榜示を追越す時、此陣より人數を打おろし、横合にかゝり候へとぞ被申ける。かく

て神子田も下知を聞て相待所に、案の如く又城中より兵を出し、山の尾崎より下り來る半左衛門が勢是に立向ひ、矢軍にて一戰するやうに見えしが、兼ての下知に任せ、早速引取ける。敵是を謀とは知らずして、跡に付て追來りける。案の如く孝高後より伏兵を起し、追懸手痛く戰ひ給ふ。是に依て敵共跡へ歸る事成り難くして、秀吉の本陣の前を通りける。彼小篠の榜示を行過る比、兼て定し如く、秀吉の本陣より人數を下し横合にかゝる。孝高は跡より追かけいよ／＼はげしく攻戰ふ。神子田も取て返し戰ひける。かくて跡先と横より挾みうてば、敵一支にもおよばず、即時に敗北しけるを、味方勝に乘て追せめ、大略打取ける。此戰孝高の智謀を以て伏兵を置給ひし故、勝利を得しなり。又竹中半兵衛彼山の出崎の陰にひかへたる兵を、敵に非ず孝高の伏勢ならんといひ、其上兼ての議定なけれども、孝高の兵機を推量して、神子田に命せられし事、いづれも良將の心、割符を合たるがごとし。軍散じて後、秀吉兩人の謀を大に感じ給ふ。孝高伏兵を置事を、秀吉又は竹中半兵衛に告給はざりしは、急に敵出でかしこに赴給ひける故、其由を告る隙なかりしとなり。

〇秀吉しば／＼三木の城を攻給へども、長治勝れたる猛將にて能防ぎ戰ふ。其上要害好して落ず。寄手進み過たる所へは、城中より突て出、手いたく一戰してざつと引取などしければ、中々城中の體輙く落べしとは見えざりけり。是に依て先攻口を退て、重て計畧を廻らすべしとて、秀吉姫路へ引入給ふ。此時信長公より孝高へ賜る書にいはく、

今度別所小三郎對羽柴筑前守號存分有之、敵同意之段、言語道斷之次第候。然て無二介馳走之由、尤以神妙候。別所小三郎急度可加成敗候條、此砌彌可抽忠節候事專一候 猶羽柴可申候也。

三月廿一日　御朱印

右信長公の御書の内、別所小三郎對羽柴筑前守雖存分有之と有之は、別所より信長公へ使札をまゐらせ、秀吉播磨の國政横逆の由を訟へしを仰られし成べし。

小寺官兵衞尉どのへ

○毛利輝元の中國勢、並紀伊淡路の兵一つに成りて、凡八千餘人、相議して曰、先姫路の端城別所孫左衞門が籠りたる別府の阿閉の城を攻落し、三木の別所人數をも相加へ、大勢を以姫路へ寄せたらば、定て羽柴小寺こらへかねて出戰ふべし。其時勝負を決すべしとて、四月朔日船手より阿閉の城に押寄せんとす。孝高是を聞て、精兵五百餘人をひきゐて速に阿閉の城に入、諸卒に下知して曰、此城人數少く、城郭堅固ならずして兵粮乏し。敵取圍事日數久しくして其間に攻支度備はり、軍法調はゞ、小勢を以て防ぎ難くして、必落城すべし。然らば久しく守らんよりは、敵の寄來りて行列もいまだ調はず、攻用意もなき内に、速に門を開き突て出戰はゞ、必一戰に利を得べし。此城要害おろそかなるが幸なり。敵必見あなどり、大勢を頼んで、仕寄をも付けず、攻支度をも用意せず、楯ばかりつき並べて攻寄すべし。其時城中靜まりかへつて、鐵砲をも打たず。敵を近々と矢比に引付、打損せざる様に頻に鐵砲をうたせ、又弓鐵砲を持ざる者は石を多く集め置、ひた打にうつべし。我は大手の矢倉に上り、敵鐵砲に打れて恐れたゞよふ時分を見て太鼓を打べし。其時身方の諸卒城戸をひらき突て出ば、寄手は大勢なりとも、鐵砲にあたり石に打れて、手負多く戰ふ者すくなかるべし。其時身方鬨をあげ競ひかゝらば、敵の勇氣一時にくじけて、必定大崩すべしと、兼てより軍法を定め置、敵の攻來るを待居たり。案の如く寄手城の形状を見て、是程の小城即時に攻落さん事いと安かるべし。然らば仕寄をも付べからず。只直攻に攻落せとて、楯を一面につき並べ、柵際迄攻よせ、柵を破

りて頓て塀下にこそ付にけれ。城中には兼て議定したる事なれば、鳴を靜めて音もせず。敵既に石垣に乘らんとする時、城中より思ふ圖に引付たりと見すまし、鐵砲を一度に雨の降如く打懸たり。寄手の兵は此城を思ひ侮て、只一擧に攻落さんと勇み進みし事なれば、石に打れ鐵砲にあたりて死すれどもかへりみず。死骸を踏越〳〵我先に乘入むとしけるが、城中防はげしくて破り得ず。石に當り鐵砲に打立られて、たゞよふ所を孝高時分はよきぞと思ひ、太鼓を打せられければ、兼て約せし如く、城中の兵城戸を開き鬨をあげ、三百餘人一度にどつと突て出る。寄手城下に近付たる究竟の者どもは、鐵砲にあたりて打殺され、殘る兵も多くは手を負ければ、防ぎ戰ふべき力なく、即時に敗軍す。跡なる敵は先陣の崩るゝに押立られて、一支もせず、大崩に成てぞ引にける。身方機に乘て彌勇み、追討にする程に、敵多く討取ける。姬路へ此事聞えければ、秀吉御悅不斜、孝高に感書を賜る。其詞曰、

雜賀衆藝州衆相催、舟手にて別府表取上候所、被蒐合突崩し、數多被討取儀、誠無比類御手柄無是非候。則

上樣御注進可申上候。定而御褒美之可被成御朱印候。恐々謹言、

卯月二日　筑前守秀吉御書判

小官兵御返報

○此事秀吉より信長公へ注進し給へば、信長公より秀吉へ賜る、御感書にいはく、

一昨日二日注進狀今日到來披見候。仍別所孫左衛門相抱候阿閉要害へ、藝州衆並雜賀者共相働候處小寺官兵衛尉差遣、則追崩數十人討捕之、首注文到來、先以神妙候。猶以高方無油斷可調儀事專一候。小寺官兵衛尉も粉骨之段可申聞候。度々如申聞人數等一左右次第可差越候。相替儀切々可言上候也。

四月四日　　　　　　御　黒　印

羽柴筑前守どのへ

其後信長公より、秀吉に褒美として鞍馬を賜ふ。秀吉此度の戰功は偏に孝高にありとして、其馬を孝高に賜ふ。孝高又此度の戰功はもつぱら母里太兵衛が働によれりとて、其馬を太兵衛に賜りける。

○孝高別府の城の戰に利を得、毛利家の兵打負し事を聞て、高砂の梶原平三衛、明石の明石左近も、御方に參るべき由孝高へ使者を以申入ければ、孝高許容せらる。梶原明石相伴ひ、姫路に參りければ、孝高則同道し、秀吉へ對面せしめらる。秀吉甚喜悦し給ふ。

○別所孫右衛門は小三郎に從はずして、秀吉に與力しけるが、孝高元より知音なれば、言遣されけるは、別所小三郎殿累年毛利家に從はれ候へ共、今の世の成行を見るに、毛利殿の天下には終に成べからず。當代の勢は信長の天下に既に成すましたるを見つけずして、思慮もなく毛利家を頼み、何を待居給ふぞ。去年毛利家より助の兵を出され候へども、大勢詰れて後は、使者さへ來らざる由聞ゆ。其上後詰の勢を出されざるは、別所を捨られたるか、又は筑前守武勇に恐れて出ざるか、此二なるべし。殊に近年毛利家の手に入たる播州を、斯のごとく人に取らるゝ程の柔弱なる弓矢にては、いかでか天下の主と成給ふべきや。此趣を小三郎殿へ能々御相談有て、信長へ降參させ給へ。然るにおいては本領安堵相違有べからずと申遣はされければ、孫右衛門此儀尤と同心し、再三使を以て告やりけれども、孫右衛門兄山城守おもへらく、數年の間毛利に附屬し、今更心替する事本意にあらずとて同心せず。孫右衛門孝高へ云遣しけるは、樣々言葉を盡して小三郎並家臣をいさめ申せども、更に同心不仕候。此上は力に及ばず。はや軍勢を出され候へ。我等彌味方に參り手合せを可仕と申ける。孝高此由秀吉へ告られければ、秀吉さらば三木の城を攻んと議し給ふ。然れ共三木を圍むに

於ては、毛利家より後攻をすべし。小勢にては取懸催しとて猶豫せらる。秀吉孝高に問ていはく、毛利家の勢の不意に來るをさけんため、當時爰を退て信長公の助勢を待べし。其間先何れの所にか引退て暫く陣をすえんや。孝高答て曰、書寫山可然候。其故は高山にて要害よく、僧坊多くして、寺僧の貯置たる粮米澤山に御座候間、彼寺に御陣取を被成、信長公の御加勢を御待候へかしと被申ければ、秀吉尤と思召、先退て書寫山を陣所とし給ふ。少程へて秀吉三百餘騎を引れ、別所が端城野口の城を攻落さる。城主長井四郎左衛門降參す。然る所に毛利輝元より吉川駿河守元春、小早川左衛門佐隆景、備前の宇喜多和泉守直家が兵と一つに成て、都合其勢五萬餘人、別所長治を救はんため、播州に至り、上月の城を取圍む。城主山中鹿之助加勢を秀吉に乞ふ。秀吉上月の城を助けんとて、孝高に命じて高倉山に陣をとらしむ。毛利家の兵大勢なれば二手に分つ。一手は上月の城を攻め、一手は秀吉と戰んとす。高倉山の麓敵味方眼前において、第二日にて戰ひ初りける。其後敵味方戰疲れて、相引にて勝負は決せず。秀吉使を信長へ馳て、毛利家より別所長治を救はんため、數萬の兵を指向たる由を注進せらる。信長公嫡子信忠を大將とし、佐久間右衛門尉、瀧川左近將監等を差添へ、一萬五千の兵を秀吉の加勢として播州へ遣さる。信忠は播州に下り、別所が身方神吉民部大輔が籠りし神吉の城を攻給ふ。神吉民部大輔寄手を防ぎ難くして、其弟隼人と共に切腹す。其家人は皆命を助け給ふ。隼人が子長右衛門は孝高召仕はる。志方の城主櫛橋左京進も降參す。信忠は秀吉に兩城を渡し、三木の城へ取懸給ひしが、城堅固にして守禦きびしき故、俄に攻落す事難くして、城の四方に附城を構へ、秀吉に渡して、八月十六日歸り上り給ふ。秀吉敵の大軍をさけて、又書寫山に歸り給ふ。孝高も又同じく歸らる。

○是より以前、播州赤松の家臣浦上則宗權勢有けるが、赤松氏の武威漸く衰へ、則宗が子孫盛になり、終に赤松の領地備前美作を押領す。赤松の子孫は猶播州に居住して、あれどもなきが如し。然れども則宗が孫遠江守宗景國を守る器量に非ず。是によつて又浦上が家臣浮田和泉守直家威をふるひ、終に浦上を廢して其國を奪ふ。直家備前に居て、備前美作備中の内を領しけるが、毛利輝元は尤大身なれば、隣國に在て、敵對をなし難き故、止事を得ずして是に與す。浮田は播州と毛利家の國との間にはさまり、殊に二三國の主にて輙く退治し難ければ、秀吉是を憂へ給ふ。信長公思召けるは、浮田は毛利より手前にあれば、浮田を退治して後毛利を亡すべしとて、備前へ發向すべきよし被仰出、兵を催し給ふ。此時信長公より孝高に賜る御書に曰、

至備前面可進發候、就其差越羽柴筑前守候、動幷人質等事、筑前守申次第別而馳走專一候。不可有油斷候也。

九月六日　御朱印

小寺官兵衛尉どのへ

然る處に孝高手立を廻らし、ひそかに浮田へ申遣されけるは、輝元大身なれ共、天下を取べき力量なくして、我分國の外に手を出す事成難し。はかゆくべき大將に非ず。輝元先立て大軍を卒し、備中迄出張せらるゝといへども、書寫山を攻て秀吉を追討する事あたはず、わづかに上月の城一つ攻落したるを、十分の働として進まず。又別府の城を攻んとて、毛利家の大勢來れども、我等わづかの勢を以て、打散しぬ。只今の時勢を考るに、信長既に天下の都を領して、四方に下知をなし、分國多くして敵國次第に歸服し、殊に武畧勝れ、其下の大身なる士にも武勇の名有者多し。旁以て當代の天下の主と可成人なり。貴殿數年毛利家へ屬し給ふといへども、元來毛利家の恩を請たる人にあらず。かく力量なき大將を賴ん

よりは、只今前非を改て信長に屬し給はゞ、是宇喜多の家の長久の計成べきよし、委細に云送られければ、宇喜多直家家老を集め、此事いかゞあるべきと詮議せられけるが、若臣共に皆孝高の異見に隨て、毛利家を背て、信長へ屬したるが宜しかるべしと議定し、家臣花房志摩守を使者として、孝高を賴み、信長公へ降參を乞ければ、秀吉悦で則志摩守に對面し給ひ、啖龍の由來事有て、太刀一腰志摩守に賜る。此比輝元は備中の松山に本陣を居え、吉川、小早川を先手として、播州に出張せられけるが、宇喜多敵となりしければ、萬の事手立相違して皆本國へぞ歸られける。此時赤松備中守則房は、猶播州に在しを、秀吉より浮田氏に屬すべきよし仰付けらる。赤松は元來播州美作備前三ヶ國の守護なり。宇喜多は元赤松の家人浦上の家老なりしかば、流石其下に屬せん事本意なくや思はれけん、秀吉の命に從はず。秀吉大に怒て、赤松を殺さんとし給ふ。孝高赤松が罪なくして誅せられん事をいたはしく思ひ、ひそかにすゝめて北國に出奔せしむ。其後秀吉彼が在所を聞て、又是を殺さんとし給ふ。孝高つとめて其罪をわび申さるゝにより、やう／＼死をのがれて、終に浪人となる。赤松氏後に家康公に被召出、姓を改めて石野氏と稱す。

○其頃攝州の荒木攝津守村重、伊丹の邑なる有岡の城に籠りて、信長公に叛く。是は將軍足利義昭河州若江の城出奔の後、毛利家にたより居給ひしが、毛利家のすゝめにより、荒木に味方を賴むよしいひ遣されける故なり。信長公家臣を遣はして、荒木を諭さしめ給へども同心せず。其上荒木より御着の城主小寺加賀守政職へ使を遣し、元の如く我と一味して毛利家に屬し候へかしとすゝめければ、小寺元より荒木と一味なれば志を變じ、又毛利家に從ふ。孝高小寺を諫て曰、我子を信長公へ人質に參らせ置たれば、其を捨て候を不便に存じ、ひとへにかやうに申にはあらず。信長終に天下の主と成給ふべき人なり。

其上一旦信長に屬して、又其約を變じ、毛利家に屬し給ふ事、不義の至なれば、毛利家に、屬せられ候事不レ可レ然よし、しば〳〵諫められけれども、小寺同心せず。剰小寺氏の家老出頭人等一同に孝高を誅すべきとの隱謀ある由聞えしかば、孝高ひそかに姫路に行き、此由父職隆に語り給ふ。職隆家老を呼集め、右の趣を告聞せ給へば、家老共申けるは、信長公へ彌方人し給へと御諫め候て、小寺殿は同心なき上は、小寺殿を初御着の者共、官兵衛殿を敵に可仕事必定なり。然れば官兵衛殿重て御着へ行給ふ事危く存候間、此城に御引籠り、虛病を御かまへ、御着へ節々使を遣され、家老共を御あひしらひ、禍を御のがれ可然候。若いよ〳〵敵に仕り攻來り候はゞ、合戰を致し、寄手殘らず打取、其上にて御着へ押寄せ攻亡し可申は、案の内にて候由、一同に申せば、孝高各々異見も用心あるに似たれども、只今見えたる事もなきに、此城に籠る事小寺殿に對し、謀叛人成べし。病と稱せば必虛病なりとおもふべし。小寺殿に叛き合戰に及ばん事不義の至なり。當家の運盡きずば我身に災難なかるべし。若小寺殿にうたがはれ討るゝとも、我不義にあらず。運命の盡る所なれば、なげくべき道に非ず。元より武門に生れては、義にあたりて命を惜むべきにあらずと宣へば、職隆も孝高が覺悟尤なり。一筋に信長公を主君と仰ぎ、又小寺殿を旗頭と頼む上は、彌信長公に二心なく、又小寺殿に背かざるが、只今當然の義理なり。かく忠義を盡しても、若ひが事を以て殺害せられば、我家の滅亡是即天命の至る所と思ふべし。とく〳〵御着に行て、常の如く小寺殿幷諸臣をもあひしらひ、成るべき程は難をのがるべし。若其難をのがれ難くば、其時切腹すべしと仰ければ、孝高畏り、承候とて立出られけるが、父子恩愛の別是や限なるらんと、互に泪ぐみ給ふ。誠に武士の本意とは云ながら、忠義を守り其死を忘れて、此節御着に赴かれける。志の程こ

こそゆゝしけれ。かくて御着へ行かれければ、孝高を討んとの謀漏聞えなば、孝高は、必定姫路の城に立籠るべきと諸人思ひし處に、案の外孝高下人わづかに召れ、御着に行て常の氣色成しかば、人々安堵しける。殊に御着より姫路へひそかに目付を入れ聞せけるに、金剛又兵衛といふ猿樂大夫、播州に徘徊して、其比宍粟郡の宇野下總守が許に在しを、職隆の計畧にて、態と姫路へ招寄せ、能の催し有しかば、諸人の疑散じける。其後孝高は父と內談して、又小寺を諫められけれども、曾て許容せず。彌毛利家に同心し、信長に背かんとの議定、一同に決しける。孝高違背の色を立ずして、常の體なりと云へ共、松壽を信長へ出し置たれば、內心は定て信長へこそ一味すべけれ共、官兵衛を誅せば、父職隆必姫路に籠城すべし。かれを攻ん事ゆゝしき大事成べしとて、孝高を殺害せざりける。小寺氏孝高に申されけるは、我今度信長に叛き、毛利に屬せんと思ふも、元來我等荒木と一味にて、彼俄に志を變じて我をすゝめし故なり。荒木元の如く再信長へ心を屬せば、我も信長へ屬すべし。貴殿は先荒木が許へ行て、いかにもして彼を諫め、信長方へ引入れ候へと申されければ、孝高荒木が心底計り難く、此事如何あらんと思ひ給ひしかども、信長公への忠節なれば、辭するにおよばずして、十月下旬伊丹へ行き、町より城內へ使を遣し、事の由を云入給ひければ、荒木孝高を城內へ招入れ、力者をあまたかくし置、押へて生捕にして、其儘城中に禁獄し置ける。此事姫路へ聞えしかば、黑田の一族家人等職隆に語けるは、官兵衛殿は不慮に、荒木が爲にとらはれ給ひたる由に候。御孫松壽殿は先年より信長公へ人質に參らせられ候官兵衛殿を御たすけ、松壽殿を御捨候て、敵に御隨ひ候はんか。又松壽殿を御助け官兵衛殿を御捨候て、いよ／＼信長公へ御隨ひ可有候や。御子と御孫の間何れを御捨候はんや。御分別候へと申ければ、職隆答て曰、

官兵衛を捨て彌信長に隨ふべし。いかんとなれば、此方より思ひ定めて、人質に參らせ置たれば、信長公に隨ふは、我本意なり。官兵衛は荒木を諫めん爲に行たるを、理不盡に荒木が留置事、是荒木が不義、不ㇾ及二是非一所なり。然れば荒木に從ひて毛利家に與せん事、我本意にあらず。官兵衛若荒木が爲に害せられば、不慮の天災と思ふべし。なんぞ官兵衛を助んため、我本意に背き、敵に從んやとの給ひければ一族家臣皆尤と感じ、理に伏しける。此時職隆若孝高を助けんとて、信長公に背き荒木に與せられば、信長の憤ふかくして、荒木が亡ぶる時其禍計り難かるべきに、職隆智惠深かりし故、忠義を全して、又後の禍もなかりしなり。姫路に在し孝高の家人ども相議しけるは、孝高不慮に荒木が爲にとらはれと成給ひぬ。たとひ此後いか樣なる變ある共美濃守殿本丸に居給ひ、松壽殿長濱におはすれば、別心なく奉公を勤め、美濃守殿休夢老、（職隆の弟なり）兵庫殿、（孝高の弟なり。）下知に從ふべき由、堅く云合せ、其趣誓紙に書て、神文を加へ、本丸へ上置ける。一紙に名をしるせる輩には母里太兵衛（後號但馬）栗山善助（後號四郎左衛門晩年號備後。）宮田次兵衛、母里與三兵衛（後號淨甫。）井原右助、喜多村甚左衛門、中村喜右衛門、篠原次郎右衛門、宮井彌助、尾江右京亮、中村與市兵衛、志方左助、衣笠久右衛門、（後號因幡）後藤右衛門、長田三助、小川與三左衛門、藤岡甚兵衛、金川六左衛門、尾江宗二郎、母里九右衛門、鳩岡次郎兵衛。又一紙の誓紙に名を記したる輩には、久野四兵衛、井上彌太郎、吉田七郎兵衛、桐山孫兵衛、（後號丹波）大野權右衛門、首藤太郎兵衛、尾江與七、又一紙の誓紙に名を書たる輩には、小河孫次郎、宮內味助、東山助次郎、津田藤五郎、宮崎與太郎、河原理兵衛、鳩岡與次、桂藤二郎、山元彌助、倉與四郎、本所新六、栗山與三郎なり。孝高久敷獄中に在て、其窮盡難し。此間孝高の家臣母里太兵衛、栗山善助。井上九郎次郎（後號九郎右衛門晩年號周防）等、かはるがはる商人の形をまな

び、孝高の獄の近邊に行て、孝高の安否を伺ひける。中にも栗山善助は、伊丹の町の銀屋に知りたる者有て、孝高へ通達せん事を賴ければ、銀屋かひぐ〳〵しく領掌して、善助を我家に隱し置、夜に入て善助と同じく、孝高の獄の邊へ近付かんと徘徊しけれども、表は番きびしくして近付き難く、後には溜池有ける故、番をも置ざれば、此所を見立、夜にまぎれ、善助ひそかに池をおよぎ渡り、獄に近付、播州の様體世上の成行の事を告たりける。彼銀屋才覺にて番の者に取入、後には通達も少し自由に成ける。此時攝津國の士伊丹兵庫頭黨類に、加藤又左衛門と云者あり、荒木攝津守既に攝州を領せしより、兵庫頭と同じく荒木に屬して、伊丹の城に在けるが、孝高の獄中に苦しみ給ふを見ていたはしく思ひ、其間久しく懇にあひしらひける。孝高其情深き事を感じて、又左衛門に語りて曰、我若無恙して本國に歸なば、貴方の男子を一人我所に遣すべし。松壽が弟の如くに養育すべしと堅く約し給ひける。是に依て有岡の城沒落の後、其子加藤甚松幼少成しが、孝高の許へ來りけるを、孝高是に黑田の姓をさづけ、子の如くに愛育し給ふ。（甚松後に三左衛門と號す。此時孝高の家人井口兵助後號村田出羽と)が母の妹荒木に仕へて居たりしが、孝高の籠居の間衣服など洗清め縫調へて参らせける。荒木が孝高を禁獄したる事をば信長知給はずして、官兵衛も荒木に同心し、城中に楯籠りて歸らざると思召、大に怒り給ひて、官兵衛が人質松壽を殺すべき由、竹中半兵衛重治に仰付らる。此已前より秀吉は播州に下り、長濱には居給はず。半兵衛は信長公の臣たりしが、先年より秀吉の先備に加へ給ひしかば、秀吉の一味たるに依て、秀吉の預り給へる人質の事を、半兵衛に仰付られけるなり。半兵衛は智惠深き人成しが、信長公を諫めて曰、官兵衛既に身方に屬し、忠義の志不淺候。其上智惠ある者にて候間、強き味方を捨、弱き敵に與し申べきいはれなし。人質を御殺候はゞ、官兵衛又は其父美濃守恨をふくみ、御敵に成候はゞ、中國御退治もはか行申

間敷候間、人質御殺候事悪かりなんと再三申されしかども、信長公御憤深くして、諫を用ひ給はず。半兵衛力及ばず、松壽を殺候由信長公へ申上、ひそかに松壽を、わが領地美濃國不破郡岩手の奥菩提と云居城に遣し隱置て、最懇にもてなしける。松壽菩提に隱居給ひし時、ひそかなる住所なれば、郎徒多くも召仕給はず、井口兵助、大野九郎右衛門などあけくれ仕へ侍りける。竹中氏より伊藤牛右衛門と云士一人、松壽に付置る。又松壽今年十一歳、幼少なれども、其心を慰めんため、竹中氏より菩提寺に預置きしける十二三歳ばかりなる小坊主を付られ、常に侍りけり。幸此には江州浅井下野守吉政の家に何候せし尋太夫とり、御若をも子なり、浦若太夫平生吉政の相伴に、食せし恩意を感じ、給致信長公より亡されし時、半生食の相伴せしに、なほ上ぞ最期の相伴せざらんやとて、自害しける。長政此時竹中氏の恩意ある事を忘れ給はずして、遂に年經て後、筑前の國を領し給ふ時、半兵衛子息丹後守重門にむかひ、貴父重次の厚志忘れ難し、汝、貴方男子多く候間、一人筑前へ下し黒田家へ養育すべきよしを頼に言給ひ、慶長十七年丹後守の二男主馬十三歳成しを、筑前に招下し、誠をあたへ厚く寵遇しけ玉る。秀吉も孝高の荒木にとらはれ給ふ事を知らずして、荒木に與し、敵と成て歸らざると思ひしにや、職隆の弟休夢播州に在しに賜りし書に曰、

今度荒木逆心相構候段無是非次第候。則急速に上様被出御馬候。昨日十日高槻御馬被居、當城被載御取詰、取詰被仰付候得共、御意之由申上由候事。

一、為先勢、瀧川幷美濃三人衆武藤拙者至郡山、今居陣候。此地にも取出申付候。幷大田と申所爲他一城被仰付事。

一、右御普請今日出來候。有岡御取詰被成即　上様御馬可被相立之由候。於其上我等御人數被相添、其國へ可罷越之由、被仰出候間、急度以面可申入候事。

一、其方の儀何方相違候共不可有別條候　遲々存候處に、御覺悟堅固に無異儀通にて、竹中かたより申越候條、則具　上様へ申上、御祝着不斜候。即以御書被越候　官兵衛事別而荒攝無等閑候。今度の仕合不及是非候。然而美濃殿貴所無二之御心底感入申候。近々以面可申入候。不委候。恐々謹言

十一月十一日　羽柴藤吉郎秀吉

小寺休夢斎玉床下

○十二月信長公の諸將、荒木攝津守が籠りし伊丹の有岡の城を攻しが、勝利なくして萬見仙千代戰死す。信長公諸將に命じて、附城を守らしめ、軍をやめ兵を引て安土へ歸り給ふ。

黑田家譜卷之一終

黑田家譜 卷之二

天正七年、孝高三十四歲。松壽十二歲。

○六月十三日、竹中半兵衛重治、播州三木の向城平山の陣所にて病死す。年三十六。此人智略武勇あり、信長公に仕へて秀吉の先備となる。秀吉甚だ其死をいたみ惜み給ふ。

○荒木攝津守村重は、去年より足利義昭に賴まれ、毛利家にしたがひて、信長公に叛きけるが、今年九月ひそかに伊丹の城を逃出て、尼ヶ崎の城に入、後に毛利家に行てしたがひける。十月信長公、瀧川左近將監一益を大將として、伊丹の荒木が留守城を責らる。此時孝高は猶伊丹の獄中にあり。秀吉より孝高の叔父休夢に賜る自筆の書にいはく、

いそぎ手づかを進候。そこもとよふすにより、三木の木いのちをたすけ可申候。又みな〳〵めし出候はゞ、ほしごろしに三木をばいたし可申

候。いのちのきをさわひこ事かぎりなく〳〵、三木ゆるし候はゞ、ごちやくしかたの事のけざるようにいたし、ほしごろし候か、又はせめごろし可申候間、のけざるようにさいかく候て可然候。いさい平三びやうへ可申候以上。

十月廿八日　藤吉郎

秀吉御書判

きうむまゐる

尚々、ごちやく人じち、いたみよりうけとり可申候。これ又御心やすく候へかし。いたみの事は五三日の間とみえ申、はやくほりをうめさしまゐらせ候。ごちやくの人じちのうちにてもはて申間、我等うけとり可申候と申上候へば、我等にわたし候へと御申なされ候。又くわんびやうぎも、我等しだひと御申候間、御心やすく候へかし。此御返事により、三木ゆるし候て、しろをうけとり候て、いのちをたすけ候か、又ほしごろし候か、兩度にいちどうきわめ可申候。

十一月瀧川左近、伊丹の城を攻破りければ、孝高の牢を守りし番の者も逃去ぬ。爰に孝高の家臣栗山善介四郎右衛門來りて、孝高獄中に居給ふを見て、牢の口の錠を打はなし、孝高を出しけれども、久しく籠居し給ひし故、力よはり、足すくみて歩行かな、はず、強盛なる者におはせ、町屋も皆焼たりしかば、近村の百姓の家に入置申、寄手の士に孝高の知人ありしに、かくと語りければ、其人より衣服食物等を送りけり。孝高それより有馬湯山に至て、池の坊左橋右衛門が家に寓居し、入湯していたはりつくろひ給ふ。左橋かひ〳〵しく有馬の者共をもよほし、數人播州まで送り來れり。かくて播州に着給へば、一家の人々集りて、只死したる人の蘇生したるやうに悦びあへり。其後日數を經て、孝高やう〳〵氣力出來ければ、秀吉へ行てまみえ給ふ。秀吉孝高の手を取てい

はく、一命をかろんじ敵城へ赴かれし事、誠に忠義の至なり。久しき獄中の困さこそ堪難かりつらん、されども命全ふして、再對面することうれしけれとて涙を流し給ふ。信長公此時孝高の荒木に囚れて、彼に同心せざる事を始て聞給ひ、去年官兵衛が人質松壽を誤て殺したる事、後悔の至なり。官兵衛に對面すべき面目なしと仰けるが、竹中半兵衛かねてより孝高の荒木に同心あるまじき事を察して、遠慮をめぐらし、去年より松壽を其領地にかくし置たる事を聞召、御感悦淺からざりしと也。

○有岡の城既に破れ、荒木が一族悉ほろびぬ。小寺政職は兼て信長公に叛き、荒木に同心したる事なれば、身の科遁れがたくやおもはれけん、俄に御着の城を出奔し、中國所々に流浪して、其あやまりを謝すれども、一旦身方に屬し、其志を變じ、敵になりし故、信長公憤り給て御許容なし。其後備後の鞆に居住し、天正十年に卒す。男子一人父祖の稱をつぎて加賀守氏職と稱す。其姉妹數人あり。小寺の家ほろび、其子かくの如く零落せる事を職隆孝高深く歎き、或時秀吉へ申されけるは、小寺政職不義に依て其家既にほろび、流浪の身となりて、終に卒去候。然る上は子供の罪を御免し候らへかし、召よせ養育仕度と乞はれければ、秀吉其舊好をわすれざる志を感じ、乞所をゆるし給ふ。是に依て孝高家人衣笠久右衛門（後號因幡）を使として備後の鞆へ遣し、小寺氏をむかへ懇に養育せらる。（氏職は後に剃髪有庵と號す、筑前へ來り寛永四年太宰府にて死す。）抑政職、先に信長公に背きて、罪なき孝高をうたがひ、其身を危くせしに、今其舊惡をわすれ、却てかくのごとく情ふかく憐愍せらるゝ事、誠に恩を以て仇を報ずとはかゝる事なるべしと、世の人感じ思ひける。其詳なる事は、既に職隆の譜のうちに記し侍ぬ。職隆孝高は、始終信長公に叁らせ置給へども、小寺氏にそむかず、小寺氏にうたがはれ、身危かりし時節、度々小

寺を謙めて信長公にしたがはしめんとす、あやうき時にのぞんで節義を守り死をおそれざる事、誠に忠臣義士と云つべし。されば忠義ふかき人は、天是をたすけ給ふにや、孝高御着にて危き難をのがれ、又荒木がとらはれをまぬかれ、長政も信長公あやまつて竹中氏に命じ給し虎口の難をのがれて、父子共に運をひらき給ふ。是誠に天道の善きに幸し給ふなるべし。

天正八年、孝高三十五歳、長政十三歳。

〇正月、秀吉書寫山を出、三木の城を攻て、大に勝利を得給ふ。其上城中糧絶ければ、城主小三郎長治其弟彦之進友行自害して殘る身方を助けんために、正月十五日秀吉の家臣淺野彌兵衛方へ文を送て此事を告ける。秀吉聞給て、別所が望む所をゆるし、其翌十六日酒肴を城中にをくり給ふ。長治悦で酒宴をなす。同十七日長治早く起き、行水し香を焼て、心静に辭世の歌をぞ讀ける。

今はさて恨もあらじもろ人の
いのちにかはるわが身と思へば

其後先妻子をさし殺し、兄弟自害す。長治は勝れたる勇將にて、去年三月より今日に至るまで、城をよく持こたへしが、運命既につき、爰に至て自害し、大勢の士卒を助ける、志のほどこそ神妙なれ。長治の行年二十三才、友行二十一歳なりしとかや。其後彼邊の里人、長治が恩義を感じて、寺を立、跡をとぶらひけり。別所兄弟が首を、秀吉より信長公へ奉らる。別所既に亡びければ、播州悉く秀吉に屬して、其武威近國にふるふ。秀吉住ける姫路の城は、元來孝高父子の居城なれば、孝高に渡し、我身は三木の城を以て居城にせんとのたまふ。孝高申されけるは、三木と申所は播磨に於ては偏土にて、御居城には然るべからず候。姫路は播磨の國なかにて、地形廣く平なる所にて候。諸國の通路よく、殊に海邊近く候へば、運送の便よく候。然れば當國の主たる人は、必ず姫路に御居城よろしく候はんと申され

ければ、秀吉尤とおぼしめしけるが、終に姫路を居城に定め給ふ。

○其後秀吉播磨の近國なれば、但馬を平らげんとて兵を率して入り、岩州山口などいふ城を攻落し給ふ。又先國主山名氏の家人小田但馬が、毛利家に屬して籠り居たりし竹田の城を攻て、城主降參し城兵退散す。此城の修理堅固なる故に、舍弟小一郎秀長をこめ置て但馬を守らしめ、但州ことごとく服せしかば、秀吉は播州へ歸り給ふ。此時播州に在し秀吉の家從の内、大身なる士を但馬へ遣され、一城宛與へをかれけるが、孝高は元來播州の國士にて、秀吉の謀臣たるによつて、但馬には遣されず、播州宍粟郡山崎の城に居らしむ。

秀吉より孝高へ加祿の地を賜る。其書にいはく、

揖東郡福井庄内六千二百石、岩見庄二千七百石、伊勢村上下千百石、都合一萬石、相ニ副小帳一遣し置候條、無相違可有御知行候。御忠節次第彌可申談候。早々謹言。

天正八年九月朔日　秀吉御書判

黑田官兵衛尉殿

天正九年、孝高三十六歲、長政十四歲。

○此春孝高のすゝめに依て、秀吉姫路の城を改め築きたまふ。

○秀吉因幡國をうたん爲に、大軍を引率して發向し給ふ。因幡の國士南條氏、小鴨氏、秀吉の身方と成て先駈をつとむ。當國鳥取の城主山名大藏大輔豐國は、秀吉に屬して城を出ぬ（後剃髪して禪高と號す）毛利家より吉川駿河守元春が家老吉川式部少輔經家を城主として籠置ける。城中の兵都て四千餘人なり。秀吉六萬餘人を率して、是を圍み攻給ふ事、七月五日より十月中旬に至る。城中の糧盡て難儀に及ぶ。城主吉川式部等切腹しければ、殘る士卒を悉く助けられ、城には宮部善祥坊を入置給ふ。又同年の秋、信長公より淡路阿波を討べき由、秀吉に仰付られける。秀吉命をうけて、

先阿州を平げんため、其身は因幡に在ながら、名代として孝高を彼地へ遣さる。此時孝高の父職隆、病甚くて命も危き時節なれども、軍の命あればいなびがたくて、孝高は阿波へ赴き給ひける。父の病を憂て、子息松壽を跡に殘し、汝は我に代りて職隆によくつかふまつるべしと懇にいひおかる。又職隆に告ていはく、今度の御病心元なくは候へども、軍の命なれば辭しがたく出陣仕候。然れども松壽を殘し置候間、我御傍に在とおぼしめせといひなぐさめ、さあらぬ體にて立出給ひしが、親子の別今や限なるべきと、忍びねの涙せきあへず。松壽當年十四歳、幼少なりといへども、其志よのつねの人にあらざりければ、夜は終夜晝は終日職隆の傍をはなれず、前後左右に侍りて孝養を盡し、湯藥をもみづからこゝろみてすゝめられける。是を見きく人、長政の幼少にして孝行ある事を感じ、かやうの人世に又類あらじ、扨も此人成長の後、いかなる人となるべきかと稱美しける。

其後幸にして職隆の病も愈にける

○是より以前、阿波の三好氏の家亂れて、三好長治滅亡す。國人其弟十河孫六存保を、上方より迎へて阿波の守護とし、勝瑞の城に入らしむ。存保は三好豐前入道實休の子なり。後號民部大輔國人皆存保に從はずして、土佐の長宗我部元親に降る者多し。十河氏勢微にして、長宗我部に敵する事能はず、此故に篠原備前入道自遁、赤澤信濃守以下、阿波の士、信長公の旗下に屬せん爲め、孝高を頼て秀吉に通ず。此時秀吉より孝高へ賜る書にいはく、

阿州自遁かたより如此注進候。然ば勝瑞の城何の道にも相渡し候はゞ、權兵衛に淡洲衆召れ可令入城之由申遣候。生甚明與四者、自遁城まで可令渡海候。左樣候はゞ、其方品々被相越、野孫は城に在城して、右の兩人を自遁城へ可相越候爲其申遣候。恐々謹言。

九月十二日　筑前守秀吉御書判

黒田官兵衛殿

右の書中に、權兵衛とあるは、仙石權兵衛也。是よりさき淡路へ被遣置。生甚明與四とあるは、生駒甚助、明石與四郎也。甚助、後に雅樂頭と稱す。野孫五は野口孫五郎、三好の子安宅冬康弟也。

又、秀吉より賜る書にいはく、

書中令披見候。淡路へ渡海の儀、無油斷由尤候。生甚阿州へ相越之旨候條、其方は志智の城に在城候て先々之儀被示合、行等の事調儀專一候樣子、追々可被申越候。恐々謹言。

九月十六日　羽筑秀吉御書判

黒田官兵衛殿

右の書中に、志智の城とあるは、淡州の内にあり。

又、

書中令披見候。阿州相殘人質共、堅被相〆至志智ニ之相越之由御尤候。行の樣子委細小西彌九郎に申付を以申渡候。能々可被相談候。將又雜說申候由御沙汰之限り候。牢人共中出候者は搦取、はた物にかけさせ候。隨て讃州安富人質召れ、親父被相越候。彼表行之儀、何も皆彌九郎可申述候、謹言。

九月廿四日　筑前守秀吉御書判

黒田官兵衛尉殿

右の書中に、小西彌九郎とあるは、後に小西攝津守と稱す。安富は肥前守と云。讃岐の內、大內寒川二郡の主にて、虎丸城に住す。篠原自遁が聟なり。

又、

書中令披見候。來島一書口上之趣、聞屆委細申遣候。隨て木津土佐泊兵粮之事申付相渡候。右兩城玉藥事、先度書付分、是又申付候。其許彌丈夫に可被申事專一候。讃州表事數引込候由可然其分候。尚追々樣子可被申越候。恐々謹言。

十月十日　筑前守秀吉御書判

黒田官兵衛殿

孝高は十一月十五日阿州より淡路へ渡海し、三好が一族安宅河内守が居城由良の城をせむ。安宅降參して、淡路は平ぎぬ。則仙石權兵衛に淡路國を賜りて、須本の城に居らしむ、此後畿内中國猶事多かりし故、四國退治はしばらくやみぬ。

天正十年、孝高三十七歲、長政十五歲。

○正月九日、備前美作備中半國の國主、浮田和泉守直家病死す。秀吉の謀を以、其子八郎秀家を、秀吉の養子と稱し、信長公へ申て直家の領せし國を相續して、信長公の御朱印を頂戴させ、彌信長公に屬せしむ。

○三月十五日、秀吉毛利家の城々を責んため、播磨但馬因幡の兵を率して姫路を發騎し、備前の浮田秀家の兵を先手として、備中國に打越、先巢雲塚の城を攻給ふ。此時長政初陣にて、みづから敵を討取、高名せらる。又冠の城へ押寄、きびしく攻られしかば、同月廿三日落城し、城番清水源五郎、鳥越左兵衞、林三郎左衞門等戰死す。それより河屋の城に取詰られ、城主降を乞しかば、城を請とる。其後、同國高松の城をせめん爲、高松の東蛙が鼻といふ所に本陣を居らる。高松の城主は清水長左衞門宗治とて、毛利家譜代の忠臣なり。其兄月清入道もこもれり。輝元より檢使として、足輕の頭難波傳兵衞を遣され、小早川隆景よりも、足輕頭近松五左衞門景盛を遣し、高松の城に籠をかる。城中の兵都合五千餘人なり。此城は中國第一の名城也。上邊川の中島にて要害よければ、仕寄を付べきやうなし。其上城中より鐵砲をよくくばり打せければ、寄手打たるゝ者數をしらず。秀吉是を見給て、此城力攻にせば身方多く損すべし。此城の形勢を察し見るに、地形卑くして、二方は山近く、中に川流れたれば、せきとめて水攻にするにしかじとて、城の二方三十餘町が間に堤をつかせらる。其堤の内に川數大小七流れ入しかば、水一所に聚合て、堤の口西五十間の所大河と成て漲り

流る。是をせきとゞめんが爲に、大石多く投入けれども、水の勢つよくして、二三十人にて持たる石もたやすく流れける。又枝葉の茂りたる大木を多く切て、川上につなぎ流しかけ、其外さまざまと手立をかへて流をせかんとすれども、水つよければ竹木土石悉をしながされて、せんかたなし。秀吉これをうれへたまひて、孝高に、何とぞ才覺を以て急度堤を築立べしと仰付らる。孝高承はりて、河下のみなとにありける大船どもを人夫を多く遣して二三十艘引上せ、水上に碇(いかり)をいれ、土手の通に二三十の船を透間もなくならべて繋ぎとめ、其内に大石を多くつみ、船の底をうがちければ、船忽沈みける。かねてより其あたりの在家をこぼちよせ、竹木土石を多く集め置たりしを、沈みたる船になげいれ、即時に水をせきとめ、其後土石を以て難なく堤を築立(つきたて)ける。初此堤をつかんとせしに、水つよくしてせきとめかねしを、孝高右の巧(たくみ)を以、速につきとめ給ひしかば、秀吉御感甚し。かくて、そくばくの河水を少も洩さずせきとゞめければ、水やうやくみちたゞへて、十日を經て後、城の四方に水漫々たり。堤の上には柵をとり廻し、下には小屋を作りならべ、軍兵を置て守らしめ、日夜の警固おこたらず。日を經、水漸增りて城をひたせり。城中の者共、初の程は二階天井などに上りけれども、後には其上にも亦水上りて、家々水底になりぬれば、數千人の士卒高き梢に簀(ゆか)をかまへて集り居たり。昔もろこしの趙襄子(てうじやうし)が晉陽(しんやう)の城に籠りしを、智伯(ちはく)と韓魏の兵と共に、是を圍で水攻にせしに、城ひたらざる事只三版にして、かまどを沈め蛙を産すれども、城中の士卒そむかざりしも、かくやと思ひしられける。五月高松の城を救はん爲に、毛利家より吉川元春、小早川隆景、四萬人を率し、備中國釋迦が峯、不動が嶽、廂山などいふ所に陣をとる。秀吉の陣所と其間二里ばかりあり。其後毛利左馬頭輝元は、三萬人を率して同國猿懸(さるがけ)といふ所に陣

をとる。秀吉の陣と其間四里許りなり。此時秀吉より早馬を安土に馳て、毛利輝元大軍にて、高松の後攻に出候間、信長公御自身急度御馬を出され候て、毛利と御對陣可然と告げられける處、五月中旬、信長公幷御嫡子信忠卿、毛利退治の爲中國へ下らんとて都へ上り、本能寺へ入給ふ。高松の城中には毛利家よりの助の兵大勢來るを見て、悦をなすといへども、池水深ければ、毛利家より相通ずる事成がたし。水は彌增に城をひたせり。城主清水長左衛門、其兄月清入道相談し、難波近松にも云合せける樣は、かくのごとく水增りなば、近日の中必ことごとく溺死すべし。然らば多くの死卒、徒に水に溺れて死なん事、不便の至なり。所詮我等自害して、城中數千の兵を悉助けんとて、秀吉の家臣蜂須賀彥右衛門、松原七郎左衛門へ書狀を通し、此事を秀吉に告て、其使は艇に乘てぞ出にける。秀吉是を聞て、あはれみ給ひ、其乞所をゆるし、酒肴を贈り、翌六月二日迎船を遣さる。清水兄弟、難波近松舟にのり、船中にて皆切腹す。秀吉より堀尾茂助を檢使に遣されける。其後堤を切流し殘兵を悉たすけける。孝高此時秀吉に告られけるは、今身方は小勢にて毛利は大勢なり、久しく對陣せん事いかゞと存する也。たとひ敵に打勝といふとも、身方多く討るべし。此間勝に乘たる勢を以、毛利に和睦を相談せば、必身方の勢におそれて同心すべし。某輝元の陣に行、和睦の儀を申談ずべきと申されければ、秀吉尤然るべしと仰られ、先毛利家の僧安國寺惠瓊を呼寄せて、和睦の儀をいひ遣さる。安國寺歸りて其趣を告ければ、毛利悅で同心す。頓て安國寺來り、その旨を述ける。此時安國寺を、始て秀吉の御前に召出されけるに、辯才すぐれたる僧なれば、秀吉の御心に甚かなひけると也。右の通事に依て六月三日孝高を毛利家の陣所に遣さる。孝高吉川小早川に對面し、和睦の事を談じたまゝへば、兩人いよいよ同心にて、孝高へ申けるは、信

長公に對し、輝元全く恨を存せず候。又天下の望かつてこれなし。所詮もちかゝりの國、安藝、備後、長門、伯耆、出雲、石見、備中、半國、此八ヶ國をさへ其儘賜り候はゞ、信長公御旗下に屬し申すべき旨契約し、吉川、小早川より誓詞を出し、和睦を乞けるに、明朝必人質を此方へ請取べしと相約してこそ歸られけれ。秀吉よりも誓詞を遣さる。かゝる處に、其夜子の時ばかりに、京都にありし信長の臣長谷川宗仁より飛脚來りて、孝高に直に對面し、昨二日京都にをいて、信長公幷信忠卿を、明智日向守が弑し奉りたる由、ひそかに申て狀を捧ぐ。孝高飛脚に對し、扨ゝ汝は早く來りたり、信長公御薨去の事、必人に語るべからず。此方へ來れとて、手を引て臺所へつれ行、酒食をあたへ、休息させ、秀吉御前に來り、其狀を披露し給ければ、秀吉御愁歎淺からず、茫然としてあきれ居給ふ。孝高申されけるは、信長公の御事は、とかく言語を絶し候。御愁傷尤至極に存候。扨も此世中は畢竟貴公天下の權柄を取給ふべきとこそ存し候へ。其故は、明智日向守は君を弑せし亂臣なれば、天罰のがれ難し。是を討給はん事たやすかるべし。明智をほろぼし給ひて後、信長公の御子息兩人を、隨分御守立あるべく候。然ども御兩人ともに天下を治め給ふべき御器量にあらず候へば、必諸大名是をあなどり、天下を望み、謀叛亂逆を起す者多く出來可申候。それを誅罰し給はゞ、貴公の勢つよくなり給ふべし、と申されければ、秀吉は涙含で居給ひしが、我も左樣に思ふなり。扨只今の計略いかゞすべきと仰ければ、孝高申されけるは、昨朝信長公を明智弑し奉り候注進の飛脚、京都より此地まで七十餘里の道を、一日半夜に來る事、天の告と存じ候。今晝毛利と和睦の約束相濟申事、是又大なる幸なり。此事毛利方には、明晝前は聞ゆべからず、明朝人質請取て後は、此事毛利家え聞えたりとも、變改なるべからず。人質御請取候て後、信長公御薨

逝に付て、明智討伐のため御上り候間、後詰御頼み候と仰遣され、急ぎ攻上り明智を誅し給はゞ可然候はんと申されければ 秀吉聞給ひて尤と甘心し給ふ。秀吉仰けるは、其飛脚信長公弑され給ふ事、人に語り敵陣にもれ聞えなばあしかりなん、急ぎ飛脚を害すべしとのたまふ。孝高立て臺所にゆき、飛脚のくたびれ寢入たるを起して、我が陣屋につれゆき、信長公弑せられ給ふ事を、いよ〳〵人に語るべからず。又人に逢ふべからず、と堅く制して、家人に預けかくし置給ふ。孝高おもへらく、彼飛脚一日半夜の中に、七十餘里の道を來り告る事、是誠に天の使なり。其上飛脚に誅すべき科なくして、早く來るの功あり。世靜にならば、賞を行はるべき者也。いかんぞ是を殺さんやとて、殺さずしてかくしをかれけれども、長途に疲れ飢て、俄に大食せし故にや、其後幾程なく病死してけり。夜明て後、孝高より隆景へ使者を以、昨日申談候人質、早々御渡し候へ、と申遣されけれども、其用意仕候とて、とかくして晝過迄延引する程に、輝元の陣へも都より因幡堂の金井坊といふ山伏六月四日に下着し、信長公明智に弑せられ給ふ事を告たりければ、輝元一族家老等をあつめて、羽柴方へ人質を出さん事いかゞ有べきと會議せられけるに、或は先藝州へ歸りて、世上の成行を見給へといふもあり、又是非を決し難くして一言も出さぬも有し處に、吉川元春は天性剛強の人なりしが、進み出て申けるは、今迄人質を遣はさぬこそ幸なれ、信長薨去せられぬる上は、最早天下は此方の天下なり。羽柴、宇喜多に人質出せと申遣すべし。若異儀に及ばゞ、是迄來り居る大勢を以て、早々押寄せ討亡すべし、とぞいさみける。こゝに元春の弟隆景は、智謀深き良將なりしが、しばらく思案して申されけるは、元春のたまふ所無理なきにあらずといへども、つら〳〵今の天下の勢を考見るに、今度秀吉を討て上方に攻上り、天下の敵と戰はゞ、勝負いまだはかり難

し。若又たやすく敵をほろぼして、一旦天下を得たりとも、長く天下を守る事、其德なくしては成がたし。然れば、たとひ草創はたやすくとも。守文は却てかたかるべし。守文なりがたくして天下を失はゞ、當家運に滅亡して、元就公多年御辛勞を以、切取給ひし數ヶ國を失ひ、莫大の御功業こゝに至て絕なば、天下後世の嘲哢となるべし。是を以、元就公の御遺言にも、御死去の後必天下を望むべからずと御仰をかれ候は、未來をかんがみ、子孫長久の計にて候に、此御遺言に背き候ハ不孝の至り、冥慮にもいかゞに存候。信長既に死去し給ふといへども、子息兩人これあり。天下に數多の猛將あり、其上羽柴筑前守が働をみるに。古今に類すくなき大志ある英雄也。夫に小寺官兵衞といふ智勇すぐれたる者方人となりて是を助く、此兩人謀をおなじくせば、天下をもたやすく取べき者共なり。殊に敵は上方に居て、天下の要地にあり。身方は邊土に居て、上方の成行をうかゞへば、是纔の勢甚異なり。然れば信長死し給ふとても、必當家をおそるゝにたらずと思ひて、羽柴宇喜多も人質を出すべからず。然る時は、其まゝさしおくべきにあらざれば、合戰に及ぶべし。彼等も猛將なれば、身方の人數多く討るべし。其勝負いまだ計がたし。又羽柴都へ上り明智と戰ひて、たとひ一旦利を失ふ事ありとも、東國の大勢後詰の爲攻上りて、やがて明智をほろぼし、其後諸勢一に成て中國へ攻いらん時、大敵に對し勝利を得がたかるべし、若又羽柴上洛して、たやすく明智を討て、其威勢盛にならば、畿内近國こと〴〵く羽柴にしたがふべし。日本の都に居て、天下の要地をとらば、其勢誰か是に敵する者あらんや。且又、前日既に和睦をなし、誓詞を取かはし、人質を遣すべしと堅く約諾して、今更信長の薨去を聞、敵の衰をみて約を變せば、天理に背き、神明を欺くのみならず、輝元も我等も、背僞物に成て、武將の本意を失ひ、後代までも惡名

を流し、其上秀吉の恨は骨髓に徹し、永く當家の仇と成べし。然らば、毛利家の滅亡疑ひなし。人質を出して信長の死去を弔はゞ、秀吉の感悅深くして、永く當家の恩德をわすれずば、是必國家長久の謀なるべしといはれければ、隆景は元來智謀有て諸人信服しける故、一族家老悉此議に同じ、則内藤越前守を使者とし、秀吉の陣所へ遣して、信長公の死を弔ひ、信長公薨じ給ふといへども、和睦の儀今更變ずべからず候。向後貴方に對し、輝元、元春、隆景等疎意を存すまじき由申入、やがて吉川元春の次男又二郎經重、小早川隆景の弟四郎元總を隆景の養子と稱し、此兩人を人質として、隆景つれ參られければ、孝高出合、隆景幷人質兩人同道にて、秀吉の御前に出給ふ。隆景委細を談ぜられ、猶も信長公の御事、言語同斷に候。然れども、御子息御座候へば、御守立肝要に候。貴公御上京有て、明智御誅伐被成候はゞ、輝元も後詰仕るべく候間、御心づよく御合戰有べく候、と申されければ、秀吉大に悅で、輝元約を變じ給はゞ、宇喜多秀家（直家は既に卒し。其子秀家其國を相續す。）を此地に留置て、毛利殿を防がせ、某は上京し、明智を誅すべしと思ひし處に、此變に臨で、輝元兼て約を守り、和睦を遂られ、殊に人質兩人御出し候事、誠に二心なき義理の志、感じても猶餘あり。此義心肝に銘じ、向後永くわするべからず。信長薨じ給ふ事、誠に殘念の至也。然れども、御子息兩人これあり、諸士歷々多く候間、子息を守立申すべし。毛利殿もいよ／＼御方人頼み申なり。明智事は、主君を弑したる者にて候へば、天罰のがるべからず。彼を誅せん事たやすかるべし。去ながら若難義に及び候はゞ、後詰を賴み申すべし。此由輝元へ申させ給へとて、感淚を流し給へば、隆景暇を乞て歸られける。是よりして秀吉は、隆景を只人にあらずと思召、孝高を隆景の陣所へひそかに遣され、懇に申談せられければ、隆景孝高に向て、向後は何とぞ筑前守殿に對し、

忠を盡し可申由堅く約諾せらる。隆景は智勇勝れたるのみならず、天性正直にして、假にも僞らず、一言首尾相違すれば人にあらず、と思入たる人なりける。此故に秀吉も、後まで賴もしき人におぼしける。かくて秀吉は片時もはやく馳上り、明智を誅すべしとて、六月六日に高松を立給ふ。輝元既に人質を出し、和議調ふといへども、大軍にて近邊にあれば、信長公の薨じ給ふ時を得て、若し秀吉の上り給ふ跡をしたひ、追かけ戰はんも、猶覺束なき事なれば、秀吉も此退出いかゞあらんとおぼしけるが、孝高其外諸將の異見を御尋有、孝高申されけるは、最前築たる高松の堤、城中たゝけのため既にほり流し、うは水は引落候へども、久しくせきとめたる水なれば、猶殘る水夥しくたゝへ有之候。身方の軍勢引取たる跡にて、彼堤を切おとし候はゞ、大に漲切て大河となり、流申べし。水濁り候はゞ、中國勢いかに大軍なりとも、淵瀬見えざる大河を渡る事なるまじく候。川上に廻り候はゞ、本道より數里遠く、殊更難所にて候はん間、大軍を率して身方の軍勢に追付候事おもひもよらざる事にて候、と述られければ、秀吉實もと思召、即其手立を御用有て、孝高に後殿を仰付られける。秀吉、六月六日未の時、高松を御發騎の後、孝高彼堤を切流させ給ければ、案のごとく暫時の間に數十間の堤きれ、濁水大河と成て漲り落ければ、跡より敵のしたひ來るべき憂なく、孝高心靜に後駈し、秀吉も御心安く上方へ發向し給ふ。此時毛利家の大勢陣所を退て歸らんとしけるが、吉川元春、猶も殘多くや思はれけん、只今身方の大軍を以て主君を失ひ引て歸る、秀吉を追つめ討たん事案の内なり。信長父子は既に討れ給ぬ。秀吉を討とめば、天下は毛利家の物なるべし。天のあたふるをとらざれば、かへつてその咎をうくとは此時の事なり。急ぎ追かけ然るべき由、舍弟隆景に告やりける。隆景は同心せずして、吉川が來るを待居られける處に、

吉川急ぎ馳來り、大に怒て最前使を以告やりしに、何とて猶豫して時刻を移し候や、いそぎ秀吉を追かけ、打とゞむべしといひければ、隆景例の物靜なる氣色にて、仰のごとく秀吉を只今追討にせば、たやすく討取申べし。然らば天下は毛利家の天下となるべし。其時天下をば元春御とり有べきと思召候や、といはれければ、元春返答なし。暫有て隆景又いはく、我等に取候へと思召候や、我等は輝元をさしをきて天下を取候事は道理にちがひ候へば、成がたく候。輝元は天下の主となる器量にあらず、若輝元を天下の主とせば、忽天下を失ふのみならず、毛利家も滅亡すべし。然れば只今迄の分國を堅く守りて失はざるが、當家長久の計にて、元就公への孝行たるべく候へば、向後誰にても天下を取べき人を助けて、當家長久の儀然るべく存候。故秀吉追討の事同心に存せざる由申されければ、元春さしもたけくいさめる將なりしが、道理にや屈しけん、涙をはら〳〵と流し、扨々是非に及ばず、只今ほどのよき機會を失ひて、秀吉を討もらし、天下を人にあたへん事、實の山に入て手をむなしくして歸ると云つべし。誠に殘念の至なり。去ながら、其方の申さるゝ所、道理至極せりとて兄弟打つれて歸陣せられけるとかや。

一説に、元春の子元長は、用事有て三澤監物が許にゆき、其趣に和議ことの〻誓詞を取かはせしが、元長歸りて後、毛利家の陣にも信長逝去し給し事京都より告來る。元長のいはく、されはこそ、無約而乞和者僞也とは是なり。元春隆景は誓詞を出し給ぬ、我は誓詞をせざればさて秀吉をうつべしとて、既に家人に命じて陣用意す。元春も亦此儀に同心せしかども、隆景制しいはく、元就の遺言にいかやうの事ありとも、天下に望をかくべからずと也。若羽柴を討て天下を望まば、先此遺言にそむき候。其上神文をないがしろにする事、神明のおそれあり。又既に約したる事を、信長の死せし故に變つて約を變じ、敵いをさへたらん事不義なりと、さま〴〵にいさめられしかば、元來隆景智慮ある人なれば、元春も是に從へり。是に依て元長力及ばずして、其事やみぬ。

翌日は大雨降り洪水出しかば、秀吉路に逗留し、八日に居城姫路の下を通り給ふ。此時秀吉も姫路に一宿せんとおぼしめし、士卒も皆我家に入て休息すべしと思ひける處に、孝高秀吉を諫め申されけるは、姫路へ御立寄候はゞ、諸の士卒各我家に歸り、妻子に心をとゞめ、勇氣をこたり候べし。其上かりそめの旅にさ

へ家出は遲きものにて候。況や是は久しく在陣の後、又敵陣へむかひ候をや。若遲々に及び候はゞ、筒井順慶、細川與一郎を始として、明智に與する者方々より馳加り候べし。たとひ心底は同心仕候とも、其合戰に出合ざる内は、双方の勝負を守り居て、勝たる方にしたがふべし。既に其塲に出合一味をなし候はゞ、ゆゝしき御大事たるべし。明智に勢つかざる先に、一刻も早く御上り候て、御合戰あるべし。必姫路へ御立寄なく、直に御打通り候へと申されければ、秀吉げにもと思召、姫路の城下を直に御通り有て、諸士下部に至るまで、一人にても我家に立寄候はゞ、忽誅戮すべき由、堅く下知し給ふ。三畧にいはく、將內顧則士卒婬と、孝高の秀吉をいさめ給ふも、此意なるべし。此時孝高の才覺にて、姫路へ先に人を遣し、粥を多く煮させ置て、惣軍勢の城下を通る時與へらる。三軍の士卒是を食して、皆力を得たり。扨毛利家の人質兩人をば、姫路の城に被入置、十二日に、秀吉播州天神の馬塲に着給ふ。

毛利元就は、賴朝の臣大江廣元が遠孫なり。元就初は安藝國多治比の鄕にて、わづかに三百貫を領せられしが、良將なる故中國を打したがへ、十州の大守となれり。廣元が子孫久しく沈淪せしが、元就に至て家を起せり。元龜二年六月十二日、七十四才にて卒す。八子あり、嫡子隆元、四十二才にて卒す、是輝元の父なり。二男吉川元春、秀吉につかへずして、はやく隱居す。三男小早川隆景、才智武畧あり、秀吉につかへて甚敬信せらる。四男尼子十郎元秋、早世す。五男穗田治部大輔元淸、是宰相秀元の父なり。六男天野庄六郎元政、七男毛利大藏大輔元廣、八男小早川元總なり。吉川、小早川、尼子、穗田、天野、皆他家の跡をつぐ故、毛利をば姓とせず。嫡子隆元早世の後、其子輝元嫡孫なれば、十二才にて元就の家をつぐ。元總は隆景の養子と號して、小早川を姓とす。元服せられ

し時、秀吉より藤の字秀の字を賜り、藤四郎秀包といふ。後に筑後の久留米の城主たり。侍從に任ず。關ケ原の合戰に秀頼方に與し、且病死して其家ほろび子孫沈淪す。

此時、備中にて秀吉と毛利家との和議既に調ひ、秀吉は明智誅伐の爲上らんとし給ける時、孝高を小早川隆景へ遣し給しに、孝高思ふ子細有之候間、毛利家の旗を二本御かし候へと談ぜられければ、隆景不審なる躰にて思案せられしが、旗ばかり遣し候ては御馳走に成まじく候。輝元、人數は爰元に居合申さず候間、我等手勢ばかりにて御供仕べきやと申されける。孝高隆景に向て、御不審だに候　然ども何の子細もなき事にて候　貴殿御上りに及ばず、旗ばかり御かし候へ、と重て申されければ、隆景、然らば御望に任すべしとて、旗二十本に旗奉行旗さし相添、孝高の所望のごとく旗を上せらる。又宇喜多秀家の家老共、備前の片上まで秀吉を送り行たりしが、暇こふて歸らんとせし時、是又孝高の才覺にて旗十本ばかり備給ふ。備前播磨の內は身方の國なれば、旗をしぼらせられけるが、兵庫邊にて兩所よりかりし旗どもこと〴〵くはらせ、秀吉の陣の先に立らる。是は敵の方より物見の者共出ん時、又合戰にのぞむ時、毛利、宇喜多、兩家共に秀吉に與し、先手として上りたると見ば、敵の氣をうばひ、身方の勇をすゝめんとの手立なるべし。秀吉是を見給ひて、御感悅淺からず。若き者共、か樣の事を見て後學にすべし。弓矢は謀にて勝ものなり、敵を切、首を取はわづかなる匹夫の働に誰もなる事なれば珍らしからず。官兵衞の今の謀は、凡人の及ぶ所にあらず。か樣の手立をすることそ、誠の大切とはいふべけれとぞ仰ける。

或説に、此時毛利家より秀吉に、權兵部大輔に鐵砲五百挺・旗三十本加勢せらる。秀吉十一日尼が崎にて落髮し給ふ

○明智日向守は、六月二日に信長公を弑し奉りて後、京都の仕置あらまし取行ひ、同月四日都を立、翌日江州安土に着て信長公の城をうばひ取、信長公の夫人幷幼少なる御子息

なば明智の來らざる先に、江州の蒲生賢秀其子氏郷安土を出し、同國日野といふ所にいれまゐらせらる。又畿内をしづめんとて、山城國洞が嶽に至る。八幡山の東にあり。山城河内の境なり。秀吉既に播州江口邊まで來り給ふ由聞えしかば、明智驚き、同十二日山崎の北勝龍寺の城に入。明智思へらく、山崎の寶寺はよき要害なれば、敵に取れてはあしかりなん。急ぎ馳行、先、寶寺に陣を取べしとて、先手の兵を山崎へ遣しけり。秀吉も寶寺を敵にとられじと、早馬五十騎ばかりいそぎ先へ遣さる。其兵共はやく馳着て、寶寺へ馬を乘あげ見れば、明智が兵も早近付たり。秀吉の五十騎の武者跡をかへりみ、まねきければ、孝高其時相續て先陣をつとめられしが、是を見て馬を急に乘上らる。孝高急ぎ給ふを見て、二三の侍も續て馳ゆく。秀吉もいそがせ給ふ。明智方も大勢馳來る事は早かりけれども、秀吉の物見の兵、寶寺の下に馬を乘ならべたるを見て、はや敵に山を取れたりと思ひて攻上らず。其後合戰始りけるに、秀吉の軍勢は山上より押おろして戰ふ。其中に宮脇長門守先陣して、山上より高きがけを馬にておとしければ、大勢是を見て續て皆乘おとしける。孝高は秀吉の命にて山上へはのぼらず、山の腰を廻り給ふ。是敵を上下よりさしはさみ討んとの謀なり。明智は此時、寶寺の下に陣を取て居たりしが、戰に打負て敗北し、又勝龍寺の城に入しかば、身方の兵大勢にて、勝龍寺の城を四方より圍み攻る事急なり。此時孝高の手にも戰あり。城の大手の一の木戸口にて、敵方に、ゑつりに金の短册の指物さしたる武者を、栗山善助鎗を合せ討取ける。是孝高の家人の内一番首也。孝高思案して秀吉に告給ひけるは、明智一命を捨て防がんと存候も、附添ふ士卒は此大軍に圍まれ、數千のかゞり火に氣を屈しなば、必逃去らんと思ふ心出來候べし。今夜一方の攻口をあけ候はゞ、士卒大半落失申すべし。然らば明智は今夜城をあけて落行か、若其まゝ籠城仕候とも、敵の人數減じ候はゞ、明日の合戰身方に勝利

を得ん事たやすかるべく候。明智が領地丹波の方の圍をさきて攻られ、然るべき由申されければ、秀吉尤と思召て、北の方の攻口をあけ給ふ。案のごとく、其夜城中の士卒彼あきたる方より大勢落うせ、殘る兵すくなければ、戰はんとするに力なくして、其夜半ばかりに、明智日向守從者五六人召つれ、ひそかに城を出て、江州坂本の城へとこゝろざし、本道をば通らずして、伏見山を通り、山中にて物の具ぬぎすて、小栗栖を通りける時、鄉人ども出て、藪の內より鎗にて突ける。光秀手を負ければ、持たる鎗を田の中に立置て逃たりける。鎗を立置し事は、鎗を捨て逃たりといはれじとなり。其後鄉人に討れける。明智が城を出て後、其餘の敵ども落行ける。光秀は此時五十七歲なり、主君を弑して天下を奪はんとせしかども、天罰なじかはのがるべき。かねて思ひし事一もかなはず、我にしたしき人皆そむきて、信長公を今月二日に弑し奉りし後、わづか十一日を經て、同月十四日ほろびける。孝高是を追て桂川を通り給ける時、孝高の母の一族桂の里に在しが、孝高の家人の戰ひつかれたる飢を助けんとて、酒食を多く持出、桂川の邊にて小寺官兵衛殿の御家人と、聲々に呼て食物を與へける。或は孝高の家人ならざれども、飢たる者は僞て其饗應をうけゝるとぞ聞えし。此度秀吉勝利を得、不日に明智を誅し給ふ事、偏に孝高の智謀を以、勝龍寺の城一方の圍をあけられし故により、又寶寺へ早く馬を乘あげ、後陣を進め給し功もそくばくなりとかや。凡此比孝高の武畧多き中にも、備中高松の城攻の時、土手を築留られし事、同所にて毛利家と和睦の才覺、又同所を引とり上方へ上り給ひし時、堤をほり洪水を流して後馳せられし事、勝龍寺の城攻の時、後一方をあけられし事、凡此四度の術殊更奇妙の智謀なりとて、秀吉甚感じ給ふ。此時秀吉より織田三七信孝に贈り給ふ書あり、其畧にいはく、

重て十三日の晩に、山崎に陣取申候。高山右近、瀬兵衛、久太郎手へ、明智段々に人數を立切懸り候處に、道筋を高山右近、瀬兵衛、久太郎切崩候。南の手は池伊者、我等者に、加藤佐內、木村隼人、中村孫平次切崩候。山の手は小市、郞前野將左衛門、木村勘左門、黒田官兵衛、神子田半左衛門、其外人數を以て切崩候て、則勝龍寺を取卷申候、以上。

九月廿六日　在判

安國寺

右の書に、昭光といへるは、義昭に扈せし牧島玄蕃允也。

其後、又義昭より使者を被差越、孝高に賜りける御書にいはく、

今度歸洛の義申候處、秀吉同心の由、悅喜此事に候。併馳走故候。彌宜樣可入精段、偏賴入候。爲其差越晴助太刀一腰、馬一疋遣之、委細安國寺可申候也。

十月廿一日　御書判

黒田官兵衛尉どのへ

○此頃將軍足利義昭は、流浪の身となり、中國邊におはしけるが、信長公薨去し給ひて、後歸洛の事を秀吉に賴み給ひ、安國寺へ御書を賜りける。其詞にいはく、

態染筆候。藝州和平の儀、彌無異儀候哉、次歸洛の事雖レ不レ可レ有二油斷一、申二聞秀吉一、急度令馳走候樣、肝煎賴入候。蜂須賀、黒田儀、是又別於入精者、可悅喜由、可相傳段簡要、猶昭光可申候也。

○今年、孝高の次男熊之助生る。

天正十一年、孝高三十八歲、長政十六歲、

○信長公薨じ給て後、秀吉威勢漸盛に成ければ、越前の柴田勝家秀吉を討んとて、二月に佐久間玄蕃允盛政を大將として、加賀、能登、越前の兵二萬人を指

遣し、越前と江州の境中の河内に陣を取、秀吉も近江の長濱より御馬を出され、同國餘湖の海に近き志津が嶽の邊に至り、軍の備を定め給ひ、諸勢を十三段にわかつ、孝高は第五の備たり。秀吉の兵、佐久間と對陣すといへども、此時は戰はずして退く。四月秀吉美濃より出て、又志津が嶽の邊に赴き、南の嶺に陣を取給ふ。柴田が大將佐久間玄蕃允、一萬五千の兵を率して志津が嶽の北の嶺に陣をとる。かくのごとく敵身方の兩將は、南北の嶺を本陣とせしに、兩方の先手は谷へ下合て鎗を合す。此時秀吉より先勇士を出して、挑戰はしむ。福島市松先驅して首をとり、秀吉の御目にかける。其外秀吉の勇士、加藤虎之助、加藤孫六、平野權平、脇坂甚内、粕屋助左衛門、石川兵助、片桐助作、凡七人、進み戰て柴田が先手を北の嶺へ追あげ、分捕數多して比類なき高名せしかば、世俗に是を志津が嶽の七本鎗と號す。石川兵助は、其所にてやがて討死す。福島市松戰功すぐれたりといへども、戰場かわりたる故、七本鎗の數にいらず。柴田方より二陣入替て防ぎ戰ふ。秀吉より二陣に孝高おり合て攻戰はる。吉兵衛長政十六歲なりしが、能武者一人討取高名せらる。かくて敵方の旗の手動く體に見えけるを、孝高の家人竹森新左衛門申けるは、敵の旗色あしく成候、此機に乘て手いたく攻戰はゞ、敵必敗軍すべし。急に備をおしてかゝり給へといひければ、秀吉の臣木村常陸介聞て、敵の旗本備を立かゆるなり、敗軍にあらず。しらざる事を申とてしかりける。孝高しばらくうかゞひ見て、いや／＼新左衛門の申すごとく、敵陣敗れぬべききざしなり、急ぎ旗をすゝめおしかゝれと下知し給ふ。新左衛門旗を進め、惣勢押かゝれば、案のごとく敵一支もせず、忽に敗北す。此時孝高の陣に敵多く討取る。孝高の家臣菅六之介も、能武者二人討取高名をあらはしける。生年十七歲、今日初陣なりしとかや。孝高甚稱賞し給ふ。後に和泉と號す。柴田二陣敗北す。秀吉の大勢勝に乘て競ひかゝる。柴田が本陣、その兵纔三千なれば、對揚すべき樣なかりしかども、勝家はもとよ

りたけき大將なれば、此勢を以、猶秀吉を待受て戰はんとせしを、家臣毛受勝介元親、柴田をいさめて勝家が金の御幣の馬じるしを請取て、志津が嶽の北、柳が瀬の少南、橡谷といふ所にて（志津が嶽より北一里半にあり。）柴田修理亮勝家と名のり、主の命にかはり、其兄茂左衛門と共に討死しける。その間に、柴田はしばらく虎口の難をのがれて、居城越前の北の庄の城へ引しりぞく。秀吉やがて進んで北の庄を攻らる。柴田勝家勢つきて、終に自害して落城す。

○其後、秀吉大坂の城を築き給ふ。秀吉より河州丹北郡内住道村において、長政に始て領地を賜る。此比は畿内にて領地を少ばかり賜る人多し。大坂へ詰ける造作料なり。是を馬の草飼料といふ。いにしへもろこしにて湯沐の邑といひ、又朝宿の邑などいひしがごとし。

○秀吉より、吉川、小早川、人質上すべき由仰付られければ、吉川より二男又二郎經重、小早川より四郎元總を上せられ、極月初泉州境につく。上使として孝高并蜂須賀彥左衛門を遣さる。秀吉おもへらく、元春は天性氣あらくして物をやぶり、人情に背くべき士なり。然ればたとひ人質を出すとも、それに拘らずして我が人質も、隆景が人質をも、共に捨て約を變ずる事あるべし。若わが人質を出さずば、隆景が人質ばかりを捨させて、わが人質出さぬとて約を變ずる事は、諸人の思ふ處をかへりみて、左は成がたしとおもひはかり給ひ、隆景一人の人質にてよしとて、元春の人質をばかへし給ふとぞ。是秀吉の智謀の巧なる處なり。安國寺は此時人質の案内として差添上せられけるが、才覺辯說すぐれたる者なれば、秀吉是を悅でとゞめ置召つかはれける。

天正十二年、孝高三十九歲、長政十七歲。

○今年長政、蜂須賀彥左衛門正勝の息女を娶り給ふ。

○秀吉卿、信長公の御子織田信雄と矛盾に及び、彼と戰はんため、尾州小牧山に赴き給ふ。其隙をうかゞ

ひ、紀州根來雜賀の土賊等兵を起し、大坂邊へ打出んとす。秀吉卿其おさへとして、和泉の岸和田の城に、中村式部少輔を遣しをかれ、又黒田吉兵衛長政、蜂須賀小六家政、赤松下野守、明石左近、生駒雅樂頭、黒田兵庫助を添番として遣さる。然る所に三月廿日の朝、根來雜賀の凶徒等、船と陸と二手に分て來り戰ふ。一手は船にて境表へ動き、一手は大勢岸和田に寄りける。長政いさみ勇んで攻戰ひ、眞先に進んだる敵二人をみづから切ふせ、其外悉切崩し、敵多く討取給ふ。此時境表へ動きける敵も、同日の晩又岸和田へ攻來りけるを、長政ふたゞび戰て悉切崩さる。長政の家臣栗山善助、菅六之助等、兩度の戰に手柄をあらはしける。此由秀吉卿聞給て、長政へ感書を賜る。其文にいはく、

去廿三日書狀幷首の注文到來候、寔に此度の合戰大儀の處、即時に切崩候段、粉骨無二類候。我々留守中如此働無是非候。一方明隙與者候、此表の儀、明日うるまで寄馬。清須表へ押詰可相動候。於時宜は不可有氣遣候。將又備前衆於相越は早々此方へ可越候。猶近々可申候。恐々謹言

三月廿六日　筑前守秀吉御朱印

黒田吉兵衛尉殿

長政若年にて、一日の中兩度の合戰に手を碎き、大敵を退けられし事を、秀吉卿感じ給ふ事甚し。仕合よき大將達なれば、辛勞ながら早々此表へ被越候へと仰遣されければ、長政小牧へ參られける。今度戰功の褒賞として所領を賜る。其文にいはく、

今度至和泉表、根來雜賀湯川始罷出候處、及一戰術崩、首數多討捕無比類候、爲其褒賞貳千石品付別紙有之宛行訖全可領知狀如件。

天正十二年卯月十二日　秀吉御書判

黒田吉兵衛尉殿

此時孝高は、毛利家の國と宇喜多秀家領分の境目を改め正すべしと、秀吉卿より仰付られ、蜂須賀彥左

衛門とおなじく備中へゆかれける故、岸和田の軍には孝高も彦左衛門も向はれず、吉兵衛幷彦左衛門子息小六をぞ遣されける　備中國は毛利と宇喜多と兩方より分ちて領せし故、入合たる境の所を川切に榜示を立定めらる。

○秀吉卿より孝高へ加祿の地を賜る。其書にいはく

爲扶助、播州宍粟郡一職遣之候、可全領知の狀如件。

天正十二年七月十八日　秀吉御書判

黒田官兵衛尉殿

宍粟郡は、播州の大郡にて數萬石の地なり。

天正十三年、孝高四十歲、長政十八歲。

○三月秀吉卿内大臣に任じ、正二位に叙し給ふ。同月みづから御馬を出され、紀州根來寺を攻取り給ふ。それより熊野邊を討んとし給しに、彼地の社人鄉人等降參しければ、弱浦より大坂に歸り給ふ。

○土佐の長宗我部宮内少輔元親は、累年の間に四國を大略打したがへ、威をふるひて秀吉公に服せず。秀吉公是を討ん爲に、孝高へ御書を賜る。

急度申遣候。仍長宗我部爲成敗至于四國、來月三日此方出馬渡海候。成其意其以前も爲先勢淡州へ可着岸候。聊不可有油斷者也。

五月四日　秀吉御朱印

黒田官兵衛尉どのへ

其後、秀吉公四國を平げんため、御舍弟大和中納言秀長卿を大將とし、御をい羽柴中納言秀次卿を副將として、凡六萬の兵を差遣さる。此時秀吉公みづから四國へ御動有べかりしを、越中の守護佐々陸奥守したがはずして、北國いまだ平ならざれば、泉州境の大坊に陣をすえられ、四國へは渡海し給はず。秀長卿は大和の勢を率し、和泉の國より船に乘て出陣し、阿波の土佐泊に着給ふ。秀次卿は丹波の勢を率して播州より船に乘、淡路の岩屋に着陣せらる。毛利輝元も秀吉公へ加勢として、豫州へ兵を遣し、敵

を平げん爲に、其身は藝州にありながら、叔父小早川隆景を將として、三萬人を渡さる。其勢安藝國より船に乘、伊豫國宇麻郡天滿に着、孝高幷蜂須賀彦左衛門は軍の檢使として、備前の宇喜多八郎秀家、其外仙石權兵衛、備藤甚左衛門、杉原七郎左衛門、小西彌九郎と共に、讃岐の屋島に押渡り、北の岸にとり上る。岸せばき故大軍を置がたく、早々引下る。此大勢を見て、屋島のむかひ高松の喜岡の城に籠りし高松左馬助等へ其妻子、次に士卒の妻子共を田井の郷へおとす。寄手やがて牟禮高松に陣をとり、喜岡の城を攻落す。高松左馬助は長宗我部に屬せし香西伊賀守が旗下なり。伊賀守が居たりし香西郡藤尾の城より、喜岡の城へは、陸地の路程四里なれども、海越に間近く見ゆる所なれば、喜岡城落たる體を見及び、城中の旗を下し、上方勢來らば降參せんと用意す。然るに孝高は、山田郡の郷人を招きよせ、讃州の事をとはれければ、郷人答ていはく、近年國中の諸士ことごとく土佐の長宗我部に降參す。大身なるは香川五郎信景、香西伊賀守なり。土佐衆には國吉甚左衛門、當國西長尾にあり。又當國の植田郷に長宗我部元親新城を築き、長宗我部右兵衛尉を名代とし、細川源左衛門を指そへ、人數二千五百餘人をこめ置、元親は阿波國大西の白地の城に居て、後詰をなすべき計なりと聞え候由申ける。孝高是を聞、さらば植田の城をせむべしとて、宇喜多家の兵五千餘人を相具し、見分の爲に發向し給ふ。其路次に敵のつなぎの城、由良山池田といふ兩所にありけるが、孝高の旗を見て、城を捨て逃去ける。孝高逃るを逐て植田郷に入、其地勢を見分して早く引取り、道すがら少々放火して、牟禮高松に歸り給ふ。孝高翌日諸將に向てのたまひけるは、當國の敵を聞に、はかばかしき者はなし。國中の小城共攻落したりとも、功に立べからず。長宗我部は阿州に居る事なれば、先阿波國へゆき、大和中納言殿に對談し、長宗我部を討

べし。阿波の敵ほろびなば、讃州は戰はずして分散すべし。無用の所に力を盡さん事然るべからずとありければ、各此議に同じ、阿波國へ赴かれける。元親其身は阿波の大西に在て、讃州植田に城を築き、池田由良山につなぎの城を築き、わざと小兵をこめ置て餌とし、上方の勢是を攻んとて來らば、植田の山間に引いれ、其時自身大西より幹内の嶮越をして植田に來り、軍を分て間道をめぐらし、敵の不意に出て、前後左右より戰ひ、一時に勝をとらんとはかりしに、孝高敵の謀を明に察し、植田の城におもむかずして、阿波の國に加り給ふ。元親も植田の城を見分せられしは孝高なりと聞て、宇喜多、仙石をあざむき、大に勝利を得べしとはかりけるに、孝高といふ古兵に見しられて、謀をむなしくなしける本意なさよとて嘆じける。かくて讃州在陣の諸將は、二萬三千餘人を率して、大坂越より阿波の撫養に到着す上方の兵六萬人と合せて、八萬五千餘人に成ぬ。秀長秀次は此時東條關の兵衛が籠りし撫養の木津の城を攻られしが、關の兵衛は大軍の來るを見て、城をあけ土佐國へ歸る。それより秀長は同國一宮の城をせめ、秀次は岩倉の城を攻らる。秀長秀次は孝高の來り給へるを甚悦び、孝高には秀次をたすけらるべき由にて、岩倉の城へぞ向はれける。此城險要の地にて、城の守將は長宗我部掃部頭とて大剛の士なり。秀次城を攻べき謀を孝高にとはれけるに、孝高答ていはく、此城要害よければ、人力を以攻べからず、謀をめぐらし、敵の心を屈し、あつかひを以城を降すべしとて、此旨秀吉公へ達せられければ、秀吉公より、謀は大小となく孝高に任せらるべき由仰越されける。孝高即一の謀ありとて、村木を集め城中の櫓より高く組上げ、城中を見すかし、爰かしこより大鐵砲を仕懸、一日に三度ときを作りて打かけらる。城兵勇猛なりといへども、四萬餘の大軍山野一同にとりかこみ、同音に鬨をあげしかば、大山も崩るゝ

がごとし。府中城を守して降參の志あり、孝高是を察して、あつかひをいれ給ひしかば、やがて同意して城をあけ渡し、籠城の兵衆（へいしゆ）は皆土佐國へ歸りける。孝高の謀にて兵力を勞せずして、日數十九日の間に城を降し給ける。讃岐の植田城を圍みしかば、勝の城に籠りし長宗我部新左衛門等も、城を捨て土佐へ歸る。其外讃州の城々も、孝高かねてはかり給しごとく、或は降參し、あるひは落失て、ことごとく平ぎぬ。此時孝高の智略甚多し。皆以て感拜す。孝高、播州に於て近邊の小城共々に征す、其功多かりしさかや。其外因幡、伯耆、淡路、阿波、讃岐等の他國に於ても、又孝高、長政の戰功いくばくといふ事をしらず。然れども世遠く人亡びて、其事傳はらず。其上戰國の世の習、武事のみ專にして、文事をおろそかなれば、莫大の功あれども記錄するものなければ、むなしく成て傳らず。おしむべし。伊豫は隆景の戰功にて治りぬ。其時長宗我部元親降參して四國平ぎぬ。長宗我部には土佐一國を賜り、其外は讃岐をば仙石權兵衞秀久に被下、阿波は蜂須賀小六家政に賜り、伊豫國にて三十五萬石を小早川隆景に賜り、一萬三千石を安國寺惠瓊、三千石は來島（くるしま）、一萬四千石は得居に賜りける。此時孝高を伊豫國へ遣され、右の數人に賜る所の知行を配分せしめ給ふ。孝高、秀吉公の內意を隆景に告ていはく、先年吉川、小早川、伊豫の河野加勢として數度出陣、有難候。今度伊豫國を隆景に賜り候。來年は九州御征伐と思召立候。元春は隱居なりといへども、元長父子の功者なれば、九州陣の事可賴あるべし。九州平均の上にて、筑前一國を元春に賜るべく候。是先に兩川大友と筑前をあらそひ、取合（とりあひ）の地なれば、吉川に筑前を賜りて、兩川ともに本意の爲にかくのごとしとの御事なりとぞ、孝高此時豫州に留る間、河の上の烏帽子が府の城に居給ふ。

○同年七月、秀吉公關白に任じ給ふ。

〇六月廿二日、孝高の父美濃守職隆、播州姫路にて卒し給ふ。彼地心光寺に葬る。歳六十二。法名心光院滿譽宗圓。

黒田家譜卷之二終

黒田家譜 卷之三

天正十四年、孝高四十一歳。長政十九歳

〇此頃は亂世にて天下いまだ一統せず。國々處々の城主主君なくして、面々に領地をもつ。世俗のことばに是を國代(くにだい)といふ。一國に地頭七八人、或は十餘人有之、各城をかまへ、大は小を侵し、强は弱を掠て、互に合戰やむ時なし。就中[illegible]は遠國にて、[illegible]、上方の往來稀なる故、秀吉公の武威の甚盛なる事を知らずして、其下知にしたがはず。殊に薩摩の島津修理太夫義久は、秀吉公に歸服せずして、[illegible]、日向二ヶ國を押領し、其後、豐後の大友、肥前の龍造寺と國を爭ひ、しばしば兵を出して、近國を侵し、こゝかしこ我が旗下に屬せしめんとす。近年大友、龍造寺に衰へしより以來、九州の諸侯、島津にしたがへり。秀吉公これを聞給ひ、左あらば、薩摩は[illegible]島津を征伐し、九州を平らぐべし。其

間、毛利輝元、吉川、小早川、幷阿波、淡路、讃岐、土佐の勢を筑紫へ下し、成次第に敵を平らぐべし。孝高は、我名代として、諸將の命令をつかさごり、軍法を正し、合戰をなさしむべしと仰付られ、孝高を軍奉行として、豐前へ被差下。豐前國は、上方より、九州への渡口なれば也。靜謐の後、九州の內、一國たまはるべきよし仰せらる。是に依て人數を召抱へ、凡三千ばかりにて下り給ふ。孝高、此頃勘解由次官に任ぜらる。是よりさき、既に小寺の姓を改めて、本姓黑田を稱し給ふ。七八月は、海上風波あらき時なれば、陸地を下るべしと仰付けられ、七月二十五日京都を立て、山陽道にかゝり、十餘日を經て、豐前の小倉に着、又安國寺、宮木右兵衛入道も、評定のため、孝高に添遣さる。孝高は、諸軍の進退をつかさごりて、其謀主たり。毛利右馬頭輝元も、秀吉公の命を蒙りて、中國の大勢を催し、まづ其先手として、其叔父吉川駿河守元春、小早川左衛門佐隆景を豐前へ差下さる。此兩人は、八月十日に藝州を發して、豐前へ向ふ。輝元は、同十六日に、居城藝州廣島を立、數日を經て、豐前の國門司の關に着陣し、やがて其所に要害を構ふ。是まづ根を堅ふするの謀なり。追々に下る軍勢共、何も、長門の赤間ヶ關に集りて、其後豐前へ渡海す。やがて秀吉公より飛脚を以、孝高へ賜る御書にいはく

先度幾申付遣候條、懇雖申聞候、自然之仰出候も、失念も可有之と被思召、以一書、被仰出候條、安國寺と談合有之、隆景に申聞、無越度樣に、諸事分別可有之、何之道にも、豐後と門司の要害之間、又は、門司之要害と關戶之間、通路不切樣に專用に候。筑紫之儀、敵身方共に、才覺此時候條肝要之由、隆景へ能々可申候。油斷有間敷と思召候得共、九州之儀、御不案內に候間、無御心元被思召候、節々以飛脚、可致言上候。少之儀に不寄、可被申越候、不可油斷候也。

八月五日　秀吉御朱印

黑田官兵衛殿

宮木入道どのへ

又、同時に賜りたる覺書にいはく、

一、殿下筑紫之儀、御無案內候。大形御さけすみにて、被仰出候條、可相違候間、元春、隆景、安國寺御さけすみ殘事有間敷候事。

一、豐後ゝ門司之要害、又は、門司之要害ゝ關戶之間、可取續儀、簡要之事。

一、人數遲々候はゞ、味方中令迷惑、氣を替候事も可有之候間、急門司之要害へ、先勢一時も早くくり入らるべき儀、專一候事。

一、關戶を人數相越、船付不被執切樣に、城を四も、五も、かなめ〳〵に、可被相拵儀、專要候事。

一、雖不及申、無越度樣に、如何にも丈夫に有之味方中へも、力を被相付べき儀簡要候。鐵砲之玉藥、兵粮以下、迷惑仕る御味方中於有之は、殿下より、可被仰候事。

一、關戶近所渡口迄、元春、隆景其人に、一人、無人體にても、急被相越候はゞ、味方中國之者油斷有まじく候哉、又敵への覺えたるべく候間、可然候哉之事。

一、豐後の國、關戶之間、被取續船付以下、丈夫に於有之上は、各ゝ諸事談合有之、令二繪圖一、慥成使者に被申含、可有言上候。以其旨、可有御分別候事。

一、人數之儀、入次第に、五萬なりとも、三萬成共、其方注進次第、爲先勢、可遣候事。

一、輝元、元春、隆景諸家中、兵粮、又は鐵砲玉藥以下、於無之は、不被置心、可被申越候。用次第に可遣事。

一、忠節之者、於有之は、爲褒美、國郡之儀、毛利右馬頭、元春、隆景兩三人、被申次第、可被

遣候事。

一、筑紫儀、諸事可被任異見儀此時候間、不輩被仰出候得共、下々心遣肝第一候、毛利家之内面目たるべく候事

一、御人數多、其表上樂以下に付ても、兩三人被申次第可被遣候條、よき折柄に、筑紫之儀、一着に可被申付候、猶毛利家者可有備と彼思召候、

但、中國へ、□□□□きらひのかたも可有之哉、それは、殿下にも、思召わけられ下候事

一、唐國まで成共、可被仰付と思召、御存分通候條、島津背御意候處、幸之儀候間、堅可仰付候、不從候、各其分別専要候事

八月五日　　　秀　吉　御朱印

安　國　寺

黒田勘解由どのへ

宮木右兵衞入道どのへ

○又秀吉公より賜る御書にいはく、

吉田へ早々下着に付、去六日之書状、今日於京都、到來被見候

一、輝元可有上洛、被相延候處、筑紫之儀、以兩人、申出付而、延引之由、左思食候事。

一、九州表行儀、敵陣方喜候間、毛利分國中、諸勢悉渡海、相催、早々先勢差備候而、豐門司其外諸口等、通路下道取切様、丈夫に申々相談、無越度様可被申付候、重々申渡候事

一、此方差下候以後、重而飛脚に一書遣之候間、定而可為着候、得其意、無油斷才覺肝要之由、可申渡候事

一、大佛材木之事得心候、少遲候而も不苦候、先九州へ出勢之儀、専用思召候間、調儀尤之よし可申候事

一、其表之様子、切々可有注進候。隨其追々可申聞候也。

八月十二日　　　秀　吉　御書判

黒田勘解由どのへ

宮本入道どのへ

又御書にいはく、

当月九日の書状、十四日到来加披見候。仍去十日に先勢相立、十六日有馬中務可着之由、可然候事。

一、立花よりの書状披見候。兵粮、玉薬無之由申越候間、隆景申、於此方可被入候。専要候事。

一、人数等之儀ハ、立花可差遣候間、少も無油断、立花へ申越可相談候。肝要事。

一、嶋津表之儀、龍伯候。雖在洛候、近日大坂へ罷下候。然者、有馬頭、小早川、吉川相立、立花表より、嶋津不引取様に、無合戦、かけさせ候て、可有注進候。其次第にて、つかけになされ、即時に可被討果候。八幡大菩薩、少も非虚言候條、聊不可有油断候事。

一、四国之人数候、是又先貴殿、長宗我部に相相立、追々仙石権兵衛渡海可申付候事。

一、兵粮儀、小西摂津守へ申付、瀬戸へ可遣候間、兵粮置所之事。

一、鉄砲之儀、在城者に相渡、随分る儀可申越候。諸事不可有油断候、専一候事。

一、直而之依注進、先勢豊二万にて、備前至に岡山可相越候。彼表之様子、追々可申上事簡要候事。

八月十四日　秀吉御判

安国寺

黒田勘解由どのへ

宮本右兵衛入道どのへ

〇是より先、孝高上より人数を出し肥前、筑後の兵并数前被勅可被申、十日に筑前を攻しかせ、其前に毛利勢を北に相従可攻落す。此上筑前国迄かくれなき事実なりけり。寄手よりこひたくし和をこふといへども、其城を守る人なれば、

終に降らずして、手いたく防戰して死す。今年七月二十七日の事なりける。紹運實名は鎮種、大友の家臣吉弘左近大夫鑑理か二男也。初鎮七郎と號し、中頃主膳と稱し、剃髪して紹運と改む。元亀元年大友の命に依て、前城主高橋か姓をつぎ、筑前御笠郡寶満山に居住し、國中の兵皆敵となりしかども、紹運と立花兵はかり、大友に属して背かず。九年の間籠城し、合戦やむ事なし。大友取成を以、秀吉公の御家人となる。立花兵も亦おなじ 薩摩の兵共、其後、同國立花の城おさへの爲に、糟屋郡若杉村の南なる高鳥居の城に、筑後の國士、星野中務少輔吉實を籠置きて、本國へ歸りける。爰に、立花の城主、立花左近將監統虎は、高橋とおなじく、大友の身方なりしが、實は高橋紹運の子なるゆへ、今度島津より、其父をほろぼしたる事を安からずおもひ、纔の手勢にて、八月二十五、彼、高鳥居の城におしよせ、即時に攻落し、城主星野を始め、悉切崩しける。秀吉公、この由を聞給ひて、御感悦甚しく、この時孝高へ賜はる御書にいはく、

立花左近將監、對二南三人一、注進狀、并、首注文、今日、於淀到來披見候。高鳥居城へ取掛、即時責崩、城主、初星野中務少輔同民部少輔を、其外隨分之者共數輩、討捕候段、無比類動、絶言語候。今度、味方の城、二十ヶ所、不慮之處、無異議、相拘候儀さへ、奇特に被思召候處、如此之段、誠九州之一物候。爲褒美、新地一廉、可被仰付候條、立花家中粉手候者共にも、令支配彌可相務之由、可申聞候。從是以後、聊爾之行不可仕候由、可相達事專一候也。

九月十日　　秀吉御書判

安國寺
黒田勘解由どのへ
宮木入道どのへ

○又秀吉公より、孝高へ賜る御書、

去十一日條々申越之趣、具披見候。

一、輝元、隆景、元春兩三人書狀、是又、加披見候。然者、門司、赤間城普請申付候由、尤思召候。何も、味方中、諸城、彌丈夫可申付之由、

猶以、右兩三人可申聞候事。

一、行等之儀、敵働も不成所之者見計、可致手遣候。度々如被仰遣候。各相談、無越度樣に專一候事。

一、隆景、元春被相立候間、兩人働にて成共、一廉無之候へば、如何敷候處、輝元自身被出馬、無其廉人數、於打入者、豐後、其外、味方中よはり候而、不慮も候はゞ、輝元、都鄙之外聞如何候事。

一、敵地に調義以下も無之、味方中つより候事も候はず候。各、下々雖爲迷惑、其元逗留有之、惣人數被待請、其次第に先懸の働有之候歟。如何樣身方之者、よはり候はぬ樣、分別尤候事。

一、輝元、吉川駿河守、小早川左衛門佐、外聞もうせず、又は、味方もよはらず、不慮有之間敷と、於被存は、兩三人可爲覺悟次第候間、其旨、具に被申届、相談肝要候也。

九月二十五日　秀吉御朱印

安國寺

黑田勘解由どのへ

宮木入道どのへ

○薩州の兵、日向を經て、豐後大友左兵衛督義統の領地へ、しば／＼出て戰をなす。大友一手にてふせぎ難きよし、秀吉公聞給ひ、加勢として、土佐の國主長宗我部土佐守元親、讃岐の國主仙石權兵衛秀久を豐後へ被遣。此時、秀吉公より、淺野彌兵衛、木村常陸介を兩使として、薩摩の島津義久へ被下御書にいはく、

依勅諚染筆候。仍關東不殘奧州之果迄、被任綸命、天下靜謐之處に、九州事、于今矛盾之儀不可然候條、郡境目相論互之存分之儀者、被聞屆、追而可被仰出候。先敵味方双方共、可レ相二止弓箭一由被仰出候。可被得其意儀可然候。自然不レ被二相守此旨一候者、急度、可レ被レ加二御成敗一候

聞ニ申述ヲ答為には、一大事之儀に候。有分別可
被言上候也。

十月二日　　秀吉　御判

島津修理太夫殿

○使者の口上には、合戰をやめて上洛すべき由、被御遣ける。島津是を聞て、あざわらつていはく、彼猿づらの藤吉郎が分として、我に上洛せよとは片腹いたき事也。返答にも及ばずとて御書を抛捨ける。此時、島津、いまだ、秀吉公の武威の強き事をしらず。其碩礫に耽て長淵を窺はざる者は、いまだ、驪龍の蟠る所を知らず。其蔵匿に習て、王都を觀ざる者は、いまだ、英雄の韜る所を知らず、と左太沖がいへるがごとし

島津の先祖を尋るに、頼朝卿の妾、比企藤四郎が女、丹後の局に姙て、頼朝の夫人平政子、これを妬み、配所へ謫さる。摂津國住吉にて男子を誕生す。此時、狐来り集れり。其後、鎌倉へ召返され、生る所の頼朝の男子をば、畠山重忠に預けらる。重忠養てむことし、忠の字を與へて、島津又三郎忠久と號す。頼朝の子なる故、大隅、薩摩を賜る。又、大友の先祖左近將監能直も、島津の先祖忠久と兄弟也。島津の家に狐を吉事とするは、右の因縁なりといへり。

○秀吉公より、孝高へ賜る御書にいはく、

九月二十一日の書狀、今日二日於京都披見候。

一、筑紫には居城を取返候よし申越候。尤之仕合に候。右仕立悪しき様に相聞え候處、今度、彼居城を手に入、忠節可有由尤候。念を入、人數兵粮米以下、安國寺と令談合、可然様に可申付候事。

一、龍造寺政家儀は、丈夫に人質以下於二相渡一者、元春、隆景、渡海尤候。輝元は門司の要害に可被居候事

一、門司要害へちかき城を手立に從、被取候可然

候哉。島津事させる儀有間敷と思召候。其子細は、今度、島津相動候て、やせ城二三ヶ所、以調略召置。星野を入置、其動を島津存分の様に相心得、退候處を、自立花も被出、星野もち候城乘崩、星野を初、不殘刎ニ申候は、島津氣業九ヶ國を治たるよりも、立花左近將監爲には面目至候か、又、島津そくいつけなる躰をいたし、星野が刎ニ申させ候上は、島津内々の失面目ニ候儀、又は、心中程相見え笑止ニ、させる儀、武邊かた有之間敷候事。

一、毛利自身被出馬、一歴無之候ては、如何候條、關戸をこされ、手寄可然候を、何之敵城なりさも被取卷、越年候ても可被相果儀尤候事。

一、長陣於有之は、龍造寺敵方之何之城も、可佗言候と察候　其子細は、敵は出事なるまじく候春に成候はゞ、上方之諸勢滿可下候と、何のてき百姓以下にいたるまで、さげすみを可仕候事。

一、城を被取卷候はゞ、長宗我部、仙石權兵衛尉、南へかたへも、人を切々遣、彌々可相談候、權兵衛尉事めうけんへ可相働由、被仰遣候　左樣に候へば、程近候間、諸事無越度樣に、可遂相談候事。

一、城を取卷候其、敵は後卷有間敷と被思召候得共、萬一後卷に山越みちに敵を可請、城を四も目ゝ、かなわのごとく相構。人數を入置。敵城を中に取こめ候はゞ、敵在萬と取卷て、二萬五千有之とも不苦候。日頃、秀吉城々を御取卷の手立、敵を受候城を、不取卷さきに相拵、人數を入置其うしろにて取卷候事、得物にて候　大敵を相手にいたし、數度御本意有之候事候間、其行等。南川。輝元にも申候はゞ、右の分可然候事。

一、右馬頭其表に長陣有て、越年これあらば、島津もさつまへ引入儀無之、事延につりさめられ、越年いたすべき儀は、案之内候事。

一、敵味方、春に成候はゞ、くたびれ候て、大あくび有之て、可令迷惑候處に、段々に被遣御人數、被出御馬候はゞ、彼惡逆人は、ひとりころびをいたすべく候條、手間不入に、一人も不相殘、可刎首候儀、手にとらせらるゝ樣に被思召候條、片時もはやく、年の暮にもなり、春を待かね候間、其意を被得可然候由、可申渡候事。

一、兵粮玉藥さしつ次第に、彌船を被揃、重て當年中に、追々可被遣候。來年のためにて候間、兵粮一廉、可被作届候條、二萬石も三萬石も、入候樣、藏以下可申付儀専用候。其藏次第、御兵粮可被遣候事。

一、小西彌九郎に、先兵粮を被遣候はゞ、兵粮と申は、家の場を取候ものにて候間、能々さげすみ、彌九郎歸次第に、追々御兵粮可被遣候。其心得専要候事。

一、輝元、隆景、元春、人數長陣をいたし兵粮相きるゝ儀候はゞ、可申越候。其すきまを見、兵粮を各にも可被遣候事。

右之條數、何も令心得、可申付事専要候。諸事無越度分別尤候事。

十月三日　秀吉御書判

安國寺

黑田勘解由どのへ

宮木右兵衛入道どのへ

○豐前の國士、多く降參しける中にも、馬が岳の城主長野三郎左衛門、時枝の城主時枝平太夫、宇佐の城主宮成吉右衛門など、早く孝高の手に屬しける。秀吉公より賜る御書にいはく、

九月二十八日之書狀、十月二日之書狀今日十日同時到來披見候。輝元、元春、隆景被越關戸付而、長野色を立、出人質之由神妙候。幷山田廣津、中門、八屋、時枝、宮成、出人質、城々へ入二人數一之由可然候。於此上、何も歸參之者

共に、島津行之樣被相尋、以其分別可然候。併豐後と肥後之間被取續、宗麟、義統とも有談合、長宗我部、仙石權兵衛尉、一手に有之、陣取以下手堅被申付、敵後卷に可越候。道筋に城をこしらへ其覺悟有之、其上にて何れの城なりとも被取卷仕寄以下、可被申付儀専要候。於取卷は、兵粮づめか、仕寄にてほりをうめ候か、水責か、水の手を留候か、又は力責に可成城は、被見計、長陣を以無退屈、可責殺に、可被相定候。人數以下入候はゞ、追々可遣候。其上越年可有之候條、春は被出御馬、島津一城に被取籠、可被刎首儀、案之内と思召候條、其心得有之、無越度樣に。諸事分別可有之よし、輝元へも此旨申聞、豐後へも右之分、可被申觸候。將又歸參之者共へ、別紙之儀、如書付遣候也。

十月十日　秀吉御書判

小早川左衛門佐どのへ

安國寺

黒田勘解由どのへ

○又、秀吉公より御書にいはく、

急度染筆候。肥前國一揆等、端々令蜂起之由、被聞召候。定差儀有間敷候。其許見計、無越度樣、可申付事専一候。毛利右馬頭自身罷立候間、其面樣子、爲可被聞召、小西攝津守被差遣候。各相談、其可申上候。隨其御人數儀、和州大納言、江州中納言、備前宰相、其外四國之者共、初出陣之儀可被仰付候。九州事は、五畿內同前、思召候條、何れの道にも、御人數被遣、堅可被仰付候間、成其意、丈夫に可申付候。猶追々可申候也。

十月十四日　秀吉御朱判

黒田勘解由どのへ

○豐前の凶徒等、小倉、宇留津の兩城にたて籠間。小倉の城は、同國田河郡香春(かはる)嶽の城主高橋右近元種

が踏城なり。毛利右馬頭輝元、小倉の城を取巻、孝高指南して、足を責させけるに、城主雖を乞して降参しける。其後、孝高は小倉の城に居給ふ。吉川、小早川も小倉より取つゞき、一里ばかり先へ出張て、陣を取。此時、秀吉公より孝高へたまはる御書にいはく、

去五日之書状、今日十四日到来候。右馬頭、三日渡海、小倉城依取巻、城主種々令懇望、高橋儀も同前に令降参之由候。定、早々豊前一遍に可相済候、輝元下栫不及是非候。就其豊前面へ、可被相動由尤候。豊後人数、并右衛兵衛尉、長宗我部相談、丈夫之働肝要候。少も聊爾之義有之間敷候。在被出御馬可被仰付こ、思召候處に、早速被申付候段、誠由斂可思召候。有之城成共或寄を見計、取巻、不通様に可申付候。聖尚何篇にも、はかゆき候様に可有之儀専一候。猶追々可申遣候也。

十月十四日　秀吉御書判

安国寺

黒田勘解由どのへ

○又、其後の御書、

去七日書状、今日十六日到来加披見候。四日小倉発、就執出候之處、高牛、宗像両所之者共、同日秋月居城へ依取詰、蛸岳、浅川、古賀三ヶ所明退候處、右両人追付討捕、頸注文通、具被聞召候。輝元、元春、隆景渡海、敷ヶ所城々、早々相済候段、御手柄無比類、被思召候。執柱城之儀も、可明渡由にて、人質等出之由に候。彌其表之儀、辛衛之儀無之様、分別有之而、可被相勤候儀、肝要候。猶追々吉左右待覺候也。

十月十六日　御名乗なし御書判

小早川左衛門佐どのへ

安国寺

黒田勘解由どのへ

右の御書の内、剣ヶ峰、宇川、香貫、用住の
城は、いづれも、豊前国京都郡なり。

○其後、孝高は同国京都郡の内、苅田(かんだ)と云所に陣替せらる。小倉より三里半あり。同、小早川も同所に陣を取。苅田より三里程隔て、仲津郡の内、宇留津の城あり。是は、豊の賀来外記と云者籠れり。小倉より東七里にあり。孝高并吉川、小早川の勢囲んで、是をせめ、寄手只一時にのりとらんといさみすゝんで、攻戦ひける。就中、孝高の家臣母里太兵衛一番に攻口を打破て乗入ける。是より諸手の勢、われも／＼と乗入しかば、即時に城を攻落し、敵二千余人籠りたりしを千余人は首を取、残る男女三百七十三人をば生捕にし、磔にかけられける。此時、世家の士には、母里太兵衛、井上九郎右衛門、栗山四郎右衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、久野四兵衛、大野小弁、吉田六郎太夫、同又助、林太郎右衛門等、其外にも高名せし者多し。其後、宇留津に一日逗留し、城をわりすて。苅田の陣へぞ帰られける。秀吉公、御感状を被下。其文にいはく、

豊前宇留津城、去七日に攻崩、千余人首を被刎、其外男女不残はた物に相かけ候儀、心地よき次第候。干簡之段、書中計候、殊敵方中覚と云、御親子之儀、雖盡筆紙被思召候旧分柄、寒天之砌に候間、下々は長陣之段、痛被思召候間、当年之内にも、御馬を可被出と被仰出候処、十余迄可相延と、安国寺、渡邊石見守、黒田勘解由に以口上候条、被任其意、当年は、不被出御馬候故、無心元被思召候間、来春は、其方へ御風、早々可被出御馬候条、被得其意尤候。其面、以而忠不忠糺明之、高名以下きはめ候仁に、御恩賞可有候条、各々為其申伝可然候、豊後へも、蜂須賀阿波守、脇坂中務少輔、加藤左馬助其外人数、壱萬四五千差遣候也。

十一月二十日　　御名乗なし御書判

小早川左衛門佐どのへ
安國寺
黑田勘解由どのへ

○是より前、秀吉公より賜る御書にいはく、

去月晦日之書狀、今日十三日到來加披見候。豐後之內、對義統逆心之奴原有之由候。就、其義統、仙石、長宗我部、筑後境目へ、相動處に、右分謀叛人有之付而、府內さやらん迄、無相違人數打入儀、先以可然候。惣別、豐後之國依無心元、兩人者差遣候處、他國へ相動候由無分別故に、豐後中に、逆心の族有之事、其許手堅被申付上においては、義統被人合候行、可然候哉。但、聊爾なる動於有之は、甚不可然候。陣取以下、丈夫に覺悟可有之候。人數入候儀有之ば、追而可有注進候。先備前者共、阿波者、淡路者可差遣候、豐後之一左右、追々可被申越候也。

霜月十三日　秀吉御書判

小早川左衛門佐どのへ
安國寺
黑田勘解由どのへ

○其後、賜りける御書にいはく、

急度手立之儀に付、森勘八、毛利兵吉兩人、以一書遣之候間、被得其意、無越度樣に、分別尤候事。

一、龍造寺色立候上は、島津方豐後へ打入候者ども、可爲敗軍と、被思召候事。

一、島津豐後國へ打入儀は、天之與所にて候間、不退樣掛留、豐後の內にて島津一類の奴原、首を刎させられ度と思召候事。

一、淡路、阿波者共、一萬餘被仰付候而、豐後へ被遣候間、隆景、元春、黑田勘解由に相付候人數、合一萬五千計も豐後府內へ被移候はゞ、島津敗北之段、案の內たるべく候事。

一、其方人數一萬五千程、兩三人召連候はゞ、豐

後巢丼、仙石權兵衛尉、長宗我部、阿波、淡路の者かけて、都合二萬餘も可有之候間、此人數にて、敵合戰をも不仕掛所に車取被相堅於有之者、敗北之段案の內にて候。左候はゝ、太刀も刀も入らずに、手づかまへたるべく候事。

一、右之人數にても於敗軍者、關白殿、御馬を一騎がけに被出、彼島津可被刎首候事。

一、自然、豐後の內を島津不敗軍於引入者、行々手間可入候間、天之與所出候條、寒天之刻にも不被相拘、可被成御出馬御存分にて候事。

一、備前、美作者共、早陣ふれ申付置候間、其方豐後へ於被相移者、羽柴八郎かたへ可有注進候。在城候はゝ、かわにかけの取誉を、八郎に被相渡可然候事。

一、味方寒天にて候へば、敵も寒天にて候間、是非門之國へ被相動二三ヶ國も、きりとられ候よりも豐後へ被相移、島津被懸留候はゝ、龍造寺、動も捕つのり可申候間、敵方へ何之計略も可有之哉、毛利家之分別武邊此節候間、無越度樣に、可相動儀專一に候事。

一、折々の追手にも無越度樣に、又は、はかをやらわすとも不苦由、申遣候といへども、此度、豐後へ被相移候へば、島津敗軍手ににぎり候樣に、殿下被思召候付て、仍兩人被仰含被遣候。油斷候まじく候へ共、勝口をもまれ、はしり馬に、むちとやらん可被申付儀可然候。右之條々、能々可心得候也。

極月二日　秀吉御書判

吉川駿河守どのへ
小早川左衛門佐どのへ
安國寺
吉川治部少輔どのへ
黑田勘解由どのへ

○孝高、其後、豐前國京都郡、障子嶽の城を攻落され

是は、同國、香春嶽の城主、高橋右近元種が端城なり。香春嶽のむかひに在て、兩山の間、纔に十町許を隔つ。又、香春嶽の城を、孝高幷吉川、小早川の勢圍んでこれをせむ。高橋右近は、筑前の秋月種實が二男也。先年、筑前寶滿の城主、高橋宗專養子として此城に住せしむ。秋月氏の子なる故、秋月と一味なりしが、罪を謝して命を請、降參しければ、是をゆるして、城を被請取ける。秀吉公より賜る、御書にいはく、

去二十一日書狀、今日四日至大坂到來披見候。仍、香春嶽三丸之內、吉川治部少輔、吉川藏人被入情、被切取之由、手柄不及是非候。御感通則被成御書候。隨而、至豐後、嶋津依令亂入、龍造寺色立、殿下忠節無比類儀候。御歡正躰有間敷候。定而、豐後へ相動奴原、敗軍段案之內候。殊、香春嶽、其外端城共、被責崩候。其響彼是首尾調候條、御祝着被思召候。猶、吉左右追々可被申越候。此書狀、龍造寺かたへ被遣可然候也。

十二月四日　秀吉御書判

小早川左衛門佐どのへ

安國寺

黒田勘解由どのへ

右の御書に、吉川治部少輔とあるは、元春の嫡子元長なり。藏人とは、元春の三男、元長の弟、廣家なり。是より前、十一月十五日、元春は、豐前の小倉にて病死し、元長其跡をつげり。

○原田五郎右衛門尉信種は、筑前怡土郡、高祖(たかす)の城に在て、秀吉公に從はず、小早川隆景、彼を討たんために、其手の兵を卒し、高祖の城に向はれける。孝高よりも、目付として、家臣、久野四兵衛等を相添へらる。原田は、いなか士なれば、近郡の城持と、小攻合に、度々、利を得たる事を自慢し、人數千、二

千を大軍と思ひ、秀吉公の武威の盛なる事を知らず、上方の軍兵、たとひ、大勢なりといふとも、公家、長袖のごとくならんには、何程の事かあらんと思侮て、先、高祖の前なる、大門河原に出て、勢揃をそしける。其形勢、ちぎれたる鎧を着、繩手綱かけたる馬に乘たる士、數十騎には過ず、上方勢の攻來るを待居たり。寄手の兵、早良郡より日向山を打越、高祖を指て押來る。原田が兵是を見て、案の外なる大軍なれば、對揚し難く思ひ、先、籠城して、薩摩方の後詰をも待べしとて、城中へぞひきいれける。かくて、隆景の勢、城下迄押寄けるに、鴾毛の馬に乘たる武者、一番に城下に乘付たり。隆景、はるかに見て、あれは誰ぞと問給ふに、孝高の家人、久野四兵衛なりと答ふ。然るに、原田は本丸の上より、東のかたを見渡せば、敵勢も寄來ると見えて、博多の西、早良郡より、城の麓迄三四里の間、大勢つゞき、旗、指物、馬物具のきらめき渡るを見て、肝を消し、評議にも及ばず、降參を乞ければ、城攻はなくしてやみぬ。隆景より、この事、秀吉公へ言上せられしかば、秀吉公より、輝元、吉川、小早川に賜る十二月二十日の御書の内に、黒田勘解由家人久野四兵衛、筑前國高祖原田居城の一番乘の事聞召たる由、御感ありける。

原田の先祖は、後漢の靈帝の孫、阿智王、始て日本に來り、播州大藏谷に着岸す。其中に、日本にて、天子より、大藏朝臣の姓を賜り、其十四世の孫春實、朱雀院天慶三年、藤原純友をうちし勳功に依て、筑前の國主となり、筑前國に住す。その後、子孫世々相續して信種に至る。御笠郡原田の里に住せし故、原田を姓とす。其後、七代は、那珂郡、岩戸の御所の原に住しける。其子孫、原田太夫種直、太宰少貳となりし故、岩戸の少卿と號す。少卿は少貳の唐名なり。種直、平家に與せし科により、久しく鎌倉に禁獄

せられしが、ゆるされて筑前に下り、はじめて高祖の城に住す。其後は、代々、高祖を居城とす。信種は、其頃、怡土、志摩、早良を領せしが、降參して後、秀吉公其領地を問給しに、信種おもへらく、われ、關白殿において何の忠功もなく、剩、降參遲々に及べり。若、我本領の分限を、ありのまゝに申さば、定て領地過分なりとて家をほろぼさるべし。所領を減じても、家を失はざる謀をなすべしとて、元來領せしより、分限すくなく申上しかば、秀吉公聞召て、原田は、古來大家なりと聞しに、思の外に小身の士なり。小身にては軍勢をひきゐ、戰功をなすに力なし。然ば、其家を立置事無用なりとて、本領をたまはらず、佐々陸奥守成政の與力として、肥後の國へ被遣、一萬八千石をたまはる。陸奥守滅亡の後、加藤主計頭清正の與力となりしが、信種豪強にして、清正の心に背く事有て浪人となり、肥前唐津に行、寺澤志摩守を頼で、其扶助を受ける。

○又、秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく、

去十一日書狀、今日二十二日到來加披見候。然者、香春嶽水手を被取候付而、落去程有間敷處、秋月、種々佗言、付而、森壹岐守、秋月を可免之由、申遣候處、命を相助、香春嶽被請候由、先以可然候。秋月儀、人質如存分出之、森壹岐守を、秋月城に入置においては、令赦免、龍造寺と被入合、無越度樣可申談候。寒天之時分辛勞段、御存分之程は、御書に難被仰顯候。早、當年之儀、五六日之間候條、正月之末に被出先勢、二月初、中納言秀長に、悉人數を相添可被遣候。二月二十日時分には、關白殿被出御馬、筑紫乍見物、嶋津居城を被取卷儀、可被仰付と思召候へば、夜白相縮候樣にと思召候。右被取卷儀共、爲上方勢可被仰付候。其仔細は、寒天之刻、右

馬頭、吉川、小早川、兩三人之儀は、物主之儀候間、辛勞をも不及是非候と被思召候。下々の諸侍、迷惑せしむべく候間、あらてを入替、可被仰付に被相定候。今少之間にて候條、彌被寄、歩兵あやまちをもせざる樣に、可被申付儀專一候。猶、安國寺、近日被上申候。其時、懇被仰含可被遣候也。

十二月二十二日　秀吉御書判

小早川左衞門佐どのへ

安國寺

黒田勘解由どのへ

○同時に、殿下たる別書にいはく、

追而申遣候。豐後表之儀、義統の世事にあひ、越度被取候者不及是非候。然者、其元被相堅、今少之間、上方勢を可被待請儀專用にて候。油斷有間敷候。蜂須賀阿波守、加藤左馬介、脇坂中務少輔をも其方へ呼寄、一手に可相勤候也。

將又、來春御出馬に付て、路次通泊之樣子書立、安國寺、上洛之節、可被越候。御泊所を可被仰付候。次、路次通御法度之儀、堅可被仰付候。以上。

十二月二十二日　秀吉御朱印

小早川左衞門佐どのへ

安國寺

黒田勘解由どのへ

○秀吉公より、仙石權兵衞に賜る御書にいはく、其面敷、未最前の所に在陣候哉、樣子切々、可被申越候。然者、うすきへ、兵糧、加勢以下、丈夫に差籠尤候。當年之間も三十日、被出御馬候も四五十日之事、殊、人數追々被遣候間、今迄の所に其まゝ陣取有之候間、味方中、無越度樣に、諸事手堅可申付候事肝要候。自然、不被出御馬前に少も越度候はゞ、可爲曲事候間、得其意、下々まで可申付候也。

十一月二十三日　秀　吉　御判

仙石權兵衞尉どのへ

○土佐の國主、長宗我部土佐守、讃岐の國主、仙石權兵衞は、大友へ加勢をして豐後へ打越、上の原といふところに新城をかまへて居られける。然るところに、嶋津義久の舍弟、中務大勢を卒し、日向より打出、豐後國、年光といへる大友の端城を圍みせむ。仙石權兵衞これをきゝ、いざ此城の後攻をせんといさみけるを、長宗我部元親制していはく、敵を遠く引出し、豐後表の加勢を待合せ、評議を定め戰はゞ勝事を得ん。然るに、只今、何の手立もなく、味方の小勢をもつて、あの大軍にかけ合せば、御方、必、利有べからず。先、今日の合戰は、まげておもひ止られ然るべしと申ければ、仙石聞て、左あらば、我一手にて戰ふべしとて、既に、打出んと用意しければ、元親、此上は討死すとも力及ばず。こゝにて仙石を打せて、救はずんば、わが家の弓矢の長き瑕瑾なるべしとて、仙石とおなじく、年光の城の後攻をせんとて、父子打出ける。薩摩勢、これを見て、城攻をば打捨、仙石と長宗我部が後詰の勢に打向ふ。仙石か先手、田宮猛勢に押立られ、敗軍しければ、薩摩勢、勝に乘て、長宗我部元親か子、信親か陣へ、眞丸に成て打てかゝる。信親、この大軍にも恐れず、四尺三寸の大長刀をもつて、むかふ敵を一所にて八人薙ふせ、その後、三尺五寸の太刀を拔て、また敵六人切倒し、大勢に手を負はせけれども、敵大軍なれば、屑ともせず、取こめて打んとす。信親あたりなる敵を打拂て、腹を切んとしけるところを、敵透間もなく走より、大勢の中に取こめて、終に、信親をうち取ける。この時、長宗我部臣、細川源左衞門、福富隼人佐は、元親に暇乞して取て返し、信親に殉て討死す。元親は、信親を打せては命生て詮なし。一處にて討死せんとて馬よりおり、太刀を拔持て、敵を待かける所に、家臣、十市新左衞門、是を見て、何

とて退給はぬぞ、大將の討死し給ふ所にてはなきものをと、つよく諫めて我馬にのせんとする處に、元親の馬かけ來るを、新左衛門取てのせ、馬を追立をのれも續て引退き、上の原の城へぞ入にける。信親は生年二十二歲、長六尺一寸、類なき勇士なりしかば、世こぞつて惜みける。凡、其日身方の討るゝ者七百餘人なり。三好の一族、十河民部大輔存保も仙石與力たるに依りて、爰に來りしが、討死す。秀吉公、是を聞給ひ、信親が戰死をかなしみて淚を流し給ふ。仙石は、前書に被仰遣し御下知を背き、武略なく、はやり過て、輕々敷兵を用ひ、對揚せざる敵と合戰したる故、信親以下多くの身方を討せ、敗軍したる事、其罪莫大なりとて、讃岐國を召上られ、尾藤左衛門に賜りける。仙石は、高野山に被遣。秀吉公より、孝高に賜る御書にいはく、

去五日六日兩度之書狀、同時到來、具披見候。豐後面之儀、無是非次第候。委細先書に申遣候儀、阿波之人數差下候、定早速可着岸候。明春者、頓被出御馬、彼凶徒等悉可被誅伐候。成其意、彌無油斷、其道尤候。度々被仰聞候卒爾之動、吳々、可用捨候也。

尙、以仙石權兵衛、度々申遣候、置目相背、卒爾之動仕、越度取候條、讃岐被召上、餘人被仰付候、是以分別尤候也。

十二月二十八日　秀吉 御書判

小早川左衛門佐どのへ

安國寺

黑田勘解由どのへ

○翌日の御書にいはく、

正月二十五日、羽柴八郎可差遣候。其方へ參着次第、關戶、門司城可相渡候。猶、追而可申遣候也。

十二月二十九日　秀吉 御朱印

黑田勘解由どのへ

○又、其翌日の御書にいはく、

去二十一日之一書、今日晦日到來披見候。其表つなきの城々、丈夫に申付候由可然候。龍王、妙見兩城へ、玉薬差籠通尤候。秋月事、兎角見合候者不可許容候。殿下出馬之上は、不可赦免候。度々如申遣候。正月十五日より諸勢指遣、則被出御馬候間、城々丈夫に申付、御動座可相待候。縱、敵人数出候とも、此方より取出動候事無用候。聊、無越度樣に可申付事専一候。此由、龍造寺かたへ可申遣候。今少間聊爾之動無之樣、堅可申付候也。

十二月晦日　御名乘なし御朱印

安國寺

黒田勘解由どのへ

○此時、九州の内、處々の國士、秀吉公の威勢盛なる事を知らず、嶋津に屬して、いまだ、秀吉公に從はざる者多し。是に依て、孝高、思慮せられ、計略を以、味方に引入べしとて、筑前、筑後、肥前、肥後、所々の城々に廻文を遣さる。廻文は、萬一露顯したりとも、敵を疑はしむる謀ともなるべしとて、其遠慮に及ばず。この使、才覺ある者を撰で、貝原一兵衛、久野勘介といふ者、兩人に廻文を持せ遣し、口狀にも、秀吉公、武威盛なる由をいひ述、味方にまゐられば、秀吉公に、よき樣に申、本領安堵せしむべし。但小身の輩、嶋津と手切しては、忽身の禍となるべければ、内々志を通じ、殿下の御下向を待て、降參せらるべき由を、こま／＼いひ遣さる。かくて、一兵衛は、小倉より海路を經て、筑前筑後を過、肥後に赴き、勘介は、陸より筑前に入て秋月に至り、筑後を過、又、豐前の所々を打めぐり、各、廻文を出し、口狀をのべければ、多くは、その旨に隨ひ、ひそかに、味方にまゐるべき由を内通し、秀吉公下向の時、速に降參する者多かりける。孝高、かねて、その内意を秀吉公に申達しをかれける故に、多くは、

本領安堵せしめられける。是によつて、肥前の鍋嶋松浦、大村、肥後の相良、日向の伊東など、其家恙なくして、孝高の恩意を感ぜらる。

○豐前數ヶ所の城攻落せしかば、孝高、並、その餘の諸將の武略にをそれて、筑前、筑後、肥前、肥後の敵、降參する者また多し。然れども、薩摩は、もとより九州の大敵にて、其路難所なれば、大軍ならでは、押入がたし。殊に、關白殿より御下向を待、その內、必、卒爾の働をなすべからざる由、度々仰下されければ、各、その旨を守て、みだりに發向せず。豐前は上方への要路にて、九州の入口なれば、孝高は香春嶽に陣取て、秀吉公の下向を待居給ふ。その外、身方の諸軍は松山、馬が嶽などに、陣を取て越年しける。

○同年十二月朔日より、秀吉公幕下の諸將、及、諸國へ觸給ひけるは、來年三月朔日、筑紫征伐のため發向すべし。在國畿內の軍兵は、二月二十日以前、大坂へ來りあつまるべしとて、畿內五ヶ國、北陸道の內五ヶ國、南海道、幷、近江、美濃、伊賀、伊勢、尾張。山陽道八ヶ國、山陰道八ヶ國、凡、三十七ヶ國の兵を召催されけるに、其勢、都合二十萬餘人なり其上、筑紫の兵馳加らば、彌、大勢なるべしとて、士卒三十萬人の兵粮、馬二萬匹の飼料、數月の用意をなして、諸軍へ下行すべきよしを命ぜられ、諸國の浦船をよせられ、兵粮米十萬石、長州、下の關へ運送せられける。

黑田家譜卷之三　終

黒田家譜卷之四

天正十五年、孝高四十二才、長政二十才。

○孝高は去年八月より筑紫に在陣し、軍奉行として諸將に軍令を出さる。此時小早川隆景も孝高と一所に居られけるが、共に諸軍に法制を出され加判せられける。其奥書にいはく、

右諸軍勢甲乙仁等、濫妨狼藉之事、堅令停止畢。若於背此旨輩者、可處罪科者也。仍下知如件。

天十五正月廿六日

小早川左衛門佐

黒田官兵衛

○秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく、

舊冬十二月廿三日之書狀、幷安國寺上洛、其表樣體具被聞召候。各長々在陣苦勞候。然者、爲先勢羽柴八郎其外追々人數差遣候。關白殿御動座日限事、最前被仰出通候條、彌聊爾之儀無之樣可申付候。今廿日、三十日間事之條、下々迄能々可申聞候。委細之段安國寺被仰含被差下候條可被申渡候。可得其意候也。

正月廿五日　御朱印

小早川左衛門佐どのへ

吉川治部少輔どのへ

黒田勘解由どのへ

○又

去月二十四日一書之趣具披見候。

一豐後面相殘、諸城堅固相踐候由神妙候。

一殿下御出馬之儀、三月一日彌治定候。先勢羽柴八郎去月二十五日打立候。然而、今月十日中納言出張堅申付候。其外諸卒追々出陣候條、成其意、兩人着陣候者見合豐後面へも人數可着事專一候、每々申聞候。聊も無越度樣、行簡要候間可申觸候儀肝要候。

一志賀太郎度々粉骨趣聞召候。討捕首注文も披見

候。尤以神妙候。彌勵戰功候樣、可申聞候。朱印遣之候。惣別恩賞可依忠否候間、存其旨、萬方無油斷、可覺悟事專要候也。

二月八日　秀吉御朱印

黑田勘解由どのへ

○其後賜る御書にいはく、

兩三度之書狀幷小西彌九郎同日到來披見候。

一秋月表取詰候事無用候。被出御馬候者、悉可被刎首候。野上表へ中納言着陣次第、小早川相談、中國衆、備前衆、何も罷出山取仕、少も無越度樣に堅申付、薩摩奴原不引退樣に可掛留候。三月朔日御動座候間、彼逆徒等、手取に可被仰付候。城取を仕候て、聊も卒爾之儀無之樣に可被仕候。晝夜無油斷、可申付事專一候、

一兵糧置所事、可然樣に可申付候。

一下城右近大夫事令忠節之由、聞召候。殊に遂一戰、首數多討捕之由神妙候。御動座刻、可被仰聞候也。

二月二十二日　秀吉御朱印

黑田官兵衞どのへ

孝高は去秋筑紫へ下られし以前、既に勘解由次官に任ぜられしかど、秀吉公天性放曠にして拘らざる人なる故、久しくとなへ馴給ひしにまかせ、此御書及三月十六日の御書には、もとの名を稱せられ、或は、此以後勘解由と稱し給ふ御書も有之、御舍弟秀長卿も、前年既に大納言に任じ給ひしに、今年も猶中納言と稱し給ふがごとし。

○九州征伐の爲に、先陣として秀吉公の弟、大和大納言秀長卿、二月十日に出陣し給ふ。殿下は三月朔日京都を御立、陸地を下り給ふ。京都の御留守には、御養子羽柴中納言秀次卿に、人數三萬相添殘しをかる。秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく、

去月廿三日書狀今日五日、於備前片上披見候、仍清田書狀之旨、被聞召候。彼表有之薩摩之奴原

不引退樣に令訓儀、一廉之於抽忠節は尤被思召候。惣別やせ城共の事は、風に木葉の散るごとくなるべく候間、忠義無之族を一切不可能許容候條、可成其意候。將又筑紫心端仕候由則被成御朱印候也。

三月五日　御朱印

黑田勘解由どのへ

〇又

去九日中納言かたへ之書狀、今日十六日於藝州關田到來加披見候。

一小倉に丹波少將在城仕、門司要害にも少將內儻成者五百計殘置、其外最前三少將と一手之人數は所々見及、中納言陣取へ取續、陣取可申付候由、中納言かたへ申遣候事。

一豐後面に島津子今有之由に候　毛利小早川吉川被相詰之由可然候事。

一輝元、隆景、元長、陣取候取續、備前之少將を始、其外善淨坊右之一手書立之者共、一所に可陣取儀尤候事。

一蜂須賀阿波守、脇坂中務少輔、加藤左馬助、其方を始、能樣に見計可陣取事。

一人數を取續陣取申付爲、其筒勢中納言丈夫に覺悟有之而、後詰可然候由申遣候事。

一人數多候とて、油斷有間敷候。先手へも細々中納言入念、少も無聊爾樣にと申遣候。猶以得其意無越度樣に專一候事。

一敵不引退樣に懸留由取有之而、關白殿御着座を可相待儀肝要候事。

一追々人數關戶を越候條、所々へ見合陣取可申付候由、中納言かたへ申遣候條可相談候事。

一敵不引退樣に於懸留は、急度以飛脚可注進候。一騎かけに御座候て、被御覽、ひとりころびをいたし候樣に可被仰付間、成其意可注進候。聊不可有油斷候也。

三月十六日　　　秀　吉　御朱印

黒田官兵衛どのへ

○又

追而申遣候

一島津一類、豐後之內、府內に、此日比在陣にて、府內に可討果候由被仰遣候へ共、薩摩之逆徒等、其以前に敗軍候はゞ、不被及是非候。但豐後國之儀は、節所之由申候間、薩摩の者共、境目にて可打留と被思召候。乍去なまぬるに付き人候はゞ、薩州へにげ入可申候條、先へ人數をかさね押立候はゞ、彼薩摩の大將居城何にても取卷可申候事。

一豐後に薩摩の者居候はゞ、すぐに豐後へ關白殿被成御動座可被仰付と思召候へ共、はや敗軍之由申越候間、秋月を此書立の者共に、おつとりまかせらるべく候間、可得其意候。此者共先に罷越候共、引返秋月てよりに陣取、被成御座候を可相待候由、中納言可申觸候由申遣候。可得其意候事。

一薩摩の奴原武邊面(へんづら)にて、一戰をいたし、まけ候ては不及是非候處に、合戰をもいたさず、先手の備を見、敗軍之段、中〳〵よわもの共可被仰出樣無之候。薩摩のおくびやう者には、太刀もかたなも入まじく候間、追付追廻、城々を取卷可申候事。

一廿四五日比には、小倉、門司、兩所まで可相移候間、可得其意候事。

一淺野彈正、戶田民部少輔申付遣候。一兩日中に可參着候。先得其意候べきため被仰遣候也。

三月廿日　　　秀　吉　御　朱　印

黒田勘解由どのへ

○同廿八日秀吉公、長門國赤間か關に着せ給ふ。同廿九日關の渡を越て、豐前の小倉に着給ふ。爰にて軍評定有之惣軍勢を南北二手に分ち、南軍は大和大

納言秀長卿を大將として、其領地大和、紀伊國の兵、其外相したがふ人々、中國衆には、毛利右馬頭輝元、吉川治部少輔元長、小早川左衛門佐隆景、宇喜多八郎秀家、黒田勘解由、宮部善祥坊、龜井武藏守、四國勢には、阿波の蜂須賀阿波守、土佐の長宗我部土佐守、讃岐の尾藤左衛門尉、伊豫の來島、黒川、平岡、法花津、西園寺等、豊後の大友左兵衛督義統、都合其勢八萬餘人、小早川隆景を先陣とし、豊後より日向を經て薩摩へ攻入べしと定めらる。北軍は秀吉公みづから大將として御旗本幷畿內、北國、美濃、伊勢の勢、都合十萬餘人を卒して、豊前より筑前、筑後、肥後を經て、薩摩に入べしと定め給ふ。其後秀吉公は、豊前、京都郡馬が嶽の城に入給ふ。是長野三郎左衛門か居城なり。秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく、

態染筆候。其面事、早日向國へ亂入之由候、其分候哉歟は何方にたまり有之候哉、いづれの城を取卷候共、人數不損樣可申付候。諸事中納言遂相談、諸陣中心を添無越度樣可申付候事肝要候、其面の樣躰さしたる儀なく候とも切々可言上候。殿下昨日至于馬岳御着座、明日秋月表に被移御座候條、彼表急度被仰付、吉左右頓而可被仰聞候、其元儀細々書付可言上候。隨不及仰候馬をも不取放樣、堅可申付候。於油斷不可然候也。

三月廿日　御朱印

黒田勘解由どのへ

○筑前國夜須郡秋月の城主、秋月孫左衛門種眞は、先年より島津に屬して秀吉公に從はず、本城は秋月の里の上なる古所山といふ大山なり。其艮に八町坂とて古所山につゞき、高くさかしき山路あり、秋月氏其要害のよきを賴み、其上豊前の岩石の城、又は筑前大隈の城にも兵を籠置て、此度秀吉公の御下りを待うけ防がんとす。岩石の城には家人隈江越中、芥田惡六兵衛等を將として、人數を籠置ける。此城も

山高く樹茂りて、嶮難なる要害なり。秀吉公は丹波少將秀勝を大將とし、前田肥前守利長、蒲生忠三郞氏鄉兩人を副將として岩石をせむべしと仰付られ、氏鄉は城おもてに向ひ、利長は後より寄らる。去程に四月朔日の早天より、岩石の城を四方より圍みせむ。折節家康公の御使者、本多豐後守廣孝きたりて是も寄手に加り、戰て高名を得たり。氏鄉は三所の攻口を即時に攻破り、次第に攻上る。秀吉公は岩石の此方の杉原といふ野山に陣をすえ城攻を御覽じ給ふ。折節立花右近將監より、立花三河といふ使者をまゐらせける。秀吉公三河を御前にめされ、汝は西國にての武勇は功者ならん、上方の武士の城攻はいまだ見まじきぞ、只今此の城の先驅(さきがけ)の武者の城へ乘る形勢(ありさま)を見て、歸て右近に語るべしと仰けるところに、金の半月の大指物さしたる武者一人、諸軍よりぬきんでゝ城に上り、一番に塀につきたり。秀吉公是を御覽じて、あれは誰が家人ぞと問給ふに、御前るな人、蒲生忠三郞が家人、關小伴と申者にて候と申す。秀吉公御感淺からず、あれみよ、三河と仰られ、居たけ高に成てこれを見給ふ所に、小伴少の滯(とゞこほり)もなく、塀をこえ、頓て城中へ乘入ぬ。小伴は、後に姓名を改めて、蒲生源左衛門と號す。隱なき武士なり。其後四方の寄手我をとらじと、きびしくせめけるが、城中よりもはげしく防戰ひける。されども申の刻に、諸勢悉く乘いり、敵多く切捨、一日の內に忽落城す。それより西の方三里、筑前國大隈の城あり。益富の城と號す是は秋月種眞が父、宗全隱居城として、是又要害よければ、爰にて又上方勢を防がんと思ひし處に、さしも賴みし岩石の城、一日の中にたやすく攻落されぬと聞て、大隈の城に在し者共、俄に城を落て秋月の本城古所山に引退く。頓て秀吉公は大隈の城に入給ふ。大隈より秋月の城は三里西へあり。又豐前の彥山は、豐前、豐後、三國のさかひにある大山にて、古來、山伏多く住する所なり。大隈より六里あり。山中十谷有て谷々廣く要害よきを賴

み山伏多くたて籠る。秀吉公是を聞給ひ、後備富田左近將監、奥山佐渡守を大將として差遣さる。山中へ攻入、門前放火に及ぶ所に、山僧詫言して罪を謝しければ許容し給ふ。さる程に、秀吉公大隈の城に留り給ひしが、敵の氣を奪はん爲、暮に及てわざと嘉摩穗浪の村々に、かゞり火を多くたかせ給ふ。南は桑野より、北は飯塚の邊に及べり。秋月家人共、古所山の頂より東の方を見渡せば、秀吉公の軍兵兩郡に充滿して、諸軍の陣に燃す火は晴たる空の星のごとく、野も山も村里も皆軍兵とみえて夥し。夜明て古所の山上より大隈の城をみれば、一夜の中に見馴れぬ白壁出來腰板を打たれば、見る者驚きて神變のおもひをなせり。是は敵の目を驚かし、勇氣をくじかんために、播磨杉原の紙を以、夜中に城の壁をはらせ、民屋の戸板を集めて墨をぬり、腰板にさせ給けるなり。その翌日秀吉公大隈の城を立て秋月の方へ向ひ給ふ。大隈の城をば早川主馬に預けらる。此比までは、亂世にて遠國なれば、上方の便なくして、秀吉公の威勢をしらず。上方武者の風情さこそ柔弱ならんと思ひあなどりしに、夥しき大軍に氣を屈し、其上昨日岩石の城を一日の内に乘とられし城攻のはげしき形勢を見て、是程の強敵なるべきとはおもはざりしとて、諸人肝をけしける。また上方武士の乘れる馬には、馬面をかけたるを田舍にてはしらず。上方武者ののれるものは馬にはあらず。おそろしき龍蛇の類なるべしとぞいひあへりける。秋月父子大に驚き恐れ、今までは先手より島津へ屬したる義理を遂ん爲に、關白殿にしたがはずといへども、あの猛勢に向て弓をひかん事、今はかなひがたしとて、秋月種眞髮を剃墨染の衣を着し、向後御方にまゐり御下知を背き申まじき由誓詞を書て、家に傳はりたる楢柴といふ名譽の茶入に相添持出て、其子種長ともに大隈の西一里なる芥田といふ里の邊の廣島に出、屈伏して是を捧げ、罪を謝して御赦免を乞ければ、

關白殿牀机に御腰をかけられ、御對面ありて、今迄は是非頸を刎ねんと思ひしかども、かく來てあはれみをこふ躰をみれば、又忽に不便に思ふ心出來たり。此上は命を助る間、薩摩征伐の先手に加り、忠節をはげますべしと仰付らる。四月四日秀吉公は、秋月の後なる荒平といふ山に御陣をなさる。是は秋月種實が常の居城なり。此處に三日御逗留ありて、人馬の骨を休めらる。此時肥前の龍造寺、筑紫、草野肥後の小代伊勢守、筑前の立花、原田、麻生、杉、豐前の高橋元種、長野安心院、城井、山田、中間八屋、廣津、宮成、時枝等、其外壹岐、對馬、平戸、大村、五島より、殘らず人質を獻じ、土產を捧げ御禮申、門前市をなせり。これ等はみな島津に屬せし輩なれども、秀吉公の武威をおそれて、降參しけるとぞ聞えし。秋月居城をば、生駒雅樂頭に預らる。四月十一日肥後國南の關の町へ御入、十三日高瀨へ御着、同國熊本の城に城十郎太夫も降參す。同十六日熊本の城へ入給ふ。其後熊本を御立有て、同十九日同國宇佐の城に御入、熊本の城には高田左近將監を入をかれ、同廿一日同國八代の城へ御着、宇土の城には加藤主計頭を留めをかれ、八代に御逗留有て、當國の仕置等仰付られける。

○是より以前南軍は日向の内、豐後境に、高城といふ要害の地に島津家人を籠置けるを、毛利輝元、吉川、小早川、備前少將、宮部善祥坊、黑田勘解由、蜂須賀阿波守、尾藤左衞門尉、大友左兵衞督并豐前國衆、取卷攻られける。又高城より一里程さき、同國の内財部といふ處に、島津の端城あり。薩摩の兵共大勢籠り居たり。其方角の海邊に、長宗我部元親等、搦手の陣所有て、孝高の陣所を去事一里ばかりなり。高城海陸の寄手の下部共、財部の城近き所の山に入、薪を切或は陣屋の材木を取備る所を、財部の城より敵共出て、度々是を追散し、切殺し、往來の通路をふさぎて身方をなやましける。四月十日

孝高、幷石田治部少輔、蜂須賀阿波守、尾藤左衛門など船手の見廻として赴かれける時、吉兵衛長政も同道せられけるが、長政各へ所望して申されけるは、明日にも敵の通路切を仕る道に伏兵を置せられ、敵の出る所を御討然るべく候。左候はゞよき次にて候間、各御差圖次第に拙者敵城近く參候て、伏塲を見置べし。各は船手へ御見廻被成候得と、申されける。治部少輔是を聞て、吉兵衛わかき人なれば、此事いかゞあらんと思ふ氣色にて同心せず、孝高も、阿波守も、吉兵衛參り伏塲を見置候事然るべし、左あらば、若敵城より付出る事も有るべし。今日は合戰の用意なく、士卒多くはつれ來らず、供に有合たる頭分の者數人、其外は若き士ども少々つれ行べしとて、黑田兵庫助、栗山四郎右衛門、母里太兵衛、小河傳右衛門、黑田玉松、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、菅六之助、桐山孫兵衛、益田與助、野口藤九郎、竹森新右衛門等、都合士三十騎許、足輕七八十人召つれられける。又阿波守家人高市常三は、老功の武者なり、幸今日供したればとて、阿波守より吉兵衛に付遣さる。此時長政は阿波守妹聟なるに依て、差添られたるなり。駈引等長政の家臣共に、申合すべき由をぞいひふくめられたる。また長政にも功者の差引に任せ、妄に深入すべからずと孝高制せられたる。長政はそれより財部の城の方に馬を進めらる。此所に耳川といふ川あり。長政耳川を渡し、馬塲の原といふ所を馳行て、耳川より七八町敵の方に進み行れたる。長政其邊の地形を見置て、旣に歸らんとし給ふ時、供に行ける後藤又兵衛、城の方をきつと見て、敵突出ると見えたり、急ぎ退給へといふ。高市常三是を聞よき目利なり、敵必定付來るべし、爰にては防ぎ戰ひがたし、先引取て耳川を越、敵追來りて川を渡り、かゝる所を待うけて打べし、早く引給へといふ。また長政の家人、竹森新右衛門申けるは、あの山の林の内に赤きもののひらめきて見え候は、い

か様にも敵の伏兵あるべし、此地は敵の突て出る爲に利ある所にて候、早く引取、敵出ば廣みにて打給へと申ける。長政從者にいさめられ、それより引返されたる所に、案のごとく、城の木戸より赤き裝束したる武者一騎乘出、しば〳〵うかゞひ見て、本の山陰へ引退く。やがて向の山ばなの兩方より、足輕三百人餘出で、左右にわかれ、道をさしはさみて進み來る。其隱より徒立の武士二百人餘、騎馬の兵少々打まじり、鬨をあげて道筋を馳來る。長政すは敵つけ來るはとて、馬を引返しかゝらんとし給ひたるを、常三弁家臣共、馬よりおりて、爰は返し合せ給ふ所にては無御座候、先御引候て耳川を越、敵に河を渡させ候て、御返し然るべく候、返し申時分は、我等に御まかせ候へとて、長政の馬の口を取て引返し、供したる若き士共の敵にかゝらんとするを堅く制したる。敵やうやく近くなるに付て、長政七八町の間にて、度々馬を立直しかゝらんとし給ひたるを、家臣弁常三等、長政の馬の前にかけふさがり、爰は所もあしく返し候時分、はやく候と、強く制しとゞめける。敵いよ〳〵近くなり、道の左右より足輕共したひ來るを、追拂はんとすれば、田の中足立あしく、馬のかけ引自由ならず、道筋は敵二百人餘鎗ふすまを作り、其間に射手をまじへて、射させければ、はや身方に少々手負出來ける。身方既に川端まで引退く、そこにて長政馬を立直し、持せをかれし九段の烏毛のえづるの指物をさし、鎗をとり既に敵の方へかゝらんとし給ひしを、常三馬より飛でおり、馬の口に取付、爰にては勝利あるべからず、急ぎ川を御越、あの川向ひの河原にある小塚の上に、御馬を立られ候へと申て、しゐて馬の口を引て退きたる。野村太郎兵衛は、我與の足輕二十人許を引具し、一人も散さず。川端の小土手を楯にして、鐵砲を土手にのせ、自身は鎗を杖につき、下知して打拂はせける。後藤又兵衛も足輕を引つれたるが、下知をば

なさで、長政の前の河原を横ざまに馬を二三遍乘廻しける。高市常三これを見て、野村が足輕を下知したる動、後藤が馬を乘廻したる武者ぶり見事なり、と長政に對し稱美しける、去ほどに、孝高も、阿波守も、船手の方へ行給けるが、長政を心もとなく思ひ、後の山よりはるかに見給たるほどに、治部少輔も猶そこにとゞまりけり。長政の引退給ふを見て、治部少輔申けるは、吉兵衛若き仁にて候が、よく迯られ候とて、笑ひける、孝高聞給て、治部殿の目には吉兵衛迯ると見え候や、暫待てよく見給へとぞのたまいける。長政耳川を打渡し、此方の河原にかけあがり、小塚の上に馬を立待給ふ。先刻長政の馬蹄の原に行給ふ跡にて、孝高心もとなく思ひ、足輕頭、吉田六郎太夫に仰けるは、吉兵衛敵域近く巡見せば、薩摩は足輕達者なれば歸る時付來る事あるべし。其時の用心のため、汝を遣はすなり。伏兵を置て勝利あらん所を能見て、道のかたはらの物かげに伏置、敵の來るを待て横合に鐵砲打立、追拂ふべき由下知したまひ、長政の跡より遣されける。六郎太夫は與の士、足輕數多引つれ、家人共相具して、耳川のほとり茂りたる柳堤の陰に伏隱れて待居たり。島津勢、近來所々の軍に打勝て、數ヶ國を打したがへ、弱敵小敵に度々勝て、武邊自慢の田舍武者なれば、身方のそらにげをばしらず、誠の敗軍ぞと心得、人馬の足をみだし、しどろに成て追かけ競ひ來り、川渉ければ、程なく半分は川を越、少々此方の地に馳上りける處を、長政よき時分ぞと見合せ、すはかゝれと下知し、速にかけむかひ給ひける。身方は備を立直し待かけたる事なれば、一同に突てかゝる。さしもいさんで息をもつがず追來りける敵共、此いきほひをみて、案に相違やしたりけん、少猶豫して進まざる處に、身方の兵機に乘ていさみすゝむ。長政は大龍寺といふ四寸ばかりの芦毛の馬に乘り、眞先に進んで川へ乘込、刀を拔て敵の中へ切て入、川中にて散

々に戰ひ、向の岸に敵を追つめ切合給ひしが、その中に強力なる敵一人、三尺ばかりの太刀を以て、長政の刀を打落して岸へ引あがりけるを、長政馬に聲をかけ、むながひとひとしき岸を急に乘りあげ、脇指を拔て（和泉守兼定作、一尺七寸あり。）切あひ、終に其敵を打取、（長政右に打おとされ給ふ刀は、後家臣ども取あげける、備前兼光の刀なり。）猶も敵數多の中へ馬を乘入給ける所に、敵三人打てかゝる、長政渡りあひ脇指を以戰ひ給ふ。其内二人は鎗を持、一人は三尺ばかりの刀を以長政と戰ふ。長政左の腕を二所つかれ、鐙の胸板を二刀きられ給ふ。（鐙に其銘一尺ばかり有。）かゝる所に長政の郎等井上傳次、南畝源太郎といふ者、これを見て馳來り助合せ、敵二人は討とり一人は追散しける。大將かやうに自身切合、所々手を負給ふ上は、相從ひし黑田兵庫助、栗山四郎衛門、母里太兵衛、小河傳右衛門、黑田玉松、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、桐山孫兵衛、菅六之助等を始として、諸士ことごとく、只今を最後と思ひ切、面もふらず、大勢の中にかけこみ、入みだれ、相戰ひ、勇猛をふるひ、一騎が百騎にも敵する程のいきほひなれば、敵大勢なり、といへども、散々にもみ立られて、つゐに川よりあなたに引退く。この時かねて柳堤にひかへたる六郎太夫一手の足輕ども、敵の先手の戰半に、不意におこり、いまだ戰はざる川向の敵の後陣の中に、頻に鐵砲を打かけ、敵數多打ふせ、横合にかゝりける。身方いよいよこれに力を得、おめき叫んで攻戰ひ、忽に究竟の敵多く討取ければ、大勢の敵、右往左往に切散されて、終に惣敗軍に成て崩れける。身方勝に乘て、三四町ばかり追打にし、漸城近ければ、殘る城中の敵ども助け來らばむづかしかるべしとて、それより備を丸め、手負を助け、耳川の此方に引とり、勝鬨をあげさせ歸られける。孝高は程遠ければ、馳ゆくべき間もなく、はるか此方の山の上より、諸將とおなじく、何心なき體にては見物したまひけれども、歷々諸大名、上下共に靜に見物しける。目前の事な

れば、晴がましき戰にて、その上敵は大勢なれば、軍の勝負、始終いかゞと心遣せらるゝ事、中〱自身の戰よりも胸中苦勞したりと、後日に家人共に語り給ひぬ。長政耳川を此方へ越えて取て返し、敵を追崩されけるを見て、孝高よろこび、治部少輔に對し、あれ見給へ治部殿、吉兵衛よく迯ると、御わらひ候が、最前引候は、わざと敵を巧みにおびき出し、川を越えさせて取て返し、川へ追はめ、討べきための智略にて候、あれを能々見置きて、貴殿重て殿をせらるゝ時の手本に被仕候へと申されければ、さしも辨才ある治部少輔、一言の返答にも及ばず、赤面してこそ居たりけれ。凡今日の合戰、敵は大勢にて、しかも戰城下なれば、方角足場まで、みなよく案内をしりたり。味方は小勢にて思ひよらぬ戰なり、殊に地形延立もしらざる敵地なり。されば十に一も勝利有べき戰にあらざるに、難なく敵を追返し、散々に宜しく切崩し、この閒身方の通路を切し敵の勇氣をくじきし事、殊に長政の功大なりと云ふべし。この時敵を討とり、高名したる家臣には、黑田兵庫、母里太兵衛、小河傳右衛門、黑田玉松、後藤又兵衛、吉田六郎太夫、同又助、菅六之助、野口藤九郎、益田與助等なり。身方にも、雜兵共に凡十五人討れける。蜂須賀阿波守より添へられし森小左衛門も、こゝにて討死せり。軍はてゝ後、家臣共、孝高の前に出で、今日味方の小勢を以、敵の大勢競ひかゝるを追崩し、勝利を得られ候事、長政の御手柄無比類よし申ければ、孝高、それは汝等、軍法をしらざる故、左は思ふなり。大將は士卒をよく進退して、いかふこそ職分なれ。勿論大將をくれては、弓矢はとらねども、また葉武者のごとく、われ一人の動を好むは匹夫の勇にして、大將たる道にあらず。大將が、士卒より進んで先をかけば、後なる士卒をば誰がつかふべきや。かつまた大將が輕々敷先驅し、敵にそれと見付られなば、敵、大將一人に目かけ、これを討べし。

これ大將の不覺にあらずやとのたまひける。惣じて、長政は世にかくれなき名將なりしかども、餘に勇氣盛にして、やゝもすれば、敵に臨んではこらへかね、人の跡に居らず、常に士卒に越えて先駆を好み給ふ故、孝高其樣をしりて、かくいましめ給ふとなり。其後、大和大納言秀吉卿より、孝高に賜る書にいはく。

先刻の行、粉骨不淺候、乍去、吉兵衛を初被遣候儀、無遠慮事候、高名心懸不淺候、關白殿可遂注進候、此中夫などご追付、道具以下取落の由候處に以此行一つら出し仕間敷候本望候、頸注文披見候、謹言。

卯月十日　秀吉　判

黒官兵衛殿

此時長政の家人黑田玉松は、渡り瀬をすぐに渡しける故、向の岸ひきくして、馬のあがり塲よかりければ、諸人よりも一番にむかひへ馳上り、馬上より鎗にて敵一人突きふせける。かゝる所に、緋威の鎧に金かぶと着たる大の男、石の上に腰を打かけ、大剛の者とみえて、身方の退くにもかまはず、只一人、しずまり返て、此方よりかゝる兵を待かけたり。後藤又兵衛是を見て、近付て打んとおもひ、眞直に馬を乘掛けるが、彼武者に近づく時、馬俄にわきへきれてかけ通りける。是は敵すぐれて見えける故、若仕損じやせんとおもひて、この敵をよけるゝかと、人皆おもへり。黒田玉松、これを見て、やがてかの大の男にかけ合せ、馬よりおり立、鎗にて突合ける處に、敵鎗にとりつき、薙刀にて切かゝりけるを、玉松鎗をはねすて、太刀を拔て敵の薙刀を拂ひけるに、薙刀の柄中子ともに半分過きれて、つゞきながらをれける故、敵また薙刀をすて、太刀を拔て、おがみ打にうつところを、玉松さらりとうけながし、即時に敵を切ふせ首をとる。玉松は今年十七才、諸人の眼前にての

勤なれば、見る者是を稱美しける。後藤又兵衛は、川中にて敵と戰ひ、馬上にて組でおち、上を下へと返しけるが、敵大力にて又兵衛を組ふせ、既にあやうかりける處に、又兵衛が馬取一人、助合せて、敵を取てはねかへしければ、又兵衛やがてのりかゝり、即敵を打取ける。又兵衛は馬取に命を助けらるゝのみならず、敵を討て高名しければ、歸陣の後は、彼馬取を一廉取立んと思ひける處に、下臈は心拙くて、其陣中にて、又兵衛が刀脇差を盜取て逐電しける

吉田又助は、當年十六才、初陣なりしが、はじめより長政の跡につゞきて川中に乘入たり。長政川向へ馬を乘上たまひし所の岸に、續て馬を乘かけけれども、馬よはくして乘上る事叶はず、二三十間ほどわきに、川よりあがる道筋あり、その道よりぞ乘上ける。前に記すごとく、長政の前にて井上傳次、南畝源太郎、敵を討ける時、又助は長政の近所へ乘行しが、引退く敵を追かけ行けるに、敵一人弓を持、小塚を楯にとり矢を放つ、又助馬よりおり、これを討んと近づくところに、又助が父、六郎太夫鑓を提げきたり、敵の弓をひかんとするを見て、たばかりて、身方ぞあやまちすなと、言葉をかけければ、敵見てあやしみたる氣色なり。又助は幼少なりとおもひ油斷しけるが、六郎太夫を目がけ、弓を引べき矢ごろを待居たり。又助、畔をつたひ、小塚の際に走りあがり、敵のうしろの方よりはたときる。弓の弦を切はなし、かぶとに切付ければ、敵ひらきのきて、三尺餘の刀をぬき又助をおがみ打にちやうときる。又助刀にて打そむけけれども、敵強力ゆへ、あまる太刀にて又助が左の股の半下より、膝かしらをかけて切わり、三里の下まできり付られ、左の方へ倒れざまに、刀を以拂切に切しかば、敵の左足をきりおとし、右の足のこぶら、半分過切付ければ、敵すなはち、

倒れける。又助是を見て立あがり、首をとらんとせしかども、深手負たれば、かなはざる所に、六太夫走り寄、敵を引よせ、初陣に能したりとて、首をとらせける。その後下人たづね來り、又助を馬にかきのせけれども、鐙をふむ力なく、鞍にたまる事成がたかりしを、鐙の上帶をとき、腰を鞍に結付、打とりたる首をも鞍につけ、下人に馬の口をひかせて退きける所に、敵二人追かけ來るを六太夫取て返し、二人と戰ひ、一人を突きふせ今一人に突てかゝりければ、敵引退きし故、突ふせたる敵の首をとり、又助をつれて引とりける。又助若年なるに、奇特の動なりとて、孝高、長政、感じ給ひ、孝高より、時の褒美として信國の脇差をたまはりける。野口藤九郎(後號左助)は、長政の耳川より此方へ越給ふ時、馬すゝみかねしを、口を引て川を渡り、長政川を渡り、あがりて後取て返し、敵にかゝり給ふ時、藤九郎、薩摩の野老と、川中にて戰ひ、即時に討とり、なほ追討に敵兩人うちとめける。

右に記す所の蜂須賀阿波守の家人、高市常三は、元濃州の者也。其兄、善兵衛討死せし時、三才の孤有しを、常三是を養育して成人の後、父の名をつけ、父の家をつがしめ、其知行家財等を悉く相渡し、常三はかんなべ一、手鎗一本取て出しとなり。かくれなき武士なりける。

○秀吉公より、孝高へ賜る御書にいはく、

急度染筆候。

一去六日、耳川を相越追崩、敵數多討取之、則高城へ追籠取卷由、自中納言注進候。定早速可打果と察思食候事。

一高城を毛利、小早川、吉川、備前少將、大友左兵衛督取卷由尤候事。

一爲請手、其方蜂須賀阿波守、尾藤左衛門尉、宮部中務卿法印在之由尤候。

一當表儀、最前岩石城責崩悉刎首之儀聞傳、筑前國大熊、秋月、間寺、寶滿山以下、筑後國高良山、三池、肥後國小代、南關、山鹿、合志、高瀬、熊本、宇土、其外城々或開北、或は命を御詫言申明渡候。然間、明日殿下至熊本被移御座候。八代敵有之由候間、取卷悉可被打果候。左候へば、肥後國平均候之條、大隅か、薩摩か、何れへ成共、可被成御發向候。頓其面へ可入合候間、可成其意候也。

卯月十五日　御朱印 御名乘なし

黑田勘解由どのへ

孝高、日向在陣の時、秀吉公より秀長卿へ遣さるゝ御書の條數の一にいはく、毛利右馬頭、小早川左衛門佐、吉川治部少輔、此三人は人數二三千にて此方へ可被越候。惣人數は造作に候間無用に候。幷黑田勘解由は、四五騎にて右馬頭同道可仕候事。

○五月四日、秀吉公既に薩摩國に入、千代川の口、太平寺に御陣をすえ給ふ。數萬の軍勢三里四方に充滿せり。川には數千艘の兵船をのり入、川下の京泊まで三里の間つらなれり。諸國の町人の商賣の爲來る船も、またおびたゞしく入つどひたり。これより島津居城鹿兒島へは其間十里許あり。先陣十六萬餘人、進んで鹿兒島近邊に着き、段々に陣を張て秀吉公を待居たり。然るところに島津義久、家臣等と相談していはく、秀吉公の武威思ひの外盛大なり。向ふ所に敵なし。其いきほひ、たとへば洪水の俄に出來りて防ぎ難きがごとし。今迄はさりともと思ひしかども、彼猛勢に對しては防ぎ戰ふべき術なし。我が先祖忠久、初て賴朝卿の封を請て、大隅薩摩を賜てより以來、今に至て其子孫當家を相續す。若此度秀吉に降參せずば、わが家忽滅亡し、先祖よりの血脈我に至て絕ゆべし。只降參して當家を相續せんにはしかじとて、家臣伊集院左衛門太夫入道を孝高の陣へ遣し、詞を盡し、降參せん事をこふ。孝高此由を

大和大納言秀長卿に告られければ、秀長卿、木下半介を太平寺につかはし、秀吉公に言上せらる。これに依て、秀吉公その罪を御赦免有ければ、島津義久髮をそり、墨の衣を着して、名を隆白と號し、礫木を金みがきにして眞先に持せ、太平寺に行て秀吉公の陣へ降參し、その罪を謝す。若御憤ふかく、御免有まじく候はゞ、此礫木にかゝり申べき爲、持せ參て候と申上ける。秀吉公是を感じ給て、其罪をゆるし、却て御懇意を加へらる。義久は隱居し、その弟義弘を以嗣とせられければ、義弘に本領安堵の御朱印を賜ふ。秀吉公は島津を討ん爲、三十七ヶ國の兵を催し、廿餘萬人の士卒をひきゐて、はる〴〵これ迄下り給へども、島津その武威におそれ、一戰にも及ばず降參しければ、諸軍皆萬歳をとなふ。鹿兒島まで其入有べきよし仰らるといへども、島津舘見苦しく、その上、殿下の御人あらば大軍亂入して、國のさはぎいかゞに候間、御遠慮成下され候へと、安國寺を以、島津御ことはり申上しかば、その事をやめらる。秀吉公同月廿二日、太平寺を御立、歸陣し給ふ。大隅、日向を征せんため諸大名に命じ、兩國へ各軍兵を分ち遣さる。大隅、日向の數多の城主も、秀吉公の武威をおそれて悉降參し、人質を出す。肥後國阿蘇山は、地形險阻なる故、これを賴んで群盜多く此山中に隱れ居て人を害す。秀吉公これを攻んとし給ふを聞て、群盜共來て罪を謝し、向後無道を仕まじき由を申、誓詞をさゝげければこれをゆるし給ふ。九州悉平ぎぬ。肥後の熊本に着給て、佐々陸奥守に肥後國を賜り、熊本の城に居らしむ。國中に在し地士(ちさぶらひ)十人ばかり、五百町、三百町、二百町の御朱印を賜りて、皆陸奥守與力とせらる。

○六月六日秀吉公筑前國太宰府に御着有て、天滿宮、都府樓の舊跡、觀世音寺、思川、染川、崇福寺など遊覽したまふ。天滿宮は、此九年以前炎上して、この比は、わづかなる假殿なり。關白殿は宰府の近邊、

觀世音寺のほとりに、假の御殿を作らせ置て御入ありけるに、島津義久新しき茶屋をたて、茶を獻せらる。明七日宰府を御立。博多を經て箱崎に着たまふ。太宰府より箱崎へは、路程五里計あり。博多より箱崎へは、其間わづかに半里あり。八幡宮本社の神殿を以、秀吉公の御座とし給ふ。今の八幡宮は、大内義隆の建立なりしが、其後亂世にて、儀式備らざる故に、いまだ遷宮なくして、八幡大神は格別の假殿におはします。是に依て、本社は、空殿なりしかば、秀吉公、本社を御座所とし給ふ。此御社を、御座所とし給ふ事、古來のいひ傳へ、又細川玄旨の、筑紫紀行、神屋宗湛が茶會記にも見え侍れば、うたがふべからず。今より思へば、甚だ無禮なるわざにて、さもあるまじき事なれど、秀吉公の平生の行跡に思ひ合すれば、誠に左も有ぬべし。相したがふ諸大將、諸の士卒は、八幡宮の近邊に假屋を立ならべて陣屋とす。八幡宮のまはりは、廣き松原なり。幾萬株といふ數をしらず。皆數丈にあまりて、高くそびえたる大木なり。松原の中は、平沙にて潔白なること、恰も雪の庭のごとし。古歌には千代の松原ともよめり。唐人はこれを十里松といふ。西北は海濱なり。古歌によめる能古（のこ）の浦、志賀の島も、むかひに見え、香椎潟、荒津の崎も、亦左右に近し。此松原の風景、人の目を驚かし、心をとらかすばかりなり。六月十八日關白殿、海邊の佳興に乘じ、諸將とともに御當座ありて、和歌を詠じ給ふ。

あつき日にこの木のもとにたちよれば
浪の音する松かぜぞふく

千とせをもたゝみいれおく箱崎の
松に花さく折にあはゞや

此短冊二ながら今に箱崎にあり。是秀吉公の歌なりといひ傳へ侍る。又連歌の發句し給ふ。

しほがまの濱邊涼しき窓の前

脇句を宗及つかうまつる。

立よるかげのしげる松竹

此時孝高の叔父、小寺休夢も、秀吉公の供して下られけるが、今日和歌を詠せらる。

契をば此松原にのこしおき
歸るさしらぬ袖のいろ〳〵

山名禪高の歌

立つゞく松のはかたの夕日影

あつさも波のうら風ぞふく

又丹後の國主、細川兵部大輔藤孝は、隱居剃髮して幽齋玄旨と號す。丹後より船にのり、北海を經て、爰に來り、關白殿を拜謁せらる。此人歌學の譽あり。しるしの松に寄せて祝する意を詠せられける。

つるぎをばこゝにおさめよ箱崎の

松の千とせも君が代の友

泉州境に住し千利休といへる名を得し茶人來り、松原にて茶を點じ、殿下の興を催しける（昔茶の地は、箱崎のほとり、又松原の中にも其跡いちじるしく遺れり）。箱崎に廿餘日逗留し、九州の政を執行ひ給ふ。博多の町は、いにしへ甚廣くして、大商多く、人民しげく集まれり。されば、もろこしにも、この由聞しにや、大明の書、武備志に、日本に三の津あり。薩摩の坊の津、筑前の博多の津、伊勢の阿濃の津なり。就中、博多の津は、地方廣濶にして、人烟湊集すとかけり。かく唐まで聞えし所なれども、此頃は大友と龍造寺度々合戰せし時、兵火にやかれて焦土となり、其跡のみ殘れり。秀吉公是をあはれみ、其里の老人共を呼出し、博多の町を十町四方に定め、竪横の小路を割て、民屋を營み作るべしとて、孝高と石田治部少輔三成兩人に命ぜらる。六月十一日町の差圖を被書、十二日より町わりあり。町わりの奉行は、瀧川三郎兵衛、長束大藏、山崎志摩守、小西攝津守なり。下奉行三十人ありて、繩張を定められければ、邑民よろこびあへりける。其後やがて町屋を立ならべ、人の集る事又もとのごとし。（是より後文祿元年秀吉公朝鮮へ征し給ふ時、博多に着陣し給ひしに、神屋宗湛と云富商の家に立入給ひ、宗湛茶を點じ奉りしなる。殿下の御入ありし所なればとて、よりよく修理して、其家今に殘れり。其比は、世の風俗質朴にて華奢なかりしにや、秀吉公を請じ奉りし大富人の家も、かく麁陋なりけるとぞ、有り難き事におもひしられ侍る。）島津義久兄弟も箱崎へ伺候せらる。

同月十八日小早川左衛門佐隆景、日向大隅の仕置を定めて箱崎に來れり。この時隆景に筑前國を賜り、その上、肥前の基肄、養父兩郡、筑後の内、三瀦、三原兩郡をたまはる。博多は古來名ある地にて、廣き町なればとて公領となる。然れども城下に公領あらば、

國政に障あるべしとて、筑前の內、怡土半郡を博多の代地として差上られ、博多は、隆景の私領となれる。其前例に准ずる故、この後も怡土半郡は公領となれり。この前天正十三年伊豫國を隆景にたまはりし時、彼國の內、二萬三千石をば安國寺惠瓊に分ち與へられしが、今度筑前を隆景に賜ひし時、又安國寺へ伊豫を改て、此國の內にて領地をあたへらる。筑前に在し秋月種長をば日向の財部に遣し、三萬石を與へ、立花左近將監には、下筑後三郡をあたへ、高橋紹運の子、彌七郎統増には、その父紹運の忠節戰死を感ぜられ、筑後の三池郡を賜り、三人共に筑前を去らしむ。小早川藤四郎秀包(かね)には、上筑後三郡、筑紫上野介廣門には、同國上妻一郡をぞ賜りける。筑後の國衆は、皆隆景の助とせらる。豐前香春の城主高橋右近元種には、日向の縣にて、領地を與へたまふ。龍造寺には、本領の外、三郡御加增を賜る。豐後國はもとのごとく大友是を領す。その外肥後の相良、日向の伊東、肥前の有馬、平戸、大村、五島、對馬の宗氏などは皆本領を賜る。隆景は、先立花の城に住せらる。この時諸國よりあつまれる人夫を以、立花の城を修理せらる。秀吉公隆景にこの國を與へ給ふ事は、九州の守とし、且若九州に變あらば、中國より輝元の兵を呼寄て、筑前の勢に加へ、是をしづめん爲なり。立花の城は、高き山上なれば、水ともしく、險阻にして、久しく平らぎを守る所にあらず。名島の城を築くべしとて、翌天正十六年二月廿五日よりはじめてきづく。城すでに成就しければ、隆景立花より名島の城にうつらる。立花の城は、猶其まゝにて城番を置り。名島は立花の城の一里西にあり。七月朔日、秀吉公箱崎を立て宗像に至り、同二日豐前小倉の城に入給ふ。それより赤間ヶ關に渡り、爰にていよ／＼九州の仕置を沙汰し給ふ。豐前八郡の內、六郡を以、孝高に賜る。殘る所の企救、田河二郡は、毛利壹岐守に與へ給ふ。秀吉公より孝高に賜る御折紙にいはく。

今度爲御恩地、於豐前國京都(みやこ)、築城(ついき)、中津、上毛、下毛、宇佐、六郡之事被宛行證、但宇佐郡內、妙見、龍王兩城當知行分相除之、其外全令領知、

彌可抽奉公忠勤之由候也。

天正十五七月三日　秀吉御朱印

黒田勘解由どのへ

○秀吉公初より孝高の才智を知て、兄弟の約をなし、かたはらに置てその謀を用ひ、あるひは代官として敵をうたしめ、終に天下を草創し給ふ事、偏に孝高の功なれば、其恩賞莫大なるべきに、孝高の大志あるを忌給ひ、其上石田治部少輔等の權臣も、孝高の高才有て、我にへつらはざるをそねみて、時々讒をかまへければ、其功は大なりといへども、終に大國をば賜はらず、剰此度日向に在し時、秀吉公への注進の趣、孝高にあやまりなしといへども、あやまりある由に事よせ、無實の罪を譴せめて、恩賞を厚く施し給はず。是を以賞祿は忠功に及ばざりけるとなん。高鳥盡て、良弓藏るといへるがごとし。孝高をば豐前京都郡馬が岳の城に居らしむ。但其好む所に任すべしとのたまふ。是に依て初は馬が岳を居城とし給しが、其境地心にかなはずや有けん、後に下毛郡中津川に城を築て移らる。

黒田家譜卷之四終

黑田家譜卷之五

此卷は天正十五年の秋、豊前入國以後の事をしるす。

○孝高は其後豊前へ入國し、先下毛郡時枝の城にて、領内の仕置を沙汰し、三ヶ條の制法を出し給ふ。

定

一主人、親、夫に背く者可行罪科事。

一殺ㇾ人、或盗人を强盗をなし、又其企仕者あらば、可行罪科事。

一隱田畑ちがへ等仕者、同前之事。

右の品々有之者、たとひ親類又は同類たりといふとも、ひそかに申出べし。其儀實たらば、人しらざる様に、一かどほうび可遣之事。

天正十五年七月　日

謹で按ずるに、漢の高祖初て秦を定め給し時、只三ヶ條の法度を立て、人を殺す者をば殺さん、人をそこなふと盗する者とを罪にいたさん、と示し給ひ、其餘の秦の苛き法度を悉除去給しかば、民大に悦び服しけるとなん。法度の條數を少なくし、只簡要なる事を戒められしは、民の守りやすくして、罪を犯し法に背く者なからしめんが爲なり。令多則不ㇾ行と、古人もいへり。法度の箇條多ければ、民守りがたくして、其法度立ずとなり。又法を出すには、初に愼て妄なる法を立ず。既に法を出して若背く者あれば、必罪に行ひてゆるさず。是を民に信ありといふ。古語にも、愼乃出ㇾ令、令出惟行はしめ、惟反かしめざれ、といへり。かくのごとくならざれば、民法を侮て信ぜざる故、國政みだるゝ也。是いにしへ法度を立し意なり。孝高の初て國に入給し時、只三ヶ條の簡要なる法令を出して、民の守りやすき道を示し給ふは、誠に古人の意にかなへりと云つべし。是初て亂國をしづむるの法なるべし。第一條に君、親、夫に背く罪を以先とし

給ふは、道理殊更至極せり。

○肥後國は佐々陸奥守成政拜領せられけるが、是よりさき太閤薩摩をうたんとて、肥後を通り給し時、國士共其威勢を恐れて降參せしかば、皆本領をたまはり、成政の與力とせらる。國士すべて十三人、其領地八百町五百町三百町二百五十町なり。此時迄筑紫は知行高をかぞふるに、石高何千何百石とは稱せず、田數を以、何百何十町といふ。成政國中の田地を上方の如く、石高に改め定めんとす。家人に命じて國中の檢地をはじむ。國士隈部但馬親永が領地八百町をも檢地せんとす。隈部がいはく、わが領地は太閤より御朱印を賜りて本領安堵す、檢地を受る事思ひもよらずとて同心せず。成政いかりて、招よせ殺さんとす。隈部聞て、己が居城山鹿の城にたてこもる。成政兵を遣して攻れどもかたず。其後みづから行て圍み攻れども、つよく防ぎて落城せず。せめあぐんで、付城を兩所に築きて、兵をこめ置て敵城を防がしむ。かゝる處に國士皆敵となり、成政の居城隈本を圍み攻て、留守の兵を多く打亡したる由、山鹿へ告來りける。成政本道は敵多く塞りければ、よこ道をして隈本に歸り、敵の圍をやう／＼防ぎて本城に入る。是より以前孝高は肥後の亂をきゝ、豐前領内の仕置をば長政に云置て、早く筑後の久留米迄小勢にて馳行給ふ。筑前國主小早川隆景も、名島より久留米へ行て、孝高と肥後の亂をしづむべき謀を相議せらる。秀吉公へ早々此由を言上し、筑後肥前より加勢を肥後に遣し兵粮を送らる。佐々氏危難なりしかば、隣國故、柳川の立花左近に加勢をこひ、其上山鹿の付城兵粮つきて、飢に及ければ粮をこふ。立花左近其急を救はんとて、士卒を引率し、肥後に行て粮を山鹿の付城にこめ、往來敵と戰て多く打取、自身も鎗をかふぶる。士卒も多く戰死す。宗茂今年二十一歲、勇戰の功すぐれたる由、孝高及毛利壹岐守より言上ありしかば、太閤感悅し給ひ、立花事今に初ぬ事なれど、

殊に神妙の由感狀を賜る。成政は元來勇將なりしが、國中の敵大勢なりし故防ぎかねて、隣國の加勢を受て、やう〳〵敵を鎮めらる。隆景孝高など秀吉公の命をうけ、肥後の叛逆(はんぎやく)せし國士を柳川小倉兩所に預け置て、叛逆せし其故いかんと糺明せらる。國士皆答へて曰、天下に對し奉り叛(そむ)くべきやうなく、只國主成政の仕置非道なりしかば、叛逆せし由申ける。此由を隆景孝高言上し給しに、太閤いかゞおぼしけん、肥後の亂をおこしける國士共悉殺さる。肥後國是より無事也。翌年夏秀吉公より佐々成政を召させらる。成政尼ヶ崎迄上り太閤の氣色をうかゞふ。太閤加藤清正を檢使とし成政の罪をのべて切腹被仰付、天正十一年五月十四日成政自殺す。年五十一なり。成政は尾州春日井の人なり。信長公に仕て戰功あり。越中の守護となる。信長公薨去の後信雄に順つて秀吉と戰ふ。信雄和睦の後秀吉公にくみ給ひしが、肥後の國政も無道にして亂れしかば、終に殺害せらる。其後肥後を分ち加藤主計頭清正に二十五萬石を賜りて、隈本の城に居らしむ。小西攝津守行長に二十四萬石を賜りて、宇土の城に居らしむ。

○肥後の國亂れし時、秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく、

去月廿日同廿三日兩度書狀今月七日到來披見候。肥後面の儀陸奥守國衆又は百姓以下へ之申付様惡敷候哉。一揆等少々相起、猥成之由申越候。隆景へも不相構注進、肥後境目の者共人數相催候て、陸奥守所へ早々加勢可然候。隆景も筑後内久留米の城迄罷出、先々様子聞屆可隨其再考候由被仰遣候條、其方兩人事も留守を丈夫に置候て、隆景次第可相越候。爲心得候間、一揆其外不屆國侍於有之は、急度可成敗候由、陸奥守方へ被仰遣候。猶以其方事年内不罷上候ても不苦候間、肥後表の儀聞合して不可油斷候也。

九月七日　秀吉 御朱印

黑田勘解由どのへ

毛利壹岐守どのへ

○又

去月廿七日の書狀今日十三於京都加披見候。肥後面の儀入精切々注進、遠路の處悅思召候、殊遣二檢使一小早川藤四郎龍造寺其外肥前筑後の人

數相立之由尤候。隆景は久留米城に有之て、先手の者一左右次第可相立由被仰遣候條、其方兩人事も隆景申次第無レ緩可ニ相働一候、先書如被仰遣候。陸奥守天下背御下知、國侍共に御朱印の面知行をも不相渡付て、堪忍不成候故構ニ別心一儀候。領地方糺明の儀も先成次第に申付、到ニ來年一致ニ檢地一いかにも百姓をなでつけ、下々有付候樣にと度々被加御意候處、さも無く法度以下猥成故一揆蜂起候。彼是以無是非次第候、縦被仰付之旨申付、其上にて不慮出來候共、越度には成間敷候處、條々背御下知付て如此候。人の上にては有之間敷候條、能く令ニ得心一守ニ御法度之旨を一萬事申付可然候。肥後の儀は、取分何の國國よりも被入精、靜謐に被仰付候處、無幾程及ニ錯亂一助勢を乞候事沙汰の限候。肥後國侍共今度對陸奥守別心の儀相尋可言上由、先書被仰出候間、彌申聞申分於有之は、重て可申越候也。

九月十三日　御　朱　印

黒田勘解由どのへ

森壹岐守どのへ

○秀吉公より孝高の内室に、河内國において領地を賜る。其御書にいはく、

河内國丹北郡矢田部村五百石事、妻子爲堪忍分遣候。如前々可領知候也。

天正十五 九月廿四日　御　朱　印

黒田勘解由どのへ

○孝高は其後筑城郡の内、八田の法念寺といふ寺をかりの住所とし、しばらく留り居給ける。長政は京都郡馬ヶ岳の城に居給ふ。其間二里あり。孝高肥後の亂をしづめん爲、先筑後の久留米まで行たまふ。然る處に豐前の内にも、猶服せざる國士多かりしが、孝高の筑後へ行給ふ其隙をうかゞひ、よき時節とおもひしにや、所々に兵を起し、各城にたて籠る。凡信長公秀吉公の國郡を賜る事、其國郡の内にいまだ敵あ

りといへども、是を切取にせよとの事なる故に、いまだ敵ある豊前を孝高にたまはりし也。是より前、秀吉公の仰にて、淺野彈正少弼より長政にたまはる奉書にいはく、

態申入候、仍豊前侍の事、忠節被仕候衆は被立置、左様に無之者、依其罪御成敗尤候。此旨上意に候。恐々謹言。

八月十二日　　淺野彈正少弼

黒田吉兵衛尉殿御宿所

○さるほどに國士所々に兵を起す由、十月朔日追々に馬ヶ岳に告来りしかば、長政是を聞給ひ、先筑後へ使を遣して、孝高へ注進し、即刻陣觸して軍兵を催し、みづからは馬ヶ岳に有合し勢を引率し、即朔日の夜亥の刻に馬ヶ岳を立て、夜中に六里ばかり馳行、夜明て上毛郡安雲村朝日岳といふ所に馬をこゞめ、其邊の國士共の證人を取置、先緒方が本城緒方村に赴き給ふに、逆徒等上毛郡姫隈といふ所に取出の城をかまへ立籠る。又求菩提山の麓、上毛郡山内村川底の城に、如法寺孫二郎といふ者も、城井が旗下なりしが、逆徒となれり。高田といふ所にも敵どもかきあけをこしらへ籠りける。長政先姫隈の城を攻落すべしとて、攻口を見繕はんために、城下まで押よせ給ふ。其時先手少々城の表より城戸にまで詰よせけるに、敵木戸を開て、高き所より俄に大勢出ければ、先手是を防かねて、少引退きけるを、井上九郎左衛門、黒田三左衛門、衣笠久左衛門是を見て、城戸脇の石垣際にそひ、三人膝を折り敷、鑓をかまへて待かけゝれば、敵おそれて出ず。是に依て退きたりし先手の兵力を得て、又取て返し攻寄ける。三左衛門十七歳にて年功の者とおなじく、一所にこたへたる事よき心ばせなりと、後日に孝高是を感じ給ふ。扨城を取圍み攻ける處に、又如法寺孫二郎、幷緒方何某といふ者、兩大將として、其勢二三千ばかり、姫隈の後攻をして、寄手を追散さんと勇み

進んではせ來る。長政のたまひけるは、一揆共後詰のため寄來るは、願ふ所の幸なり。待うけて戰はんより、進て押よせ即時に切崩すべし。去ながら後詰と戰ふと見ば、城中より突て出べし。然らば前後に敵を請て、合戰利有べからずとて、其勢を二にわけ、一手は城下に殘し置て、後詰の敵にかまはず、城中より若突て出ば、ふせぐべしと定め、一手は長政みづから是を率し、其勢千人ばかりにて後詰の兵に打向はる。敵身方相近きてしばらく鐵砲を打合せ、次に弓を射、猶相近に成ぬれば、鎗薙刀にて互に命を惜まず勵み戰ひける。此時孝高の妹聟尾上安左衞門、幷神吉新作等討死す。長政かねてより士卒に下知して、若此度一揆等に打まけなば、孝高粉骨を以拜領し給ふ國を治め得ずして、家の面目を失ふのみならず、某も士卒も身の浮沈只此時にあり、かまへて面面命を限に勵み戰ひ、敵の大將の首を取て、我に見すべしといさめられける故、士卒共今日を最期と思ひ切て、うてどもきれども事ともせず、面もふらず切てかゝれば、敵大勢にて爰を專途と防ぎ戰ふといへども、身方の勇氣にくじかれ、終に打負て敗北す。長政是を見て士卒にむかひ、いかにもして大將を目がけ討取べしと下知せらる。其時敵の中より大將と見えて、だんのあかねの羽織を着たる武者一騎馬を立直し、敵は小勢なり、返し合せて戰へと下知しけれども、引立たる大勢なれば、我先にとぞ退きける。如法寺は徒の者十人ばかりつれて引けるを、身方の内より若武者七八騎彼を目がけて追かけける。中にも櫛橋三十郎（左京進弟）一番にかけ付、詞をかけゝれば、如法寺心得たりとて返し合せ、鎗を取直しける所を、櫛橋鎗を合せしばらく戰ひけるが、終に如法寺を突伏せ首をとる。長政是を見て悦び給ふ事甚し。緒方ははるかに遠く只一騎落行けるが、長政是を見給て、あの畔道を只一騎退く敵は、若緒方にてや有らん、馬強からん士共、追かけて打とゞめよと下知し給へ

ば、長政の近所に在し兵共數人追かけ、詞をかけゝれば、緒方馬引返して、大太刀を拔いて切てかゝりけるが、大勢にて射ける矢に射すくめられ、終にうたれけり。敵の兩大將既に討れければ、打洩されたる敵共は悉退散しぬ。長政士卒を一所にあつめて、討取し首を實驗し給ふ。今日黒田三左衛門もよき敵二人討取ける。其後姫隈の城を攻給ふに、城中の敵共右の戰の形勢を見、長政の武勇中々敵しがたくや思ひけん、罪を謝し人質を出して降參す。是に依て高田の城も亦降參す。其日長政は廣津まで歸り、處々の敵を討べき謀を廻らさる。孝高は筑後にて此由を聞、肥後の事をば隆景に相談し置、早々豐前へ歸り給ふ。長政も孝高へ對面し、逆徒等を亡すべき謀を問んため、馬ヶ岳へ歸り給ふ。

○其外豐前の國士、時枝の城主時枝平太夫、其弟宇佐の城主宮成吉左衛門、廣津の城主廣津治部大輔等は、孝高豐前を領し給ふ時、はやく出て旗下に屬し馳走しける。かゝる所に同國筑城郡の內城井谷と云所に、城井中務少輔鎮房といふ強敵有て孝高に從はず。鎮房が先祖は、下野國宇都宮彌三郎友綱が次男、鎌倉殿より豐前にて領地を賜りて下り、城井谷に始て居住し、其子孫代々相續し、近代は豐後大友の旗本となりける。鎮房は武勇人にすぐれ、力量つよくして人數多くしたがへ、城井谷の內、寒田村の奥、鬼が城といふ所にたて籠る。鬼が城は四方岩石にて、城戸口も石門なり。分內せばくして極めて堅固の地なり。城井氏叛逆して籠城し、剰在々を掠め、兵粮牛馬をうばひ取、馬ヶ岳近き所をも亂妨し放火するよし長政聞給ひ、孝高に告て急に討んと乞給ひしかども、孝高時分をかんがへてゆるし給はず。此頃は武功ある者ども、母里太兵衛等をはじめ、多くは國中處々のおさへに遣され、若き者ばかり居たりける。長政こらへかね、孝高にも告ず、明日は城井を攻べしと、若き士共を催さる。井上九郎左衛門いさめけるは、城井が住所は要害よくして險難の地にて候、

此方より行て戰はゞ利あるべからず。彼又險難をはなれ平地に出て戰はゞ、利なき事を知て、必此方へ來り戰ふ事有べからず。然れば先其まゝさし置給へかしと申けれども、長政今年二十歳勇氣甚盛なる大將なれば、此議を用給はず。又其夜竹森新左衛門急に長政の前に參りて申けるは、今夜御旗の上に立たる氣をうかゞひ候に、昔時播州并上方御陣の時に立候吉瑞にはかはり、甚不吉の兆あらはれ候。今五日御發向御延引候はゞ、其内に如水公肥後より御歸有べく候。其節老軍共御あつめ、御評定の上は、寒田へ御とりかけ然るべきよし申ければ、長政聞給ひ、汝が申所道理至極せり。明日の出陣さしやめたき事ながら、既に日限を極め、諸士にふれ渡しぬれば、其令を變じがたし。其上城井が方にも、はや風聞ありて、其用意すべし。然るに出陣延引せば、敵を恐れて猶豫しけると察し、且長政は父と一所ならでは、戰ふ事あたはざるなどと沙汰あらば、以來あなどりをうけて、武威ふるはじ。明日はとかく出陣せんとて、竹森がいさめをも承引したまはず、いよ〱出陣に決せられける。明れば十月九日二千餘人の兵を率して、城井が居城の下、寒田の上まで押寄せらる。敵共わざと一支もせず、逃散ければ、身方急に追かけ、のきおくれたる敵を少々討取りける。逃行く敵は道筋を引くもあり、左右の藪にかくるゝもありける。長政旗をば山より下に立おかせ、みづから先立て高き所にかけ上り、城の形勢を見給ふに、後に高山有て左右の山高く、岸さがしくして、通るべき道なし。谷深く石滑にして、進退自由ならず。谷口せばく、中に細道一條有て、殊に岩石多く、難所なり。道の左右は深田なり。古語に一人隘を守れば、萬夫も當り難し、といへるは、かやうの所なるべし。後藤又兵衛、吉田六郎太夫等、此要害を見て、聞しにまさる堅固の地なれば、今張出したる敵を追散し、寒田の邑城をも乘取程の事は候はんずれども、此方の小勢にてたやす

く根城を落しがたかるべし、今日は靜に人數を引あげ、後日の手立然るべしと、さまぐ\いさめければ、然らば、先築城まで引とり、重て謀を廻すべし。其上むかひに敵出あふといへども、にらみあひて戰はず。此方より險岨に行て戰はゞ利あるべからず。下に立たる旗を跡へひかば、敵突てかゝるべし。山より下に敵をおびき出して討べき爲なれば、かたぐ\旗を引候へと、跡にひかへし、旗奉行竹森新左衞門に、此由をいひ遣さる。新左衞門申けるは、只今旗を引候はゞ、敵高みより突おろすべし。ひきゝ所より防ぐ事成がたくして、身方敗軍すべく候間、御旗引まじき由申ける。然ども敵を引出す爲なり。其上旗を跡に殘して、我身先に引事本意ならず、とかく旗を引候へとて、後藤又兵衞を使として、重ていひ遣し、其後自身にも仰けれども、新左衞門承引せず。旗を引事然るべからざる利害を、猶又つぶさにいひのべ、十町ばかりも引取給はん時、御旗を引て押參べし、敵もし付したひ候はゞ、御旗を立直し敵をおさへ申べし。其時御返し候て、寒田まで追討に被成候へと申ければ、長政同意し引取給ふ。かくて七八町も行のび給ふ頃、新左衞門旗を引ければ、敵是を見るまゝに大勢出て、高き處よりきびしく突かゝりけるに、長政の近臣大野小辨は若年なりしが、一番に馬をすゝめ鎗を合せけるを、敵數人にて小辨を取まはし、鎗につらぬき、忽に討とりける。小辨は此時ひかば死を遁るべきを、敵の來るいきほひ、あまりつよかりしかば、爰にて敵を烈しく防がずば、必定長政の大事なるべしと思ひけるが、我身をわざと大將のごとく敵に見せ、一足もひかず戰て討死しける。是を初として高橋平太夫（伊豆が父なり）横山與次、益田與六郎、四宮次左衞門等都て六人鎗を合せ討死す。凡此六人主君のあやうきを見て、其難をすくはんため一命を捨し事、武士の定れる習とはいひながら、まことにすぐれたる勇士共なり。（四宮次左衞門今年廿九歲。父勝介は赤松家人なり　父死して播州に在しを如水招きて臣とし給）

ふ平兵衛が見なり。敵は元來案內者なり。かさより落しかけ、難所を前にして防ぎ戰ふ。身方は不案內にて、殊にひきゝ所よりかさにある敵に向ひ、ふせぎ留べき樣なくして、先手の勢忽敗軍し引退きける。長政是を見て本陣を堅め、敵來らば一戰せんと待かけ給ふ。されども敵も進み來らず、長政敵にかゝらんとし給ひけるを、近習の者共只今引給はずば忽ち御討死なるべし、御馬を引返し候へと申ければ、大野九郎左衛門といふ者、長政の馬の口をつよく引て退きけるを、長政馬の口をはなし候へ、敵にかゝらんと頻にいさみ給ふ。近習の者共必御馬の口をはなすべからずと聲々に呼はりければ、長政刀を拔かけ、をのれはなさずば、一刀に切べしと大に怒り給へども九郎左衛門はなれず、長政あまりに怒りて、鐙にて七八度九郎左衛門を蹴給ひ、二所に疵を蒙りけれども、終に馬の口をはなさず、長政いよ／＼敵にかゝらん爲め、急に馬を引返さんとし給ふ處に、貝原市兵衛馬より飛でおり、長政の馬をうしろより鞭を以てしたゝかにつゞけ打立ければ、馬速に馳行ける。其上跡より先陣の身方押懸ければ、長政心ならず其所を退き給ふ。竹森新左衛門先手の崩るゝを見て、又旗を立直しふみとゞまり、次第／＼に旗を車引にしける故、敵急に付ざりしかば、其內に身方赤旗村の下まで半里許引取ける。敵共爰の藪陰、谷の陰、かしこの木陰、岩の陰にかくれ居たりと見えて、思ひよらぬ道の左右より出て身方を討ければ、手負も多かりける。敵跡をしたひ來るを長政見付、又馬を乘返し給へば、敵退きける。其間に築城まで引とらんとし給ける時、敵又したひ來り、一手は案內を知て山をまはり、一手は本道より來り、前後より挾み討んとす、長政是を見て本道より來る敵に向ひ、馬を引返しかゝり給しが、深田に馬を乘いれ、引どもうてども進退せず、難儀に及び給ける。是を見て敵多く競ひ來る。長政馬よりおり立、鎗をかまへて待給へば、敵もさすが

に進み近付かず。黒田三左衛門もつゞひて引けるが、長政の深田に乘入、おり立給へるを見て、引來る身方の兵共に敵の來る道を取切らせ、みづからは馬より飛でおり、我が馬にめされ候へと三度まで申けれども、長政汝は若輩なれば馬にはなれては難儀なるべし、其まゝ乘候へとて、三左衛門の馬には乘給はず、かゝる所に菅六之助馳來り、是も馬よりおり立、我が馬に召され候へと申て、長政のそばに引かれけれども、長政は今日の敗軍無念なり、爰にて必死に究むべしとて、馬にも乘給はず。三宅三太夫(後號若狹)は、長政の近習にて供したりけるが、是を見て走より、長政をいだきて六之助が馬にのせまいらせ、爰は大將の御討死の處にては御座なく候。敵したひ來り候とも只今爰に在合たる者共防ぎ候はゞ、殿を追打にさせ申事はおもひもよらず候。敵いよ〳〵跡より進み來り候はゞ、塲のよき所にてこそ御返し御一戰あるべけれとて、片手にて馬を引、片手にては長政に取付て行ける。かゝる所に三左衛門我馬を長政のそばへ引てのせ申さんとせし時、いかゞしたりけん、おもがひを引はづし、是をはめんとして遲々しける。其間に長政はわざと馬を三返乘まはして待給ふ。是三左衛門を捨置なば敵に討るべしと思ひて、敵の近く來るをかまはずかくはしたまひしなり。三左衛門後年まで度々此事をかたり出し、長政の情を感じて涙をながしける。さて三左衛門も頓て馬に乘て長政の供をぞしたりける。六之助は長政の馬を深田より引あげて、其あたりなる川にて心しづかに泥をあらひ落しける間に、敵又跡よりしたひ來りしかば、それと戰ひ敵二人討取、其首を鞍の左右の四緒手につけてぞ引退きける。先程長政馬よりおり立、鎗を取給て後、鎗持有合ざりしかば、木屋兵左衛門鎗を請取てもち、長政の馬の先に立ける。又大野九郎左衛門は、敵急に追來り近付けるを、大なる石を以投打にしければ、幸にして敵を打仆し、走り寄て首をとり、

敵の鎗をも取添てぞ歸りける。敵猶したひ來りければ、長政大に憤ていはく、不案内といひ切所といひながら、先手敗軍せし事遺恨至極なり。引返して勝負を決すべしとて、既に馬を敵の方へ引向かゝらんとし給ける時、三左衛門長政の馬の口にすがり、今日敗軍の勢を以、あの利を得て機に乘たる敵に駈入給はゞ、必犬死し給ふべし。後日に手立以たやすく敵を御討候へ、只今敵大勢したひ來ると見えて候。防ぐべき人數なく候へば、ゆゝしき御大事にて候。御差物をたまはり候へ某馳向ひ御名を名のり討死仕るべし、其間に御引取候へと、頻に諫めて馬の口を築城の方に引むければ、長政怒解ずといへども、三左衛門がいさめに從て、引退き給ふ。されども三左衛門が討死を許し給はず、此間に身方其所に立留り、勇士共數多長政の左右前後を取まはし、一にかたまりて、敵近づかば討取んとせし勢を見て、鎗かゝりに近くはよりつかず、或は山々より遠矢を射かけ、おめきさけびたるばかりにて、それよりしたひ來らず、此時長政の傍に在し士共、三宅三太夫、菅六之助、木屋兵左衛門、岡本彌兵衛、小河久太夫、坂本七左衛門等、殊に勇猛にぞ見えける、就中竹森新左衛門今日後陣にふみとまり、度々旗を立直し、進退度にかなひける故に、敵付來しかども、恙なく引取給ける。新左衛門の此時の功莫大なりとて、如水長政甚感賞し給ひ、翌年六百石の地を加増し賜りける。長政は其後馬ヶ嶽に歸り給ふ。城井谷より馬が岳に三里あり。孝高聞給ひ、今日の敗軍は若き者どもに高名を心がけ、我先にと長追して深入したる故なり。逃てゆく弱敵には却ておそれ、始の勝を勝にしてやむるものなり。勝過せば必越度を取事あり。自今以後覺悟すべしとぞ仰ける。

今日先手敗軍し、其上敵の要害よければ、力及ばず引退きし事を、長政一生の間本意なく思ひ、獨言にも發したまふ。猛將はかり初にも退し事を恥る故なるべし。されどもいにしへの良將にも、進退勝敗なきにしもあらず。敵の來鋭をさけて退くも亦

兵の道をしればなり。晉の隨武子も、可を見て進み、難を知て退くは、軍の善政也といへり。良將豈に一度の敗を以て其武に害ありとせんや。然れば今日の敗は、たとへば日月の蝕すといへども、終に其明を損せざるがごとし。

黑田三左衞門若輩ながら、急にのぞんで長政の命にかはらんと乞し事、長政はなはだ稱美したまへり。三左衞門幼少の時、越前浪人孝高の家中に來り居て、常々軍物がたりしけるが、先年柴田修理亮勝家、江州志津ヶ嶽の戰に打負て、居城越前の北の庄へ退かんとすれども、秀吉公の大軍追來るを防ぎ難くて、進退きはまる所に、柴田が家人毛受勝介、柴田が金の御幣の馬幟を乞取て、柴田修理亮勝家と名のり、主の命にかはり討死せし間に、柴田は難なく北の庄へ落行ける事を語りしを、三左衞門小耳に聞て、若左樣の事あらば、我も主君の命に代り討死すべきものをと、つね〲心に掛し故、右の處にて少の猶豫もなく、長政の命に代らんとせしとなり。今日先手引取し時、敵共案內者故、谷々より起り、城井鎮房か甥、城井藤彌兵衞大將にて、山の尾崎へ出、動きし處に、長政の家人大音彦左衞門よせ合せ、互に名のり鎗を合せけるに、藤彌兵衞が鎗彦左衞門が鎗より少し長かりしが、彦左衞門は左の脇をつかれ、深手なるが故、其まゝ倒れけるを、藤彌兵衞鎗をすて刀を拔て打掛し處を、彦左衞門左の小手にてうけとめ、臥ながら刀を以藤彌兵衞が兩膝頭を拔打に切わりければ、藤彌兵衞も忽倒れし時、彦左衞門氣力を出し起あがりけるをみて、藤彌兵衞も立あがり組合しが、二間許の岸の下へ兩人ながら組落て、藤彌兵衞を組ふせけれども、彦左衞門手負力盡て、首を取事成がたき所に、彦左衞門が下部一人走り來り力を添ければ、彦左衞門終に藤彌兵が首をとり、並藤彌がさしたる刀と鎗とを持參しければ、長政甚感悅

し給ふ。後藤彌兵衛は大力の剛の者なりしと也。又彥左衛門もすぐれたる大男にて勇力もありしなり。

此時長政の家臣原彌左衛門田の中を身方にはなれて落けるが、是も深田に馬をかけおとしける處に、後より敵追かけたり。彌左衛門あきれて有ながら、高聲にて、深田に馬をかけおとし、引どもあがらず、うてどもゆかぬ望月の、駒の頭もみえばこそ、こは何とならん身のはてとうたひければ、戸田平左衛門も同音にぞうたひける。かゝる所に敵三騎來りて、原を討んと畔道を廻りしが、此謠を聞て、かやうの時高聲に謠をうたふは、いかさまにも大剛の者ならんとおもひ恐れてや有けん、それより即引返しければ、彌左衛門と平左衛門は難なく引退きける。敵跡よりしたひ來れば、彌左衛門立どまり、敵を追拂ひ、度々かへし合せ、やう／＼退きける。後藤又兵衛は、馬ヶ嶽に歸て、今日の後殿は拙者なりとのゝしりける。原彌左衛門聞て、我こそ今日の後殿をばつとめしと、互に功を爭ひやまず、原さらば證據を出し申さんとて、後藤が途中にてぬぎ捨し猩々緋の羽織を取出し、是こそ貴殿のぬぎ捨し羽織を我が拾ひたるよ、貴殿の跡より殿をして歸りける證據なりとぞ申ける。後藤は心のきゝたる者なれば、かゝる退口に赤き羽織を着ていちじるく敵に目をかけられば、弓鐵砲にて打とらるゝ事も有べし。又是をぬぎすてば、追來る雜兵共互に爭ひとらんとて、遲々する事もあらんと了簡して、わざと道のほとりに捨置しと也。又原は是を見付て下人に拾はせ、前後のあらそひあらん時、證據に備へんため持せたりとなん。孟之反が軍敗れて退く時殿せしが、馬のすゝまざれば也といひて、其手柄にほこらざりしには似れども、いつれもすぐれたる勇士なり。

○四五日過て、長政先日の憤りを散せんとおもひ、

城井谷へ重て馬を向らる。先日は難所に赴て戰ひし故利を失ひたり。今日は敵を廣みにおびき出して討べしと議せられける。然ども城井要害に立籠りて敢て出あはず、剩此頃の間に要害を堅固にこしらへける故に、戰ふべき便なし。爰に城井谷の口茅切山の内出崎の丸山に、神樂山といふ古城あり。是を取立向城として人數を入置、城井が往來の路を指ふさぎ、亂妨をとゞめんとて、人夫を多くあつめ、早朝より長政みづから命じて、俄に塀をかけ小屋を作り、即日に成就し、桐山孫兵衛、黑田宇兵衛、原彌左衛門を頭人として、人數三百五十人ばかりを籠をかる。長政仰けるは、身方今日の普請に疲れたるをかんがへて、敵かならず今夜夜討に寄來るべし。是より城井が要害までは、其間七八町ほど有べし。此間に七人の遠見を今夜終宵付置て、夜中を三番に代らしめ、夜討來らば段々に告來るべし。夜討の出る事多分寅の時ならん。然れども其内も油斷すべからず。先只今より士卒をよく寢させ、夜ふけなば一夜に起し、兵粮をつかはせ、待うけて討べしと、委細に下知しをかれ、留守の儀心元なしとて、馬ケ嶽へ歸り給ふ。神樂城に籠りし者共、下知のごとく夜更て諸卒を起し、兵粮をつかはせ、夜討今や寄來ると待居たり。案のごとく寅の一點ばかりに物見の者走り來り。敵大勢城戸を開き只今押出す由告來る。其跡より敵五百人ばかりひそかに押よせ、岸の下に着とひとしく鬨をあぐ。原彌左衛門等下知して敵に我が小勢のほどを見すかさるな。我が下知なくては一人も木戸より外へ切て出べからず。敵塀下につかざる間は物音もせず鬨をも合せず、猶寢入たる體にして、敵塀下につく時、一度にどつと聲をあげて、塀越に突べしとぞ申ける。敵塀下につく時、原が下知のごとく、鎗にて塀越に突合けるが、敵共鎗をやめて大勢塀のうて木に取付引破らんとす。身方此塀を破られてはかなはじと思ひければ、此方よりも塀のうて木に繩を付

一塀を隔て引あひける。城中既にあやふくみえける處に、桐山、黑田、原、下知して大手の城戸を開かせ、敵を招きいれければ、敵是を見て城戸より打入んとて、我先にと進みける處に、城中より三百餘人の兵、身命を捨て一度に切てかゝりければ、敵の大勢推崩され引退くを、身方の兵勝に乘て逃るを追事急なり。原、黑田、桐山等、敵は大勢なり、長追すべからず。と下知して士卒をはやく引取、夜は既に明ぬ。敵又取て返しければ、身方返し合せ防ぎ戰ふ。敵終に打負て引退きける。此時に敵を討取事九十餘人なり。長政聞て黑田、桐山、原等が城を能守りし事を感じ給ふ。其後は敵も寄來らず身方の兵は猶神樂城を守りける。其後赤旗といふ所に、城井中務より出城をかまへ其家人壁兵庫、城井宮内といふ者兩人をこめ置ける、長政是を聞て、母里太兵衛、小河傳右衛門に彼凶徒を追拂ひ候へとて遣さる。赤旗に籠り居たる者共是を聞て、半里ばかり出むかひ戰ける。其時母里太兵衛下知して、光留村に早く伏兵を遣し置けるに、敵是をしらずして、何の用心もなく來る處を、伏兵を起し敵の不意を打ければ、敵驚き騷ぎてしばらく防ぎ戰ふといへども、備みだれて一支もせず敗北す。此時荒卷軍兵衛先驅し、一番に首を取、身方に首數凡十三討取ける。

○かゝる所に宇佐、上毛、下毛、三郡の國人共兵を起し、犬丸の城、加來の城、福島の城に立籠る。是に依て、長政馬ヶ嶽より廣津まで馬を出さる。其時鬼木掃除、伊藤田氏、中尾氏、緒方氏等、廣津へ動かんと相集る所に、長政是を聞て、此方より押よせ、數度戰て敵を切崩さる。長政もみづから戰て、よき敵二人討取給ふ。上毛郡友枝村の內、觀音原といふ所にて、長政の家人上原新左衛門と、鬼木掃部と渡りあひ戰ひける。新左衛門は此時數ヶ所掃部にきられ、疵を蒙りてあやうかりしが、終に掃部を討取ける。掃部は城井の味方にて、上毛郡鬼木村に居住し、頗

近郷に威を振ひて、大剛の兵なりしが、爰に至てはろびにける。長政の臣恒屋善七も、よき敵にかけ合、鎗にて突落し首を取、善七其後敵二人つきふせけるが、深手を負て其夜死しけるとぞ聞へし。

此時竹林を隔て敵あまた居たる所へ、黒田三左衛門馬を乗廻しけるに、敵二人身方を切倒し、林陰より三左衛門にふと切てかゝりける。三左衛門鎗を取直す間もなく、馬をあをり鐙にて敵を蹴倒し、一人は郎等に首をとらせ、一人はみづから鎗にて突殺し、二人ながら討取、猶も敵の中へかけ入、長野兵部といふ者を討取ける。

○此時孝高の弟黒田兵庫は、長政へ見廻として廣津まで出られけるが、長政既に凶徒等を悉打ほろぼし給ければ、兵庫はやがて其居城高森へ歸られける。其路次心元なしとて、長政より兵多く相そへ送り遣さる。然るに宇佐郡の一揆又豐後境の一揆とひとつになり、宮成吉左衛門の居たりし宇佐の城をせめる由注進有しかば、兵庫は路次より宮成が城下へ直に後攻のため馳向ふ。時枝の城よりも、時枝平太夫出て、宇佐の城へ馳向ひ、兵庫とおなじく後攻して、散々に戰ひけるが、一揆の内宗徒の者共討れければ、殘る兵たゝかひ負て方々へ落行ける。長政は時枝の城心もとなく思ひ、手廻りの勢ばかりにて、又馬ヶ嶽より出、早々時枝の城に入て城を堅め給ふ。宇佐郡には地士多かりければ、是をしづめんため、黒田兵庫助、母里太兵衛を遣さる兵庫助思案ある人にて、地士共を情ふかくあひしらひなづけらる。就中宇佐の神主宮成吉左衛門も、兵庫助におもひ付て、いよ〳〵忠を勵しける。彼郡の者共多くは宇佐八幡の社人なれば、宮成が下知を背かず、かくありし故、宇佐には其後亂を起す者なく靜謐になりぬ。長政宮成が早く降參し、宇佐の城をよく持こたへ忠節有しを感じて、黒田の姓をさづけ加祿を與へ給ふ。

○長野三郎左衛門は、馬ヶ嶽の城主にて其領知城井

にをとらぬ分限なりしが、豐前の逆徒いまだ起らざる以前、小早川隆景より其家臣とせん事を、孝高に乞給ければ、遣されける。是に依て筑前にて領地を賜り案堵しける。其故をいかんと尋るに、先年豐前國を大友と毛利家と爭ふ事年久しかりし時、地士共或時は毛利家に屬し、又ある時は大友方にしたがひ、時の威勢によりて、朝にかはり夕に變じ、其志賴なかりしに、長野は初より毛利家に一味して、約を變ぜざりしかば、隆景其志を感じて、かく恩意を厚くせられけるとなり。

○中間六郎左衞門統種は、豐前下毛郡山國を領し、中間の郷一戸の城主なり。孝高豐前入國の時、山田大膳、城井中務と共に、三人其居所山中にして嶮難の地なるを賴て孝高にしたがはず。然れども中間は孝高より内意ありて、はやく降參しける。六左衞門が孝高へ降參せんとせし時思ひけるは、黑田孝高に降參せば、本領を失ふのみならず、身を失はんもしらず、然ども孝高は聞ゆる武將なれば、降參せずんば我家のほろびん事必定なるべし、いかゞせんと思ひしが、急度思案し出して、其家人大勢有し士共、一人も殘らず呼よせて、黑田孝高に降參すべきか然るべからざるか、各心中の所存を書付入札すべしと下知しければ、家人共其旨にしたがつて、面々思ふ所を書付、入札をぞしたりける。亂世の時節なれば、物かゝぬ士も亦多かりしが、物かく者共入札を書をはりて、物かゝぬ者はそれを賴みて其意趣をかゝせける。扨皆書終りてければ、六郎左衞門入札を取出して是を見るに、多くの家人一人も孝高に降參あしからんと書たる者なし。皆黑田殿に屬してよろしかるべき由をぞ書たりける。六郎左衞門さらば家人不殘同心する上は、衆議に從ふが宜しかるべきとて、孝高に降參をぞしたりける。其後城井中務より使札を中間方へ遣し、孝高に叛き我等に一味すべき由をすゝめけれども、中間同心せず、一度黑田殿に從ひたる上は、

重て變改に及ばずとぞいひ遣しける、其返書を持たりし使を、孝高の家人路にて捕へ來りしかば、其返書を披見し給ひ、統種が忠義を感ぜらる。

○山田大膳も城井とひとしき強敵なりしが、是も山中に籠りて孝高に從はず。孝高是を討んため、中間六左衛門を案内とし、兵を遣さる。六郎左衛門は山田が從父兄弟なりし故、別心あらじと思ひ油斷せしを、中間は山田が城邊の案内は能しりたり。孝高の兵を導きいれし故、孝高の兵其亂入て敵の不意を襲ひしかば、敵防ぎかねて打負ける、山田大膳をば討取ぬ。孝高中間が功有て且城井に與せざる志を賞し、秀吉公へ其由を言上し給ければ、秀吉公より知行五百石の御朱印を被下、孝高よりも領地を賜り、其上黒田の姓を授け給ふ。

○山田常陸介は、城井が親しき一族也。上毛郡大村といふ所に在城し、孝高に敵をなしけるが、手立を以中津川に招きよせ、小河傳右衛門に云付て終に誅せられける。

○八屋刑部も國士にて山田が一族也。八屋村に住し、山田と云ひ合せ敵をなしける。孝高家人を多く討手に遣されしが、散々に攻戰ひ、城を攻落しければ、刑部は行方しらず成にける。此時も敵を多く討取ける。

○野中左京太夫、其弟兵庫助は是も豐前の國士にて、いづれよりも領地廣く、殊に勇氣人にすぐれたる者なりしが、兵を多くあつめ、左京は下毛郡津民村の長岩の城に籠り、兵庫は上毛郡友枝村雁股が岳に立籠る。兩城共に堅固なる要害なり。長政彼等が我を攻んため、士卒を引率してむかひたまふ。野中も居城より打出、井手の口といふ所にて對陣す。長政大に合戰して野中を切崩し、悉城へ追入らる。今日長政の方に首多く討とり諸士高名したる者多し。就中南畝喜平次といふ者は、比類なき手柄して討死しける。後藤又兵衛は野中が家人南彌介が引けるを追

かけしに、彌介返し合せ戰ひける。後藤もきびしく戰ひしが、彌介が長き刀にたゝき付られ、後藤は請太刀になり、跡へ次第にしさりて、透間もあらはと思ひけるが、麥うねにつまつきころびけるを、彌介後藤の首を切んとて、十二三刀ほとおこしもたてずつゞけて切りたりけれども、後藤鞢をかたふけける故、鎧の上なれば身に通らず、かゝる所に跡より押來りし身方の士後藤次郎三郎と名乘馳付たり。彌介は身方にははなれぬ。今は是までと思ひて、又兵衛を捨て引退く。又兵衛が此時五ヶ所疵を蒙るといへども、深手はおはず（南彌介は野中に仕へて後栗山四郎右衛門が家人となる）其後野中籠城して出ず、彼地難所なれば急に攻落し難くや有けん、孝高長政相談して、栗山四郎右衛門に、野中の城に馳向ひ何とぞ手立を以攻落すべき由命せらる。四郎右衛門申けるは、彼兩城は切所にて殊に敵は大勢なり。我等小勢にて行むかひ、若戰ひまけば、御爲然るべからず候。余人に仰付らるべくもや候はんと申ければ、長政是を聞て、四郎右衛門臆したる返答なりとて、以の外怒り給ふ。四郎右衛門申けるは、左樣に我等を臆病者とおぼしめさば、猶以餘人に仰付られ候へと申ければ、汝をえらびて申付るにてこそあれ、是非發向すべきよしふたゝび命せらる。四郎右衛門此上はとかく申に及ばずと領掌し、士卒を引て彼所に赴きける。四郎右衛門は家臣多き中に今度の打手に撰ばれ指向らるゝ事、武士の面目是に過ず。然れば今度の戰に打勝て敵を平らげば、生涯の大幸なるべし。若打負るにをいては、何の面有てか主君へも諸傍輩にも再面を向べきと思ひければ、諸卒を勵まし精力を盡し戰ひける。敵山中よりうち出で、度々戰ふといへども、四郎右衛門毎度の戰に利を得ければ、敵其勇氣にくじかれて、叶はじとや思ひけん、終に兩城をあけ退きける。其後野中兵庫は豐後へ行て身を隱し居たりしを、孝高より大友へかくといひ遣されしかば、彼地にて誅せらる。今度四郎右衛門度々

の戰に打勝て、敵を退治し、兩城を乘取し事、孝高長政甚感じ給ひ、其褒賞として野中が所領を四郎右衛門に賜りける。

○長政其後下毛郡犬丸の城におしよせ攻給ふ。此城には野中兵庫介が一族家人共多く籠れり。長政の勢城近く寄ける時、城中よりも人數をくり出しけるが、寄手の勢にや辟易したりけん、戰はずして人數を城中に引入れける。此時長政の家人荒卷軍兵衛といふ者、早く城下に馬を乘かけしが、引退きける敵の内、城代の弟犬丸右京といふ者を討とりける。長政是を賞し給ふ。城の要害堅固にして、しかも大勢籠りたれば、たやすく乘取難く、長政是を見給て、此城何の用意もなく力攻にせば、身方多く討るべしとて、竹把井樓にて仕よせ、其後間近く成しかば、急に乘入、散々に攻戰て數百人討取給ふ。其勢におそれ、殘る千五百餘人皆降參しければ、命を助けらる。是に依て家臣小林新兵衛を使者として、討取し首を持せ、大坂へ獻ぜらる。秀吉公大に悅で、感書を孝高長政に賜り、幷に秘藏の御馬を長政に下され、小林新兵衛にも御刀を賜りける。石田治部少輔是を取次ぐ。御感書にいはく、

去十二日注進昨日廿六日於大坂到來披見候。野中家來栖籠候犬丸城責崩數百人討果、則首進上候。尤無比類被感思召候。雖若輩に候と入精候故、早速今誅伐の儀神妙に候、爲御褒美御秘藏の御馬被下候條、可成其意候也。

十二月廿七日　秀吉　御朱印

黑田吉兵衛尉どのへ

○又孝高へ賜る御書にいはく、

去十四日書狀昨日廿六日至大坂到來披見候。城井表付城丈夫申付、中豐前野中家來栖籠候犬丸城、吉兵衛尉取卷即時責崩數百人討果、首進上候。別て被悅思召候、吉兵衛尉雖若輩候、入精候故、早速至成敗儀神妙候。其方仕たるよりも滿足

に可存ご被思召候。爲御褒美吉兵衛尉へ御秘藏の御馬被下候。相殘二ヶ所城、吉川其外輝元人數申談取卷田、尤雖ニ可レ爲ニ辛勞ニ候、彌可入精候。次肥後面の儀、和仁、邊春城責崩悉剣首候。彼一類首到來候。然ば過半雖一遍候、御置目等爲可被仰付、御人數貳萬餘來正月廿日被指遣候條、其刻以御一書可被仰出候間、存其旨諸事可申付候也。

十二月二十七日　御朱印

黒田勘解由どのへ

○其後孝高長政加來の城福島の城へをしよせ攻給ふ。是亦要害よくて卽時にせめ崩しかたければ、井樓をくみ、竹束をならべ、堅固に仕寄を付て攻寄けるに依て、次第に城よはりて城中の者共心替し、大將を討て降參す。孝高より秀吉公へ使者被差上、秀吉公の御返書にいはく、

去十二月二十八日書狀、今日十九日於京都到來披見候。仍加來福島討果、則頸分首進上、尤珍重被思召候、誠其方兩人抽粉骨故、早速屬平均段、手柄共候毛利右馬頭至ニ馬ヶ岳ニ寄陣、吉川藏人、福原式部少輔、熊谷豐前守、渡邊石見守、別て入精の由被入候。右の者共へ被成御朱印候條、猶得其意可申聞候。次城井事中國衆申樣有之由候。能々相究重て可致言上候。度々如被仰遣候、肥後雖一遍候、猶以被入御念御置目等被仰付、其外知行等爲可被成御糺明、明日二十日四國の者共、淺野彈正少弼加藤主計頭、小西攝津守以下二萬餘被差遣候條、各遂相談、其國置目等可申付事專一候也。

正月十九日　御朱印

黒田勘解由どのへ

森壹岐守どのへ

○國中の敵共漸ほろびにければ、城井中務鎭房も敵

をなしがたくや思ひけん、小早川隆景、毛利壹岐守、安國寺を賴みて罪を謝し、孝高の旗下に屬せん事をこひ、人質を出すべき由詫ければ、孝高先其降參を許し給ふ。是に依て城井中務下城して、澤田の宅に移りける。此時孝高の臣三宅三太夫を使として中務の方に遣され、彌三郎幷其妹を人質に取て歸りける。豐前國中の地士共大勢數ヶ所に立籠り、叛逆しけれども、孝高長政每度武勇を勵まし、逆徒の大將ことごとく討取、降參する者は許し給しかば、十月初より極月までに領内悉平ぎぬ。

或說に、此時長政城井か聟に成給ふといふは虛說なり。是より以前長政既に蜂須賀彥右衛門正勝の息女を娶て内室とし、女子を誕生す。故有て離別し給しは是より後年の事なり。

天正十六年孝高四十三才長政二十一才

○此頃は孝高長政、旣に下毛郡中津川の城に移り居給ふ。此城は是より先き尾畑と云國士の居城なりしを、俄に修理し且營作し給ふ。去年肥後の國人國主佐々陸奧守に背き、所々にて兵を起しけるを、陸奧守是を攻亡し、又他國より助勢を乞て悉打したがへける。然れども秀吉公猶心もとなく思召て、正月廿日四國の兵淺野彈正、加藤主計頭、小西攝津守以下二萬人を肥後の國へ差下さる。孝高も肥後へ上使として遣され、諸事置目等堅く申付候へと被仰付、孝高は二月に肥後に行給ふ。此時城井中務事、最前敵をなし、其上處々放火し、亂妨狼藉をなしたる不義其まゝにて差置がたく、一旦の難をのがれんために降參すといへども、城井谷の城、澤田の宅邊、猶要害をかまへ、野心をさしはさめる由聞ゆ。畢竟國の仇と成べき者なり。此度孝高留守の間も、彼表油斷あるべからざる由いひ置て、孝高は打立給ぬ。然るに孝高肥後發向の後、城井中務案内もなく手勢二百ばかりつれて、長政へ一禮の爲とて不圖中津の城に出來る。長政是を聞て、まことに一禮ならば、父子お

なじく在城の時、日限をうかゞひ、小勢にて參上すべきに、案内もなく俄におしかけ來る事、ます〳〵無禮の至なり。目見の時に至て、彌無禮の躰ならば、即座に誅すべしと議せらる。折節城中に在合ける武士十七人、足輕中間共に漸百人餘なり。扨今日の酌には、吉田又助出べし。いよ〳〵城井を誅すべきならば、盃をさしたる時肴を乞べし。其時後藤太郎助（後藤又兵衛の長子）肴を持出で、一の太刀を打べし。我は二の太刀をうたんとて定られける。又助は今年十七才なりしが、長政に申けるは、今日の酌仰付られ候事、誠に身の面目と存候。然れども今年日向にて左の膝口をきられ、漸命をたすかり候へども、陣中散血をさむる隙なく、血多く出し故、身かじけ力よはり候。只今少々歩行候へども、猶すねよは〳〵して手の力もいまだ出來不申候。大事の御奉公を辭退申す事殘念には候へども、若御用に不立候ては御爲あしく候間、達者なる者に仰付られ、然るべうもや候はんと申ければ、長政聞給ひ、汝がいまだ力つかざるは、眼前の事なり。今日の酌に手足のつよき事はさのみいらず、只心靜にして動かざるを以よしとす。いよ〳〵酌仕るべきよし仰られければ、重々辭退に及はず。さるほどに中務登城して長政の前に出、長政は床の方に座し給ふ。中務は筋違に二間ほどへだてて、腰障子の側に着座せり。中務はすぐれたる大力の剛の者、六尺あまりの大男なり。二尺餘の打刀を腰にさし、二尺八寸ありける重代の刀をうしろに立かけ、野心面にあらはれ、長政をうやまひつゝしめる禮式もなく、いさゝか降參人の法にあらず。長政甚いきごほり思はれけれども、しばらく色を和らげ挨拶し、酒を出し候へと仰ければ、又助前に立ける。長政先酒を飮みて其盃を城井に賜はる。城井、長政と又助が方に目をくばりながら、盃を取て頂き、左の手にて酒をうけ、右の手は脇差の柄の上にあり。又助さしより、わざと盃にあまるほど酒を盛こぼし、長

政の刀を取よきやうにと思ひ、城井より上座の方に立のき、長政と城井が間にふさがり、城井の方に近く座して、銚子を下に置ける。長政かねて議定の如く肴と仰けるが、御座次の間に聞えざりしか、何とかしたりけん、少猶豫しければ、長政ふたゝび太郎兵衛肴と高聲に仰ける。其時野村太郎兵衛あつとこたへて肴を持出、直に城井が前に行、三方を城井になげかけ、つゝとよりて一太刀うつ、城井が左の額より目の下迄切付る。城井心得たりとて盃を捨て、脇差を半分ぬきかけ、立あがらんとする所を、長政側にをかれし刀をぬき、透間もなく打付らる。利劍にてつよく切られしにや、左の肩より兩乳の間をわり、後の大骨かけて、右の横腹まで切付られければ、さしもに猛き中務も、忽うつふしに成てぞ臥たりける。此時次の間に在し士共、一度に來る。太郎兵衛刀を横たへ、片手をつきて、日比の御本望にて候。今一太刀遊ばし候へと申ければ、長政立あがり、聲をかけ切給へば、後より腰のつがひを切はなさる。長政は刀を提て玄關へ出、城井が家人を誅候へと下知し給ふ。城井既に討れにければ、太郎兵衛は城井が家人共追拂申さんとて表口へ走り出る。長政かねてより城井をうちとめば、次の間にある者共早々表へ出て士共に其由を申聞せ、城井が家人を打ちこらすべしといひ付給しかば、城井が討るゝとひとしく、次の間に伺候せし士共速に玄關へ飛で出、只今城井をば打とめ給ふを、郎等を追拂ひ候へと呼はりければ、是を聞て表に詰居たる士共、城井が討たるゝを待居たる事なれば、郎等を我先に討取んとすゝみける。吉田又助は早々矢倉に上り、かねての法のごとく早鐘をつかせける。城井が郎等共主の討れたる事を聞て、大勢玄關より内へ切ていらんとせしを、玄關の戸をさしければ、露地口をおしやぶりこみ入しを、爰を破られじと、面々自命をおしまず防ぎ戰ひしかば、城井が家人究竟の者多く討れ、殘る兵をば皆門

外へ追出す。此時野口藤九郎（後號左介）敵數人切ふせける。（其賞として脇差を賜る）益田與介は玄關に在し番鎗を取、大勢をせり付外へ追出す。黒田宇兵衛も敵を討て手柄を顯はしける。大野九郎左衛門はかねてより鎗を持、厩の中に隱れ居て、城井を討給ふよし聞とひとしく突て出で、敵三人つきふせ、數人を追散す。其外敵を討たる者多し。臺所へも、敵五六十人切ていらんとしけるを、有合し士數人、幷中間、小人、臺所の下部等まで出合防ぎ戰ふ。此口によりもうちもらしたる敵は皆門外へ追出し、扨門をさざしたりける。身方にも内海甚左衛門等討死す。其外手負たる者多し。敵は城外に皆あつまり居たり。城下に在し身方の諸士早鐘の音を聞付、何事やらんと思ひ、速に馳出けるが、鎧を着る隙もなく、徒肌にも取物も取あへず出たるもあり、あるひは鎧を早く着たるも有。或ははだか馬に乘て馳來る兵もあり。鐵砲頭は足輕に鐵砲をもたせて急ぎかけ來り、大手の門をかためて、鐵砲をうたせつゝ、敵を防ぎける。去ほどに城下に在し身方、追々に悉馳來り、城井が家人に打てかゝり、逃るをば追討にして敵數多討取ける。就中城井が家老鹽田内記といふ武功の名ある者をも討留たり。殘る者共は皆敗北し、澤田へぞにげ歸りける。長政やがて城井が住せし澤田の宅へ押よせ、殘る者共を悉打果すべしとて、自身馬をむけらる。城井が家人共俄の事にて騷動しけるが、兩所に出あひ防ぎ戰ひけれども、身方の兵共是を事ともせず、鐵砲にて打すくめ責入ける。搦手へ廻りし兵共、城井が舘に近き在家に火をかけければ、やがて舘に火かゝりて、男女東西に逃迷ひける。城井が家人あるひは討れ、又は逃散ぬ。城井が舘即時に攻やぶられ、妻子も皆とられ、忽に彼地平ぎぬ。中務の父長甫は、豐後をさして落ゆかんとしけるが、追手をかけてからめとり殺されける。長政は其日中津川へ歸り給ふ。城井が父子一族十三人、中津川に磔にぞかけられける。城井を討たる事を、長

政より孝高へ注進し給ひければ、城井彌二郎も肥後にて誅せられぬ。抑此城井中務は、其勇猛にほこり、其上城井谷は極てよき要害にて、他所より侵し攻る事なければ、其切所を頼て、ます／＼近方を掠めけるが、時勢をしらずして、小を以大につかふる理をわきまへざる故、公命にしたがはずして叛逆をなし、終に先祖より久しき家をほろぼし、身もほろびけるこそ愚なれ。

○秀吉公京都の西北の方、小野の邊、内野といふ所に、新に城を築き御殿を作り給ひ、秋の頃成就しければ、十月には大阪より移り住給ふ。其所を聚樂と名付らる、諸臣も其邊に家作して移りしかば、又都をひとつそへたるよりも賑ひける。孝高も一條猪熊に宅を定め家作して、京都參勤の時の館とし給ふ。其後其所を如水町とも、小寺町ともいふ。今に至りてしかり。

天正十七年、孝高四十四歳。長政二十二歳。

○今年孝高領地を長政に讓り給ふ。孝高、秀吉公へ彼申上けるは、私事病者になり候間、とても長生は仕るまじく候。願くは存生の内、愚息吉兵衛に領地を讓り、吉兵衛が身に引受、拜領の地の仕置を仕らせ、家人共能召つかひ、上の御用に立候樣に後見いたし、安堵仕度由、重疊こひ申されけれども、秀吉公あへて許容したまはず。孝高猶默止がたくて、北の政所をたのみ、内請つよく申されければ、領地を長政にゆづり給ふ事は、願のごとく相かなひけり。然れ共秀吉公、孝高の才智をおしみて、年いまだ五十にもみたざるに引こみ安樂に居らん事はかなふべからずとて、隱居は猶許され給はず。常に左右に置て、謀をこひ智略を用ひ給ふ。孝高早く祿をゆづり官職を捨給ふ事は、利欲うすくして曠達なるのみならず。秀吉公其大志と武略すぐれたる事を知て、忌おそれ給ひ、其權臣等も、孝高の功名英才の大に人に過たるを妬む者多ければ、其讒をさけ災をのがれん爲也。是明哲にして身を保つの道なるべし。

○六月十七日、長政従五位下諸大夫に叙し、甲斐守に任ぜらる。

○相州小田原の北條氏政、其子氏直は、（其先祖早雲小身より起て伊豆國を領し、其孫氏康に至て、大に威をふるひ、關八州こと／＼したがひける。）坂東八ヶ國を押領して、秀吉公の下知に從はず。是に依て今年秋の比、秀吉公小田原へ使者を立て、速に上京すべしと仰遣さるといへども、聊同心せざる故、冬の比又、富田左近將監、津田隼人佐を使者として、小田原へ下し、氏政恣に數國を領して、出仕せざる事不義の至なり、早く上洛すべき由、理を盡していひ遣されけれども同心せず。氏政氏直おもへらく、坂東八州の兵を以、日本の勢に對すと、古よりいひ傳へたり。箱根は又日本第一の要害なり。秀吉の軍兵遠國より來るを待受て、佚を以勞をうたば必勝べし。其上京都より此地は百餘里あるなれば、はる／＼爰まではよも攻下るまじ。只秀吉にしたがひたる迄にて上洛せず、年月を送りなば、其間に又いかなる變も出來て、秀吉に參勤せずとも宜き事有なん。昔頼朝關東に於て義兵を起せしに、是を討んため、平家より三位中將惟盛を大將として、數萬騎の兵を東國へ下し、富士川の邊まで來しかども、水鳥の羽音におそれて逃上りし也。秀吉の勢も上方の武士なれば、又かくこそあらめ。但秀吉は音に聞えたる大氣者なり。然れどもそれは畿内西國にての事なるべし、東國の武士に對しては、合戰成がたからん、秀吉若みづから攻來るとも、何ほどの事かあらん。是を擒にせん事かたかるまじと、北條家の詮議一同なりければ、富田津田をも疎にもてなしけり。兩使歸りて、返答の趣を申上、北條家の詮議の樣、風聞の旨をも申上ければ、秀吉公大に怒て、扨は氏政等秀吉を以、平惟盛が如きの臆病者なりと思ふなるべし、左あらば來春は大軍を起し、氏政等が首をはねんとぞのたまひける。去程に當冬より諸國へ廻文を遣し、來春三月朔日に北條誅伐のため、諸國の兵出陣すべしと定められ、軍兵を催さる。

天正十八年、孝高四十五歳。長政二十三歳。

○去年より北條征伐の催促の旨にしたがひ、三月朔日より五畿内、南海道、山陽道、山陰道、北陸道、近江、美濃、伊賀の勢、二十二萬人。織田内大臣信雄公の領國、伊勢尾張の勢一萬五千人。家康公の御分國、甲斐信濃三河遠江駿河五ヶ國の勢二萬五千餘人。都合四十四ヶ國の兵二十六萬餘人。追々東國へ下る。先陣既に由井蒲原につけば、後陣は猶美濃尾張に支へたり。京都聚樂の城の留守は、舎弟大和大納言秀長卿毛利宰相輝元なり。又尾州清洲の城には小早川隆隆景を置き、三州岡崎の城には吉川藏人廣家を置給ふ。秀吉公は三月十九日都を立、同廿八日伊豆の三島に着給ふ。長政は豐前に居城せらる。豐前は遠國なれば、小田原の軍には供し給はず。九州の諸大名皆かくの如し。但孝高は小勢にて、秀吉公に從て發向せらる。是秀吉公軍の計略の助とし給はんため也。北條氏政父子は、秀吉公の大軍を率して下り給ふと聞、八州の兵を催して是を防がんとす。其身は小田原に在て、兵を分ちて數の所の城を守らしむ。中にも伊豆國山中韮山の南城は、上方よりの攻口なれば、是にて先支へ防がんと相かまへたり。山中の城は三島と箱根の間にあり。城主松田右兵衛大夫に北條左衛門大夫、間宮豐前、朝倉能登を添て守らせらる。韮山の城は、三島の南北條の東にあり。北條美濃守是を守る。翌廿九日山中の城へは、中納言秀次を大將とし、中村式部少輔を先陣として攻寄給ふ。中村家臣渡邊勘兵衛、藪内匠先駈して、兩人共に比類なき高名す。其外式部少輔手勢我おとらじとつゞいて責のぼる。式部少輔よく戰ひければ、城中より弓鐵砲多く打かけ、防ぎ戰ひけれども事ともせず、忽に攻落しけり。松田右兵衛大夫、間宮豐前は自害し、北條左衛門大夫、朝倉能登は落行ぬ。辰の半より戰ひ始りて、午の時まで二時許の内に、城を攻破り燒拂ひける。

○秀吉公より長政へ賜る御書にいはく、

急度染筆候。中納言山中城へ今日廿九日被取懸、則午刻に乗崩、城主事は不及申、首千餘討捕之、其外追討不知其數候。然ば明日朔日箱根山峠へ爲陣取至小田原表可手遣候條、落去不可有程候。猶吉左右追々可申聞候也。

三月廿九日　秀吉　御朱印

黒田甲斐守どのへ

○韮山の城をば織田信雄を大將として、蜂須賀阿波守、福島左衛門大夫、細川越中守、蒲生飛彈守等を指そへ攻させらる。（小田原の城沒落の後まで、韮山の城は持こたへて落城せざりけり）

○山中既に落城しければ、小田原の城中大に驚き騒ぐ。翌四月朔日秀吉公の二十餘萬の軍兵共、箱根の山を平押におしあがりける。山に道なき處は、秀吉公の御下知にて、大石を修羅にのせて、難所にも引通されければ、其の跡を士卒共心安く通りける。されば北條家よりさしも頼みし險難の地を、忽に難なく越行ぬ。誠にこゝろよき事なりけり。秀吉公天性才覺の巧なる事皆此類也。秀吉公は廿六日（卯月朔日）湯本の眞覺寺に御着陣也。其後早川の上なる松山に、石垣築廻し、塀ぬり、所々に櫓數多作り並べて、軍營既に成就せしかば、上山に本陣を居え給ふ。北條の勢ども外郭を堅めけるが、秀吉公の兵宮城野口、湯本口、竹浦口を皆せめ破りければ、外郭を守りし敵皆本城へ引籠る。秀吉公の兵進んで小田原の城を取圍み、竹束をつきよせ、夜晝攻近づく。流石關八州の勇士共多く籠り、身命を捨て防ぎける故にや、たやすく落城せず。近國の小城は數多落城し、降參するも多かりけり。秀吉公より長政へ賜る御書にいはく、

此表事小田原二町三町内に押詰、二重三重塀柵土居構丈夫に相付、一人も不落抜樣に取卷候。此來は仕寄進候へと被仰付候條、落去不可有程候。關東の武士共楯籠候間、縱經年候共、悉干殺に可被仰付御覺悟に候。八州の儀は諸城

明渡候間、被指遣御人數被作請取番勢被入置候。來月は至于會津被移御座、出羽并陸奥の儀被相改候て、置目等の事可被仰付候。猶石田治部少輔可申候也。

五月十五日　御朱印

黒田甲斐守どのへ

○長政豊前中津川より、小田原へ御見廻として使者をまゐらせらる　秀吉公より御返事にいはく、

當表爲見廻差越使者を、殊道服一到來、別て入念悦思召候。仍小田原の儀彌仕寄等堅被仰付候。依之城中續日夜及難儀、缺落の軍雖在之、於其場被加御成敗候　又は被追返體候間、上下の爲干殺を相待迄候。去六日夜和田家來の者百餘、家康へ相理、小屋〱に火を懸走出候。雖可被成御誅罰候、兼て合心の由候條被助置候。次東八州の儀、城々悉相渡候、其内岩付、鉢形、忍、八王寺、討井、何も命を被相助候様にと、北條安房守御詫言申上候得共、不被聞召入、右内武州岩付は北條十郎城候　八州にては要害堅固の由候間、先可然城より可責干旨被仰遣候間、去月廿日に木村常陸介、淺野彈正少弼、岡本下野守、家康内本多、鳥居、平岩以下二萬餘、岩付へ押寄、外構共即時乘破千餘討捕之、本城一之門へ相付候。然ば城中可然者大略討死候て、殘居者は町人百姓其外妻子迄候。十郎は小田原に在之候間、命の儀被助候様にと申上候條、城請取儀被仰出、十郎女子を初て悉被召籠置候、死殘候ものは同前候。八州城々小原田に籠城の者共、妻子いづれも右の分候。其段小田原城中へ相聞、彌命迷惑無心體由候と缺落の者申候。安房守不打置命を被成御助候様にと歎申候。既鉢形へは越後宰相、加賀宰相、淺野木村を初め、五萬餘被差向候。忍へは石田治部少輔に、佐竹、宇都宮、結城、水谷、多賀、谷、佐野被相添、二萬餘雖

被取卷候、命斗を相助、城々請取之、奥両國の儀、諸將不殘追々被參上候。其内伊達事、此中御理申上、近年押領の地悉差上、則爲御禮致參陣在之事候。且又韮山端城凡五案取之候。仕寄無油斷候間、落居不可有程候。猶大谷刑部少輔可申候也。

六月十三日　　御朱印

黒田甲斐守どのへ

○さるほどに身方の大勢日々城を攻れども落城せず。漸月日を多く送りければ、諸軍の士卒長陣に退屈してぞ見えける。爰に秀吉公は小早川隆景を、此時尾州清洲に置給しを呼下し、謀を議し給ふ。隆景答ていはく、此度の長陣は、たやすく御勝利あるべき基にて候へば、一段然るべく存候。先城攻を御やめ、弓鐵砲をもさしとめられ、仕寄等念を入、敵の夜討不入樣に、用心堅固に仰付られ、若き輩には音樂をさせ、下々には小歌をうたはせ、踊をおどらせ、身方の氣をくつろげ、長陣の覺悟をさせ、敵の氣の屈する樣に被成、然るべきよし申上らる。秀吉公其旨にしたがひ、下知し給しかば、身方の諸軍戰をやめて、此由かしこの陣所にも、謡舞囃子の音曲の聲頻に聞えける。是に依て身方は長陣の窮屈をわすれける。敵城には是をきゝ、氣を屈し力をよはらしける。其後孝高隆景敵の機屈したる時節を考へ、今ははやよき時分にて候。家康は東國の案内者にて、殊に北條と緣者にて御座候間、家康と御相談被成和議に被成候はゞ、城中退屈の時にて候間、必同心仕るべき由申上られければ、秀吉公實もと思召ける。北條氏直は家康公の御聟なりしかば、秀吉公より北條を降參させんとて、家康公へ御相談の爲、孝高を御使として度々御入られける。或時孝高使をつとめて、家康公の御前を立給ひし跡にて、家康公西國にて第一の弓取は、黒田勘解由なるべしと御稱美ありけるとかや。

此時孝高秀吉公の御用なき時も、しばしば家康公へ行て拜謁し、御物語をきかれける。依之いよいよ家康公の御存意ある事を知て、かに

日志を屬せられしなり。初秀吉公より羽柴下總守、石田治部少輔を以、氏政氏直降參せば、伊豆相摸兩國を賜るべきよし、城中に告やり給ふといへども、北條同心なし。是に依て、孝高に和議を調ふべきよし仰付らる。孝高は北條にゆかりなければ、北條安房守が所の內へ、家臣井上平兵衛井上九郎左衛門弟也。後に故有て黑田家を出、筑前中納言秀秋につかへ、河村越前と號す。に矢文を射させ、此旨を告やり給ふ。北條阿波守是を見て、氏政に此由をつげ、降參有べき由しきりにすすむ。其後孝高の方へ北條より使來る。又孝高よりも井上平兵衛を使に遣さる。是に依て和議調ひ、氏直馬に乘、山上郷右衛門をつれて、家康公の御陣所に來り、降參を乞はれける。家康公の御指南にて、氏直より孝高と羽柴下總守を以、秀吉公へ申されけるは、氏政以下城中の兵を撫たすけ候はゞ、明日城を開渡し申すべきよし申上らる。秀吉公是を許して城を請取給ふ。其後秀吉公仰けるは、今度是まで大軍を動かし來る事、偏に北條が無禮なるを誅伐すべき爲なれば、悉たすくる事本意にあらずとて、氏政と其弟氏輝には切腹させ、其首を京都へ上せ、一條の戾橋にかけさせ、氏直は命をたすけ高野山に遣さる。其後高野の麓天野へ移し置、又翌年大阪へ招きよせ對面し給て、來春は西國にて一ヶ國を賜ふべきよし仰ける。其後氏直やがて疱瘡を病で、行年三十三歲にて卒せらる。謙で按ずるに、易に曰、王公險を設て以其國を守るといへり。夫國を守るの具は德と險とにあり。德は智仁勇なり。此三德を以、人をあはれみ、なづくる時は、其しるし必人の和を得て、人民上に思ひ付、死生を共にして、乖離の憂なし。險は山川水土の險阻要害の處にして、地の利なり。是敵を防ぎ身方をたもつに便なり。德は誠に本にして先にすべし。險も又末にして癈べからず。故に國を治る人は先德を修むべし。德なければ險ありといへども、守る事あたはず。されども又德を修めたるのみにて、ひたすら險を設けざれば、國の堅めなくして、逆徒の

侮をうくる患あり。されば徳を修め險を設るは、本末共に兼備はりて、國を守るの常道なり。昔もろこし魏の國の君武侯といひし人、西河といふ河を船にて下る時、船中にて呉起に語りていはく、よいかな山河の固め。是魏國の寶なりといへるに、呉起是に答へけるは、國を治るの道は徳にあり、險にあらず。むかし三苗氏夏の桀王殷の紂王が居たりし處、皆よき要害有て、險をたのむといへども、三君共に無道なりし故悉く亡びたり。是によつてみるに、國を守るの道は徳にあり險にあらず、もし君も徳を修めずして、只要害のよきをのみ頼み給はゞ、只今此船中の人も皆敵となるべしといへり。是は武侯の險をたのみ、徳を修めざるによつて、要害をたのまずして只徳を修め給へとすゝめたるが、時に取ては當然のよき答なり。されば北條も箱根の險阻を頼みて、其徳を修めず。國の政亂れ、人民うらみ叛きしかば、數ヶ所の城こと〴〵く沒落して、國を失ふのみならず。早雲より以來五代相續せし家族、忽に亡びし事、先祖へ不孝の至なり。是不仁と云つべし。智者は其心義理に明にして時勢を知る故、大國より我を侵しあなどるといへども、我是に事るの禮慢らず、こゝを以智者は小を以大につかふ。秀吉公は此時既に天下を手に入て大なり。北條は只關八州を領して小也。小を以、大につかふるの理をしらず。國を失ひし事むべなり。其上秀吉公の猛勢は、大水のひきゝにつくが如く、ふせぎがたき事をしらず。怨叛きたる兵と箱根の險とを頼み、みづから驕り敵を侮て、終に敗亡せし事不知と云つべし。孫子が曰、知レ彼知レ己百戰不レ殆、不レ知レ彼不レ知レ己毎レ戰必破、といへり。北條は不レ知レ彼不レ知レ己といへるなるべし。是不智なり。且又戰を以論ぜば、駿河遠江の間に數ヶ所の險要の地ありといへども、むかへて戰ふ力なく、箱根の險をたのむといへども、險を用て戰をなさず、數萬の兵を持ながら、路次にて一支もせず、只小田原に

籠城して、居ながら敵に圍まれ、兵勢やうやく盡て、はか〴〵敷一戰にも及ばず。終に秀吉公の謀に欺かれ、降人と成て、身殺され國亡びし事、豈勇者のする所ならんや。是を以見れば、北條は智仁勇の三德共になしと云つべし。其亡ぶる事むべなり。箱根の險をたのみしは、かへつて禍となれり。

○孝高より北條へあづかひを入、和議を調へ給ひける故、氏直の死を赦免し、士卒まで命をたすけ給ひける。其報恩のしるしとて、北條の家に秘藏せし頼朝より以後、鎌倉將軍數代の記錄東鑑といふ書と、日光一文字といふ刀と、北條の白貝といふ名譽の法螺貝とを、孝高へ贈らる。東鑑の原本は、長政の時秀忠公へ献ぜられ、當家に傳はれるは、其寫なり。其時までは、此書北條の家にばかり有て、秘藏せられし故、世上に類本なかりしに、長政献上せられし時、表紙損じ居たりしを、京都に遣して修補せられし時、俄に數十人の筆工を催しあつめて、少の間に寫しとり、板にひらかせ、是よりして世に流布せり。急に寫したる故に、板行の本には間々脫誤あり、當家に傳はれる本は原本ならねども、少も差誤ある事なし。又日光一文字の刀と白貝とは、今に黒田の家に傳はれり。

○今度秀吉公北條をほろぼし、奥州白河まで東征し、九月の末歸洛し給ひて後、天下こと〴〵く秀吉公に歸服し、無爲に屬しければ、さらば我官職を猶子秀次にゆづるべしとて、十二月廿八日俄に關白職を秀次に讓りたまふ。されども關白職をゆづり給ふ名のみにて、天下をしろしめす事は、もとのごとく、仕置法度は皆秀吉公より出たり。秀吉公をば是より太閤と號す。關白の職を上表して其子にゆづり、隱居するを太閤と稱する故なり。

黒田家譜卷之五終

黒田家譜卷之六

天正十九年、孝高四十六歳。長政二十四歳。

○太閤は伏見の城を築て隱居所とし、大阪の城をかけ持にし給ふ。諸大名以下各伏見に屋宅をかまへ、かはる〴〵出仕せらる。四月太閤の側室、淺井備前守長政息女淀殿と號す。男子を誕生す。太閤は御年五十を越るまで御子なかりしに、若君生れ給ひしかば、御悦かぎりなし。國持大名庶兀の面々悉く賀し申さる。かゝる目出度折なるに、舍弟大和大納言秀長卿、久しく病に臥て遂に空しく成給ふ。太閤の連枝、男子に秀長卿一人なり。此頃は戰國の時にて、人倫の法みだれ、兄弟不順なりし輩も多かりしが、秀長は秀吉公に和順にして、毎度先陣をつとめ、或は一方の大將として戰功度々多く、武勇勝れ、秀吉公を助け給ひしかば、友愛尤深くして、官大納言に昇り、祿は大和、和泉、紀伊、三ヶ國を領して、國家の柱石となり、天下の人仰ぎ尊びしに、忽黄泉の客となり給ひしかば、太閤の御歎淺からず。是をこそ大なる憂と思ひしに、其秋の頃、今年四月に生れ給ひし若君俄にかくれ給ふ。太閤御かなしみのあまりにや、清水寺に參詣し、三日逗留し給ひしが、近臣を呼あつめて仰けるは、日本國は既に悉掌に入ぬ、此上は秀次に日本を渡し、大明國に入て四百州の王になるべし。去年朝鮮より使者來りし時、書簡を朝鮮へ贈り、大明をうたば、必朝鮮を先手とせんよしを告やるといへども、今に至て其返書に及ばず。然れば、先朝鮮を征伐すべし。朝鮮我に從はゞ、先手として大明へ入べし。若從はずば、先朝鮮をほろぼして後大明に入べし必來春は、大軍を朝鮮へ發向せしむべしと、諸將に觸れ給ふ。是によつて、九鬼大隅守に命じ、伊勢浦にて大船數百艘を作らせらる。其外、四國、中國、九州の諸大名も、各兵船をこしらへ、武具兵糧を用意す。去程に、太閤は、肥前國松浦郡の海邊名護屋

さいふ所に城を築て在城し、居ながら異國の軍の下知をなすべしとて、普請を仰付らる。其繩張を孝高に命ぜられ、孝高地わりを定めらる。惣奉行は、長政に仰付られ、十月より斧初なり。（來年二月に營作を發す。）東國の兵は、路遠くして運漕の便悪し、其上船軍に馴れざる間、名護屋に在陣すべし。但其國の遠近に依て朝鮮へ差遣す事、或は半分、或は三分一、或は五分一出すべし。四國、九州の兵は、船路の便よければ、悉く勢を盡して、朝鮮へ渡海すべしと定めらる。又名護屋在番、京都大阪の警衛の武士を定め給ふ。

○朝鮮は、いにしへ周の武王の時、箕子を封じて朝鮮王とし給ふ。其後新羅、百濟、高麗とて、三國に分れしが、唐の高宗の時、新羅強大にして、高麗、百濟を合て其地をたもつ。爰において、三國又一となる。大明の洪武二十五年、李成桂といひし人、王瑤を廢して、みづから王となり、國號を改て又朝鮮といふ。朝鮮に八道あり。日本の五畿、七道のごとし。京畿道、江原道、咸鏡道、平安道、黃海道、忠淸道、慶尙道、全羅道なり。其國北は兀良哈に隣り、西南は大明につゞきて、遼東の東にあり。鴨緑江をさかひとす。（鴨緑江は天下三大河の一なり。）東西は彼國の路程二千里、南北四千里ありといふ。三面は海邊にて、東南は日本とはるかに對して、只一海を隔つ。日本よりは西北にあたり、もろこしの東北にある故に、其國甚寒し。釜山浦は日本への渡口なり。是古の新羅國の内なり。肥前の名護屋より、壹岐の風本へ十六里、風本より對馬與良郡府中へ三十六里、府中より同國豐崎郡鰐浦へ二十三里、鰐浦より釜山浦まで四十八里、凡名護屋釜山浦へ日本の路程百二十三里あり。故にもろ／＼の異國の内、日本へ近きは、朝鮮にしくはなし。釜山浦より朝鮮の王城漢城府まで、日本の路程八十八里あり。いにしへ、神功皇后彼國を征伐し給ひしより以來、三韓悉く本朝に從ひ、信使來り貢物をさゝぐる事絶ず。殊に古は日本府を彼國に置、

彼國の王子を日本へ入質とす。秀吉公も神功皇后の先縱を追給ひ、其時の故事を考用ひらる。殊に伏見御香の宮は、神功皇后の御廟なれば、彼社にて出陣の首途し給ふとぞ聞えし。

凡軍を起すに五の品あり。第一に亂をすくひ、暴をうつは義兵也。是武を用るの本意也。第二に敵國よりみだりに我國を侵す時、やむ事を得ずして起すを應兵といふ。是又義理にそむかず。第三に細事を爭ひ、恨みて戰を起すは忿兵也。是忿によつておこす兵也。第四に人の國郡をむさぼり取んために起すは貪兵也。是利欲より起る。後代の軍を起すは、多くは人の國郡を奪んがため也。故に貪兵多し。第五に我が武威を敵に見せん爲に起すは驕兵也。和漢古今兵を起すの故多しといへども、此五には出ず。此五の內義兵と應兵とは、君子の用ゆる所なり。餘の三の者は、道理に背く故、君子の用ひざる所也。兵は國家の大事、治亂存亡のかゝる所。敵身方の士卒萬民を殺して、天道の惡み給ふ所なれば、義兵應兵にあらずんば、妄に發すべからず。今度太閤のとがなき朝鮮を討給ふは、義兵にあらず。若貪兵ならば君子の戰にあらずと、時の人議しあへり。

○長政朝鮮へ渡海の爲、先中津川にて兵船を多く作らせらる。今度の陣は、異國へ渡海する事なれば、船を肝要に用意せらる。船頭には、亂國の時、海賊せし豫州能島の者共を、先年より多く扶持し置かれければ、彼等船軍の事、もとより調練せり。船手の惣頭には、松本吉右衛門(後號能登)といふ者ありて、水路の事を掌る。此度は軍船なれば、船の乘前をしらずとも、小身の士の中より、軍に馴れたる者を船奉行に添へられ然るべしとて、貝原市兵衛といふ者を撰ばれ、朝鮮渡の軍往來共に、彼に船手の事を沙汰すべき由、仰付られ、其外梶取、水手等まで皆撰び用ひられける。

文祿元年孝高四十七歲。長政二十五歲。

○三月朔日より諸國の軍兵朝鮮に渡らんため、先筑紫に赴く。太閤より朝鮮へ渡さるゝ諸軍の次第を定め給ふ。其法令にいはく、

一　番

一五千人　羽柴對馬侍從
一七千人　小西攝津守
一三千人　松浦刑部卿法印
一二千人　有馬修理大夫
一千人　大村新八郎
一七百人　五島大和守
合壹萬八千七百人

二　番

一壹萬人　加藤主計頭
一壹萬二千人　鍋島加賀守
一八百人　相良宮内大輔
合貳萬二千八百人

三　番

一五千人　黑田甲斐守
一六千人　羽柴豐後侍從
合壹萬千人

四　番

一二千人　毛利壹岐守
一壹萬人　羽柴薩摩侍從
一二千人　高橋九郎
秋月三郎
伊藤民部大輔
島津又七郎
合壹萬四千人

五　番

一四千八百人　福島左衛門大夫
一三千九百人　戸田民部少輔
一三千人　羽柴土佐侍從
一七千二百人　蜂須賀阿波守

一五千五百人　　生駒雅樂頭
一七百人　　來島兄弟
合貳萬五千人

六　番

一壹萬人　　羽柴小早川侍從
一千五百人　　羽柴久留米侍從
一二千五百人　　羽柴柳川侍從
一八百人　　高橋主膳
一九百人　　筑紫上野介
合壹萬五千七百人

七　番

一三萬人　　安藝宰相

八　番

一壹萬人　　對馬在陣　備前宰相

九　番

一八千人　　壹岐在陣　岐阜宰相
一三千五百人　　丹後少將

合壹萬千五百人
都合拾五萬八千七百人

一右人數書付の次第の如く、早々可相越候、但於無順風は相待一日、ひより〳〵見屆、島づたひ可渡海、自然日和惡にこし候て、馬を一疋、人を一人取おとし候はゞ、可爲曲事候。又日和よく候に、令油斷不罷越候はゞ、可爲越度候事。

一馬は高麗へ渡り候ても、普請の間は、不入事候間、惣人數こしきり候て、以後可申越事。

一右の書付人數の外は、悉なごやに在陣可仕候。壹人も渡海候はゞ、可爲曲事候。

一今度の御陣、船肝要候間、船數致用意候程、其一分の手柄候條、諸勢の船付立、船奉行として、令割付請取之、渡海衆次第ぐりに可申越、高麗の地へ相越候はゞ、手前の船共其ぬし〳〵として、奉行一人宛相付、對馬へ指もどし、諸々の人數可相渡候事。

一高麗出仕の儀御請申に付ては、右書付の如く、次第ぐりに、可令渡海候。萬一御請不申於及異儀は、高麗へ近き島々人數悉相移、船揃之仕、前後次第に不及、先勢惣人數申請、高麗の地何の浦々へも一度に令着岸、陣取をかため、普請丈夫に可申付候。然時は、九州、四國、中國人數事は不及申、淡路衆、九鬼以下も、右同前に一度に可相渡事。

以上

三月十三日　秀吉　御朱印

黒田甲斐守どのへ

羽柴豊後侍従どのへ

○朝鮮にて長政陣備

一の先　百四人　黒田六郎右衛門

百五十六人　栗山四郎右衛門

二百三十人　黒田三左衛門

百九十人　久野次左衛門

二百六十四人　母里太兵衛

右備頭五人　人數九百四十四人　五備

二の先　二百九十六人　井上九郎右衛門

五十人　尾上藤太夫

四十九人　曾我部五右衛門

百二人　時枝平太夫

四十人　黒田安太夫

二百五十五人　後藤又兵衛

百五十八人　野村一右衛門

右備頭七人　人數九百五十八人　七備

○旗本備

二百九十六人　足輕大將上原久右衛門與共

四百六十九人　足輕大將吉田又助與共

四十人　池田九郎兵衛

六十人　仙石角左衛門

百十二人　黒田惣右衛門

五百五十七人　黒田吉兵衛

三百九十三人　宮崎助太夫
三百七十二人　林太郎右衛門
三百七十七人　大野惣右衛門
百五十六人　小河喜介
六十人　黒田五郎右衛門
七十五人　平塚甚兵衛
四十一人　竹森新右衛門
四十八人　黒田養心
合人数三千百五十六人　備頭十四人
先手旗本合人数五千五十人

○其後長政に賜る御書にいはく、

去九日の書状、今日廿三日到來加披見候。先書如被仰遣候、對馬守、攝津守、高麗へ定て可罷越候條、各も至高麗舟付令着岸、取固候て早々注進可申候。異國の者共手ぬるく候とて、少も不可油斷候。九州、四國、中國衆、何も高麗へ渡海之儀被仰遣候。御先勢路次つかへ候に付て、廿五日御動座候。猶以城々堅相拵、皆々申談無卒爾樣可成其意候也。

三月廿三日　御朱印

毛利壹岐守どのへ
鍋島加賀守どのへ
黒田甲斐守どのへ

○秀吉公は、三月廿五日京都を立給ふ。其夜は攝州茨木に宿し給ふ。奉行に命じて諸の士卒、下部、水手等に至るまで、四十八萬人の兵糧を諸軍に支配せらる。孝高は是より以前、既に豐前を長政に讓り給へば、此度諸將と共に、軍勢を卒し、渡海に及ばず。然れ共、秀吉公の帷幄の謀臣なれば、名護屋の幕下に留置、軍の計策評定に加へ給ふ。此時長政の家臣、母里太兵衛に太閤より仰けるは、先年中國、四國、九州の先陣として、數度勘解由を被遣し時、勘解由先手をば毎度太兵衛つとむる由なり。其上合戰の度毎に、一度もをくれをとらず、度々の戰功感じおぼ

しめされ候。今また朝鮮へ先手として甲斐守を遣されれ、太兵衛も供仕るべきなれば、此以前の戰功に對し、今度彌忠を勵ますべきため、天下にかくれなき程の規模ある褒美を賜るべしとて、拔身の鎗十五本下され、これを此後は毎度出陣にもたせ候事、御免なされ候。朝鮮に渡海仕候はゞ、是にて手柄いたし候へ、信長公の御供には、拔身のまゝ太刀を百振持せ給ふ。甚威勢有しなり。太兵衛も拔身の鎗を十五本もたせば、彌武名あらはすべしとぞ仰られける　太兵衛は、もとより勇士なりしが、此度其名をあらはし、類なき御恩賞にあづかり、領地等をいかほど賜りたるにもまさりて、かたじけなくぞ思ひける。今度朝鮮へ遣さるゝ先陣の大將には、小西攝津守行長、加藤主計頭清正、（清正今年三十歳、長政より五歳長ぜり。）黑田甲斐守長政、其外士卒都合十萬餘人とぞ聞えし。去程に朝鮮へ渡る人々、卯月十二日辰の刻名護屋より船を出し、翌朝壹岐の風本に著く。逆風はげしく吹ければ、風波のしづまるを待居たり。翌日波は、猶あらかりけれども、風少吹よはりければ、小西攝津守おもふ樣、風波をだやかならば、諸船皆纜をとき發向すべし。我ひとり此大波をしのぎ、諸人に先立てぬけがけし、速に朝鮮に入、第一の戰功を立んとて、諸大將にもいひ合せず、其夜の子の刻ばかりに、ひそかに纜を解て船を出し、明日午の刻對馬豐崎に至る。長政、清正其外の諸將小西が船の見えざるに驚きて、急ぎ船を漕出させられけるが、既に五六里も來ぬらんと思ふ時に、又逆風烈しく吹て、風本に歸る。小西は其後海上しづかならねど、對馬より船を出し、風波を凌ぎて、釜山浦に着、朝鮮へぞ攻入ける。

○去ほどに、風少靜になりければ、清正、長政其外の諸將追々朝鮮に押渡る。長政は小西より一日をそく、朝鮮に着給ふ。小西釜山浦の城を攻落したる由、船中にて長政聞給ひ、小西が跡をふみゆかば、何の働をかなすべき、我は釜山浦にいらずして、釜

山浦より西南の海邊金海口より攻入なんとて、金海の城近き港へ船をよせける。日本人寄來るを聞て、金海城より先番船を多く出し置、陸には朝鮮人一萬四五千ばかり五備にして、磯近く出で防ぎ戰はんと待かけたり。また山蔭木蔭にも伏兵多かりける。長政の先手の兵共、先番船に漕よせ、ひし〳〵と乘うつり、敵を多く切ふせ、兵船五艘きり取ける。着岸の時あやまちせざる樣にと、長政かねてより下知しをかれければ、先手の足輕の惣頭、吉田六郎太夫、上原新左衞門等、味方の惣勢には、はるかに先立、磯近く船を漕よせ、船中より見積り、先足輕半分に、頭相添、一所に船よりをろし、小高き所にあがり、鐵砲をかまへたるを見て、殘る足輕共を、六郎太夫、新左衞門等引つれて、船よりあがり、馬共追をろさせ打乘、是も其邊の地形高き所に上り、あるひは、竹木の蔭にも鐵砲をかまへ備へ居たる時、跡なる惣勢五備次第〳〵に、難なく陸へあがりける。鐵砲足輕數百人、二にわけ、先の一備をば、本の所に其まゝ置て敵を押へ、跡一備を引つれ、敵の左の方より押懸、鐵砲を打かけけるに、朝鮮人少さはぎ立たる形勢を見て、殘し置たる一手も進み來り、一に成てきびしく鐵砲を打懸けるに、敵透間なく、立ならびたれば、あだ矢なく打ふせける。長政是を見給ひ、貝をふかせ、再拜を取てかゝり給ふ。先手の者共、旗本に先をこされじと急に突てかゝる。旗本は先手にをくれじと馳かゝる。此時身方の諸士高名したる者多し。惣勢一度に聲をあげ、競ひかゝり、はげみ戰ひける勢に辟易し、朝鮮人の備皆崩れ立て、敗軍しけるを、身方勝にのり追討にするほどに、大形首とらぬ者はなかりけり。敵は大勢なり。長追なせそと、下知せられければ、頓て引とりける。長政初度の軍に打勝て、物初よしと悅ばれける。此時敵はまだ崩れざるに、首をとりしを第一の高名とし、追打に首取しを次の功と定められ、各別の沙汰ありしな

り。第一の高名は二十八には過ず。其餘は皆追討なり。敵退て金海城へ引入ける。この城は金海府使徐禮元といふ者大將にて守りける。長政其邊の麥を多くからせ、それを以、城の堀をうめさせられけるに、即時に高き城とひとしく埋めあげける。それを便にして諸士悉城に乘入しが、城中の者共さしつめ、引つめ散々に討ける故、石垣に乘たる者は、殘らず一二ヶ所づゝ手を負たり。其上日も既に暮に及ばんとす。先人數をあげよと下知し給ひければ、諸士ことごとく引取ける。吉田又助は大手のますがたの、石垣の上にあがり居たりしが、引とらんとすれば門、矢倉、または塀の矢窓より散々に討ける故、引退く事成がたかりけれども、諸人引取しかば、石垣よりをり、その下に枸橘の列樹ありし所へ行てみれば、長政の家臣、馬杉喜右衛門も一ヶ所手をひ、並木の内に居ける故、一所に居て、日暮て後二人共に引取けるが、喜右衛門は、初同時に城に乘たりし傍輩、痛手負て退きけるを心もとなく思ひ、只一人引返して城の邊を尋けるに、案の如く彼士痛手負し故、步行叶はず、石垣のもとに打臥て居たりしを見出し、肩に引かけて、味方の陣へぞ引取ける。長政此由聞給ひ、梶原が二度のかけにもをとらぬ働なりとて、甚稱美し給けるとぞ聞えし。其夜長政ひそかに人數をくり出し、埋めたりしほりの上を通りて城際までをしよせ、東の方なる大手の門のほとりより打破り、俄に攻いられける。城中の敵大勢なりとみえしかば、西の方をばわざとあけ置て攻られず、敵多しといへども、城外にて初度の合戰に打もらされたる者は、身方に機をうばはれて働かず、殘兵共隨分防ぎ戰ひけれども、長政いさみ進んで下知し給ひ、士卒ども死を爭ひて攻戰ひしかば、敵終に打負、大將徐禮元、其餘の士卒、共に西面のあきたる方より落行ければ、即時に城を乘取、殘る敵數百人、悉打とられける。又城攻の時、西の方のあきたる所より、

夜中に敵逃ざる事有べしとて、伏兵を置れたりしが、案の如く、敵大勢落行けるを、伏兵起りて多く是を討取ける。此時城の大手より、黑田三左衛門、黑田次郎兵衛、一番に攻入、搦手よりは、曾我部五右衛門、諸人に先立て乘入ける。落城の後、城を燒拂ひ、勝鬨をどりをこなひける。

長政其外追々に跡より押來る諸大將の勢、日々引もきらず。弓鐵砲を先立、家々の旗物を風になびかし、甲冑劍戟日にかゞやきて數百里相つらなれり。夜は要害よき所に陣を取、用心きびしくし、變あれば火をあげて相應ず。去ほどに、小西は一番に早く都に入、高名せんとて、道筋の城々をせめずして、直に都へ入よし聞えしかば、長政は大道筋へ出で、小西が通りし道の城を處々攻落して後通られける。是は道中さはりなく、後陣の身方を心やすく通さん爲なり。都への大道筋は、處々の城をよくこしらへ、就中昌原の城に、敵大勢楯籠りけるを、長政日夜是をせめ、數度戰有之、長政の諸臣各粉骨して、終に昌原の城を乘取、五百餘人を打ほろぼしける。長政道筋の城々を攻落し給ふ故、追々に來る後陣の大勢、道中難なくして都に早く攻入ける。其功莫大なりと云つべし。其後太閤より長政に感書を賜る、其文にいはく、

十九日注進狀今日名護屋へ被成御着座、即刻被加御披見候。

一きんばいの城押寄、即時に打果悉刎首候段粉骨至候。殊舟五艘分捕之由尤候。

一高麗人迚も大妙日山にて候間、誅伐生捕等一切無用候。土民百姓還住の事申觸成次第可召置候。縱ひ雖爲奉公人、百姓同前に被思召候間、不可有異儀候事。

一都へ早々可相動候。國王儀は、最前以上使御禮申候。大明國へ御案内は可被仕領掌に付て被加御赦免候處、只今渡口に構城郭防戰候

如此被仰付候、併一度御禮被申たる儀候間、國王并上使事被助置、堪忍分可被仰付候間、都相濟候はゞ傍被可寄置候。卒爾に殺害の族一切不可仕候事。

一都迄道筋御座所見計、各申談可然所に普請無油斷可申付候事、

一退散の城々兵糧米入念可改置候。只今以目錄申上候兵糧之儀、被聞召屆候、自分の藏より取出、いか程進上申候より悅思召候事。

一高麗通事の者四五人、可相渡の旨、對馬守、小西兩人方へ被仰遣候。請取可召連候事。

一名護屋作事別而入念一段見事に仕候、殊更つぼね／＼をはじめ、所々道具相調置候、奇特なる氣遣感入思召候。猶石田治部少輔、大谷刑部少輔可申候也。

卯月廿五日　秀　吉　御朱印

黑田甲斐守どのへ

又長政へ賜る條目にいはく、

掟　高麗國中

一御法度如一書各判形を在々え遣之、地下人可召置事。

一兵粮改事公方米分は悉相改藏へ可入置事。

一百姓町人還住仕候て有之者共に、米錢金銀を相懸不可取之、但捨置於不立歸は可改置事。

一高麗へ越候人數、兵糧無之者には、切手次第扶持方可相渡事。

一かつへ候百姓等於有之は、見計かつへざる樣に令分別可申付事。

一在々所々放火仕間敷事。付今度亂入剋人捕仕候はゞ不寄男女其在所／＼え可返付事。

一法度以下猥於在之は、有樣に可申上旨、誓紙仕通、各々可申聞事。

一高麗渡口より都までの路次通、御泊所城々有之而、各隊明次第、御座所普請可仕旨可申渡

候。付在番仕候城近所其者法度以下申付、知行方糺明可仕事。

右之趣能々相守、諸事無油斷可申付候也。

天正廿年卯月廿六日　御朱印

黒田甲斐守どのへ

○忠州の巽に廣き野あり。此所にて加藤主計頭、加藤遠江守、黒田甲斐守、小西攝津守、鍋島加賀守、會合して都入の評議あり。名護屋にて秀吉公の仰には、清正行長兩人にて、かはる〴〵先陣をつとむべしと定め給しが、此所にて清正、行長、先陣を爭ひ、既に同士軍に及ばんとせしを、鍋島加賀守直茂、是を制してやみぬ。其後小西は諸大將に先だち、二日早く都へ入ぬ。長政の家臣、母里太兵衛、後藤又兵衛、黒田三左衛門、此三人は朝鮮在陣の間、先陣をつとむべしと被定。先手足輕の惣頭は、吉田六郎太夫、上原新左衛門、兩人にてかはる〴〵これをつとむ。案内物見を先立、日夜間斷なく押行。然れども道中所々敵城を攻給ひしかば、金海より十四日を經て、王城に着給ふ。朝鮮王、李昭、諸城の沒落するを聞、大に驚きて都を逃れ、平安道の奥、義州をさして落行給ふ。后、幷太子、臨海君十八歳次子順和君は、兀良哈へ逃行給ふ。いたはしかりし有樣なり。朝鮮の惣大將金命元といひし者、濟川亭といふ所より、日本人の來るを望み見て、戰はんとはせずして、悉武具石火矢等を川にしづめて落行ける。是に依て王城には防ぐ敵なく、數萬の士卒男女一人も殘らず逃去ぬ。長政都に着、王城の敵落たりとはしらず、先手の足輕に下知し、鐵砲かはる〴〵つゞけ放たせられけれども、城中には音もせず、先手の兵共、皆門内へかけ入、五町七町の間馳廻れども、敵なくして合戰に及ばず、其邊の大なる家共放火しける。かくて加藤主計頭、其外追々に來る諸大將みな都にぞ留りける。

○朝鮮既に破れしかば、定て大明より救の爲大軍來

るべし。左あらば日本より渡海の兵、十三萬餘人、朝鮮に在陣すといへども、猶小勢にて敵しがたかるべしと、太閤をはじめして、又軍勢を日本より渡さる。備前宰相秀家、增田右衛門尉長盛、石田治部少輔三成、大谷刑部少輔吉隆、前野但馬守長康、淺野左京大夫幸長、南條左衛門尉光明、中川右衛門大夫秀政、岐阜少將、羽柴丹後守忠興、長谷川藤五郎秀一、木村常陸介重尙、糟屋内膳正宗孝、片桐東市正直盛、都合其勢六萬餘人をぞ遣されける。秀家を大將とし、三奉行は軍奉行たるべしと定めらる。先陣は加藤淸正、小西行長兩人つとむべきよし、かねて定めらるといへども、自今以後黑田長政を加へ、三人にてかわる〳〵つとむべき由、重て仰遣さる。（此時長政に白熊のざいをたまはる。）太閤より長政に賜る御書にいはく、

高麗國代官所の儀、以繪圖被割付候。別紙如一書應分限手前請取の所、政道法度以下日本如置目申付、百姓召置年貢諸成物可取納候。然ば大明へ道筋御座所普請申付、爲其代官の在番可仕候。猶石田治部少輔、大谷刑部少輔、增田右衛門尉申可候也。

六月三日　御朱印

黑田甲斐守どのへ

覺

一手前請取の代官所の内に御座所於有之は、其代官留守申付、其郡物成納可入置事。

一法度以下の事、其請取の代官所の内手前に堅申付、百姓以下可召置事。

一ふち方の事、手前代官所内を以可下行、遠路相越候て下々中食是又可被遣事、付代官不仕衆にも其手前〳〵の兵糧可相渡候。跡の衆不相易可爲一陣事。

一高麗都より大明國端迄、つなぎの城々普請爲先衆申付、其代官として在番可仕候事。

一其地罷越輩主共遣女持可申候。則女のふち方

可被遣由被仰付候事。

天正廿年六月三日

○備前宰相秀家、并三奉行、朝鮮の都に着て、諸將を招き集め、十日留め置、軍政を定め、諸將の各攻行べき海道を議定せらる。長政は都より西にあたりたる黄海道を請取發向せらる。先陣すでに黄海道の際まで押行けるに、名護屋より太閤の御使として、孝高朝鮮へ渡海し給ひ、都へ入て諸大將に太閤の命を告て、軍法を述べらる。長政此由を聞、父に對面せんとて、扈從ばかり召つれ、大勢をば跡に殘し置て、急ぎ都へいられけるに、黄海道の奥より敵數萬出で、先陣を圍むよし告來りしかば、孝高に對面して早々都を立、道を急ぎ、終夜馳行給ふ。先手の物見ども、大敵に行あたり。小勢なれば戰ふに及ばず、鐵砲にて打拂ひ、漸々に引取處に、敵大軍にて競ひかゝり、難儀に及ぶ由、長政へ追々注進す。長政急に駈付られ。士卒も跡より追々に馳來る。先手の引たる所松山にて、伏兵あるべきかと敵共心もとなく思ひしにや、ひかへて進み來らず、是に依て先陣事故なく引退きし處に、長政も一所に來り給ふ。長政のたまひけるは、今度諸道の先手を定められて後、今日初度の合戰なり。若仕損じては、わが家の恥辱、殊更身方のよはりなり。旁大事の戰なれば、先手はいふに及ばず、諸有司幷士卒に至るまで、隨分粉骨を盡し候へと下知せられければ、母里太兵衛、栗山四郎右衛門、井上九郎右衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛等を先として、命を塵芥に比し、義を金石に同ふしていさみ進みける。黑田三左衛門は、今日先手の當番なりけるが、一番に敵にかけ合せ首をとり、猶も敵を討取ける。先手の合戰すでにはじまりけるに、長政旗本の備を以、横合にかゝり、急に突立らる。されば、敵大軍なりしかども、身方は大將も士卒も志を一にし命を限りに動き、敵は我一大事とおもひ入たる戰ならざれば、毎度突立られ、入替

て戰ひけれども、身方は少もたゆまず攻立ければ、切崩されて終に悉敗軍す。身方勝に乘て追懸る。長政これを見て、敵は大軍なり、若返し合せて戰はゞ、難儀に及ぶべし。長追すべからずと、制せられければ、下知に隨て引取ける。今日の戰に打取切捨し敵、何百人といふ數を知らず。小西は平安道をうけとり、彼地へ行けるが、川むかひに嘉山といふ城あり。其前に大河有、船なくして渡る事ならず、日數を經にける。小西方より朝鮮の王平安道の內、嘉山の城にある由告たりければ、長政しばらく黃海道をさし置て、又平安道へ押行給ふ。既に平安道に入、一里程行て川あり。長政、大友義統と、をなじく河を渡さる。長政の先手の士卒は道に進みて、小西が勢と同じく、嘉山城の前なる、大河の此方迄進みける。長政敵城の形勢をもしらんため、大勢を跡に殘し置、馬廻の士少々召つれて、小西が陣所へ見廻に行給ひけるが、日すでに暮ければ、其夜は小西が陣のこなたの近所に宿し給ふ。長政の先手の兵も長政と一所に宿しける。文祿元年六月十三日のことなり。嘉山の城下の河、日本には是なき大河なり。水の面五六町ばかりにみゆ。日暮て後、川を隔て敵城を見れば、程遠くしてさだかには見えねども、城中に續松(たいまつ)をともしたる人の往還(わうくわん)多くして、殊に足早く物騷しき體なり。これは城中より小西が陣の少油斷したる體を見て、商彥伯といふ者を大將とし、夜討を催しけるなり。長政の家人、戸田平左衞門後號不才は、鎧を着て夜半ばかりに、長政の本陣に來り、今夜は何とやらん心もとなき夜なり。皆々用心すべしと高らかによばゝりて歸りぬ。吉田又助、後藤牛內も、かねて敵城の形勢心もとなく思ひければ、宵の間よく寢入、亥の時ばかりに起て、鎧を着、冑を枕とし、兩人並び臥たりける。その餘の臥たる士共は、戸田をそしりて、あらことゞし、見えたる事もなきに、早(はや)り過ぎる用心かな、あれほどの大河を隔

たる敵の、船もなきに渡り來るべきやうやあるとて、何心なく臥たりける。城中には、夜半より打出んと議定せしが、軍の詮議合戰の用意に時うつりて曉方にやう〳〵城を下り、船にのり、瀨を渡て、河を越けるが、小西か陣には、猶寢入て起ざる者多し。敵不意に來りて小西が前陣をうつ。小西が前陣驚きみだれて討るゝ者多し。去程に長政は寢入給はざりしが、小西が陣の方に鬨の聲鐵砲の音、夥しきを聞て、小西が陣に夜討よせたりと覺ゆるぞ、誰か有とよび給へば、又助、半内、寢入らざりし故、速に參たり。枕元におかれたる鎧を取て着給へば、兩人にて左右の鞐をさしける。長政湯に漬たる飯を食し、冑を取て着給ひ、かねてより鞍置たる馬を引よせ、打乘出給ふ。家老共いさめていはく、夜討には、静に出るがよく候、跡にある士卒を御待合候て、敵に御かゝり候へ、敵は定て大軍なるべし、小勢にて御驅向ひ候事あやうき事の由申ければ、長政のたまひけるは、近邊に陣を取て、敵の出たるを聞ながら身方の不意の難儀を急に救はぬ事や有べき。最初の戰に、敵勝にのらば、後の軍味方に利有べからず。一騎なりとも早くかけ付て味方を救ふべし。定て跡なる家人もやがて來るべしとて打出たまへば、相したがふ兵も續てかけ出ける。先手の勢もはやく出たり。さるほどに、夜もやう〳〵明方になり、東雲はやしらみ渡りたるに、川端を見渡せば、城より出たる朝鮮人ども、一樣に白裝束にて、三千人ばかり川の洲に群りたり。また北の方の流洲に、千人ばかり、南の方に六七百人、凡三所に備へたり。長政の先手、三千ばかりの敵に馳向ひ、先鐵砲を以打すくめ、その後備を亂さず一同にをしかゝりける。中にも後藤又兵衛、吉田六郎太夫、戶田平左衛門は一番に敵に馳合ける。又兵衛は、金の二本菖蒲の立物のかぶとを着、大身の鎗を馬上に横たへたり。六郎太夫は白熊の棒の立物に、鷺の丸の指物をさした

りしが、兩人たがひに先を爭ひて、三千ばかりならがつたる敵に向ひ、縱横に突て廻る。戸田平左衛門は、黑き鎧を着、郎從四五人づれ、只一騎大音を擧げて、六七百人ひかへたる敵に面もふらず、人に先立て突てかゝる。長政は、先驅の兵共の働を見て、こゝろよくやおもはれけん、莞爾と打笑て、三千許備へたる敵の中へ、猶豫もなくかけ入戰ひ給ふ。吉田又助も早く先へすゝみ戰ひけるが、鑓武者を一人討取て、我一番に高名したりと思ひ、胄付の首を、後藤又兵衛に見せければ、又兵衛、はや敵を打たるか、能したり、若年には奇特の働なりとほめて、われも取たるとて、後に付たる胄付の首を、前にをしむけてぞ見せたりける。長政わづかの勢なれども、大勢の中を二三遍驅廻り、攻戰ひ給へば、敵防ぎかねて、過半河へ迯入りける。殘る敵を河中へ追はめ、多く是を討取、河中には船も有しかども、河端によせざれば、敵船にのるべき樣もなくて、水に溺れて死ぬる者も多かりける。俄の夜討に、小西既にあやうく見えし處に、長政其難を救はんため、後陣の來るをまたずして、速にかけつけ、士卒と共に身命を惜まず、はげしく防ぎ戰ひ給ふにより、小西は虎口の難をのがれにける。長政矢疵二所負て、馬も疲れければ、東の方に砂の小高くして、小松の少ある所へ引取、しばし馬の足を休め給ふ。この時後陣にありし家臣、野村太郎兵衛等を初め、士七八十騎馳來る。敵より來る矢雨の降が如くなれば、矢疵を蒙る者多し。太郎兵衛申けるは、この邊は敵の矢比近く、身方に手負多く出來候。先しばらく小松蔭へ引退き、御待候はゞ、其間に猶後陣の士卒追々に馳來り候べし。其時鐵砲一放づゝ打せ、その勢にて押懸候はゞ、敵を殘らず川へ追はめ討取べしと申けれども、長政同心し給はず。馬の頭を敵の方へ引むけ、かやうの時敵に息をつがせては、猶々矢を放つものなり。只小勢にても透間なく、敵にかゝり、息をもつがせ

ず戰はゞ利あるべしとのたまひける。吉田又助、右の障泥をはづし、手にてさしあげ、よき楯にて候。かくの如く仕り矢をふせぎ然るべしと申ければ、長政よき才覺なり、いづれも障泥を楯にしてかゝり候へといひ捨てかけ給へば、相したごふ兵共我をとらじと皆一度にごつと突てかゝり、はげしく攻戰ひて、敵數百人討取、殘る敵をば皆河へ追はめける。大河底早ければ、水にをし落されて死ぬる者、幾等といふ數をしらず。其間に敵も度々返し合せ戰ひけるに、長政の家臣、黒田次郎兵衛（播州上月城主、上月の十郎が子なり。母は櫛橋豐後守の女、孝高の内室の姉なり。次郎兵衛今年廿五歳。黒田市右衛門の父なり。）梶原七右衛門（此時弓足輕の頭也、父は八郎太夫後に剃髮して露白と號す）討死す。此日は文祿元年六月十四日なり。長政家臣共の討死せしを見て、河中へ馬を乘入、太刀を拔てみづから敵數人切てをとし給ふ所を、敵半弓にて、長政の左の臂を、小手かけて、篭の中射通しけるを、長政怒て其矢をばぬかずして、射たりし者を目がけ、水のふかみに馬を乘入二刀切給ふ。其敵强力なる者にて、きられながら長政の鎧の草摺に取付、河中へ引落しける。長政其敵と河中にて組合つき殺し給ふ。水中に長政のかぶとの立物、水牛の角のさき少見えけるを、渡邊平吉といふ者是を見て、速に馳來り、水に飛て入、長政を引上てけり。この時長政の切給し敵は、李應理といふ者なりしとかや。大將かくの如く自身手をくだき戰ひ給しかば、母里、栗山等、其外諸の士卒に至るまで、散々に戰て、或は敵を討取もあり、討るゝもあり、いづれも隙ありとは見えざりけり。さればこの時、矢疵、切疵をはぬ者は稀なり。諸士の働きあげてかぞへ難し。長政の臣菅六之助は、川岸の上にて敵としばらく組合、終に組ふせけるところに、また敵一人來り、上なる六之助に取付、引のけんとしければ、六之助下なる敵ををさへ、上なる敵と取合しか、二人共に水に落入ながれける。六之助川中にて一人の敵の上に乘あがり、今一人の敵と取くみ、川下へ流行

ける。身方の兵共六之助が雁の丸の指物を見付、六之助かと詞をかけけるが、少岸際に流寄しを、六之助下人、川下より水に入、六之助を引上ければ、敵と三人取組ながら一度に陸へあがりける。敵一人は、前に疵を蒙り、水に入てよはりける。今一人は大兵にて強力なりしかば陸へあがり、頓て六之助を組ふせんとしけるを、六之助脇指をぬき、敵の脇をしたゝかにつき通しければ、たちまちよはりしを、即首をとり、今一人のよはりたる敵の首をもかきて、二人共に打取ぬ。此働きを長政よく見給ける。吉田又助は、敵の上官を川中へ追入、首をとらんとおもひ、馬氈に水ひたる迄、深き所へ乗入、上官がもとゞりを取、鞍の前輪に引付首をかゝんとする所に、川深く砂ばかり流るゝ水にをし落され、両人共に馬に乗ながら、川中へ流れ出しが、敵は頭を鞍に引付られながら、又助が乗たる左の鐙に足をかけ、又助を、水底に押こみけるに、又助息をつめ、また上官を水の底にをし入、馬共に浮あがり、息つきける。水深くして馬の足立ざる故、馬は輪乗をするが如く泳ぎまはる。又助甲冑を帯し、大指物をさしたれば、馬にはなれてはあしかりなんとおもひ、右の手にて手綱を取ければ、敵をさし殺すべきやうもなく、いかゞせんと思ふ所に、上官また又助を水中へ押入けるを、又助また押返す、互にかくの如くする事、数度に及びし間に、水早くしてはるかに下に流れ行けるが、敵は終に下になり、水の中にをし入られて息絶ぬ。長政又助が流るゝを見つけ、あれ助よと下知し給へども、河深ければ行て助くる者もなかりし處に、又助與の者、小柳權七、又助家人、兵助といふ者二人河中へ飛入る、兵助は水練ならずして、忽に溺て死す。權七は水練の上手にて、太刀ぬきかへし、片手におよぎつき、又助が敵を切んとしければ、又助がいはく、敵は下にありてはやく死したるぞ、上にあるはわれなり、あやまちすなとて上官を陸

へ引あげ、始より思ひかけたる敵なればとて、終に首をぞ取たりける。後日に、孝高、又助が心懸を感じ給ひ、脇指を賜りける。その後長政は、山の手へ引退きたる敵陣へ、またかけいらんとし給ふを、傍なる士共、先御手に立たる矢をぬかせ給へと申ければ、さらばとて矢をぬかせ、又馬に打乘、鎗を手綱に取添かけ出給ふ。朝鮮人是を見て、能射手を先立て散々に射させ、射手開きのけば、跡より相續て入かはり、劒戟を以防ぎ戰ふ。されども長政ます／＼勇猛をはげまして、みづから手を碎き戰はれける。是をみて家臣、栗山四郎右衞門、母里太兵衞、井上九郎右衞門、黑田三左衞門、後藤又兵衞、野村太郎兵衞を始め、究竟の勇士ども、いづれも身命をおしまず防ぎ戰ふ。敵もつよく勵み戰ひけれども、宗徒の者多く討れ、少引退く處を、身方勝に乘ていさみかゝり、終に敵を追崩し、河に追はめ、大勢を討取、生捕もまた多かりける。又淺瀨の有ける處より逃て行敵も多かりけり。敵は悉城へにげ入ぬ。扨敵の渡りて逃し處を見て、日本人始て渡瀨をしりぬ。その後日本勢城を攻べき用意をして、敵のにげて歸りし淺瀨を渡り、城下にをし寄ける。敵の淺瀨の渡り口を防がん爲に、張番を置しかども、一支もせず退散せしかば、日本人難なく城下へ押よせける。日本人その日は戰ひつかれぬ。殊に急に城を攻べき用意もなければ、明日こそ軍をばせめとて、城下に皆陣を取て宿しける。かゝる處に、其夜敵の大將尹計壽、金命元、などいふ者、兵具石火矢等を池水に沈め、うしろの城戸をひらき、士卒と共に、悉ひそかに城を落て、順安といふ所へ行ける。日本人是をばしらず、明日城の形勢を見るに、人音なければ、人を遣して伺はしむるに、敵一人も殘らず退散しぬ。定て敵出奔して後、既に數刻に及びなん。殊に敵の落行たる方角しれず、案内しらぬ異國の事なれば、敵の跡をしたひ行べき樣もなくて追懸るに及ばず。長

政を始め諸將敵を打滅したる事を、本意なく思はれける。長政其城に三四日休息し、其後又初請取し黄海道に赴き、牛峯といふ府中に在城し、其國の軍政を執行ひ、郡縣の民の書出しまで、悉取集め、しばらく逗留し、其邊に日々働て敵を退け給ふ。

○其後惣大將秀家より相談すべき事有之間、各都へ來り給ふべしと、諸大將へ觸られければ、諸將ことぐ〳〵く都へ相集る。大將三奉行の詮議にいはく、各手柄にて所々の城既に沒落し、其餘の朝鮮人は戰はずして退散し侍る。然ども朝鮮は元來大明に屬したる國なれば、定て大明より加勢を出すべし、其上朝鮮既に破れぬときかば、大明へも日本の兵攻入べしと思ひ、必大明より戰のため大軍を差遣べし、然る時彼と戰はん手立面々いかゞ思ひ給ふぞと問ければ、孝高其座に居給ひしが、是を聞ていはく、仰の如く、朝鮮の破るゝをきかば、定て大明より救の兵多く來るべし。此都より釜山浦へは、十餘日路有之長途にて候へば、日本の通路遠く運送不自由には候へども、朝鮮を切したがへたる規模にて候へば、都を捨て歸らん事本意なく候間、秀家幷諸大將は都に居給ひ、是を根城として都より大明の方へ一日路程の所に、取出の城を數ヶ所かまへて、諸將をこめ置れ、大明の兵攻來り候はゞ、いづ方へなり共、都より助の勢を出され、後責をして勝負を決せられ然るべしと存るなり。都より數日進み過て遠く城をかまへ、敵を防がんとせば、大明より敵大軍にて來る時、都より助の兵遣はす事成がたかるべしとぞ申されける。然る處に小西攝津守行長すゝみ出て申けるは、かほどに朝鮮人を大勢打殺し、敵おそれて逃去ぬれば、もはや朝鮮人は出たゝかふべからず、若又朝鮮王より大明の王をたのみ加勢をこはることも、大明の王數萬人の命を朝鮮王にあたへて加勢有べからず。殊に朝鮮と大明との境に鴨綠江とて音に聞えたる大河あり。其河を大明より大勢の人馬

兵粮諸道具を渡し來らん事成がたかるべし。各はいづれになりとも城を御とり候へ、行長においては、成次第大明近くまで押行て、城を攻落し籠居るべしとぞ申ける。孝高かさねて申されけるは、王城より程遠き處に居城し給はんに、大明人大軍にて押來り、四方を取圍み堅固に向城を付、後詰の來るべき道筋をさしふさがば、身方五萬七萬の人數にては、たやすく對陣しがたかるべし。其上俄の時、都より急に助る事なるべからず、其時後悔すともかひ有べからず。世俗の諺にも、用心をば臆病にせよと申事の候へば、是非都近き處に引取居城せらるべし。若出過たる處に居城して、敵の大軍防ぎがたく、其勢のつよきを見て引退かんも見苦し。第一は味方のよわり日本の耻辱なり。進み過ては後難有べし。軍法をたしかにして、後悔なきやうに然るべしと申されければ、小早川隆景聞て、孝高の仰らるゝ趣尤至極なり。都より遠く出て城を取候事、後の患あるべし。大明より大勢を差越事、南方海邊近ければ、兵粮運送の便あり。鴨緑江大河なりとても、舟にて渡らば何の苦勞もあるまじ。然れども大明より、はる〳〵大軍を差越事大儀なれば、俄には來るべからず。其内に各城を堅固にし給ふ事肝要なりとぞ申されける。されども小西同心せずしていはく、ふかく大明のさかひまで入て、大明の兵出たりとも、おそるゝにたらず、我一手にて大明に切入べし、諸大將後詰してたべといひけるを、各堅く制せられければ、小西一手にて大明へ切入事はやみぬ。此時長政も都へ入、軍の評議に加はり、孝高に對面して、又もとの如く黃海道へ歸り給ひ、いよ〳〵彼國の仕置等沙汰せられける所に、又朝鮮人四方の山より出て、道をふさぎけるを、長政悉追散し給ふ。其後小西は軍を進行事數日にして、平壤の城をせめけるに、城中敵大勢にて、精兵鐵をそろへて防ぎける。殊に要害もよかりければ、攻わづらひて居ける時に、長政是を聞付て、大

友義統をさそひ、平壤の城へ押寄、仕寄を付鐵砲を以打すくめ、遂に攻落さる。小西は孝高隆景のいさめを用ず、みだりに深入を好み、平壤の城、大明への手先なれば、是を居城とす。されば行長は初日本より朝鮮へ入し時も、あらき風波をしのぎ、只一人ぬけがけして渡海し、今度も又都より遠き處に一人進み過て深入し、大明より大軍の來るべき遠慮もなく、敵をあなどり危き働きを好みけるが、果して翌年の春、大明より來れる大軍に圍まれし時、都より程遠くして助の兵來らず、小西終に敗北す。孝高のかねて未然をはかりて諫められし事少もたがはず、先見の明こそ有難けれ。

○秀吉公は御母大政所の病おもき由を聞召、七月廿二日名護屋を立、いそぎ京都へ上り給ひしが、同廿五日大政所薨じ給ひける。秀吉公は同月晦日に入京し給ひ、其後又名護屋に赴給ふ。大阪より孝高へ賜る御書にいはく、

七月四日書狀今月十五日於大阪被加被見候。此已前も度々被仰遣候、定而可相屆候。當年は遼東川限に相治之所務等可申付候。來春御渡海候而可被其隨候。九月五日に名護屋へ御下向候其方事煩然候共無之由候。早々令歸朝、於豐前國妻子等呼下、心安養生尤候。猶山中播内、木下半介可申候也。

八月十五日　秀吉　御朱印

黒田勘解由どのへ

右の御書に遼東川限に相治とあり、遼東川よりこなたは朝鮮也。遼東の川は朝鮮と大明との境なれば、大明境まで朝鮮國悉をさめんとの意なるべし。

○孝高夏より秋に至るまで、朝鮮に在陣し給ひしが、病有て長陣に堪がたきよし、太閤聞召、右の御書を賜りしかば、其旨に隨ひ歸朝し給ふ。長政父に暇乞せんとて、都へいらんと用意し給けるに、朝鮮人蜂起し、長政の居城へおしよせんとて、巨川といふ

所に數千人あつまり居ると聞えければ、長政即時に此方より押よせ攻戰はる。敵遮り出て防ぎ戰ひけれども、長政士卒を勵まし自身はげしく働き給へば、諸臣我おさらじといさみ戰ひて、難なく敵を切崩し、こと〴〵く退治せらる。此時も家臣手柄をあらはしたる者多し。

○小西が居城平壤は都より程遠ければ、諸將是を捨て都近く居城せん事も、さすが快からず思はれけるにや、都より平壤に近き所まで、段々につゞきて居城せらる。先大明の方第一の手先小西が居城平壤は、都より日本の路程五十里あり。其次に大友義統、平壤より日本路十四里此方に、鳳山といふ所要害よかりければ在城せらる。其間に又城二あり。一城は小西家人を籠置、一城は大友家人志賀小左衛門を籠おかる。兩城共に義統の城より手先にあり。鳳山より日本路七里此方に、左右に嶮岨なる大山あり。谷合に龍泉といふ小山あり。道筋なれば此山を城にこしらへ、道を城内に入て、長政の家臣小河傳右衛門を籠おかれ、龍泉の南白川といふ所に、長政在城し給ふ。龍泉より日本路六里此方の平山といふ所に、隆景の人數をおかる。平山の南三里江陰といふ所の城に、長政の家臣栗山四郎右衛門を籠おかる。平山より三里此方牛峯といふ城に、小早川秀包居られ、牛峯の此方六里開城府に隆景在城、開城府より都まで、日本路十五里あり。其間に城三あり。いづれも隆景の一手なり。隆景の弟毛利元康も都近き城に居らる。都より西大明の方小西の居城平壤まで五十里の間に、城數凡十三あり。かくの如く段々つなぎの城に各籠り居られしは、急難有らば救はん爲なり。朝鮮の王李昖より、大明の帝へ援兵を頻にこはれけるが、大明にも北方の韃靼と、西南夷とをしづめんために、軍兵多く遣し、兵役しげくして、運送に苦しむ時節なれば、大軍を差越事成がたくして、祖承訓と史儒とを兩大將として、士卒をつかはし、朝鮮をすくはん

こす。兩大將當年大明の萬曆二十年五月に、鴨綠江を渡り、七月十六日に此事皇明實記に見えたり。小西行長が籠れる平壤の近邊安定館によせ來る。小西行長平壤城より出て、七千餘人を率し是にむかふ。長政黃海道より來りて小西と陣をつらぬ。立花宗茂もつゞいて陣をとる。其後長雨ふり泥深かりしが、八月十日の朝、史儒士卒をひきゐて、行長が陣に押寄たり。行長が先手木戶作右衞門力戰せしが、打負て引退く。長政彼が勝ほこりたる勢に少も猶豫せず、敵陣にかけ入、散散に攻立給ひければ、史儒手をおひて引退く。長政敵のにぐるを追て進み給ひけるが、後陣の祖承訓續來り、長政の勢をかこむ。史儒が勢も又取て返し戰ひければ、長政前後に敵をうけ力戰し給ふ處、立花宗茂來り加はれり。長政是に力を得て、きびしく攻戰ひ給ひしが、終に敵を追崩さる。小西行長敵の敗軍するを見て、後をさへぎりて史儒を打とる。祖承訓は逃去ぬ。敵兵多く討れ、わづかに殘れる者はにげ去ぬ。此事大明へ聞えしかば、大明の神宗皇帝諸大臣をあつめて評議し、十月より兵を催し良將をえらび、李如松といふ者を總大將とし、李如栢、張世爵、楊元と云三大將、並騎衞志、吳惟忠、王必迪などいふ大將是に屬し、兵士凡五萬人を又朝鮮へ遣さる。李如松は是より以前北方の寧夏を平らげ、功をなして歸りし名將なり。同年十月二十七日に李將軍山海關を出て、十二月廿五日軍に誓て鴨綠江を渡る。

文祿二年、孝高四十八歲。長政二十六歲。

○大明の萬曆二十一年正月三日。大明より來る大將李如松五萬人を率して安定館に着、朝鮮の軍兵彼方此方より馳加りて、都合其勢二十萬餘人、同六日小西行長が守りし平壤城に押よする。小西は去三日明兵のいまだ城下に攻來らざる時より、大友義統、黑田長政、小早川秀包に使者を遣して、大明の兵數十萬、近日我城をせめんために寄來るよし聞え候。敵は大軍にて身方は小勢なり。寡はまことに衆に敵すべ

からず。急ぎ來り救ひ給へと告やりける。其後大友義統斥候を遣して南兵をうかゞはしむるに、使歸りて江南人何十萬といふ事をしらず、平壤城のまはり日本の路程四五里が間は、野も山も敵充滿したりといふ。あるひは小西は既に討れたりとも聞ゆと申ければ、義統驚て其大軍にて取圍まば、小西を救ふ事思ひもよらず、小西も定て討るべし。小西が城沒落せば、大軍此城へやがて寄來るべし。左あらば此城を持こたへん事なりがたかるべしとて、鳳山の城を出、都をさして引退かる。鳳山の七里此方、長政の家臣、小河傳右衛門が籠れる龍泉の城下を通るとて、大友告ていはく、小西は大明人大勢に取圍まれ、既に討れたる由聞ゆ。此城は猶小勢なれば、持こたへん事なりがたかるべし。いそぎ城をあけ退くべしとすゝめらる。傳右衛門申けるは、此城をあけのき候事は、長政方へ注進申候て、其下知にまかせ申べし。若其内急に大明人大軍にて攻來り、たとひ此城にて戰死におよび候共、長政よりの下知を承らざる内は、城をすてのき申儀成がたく候。其上此地は要害よく候へば、敵何十萬寄來り候共、たやすく破らるゝ事はあるべからず。兩方の山嶮岨にして、敵まはるべき道なし。兵糧玉藥も澤山に有之候へば、先しばらく是に御休み候へかしと申ければ、是は城內せばければ籠城なりがたしとて、龍泉をも退き、都をさしてひかれける。長政秀包も小西を救ひたく思はれけれども、纔なる兵を以、二十萬の敵を追拂ひ、小西を救はん事、智勇の及ぶ限にあらず。若此勢を彼大軍に後攻せば、打まけん事必定なり。然る時は敵勝に乘て身方のよはり甚しからん。只しばらく都より諸將大勢にて助け來るを待うけ、一になり身命を捨て、忽に大軍を破り、小西を救はんにはしかじと相談して、王城の諸勢をまたれける。王城にも秀家並三奉行をはじめ、諸將寄合て助の兵をつかはすべきかと相談せらる。されども五日路隔りて、大河中にあれ

ば、會議のみにて延引す。

朝鮮にて大明をさして江南といふ事、江とは大河の事なり。大明は朝鮮と大明のさかひにある鴨緑江といふ大河の南にある故に、朝鮮にては大明をさして江南といふ。又大明の兵を南兵ともいふ。江南をかぐなみとよむは、朝鮮の音なり。

○小西が籠りし平壤城の外二里ばかりに、牡丹臺(ぼたんだい)とて出城あり。爰にも小西兵をこめ置けるが、唐人に是を奪とられ、平壤の本城ばかりに成ぬ。大明の大勢小西が城を取圍み攻けるが、大砲を多く放ち、その聲山岳にひゞき、異國の路程數十里に聞ゆ。又火箭を透間もなく射かけ、烟氣天をおほへり。火箭城中に入て處々燒失しければ、敵其勢に乘て大勢城中に攻上りける。城中よりも、矢狹間より鐵砲をしげく打かけ、劍戟をつらねて防ぎけるが、敵はげしく攻戰ひければ、敵身方たがひに討るゝ者多し。城中既にあやうく見えしかば、李如松が謀にて、後の圍をときて、逃道をあけてぞ攻たりける、是は城中の兵必死にきはめなば、大明人多く討るべしとおもひ、かくの如くせしなるべし。小西勇猛にして能防ぎ戰ふといへども、大敵に攻られ、城中の兵多くうたれ、初は自他の兵一萬五千人にて籠城すと聞えしが、殘兵僅に五千人ばかりには過ざりける。此勢にて二十萬の大敵を防ぐべきやうなし。かくては明日必城を乘取べし。爰にてむなしく敵に討れんよりは、いざさらば一先落て、後陣の身方と一所になりて防ぎ戰ふべし。十四里あなたなる大友が城まで引退き、後勢と一に成て籠城せば、しばらく敵を防ぐもたやすかるべしとて、敵のかこまざる方より、正月八日夜半ばかりに、ひそかに城を出、前後に鐵砲騎馬の兵を立、中に小荷駄僕夫を包み、引かたまりて退きける。大明の兵、明日卯の刻に平壤の城へ攻入けるに、一人も守る兵なく、皆落失てあき城なれば、急ぎ逃るをおふべしと、手分をして追手

をかけられども、時刻へだたりたる事なれば追つかず。引おくれたる雜兵少々打留たるまでにて、軍はなかりけり。小西は大友が城まで引退て城中へ入けれども、一人もなく落失にければ、力を落しける。此間の戰に士卒力つきて、はか〴〵敷道をもゆかず、爰にてしばらく休息せしが、此城に久しく留らば、敵定て追付來りなんと思ひ、又夜中に城を出、終夜引退きける。漸夜も明ゆけば、さきの山下に中白の旗見えたり。是は小河傳右衞門が籠りし龍泉の城なり。小西、扨は黑田はいまだひかざりけりと思ひ、大に競ひ、諸卒に向ていひけるは、扨も柔弱なる大友かな。日本一の大剛の大將は黑田なり。もはや黑田が城近し。一同にぎほへ兵共といひければ、士卒皆力を得て悅びける。さるほどに江南人小西の跡をしたひて追來る。唐人は弓馬達者なれば、けはしき山上へかけ上り、兩の峰より谷間に乘下し、日本人を下に見おろし、兩方より中に挾んで是を射る。日本人は又鐵砲にて見あげて打ける間、却て防ぎよかりけり。小河傳右衞門は小西が退來るを敵かと思ひ、櫓に上り見居たりけるが、近づくに隨て是を見れば、小西が旗なり。跡より敵したひ來ると見えければ、定て玉藥もつきぬらん、加勢すべしとて、川島七郎左衞門、河端八右衞門などいふ者に、鐵砲百丁相そへ、玉藥十荷もたせ、小西が迎に遣しける。小西大に悅び力を得て、川島河端兩人に對しいひけるは、扨も各是まで加勢に來る事、傳右衞門芳志淺からず。我手の兵共は、一昨夜より終日終夜大敵をのがれ來て、長途につかれたり。其方達を賴む間、殿してたべと云ければ、承候とて兩人跡備をして、鐵砲百丁段々に立ならべ、玉藥をつめかへ〳〵透間もなく打せけるに、したひ來る江南人散々に打立られ引退く。扨こそ小西は難なくして小河が城に引入ける。傳右衞門申けるは、扨もあれほどの大敵を御打拂ひ、殊に長途をしのぎ是まで來り給ふ事、比類なき御手柄にて候。

此城は兵粮玉薬澤山に有之、要害もよき處にて候へば、敵何十萬攻來るとも、たやすく爰を破らるゝ事は候まじ。此間の御合戰、殊に長途を經て是迄御越、大將も士卒もさこそつかれ給ふらん、某荒手にて候へば、敵をふせぐ事は御まかせ候べし、先上下共に心やすく御休息候へとぞ申ける。又小西が士卒長途をしのぎ來て飢こゞえければ、傳右衞門粥を煮てあたへ、其饑寒を救ひける。小西大に悦でいはく、日本一の勇士は傳右衞門なり。あの大友が大勢にてさへ逃來るに、わづかの勢にて此小城を堅固に持こたへんとするは、稀代の手柄也。此旨早々太閤へ言上すべし。此度の我が命は御邊に助けられたりとて手を合せける。傳右衞門小西が落來りし事を長政へ告たりければ、長政敵若小西が跡を追來らんかとて、いそぎ馳向ひ給ひしが、路にて小西に對面し、ともなひて我が居城白川に歸り入給ふ。小西は饑寒甚しき時節落人となり、着物も薄かりしかば、衣服をあたへ、士卒までも饗應し、數日留置休息せしめ給ふ。小西、長政に對していひけるは、大明の兵大勢定てやがて攻來るべし、小勢を以此地に待うけ、防ぎ戰ひ給はんよりは、我とおなじく王城に退き給へかしといひければ、長政答ていはく、いまだ敵の旗を見ずして退ん事、武將の本意にあらず。貴殿は先日の合戰に辛勞し給ひ、士卒も多く討れ手負も多ければ、早く王城へ歸り、士卒を休息させらるべし。我等においては爰にて江南人と戰ひて、勝負を決すべしとぞのたまひける。又秀包にも都へ引退かれ候へと、小西すゝめけれども、是も長政と同意にて、其まゝ牛峯(うほん)に在城せらる。小西は王城へ引退きける。小河傳右衞門も、長政より龍泉を引取べしと下知せられければ、長政の家臣栗山四郎右衞門が守り居たる江陰といふ所まで引來る。長政江陰を心元なく思ひたまひ、かねて宗徒の兵共を指遣さる。此時敵江陰の寨を侵さんとて、大勢寄來りける。江陰に籠りし勢、雜兵共

に御合二千七百人あり。此勢にては大軍に對し防ぎ戰ふべき樣もなかりければ、長政へ注進すべしとて、黑田惣右衞門、母里太兵衞、後藤又兵衞、衣笠久右衞門など相談し、强盛なる飛脚を五人つかはしける。其注進狀にいはく、急度致注進候、敵夜中に川を越此方の陣所へ取懸候間、只今及一戰候、早々可被出御人數、とぞ書たりける 栗山四郎右衞門思ひけるは、只今一戰に及び候間、早々御人數を出さるべしと申入たりとも、是より長政の居城白川まで、日本路四里往來八里の道なれば、救の人數を指越るゝとも、只今の手當にあひがたし、然れば此狀救を乞ための注進狀にはあらず 只最後の暇乞狀なればとて、早々可被出御人數といふ文言をのけて、お手前は可安御心と、書直してぞ遣しける。其後やがて、敵川を越て寄來る。かねてより右議定したる事なれば、敵川を半渡る時、鐵砲を一度に一放づゝ打かけ、其跡より鯨をあげて驀直（まつしぐら）に突てかゝる。敵も手いたく戰ひければ、身方討れ疵をかふむる者多かりけり。されども身方爰を破られば、あの大敵、勝に乘ていさみかから、總の身方一人も生て歸る者あるまじと思ひしかば、一同に志を必死に極めて、勇猛をはげまし、命ををしまず防ぎ戰ひしかば、敵さしもの大勢なれども、たちまちに切崩され、川へ追はめられ、悉退散しければ、身方は不意に勝利を得、萬死を出て一生に逢ける。必死者は生とは、かやうの事をいふなるべし。然る處に長政此由を聞付、身方の難儀をたすけんため、速に馳來り給ひしかども、合戰既に終りければ手に逢給はず、扨も今日の軍、小勢を以大敵を追退け、勝利を得たる事奇代の働なりとて、甚感悦し、手を負たる者共の陣屋に悉自身見廻て、疵をさひ苦みを慰め、白川へ歸り給ふ。然る處に、其後正月十日の曉、夜中に白川城へ敵二萬ばかり寄來る。長政士卒に下知し、唐人を城下に引よせ、本陣より鐵砲を打かけ候はん時、塀うらの諸卒皆一同に鐵砲を一放し

つゝ打て、即城戸を開き突て出べしと定らる。案の如く敵大勢塀下に寄來るを、本陳より鐵砲を打出しければ、塀の內にありし兵共も、皆鐵砲をはなしかけける時、城中の惣軍勢木戸を開き、一度に切て出、攻戰ふ。敵は城中より出て戰ふべしとは思ひよらざりしにや、不意を打たるにおどろきさわぎ、さしも大勢なりといへども、防ぎかねて見えし所を、長政士卒に先だつて自身働き、さんざんに攻戰て身方をいさめられければ、家老物頭を始て家臣共、我おとらじと勇み戰て、終に大敵を即時に追崩しける。此時長政の家臣分捕したる者多し。殊に黑田三左衛門、後藤又兵衛などもすぐれて高名しけり。其後、都にて軍奉行衆評定有て、安國寺を使とし、隆景の居城開城府まで遣し、隆景も長政秀包も都へ引入られ候へ、各小勢なれば、城を其まゝ守り居て、大敵を防ぐ事、身方の討るゝばかりにて益なし、敵を都近き廣みへ引出し、身方の勢をそろへて合戰すべしといひ遣はさる。長政の答に、此地要害よく候へば、敵大勢にて參るとも、防ぎ戰ふ事難からず。其上かねてより取堅めたる城なるに、敵大軍にて來ればとて、聞おぢしていまだ一戰もせず引退ん事、日本の武名の恥辱なり。且は我等臆したるに似て候へば、此城を退く事おもひもよらずとて、其使者を歸されける。小早川隆景より長政へ參る狀にいはく、

從都御檢使中爲使、西堂今朝卯刻爰元着之條則申入候。小攝無事に取退先以可然之由候。其地之儀難被相抱在所に候間、至爰元各可有御趣之通、西堂被申候。委細に昨日以包藏令申候條、不能書申候、恐々謹言。

正月十三日　小左衛　隆景判

黑甲樣御陣所

○隆景秀包も長政と同じ返答なりければ、王城の人人是を聞、驚ていはく、いづれもつよき大將なれば、一往すゝめては同心あるべからず。重て辯舌よき人

を遣し、王城へ引とられ候樣に、各得心させ然るべきと評定し、大谷刑部少輔亦隆景の居城開城府まで來り、隆景をいさめ、秀包長政へ使を遣し、大敵に對し小勢にて戰はん事然るべからずとて、色々に詞を盡しければ、隆景も長政秀包も、理に伏して王城へ引入給ふ

○此時三奉行より長政に來りし書にいはく、

乍御返事委細令拜見候、彼州之儀程遠候に付て、引入之儀各令相談申入事候、然ば諸々仕置、なごやへ御注進旁安國寺差遣し候て、隆景御越相待候て有之事候、御人數不殘置候て、先早々隆景御同道にて御出待申候、恐々謹言。

正月十九日

増右長盛判

大刑少吉繼判

石治少三成判

黒甲斐守殿

御返報

○三將皆都へ歸られける路に大河あり。其河端に三將一宿せられしに、跡より敵大勢したひ來る。高き所より敵の勢をのぞめば、數萬騎あると見えたり。隆景長政士卒に下知せられけるは、身方は都合二三萬程なればよき比の相手なり。江南人は悉騎馬武者なれば、弓鐵砲の者は只馬を射よ、人を射るべからず。敵馬を射られて徒立（かちだち）にならば、役には立まじきぞと下知せらる。是杜子美が詩に、射人先射馬といへるに同じ。馬を多く射たふせば、軍の備みだるゝ故なり。其上馬は射安く、人は射がたければなるべし。隆景は大勢なれば、敵の正面よりむかひ、長政秀包は山上へ打廻り、敵の諸備にかゝり給ふ。身方の先手、大將の下知に隨て、人をば先さし置、弓鐵砲にて敵の馬を多く射たふしければ、大明人馬にはなれて、日本人の如くかろく働く事成がたし。又長政秀包跡へまはす勢を見て、敵共おそれて引退きしを、長政秀包追かけ〳〵敵を多く討取給ふ。隆景は老功の人な

れば、敵は大軍なり、若一度に返し來らば大事に及ぶべし。早く引とるにはしかじとて、頻に制せられければ、長追をばし給はず。其外諸將も皆都へ引いられける。

此時長政と吉川藏人廣家と殿の爭ありしに、吉川再三こひければ、長政力及ばずして、吉川殿をぞつとめける。

○小河傳右衛門龍泉を守りし働の事、名護屋へ聞えければ、秀吉公感じ給ふ事淺からず。傳右衛門領地何ほどぞと問給へば、五千石と申。秀吉公聞給て、甲斐守領内にては、過分の加恩成がたかるべし。豐前の妙見龍王にて、我藏入の地を直に一萬石與ふべし。其者先急ぎ歸國仕候へ、對面すべしと仰遣されければ、長政命に隨て、小河傳右衛門を名護屋へまゐらせらる。傳右衛門不幸にして朝鮮にて病おこり、船中より病甚く、對馬にて終に死したりける。是によつて加祿の地をも賜らず。大友義統大明より大軍來る由を聞て、都へはやく引退きし事を、太閤聞給て甚いかり、是義統一人の曲事にあらず、日本の瑕瑾なり。義統が首を刎んとはおもへども、大友は賴朝以來代々相續の家なれば、一旦に是をほろぼす事不便なり。其死罪をば宥むべしとて豐後國を沒收し、義統を毛利輝元に預けられ、子息義延をば家康公にあづけ給ふ

○此頃秀吉公より長政へ來る御書にいはく、

十一月十八日書狀加披見候。其方申付候內無相變儀之由尤候。殊兵粮貳萬石取蓄候而、御渡海之刻可有御用之由、神妙覺悟別而悅思召候。度々如被仰遣候、來三月必被成御渡海、一揆等悉被加御成敗、御仕置等可被仰付候。其間之儀聊爾の働一切無用候。朝鮮在陣之衆兵粮無之由被聞召屆候付而、於釜山浦來年八月迄之兵粮可被下とて、數萬石被召寄候。正月より順風次第に淺野彈正渡海可仕候由被仰付候。其外兵粮も追々可被遣候條、可成其意候。

尙以御渡海之間、手前堅固申付可相待候。委細長束大藏大輔可申候也。

十二月十五日　　秀　吉　御朱印

黒田甲斐守どのへ

黒田家譜卷之六終

黒田家譜卷之七

○同年文祿二年正月十六日、大明の大將李如松十萬騎の兵を率して、開城府といふ所まで來り、王城を攻めんとぞうかゞひける。此時張通事といふ者、李如松に告けるは、日本の勇士は皆平壤にて討死し、王城の兵は皆老幼ばかりにて弱兵なれば、おそるゝにたらず、一戰にて追散さん事難からじと申ければ、李如松是を信じ、大勢をばとゞめて開城を守らしめ、南兵二萬人を前陣として、朝鮮の兵を後陣とし、凡數萬の兵を率して、同二十七日開城川を渡し、都に近き碧蹄館まで寄來る。此時都の東大門は長政守護し、南大門は小早川隆景是をかためらる。南大門は大明より敵の來る道筋の方にあたりければ、隆景の陣は第一の手先にあり。隆景の舍弟毛利大藏大輔元康、小早川侍從秀包、並、立花左近將監統虎も隆景に屬す。敵若暗夜に襲來る事もやあらんとて、敵の來るべき路

に夜中かはる〲張番を置けるに、案のごとく立花左近將監當番の時、南大門の先十町ばかりにて、李如松が先陣と夜中に行當り、散々に戰ひけるに、立花家人十時傳右衛門、數度武名を得たる者なりしが、眞先に進み戰ひしに、大勢に取こめられてうたれぬ。其外立花家にて屈强の兵七十三人、枕をならべて討死し、手負も數十人出來たり、敵をも多く討取ける此時立花左近は、鎧に立所の矢蝟毛のごとし。されども鎧の札よければ裏かゝず。長政は折節戸川肥後守が許へ行て語り居給ひしが、此由を聞付、供に候ひし家人ばかり少々召つれて、急ぎ立花陣所へ馳行給ひければ、留守にありける長政の家臣共、是を聞て追々に馳付ける。立花左近手勢を、ちいさき丸山の有ける進退よき所に置て、氣を休めさせ、長政の兵立花の兵に加はりて敵をふせぎしかば、忽に大明の先手引退きける。其後立花勢も長政と一所に出合、又來るやと待しかども、夜中には重て寄來らざりけり

夜明て高き所より見れば、一里ばかり先に南兵數萬騎あるらんと見えて、大勢段々に備を立、只今かゝらんとする氣色也。王城の人々是に驚きて、諸大將各先陣をあらそはる。隆景今日の戰は、日本と大明の勝負を決する軍なれば、大事の大合戰なり。我年老たりといへども、思ふ所あり。枉て我等に先手をゆるし給へとて、しきりに乞給ふ。隆景老功の良將なれば、秀家も三奉行並諸大將も皆是をゆるして、隆景を先陣とす。長政せめて二陣をつとめんと心がけ、あとへ押つゞかんとし給けるに、備前中納言秀家、自身來りてわび言し給けるは、長政は東大門の先手なれば、此門へ諸將に先立て出給ふ事然るべからず。其上今度の二陣は、秀家とかねてより三奉行諸將と評議して定め置候とて、强て二陣を乞はれければ、長政力及ばずしてやみぬ。隆景は昨夜立花と敵と戰ひし所より少先へ出て、向陽原といふ所の右の山下に備を立らる。隆景の勢與力共に都合二萬五千餘人、一番

に隆景の家臣粟屋四郎兵衛三千餘人、二番に是も隆景の家臣井上五郎兵衛二千餘人、（隆景の家に六人の先手あり、粟屋井上は其内の兩人なり）三番隆景の本陣壹萬餘人、以上壹萬六千餘人は、大手より正面に直に向ふ。脇備は立花左近將監二千五百餘人、毛利大藏大輔元康、久留米侍從秀包、此兩人の兵六千餘人、合八千五百餘人。是は搦手にて脇の山へ上り、大手の軍半ならん時、山上より下りて横合に懸らんと、かねて約束を定め、しづまりかへつて待居たり。隆景の陣所と都との間に、少なる坂あり。坂より跡は備前中納言、其次黒田長政、其次大谷刑部少輔、石田治部少輔、増田右衛門尉、此三奉行は一手に成てひかへたり。其餘の諸將も次第に跡へ續きける。敵身方の陣の間に、山の出崎隔りて互に見えず。去程に隆景の勢段々に備を立、彼山の出崎を押廻りて見渡せば、敵雲霞のごとく山野に充滿せり。一番に粟屋四郎兵衛が勢三千餘人進みければ、大手の軍始り、李將軍が先陣六千餘騎競ひ來り、半弓を以射立ければ、身方の手負死人數を知らず。敵跡より大勢押來り、日本の陣より射れども、事ともせず、乗越々々攻戰へば、粟屋が勢即時に押崩され、多くうたれて引退く。二陣に井上五郎兵衛二千餘人進み戰ふ。敵も新手を入かへ鐵を揃へて射立、頓て馬を乗いるれば、日本の兵防ぎかねてぞ見えにける。井上聲をあげて、すゝめ兵共、武士の戰場にのぞむは進んで死するを幸とし、退て生るを恥とす。一足も爰を引事なかれと、馬を乗廻し下知すれども、大敵のいきほひ當り難くして、既に押立られんとする處に。搦手に在し立花左近、毛利大藏、久留米侍從、時分よきと思ひ、山上より兵を悉おしおろして、横合にかゝり、猶豫もなく敵の眞中をわつて通り、李將軍が本陣さして突てかゝれば、敵も色めき立て見えける處に、隆景の本陣一萬閧をあげ、一度にどつと突てかゝる。李如松は軍になれて度々戰功ありし良將なれば、士卒をいさめて爰を先途と戰ひける。

屬せる所の兵も、かねてより節制に習熟したる事なれば、三軍の士卒口には枚をふくみ、歩は節に中り、號令に隨て指揮に應じ、進退左右の自由なる事、影の形に隨ひ、響の聲に應ずるがごとし、日本の良將の久しく調練して習熟したる兵といへども、是に及ぶ事あたはず。敵身方兩陣の間に小川を一へだてゝ、互に此川をふみ越んと爭ひしかども、一歩も進む事あたはず。大明四百州の內にてえらばれし良將と、日本にて名を得たる老將と、初度の大合戰にて、古今のはれ軍なれば、兩雄の爭ひ互に勝負を決しがたし。巳の時に戰始り、午の時まで揉合ける。然るに此時、日本の武士久しく軍になれ、隆景の兵機熟したる故にや有けん。又唐人の勇猛利器も日本におとりけん。日本の兵終に彼小川を越て進みければ、大明の兵は少引色に成て見えけるに、李如松は士卒をいさめんため、餘に進んで馬をうたれ、眞倒に落ける處を、井上五郎兵衛大將と見付て、組で討んと近付けるに、李將軍が郎從十人集りて、馬に助けのせて、大勢の圍みを出て逃去にけり。總大將既にかくのごとくなる故に、士卒悉引退く。隆景の勢勝に乘じて進みければ、敵川に追ひたされて、溺死する者數を知らず。味方の後陣の諸大將、川を乘越追はんとせしを、隆景追々使を遣し、敵は大勢なり長追すべからず、早々引給へと制せられければ、其旨にしたがひ、皆王城へぞ引入ける。今日の軍に討るゝ敵一萬餘人、溺れて死する者數知らず。李如松は隆景に手いたく防がれて、日本の兵と輒く戰ひがたくや思ひけん、開城に栖籠り、大明よりの後陣を待て、其後は出て戰はず。日本の諸大將開城を攻んと議せられけれども、李將軍二十萬にて開城を守り、其上大明の兵は朝鮮人にかはり、思の外たけく勇あれば、日本人も又王城に引籠若て、たやすく進み戰はんとせず。（李如松が此戰、皇明實記等には敗北せし樣に記し侍らず。但し夫は我國の爲に書ならし。李如松は其後朝鮮より歸りし時、再び寧夏の兵起りて、是を平げんために、大明の命より遣されしが、陣中にて病死しけるとぞ聞えし）秀吉公今度隆景の戰功莫大なり

さて、中納言に任ぜられ、立花統虎にも感書を賜りける。

○王城より一里西南に大河あり、其邊に大明の兵取出の城をこしらへたてこもる。後はさかしき山にて、二方は沼南方は大河なり、王城にありし備前中納言、前野但馬守、加藤遠江守、前日の軍の手に合ざる事を殘念に思ひ、此取出の城の敵を追落して、手柄を顯さんとて、三奉行に相談せられければ、三奉行も是に同心し、凡六人の將一になり、其勢二萬ばかりにて攻寄けるが、敵小勢なれども城を堅く守り、手いたく防ぎければ、身方の手負死人千人に及び、力なく都へ引退かれける。長政是を聞給ひ、敵要害を守り、能防ぎ戰ふといへども、元來小勢なれば、何ほどの事かあらん。今日の軍は身方武略なく、敵にたばかられし故にこそ敗北しつらん。明日我一手にて押よせ、敵出合ば打散さんとて、其翌日わざと他の勢をまじへず、只一手の兵を引率して打むかふ。敵いかゞ思ひけん、今日は城に籠り居て出あはず、防矢少々射たるまでにて軍はせざりけり。昨日大勢にてよせたりしだに打散したるに、それにもおそれず、今日小勢にてよするは、いかさま强敵なるべしと思ひけるにや。且又前日黃海道所々の戰に、長政の手なみを知りければ、はるかに長政の旗を見て、長政に對し戰はん事叶はじとや思ひけん、終に出て戰はず。其後敵悉城をあけ、船に乘て開城へ引取ける。

○王城に集る日本勢十萬餘、戰はずしていたづらに日をおくりければ、太閤より使者しきりに來り、唐人の出たるこそ幸なれ、急ぎ合戰を遂べしと、仰遣されける。都に在し三奉行並諸大將、合戰をすべき謀を、日々に相談せらる。然れども、李如松二十萬にて開城を守れば、たやすく攻寄る事成りがたし。此間諸將戰をせずして、都に久しく逗留せられければ、太閤よりの仰に、朝鮮へ渡りし日本人の數ほど敵をころし、其耳を切て、指上げよと有しかば、諸大

將各家人を出して、都より一二里、或三四里も敵を求て馳行分捕をさせ、めん〳〵打取し馘を日本へ献ず。秀吉公其馘をあつめて京都へのぼせ、大佛の前に埋めて耳塚をつかせらる。いにしへもろこしにも馘を献ずる事あり。是敵を討たるしるしに敵の左の耳をきりしなり。日本上代にも此法を用ひしにや、神功皇后新羅を征伐し給て歸陣の時、此國香椎の里に止り給ひ、馘塚をつかせ給て今にあり　又もろこしに敵の死骸を多くつみて、其上に土を高く封じて是を京觀と名づく。京觀とは大にしめすといふ意なり。敵に打勝て其しるしを殘し、吾子孫に先祖の武功を忘れざる樣に、大にしめすとなり　秀吉公馘を獻せしめ、耳塚をつかせ給ふ事は、是に似たりといへども、其兵を用ひられし道は異なり。惡逆をなし國を妨げ民を害する者を亡して、永く子孫に武をしめすは、古の道なり。又武といふ文字は止戈とかきたれば、武を用て敵をうつは、亂をしづめ民をやすんじ、戈をやめんがため也。人の國をむさぼりて、人を多く殺すを武とはいふべからず。天道は生ずるを好み、殺す事をにくみ、善に福し、惡に禍し給ふ。善惡の報應は、必然の理なり。うたがふべからず。こゝを以、古より和漢ともに人を多く殺せし將は、必家亡びて子孫つゞかず。天道おそるべし。戰に臨んで人を殺すは、やむ事を得ずしてなり。人を殺す事を好むにあらず。人を多く殺さずして、敵を服するを良將といふ　朝鮮の松雲が四溟堂集に秀吉は好レ殺レ人聞見畏レ之　家康は人を殺す事を不レ好して人皆服レ之、且秀頼の存亡未レ可レ知と書しは、げにもとぞ覺え侍る。

○其後太閤より耳をば切べからず　鼻をかきて指上候へとぞ仰付られける。此時日本人日々に敵をもとめて、出て戰ひけるが、多くは外に宿せずして、其日都へ歸りける。或時長政の先手の兵三千許にて、日本の路程四五里ほど西の方へ働きけるに、敵二三萬

許三所に備へてありしを、長政の物頭一戰して敵を追散すべき由いひければ、吉田六郎太夫制していはく、今日は進み過て遠驅せし故、はや晝過に及べり。案内しらざる敵國を、夜中に歸る事然るべからず。況んや小勢にてあの大軍に向ひ、殊に大將なくして我々が拙き軍法を以て勝利を得ん事かたかるべし。大國の事にて候へば、敵いかなる武略も有べきやはかり難し。若身方敗軍にならば、主君の爲あしきのみならず、日本國の武名をけがし候間、軍を仕懸候事達て無用なる由申けれども、年若き物頭共二三人有しが、同心せずしていはく、敵を見かけ、戰はずして退き候事成がたしとて、やがて進み戰はんとす。六郎太夫力及ばず、長政の定のごとく備の足輕をひきゐて先陣をつとむ。此時使を三人都へ遣し、敵大軍にて出候故、只今合戰を始め候由を長政へ注進す。其後やがて合戰をはじめ、鐵砲を打かけければ、敵は木陰をこだてにし、半弓を射懸ける。彼戰を仕かけんといひし若武者共ゝ、敵の先陣へはかまはず、後へまはり、二陣一萬許も有べきと見えし備に馳向ひ、鐵砲少々打かけ、煙の下よりごつとかけ入、突殺し切ふせ、縱横に驅廻り、はげしく防ぎ戰ひしかば、敵の二陣終に崩れ立て引ければ、一陣二陣も是を見て引退く。暫時の間に敵を討とる事二百餘人なり。身方にも手負死人多し。戰をはりて身方兵粮をつかひけるが、はや夕陽既に西にかたむきて、申の半に及べり。物頭ごもさらば都へ引歸るべしといひけるに、士卒共申けるは、手負多く其上諸人戰につかれ、只今晩景に及で、日本道四五里ばかりを凌ぎて、都まで歸る事成まじく候、若道にて敵に行あはゞ、一太刀も打事成べからず。今夜は此森際に野陣を取一宿して然るべしといふ。六郎太夫がいはく、尚樣に有べきと兼て思ひし敵にこそ。合戰をば制し候つれ。先刻の合戰に勝利を得し事は、不慮の幸なり。今宵此所に

野陣せん事、要害もなく殊に晝の敵見置たる所なれば、夜討に來る事有べし。あの一里ばかり南に見えたる小高き山に、岩多く見えたる所よき要害なるべし、諸人苦勢ながらあの山まで參られ、山上に陣取候はゞ安穩なるべしといひければ、諸人皆同心し、一里ばかり行て、其夜は彼山上に宿しける。六郎太夫は先手なれば、足輕共多く引つれ、山の西の坂中におりて陣を取、かはる〴〵遠見をぞさせける。然る處に夜半の比より、其間三四里ばかりに火多く見えたり。漸近づくに隨て、いよ〳〵火の數多くなる。疑もなく敵大勢寄來ると見えたりとて、物頭共數人かけ引の詮議まち〳〵なりしが、六郎太夫又申けるは、身方のくたびれたる小勢を以、此方より大軍にかゝりて戰ふ事然るべからず。又夜中に案內もしらざる道を都へ引て、歸ることも成まじく候。只此山上にて夜を明し敵を待べし。今日の戰前に健なるもの三人注進のため都へ遣したり。長政いさめる大將なれば、一騎かけになりとも、助のため、是へやがて馳來り給ふべし。それを待うけて敵を防ぐべしといへば、諸人も亦此議にぞ同じける。去程に夜もやう〳〵明なんとする時、彼敵大勢にて寄來る。此山三方はさかしくて、敵のよせ來る事かたかるべし。東一方はさかしからず。殊に道廣ければ、騎馬の武士は多分東よりよせ來るべし。敵何十萬騎にて攻るとも、要害よければ一時ばかりはたもつべし。其間に定て長政來り救ひ給はんとて待居たり。案のごとく都の方より長政の馬じるしほのかに見えければ、先諸人是に力を得たりける。敵すでに東の坂口へ寄來る時、身方より鐵砲を先へ出し、敵二三十間ほど近づく時、敵の鞍の前輪を目當にし、一放づゝうつを相圖にして、煙の下より諸人一同に聲をあげ、東一方へ突てかゝれば、敵色めきて見ゆる時、長政やがてはせ來り、千餘人を引率し、敵の後より鐵砲少々打かけ、鬨をあげて切てかゝり給へば、敵後攻を防ぎかねて、

西南をさして引退く。扨こそ此處に宿しける士卒、虎口の難をばまぬかれけれ。是偏に長政猛將ゆゑ、案內も知らざる異國に、數里の路を夜中に速に馳來り救ひ給ひし故なり。尋常の將ならば敵の大軍に聞おぢして、多くの兵を捨殺すべきに、長政の武勇恩義の程こそ神妙なれど、感ぜぬ人はなかりけり。此度の合戰に當手の頭分の武者三人、騎馬の士二十餘人、足輕中間二百餘人討れける。敵をも數十人討取ける。多くは鐵砲にて打殺しぬ。敵大軍なれば若取て返しいかなる手立をかせずらんとて、先首實檢をもさしおき、士卒共に腰兵粮をつかはせ、昨日より戰ひし先手共を先に立、今夜長政に從ひ來りし兵、並におくれ馳に來りし者共凡二千人許、長政是を引率し、殿をして都へ歸り給ける。此戰の終始をば、取分他家にも稱美しけるとぞ聞えし。此時寄來りし敵は大明人なりしが、かぶとは皆丸くして椀をうつぶけたるごとくなるを一樣に着たりけり。過半は半弓を持、あるひは鉾を持、又は柄の長三四尺ありて、其先に長三尺ばかりの鏁をつけ、くさりの末に大さ二百目玉ほどなる、四角三角樣々のなりの鐵をつけて人を打けるに、それに當りたる所は、甲冑も打くだかれける。一人にて持ほどの生木をも打おる由、生捕共語りしなり。

○秀吉公より又淺野彈正と孝高を朝鮮へ遣さる。其時御遣されたる條目にいはく、

一加藤主計頭、鍋嶋加賀守事、今迄の陣所を引取、主計頭は開城府と都之間に可居陣候。但鍋嶋加賀は、淺野彈正、黑田勘解由、都在陣衆、令相談見計陣所可相定事。

一小西攝津守、黑田甲斐守兩人は、開城府に可在陣事。

一隆景は都に可居陣事。

一黑田甲斐守集置兵粮開城府へ可取入候。然者其表兵粮くり入候間は、先隆景其まゝ開城府に可

有之候。右兵粮くり入次第、隆景事都へ可入移候事。

一開城府に有之隆景兵粮かへ米に仕、甲斐守、攝津守相渡於都に藏米隆景に可渡之事

一伊藤民部、中津兵庫頭は今迄之陣所に可有之候。然者都との間につなぎの城見計可申付事。

一何時も働於有之者、隆景と増田右衛門尉可爲留守居候。うき人數無之候ては不相叶候條、其外は備前宰相を爲大將、各うき勢に成可有之候。示合何方へ成共可相働事。

右七ヶ條之儀相定候は、人數渡海させられ、赤國と白國を一遍に可被仰付候間、丈夫に無之候へば手先無御心元被思召候條、如此被仰出候御兵粮之儀追々被差遣候間、於釜山浦可被下候。其外てくりに被仰付可被下候間可成其意候。淺野彈正少弼、黑田勘解由可申候也。

二月十六日　御朱印

黑田甲斐守どのへ

羽柴豐後侍從どのへ

李如松此比まで開城府を守り居たるに、此御書小西攝津守、黑田甲斐守兩人は開城府可在陣とあり。又其表兵粮くり入候間は、先隆景其まゝ開城府に可有之候とあるは、李如松二月初開城府を去て、平壤に退きし故、隆景開城府に入替られしなり。其後和平の相談有て日本の諸將釜山浦邊に引とられし時、李如松又平壤を出て、開城府に來り居、今冬和議調ひし後、開城府より大明に歸れり。

○爰に後に渡海せし加藤遠江守、長岡越中守、長谷川藤五郎、木村常陸介、小野木縫殿助、牧野兵部大輔、糟屋内膳正、以上七人相談し、晋州の城を攻べしとて、凡一萬三千餘人の兵を率して馳向ふ。王城より晋州まで行程十日路ばかりなり。晋州の城は朝

鮮第一の名城なり。其上朝鮮の帝王都を落給ふ時、實子より傳へ來る朝鮮代々の寶物を、此城にをさめ置ければ、其堅めとして究竟の兵二萬人たて籠れり。殊に此城の大將牧使は、勝れたる猛將なれば、たやすく攻落すべきにあらず。七人衆是をば知らず、城中小勢なりと見侮て、城下近く押寄たり。七人何れも同位の大將なれば、たがひに下知をうけず、一方づゝ請取て、我先に攻いらんとぞ競ひける。城中より寄手小勢なりと見て、木戸を開て打て出て、はげしく防ぎ戰ひければ、日本勢の軍亂れ、手負死人多く出來れども、入替戰ふべき勢はなし。日は既に未の下刻なれば、先攻口をくつろげよとさわぎたてば、城中の兵勝に乘て四方の城戸より一度に打て出、追立ければ、寄手一返もせず引退きけるが、しらぬ難所に行つまり、討るゝ者數を知らず。七人の大將達あやうき命をたすかりて、昌原の城まで引れける。是より後たがひに軍はせざりけり。朝鮮在陣の人々戰もせずしてむなしく日數を送らば、太閤の御とがめあるべしとて、都より使者を以名護屋へ申上られけるは、助の軍勢を御渡候はゞ、大勢を以李如松を追散し、朝鮮の城々を不殘せめおとし、つなぎの城をかまへ、心安く釜山浦より王城へ通路を仕るべし。左ありて後、大明までも攻いらん事たやすかるべく候と申されければ、太閤是を聞召、先安藝の毛利秀元二萬人にて渡海せしめ給ふ。其後太閤朝鮮への助の兵を遣さんとて、家康公前田利家と日夜詮議し給へども、名護屋在陣の勢十萬人の內分ち遣さるゝ事成がたし。京都の警固の兵多しといへども、是又天下の守なれば引分べきにあらず。大阪城番の兵は小勢なり。然ればかさねて朝鮮へ遣さるべき兵なし。太閤淚をながし、我、小國の日本に生れて、軍勢不足なるによつて、大明を速に切取事ならず。殘念至極なりとて、はがみをしてぞ悲み給ける。

○大明の石司馬といふ者朝鮮の事を司どる。いかに

もして朝鮮へ入し日本の兵を退治せんと計ける所に、沈惟敬といふ者、先年日本に渡りし鄭皿といふ者に逢て、日本の事を尋ね聞、此度朝鮮の亂に大功を立んと思ひ、おのれ日本の事を能知りたりとふれまはる。石司馬聞て對面し、人を得たりとよろこぶ。祖承訓等が敗軍にこりて、重て大軍を催さずば、日本もと戰ひがたしと思ひ、先沈惟敬を朝鮮へ遣し、和議をとゝのへん事をいひ遣はす。是によつて沈惟敬朝鮮に來り、小西攝津守平壤に在し時對面し、大明と日本と和睦すべきよしを相議す。行長七ヶ條のこのみを書て、此議をとゝのへば同心せんよしいひきかせければ、惟敬領掌す。小西則同心し、和交を結ばん事をゆるしければ、沈惟敬大明の帝都へ歸りて、此事を奏しけるに、群臣の詮議まち〳〵にて其事俄に決せず。故に和議いまだならずして、舊冬大明より李如松大將として大勢來れり。爰に至て惟敬又朝鮮に來り李如松に對面し、石司馬が意をのべ、日本と和議を結ぶべき由を語り、又小西が所へ來りて和議す。去年小西が好みける七ヶ條の內、第四には大明より太閤を日本國王に封ずべきとの議なり。小西三奉行を初として朝鮮の在陣苦勢なれば、いか樣にもして和議をとゝのへ軍をやめて日本へ歸らんと思ひし故、此一事を申ちがへ、太閤を大明の王に封ずべしと日本へ申達ける。其上朝鮮の二王子を返し給はゞ、朝鮮八道の內四道をさし上、日本の帝王を大明の天子の聟になしまゐらすべきと沈惟敬申由小西並三奉行より申上るに付て、太閤喜悅し給ひ、其議ならば軍をやめて和睦すべしとて、朝鮮在陣の人々へ被仰遣けるは、日本人よりこのみたる七ヶ條を大明へ同心する上は、加藤主計頭生捕し朝鮮の二王子、並臣下をも送りかへすべし。朝鮮の王城にある日本勢、釜山浦まで引取べし。又開城府を守る李如松も、日本勢王城を出ば、同じく軍勢を不殘引つれ開城府を退きて大明へ歸るべしと定めらる。是に

よつて四月十八日日本の諸大將皆王城を引退かる。隆景の謀にて各陣所に火をかけて立退きける。大事の退口なれば、大明の大軍跡をしたふ事も有べし、殿を長政つとめ給へと議定ありて其旨にまかせらる。又都より釜山浦へ歸る道中に大河ありしに、長政船橋を渡し、王城より歸る兵を殘らず渡して後、船橋の綱を切てすて殿をつとめらる。李如松は其後やがて王城へ入替りたり。

太閤より朝鮮に在し人々に遣さるゝ條目の御書にいはく、

大明と日本和平相定條々

一天地不ㇾ替間者不ㇾ可ㇾ有二相違一と於二契約一者、大明帝王之姫宮日本帝王之爲后可ㇾ被二相渡一之由可ㇾ申候事。

一勘合之儀可二申談一事。

一大明日本武官衆誓紙可二取替一事。

一朝鮮國之儀先勢罷越悉申付候條、此上は經二年月一民百姓已下、靜謐之樣、彌人數を遣、可ㇾ被二仰下一候。今度大明國へ被二仰出一候條數於二相究一者朝鮮國王之儀雖ㇾ不二相屆一候、大明にめいじさせられ、又は最前一禮をも申上候條、朝鮮都に付て四ケ道可ㇾ被ㇾ遣候事、右王子一人並家老衆可二相渡一候事。

一最前生捕王子二人之儀、下々の者にあらず候條無事に相構、四人として請取、唯今遊撃相添、朝鮮國へ可ㇾ返事。

一朝鮮國家老之者、永代相違有間敷との誓紙之事、右之趣大明の勅使に可二申渡一事。

一牧司城取卷仕寄築山申付、手負無之樣に令二覺悟一いかにも丈夫に仕、一人も不ㇾ殘可二討果一事。

一於其上赤國へ相働可ㇾ致二成敗一事。

一赤國成敗之上にて、右前々之城相拵汰二人數多少城之大小共見計夫々に可ㇾ被ㇾ持事。

一中國衆隆景四國衆船手之者共之事、九州衆之外

にて候間、釜山浦、熊川浦其近所に可然之事。
一兵粮藏之事、其城持、應人數相定可入置事。
一鹽味噌右同前之事。
一鐵砲玉藥藏可爲同前之事。
一自然大明國御詫言申上候といふとも、無油斷右之通可申付候。來年名護屋へ被成在付可被仰付候事。
一仕置等於被相濟上、備前宰相事は名護屋へ可爲在城之事、付壹岐對馬には御馬廻在番被仰付事。
一猶以樣體委曲、熊谷半次、水野玖左衛門兩人に、被仰含候事。

文祿二年五月朔日　　御朱印

淺野彈正どのへ
黑田勘解由どのへ
增田右衛門尉どのへ
石田治部少輔どのへ
大谷刑部輔どのへ

○孝高と淺野彈正は、二月に渡海の後、東萊邊に逗留して、太閤の命を諸將へ傳へられけるが、兩人へ被仰遣けるは、先日七人の諸將晋州の城を攻るといへども、城主牧使能防ぎ戰ふに依て、諸將皆敗北す。若此城を攻落さず、其儘にてさし置なば日本の武略の大なる恥辱なるべし。大明と和議調ひし上は、王城にある所の日本勢殘らず都を引取、釜山浦近邊所々の要害に引籠り、しばらく休息し、其後諸大將一同に、晋州の城を攻破り、牧使が首を取て、其上にて、和議をとゝのふべし。黑田勘解由淺野彈正と軍の事を評定し、兩人次第進退すべしと仰遣さる。

太閤記に、此時秀吉公より朝鮮在陣の衆中へ遣されたる書狀あり。是太閤の御書にあらず、僞書也。

孝高と淺野彈正は、太閤の命に依て、今度王城より歸る諸將に晋州の城攻等の事を相談せんため、東萊を出て路次までおもむかれける。

太閤記に、此時如水彈正より都に在し三奉行に贈

られし書狀あり。是亦僞書なり。凡太閤記に記せる事誤多し。ことゞくに信じ難し。

王城に在し日本の諸勢悉歸陣す。秀家先引退かる。孝高彈正出向て對面し、太閤より仰越されし趣をのべて、晉州の城攻の事を評定せらる。其日は其所に宿し歸陣の輩を待給ふ。其後三奉行都より引て歸り、孝高の旅館に來り對面せん事をこふ。折節孝高は彈正と共に奥の間に在て碁を圍まれけるが、三奉行殊に石田が平生權勢にほこる事をにくみて、表なる座敷に待せ置、打かゝりたる碁をしばし打おほせ、石をおさめて後、對面申さん此方へ此通り候へと申遣されけれども、三奉行彼圍碁の聲を聞、孝高彈正の早く出合ざる事を怒りて、速に立歸りける。其後兩人より三奉行へ使を遣し追かけさせ、是へ歸られ候へと申遣されけれども、三奉行憤りて歸らず。孝高彈正は旣に總大將秀家に逢て、軍の事をば評議しぬ。太閤の命を以て軍評定せんとて使を遣はすに歸らざるは彼等があやまり也とて、ふたゝび使をも遣されず。其後三奉行此事を恨み、孝高彈正圍碁におぼれ、我等三人行たりしをも知らずといひて、人にあへば必此事を語りそしり、剩後に太閤に此事を訴ける。此時孝高彈正碁を打て三奉行に對面し給はざる事右にしるすがごとし。但太閤記にかけるは、傳ふる者の誤を信じて、妄に虛說をしるせるなり。且孝高彈正兩人是よりさき二月に旣に渡海せり、今度渡り給ひしにはあらず。軍評議のために浮田秀家の都より歸り給ふに對面し、又三奉行をも待居給へり。太閤記には、此時彈正如水日本より使として渡海し、太閤の命を告んとて、三奉行を待て居られしとあるは虛說なり。二月十六日太閤より長政へ賜はる御書にも、淺野彈正、黑田勘解由、都在陣衆令相談、見計陣所可相定之由有之、又五月朔日太閤より朝鮮に在し彈正勘解由三奉行に賜りし書あり。二月より旣に渡海し給ふ事、是を以しるべ

し。其上此時孝高いまだ剃髪し給はず。太閤記に如水と稱するはあやまり也。

諸大將皆王城より退きて、梁山、金海、東來、釜山浦、等の日本に近き海邊の城に來りて、休息せらる。大明の帝の使、徐一貫、謝用梓、沈惟敬、此三使六月の初朝鮮より日本へ渡海し、名護屋に來りて太閤を拜謁す。三使釜山浦へ歸りて後、太閤の命を以て朝鮮にて日本の陣へ、朝鮮の臣下をよびよせ、二人の王子を渡し、王城へ歸しける。國王も亦義州より王城に歸り給ひ、人々安堵の思ひをなせり。沈惟敬をすゝめし石司馬是を聞て、稀代の功を立たりとて、惟敬をあげて遊擊職にをらしむ。後に又日本に來りし遊擊と言し者は、此沈惟敬が事なり。

懲毖錄といふ朝鮮の書に、日本人朝鮮の軍の事を評していはく、倭人朝鮮の都に入しは巧なれども、平壤の事は拙し。いかんとなれば、朝鮮兵亂なき事百年、兵の道をしらず。俄に日本人の攻來るを聞て、あはてさわぎたましひをけし、遁迷ひける。此時日本人破竹の勢にのり、釜山浦より旬日の間に王城に至れり。此時朝鮮の人智惠も謀も及ばず。勇者も防ぐ事あたはず。其後日本既に勝の威を賴み、其武勇にほこりて後の憂をかへりみず、王城より諸道に散出し、其狂肆にまかす。夫兵あつまる時はつよく、分るゝ時はよはし。日本人千里の間、所々に營をつらねて一所にあつまらず。孤軍深く入てあやうき事をしらず。爰において大明の兵數萬、平壤をせめ破る。平壤既に破れて諸道に在し倭兵、皆氣をうばゝれ、首尾相救ふ事あたはず、終に王城をも引拂てのがれされり。故に云、平壤に拙しと、懲毖錄に記せる所かくの如し。孝高隆景のかねて憂へ給しと、其智慮のをもむき暗に相かなへり。

○其後孝高は太閤へ御意を伺ふ事有とて、朝鮮より歸り給ふ所に、三奉行彼圍碁の時對面なかりし事を

恨みて太閤へ樣々に讒しければ、太閤大に怒り給ひ、如是より孝高をうさんせらる。孝高此時剃髮して、如水圓淸と號す。

此後如水長政と石田三成と彌中惡かりしが、石田が謀に後日亂を起さん時の助にせんとや、おもひけん、長政我と和睦したまはゞ、太閤へ申て、豐後國を取て參らすべしとひそかにいひ通じける。長政聞ていはく我若、治部少輔が取成を以、大國を得るとも、如水と申あしき小人に和睦せん事本意にあらず、たとひ國を得るとも父の心を失はん事不孝の至りなりとて、和睦し給はず。

如水は此頃石田が讒に依て太閤の御前うとくなり、只折節に殿中に出仕せられけれ共、久しく對面をばゆるし給はず。ある時太閤諸大老と朝鮮軍の評議し給ふを、如水壁越に聞て、太閤の御耳に入やうに高聲に申されけるは、去年大軍を朝鮮へ遣されし刻、家康か利家が兩人に一人總大將として遣され、萬事一人の下知より出なば、軍法よく行はれて滯あるまじ。若又右の兩將を遣さるゝ事成がたくおぼしめさば、軍の道を存じたる輩を遣されば、軍法定まりてはか行べし。其上和を以人をなづけ、朝鮮人安堵して日本人に歸服せば、大明を征伐せん事安かるべし、加藤、小西わかき大將なれば血氣の勇のみにて、軍の道をしらず。其上兩人中あしければ淸正が仕置をば行長やぶり、行長が法令をば淸正用ひず。仕置一樣ならざる故に、朝鮮の人民日本の下知法度を信ぜずして、たのみなくおもひ、山林へ遁かくれて、安堵の思ひなし。日本より朝鮮へ路遠ければ、兵粮武具等日本よりつゞいて運送する事成がたし。朝鮮の民をなづけ、耕作もとの如くさせ、粮を敵によるこそ然るべきに、仕置あしくして、日本人の通る朝鮮の三道は、人民散失し、荒野と成て五穀なし。かくの如く朝鮮既に亡國となりぬれば、大明へ入べき基なし。朝鮮の人民散失し、日本の運送も亦相續て成

がたくば、此後身方大勢の糧つき、異國の在陣不自由にして、士卒の苦勞堪がたくば、思召立たる大功必成就あるまじきよし、高らかに申されければ、太閤壁越に聞給ひ、げにもと思召、來年若異國をうたばみづから朝鮮へ入給ふか、然らずば我上洛し、秀次を名代として遣すべしとぞのたまひける。

○此頃太閤より、長政の久しく在陣に困窮せらるゝ事を、ねぎひ給て御馬を賜る。其御書にいはく、

永々在陣辛勞候。此節候間、尚以可抽粉骨事肝要に候。隨而御馬一疋栗毛駮被爲拜領候。委細石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衞門尉可申候也。

六月二日　御朱印

黒田甲斐守どのへ

○六月初諸大將太閤の命に隨て晋州の城をせむ。加藤小西を兩先手とし、黒田長政淺野彈正加りて、此四人大手の將たり。西の方は安藝侍從秀元を大將とし小早川隆景、伊達政宗、其外諸將多く馳向ふ。東の方は宇喜多宰相秀家を大將とし、嶋津兵庫頭、鍋嶋加賀守、長曾我部土佐侍從、蜂須賀阿波守、立花左近將監などぞ向ひける。都合其勢六萬餘人也。諸將の攻口は鬮取にて其所を被定ける。晋州の城、前は大河あり。三方は峻岨なる石壁にて、矢倉堅固なり。内には牧使金時敏といへる朝鮮第一の名將有て、究竟の兵二萬ばかりにてたて籠りたれば、たやすくせむべき樣ぞなかりける。されども寄手我も／＼と竹束井梯熊手持楯をそろへ、仕寄を付、井樓をあげ、大筒を打かけ、鐵砲隙なく放ちたりける。城中には是を事共せず、精兵多くして鏃を揃て射ける間、寄手の手負死人日々數百人に及べり。寄手手立をかへて攻けれども、敵も手立をよくして防ぎける。晝夜十五日の間漸々責近付て、城際迄おしよせたり。爰において城中より火箭を射かけ大石をなげかけて、楯の板を打くだき、たゞよふ所を半弓をそろへ散々に射

る事雨のふるがごとし。牧使はすぐれたる良將にて、樣々謀をめぐらし、手立を盡し防ぎける故、寄手攻あぐんでぞ見えける。大手の門うしとらの攻口、左は加藤主計頭、右は黒田甲斐守なり。主計頭甲斐守は平生交深かりし故、兩人相談し、此城一番に攻破り大功を立んとて、仕寄を付、石垣際迄攻近づき、城へ乘入らんために埋草多く石垣の下につみあげしを、城中より拋續松にて悉燒拂ひければ、乘取べき手立盡ぬ。爰に出矢倉の石垣の角石、少くつろぎて見えければ、清正長政思案して、龜の甲といふ車を作りて石垣を崩さんとたくみ出されける。其制法は乘物の形に似て、上を龜甲のごとく中高にし、木にて厚く堅固に拵へ、下には車の輪を四付て、上をば牛の生皮を以毛を下へなしてつゝみはり廻し、火のつかざる樣にこしらへ、其内に人を入、跡に長き大繩を付て、城中より火をなげかけあつくなる時、あるひは大石など落さんとし、又石垣崩れかゝらんとする時、繩を動かせば忽に引もどす事自由にして、内に入たる人鐵梃にておして、城の石垣際までゆき、かなてこを以石垣を崩すべしとの用意なり。是孫子にいへる轒轀車に似たり。もろこしには古より是を城攻に用る事、軍書に見え侍れども、日本に用る事は是初なるべし。六月二十九日長政清正彼龜の甲を以城を攻落すべしと相約し、長政の方には後藤又兵衞與に、二宮右馬助、櫛原午之助、石松羽左衞門、今村市左衞門、吉田六郎太夫家人是安甚太夫などいふ者を、龜の甲の中に入、石垣のすみに近き所をてこにてはね崩させけるに、たやすくほりおこしければ、それより七八間ほど石をぬき、すみ石只ひとつはづせば大崩するやうにほりなしける。清正長政兩所一度に崩し、同時に乘いらんと、かねてより兩將議定せられしかば、長政の方よりよき時分なりとて主計頭へ使をつかはさる。主計頭よりも使來り、道にて兩使行あひ、たがひにかくといへば、兩使中途より

走り歸る。其道主計頭方近かりける。兩方の使者道より石垣を崩せと高らかによばゝりければ、大てこを以角石をはね出す。長政持口は使者の歸る道五段ばかりに遠かりしかば、石垣を崩す事少遲かりける。然れども黑田家持口の石垣すみ石をぬきければ、忽塀櫓倒れ、城中あはてさわぎけり。黑田加藤急ぎ城へ乘入らんと兵を率して進まれける、此時一番乘を心懸るもの多かりける。就中長政の家臣には、後藤又兵衞、野村太郎兵衞、堀久七、（後に平右衛門と號す。）恒屋與左衞門、後藤半內、上原與平治、尾上右京、尾上彌藏、石田茂左衞門、栗山四郎左衞門、同竹井次郎兵衞等、凡十人一番に進む。野村太郎兵衞、後藤半內、堀久七竹井次郎兵衞は、いづれを前後と定めらるべき樣もなかりしかども、久七が指物は、三間一尺有ける淺葱じなひに、朱の餅付たりければ、うしろの奉行衆の陣より塀越によく見えたる故、淺葱じなひに朱の餅の指物さしたる士、一番乘としるされし故、久七が此時の働殊に名高く聞えしなり。是等につゞきて、長政の家人馬杉善右衞門、山下平兵衞、早く乘入たり。（此時廣谷神介先立て乘込、敵二人討取、其上手疵を蒙る。其旨を長政より感狀にのせ、歸朝の上可賀と仰たまはりける。）主計頭家臣には、森本儀太夫、飯田角兵衞、一度に乘入る。甲斐守やがて乘入たまひければ、主計頭もつゞいて上り、其後總軍勢次第に皆乘入攻戰ひければ、城中大勢をふせぎかねて、終に落城してけり。凡城中の兵、或は討れ、或は高きがけより落て死し、又は前の大河に逃入て溺死する者甚多し。城主牧使はさしも猛き大將なりしが、一方の城戸をあけ、兵二人召つれて、鎗を提げ突て出けるを、備前宰相秀家の家人岡本權之丞といふ者渡りあひ、たがひに鎗にて突合ける。牧使は權之丞が鎗をつき出せじとて、鎗を以はらひさゝめけるが戰ひつかれて引ていり、城戸を早くふさぎければ權之丞つゞいて入事成がたし、牧使しばらく休みて、又城戸をひらき突て出ける。此度もしばし戰て又引入けるを、權之丞木戸の

内へつけ入にしけるに、牧使は手おひ戰ひつかれて、城中の大木の根に腰かけ息つき居たるを、權之丞刀を拔て走りかゝり首を打おとす。此所一方はかた岸にて高きがけなりけるが、牧使が首は下の草むらの内へころび落ける。殘る二人の郎等は牧使が討るゝを見て落行けるを、權之丞追つめ二人共にうちとめ首をとる。權之丞が郎從草むらの内をさがして、牧使が首を持來る。權之丞是を實檢にそなふ。生捕の者是を見て、疑もなき大將牧使が首なりといひければ、秀家大に悅び、鹽に漬て岡本權之丞を指添、日本へ送り太閤に献せらる。懲毖録を考るに、晋州の城主牧使は朝鮮王の臣金時敏といひし者なりと。此以前此城を日本の諸將攻損じて敗北せし事を、秀吉公遺恨に思召て、和議既に調ひしかども、諸將こと〴〵くむかひて攻落すべしと命ぜらる。城下に攻近付て後、八日にして落城す。又牧使徐禮元判官成守璟といふ者も、共に此城にて死す。世に牧使判官と一人のやうに稱し侍るはあやまりなるべし。徐禮元は金海の城主なりしが、長政より城を攻落され出奔して晋州の城に籠り居、爰にてうたれぬ。是は岡本權之丞が討し晋州の城主にはあらず。此時敵身方死する者雜人共に六萬餘人、牛馬迄殘らずほろぼさる。城中死をまぬかるゝ者わづか數人のみ。日本人朝鮮に入てよりこのかた、いまだ此戰ほど人の多く死したるはなしといへり。

此時長政の家臣野口藤九郎城中に乘入て、六尺あまりの大唐人と組合けるが、彼唐人強力にて、藤九郎を取ておさへける所を、藤九郎組ふせられながら、下より小脇指を以、唐人の横腹をつく。よわる所をはねかへし首を取ける。生田木屋之助は城中に乘入し時、朝鮮人間近く來り、半弓を以頻に放ちける矢に、木屋之助左の肘より肩先にかけて、小手のはづれを篦深に射通しける。木屋之助其疵に少もひるまず、我を射たりし敵を目にかけ、急に進み行て是を鑓付、即時に首をとりける。其外長政の家臣高名したる者多し。中にも原彌左衛門荒卷軍兵衛などよき敵を討とり、高名をぞしたりける。

晋州の城堅固なる上、牧使猛將にてよく防ぎければ日本勢攻あぐんで有しに、加藤黑田龜の甲を作り出し、石垣を崩し、兩將城に先登せられし故、

敵防ぎ難くして忽沒落する事、偏に兩將の功にしていづれをおとれるといふべからず。されども朝鮮征伐記にのするは、黒田手前の石垣をぬきければ、塀櫓倒れ城中あはてさわぐを、加藤、黒田、淺野、伊達、乘入たりと見えたり。其上、林道春、台命を奉りて作れる秀吉の譜にも亦朝鮮征伐記にも、軍終て後、諸將相會して晉州の功を論じける時、長政進み出で、大將たる者の先登は我にあらずして誰ぞといはれける時、主計頭清正も長政いへるごとく、今度大將たる者の一番乘は貴殿なりとて、爭に及はずといへり。げにも大將自身先登して手をくだかずんば、良將の籠れる朝鮮第一の名城を、早速に乘とる事成まじければ、今度の功は長政第一たるべし。太閤記にしるせるは、かつて其時の事をしらぬ者の言を、妄に信じて記せるなり。

○權之丞名護屋へ着しかば、太閤の御前に召出され、諸臣に對し、あれこそ異國第一の猛將牧使を討て首を取し大剛の者よ、あれを見よとぞ仰ける。着給たる赤き道服を權之丞に下され、權之丞までとのたまひて、内へ入刀を一腰みづから取出し、持出給ひてするりとぬき、老臣ならびに近習の人に對し、此刀を見候へ、よき刀にてはなきか。いかに面々此刀は所望なるべけれ共、權之丞がごとく異國本朝にも隱れなき高名は、武運による事なれば成がたかるべしと、のたまひて刀を權之丞へ下されける。權之丞是を頂戴して御前を罷立ければ、太閤も立給ひ玄關まで見送りて、庭上に並居たる諸大名の供の士共多かりしに、太閤又仰けるは、諸士共あれを見よ、異國第一の剛の者、牧使を討たる大剛の者なり。異國本朝までも隱はあらじ。あつぱれ弓矢の冥加ある士かな。あれにあやかれとぞ仰ける。

權之丞は此度のみにあらず、是より以前美作、備前、備中にて數ヶ度の戰に度々高名して、國主赤

松浦上より感書をあたへられし、かくれなき勇士なり。後に關ヶ原に秀家の供しけるが、秀家敗軍故、浪人と成しに、諸大將爭て召抱んとせられしを、長政より取分て召れければ、來りつかへて臣となれり。

○太閤より備前宰相へ賜る御書にいはく、

去二日書狀披見候。並岡本權之丞差越、去月二十九日もくそ城責崩、一人も不殘悉討果趣、有樣言上被聞召屆候。殊もくそ頸其方手へ討捕之則到來候。日本之儀は不及申大明南蠻迄之覺無比類儀候。然者もくそ頸岡本權之丞討捕之由候間、被加御褒美候。其方も歸朝候而知行可有加增候。又はくしうういへきと申、武者大將頸も討捕候。尚以珍重候。就中小西攝津守手へも大將分頸討捕到來、何も悅喜思召候。隨而御仕置之樣躰、先書併谷半次、垣見彌五郎を以被仰遣候間、成其意、急度普請等可申付候也。

七月十一日　御朱印

羽柴備前宰相殿

○沈惟敬和議の相談に及びしかば、晉州の城沒落の後、諸將日本に近き海邊の城々に引取、士卒を休息せしむ。宇喜多秀家、毛利秀元は、釜山浦の兩城に引退き、城番をさしゐ置てやがて歸朝せらる。小西攝津守は金海に居城し、加藤主計頭は梁山の城にあり、鍋島加賀守は竹島、長政は機山の城に居住し給ふ。船手の兵は唐島に城をこしらへ、番船のおさへに居ける。諸將おの／＼重て大明よりの到來を相またれける。

○太閤より此時長政にたまはる御書にいはく、

去月晦日書狀被加披見候。其方事くちやん在城仕候旨、尤思食候。普請之儀其方如好仕、一札を取可歸朝由、度々被仰遣候、彌入念可申付候。

一普請出來候はゝ、其普請衆に一日替申付、城中ににほ[illegible]ごさ[illegible]ばゝ八本をつみ、やねをぬりまは

し、自然時召遣候樣に可申付候。普請衆にも此通被仰遣候。再炭自此方雖被遣候、尙以多燒置、冬に成候はゞ、こたつをさし、下々に遣、不煩樣に可申付候。尙長束大藏大輔、寺澤志摩守可申候也。

八月十日　御朱印

黑田甲斐守どのへ

○太閤は八月三日淀殿の腹に男子誕生し給ふ由聞給ひ、同十四日いそぎ名護屋を立て伏見に歸り給ふ。名護屋に城には、寺澤志摩守を殘しおかれ、又對馬の豐崎に、毛利民部大輔を朝鮮通路の爲に召おかれ、其外名護屋在陣の諸將ことごとく引さるべき由仰付られける。其後四人の大老衆より、長政に來る書にいはく、

其表御無事の上を以可被打入之旨、御朱印並覺書德永式部卿法印、宮木長次口上にも被相含之差渡候。然者被打入候刻、舟以下も可入哉と上樣被　仰付候、新艘其外諸浦之船追々差渡候。其上博多より、安藝宰相、淺野彈正少弼、石田治部少輔被罷越候間、其方一左右次第、急度令渡海、可及相談候條、可被得其意候。恐々謹言。

八月二十八日　輝元　書判

秀家　同

利家　同

家康　同

黑田甲斐守殿

○又大坂より來る書にいはく、

態以飛脚令申候。

一御無事之儀最前加藤主計手前にて可仕之旨被仰出候。雖然加主手前難調に付ては、何之手前にて成共、可被相濟旨候條、急度相調候樣に御才覺肝要に候。不可有油斷候事。

一御無事之樣子朝鮮王子相越候へば尤候。不相越候共御調物にて可被相究候。日本御外聞迄候間、

御調物多少之段は不入事候間、各相談にて可然之樣に可被相究候事。
一冬中に此方へ被得御意儀も、はか行間敷候間、不及御伺可被相濟候。御無事を被仰出候上は、御調物にても王子にても如相調可被相究候事。
一各迎船之儀太閤樣被仰付候。新艘百艘、其外諸浦之舟貳百艘、都合三百艘、追々被差遣候事。
一內府、輝元、秀家、至于博多下向候而、各歸朝之儀可申付候由候處、人數不入之由申止られ候間、先延慮候。然間安藝宰相、淺野彈正小弼、石田治部少輔兩三人被遣候。其方樣子により渡海候而成共可被相談之旨候。猶追々可令申候。恐恐謹言。

九月五日

輝元 書判

秀家 同

利家 同

家康 同

黒田甲斐守殿

○五大老衆より長政へ來る書にいはく、

急度以早船令申候。

一順天城へ大明人取懸之由候、然者後詰之儀、各如被存知、陸地之儀は大河節所之間、以舟手可被及行事
一そらんこせう兩城之儀、からしまへ引取、順天之一着迄可被在陣候事。
一ちやわんの城引拂、竹島一所相加可被在陣事。
一大明人於引取は、最前德永宮木兩人に如被仰含候　諸城引拂、釜山浦へ相集、其より可有歸朝事。
一うるさん於取卷は、西生浦之儀、うるさん一着之間、堅固可被相拘候。若不慮於有之は、早々釜山浦へ可被引取事。
一最前如被仰遣候、安藝宰相、淺野彈正、石田治部少輔、至博多在陣之間、一左右次第可有渡海

候由被仰付候。其外中國人數、並舟手四國衆、九鬼大隅、脇坂中務少輔、堀内安房守、菅平右衛門以下大あたけ小あたけ、數百艘被仰付候條、早速可令渡海候。尚使者可申候。恐々謹言。

十月十五日　輝元　書判
景勝　同
秀家　同
利家　同
家康　同

黒田甲斐守殿

○内藤飛驒守如安其比文學のほまれありければ、是より以前既に朝鮮へ遣し置れける。爰に小西行長我姓名を異國にかゞやかさん爲に、小西の姓をさづけしかば、小西飛驒守如安と、もろこしの書には見え侍る。此時小西行長大明との和平を結ばんために、彼内藤如安を大明へ遣し、禁中に入て筆談せしむ。それによつて和議とゝのひければ、釜山浦邊の諸城警固の兵の外は、一人も殘らず日本へ歸るべしと、太閤仰付られける。

文祿三年、如水四十九歳。長政二十七歳。

○朝鮮在陣の日本勢の内諸城警衛の兵の外は、悉日本に歸りしが、長政は機張の城を守り居給へば、當春はいまだ歸國し給はず大明と和議調て後、敵も皆退散せしかば、軍はなくて異國に逗留し給ふ。長政つれ〴〵のあまりに、時々勇士共を引率し山に入て虎狩をぞし給ける。二月十二日長政又山に入て虎をかり給ふ。此時虎ひとつ谷の内より出て、長政を目がけ、たけく怒りてかけ來る。長政鐵砲をかまへ、漸程近く來れども放ち給はず。傍にありつる者共危しとおもひ、早く放ち給へとすゝめけれども、猶はなち給はず。思ふ矢頃に待つけて放ち給へば、あやまたず眉間にあたり、虎たちまち倒れ、そばなる岩穴の中に落入ける。長政虎をあげよとのたまひけるに、小河久太夫（小河三河が嫡子、朝鮮にて病死す。其弟五郎も後に久太夫といふ。）といふ者少もおそるゝ

色なく、穴の中に入、手を以虎の口鼻にあて、死生を試みけるに、呼吸絶たるを覺えしかば、徒卒を呼で引あげさせける。其後又たけき虎ひとつかけ來るを、長政又鐵砲をかまへ待給ふ。わきの方に、菅六之助が與の足輕二人立ちたるを目がけて、かけむかふ。一人の足輕刀をぬいて打かけけるを、虎首を引、刀をあましても切られず、足輕の肩をくはへ、はるかのうしろになげたり、今一人の足輕又刀にて切けるを、前のごとくかしらを引て刀をあまし、腕をくらひて倒す。是を見る者おそれずといふ事なし。六之助は朱具足を着たりしが、いちじるしく見えけん、六之助に向かつて眞直にかけ來る。六之助は勇氣人に優れ、殊に劒術の達者なりしが、刀を拔て立むかひ、彼足輕共が同じ樣に刀をあましてくらはれたるを見て、はやく心得、先かろく一太刀打けるに、案の如く、虎又太刀をあまさんとするを踏込で、只一刀に頭を切けるに、虎一聲ほえて倒る、ついに首を打落しけり。菅六之助後和泉と號す。其後林道春此事を聞て、晋の周處が南山の虎を切たる故事を取、其刀を南山と名づけ、其事をしるし銘を書てあたふ。羅山文集に見えたり。其刀は彼が子孫の家に傳はる。長二尺三寸一歩、備前義次が所作なり。後に羅信春齋其名を改て斃秦と名付、刀の中子に刻あり。斃秦と名付し心は古語に秦は虎狼の國也といへれば、虎をころせしゆゑを以て名づけしなり。其後長政は士卒をつれて、陣所に歸り給ふ。然るに林太郎右衛門(後號掃部)一人は、猶跡に殘りしが、虎又出來り口を開てかゝりけるに、太郎右衛門立むかひ、鎗を以虎の口に突入ければ、即鎗のうのくびより喰折ける。太郎右衛門鎗をすて、終に刀にて切殺しける。是亦すぐれたる勇士なる故に、みづから打物にて切とめける。凡虎狩といふ事は、ためしすくなき壯遊なるべし。

○其後海邊の處々の城に在し諸大將皆日本へ歸りける。名護屋在陣の勢も不殘引て各國々へ歸り、あるひは伏見へのぼり集る。長政も歸國して伏見へ上り給ひしかば、宅を賜りて伏見に家作せらる。

文祿四年、如水五十歲。長政二十八歲。

○頃年の間、秀次關白職に居て、天下の人是をあが

めたつとぶ。然れども秀次元來剛惡の人なれば、おごり日々に盛になり、常に酒色に溺れ、遊宴を事とし、惡道を心にかけず。剩人を殺す事を好み、孕婦の腹をさき破りて、其胎内の子を見、或は聚樂の樓の上より鐵砲を以、往來の人を打殺して樂とせらる。かくのごとくなる惡逆かぎりなし。時の人是を名付て殺生關白とぞ申ける。是より以前如水是をうれへて、秀次をいさめていはく、秀吉公御若年より弓矢に辛勞し給ふ事數十年にして、漸天下草創の功をなし給ふ。今御年既に六旬にならせ給ひ、又朝鮮征伐の爲、みづから名護屋に下り、日夜軍事に御心を苦るしめ給へば、御精力つきて御命もちゞまるべし。抑貴公は何人ぞや。太閤の御子にあらず。又同姓の御一族にあらず。たま／＼太閤の御寵愛によりて、父子の御約束をなし給ひ、數ヶ國を領じ、今かく關白職に上り、天下の人にあふぎ貴ばれ、榮花をきはめ給ふ事、是誰が恩ぞや。其上太閤百歲の後、御跡をつぎ天下を保ち給はん人は、君ならずして誰ぞや。今太閤の名護屋に下り給て、朝鮮の軍務に御苦勞甚しきを知りながら、太閤にかはりて名護屋に下り給はんとおぼしめす心もなく、京都に居ながら日夜遊興酒食をのみ御好み、御身を安樂に置、太閤の御恩を忘れ給ふ事、不孝の至にして、天道のにくみ給ふ事なれば、必御身のわざはひとなるべし、能々御思案候へとぞ申されける。然ども秀次終に其諫を用ず、又太閤にかはりて名護屋に下らんと思ふ心もなくして惡逆も猶やまざれば、世人漸うとみけるが、秀頼生れ給て後は、其威勢も次第におとりける。然るに今年七月上旬秀吉公に對して秀次謀叛の企ある由聞えければ、太閤より石田治部少輔、增田右衛門尉、高田左近、前田德善院を使として、事の子細をたづね給ふ。秀次是に驚きてさま／＼陳せらる。然れども秀次近習の士大身小身共に悉誓詞をかゝせ、何樣の事を申付るとも、其是非を撰ばず、我が下知にしたがふべ

しと仰付られ、其上又諸大名に誓詞をさせ、太閤御薨逝の後、萬事秀次の下知にしたがふべしとかゝせられし。此兩條は太閤より御穿鑿に付て、諸人誓詞の案文を指上ける。是に依て太閤並秀賴をないがしろにせんとの所存明白なれば、陳ずるにことばなし。其後秀次伏見へ參り給へども、太閤の御憤深ければ、御對面もなく、急ぎ高野山へ參るべしと、太閤より仰らるゝに付て、扈從十人許召つれ高野山へ上り給ふ。七月十五日に福島左衛門大夫、福原右馬助、池田伊豫守、三人を檢使として、高野山へ遣され、秀次に切腹仰付られけり。先年如水の諫めにしたがひて惡行を改め、太閤の恩を忘れ給はずば、太閤の御寵愛もおとろへずして、永く富貴をたもち給ふべきを、忠言耳に逆て、諫をふせがれし故に、其身すら保ち給はざる事、必然の理なり。是天命のきはまるのみにあらず、人事のたがへるによれり。天のなせる蘖は尙違ぬべし。自なせるわざはひはのがるべからずといへるは是なるべし。

○八月二十一日、秀吉公より如水に、播州揖東郡大田庄、上岡庄の內にて領地を賜る。其書にいはく、

知行方目錄

播州揖東郡大田庄內

一貳百五拾三石壹斗四升　矢田部村之內

同郡上岡庄

一千七百貳拾三石五升　上岡村之內

合千九百七拾六石貳斗

右今度以檢地之上改之令扶助之訖全可領知候也

文祿四年八月二十一日　秀吉 御朱印

黑田如水

孝高旣に其家を長政にゆづるといへども、いまだ奉公の勞をまぬかれず。太閤の謀臣たるに依て、在伏見の時堪忍料として賜りしにや。

慶長元年、如水五十一歲。長政二十九歲。

○八月大明より正使楊方亨、副使沉惟敬、並朝鮮の兩使同じく渡海して泉州堺に着。同二十九日大明の册使伏見に來る。朝鮮の王子みづから來らざる事を、太閤怒り給て、朝鮮の兩使に對面をゆるし給はず。九月二日伏見の城にて大明の册使に御對面あり。其翌日大明の兩使を饗應し給ふ。珍羞嘉肴美を盡せり。和議の時定めし如く、大明の皇帝より太閤を日本の王に封ずる爲の册使なれば、大明より冕服三十具用意し持來りて捧たりければ、太閤を始め、內大臣家康公以下、中納言以上の大名、皆冕服を着て着座し給ふ。饗讌すぎ猿樂も終りて後、册使旅館に歸りける。其後太閤花畠の茶屋に出、晩饌を食し給ひ、常に伺候せし五山の長老をよびて、大明より來る璽書をよませ給ふ。太閤是を聞て大に怒りていはく、大明より我を日本の王に封ずべしとや。我みづから日本の王たり。其儀ならば彼がゆるすに及ばず。我を大明王に封ずべしと、大明より申す由小西申すに依て、軍兵を引取ぬ。小西我を欺けり。其上小西志を大明に通ぜし事其罪甚し。速に小西をよぶべし。首をきらんとのたまひ、怒り給ふ事甚し。小西來りていはく、和議の事悉三奉行の下知をうけて行ひけるよし申て、數通の狀をさゝげて證據としければ、太閤の怒少とけて行長は死をまぬかる。太閤は大明より日本の王に封ぜられし事心に叶はず。其上朝鮮の王子みづから來謝せざる事を怒り給ひ、是に依て和議はたちまちに破れ、又西國の諸大名を召集め、ふたゝび朝鮮を征伐すべしと仰出され、大明朝鮮の使はいそぎかへし給ふ。長政は我が屋作の營を止めて豐前に歸り、清正は肥後に歸り、いづれも軍兵をあつめ、ふたゝび朝鮮へ渡海の用意をせられける。其外九州中國四國の人々、九月の末より己が國々へ下り、來春再び朝鮮入のいとなみをなせり。日本人朝鮮に四年在陣し、去年やう〳〵歸陣しけるが、一年を越て又陣觸有しかば、日本の困窮甚し。今度は太閤名

護屋へ下り給はず。又大將をもおかれず。只城番ばかり置べしと定め給ふ。

黑田家譜卷之七終

黑田家譜卷之八

慶長二年、如水五十二歲。長政三十歲。

○秀吉公去秋朝鮮と和議をやぶり、來春はふたゝび朝鮮をうつべきよし、西國の諸將に命じ給ひしかば、下知をうけし諸人又朝鮮に渡るべき軍用意を專にす。あら玉の年たちかへり、天地の和氣行るゝ時なれば、民をめぐみ、仁を施し給ふべき折なるに引かへて、うつべき敵なくして、ふたゝび我より兵をおこし給ふ事、天地の道にそむき給へば、其はていかゞあらんと、心ある人はなげきあへり。太閤より長政へ命じ給ふ軍令にいはく、

一先手働の儀、加藤主計頭、小西攝津守、以鬮取の上二日がはりたるべし。但非番は二番目に可相備事。

一三番目、黑田甲斐守、毛利壹岐守、島津又七郎、高橋九郎、秋月三郎、伊藤民部大輔、相良宮內

大輔、可相備事。

一四番、鍋島加賀守、同信濃守

一五番、羽柴薩摩侍從

一六番、羽柴土佐侍從

藤堂佐渡守

池田伊豫守

加藤左馬助

來島出雲守

中川修理太夫

菅　平右衛門

一七番、蜂須賀阿波守

生駒讃岐守

脇阪中務少輔

一八番安藝宰相、備前中納言

此兩人どうせいかはるべくたるべき事。

一釜山浦城、筑前中納言、御目付太田小源五在番仕、先手の注進無油斷可仕事。

一あんごうらいの城、羽柴柳川侍從在番

一かとくの城高橋主膳。筑紫上野介在番

一竹島の城、羽柴久留米侍從在番

一せつかひの城、淺野左京太夫在番

一先手の衆爲御目付、毛利豐後守、竹中源介、垣見和泉守、毛利民部大輔、早川主馬首、熊谷内藏允、此六人へ被仰付候條、任誓紙旨、惣樣働の儀、日記を相付候て、善惡ともに見かくし聞かくさず、日々に可令注進事。

一諸事かうらいにての樣躰、七人より御注進申上儀、正意にさせらるべき旨、被仰聞候間、存其旨、緣者親類智音たりといふとも、ひいきへんはなく、有樣に可注進事。

一先手働等の儀、各以相談の上多分に付可隨其儀、ぬけかけに一人二人さして申やぶり候はゞ、くせ事たるべき事。

一於何方も野陣たるべき事。

一赤國不殘悉一扁に成敗申付青國其外の儀は、可成程可相働事。

一舟手の動入候時は、藤堂佐渡守、加藤左馬助、脇阪中務少輔、兩三人申次第、西國衆、菅平右衛門、並諸手の警固舟共可相働事

一右動相濟上を以、仕置の城々所拵り儀各見及、多分に付て城主を定、即普請等の儀、爲歸朝の衆令割符、丈夫に可申付事。

一右七人の者共に七枚起請をかゝさせられ、諸事有樣の躰可申上の旨被仰付候條、忠功の者に可被加御褒美候、自然背御法度族有之者、右七人申次第不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候間、得其意不可有油斷事。

一自然大明國者共、朝鮮都より五日路も六日路も大軍にて罷出於陳取は、各令談合無用捨可令注進候、御馬廻迄にて一騎かけに被成御渡海、即時被討果、大明國迄可被仰付事案の内に候條、於油斷は可爲越度候事。

慶長二年二月二十一日 御 朱印

黑田甲斐守どのへ

○此外諸大將へ被遣たる法命も又かくのごとし。此度長政の手勢五千三百餘人也。小西攝津守は和議の破れたるにおそれて、陣觸を聞より遙に朝鮮へ渡らんと相催し、加藤主計頭は小西と不和なれば、小西におくれじと思ひて、是も早く渡海せらる。其後三陣甲斐長政、其外惣軍追々に渡海し、都合十三萬、朝鮮國の道五筋を分て都へ攻入らんと定らる。又前年のごとく、日本に近き海邊に城をかまへ、日本の諸大將是を守らる。今度も太閤はみづから渡海し給はず、家康公利家卿をも遣し給はざる故、又如水を朝鮮へつかはされて、諸將をなつけ軍法を定むべきよし仰付らる。此度朝鮮より加勢を大明にこふ事しきりなり。此比大明も數年の間、兵革に困ある折節なり。されども大明の帝王より、四月に邢玠、楊鎬、劉綎、

麻貴等を大將とし、浙東、浙江、四川、廣東、の兵を催して、朝鮮を救はん事を下知し給ふ。大明の諸臣相議しけるは、今度日本人再大軍を起して、朝鮮を攻るは、偏に石司馬が罪也とて、牢獄に下し置事三年にして、遂に獄中にて死す。沈遊擊も邢玠にとらへられ、其罪を大明の王に奏しければ、牢獄に入られ是も三年を經て誅せらる。

○六月十二日、從三位中納言小早川隆景卿卒す。歲六十三、隆景は毛利元就の三男にて、輝元の叔父なり。元就在世の間、其兄吉川元春と共に、軍の大將としてしば〳〵武略戰功多し。元就小身より起て、終に十州の大守と成給ひしも、此人の功巨多なり。秀吉公毛利家と和議を調へ給ふ時より、其人品をしり給ひ、其上秀吉公に忠あるによつて、筑前國を賜ふ。小早川を姓とせし故は、大內義隆の臣に、小早川又太郞正平といふ者、大內に從て雲州の尼子をうたんため發向せし時、大內の軍敗北しけるに、小早川取て返し討死しける。其人男子一人女子一人有しが、男子は盲目なる故、一族家老評定して、元就の子を一人養子にせんと望みし時、隆景を彼家督と定め、其女を隆景の妻として、小早川の家を續しむ。(若き時武功を立ん爲、神にいのり、誓約せられし。異本にあり)いかなる思慮にや、一生妻妾を近づけすして子なし。其內室に對する時は、肩衣袴を着して、賓主の禮のごとくなりしとかや。內室早く死す。再娶らず。抑此人金吾秀秋を養子とし給ひし其故を尋るに、秀吉公の北の政所は尾張國淺野又兵衛とて、知行百石取たる士の女、名をばおねいといひしが、信長公の臣前田又左衛門利家の媒にて、木下藤吉郞秀吉に嫁せしむ。後には秀吉公天下を取給ひては、北の廳とぞ申ける。或時北の廳秀吉公に語てのたまはく、我は本小身なる士の女にて候ひしが、君の御恩により、今かく榮花をきはめて、天下の人にあがめられ、萬に不足なる事なし、然れども我に子なく候へば、萬寶を前に

つらぬれども、更に樂とも思はれず候。我兄木下肥後守に男子四人あり。此內一人御氣に入たる者を御取立、我が養子とし大名になして給り候はゞ、今生に思殘す事侍るまじと申させ給ひければ、太閤聞給ひ、肥後守が子いづれも我が氣に應せず。但四男金吾はせめて物になるべし、是を其方の養子にすべしと仰らる。北の廳悅で金吾殿を養育し、實子のごとく愛し給ふ。是に依て秀吉公も秀秋をいつくしみ給ふ事淺からず。あはれ然るべき大名の名跡をつがせ、國をもとらせ度と思ひ給ひし時、天正十九年の春の比、孝高の許へ生駒雅樂頭來りて、物語せられし次に、孝高雅樂頭に語つていはく、貴殿も毛利輝元にもとより交ふかく候へば、疏略はあらじと存て申也。我等存候は、輝元に子息なし。金吾殿を養子にし給はゞ然るべく候。此取組を可仕と存ずるは如何とありしに、雅樂頭聞て尤然るべく存候とて、やがて隆景にぞ告られける。隆景は其弟穗田元清の子秀元、元就の孫にて、本姓の正しき一族なれば、輝元の養子として家をつがせ、毛利の家を他人にうばゝれじとの意なりしゆへ、他姓の金吾殿を輝元の養子にせん事を好まれず。孝高かくのたまふを聞、隆景驚て急ぎ施藥院を賴て、隆景養子に金吾殿を內々望み申よし、物語のついでに秀吉公へ申させければ、秀吉公悅でそれは金吾が幸也。左もあらばよき親を持なるべしと仰けるを、隆景聞傳へ、やがて奉行衆を以て被申上けるは、我等に筑前國の上に、肥前の內二郡、筑後の內二郡を添下され候事、誠に御厚恩にて候。我身旣に年積り候、其上人の命は定なきものにて候へば、只今にても身まかり候はゞ、拜領の國に主なくなりて、隆景は死後の仕置をもせざりしと、天下の人の嘲哢に逢んも無念に候。藤四郎秀包はじめは拙者子養分にて候得ども、是は筑後にて領地を下され、別に御奉公をつとめ候へば、其分にて一家を立可申候。拙者には金吾殿を下され候へかし。養子

として國をゆづり、我身は中國の内に隱居して、心やすく餘年を送り申度と存ずるよし申上られければ、太閤大に悦給ひて、やがて金吾殿を被下ける。是より以前輝元より秀元を養子に定めん事を、秀吉公へ申上んよし、隆景に相談せられけれども、隆景今少し待せ給へとて猶豫せられしは、金吾殿が片付なき内に、輝元養子の事を言上し給はん時、若金吾殿を輝元養子に下されなば、太閤の命そむきがたくして、毛利の家は他人に奪はるべしと思ひ、金吾殿を先わが養子に取て、其後は心やすく思ひ、二月ばかり過て、秀元を輝元の養子にせん事、太閤へ乞れければ、何のさはりもなく許容し給ひしとなり。隆景金吾殿を養子にせられし事、安國寺聞て隆景へゆき、御養子御依頼のまゝに相濟候事、千秋萬歳めでたく存候。然れども是は貴公御一代の御あやまりなるべし。其故は御養子を被成候はゞ、多き御一族の中いづれにても、國を治め給ふ器量の御見立候て、御子に被成候はば末の世まで筑前は中國とおなしく、毛利家の御分國なるべきに、他人の金吾殿を御やしなひ、御國をゆづり給はん事、筑前國は指上られたると同事の樣に存候。貴公をば上樣別して御愛敬被成候へば、今一ヶ國も御とりそへ候とも、成まじき事とは存ぜず候。左候てこそ毛利家の國もいよ／＼廣く成申べきに、我等は此儀大なる御思案ちがひと存するよし申ければ、隆景聞て西堂は左樣におもはれ候か、我等存候とはうらおもてにて候。我等平生の氣遣は、毛利家の分國八ヶ國にて、其上筑前を我等拜領し、凡九ヶ國に至り候へば、毛利家には國甚多過たると存、却て毛利家の禍になりなんと、是のみ心もとなく候。然る故に我國をば毛利の子孫に讓らずして、金吾に讓り候。國を取にも種なくしてはとられぬものなり。我等は種の見つけ無之候へば、何を種として國を望むべきぞや。種なくして欲ふかくば、身のわざはひとなるべし。わが身は年より候へば、やがて身終る

べし、我等死して後毛利家の事たゞ今見るやうに候。元淸長命ならば長久の謀もあるべけれども、病者なれば賴すくなし。相かまへて種もなくして國をのぞむ心有べからずと、のたまひければ、安國寺道理に屈伏していはく、短才なる事を申出し面目を失ひ候、然れども後學のためよき事を承り候、と申て歸りける。其後、安國寺は隆景の戒を忘れ、石田が黨に與し、輝元をすゝめて終に其身をほろぼし、輝元の國をも多くうしなひける。隆景筑前を領し給ふ事凡八年、其間に國中處々の寺社、久しき亂世にて頽破せしをば建立し、小破の所をば修理を加へらる。其上國中の大社に社領等を寄附し給ふ。其後文祿四年筑前を養子秀秋にゆづり、備後の三原に隱居し給ひしが、中一年を越て、こゝに至て病なくして頓に卒す。隆景より毛利輝元に遺言三ヶ條あり。其一にいはく、天下亂るゝといふとも、輝元指出て、兵革の事にあづかり給ふべからず。只我が分國を堅く守て失ざる謀をなし給ふべし。如何となれば輝元は天下を保つべき器量にあらず。若分限をやすんじ守らずして、指出て天下兵革の謀にあづかり、あるひは我分國の外に望出來なば、必今まで持たる國を失ひ、其身もあやうからん。其二にいはく、安國寺といふ僧は、すぐれて利口の大佞人なれば、人の國家をもくつがへすべき者なり。彼が謀に與し給はゞ、國を失ひ給ふべし。必愼で彼に欺かれ給ふべからず。其三にいはく、輝元領內の船着に、筑紫大名より屋敷をたて茶屋を作り、上方往還の時休所にせんとて、宅地を所望する事有べし。是中國をうかゞひ兵をいるゝの基なり。毛利家の禍となるべし。必かし與ふべからずとていひ置給ひける。其後石田治部少輔亂を起せし時、輝元隆景の遺言にそむきて、安國寺のすゝめにまよひ、石田に與し給ひけるが、石田が黨關ヶ原の戰にことごとくほろびて後、輝元其身あやうかりしが、からうじて其家はほろびざりしかども、領地八ヶ國

の内六ヶ國は召上られ、周防長門兩國を其子息に賜り、其身は剃髮し名を宗瑞と號し隱居し給ける。隆景の遺言三ヶ條の内、右の二は少もちがはず。されども浦屋敷の事は、其沙汰なしと皆人思ひける處に、はるかに程經て後、長政より毛利家へ使を遣し、上方往來の時休息のため、茶屋を立申度候間、周防の内二王屋敷といふ所を、御かし候へと望み申されける。此時は兵亂すでにしづまり、天下無事なりしかば、長政定めて何の心もなくてぞ、屋敷をばかり給ひづらん。毛利家より彼屋敷をかしたりとも、何の禍も有まじけれども、隆景の遺言三ヶ條の内、二ヶ條までちがはざりしにこりて、此屋敷を黑田に借しなば、又いかなる禍とかなりなんとて、許容せられざりしとなり。隆景平生思慮深く、未來をもよくかんがみられし事みな此類なり。隆景逝去の事、太閤伏見にて聞、おどろきて御手を打給ひ、扨々をしき事かな。日本の賢人にて有しに、才智にて命を延るものならば、隆景は百歳までも命をたもつべきを、力に及ばざるは人の命なりと仰ければ、御前に前塲半入とて、御とぎの坊主侍りしが、上意のごとくをしき人にて御座候。よき中國の蓋にて候に、殘多き事にて御座候と申上ければ、太閤聞給ひ、さて／＼汝は眼のちいさき者かな。隆景を中國の蓋とみるはくらき眼なり。日本の蓋にしても、あまりある隆景なりとぞ仰ける。

或時秀吉公古今の御物語のついでに、小松の内大臣重盛を、日本の賢人なるべしと世俗にいひ傳へしかども、其行跡を聞に誤多し。隆景にはおよぶまじきと思ふなり。先重盛の親淸盛は、類ひすくなき惡人にて、君をないがしろにし、おごりをきはめ、民をなやまし、人望に背きしを、重盛賢人ならば、父なれども君のため人のため家のためなれば、淸盛を押こめ置て、我身其あとを領する事心よからずば、一門の内然るべき人を以て、淸盛があとを續しめば、平家滅亡する事あるまじきに、左はなくて命ごひを

して、清盛に先立世を早くせんといのりし事、力もなき事にぞ聞え侍る。又平治の戰に打勝て、源氏を悉く亡ぼせしに、頼朝を助置し事、不覺の至なり。池の尼がいかに云へばとて、助くべき事にあらず。其の上頼朝を流人になすならば、西國へつかはさずして、源氏重代の家人多き東國へ流し候故、舊き好みをおもふ者多く頼朝に從ひしかば、終に謀叛して、幾程なく平家悉く亡されしなり。重盛賢人ならば、是等は何とてかくはすべき。隆景はかやうの事はをかしくおもふべき者也とぞ仰ける。毛利輝元の城は藝州廣島にあり。此城地形ひきくして要害あしければ、山によりて小高き所に城を築き然るべしとて、輝元家老を集て詮議し、隆景に此旨を尋られける。隆景のいはく、只今の城地くるしからず。然れども城郭は國家安危のかゝる所にて候へば、大事の決斷にて候。黑田勘解由功者にて候間、相談可申候とて、其後孝高西國下向の次に、廣島の城を見せ申さる。孝高是を見て、要害あしとは思ひながら、輝元八ヶ國を持たる大名なれば、若逆心も有て此地に籠城せられん時、要害よくしては、秀吉公のためあしかりなんと思ひて、此城要害くるしからず候。只今城地を他所へ改給はんも、莫大の苦勞にて候。只其まゝにて何の患かあらんと申されければ、隆景此由を輝元に告て、城を他所に改築く事をやめさせらる。其後秀吉西國御下向の時、此城を見給ひて、此城地形卑く要害無し。水攻にせば忽落城すべしと仰らる。輝元太閤の仰を聞て、隆景を恨み給ひけるに、隆景輝元に語ていはく、要害のあしきが則毛利家長久のはかりごとにて候。其故は毛利家の國多過候へば、後年に至て太閤の御うたがひも有べく候。此城要害あしくして籠城成がたきと思召し、太閤の御氣遣これなきが、則當家安全の基にて候。黑田勘解由は太閤の近臣なれば、要害あしき所を見せ置、太閤へ心やすく思はれ申さんためにて候。勘解由も定て要害あ

しきとは存じながら、太閤の御ためを思ひて、よきと申べきと推量申て候故、わざと勘解由に見せ申候。若又毛利家に不意の變出來、籠城に及び候はゞ、分國のいづくなりとも要害よき所多く候間、廣島の城あしく候とても、事かけ申事無之候。只太閤より心安く思召候が、何よりのよき城郭にて候とぞのたまひける。孝高隆景の智謀期せずして同じ意なりける。

或時太閤隆景に語ていはく、輝元初より我に屬して二心なき故、終に我天下を心安く平げぬ。輝元の忠義わすれがたし。輝元が領分より鎭西九ヶ國は廣し。今の領分中國を改めて、鎭西九ヶ國を與ふべしと思ふはいかゞと仰ありければ、隆景答ていはく、上意のごとく九州は輝元が只今の領分より甚廣く、御座有べく候。然れども今の領分は、輝元祖父元就小身より一代の內、手柄を以て取廣めたる國にて御座候間、先祖の國を捨て他所へ參候事、何ほど領分廣くなり候とても、先祖の功を空しく仕る樣に存候間、本意にあらず候。廣き所に御かへ可被下との御諚、誠に御めぐみ深くは候へども、おなじくは其まゝにて被召置候はゞ、いよ／＼忝存すべく候。殊に輝元只今までの領地莫大の事にて御座候に、彌ゝ領分廣大に成候へば、御後悔出來申道理も御座候。かた／＼國替は御赦免被成候へかしと申されければ、太閤大に感じ給ひ、毛利家の大身になり候樣にと思ひ、國をかへ遣すべしとおもひしかども、汝が申所尤に候間、其まゝにて有べし。殊にいよ／＼大身になし候はゞ、後悔も有べしと申事、眞實なる申分一入感悅申候とぞ仰られける。隆景如水に語りていはく、貴公は事を決斷して後悔し給ふ事あるべし。いかんとなれば貴公の才智甚敏にして、一を聞て二を知るほどの聰明なれば、人の言を聞とひさしく、即時に善惡を決斷し給ふ事、水の卑きにつくが如し。是に依て十分に思慮を盡し給はずして、事により貴公の本意にあらざる事も有て後悔となるべし。我等が才は甚鈍き故、

人の言を聞て、忽に其是非を決する事成がたければ、心をつくし久しく思案して、やう〳〵其是非を辨るによつて、何事我心十分の思慮を盡すゆへ、すでに決斷しては、是も非も我心にある所の力をこと〴〵く盡す故に、後悔すくなしとぞのたまひける。又隆景のいはく、如水の智は甚敏にして、是非を決するに造作もなき事、利刀にて竹を二に割がごとし。天下に及ぶ者なし。然るに只才覺武略の畧は有て、思案の畧はなし。我は如水の才智にはるかにおとれり。如水の思案せずして、即時に決斷せらるゝ事を、我はかへす〴〵思案して、やうやく如水の即時の智惠に及ぶ。然れども世上の人、我を却て思案有といふは、才鈍きに依て、即時に決斷する事ならずして、思案を好む故なるべしといへり。隆景平生人の善言をよく取用給ふ。士はいふに及ばず、下部にも其者の知るべき事をば尋問て、其者の申す所然るべき事あれば、取用て即それにしたがひ行はる。其上是は何がしといふ者申たるにより、かやうにする也とのたまひける故、殊更人々よく言を獻じけるとなり。或時長政、分別はいかゞしたるがよく候やと、隆景に問給へば、隆景答へていはく、別の子細なし。只久しく思案して、遲く決斷するがよく候。長政又問、分別にも肝要ありや。答ていはく、有之。分別の肝要は仁愛なり。萬事を決斷するに、あはれみを本として分別すれば、その思慮若は理に當らざれども遠からず。仁愛なき分別は、才覺巧なりとも、皆僻事なりと知りたまふべしとぞ答へられける。隆景初は堪忍の二字を書て壁にかけられける。後には思案の二字にとりかへ給ひけるとぞ。是は年わかく血氣盛なる時は、暴の怒り起りやすき故、是をいましめ、人の過を赦して堪忍を專とし、年老い血氣おとろへぬれば、おのづからにはかの怒はすくなくなり、其上堪忍の工夫もすでに熟して後は、其戒にもおよばざりし故に、思案の工夫にうつりて、事ごとに思慮ふかくして、過失なきや

うにとの意なりしにや。年の老若に隨ひ、血氣の盛衰によりて、心のいましめの工夫かはりし事むべなるかな。また隆景は、明日なすべき事は、必まづ今日其事を思案し、はかりいさなみて、かねて定めおかれければ、其時にいたりていそがはしからず、疎略なる事なかりしとかや。古語に言前に定まれば則躓かず。事前に定まれば則困しまずといへるも、此意なり。此人平生虚言をいはず、少の事にも人と約せし事たがひぬれば、人にあらずとおもへり。備後の三原に隱居せられし後、慶長元年足利學校の玄修軒を招き、學問所を立、孔子の像を安置し、若き輩に學問をすすめらる。或時急速の事ありて、右筆に物を書せらるゝに、急用の事なり、しづかに書べしとぞのたまひける。其氣色穩に靜にして、才智を外に耀かさゞりし事なればにや「是をしらざる人たちまち見ては、心にぶく愚なる人のやうに思ひしとかや。古語に大智は愚なるが如しといへるが如し。其天性智慮深密にして、沈靜温厚なる事皆此類なり。隆景卒し給ひて後、或時如水の許へ安國寺來り物語しけるに、如水のいはく、隆景卒して日本に賢人絶ぬ。此人の毛利家にありしは、船に船頭のあるがごとし。平生よく中國を治められしゆへ、隆景卒せりといへども、今も其時にかはらざる事は、是ひとへに隆景の力の殘なり。たとへば船をこぎ行て、俄に艪を止め候得ども、前より艪をおしたる勢殘りて、五間十間は其船さきへ行かごとし。去ども、おしたる勢のよはりたる時、船はゆきとまるものにて候。輝元も隆景の餘澤をもつて、今までは見事に見え給ひ候。此後輝元の思案大事に存候とぞのたまひける。平生其かける書多しといへども、最後の前かねて悉燒すて給ひし故に、一卷も殘らず。

○八月日本の諸將、全羅道の內、南原の城をせむ。長政もむかひ給ひしが、終に城を攻落さる。大將楊元は迯落ぬ。副將李福男は討死してけり。

○大明の大勢、忠清道の內稷山にあるよし聞えけれ、ば是を討んとて、九月七日長政、毛利宰相秀元と共に、都合其勢二萬餘人。長政先陣して慶尙道より全羅道に赴く。全義館といふ所に至る。全義館は王城を東へ去事、異國の路程百五十里、行程二日路にて程近ければ、近日に日本人攻來る由を聞て、人民おどろきさわぎて、いそぎ王城へぞ逃入ける。副總兵解生といふ者、日本人すぐに王城へ入んかと思ひ、其手の軍兵を稷山と、水源との兩所の要害に置て防がんとす。解生は西山の高き所に陣を取、前に二三里四方の原ありけるに、敵充滿せり。此時長政の先陣黑田惣左衛門(後號圖書)栗山四郎右衛門等、夜中に敵大勢前に陣せし事をしらずして、押行けるが、夜明てみれば雲霞のごとく眼前に充滿し、眼の及ぶ限なきを見て、身方大に驚きて氣を屈しぬ。此時先陣と長政の本陣と、その間はるかに隔れり、栗山諸士に向て如何すべきと詮議す。各此小勢をもつて彼大勢に對せん事成がたし。只速に引退て長政の本陣と一になりて然るべしといふもあり。又は長政の爰に來り給ふを待て、後戰ふべしと云、詮議いまだ決せざる處に、長政の家臣毛屋主水(後號武藏)といふ者進み出て申けるは、我日本にて大軍を見る事、先年三州長篠合戰にしくはなし。今敵の勢の分限、長篠の軍に遙かに倍せり。殊に日本の兵は指物をさせば、見かけたるより兵の數はすくなし。今此敵は指物なく、渾々とむらがりたる兵なれば、莫大の勢なり。若今身方引退かば、敵定めて急に追てかゝるべし。あの大軍に追うちにせられば、馬つよき者は、わづかに逃延る者あらん。其餘の士卒は悉討れん事必定なり。又長政の爰に來り給ふを待うけん事も、其間に敵寄來る時、對すべき勢なければ、是又延引なるべし。戰はずして引退き、追討にせられ悉討れんよりは、只身方の兵心を一同にして、必死に極め、敵の先陣に競ひかゝり、つよく一當あて候はゞ、其勢に辟易して、多分先陣

は破れ候べし。一陣破れぬれば、殘黨全からざるならひなれば、敵大軍なりといへども、向てかゝる先陣を打破り候はゞ、其餘は退散すべし。其時身方の勢を引とらば、退よくして跡より追討にせらるゝ難儀有之べからず。たとひ身方其時打まけて引とも、初手につよくあて候はゞ、敵の氣屈して、さまでいさみ懸りて追打にするほどの事はよも候はじ。是我只今はじめて思案し出したるにても候はず。先年長篠の合戰に、武田勝頼敗軍せられしかども、退口に進んで手づよく戰ひ給ひし故、信長公、家康公の兵さまでつよく追討にせず候故、勝頼難なく甲州へ引とり給ひし也。是を以て今の陣をはかり候て申なりといへば、上原新左衛門是を聞、毛屋が申所尤なり。いそぎ一戰を決し給へといへば、いづれも此議にしたがひて、士卒一同にいさみける。毛屋がいはく、鐵の楯をつきたれば、鐵砲を打かくるとも、ひるむべからず。然れども鐵砲を一度に放かけ、其勢を相圖にしてかけ入、敵の楯を引ふせて、敵を切てすてよ。首をとる事なかれ。先鐵砲を今少さきのひきゝ所へ押下して然るべしと云。此時鐵砲頭等毛屋が申旨にまかせ、下知して足輕をすゝめ、鐵砲一放づゝ一度に放ちかけ、其烟の内より、やがて諸卒鬨を作りていさみかゝる。敵軍おどろきながら、先陣はしばらくささへて防ぎ戰ひけるに、身方はげしく切かゝれば、後陣よりうち崩れけるほどに、身方いよ〳〵きそひかゝつて、敵の楯を引ふせ〳〵切倒す。敵軍こらへずして少引退きけるを、よきしほにして引とりける。長政は遙に跡より士卒三千人を率して、押ゆきたまひしが、先手の方に、鐵砲の音かすかに聞えしかば、時枝次右衛門（時枝平太夫が弟なり。）を使とし、先手の者共敵に行合候や。又鶴を打申鐵砲の音にて候哉、心もとなき由、旗本の前備の方へ申遣されければ、家臣後藤又兵衛、黑田三左衛門、野村市右衛門など急ぎ馳行き、切通のごとくなる所をとほりぬけ、先を見やりけるに、む

かひの山邊の敵何万騎ともしらず、夥しき大軍にて陣をはり、山下の原に五六千ほど別におり立て、其先陣は岸高き川に土橋有りしを、此方へ越んとしける所に、最前より戰ひし長政の先手の兵、又しばし相さゝへふせぎけれども、小勢なれば防ぎかねて少引退ける。三左衛門かけつけ是を見て、身方小勢なれば大敵に取こめられ、一人も殘らず討るべし。其上あの大軍橋を越さば、必長政の本陣へ突かゝり、御方の大事と成べし。爰は十死一生に極めて、敵に橋を越させぬやうに、ふせぐべき所なりと思ひ定め、我一手ばかりにて眞先に橋を乘越え、向ふ敵を數人きりおとし、さいを取て身方を下知しける。是に依て身方續いて馳向ひ、小勢を以て敵の大勢にかけ合、手いたく防ぎ戰ければ、橋を渡らんとせし敵こと〴〵く敗北し、山下の敵まで退散しける。後藤又兵衛は敵へはむかはず、左の岡に上りけるが、巧者なれば我家人を引つれ、山上をあなたこなた往來し、日本人大勢山かげにひかへたるやうに敵に見せける。其後、又兵衛、三左衛門にいひかけるは、あの大軍に纔の小勢にてかゝりしはあやうき事なり。貴殿など討れざる事は不慮の幸なりとぞ申ける。（三左衛門天性其戰功にほこらざりしかども、後に人其平生の手柄をしゐてとへば、敵を討し事多しといへどもめづらしからず。只朝鮮稷山の邊にて、諸卒に先だち大敵をおそれずして、我一人橋に渡りて、敵を防ぎし時の働きなどこそ、我武功といふべきとこたへけるとぞ聞えし。）其後長政は東の山に打上り見給へば、敵大勢にて身方の勢の十倍よりも多し。續く身方はなし。跡なる諸勢は猶數里も隔りぬらん。よしや我一手にて必死に極め、此大軍を防ぐべしとて、先人數の備を定めらる。長政常の軍法、敵陣大勢ならざれば、段々に備を多く立、かはる〴〵責戰ふ。敵大軍なれば、身方一所にかたまり、一同機を見てかゝるべき時は、みな討死にきはめ、一同に突て駈るが兼ての定法也。此度敵大軍なれば、備を段々に分たず、只一所に打寄て、其内にて先後の次第を定めらる。右備一番、母里太兵衛、栗山四郎右衛門。黒田兵庫助、（如水の弟なり）左備一番、後藤又兵衛、

黒田三左衛門、右の一番、井上九郎右衛門、野村市右衛門、（後號大學又作八と云）左の二番、黒田惣右衛門、桐山孫兵衛（後號丹波也。）殘る士卒はみな長政の旗本に屬し、是を三列に備へける。此度朝鮮の道中にて出て戰ふ敵なかりしかば、長政の士卒初度の軍の手にあはざる者は、腕をのづらしくおもひ、いさみすゝめり。中にも母里太兵衛先陣にすゝみ、敵ちかく馬を乘よせて、諸卒に下知し、先鐵砲を打かけさせける。敵鐵砲に打れたゞよふ處を、一面にすゝんで突てかゝる。是を見て栗山四郎右衛門、後藤又兵衛其餘の先手ども殘らず突てかゝる。長政も一度にかゝり給ふ。大明人射手を先立て、散々に射させ開きのけば、後は打物ぬきつれ入替り防ぎ戰ふ。されども身方つよく戰ひければ、解生が兵追立られ、すでに引立ける處に、敵の參將、楊登山、遊擊牛伯英といふ兩將、日本勢の通るを見んとて出たりし勢と、長政の先陣行合しが、敵大勢なれば、長政の先手を眞中に取こめ、一人あまさじと揉合たり。黒田兵庫助、同惣右衛門、母里、栗山、後藤少もおそれず、解生、楊登山、伯英三將と入亂れて戰ひ、東にうち西につき、左にめぐり右に轉じ、敵數十騎切ておとすといへども、身方の手負死人次第におほく、既に戰ひつかれしかば、圍を破り本陣さして引かへるを、敵即追來る。長政是を見給ひて、身方うたすな、つゞけやとて、二千餘人一度にどつと突てかゝる、跡に數里へだゝりし毛利宰相秀元の先陣も、此時やうやう馳來り、長政の兵につゞいてかゝる。敵の三將解生、楊登山、牛伯英、身方の先陣の引を追來りけるが、長政の突てかゝり給ふ勢に辟易して、すでに鞭を打て引退きしに、折節又千總李益喬、把總劉遇節などいふ者、大軍をひきゐ黒烟を立て來り救ひける。解生又是に力を得て取て返し、都合敵二萬騎ばかり、一度に馳來り攻戰ふ。劉遇節、李益喬はあら手なり、敵の兩陣力を合せ、火出る程こそたゝかひけれ。是に依て身方の

先陣大勢に押立られて野山へ引上る。此時先手の身方究竟の兵二十九騎討れける。恒屋新助も討死す。され共長政いさみすゝみ、ふるひ打て敵をやぶり、百五六十人討取給ひければ、敵の勢一時に屈し、さつと引て息つき居たるに、江南勢の大將と見えて、西の山の高き所に、兵多く集り備へ居たり。其間に小山あり。其山の根に道あり。身方の兵敵の山上にあるを見て、あれこそ敵の大將の陣なれ。自餘の敵を多く討んより、大將を討取べしとて、山の根の道を通りて、既にかゝらんとせしを、竹森新右衛門いさめていはく、みだりにかゝるべからず。小山の後に伏勢ありもやすらん。先物見をつかはし。其形勢をうかゝはしめて後、兵を進むべしといへば、いづれも尤と同心し、斥候を遣して見せしむるに、案のごとく小山の陰に伏勢多し。竹森又申けるは、身方は小勢にて敵は大勢なり。計略を以て討ずんば利有べからず。身方の兵を少分ちて、小山の上にあげ敵の右に出ば、敵必是に對して戰はんとすべし。其時身方の惣勢、敵の左より横打にして、敵の不意に出ば、敵必おどろきさわぎて敗北すべしと云。長政尤然るべしとて、井上九郎右衛門、栗山四郎右衛門をば跡に殘し置て、一方の敵の來る時の防に備へ、わざと小勢を分ちて小山の上にあげ、敵の右より戰はんとする勢を見せ、自身は黒田三左衛門、後藤又兵衛、野村市右衛門、菅六之助、林太郎右衛門、堀久七、益田與助等一千餘人を引つれ、小山の根を通り、敵の陣所の野山のうしろより廻り、我が馬幟の見ゆる時、惣勢切かゝるべしと相圖を定めらる。案のごとく、敵山上の身方を見て、是を討んと右の方へおもむきける時、長政俄に敵の左の方より不意に出て、驀直にはせて横打にし給へば、山上に在し身方共凡三方より切かゝりける故、敵の兵騷動して備みだれしかば、即時に是を追立、朝鮮道二里ばかり追打にしける程に、首多く打取ける。すべて今日御方に討取し首數夥

し。さる程に毛利秀元の本陣もやう／＼馳來り、其外跡より續て、大軍次第／＼に重なれるを見て、わきに控へたる敵大勢なりといへ共、やがて引とり山中の谷へぞ入にける。此時日もはや入なんとする折節なれば、爰にて時刻を移し、晩のとまりにおそく着なば、大軍夜に入亂るべし。けふの軍は是までなりとて、諸將いづれも引退て、長追をばし給はず。今日長政小勢を以て數度大敵にあたり、其氣を屈せずして力戰し、敵を退けて勝事を決せられし事、希代の功なるべし。此戰に長政みづから能敵一人討取給ふ。其後二日過て、解生が方より長政へ再三使を遣し、白鷹をおくりて和を乞求めける。此時長政の戰功莫大なりとて、太閤甚稱美し給ふ。家臣毛屋主水が大軍をしりぞけし謀をも、秀吉公聞給ひて感じ給ひけるとぞ聞えし。

今日黑田三左衛門は敵と組打して高名を顯はす。後藤又兵衛もすぐれたる働あり。野村市右衛門は手勢五十人ばかりにて、山の尾崎にある敵に、猶豫もなく突てかゝり追崩し、又次の備に切てかゝれば、是れも難なく追散す。市右衛門猶を追かけ切おとし行所に、敵陣二番備の中より、大の男白みがきの鎧を着、七寸ばかりなる鴾毛の馬に乘りてかけ來る。市右衛門是を見て馳合、鎗を取直しつく所を、唐人ちぎりきにて鎗をわきへはりのけ、つッと寄て市右衛門が左の膝頭をしたゝかにうつ。打れて馬より落れば、唐人馬より飛でおり、市右衛門を取て押へ、先市右衛門が刀をとる。市右衛門刀をばやりて唐人の腰に取付、我が脇指を拔て、鎧の草摺のはづれを二刀さして、後へおしかへし、首を半分ほどかきしが、氣力盡て息つき居たり。郎從共是を見付て走寄引立けれども、痛手負たるゆへ馬には乘得ず。漸おはれて陣屋に歸りける。後に長政聞給ひて、若輩には比類なき勇士なり。父に似たりといひて、腰の刀を賜りける。市右衛門が父太郎兵衛

は、先年初の朝鮮軍には渡海し、後の陣前に豐前にて病死しける。市右衛門は今年十六歳、初陣なりしが、疵を蒙り一生足かなはずして拐脚となり、將軍の御前にても蹲踞して拜謁し奉りける。黑田安太夫は唐人の矢にあたり、股を馬の太腹に射付られけるが、其矢をもぬかず、即當の敵に馳かゝり、太刀を以、かぶとの鉢を、日本人のさかやきのなりのごとく、横さまに切はなしければ、敵は其まゝ馬より落て死けり。長政より其戰功を賞して馬を賜りける。此安太夫は豐前宇佐の城主宮成吉右衛門が嫡子なり。長政の臣船曳杢左衛門も高名しける。杢左衛門が子守菊は、當年十六なりしが、今日橋の先陣して、敵をうちとりける故、長政自筆の感書を父杢左衛門に賜り、今日乘給へる鞍馬を守菊に賜りける。守菊後に刑部といふ。ある人のいはく、守菊が高名したるには、此時の事にあらず。此戰は九月七日只一日の事なり。長政の感書十月九日の日付にて、昨日今日橋の先陣とあれば、翌年十月小西行長の守り居たりし順天曳橋の砦を、明朝劉綎が攻たりしに、長政後攻し戰ひ給ひし時の事なりといへり。此説さもあるべし。今日長政の家臣與力の士の内にて、手柄をあらはしたる者共には、栗山四郎右衛門手に、竹井次郎兵衛也。黑田三左衛門手に、岸彌助、江見彦右衛門、加藤十兵衛なり。後藤又兵衛手に、向井四郎左衛門なり。野村市右衛門手に、大鹽喜平次等なり。

○長政稷山に十日ばかり逗留し、其後梁山に歸りたまふ。

○今度日本人朝鮮に在陣せし間、海邊に異國の路程千餘里の内に、二十ヶ所身方より城郭をかまへ、持かためける、船付ならでは往來運送の便なき故なり。南の端泗川といふ所の城を、島津兵庫頭父子是を守らる。之れより五里南南海といふ所に、立花左近將監、有馬左衛門佐、大村修理亮、松浦法印居城せらる。それより唐島の間二十餘里有之。所々に船手衆要害をかまへ、前には兵船をならべ、敵船來らばおし出し打とらんと用意す。唐島より十里北、竹島と云所に鍋島加賀守在城せらる。それより四里北、王城への大道筋梁山といふ所に、長政居城し給ふ。梁山の東八里釜山浦に、宇喜多中納言秀家、毛利宰相秀元、

兩人總大將として、兩城をかまへ守り給ふ。それより北十四里西生浦といふ所あり。是より二日路北に蔚山あり。蔚山より北に順天の城あり。順天の城は小西行長是を守る。加藤清正は蔚山に在城せんとて、しばらく居られけるが、蔚山海邊の城を修理させん爲に、まつ身は西生浦へ行給ふ。跡には家臣加藤清兵衞を殘し置、毛利家の士幷九州士等城中に在て普請をいとなむ。普請出來て、清正蔚山に移らば、其跡西生浦へは、長政移り給まんと議定せらる。

○十一月中旬、大明の總大將邢玠大軍を引率し、鴨綠江を渡り朝鮮に入、同二十九日朝鮮の王城に着、朝鮮の兵大勢大明人に加りける。是より前は朝鮮の軍兵、日本の兵を虎のごとくに恐れ、逃れかくるゝばかりにて向ひ戰ふ者なかりしが、大明の大將にはげまされて、此度はいさみ戰はんと、士氣を勵ましける。大明人諸方の手分を定めて、三軍に分つ。朝鮮の兵も同じく三協に分つ、諸の兵器せめ道具兵粮等もことごとく備れり。十二月四日に諸軍をあつめ、大將邢玠壇にのぼり、天地を祭り、諸將を勞ひ、旗を祭る。時に數萬の鐵砲を放つ、其儀式嚴重にして軍法正しかりしとかや。邢玠は總大將なれば、王城に留り、楊鎬、麻貴兩大將として、大軍を引率し、是より南をさして蔚山へと押行ける。去ほどに蔚山の城普請も猶半なるに、大明の大軍既に城下へ押よせせめたゝかふ。城のまはり五六里が間は、透間もなく敵充滿せり、數度の戰に敵の寄手一萬三千人ばかり討れしかども、彼は大勢なれば少もひるまず。城中の身方にもうたるゝ者九百人に及べり。城中より先近所なれば、清正へ使を遣し、來り援はん事を乞ける。清正處々の大將達に、いそぎ蔚山のうしろまきをせらるべしといひつかはし、十二月二十二日の早旦に、扈從ばかり引つれ船に取乗て、島山と蔚山との間の川へ乗入んとするを、唐人これを見て、數萬人川ばたへ出て、城中へいれたてじと、つよく防

ざける。清正いさんで攻戰ひ、うち破りて城中へ入られける。殘る士卒の乘りし船は、跡にさがりて川へ押入ければ、清正是を隔て、一人も陸へはあげざりけり。清正既に城中へ入給ひしかば、城中の兵これに力を得て、いさみたゝかひける。されども此城普請の爲、當時めしつかひける人夫等まで、多く集りしかば、城中の人數雜人共に二萬餘人なり。此人數を養はゞ、やがて糧絶べしとかねてより迷惑しける。又水の手を敵に取きられ、鹽も既になく成にければ、是に殊更力もよわりける。兵粮漸つきぬれば、紙をかみ、壁土を煮て食とす。牛馬のある内は是を殺して飢を助け、壯なる者は夜に入て城外へ忍出、寄手のうたれし死人の腰をさぐり、炒米牛のあぶり物を取て、暫の命をつなぎ、是等も諸人の飢をたすくべきにあらざれば、城中の士卒飢疲れ、寒氣にくるしめば、皆ちからもよわりてぞ見えし。

○秀吉公より長政へ賜る御書にいはく、

赤國青國相働悉平均申付、梁山へ罷出仕置の城拵、其方居城の由尤に思食候。普請衆者出來次第可爲歸朝候間、彌右付在城肝要候。寒天の時分辛勞共に候。尙德善院、石田治部少輔、增田右衞門尉、長束大藏大輔、可申候也。

十二月六日　秀吉　御朱印

黑田甲斐守どのへ

○奉行衆より長政へ來る書にいはく、

十一月十一日御注進狀披露申候所、能々被聞召屆被成御朱印候　與郡忠淸道内天安郡迄の相働の處、大明人稷山相拘在之付而先へ相越候　亂妨者共追立來候付而、則其方先手衆取合追崩、少少被討捕候。依之右の城へも不被入、大明人都のごとく令敗北候、是又委細令披露候。然者御請取の郡々無殘所被相働、梁山へ被打入、御城所被見立、中國衆筑前中納言殿御人數に而御普請被仰付、過半出來の由、御尤に思召候。其方儀

能々御有付肝要候。此方御前珍敷儀無之候。御兩殿樣一段御息災候間、可御心安候。猶追而可申進候。恐々謹言。

十二月八日　長　大　正　家
増　右　長　盛
石　治　三　成
徳　善　玄　以

黒田甲斐守殿

御　返　報。

慶長三年。如水五十三歳、長政三十一歳。

○去年より如水長政父子共に、梁山の城に居給ふ。加藤主計頭は、舊臘船手より蔚山へ入られける。其翌二十三日大明の大軍蔚山城下に充滿し、外構おしやぶり、本丸ばかりに取詰打かこんで、日々城をせめたるに、城中粮盡て、既に急難に及ぶ由聞えければ、諸大將聞かけに、西生浦へ參會して、蔚山後攻の評議ありけれども、敵大軍なるゆへ、たやすく後攻して合戰をせん事成がたかりける。長政居城梁山をば如水へ渡し、兵多く殘し置、自身は馬廻りの兵、并鐵砲三百丁、家老には井上九郎左衛門、栗山四郎右衛門二人召つれ、いそぎ西生浦へ馳行て、蔚山後攻の事、急度催され然るべきよし、只一人進んでのたまひければ、諸將も長政にいさめられ、皆蔚山へおもむきける。正月三日長政、并蜂須賀阿波守、先陣にて、蔚山近邊へ押よせ給ひけるに、敵ども後攻の勢を待かけ、蔚山の城の東、日本人の來る道の邊りの山に、出城をかまへ居たりけるを、長政只一手にて則時に乘取、則其山に陣をとる。其山下に河あり。凡朝鮮寒國なれば、寒月には河水ことごとくこほれども、此河は潮のみち入河なれば、こほらざりけり。敵は何方に在とも見えざりけり。長政はひそかに蔚山の城中に人をいれ、先清正へ使をつかはし、後詰のためこれまで來りたり、心づよく合戰し給へとぞい

ひ遣されける。清正是を悦て、今度の籠城殊外なる大軍に打かこまれ難儀に及び、十死一生と思ひし處に、長政の旗を見て力を得、一死十生と存ずる也とぞ答へられける。順天よりも小西攝津守、幷四國勢二萬餘人、蔚山へ寄せ來る。其翌朝明ぼのに、敵山の上に備を立たる由告來る。長政の家臣毛屋主水物見に行て歸りけるに、長政敵陣の形勢いかに見及びたるやと仰ければ、主水こたへて、只今御合戰なされ候はゞ、必定御勝軍なるべしと申ける。長政其故いかんと問たまへば、主水重て申けるは、今朝敵陣飯を炊く時分にて候に、烟少もみえず候。今朝のみにも候はず、昨日もかまどのけぶり多く見え申さず候。いかさま敵陣兵粮盡たると存候。其上只今備を立候は、此方にかゝり申時節にはやく候。食盡てちからなく、引退んとて人數をくり出すと見えて候と申ければ、長政尤左も有べし、能見たりとぞ仰ける。長政敵陣のさはぎ立て引色になりたるを見すまして、家臣をあつめのたまひけるは、敵は引色にみゆるぞ。引敵を追打にせんは武勇にあらず。只今敵のいまだひかざる內にかゝりて追散さんとのたまひ、諸將にも此由を告て眞先に進み、馬を河へのり入給ひければ、士卒續て河を渡す。敵陣既に近かりければ、大明人是を見て、先陣相かゝりにかけ合せ、敵方より弓馬の達者數千騎、さん〴〵に射て開のけば、跡に續て又數千騎打物ぬきつれて切てかゝる。長政いさみ戰て敵陣を一二段追崩せば、大明人も又新手を入かへふせぎ戰ふ。此時長政の扈從宮崎久作、生年十四歲に成けるが、はやく馳よせ敵一騎鎗にて突落し、その首取て手綱に取そへ、長政にかけ向ひ、一番首取て候と申ければ、長政見給ひて、かやうの時は打捨にするものぞとをしへ給ふ。久作其首を捨て、又敵の中へかけいらんとするを、長政見給ひて深入して大勢にへだてらるなとぞ仰ける。唐人は大軍なる故、たゝかひつかるれば新手を入かへ攻戰ふ。長

政の手勢は只二千五百人、息をもつかず戰ひける。是を見て大明人競ひかゝり、數萬騎長政の勢をとりこめて、しばらくもみ合ける。此時四宮萬七戰死す。年二十九、是先年豊前城井谷にて打死せし次左衛門が弟なり。次左衛門戰死の後、萬七が備前にありしを招きよせ、兄の跡をつがせられしが、この時又戰死す。萬七は力量つよき事人にこえたり。此比朝鮮陣中にて、鹿の角をさくものはあれども、おる者はなかりしが、萬七は鹿の角をおるほどの强力なりしとかや。河上に陣取し毛利宰相秀元、筑前中納言秀秋、鍋島加賀守直茂、其外諸將大勢にて河を渡し、道をにかけよれば、其方に陣取たりし敵かけ合せ防戰ふ。かゝる處に敵の大將楊鎬は、明日引退んと催しけるが、先刻長政の先驅し給ふ旗先、むかひの山に見えければ、明日を待までもなく、殊に長政の勢大明人と戰ひ亂れたる其勢におそれて、一戰もせず逃行ければ、大軍つゞいて引退けり。されども城下に押つめたる敵は、是をしらざりしにや、いまだ退かざりける故、城よりも打て出ず。長政其外諸將の士卒も戰ひつかれ、日もやう〳〵暮しかば、今日の軍は是までなり、明日こそ戰はめとて、諸大將相約し本の陣へぞ歸られける。其翌日早天に、長政敵陣へ向はんとて、先後藤又兵衛を斥候とし、敵陣近く行て、其形勢を能うかゞひ見て參れとて遣されける。又兵衛川を渡り、敵陣近き所までゆかんとせしが、川中にて日本の馬の沓、川上よりながれ下るをみて、敵陣の方へはゆかずして、早々引かへし、長政に告ていはく、御方の大將既に川上より川を越て、敵に進む人ありと見えて候程に、敵陣近くまで參りて物見仕るに及ばず、はやく歸りて、いそぎ御打立候へとすゝめければ、長政即ち馬を出し給ふ。敵陣を見やりけるに、後陣の勢昨日よりいよ〳〵まばらになる。川向に敵二萬ほど時かはりの番をつとめけるを、長政見給ひ、家人多く川端へ下し置、鐵砲を放かけさせ

られけるに、敵の備みだれければ、長政の勢其まゝ頓て川を渡しける。長政幷後巻の大將達、我おとらじと山をおり、川を渡りて突かゝる。蔚山の城中に在し日本人是に力を得て、城戸を開き打て出、後巻の勢と共に、さしはさんで敵をふせぎ戰ひければ、寄手こと〴〵く敗北しける。日本人勝に乘て追打にす。敵を打取事夥し。敵の圍餓にとけければ、長政城中へ入て、加藤清正に對面し給ふ。清正大に悦て、此間は大敵に圍まれて必死に極りし處、不慮に各後攻をもし給ふにより、敵退散して再御目に懸る事、大慶の至に候。敵より塀の手を破られ、圍にてつくろひ置申候。我等も敵を防ぐに隙なく、鐵砲を多く打て、かやうに頰が腫れ候とぞのたまひける。昨日の軍は長政敵のいまだひかざりし時より、引んとするきざしあるを見て、諸人に先だちて進み、はさみ戰ひ給ひしによつて、其勢に恐れて敵大勢引立て、十萬騎に及びし大軍、終に昨今兩日の間に皆退散せし事、比類なき功なるべし。其後敵を追討にしたる跡をみれば、廣き原、日本の路程横三里、竪は溪の奥へ四五里ほどの間、うたれし敵の死骸幾千萬といふ數をしらず。兵具旗弓等悉捨て、足のふみ所もなかりけり。長政暮に及て我陣所へ歸られければ、加藤清正より使者來りて、今度蔚山の籠城難儀の處、長政の戰功によりて、虎口の害をのがれたる由を、再謝せられける。清正はそのまゝにて蔚山に居城せらる。長政は蔚山をさり、西生浦の城へ移りて守り給ひしに、爰にも敵多く寄來り、西生浦の城を攻て數度戰に及びける。此時長政の家臣いづれも力を盡して戰ひしが、長政の下知こと〴〵く節にあたりし故、毎度こなたに勝利を得、敵多く討取ける。

西生浦にて、或時の軍に、光明朱にてぬりたる棒を持たる唐人、殊更勝れて働くあり。黒田三左衛門是に馳合、刀をもつてあいしらひけるに、唐人彼棒を以て三左衛門が刀を打落し、やがてその刀

を取て三左衛門に切かゝる、三左衛門刀をうばはれてせんかたなく、其まゝ唐人に取付刀をさらんとす。唐人は刀をさられじとふりまはる時、三左衛門すこし手を負たり。されども終に唐人をくみふせ討取ける。

○太閤より長政へ御感書兩度來りける。其詞にいはく、

十二月二十五日注進狀加披見候。大明人蔚山表へ罷出付而、則懸付候由尤候。各遂相談無越度樣可申付候。定早速可討果旨察思召候。御仕置の城々出來候はゞ、歸朝可仕の由、度々被仰遣候處、致在陣、今度相手候事、御感不斜候。寒天一入辛勞候。從此方も御人數輝元、増田右衛門尉、因幡、但馬、紀伊國、大和衆、其外九鬼以下、追々被差遣候條、可得其意候。猶吉左右待思召候也。

正月十七日　秀吉　御朱印

黑田甲斐守どのへ

○又

十二月二十六日の書狀加披見候。今度蔚山表へ敵取出候付而、梁山に人數殘置、自身は彼表へ相働の由尤候。去四日敵敗北の刻追討に數多討捨候由、是又被聞召屆候。將又其城兵粮有之間敷旨被思召付而、米三千石可相渡旨被仰付候間、寺澤志摩守手前より可請取候。猶普請奉行に申付、玉藥以下可入置候。猶長束大藏大輔可申候也。

正月二十五日　秀吉　御朱印

黑田甲斐守どのへ

○又秀忠公より長政へ賜る御書に曰、

御渡海以後不申入、本意の外に候。然者去極月從大明相働申候處、數萬人被討捕、敵退散由其聞候。誠御手柄共候。猶樣子承度候間、令啓達候。隨而此式に候へ共、小袖十羽織五令進入候。

書音の驗迄候。將又此地替儀無御座候間、可御心安候、日出度頓而御歸朝奉待候、猶石川八左衛門可申述候間、令省略候、恐々謹言。

正月二十五日　江戸中納言秀忠

黒田甲斐守殿

○其後秀吉公より長政へ賜る御書にいはく、

今度大明人蔚山へ取懸由注進に付、爲後卷雖押出候、敵引退の由候。既に自此方も安藝中納言増田右衛門尉、因幡但馬守、大和、紀伊國衆、九鬼父子等、可罷立旨雖被仰付、右の分候間不及是非候。然者仕置被成候普請彌丈夫に申付、兵粮玉藥澤山に籠置、少も氣遣無之樣に可令覺悟候。歸朝の者共は彌敵の樣子聞屆、其上普請申付候而可致歸朝由被仰御遣候條、可成其意候。猶德善院、増田右衛門尉、長束大藏大輔可申也。

二月七日　秀吉　御判

黒田甲斐守どのへ

如水は梁山の城を、殘り留たる小勢にて堅固に守り給ふ。其後敵大勢來りせめけれども、如水よく防ぎ戰ひて、敵終に退散す。同年五月太閤よりの命にいはく、所々の城郭堅固にして、加藤、小西、島津、鍋島、黒田、淺野、毛利壹岐守、筑紫上野介、久留米藤四郎等、筑紫勢六萬餘騎にて守るべし。筑前中納言、毛利宰相、宇喜多秀家、其外四國勢は先歸國して休息し、九月に又渡海すべしと仰遣されければ、次第次第に歸國せらる。

○同年八月十八日太閤薨逝し給ふ、御年六十三歳。御子息秀頼は今年六歳也。太閤の御遺言に、我身終らば死去の事をふかく隱し、其間に淺野彈正、石田治部少輔、朝鮮へ渡海し、彼地にある勢を悉引取べしと仰をかれければ、家康公の御下知を受て、淺野、石田、九月の初伏見をたち、筑前の博多に下り、渡海の用意をなせり。太閤の薨じ給ふ事、ふかく隱せども、諸人既に知りてかくれなし。淺野、石田、博多に逗留

せし間に、先使者を朝鮮へ遣し、太閤御薨逝の由をつげ、急ぎ諸勢を引とるべしと、諸大將の方へ申遣さる。秀忠公は八月十九日伏見を御立有て、江戸へ赴かせ給ふ。東國御しづめのためとぞ聞えし。頃又大明人多く出たるよしつげ來りければ、家康公日夜御心にかけさせ給ひけるは、太閤薨去の由をきかば、定て大明人多く出て、日本勢引とりがたかるべし。十餘萬人を敵國にすつる事、無念なる事なりとて、前田利家に天下の制法を御讓れ、自朝鮮へ御渡海有べしとて、關東勢を催し給ふ。利家も亦、家康公御渡海あらば、天下の守なかるべし、我等渡海せんとぞのたまひける。此間に時日移れば、家康公御思案有て、先藤堂佐渡守高虎を朝鮮へ遣されける。藤堂いそぎ筑紫に下り、朝鮮へ渡海せんとせられける所に、朝鮮において島津新寨の軍に打勝て、敵の氣屈したれば、軍勢を引とる事たやすかるべき由、博多に告來る。淺野、石田、博多より飛脚を以て此よしを家康公へ申のぼせられければ、此上は藤堂、石田、淺野渡海に及ばずと仰遣されける。是に依て石田、淺野、藤堂も渡海せられざりける。

家康公より長政に賜る御書にいはく、

其元長々御苦勞察入存候。仍大明人數少々罷出由、主計注進被申候。無御心元存候。萬事主計申渡候間、御談合被成儀專一存候。定大納言も可被申候間令省略候。恐々謹言

十月七日　家康　御書判

黒田甲斐守殿

○其後又來る御書にいはく、

急度申入候。仍大明人衆出候由、無御心元存候。切に以書狀申候。參着候哉承度候。其許無構、主計頭被仰合、釜山海へ被移候而、御歸朝尤存候。委細彼口上申入候。恐々謹言

十月十九日　家康　御書判

黒田甲斐守殿

○又長政へ賜る御書あり、

御折紙披見祝着の至候。仍大明人數出候由承無御心元候處、差儀無之由令滿足候。其表主計頭有御談合、釜山浦迄被引執儀專一存候。委細使者可被申候條不能具候。恐々謹言

尚以其元様子依無御心元、藤堂佐渡守爲案内者被越候。以上

十月二十七日　家康　御書判

黑田甲斐守殿

○其後大明人日本勢の引とらんとするを聞て、兵を出して追討にせんとす、十一月十六日、島津、小西歸國する時、敵船少々漕來り、船軍しけるが、たがひに兵共多く討れけれ共、島津、小西は恙なく歸國せらる。長政、淸正、淺野幸長、鍋島加賀守などの船は、順風を得て朝鮮より日本へ一日に渡海す。船軍なくして事故なく歸朝せらる。

○朝鮮には日本の兵又渡海する事もやあらんとて、大明の茅國器、陳璘は、釜山浦に留り、張良相、張榜は、海口に在て逗留し、日本人の來るを防がんとて備へ居たりけるが、翌年萬曆二十七年九月に陣拂して、其翌年正月に軍勢悉大明へぞ歸着しける。邢玠は今度の軍功に依て司馬の官にすゝめらる。

○如水朝鮮に居て、謀を出し民をなづけ、戰をつとめ、敵を退け給ふ事、其功甚し。又長政朝鮮にて度々の軍功莫大にして、右に記す所は只其かた端なり。且其家臣井上九郎右衞門。母里太兵衞、栗山四郎右衞門、黑田三左衞門、後藤又兵衞、野村市右衞門、其外勇士多くして、何も戰功數度に及ぶといへ共、こと〴〵くしるすにいとまあらず。

○諸大將追々に悉歸朝し、筑前の博多に着、長政もおなじく歸着し給ふ。博多において淺野彈正、石田治部少輔、諸大將に對し、太閤の遺言を申渡しける。其後をの〳〵伏見に至て、家康公に謁し奉らる。此時利家の宅に於て、太閤の遺物おの〳〵分與へらる。

長政には黄金二十枚をわかたれける。

黒田家譜卷之八終

黒田家譜卷之九

慶長四年、孝高五十四歳。長政三十二歳。

○正月十日太閤の御遺言に隨て、秀頼は伏見より大坂の城へ移り給ふ。加賀大納言利家卿以下、大名小名多く御供せらる。家康公も大坂まで送らせ給ひ、片桐市正宅に御寄宿有て、同十二日伏見の御宅に歸らせ給ふ。利家は秀頼の後見なれば、大坂に居住し給ふ。伏見の城は五奉行交代の番をつとむ。此時秀頼の御藏入、河內、攝津、和泉其餘畿內にて百萬石、太閤の遺命にて是を知行し給ひ、七與の武士、幷片桐市正、同主膳正、大野修理等、秀頼を守護しける。七與の頭は、郡主馬首、野々村伊豫守、堀田圖書、伊藤丹後守、中島民部少輔、眞野藏人、青木民部少輔也。

第一、德川內大臣家康公、御領地高二百五十五萬七千石、伊豆、相摸、武藏、安房、上總、下總、

上野、下野凡八ヶ國。
第二、加賀大納言利家卿、百二萬五千石、加賀、能登、越中を領せらる。
第三、備前中納言秀家卿、五十七萬石、備前、美作、を領せらる。
第四、會津中納言景勝卿、百十一萬九千石、奥州之内會津、伊達、信夫(しのぶ)、出羽の庄内、佐渡國を領せら。
第五　毛利中納言輝元卿、百二十萬五千石、安藝、周防、長門、出雲、石見、伯耆、備後、備中半國、凡八ヶ國を領せらる。

五奉行

第一、石田治部少輔三成、二十五萬石、近江の内を領せらる。
第二、淺野彈正長政、二十一萬四千石、甲斐國。
第三、增田右衛門尉長盛、二十萬石、大和郡山。
第四、前田德善院玄以、五萬石、因幡内。
第五、長束大藏正家、五萬石、江州水口。

三人の中老

第一、生駒雅樂頭、六萬石、讃岐之内。
第二、中村式部少輔、十四萬石、駿河之内。
第三、堀尾帶刀先生、十二萬石、遠州濱松。

○同年の春五奉行一同して、家康公をうたがひ背きて、伏見の御館を攻むべきとの密談ある由、流言まち〳〵なれば、伏見大に騷動し、男女多くは深山遠里に逃隱る。如水、長政はかねてより、偏に、家康公に忠節の志深かりければ、此騷動の折節、先長政は士二十人ばかり召具し、家康公の御館に伺候して守護せらる。（此時外にも少し御館に伺候せられし類、德川傳記等の諸書にしるせり。）家康公甚感悅し給ひ、雜說出來てより、今迄か程に志深き人、又類もなき處に、一番に心をかたぶけて、我に與(くみ)せらるゝ事、誠に忠節の志淺からざる由仰られ、御悅の餘りに、長政の手を御取いたゞかせ給ふ。
（東照宮此時長政の手を御取いたゞかせ給ふ事、是より後凡三度なり。高位の御身として、かゝる〳〵しきやうに聞ゆれば、かくは有まじき

事なりなどいふ人もあるべけれど、左にはあらず。ひそかに思ふに、今の明君の御こゝろの内みだりにはかりがたし。戰國の時のならひ、今の世よりなしてしりがたし。三畧に主將の法は、つとめて英雄の心をさるといへる事なしろしめし、其上長政の忠節あつき志を感じ悦ばせ給へる、誠の御志ふかき故なるべきを、今さら其御志をむなしくし奉りてしるさゞる事は恐多し。其時まのあたり見奉りし輩のかたり傳へし事、今更うたがふべきにもあらざれば、すてがたくて三たび共に記し侍る。此次にしるせる台德院君より長政に賜りし、御自筆の三通の御書の御言葉、御感悦の御深切なるを以ても、此時の御ありさま、左も有べき事を思ひやり奉るべし。此時までは、加藤主計頭、福島左衛門大夫なども、家康公に歸服の志いまだ決定せざりしを、如水長政知略をめぐらし、樣々にすゝめて、家康公の御方に參せしむ。近年世に寫し行はるゝ玉露叢といふ書あり、近世の事をしるせり。其書にいはく、慶長四年、大阪奉行衆、疑東照宮時、黑田甲斐守長政被出精候故、大形諸將御方に成たる衆數多有之由申候事とかけり。又加賀大納言利家卿は、奉行衆と同心し、家康公と不和に成給ふ。細川越中守忠興は、加賀大納言利家と縁者なりしを、忠興の嫡子與一郎は、利家卿の聟なり。後に故ありて上方に蟄居す。如水の計策にて、越中守をすゝめ、利家の子利長の許へつかはし告ていはく、奉行衆利家卿をすゝめて、內府をほろぼし奉らんとする謀、別の儀にあらず。今天下の兩雄は、內府と利家なり。利家を大將として內府を討たんとす。內府亡び給はゞ天下にこはき人は利家一人なり。利家は老人にて病者なれば、やがて逝去し給べし。利長は若輩なれば、亡しやすかるべしとの謀なるべし。內府は古今の良將なり。其上內府に與する人は、皆是天下の英雄なり。今の世に內府をほろぼさんとする事は、蟷螂が車を遮るに異ならず。今利家卿等が邪謀に欺かれ給はん事、謀の拙き所なり。いそぎ利家卿內府と和睦し給ふべき由をいさめ給へ。利家卿同心し給はゞ、我等利家卿の使となりて、內府へ和睦の由を申達すべしと告させたりければ、利長大に悦て父に此由告らる。利家卿も又同心して內府公と和睦し、二月五日たがひに誓詞を取かはし、向後相背くまじきと約し給ふ。此時如水、長政、家康公へ志ふかき事を知り、如水父子を頼て家康公へ志を通ずる大名も多かりける。是より加藤主計頭清正も家康公へ心を屬しければ、家康公の御外舅水野和泉守息女を、家康公御養子として、清正の妻とし給ふ。是より清

正いよ〳〵家康公へ忠を盡されける。其後利家卿病氣重き故、御見廻の爲に家康公大坂へ下り給ふ。其時長政才覺を以世上和順になり、家康公御感悅斜ならず。此時藤堂和泉守宅に御寄宿あり。奉行衆の宅と程近ければ、御用心のため、其夜も長政又家康公の御宿に籠り守護せらる。翌日家康公伏見に御歸り、長政御いとまごひの刻、此中の儀萬事長政才覺にて靜謐になり、御感悅淺からざるよし仰られ、又長政の手を御取いたゞき給ふ。

○此比、秀忠公江戸より長政にたまはる御書にいはく、

急度申入候。今度從各內府へ御斷の爲仰聞候處、如水異見候而御入魂之由、珍重存候。別而貴殿之入御念御肝煎の旨及承、祝着之至候。猶鵜殿兵庫頭に申含候間不能具候。恐々謹言

二月十四日　武藏守

秀　忠　御書判

黑田甲斐守殿

○其後又秀忠公より、御自筆の御書を、長政に賜る。其文にいはく、

先度は以使者申入候處、御懇報殊に口上之趣得其意存候。誠今度は色々御精を被入之旨、滿足難申盡存候。久々不懸御目御床敷存候。頓すぎて本復仕候はゞ罷上可申入候。猶鵜殿兵庫頭口上申含候間、令省畧候。恐々謹言。

三月二十九日　武藏守

秀　忠　御書判

黑田甲州樣人々御中

○今年閏三月三日、加賀大納言利家卿卒し給ふ。年六十二歲。其後伏見の城には、大坂より五奉行一人づゝ來り、かはる〳〵番をつとむ。家康公は伏見の向島の宅に住はせ給ふ。長政おもへらく、家康公は內大臣の重職にて、八州の主也。なみ〳〵の諸臣とおなじく、今の御宅に住居し給ふ事、其勢輕きに似た

り。且向島の御舘は、要害なくして用心も悪ければ、旁内府の御ため然るべからず。伏見の城空城なれば、内府をいれ奉て然るべきと思ひ、五奉行三中老と相談していはく、伏見の御城各交代の番を勤めらるゝも苦労なる事に候。其上番衆小勢にては用心もあしし、幸内府伏見に居住し給ふ事なれば、内府を城にいれ奉り、然るべき由申されければ、各此儀尤と同じける。是に依て閏三月十三日家康公伏見の城に移り給ふ。扨こそ、是より後は、御威勢いやましに成て、五奉行を初め、御家人のごとく拜趨し奉りける。其後秀忠公、江戸より長政に又御自筆の御書を賜る。其文にいはく、

一書令啓候。仍今度以御肝煎御城へ内府被罷移候由承候。御番等被致候段定斟酌可被存候へども、各異見之儀候間、被任其儀かと存候。其元之儀始中終被入御精儀共、書中に難申盡次第に候。彌可然樣に御差引賴入候。將又久々不懸御目、御床敷存候。猶上洛の刻萬々可申述候。恐々謹言。

後三月二十三日　武藏守

秀忠　御書判

黑田甲州さま人々御中

利家卿卒し給ひて後、加藤主計頭清正、黑田甲斐守長政、細川越中守忠興、淺野左京大夫幸長、福島左衛門大夫正則、加藤左馬助嘉明、池田三左衛門輝政、七人相談し、石田治部少輔が積惡をかぞへて、利家の子利長に訴られけれども、利長は父の忌中なれば、是非の沙汰に及ばず。七人衆さらば、石田が宅に押よせ、打ほろぼさんと議せられけるを、石田が小身なる時よりのおや、桑島次左衛門といふ者、此事をほの聞て、ひそかに石田に告げゝる。石田是に驚て、平生交むつまじかりし上杉景勝、宇喜多秀家、佐竹義宣と相談し、義宣の謀に随て、家康公を賴むべしとて、三成が兄杢助を大坂の宅の留守として殘し置

き、三成は佐竹義宣と打つれて、夜中に女乘物に乘て、密かに伏見へぞ上りける。石田が伏見の宅は、城の本丸の次高き所にぞあり。石田大坂を夜中に落て、伏見の城へ入ぬと聞えしかば、右の七人衆伏見へおしよせ、石田をせむべしとて士卒多く引つれ、大坂を立ちて伏見へ上り、向島に陣をとり、先家康公へ此由を告奉る。家康公より七人衆へ御使下され、あつかひ給ひて、只今秀頼幼稚なり、其上太閤薨じ給ひてほどもなきに、闘諍に及ぶ事無禮の至也。某和睦をあつかひ申上げば、各のためあしき樣にははからひ申まじ。先各軍勢を引とられ候て然るべしと仰遣さる。又石田が方へは、中村式部少輔、生駒雅樂頭を以、今天下の騒動偏に貴殿一人の故によれり。太閤の喪の中といひ、秀頼幼少の時といひ、彼是無禮の甚しき也。先憤をやめて貴殿領地江州佐和山へ下り、隱居仕られ候へ。子息隼人をば、拙者守立、貴殿の職をつがせ、五奉行の內にいれ置、跡の相違なき樣にはからふべしと仰遣さる。石田聞て仰下され候處忝存候。去ながら知音共と申談じ、是より返答仕るべしとて、上杉佐竹を招きよせて評議しけるに、上杉景勝のいはく、先同心の返詞然るべし。我は御暇申歸國して僞て謀叛の色を立、たとひめすとも參勤すまじ。然る時、我打手に下るべき人は、方角なれば必内府なるべし。內府下り給はゞ、其跡にて上方の諸將牒じ合せ、石田殿諸大將と共に跡より攻下り給はゞ、我は會津より打て出、前後より挾で内府を討べしといへば、佐竹も此儀然るべし、左あらば、我等も常陸より出て力を合すべしといはれければ、各此儀に同じ、家康公へ使を參らせ、御指圖に任せ、追付佐和山へ隱居仕るべしとぞ申ける

○家康公、又七人衆へ御使を遣され仰けるは、石田は各へ對して只今蟄居仕佐和山へ引籠り、其子隼人に跡をゆづり渡すべき由申候。此上は各憤をやめて、早々御引とり有べし。若此上にも堪忍なくば、我等も

石田と一に成て合戰に及ぶべしと仰下されければ、諸將是を聞て、石田佐和山へ蟄居するは我等の面目ある所なり。其上内府の仰背きがたしとて何も同心し、兵を引て大坂へ歸られける。石田治部少輔は佐和山へ退かんとす。家臣島左近が諫によつて、路次の用心のために佐和山より兵士三千人を呼よせ、醍醐山科にかくし置て道中の警衛とす。又三千人は江州鏡の宿まで呼よせ置て彼地に待しめ、閏三月二十七日治部少輔伏見を立ける。

○内府公、彼七人衆石田が歸るを討んかと、心元なくおぼしめされ、御子息三河守秀康を石田にそへて送り遣さる。又中村式部少輔、生駒雅樂頭兩人も、石田と舊友なれば、三河守とおなじく石田を見送られ然るべしとて被遣。三河守殿には安藤帶刀を添遣されける。治部少輔路次にて數度ことはりに及びければ、三河守殿は、中村生駒とおなじく打つれて、膳所より伏見へ歸り給ふ。

○其後前田利長は加賀へ歸國し、諸大名には御暇たまはり、家康公は伏見の城に住はせたまひける。又其後家康公いかなる御心にてか有けん、大坂の石田が宅をあけさせて住たまひ、伏見の城には三河守殿御留守たり。同九月十一日には大坂西の丸へ御移り有て居住し給ふ。增田左衛門尉、長束大藏など、西の丸に大廣間と天守とを作りて奉りける。

慶長五年孝高五十五歲。長政三十三歲。

○正月朔日より同五日まで、諸大名旗本不殘大阪において秀頼へ御禮申上、其後各家康公の住たまふ大阪西の丸へ參り、大廣間にて家康公を拜謁し奉る事、本丸にて秀頼への禮のごとし。然るに長尾景勝は參勤せず、使者を以年頭の祝儀を秀頼へ申上る。家康公景勝使者に命じ給ひけるは、汝はやく歸りて景勝へ申べし。天下の政務相談のため、又は豐國へ禮參のため、いそぎ上洛あるべしとぞ仰られける。爰に石田治部少輔三成は、天性心かたましき小人な

れば、秀吉公薨じ給ひ、秀頼幼少なれば、いかにもして天下をうばはんと思ひけるか、又は我五奉行の隨一たりしか、佐和山に隱居せしをいきどほり、先家康公をほろぼし奉り、我にしたがはざる諸大名をうちて、我一人天下の權をとらんとや思ひけん、去年長尾景勝と内通し、景勝にわざと彼國において謀叛を起さしめ、上方よりめすとも上るべからず。其時上方にて軍評定し、誰を打手に遣さるべきと詮議の時、家康公、彼方角にて大名なれば、必打手にむかひ給ふべし。其後上方にて大軍を催して攻下り、景勝も會津より出て、家康公を前後よりさしはさみて打べしと、かねて約をぞ定めける。去程に越後國堀久太郎家老堀監物方より、早馬を立て大坂へ申けるは、會津の長尾景勝武具夥しく用意し、新地に取出の城をかまへ、又他國への道橋を作り候。病氣と稱し參勤仕らずといへども、國にては狩漁をして遊樂を事とす。誠の病氣にあらず。謀叛の趣既にいちじるし。急度御沙汰をなさるべしとぞ告たりける。これに依て家康公より伊奈圖書を御使として會津へ遣され、御いさめ有けれども、景勝は石田といひ合せたる事なれば、命にしたがはず。太閤御存生の時、五年の御暇を下され候へば、上るまじきとの返事なり。其後又召使下りけれども返答にも及ばず。家康公西の丸へ五奉行三中老諸大名を召集められ、太閤御薨逝候後幾程もなきに、景勝謀叛に及ぶ事大逆の至なれば、罪をのがるゝ所なし。いそぎ景勝を征伐して天下のいましめにせんと評議し給ひける。然らば、大名といひ隣國といひ、且武道御功者なれば、家康公みづから征伐し給ふべきに衆議決定しける。景勝は大敵なり。其上近國にて、もしくは景勝に屬する敵有べければ、大軍を以攻ずんば、功有べからず。天下の諸大名を多く引卒して、奥州へ御發向あるべしとて軍兵を催し給ふ。此時如水は豐前にあり。長政は大坂天滿の宅に居たまひけるに、保科彈正忠正

直の息女を家康公御養子として、長政に嫁せしめんため、江戸より召よせ給ふ。其息女伏見の城に入て逗留し給ひ、大坂に下り、六月六日長政へ嫁娶の儀あり。輿は家康公の御屋形大坂西の丸より出づ。輿添は家康公の御家臣本多中務大輔、介添は村越茂助なり。西の丸の内にて輿の請取渡あり。長政の家臣母里太兵衛請取之。此時家康公より長政へ則重の御刀、稲葉志津の短刀をたまはる。家臣母里太兵衛、栗山四郎右衛門なども、家康公御前に召出され、御腰物を被下。家康公の御母は、水野右衛門太夫忠政の御息女なりしが、家康公御若年の御時、故有て廣忠公の御家を出、久松佐渡守俊勝に嫁し、男女おほくうみ給ふ。其御息女は家康公同母異父の御妹なり。後に保科彈正忠正直に嫁す。彈正は初下總の多古を領せられし故、其内室を多古殿と云ふ。後に信州高遠を領せられし故高遠殿といふ。長政の内室は、其うめる所の女子なる故に、家康公の御姪なり。如水、長政、かねてより家康公の賢君なることをしりて心を屬せられしが、是よりして後家康公も長政を親しくおぼしめし、長政もいよいよ忠義を勵まされける。今度、長政も家康公に從て會津征伐の爲、關東へ下り給ふにぞ定まりける。加藤主計頭は、山岡道阿彌を以家康公へいさめ申されけるは、此度會津發向をば御止り有べく候。内大臣の重職にて遠國の敵をみづから御征伐なされ候事、あまりに輕々敷候。且は御老躰にて奥州まで遠く軍立し、辛苦し給ふ事然るべからず候。若又、五奉行共景勝に内通して、關東御下向の御跡にて、叛逆を起し、攻下る事もや候はんずらん。然らば前後の敵たやすく退治しがたかるべく候。景勝をば某等其外の諸將を打手に仰付られ、其上にも御心もとなくおぼしめされ候はゞ、彼隣國の大名、伊達陸奥守政宗、最上出羽守義光、堀久太郎秀治等指副られば、たやすく誅伐仕るべき由申上られけれども、家康公御同心し給はず。貴方は武勇天下に隱れなき人にて、其上我等緣者なれば、伏見に置て帝都を守護させ度候へども、若世上に不慮の亂出來れば、九州に

黑田如水より外身方なし。如水は隱居なれば、定めて小勢なるべし。其方はいそぎ歸國し、上方に若兵亂あらば、如水と申合せ、九州を治められ候へと仰られける。主計頭、我等も關東御征伐の御先手仕るべしと再三申されけれども、御許容なき故、秀頼に御暇申て、肥後へぞ歸られける。

○家康公、伏見の御城留守には、松平主殿頭、同五郎左衛門、鳥井彦右衛門、内藤彌次衛門、同小一郎、都合一千七百餘人を籠置給ふ。又秀頼の方よりは若狹少將勝俊を伏見の西の丸にいれをかる。是は城中を内府方に恣にさせじとの事なり。

六月十六日、家康公會津御征伐の爲に、大阪を立せ給ふ。京大阪境處々の貴賤男女、御出陣の行粧を見んとて、枚方、伏見、大津の邊に群集しける。御供の御家人には、酒井左衛門尉、同宮内少輔、大久保加賀守、同治左衛門、本多美濃守、同内記（後號出雲守。）奥平美作守、同大膳亮、同藤兵衛、本多彌八郎（後號上野守。）平岩主計頭、小笠原上野介、松平玄蕃允、戸田左門、同釆女正、青山常陸介、同伯耆守、松平和泉守、阿部備中守、本多豐後守、高力左近大夫（後號攝津守。）大須賀出羽守、内藤三左衛門、松平内膳正、天野三郎兵衛、石川長門守、本多縫殿助等、すべて三千餘人とぞ聞えし。御家人の外相從ふ人々には、織田有樂、子息河内守、山名禪高、福島左衛門大夫、子息刑部大輔、舍弟掃部頭、池田三左衛門、子息新藏（後號武藏守。）舍弟備中守、同吉右衛門、長岡越中守、同與一郎、同與五郎、舍弟玄蕃頭、淺野左京大夫、生駒讃岐守、堀尾帶刀、同信濃守、中村彦左衛門（式部少輔名代）黑田甲斐守、蜂須賀長門守、京極修理亮（後號丹波守。）秋山右近大夫（後號美作守。）筒井伊賀守、田中兵部大輔（後號筑後守。）子息民部少輔（後號筑後守。）山内對馬守、有馬法印、子息玄蕃頭、徳永法印、子息左馬助、金森法印、子息出雲守、眞田安房守、同伊豆守、同左衛門佐、石川玄蕃頭、加藤左馬助、藤堂佐渡守、同宮内少輔、富田信濃守、宮部兵部少輔、

小出遠江守、一柳監物、古田兵部少輔、稻葉藏人、分部左京亮、九鬼長門守、市橋下總守、桑山伊賀守、同左衛門佐、同相摸守（後號伊賀守。）龜井武藏守、寺澤志摩守、天野周防守、津田長門守、同小平次、古田織部正、山城宮内少輔、佐藤三河守、佐久間河内守、田丸中務少輔、山岡道阿彌、同主計頭、三好爲三、同新右衛門、同越後守、松倉豐後守、石川伊賀守、戸川肥後守、浮田左京亮、赤井五郎八、同少五郎、（後號兵庫頭。）岡田助左衛門、丹羽勘助、遠藤左馬助、疋田正五郎、中村半左衛門、大島雲八、同茂兵衛、船越五郎右衛門、平野遠江守、舍弟九左衛門、池田備後守、子息彌右衛門、西尾豐後守、水野六左衛門（後號日向守。）同藤十郎（後號主膳。）長谷川甚兵衛、金松又四郎、沼兵右衛門、佐々淡路守、堀田若狹守、落合新八、森宗兵衛、中村又藏、同孫右衛門、能勢惣左衛門、甲斐庄喜右衛門、清水小八郎、川村助左衛門、寄尾平左衛門、柘植平右衛門、佐久間久右衛門（後號備前守。）舍弟源六（後號大膳。）祖父江法齋、多羅尾久八、鈴木越中守、庄田小太夫、同小左衛門、溝口源太郎、松波半右衛門、堀田權八郎、間久左衛門、伊丹兵庫、村越兵庫頭、加藤平内、別所孫次郎、奥山治右衛門、本多因幡守、神保七三郎、田中清六郎、秋山右近、福留平左衛門、杉原四郎左衛門、野尻彦太郎、仙石式部少輔、水野河内守、伏屋新助、佐々喜太郎、有岡修理亮、林丹波守、渡邊筑後守、山中三河守、岡江雪、同平兵衛、施藥院等都合五萬五千八百人とぞ記しける。

○家康公は、伏見に一日御逗留有て、十八日伏見を御立、廿日勢州四日市場より御船に召され、三州佐々島に着せ給ふ。廿一日岡崎城主田中兵部大輔吉政御膳を奉る。廿二日同國吉田御晝休、池田三左衛門輝政晝の御膳を奉る。同夜遠州白須賀御止宿。廿三日同國濱松御晝休、堀尾信濃守忠氏晝の御膳を奉る。同夜同國中泉御止宿。廿四日佐夜中山御晝休、掛川城主山内對馬守一豐晝の御膳を奉る。同夜島田御止

宿。廿五日駿府の城に御着なり、中村式部少輔病氣に依て、名代横田内膳一丸に於て晝の御膳を奉る。廿六日沼津御止宿。三枚橋の城主中村彦右衛門一榮御膳を奉る。廿七日相州小田原、廿八日藤澤、廿九日鎌倉、七月朔日金澤御止宿。翌二日江戸の御城にいらせ給ふ。諸大名は追々に御後より發向す。

○長政大阪天滿の宅にて、かねて家臣母里太兵衛（後號毛利但馬。）栗山四郎右衛門（後號佐渡。）宮崎助太夫（後號織部。）を近付てのたまひけるは、内府公關東へ御下向の後、若騷動の事あらば、内府公御身方の大名の屋敷に、定て番をつけ、妻子を人質として城中へ取入べし。（秀吉公の時より、天下諸大名の妻子を大阪のめん／＼の屋敷に人質に置たり。）いかにもして、我が母上と妻とを、ひそかに恙なく、本國に下すべし。城中に人質にとらるゝ事なかれ。然ども、亂いまだ出來ざる内に、本國に下す事、是又然るべからざる事なれば、時節を考へ、いかにも忍でひそかに下すべし。若忍び出る時、敵に見とがめられ難儀に及ばゝ、四郎右衛門、太兵衛は、隨分敵を打拂て、母上と妻とを難なく通すべし。其上にてものがれがたくば、助太夫は我母上と妻とを害して後自害すべし。四郎右衛門、太兵衛は、いかにもして身を全くすべし。必卒爾の働すべからず。助太夫は必敵と戰ふべからず。いかんとなれば、敵と切むすべば、敵をうたんとのみ思ひて、相具したる人をわすれ、又敵を追ゆけば、中を隔てらるゝものなり。母上と妻とを敵に生捕られなば、長き我が家の恥辱なるべし。かまへて此旨を守りて、違背すべからずとぞ仰付る。太兵衛四郎右衛門は、今度關東御出陣の御供申さんと乞けれども、汝等は母上につけ置なれば、中津へ御供申て下り、如水へ忠を盡すべしとて、關東へはつれ給はず。よのつねの大將ならば、出陣には勇士を一人にても多くつれたくこそ思ふべきに、長政勇猛にて敵をおそれぬ人なれば、宗徒の家老兩人をも殘しおかれける。長政先手の士頭には、後藤又兵衛、黒田三左衛門、旗

本の奉行は、小河喜介（後號内藏允。）なり。其外數多召具せらる。九州皆敵國にて、如水小勢なれば、心元なく思ひ、又母上内室を守護せしめ、敵にうばはれざるやうにして豐前へ下さん爲、宗徒の家人共大阪に殘し置、長政七月五日伏見を立給ふ。

○石田治部少輔三成は、家康公關東へ御發向の後、やがて居城佐和山を出て大阪へ行、諸奉行と相談し、安國寺をかたらひて、毛利輝元をすゝめ身方とし、其外諸大名小名といひ合せ、内府を亡し奉るべき謀を定め、秀頼の爲兵を起すと稱し、諸國へ廻文を遣し、兵を催しける。其比治部少輔に與して、大阪に在し人々、幷に七八月の間、追々に大阪へ馳集る輩には、毛利中納言輝元、同宰相秀元、筑前中納言秀秋、備前中納言秀家、島津兵庫頭義弘、立花左近將監統虎、安國寺惠瓊、鍋島信濃守直茂、五島大和守、小西攝津守、毛利壹岐守、中川修理大夫、太田飛驒守、熊谷内藏允、垣見和泉守、早川主馬首、毛利民部大輔、毛利伊勢守、生駒雅樂頭、蜂須賀阿波守、平戸法印、高橋主膳正、有馬修理亮、相良宮内少輔、秋月長門守種長、高橋九郎、伊藤民部大輔、筑紫上野介、久留米侍從秀包、長曾我部土佐守、關長門守、宗對馬守、堅田兵部少輔、増田右衛門尉、長束大藏大輔、平塚因幡守、戸田武藏守、脇坂中務、小川左馬助、朽木河内守、南條中務、木下備中守、原隱岐守、本村惣左衛門、村上左衛門尉、石川掃部、高田小左衛門、増田作左衛門、九鬼大隅守、都合其勢九萬七千七百餘人とぞしるしける。此外畿内、中國、北國、東國より集り來る軍勢を合せて、凡十五萬七千餘人とぞ聞えし。毛利輝元、増田右衛門尉は、大坂に在て秀頼を守護し、且處々の手分をぞせられける

○長政關東へ下り給て後、石田治部少輔亂を起し。大坂殊の外騷動す。長政の家臣母里太兵衛、栗山四郎右衛門相談していはく、かねて、長政公仰られしごとく、如水長政の内室、此屋敷に其儘居給はゞ、必

敵の方に人質に取べし。敵にとられぬさきに、かねて町屋へ忍て出し置奉りて後、中津へ下し申さんと議定しける。大坂七與の頭の中、郡主馬首宗保は、(後號和泉守)昔年如水伊丹の城にとりこめられ給ひし時、心をそへまゐらせし加藤又左衛門が子玉松の爲には母舅なり。斯樣の由緒ある故にや、如水、長政かねて懇意にし給ひ、彼も其心を察しまゐらせ、長政の家臣栗山四郎右衛門に諸事密談し、此節女中を城内に人質にとるべきとの趣をも、はや、四郎右衛門に内通しける。是に依ていよ〳〵急に大坂を立のき給ふべき謀を決しける。後日に長政是を聞給ひ、殊に感喜し給ひける。筑前拜領の後、かねての約束にて、主馬が子供の内勝次郎とて、十八歳に成しを召よせ、近習に召仕はれ、名を正太夫と改め、怡土郡の内青木村にて知行三百石を賜り、慶長十九年大坂御陣に、わづかの小勢にて御供し給ひし時も、正太夫其隨一たり。其後正太夫は追て祿を加へらる。隱居の後友山といひ、子孫相つづいて、五千石の地を領し、後には家老職となれり。其比天滿の所に、納屋小左衛門といひて、長政の屋形へ出入する商人あり。もとは奉行人にて有しが、かひ〴〵敷たのもしげなる者なりける。母里太兵衛に殊に心安く馴たる者なりしかば、いかにもして、兩人の内室を小左衛門が家にかくし置くべきよし語りけるに、小左衛門たやすくうけあひ、兩人の御内室、是へ御越あらば、内藏に入置まゐらせ候はんとぞ申ける。又我寢所の板敷を、疊一疊敷ほどうがち、下には疊を敷、世上騒がしく成て、若尋ね來る人もあらん時は、其下に兩人をいれ、上には板疊を敷て、隱し候樣にこしらへ置ける。長政の屋形には、既に遠見の番付たりと見えしかば、太兵衛、四郎右衛門相談し、門より忍で出し申さん事叶はじとおもひければ、屋形のうら風呂屋の壁の下をうがち、太兵衛夜にまぎれ、身にはあら布の古きかたびらを着し、商人の姿になり、かねてより商人の賣物をいるゝしがかごといふ物を二もとめ置て、二人の内室を俵につゝみて、兩方に入まゐらせ、賣物を入たる樣にこしらへ、太兵衛棒にて是をになひ、彼壁をうがちたる所より、夜中に出しまゐらせける。此時太兵衛家來惠良又左衛門、太兵衛に付てはたらきける。大道をば通らず、うらの川端の葦原の中を通りて、納屋小左衛門が許に行とゞき、此よしをひそかに告たりければ、小左衛門かねて定めしごとく、二人をおくの内倉にいれ、隱しおきまゐらせ、下人にも此事をしらせず。朝晩の食事も、小左衛門夫婦しのびてすゝめ

まゐらせける。かくて二人の內室は、からうじて屋形をのがれ出給ひ、六七日こゝに留り給ふ。此間の艱難甚しかりし事、たとへていふべきやうもなかりしとかや。其間太兵衞は、小左衞門近隣にあり。宮崎助太夫は、二人の內室屋形を出給ひし時より、後に付そひて來り、すぐに小左衞門所に在て守護しける。二人の內室中津川に歸着の後、小左衞門が此節のはたらき、忠義の親切なりし事を如水聞給ひ、甚感稱せられ、九月七日自筆の書を贈りて、厚く謝し給ひ、母里、栗山其外宗老よりも、おの〳〵如水感喜し給ふ旨、書を以申遣しける。又長政より其忠節を感じ、十月十二日折紙を以是を謝し、褒美として豐前國において知行百石宛行はる。其後筑前入國したまへる翌慶長六年三月廿日、鞍手郡の內大熊村にて、知行百石宛行はれ、翌年十二月廿三日、同郡新入村にて百石宛行はるゝよしの判物を賜る。其後世上物さはがしく成て、士五十騎ばかり、鐵砲二百挺ほど、都合六百人許にて、長政の屋形を取卷、長政の母儀、幷內室は此內におはするか、留守居は何某有之ぞととひけるに、四郎右衞門申やう、甲斐守母、內室いかにも是に居申候。留守居は栗山四郎右衞門と申者にて候。毛利殿へ此よし御申候はゞ、さる者有と御存じある事も候べしとぞ申ける。寄手是を聞て、扨はくるしからずとて、定番を付置、日夜油斷すべからずとて、大勢は歸りける。其後城中より使者來り、母上、內室誠に內に居給ふか、見知たる人を遣し見すべき由申ければ、四郎右衞門申けるは、士の女房のつら吟味は、成まじき事にて候。殊に甲斐守も秀賴公へ御奉公のため、關東へ下り候處に、今更何事に依てかくは御うたがひ候ぞと申ければ、使者申けるは、實にも甲斐守殿秀賴公に對し、二心は有まじけれども、諸大名衆の內室をも見せ申候間、見知りたる女を遣し、物かげより、そと見せ申べしと申ければ、四郎右衞門、內心にはかねて思ひまうけたる事なれば、他の女を見せんと思ひながら、甲斐守罷歸り、いかなるとがめに逢はんもしらず候へども、其儀にて候はゞ、女を見せに御越候へと申ける。使者歸りて此由を語る。かねて見知りたる女をたづねけるに、如水の內室の若き時見たりといふ女あり。又長政の內室の十二歲の時見たりといふ女有けるを、尋ね出

しつれ來る。四郎右衛門はかねて用意したる事なれば、二人の内室に似たる女を撰び出して備へ置、此時長政の内室に成し女は、病氣の體にして、蚊帳の内に居たり。此女、母は小笠原内藏助といひし信濃士のむすめにて、富樫某が妻となりて生める所なり。母後家となり居たるを、さがしと名付て、母子ともに簾中につかはれしを、長政の内室輿入の時付さし給へる者なり。後に筑前に下り、伊丹九郎左衛門が妻となれり。彼見に來りし女は、一間をへだて、その間の物かげより、遠ながら見せければ、紛れなき兩人の御内室にて候と申て歸りけり。扨こそ毛利輝元も、增田右衛門尉も、よき人質ありとて悦ばれける。如水より兩人の内室のむかへ船に、母里與三兵衛をのせて上せられしかども、天氣やあしかりけん、おそく着て來りあはず。此折ふし播州家嶋の船頭太郎左衛門後號梶原氏。大坂に來りしが、孝高播州に居給ひし時より、運漕の用を聞たる者にて、もとより心安き者なればとて、彼が廻船をかり、兩人の内室をのせ出さんと約束しける。太郎左衛門たやすく請合、艤（ふなよそひ）をして待居たり。大坂の城より往來の人を察せんため、福島の下、傳法河、木津河兩方へ流るゝ岐に、早船をうかべ、兵具を立並べ、百人餘取乘て、小船をも二艘うかべ置、非常をとがめ、女を通さゞりければ、兩人の内室を下すべきやうなし。かゝる所に家康公へ同意の諸大名の内室を、大坂の本丸に人質にとり入んとて、七月十七日、先細川越中守忠興の屋敷。城邊近き所なればとて大勢を遣し、人質にとらんとす。越中守の家老、言を盡して詫言すといへども許さず。既に兵共奥へ亂れ入て、内室を捕へんとする處に、内室傍に在し女に語り給ひけるは、我今敵の手にわたり、城中に入て諸人に面をさらしなば、大なる恥辱なるべし。又越中守殿、家康公への忠義のさはりとも成ぬべし。所詮我一人死なんにはしかじとて、自害せられければ、越中守の家臣小笠原備前、河喜多石見などいふ者、門をさして防ぎ戰ふといへども、寄手大勢なればかなはずとて、屋形に火をかけ切腹す。越中守の内室は、明智日向守が息女なりしが、父にはかはり、義ある婦人にて、死して佳名を殘し給へり。

此後は是にこりて、諸大名の內室を城中へ取んとはせざりけり。此戰の時鐵砲の音夥しく聞え、城近く火事出來たるを、彼番船の者共見て、いそぎ小舟に乘て馳行ければ、番所には人すくなに見えけるが、太兵衛、四郎右衛門、かねて番所の透間を見よとて、小舟一艘福島の上に付置けるが、其者いそぎ太兵衛が宿所へ行て、此由を告ければ、太兵衛よき透間なりと悦て、いそぎ二人の內室に、只今船にのせ申さん由を申ける。かねて用意したる大なる箱に、二人の內室をいれ、小左衛門が、うらの川より小舟にのせ申、太兵衛是を守護し川へ下る。（此舟は、兵庫の右近左衛門に內意を賴み置けるに、右近左衛門父子小舟を用意し、大坂に上りて、內室の下るを待居たるとかや。）太兵衛は大の男にて、大力の剛の者なりしが、大身の鎗の長さ二尺六寸餘あるに、熊の皮の杉なりの鞘をはめ、青貝の柄の長さ七尺五寸二分ありけるを持せ、健なる若黨十五人引具しける。もし番所にて難儀に及ばゞ、敵たとひ大勢なりとも、打破つて通し申さんと思ひける。旣に番所に着ければ、太兵衛船より飛下り、番所の頭に菅右衛門八といふ者、元來知人なりしが、彼に打向ひて、在所に用事有て罷下り候。船の中心元なく候はゞ御改候へとて、彼大身の鎗を自身持て立たりける。相從ふ郞等も皆太兵衛が跡に付て、一所に打寄並居たり。此時番所の者共、さこそ船の中心もとなく思ひつらめ。されども、太兵衛が氣色よのつねの者に非ず、すぐれたる勇士と見えければ、其勢におそれ、若異儀に及ばゞあしかりなんとや思ひけん、何條かはる事か候はん。船中改め申に及ばず、いそぎ御通り候へと申ければ、兩人の內室は、虎口の難をのがれ、事故なく通り給ける。かくて傳法に下り、かねて用意したりし梶原太郞左衛門が船に、二人の內室をのせ申、宮崎助太夫などの付したがひて下りける。（二人の內室屋形を出給ふ時、女中にもしらせず忍びて出しまゐらせければ、長政の內室の召つかひ給ひける局一人、（齋藤甚右衛門後號性安。妻の母淸水氏なり。）小女一人（名はまん）跡なしたて忍び出、小左衛門が家に往たれども、いづくに居給ふとも見えざりしに、助太夫かの內藏の內にと指さしければ、二人の內室俵に入て汗水に居たまふを見て、かやうに忍び出させ給ふも御身を全

うせん爲なるに、此甚暑に御身もたへがたく、御命もあやうく見えさせたまふさて、助太夫をうらみ、俵より出しまゐらせ、瓜などひやしてすゝめまゐらせける。助太夫からやまとの故事など引て、武士の女中は、かやうの艱難をもしのぎたまはずしてかなはざる事なりとぞ申ける。其後二人の女中は、すこしも内室の傍をはなれまじきと思ひしが、又いかなる隙にか、小左衛門が家を出して、船にのせまゐらせたれば、二人の女中跡より小左衛門が家を出、こゝかしこ案内をもしらぬ道をたどり、やう／＼に傳法に至り着けれども、のるべき舟もなし。あきれ果て、今は身をなげんとしけるに、芦原の内そよめき出たるを見れば、本船より二人の女中をのせん爲に、むかひの船來りしかば、よろこび其の船にのり、内室の乘たまへる船に追付き供しける。かくて兵庫に至りて泊船し給ひ、船より下りて、右近左衛門が家に入て滯留し給ふ。右近左衛門かひ〴〵しくはたらき、家の板敷をきり破り、其下にかくし置きまゐらせける。大坂よりの法令きびしく、女中をかくし置たる者は、重く罪科に行はるべきよしにて、度々吟味ありしかども、右近左衛門すこしも身命をいとはず、五六日も留置まゐらせ、順風吹しかば、乘船したまひ、此時梶原太郎左衛門が船に乘給ふといひ、又中津川より迎船來りあひて乘給ふともいふ。道すがら人すむ港には船をよせず、夜を日に續でゆきけるが、七月廿九日には、豐前中津川にぞ着にける。母里太兵衛は、いかゞしたりけん。内室の船に乘おくれければ、本の宿に歸り、其後泉州堺へゆき、船をかりて追付けり。栗山四郎右衛門は、陸より播磨の室まで行て船にのり、中津に下りける。天滿の屋形の留守には、四宮市兵衛といふ者をぞ置ける。市兵衛後號藏人。其後如水長政の内室、天滿の宅を出て落失給し由、大坂の城へ聞えしかば、奉行衆より四宮市兵衛を召よせ、行先を申べし。若しわだかまり候はゞ拷問すべき由、きびしくとはれけるに、市兵衛答ていはく、主人の妻女兩人出奔の儀存じ候はゞ、拙者一人殘り留るべきやうなし。供仕らでは叶はざる事に候へども、わざとかくし申候や、拙者聊存ぜざる儀に候。いかに拷問被成候とも、可申上やうも無之候。たとひ存候へばとて、主人の妻女の落行候行先を、いかでか白状申べき、此段御料見もあるべし。御城より其爲御番衆を付おかれ候間、御番衆に御たづね被成候へと申ければ、市兵衛申分道理や立けん、ゆるされて歸りけり。

大谷刑部少輔吉繼は、陣用意のため、又城をも堅固にせんとて、我が居城越前の敦賀へ下る。若年より石田三成とおなじく太閤の左右に近侍して、交甚深かりけるが、先日治部少輔此大事を起さん爲、大坂へ行きし時、旣に會盟せしかども、彌軍評定の爲、佐和山へ立寄ければ、石田甚悅てもてなしける。大谷がいはく、能々思案するに、此事我等にしらせ給はゞ、内府を討べき計畧あるべきに、今に至ては勝利有べからず。石田がいはく、何とて左樣にのたまふぞ、今度の軍負べき理あらず。身方に屬する人々、東には上杉、佐竹等、西は毛利、宇喜多、小早川、島津。長曾我部、小西等をはじめ、大名小名數をしらず。我義兵を起す事をきかば、關東にて同心の大名多く出來るべし。畿内西國は元來身方の國なり。伏見の家康の城、幷近國に有之、内府方の城は、打手の大將旣に定れり。九州には大友義統に本國豐後を返し賜はり、差下され候へば、黑田如水、加藤主計頭等敵をなさば、豐後の七人衆の内、幷毛利壹岐守等くはゝりて、是をほろぼさんに難儀有べからず。又伊豫に加藤左馬助留守居あり。是は河野本國なれば、秀賴公より彼國を賜はりて差下さるゝ間、能嶋の者共屬して難なく打取べし。先はやく内府に屬する城々を悉攻おとし、畿内近國幷西國を平げて、秀賴公を守護せば、家康上洛おもひよらざる事なり。内府奥州へ着陣あらば、跡より大軍を催して下り、海道筋の内府方の城々を攻取て、江戸へ押入べし。然る時上杉佐竹奥州より勢を盡して切て出、前後よりさしはさみ打ならば、家康父子をほろぼさん事、掌をさすがごとくなり。若又家康景勝と合戰せずして、早く上方へ發向し、萬一身方一戰に打負るとも、退て大坂の城に楯籠り、毛利、宇喜多、小早川、嶋津、其外身方の大勢後攻をせば、家康たとひいかなる武畧を以戰はるゝ共、身方打負る事有べからず。大谷がいはく、其謀成就すべからず。我貴殿に問べし、貴殿答へ給

へ。夫當代の天下に大名の高位にして、大身なるは誰ぞ。石田答ていはく、家康也。問ていはく、今天下の大名武畧すぐれ、久しく戰になれて、弓矢の功者は誰ぞ。答へていはく、家康也。問ていはく、天下の勇士多く持たる大將は誰ぞ。答ていはく、家康也。問、仁愛ふかくして、家人思ひ付たるは誰ぞ。答て曰、家康也。問ていはく、天下の英雄の心をとりて、諸大名多く方人に持たる大將は誰ぞ。答ていはく、家康也。大谷がいはく、此五は一として御邊の及ばぬ所なり。是家康に對して軍を起さば、勝べからざる所なり。此事はやゝ我に告給はゞ、家康伏見に居給ひし時、何とぞ謀も有べきに、今内府我方人すべき諸大名を多く引具し。軍兵大勢引つれ、其領分關東へ下り、たとへば虎の山に靠り、龍の水を得たるがごとくなる勢になれり。八ヶ國を領し、天下の勇士を多く持、天下の諸大名思ひ付て、付隨ひたる人を討んとて、御邊一人纔の身上にて、此大儀を企給ふ事不覺の至なり。太閤の御時にさへ、家康を討給ふ事成がたかりし故、長久手合戰以後和睦に成て無事なり。いはんや今幼君として、彼を亡し給はん事思ひもよらず。幼君はみづから大將となり給ふ事ならず。毛利殿、宇喜多殿、小早川殿、島津をはじめて、多くの諸大名、貴殿の下知には隨ふべからず。然る時は大將もなき寄合勢、評議定まらず、下知をきかずして、軍法を立ずんば、敗軍すべき事必定なり。家康は大名にて人多く持、小身の時よりあつく士卒を愛し、賄内の子にも跡をたて、祿をたまはる。或は長病狂人にても所領をとりあげず、仁愛を厚くせらるゝ故に、諸人思ひ付て一命を輕んず。殊に家康弓矢功者にて、士卒も久しく戰になれたり。彼と戰て勝利を得ん事有べからず。然ども我等諫を聞給はずして、是非軍を起すべしとなれば力およばず。某持病有て目はみえず、人並に用にたつほどの事こそなくとも、御邊を見捨てば義理の闕る所なり。殊に秀頼公の御

爲と思へば、一命を奉るべしとぞ申ける。

○大坂西の丸家康公の御留守居　佐野肥後守以下五百餘人居たりしを、敵の方より悉追出して、伏見の城に遣し、輝元西の丸に移り居らる。去程に大坂より先伏見の城を攻取べしとて、筑前中納言秀秋、嶋津兵庫頭、幷安藝中納言輝元の家人、備前中納言秀家の家人、增田右衛門尉、長束大藏が家人等に、大坂弓鐵砲の者相加り、都合四萬三千餘人伏見の城へ押よせ攻近付ける。城中の兵力を盡して防戰ふさいへども、四方一里に餘りたる城に、わづか千八百餘人籠りたれば、此城たまるべうもなかりける。爰に伊賀幷江州永原の者共。松の丸にありけるが、忽に反逆して、松の丸より敵を引いれ、火をかけゝれば、筑前中納言の手の者共亂入る。城中の兵防ぐに便なく、士卒大半討死し、あるひは並居て腹を切、八月朔日伏見の城沒落す。城をば悉燒拂ひける。

○大津の城主京極宰相高次は、元來內府公の御方なりければ、家康公今度御下向の時、名代として家老山田大炊助を關東へ下されけるが、上方亂國となりしかば、居城小勢にて隣國に大敵をうけ、且要害あしくして、久しく城を持こたへん事叶がたく思はれければ、一旦の計に石田に與し、其勢二千餘人濃州へ向はれしが、秀賴方の下知に依て、加賀國大聖寺の城の後詰として指遣しける。是を幸として、九月朔日道より取て返し、江州米原より船にのり、むかひの地西近江へあがり、加賀へはゆかずして、比良の高峰の麓を通り、大津に歸城して楯籠り、大津の町を燒拂ひ、松本邊に逆茂木を引、相坂山に柵をふり、往來の道をさしふさぐ。大坂方より是をせめんとて、久留米侍從秀包、立花左近將監統虎、筑紫上野介、南條中務、石川掃部助、多賀出雲守、青川藏人、秀賴の弓鐵砲の衆、增田右衛門尉が家人是に加りて向ひける。伏見大津は天下の要地なる故、京都邊に敵を籠城させ、せめおとさではあるべからずとて、築

山をつき、井樓をあげ、三井寺の上なる茶臼山より石火矢をしかけ、櫓を打破る。されども城中よりきびしく防ぎければ、攻かねてみえし處に、秀包、統虎計畧にて、三井寺にて大木を切、橋の板にこしらへ、鎧の上にせおひ、後向に成て城に攻入ければ、九月十二日二の丸を乘取、本丸ばかりにて三日持こたへける。此時寄手も大勢討れけるとぞ聞えし。かゝる處に毛利輝元、增田右衛門尉相かはり、大津の城にあづかひをかけ、關ヶ原の合戰を專一に働べしとて、高野山の木食上人を使として、降參有べきよし城中へ云入ければ、京極高次力盡て、九月十六日城をあけ渡し、三井寺の雲光院に入、其後高野へおもむかれける。此後關が原の軍、内府公打勝給しかば、高次は高野の麓より立歸らる。今一兩日城を持こたへば、忠義功名二ながら全からんに、本意なき事ならずや。

○其外内府公の御方に屬しける城々　勢州阿濃津の城主富田信濃守、内府公に從て關東へ下りしが、内府公仰られけるは、今度東西の合戰場は多分美濃尾張の間なるべし。然れども勢州の通路心安からざれば、身方不自由ならん。其方はいそぎ本國へ馳上りて、忠節を盡すべき由仰ければ、富田下野の小山より、内府公に先立て本國へ上り籠城す。是には毛利宰相、吉川藏人などぞ向はれける。富田力を盡し防ぎ戰ふ。寄手より矢文を以和議を調へ、富田は落髮し城をあけ渡す。亂しづまりて後、富田は召出され本領をたまはる。同國松坂の城主は、古田織部正也。是も家康公御供にて關東へ下りしが、本國に歸て籠城す。鍋島信濃守是をせむ。然れども鍋島は家康公へ畧内通有し故、遠攻にして近づかず。伊賀の上野の城主筒井伊賀守も、内府公の御方なれば、關東より籠城せんとてのぼりける。其間に留守居の者はやく城を敵にあけ渡し、新庄越前守請取之。伊賀守途中にて是を聞、本意を失ひしが、關が原に行て内府公へぞ屬しける。伊勢の長島の城は、福島掃部助、是も

關東より歸て是を守る。小勢なるに依て、山岡道阿彌、江州甲賀の兵を率して、是にかはる。是をば大坂方より原隱岐守おさへとして、太田の城に在て相戰ふ。勢州今尾の城は、市橋下總守これを守る。高木八郎兵衞大坂より來り是を攻ける。丹後國田邊の城は、長岡幽齋、同玄蕃頭籠城す。小野木縫殿助等將として、但馬丹後の勢七千餘人、七月二十日より押よせ攻戰ふ。後に勅使として三條大納言殿下り給ひ、和議調ひ城をあけ渡しける。幽齋は當代歌學ほまれ有て、殊に古今集の傳授此時此人に在しかば、命を救ひ給はんとの勅使なり。（或云烏丸光廣卿、勅使として下り給ふ。）

○石田方へ同心の城々、江州水口の城は、長束伊賀守是を守り、伊勢の龜山の城は、岡本下野守是を守る。同國神戸の城は、羽柴下總守是を守る。同國桑名の城は、氏家内膳正是を守る。又九鬼大隅守、菅平右衞門等は、船手より彼方此方に徘徊し、伊勢尾張の海邊、内府公の津々浦々に放火し、亂暴狼藉なる形勢なり。亂しづまりて後、九鬼は熊野の奥に隱れ居たりしを、尋出され斬罪に行はる。

筑紫へは大友義統を中國より大坂へ召よせ、毛利輝元、增田右衞門尉はからひとして、本國豐後を賜り、大將として下さる。又加賀國前田肥前守は、内府公の御方に屬し、奥州の手合のため、越前國へ打出ると聞えければ、石田方より丹羽左京亮長重、山口玄蕃頭正弘、加賀國大聖寺と小松と兩城にて、是を相支へける。

黑田家譜卷之九終

黑田家譜巻之十

○同年（慶長五年）七月十九日、秀忠會津表御發向のため、江戸を立せ給ふ。先陣は御家例なれば、榊原式部大輔なり。相從ふ人々には、松平下野守忠吉、蒲生藤三郎秀行、皆川山城守、酒井左衛門尉、眞田伊豆守、松平甲斐守、井伊兵部少輔、本多中務大輔、日根德次郎、石川玄蕃頭、森右近、仙石越前守、多賀左近將監、水谷左京、山川民部等なり。

家康公は七月廿一日江戸を御立、廿四日には下野の小山に着せ給ふ。常陸國佐竹右京大夫義宣は、敵とも身方とも分明ならざれば、家康公より島田治兵衛を遣され、其趣を聞せ給へば、家康公に對し別心無之候。然ども大坂に人質を置候故、會津に發向成がたき由の返答なり。使者いはく、今程上方爭論に候に、何とて左樣に御緩やといへば、義宣答へて、上方に於て石田治部少輔軍を起し、關ヶ原へ攻下る由に候間申なりとぞ述られける。是より以前、石田三成内府公關東御下向の跡にて、計策を廻し反逆を企る由、風聞有といへども、實いまだたしかに顯れたる證據なかりしが、廿四日に上方よりの飛脚小山に到着し、治部少輔内府公を討奉らんとて謀をめぐらし、諸國の軍勢を催し集め、内府公御方の城々へ人數を指遣す由、告來りければ、秀忠公は下野國宇都宮まで下り給けるが、是を聞給て、蒲生藤三郎を景勝がおさへとして、宇都宮に殘しおかれ、小山へ御歸り、諸大將も小山に集る。（宇都宮より小山へ七里半有）長政は御先手として、宇都宮まで下り給ひしが、是も福島左衛門大夫同道にて、内府公の御陣所小山まで歸り、家康公に拜謁せられ、諸大將に、今度先景勝御誅戮然るべきか、又景勝をばさしおきて、上方を征伐せらるべきか、各所存を聞召度由仰出されければ、福島左衛門大夫、黑田長政、德永法印は、景勝御誅戮をば閣さし置、只防の兵を御殘しおかれ候て、先上方を御征伐然るべき由

申上られける。其外の諸將も多くは同意の返答なり。然らば先上方御誅伐有べきにきはまりける。今度上方に於て合戰の手立、又は敵方をすゝめ導て、御方とせん謀をとひ給へば、長政其計策を獻せらる。又井伊兵部、本多中務を以、諸大將に仰出されけるは、若此内通徒へ同心の輩有之に於ては、急ぎ馳上りて敵の方に加るべしとぞのたまひける。此時諸將をあつめ、合戰の地を評議し給ふ。あるひは内府公は江戸に在城し給ひ、箱根を要害として、敵の來るを待て防ぎ戰ひ然るべしと申もあり。井伊兵部申されけるは、内府公は駿河に御本陣を据られ、遠州濱松に秀忠公御在城、三州吉田に本多中務、榊原式部、井伊兵部、岡崎に下野守殿をおかれ、尾州清洲に福島左衛門大夫、かくのごとく段々につなぎの城にたて籠り、敵來て清洲の城をせめば、三州より切て出、敵三州へ來らば清洲よりたすけ、其外の諸大名先手に在て、爰かしこよりさしはさみうつべし。其後時節をうかゞひて、上方へ御進發なされ然るべき由申されける。然ども諸大將を御先へ遣され、美濃尾張に陣をはらせ、其後家康公御自身東海道御發向なされ、濃州邊にて御合戰有べし。秀忠公は江戸へは赴き給はず、小山より直に上野を經て、信濃路を上らせ給ふべきに定められ、一方の御進發評議一决せり。其後諸將各人質を江戸へ遣しける。又會津表の手當として、結城宰相秀康、並蒲生藤三郎秀行、下野、常陸の兵を以、結城、宇都宮を堅めさせ給ふ。是は上方御進發の後、上杉景勝奥州より打て出、跡をしたひて上方勢と前後よりさしはさまば、難儀なるべきかとの御遠慮なり。又伊達陸奥守政宗は、家康公上方より關東御下向に先立て、奥へ下られしが、是も上杉、佐竹おさへの爲に其まゝ殘しおかる。諸大將追々に御先へ發向すべきよし仰出さる。福島左衛門大夫居城は、尾州清洲にて戰場の手先なれば、早々馳上り、城を堅固に守るべしと仰付られけるに、長政も左衛門大夫と同道にて罷

上り、清洲にて御上りを待奉るべき由申上られければ、尤然るべしと仰られ、兩人共に御先手として馳上られける。先陣福島左衛門大夫正則、加藤左馬助嘉明、黒田甲斐守長政、細川越中守忠興、田中兵部大輔、筒井伊賀守、藤堂佐渡守、京極修理進、御目代には本多中務大輔、井伊兵部少輔を相そへられ、七月廿六日小山を立、井伊兵部少輔直政は所勞有て跡よりぞ上られける。二陣は池田三左衛門輝政、淺野左京大夫幸長、有馬玄蕃頭、松下右兵衛、山内對馬守、堀尾信濃守、池田備中守、一柳監物等なり。三陣は蜂須賀長門守、生駒讃岐守、寺澤志摩守、金森出雲守等也。二陣三陣追々小山をたつ。すべて此度御先に馳向ひける軍兵五萬餘人、八月中旬迄に尾州に着、清洲名古屋の近村處々に陣をぞ取たりける。

○爰に徳永法印壽正、内府公の御前にて申けるは、今度上方の敵、西國大名定て數を盡して出張すべく候へば、天下の安危只此一擧にあり。誠にゆゝしき御大事にて候。但今度上方の敵は大將もなき寄合勢也。安藝中納言、筑前中納言、備前中納言、此三人は分國に大小ありといへども、同位の國持なり。岐阜中納言秀信は、小身に候へども、信長公の嫡孫を心に挾て、人の下風に立べからず。然ればいづれを大將とも定めがたければ、たがひに威勢をあらそひて下知を聞べからず。又三成はいかに奉行顔をして人にほこるとも、彼が下知にしたがふ者有べからず。左あらば同位の傍輩の下知にしたがふ事を無念におもひて、御方に參る者も有べし。たとひ降參せずとも、諸大將心々にふるまひ候はゞ、軍勢一同せずして戰に利有べからず、然らば今度の御合戰御勝利うたがひなしとぞ申ける。徳永は美濃國案内者なれば、是も御先へとぞ遣されける。徳永法師は福島左衛門と同じく發向す。左衛門大夫は清洲の城主にて、先陣を仰せられ、黒の御馬を給はる。徳永法師には的額の御馬を賜りける

○長政既に小山を立給て後、家康公御用ある由にて、俄に奥平藤兵衛貞治を御使として、長政を追懸呼

返すべしと仰付らる。藤兵衛は奥平美作守貞政叔父なり、關ヶ原陣にて討死す。藤兵衛武州厚木といふ所にて長政に追付、其由を告ければ、長政士卒をば厚木に殘し置、人數少々召つれ、又小山へ參り給ふ。厚木は大磯の乾の方四里にあり。民家多き宿なり。此時長政江戸へは寄給はず。小山より直に武州の中道を上り給ふ。故藤兵衛も此道を追懸行しなり。内府公御對面有て御悅斜ならず、終夜軍の御相談あり。甲斐守召つれたる供の下部迄馳走すべき由仰付らる。家康公長政に御尋有けるは、福島は何方へ心を屬し候や。秀吉にしたしき者なれば、敵方には成まじきかとのたまひける。長政申されけるは、左衛門大夫事、御方に屬し可申と存候。常に石田と中あしく候間、治部少輔にはよもしたがひ候はじ。若不慮に治部少輔が計策に欺かれて、野心出來候とも、某道理をつくしていさめ申さば、などか承引仕らでは候べき。此儀においては御心やすくおぼしめされ候へとぞ申上られける。家康公かさねて仰られけるは我等濃州邊まで發向せば、道々の城をかりて宿すべし。若敵濃州邊にて相待たば、彼邊別に我在陣すべき要害なし。福島が居城清洲は、濃州近き所なれば、敵陣のあり所により、清洲に久しく在城する事有べし。其間城をかし候へかし。いかにもして貴方才覺を以、福島異議に及ざるやうに申てたべとぞ仰ける。長政申されけるは、尾州邊御上着の刻、御居城なくしては、堅固に御座有まじく候間、清洲の城へ御入なされ可然候。城をあけ申事福島同心仕らぬ事は候まじ。若異議に及び候共、能く申開同心させ申すべしと申上られける。家康公大に悅びたまひ、長久手御陣に召れししだの御かぶと、梵字の采配采配の柄に梵字ありを長政に賜り、此度大事の時節なれば、諸事よろしき樣に賴みおぼしめさるゝとの御意にて、長政御いさま賜り、翌日發行の時、長政へ黑毛の御馬二疋、すぐれて大長なるに鞍おかせ、諏訪部惣左衛門を御使として、ひかせ賜りける。家康公よりの仰には、美濃國は大河多し、河には大長の馬よきなければ此馬にのられ候へとの御事なり。此二疋

の御馬は大長にて、心もいさみつよき故、川越にめさるべきとて、殊に御秘藏の御馬にて候を賜る事、誠に深切の御志なる由惣右衛門申ける。かくて長政仰を承り、いつそぎ馳上られける、或は長政に給りたるは黒毛の御馬一疋なり、今一疋は八州黒毛とて此前六月六日、長政拝領の時下されたる馬にて、此度の行軍にも此馬にのりて来り給ひ、長政より三左衛門に贈り、三左衛門合渡を渡せしも、八州黒毛なりといへり。此時御馬二疋賜りしこと古来いひ傳へ侍れど、此説も又さもあるべし。又曾祭の御甲、梵字の乗馬も、猶四の時賜りしといふ説は非なり。古来のいひ傳へにもたがへ、此兩種は先度出陣の首途に賜る事誠に大に規模なる物なり、猶様の時賜ふべき物にあらず。清洲に着、福島に逢て、内府公御上りの刻、城をあけかし奉り候へと申されければ、福島こたへていはく、一二宿の儀ならば異議に及ぶべからず。久しく居城あけ候事、多くの家人の妻子等までも、悉く路頭にたゝずみて、若は敵にとらはれ恥をさらすべし。武士の戰場にのぞむは、家をわすれてこそ戰にもいさむものなれ。我が家人共戰場に臨(のぞん)でも跡に置たる妻子の居所心もとなく思ひ候はゞ、合戰のさはりとも成ぬべし。惣じて城を持は敵をふせぐのみならず。且はかやうの時妻子を心やすく籠置んためなれば、此儀においてはいかゞあらんと申されければ、長政聞て、貴殿ののたまふ所道理なきにあらず。然どもよく〳〵思案をめぐらし給へ。今度、内府公濃州において敵と御合戰の事、天下の安否(あんぴ)此一擧(きよ)にあり。各我等が身の上は申に及ばず、妻子等まで生死の定まる所、大事の合戰不可過之。内府公御のぼり有て大敵を引受、此地御在陣の間、惣大將の御居城なくして野陣を取給て、敵に心やすく思はれあなどられなば、身方のよはり敵のつよりなり。是に依て若し内府公御勝利なく、敵勝にのらば、貴殿の城を失はるゝ事はいふに及ばず、各我等妻子迄も、殘らず敵の爲に殺されて大なる恥をさらすべし。願(ねが)はくば家人妻子等しばらくの窮屈を堪忍し、城外へ出し置き、内府公を城にいれ奉らば、貴殿の忠功は莫大(ばくだい)にして、内府公此城に籠り給ひ、諸大將先々へ動かば、軍勢の根ふかく堅固(けんご)くして、士卒必つよく戰を勵(はげ)むべし。我等存ずる所は、貴殿より好(この)んで城を

かし奉るべしと申され然るべきなり。其故は貴殿は太閤の舊恩有人なれば、内府公の御うたがひを散せんため、わざと城をはなれて、二心なきしるしを見せ參らせられ候はゞ、内府公も御心安く感悅し給ふべしと申されければ、福島理に屈し、此儀我等思慮の及ばざる所、貴殿の異見ことはり至極せりとて、難澁なく此城をかし奉るべき由申されければ、長政即江戸へ注進せらる。家康公聞給て、若尾州に逗留せば、居城なくては如何かと思ひ煩ひしに、甲斐守才覺ゆへ、福島同心せし事御望のまゝなりとて、御悅斜ならず。其比海道の城持は、駿府に中村式部少輔、遠州掛川に山内對馬守、濱松に堀尾信濃守、三州吉田に池田三左衛門、岡崎に田中兵部大輔、尾州清洲に福島左衛門大夫也。

○諸大將尾州に着て、人馬の足をやすめ、美濃國へ攻入べしとて、評議まち／＼なりしに、長政並福島正則申されけるは、濃州の内に敵方の城多ければ、先脇城共を攻落さば、助勢の頼もなくなりて、敵の氣を奪ふべし。就中岐阜の城をせめ落さば、西國の寄合勢、勇氣屈して御方に參るか、又は聞おちして逃上るべしと申されければ、おの／＼此儀尤とぞ同じける。かゝる處に八月十四日諸將清洲に會して、軍の評議ありけるに、諸將、内府公の御發向を待て戰をはじめんとて、岐阜の城責をいそがず。されども内府公江戸御出馬の御沙汰なければ、諸將待かね居給たりしに、其後内府公より、村越義助を御使として上せられ、諸將の苦勞を慰さめ給ける。家康公義助に仰られけるは、先手の諸將若し我が出馬をとはば、風氣にて延引す。出馬の日限はかりがたしとばかり答ふべし。それにて諸將心得る旨有べしとぞ仰付られける。義助八月十三日江戸を立、夜を日に繼で上り、尾州に着て、先井伊兵部、本多中務に語る。兩人聞て御出馬の事御風氣にて日限しれがたきよし答へ候はゞ、諸將無二の忠勤明白なるに、御うたが

ひ候て御出馬御延引のやうに相聞へ、然るべからず。只、諸將大將の苦勞を慰め問給はんため、御見廻の御使としてのぼられたるまでにて、御出馬なき故は語るべからず。諸將尋ね問はゞ、只やがて御出馬有べしといひて然るべしと申しける。其夜義助思案しけるは、才智か武略の人る御使ならば、我等を指越さるべきにあらず。兩人の遠慮尤なりといへども、君命に背て、兩人の指南にしたがふ事本意にあらず。たゞ内府公の仰のまゝに答ふべしと思ひ、翌朝清洲にて諸大將に向て、御口狀を述終りしに、案の如く諸大將、内府公御出馬はいつ比ぞとゝはれしに、内府公の御教のごとく、御風氣にて御出馬いつともしれがたき由語りければ、井伊本多はかねていひしに相違したりと思ひ、おどろきたる體なりける 諸大將此旨を聞ける中に、加藤左馬助嘉明申されしは、今迄は御出馬いかゞして御延引被成にやとのみ不審し、各御先手の一はたらきをはじめざる事、此方などの油斷に心のつかざる儀、面目なき仕合なりとぞ申されける。福島左衛門大夫は、左馬殿申さるゝ所道理至極に候。我等第一の御先手に任て、家康公の御遠慮を察せざる事、是非に及ばず候。急度岐阜の城をせめ申べく候。か樣に申候上は、先陣はそれがしうけたまはるべしとぞ申されける。今度内府公、江戸より御發向遲くして、先手諸將の一戰の功を見給て後、御出馬あるべきとの御意持誠に深き御遠慮なり。敵は寄合勢にて、同位の大將多ければ、たがひに威をあらそひ下知する者なくして、人の心定まるべからず。又石田が下知につかん事無念に思ひて、身方に參り度思ふ者有べし。戰なくして日數を經ば、必敵の機屈して、其間に降參する者多く出來るべしとおぼしめされ、其上敵は秀頼の命と稱して、關西の大軍馳集る。内府公の御先手の諸將は、皆故太閤舊恩の臣なれば、御心もとなく思召れ、若違變して敵方にならば、御上り有ての戰成がたければ、諸將一戰を遂

て、彌其二心なき所をあらはさば、先手の勝負によらず、急に江戸より御發向あるべしとの御心持なりけるとぞ聞えし。人無遠慮則必有近憂といへり。凡家康公の御智謀の遠くしてふかき事、皆この類なり。

○石田治部少輔は、既に內府公御身方の城々に兵を差遣し、八月十六日居城佐和山を立て、濃州大垣へ出る。備前中納言、筑前中納言、嶋津薩摩侍從、嶋津中務、小西攝津守、福原右馬助、熊谷內藏允、垣見和泉守、相良宮內少輔、秋月三郎、高橋主膳、丸毛三郎兵衛、木村惣左衛門、同傳藏等其外石田方の諸將追々に馳集る。治部少輔等、岐阜中納言秀信卿を相語らひ、國中の士卒をもかり催し、岐阜と大垣とを根城にし、いにしへ不破の關有し大關の邊に關所をすえ、海道をさしふさぎ、西國北國の往來を打とゞめ、其勢遠近に振へり。大阪其外國々より馳集る敵の軍兵、東は岐阜、西は山中、南は南宮山、北は伊吹山の麓まで、六七里の間に充滿し、野にも山にも陣を張る。初は其勢十一萬八千六百八十人と聞えしが、其後又馳加りて、凡十四萬餘人にぞ成にける。內府公へ志を通せし上方の御身方より、關東へ飛脚を立て、上方の形勢既に大事に及び候間、東國の軍をさしおかれ、いそぎ御進發有べしと、頻に急を告る事、櫛の齒をひくがごとし。此時天下の萬民、聞者魂を消て、こはいかに近年既に天下しづまりて、兵革の事もなかりしに、世は又大亂に成ぬ。各いかなる禍にかあひ、いかなるうき目をか見んずらんと、あやぶまぬ者はなかりけり。

○さる程に、諸將日々清洲に會して軍の詮議せしに、長政福島など申されけるは、內府公御出馬御延引の事ひとへに我等油斷より起れり。とかく諸將敵方と手切のはたらきこれなき內は、內府公御出馬有べからず。いざや先岐阜の城を責落して、御出馬をいそぎ申さんとて、八月廿二日に尾越川を越え岐阜に攻い

らんと定めらる。尾越川の上下二手に分つ。河上は岐阜へちかく、川下は岐阜へ遠し。福島左衛門大夫、黒田甲斐守は、今度先陣をうけたまはりければ、川上よりかち渡せんとす。池田三左衛門一手は搦手なれば、川下を舟にて渡らんとぞ定められける。然る所に井伊兵部、本多中務相談して、福島に語ていはく、貴殿は今度の先陣なれば、先を爭ふ人有べからず。然りといへども、池田殿は他國の人にて、船渡不自由なるべし。貴殿は當所の城主にて、近邊皆領地なれば、舟筏自由なるべし。願くば貴殿の勢は尾越を舟にて越され、池田殿其外の勢は、川上をかちにて渡られば、内府の御ため可然と存する也と申されければ、福島道理に屈していはく、然らば我等川下より船渡を仕るべし。然れ共川上は岐阜へ近ければ、川上より渡したる方へ敵はやく出合て防ぐべし。かく有て搦手より若合戰をはじめば、我等先陣をうけたまはりたる詮なくして、恥辱なるべし。此儀いかゞと申されければ、井伊本多答ていはく、池田方の一手川上を渡り、軍法を堅めて戰をはじめず、先陣の來るを待て戰ひ然るべしと云。其儀ならば苦しからずと、福島池田相談して、決定し約を定む。是に依て川下尾越の渡に向ひける人々には、福島左衛門大夫、黒田甲斐守、長岡越中守、加藤左馬助、京極修理大夫、田中兵部大輔、子息民部大輔、藤堂佐渡守、生駒讃岐守、蜂須賀長門守、寺澤志摩守、筒井伊賀守、井伊兵部少輔、本多中務 其勢都合一萬六千七百三十餘人也。河田の渡海に向ひける人々には、池田三左衛門、池田備中守、一柳監物、堀尾信濃守、山内對馬守、松下右兵衛尉、有馬玄蕃頭、淺左京大夫、金森出雲守等、其勢都合一萬八千二百五十餘人なり。八月廿二日卯の刻に、川上川下より相圖の狼煙をあげて、双方けぶりの合たらん時、一度に川を越べきとの議定なり。

○八月廿二日卯の刻、福島、黒田、長岡、京極、加

藤、藤堂、田中、井伊、本多、等尾越の渡へ馳着て、川上の相圖の烟を見れども見えず、鐵砲の音夥く聞ゆ。扨こそ昨日の約を變じて出しぬかれたり。さらば川を渡さんとて、尾越の渡に打臨みけるに、川西にある竹が鼻の城主、川端に土手を築き、大筒を仕かけ防ぎける故、川下へ押廻り、加賀の井村に行て、川を渡して進んとす。此邊は福島左衛門大夫領地なれば、かねてより川船を多く集めさせ、次第〳〵にむかひへ乘渡しける。やがて敵城竹が鼻の下へおし寄ける。此城には杉浦五左衛門、毛利掃部等籠りける。長政の兵其城下の堀際近く旗をおしならべ、一面に立てせめいらんとす。城中より旗を目當にして、長政の手に頻に鐵砲を打かけゝれば、長政の旗奉行毛屋主水といふ者、旗を左の方より次第に退けて、段々に縱さまに長く立、人數をも長く備へければ、鐵砲にあたる者すくなかりき。福島正則是を見て、毛屋が旗の立樣よろしき由感ぜらる。毛利掃部は福島左衛門大夫と親しかりければ、御方に參るべき由乞て、二の丸を明渡す。本丸は杉浦五左衛門堅固に防ぎ戰ひ、寄手きびしく攻けれども、要害よき城なれば、卽時には沒落せず。されども城中の兵次第にうたれければ、杉浦城に火をかけ切腹す。殘る兵は夜中に城を出て岐阜へ入ける。寄手の人々は門出よしと悅で、岐阜をさしてぞ馳行ける。

○川上を渡しける池田三左衛門等は、同日の早天に川を渡しける。岐阜の城へ攻よせんとする事敵へ聞へしかば、是を防がんために、岐阜中納言秀信二千餘人を率し、みづから馬を出され、加納の東川手村の閻魔堂にひかへて、同國上有知の城主佐藤才次郎、岐阜士には百々越前守、木造左衛門佐、飯沼十左衛門等を主大將として、騎馬五六百、足輕千人ばかり指遣されける。其勢新加納と大野の間にひかへ待かけたり。池田三左衛門、其外川上の勢、川田の渡を渡しける時、岐阜より出ける兵、弓鐵砲を雨の降るごと

く放ちかけければ、身方の兵うたるゝ者多かりけり。されども是を事ともせず、池田一柳其外の勢次第次第に川を越ける。新加納にて敵身方入亂れ戰ひける。鎗太刀の勝負たがひに多し。岐阜勢多く討れ、引色になりける時、佐々彌三郎といへる秀信の物見の使番、新加納より川手村へかけもどりて、秀信に申けるは、敵大勢川を渡てたゝかひ半に及候。身方既に引色に成候間、敵多分に追打に仕るべく候。敵大勢にて身方對揚すべき勢にて無御座候間、いそぎ岐阜へ御引取被成、城を堅固に御持候て、大垣よりの後詰を請て、敵を御退治然るべき由申ければ、秀信力及ばずして、岐阜へ引返さる。身方勝に乘て敵をおひ、岐阜へ付入にせんとて、川手村の西、あら田の橋まで追かけける處に、敵取て返しつよく防ぎ戰ふ。かくて夕陽も既に傾きければ、身方今日の軍は是までなり。窮寇追ふ事なかれとて、あら田の橋より引返し、其夜は茅嶋新加納邊に陣をとる。

○新加納の合戰におくれを取し事、岐阜中納言本意なく思ひ給ひ、廿二日の夜軍奉行有司等を召寄、明日の合戰は木戸を枕とし、必死に極めはげみ戰ふべしと下知せらる。新加納へ向ひたりし岐阜の兵討死したる者多し。あるひは今度俄にかゝへられし新參者共は大形落行、十の内纔に三四ならでは殘らず。かくては危き籠城とは思ひながら、爰かしこ人數の支配をぞせられける。

○翌廿三日未明より、河上河下より越たる諸軍、岐阜の城へおしよせける。大手の先陣は福島左衛門大夫、搦手の先陣は池田三左衛門なり。岐阜の城は險要の地にて、大手には七曲百曲などゝいふ切所あり。其上櫓をあけて鐵砲を隙なく打かゝる。搦手は深谷險岨にして、獸も走る事を得ず。かゝる所なれども、寄手はげしく攻寄て、搦手池田三左衛門は、既に山の後に廻り、本丸の下荒神の森にせめ入りぬ。福島左衛門大夫は、大手の門際迄攻寄けるが、木造左衛門

ならびなき勇士にて、大手の樓門にあがり、金の扇を以て士卒に下知して防ぎ戰ひければ、たやすく攻入事あたはず。然る處に木造左衛門鐵砲にあたり、手負て倒れければ、身方勝に乘て攻入、右手の廓を破り、二の丸に攻寄る。秀信自害せんとし給けれ共、家老共いさめける故、二の丸より笠を出し降參をこはれける。池田は本丸の下まで攻入ける故、秀信卿を請とらんといひ、福島は大手の先陣なれば、我請取んとあらそひけるを、井伊本多のあつかひにて、福島手に請取れける。岐阜は其日の午の刻落城す。秀信既に降參を乞給て後、心いそがしき時なるに、俄に硯料紙を取よせ、今日の戰に忠をはげましける諸士に、感狀を書て賜りける。此人いまだ弱冠にも滿ざる年なれども、さすがに信長公の嫡孫なりとて、皆人感じける。池田三左衛門、福島左衛門大夫より、城番として家人を籠おかれける。秀信は警固の武士數十人に打圍まれ、岐阜の城を出て、上加納といふ所にゆき、一向宗道場のかすかなる所におしこめられ給ふ。池田三左衛門はもとより信長公の家人なりしかば、舊君の思をなして秀信を尊敬す。秀信は信長公の嫡子城之介信忠の嫡子なり。信長公の孫にて、家康公もうとからず思召ければ、此亂に石田に與せられずば、國主になるべき人なるに、知慮もなく逆徒にしたがひ、家をほろぼされし事、遺恨多き事なりとぞ人々申ける。其後福島左衛門大夫預りて淸洲にしばし居られしが、家康公より命を助けられ、高野山に遣され、翌年山上にて病死し給ひけるとぞ聞へし。

○身方にはかねてより兩日代諸大將詮議して、岐阜城攻の時若大垣より後詰の勢寄來らば、黑田甲斐守、藤堂佐渡守、田中兵部大輔、生駒讃岐守、戶川肥後守、堀尾信濃守等は、岐阜の城に向はず、後詰の敵を防ぐべしと定められける。去ほどに翌廿三日未明より、諸軍岐阜の町口に追々押寄る。長政おもへらく、我

等大垣より後詰の出るをのみ待居て、岐阜へ向はずして、若大垣より後詰出ずんば、岐阜の手にもあはず、又後詰の敵にも戰はずして、手を空しくせん事本意なかるべし。大垣より後詰のいまだ出ざる内は、先岐阜の寄手に加りて戰ふべし。若大垣の兵出たらば、はや〳〵告げ來るべし、岐阜を捨ていそぎ馳向はんと物見を遣しをかる。此人々は下の瀨を渡したれば、岐阜への道はるかに遠し。其上夜もすがら岐阜へ押ゆかれしが、夜中にて方角不案内なれば、夜明てやう〳〵岐阜近邊まで押付らる。寄手先陣既に大手口にて戰をはじむ。長政は福島と一所にならんとて、岐阜の町までおしつめ見給ふに、先手の人夫小荷駄等夥しく町々をふさぎければ、俄におしぬけて通る事成がたし。左あらば道を廻りてなりとも、先手と一所に押つむべき由にて、追々道筋を見せに遣されければ、使歸りてはや二の丸の塀際へ諸勢攻寄たる由申ける。左あらば廻りて行着時節には城落べし。

人の跡に付て若手に合ずんば本意なかるべし。定て大垣より後詰の勢も漸來るべしとて、廿三日の朝岐阜の町を出、合渡の方へこゝろざし、長柄川の堤にそうて、川下の方へ馬をはやめて向はれける。田中兵部大輔、藤堂佐渡守、生駒讃岐守、寺澤志摩守、戶川肥後守、桑山相摸守、村越兵庫頭も馳付ける。案のごとく石田治部少輔、小西攝津守、嶋津兵庫頭、備前中納言は、岐阜の城既に寄手攻來り、事急なる由を聞て二萬餘人を引率し、合渡川の西の宿、川田の邊まで馳來り、川より西にひかへける。御方の諸將既に合渡の東の河邊に着せしかども、秋水漲湧て白浪洋々たり。げにも東國にて數すくなき大河なれば、左右なく渡すべきやうぞなかりける。爰に田中兵部大輔は、此川に淺瀨のなき事は有まじ。尋ね來れとて徒武者にいひつけ、金子を多く渡し、淺瀨を尋ねさせられける。其者合渡川の渡の川上十町ばかり加賀島といふ村に行て、家々を尋ねけれども、土

民共は兵亂におそれ、悉逃出て一人もなし。爰に梅が寺瑞雲寺とて禪寺の有けるに入て、其僧を賴み金子を與へ、淺瀨の所をとひ來りしかば、田中は加賀島の上に行、淺瀨の所を渡されける。長政はわざと敵陣近き方へ進んで川下の方へ馳行て、合渡の宿の東の川端湊といふ所まで行給しかども、其邊は川のよどみなれば、猶水深くして渡りがたし。川上に淺き瀨有と聞て、士共少々召連自身淺瀨の所を見んとて、川上の方へ二町ばかり馳ゆかれけるが、田中先手の兵川上より旣に川を渡らんとて川端に臨みけるを見て、田中に先を越られては云がひなしとて、卽其處藤內瀨より川へ乘入給ふ。長政の家人は下の舟渡の塲、湊といふ所に集りひかへ居たりしが、長政より此方へ來るべきよし使行しかば、兵共我先にと長政の跡に馳付て、さしも深き大河を舟なくてぞ渡しける。半渡りし時川向に敵多く鏃を揃へて待かけたり。長政是にもひるまず、敵の多き方へ向て渡し給けるを、家臣後藤又兵衛是を見て危しと思ひ、向には敵多く鏃を揃待候間、わきへ向て御渡し候へと申さんと思ひしが、長政平生の勇氣を知て、敵つよきといはゞ、いかでか其方へ向はでわきへはむかひ給はんと思ひ、長政に向て是は何とてあしき方へ向ひ給ふぞと云ければ、長政後藤が方を睨と顧みたまひ何と我向ふ方あしきとはいかゞとのたまふ時、後藤申けるは、只今向ひ給ふ方に待かけたる敵は皆雜兵にて候。よき敵は此方に居候　とて敵のすくなき方を指ざしければ、長政さらばよき敵のある方へ向はんとて、側なる方へ向て渡し給ふ。此時黑田三左衛門は少し川下より渡しけるが、大音をあげて、今日合渡川の先陣は黑田甲斐守なりと、再三呼はりける　後藤又兵衛は川上を渡しけるが、是も大音揚て黑田甲斐守內後藤又兵衛今日の先陣なりとぞ名乘たる。敵より來る鐵砲雨のふるごとしといへども、長政いさんで進み給へば、諸卒少しもひるまず渡しける。田中と長政と

は、河をば一度に渡されけれども、田中ははるか川上より渡しければ、敵のある方へは遠し。長政は川下を渡されし故、敵陣に近くして川向にてはやく敵にあひ給しかば、諸手にすぐれて先陣をぞし給ける。後陣の諸將は是を見て、黒田に先を越されて無念なりとて、我も〳〵とあらそひ馬をすゝめて馳來り、淵瀬の考もなく、打入〳〵渡しける間、水に溺れて死する者も多かりけり。長政は既に川を越て、後陣の勢いまだつゞかざる先に、敵を一當あてゝ追散さんと思ひ、合渡の町の西へ押廻り、胴勢にひかへたる治部少輔が旗を目がけ、横合に討べしと馳行給ふ。田中藤堂も跡よりつゞかれける。此時長政の勢は千餘人には過ざりけり。敵は大軍なり身方は纔の勢なれども、長政何の猶豫もなく突てかゝり給へば、石田、島津、小西等が勢しばし支へて防ぎ戰ふ。長政は身方の諸軍に先立て戰ひ給しが、石田が家臣渡邊新之介を自身討取給ける。又治部少輔が軍奉行林半介といふ者と鎗を合せ、しばしたゝかひ給ける處に、長政の家臣小河五郎、（小河三河の子、後に久太夫と號し、剃髪して宗雲と稱す。）速に馳來り、半介と馬上にて組でおち、即首を取て指上ける。五郎今年十六歳、若年也といへども、其働すぐれたりとて殊に感じ給ける。長政後陣のつゞくを見て力を得、いよ〳〵いさみたゝかひ給へば、敵の軍法正しからずして、後陣より色めき立てり。島津小西是を見て、麾をとり直し、敵は小勢なるぞ。陣を堅く守りて敵に敗らるゝなと下知しけれども、後陣の勢其後を取きられぬ先にとや思ひけん。裏崩して引退ければ、前陣もこらへずして引立ける。黒田、田中、藤堂、其外の身方一戰に利を得て、三方より勝鬨を作りかけ〳〵、喚叫で追懸ける。此時又備前中納言、石田治部少輔は、麾を取て敵は大勢にてはなきぞ。返せやかへせ兵共とて、馬の足を取直して、下知しけれども、大勢の引立たる慣なれば、一返しもかへさず、我先にと難所をも嫌はず、大垣をさし

て引退ける間、あるひは追討にうたれ、或は堀、池、深田に落入て討るゝ者夥し。合渡より呂久川まで二里の間に、手負死人の多き事、其數をしらず。黑田、田中、藤堂、いづれも長追をばせずして引とられける。

長政の家人に、神吉小介と云ふ小臣あり。今日の戰に長政諸軍に勝れ、治部少輔が備に一番にかゝり給ひし時、小介眞先に進でかけ出、今日の一番鎗神吉小介と名乘て、敵のむらがつて待かけたる中へ乘入たり。敵共鋒をそろへて突ける程に、鎗數多にて小介を中に取こめ突ふせける。續て駈ける兵には、菅六之助、平松金十郎、（後號村山角右衛門）海津市左衛門等一同にかゝりける。敵陣より來る鐵砲横雨のふるがごとし。此者共鐵砲にひるむなど、たがひに言葉をかけ合せ乘行ける。其跡より松浦八左衛門乘來りけるが、やがて引返す。先にすゝめる兵共是を見て、八左衛門鐵砲におそるゝか、きたなし、武士はやめよといひける所に、又跡より武者一騎駈來るを見れば長政なり。長政はいつも敵に向ひ給ふ時のくせにて、白泡をかみたれつゝ、我につゞけ兵共と下知して、中早に乘行給ふ。八左衛門も其跡より付來る。八左衛門は長政の供せんとて跡へ返したるなるべし。右の人々長政の眞先に乘ふさがり駈行ける。長政やがてたゆみなく乘入給ければ、家人も皆つゞきたり。田中、藤堂の勢も追々に駈來る。此時たゝかひ急なれば、敵共神吉小介が首とるべき隙なくして捨置たり。軍散じて後小介か下人是を扶け起して見たりければ、十餘所手負たれども、皆淺手にて死せざりしかばやうやうに介抱し、長政の前につれ來りぬ。小介高聲に長政に申けるは、今日の一番鎗は拙者にて候と申せば、長政聞て勿論の事なり。手負は氣を張て物いへば氣よはるものなり。能く保養すべしとて、人を付置てねんごろに看病せらる。

長政の家臣黒田三左衛門は、合渡の川の東より川向を見渡し、白しなひの指物さしたる武者を鐵砲にて打とめける。かゝる所に石田が勢の中に朱の枝釣の指物をさし、青の大馬に乘たる武者、諸勢に先立て陣中を驅廻り、其さま人に勝れ、諸人目を付けるを、三左衛門是を見て、長政にむかつて今日あの朱の元ずりを指たる武者をば、我等うち取候べしと、諸人のきく所にて高らかに申ければ、長政聞給て鳴呼がましき廣言かな。軍の勝負は時の仕合によるものなり。もし彼武者に驅合ずば、只今の言葉と相違せんものをとて、以の外にしかり給ふ。其後長政より家人に使を給り、河を渡すべしといひ遣されけるに、三左衛門やがて河へ乘入、深き淵をもきらはず、一文字に河を渡しける。長政此日、家康公より下野の小山にて賜りたる二疋の御馬の内、一疋はみづから乘て河を渡し給ふ。一疋は三左衛門に賜りて乘ける。三左衛門今年二十歳勇氣さかんにして、殊に逸物の馬に乘たれば、心づよく河を渡して、彼武者を必討取べしと思ひしにや、河向より早く鎧の毛付をしたりけん。かくて河を渡し、むかひにひかへたる敵の中へかけ入戰ひける。敵引退きける程に、三左衛門彼毛付したる武者を心にかけ、只一騎驅行ける處に、合渡町の出はづれに、敵の足輕共數多のきをくれ、芝居して鐵砲をかまへ居けるが、三左衛門がかけ來るを見て、我等は足輕にて候。よき敵はあれへあれへと手を指けるを、三左衛門思ひけるは、我をやりのべ跡より鐵砲にてうたんとて、かくはいふなるべしとおもひ、何の猶豫もなく足輕の中へ馬を驅入、鎗にて一兩人突倒し、縱横にたゝき立ければ足輕共ちり／＼に逃行ける。足輕を土手に當て突通しけるに鎗の鋒尖にあたりてをれたり。それをもしらず、早く敵を追行けるが、彼の枝釣の指物さしたる武者、郎從數多つれて引退きけるを、十

間許前より詞をかけゝるに、敵も馬引返し鎗をかまへけるを、小川の有ける所にて追つき、聲をかけて突けれども、鎗の鋒をそれたればとほらず。三左衛門やがて乘ちかへ、無手と組でどうと落、首をかける處に、三左衛門家人荻本忠兵衛といふ者、敵の首を取て提げ追付來りける。又長政の家臣林太郎左衛門、堀久七、益田與介など、追々に馳付て、先刻川むかひより毛付をして打とらんといはれし時は廣告のやうに思ひしに、其言をたがへず比類なき手柄殊に武冥加に叶ひたる人かなとぞ感じける。軍はてゝ後、かぶと付の首にえづりのさし物を添て、長政の實檢にそなへたりしかば、長政感悦し給ふ。三左衛門が討取し武者は、石田が足輕頭に村山利介といふ者なりと、生捕の者共申ける。

野口藤九郎（後號佐助）は、長政の馬の先にたち、治部少輔陣の方に進みしが、敵陣より鐵砲十挺ばかり一度に放ちかけければ、目の上左の額のはづれ、左の肩さき、三所疵を蒙る。されども淺手なれば死なず。然る所に敵陣より黑糸の鎧を着たる武者一人、鎗を以て突かゝる。しばらく突合けるが、終に敵をつきふせ、首をとり、立あがらんとする所に、頭形の冑を着たる武者、透間もなく馳寄、刀をもつて野口か冑の頭穴を切はづし、朱のくり半月の立物を筋違に切おとし、右の肱に切付る。薄手なれば立あがり、小脇指を以て敵のうつ太刀をうけあげ、無手と引組、草摺のはづれを二刀刺通し、取て引ふせ首をとる。敵の郞等近づく所を、野口が家人是に渡し合せ、切ふせ首をとる。長政馬をのりよせ見給て、其戰を感ず。野口が疵より血多くながれ出るを、拭ひ候へとてしぶ手巾を賜りける。

林太郎左衛門は、後藤又兵衛、黑田三左衛門など、同じく川を渡しけるが、川向の堤に馬をのりあげけるに、やがて堤下にて敵と鎗を合せ、黃じなひに

南無阿彌陀佛の名號のさし物さしたる騎馬の武者を突おとし、首をとらんとて、馬よりおり立けるを、長政右の方の堤の上に馬をのりあげ給ひしが、是を見て直に見たる上は、首をとるに及ばずと仰ける。然れども敵猶生てや有らん、とゞめをさゝんと思ひ、太刀を拔て立寄しに、案のごとく敵猶生て有しが、寢ながら太刀を拔てはらひけるに、右の手に疵を蒙りける。然ども其敵の首をば打おとしぬ。後日の證據にせんとて指物をば取ける。平松金十郎も敵を討て高名しける。南畝源太郎は、長政の馬の前にて毛付の首をとり、高名せしが、其後やがて薩摩勢の中に乘入、討死しける。

○黒田甲斐守、藤堂佐渡守、田中兵部大輔は、敵を旣に大垣へ追はれし、それより直に赤坂の虛空藏山の近邊におの／＼陣をとる。明る廿四日には岐阜の城に向ひし諸將も、やう／＼赤坂へ馳來る。爰に赤坂の宿の南に當て、岡山とて三町四方許の小山あり。諸將兩日代相談有て、此山を家康公の御本陣と定め、陣城をかまへ、其山の四方諸將陣をとる。大道の北の山手には加藤左馬介、金森法印、藤堂佐渡守、筒井伊賀守陣をとる。赤坂と晝飯村の間、大道より北花岡山と云所に、長政陣を取給ふ。晝飯村には細川越中守、同東の大塚には、福島左衞門大夫陣をとる。岡山の近所、北には井伊兵部少輔、本多中務大輔、西牧野には堀尾帶刀、山內對馬守、淺野左京大夫、荒尾村には池田三左衞門、同備中守、長松村には一柳監物、東牧野には中村式部少輔、有馬玄蕃頭、磯部の森には田中兵部大輔、岡山より艮の方には、松平下野守忠吉陣をとり給ふ。凡岡山の近邊四方に、透間もなく諸軍勢陣を取て充滿す。關東よりの御下知なくば、大垣の方へ働くべからず、只陣をかたく守りて、家康公の御上りを待へしと仰遣されければ、諸將戰はずして空しく日を送りける。敵城大垣までは、其間わづか三十餘町なるに、大敵を置て、それに

もおそれず、要害もなき陣所に、八月廿三日より九月十四日まで、二十餘日對陣し、家康公の御上りを相待て、敵に氣を奪はれざる諸將の勇猛の程こそ不敵なれ。敵は大軍にて御方は小勢なり。其上身方の陣は城廓もなければ、内府公いまだ御上りなき内に、定て敵寄來らんずらんと、日夜用心隙なかりしかども、敵終に寄來らざりけり。

○長政赤坂に着給て後、如水の家人山中市内といふ者、豐前より使として長政の陣へ來る。長政父の書狀を拜見せられしに、石田治部小輔、上方において亂を起す由、大坂より告來りし故、如水中津に赴いて軍勢をあつめ、石田に與する敵地へ攻入、内府へ忠を盡さんと志せり。長政にも彌我と志を同くし、内府に屬し奉り、御下知に任すべしとの趣なり。長政彼山中市内を呼でのたまひけるは、先日より度々如水の御狀來りしかども、今度の御狀は殊に子細ある御文體なり。然れば汝苦勞ながら此書狀を關東へ持下り、内府の御目にかけ奉るべしと命せらる。山中うけごはずしていはく、筑紫よりはる〱是まて參りたる私を。又關東へ下るべしと仰られ候事御情なし、別人に仰付られ下さるべしと申ければ、長政以ての外にいかり給ひ、如水も我等もおなじく汝が主人なり。いよ〱違背せば其座を立せまじとのたまへば、山中申けるは、筑紫より參りたる苦勞にほこり、關東へ參るまじきと申上るにはあらず、私豐前を立申時、如水公すでに近國に御出陣の御沙汰おはしまし候を承候へども、君命なれば、ちからなく此地に馳參候。然るに近日此邊にても御合戰有べき由風聞有之候。則ち關東へ下り候へば、筑紫にても此地にても、御合戰の手にあひ申さず候故、關東へ遣され候事御情なきと申上る事にて候。然れば御身近く召仕はれ候人々には最負なされ、如水公へ召仕はれ候者には、御情もおはしまさゞるかと奉存、御ことはり申上由申ければ、長政怒をやめ、汝が申所尤

なり。關東へ下るべしといひしは誠にわが過なりとて下し給はず。赤坂において井伊兵部少輔陣所へ、彼如水より度々來りし書狀を數通遣されしに、直政其書を見て、長政へ書を送らる。其文にいはく、

自如水公此中貴樣へ參候御狀共數通被下候。拜見仕候。內府披見に入可申候。今度於御國本別て御精被入、殊御人數數多御抱被成、內府次第何方へ成共御行候はん由候。此節に御座候間、何分にも被入御情、又御手に可入所は、なにほども御手に被入候へど可被仰遣候。何事も面上に可申上候。恐惶謹言。

八月廿五日　井伊兵部少輔直政判

黑田甲州樣人々御中

○家康公江戶より濃州へ御發向の御事、子細有て猶豫し給ふ處に、八月廿三日諸將岐阜の城を攻落し、其上大垣の城より岐阜の後攻に出たりし敵を、長政を始として諸將合渡川を渡し、追討にして大垣の城へ追入たる由、即日諸將より早馬を立て、江戶へ注進せらる。其使同廿六日午の刻江戶へ着、家康聞給て即時に陣觸し給ふ。八月は小の月なれば間三日を經て、九月朔日御馬を出されける。石川日向守進出て、朔日は西ふさがりの惡日にて候。二日にさし延られ然るべきよし申上ければ、西塞を我往てあくるぞと仰られて、終に朔日に御立有けり。御勢二萬二千七百三十餘騎とぞ聞へし。岐阜合渡の合戰以前には、諸將度々飛脚を以て御出馬を御いそぎ候へと申上、御のぼりを待かねられしかども、家康公は先手に遣しおかれたる諸將の働を聞給て、御出馬有べきとの御心にて、悠々として待給ひしが、旣に岐阜合渡の軍の事を聞給ては、少も御猶豫なく、惡日をも嫌はず發向し給ふ。誠に緩急時宜にかなひたるなるべし。

○家康公より先手の諸大將に賜はる御書にいはく、

急度申入候。仍去廿二日萩原之渡同尾越被越候由候。殊に翌日岐阜に可被相動候由、井伊兵部、

本多中務申越候。尤存候。其元何樣にも各御相談無越度樣御行肝要候。出馬の儀も聊無油斷候間、御心安候。猶追々御吉左右待入候。恐々謹言。

八月廿五日　家康

清須侍從殿
吉田侍從殿
淺野左京太夫殿
黑田甲斐守殿
加藤左馬介殿
丹後宰相殿

○又諸大將に賜る御書にいはく、

岐阜城早々被乘崩、御手柄何共難申盡候。中納言先中山道可押上候由申付候。我等は自此口押可申候。彌羽三左御相談無聊爾候樣に働專一候。我等父子相待候て尤候。恐々謹言。

八月廿七日　家康御判

藤堂佐渡守殿
黑田甲斐守殿
田中兵部大輔殿
神保長三郎殿
秋山右近太夫殿
松倉豐後守殿
本多因幡守殿
生駒讃岐守殿
加藤左馬介殿

○此比、家康公より賜はりし御返書にいはく、

御狀令得其意候。備前中納言、島津、石田治部、小西、大垣に楯籠由に候。幸の儀にて候條、夜を日に續可令出馬候間、御談合候て無聊爾樣に尤候。我等參候條少しの儀御ひかへ候て可給候。猶期面談候。恐々謹言。

九月朔日　家康御判

清須侍從殿

黒田甲斐守殿

○江戸中納言秀忠卿は、搦手の御大將として、八月廿四日宇都宮を御立有て、東山道を經てのぼらせ給ふ。相したがふ人々には、榊原式部大輔康政、酒井左衛門尉忠重、森右近大夫忠政、大久保相模守忠隣、仙石越前守忠俊、上野筑後守、佐野修理大夫、本多佐渡守正信、眞田伊豆守信元、石川玄蕃頭康長、日根筑後守吉重、牧野右馬允貞成等、都合其勢三萬八千七十餘騎とぞ聞えし。

○秀忠公より長政へ賜る御書にいはく、

其以來不申入候間令啓達候。然者此中宇都宮に有之候て、境目丈夫に申付候間、信州眞田表仕置爲可申付、去廿四日彼地を罷立、今廿八日上州至松井田令着陣候。近日彼地へ押詰手置等申付、隙明次第可遂上洛覺悟候。將亦其地の樣子如何承度存候。猶追々可申入候。恐々謹言

八月廿六日　江戸中納言秀忠御書判

黒田甲斐守殿

○眞田安房守昌之、同左衛門尉幸村は、景勝御征伐の催促に隨て、會津の方へ發向せしが、上方の蜂起の由を聞、忽逆心して下野國犬伏の宿より引返し、信州上田の城にたて籠り、海道を防ぎける故、秀忠公是を攻んため、しばし留り給ふ。上田の城のおさへには、森右近大夫を殘しおかれ、夜を日についで上らせ給ふ。

○其後前田利家より長政へ來る書にいはく、

態飛脚を以申入候。仍今度濃州表爲御先手早々被二成御越一岐阜表の仕合、羽左羽越、加左馬より申來候。誠こゝち能仕合可申入樣も無之候。がうど川口迄治少罷出候處、御兩人川を被越、彼人數被追崩、數多被討捕旨、御手柄共候。就夫すぐに佐和山表可被押寄儀、彌其分に候哉、樣子承り度候。此表の儀一兩日中に小松表急度可相働覺悟候。猶追々可申入候。恐々謹言。

九月三日　　　　　羽肥前守利長判

黒　甲　州　樣

藤　佐　州　樣　　御陣所

○又秀忠公より長政へ賜はる御書に云、

今度於濃州表被及御一戰、敵悉被討捕、岐阜城即時被責落、其上爲加勢、石田治部少輔人數差越候處、是又無殘被打果、其外大垣の城楯籠候由、誠御手柄の段無比類儀共候將亦我等事眞田表爲仕置令出陣候。此表隙明次第可上洛候恐々謹言

九月五日　　　　江戸中納言秀忠

黒田甲斐守御陣所

○爰に長政つく〴〵東西の兵勢を校へ見るに、家康公古今の良將にて、相從ふ所の諸將も、亦皆一代の英雄なりといへども、敵方にも島津、小西、其外武勇の覺取たる者多し。殊に敵は大軍にて要害よき所に陣取たれば、內府公御上り御合戰あらん時、其勝負計がたし。いか樣にも計略を以て、敵の大名を身方に引いれ、反忠をさせずんば恐らくは御方の軍利有べからず。筑前中納言秀秋は、其家老平岡石見頼勝（一說政則）といふ者、我身に少內緣あり、（石見初の名平左衛門、長政の母の姉、上月十郎に嫁して、其子は黒田二郎兵衛といひ、二郎兵衛姉石見が妻なる故に、長政の母のめひむこなり。）其上筑前中納言、家人河村越前之正といふ者は、家老井上九郎右衛門が弟なれば、（越前は初長政に仕て井上平兵衛といひ、祿千石を領しけるが、故有て當家を退き、秀秋につかへて本知千石を賜り、物頭をつとめ、姓名を改て河村越前といへり。今當家に仕る河村六之助が祖父なり。）旁いひ遣すべき便あり。秀秋は筑前の國主なり、其上肥前肥後の內四部を領する大名にて大軍なり。其養父隆景以來武勇の家なり。彼をすゝめて御方になさば、御方の勝利となるべしと思ひて、家臣大久保猪之介、（後に久左衛門といふ。）神吉三八兩人を使者として、書狀を遣し、口上にも事の子細を申付らる。其大畧にいはく、家康公は古今無双の良將たり。其上に愛ふかくして天下歸服すべき器量あり。從ふ所の諸將又英雄多し。治部少輔一旦秀頼の爲とて、義兵の名をかるといへども、姦邪の小人なれば、其心は我天下を奪はんと

の計略ならん、其上天下の諸士思ひつかず。大軍あつまるといへども、諸將下知をうくる惣大將なき寄合勢なれば、おもひ〳〵の軍にて軍法立べからず。然らば必敗軍なるべし。若百に一も、幸にして一戰の勝利を得るとも、秀頼幼少にして治部少輔小人なれば、天下の人思ひつかずして、天下治まるべからず。願はくば秀秋、内府の御方にしたがひて、反忠をし給へかし。然らば　内府へ對し莫大の忠節なれば、本領はいふに及ばず、猶も所領を加へ賜りて、行末長く繁昌し給はん事疑なし。若同心なくしていよ〳〵治部少輔に與力したまはゞ、たとひ一戰に討死なくとも、生捕降人となり、死罪流刑にあひ給はん事是又疑なし。大勢の家人は猶以殘らず死亡誅戮に及ぶべし。惡逆人に與し給はゞ、身をほろぼし、國を失ひ給ふのみならず、末代まで惡名を流し給はん事、死亡の上の恥辱ならずや。貴家の存亡安危此時にあり。能く思案し給へかし。若中納言殿同心し給はゞ、内府へは我等よき樣に通達申べしと、平岡石見方へ云遣さる。長政より遣されたる書狀をば、若敵の見る事もや有なんとて、ほそく切て一二三の次第を書つけ、紙よりにし、笠の緒につけ、先にて紙縷を開き、次に次第よくして石見に渡しける。石見熟々と聞て打うなづき、大に喜悦しけるが、我等一人にてかゝる大事を取行はんもいかゞなればとて、同家老杉原伯耆に密談しけるに、杉原も此議尤宜かるべしと同心しける。平岡杉原此由を秀秋へ委く演説したりければ、秀秋も同心し、ともかくも汝等よき樣にはかろふべしとのたまひける。かくてたがひの内通相調ければ、兩方人質取かはし、かたく約議を守るべしとて、長政より菅六之助を使者として、家臣吉田小平次、（後宮内と云ふ。當年十八歲、其父は喜三兵衛といふ。播州より黒田の家臣なり。）といふ者に、大久保猪之介を付て人質とし、秀秋の方へぞ遣されける。六之介松尾山に人質をともなひゆき、反忠の事を相談し、秀秋の方より、人質として平岡石見が弟、出

羽をつれて歸りける。是ぞ　家康公此度御運を開き給ふべき基とは成にける。大久保猪之介は、小平次に付て松尾山に留りける。小平次をば小屋の内に籠置て番を附られける。

○毛利輝元の一族、吉川藏人廣家は、元春の子元長の弟出雲國富田に在城しけるが、內府公會津御征伐の人數に加へられ、國元を出陣しけれども、道遠ければ延引に及び、會津御發向の御跡に大坂に着しければ、今度治部少輔亂を起し、其催促によつて毛利家一味し上方へ發向す。廣家は東西の勝負をはかり、內府公の御方に參らんと思ひけれども、輝元をはじめ一家に背きて、獨立べきやうもなければ、一家と共に、しばらく石田に屬し、上方にのぼり、上方勢と一同して、濃州におもむき、南宮の山に陣取て居たりける。廣家は秀吉公の時、毛利家の爲に元春隆景より孝高の取次を賴み、殊に元春の長子元長死去の時、孝高の取成にて、廣家兄元長の家を相續せしかば、旁由緒有て、長政にもかねてより交を通ぜり。故に最初出雲より大坂によりし時、其家人服部治兵衛、藤岡市藏といふ者、兩人を使者として關東に下し、書狀を以て長政へ申入けるは、我等事かねて內府公御方に參るべき志にて候へども、一家こと〴〵く石田に與し候故、先それにしたがひ大坂に上り候。輝元へも隨分異見可仕候。たとひ不同心に候共、拙者に於ては、一家をはなれて御身方に可參候間、この由內府公へよろしく御取成賴入候由申越ける。其使者長政の小山より上り給へる道中、駿州丸子にて行あひ、書狀を渡しける。長政此由を內府公へしらせ申さん爲に、吉川藏人よりの使に、みづからの家臣小川喜助を添て、江戸へまゐらせらる。使者に御對面有て、羽織黃金を賜る。

家康公より長政に賜はる御書にいはく、

　從吉川殿の書狀具令披見候。御行の段一々令得其意候。輝元如兄弟申合候間、不審に存候處、無御存知儀共候由承、致滿足候。此節候間、能

様被仰遣尤に候。恐々謹言。

八月八日　　家康御判

黒田甲斐守殿

○其後長政濃州へ上り給ひ、吉川藏人に使を通じ、彌先日の趣相違なき樣に堅く約を定め、又毛利の家臣福原式部をもすゝめて御方に屬せしめ、家康公赤坂に御着の時、また吉川藏人南宮山より三浦傳右衛門といふ者を使として、ひそかに長政の陣所花岡山へ差越、先月申進候趣のごとく、彌今度御方に參るべき由申ける。長政の取持を以、内府公へ右の由を申上られければ、甚喜悦したまひ、使者には黄金を賜りける。其刻長政並福島左衛門大夫、井伊兵部少輔、本多中務大輔より、吉川へ申遣されけるは、重重念を入被申越にし趣、内府公御滿足に思召れ候。然れば彌二心なく、忠節を勵さるべき證據にて候間、人質を被差越然るべく候。貴殿家臣粟屋彦右衛門は年老候て、定て今度は此陣に參るまじければ、其子を差越可然由すゝめられける。廣家此由を聞、則粟屋彦右衛門が子十郎兵衛を、人質としてまいらせけるを、堀尾信濃守忠氏、岡山の御留守居たるに依て、長政より是を渡さる。又福原式部も、其弟右近を人質に差越ける。長政是を取次、人質は長政に屬して赤坂に留めおかれける。

○家康公江戸より御發向をわざと遲くし給ひけるは、先陣の二心なきを見給て、御上りあるべきとの御遠慮のみならず、兼ては又先陣の諸將に敵の端城を攻落させ、身方機に乘じ、敵機を屈しなば、宗徒の敵の内にも降參する者多かるべしと推量(おしはか)りて、御進發延引し給ひしが、果して良將の御思慮少もたがはずして、筑前中納言を始め、宗徒の敵兵身方に降參して、終に御勝利を得給ひける。

黒田家譜卷之十終

黒田家譜卷之十一

○家康公は九月朔日に江戸を御立、其日は武州神奈川に御宿陣、同十日尾州熱田に御着、十一日淸洲の城にいらせ給ふ。軍兵城中に居あまり、町中近村に充滿せり。淸洲に一日御逗留有て、人馬の勞を休め給ひ、十三日岐阜へ御着、翌朝岐阜御立あり。今日御上りの體を敵に見せまじきため、大垣の敵城の方をわざと御さけ有て、長柄川を御越、横大路呂久川を御渡り、西の保片山を經て、赤坂のうしろ虛空藏山と、其北南禪寺山との間にある金地越を御通有。赤坂に在し諸將途中まで御迎に出て拜謁す。諸大將へ此間の苦勞を謝し給ふ。爰に本多中務大輔御輿の傍に寄て、あたりなる人をのけひそかに申されけるは、黒田甲斐守計策を以、筑前中納言秀秋御方に參られ、反忠を仕るべきよしにて、甲斐守よりたがひに人質を取かはし、堅く契約申置候由委細を申上退ける。時に家康公御輿の内より、筑前中納言身方に參り反忠せん由申來れり　合戰ははや勝たるぞと、高らかに仰られければ、諸人聞て悦びいさむ事限なし。西の保を御通り有し時、美濃國安八郡八條村瑞苑寺の禪僧、大なる木練柿を一折、杭瀨川の邊において献じければ、家康公其柿を一御手にとらせ給て、大がき旣に手に入たりと仰られ、よろこび給て、其餘は御近習に賜りけり。（彼寺には田地を附與し、寺號を柿寺と改められけり。）十四日の午の刻、赤坂の岡山に着せ給ふ。（關ヶ原の合戰に打勝給ひて後、岡山を改て勝山と名づけ給ふ。其後慶長十九年大坂御征伐のため御上りの時も、先年の御吉例なりとて、勝山の麓に假の御殿を立てられ、家康公秀忠公共に宿し給ふ。）

○九月十四日、家康公諸將を岡山にあつめて軍評定し給ふ。敵のおもはんやうは、家康今日赤坂に着たれば、人馬の勞を休めんため、定て一兩日過てこそ大垣へよせんずらんと思ひて油斷すべし。戰は敵の備なきを攻て、急に其不意に出るにしくはなし。明日は未明より大垣へ押よすべし。いそぎ此旨を觸候へ

と仰られ、備の次第、諸軍の支配をぞ定め給ける。此時家康公長政にむかひてのたまひけるは、筑前中納言身方に参るべきとの約束、偏に御邊の才覺なり。明日は必合戰をなすべし、中納言へ此旨をしらせずば、油斷して手筈にあはざる事もあるべし。貴殿より中納言へかひ〴〵敷者を一兩人使に遣し、明日の合戰の用意をなすべし。油斷すべからざる由を申遣し然るべき由仰られける。長政是をうけたまはりて我陣に歸り、誰か小身なる者に、今夜松尾山に行て、かひ〴〵敷内通の使をつとむべきと選び給ふ處に、南卧源次、惠良彌六兩人、此使を相つとむべきの由のぞみければ、長政卽褒美として知行の折紙を賜り、秀秋の家老平岡石見へ書狀を遣さる。竹中丹後守は彼邊の領主なれば、道筋案内の者二人添らる。（其内一人は富田市兵衛といふ。）合四人打つれて、敵陣の方をさけて脇道を通り、其夜松尾山に着て、平岡石見へ書狀を渡しける。頓て約諾の返書出けるを、使者請取歸りけるに、もとの道筋にもはや敵大勢ふさがりて、何方へも通りがたければ、竹中氏より添られたる案内者二人は、松尾山に歸りぬ。源次、彌六思ひけるは、明日の合戰にうら切せんとの約諾の返書なれば、合戰の初まらざる内に、はや〳〵持歸らずば、我等敵に討れて先へ行とどかざるか、又中納言殿の返忠領掌なきかと、内府公又は長政にも御心もとなくおぼしめさるべし。若我歸る道にて敵に討れ、此返書を敵にうばゝれ、中納言殿心がはりのよし敵陣にもれ聞へたりとも、敵其卽て氣を屈し、用心して敵の動自由なるまじければ、身方の妨に少も成べからず。然れば通り損じて討れたりともくるしからずと思ひ、敵陣の中をかけぬけ歸りける。

◯同時岡山にて、御本陣より先手へ遣されたる物見の士歸り來り、家康公敵の人數はいかほどと積りたるかと問せたまへば、敵陣を見はからひ候に、十五萬の人數にて候と申上る。又田中兵部より出された

る物見來りて、敵の勢十萬餘もあるべきよし申上る。其後長政より物見に出されたる毛屋主水歸り來れり。家康公聞し召され、主水は先年朝鮮にて、江南の大軍を、一人の武畧を以、追崩したる武功の者なり。其者を呼候へ、直に御たづねあるべしとて、主水を御前に召され、敵陣の人數いかほど積りしと御尋有ければ、主水承り、敵の勢二萬ばかりと見及候。御合戰候はゞ御勝利うたがひなき由申上る。家康公聞召れ、先に歸りたる物見は、或は十一萬あるひは十五萬といへり。汝は何と見候て二萬ばかりと申立と仰られければ、主水申けるは、敵の惣勢は十四五萬も有べきやうに見へ候へども、敵は遠き山上に陣取て候へば、平場の合戰に下り合て、助け候はん事成がたかるべく候。其上峰々に陣取居し敵は、山下の軍の勝負を見合せ、成行を待面と見へ申候。只今さし向ひたる敵は、二萬も有べく候へども、其内雜兵交り居候へば、たしかに合戰を待たる兵は、二萬ならでは有まじきよし申上ければ、家康公聞召れ、扨々汝は能見積りたる功者なる者かな、汝が申ごとく、さしあたりたる敵は、島津、小西、石田が勢二萬ならでは有べからずとて、御感悅淺からず。御前に有し饅頭を御手づから取て主水に賜りける。主水が敵を二萬と申たりしは、合戰をすべき敵の實數をよく見積りたるのみならず、敵を小勢なりと申たるは、身方の氣をいさめんとの意なるべし。家康公にはかねて敵兵の多少は居ながらはかりしり給ふ事なれば、あながちに物見をたのみたまふ事にはあらねども、士卒に聞しめんとおぼしめしての事なるべし。三畧に、辯士をして敵の美を談說せしむる事なかれ、其衆をまよはすがためなりといへるも、身方の氣を屈せざるやうにとの意なり。此度敵の人數都合十二萬八千六百六十餘人、御方の勢は凡七萬五千三百三十餘人ありしといふ。然ども其實數いまだ詳ならず。

○同日大垣にて島津兵庫頭申されけるは、今夜野郎共を赤坂につかはし、先敵の陣屋を燒はらひなば、

敵かならず騒動すべし、其時大軍を以夜合戰にせば、一戰に敵を悉討亡すべしといひければ、治部少輔したがはずしていはく、今度の合戰必定の勝なり。田中兵部も身方に與して反忠せんとの堅約あり。（是より先治部少輔田中兵部に使を遣し、書狀を以身方に屬せられ候へと申遣しけるに、兵部僞て同意の返答しけるを、石田信じて田中を頼み思ひけりとかや。）島津のいはく、田中反忠は心もとなし。左樣の事多くは期に臨んで相違あり。又謀にて僞て同心の返事したる事も有べし。それを頼で明日の軍必勝べしとは、愚なる事なり。今日內府長途を來り給て軍兵皆草臥、陣法いまだ定まるべからず。其上士卒陣屋を營み、食物の調に立さはぎなば、いよ／＼疲て夜更ていたく寢入べし。然る所に大軍を以夜合戰をかけば、必勝利を得べし。是實を以虛をうち、佚を以勞をうつの計なりといふ。石田終に同心せずして、島津氏の謀空しくなれり。內府公の御陣所には今夜は夜討來る事有べし。油斷すべからずと仰られ、篝火をたき、夜廻り隙なく遠見の番を置用心をおこたらず。其法嚴密なりしとかや。

○同日大垣には、石田三成諸將に會して軍評定す。身方の諸勢は遠き山上及山中の宿のあなたに陣を取たれば、後に遠くむらがりたる大勢の身方をはなれ、此大垣一城わづか二萬ばかりの小勢にて、大敵をうけ候事拙き謀なり。先大垣の兵を引て、關ヶ原の要地に入、垂井野上の山の間を前にあて、陣を設て一戰し、戰半に南宮山の諸將横合におろしかけて戰はば必勝を得べしと一決す。さらば此城には留守を置て、今夜の內に關ヶ原へ引とるべしとて、本丸に福原右馬助、二の丸に高橋右近、秋月長門守、相良宮內少輔、三の丸に垣見和泉守、熊谷內藏允、木村惣左衛門等を殘し置て、一番に石田、二番に小西、三番に島津、四番に備前中納言、引退かれける。九月十四日の夜なれども、月くもりて明ならざりしに、わざと火をもともさず、馬には繩轡をはめ、戌の刻よりひそかに大垣を出しが、はや雨も降出けるに、長

曾我部が陣所粟原山のかゞり火を目當にして、野口村といふ所を通り、南宮山のうしろ、牧田の道筋を經て、關ヶ原へといそぎける。折節大雨ふりて、くらさはくらし、道はみえず、深田みぞ川などの難所をもしらず、道もなき所を、大勢まよひ行ける。せめて雨やみてこそ、陣替はあるべきに、内府の御着をおそろしく思ひてなどゝ、下ざまの者共は口々にいひけり。石田はそれより大谷刑部少輔が陣所に行て對面し、しばらく軍評議して立出、關ヶ原より、北國の道筋小關村へ曉方に着て陣を取たりける。凡將たるの道は士卒の氣をふるひ起すを以肝要とす。士卒の氣を振ひおこせば、怯き者も必いさみて、一同に勇氣を勵ますものなり。士卒の氣は進むを以いさみはげます事なるに、治部少輔等今日内府公の御着を聞て、大垣より退きて、夜中に四里半の道をたどり行、雨にうたれ人馬を疲かしたる事、恰も逆て引かごとくなれば、諸人の氣おとろへよわりて、關ヶ原の合戰に勇氣を振はざる事むべなり。若又關ヶ原へ引退て戰ふによろしくば、久しく内府公の御上りなき間に何とてはやく退て陣をとらざるや。兵の謀は豫するを良とす。何ぞ内府公の御上りを待て、俄に陣替をせんや。是石田が謀の拙き所なるべし。

○同夜大垣のおさへとして、曾根の城におかれし西尾豐後守より、大垣の敵ことごとく城を出、關ヶ原の方へ引取よし注進をす。同夜半過、又大垣の西長松といふ所に居陣せし一柳監物より注進有て、大垣の敵悉牧田海道をさして引取候、さへぎり可申やと告來りければ、陣を堅く守り、敵をば其まゝにて通すべきよし仰遣されける。其後追々忍の者來りて、敵兵大垣の城を出、關ヶ原へ引とる風聞の由告たりける。家康公聞給ひ、敵兵關ヶ原へ引し事身方の幸なり。關ヶ原のあなた松尾山に筑前中納言居陣して、身方に參るべき由を申に付、今日戰に及ばゞ手合をせよと、黒田甲斐守より使を遣し、堅く約し置ぬ。明早天

より關ヶ原へおしよせ戰ふべし。合戰の半、筑前中納言後の山上より下り合て、前後より挾み討ならば、敵の敗北すべき事、案の內にありと仰られ、明日いよいよ御合戰あるべきよしを、諸陣へふれられける。

○九月十五日の曉寅の刻に、家康公御寢所を御出、湯漬の飯をまいり、既に御出馬の用意あり。長政も寅の下刻、既に鎧を着打出んとし給ひしが、昨日松尾山に遣されし使いまだ歸らず、心元なく思ひ待わび給ひける折ふし、源次彌六返書を捧げ來れり。披て見給へば、同心の返事なり。長政大に悅て、いそぎ此由を家康公へ申上られければ、家康公斜ならず感悅し給ひ、黑田甲斐守才覺を以、筑前中納言を身方に引いれ、今日の合戰に裏切して、忠節を盡すべき由の返書只今來れり。今日の合戰必勝利を得べし。關ヶ原表の敵を追拂ひ、それより直に上方へ御押有べき由、陣中へ觸させ給ける。大垣の城の押には、水野六左衛門、津輕右京、西尾豐後守、松平丹波守等を指向らる。南宮山岡が鼻に、毛利宰相秀元、吉川藏人廣家、長曾我部土佐守、長束大藏大輔、安國寺等以下四國、中國の勢、數萬人陣取て居たりける。此押へには池田三左衛門、淺野左京大夫、並駿河、遠江衆を遣され、垂井と野上の里の間の山下に陣を張て守らしむ。岡山の御陣所の留守には、堀尾信濃守を殘しおかれける。先手の勢は十四日の夜、青野が原に野陣をさり、風雨はげしく難儀に及びしが、未明に青野が原を打立て、十五日の早天に關ヶ原に着。家康公は未明に岡山を御出、辰の上刻に、垂井と關ヶ原との間なる、野上の里の西、桃配とて海道より少南なる小高き所に、御本陣を居られ、十二町御先へ御旗を出さる。先陣は大道の南より關ヶ原の西北に出し、廻り陣をはる。右軍は黑田甲斐守、竹中丹後守、田中兵部大輔、細川越中守、加藤左馬助、生駒讃岐守等、北の山手に備へたり。左軍は大道の左右に、福島左衛門大夫、藤堂佐渡守、織田有樂父子なり。中軍は松平下野守

殿、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔康俊なり。御使番の士五文字の指物をさし、諸軍に馬を乘廻し、御軍令を告けるは、諸勢は御本陣を相守り、たがひに力を合すべし、拔駈すべからずとぞふれたりける。朝の間は小雨ふり、霧深く立こめて、物の色かたちも見わけがたし。敵方には此方より今朝急に寄來る事をしらず。辰の刻ばかりに、漸天も少晴ける時、はじめて此方の旗の手を見付て、俄に騷動す。敵陣の備、石田治部少輔は、膽吹山の麓、關ヶ原の乾の方、小關村の北に巽に向て陣をとり、關ヶ原に柵をふりて、其内に備へたり。家人嶋左近二千餘の兵を以、柵の外小池村の邊に陣を張、兩山さしおほふて廻りたる所を前に當て、此方の兵を指ふさがんとす。嶋津兵庫頭桑並の畑に陣を取、左近が傍にそふて横撃に備ふ。治部少輔は島津を先手とし、左近を二陣とし、我は本陣にて三陣とし、小西浮田を後援として戰ふべき由、左近と評議しけれども、左近うけごはず。人々から第一の戰をさせらるれば、我等へこそ讓らるべしとかば、其旨に從ひ、左近を先手とし、島津を其次に備へしとかや。小西攝津守は、初藤川のむかひに陣取て居たりしが、石田みづから其陣に行て後援を頼みし故に、川を渡りて石田が陣の跡小關村の南に陣し、東に向て備を立。備前中納言、其後に押つめらる。大谷刑部少輔、平塚因幡守、戸田武藏守父子は、石原山の嶺に陣取りて居たりけるが、山より下て藤子川を越え、平塲に備へて、西北の山を後にあて、巽に向て備をたつ。是は筑前中納言心替のよし、かねて風聞有し故、若反逆あらば、是をおさへんとの心當なり。身方の先手福島、藤堂等は、海道の左右を西向におす。田中、細川等は、海道の右を西向におし行。下野守殿、井伊、本多は、其中筋を押かゝる。長政は竹中丹後守當所の案内をしれる人なれば、是と同道し、他將にはなれて、岩手山の末野をおし給ふ。是間道を經て、膽吹山の麓、相川の北に出、直に關が原に向て、石田が陣の横合にかゝらんとなり。去ほどに、福島が先手次第に進みより、石田が先鋒嶋左近要地をとり、旗正くさして少も撓まず、寄手の勢を待居たり。福

島やがて押寄て、鐵砲を打かくる。左近しばらくたもちて、鐵砲をも打せず、矢比に引つけ、みづから下知して鐵砲を打て立させければ、福島の先手色めきて見えけるを、福島みづから馬を乗廻し、士卒に下知して陣列を亂さず。かゝる所に中の御先手井伊兵部少輔は、下野守殿をいざなひ、福島の勢の内を乗わりて先へおし出る。福島の先手に在ける加兒才蔵おしとめて、當手の御先手は左衛門大夫に仰付られ候上は、誰にてもあれ一人も通すまじきといふ。兵部少輔聞て、我は井伊兵部少輔なり、内府公の命をうけて、物見に出る間通し候へと申されければ、物見ならば御通り候へ、惣兵をば殘され候へと申ける。兵部少輔三百餘人にて先へ進まる。家康公よりかねて下野守殿を後見仕るべきよし、兵部少輔に仰付おかれし故、此時いざなひ先へ進まれしが、能しほあひにて、下野殿高名したまひける。尾畑勘兵衛浪人にて兵部少輔にしたがひ来りしが、此時一番鎗の高名せり。〇藤堂佐渡守の甥藤堂新七は、此日戰初まりし時、はや冑首取て佐渡守に見せけるを、諸手に先だちたる高名なりとて、其首を衆人に持せて、御本陣へ奉らせられければ、内府公御感賞ありける。是先手の一番首なり。〇南の方には石川伊豆守只一騎眞先に進み、敵の先手と渡りあひ、鎗にて突ふせ首をとり、家康公の御覧に備へしかば、關ヶ原の總合戰の一番首と御感狀を被下ける。諸手漸々に入亂れ戰ひけるに、敵身方勝負未だ決せす。やゝもすれば、敵勝色に見えける處に、長政、丹後守と共に岩手山の間道より出來りて、横合に嶋左近が陣にかゝり給ふ。長政の家臣白石正兵衛、菅六之助等、足輕を引つれ、右の方の少高き所にはしり上り、かねてよりすぐり置たる鐵砲の上手五十人に、透間もなく打せければ、左近が兵多くうたれ、左近も鐵砲にあたりて落馬す。左近はかくれなき大剛の者にて、大音あげて下知しける聲、雷霆のごとく陣中に響き、敵身方に聞えて耳を驚かしけるが、深手負ければ力及ばず。柵の内に引とるべしとて、家人の肩にかゝり、柵際まで引來りしが、其子新吉をとへば、はや戰死したる由家人申を聞て、扨は是までなり、我首をあげて深谷にかくせといひ付ければ、家人其言のごとくしたりけり。左近が手負しより、

陣中亂れたりければ、身方勝に乘ていさみ戰ふ。長政は其戰にかまはず、井伊、福島等に任せ置、直に柵の內へ乘入、治部少輔が本軍に打かゝり、縱橫に打破り給ふ。長政の家人いさみ戰ひ、手々に首をとる、中にも黑田三左衛門、後藤又兵衛、生田小屋之助、堀平右衛門、野口左助、益田與助、菅六之助、同彌一右衛門、白石正兵衛、竹森庄助、上原新助、戶田平左衛門、梅津一左衛門、杉浦八左衛門、平松金十郞等勇戰して高名しける。去ほどに井伊、福島等の諸將も、石田が前陣を追崩し、追々に攻來る、石田が本陣こらへずして、膽吹山をさして迯のぼりける。

○筑前中納言は、かねて反忠の內通かたく約し置れしが、先に身方の備をおし出し合戰に及ぶまで、裏切の色も見えざれば、家康公御こゝろもとなくおぼしめし、長政の方へ御使を遣され、筑前中納言裏切遲きは、身方を欺たるにあらずやと仰下されける。長政かねて堅く約せし事なれば、違變はあらじと思ひ、其由をくはしく言上せんため、家臣榊傳兵衛といふ辯才ある者を使として參らせらる。家康公榊を御前にめされ、其由を聞せ給ふ。榊が申所左も有べうもやおぼしめけん、御感ありて、御羽織を榊に下されける。かゝる所に黑裝束したる武者一騎、家康公の御前に馳來り、筑前中納言裏切仕るべきよしに候へども、旗色敵とも身方ともしれ申さず、心もとなきよし、馬に乘ながら申上れば、家康公聞給て、然らば福島が手の鐵砲を二十挺組にして、二遍つるべはなしに、松尾山にむかひて打せよと仰られ、御使番の士をさしそへ遣さる。やがて白き笠符を附たる足輕二十人、松尾山に立むかひ、諸軍に立はなれ鐵砲二つるべ打出す。黑裝束したる武士は、福島左衛門大夫よりまゐらせたる使といふ。一說に、家康公の御家人久保島孫兵衛といひし人なり。又鐵砲をうたせたるは、御本陣より布施孫兵衛、福島自分の鐵砲頭堀田勘左衛門といふ者、兩人にて鐵砲十挺宛打かけしといふ。然れども中納言の勢は猶山よりおろさず。又松尾山には長政より人質につけて、かねてより遣しおかれたる大久保といふ者、平岡石見が傍に在て、

うら切の時節を伺ひ居たるが、關ヶ原の合戰はや半に成しかども、聊うら切の働見えず、何とやらん覺束なく思ひければ、平岡石見が右脇に近づき申けるは、はや敵味方亂入軍最中と見え候に、裏切の手立も今に見えざるは、甲斐守を御あざむき候かと推量申て候。若左樣にて候はゞ、八幡大菩薩も御照覽あれ、爰をば立のかせ申まじく候と申せば、石見きつと見て、和殿などのしる事にあらず。裏切のよき時節は我に任せよ。時分猶はやければ相待居る也とて、關ヶ原の合戰を目もはなたず守り居たりける。是は秀秋の兵士は小早川隆景の敎習しおかれたる練兵なれば、軍のしほあひを能知故に、我兵の勝頃に至らざれば、みだりに戰をはじめず。是其戰法なりとかや。かくて嶋左近が陣破れて、東兵の進みかゝれる勢を見て、時分よしと思ひしにや、采配を振て、かかれ〳〵と下知しける。去程に松尾山の上より、ときを作り、鐵砲數百挺同時に發し、筑前勢の旗動き出て、山より下りけるを見て、其邊に在し脇坂中務、朽木河内守、小川左馬助、赤座久兵衛、此等の人々も心替して、同じく反忠を志し、筑前中納言の勢と一に成て、大谷刑部少輔が備へたる大關村の北野へ向て、敵の右の方より弓鐵砲を放ちかけ、喚叫で攻寄けるに、敵の軍兵共、おもはざるに身方の裏切忽に出來、殊に大軍なれば、周章騷ぎてぞ見えける。御方は是に力を得、大にいさみて見えにける。家康公敵の旗色を御覽じて、軍にははや勝たるぞ、かち關をあげよと仰られければ、御旗本一同に鯨波を擧れば、先手の諸將の陣にも、おの〳〵鬨を作る聲、雷霆の雲に轟くがごとし。大谷刑部少輔は、其子大學助吉勝、其弟山城守頼繼に、よき兵をば指添て先陣へつかはし、其身は馬廻の勢わづか六百餘人を從へて居たりしか、筑前中納言秀秋の兵忽に變じて、雲霞のごとく襲ひかゝれども、大谷少もさわかず、猶本陣を離れず、四方を下知して爰を專途と防ぎ戰ふ。

大谷が身方、平塚因幡守、戸田武藏守も、横合に駈入、敵身方黒烟を立て戰ひける。大谷小勢なりといへども、平塚戸田共に、秀秋以下うら切の大勢と鬪み戰ひて、秀秋の先手を追崩し、三百餘人討取ける。されども筑前勢大軍なれば、事ともせず、新手をかへて再競ひかゝりける時、平塚因幡討れぬ。大谷が勢は小西が陣の方へ敗北す。大谷は兩度の軍に、士卒殘すくなく討なされ、其身も戰ひ疲れて、今は叶はじとやおもひけん、湯淺五助といひし郎等を近付、我面をばよく隱せといひ置て、鎧の上帶を切はなし切腹してけり。五助大谷が遺言のごとくせしかば、刑部少輔首は終に見えざりける。大谷は才覺有て良將の譽あり。石田をいさめし事、誠に時勢をしれりと云つべし。其上死すべき時節を知て、戰場をさらず自害したる事、石田等と同日の物語にすべからず。然れども終に謀叛人に與して滅亡せし事、明哲にして身を保つの道にあらず。誠に死に赴く事はやすく、死に處する事は難しといへるは、かゝる事なるべし。古より小人と事を共にする者は、其事善なりといへども必敗をとる。況石田が不義に與するをや。大谷既に亡びにければ、筑前中納言の勢勝に乘て競ひかかる。小西、宇喜多も敗北す。家康公是を御覽じて、惣軍馬を入よと御下知有しかば、御先手の諸軍、御旗本の前備、我おとらじと惣がゝりに駈入ける。東國勢機に乘て喚叫で、前後より挾で責戰ひければ、敵勢堪へずして、忽に悉く崩立て、玉村、藤川の里、膽吹山をさして引退く。或ひは伊勢路をさして迯るもあり。長政は治部少輔が迯るを追て、膽吹山の半腹まで上り給けるが、敵ちり〴〵に落失て、行方しれず成にければ、夫れより筑前中納言の陣所へ行て後、家康公の御本陣へ參られける。長政は昨夜家人の内より、究竟の兵を十五人選び出し書付させ呼寄て、明日の合戰に我が側をはなれず、相從はゞ、忠節たるべし。若先駈せば、たとひ大將の首取たりとも、高名とすべ

からずと命ぜらる。十五人の外も心がけ次第となり。是は治部少輔今度敵の張本なれば、いかにもして直に渡りあひ、みづから討取べしとの志なり。然れども治部少輔近づかざれば、長政本意なく思ひ給ふ。筑前中納言うら切の後は、敵の諸手惣軍一同に崩れたりける。身方勝に乘て、諸方より勝鬨を作りかけ、追打にして逃るを追ふ事數十町、敵をうつ事幾千萬といふ事をしらず。散亂したる屍は算を亂せるごとく、後陣よりかゝる勢は、廣き山野なれども、足のふむ所もなかりけり。朱になりたる放れ馬は、山野に充滿たり。打洩されたる敵共、山中へ分入て逃行けるが、敗軍のくせとして、後より來る身方をも、すはや敵よと恐れつゝ、谷におち、水に入て、伏まろび、首をとらるゝ者も多かりけり　島津兵庫頭義弘は、島左近が陣にそふて、桑並の畑に陣せられしが、左近も忽討死し、西方の軍敗れしかば、手勢千五百人を一まろめに備て、後に奇兵を設け、諸士の内鐵砲の上手を撰び、馬上に筒を持せて、先陣を警固せしめ、横さまに突通る所を、東兵是を打留んとす。義弘度々返し合せ、戰て退かれしが、既に危く見えし處に、島津中務豐久取て返し、大勢を追崩し、終に戰死す。井伊兵部少輔直政は、下野守殿と共に、二百騎ばかりにて追かけ、直政眞先に進む處に、薩摩勢彼士鐵砲にて打立けるに、島津の臣川上が家人の打ける鐵砲直政にあたる。然れども玉入事淺くして恙なし。島津終に変をのがれて、本道をばゆかず、松尾山の南の方より、多羅山を越て、江州へ出、大坂より船にのり、本國へ下られける。其合戰の形勢すぐれてはげしかりしにや、其時京童の諺に、物のはげしき事をば、島津の退口のごとしとぞ云ける。今日（薩摩勢の内より、種子島の鐵砲持たる武者一騎、引おくれて退けるを、長政の家臣平松金十郎是を見て、跡より鐵砲を以て打けれども、あたらざりしかば、馬を馳て追付、互ひに馬よりおり立突合しが、金十郎終に彼武者を討取ける。）去程に、郷人共在より出て、落人の通るを打止、衣服をはぎ取ける。諸手より、大將軍の御前に持來り、實檢に備へし首の

數は、敢てかぞへ難く、筆にも記しあへず。家康公は床机にかゝり給ひて、是を實檢し給ふ。辰の刻より軍はじまり、未の下刻に終りぬ。敵敗軍以前に此方へ討取し首と、追討の首との御詮議有て、三成が陣所小池村の畑より西の方にて討取しは、追討の首たるべしと定らる。長政惣大將の御見參に入給ければ、家康公長政の傍へ寄給て、今日の合戰勝利を得し事、偏に貴方かねての計策故なり。其上今に初めざる事ながら、今日の軍に手を碎き忠節を勵まされ、敵の張本石田を追崩され候事、手柄比類なき事共なり。此忠節報じがたし。代々黒田の家に對し疎略有まじきよし仰られ、諸人の見る所にて、長政の手を御取いたゞき給ふ。此度粉骨を盡し力戰せし諸大將多しといへども、長政のごとく厚く其忠を感謝し給ふ事、かくのごとくなるは、他に又類もなかりけり。筑前中納言秀秋へは、村越茂助を御使に遣さる。秀秋卿來り給へば、長政の取次を以て御前へ召出され、芝の上に跪る。家康公床机より下り給ひ、今日貴方の裏切祝着のよし仰られければ、秀秋懽喜し給ひ、今日の御勝利目出度由申上られける。脇坂小川等も參りける。此時夕陽も既に西に傾く折節なり。申の刻より大雨ふり、兵粮を炊ぐべき便なく、士卒生米を食せんとしけるに、御本陣より御下知有て、生米を食すべからず。飯をかしぐ事なりがたくば、水に浸し戌の刻に至て食すべしとふれさせ給ふ。諸軍御心遣を感じ奉る。家康公は大谷刑部少輔が、かけ置たる藤川の臺の捨小屋にいらせられ、其夜はそこに宿し給ふ。明日は、石田三成が佐和山の城に殘れる敵を、攻たまふべき由、仰出されける。

○南宮山の下、岡が鼻といふ所に、毛利宰相秀元、吉川藏人廣家、長束大藏大輔正家、安國寺惠瓊、其外大坂の弓鐵砲頭陣をとる。其東南栗原山には、長曾我部土佐守盛親、陣をとる。兩所の勢都合二萬三千八百餘人、段々に麓まで十八番に備へたり。是

は關ヶ原に軍始まらば、横合にかゝらんと待居たり。長束大藏先陣すべき由內々申といへども、吉川廣家頻に先陣を乞に依て、長束先陣を吉川にゆづる。十四日の夜半過、東國勢既に野上の宿、鷄籠山の麓を通る由聞えしかば、長束大藏より使を頻に立て、先手を押出し候へと、吉川へ申遣はす。吉川、福原はかねて此方へ內通したる故、わざと時をうつし、霧甚深くして路も見えず候、暫少晴候を待て勢を下し候はんと返答しける。長束は先陣のかゝるを待居たりしが、家康公より此おさへには池田三左衞門、淺野左京大夫、其外駿河、遠江衆を加へられ、其勢一萬二千七百六十餘人と稱す。身方の勢むかふとひとしく、千餘挺の鐵砲を一度に放つ。敵よりも足輕を出し、たがひに鐵砲軍をしける。吉川藏人、福原式部は、かねてより身方へ內通し、人質をも赤坂に出し置たる事なれば、毛利宰相秀元の人數と共に、戰はずして備へ居たり。長束大藏、長曾我部、安國寺等は、中國勢の心がはりしたるに、力を失ひ防ぎかねて、後には戰ひにも及ばず敗北し、捨鞭を打て伊勢路をさしてぞ引退きける。

○凡今度の軍は、天下分目の大合戰にて、德川家の御存亡、天下の安危、只此一擧にある時なり。東方は良將兵を掌り給ひ、屬する所の猛將多しといへども小勢なり。西方は惣大將なくして、治部少輔兵權を司るといへども、大勢にて、其上太閤の薨逝近ければ、秀賴の爲に忠を勵さんと思ふ者多く、殊にもろこしまでも武名を顯せし嶋津、小西、等其外猛將亦多し。其上筑前中納言は大軍にて、其家人は皆隆景の平生敎練せる所の究竟の兵共也。秀秋いまだうら切なき內、戰ひ既に半に及ばんとせし時、敵の旗色よくして敵いさみ進みしなり。此時若秀秋うら切給はず、松尾山よりはやく下りて、敵と共に身方を防がば、恐くは御方の勝負いまだしるべからず。若又敵今日の一戰に打負たりとも、秀秋のうら切なくば、

かほどにきたなき負をばすまじければ、敵の諸大將しばらく引退て、宇治、瀨田の橋を引て防ぎ戰はゞ、敵大軍なれば、壽永承久の東兵の利を得し如くには有まじければ、勝敗又心元なし。又南宮山の敵、吉川等が內應なくして、早く突て出、關ヶ原へ横合にかゝらば、兩方の敵ふせぎがたかるべし。然れば筑前中納言並毛利家の反忠は、內府公天下萬世をたもち給ふ樞機なるべし。是皆長政一人の謀を以、敵の大軍を身方に引入、反忠をさせて、かくの如く莫大の忠功を立給へり。又竹中丹後守といひ合せ、間道を經て敵陣の横合に出、奇兵を以、嶋左近が堅陣を破り、直に石田が本陣に攻いられし故に、一戰に東兵勝利を得し事、彼是誠に稀代の勳勞と云ふべし。司馬相如が、世必有二非常之人一而後有二非常之功一、といひしは、長政のごとき人をいへるなるべし。

今日黑田家にての一番鎗は、黑田藏人なり。當年十六歲とぞ聞えし。是は時枝平太夫が二男なり。其後此高名により、福島左衞門正則、強て長政に藏人を賜り候へ、召仕ふべき由望まれける。長政辭しがたくして遣されける。福島正則の家亡びて後、細川越中守忠興に召仕はれ、領地五千石賜りけり。伊丹兵庫助長入道以頓は、信長公荒木をほろぼし給し比より、浪人となれり。今度の御合戰御利運になりなば、攝津國において、本領を賜るべき由、家康公より仰られける。今日關ヶ原の合戰はじまりし時、以頓敵と鎗を合せ、深手を負ける。長政の臣黑田三左衞門は、元來以頓にふるき好ありしが、こゝに行あひ、彼以頓に手を負せし敵を難なく突ふせ、其首をば以頓に御取候へといひ捨て、先へかけ通りける。此武者は安宅木作右衞門といひし者なる由、生捕とも申ける。かゝる處に治部少輔が家人、鳥毛の羽織を着し、かぶとの引廻しに鷺の蓑毛を付たる武者に、三左衞門渡りあひ、馬上より組でおち、敵を取ておさへ、即首をぞ取た

りける。是は蒲生將監といふ者なりと、生捕の者いへり。其後三左衛門は以頤討死の由を聞、其日暮に及で、晝のたゝかひし所に、死骸をとりに遣しけるに、以頤は敵の上に乘かゝりてぞ死たりける。其邊の僧を呼で、以頤を葬り佛事をなしけるが、以頤、安宅木作右衛門、三左衛門、并導師の僧、此四人共に攝州の人なりける。希代の緣なりとぞ人申ける。

今日長政の先手の内より、白き無紋のしなひの指物さしたる武者一騎、眞先に進で青塚の敵を追はらひける。（青塚は戰場に在し小山也。是に上りて、鐵砲を打けり。）家康公召て、長政に名をとひ給へば、拙者家人白石正兵衛と申者にて候由、申上られければ、敵多く突崩候事、此類なき手柄と御感有ける。

此時敵陣の眞先に進み働く敵あり。菅六之助是を見て、徒立にて渡り合、初は鎗にてしばらく突合しが、後には鎗をすて、太刀を拔て戰ひ、難なく敵を切ふせ、首をとらんとする處に、敵の郎等二人聲をかけ一度に走り來る。六之助二人に渡りあひ、二人共に切ふせ、其前切ふせたる敵の首をも取ける。身方の眼前にて、類すくなき高名をぞしたりけり。六之助が弟菅一左衛門も強く働き、敵を討て首をとる。其弟菅十郎十六歲、兄と同じく働きけるが、今日討死したりける。

○其翌九月十六日、石田治部少輔が、佐和山の城を攻給はんとて、家康公藤川の臺を立せ給ふ。（澤山の城跡は、今の彦根の東に在。）先陣は福島左衛門大夫、藤堂佐渡守、池田備中守、二陣黑田甲斐守、三陣堀尾信濃守、淺野左京大夫、四陣は御旗本の先手井伊兵部少輔、其次は御本陣なり。澤山の城には、三成が父隱岐守、三成が兄主馬助等、籠り居て守りけるが、關ヶ原合戰治部少輔等打負し事を聞て、三成若歸城する事もやあらんとて、夜半迄城戶をさゝずして待ける。昨日迄は、身命に代り忠義を致さんと頼みし郎從も、夜の間に

落失ぬ。殘り留まる者とては、三成が親戚の輩、重恩を蒙りし譜代の士等、只三十四人ぞ有ける。三成が同類は悉亡び、後詰を待べき頼もなし。此小勢を以、合戰すとも成がたかるべし。愁なる軍して敵の手にかゝらんよりは、敵の近づかぬ先に、女性稚き者共を殺して、自害せんといひ合せ、泣々妻子共を悉刺殺し、各廣間に出、城には火をかけ、皆一所に並居て腹をぞ切たりける。澤山の城既に沒落しければ、筑前中納言に城番をつとむべき由、長政を以仰付られ、長政よりも家臣一人指添置べき由仰られける。是に依て家臣後藤又兵衛を秀秋に添て、澤山の城をぞ守らせられける。大垣の城へは、前よりおさへに置給へる水野六左衛門、津輕右京、西尾豐後守、松平丹波守等に、猶又兵卒を加へて攻させられ、即日落城す。

家康公は、同日澤山より二十町南なる野波といふ里の、東の山に御陣を居られ、關ヶ原にて敗北せし敵の諸將の隱家を捜し出し、搦捕べき由仰出されける。

十八日家康公江州八幡山に着せ給ふ。（是近江の下道なり）小西攝津守行長は、關ヶ原の戰に打まけ、山傳に落行、膽吹山のつゞき、粕川といふ深山に逃まよひけるを、關ヶ原の住人、相川の林藏主といふ禪宗の落墮の坊主にとらはれける。小西林藏主に語ていはく、我は小西攝津守なり。我耶蘇の門徒にて、自害をせざる法なり。我を家康につれ行て、賞祿を得よといひければ、林藏主やがて、竹中丹後守家人、關ヶ原の町に遣し置たる者に告ければ、丹後守家人伊藤半右衛門、いそぎ來りて小西を生どり、十七日には佐和山の城に來る。長政の家臣後藤又兵衛、佐和山の城番して居たりしが、是を請とり、大事の囚人なりとて、番の者多くつけ置緊く守らせしが、十八日御陣所につれ行、村越茂助に渡しける。小西は肥後半國の主にて、太閤の御時、朝鮮に入、諸軍にすぐれて先驅し、數ヶ所の城郭を攻破り、王城を忽に乘とり、猛威をふるひ、加

藤清正と同じく、異國までも武名を顯せし者なれども、石田が逆謀に與し、運盡ぬれば、かく淺ましく匹夫の手に生どられける。石田治部少輔三成は、江州草野の谷へ落行ける。是までは猶郎等三人供したりしが、三成かゝる落人の身となり、家人をつれては、身をかくすべき便なしとて、家人をば皆いとまを遣しける。三人の郎等はおのがさまぐ\にぞ落行ける。三成は幼少の時、江州年福寺村寂動院と云眞言寺にて手習せしかば、かの住持を賴み、かくれんと思ひ、十五日の夜に入りて、彼寺に尋ね行、案内をいひ入ければ、住持是をふせぎて門内へいれず。三成力及ばず。夫より井の口といふ所に行て、茂りたる茶園の中にかくれ夜を明しける。幼少の時手習せし彼寂動院にて、常に見知たる野々といへる田夫、馬の草からんとて其所に來りしが、治部少輔を見付ける。治部少輔野々を招きよせ、昨日より食を得ずして甚飢たり。何にても食物を得させよと求め乞ければ、野野我家に歸り、粟飯を持來りて與へ、三成是を食して飢を助かりける。其日の暮方に、野々が家に入て身を隱し居たり。かゝる處に田中兵部大輔は、家康公の命を奉て、落人をさがし求められけるが、其法令にいはく、落人をからめとり、若は告來る者あらば、褒美を與ふべし。若かくし置、告來らざる者あらば、罪科に行ふべしと在々にふれ、高札をぞ立たりける。かゝりければ、野々治部少輔をかくし置ては、あしかりなんと思ひ、田中家人田中傳左衛門といふ者に、此由をつぐ。傳左衛門聞もあへず、野口が家におし入けるに、治部少輔は人に見とがめられじとて、破れつゞりたる田夫の古着を求めて着し、鎌を腰にさし、木こりの姿にさまをかへ、笠を顏にあてゝ臥たりけるを、傳左衛門取ておさへ、いかなる者ぞと笠を取てみれば三成なり。即からめ捕て縲紲の身となし、兵部大輔に見せける。懷中には太閤の御遺物に賜はりたる一尺三寸の切刄兼貞の脇指をさしたりけ

る。今かくなりて、雜人の手に渡さんもうらめしとて、田中兵部に遣しければ、田中是を公に献ず。田中兵部大輔は、三成を籠輿にのせ、大津へつれ行、家康公の大津におはしましけるに、此由申上る。家康公、見苦しき衣裳を改めさせよと仰られて、小袖を賜りける。安國寺惠瓊は、岡が鼻に陣取て居たりしが、吉川心替しければ、安國寺も諸勢と一同に敗軍し、土岐多良山に退きて、伊勢路を經、京都へ落行、七條の寺に忍びて居たりけるを、江州の浪人樂鎮といふ者聞出し、京都の所司代奥平美作守に告ければ、即搜し出し生捕てけり。備前中納言秀家は、騎馬武者千五百、雜兵共に一萬五千人を率して、其身は關ケ原の西大道より北に當て、天滿山とて小山の有けるに陣をとり、先手の兵をば、山より東の平原に備を立させられけるが、合戰いまだ終らざるに、士兩人召れ、膽吹山の方に落行、夫より山傳に粕川の谷にたどりゆかれける。二人の郎等に手をひかれ、十六日の中の時ばかりに、中山郷といふ山里に漸着れける。そこにて美濃國池田郡白樫村矢野五郎右衛門と云者に行合たり。其者是はたゞ人にあらずと思ひ、我家につれ行て養ひ置けるが、其後忍びて大坂の我が屋敷へ歸りいられける。加賀中納言利長卿の縁者なれば、利長卿より家康公へ言上し給ける。秀家は今度謀叛人の大將なれば、死罪に行はるべき人なれども、利長卿より有のまゝ言上し給ふ故、利長卿へ對せられ、命をたすけ其子八郎相共に、八丈が島へ流し給ふ。長曾我部盛親は、敗軍の後土佐國へ下りしが、御赦免を乞はんため、大坂へ上り、井伊兵部少輔を賴みける。是に依て死罪を宥られ、高野山へ遣さる。父元親は去年の春病死す。増田右衛門尉長盛は降參しけるが、高野山へ遣され、二年ばかり居住し、其後武藏の岩付に配流せらる。其子は尾州大納言義直につかへしが、元和元年秀頼亂を起し給ふ時、大坂の城に籠り、河内國にて討死しける。右衛門尉其子の罪に依て、岩付にて誅せらるゝ。

○此比家康公より賜りし御返書にいはく、

書狀委細披見候。吉川宍戸被相留由尤候。福原相殘衆中明日大坂へ被遣事尤候。安國寺事共何とぞ生捕に被成候而尤候。只今未刻八幡山に陣取候而、大坂への押道之儀は、宇治田原え能候はんと候。中納言殿は、備前の牢人共添、備前に遣候而、能候はんと存候。恐々謹言。

慶長五年

九月十八日　家康御判

清須侍從殿

黒田甲斐守殿

右の御書に八幡山とあるは、山城の八幡山にあらず。近江の八幡山なり。宇治田原は山城國なり。瀨田と長池の間山中にあり。近江より大坂へ行には近道なり。

○同十九日家康公草津へ御着、今日勅使下り給ふ。其後家康公、大津に數日御逗留あり。大坂西の丸家康公の御屋形には、毛利輝元移り居られけるを、家康公より、池田三左衛門、福島左衛門大夫、黒田甲斐守、藤堂佐渡守、淺野左京大夫、有馬玄蕃頭、凡六人の將を遣され、二十二日大坂に着、二十四日事故なく御屋形を請取、輝元は長政を賴み其罪を謝せらる。家康公是をゆるし給しかば、木津の下屋敷に移られける。此時家康公より、長政へ賜る御書にいはく、

御折紙令得其意候。昨日如申候。彌はか行候樣尤候。恐々謹言。

九月二十三日　家康御書判

清須侍從殿

黒田甲斐守殿

○又

書狀之通令得其意候。先書如申候。早々はか行候樣尤存候。西丸へ福左衛門大夫殿被移候儀尤候。何樣の儀も今迄の事候間、法度以下被仰付尤候。恐々謹言。

九月二十四日　家　康　御書判

黒田甲斐守殿

○又

書狀具披見申候。其元の樣子如德法印申候。早早御證御請取尤候。諸侍町人法度以下最前如申候可被仰付候。恐々謹言。

九月二十五日　家　康　御書判

黒田甲斐守殿

○今度大亂の後、世上いまだ穩ならず。大坂には猶秀賴の家人大勢籠り居たる時節なるに、長政大坂の御先手を奉りて、西の丸を請とり、其上大坂には、敵身方多く集れる天下の要地なるに、家康公よりの御書に、諸侍町人法度以下申付候へと、長政にゆだね給しは、一時の權威をゆるし給しなり。規模ある御書にこそ侍れ。

○秀忠公より長政へ賜る御返書にいはく、

御懇書本望の至令存候、路次中日夜相急申候へ共、節所故遲々、迷惑御推量可被成候、扨々度々御てがら共、難申盡次第候。何樣上着の刻、以面上可申述候。恐々謹言。

九月二十日　武藏守秀忠　御書判

黒田甲斐守殿

御舘

○秀忠公は、木曾路を上らせ給しが、大軍にて難所を通らせ給ひ、殊に道中に敵ありて、御逗留有しかば、關ヶ原の御戰には逢給はず。九月二十三日伏見に着せ給ふ。此時長政に賜る御書にいはく、

昨晚至伏見參着候。路次中無油斷能上候得共、節所故令遲參候　以面上萬々可申述と存候處、先手に御座候に付不能其儀、所存外候。然者大阪の儀相濟候樣承及候。其分御座候哉。今度依御粉骨、天下平均に罷成、誠御手柄共候。頓而遂面談可申述候條、不能一二候。恐々謹言。

九月二十四日　中納言秀忠　御書判

黒田甲斐守殿

御陣所

○右の御書に、今度依御粉骨、天下平均に罷成、誠御手柄共候と有之。是此度長政の武略を以、敵を變じて御方とし、忠戰をなさしめ、其上長政、合渡川、關ヶ原にて勇戰して敵を退け、希代の功に依て、天下平安に成し事を、秀忠公のかくのごとく御稱美有しなり。前に記せし家康公より、長政に賜りたる大坂にて一時の權威をゆるさせ玉ひし御書と、此御書は誠に面目に備ふべき珍寶にて、規模ある御詞なり。

○九月二十七日、家康公は大坂西の丸へいらせ給ふ。秀頼卿より家康公へ和睦のため、大野修理、柘植大炊助兩人を使として、此度合戰の儀、秀頼はいまだ幼少なれば、何の存じたつ事もなく候。偏に石田三成が所爲なりとぞ謝せられける。

○石田治部少輔、小西攝津守、安國寺、此三人は今度大亂を起せし張本人なるが、戰塲にても死やらず。猶も命を逃れんとにや、爰彼に隱れ居たりしを、皆搦捕て、先大坂へつかはし、諸大名登城の途中にさらさる。此時治部少輔搦られて有し處を、諸大將何の會釋もなく通られけるが、長政只一人治部少輔が傍に寄て、今度不慮の儀出來、貴殿の成行かくのごとくにて、無念千萬に是あるべし。去ながら武士は古よりかゝるためしも多く候間、恥辱とは更に思はれずと、いと懇に申されければ、治部少輔も、さすが其情にや感じけん、かく成果ては誰有て哀といふ人もなきに、誠に情ぶかくこそ覺え候といひて、感涙を流しける。其後彼の三人は、町中を引廻し、又京都へ遣され、十月朔日、あやしげなる荷車にのせ、天下の大敵なれば、先例に隨て大路を渡さる。京中の貴賤男女是を見物す。一番は石田、二番は安國寺、三番は小西なり。六條河原にて皆首を刎られ、三條の橋の邊に獄門に梟られける。就中石田三成には、太閤の寵臣にて、澤山を居城とし、江州にて二十四萬

石の地を領し、五奉行の第一たりしかば、其權勢天下に肩をならぶる人なし。いかなる大名高家も、手を束ね膝を屈めて、其威をおそれざるはなかりしが、姦惡身につもり、今度罪なき内府公をほろぼし奉らんとて、天下を亂したるが、天罰のがれ難くして、終に囚となり、命を失ひける。行年三十六歳とぞ聞えし。一人の邪謀を以天下の人を惱ましぬれば、其梟首せられし事は、猶あきたらぬ事なるべし。積惡の家には餘殃ありとは、かやうの事をや申べき。

○諸大名悉大坂へ集る　今度關ヶ原の戰に、巨魁既に亡ぶといへども、猶奥州に長尾景勝あり。常陸に佐竹義宣あり。薩摩に島津義弘あり。其まゝにてさしおかるべきにあらず。いそぎ御征伐有べしとて、東西へ討手を指向らるべきに定まり。先筑紫へは、秀忠卿を大將とし、羽柴肥前守利長、筑前中納言秀秋、其外大名數人加りて、先陣は攝州尼崎昆陽野に陣を取。かゝる所に島津兵庫頭より、井伊兵部を賴み、さまぐ\罪を謝し、降參を乞ければ、赦免有て且本領安堵させ給ふ。是に依て、筑紫へ向はんとせし軍兵、皆大坂へぞ歸りける。上杉佐竹も、罪を謝して歸服しければ、天下ことぐ\く平ぎぬ。後年に上杉は、會津の領地百萬石を改められ、信夫郡米澤にて三十萬石を給ふ。佐竹は常陸國八十萬石を改て、出羽の秋田にて二十萬石を賜る。足利氏の末、武威おとろへ、諸侯服せずして、天下に鹿を逐ふ者多かりしかば、四海大に亂て、一日も治れる日なし。信長公の英武を以、畿内近國を平げ給しかども、四方の國はいまだ幕下に屬せず。獨秀吉公匹夫より起りて、天才の計略を以、しばらく天下を服すといへども、武を黷し、殺す事を好んで、干戈は猶いまだやまざりしに、家康公の武德に依て、關ヶ原の戰にて、一たび戎衣して天下を定め給ひ、草創の功始て成就し、則武をるひ、文を治め給しかば、萬民太平の樂をうけ、四海無爲の化にしたがへり。秀忠公は、又厚德ましく\て、相續て守文の功をなし給ひ、めでたき御代とぞ成にける。

○功を賞するに時を過さゞるは、賢君のする所なり。今度の軍に勳勞せし將に、速に賞を行はるべしとて、三河守秀康に、（秀忠公の御連枝也。）越前國、下野守忠吉に（秀忠公の御弟。）尾張國を賜る　京極宰相高次に若狹國、舍弟修理亮に丹後國、前田肥前守利長に能登、並加賀の大聖寺小松を加增し給ひ、加賀、能登、越中、都合三ヶ國を合せて領せらる。筑前中納言秀秋には、筑前國を改て、備前、美濃兩國。福島左衛門大夫正則に、安藝。備後。池田三左衛門輝政に、三州吉田を改て、播磨國、舍弟備中守長吉に因幡の鳥取を賜り。黑田甲斐守長政には豐前を改めて、筑前を賜る。加藤主計頭清正に、小西攝津守が領せし地を合せて、肥後國をことごとく賜る　中村一角一忠（式部少輔子なり、式部は既に病死す）に伯耆國、淺野左京大夫幸長に紀伊國、堀尾帶刀吉晴に遠州濱松を改て、出雲隱岐兩國、長岡越中守忠興に豐前國、並豐後の木村を賜る。山内對馬守一豐に土佐國、田中兵部大輔長正に筑後國、加藤左馬助嘉明に伊豫の松山、藤堂佐渡守高虎に伊豫の今治、生駒雅樂頭政勝に讃岐國、金森法印に飛彈國、有馬玄蕃頭に丹波の福智山、德永法印に美濃の高洲、一柳監物に伊勢の神戸をぞ賜りける。（此外賞を行ひ、郡縣を闕る等甚し、事繁ければ畧して記さず。）長政の功を賞し、豐前を改て、他國を賜はらんとせし前に、家康公、本多中務大輔に仰けるは、甲斐守事中國筋にて二ヶ國も下さるべきや。又筑前は九州都府の地にて、殊に異國防禦のため、大切の所なれば、甲斐守をおかせられたくおぼしめす也。汝先甲斐守が所存相たづね候へとの仰を奉り、其内意を問はれしに、長政御請申上られけるは、豐前を改て、大國を御恩賜あるべき事先以かたじけなき御事に候、殊に都近き中國にて、二ヶ國は尤望むべき事に候へども、凡此後天下彌太平に成候へば、日本において御恩を謝し奉るべき弓矢も起り申まじく候。筑前の守護は古來の都府の地、殊に異國防禦のため、先鋒の所にて候へば、武門の大望是にしかず候。然れば中國にて二ヶ

國拜領仕候にまさりて、願ふ所に候と申されければ、家康公きこしめし、甚御悦有て筑前を賜りける。

○毛利輝元は、今度石田三成に與し、奉行衆一味して、西の丸に移り、諸方内通の回狀に判形し。猶又四國へ人數を差渡したる、其罪莫大なりといへども、一族吉川廣家、御方に志を通じたりしに對して、死罪流刑を御ゆるし、廣家には中國の内一二ヶ國も賜るべきに議定有て、廣家を兵部少輔宅に召寄られ、廣家此度の忠義感じおぼしめすに依て、中國押さして、兩國下さるべき由の御内意を申聞られ、人質粟屋十郎兵衛をも差歸されける。廣家承り、存し寄ざる身にあまり有難き仕合に候へども、もとより自分身上の爲を存候事に是なく、本家毛利輝元家を御立下されぐやうにと存じ、先達ても其御斷申たる事に候。此度の事は、かつて輝元心底より出たる事にて是なく、偏に安國寺謀儀を以、奉行衆申さるゝ旨に任せ、秀賴樣御とゞけと存じ候段、是非に及ばず候。輝元思慮なき事は、内府樣にも能御存じの事に候。勿論輝元分國相違なき段は、御ことはり申上べきやうも是なく候。私に拜領仰付らるべきとの國を、輝元に下され候やうに、御取持賴入候。もし右の御ことはり聞しめし分られず候はゞ、私事も輝元同罰に仰付られ下され候やうに、幾度も御ことはり申上る覺悟に相きはめ候由、御こたへ申されける。長政もとより懇意の事なる故、福島左衞門太夫、井伊兵部少輔と相談し、書狀を廣家に贈られける。其詞にいはく、

尙々於此度者、兎も角も井兵少、福左大、我等三人に御任置可然存計候。更に此外無御座候。

扨も〱中國の御安否、今明日に相きはまり候。御方樣御分別迄に候。井兵少に被仰切候御覺悟共、不及是非儀共候。急度懸御目福左太拙者心底の儀は無殘所可申入候。中國の内せめて貴所樣計成共御殘候つるは、元就に御屆是に過間敷候。中納言殿へ御届の事、一應二應迄は御尤に

候。貴所樣御身を御破候者、元就へ御届に成まじく候。於無御分別者無曲候。恐惶謹言

十月七日　　長政　判

吉藏樣參

廣家此上にても承引なく、返書に長政及福島左衛門大夫にあてゝ、起請文をのせて、心底の趣相かはらず申越されける。右の趣上聞に達しければ、廣家誠實聞召分られ、律儀至極におぼし召され、輝元この度罪莫大なりといへども、安國寺調儀を以、如此成行事は紛なき事にて、輝元誓紙をもつて申上られ候事なれば、この上は廣家に對せられ、防長二國を輝元父子に仰付られ候。中國押さして、福島左衛門大夫を差置るべく候間、廣家は防州上方口に居住して、左衛門大夫と申談じ、忠節を抜候へと、井伊兵部小輔申渡され、御前において、千壽院の服指を拜領仰付られ、防州岩國をたまはり居住せられける。その後輝元は隱居すべき由仰付られ、剃髪して名を宗瑞と改め、輝元の子秀就相續して、周防長門を領せられける。輝元は隆景の遺言に背き、安國寺に誑され、石田に與せられしかば、元就以來持來りし數ヶ國を失はれける。

家康公仰られけるは、輝元は愚なりといへども、賴もしき人なり。石田が秀頼の爲なりと稱して、誑かしたるを誠と思ひ、惡逆に與して家を破る事、餘人にはちがひ、私の心はなしとぞのたまひける。吉川は長政に内通して、御方に參じたるに依て、毛利も我家も相續しける。關原御勝利の後、諸將に賞を行はれし時も、長政の心遣大かたならず、福島井伊といひ談じて取持せられ、廣家存念を達せられしかば、其恩を感じ、後年に至るまで、長政に禮節をつとむる事怠らず。廣家殿實の人なる故、長政に親切のあまり、存生約束の由、遺言の旨にて、紫野大德寺龍光院、如水長政の石碑のかたはらに遺骨を葬り、石塔をたて、此院の檀徒となれり。寛永二年乙丑のとし九月二十一日卒し、法名全光院由巖如雲と號す。

○家康公より、長政の家臣黒田三左衛門、後藤又兵衛、小河喜助、菅六之助等を御前にめされ、御目見

仰付られける。是は長政の功をふかく感じ給へる故なるべし。長政は御暇たまはり、霜月十七日大阪を立て、豐前に下りたまふ。

黑田家譜卷之十一終

黑田家譜卷之十二

○同年の秋、慶長五年如水は豐前中津川に在城し給ふ。上方より急を告來らんために、早船を大阪と備後の鞆と周防の上の關と凡三所に置て、大阪よりの使鞆まで來れば、其船は大阪へ歸し、鞆の舟上の關まで來り、其船は鞆へ歸り、上の關の舟中津川へ來れと命じをかれける。上の關より中津は海上二十八里也。かくのごとく段々に告來る故、水手舵取等辛勞なく、日夜をこたらずして、大阪より三日ばかりには、中津川へ早船到來す。

○七月十七日大阪に在し家臣、母里太兵衛、栗山四郎右衛門方より、野間源兵衛といふ者を下して注進しけるは、家康公關東へ下り給しを好時節と思ひ、石田治部少輔亂を起し、毛利輝元、島津、小西、安國寺、其外奉行中をすゝめ、大軍を催し、家康公を

討奉らんと企て、先伏見其外近國にある所の　内府公の御方の城々を攻んとて、士卒を指遣さんと議するの由風聞申候と、委細の書狀を以告來る。其上使者の口上にも、其由ひそかに私語ける處に、如水も隱密せずして、天下分目の兵亂はや出來たり。いそぎ陣用意すべしと、高聲にぞ仰ける。孝高は家康公の寛仁大度にして、又古今にすくなき良將なる事をかねて知り、殊に先年小田原にて、家康公の御陣へ履行て拜謁し、天下の君と成給ふべき、器量ある事を察し、秀吉公薨じたまはゞ、この君にこそ天下の人は歸服すべきと、かねてよりおもひ設けし事なれば、今この時に至ては思案にも及ばず、一向家康公に心を寄らる。其後家臣井上九郎右衛門、久野次左衛門、野村市右衛門等を召てのたまひけるは、上方に兵亂出來たる由到來あり。我は二心なく内府公に屬するなり。いそぎ軍勢を催し、先九州の敵を悉攻平らげ、中國へをし渡り、毛利家領分の國々を退治し、廣島を燒拂ひ、其後兵船を播州室の港にあつめ、姫路へ押よせたらば、我が古鄕なれば、我手なみのほどは國人のよくしれることなり。近國悉したがふべし。それより都へ攻のぼり、家康公へ忠節を盡さんと思ふなり。頃此城の修理を申付たり。然れども只今城普請も無益なり、修理をやめさせ、いそぎ陣用意すべしとぞ仰ける。其時家老共申けるは、仰候處は心地よく候へども、我等ども存候は、御家人共多く、長政公の御供にて、關東へ參り候へば、殘る所の軍兵甚すくなし。九州は悉治部少輔方に屬して大敵也、此小勢を以、此方より打て出、大敵と戰ひたまはゞ、勝利を得給ふ事有べからず。今既に天下の大亂に臨める時節にて候。幸城の修理仕かゝりたり、塀矢倉等の破損を修覆して堅固になされ、敵來らば籠城の御覺悟然るべく候。左候て世間の成行を見合せて、よき時節打て出、合戰を被成可然と存ずる也と申ければ、如水聞て、汝等久しく我に仕ふるといへども、某が力

量をしらず、長政家人を關東へつれ行、殘る兵すくなきといふ條勿論なり。然れども今度我が相手にならん、九州中國の、敵の大將の心をしらずして、左は思ふなるべし。此度の軍、身方小勢なれども勝べき道理あり。今度の戰に大勢はいらず、其方などを先陣とせば、後陣には比丘尼を備へ置たりとも戰には勝べきぞ。豐後七人衆並、毛利壹岐守等は某が脚下にあり。彼者共某をしらずして、此城へよせ來るべし。彼等に押よせられては、某が平生の武勇も、をとろふるに似たり。只此方より打て出、九州をかたはしより攻平ぐるにはしかじ。いはれざる氣遣すべからず。今の時節は我が居城にたて籠りて、敵を引うけ合戰するは宜しからず。國の外に打出、敵を領内に入たてずして、勝負を一戰の上に决せんと思ふなり。居城を賴にすれば、出合の戰必をろそかになるもの也。去ながら境目の小城をば、何れも修理を加へ、成程堅固にして、如水が後詰を待べしとて、中津川の城普請はやみぬ。其後勘定奉行杉原氏を召て、蓄をける金銀の員數をはかりて、天守より金銀多く取出させ、廣間につみをき、長政東國へ發向して、家人多く召つれたれば、殘る人數すくなし。何者にてもあれ、奉公に出べきといふ者あらば、貴賤をえらばず、此金銀を與へて召抱べしとて、領内に觸廻され、たとひ出家たりとも、出陣の供せんと思ふ者は、召抱らるべしと申付られける。大將たる者の、常に儉約を守りて、妄に無用の費をなさゞるは、かやうの時多くつかひ用んためなり。我平生多く積置たりし金銀なれば、今度の軍用に不足あるべからず。先家中の諸士に、各相應に配當すべしとのたまひて、士卒の不足をすくひ給ふ。扨貝原市兵衛、並杉原一佐等に仰付られ、金銀を多く預け置、來り集る諸浪人を抱へさせらるるに、近國皆敵にして、領内より來り集る士は稀なれば、賤き者をも其人柄を見て召加へけるが、都合三千六百餘人かゝへたりける。領内の百姓にも、刀

脇指をさして、今度出陣の供したらん者には、褒美を與ふべしとふれたりしかば、供する者多し。

○大阪に如水長政の内室をはしますを、若城中に人質にとられもやすらんと、如水も家臣も皆此事のみ心もとながりける處に、大阪より二人の内室難なく下り給しかば、如水悦び給ふ事限なし（栗山四郎右衛門、母里太兵衛等を召して、二人の内室恙なく下り給し事感稱し給ひ、をの／＼褒美として脇差を賜はる）。大阪を出し時の艱苦、船中の窮屈、左こそ堪がたかりつらん。其いたはりの慰めに、踊ををどらせて見せんとて、中津川の町中にいひつけ、花やかに踊を仕立させ、城中にていかにも優長に終日見物し、諸士下部まで是を見せしめらる。是は士卒の心をいさましめ、勇士の屈せざるやうにせんとの良將の意（こゝろ）なるべし。家臣共眉をひそめて、是ほどの大亂を聞ながら、只今の踊は何事ぞや。隣國皆敵にして、只今何方より攻來るべきもしらざる時節なるに、いかなる心にて、かく心やすく遊興をばしたまふやらんと、諸人あやしみ思ひけれども、如水少もさはがしげなる氣色もなく、陣用意をば油斷なく下知し、自身は平生無事の時の如く、のどやかにして日を送り給ふ。是は司馬法に見敵靜見亂暇といへる意なるべし。又此頃加藤主計頭清正の内室も、其家臣梶原助兵衛が計にて、大阪の宅を忍出、肥後へ下り給ひしが、豐後には順序なれども、敵多ければ船をよせずして、是も中津川へあがり給ひ、如水の家人梶原八郎大夫が宅に寄宿せらる。如水是を聞給ひ、清正の内室に使を遣し、今度難儀を凌ご儀に下り給し間、衣類なども左こそ乏く不自由ならんとて、時服夜着など多く送り給ける。又敵の中を忍て下り給ひ、召使ふ女もなければ、如水の命にて、長政の内室のつれ下り給し局（つぼね）を一人、清正の内室につけて、熊本まで送り遣し給ふ。此度清正の内室の、供して下りし梶原助兵衛は、梶原八郎大夫が妹聟なれば、其親ある故に、八郎大夫が宅にやどりたまひしなり。八郎太夫後に八入と號す。

○此時如水は、領内の境目城普請巡見すべしとて、近習の士只兩人召つれ、中津川より小船に乘出給ひしが、領内の城へはゆかずして、舟をば是より東へやるべしと云付、夫より東をさして漕行ほどに、豐後國國崎郡垣見和泉守家純が富來の城、それより三里巽の方、同郡の内熊谷内藏允直陳が安岐の城の前を、しづかに漕通りて巡見し、夫より三里南、細川越中守忠興の領地、木附の城下へ舟をつけて陸に上り給ふ。忠興は丹後國を領し、宮津に在城有しが、近年秀頼より此地にて加增を給はり、家人を此地に下し置れしなり。忠興の家老松井佐渡、有吉四郎右衛門兩人を呼出し、案内者として城をめぐり見給て、我只今爰に來る事、別の子細にあらず、上方兵亂出來ぬる由聞ゆ。定て此城へも敵寄來るべし、越州に我が知音なり、其上身方なれば、内府公の御ため、城の要害あしき所あらば、指南して堅固にさせん爲に、はる〳〵是まで來りたり、此城要害然るべからざる處有之由仰ければ、兩人申けるは、只今の折節、遠路を御しのぎ此地へ御見廻候事、越中守ためにかたじけなき御志にて候、此よきついでに、此城の要害あしき所御覽じわけられ、御指南を蒙り候はゞ、堅固に改め置べき由申ければ、如水愛かしこ改候へと、委細指南せられける。其日晩景に及で、如水は木附より船にのり歸り給ふ。安岐富來の城下を夜中に漕通り、明日中津川へ着給ふ。扨こそ其後豐後へ發向し、木附の城の後詰、並安岐富來の兩城を攻給ふ時に、かねて城の要害見置給ふ事なれば、攻やうの手立、人數の手配等何の滯もなく下知し給ひける。

○八月中旬如水家老を呼出し、來九月九日是より東表へ發向すべし。此旨を家中の諸士に申ふれ、陣用意をなさしむべしと下知し給ける。家老評議して如水に申けるは、家康公猶關東におはしまして、いまだ上方へ御發向の由聞えず候。おなじくは上方御合戰の注進を御聞候て後、御出陣然るべく存候。い

まだ其聞えもなきに、私に軍を御出し被成候事、然るべからず候。其間しばらく御待候へとヽどめければ、如水聞給て曰、いや／＼其儀然るべからず、治部少輔が叛逆は既にあらはれたり。此上は内府公御發向の一左右を聞に不及、九州にある石田が黨類を悉誅伐すべし。其上家康公既に上方へ發向し給ふを待て、我が軍を起さば、既に上方の合戰有て後の事なるべし。左あらば其間は敵身方の勝負を考へ、時節を待たるに似て、武道の本意にあらず。いまだ内府公御發向の注進なき以前に兵を起し、九州を平げてこそ、如水が家康公への忠義とはいふべけれとのたまふ。かくて九月九日も近づければ、いよ／＼人多くかゝへよとて、又金銀を多く取出し渡されける。杉原某申けるは、餘りに人多く來り集り候故、はじめ着到に付て金銀請取候者、又來りふたゝび着到に付、金銀を取申者可有之かと心をつけ申處に、案の如く、ふたゝび參候者を見付からめ置候、いかゞ仕るべきやと申ければ、如水聞給て、斯樣の時は、一人にても着到に人數の多きを、敵身方に聞せたるこそよけれ。是敵の氣を屈し、身方の氣をいさむる助なり。然ば再來りて着到に付金銀を取者、少々有之とてもくるしからざる事なり。扨々汝は心得ざる者かな、いらざる吟味だて、時に取て無益なりとて、却ていましめ給ふ。

○かゝる處に、前の豐後の國主、大友左兵衛督義統は、先年朝鮮にて、大明の大軍を防ぎがたく思ひて、敵の來らぬ先に、朝鮮の都まで引退きたる咎により、秀吉公より豐後國を召上られ、義統をば毛利輝元に預け給ひ、周防の山口に蟄居せられけるを、今度秀頼の命と稱して大坂へ召上せ、毛利輝元、增田右衛門尉より申付らるゝは、今度義統に本國豐後を返し賜り候間、いそぎ豐後へ下り、一族郎從をあつめ、早く軍を起し、豐後の七人衆の内、在國の人々、并豐前小倉の城主毛利壹岐守など牒じ合せ、黑田如水を攻ほろ

ぼし、西國を打治むべしと命ぜられ、先當時の軍用として馬百疋、具足百領、長柄の鎗百本、鐵砲二百挺、銀子三千枚、義統に下さる。義統本望をとげ、喜悅の眉を開きて、頓て豐後へ下向せらるゝ由、彼早船にて大坂より告來り、大坂下向の事、はやく中津川へ聞えければ、如水此度大友を誘引して身方にせんため、家人宇治勘七といふ者に、大神大學といふ浪人を添て、周防國上の關へ遣しをかる。此大學は初は義統の小屋從なりしが、義統蟄居の後浪人となり、中津川の町に居住しけるを呼出し遣さる。大學は、今博多の富商大賀氏の遠祖なり。大友滅亡の後、剃髮して宗九と名つけ、前の姓大神の字改て、大賀とす。中津に於て、如水長政懇意にし給しに依て、長政筑前拜領の後したひ來りて、博多呉服町に居住せり。何かと長政の用事をつとめしに依て、知行を給ふべき由申けれ共、堅く辭退し商家となれり。其子孫兩家にわかれ、善右衛門、惣右衛門、といふ。正保四年長崎に異船來りし時、兩大賀長崎に在て、燒討の燒草等を速にそなへたりし功に依て、忠之其を感稱し、此時より兩大賀に月俸許多賜り、子孫相續し、今に於て、博多呉服町に居住せり。家老共申けるは、大神大學は、義統の傍に召仕はれ、義統に內通し、此城の案內、身方の分限をもしらする事有べく候間、使に遣さるゝ事然べからずと申ければ、如水聞給て、義統に內通すべき者なる故に遣すなり。大學を遣すは心ある事なり。大學此城の案內と、兵の多少をつけば、大友此町を燒、城を攻る謀を思案すべし。我は大友に城を攻られぬ內に、此方より早くかゝりて勝負を決すべし。然れば何程に此城の案內を精く聞たりとも、やくに立させぬ也。此度の軍の術謀を、大學にいひ聞せて、大友に告させ、此方には其うらを用る也。義統若大學をとゞめられば、勘七は其座を罷立べし。又勘七には、大友が船數いかほど有べきと、能見て參れと命ぜらる。大友に贈り給ふ其書狀の大畧は、今度の石田治部少輔亂を起し、內府を討んとす、石田は天性小人なれば、秀賴を守護せん爲の義兵にあらず。全く私欲に依て天下を奪はんとの謀なり。然るに輝元は安國寺といふ佞人にたぶらかされ、石田に與し、其外の諸大名も亦此事をしらずして、みだりに治部少輔に與す。今內府は天下の人の思ひ付所の賢君にて、八州の主なれば、其威勢既に盛なり。且武勇知謀

古今に勝れたる良將なり。相與する人又猛將勇士多し。治部少輔不義にして亂を起し、諸人の與せざる所、天罸遁れがたし。況無智にして兵の道をしらず。たとひ大軍なりとも、かりあつめたる寄合勢にて、治部少輔が下知にはしたがふべからず。諸軍の下知を聞く總大將なくして、必軍に利あるべからず。貴殿今度治部少輔にしたがひ給はゞ、必身をほろぼし家を失ひ給ふべし。然れば貴殿の死生存亡の落着、此時に有之候間、能く御分別あるべし。殊に御子息義延も、內府に屬せられ候へば、內府方に參じて忠勤を御はげまし、然るべく存ずるなりと申遣され。又口上には、故太閤の御時、大友家降參の事、我等取次申て候より以來、朝鮮に至るまで、隔心なく申談じ候事、義統御失念有まじく候。我等も疎意に不存候。隔心なきしるしに、大學を相添進じ候とぞ申遣されける。勘七大學九月五日中津川より舟にのり、順風故其日の晩景に、上の關に着て相まつ處に、七日の晩大友義統上の關に下着せらる。兩人義統の船に行て、如水の狀を渡し口狀を述ける。義統返書の趣にいはく、今度不慮の總劇に付、豐後へ罷下候儀被聞召付、早々預御使札、御厚志大慶存候。誠先年以來御懇情不淺存候。拙者事於配下毛利殿懇意深重に候へば、此度捨一命可報其恩と存候。又御意見之樣に、我等事は年老而、無望候へば、愚息義延を世に出し度存候。內府方をも仕度候。此分別大事の思案にて、是非即時に難決候へば、二三日中豐後へ來着仕、彼方より以使者委曲可申達候とぞ述られける。勘七返書を請取、立んとする處に、義統いかに大學久しく見ざる間に大男に成たり。汝を見て昔の事を思ひ出たり。今少語れとて留められければ、勘七は罷立、跡にてしばらく物語させてけり。義統大學に何事をかとはれけん、いざしらず。其後勘七も大學も舟にのり、明る八日中津川へぞ歸りける。

○大友の返書、同心なくして、其上豐後の七人衆の

勢、並小倉の毛利壹岐守等を牒じ合せ、中津川の城を攻べき由、内々其聞え有ければ、如水のたまひけるは、此上は力に及ばず、是義統運命盡たる所なり。さらば、大友ふるきよしみの者共の、いまだ集り來らずして、勢のつかぬさきにうち取べし。延引して兵共多くはせ集らばむつかしかるべし。かねて定めし日取の如く、いよ〳〵明九日辰の刻に打立べしと觸られける。中津川の城の留守には、舍弟黑田修理亮(後號養心)に、代官等相そへ、七百餘人殘しおかれ、感田の城に衣笠久右衛門(後號因幡)鐵砲頭高橋彥次郎、凡百五十人許。馬が岳の城に桐山孫兵衛(後號丹波)安﨑助太夫、三百餘人、高盛の城に舍弟黑田兵庫助家人ばかり殘し置候へと、かねてより定めおかれ、九月九日辰の刻中津川の城を打立ち給ふ。如水は諸勢に先立ちて、中津川より一里半東なる、廣き原の少高き所に、床机を立て、腰をかけ、総勢の備押を見給ふ。一番に母里太兵衛一備、二番に黑田兵庫助同圖書助一備、三番に栗山四郎右衛門、黑田五郎右衛門一備、四番に井上九郎右門一備、五番に野村市右衛門、後藤太郎助一備、六番に母里與三兵衛、時枝平太夫一備、七番に久野次左衛門、曾我部五右衛門、池田九郎兵衛、黑田安太夫一備、都合其勢八千餘人、いづれも一備一備引分れて、しづかにおさせ、其行列を見給ふ。如水の本陣の勢千餘人、すべて九千餘人なり。さて如水士卒にいひきかする旨ありとて、廣野に皆々留めおき、高聲に仰けるは、今度上方にて治部少輔亂を起して、内府公に敵をなす由聞ゆ。治部少輔事天性智惠なき臆病者なり。其上總大將もなき寄合勢なれば、諸大將下知をうけず。諸人一致せずして、必敗軍すべし。殊に内府公は古今無双の良將にて、其下に屬する身方、皆すぐれたる武將勇士多く、心一同して内府公の御下知にしたがはゞ、必身方の勝利うたがひなき事、手に握りたる樣にぞおもふなり。是に依てそれがし此度内府公に一味して、九州を平らげん

と思ふ故、先豊後へ赴き、彼國にある敵共うちしたがへて後、殘る國々を治むべし。豊後の城々多分は留守の事なれば、請取ん事いと安かるべし。就中大友義統本國を賜りて、頓て豊後へ下る由聞ゆ。太閤の時、大友事我等取次したりし筋目なれば、今度治部少輔方に與する事をやめさせ、降參させんため、上の關まで使を遣すといへども、同心せざる事愚痴の至、是非に及ばず。先彼を退治せんため出馬する也。義統事先年朝鮮において、大明人來る由を聞、敵をも見ずして逃退たる臆病者なる故、豊後國を召上られ、毛利に預けられ、有かなきかの如くにて居たりしが、今度豊後に下り、我に對し旗をあげんとする事、片腹いたき事なり。此度出陣の士卒よく心得べし。義統は大臆病者なり。其下にある家人共も、類を以集り、上を學ぶ下なれば、皆臆病者と心得べし。大友が人數何萬騎ありとも、此度の軍は百に一も負る事有まじ。强敵と思ひ猶豫すべからず。九州をかたはしより平げんと思ふ故、軍は此度に限るまじ。鎗、薙刀、刀、脇指の刄をたしなみて、大事の時用にたてよ。大友が人數をば手ごらへにするか、むね打に打倒すべし。總じて鷹をつかふに、逸物(いちもつ)にても初より鶴をばとらぬものなり。先鷺(さぎ)を取飼て、其後鶴をばとらするものなり。其ごとく大友が人數をば鷺にたとへ、若き者共によくとりかひ、諸士にも手柄をさすべし。弱敵なれば棒にて雪をなづるごとく、何の造作もなく一時に打はらふべし。義統をば虜にせよ、彼を生捕たる者、直參(ぢきさん)又内によらず。たとひ下人にても、褒美として領地千石を與ふべし。各隨分精を出し手柄を致すべし。其功により一廉恩賞を與ふべし。九州には手ごはき敵なし。豊後既に打したがへば、九州を治めん事、其勢に乘じて彌安かるべし。はや打たてとて、士卒を勵ましてのたまひける。是を聞し者ども、いづれも心いさみ強くなり、只今敵を手の中にとりひしぐやうに思ひける。是は大友の兵必弱

きにはあらざれども、士卒をいさめんための謀なるべし。（右如水の床机に腰かけて下知し給ふ所を、後年如水原と號す。）其日黒田兵庫助小一郎居城高森の城に着、一宿し給ふ。（中津川より四里あり。）翌十日高森より一里東、豐後高田の城の近邊を通り給ふ。高田は豐後速見郡にあり。竹中伊豆守重信が城なり。伊豆守は上方に在しかば、其子采女正重次が方へかねて使を遣し、内府公御方に參るべき由をすゝめ給へば、采女同心す。是に依て今日又采女方へ使者を遣し、如水只今東表へはたらき候。貴殿も兼約の如く内府方に屬せられ候はゞ、いそぎ出陣せられ候へ、同道可仕よし申遣さる。此時采女は幼少なり、家老共分別いまだ決せずや有けん。只今早速人數を指出し可申候へども、些(ちと)用意仕事候間、御跡より兵を出し可申候と返答す。如水聞給て、敵とも身方ともしれざる人の、跡より人數を出すべきとの申分を聞て、其まゝ打置通るべき儀にあらず。只今人質を出し候へ。然らずんば攻崩して通るべしとて、旗を立直し、城の方に押行給ければ、城中より是を見て、はだせ馬にて追々に馳來る。中にも家老不破三太夫と云者來り、如水へ申けるは、今日早々人數を出し申べきを、采女事所勞にて罷在、其上竹中家に今迄用來る旗を、存ずる子細候て仕かへ可罷出との用意にて延引仕候。追付采女人數引具し可參と申す。如水聞給て、其儀ならば子細有まじ、跡よりやがて馬を出され候へとて、又人數をもとの道へ立直させ、東の方へ押行給ふ。采安もやがて馳來る。如水采女を引具し、其夜は富來の此方なる山の上、赤根嶺に野陣をぞし給ける。

○大友義統(むね)は、九月十日の晩に、豐後國速見郡濱脇といふ浦に下着せらる。大友は古より豐後の國主にて、其上父宗麟(そうりん)の武威によつて、豐前、筑前、筑後、肥後、日向の内まで、彼旗下に屬したりしかば、今に至ても舊恩をしたひ、昔の好をわすれざる者多し。昔の家人共多く浪人し、或は士民に成たるも有しが、

今度義統下着の由を聞傳へ、かしこ爰より馳集りて、旣に大勢に及べり。其上士民百姓共、舊君の好みあるゆへ、義統の下向を悅び、兵粮をさゝげ馳走しける。先木付の城を攻落し、本城にして、方々の身方と牒じ合せ、黑田如水居城を攻破るべしと評議せられける。爰に昔大友家につかへたりし田原遠江入道紹忍、宗像掃部兩人は、義統流浪の後は、豐後國岡の城主中川修理大夫秀成の扶養をうけて居たりける。秀成初は毛利輝元、宇喜多秀家の方人たる故、紹忍掃部に鐵砲足輕を相そへて、義統に加勢す。義統悅限なし。昔のなじみあり、殊に老功の者なりとて、兩人を近付て軍事を談合せらる。黑田如水より上の關へ、使にていひおこせたる狀を見よとて出されける。紹忍掃部是を見て、如水の異見尤に存候。扨此御返事は何と罷成候ぞと申せば、秀賴公よりかたじけなき御意にて當國を賜り、其上浪人の間、數年輝元の恩を深く蒙りたれば、此度一命をすてゝ其恩を報ぜんとおもふなり。此下知をうけて、今更變改も成がたし。只一筋に思ひ切たるぞと申されければ、兩人も尤とぞ感じける。木付の城に速見郡中の庄屋頭、百姓の人質を取入置ける。百姓此由を大友家人へ歎き、いかにもして取返し給り候へかしとぞ申ける。去程に大友方より木付の城の寄手には、宗像掃部を大將とし、木部山城守、大神賢助、柴田小六、都甲兵部など云者を指そへ、本國なれば鄕人共多く馳加り、都合其勢五六千人ばかり遣して、城下に着とひとしく、攻支度をも用意せず、城塀を越て二の丸まで攻よせ、速見郡中庄屋頭、百姓の人質共を取返し、城中旣に難儀に及びける。是に依て、木付の城番長岡越中守の家臣松井佐渡、有吉四郎右衛門より、如水へ飛脚を以申越けるは、大友義統濱脇といふ浦へ罷着候處に、昔の家人國人等馳集り、俄に大勢になり、昨夜より當城を取卷攻候。隨分城を堅固に持申候。御心得のため申上るの由、十日の夜赤根嶺へ告來る。如水聞て、

松井有吉が注進の樣尤よし。敵を恐れて使を差越れば、加勢をこそこふべきに、其事をいはざるは勇士の志也。木付の城を敵に攻落させてはいひがひなし。さらば後詰の兵を遣すべしとて、井上九郎衛門、久野次左衛門、野村市右衛門、後藤太郎助、時枝平太夫、母里與三兵衛、曾我部五右衛門、池田九郎兵衛、黑田安太夫等を相そへ、都合其勢三千餘人、赤根嶺より引分て、木付の後詰に遣さる。如水は翌十一日の曉(あかつき)赤根嶺を立て、富來の城の八九町此方の野山に馬を立られ、未明より諸勢悉富來の城を圍ませらる。其後如水は濱の手より打廻り、伏兵はなきかと見そなはし、頓て城近くまで寄給ふ。此城は垣見(かきみ)和泉守が居城なり。和泉守は治部少輔が方人(かたうど)にて、美濃の大垣にあり。垣見理右衛門(和泉守の兄なり。)藤井九左衛門、(和泉守妻の弟なり)をはじめ、留守居の者其城を守り居たり。如水此城の形勢(ありさま)を見給ふに、即時には攻落しがたく、又あつかひなどにせば隙入べし。大友に勢のつかぬ先に、一刻も早く押行べし。其上木付の城も心もとなし、大敵を討取て後、かやうの小城は何時も攻よきぞ。さらば此城をば先うちすて、無事に通るべし。若城より敵跡に付て出來らばをさへよとて、母里太兵衛一備を其手當に定めおかれ、一番貝に兵粮つかひ、二番貝には打立て、木付の方へ押行たまふ。垣見和泉守が留守居共、物なれたる者なれば、斥候ばかり少々出し、馬の駈場(かけば)あしき所より、遠ながら鐵砲少少はなちかけける。太兵衛は如水の跡備より猶跡にさがりて、敵を引つけ討んと思ひ、敵の追來る樣に靜に押行けれども、敵も心得て近つかず、船手の兵は沖に船を浮べて居たりしが、陸地の勢の押行を見て船を漕出す。夜に入て陸地の勢數千人續松(たいまつ)をともして押行を、沖の船より見渡せば晴たる夜の星の如し。

○同十二日の未の上刻、安岐の城の向に着陣し給ふ。安岐の城は富來より三里南にあり、是は熊谷內藏允

が居城なり。熊谷も治部少輔に屬し、大垣の城に在て、安岐の城には留守居の者共籠城す。如水此城にも手をかけず、只遠見張番油斷なくさせて、其處に一宿し給ふ。曉景に城中より物見のためとおぼしくて、鎧武者數人乘出し、身方の陣の近邊迄來りて度度馳廻りけるを、身方若武者共是を討んといさみける。如水かたく制して、身方の陣より一人も出合べからず。若軍法を破りて出て戰ふ者あらば、何者にても刑罰に行ふべしと下知せられける。如水のいはく、富來の城の敵はしずまりて見えしが、此城の者共はやり立たる形氣なり、明朝此陣を打立時節、定て敵跡をしたふて城より付來るべし。此方よりも引伏を置べしとて、栗山四郎右衛門を將として、馬廻の士頭肥塚理右衛門、原彌左衛門、齋藤五左衛門、小林甚右衛門に命せらる。又岡田三四郎後黒田監物と號す本田半三郎、畑彌平次、山脇彌七郎などいふ兒扈從をもつれ行て取飼へとのたまひ、鐵砲足輕多く指添られ、又黒田三左衛門家人に、江見彦右衛門、粕屋茂兵衛、近藤加右衛門、闇勘六などいふ者、豐前に在て此陣の供したりしが、是等をも相加へられ、都合五十騎ばかり也。如水四郎右衛門等に下知して、あの谷合の藪蔭に伏兵を置べし。前は馬の駈揚よき所なり。敵通る時早く伏兵を起して、打もらすなとぞ仰ける。其下知に從て、敵の城よりしたひ來るべき、山間の道の邊の藪陰に隱れて、敵の來るを待居たり。其上の山を木の山といふ。伏兵を置く所を西本といふ。如水は明十三日の早天に、先勢を本付の方にをさせ、旗本を引とり給ふ處に、案のごとく城中より熊谷次郎助を頭として、騎馬の兵五十人、雜兵共に凡二百人許、打出てしたひ來りけるが、此方より伏兵を置たる藪陰を不審に思ひ其根をよけて通りけるを、身方の伏勢共一度に起り、弓鐵砲を放ちかけ、敵身方たがひに矢軍をしけるが、栗山よき時分と思ひ、麾を揚ければ、相圖を待かねたる勇士共、五十騎ばかり一度に進みける。中にも本田半三郎と

名乘、一番にかけ出しける。是を見て原彌左衛門、齋藤五左衛門、中村甚助、山脇彌七郎、畑彌平治、岡田三四郎其外六七騎、最先に乘出し敵陣へかゝる。殘る勢つゞいてことごとくかゝり、散々に戰ひければ、敵忽に敗北す。此時肥塚理右衛門、齋藤五左衛門、本田半三郎、岡田三四郎、山脇彌七郎、長井八郎右衛門、中村甚助、並栗山手の者、栗山甚太郎、津田才藏、養父仁左衛門、黑田三左衛門內、江見彥右衛門なども、皆分捕をぞしたりける。畑彌平次も騎馬の敵を鎗付て手を負ける。身方勝に乘て追打にしけるを、如水はるかに見給ひ、いそぎ人數を引とるべしと下知せらる。栗山四郎右衛門承て、再拜を振て身方の兵を引取ける。城の十町ばかり此方に小川あり。其川を限に追捨たり。城中より是を見て又兵を出し、敗軍せし者をも押留め、都合三百餘人小川の端に備を立たり。栗山下知しけるは、此まゝ引取て敵もし付來らず、戰ひなくして相引に引たらば、彼が城中より出て備たりし勢に恐れて逃たりと、後日にいふべき事必定なり。いざや此小川を越て、あの敵共を一追をひ崩し、にげば其まゝにがすべし。長追すべからずといましめ、身方はや川に乘いらんとする體を見て、原彌左衛門、並其子吉藏二男與六郎、其弟喜右衛門、郎徒共に六騎、一番に乘入、又本田半三郞も前後をあらそひ、小川を馳渡りける。凡五十騎ばかりの兵共、一度にかゝるを見て、初追立られたる者共、最前の合戰に負て、臆病心付たれば、一戰にも及ばず引退ける。城より後に出たる兵の內より殘りたるかと覺えて、思ひ定たる勇士と見え、二十五人一足もひかず踏こたへて戰ひける。此時如水の家人、小林甚右衛門、彼二十五人ひかへたる所に、一番にかけ付、馬上よりよき武者一人突倒し、鎗をはねすて馬より飛でおり、刀をぬき步みよる所に、常々、軍あらば引廻して給はれと、賴みける若武者一人、馬にはなれ徒立(かちだち)になり來りけるを、小林見

て此首されと言捨て、敵に突立たる鎗を引ぬき、馬に打のり先に駈行ける。去程に身方の兵共、我も〳〵とあらそひ戰へば、彼二十五人の兵大かた討れぬ。其外の者は蜘の子を散すごとくにげ行ければ、身方の兵共、猶も追かけ高名せんと馳行けるを、栗山乘廻し馬を横たへ、軍法を破り、沙汰の限なりと制しければ、いづれも馬を乘とめ、勝鬨をあげんといさみけるを、栗山申けるは、只今勝どきをあげば、敵追すてたる事を知て、心安く退べし。無用なりと制しける。敵共の物具下々に拾はせ、軍にかてば利得ある物と思へば、下々いさむものぞとて、心靜に本陣に追付、首共實檢にいれければ、如水感じ給ふ。此時打取首數四十八、其内かぶと付二十、雜兵二十八なり。就中熊谷次郎助は、岡田三四郎討て、時の大將の首なればとて、賞翫なる感書をたまはる。（此時如水みづから携へたまふ白旗をたまふといへり。）又船曳刑部等も、高名したりしかば、豐前の内にて加祿を與へらるゝよし、感書賜りける。

又小林甚右衛門が鎗つけたりし敵の事、小林はかくともいはざりしに、首をとりたる者、此首は小林鎗付て拙者に首をとらせ候。全く拙者手柄にてはなく候由、實檢の場にて申ける。如水聞て小林を感じ、祿を多く與へ給ふ。又首とりし者も、其眞實なる事を感せらる。小林は日本朝鮮の合戰に度々高名せし故、今日首とらずともと思ひ、我が鎗付し敵の首を人にとらせけるにや。實檢終て勝鬨を執行ひ、物初よしと悦で、其首を中津川に遣し、島田といふ所にぞかけさせられける。如水豐前より發向の由、大友の陣所濱脇へ聞えしかば、大友義統家人と評議して、いづくを要害と定めて、黒田と戰はんやと詮議せられけるが、田原紹忍申けるは、よき要害こそ候へ。速見郡立石と申所は、後はさがしき山あり。前は岩岸高くして九折なる細道なり。殊に御先祖大友能直、賴朝卿より豐後を賜りて、初て此國に下り給ふ時、先立石に御上り有しといひ傳へたり。御父宗麟公も、彼所に

て勝利を得給ふ吉例あり。是に陣をとり給へとすゝめければ、義統同心して、いそぎ立石に取上つて、是を陣所に定らる。木付の城へよせける大友の兵共も、如水の攻來り給ふ由を聞、木付の圍を解て、義統と一所にならんと、立石をさして引退ける。是に依て木付の後攻のために、如水より遣されたる兵共も、戰ふべき敵なくして、翌十三日大友義統を攻んため、石垣原に馳向ふ。石垣原は木付より六里西南にあり。此原立石の前北の方半里に近し。（此所を石垣原と名付し事、石垣村の西にある故なり。東西一里、西には鶴見嶽、鶴見山とて高山相帷へり、石垣村は、北石垣、中石垣、南石垣とて、三村あり。原の東にありて海に近し。南北二十餘町ありて、廣き原なり。此所に石多き故、農人等畠を作らんため、石を多く一所にかされ集めて、石垣を長く所々につけり。故に石垣村と名づく。石垣村里人は、鶴見原といふ。鶴見が嶽の下、鶴見村の南にあり、凡此原南は立石と別府に屬し、北は鶴見村に屬し、東は石垣村に屬し、西は鶴見嶽なり。）木付の城より、松井佐渡、有吉四郎右衛門等、二百人ばかり引具して、此方の勢に馳加はる。

○大友方へ、此方の軍兵寄來ると聞へしかば、吉弘加兵衛統幸（かねゆき）を大將として、竹田津志摩、小田原又左衛門、深栖（ふかす）七右衛門、木部山城、大神（おほが）賢助、清田民部などいふ者、立石を打立て、此方へ寄來り、石垣原にて對陣す。身方の先陣、時枝平太夫、母里與三兵衛かけ合せ戰ひしが、敵わざと引退て身方を引よせける。是は孫子が兵法に、半進半退者誘也（なかばすゝみなかばしりぞくものはみちびく）といへる意なり。母里時枝敵の僞て逃るをばしらずして、追かけ立石の方へゆく所に、小川の有ける河原を隔て、敵備を立直し取て返す。其時敵身方たがひににらみ合て立留る。敵河原の西に、左右と中と三備に立たり。暫有て左右の備皆中備に加り、三備一になりぬ。いか樣敵の備立の樣、かゝりて軍すべき物色也と見る處に、案の如く敵一度に喝と突かゝる。母里與三兵衛、時枝平太夫も、しばし支へて戰ひけるが、吉弘が猛兵に押立られ、力及ばず北をさして引退く。敵勝に乘て石垣原の北の末なる野山の間、犬の馬塲（今はいなふか馬場といふ。）と云所まで追討にする程に、身方に討るゝ者多かりけり。時枝平太夫は人數をあつめ、眞丸（まんまる）に成て引けるが、所々にて踏とまり、廍返（まりかへ）し敵を

防ぎてぞ引退ける。追來る敵の中に、朱柄（しゆね）の大身の鎗を持たる者一人、高名を心がけたるとおぼしくて、諸人にはなれてかけ來り、身方を討んと近付ける。時枝平太夫が手に在し、時枝作内といふ者返し合せ、其敵を突ふせて首を取。（作内子孫秋月にあり。）此時身方の兵討るる者八十人、敵は十騎討れける。

○二陣久野次左衛門、曾我部五右衛門、其外如水より相添られし士共と、同じく掛りけるが、母里時枝が東の方をさして引退くを見て、守返（もりかへ）させんとて、馬を乘よせ、返せ／＼と制しけれども、引立たる勢なれば、先陣は終に返さず。次左衛門は敵の二陣に向ひける 敵の二陣は宗像掃部を大將として、五百許にて馳かゝる。身方負色に見えける所に、久野下知しけるは、先手敗軍せし故、敵の勇氣出來て勝にのれり。爰に烈しく敵を防がずば、敵いよ／＼氣に乘て、身方の大事とならん。只今必死の戰して敵を防ぐべし。義理をしる者はつゞけやとて、士卒に先立てかけ入ける。曾我部五右衛門は、數度軍に馴たる功者なる故、如水より、次左衛門若武者なれば心元なく思ひ、後見のため添られけるが、次左衛門がかゝるを見て、競てかゝる敵に駈入事、あやうしとて制しけれども、次左衛門聞もいれず。身方の敗軍を見ながら、いつをか期すべき。五右衛門御邊はこゝを退て、如水へ此由被申候へとて、猶敵陣へ馳かゝり、馬よりおりたち、小膝を折て鎗をかまへ、敵を待かけ、向ふてかゝる者を討取、數人に手を負せ、勇氣を振ふ事甚盛なり。されども敵大勢なれば叶はずして、次左衛門は終に討れにける。生年十九歳とぞ聞へし。（次左衛門が死したりし所は、鶴見原の内の内が堀より、四町ばかり南、立石の方なり。）次左衛門が家人、光留立右衛門、（二十八歳）麻田甚内、（二十六歳）山本勝藏、（二十五歳）稗田九藏、下田作右衛門、久保庄助、（二十一歳）等も、命を輕んじ義を重んじて、主人の前後左右に在て戰ひけるが、六人の者共一所にて、皆討れにける。曾我部五右衛門も久野を見捨がたくして續て

かゝり、久野と一所にて勵み戰ひけるが、終に討れにけり。久野次左衛門は勇氣有し故、若輩なれども一方の將とせられける。父四兵衛は朝鮮にて死す。次左衛門は父死して後朝鮮へ渡り、いまだ幼年なれども、父の家をつがしめ、家人を卒して、陣役をつとめしめらる。朝鮮にて或時野村隼人と兩人、唐人を追かけけるが、次左衛門は落馬して追つかず。隼人追付て唐人を討取ける。此時隼人は敵をうち、次左衛門は手を空しくしたり。其遺恨にて、常に隼人と武勇を爭ひしが、此度も隼人にまさらんと思ふ下心有て、かくの如く諸人に越て働きけるとぞ聞へし。母里太兵衛が聟なりける。如水今度の次左衛門が粉骨を感じ給ひ、四兵衛後家に感書を賜り、豐前下毛郡の内二百町の地與へ給ける。曾我部五右衛門は黑川美濃守が嫡子なり。父美濃守は豫州松山の城主たりしが、秀吉公にほろぼされ浪人となり、五右衛門廿三歲の時始て孝高に仕へ、知行二千石を賜る。黑の字をさけて、母方の姓曾我部を用ゆ。今年三十八歲天姓武勇なりしとかや。細川家臣松井有吉は、石垣原の北、實相寺山の南なる、小山の上に陣取て居たりしが、久野曾我部の討れしを見て、相したがふ兵共を引つれかゝりける。大友勢はげしくふせぎ戰ふ。松井有吉もしばしいさみ戰ひ高名せしが、手負死人數多出來ければ、先人馬の息をつかせんと、本の陣へぞ引上りける。松井有吉が此時の働を如水感じ給ける。其後吉弘加兵衛は、士卒のつかれたるをやすめ、敵の方を見やりて、今やよせ來ると待居たり。義統より吉弘が方へ、近習の士を使として遣され、戰ひつかれたる勢をもつて、敵の新手にかけ合せ戰ふ事危し。先兵を引とるべき由、いひつかはされける。吉弘聞て仰の趣尤に覺候。然ども今日討死にきはめ候上は、引取べきにあらずとぞ申ける。其後使を兩人遣され、是非引取べき由申遣されけれども、吉弘同心せず。義統此由を聞て、然らば吉弘うたすなとて、兵共を大勢指遣さる。

○身方の三陣は、井上九郎右衛門、野村市右衛門、後藤太郎助なり。此三人は石垣原の北、實相寺山の西なる、加來殿山といへる山の上に、陣を取て居たり。此所は石垣原よりはるか後也。九郎右衛門はよくはたらかんと思ひ、わざと佩楯等をとりのけ、いかにも輕く出立、唐冠の冑を着、鳥毛の樣の指物をさしけるが、人數備へ置し所は、加來殿山の上北の方、少ひきゝ所にて、先手の戰場見えざれば、南の方の高き所にみづから行て、先手の戰の形勢を見計べし。諸卒一人もうごかず、爰にて我々下知を待べしと云捨

て、從者少々召つれ、一町ばかり行て、高き所よりつく〴〵と見れば、先手打まけ、二陣も破れ、松井有吉も、本の陣所へ引上りける。敵共は芝原に座して、扇をつかひ休み居たり。井上是を見てよき時節ぞと思ひ、再拜を以、身方の勢を招きければ、手勢並其餘の兵共こと〴〵く馳來る。山の南の高き所より、石垣原をうちのぞめば、敵をば目の前に見おろしたり。井上野村下知しけるは、敵は皆徒立也、馬のかけ塲よければ、常の敵ならば、馬にてかけちらさんことたやすかるべけれども、此敵は今日を討死にきはめ、殊に物なれたる老切の者共なれば、手先にてたやすくあひしらはん事惡かるべし。皆々馬よりおりたち、鎗のうのくびのをるゝほど、突合はずば、勝利を得がたかるべしといひければ、騎馬の兵多くは馬よりおり立たり。野村市右衛門は、井上が左の方に陣を備へけるが、先年朝鮮にて、左の膝に手を負しより、行歩不自由なる故馬上に立ておりたゝず。井上は敵間近くなりし時、小手の指懸のこはぜを左右ともにはづさせ、十文字の鎗おつとり、いさみ進んだる形勢を見て、士卒どもきびしき合戰有べしと心得て勇みける。井上野村同時に兵を進めけるに、敵はしづまり返て居たりしが、間近くなりければ、一度にさつと立向ふ。此石垣原は、方一里に近き平原の地にて、高下なく樹木なく、草たち淺き所なれば、敵身方の働かくるゝ所もなく、目の前に見へて、いと分明なる野軍なり。初は敵身方しばし弓鐵砲を打合しが、頓てたがひに鎗を揃へて突合たゝき合ける。敵は北に向ひ、身方は南にむかひて戰ひけるに、其内より群をはなれて進み出る者も、いまだなかりける。こゝに井上が手に屬したる浪人、大野久彌といふ者、只一人敵の中へかけ入ける。敵の物頭深栖七右衛門といふ者、茜の母衣かけたりしが、久彌と鎗を合せける。勝負やおそかりけん、たがひに大刀を拔て切合しが、頓て引組で七右衛門を取ておさへ首を

とる。久彌が兄大野勘右衛門は、久彌が進むを見て、是も敵の物頭小田原又左衛門といひし武者と渡りあひ、しばし太刀打して引組、又左衛門を取ておさへ首をとる。（大野は兄弟共に諸人にすぐれ先駈して、よき敵を討取高名なしたりければ、如水より感書を賜り、其後禄を與へらる。久彌後に久太夫と號す。）大友が先手の兵いさみ進みけるを、身方つよく防ぎて突崩す。逃るを追はんとしけるを、井上野村思ひけるは、只今敗軍せし敵の先勢は、此頃に驅集りたる葉武者共なり。究竟の兵は跡にひかへ、今日を限に必死に極め、最後の一戰と思ひ定め、備を亂さずしづまり返て居ると見えたり。此葉武者共をうたんとて、身方の備を崩し、足を亂してかゝらば、彼跡にひかへたる、荒手の兵にもまれ敗軍すべし。此方よりはやらずとも、今日軍をせではをらぬ敵なり。一人も拔きんでて追かくべからずと下知し、かたく制しける。吉弘加兵衛是を見て、敵輕輕しく足を亂し追かけば、近々と引付討取べしと思ひしに、扨も物なれたる者共かな。此上は今日討死ぞと究め、いざや懸らんとて、二千人許閴々とあゆみよる。井上是を見て、相かゝりにせずしづまりて居たり。敵進み來りしかば、井上野村爰を專途と防ぎ戰ふ。されども吉弘いさみ戰へば、敵つよくして、井上が一手ばかりにては猶あやうかりける。野村市右衛門は、十六歳より度々武勇の譽をとり、今年十九歳よのつねの老功の者より、猶軍に訓たる武者なりしかば、先ほどの合戰して後、左の方に備へてしばらく時節を待居たりしが、是を見てよき時分と思ひ、我が手の備を引丸め、敵の右の方へ横合にかゝりける。後藤太郎助も、おなじく後よりかゝりければ、身方一度に競ひつゝ、えい／＼聲を出して突かゝり、火を散してぞ戰ひける。敵の兵今日を最後の合戰と思ひ定めけるが、突崩されてさつとひけども、又かゝりて戰ひける。井上野村は敵ひけども追かけず、本の所に折敷、敵又かゝれば立あがりて戰ひ、幾度もかくの如くしける。爰に吉弘加兵衛は、世に聞へし大剛

の者、殊に抜群にたけ高く大力なりしが、朱柄の大鎗を取のべ、むかふ敵を横打に打倒し、あたりを拂て見へたりけるが、井上九郎右衛門を目がけ、鎗を打振て眞一文字にかゝり、井上殿か珍しく候。吉弘加兵衛にて候。尋常に參會すべしとて、しづ〳〵と近付ける。井上是をみて、善敵と思ひ十文字の鎗を以むかふ。此所石垣原の南北の半より四丁ばかり南、立石の方によりて、野中に忠内が堀とて、わざとほりたる如くなるから堀あり、東西に長き事百間餘、横が三間ばかり有て、南岸は高さ一間あまり有。下の方にほりの少さがりたる所あり。其所に吉弘は南の岸の上にたち、井上は北の岸の上に立てあひ向ふ。兩人は、先年よりしたしく馴近付たる事なれば、久しくて參り會たりとて、しばし物語しけるが、いさや花やかに戰て、勝負を決せんと互にいひ合せて、而もふらず戰ひける。九郎右衛門は勝れたる勇士なりしが、たけひきく力もおとりたり。吉弘は聞ゆる大力にて、やゝもすれば井上はたゝき付られ、あやうく見へし處に、九郎右衛門が運やつよかりけん、吉弘かつきける鎗、九郎右衛門が鎧の胸板に幾度もあたりて、鎧の毛處々きるるばかりなれども、皆鎧の上なれば通らず、井上が鎗、吉弘が内冑に突入けるに、十文字の横手にて左の頰先をしたゝかにかくる。加兵衛は冑の緒きれ、かぶと顏にかゝりて目を覆へば、鎗をもつてみだりに打はらひ、後へ退ける。吉弘が鎗を引とる時、左の腋の下具足のはづれに、襯の青く見へけるを、井上よき透間よとおもひ、鎗にて突しかば、あやまたず左の腋の下に深く突入たり。吉弘心はたけしといへども、今朝よりの合戰につよく働き、すべて敵を討取る事二十三人なりしかば、戰つかれ、其上兩所深手を負、殊に腋の下の疵いた手なれば、忽によはりて戰ふ事あたはず。家人の肩にかゝりて、引退ける處に、井上身方に首とれと下知して、追かけさせければ、後藤太郎助家人、小栗次右衛門

といふ者、何の苦勞もなく突倒して首を取。九郎右衛門は、世に聞へたる大剛の兵を討て、比類なき高名をぞしたりける。吉弘が手に屬せし家人、皆の郎等數多有しが、主人の討れたるを見て、其場にて一足もひかず皆討死す。敵の大將既にうたれ、身方いよ〳〵勝に乘ていさみ戰ひければ、大友の勢防ぎかねて、終に一度に敗北す。其時九郎右衛門、市右衛門、再拜をふり、備を崩し追かけ、敵を多く討取、わづかに殘る敵をば、立石の在家へ追入て引取ける。今日の戰に敵を討取事五百餘人、此内冑付の首百六十七、就中姓名のしれたる兵には、吉弘加兵衛、宗像掃部、都甲兵部、竹田津志摩入道一卜、木部玄蕃、吉良傳右衛門、小田原又左衛門、柴田夾左衛門、攝津角右衛門、豐饒彈正、山下右庵、澤橋七右衛門、秋岡式部、永富與右衛門、同九郎、原田舍人、橋本彌平、安藤主膳、爪畑左京、大神賢介、安部左京等なり。身方にも士六十三人雜兵八十餘人討死しける、手負も多かりけり。手柄せし者多き中にも、荒卷軍兵衛といふ者は、敵の物頭竹田津志摩入道一卜と槍を合せ、即時に討取高名しける。岸本五郎兵衛も敵數多にかけ合せ、散々に戰ひしが、向ふ敵を打はらひ、敵一人討取ける。五郎兵衛此時既に隱居せしかども、九郎右衛門が手に付て、此度の軍にしたがひ、すぐれたる働をしたりければ、如水より感書を賜り、褒美として吞懸村の内にて領地五百石與へられける。五郎兵衛は既に天正十九年に長政より四百石の地を與へられたる者なり。長政筑前入國の後、當國にて領地を與へ給ふ。黑田又左衛門が先祖なり。又内の士には、井上九郎右衛門手に大野久彌、同勘右衛門、堀尾久左衛門、富田仁左衛門、原田市藏、波賀新兵衛、吉村孫七郎、野村市右衛門手には大鹽喜平次、篠倉喜兵衛、酒井彌次郎、爪田淸右衛門、林四郎兵衛、淸田何右衛門、惠戶地喜右衛門、後藤太郎助內には小栗次右衛門、二宮右馬助、時枝平太夫が家人時枝作內など、皆分捕をぞしたりける。以上の數人、多くは如水より感書を下され、知行をも宛行はる。或はもとの主人の與力させられ、或は後に直參の士となる。

○吉弘加兵衛先祖は、大友の一族にて、代々先手の士頭なり。祖父も父も、皆吉弘加兵衛といふ。祖父

は日向にて討死す、父は後に宗甚と號す、是筑前國御笠郡岩屋の城主高橋紹運の兄なれば、紹運の爲今の加兵衛は甥なり。立花左近將監統虎は、紹運の子なれば、統虎と加兵衛は父方のいとこなり。先年義統豐後國を召上られて後、加兵衛も浪人となりしが、如水是を豐前に招きよせ、井上九郎右衛門に預けおかれければ、井上が領地に引こみ、しばらく逗留しけり。其後立花左近將監の招に依て、筑後の柳川へゆき、浪人の間の扶助として、知行二千石賜り、數年居住したりける。先年義統豐後を秀吉公より召上られし時、其子義延は家康公預り置給ひ、江戸の牛籠といふ所に居住せられしが、吉弘此亂出來たる事を聞て、つら／＼世の成り行を思ふに、とかく家康公の御利運になるべき事必定なり。幸義延關東に居給ふなれば、今後關東へ行て義延をもり立、再大友の家を興さんと思ひ、立花左近將監に暇を乞ければ、左近聞て其方の志尤の義なりとて、暇を遣し其上道中の用脚として、黃金幾許與へらる。吉弘是を感じて申樣、我等數年の間御扶養を蒙り、御恩を報せずして、只今御暇を乞申事、不義の至、本意に背候處、御暇たまはり、其上金子まで多く被下候事、誠に御めぐみ忘れがたくこそ候へ、是は我が先祖より傳はりたる太刀にて候。今度上方において、我等いかにも成果候はゞ、記念に御覽候へとて、忠光の刀をまゐらせければ、左近淚を流し、義延をもり立んため關東へ參らるゝ事感入候。我等も其方の事をば、左右の手の如く、たのもしくは思へども、義に依ては命をもをしまれぬ事なれば、とゞめ度は思へども、力及ばざる事なり。又其方家に傳はる太刀をかたみに賜はる由、尤感悅申候。此脇指も、我常に身をはなさずして帶たる間、かたみに遣し候とて、腰にさしたる脇指を拔て賜りける。加兵衛是を請取て、しばしは顏をもあげず泣居たりしが、暇乞して上りける。吉弘大坂に着て、義統中國より上り、泉州境に

ましますを聞、いそぎ境へゆき、義弘に對面す。義統、いかに加兵衛久しく相見ざりしぞ、今度毛利輝元、增田右衛門尉承り候て、秀頼公より本領豐後國を下され、其上當時の御合力として、具足百領、馬百疋、鎗百本、鐵砲三百挺、銀三千枚賜り、急ぎ豐後へ下り、九州をしづめよとの仰なり。我が仕合はなをりたり、汝もよき折節參りたり。我が供せよとのたまひければ、加兵衛聞て、いや〳〵御仕合はいよいよあしく成て候、只御運のつきさせ給ふ所なりとぞ申ける。義統も、傍にありける木部元琢、竹田津一トも是を聞て、興さめてこそ見えたりけれ。義統、さて汝はいかゞ思ふぞと尋らる。吉弘申けるは、さかく天下は内府の御手に入可申候。此度の亂は、石田治部少輔天下を望む謀計より事起り候。逆謀に與して一旦利運になり候とても、惡名末代に殘て淺ましき事にて候。其上是は、御身も御名も共に失ひ給ふべし、殊に、義延は内府へ屬して、江戸に御座候へば、御子と共に、内府の御方を被成可然候。是は大事の御分別にて候、能く御思案被成候て、御後悔なき樣に御謀有べし。我等は義延を守立申べきため、立花左近に暇を乞て關東へ參候。只今御暇乞申なりとぞ答へける。然れども大友同心なし、吉弘其後再三大友をいさめけれども、承引なければ力及ばず。義統は豐後へ下らんとて、其翌曉大坂へゆき、傳法といふ所まで出られける。加兵衛は關東へ赴かんとて、我が旅館へ歸りしが、つら〳〵思ふやう、今滅亡に極りたる眼前の主君をすて、世に出給ふべき遠き關東の義延に參らん事不義なり。扨ははや我運命も盡はてたり、さらば今義統の供して豐後へ下り、本國の土とならんと思ひきはめ、大坂より船にのり、傳法へ追付ければ、義統斜ならず悦ばれける。其後上の關にて如水の使者來り、異見狀を見て、又近々諫めしかども、義統終に同心なし。豐後へ下りしかば、加兵衛は宗像掃部といひ合せ、こゝろよく討死せんと極めしが、

石垣原の合戰に赴きし時、義統の前に出て申けるは、今度の軍にたとひ打勝たりとも、畢竟御利運には成申まじく候。私事は今度討死に究め申候間、一生の御對面は、只今ばかりとおぼしめされ候へと申、涙を流して打立ける。かねていひし言に少も違はず、終に戰死を遂にけるこそ哀れなれ。此度加兵衞が舊恩をしたひて、馳集りし士卒多かりしが、一足もひかず討死す。加兵衞事は論ずるに及ばず、其家人まであはれ惜き士ども哉と、敵も身方も感せぬ者なし。其後其里人石垣原の東なる、小石垣村と南石垣村の間、大屋の西のかたはらに、加兵衞の墓をつき、石碑をたて、其姓名をしるせり。吉弘は義あり勇有て、名高き士なる故、志ある士は馬より下り禮をなして通る。大剛の武士なればとて、近里の民の瘧を煩ふ者、此墓にいのれば、必おつるよしいひ傳へたり。

昔胡仁仲いへる言あり。君子爲二名譽一而爲レ善。則其善必不レ誠。人臣爲二利祿一而效レ忠。則其忠必不レ盡。といへり。義統君ふたゝび家を起し、世に出べき人にして、加兵衞是に屬し力戰を勵さば、其心いまだ知べからず。義延を守立んため、遠國より志て上る所に、不慮に義統に出あひ、世に出べきと思ふ義延に屬せずして、必亡ぶべき人と思ひし義統にしたがひ、舊君につかふるの義を守りて、死を以是にゆるしたる事、是古人の所謂無レ所レ爲而爲レ之者也といひつべし。古より武勇の名を顯せし士、日本において其數をしらずといへども、多くは血氣の勇より出て、其こゝろざす所は、名をあげ利祿をとり家を起さんため、又あるひは我身は不幸にして死す共、子孫の後榮を願てなす者なり。是亦國に益なきにあらざれば、大將たる人の尤賞すべき事にはあれど、君子みづから修むるの道においては、貴ぶに足ざる所なり。只身をも家をもわすれ、子孫の榮を期する心もなくて、一筋に君の爲に忠義をのみ志して、力戰の勇ある事吉弘が如

き眞の義士は、古今類すくなき事なり。是志士の貴ぶ所、君子自修の道かくの如く成べし。

○如水は安岐より南の方へ押行給ふ所に、石垣原より二里前頭無（かしらなし）（又頭成ともいふ）といふ所にて、南の方より早飛脚二人出來り、井上野村等今日石垣原にて大友の勢と合戰し、身方勝利を得、義統は立石の要害に立籠られ候由申ける。如水聞て悦び給ふ事限なし。又久野次左衛門、曾我部五右衛門が討死したる由を聞て、悲み給ふ事も又淺からず。其時如水家人田代彦助といふ者を召て、汝はいそぎ先陣へ行て、井上九郎右衛門、野村市右衛門などに申べし。今日石垣原において義統と合戰し勝利を得候由、手柄の至神妙なり。然るに義統立石の要害に籠りたる由聞ゆ。かまへて此方より聊爾（れうじ）にかゝり軍すべからず。身方の備をよく調へて、某が本陣を待候へとぞ仰遣されける。其日の晩景に及で、如水實相寺山に着て山上に陣を取たまふ。先手二陣左右の備後備、一勢々々引分て備を立陣を取。實相寺山より義統の陣立石迄は、纔二十四五町には過ざりける。井上九郎右衛門、野村市右衛門等如水の前に參り、今日石垣原の軍を委く語る。其の翌日實相寺山にて昨日打取し敵の首實檢せらる。吉弘加兵衛が首をば、後藤太郎助內、小栗次右衛門持出る。又大友の士に吉良傳右衛門とて、かくれなき勇士あり。生捕の者共申けるは、昨日討たれ候者共の首の中に、吉良傳右衛門首の見えざる事不審に候。此者大剛の武士にて候へば、時の難儀を見ては、必命生て落行べきものにあらず候。如何樣にも委く點檢し給へかしといひける。時に九郎右衛門が郎等に大村六太夫といふ者進み出て申樣、其傳右衛門と申者の面は、いかやうに候かと云けるに、生捕の者答て、癩病の者の如く甚見苦しき面體にて候。士の首とは見え申まじく候とぞ申ける。六太夫申けるは、扨は昨日取し首なるべし。昨日の戰に冑付の首二取て候が、其內一の首は餘りにきたなく、癩病のやうに見え候

故、實檢にも出され申ましきと存、藪の內にすて候を、家人共跡より取て歸りしなり。其首出し候はんこて、急ぎ我が陣屋より持來る。生捕共是を見て、うたがふ所もなく、是こそ吉良傳右衛門にて候へ。此者討とられ候はゞ、左こそ骨をゝられ候はんとぞ申ける。吉良傳右門は敵の先陣の內に在て、身方の先陣を追て、濱邊を行て歸りける所を討取けるとぞ。昨日討取し首帳をつけさせられけるに、井上九郎右衛門手に討取首數二百二十七、此內冑付七十六。野村市右衛門手に百八十八、此內冑付五十八。後藤太郎助手に六十九、此內冑付二十八。時枝平太夫手に首數十二、此內冑付五。其外にも小身の士打取し首數多あり。以上首數五百餘なり。別府といふ村の西の野に、かぶと付をば上の段に、雜兵の首をば下の段に、二筋にかけならべたり。凡今度高名せし者、直參はいふに及ばず、陪臣まで早速感書を賜りて褒美せられ、歸陣の後武功の品に依て賞祿を宛行はれける。其配當各其節にあたりて增減しがたく、諸人の恨なかりし也。井上九郎右衛門、野村市右衛門が、今度の戰功拔群なりとて、如水より先當時の褒美のしるしとして、井上には腰刀、野村には鞍馬をぞ賜りける。又長岡越中守家人には、魚住右衛門兵衛、中村次郎右衛門といひし者、松井有吉に屬せしが、二人の勇勝れたりとて、如水より感書を與へらる。是に依て彼二人には、長岡忠興より賞祿を賜りけるとぞ聞えし。

凡石垣原の戰は、遠境偏土なれば、さばかり世の聞えも有まじきやうなれど、すべて地は人によりて顯るゝためしなり。されば如水といふ良將の下にて、久野井上野村など、いづれも名高き勇士と、敵方には吉弘宗像など、さすが昔に聞えし驍武の輩出合て、勝負を決せし戰なればにや、此軍の事凡天が下にかくれなく、後代まで世の人美談とする所なり。近き比まで、雨ふりていとくらき夜中に此野

原を行過れば、往々鬼哭するにや、人のなく音聞ゆる由、彼原に近き里人かたる。又彼原のしばを土民ほり取て屋の棟をおほふ事あるに、其しばの内に、しば〳〵ふるき鏃のまじりてある由きこゆ。是まことに古戰場のしるしなり。

黑田家譜卷之十二終

黑田家譜卷之十三

○如水は石垣原の北實相寺山を本陣に定め、其麓前後左右に軍兵をつらね、廣く陣を取給ふ。是より大友陣所立石に其間二十四五町には過ず。其比船手は伊豫國能嶋の者多く被抱置けるが、百人許の者共、里屋の沖に船をうかべ置、立石を攻給はゞ先手に加はらんと、是も里屋の切寄に上りて待居たり。如水の本陣西の方の山に柵結廻し、物見の櫓をかりにこしらへ、鐘をつき、本陣より鯨波を上れば、四方の身方里屋の船手迄一同に鬨を合す。其聲鶴見が嶽に響き、山彦こたへて夥しくぞ聞えける。かゝる處に同國府内より中川修理大夫秀重加勢のため出來り、高崎山の尾崎に近き大道筋に陣を取、如水へ使を遣して、大友を攻給はゞ、一方を請取てせめ可申とぞ告たりける。如水答ていはく、是迄出陣苦勞に存候。然れども府内は日向境に近く候へば、薩摩の防のため居

城の堅肝要に存候。御志の程は內府へ懇に可申上候。早く御歸り候て宜しかるべく候。若薩摩より兵を出し候はゞ、早く飛脚を給はるべく候とぞ申遣されける。修理大夫重て使を立、我等居城堅固に候間、氣遣被成まじく候。大友落去までは是に在陣仕るべく候とぞ申されける。去程に如水は明日義統の籠れる立石山へ押よせんとて、人數の配當を定めらる。先陣は母里太兵衛なり。立石といふ所は、鶴見が嶽の麓、石垣原の坤の隅高き所にある村也。西南には高山めぐりてけはし。東北は高き岩岸ありて路さがし。石垣原其艮にあたれり。東の海邊別府濱脇まで一里に近し。如水此地の形勢を見て、海の方をあけて三方より攻寄べし。某が旗本の前をばあけ置、近習の若き士共を、目の前にて敵にとりかひみるべしとのたまひける。かゝる所に義統方には、昨日の軍に賴切たる吉弘加兵衛、宗像掃部等の勇士數多討死し、其外軍兵多く討れ、其上馳集りたる大勢、昨日の敗軍を見て多く落失ければ、今日は殘る手勢纔に八百人許にぞなりにける。家老共如水に申けるは、此勢にて速に押よせ、大友を御討果し有べく候。あの體に成候ても、事延候はゞむづかしかるべしと申せば、如水聞給ひて、いや〳〵軍は無用なり。あづかひをかけ、大友を降參させ、生捕て京へ送るべし。先年某筑紫入國のはじめより、義統と別していひなれたり。此比敵に成たれば迚、私の恨なし。今又無勢になりたりとて、情なく飼鳥を殺すやうには成がたし。又大友いかによわくとも、討果すならば身方損ずべし。此度にかぎらず、末遠き弓矢なれば、何とぞして手勢をそこなはぬ樣にすべし。母里太兵衛あづかひてみよ。今日の內に無事調はずば、明朝おしよせ一人も殘らず討取べしと、義統又は田原紹忍をしたゝかおどすべし。おどしたらば、やがて降參の諾言すべし。昨日討死したる者は、大友家にて名ある勇士どもなり。彼家にて身上よき者には、紹忍が首は見えず。

日來臆病の名高き者なれば、紹忍方へ申遣たらば、かならずあづかひに同心すべし。物なれたる者を使として、早く申遣すべしと仰ければ、太兵衛より使を遣しけるに、案のごとく紹忍同心し、義統に降參をすゝめければ、大友今は叶はじとや思はれけん、即同心し、使者を以て母里太兵衛が陣まで降參をこひけるは、義統今度秀頼公より本領豐後國を下され、西國を討平ぐべしと仰られ候故、罷下り、舊き家人を催し軍を起すといへども、運盡て昨日の合戰にうちまけ、宗徒の者共多く討れ、此立石に引籠候處に、方方より馳集りたる者共、一夜の中に多く落うせ無勢に成候。此上は力なき事に候間、降參すべく候。此旨を如水へ被申入候へと申遣されける。太兵衛いそぎ如水の前に參り、此由申上れば、如水聞て、我が力にて立石を攻破らん事はいと安けれども、一人にても人の損ずる事然るべからず。返答に申遣すべき樣は、降參の事一段可然候。內府へはよき樣に申なすべく候間、定て罪をば御赦免有べし。打殘されたる者共、皆々命を助くべし。然らば早々是へ出られ候へと申遣すべし。若程を經候はゞ、謀にも申され候やと疑敷候間、やがて取かけ申さんと申遣すべし。又大友の使かへる時、太兵衛が家人の內、物馴たらんずる士一人相そへ、右の旨を申遣し、其返答を聞て、其序に立石の案內を能見せよとぞのたまひける。太兵衛承り、我が陣へ歸り、義統の使者に我が使を添て遣しける。其後義統の方より又使來りていはく、如水の仰尤に候。然らば明朝早天に太兵衛陣所まで可參候。其ほどの延引をば御待有て給り候へとぞ申越されける。太兵衛其由如水へ申ければ、さらば少の延引は苦しからず、明朝は早々降參申さるべしとぞのたまひける。かくて其夜も明ゆけば、義統剃髮の姿と成て、主從十人許にて、十五日の早天に、密かに太兵衛が陣屋へぞ降られける。大友方の殘黨はおのがさまざまにぞ落行ける。中にも田原紹忍は、義統

降參を見て、立石の後なる山をこえ、岡の城へぞ馳歸りける。其夜先手の陣中騷動する事あり。若き士共本陣實相寺山より是を見て、すはや先手の陣には、夜討入たるはとて騷動しける。如水聞て、夜討にてはなし。馬を取放したるならん。張番の鐵砲の音聞えざるは、夜討にはあらじ。各騷動すべからずとて、少も動き給はざりし故、本陣の士卒しづまりしかば、やがて先手にも物音なくなりぬ。後にきけば、如水の推量のごとく、馬を取放したるにてぞ有ける。昔前漢の周亞夫と云し良將の軍中夜騷動して、大將の幕下まで騷ぐ事あり。周亞夫士卒をしづめんために、堅く臥しておきず。軍中是に依て定まる。如水の動かずして、士卒の騷動をしづめ給ふも、周亞夫と同じ。

○大友義統をば乘物にのせ、如水の家人下野九兵衛等其外警固の武士多く付、打かこませて中津川へ遣され、一間なる座敷にこめ置、番の士ども日夜守りける。其後如水上京の時、義統を大坂迄つれ行て、長政の屋敷に置給ひ、內府公へかくと申上らる。後には常陸國へ流し給ふ。此比家康公關東にて義統の子義延に逢給ひて、此度の軍に運を開かば、其方事本國豐後を返し與ふべしと仰られける。家康公の御心に、大友は先祖能直より傳はりたる舊き家なれば、滅びたる國を與し、絕たる世を繼て、舊にかへさんとおぼしめす、御惠み深き御志なるべし。されども義統叛逆せられしかば、其封國の御沙汰なくして、其家つひにほろびぬ。（義統慶長十年七月十九日配所において卒す、義延は同十七年江戶において卒す。三十六歲。義延の弟松野右京正照は三男仁和寺御門主の御ことはりにて、明暦の比江戶へ召出され、大友內藏義孝と稱す。）

大友の元祖左近將監能直は、鎌倉の右大將賴朝の子也。母は賴朝の妾利根の局、是は大友四郎太夫平經家が息女なり。（經家は上野國利根郡を領す、故に其息女を利根の局と稱す。）是に依て能直母方の姓を用て大友と號す。經家が妻と齋院次官親能が妻とは兄弟也。此故に利根の局を親能に預け給ふ。能直童名は一法師と云、親能が養

子となる。後に頼朝より豊後國を賜る。能直より義統まで二十二代なり。嶋津の元祖忠久も、能直と兄弟なり。

○翌十五日、如水の陣所實相寺山へ松井佐渡、有吉四郎右衛門來りたり。其座には黒田の家老列座す。松井申けるは、扨も此度の合戰に井上九郎右衛門手柄、兼て承たるよりも増りて目をおどろかし候。又九郎右衛門敵と戰の内、茜のしなひの指物さしたる武者、其手勢を引率し、眞丸に成て横合に懸りたる動、神妙の至、中々申もおろかに候。又其勢の内に大指物さしたる武者、殊によき働にて、目に立候由申ければ、如水聞て、茜のしなひの指物とは、其末座にある野村市右衛門なるべしとて指さし給ひ、彼は母里太兵衛が甥にて候。十六歳より以來度々戰場に出、處々の手柄其數多し。一昨日の働などは珍しからざる事なり。大指物さしたる者は、市右衛門與力大廳喜平次が事なるべし。又今度討死しつる久野次左衛門は、母里太兵衛が聟なり。此者常々市右衛門と武勇をあらそひしが、其志を立て、終に討死を遂候とぞ仰ける。其時松井、母里太兵衛に對し、次左衛門殿事御愁歎察存候。然ども市右衛門殿高名は、歎の中の悦なるべしとぞ申ける。松井有吉退出の後、如水家臣にむかつて、のたまひけるは、武士戰場にのぞみ、我が戰功を專一に心がくる者は、左右前後身方の働に委細に見るに隙なきものなり。たとひ見及びたりとも、人に向て語るに其意得有べし。松井が一昨日石垣原にて見及びたりし只今の物語は、あまり詳過たり。一分の働に心かけざるやうに聞えてあしゝ。有吉は其意得ありしにや、側の働の噂はせざりしなり。是武士の心得べき事也とぞのたまひける。

○加藤主計頭清正に、木付の松井佐渡より飛脚を以て、大友義統今月十日豊後へ下着し、如水出陣し給ふ由を告たりける。其使九月十四日肥後熊本へ着しかば、清正、如水に力を合せんとて人數を率し、翌十

五日阿蘇まで出陣し、十六日肥後の内豐後に近き小國といふ所迄着、先手の兵はそれより二三里先へ押出し、豐後境に陣をとり、如水へ使を遣し、明後日は其地へ着陣すべき由申越さる。如水此由を聞、其返答に、大友は既に生捕にしつ、其外には清正の加勢を請て戰ふべき程の敵もなく候。此邊の城共はみな我一手にてせめ落し、あるひは降參させ、やがて筑後表へ打越申べく候。清正彼地へ御出合候はゞ、筑後肥前を平らげ、其後清正同道にて薩摩へ攻入べし、いそぎ御歸り候へとて、先手をも返されければ、清正は肥後に歸陣したまふ。又近國の敵より、大友へ加勢の兵を國境まで差越といへども、大友降參を聞て歸りけるとぞ聞えし。此時加藤清正より如水に來る書にいはく、

一昨日十四日之御狀、今日未刻に拜見申候。

一義統取上候付て、いづれの所をも被捨置、御押詰御先衆手柄を被仕候由、御滿足奉察候。於拙者珍重存候事。

一熊谷城より御引取所々人數を出申候に付、引伏に可被成御打之由、御調儀御手柄に候事。

一木付兩人之衆大手柄之由、貴老御出陣之競故と存候。拙子も一昨日松井方よりの注進の趣にて驚、昨日阿蘇邊着陣、今日小國迄拙者參着候。先手之者共は、是より二里三里づゝ豐州境に陣取候。明後日は其許へ着陣可仕候。義統首に被成候はん御分別肝要候。紹忍掃部表裏は不及是非、修理手前之儀沙汰之限に存候に付て、昨日使者を遣申候。其跡へ夜前修理所より兩使被指越候。則追懸可申と存、書狀不請取候處に、同名右馬允今少致遠慮候へと申に付、先人質を遣候へと申遣候。紹忍掃部妻子之儀は未申遣候間、頓て自是可申遣事。

一大坂之樣子如被仰越候御書中、此方も八日に大坂出船之者昨日參候に付て、其樣子有增今朝申

候事。
一竹豆州妻子より被越候由、仕合無比類存候。就夫大津之樣子被仰越令滿足候事。
一吉川筑中殿雜說之由、此時分は定て本說に可被成候事、
一早內右衛門人數を相立申由、一段之被仰付樣に、此方よりも左樣に仕候て可然由申遣候、定て跡に可被成候。明後日十八日、以面上可申達候。恐惶謹言。

九月十六日　　加主計清正書判

如水樣　貴報

○井伊兵部少輔より如水へ來る書にいはく、

好便候條一書申達候、仍今度は貴樣御國本に御座候て、一段內府爲に好き仕合共御座候。甲斐守殿御內方をも被引取、其故萬事御才覺被入御精、御人數をも數多御拘候て、內府次第に急度可有御行旨被仰越候、承屆申候。何分にも此節に候入條、御才覺候て可入御手所可被仰付候。將又此表之樣子甲斐守殿より具に被仰越候間、不申入候。何も御手柄無申計候、內府より被申付此表へ參候へ共、何れもの御跡につきあるき申事候。甲斐守殿御身方の御手柄、中々紙面には難申盡候。御滿足に可被思召候。日出度於大坂可承候、程有間敷候。恐惶謹言。

八月二十五日　　直政

黑田如水樣

人々御中

○大友既に降參しければ、如水は九月十六日、同國安岐の城を責んために押寄らる。城主熊谷內藏允が一族、熊谷外記と云者、留守として籠り居ける。此城の形南北に長くして、東は海なり。東北は石壁高く、屛風を立たるがごとし。西の方は山近し。城と西の山との間は平地にて、堀をほり南の方を大手とす。土橋あり。又乾の方にも土橋あり。平城なれども要害

堅固の所なり。如水は城の西小高き所に陣をとり、翌十七日には城を圍ませらる。竹木をきらせ、十七日の夜に入城の近邊迄仕寄を付、十八日には井樓をあげ、所々に木戸をかまへ、城内を窺見て、敵より夜討をすべき隙もなきやうにせらる。扨又龜の甲を作り、二所の土橋より行て、櫓の下の石垣を崩さんと用意し、其外攻支度夥しくせらる。如水の本陣には鐘を鳴し貝を吹、又朝鮮にて銅鑼をたゝかせ聞給ふに、是ほど音高きものなし。太鼓よりまされりとて、是をもうたせらる。本陣より鬨をあぐれば、諸軍も鬨を合せ、仕寄よりは鐵砲を打せければ、ときの聲鐵砲の音夥し。城の塀をも漸打破り、龜の甲にて掘入、石垣も頽て崩るゝばかり也。（先陣中村長十郎高名し、如水より感状をたまはり、褒美として豊前國築城郡の内にて知行二百石を加へられけり。此は高名したる者なり）城中の者共、城攻のはげしき勢におそれ、外には後攻の身方を待べき心あてもなければ、此城やがて攻落さるべし。透間もあらば、いづちへも落ゆかんと思ふ者も多き折節、如水の家人に馬杉喜右衛門といふ者あり。初は一柳伊豆守につかへたりしが、伊豆守先年伊豆の山中の城にて戰死の後、如水へ來り仕へける。又熊谷外記も初は伊豆守家に居て、馬杉と親しく交りければ、馬杉より外記が方へ文を遣して、熊谷以下降參すべし。左あらば、悉命を助くべき由を申遣しける。熊谷外記城中にて諸士を呼集め、此議いかゞすべきと相談す。其内に上方の軍、いまだ勝負を決する事をきかず、主人の下知を待ずして、城を渡し降參する事不義なり。上方の下知なき内に、敵手痛く攻よせば、城を枕にして討死せんといふ者あり。或は曰、尤それこそ本義なれども、後詰の身方を待べき頼もなし。如水といふ名將に圍まれて、主人もなき軍して、悉うたれ犬死せんよりは、只馬杉が方より告來る旨にまかせ、降參然るべしといふ者多かりけり。其時外記申けるは、各申さるゝ所の兩條、いづれも理なり。但上方の下知なくしておめ／＼と降參し、縛首をきられんも、

無念の至なるべし。降參せずば此城二三日の内に攻落さるべし。然るに何を賴み何をまつともなきに、小勢にて城を守り居て、多くの人を亡さんも不便なり。所詮我が身一人切腹し、敵へ理を申遣し、殘る人々をたすけんにしかじと申ける。時に是をきく士ども此義に感じ、外記を殺し、殘る士命生ては恥也。其儀ならば、我々も共に討死せんとぞ申ける。平野勘左衛門といふ者進み出て申けるは、外記殿の仰も殘る諸士の志も、各義にあたり候。此上は拙者敵陣に出て此旨を申、如水のはからひを聞て、其時宜に御したがひ候べしと云て、大手の塀の上にあがり、只今城中より敵陣へ申べき事有て、平野勘左衛門と申者罷出候。暫く矢留有て給り候へと、高聲に呼はりければ、身方の陣中矢留して使の來るを待居たり。勘左衛門城中より只一人歩み出、如水の本陣に來て、外記が申所、諸士の申分かくの如くに候。此上は如水の御指圖を以て、いかやうにも仕るべきために、城中より使者として指越たる由を申ければ、如水聞て、外記が申所、並殘る諸士の申樣、何も神妙の至なり。我此城を圍む事、全く人を殺さんためにはあらず、只歸服せざる者を平げて、內府へ屬せしめんがためなれば、只今悉降參するに於ては、外記を始め城中の者一人も殺すべからず。其上我につかへたく思ふ者は、即本領を遣して、只今より召仕ふべし。又他家へ奉公の望ある者は、心にまかせ他家へ行べし。勿論城中の財寶雜具等、心靜に持はこびて、少も殘らず、めん／＼に取べし。其方急ぎ歸て此旨を城中に申聞べしと仰ける。勘左衛門歸り此由を告ければ、城中の男女悅びあへる事限なし。即九月十九日敵ことごとく降參し、城をあけ如水に渡す。城中の財寶諸道具、少しも殘らずあたへらる。其上亂暴狼籍すべからざる由、かたく士卒に下知し給ひければ、城中の者安堵しける。降人の內其まゝ如水に屬しつかふる者多し。如水是に本領のごとく知行を與へ、妻

子をば先に安岐に置き、陣用意して如水の供せよと下知し給ふ。或は思ひ〳〵に他方へゆく者も有。就中熊谷外記は主人へも申さずして、如水につかへんも本意にあらずや思ひけん、如水に暇申て上方へ上りしが、其後筑前に下りける。如水是を舎弟養心に付らる。如水はやがて安岐の城に入給ひ、數日逗留し、其地の仕置等かたく示し、城番には手塚孫太夫、貝原市兵衛を殘しおかれける。かくて城主熊谷内藏允は、濃州大垣の城にて九月十六日戰死す。

〇同廿三日同國富來の城へ押寄給ふ。先陣は黒田吉兵衛（兵庫守後豊前守）。黒田惣右衛門（後號圖書）母里太兵衛なり。先城中へ使をたて降參し城をあけ渡すべき由、いひ遣されけれども、城主筧和泉守が留守居ども同心せず、城中より遠鐵砲を放ちかけ防ぎける。さらば此城を攻べしとて、翌日仕寄道具を調へ、夜に入つて速に竹束をつけ、井樓をあげ、わざと一方をばあけて、三方を稠しくとりかこむ。此城東北は海なり。西は平地にて堀あり。二所に土橋あり。門櫓の邊は石垣なり。誠に堅固の城なりける。如水は城より西の方なる山上に陣を取給ふ。其山東と巽の方は高岸にて、のぼり難き故道を作らせ、西方は山つゞきなれば、から堀をほり、柵をゆひ、釘戸をかまへ、夜討の來らぬ樣に用心せらる。此城主筧和泉守が兄筧利右衛門、並和泉守が妻の弟藤井九左衛門等、此城を守り居ける。如水の家人、若き物頭共申けるは、此城堅固に候へども、小城にてしかも小勢に見え候、力攻に仕候はば、輙く乘とり申べし。あはれ御許あれかしと、口口に申ければ、如水聞て、かほど纔なる城なりとて、敵を侮るべからず。謀もなく妄にせめん事、人數をそこなひて益なし。我此度九州を平らげ、上方へ攻上らんと思ふ故、大敵に數度合戰すべし。かやうの時は、取分身方をそこなはずして、謀を以て勝がよきぞとて、城乘をば許し給はず。先井樓より上矢をきびしくうたせて、堀を埋よと下知せらる。城中上矢に

打立られ、外郭にこらへかねて、次の郭へ引退く時、惣勢塀を埋め、竹束を付、塀ぎは近く攻寄ける。かゝる所に、城中より塀の上にあがり、火矢をよく射出す兵有て、身方の陣屋を所々焼出す。身方の兵是をうたんとて、爰かしこより手々に鐵砲を放ち懸けれども、高く見あげたる所にて、殊に物越にみゆる敵なれば、皆打越てあたらず。如水は家人田代彦助といふ者を召れ、汝は鐵砲の上手なれば、此者をうてとぞのたまひける。彦助承りて彼攻口にゆき、竹束のはづれより火構をして待かけたり。しばらく有て彼男、又塀裏にて弓を打起し、塀の上にのぞき上り、火矢を射出す處を、おもふ樣に狙すまして放つ。誤て打越たりと見えて、敵さはぐ氣色なし。彦介げにも見あげの物越なれば、玉行はるかにこしたるべしと思ひ、其考して待所に、敵又前のごとく火矢を射んとて、塀の上へのぞき上る所を、此度は塀のおほひを打ほごに見積りて打出す。あやまたず彼男の眉間にあたりたるかと覺しくて、うしろに倒にける。其後は其所より火矢を射出す者もなかりける。

○加藤清正より如水に來る書にいはく、

去十九日之御狀、今日二十三日卯刻至宇土、令拜見候。仍熊谷城十七日より御取卷之由尤に存候。はや内より懇望申之由、落居程有間敷候。爰元も其地より直に相働、一昨日宇土へ押寄、外構押破町悉放火、はだか城に仕置候。内之體は丈夫なるふりを仕候、一段と人すくなに相見え候。町人百姓城まはりの人質を丈夫に取籠置候。今之分にて候はゞ、急度落居程有間敷と存候。併より口一切無御座候に付、城中雖小勢候。可仕やう無之體に候。但ふけの方へもむめぐさおほく候間、仕寄三方より五口申付候。其しより口より押寄、ふけの内之相構を押破打果し候はゞ、彌落城程有間敷かと存候。兵粮も無之由申候。其外隣國氣遣なる儀も無之候間、可

御心安候。次柳川面働之儀心え申候。縦鍋島が加勢候共働申においては、不苦やうに覺悟いたすべく候。其上隙末明候間、若隙明相働時分は、自是可申談候間、可御心安候。東よりの御左右無之候哉、承度候。恐惶謹言。

追て御見せなされ候狀得其意候、則返進仕候。猶重て可得御意候。

九月二十三日　　加主計清正書判

如水樣參御館

〇かくて九月下旬上方より飛船來り、濃州關ヶ原の戰に敵悉く敗北し、家康公全く御勝利を得させ給ふ由告來る。

〇富來の城の海手には、如水より兵船多く浮べ置、上方より敵の注進の飛脚舟通らば捕へ來るべき由下知せられければ、櫓二十丁立の船四艘づゝ沖に出て、かはる〲番を勤む。松本吉右衞門と云者、船奉行さしてこれをつかさどり、又此一月ばかり前に、伊豫の國能島の海賊共の、舟軍に馴たる者多く抱へおかれけるが、此船にあり。かゝる處に薩摩の島津義弘の内室大坂を忍び出、本國へ下らんとて、主從大船三艘にのり、九月二十六日の晩景に、周防國上の關のうしろ、島尻といふ浦に船をかけ、順風をまたれける。夜に入順風吹ければ船を出し、陸には敵も定てありなんとて、沖を高く乘行ける。夜は三艘ともにかゞり火を燒、さき船のかゞり火を以て、あと船の目當にして乘行けるが、宵の間は先ふねのかゞり火を守りておくれざりしに、夜漸更行ば、風は次第につよくなり、闇夜なれば方角も見えず。島津の家臣伊集院左京等が乘たる船と女船と、二艘乘おくれて類船をはなれ、次第〲に遠ざかり、さき船の立火も見えねばかりにぞおくれける。敵方の運や盡にけん、富來の城を圍みたる番船のかゞり火を見て、類船のかゞり火ぞと心得、是をしるべに漕よせけり。夜の明るに隨て陸の方を見れば、富來の城一里ばか

りに近きたり。沖をのると思ひしに、陸地近きに驚きて、いそぎ舵を取直し、左舵へ廻し、南をさしてゆかんとすれば、風俄になぎて、其上大船なれば、押共はかゆかず。爰に如水の番船に乘し野嶋の溢者共、數艘の船にのり、富來の浦より一里ばかり沖へ出て、彼方此方を漕廻りけるが、薩摩船の者ども俄に舵を取直し、沖の方へ出るをみて、いかさま是は不審なり。我等が船を見て沖の方へ出るは、敵船にてこそあらめ、目の前をとほる敵船を、其まゝ通す事あるべからず、いざや此船を追かけ乘とらんと言合せ、數艘の船我先にと漕よせ、先鐵砲を放ちかけける。富來城下に浮んだる兵船よりも此由を見て、我も〳〵とおし出す、薩摩船より是をみて、すはや敵船寄來るは、女人をのせたる船なれば、いかにもして遁れんと思ひけるが、船軍の時降參を乞法なれば、棹に笠を結付て指上る。それをもきかず鐵砲を打懸る間、扨はしらざるかとて、あきたる酒樽に降參といふ字を書て流しかけゝれども、猶鐵砲を打懸る。薩摩の者共今は逃れぬ所也とや思ひけん、先なる船は漕戻し、後るゝ船はおし付て、二艘一にもやひ、物なれたると見えて、たちまち疊を海水に浸し、船のかきだてに立ならべ、或夜着蒲團衣類取出し、矢楯をおほひ具足を着し、鐵砲の上手どもねらひて打掛ける。かくて身方の舟は十二艘追々におしよせける。島津方は大船の樓の上に、船一艘に鎗十七八本ありて、上より見おろしてこれをつく。身方は小舟なれば、山に臨が如くにて、上らんとするに便なし。敵船よりは弓鐵砲を放ち、鎗薙刀にて爰を先途と防ぎ戰ひければ、身方は散々に打なされ、手負數多出來ければ、覺えず退きける。跡よりも小船數多來れども、敵を打べきやうもなく、只弓鐵砲を以て所々射かけたるばかり。かゝりし程に、敵をば打もらしぬと見えける處に、身方の船の内に、野島より來りし庄林七兵衛といふ者、船の艦板に立あがり、身方の船に向ひ、高ら

かに申けるは、いかに各聞給へ、かやうの時君の御用にも立べきかさてこそ、我等をば近き頃召抱られしに、此敵を打もらすものならば、野島の者共の名を失ふべし。いつか野島の者共が、敵船と戰ひまけて引たる事やある。人はしらず、此七兵衛においては、只今薩摩船に乘入討死にきはめ戰ふべし。若仕損するにおいては、生ては歸るまじとて、さしたる脇指を拔て、人々の目の前にて金打(きんちやう)をこそしたりけれ。石川勝吉は、これも野島の者なりしが、隣船より是を聞て、庄林よく申たり。我も同じく討死すべし。去ながら只今身方の目の前にて、我が働は見えんずる事なれば、金打するに及ばずと云て、兩人いひ合せ敵船へ押むかふ。殘る者共、庄林石川にはげまされ、一同に鬨をあげ、ひたくと押寄たり。敵船の兵共、樓の上、舷ばたに立出、鑓薙刀にて戰ひける。身方の舟は小舟なれば、下手に成て戰へば、いよく勝べきやうぞなき。かくて身方の船を先後二手にわけ、先陣の舟は敵船に近付て戰ひ、後陣の舟は少引のきて取廻し、敵船の兵共の樓の上より戰ふを、鐵砲にて遠ながら横より打ける程に、虛矢(あだや)は一もなくして、手負死人多かりければ、敵船の大將伊集院左京下知しけるは、樓の上にて戰へばこそ鐵砲には打るれ、急ぎ樓より下りて、楯の陰より弓鐵砲にて防ぐべしといひければ、敵船の兵共、皆樓よりおりつゝ、弓鐵砲にて防ぎければ、身方に手負死人多く出來れり。此時身方の船頭久田彌左衛門も、鐵砲にあたりて討れぬ。村上長介は我が船を敵船に押つけ、命を惜まず戰ひけるが、敵船よりはなつ鐵砲に細腰をうちぬかれぬ。重手なれども事ともせず、弓をもつて、敵の大將有河助兵衛が、屋形の陰に顏ばかり出して下知する所を見付て討たりける。其矢のあたるも外るゝもしらず、又敵よりうつ鐵砲に長介腰を打ぬかれ、重手二ケ所負ければ、忽船底に倒れ臥す。されども終に死ざりけり。村上長介は後に清左衛門と云、朝鮮にて討死すと聞ゆ。寛政記と云書は國志を作る細木長敬が家本によるよしなれども事實

多く、たがかくて身方の兵多く討れ、敵は大船なればすべきやうもなかりし所に、庄林七兵衛急度思ひ出して、苫に火を付敵船へ投入けるに、石川勝吉も同じく苫に火を付なげいれける。又讃州直島より來りし高原次良兵衛も近付て戰ひしが、敵船にはやく火を投入けるに、身方の者共是を見て、諸船より手々に苫に火を付我劣らじと投入ける。敵船より初の程はこと〴〵く投返し、あるひは打けしけるが、身方は船數多くして、しかも小船なれば、風上にまはりいくらも多く投入ければ、後には投返す隙なくして、消さんとすれども成がたし。就中女の乘船の屋形の上に投上たる苫を、敵共見付ざりしにや、是を消す者なかりし程に、やがて屋形の上に燃付て燒出たり。身方は是に力を得て、戰をやめて、數多の船より透間なく火を投る。敵船の者ども是を見て、今は叶はじとや思ひけん、弓鐵砲にもおそれず、船中にあるほどの者、皆矢倉の上に走上り、煙の中より姿を最後と防ぎける。

伊集院左京、有河助兵衛も深手を負けるが切腹す。松本吉右衛門は船軍の裁判して居たりしが、敵船はやがて燒ほろぼすべし。去ながら敵船に乘入らずして、敵とたゝかはざらんも本意ならずと思ひ、風上にまはり敵船に乘入、鑓を以て敵船の屋形の烟の中に在し黑鎧着たる武者を二鑓つく。初の鑓は胸板にあたりてすべりぬ。後の鑓は敵の喉のあたりに突入たると覺たり。然る所に敵の中より鐵砲にて吉右衛門の腕を打ぬきける。去ほどに火漸々燃立、殊に手を負ければ、やがて身方の船にのりうつりける。其後黑鎧着たる武者一人、弓に矢を一手持そえ、敵船の屋形の上にあがり、烟の中より此方の船に打むかひ、尋常に一手の矢をしづ〳〵と射はなしけり。其後は烟いよ〳〵さかんになり、物の色も見えわかねば、切腹やしたりけんいざしらず、後に生捕の者にとへば、かの武者は伊集院三左衛門といふ士なりしとかや。さる程に二艘の敵船は猛火漸盛になり、燃

かゝりければ、船中の男女、或は焦れ死し又多くは海に沈みけり目もあてられぬありさまなりける。雜人等は身方の船に飛乘て、虜となるもありける。二艘に二百人ばかり乘たりしが、其内水手人夫十三人、女八人ぞたすかりける。あはれ薩摩の者共は、敵ながらもけなげなる者共かなとぞ、皆人感じける。身方にも死人二十八人、後に死する者六人、手負五十四人なり。今日番船に乘て、薩摩の兵と戰ひし野島の者共には、庄林七兵衛、石川勝吉、此兩人一番にすゝみ、敵船に火を投いれける。庄林は右船に付、石川は左船に付、其外安田與次兵衛、浦上清兵衛、磯村市兵衛、加藤源三郎、三宅藤五郎、野間又六、同五兵衛、高瀬又左衛門等なり。今朝卯の刻より、豐後國姫島の前にて軍始り、申の中刻同國佐賀の關の所にて軍終りけるが、其間海上十里許なり。番船の者共敵船を追かけて行し由如水聞給ひ、いづくの船とはしり給はざれども、早輕三十人跡より遣はされしが、既に敵船ほろびければ手におはず、かくて順風に帆をあげて富來に歸り、薩摩船を燒ほろぼしたるよし委しく申ければ、如水のたまひけるは、島津事當時は、內府公の御敵ながら、女をのせたる船なれば、降參を乞はゞ同心せよかし。若生捕にし來らば、よき人質となりぬべし。大事の前の小事なるに、是ほどまでも通せかし。然らずばうちすらし男女を多く殺害し、剩身方も多く討るゝほどの働は、無益の事なりとぞ仰ける。されども時に取ての働は、いづれもけなげなる者共なれば、其勞を感じ給ふ。手負には醫者を遣し療治をさせ、船にて中津川へぞかへされける。勇戰したる者共には、其差別に隨て各恩賞を施さる。生捕八人あり。七人は中津川に遣して後本國へ返されけり。其内十三ばかりなる小童一人さゝまりける。後に船頭となり、積杉作左衛門と號す。其子孫あり。

○豐後國岡の城主、修理大夫秀成は、毛利方なる故、黒田如水、加藤清正の催促にしたがはず。其後吉田侍

從は修理大夫と緣者なる故、關ヶ原軍破れし後、降參すべき由申遣されければ同心す。修理太夫は其邊の敵城を攻落し、我が罪を補ふべしとて、九月廿八日岡の城を發して、太田飛驒守政信が一說政之臼杵の城へおしよせ、數日せめけれども、要害よければ攻おとす事あたはず。飛驒守同國佐賀關をかけ持にし、屋敷を構へ、兵士を置たりしを、中川家人田原紹忍、古田彥太郎等を遣し、合戰度々なりしが、紹忍は佐賀關にて太田が家人中村太郎左衛門某を打取、其後太田飛驒守關ヶ原の軍身方敗れし事を聞て、黑田如水此城に向ひ來られば、城を可渡由寄手中川修理大夫に申遣すによつて、中川より其由を如水に申入ければ、如水は此比、同國富來の城を圍み給ひし時なれば、自身は發向し給はず、黑田兵庫助を陣代として、臼杵へ指向らる。兵庫助臼杵へゆかれければ、太田が家老兵庫助に向ていひけるは、中川氏此城下へ寄て數日攻戰ふといへども、城を堅固に持かゝへ、其上佐賀關に於て彼家人多く討取、身方甚勝ほこりたり。然ども關ヶ原軍に身方敗れし上は、飛驒守城をあけ退申べき事勿論なり。但中川氏へ城を渡し候はゞ、攻落されたるやうにて無念也、如水は聞ゆる名將の事なれば、城を渡し候事恥辱にあらず、後の誹なかるべし。貴殿是に御出候上は、如水の御來儀にも及ばずとて、飛驒守及城中の男女船に乘城を退きければ、兵庫助城に入て後、一兩日過て中川秀成に城を渡し、兵庫助は如水の方に馳歸る。其後又內府公の仰により、臼杵の城を井伊直政の家人に中川より渡しけるとなり。

又日田郡隈の城、玖珠郡角牟禮の城は、毛利民部大輔が城にて、留守居の兵籠れり。此兩城は富來よりは路遠し、是を請とるにはむつかしかるべしとて、家老栗山四郎右衛門、幷母里太兵衛、菅七郎兵衛等を遣され、先角牟禮の城に鄕人ども籠り居たりしを、いろ〳〵に喩し城を請とり、隈の城に使を以降參すべき由申遣しけれども、城中の者共同心せず。剩豐

前長政の領内の下毛郡山國の内、倉谷といふ所に夜討をかけ、一村悉焼はらひける。栗山さらば攻散すべしとて、隈の城近邊まで押寄けるを見て、城中より侘言して降參を乞ければ、難なく城を請取、家中の者共如水につかへ、合戰に忠を盡すべき由申ける。栗山此由飛脚を以富來へ注進しければ、如水悦で毛利民部家人共望次第に召抱へ候へ。隈の城番には菅七郎兵衛をいれ置、角牟禮には母里太兵衛をいれ置、其方は急ぎ中津川へ引取べき由命せらる。かくて如水は富來の城を取かこみ、鐵砲百挺揃へ、晝夜隙なく攻られけるが、城中よりも弓鐵砲を以てつよく防ぎければ、寄手に手負死人多し。要害よき故に、しばらく落城せずといへども、寄手さま〴〵手立をかへ、外郭を攻破り、新手を入かへ〳〵攻ければ、はや塀一重になり、城ふせぎかねてぞ見えし。其上後攻のたのみもなくて、殊更上方の成行も覺束なし。良將に圍れて、終には堅固に籠城すべきたのみもなければ、諸人あやぶみをそれける。如水今は此城を攻落さん事は安けれども、左あらば身方の兵も多くほろぶべし。只あつかひを以て降參させんとおぼしける處に、十月二日の夜、沖にうかべ置たる番船の者共、上方より下る小早船一艘乘取たり。是を尋るに富來の城主筧和泉守、濃州大垣の城にて、九月十六日討死したる由を告來る者共の乘し船にてぞ有ける。即其船に乘し者共を捕へて、如水の陣へつれ來る。其内に筧が右筆江良新右衛門といふ者もあり。如水其者共をわざと城中へいれさせ、此上は城をはやく開渡すべし。さあらば城中の者は一人も殺害すべからず。我が手に屬せんと思ふ者は召つかふべし。いづ方へも立退んと思ふ者は心にまかすべし、家財等不殘遣すべき間、各心次第に仕るべき由仰遣されける。此時母里太兵衛申けるは、此城の敵を一人もたすけ給ふ事然るべからず候。其故は先夜、兵庫助殿陣所を夜討をかけ、身方をおごろかし候事、にくき事にて候を、た

すけ候は、あまりやはらかなるやうに、諸人も存ずべく候。只今即時に乘とり、一人も殘らずなで切に仕候はんよし申(詞)ける。如水聞給ひ、降參せずばこそ攻亡すべけれ。降參せば一人も殺さず。敵軍を全して勝こそ良將の本意なれと仰ける。如水は仁愛ありて人を殺す事をきらひ給ふ故に、成べき程は敵を導て降參させ、身方をそこなひ給はず。是良將の德也。城中に大垣よりの使人ければ、城中の者共、主人の討死を聞て力を落しける。かくて寛利右衛門、藤井九左衛門等、如水公の仰にしたがひて、異儀なく城をあけ渡しけり。すなはち城番として、上原新左衛門を籠おかる。又降參せし者の內、然べき者を七人えらび出し召仕はる。藤井九左衛門、月成忠左衛門、瀧田九左衛門、庄田權內、瀧門左衛門、木全半兵衛、寺田傳左衛門なり。右七人の士、如水豐後陣の供し、中津川にて拜謁し、直に小倉香春兩の先手に加はり、筑前筑後薩摩にまで供をつとめける。長政筑前入國の後、七人一同に知行四百石たまはる。其後富來の浪人庄田權內の舍弟庄田勘兵衛筑前に來れり。知行三百石たまはり、毛利但馬が與力に付らる。同時横山與兵衛、衆開四郎左衛門、石井三藏、入江次太夫等、皆召仕る。筧新右衛門は浪人となり、筑前に來りしを、長政其勤し、怡土郡□村に居住せしめらる。此時姓を改て飯尾といふ。其子飯尾某太夫は、黒田和泉等に從ひて、上方に在て浮田秀家の勢に加はり、拔群の武功を顯せり。是に依て諸家より招かれしかども、老公對面の爲に筑前に來りしを、長政留置給ひ、知行二千石をたまはる。

○如水既に大友義統(むね)を虜にし、安岐富來の兩城をせめて降參させ、臼杵(うすき)、隈(くま)、角牟禮(つのむれ)等の諸城を請とり、豐後に於ては敵する者もなければ、是より西に赴き、九州を逐一に平げんとて十月四日富來を立て、豐前に歸り給ふ。されば此間久しく辛苦し、難なく豐後の敵をほろぼして歸り給へば、是を祝着し、定て中津川の城に歸り、數日休息し、此間の苦勞をもわすれ、內室にも對面してこそ、又出陣し給はんずらんと諸人思ひしに、案の外に中津川の城の門前を通りながら、居城には立寄給はず、すぐに中津川の町を打過、城の西にある高瀨川を船にて渡り、中津川より一里川上に、唐津山とて古城の跡有けるに打上り、野陣をこそし給ひけれ。是に依て家人士卒共に皆おのが家にはよらずして、唐津山に陣をとる。むかしより猛將といへども、多くは門を顧て時を失へるた

めし少からず。古の良將は軍の命をうくる日より家を忘れ、戰に臨では身を忘るゝといへり。尋常の大將ならば、かくは有まじきに、如水の我が門を過ていらず、內を顧みずして家をわすれ給ふは、類すくなき豪傑なるべし。西豐前小倉の城主毛利壹岐守勝信をば、大坂の奉行より小倉に下し、如水清正をすゝめ、彼が身方に引入んとす。されども如水清正同心し給はず。如水先小倉の端城同國香春の城を攻んとて押よせらる。此城は毛利壹岐守が家老、殊に一族なりし毛利九左衞門と云者居たりしが、九左衞門は伏見の城の攻口にて討死しける。其子吉十郎十七歲に成けるを、家老共將として、此城を守り居たり。壹岐守彼九左衞門が子吉十郎を捨て、我が末子に九左衞門が祿を與へ跡をつがせんとす。是に依て九左衞門が家老、其餘の家人共憤り思ひけるは、九左衞門一生異儀なく家老職をつとめ、殊に討死したり。此上は吉十郎生れ付人にをとりたりとも跡をつがせらるべし。況吉十郎今年十七歲、殊に父の跡をつぎかねる生質にあらずと思ひ、家老共託言すれ共、壹岐守同心せざる故、家人悉香春の城に引籠り居たり。かゝる處に如水より、香春の城へ降參をすゝめて使者を遣されしに、さそふ水あらばと思ふ折節なれば、即吉十郎を先立て、家老共人數を引つれ、如水に降參して、先手に加はる。如水香春の城を請取、小倉の城へ押行給ふ。小倉には壹岐守一族家臣寄合て軍の評議しけるが、關ヶ原の戰には身方打負ぬ。賴み切たる香春の城の兵共さへ叛て、如水に降參し城を開渡し、剩吉十郎如水の先手に加りて責來る由を聞て、皆力を落し軍の評定もやみにける。かゝる所に如水より、小倉の城へ使者を遣し、我豐後へ出張し大友を生捕、豐後の內處々の城既にこと〴〵く手に入ぬ。當城もいそぎあけ渡し候へ、內府へはよき樣に申て命をば助くべし。降參仕られ候はゞ、いづ方へ成とも望次第送り屆くべし。若然らずば大勢を指向

べき由いひ遣されければ、壹岐守とても籠城成がたくや思ひけん、十月三日下城して髮をそり、一齋と名を改め、上方をさして行ける。是に依て小倉の城をも難なく請とり、留守を入置給ふ。壹岐守家人なる長政召かゝへらるゝ者多し。大塚左衛門、杉原小左衛門、山本八郎左衛門、三宅次郎太夫、鷺見半四郎等凡二十人なり。なの〳〵其子孫相つけり。鷺見氏は今斷絶す。

○如水はそれより筑前に入、八町阪をこえ秋月に着給ふ。去ぬる九月九日中津川を出陣せし時は、人數九千には過ざりしが、豐後にて熊谷、竟、太田、毛利が家人、豐前にて毛利壹岐守が家人共多く抱へ、其外浪人共馳加はりければ、秋月に着給ひし時は、其勢一萬三千餘人とぞ聞えし。筑前の國主小早川中納言秀秋は、關ヶ原にて御方に屬し給へば、筑前國には敵なし、秀秋の城名島より、秀秋の家臣仙石角右衛門といふ者、秋月に出て、形の如く如水を馳走しける。翌日筑後國久留米の城へおしよせんとて、先使を立らる。久留米の城主小早川侍從秀包は、輝元の叔父なれば、毛利家に屬して、七月十六日に久留米を立て上方に上られけり。かねて家老にいひおかれけるは、上方にて身方若打まけて、近國の敵わが居城に攻來る事あらば、各一戰をとげ、我が妻子を殺害すべし。若黑田如水我が城にむかひ來らば、如水は年來の交にて、殊に情深き人なれば、我がためあしきやうにはせらるまじ。然らば一戰にも及ばず、早く城を渡し、妻子をば如水に任せ置べしと申付られける。留守の者共上方の成行を聞定めて、近國の敵寄來るべしと思ひ、合戰の用意をして籠城しける處に、案の如く肥前の佐賀より鍋島人數多よせ來りければ、城中より打て出、しばし戰ひける。其間に秀包のいひ置の如く、妻子をやがて殺害すべしとて、かねて其覺悟したりしかば、何某は秀包の內室を殺すべし、何がしは其女子、何がしは其男子を殺すべき由、切手既に定まり、各おもひきはめて、最後を待ばかりなり。かゝりける處に、東の方より如水の中白の旗ほの

かに見え來しかば、城中の人々上下皆安堵し、死したる人の忽蘇りたる心地して悦びあへりける。如水より使者を立、城を渡し候へと仰遣されければ、秀包の家老桂民部等、秀包の命にまかせて、異儀に及ばず城をあけ渡しける。如水久留米の城を請取て、舎弟黒田惣右衛門を城番として入をかる。（加藤清正記に、清正、久留米の城を請取さ有は誤なり。）秀包は關ヶ原軍の後、伏見にて病をうけ、本國へ下らんため、長州下の關まで下りて卒せらる。其後秀包の妻子をば、如水より毛利輝元へ送り遣され、長州引地といふ所に居住せらる。（秀包の内室は、大友宗麟の息女、義統の妹也。年經て後秀包の息女に一人如水へ預け遣されける。如水是をいたはりて、黒田圖書助養子として、長政の家臣吉田壹岐に嫁せしむ。貞享二年行年九十五歳にして卒す。此女は毛利家の孫なり。外祖父は大友宗麟なり。）

○如水は其後筑後柳山の在家に陣を取、肥前國佐賀の城主鍋島加賀守直茂の方へ使を立て云遣されけるは、關ヶ原合戰西方敗北の由聞ゆ。御子息信州も石田に與し上方に發向し、内府の御敵と成給ひ候間、此度貴家の安危無心元候。我既に豐前豐後を打したがへ候。加藤主計頭と申合せ、肥後を經て薩州まで發向し、九州を平らげて、内府へ忠を盡さんと存ずる也。然れば貴殿も我等に加りて、忠義を致され候はば、家康公へ能樣に執し申て、貴家の無恙樣にはからひ申さんと云遣し給ひければ、加州大に悦で同心せらる。（其後家康公へ、如水よりよき樣に申上られければ、鍋島御免しを蒙りける。鍋島直茂此時の事をわすれずして、長政西國の城を築き給ふ時、肥前より加勢として、大勢人夫をつかはし、城より東南なる塀を作らせらる。今に至て、其塀を肥前塀と名づく。）

○柳川の城主立花左近將監尙政（初統虎と稱し、後宗茂と改む。）は毛利方に與し上方へ上られしが、軍破れて速に柳川に歸らる。鍋島加賀守は柳川の城をせめて我が罪を補ふべしとて、二萬人を卒し發向せらる。此由十月廿日柳川の城に聞えしかば、立花左近將監家人共にいそぎ馳向て、肥前より來る敵を打散せと下知せられければ、家臣小野和泉、立花吉衛門、立花三太夫、矢島左助（後號石見）等、筑後の内柳川の北八の院といふ所に迎寄にぞしたりける。就中小野和泉は年老たれども、若武者に先を越されじと思ひ、物見のためとて諸勢に

先立て、小勢を引つれ出たりしが、肥前勢の先手の將鍋島七左衛門後號安藝同淡路、六千人にて進みけるにかけ合せ、散々に戰ふ。和泉は聞えたる勇士なれば、烈しく力戰す。是に依て肥前の兵多く討れぬ。されども肥前勢は大勢なれば、小野和泉が勢の跡を取きり、中にとりかこみ、一人もあまさじと攻戰ふ。和泉は疵を數ヶ所蒙り、其上小勢なれば既に危く見えし處に、立花吉右衛門水田口に向ひけるが、八の院の戰を聞、すみやかに手勢引つれ助け來り、眞先に進み鎗を入、肥前勢の圍を突破りければ、小野和泉は虎口の難をのがれける。此時吉右衛門手に敵を多く討取けるが、肥前の兵五島善次郎後號若狹が手より放ちし鐵砲、吉右衛門が左の頰にあたり、右の頰へぬけける。痛手なれば續てかゝる事あたはず、漸身方の陣へ入にける。されどもさきの戰に吉右衛門はげしく戰ひて敵を追拂ひしかば、其勢に屈して敵も跡につき來らず。其後敵の二陣馳來りければ、立花三太夫馳合せ戰ひける。爰に鍋島方より五島善次郎手勢引具し、横合に近々と打寄て、鐵砲百餘挺つゞけて放ち懸ければ、三太夫が勢多く討れ、三太夫も討れぬ。柳川勢勇猛なりといへども、或はうたれ、あるひは手負、殘り少に成ゆけば、心ならず引とりけり。其後小野和泉、十時攝津守、主君左近將監へ申けるは、鍋島多勢にて候故、野合の合戰利なく候。身方の殘兵纔數百人有之候間、籠城して御防ぎ然るべしと申ければ、左近將監聞て、我此度運命盡て毛利方に屬し、内府公を敵にしぬれば、籠城すとも運を開く事有べからず。明日自身打出て、鍋島と戰ひ討死すべしとぞ決定せられける。かゝりし所に加藤主計頭清正、肥後より軍兵を引率し柳川に來り、鍋島加賀守も寄來りて、兩將共に柳川の城を圍み攻らる。其上近國の武士はじめ、敵方に與せし者も、上方の成行を聞て俄に心を變じ、立花左近を攻て内府公へ忠を致し、其罪を遁れんために、柳川の城下へ押寄る。此時如水は柳川よ

り三里東水田といふ所に宿し、其後柳川に着給ひ、瀨高村に陣をすえられしが、如水淸正相談し、立花尙政の下城をすゝむべしとて、其家老立花三河が方へ、如水の家人時枝平太夫を遣し招き給ふ。立花三河瀨高へ出ければ、如水淸正同座におはして、三河に對して仰けるは、今度立花殿毛利方に與せられし事は、一旦人に賴まれたまひし禮義までなるべし。家康公へ元來遺恨は有間敷候。今度我等薩摩を討んため發向し候間、內府公御方に降參し、戰をやめ城をば此方へ御渡し候て、我等と同じく薩摩へ發向し內府公へ志をいたされ候はゝ、　內府公さのみふかき御憤はあらじと存ずるなれば　內府公御前をば我等に任せられ候へ、もし同心なくして、彌內府公に敵をなし給はゞ、立花の家の滅亡此時に候。此由左近將監殿へ申入候へとて、委細に其ことわりを告給ふ。三河は此亂の起りし初、東方に一味有て然るべき由諫めけるが、此よしを聞、歸りて左近將監をすゝめ、如水の諫に御したがひ候て然るべきよし申ける。左近將監是を聞、我若年より弓矢を取ていまだ佳名を失はず、然ども今度毛利方に屬して、家の滅亡こゝにきはまりぬ。內府公へ降參の事、恥辱にあらず、既に上方を引とりし時、家臣薦野半左衛門（薦野三河が弟なり）を使として、內府公へ此度の罪を謝し申さいへども、いまだ歸り來らず、其內に此戰に及べり。如水の異見尤と思ふなれば、城をあけ渡すべしとて、いそぎ城を出て、如水淸正に對面し、城を渡されける。如水淸正城を請取、人質を取置、淸正より城番として家人加藤善作を入おかる。

左近將監は如水淸正と共に薩摩口に向はる。其後關東へ配せられけるに、其家士ことごとく淸正より肥後へ招き、流浪せざる樣に扶助しおかれ、後年左近將監に柳川をかへし下されし時、家士ども皆肥後より柳川へ返されける。長政此度筑前を給はり入國し給ひて後、如水長政より薦野三河にのた

まひ遣されけるは、柳川の者共清正の扶助にては候へども、我等父子も左近將監に對し疎意ならず。其上三河は先祖已來筑前薦野の領主なれば、筑前へ來り候へ、薦野をも賜るべきよしにて招き給ひければ、三河入道賢賀、同吉右衛門成家、筑前に來りつかふ。則薦野をも采地に加へ給はり、賢賀は老體故仕官を辭して薦野に閑居す。此後賢賀取次にて、筑前へ被召寄し柳川士五人、足達勝右衛門、千手平左衛門、丹三十郎、稻葉五左衛門、安部專右衛門なと參り仕ふ。

○又筑後國山下の城主筑紫上野介廣門も城をあけ渡し、剃髮し夢庵と號しけるを、加藤主計頭是を扶持しおかる。肥後國宇土の城は、是より以前加藤清正攻寄て城を請とられける。

○此比、家康公より如水へ賜る御書にいはく、

猶以今度甲斐守萬事被入精候儀無比類候。可心安候。

今度大友其地へ相働候處、被及一戰數多被討捕、殊大友被生捕之由、誠感悅之至候。然者毛利壹岐守所々可成程被相動可被申付候。猶井伊兵部少輔可申候。恐々謹言。

九月廿八日　家康御書判

黑田如水

井伊兵部少輔直政より、如水へ來る書にいはく、

一書申達候。此表之儀自甲斐守殿可被仰越候間不及申候。

一今度初中後黑田別て御肝煎、內府祝着被申事。

一其表無御油斷御行、殊大友被討果、其身を被成生捕之由、內府感悅之段以直書被申候。猶其拙者かたより可申達旨被申候。誠御手柄共無比類候事。

一毛利壹岐取懸被入御精之儀肝要之由被申候。殊御領分之內候間、即彼地可被仰付之由被申候。

何も重而可申達候間、早々如此候。恐惶謹言。

九月廿八日　井伊兵部少輔

直政印判

少煩候間不致判形候

黒田如水樣
御宿所

又其後家康公より如水へ賜る御書にいはく、

書狀披見候。其表所々被入精之由祝着之至候。殊及合戰、大友生捕之儀、手柄共候。猶以無油斷仕置等可被申付候。近日甲斐守差下候條、委細期其節候。恐々謹言。

十月五日　家康御書判

如水

井伊兵部少輔より如水へ來る書。

御使札之趣披露申候處、即以直書被申候。今度天下一篇被申付、逆心之輩悉被致成敗候、彌可御心安候。將又其表之儀所々被入御精、殊數度被及御一戰、被得勝利之上、大友御生捕之由、內府一段滿足被申候。御手柄の段不及申候。隨而甲斐守殿於方々御手柄共被成候、近日可有御下之旨候間、可有御演說候、恐惶謹言。

尙々今度其表被入御精之趣、祝着被存候。甲斐守殿萬事被入御念、御才覺致周備、內府一段滿足被申候。御樣子は可御心安候、此方御用之儀可承候。

十月五日　井伊兵部少輔

直政印判

黒田如水樣
貴報

○本多中務大輔より如水へ答る書にいはく、

內々自是可申入所存之處、預貴札忝存候。

一今度不慮之御取逆に罷成候處に、早々事濟、御滿足奉察候事。

一今度甲斐守殿萬事被入御精、方々にて御手柄共候、就其內府も一段甲斐守殿懇に被存候間、可御心安候事。

一於豊後表、方々被及御合戰、被討捕候儀、無比

類候事。
一大友々成生捕之儀、是又御手柄共候事。
一此中切々も以書狀も不申入無沙汰申候事。
一其元被明御隙御上洛候へかしと存御事候、懸御目相積儀可得御意候事。
一甲州頓而其元に可有御座候間、何事も其節猶可申入候。恐惶謹言。

十月五日　　本多中務大輔
　　　　　　　忠　勝　判

黑田如水樣
　　貴　報

○是より以前、加藤清正より本多西尾へ送る書。

態致言上候。何方迄被成御出馬候哉、承度存申上候。
一徒奉行衆我等かたへ申談候はんとて、毛利壹岐守を差下之由候。書狀は相越候へ共、其身は小倉在之由候。其後去月晦日に大坂我々留守居之者に互之誓紙之案文差越、秀頼樣へ御忠節此時候間、家老之者共人質をも出被上、御奉公申候樣にと被申越候。于今不能返事候樣子により、如水申談返答可申遣候。か樣之儀若御耳にたち候共、被成御不審間敷候。重々如水と申合在之事候間、御心安可被思召候。再三申上候へ共、于今一人も不罷戻候。小山より御下候我等もの一人參着候。其以後又一人進上申候。重而又如水申談一人づゝ進上候事。
一此表之儀、尾州清洲邊に被成御着候御一左右承、いづれの道にも此隣國可申付と存、如水申合候て罷居候。聊爾之儀仕間敷候條、御心安可被思召候。委儀は右如水相談進上申口上に申含候。此等之趣御披露可仰候。恐々謹言。

九月七日　　加藤主計頭
　　　　　　　清　正　判

本多佐渡守殿

西尾隱岐守殿

○日向國飫肥の城主、伊東豐後守祐隆は、内府公關東へ御進發の時、病有し故、大坂に逗留して關東へ下らず、今度の亂起りしかば、七月廿日如水へ大坂より書狀を遣し、内府公へ御身方申べく候。大坂に逗留仕、何方へぞ人數を出し申べきや。又本國へ下り候はんや。如水指圖に任せ候はん由告來りける。如水の返事に、貴殿小身に候間、上方に居忠を抽でられ候事成がたかるべし。急ぎ歸國可然由告やり給ふ。又八月十日の書狀來る。其旨にいはく、拙者病氣以の外をもく成候間、今ほど下國なりがたく候。賤息左京亮祐慶を指下すべく候。日向において留守居の者共、成次第敵方へ手切の働をさせ可申由被告越ける。如水の返答に、左京亮歸國の事可然候。留守居の者働の事は、此方より左右申べきよし仰遣さる。其後如水の方へ伊東留守居の方より、敵と手切のはたらき可仕候間、檢使を一人たまはり候へと告越ける。

是に依て九月十六日如水豐後の陣中より、宮川半右衞門と云家人を檢使として日向飫肥へ遣さる。加藤主計頭も肥後にて小西攝津守が留守宇土の城を攻て手切の働仕候間、其元見合せ何方へなりとも敵方へ働き候へと申つかはさる。左京亮も飫肥へ下さる。今年十一歲なりしとかや。其後又如水より書狀を遣し、先宮崎の城を攻とり、其後薩州佐土原へ成べきほど働き候て引とり、宮崎の城を堅固にたもち、島津方へ成次第働くべし。上方の御利運をうらやみ、人數そこね候樣なる働すべからず。隨分無越度樣にとぞいひ遣されける。日向宮崎城主高橋右近は敵に屬して、濃州大垣の城に籠りしが、伊東留守の兵共如水の檢使を留置て同道し、九月晦日宮崎に押よせ夜攻にし、翌十月朔日の曉に城を攻落し、城代權藤平左衞門、其嫡子長左衞門、二男八右衞門以下二百餘人討取ける。權藤平左衞門は名ある勇士なる事を、如水かねてしられける故、此度降參せば召つかふべきよし

通有けれど、權藤終に降らず、戰死をぞとげにける。平左衞門は殊によく働き、敵八人を長刀にて手の下に薙たふし、其後切腹す。かくて如水清正は、嶋津中務昌久が居城薩州佐土原の城へ押よせ攻戰ふ。其外島津領內穆佐、倉岡、高岡、綾合、四ヶ所の端城よりもかけ合せ、梁瀨といふ所にて合戰す。敵味方互に勝負あり。島津は內府公へ降參を被乞ける故、其よし陣中へ告げ來りしかば、互に合戰をやめらる。伊東方より如水の檢使宮川に使者を指添、宮崎にて討とりし權藤父子三人の首に、權藤が長刀をそへて、如水の陣所筑後の水田へ遣しける。如水其功を感じ給ふ。（權藤が長刀希有の利器にて、如水是を貰て甚秘藏し用らる。）伊東豐後守は十一月十一日終に大坂にて病死す。

○加藤主計頭より如水に來る書にいはく、

　　貴面御以狀被入御念候段致滿足候。此表之儀は縱首尾惡敷候共、御異見には背間敷と存在之儀候。況明日之働などは一段可然樣子にて御留候間、則任置候、在其元にて兵粮之儀等申付候間、其にて可被申付候、猶相追可被申候、恐惶謹言

　　　　十一月四日　　　　加藤主計

　　　　　　　　　　　　　　　　清正判

　　　如水樣

　　　　　貴報

○其後如水は、加藤主計頭、鍋島加賀守と牒じ合せ、立花左近將監を先陣とし、島津を討んため、肥後を經て、直に薩摩の境佐敷水股まで軍兵を押ゆかれける。此時島津龍伯、同又八郎より、立花左近方へ使を遣し、今度の罪科を御赦免相成候樣にと、かねてより井伊兵部少輔を以て內府公へ申上候條、上方の御下知を御待、先々此方へ責いられ候事相延給候へと申越さる。如水淸正是を聞て、然らば先上方よりの御左右を待て、其旨に隨ふべしとて、水股の城仕置堅固に申付られける。かゝる處に上方より家康公の御書來り、薩摩へ兵を入候事、先年內はやめ候へと仰下

されければ、其旨に任せ薩摩へは入給はず、家康公より如水へ賜る御書にいはく、

度々注進の旨得其意候。柳川儀質物請取、立花召れ到薩摩表、加主計、鍋島加賀守相談、被相働之由、及寒氣候間、先年内は其元被任付候樣尤候。猶井伊兵部少輔可申候。恐々謹言

十一月十二日　家康御書判

黒田如水軒

○井伊兵部少輔より如水へ來る書にいはく、

十月廿五日之御狀具内府へ之申聞候　即以直書被申候、其表方御行（てだて）も得勝利實候被存候

一柳川之儀、質物被請取、立花被召連、加主計頭殿、鍋島加賀守殿被仰談、至于薩摩表御發向之由申聞候。年内者及寒天候間、先其許御任付候樣御尤候間、御行之儀可有御延引候事。

一萬一島津指懸候於仕合者、來春御成敗可被申付候事。

一島津懸望之筋目も候間、其元被成御開合候事。

一中納言殿爲御見廻、岡田三四郎方被爲越候、大久保相模守申聞候事。

一筑前之内安國寺分之儀承候。被御國之儀甲斐守殿御拜領爲（して）無御存知被仰越候哉と内府笑被申候。

一肥後之内、毛利壹岐守、鍋島加榮に被仰付、被納置之由、御尤候事。

一太田飛騨守城爲請取拙者被遣候間、其許可然樣賴入候。何も重而可申達候。恐惶謹言。

猶以薩摩へ之狀御屆賴入候。以上。

十一月十二日　井伊兵部少輔

直政印判

黒田如水公

御報

右の書中に、筑前の内安國寺分と有之は、天正十三年秀吉公より小早川隆景に伊豫國を賜はりし時、伊

豫にて二萬三千石の地を安國寺にも下さる。同十五年秀吉公より隆景に筑前を賜はりし時、伊豫の安國寺領は御召上、筑前にて其替地を安國寺に被下ける。筑前の内安國寺分とは此事なり。

○又

追而申候。立花儀質物被成御請取、即先手被仰付、薩摩表へ御出陣之由申聞被得其意候。彼城御請取候儀不被仰越候。不審存候。此御報に委細樣子早々可被仰越候。恐惶謹言。

猶々立花儀城被成御請取、御人數被入置候哉。御飛脚被仕立早々可被仰越之由被申候。以上。

霜月十三日　直政印判

如水公

人々御中

○本多中務より如水へ來る書にいはく、

內々自是可申入折節預貴札忝存候事。

一豐後表貴殿御覺悟を以早々被仰付、偏貴殿御手柄故と存候事。

一柳川表へ早々御働候處に、鍋島及一戰柳川之者數多被討取候由尤之御事に候。貴殿など御働承候故と存事に候事。

一薩摩表、加主計、鍋島、貴殿被仰合、御働可被成之旨、尤存候。乍去先々御無用之由被申候。委細井伊兵部少輔可被申入候事。

一甲州別而申談候。今度甲州御手柄方々に而御働、御才覺殘所無御座候。可御心安候事、一段內府も懇比被申候。可御心安候事。

一筑前之國甲州へ被進候。此上彌御國迄も猶又御取可有候。可心安候事。

一其元御隙被明候はゞ、少々貴殿も爰元御見廻候而可然候。何事も縣御目候而可得御意候事。

一是式に候へ共、小袖二ッ羽織二ッ進之候。書狀之驗迄に御座候。自然爰元相應之御用等候者、可被仰付候。恐惶謹言。

霜月十四日　本多中務

忠勝

黒田如水様

人々貴報

○其後家康公より如水へ賜はる御書にいはく、

柳川之城幷筑後國諸城共、其城主好次第に、兩三人之内に請取、様子可被申越候。自此方人を遣可請取候間、其内之番等可被申付候。恐々謹言。

十一月十八日　家康御判

黒田如水

加藤主計頭殿

鍋島加賀守殿

○其後如水は豐前に歸り給ふ。如水今度豐後において、竹中伊豆守を身方に屬せしめ、大友を虜にし、安岐、富來、臼杵、隈角、牟禮等の諸城を請とり、豐後國ことごとく歸服し、其後豐前小倉香春兩城を請とり、筑後に出て久留米柳川兩城をも請とり、鍋島をすゝめ立花をいさめ、家康公に從はしめ、肥後を歷て薩摩へいらんとし給ひしに、島津罪を謝し降參すべき由にて、薩摩境に留り、内府公の御下知を待て後歸陣せられし事、是偏に如水一人の力にて、九州悉平ぎぬ。誠に希代の英雄にして、莫大の忠功と云つべし。

○此比近衛信尹公より如水へ賜る御書。

此比可有上國かと内々待かけ候之處、思之外相延候事、如何仕合候哉。國がへ被下候執紛(とりまぎれ)も尤候。宰府之天神よき仕合にあはれ候はんと珍重候。京大坂彌無爲之體に候間、遠國迄も追日靜謐と察申事候。薩摩之事何とぞ申あつかはれ、可然樣に相濟候やうに、可有御馳走候。近日若傳右衛門下國申候由候間、猶其折節口上に可申候。かしく。

猶々指事無之故、細々不及書狀候へ共、又無

音に成候間染筆候。

十二月十三日　　三木

如水軒　　（近衛殿の事の由）

右の書中に、宰府の天神よき仕合にあはれ候はんとあるは、如水常に天神を敬信せらるゝ事を知給てなり。薩摩の事可然樣にとあるは、島津氏の先祖忠久は、朝賴卿の子にて其母丹後局忠久を懷胎せし時、賴朝の夫人政子の嫉妬により、上方に退き平產祈願のため、攝州住吉に詣でしに、俄に產氣付きて、神前の石に腰かけて誕生す。其後近衛殿の先祖養育し、鎌倉に下し給ひしより、島津氏は近衛殿の恩愛により、代々懇意の家なる故に、今に於て島津氏より近衛殿に禮節をつとめらる。此度近衛殿より島津氏の事を如水へ賴み遣されしは此故なり。若傳右衛門とは若槻傳右衛門なり。傳右衛門父は若槻左衛門親友といひて、播州佐用の上月氏妾腹の子なり。傳右衛門此時筑前に來長政の臣となり、知行千石給る。

〇十二月初如水長政豐前より筑前に入て、飯塚の大養院に寄宿し給ひ、（此寺去ぬる朝鮮陣の時、豐前よりの往來に如水長政止宿し給たる所なる故、此度も此寺に寓宿し給へり。是に依て後年慶長七年七月九日、長政より寺領十石寄附し給ひ、其後又田地五段寄給ふ。初の大養院は、後年他所に移し、其跡を前箭さし給ふ。）長政は清水宗也が家にしばらく宿せられ、如水は神屋宗湛が家、同月八日先づ家臣數人遣して、名嶋の城を請さらせ給ふ。（秀秋に對し、長政の名代として、黑田修理を遣され、黑田右兵衛、井上九郎右衛門、母里太兵衛、桐山孫兵衛、母里與三兵衛、菅五郎兵衛、三宅山太夫、宮崎助太夫等を遣さる。黑田修理は如水の弟黑田養心の嫡子なり。）此城は天正十五年秀吉より筑前を小早川隆景に賜りし時、始て築き給へる城にて、其養子秀秋まで二代の居城なり。小早川中納言秀鄉の方よりも、家臣數人出あひて名島の城を渡しける。（秀秋の方より出あひたる家臣は浦將監、井上大學、粟屋主計、杉原伯耆、杉宮内、幾久内藏、葉上主水、志水土佐、平岡石見、利師土右京、又部支配圖帳引渡せるは、手島市之助、土倉源右衛門なり。）同十一日名島の城に入給ふ。中津に在し家人皆追々に筑前に移る。豐前京都郡と田河郡のさかひなる七曲嶺をこへ、嘉摩穗波を經て、名島博多にいたるもあり、あるひは中津川より船にのり、赤間が關蘆屋洋を過て來る者

多し。妻子家財等多くは船にのせ來る。又豊前に在し商人諸職人寺主の僧など、如水長政をしたひて跡より來る者も多し。

黒田家譜巻之十三終

黒田家譜　巻之十四

慶長六年、如水五十六歲。長政三十四歲。

○正月元日、長政名島の城にて、家中諸士の禮をうけ給ふ。如水は入國し給ひし時、先博多の宗湛町にかりに屋宅を定め、しばらく此處に住給ふ。家人も皆此邊に居住す。如水、長政相議して、諸臣に恩賞の地を與へ祿をまし給ふ。（知行千石に充る者凡百餘人なり。）

○其後如水筑前より立て上洛し給ふ。家康公今度の大功を感じ給ひ、上方において別に恩賞の地を給るべき由にて、領地の所望をも望にまかせらるべき由懇に仰られ、其上朝廷に御執奏有て官位を御すゝめ、自今以後天下の軍政萬事御合さるべき由、仰出されければ、如水かしこまつて、台命誠にかたじけなくは候へども、年老殊に病者にて精力衰へ候へば、勤成がたく候。愚息甲斐守に筑前を被下候間、甲斐守が養育を以、安樂に餘命を送り申度候。此外功名富貴

の望無御座候間、御免許を蒙るべき由申上られければ、家康公是を感じおぼしめし、然らば其意に任すべき由仰出さる。此時如水京都東山しゝが谷の邊に寄宿し給しが、三河守殿を始め、諸大名御旗本の諸士の見廻使者日々絶ず、門前市をなせり。其後御暇給て筑前に下り給ふ。

○名島の城は、三方海にて要害よしといへ共、境地かたよりて城下狭き故、久しく平らぎを守るの地にあらずとて、如水、長政城廓によろしき地を察し給ふに、住吉の里は、博多に近く山に遠し。其上四方より環り向ふの地にて、然るべき處なれど、平地にして要害なし。箱崎は前に海あり。左右に川有て、要害よし。其上沙地なれば城を築き堀をほり土功をなすにたやすかるべし。然ども東に多く良川あり。西に那珂川あり。若大敵をうけば、南方の川近くして水攻の患あり。荒津の山は三面は海にて岸高し。南一方に堀をほらば、よき要害なるべけれども、獨海中に出て、陸地につゞける所只一方にして、四方より環り向ふの地にあらざれば、是亦かたよりて諸士を城の四方に居らしめ、工商を其近邊に集めて、一國を守るの地にあらず。其上土地かはきて崩れやすく、俗に所謂死山と號する地なれば、城郭を築くべからず。名島より二里坤の方、那珂郡警固村の近所、福崎といふ處、如水長政の心に叶ひし故、城地を見立經營して、山に據て城を築き郭をかまへ、四方に塹をほり廻し、要害をかたくしたまふ。城の名を福岡と號す。是は長政の先祖黑田右近大夫高政、下野守重隆、父子共に、備前國邑久郡福岡の里の人なれば、其本を思ひ出て、先祖の住所の名を用て名づけ給ふ。唐虞夏殷周の名も、皆いにしへの帝王其初居給ひし處を以名づけ給へり。周先生の舊里の名をとりて、其居れる所の溪を、濂溪と名づけられしも亦然り。是本を重んじ始を忘れざるの意なり。本を輕んじ始をわするゝは、仁人孝子の心にあらず。

如水長政も其本をわすれずして、今大國の主となり給へども、猶先祖の居所を思ひ慕て、其築ける城に名付給ふ事、誠に厚き志なり。其後名島の城はこぼち給ふ。長政みづから城郭の造作をはかりいとなみ日々功程を察し給ひしかば、諸臣も萬民もつとめて怠らずして、速に城郭を築き、久しからずして功なれり。やがて城の內外、諸士の宅、甍を並べて作り出せり。工商の家も、戶をつらねて、肆を開き賣買をなせり。長政遠きを和らげ、近きを懷け給ひしかば、城下の萬民年々に繁昌し、百工月々に來り集れり。庶ありて且富りと云つべし。又變に備へん爲とて、國中所々に端城を築かしめらる。本城端城凡七年の內にことごとく成就せり。甚速なりと云つべし。端城成就の後、嘉摩郡大隈の城に、後藤又兵衛、後號隱岐鞍手郡鷹取の城には、母里太兵衛、後毛利但馬と號す。後藤又兵衛逐電の後、鷹取に手塚孫太夫、後剃髮して水雪と號すを置かれ、毛利太兵衛を大隈の城にうつさる。上座郡左右良の城には栗山四郎右衛門、後備後と號す。遠賀郡黑崎の城には井上九郎右衛門後周防と號す。同郡若松の城には三宅三太夫、後號若狹上座郡小石原の城には黑田六郎右衛門を置れ、およそ國中の端城六ヶ所なり。

○如水は福岡の城いまだ成就せざりし間、博多より太宰府に移り、鳥居の東にいさゝかなる宅を新にいとなみて住給ふ。其後一兩年過て、福岡の城成就せし時、城內の西北三の丸の小高き岡に宅をかまへて居住したまふ。宰府の故宅は、社僧大鳥居に與へらる。此時大鳥居は町に宅あり、如水のあたへたまふ宅は、大鳥居信榮が時、其地高くして神社に憚りありとて、其西南に移れり。

○長政今年數ヶ條の掟を出し給ふ。其詞にいはく、

條々

一從他國使者於相越者、其境目の者共請取可令馳走事。

一隣國諸大名書狀於被差越者、聊の儀たり共、返答の案文右の狀のうらに書しるし、時々與兵衛に可相渡事。

一知行方算用の儀、定置候間、四人の者共に相尋、

可申付事。
一自他國出入の儀者、其方角の者、請取可有返答候。一人の分別に不成儀は、各可申談合事。
一家中法度置目の儀、其奉行人は爲各可申事。
一從例年知行よくなり候樣に給人才覺可仕候。爲一分不相叶儀、郡奉行に可申理候。其上にても不成儀は、我等に聞せ可申事。
一道橋松を植候儀は、爲郡奉行百姓つかれざるやうに、とき〳〵可申候事。
一家中の者、馬たしなみ可申候、人々ばくらう仕、もとねよりも高直に取やり可仕事。
一直の侍共在郷仕間敷事。
一ついさし物如前に五本しなひたるべく候。もんは一分〳〵覺悟次第たるべき事。
附鑓是又如前々にたるべく候事。
一のぼりは長のぼりたるべし。びら〳〵は可申事。
附てつぼうじるしはおりかけたるべき事。
一鐵砲の者は四年さゝせ可申候、もんは是も覺悟次第たるべく候事。
一馬乘の者てつぼう一丁持せべき事。
一かぶとの儀は、其身次第可仕事。
一振舞いかにもかる〳〵と仕候樣に可申付候。自他所の客來は各別に候。但外人たり共酒をしゐ候事は無用候事。
一公事對決の時、相手罷出候に、一方のもの及三ヶ度不來候を、たとへ理たり共不參者まけに可仕事。
一新參の者共曲事仕候共、妻子には罪を緩可置候。但喧嘩仕候者、妻子共成敗可仕事。
一本參の者と、新參の者、縁邊に可申合事。
一爲組中番頭もの不可有異見候。番頭の者さしては理非に不紛寄刾可仕候。訴訟の儀、於有之者請取披露可仕候也。
慶長六年卯月六日

長政判

黒田惣右衛門殿
栗山四郎右衛門殿
後藤又兵衛殿
母里太兵衛殿
黒田三左衛門殿
小河喜介殿
井上九郎右衛門殿

○又今年國中寺社領分に、諸公役をゆるしたまふ事をふれさせらる。其詞にいはく、

筑前國中寺社領分諸公役令免除候條、被得其意可被申觸者也。

慶長六年霜月　黒田甲斐守

恒願寺　長政

慶長七年、如水五十七歳。長政三十五歳。

○八月二十九日、家康公の御母公薨じ給ふ。御年七十五歳。法號傳通院蓉誉光岳智香（葬り奉る所に寺をたて、傳通院と號せらる。）長政内室の祖母なり。九月晦日保科彈正正直卒し給ふ。建福院天關透公と追號す。長政内室の父なり。十一月九日寅の時、長政の内室、福岡の城内東の丸にて男子を誕生し給ふ。（東の丸は、初本丸の營作いまだ成就せざりし時、長政も内室もかりに住たまへり。本丸に移り給ひし後、其跡に栗山備後を置かる。此時備後が宅をしつらへて、産所とし給へり。本丸はもと警固大明神鎭座の地なりしを、此比下警固村に神祠を移されければ、其神威を恐れ、且其末社若一王子の祠も本丸の内にとゞめをかれける故、産の穢を憚りて、本丸をさけ給ひしなり。後慶長十一年女子を誕生し給へるは、佐谷職人を置かれたる南の丸を産所とし給へり。其後甲斐守忠之は本丸にて誕生したまへり。）其名を萬徳と號す。是長政の嫡子なり。後に忠之と稱す。壬寅（みづのえとら）の年なり。内室は當年十八歳なり。誕生の時、蟇目は母里太兵衛射之。七夜に如水名を萬徳とつけ給ふ。此時日光一文字の刀を、如水より萬徳に給ふ。局（齋藤甚右衛門（後齋藤性安）妻の母）是を取次て、萬徳にいたゞかせまゐらせける。（如水より名を給ふ時、吉田壹岐、竹森石見に命じて、名を撰ばせ給ふ。又萬徳誕生の時、石見が妻乳付にまゐれり。）是より前、今年夏、秀忠公の御母公京都御遊覽のため、江戸より上らせ給ふ。秀忠公もおなじく御上洛なり。是に依て長政の内室

拜謁のため、京都に上らる。此時懷姙なりければ、着帶の事を、江戸より御供の女中に局申入ければ、秀忠公聞召て、御帶を賜りける。京にて產し給へと、秀忠公の御母公より仰下されけれども、長政初て子をまうけ候事に候へば、在所にて產せらせたきよし、如水御ことはり申され、九月に筑前に下向し給ふ。秀忠公より保養の爲に、養安法印を添させ給ふ。養安は若君御誕生のとき、度々付おかれ、幸ある醫師なる故此度さし添へらるゝ由、上意有ける。また秀忠公の御母公秀忠公を誕生ましましける前、御參詣有て、御產たやすく御幸なりし吉例にまかせ、長政の內室も淸水へ參られ候へと仰ければ、如水同道にて淸水に參詣したまひける。宿坊義乘院へ、秀忠公の御母公、秀忠公よりも御使を以、御菓子など遣されける。

慶長八年、如水五十八歲。長政三十六歲。

○今年家康公大將軍にならせ給ふべきよし、かねてその聞あり。長政先江戸へ參り、其後京都に上り給ふ。江戸において長政御暇乞の時、秀忠公甚御懇意にて、美を盡したる御饗應を賜り、殊に御祕藏の御太刀御馬を被下、其上道中の慰にすべしとて、御鷹をも拜領せらる。面目世に類すくなし。二月二十三日京都に上着せらる。　內府家康公は、是より前二月十二日征夷大將軍に補せられ、右大臣にならせ給ふ。同二十五日伏見より御參內拜賀あり。長政も供奉し給ふ。此時從四位下に叙し、甲斐守を改て、筑前守に任せらる。此時長政より如水へ被進たる書にいはく、

半左衞門差下申候間一書申上候。

一我等事、江戸の仕合無殘所相調申候て罷上候。大納言樣種々被成御馳走、忝儀に御座候。殊御祕藏の御こし物御馬など拜領仕、其上路次中の慰にと被成御諚、御鷹をも被下候面目の至、定其元にて可被成御悅と存候。

一去二十三日、至京罷着候。内府樣將軍成て御參內、二十五日相調申候。即我等式も致供奉候。筑前守に受領の儀被仰出、裝束をも被成御替候。是又忝儀に候。

一今度江戸へ罷下候後、二十四日御目見えに罷出候へば、直に被成御感候。彼是以仕合よく御座候。其外別に珍敷事無御座候。御樣子は委半左衛門可申上候。恐惶謹言。

慶長八年

三月二十九日　筑前守

長政

進上

如水樣

家康公今年將軍職に補せられ、二月御上洛、二十五日拜賀有し事諸書にもみえ候。長政二月二十三日京着、二十五日拜賀の供奉せられ、即任叙仰付られたる事、長政の書中に明白なり。然るを或は此書中に去二十三日とあるを、三月二十三日なるべしと疑ふ事あるは、大に非なり。此書狀三月二十九日の日付にて、江戸より如水へまゐらせられ、二十四日江戸に於て御目見えの事をのせられたれば、將軍既に三月二十三日前に御歸府にて、長政も江戸に下り居られたる事明けし。且此書狀に去二十三日至京罷着候とあり。江戸へ罷下候後二十四日に御目見えとあれば、二十三日は二月、二十四日は三月なる事又明らけし。若去二十三日を三月とせば、前後の文言甚齟齬せり。故に二十三日に去の字を加へられしは、三月二十三日にあらざればなり。二十四日は同月なる故に、去の字なきを以て見つべし。或は又長政拜受の口宣案の御日付、三月二十五日なるに依て、長政の任叙を三月二十五日といふなり。是又是に似て非なり。勿論朝廷よりいだされたる口宣の日、任叙たるべき道理なれども、諸大名の任叙公方より仰出されたる

即日其官位となり、裝束をも改め、其後京都に使者を以口宣を拜受せらるゝ故、口宣の御日付は其後にあり。是通例なり。故に長政任叙二月にある事勿論なり。

○長政の書中、上京の前、江戸に於ての次第より、又京より江戸に下りて後の趣まで、此一書に申給へり。今の世を以見れば、初江戸に參られし時より、追々書狀往來有べけれども、いにしへはよろづ事とゞきたる事にて、江戸以來書通もなく、只家臣の書通のみにて事すみ、此度はしめて書狀をまゐらせられたるならし。如水長政の時、家臣より徵物を進上したるにも、かならず直書を以て謝せられ、又米銀の受納等にも、みづから證文を出し給ふ。又今を以是をみれば、甚詳なる事なり。世の風俗、萬事の詳略、いにしへ今のおなじからざる事かくのごとし。

○長政の内室よりも、家康公御機嫌うかゞひとして、御上洛の前より、扇を京都に進しおき、御京着の步ほど經て、御旅宿に參りければ、則御目見え仰付られ、早く來り御感悅におぼしめさるゝよし仰られける。又仰に、筑前は遠國なれども、緖路なる故、順風なれば、少の間にも來る事、左もあるべしこそ仰ける。

○筑前宗像郡地島は、南北に海をうけて、其南旅客の船をさゞむる所なり。然ども其里の境地甚狹く、且又西風に船をつなぐべき風陰なければ、今年長政、家臣高橋伊豆等に仰付られ、土石をあつめて、其邊の海を埋め、土民の居所をひろめ、其上石の堤を長く海中に築出して波戸とし、暴風の時、旅客の船を繫ぐに便あらしむ。是に依て里民も旅客も共に安穩なる事を得て悅びあへりけり。

慶長九年、如水五十九歲。長政三十七歲。

三月如水病に臥したまふ。かねて長政に告ていはく、我が死期來る二十日の辰の刻ならん。我死なば葬禮

を厚くすべからず、又佛事を尊とすべからず、只國を治め民を安ずる事、我が好む志なれば、是を以死後の孝養とすべしとぞのたまひける。長政父の病を憂へ、湯藥をもみづから試みて、孝養を盡し給へども、醫療驗なくして、終に三月二十日辰の刻に身まかり給ふ。如水病中に辭世の歌を詠じ給へり。

　おもひおく言の葉なくてつひに行く
　　道はまよはじなるにまかせて

此歌、自短冊に書て名を記し、判形を加へらる。連歌の宗匠昌琢、玄朔、此歌を聞て、各歌を詠み短冊に書て進り参らす

　いまよりはなるにまかせて行末の
　　春をかぞへよ人のこゝろに　昌琢

　なに事もなるにまかする心こそ
　　よはひをのぶるくすりなりけれ　玄朔

長政右三首の和歌を臺紙におし、裏にみづからの名判をしるして、什襲しおかれける、又昌琢、如水の逝去を聞て、追悼の發句をつかうまつる。

　をしみこし春やはつかの夜半の月

如水の遺骸は、那珂郡十里松の內崇福寺に葬る、龍光院と號す。（京都大德寺內にも一院を建立し、龍光院と號し、如水の位牌を安置せり）崇福寺初は太宰府に近き横岳といふ所に在しを、長政爰に移し給ふ。故に横岳山と號す。此寺の事元亨釋書に見えたり。如水の碑の文は、對馬の僧玄蘇作れり。玄蘇は豐臣太閤朝鮮軍の時、大明に入て、朝廷にて筆談せし僧なり。凡碑の銘をしるせし事、古代はあり。近世碑の文を刻む事、是初とぞ聞えし。

○或時如水長政に語り給けるは、家康公關ヶ原の一戰に若打負たまはゞ、天下又亂世となるべし。然らば我先九州を打したがへ、其勢を以、中國を平げて、上方へ攻上り、家康公秀忠公を助け、逆徒をほろぼし、天下を一統して、忠義を盡さんと思ひしなり。然れ共、家康公關ヶ原の戰に、御運を開かせ給ひ、今天下太平になりしかば、我世においては別につとめなし。今より後は、只いとまある身に成て、しづか

に餘年を樂むべし。然れば國の政は、汝心を用ひ勤むべし、若國家の大事あらば、我にたづねとふべし。然らずば國の政、何事も我あづかり聞べからず。我今の生涯は、一身の安樂より外、何の望もこれなし。金銀も用なければ、千石のごとくおもふなり。又人に用られ、譽を得んと思ふ心もなし。奇麗なる家作、衣服等も無用なり。朝夕の食美味を用ゆべからず。只飢ゑず寒からずして、身を養ひ、心を樂しむべしとぞのたまひける。初は、しばらく博多に居住し、其後太宰府を住家とし、社僧等をかはるがはる召よせ、歌よみ連歌して、月日を送り給ひしが、一兩年過て後、宰府を出て、福岡の城內二の丸に移り住宅とし、又京都に宅ありて住給ふ。皆質朴なる屋作なり。如水の召仕はるゝ者、知行とらざる士四五人、內室の傍に侍る女五六人、其外奴婢少々有之までなり。すべて隱居に召つかはれし人數甚少し。近所に出給ふ時は、士一人に刀をもたせ、草履取一人召つれられ、此外には從者をもつれ給はず。凡其身に俸ずる事甚薄く、常に儉約にして、華美を嫌ひ給ひし事、皆此類なり。如水をしらざる者は、徒に吝嗇なりとおもへり。夫儉約は國家をたもち、身をさむるに尤肝要なり。故にいにしへより、よき人は必儉約を行なひける。大聖堯舜を始とし、歷代の明王、賢主の臣を愛み、民を養ひ給ひしも、皆儉約なるによれり。又世世の賢君、名將の兵を用ひ、亂を鎭め給ひしも、儉約にあらざれば、武の道行はれず。いかんとなれば、我が身に俸ずる事あつく、物ごとにきらを好み、おごりて費す事多ければ、財盡き、國用乏しくなりて、臣民をめぐまんとするに力なく、仁愛をほどこす事あたはず。國費へ、民つかれて、兵を用る事難し。故に儉約は文武の要道なり、人倫の交も儉約ならざれば、財を失ふ故、身に應じたる禮儀行はれず、忠孝も心にまかせず成行く事多し。富貴なる人、儉約ならざれば、其富貴を失ひ、貧賤なる人儉約ならざれば、

飢寒をまぬかれず。然れば儉約の德たる事、誠にたかきもいやしきも、亂世治世ともに行ふべき要道なり。過分の奢をたち、無用の費を省きて、有用の時、財ををしまずして、厚く人にほどこすは儉約の德なり。財を惜みて人にうすきは、儉約にあらずして吝嗇なり。如水をしらずして、吝嗇なりといへるは、此理をしらざる人の議論なるべし　如水初微賤より起り、幼より大志ありて、信長公に仕へ忠を盡し、信長公薨じ給ひて、豐臣秀吉公を助けて天下を平らげ、後には石田が邪謀に與せずして、源大君に忠を盡し、九州を悉平らげ、世に類なき功業を立給へり。平生の武略戰功擧げて數へがたし。智勇兼備り、大力人に過たる故、其功名世を蓋へり。武勇大に人に勝れたりといへども、智略を好み、人を殺す事を好まず。每每和議を以、敵を降參せしめ、人の軍を全うして、人の命を助くる事、每度其數をしらず。百度戰て百度勝は、善の善なる者にあらず、戰はずして人の兵を屈するは、善の善なる者也といへるごとし。然れば如水は、智仁勇の三德共に備はりたる人傑なるべし　平生仁愛有て、家人を能なつけ給ふ故に、家人も亦よく思ひ付て忠を盡しける。其頃は亂世の後にて、人を殺す事を何とも思はず、家人を手打にする人往往有しが、如水は一生手打をし給ひたる事なし。他家に士を手打にするを、短慮の至也とぞのたまひける。家中の士、如水をうらみて出奔したる者なし。罪科によりて追放にあひ、切腹したる者稀なり。家人惡事あれば、思ふ樣にしかり、根深き科にあらざれば、其座より用事をいひ付たまひける。かく慈愛深く、人を活する事多くして、人を殺す事を好み給はざる故に、天より是をたすけて、其後裔ながく其封國を保ちて、繁昌し給ふなるべし。職隆孝高いづれも陰德ありしかば、黑田家長久の基なり。同時の猛將の戰功武名ありて、大國に封せられし人多けれども、皆人の命を輕んじて、みだりに殺す事を好み給ひし故、

秀吉公を始め、其名臣多くは子孫ほろび跡絶ぬ。天道の生を好み、殺をにくんで、善に福し、悪に禍し給ふ事、是を以しるべし。おそるべき事ならずや。我日の本のみかは、もろこしにもかゝる例多き事、あげてかぞへがたし。筑前を長政に賜はりし時は、如水行年五十五歳。精力いまだ甚おとろへず。其志猶壮なりしかば、其才智を以て、天下の政をたすけ、権勢を逞にし給ふとも、其力猶餘有べきに、権位をも貪らず、賞禄をもうけずして、隠逸の身となり、名利を離れ華色を遠け、胸中洒落に、世味淡泊にして、心をいさぎよくし、身を閑にして、殘年を送り給ふ事、類少き英雄なるべし。老子の所謂、功成名遂て、身退くは天之道なりといへるも、かやうの事なるべし。所謂天之道とは、四時之序、成功者去とは、蔡澤がいへる意なり。春は夏にゆづり、夏は秋に譲り、秋冬も亦其次々にゆづり、既に功をなせる者退き去るは、四時の流行する次第にて、これ即天の道理なり。人も亦是を法とすべしと也。此理にくらくしては、只進む事をしりて退く事をしらず、存する事をしりて、亡ぶる事をしらざれば、却て功名をも失ひ、禍を得て亢龍の悔有とかや。然るに如水年若き時は、大勲勞をなして功名を遂げ、老ては名利をわすれ、隠逸にして世を終り給ふ。是進退止足の道を知り給へるなるべし。誠に振古の豪傑命世の良將なりと云つべし。

○秀吉公如水の逝去を聞召、御使者を筑前に下し賜る。其御書にいはく、

如水逝去の儀無是非仕合候。為其相越使者候。

仍銀子二百枚送之候　謹言

五月朔日　秀　忠　御判

黒田筑前守殿

○七月十七日、家光公、江戸西の丸において御誕生、御幼名竹千代君長政諸大名とおなじく慶賀を申、儀物を献せらる。

〇秀忠公より長政の内室に、豊後の日田郡の内、膏腴の地千石を賜りて、粧田(けはひでん)とし給ふ。其目錄にいはく、

（上包）御知行所々付もくろく

高千石分所付

一、貳百九拾壹石は　　日田郡の内　入江村

高七百壹石四斗七升の内

一、六百壹石四斗七升は　　石井村

　　壹百石は筑後殿に可渡

高百三十石三斗七升七合貳勺の内

一、百七石五斗二升は　　西下村

　　壹分貳拾貳石八斗四升七合貳勺

以上

惣高合千石

慶長九年

七月十八日　　毛利伊勢守判

黑田筑前守殿　御內儀

（上包）御局樣　參

[illegible]にある事にて、長政遠慮し給ひ、那珂郡堅粕村を只引かへ、日田の地をば栗山備後に領せしめらる。後に内室[illegible]給て、[illegible]より日田の地を差上給ふ。堅粕村の内百石を其菩提所少林寺に寄附したまひ、二百石を斎藤性安夫婦に百五十石宛あたへ給ふ。

慶長十三年、長政三十八歲。是より以下專長政の事を記す。

〇家康公御上洛あり。正月九日江戶を御立、同十九日伏見に御着、秀忠公は二月廿四日江戶を御立、三月二十一日伏見に着せ給ふ。相したがふ士卒十萬餘人なり。四月十二日豊臣秀頼公内大臣を改て、右大臣に任せらる。同十六日、右大將秀忠公征夷大將軍にならせ給ひ、正二位に叙し給ふ。五月十五日伏見を御立、六月四日江戶に着せたまふ。家康公は九月十五日伏見を御立、道中所々に御逗留ありて、十月廿八日江戶に着せたまふ。

〇今年長政、浦々に掟を出さる。其詞に云、

掟

一、他所の船破損の時は夜半によらす、助船可差出事。

附り大風の時は綱碇借し可申事。

一、荷物悉取集、其主へ可相渡候、重而申分無之ための墨付可所置事。付近村の者ども自然道具ひろひ候は取上、其浦々に可相届事。

一、損船の道具預ヶ度候由申候はゞ、荷主以目錄可預事。

一、損船の道具並に荷物一切買申間敷事。

一、旅人非分の儀申候者留、置可致注進候、無體に船を出すにおいては、其船にしたひ在候に可届置事。

右の條々於相背者曲事可申付事

慶長十年八月二十五日

粕屋郡　箱崎、なだ、湊、花鶴、相島

那珂郡　福岡、博多、志賀

志摩郡　今津、唐泊、西浦、野北、芥屋、姫島、岐志、久家、

宗像郡　福間、津や崎、わたり、勝浦、神宮、大島、江口、鐘崎、地島、

早良郡　姪濱、殘島

御牧郡　戸畑、若松、島郷中

〇十日筑前國の繪圖を江戸に獻せらる。

〇今年長政の次男誕生、御母は側室筑紫上野介廣門の息女なり。幼名德松、後黑田甚四郎政冬と號せらる。

慶長十一年、長政三十九歲。

〇二月、長政の女子誕生。名は德、後に榊原式部大輔忠次の室と成。

〇將軍秀忠公、今春より江戸の御城郭を大に改め築かせ給ふ。長政も、台命をうけて、天守の臺の石垣を築き給ひ、大に勞あり。普請の奉行をば母里太兵衛、並野口左助是をつとむ。御營作既に成就しければ、九月廿三日秀忠公御移徙あり。長政勤る所の普請、其功速にして堅固なる由を、秀忠公御感あり、母里太兵衛、野口左助を御城に召出され、御褒美として御太刀を賜りける。太兵衛に賜る名書に、毛利太兵衛としるさ␣れたり、長政是を見給ひ、向後毛利に改むべき由仰られ、それよりして毛利太兵衛と稱す。

慶長十二年、長政四十歲。

家康公去年、既に駿府の城地を御巡見有て、今年正月より諸國に命じて、駿府の御城を築かせ給ふ。長政も是にあづかり給ふ。七月三日駿府の御城成就しければ、家康公御移徙あり。是より後駿府に御在城、即是御隱居所也。

○今年長政國中の掟を定め給ひ、制札を博多に立さ せらる。其詞にいはく、

掟

一、喧嘩口論停止の事、附り喧嘩仕出候者は、双方共押留、町奉行可申屆事。

一、火用心堅可申付候、付火たらば當番者可爲曲事事。

一、押賣押買仕間敷事、附り國質所質取間敷事。

一、金銀の計は、公儀如御定取遣可仕事。

一、判形の升にて、取遣可仕事、附り酒升同前の事。

一、國中百姓奉公人に抱へ候時、其村給人代官え尋候而可抱置事。

一、百姓不屆之儀候はゞ、郡奉行へ尋能々令穿鑿、何の道にも可申付、又給人理不盡の儀候はゞ、百姓として郡奉行へ申屆、其上にて奉行の者紛候はゞ可致直訴事。

一、走百姓の宿送迎仕間敷候、荷物以下預置候はば、可爲曲事事。

一、郡中男女によらず他國へ賣候儀停止の事。

一、傳馬送夫の儀、奉行の者共手判次第可申付候、公儀御用の時者、夜中によらず、手判無之候共可申付事。

一、村々より津出の儀、道六里の分は、百姓として可出事。

一、詰夫停止の事。

一、竹の子一切取間敷事。

右於相背者、忽可處嚴科者也、仍如件。

慶長十二年六月十二日　長政判

慶長十三年、長政四十一歲。

○駿河の御城、去年修築し給しが、舊臘廿二日ことごとく燒失しけるに依て、今年再諸大名に仰せて、御城を築かしめらる。長政も是にあづかり給ふ。

○警固大明神の祠は、福崎の山上に在しを、慶長六年城を築かれし時、しばらく下警固村の山上に移し給ひしが、今年又藥院小鷹の社ある所に移しまゐらせ、同社にあがめまゐらせらる。下警固の山上に古き宮猶殘れり。

慶長十四年、長政四十二歲。

○今年長政大船を造り、船道具ことごとくとゝのへそろへて、江戸に進上せらる。十一月六日淡路由良の港にて、公儀御船奉行濱久太郎、九鬼長門守、是を請とらる。船の名は伊勢力といふ。船の長さ戶立より、とくらくさきまで十五尋、横の幅筒の後よくの板そと迄、五尋六寸なり。

慶長十五年、長政四十三歲。

○秀忠公より舊臘長政に御內書を賜はり、尾州名古屋の城を築かるべき由命せらる。西國北國の諸大名にも命せらる。今春より事をはじめ、九月に至て成就す。又御內書をたまはりていはく、

今度就名護屋普請、晝夜被入精候故、早速出來歡被思召候。猶本多上野介可申候也。

九月晦日　　秀忠　御黑印

黑田筑前守殿

○早良郡生松原の東方松なき所あり。今年竹森清左衛門に命じて植させらる。今年植殘したる空地には、來春姪濱の百姓に植させ候へと命じ給ふ。又箱崎の東に廣き沙原の空地あり。今年博多の町中に仰せて、松を植させらる。又竹森清左衛門奉行す。年を經て後茂り榮えて、廣き松原となり、其地に地藏堂あり、依て地藏松原と稱す。

○今年、長政の次男誕生（幼名大萬、後に甲斐守長興と稱す。）

慶長十六年、長政四十四歲。

○三月六日、家康公駿府を發して上洛し、同十七日

入京し給ふ。廿八日豊臣秀頼公、大坂より二條の御城に來りて、家康公にまみえ給ふ。今年四月十二日に當今後水尾院御即位あり。同十八日、家康公京を出て、駿府に歸り給ふ。六月廿四日加藤肥後守清正卒す。五十四歲とぞ聞えし。十月藤堂佐渡守高虎を肥後國に遣し、國中の制法を定させ給ふ。清正の子忠廣幼少なるに依てなり。

○去年十月、駿府の御城又火災あり。此度は諸大名に修築の事は命ぜられず。是に依て、今年八月、長政より弓矢其外器物品々獻じ給ふ。

○今年の秋、諸國に台命有て、內裏の圍壁を築かしめらる。板倉內膳正重昌奉行たり。長政も修築にあづかり給ふ。

○十二月四日、安藤對馬守重信奉行にて、明年四國九州の諸大名に、江戶[illegible]人を築くべきよし仰あり、長政も是にあづかりたまふ。

慶長十七年、長政四十五歲、嫡子萬德十一歲。

是より、長政、忠之の事を合せ記す。

○萬德筑前に在て、初て甲冑を着給ふ。長政十一歲にて、初て鎧を着給しかば、其吉例に任せられしと也。吉田壹岐、竹森石見是を着申ける。兩人武功の名譽勝れたる故、萬德誕生の時も、兩人に命じて名を撰ばせられ、此度甲冑の着初にも、兩人に命ぜられける。殊に壹岐は高名の場數多きのみならず、戰にのぞむ事六十餘度に及び、手いたき働をしけるに、只二度淺手を負たるより外は、終に手疵を蒙りたる事なし。武勇の上に幸なるものなれば、あやかり給ふ樣にと思ひ給ての事なりしとかや。長政は毛利但馬と共に、萬德の甲冑を着し給ふ容貌、如水によく似給たりとて、懷舊の淚を催し給ふ。如水の卒し給ひしより、今年まで九年なり。かくて但馬を初めおの〳〵召集め、祝儀の燕饗行はれける。

○萬德既に初て鎧を着し給ひ、八幡宮は武將の尊敬する神なればとて、甲冑を着し。箱崎八幡宮に參詣し給ふ。家臣竹森石見、旗を六流立させて供しける。其外近習の士共二十餘人相したがふ。

○今年又長政掟を出して、國中每郡に制札を立しめ給ふ。其詞にいはく、

掟

一、給人方百姓夫使の儀、人別一ヶ月に三日宛可召仕事。附福岡普請に百姓罷出候時は、右の人遣停止の事。附四月五月兩月は召仕間敷事。附給人國中にて、普請の時、役目の人高拾人に付而百姓一人宛詰夫可申付事。

一藏入百姓人別一ヶ月に一日定、代官可召仕事。

一給人方わら草の儀、一荷に付而、四尺繩にて六束を米六合宛、ヌカは石別五合宛代物を相渡、知行所にて買、福岡へ百姓に着させ可申候。但一ヶ月に三日宛の遣の內に可令算用事。

一年貢納の儀、如先年定置、判之升にて有樣計、並に口米石別三斗宛納可申候。一升に付四抄のり令停止事。

一津出の儀、六里分百姓より出し可申事。附川內の儀も、右同前の事。

一百姓不上ヶ田畠押取作候儀、令停止、附田畠荒作候はゞ、百姓可爲曲言事。

一百姓の家を明させ、給人罷居候儀令停止事。

右於相背者、可處罪科者也。

慶長十七年九月朔日　長政　書判

○長政の四男誕生。幼名萬吉、後に東市正高政と稱す。

○今年、那珂郡庄村に在し水鏡天神の祠を、福岡橋口に移し給ふ。宮司の寺を立られ、松岳山梅敎寺觀音院と號す。其古宮今も庄村民家の傍にあり。

○同年十二月、萬德筑前より駿府に參り、家康公に初て拜謁し奉らる。同月十七日、長政より銀二千兩小袖十領を、家康公に獻せらる。萬德より綿二百把銀三千兩を獻せらる。翌十八日、諸大名に御茶を賜はり、退出以後、長政父子を大廣間において、御前に召出され、御盃を下され、萬德を右衛門佐に任ずべき由上意あり。此時池田三左衛門息男家康公の御外孫にて、是より前左衛門佐に任ぜらる。長政息ゝ天下の兩手のごとくおぼしめさるゝよしにて、萬德を右衛門佐に任ずべきとの上意ありける。長光の御刀、岡本正宗の御脇指、ならびに眞壺を賜り。長政へも御馬御鷹等をたまはる。本多上野介是を傳ふ。長政より御禮さ

して、銀五千兩献じ給ふ。其後右衛門佐、江戸に下り給ふ。

慶長十八年、長政四十六歳。右衛門佐十二歳。

○正月廿一日、江戸において、將軍秀忠公より右衛門佐に、松平の御氏と御諱の忠の御一字を賜り、松平右衛門佐忠長と號す。其御證文に御判を加へられ、是をたまはる。此時御盃を被下、守家の御太刀、國次の御脇指、鹿毛の御馬拜領せらる。御禮として、長政より銀千兩、忠長より銀三千兩を献せらる。同二月朔日、忠長諸大夫に任じ、従五位に叙す、御いとま賜はりて歸國せらる。忠長後に名乘を改て、忠政と稱す。是家光公の御弟駿河大納言忠長卿の御名乘をさけ給てなり。其後又忠政を改て、忠之と號せらる。是は家康公の御外祖父水野右衛門大夫忠政の名乘をさけ給てなり。(是より以下忠長忠政といふ名を書せずして、始終すべて忠之と書す。まぎれなくして見るに便ぜんが爲なり。)

○五月五日、忠之又去年の例のごとく、鎧を着て箱崎の宮に參詣し給ふ。此時忠之よりの催促はなかしりかども、家中の士幼君の社參の供せんとて、甲冑を着し、其あづかる所の兵具を多くもたせ、思ひ〳〵に行粧をかざりて相したがふ。士卒數千人に及べり。見物の人道にみてり。長政江戸に於て、此事を聞たまひ、たとひ、武備のたしなみの爲にすといふとも、静謐の時世のうたがひも憚多しとて、其後かたく禁じ給ひしかば、來年より其事やみぬ。

○今年長政の息女、(お菊時に十七歳)井上淡路守庸名に婚嫁せしめらる。淡路守は井上周防二男にて、はやくより直參に召出され、知行五千石を賜へり、慶長十五年三月廿三日、既に従五位に叙す。

慶長十九年、長政四十七歳。忠之十三歳。

○四月十五日、諸大名に臺命有て、越後高田の城を築かしめらる。長政も是に預り給ふ。

○秋の比、豊臣秀頼、大坂に於て亂を起し、兵を集めらる。是に依て十月、家康公秀忠公、東國より軍兵を

卒して、大坂に發向し給ふ。長政並福島左衛門大夫正則、加藤左馬助嘉明は、江戸に留守たらしめ給ひ、大坂の御陣には召つれ給はず。此三人は、いづれも武功すぐれ、關ヶ原御陣に於て、御味方に參り、殊に長政は無二の忠義を盡し、謀略を以御勝利を得給ひし事なるに、此時讒者有て、流言まち〳〵なりしかば、上にも御疑、御陣の御供御用捨有しとかや。忠之は此時筑前に居給しが、公命によつて、兵を率して大坂へ上り給ふ。長政より軍令を筑前に示し遣はさる。其條目にいはく、

一馬印黑ゑつり、我等日向陣へ指如申候。
一具足はなんばん、かわと糸との四つかはり。
一甲は從　御所樣　拜領のしいなりの南蠻(なんばん)甲。
一立物は正月のしだを金のうち物にして。
一刀脇指は銀のし付、こじりへしに、柄頭ひちりき同銀にて、柄ふすべ皮にてごまがら卷。
一具足羽織はあかねと黑ちやとの四つかはり。
一もゝ引すねあてほうあてなし。
一使番廿人（内十人は指物金の半月、十人は黒きほろうち物、中に筋二半を入て）
一傍に大身の鎗、ぬき身にて廿本。
一大筒廿目五十めずはい三十丁爲持可申候。藥箱同前にそば陣にて用事。
一藥箱持廿人、頭を付傍に置可申候事。
一長柄數の事。
一旗本に周防內藏允置可申候事。
一因幡壹岐には、旗本左右に人數立可申候事。
一馬廻指物いつものごとく五本しなひ、中はてんでん次第。
一馬廻つい立物はうち物の鍬形。
一鐵砲衆こさし物は四半、もんは其組々のもんを仕せ可申候事。
一先備、但馬、美作。
一何事も有之時は、大組の鐵砲を二番に仕、其日の番に當り候者を先へ可相懸候。

一のぼり、千石通りはおりかけ、千石以上は長のぼり。
一國元には備後右近織部留守可仕候。備後人數は大膳頭而下申候者可申付事、
一小態には左近置可申候事。
一罷上候時、堅法度を可申付候。背者成敗可申付候。組頭に誓紙させ可申候事。
一備後人數割(わり)は、年寄共致談合、いかやうにも可然やうに可仕候事。
一のぼり二拾本。
一まく内まく共に。
一たいこかね陣かひ共に。
一軍うちわ采配は、半兵衛より給候を。
一しやうきの板。
一罷上候時、押太鼓三百人に壹宛うたせ、人數揃見可申候事。
一家中に、指物のねりきぬ、並番具足、番鎗かし可申候事。

以　上

○筑前の留守には、長政流言にあひ給し事聞えければ、此度忠之を召さるゝも、いかなる故にかあらんと、甚心もとなくおもはれ、殊に十月の初より、傷寒を病て、甚疲勞し給ひしかども、大坂陣に發向すべきよし、御下知をうけぬる上は、たとひ船中にて病死すとも、又はいかなる難にあふとても、いかでかのぼらでは有べきとて、病をつとめて兵を引卒し、速にのぼりたまふ。長政無二の忠義明白にして、無實の流言なれば、ほどなく上の御うたがひとけ、忠之は十二月十九日、家康公の御前に出て拜謁し給ふ。右衛門佐事、大病いまだ本復ならず候へども、たとひ病死仕候とも、御陣にたち候はん由、しひて申によつて早速參着仕たる由、長谷川左兵衛申上、家康公聞召ける。其上病重かりし故、甚やせおとろへ給へるを御覽して、氣色未だ本復せざるに、はやく上り

たり。さぞ國元にて、母心もとなく思ひつらんとのたまひ、忠之の手をとられ、御涙をうかべ給ひ、殊に御感におぼしめしけるとかや。忠之の供したりし家老井上周防、小河内藏允等なも、御前に召出されける。右衛門佐病氣は、虚病のやうに將軍きかれし、早々將軍に目見えいたし候得と仰られ、其後秀忠公に拜謁し給ふ。是又御ねんごろの上意ありける。此間大坂城外にて、寄手と城兵と數度合戰ありしか、十二月廿二日秀頼と御和睦とゝのひければ、城攻をやめられ、家康公は同廿五日、伏見へ上り給ふ。是より前十二月十一日、長政より家康公へ鉛三十斤獻ぜらる。

元和元年、長政四十八歲。忠之十四歲。

○家康公は、正月三日、京都を御立有て、駿府へ歸らせ給ふ。江州水口(みなくち)より長政に賜る御書にいはく、

今度右衛門佐所勞然迄無之處、早速罷上、別而入精令苦勞の事候。煩の義逐日得快氣候間、不可有機遣候。猶本多佐渡守可申候也。

正月五日　家康御朱印

黑田筑前守どのへ

○同月十九日、將軍秀忠公大坂より伏見に上り給ひ、同廿八日、京都を御立有て、江戸に下り給ふ。諸大名も御いとまたまはり、各歸國せらる。忠之も筑前に下り給ふ。

○今春江戸において、長政供の家人に渡さるゝ江戸の苦勞の定書を出さる。其詞にいはく、

江戸に詰候供の者苦勞の覺

一扶持方は壹人に付而壹升貳合宛可遣候。但知行本役に付而半役に可申付事。

本役貳人迄は六人扶持。

本役七人より八人迄は九人扶持。

同三人より四人迄は七人扶持。

同九人より十人迄は十人扶持。

同五人より六人迄は八人扶持。

同十一人よりうへは本役分。

一馬の飼一疋に付、一日に大豆三升米壹斗宛可遣

事。
一人足の儀は、國中惣割符に仕、毎年可相渡候。
但人馬十人に付而、人足壹人宛可渡事。
一供仕罷上時、又急用の使には舟可申付候。常の替の時は、知行役目に應じ、人別銀子壹匁宛運賃可遣事。
一扶持方の者の扶持方、五人に付而壹人宛、役目可申付事。
附 衣裝可遣事。
一遠使の時の扶持方に應じ、壹人に付而一日に三分宛の遺捨可遣事。
一國より罷上者は、堺着津候翌日より、持持方可遣事。

已　上

右の分に相定候條、年中の苦身算用候て、藏人給人役なし扶持方取、並江戸相詰候者迄、國中惣割符に仕取立可申候。其内は人足の分相除、其外の分從此方取易遣候條、存此旨、毎年如此可申付候也。

慶長二十年

三月七日　長 政 書判

○三月又大坂の和議やぶれ、秀頼ふたゝび亂をおこしたまふ。是を征伐し給はん爲、家康公は四月四日、駿府より御發向。秀忠公は同十九日江戸を立せ給ふ。此時長政も、御跡より江戸を立て、わざと其勢二三十騎を引具して上り、四月廿日、京都東福寺の内不二庵に着し、逗留し給ふ。此時も猶上の御うたがひをさけて、わざと小勢にて上り給ひ、城攻の時も、正則嘉明とおなじく、兩御所御陣の間に備へたまへり。松平陸奥守政宗、加藤左馬助嘉明も、同日に京着せらる。忠之は此時筑前に居給しが、又軍勢をつれ、大坂へ上るべきよし仰遣され、軍兵を卒して上り給ふ。長政より又陣用意の事を、筑前に在し家老中に仰遣さる。其書にいはく、
一人數壹萬に而可罷上事。
一十五日分の兵粮馬の飼料、其地にて可渡事。

一上方にて兵粮奉行、毛利又左衞門を可申付事。
一玉藥鐵砲奉行、勝野伊右衞門、高岡權大夫、倉八藤兵衞可申付事。
鐵砲は、石火矢五丁いつも遠目あて打候五十目ずはひ、卅目ずはひ共に、せうゑんたうかりかね二丁共に、此外大すはひ五十丁、三人の者共改可持上事。
一火矢奉行、郡築十兵衞に可申付事。
一山本兵右衞門、庄下大夫、小西助之允、たての板、しやくの木の奉行に可付申事、（但しやくの木は堺に有之事。）但人數舟の下積少々仕事。
一大鋸喜兵衞、可罷上候。扶持人の大鋸共召れ可上事。
一しやくはん喜左衞門可罷上事。
一鍛冶十人、伴彦兵衞可上候、鐵も百貫目可持上事。
一其元に有之馬悉召れ、松平五右衞門可上罷事。
一大筒其仕かけ候矢倉も、良味預の藏に可有之候間、出させ候て、不殘可持上事。
一馬杉喜右衞門も可罷上事。
一福岡留守居毛利左近、但馬守共に、水雪、菅和泉璇、福岡相詰可罷居事。
一惣樣妻子餘所へ不出候樣可申付候。夜は一切町筋も人を通し申間敷事。
一舟手陸地に關をすへ人を可改事。
一右衞門佐上り候時の人足わり、安右衞門可相究事。但臺夫の事なり。
一三守若狹は國に可罷居事。
一玉藥持せ候者、かねを可申付候間、人足上候儀は不入候事。
一德松者も福岡番に可召加事。
一ためしさねの具足冑十領、拙者着料を入候具足のおひ、いつも持せ候馬じるし、上田藤三郎可持上事。

以　上

右の分無緩可申付也。

卯月廿五日　長政印判

井上周防殿
栗山備後殿
黒田美作殿
桐山大炊殿
黒田内膳殿
菅和泉殿

○忠之より福岡留守居の輩に、下知せられける詞にいはく、

口々門番の事

喜多村安右衛門下の門　宮島太兵衛
末永丁味下の門　末永丁味
栗山琳齋下の門　香山源左衛門
淡川甚左衛門前の門　淡川甚左衛門
追廻へ出る門定番の者城より可相改
生田小屋之助前の門　壹岐與右衛門
眞齋前の門　徳松番
栗山備後前の門　貝原宗節
博田口の門　（大野九郎右衛門 原田一閑 村尾傳左衛門者）
毛屋武藏前の門　（手塚久左衛門 手塚水雪）
桐山大炊助前の門　（定番の者 菅和泉の者）
荒戸土橋の門　（大塚久左衛門 毛利左近者）

右口々の門往還の者堅相改、無緩樣に可申付也。

慶長二十年五月五日

忠長（此時忠之を忠長と稱す。）

毛利左近殿へ
手塚水雪老
菅和泉どのへ

○長政五月五日大坂に下り給ふ。忠之も筑前より軍兵一萬人を率して、兵庫に着給ふ。大將軍よりの御下知次第に大坂へ入べし、左なくば兵庫に相待べしと仰付られける。其時權臣より忠之へ來る奉書にいはく、

急度申入候。今度大坂下々雜說申成に付、御手切被成候。中國西國の御人數、兵庫、西宮、尼崎邊に御着陣可被成候。併大樹樣御上洛候共、從此方御左右無之候者、御人數御用意候間御待可被成候。爰元人を御付置可被成候。相替儀候者可申入候、恐々謹言

五月二日　　　本多上野介

　　　　　　　安藤帶刀

　　　　　　　成瀨隼人

黑田右衛門佐殿

○西國諸大名へ遣されし奉書も亦かくのごとし。是に依て、忠之は兵庫に留り、大坂の御左右を待給ふ。此時忠之の陣備を定めたまへる次第左の如し。

一番右黑田美作、栗山大膳、吉田七左衛門、菅和泉、

林掃部、

左黑田伯耆、桐山丹波、野村大學、毛利但馬、

堀平右衛門。

二番右野口左助、奥共左。村田出羽、奥共、

本陣右加藤内匠、吉田宮内、四宮市兵衛、井上周防、

衣笠因幡、黑田半左衛門、

左竹森石見、吉田壹岐、小河内藏允、宮崎藤左衛門。喜多村孫之允、岡本七大夫、

右傍林五介、左傍伊丹九郎左衛門、

後右大番半月 山角彌三左衛門、七槗五郎右衛門、久野勘介、小河三郎兵衛、三輪平左衛門、林田左門、遠山五郎右衛門、野間三郎右衛門、青野六太夫、

後左の番頭 松下傳左衛門、平野勘左衛門、十時源兵衛、朽網加兵衛、大塚久助、杉庄左衛門、奥村金左衛門、安宅平助、齋藤喜兵衛、濱田五郎兵衛、

同七日長政並加藤左馬助嘉明は、將軍秀忠公御旗本の後、家康公の前備に在て、家康公と秀忠公の御陣の間に備へ給ふ。長政嘉明両將共に床机に腰をかけら

る。それより先十四五間張出し、長政の家臣等備へたり。今日大坂の城沒落、秀頼自害し給ふ。大坂既に落城しければ、忠之は近習の士ばかり召つれ、大坂へ馳參らる。其餘の軍兵をば皆兵庫より筑前へ返し給ふ。

○長政此時、上の御うたがひをさけて、いよ〳〵偏に忠を盡さんがために、其妻子を人質として、江戸へまゐらせ、我が屋敷に居住させ給ふ。是より先慶長十四年、藤堂佐渡守高虎、諸人に先立て、其妻子を質として江戸へ參らせらる。江戸へ諸大名の妻子を質として遣さるゝは、此時よりぞ始りける。長政の内室は今年三十一歳、息女おさく。（此時十歳、後に榊原式部大輔忠次の内室となる）其弟犬萬六歳、（後號甲斐守長興、）其弟萬吉四歳（後號市正高政。）なりしを相具して、四月四日筑前を立て、同二十五日京都に着、長政の宿し給ふ東福寺の、不二庵に寄宿し給ふ。此時内室の供には、小河内藏允、齋藤甚左衛門、大久保伊之助などぞ候ける。家康公は今月十八日御上洛、二條の御城におはしましけるが、長政の内室に御對面有べしとて、御城にめされける。五月朔日内室其息女一人男子二人を具して、二條の御城に參り、家康公にまみえ奉らる。秀忠公も、伏見より二條へ御出の折節にて、御父子一所におはしましけるを拜謁せらる。御身近く召つかはれし女中餘多、内室の傍に御付置、御もてなし淺からず見えさせ給ふ。萬吉何の恐もなく、あそびたはぶれて、御床の上にあがられけるを、家康公御覽じて、あやうきよし仰せられ、御手を以て救ひ給ふ。五月五日家康公大坂へ御出陣のため、二條の御城を立せ給ふ時も、長政の内室は、見參のため、二條城へ登城し拜謁せらる。長政の内室は御めいにて、殊に御養子なれば、御寵愛甚深き故、かくのごとく、天下大に亂て、合戰の謀を專にし給ふ時節なれども、兩度まで御對面有けるは、たぐひすくなき事なるべし。かゝる閙しき時も、英雄の御心は、常のごとく靜にいとまある事を見つべし。内室は東福寺に十二日逗留し給ひ、其間世上さはがしかりしか

ども、重て上京し給ふべきにあらざれば、男女の御子達を引つれ、洛中洛外處々遊覽し、五月八日、京都を立て、同二十五日江戸へ着給ふ。公命ありて、道中の宿々より傳馬を出せり。後は江戸に居住し給ふ。

○兩御所京都御逗留の時、忠之幼少ながら能馬をのり給ふ由、上聞に達しければ、其馬藝を御覽有べき由仰出され、青毛の御馬を出され、兩御所共に、馬場のほとりに出させ給ひ、御覽ありける。忠之幼少なりといへども、馬上の容儀正しく、進退遲速自由にして、其節にかなひ、何の滯もなく、乘すまし給ひければ、兩御所大に御感あり。家康公は、忠之を側に近づけ、手を御取甚御褒美にて、御脇指を賜り、何者馬藝を敎たりやと御たづねあり。長政家人荒木十左衛門と申者、敎申たる由申上られける。荒木十左衛門元満は、荒木志摩守の子なり。志摩守は信長公の臣にて、四萬石を領し、攝州花隈の城主なり。其弟荒木攝津守村重は、播州の國主なりしが、信長公に叛きし故、志摩守は罪なしといへども、父子共に浪人となりしが、十左衛門は長政の家に仕へしなり。其後長政より駿馬を公方へ献上し給ひ、此馬は私家人荒木十左衛門と申者案入仕立候、十左衛門は志摩守か子にて候か、久しく私の家に養ひ置候、沈淪の身となり、不便の者にて御座候、殊に馬藝の達者にて候間、被召出被下候へかしと申上られければ、御許容ありて召出され、直參の士となる。荒木氏代々黑田家をしたふは此ゆゑなり。

○大坂落城して後、諸國の端城悉破却すべき由仰出され、國持大名も、一國一城なるべしと定め給ふ。此時宰臣より長政に來る奉書にいはく、

急度申入候。仍貴殿御分國中居城をば被殘置、其外の城悉可有破却の由上意に候。右の通諸國へ申觸候間、可被成其御心得候。恐々謹言。

壬六月十三日　安藤對馬守重信
土井大炊助利勝
酒井雅樂頭忠世

黑田筑前守殿

是に依て、筑前國中の端城六ありしを、歸國の後悉破却せられける。長政大坂落城の後、御暇たまはり筑前へ下り給ふ。忠之も七月十六日伏見において、家康公與の御座へ召出され、御暇たまはりて歸國し給ふ。凡忠之母儀の御いつくしみによりて、御心や

すくおぼしめし、毎度奥の御居間にて、御對面有しとなり。

○大將軍秀忠公は、七月十九日伏見を御立、江戸へ歸らせ給ふ。家康公は、八月四日京都を御立有て、同二十三日駿府へ着せ給ける。今年の冬長政江戸へ參勤し給ふ。

元和二年、長政四十九歲。忠之十五歲。

○正月二十二日、家康公御病おこる。是に依て、二月朔日、秀忠公江戸を御立、駿府へ赴かせ給ふ。勅使廣橋大納言殿、三條大納言殿、駿河に下り給ひ、三月十七日、家康公に太政大臣を授けさせ給ふ。家康公御病おもらせ給ふ由聞えしかば、忠之いそぎ筑前を立て、駿府へ參り、御氣色をうかゞひ拜謁せらる。又長政の內室も、家康の御いつくしみ深かりしかば、江戸より駿府へ參り、御病をとひ奉り給ふ。家康公御悅淺からず、やがて御對面あり。其折節忠之も登城し給しが、汝が母も、江戸より來りて奥の間にあり、對面せよと仰られける。其後忠之は駿府より、江戸に行て、頓て御いとま給り、筑前に歸り給ふ。長政は去冬より江戸に居給しが、駿府へ行て御病をうかゞひ申さる。それより又江戸へ行て逗留し給ふ。四月十七日、前大將軍家康公御薨逝、御年七十五歲、駿河の久能山に葬り奉る。

○長政の內室も、家康公御薨逝より前、江戸に歸り給ふ。秀忠公より安藤對馬守を上使として、長政內室は、自餘人質等に被准べからず、御暇賜り、筑前へ下らるべきよし上意有て、黃金三十枚、綿若干賜はりける。されども長政御ことはり申上られ、其まま江戸に居給ける。

是より後も度々、上使を下され安否をとはせらる。又長政の內室も度々登城し給ふ。御本丸の末の間まで、乘輿をゆるさせ給ける。

○今年江戸より公命ありて、諸家の知行高諸郡を分ち書出すべし、御朱印を賜るべき由仰出さる。是に

依て、小河勘左衛門を使者として、江戸へゆかしめ、宰臣本多上野介、安藤帶刀を以て差上給ふ。

筑前知行高の覺

一、高三萬九千三百五十石四斗七升三合四夕　御牧郡
一、高四萬八千二百八十八石九斗一升二合一夕　宗像郡
一、高四萬七千四百六十四石一斗　鞍手郡
一、高三萬二千六百二石四斗五合　穂波郡
一、高三萬八千八百六十石四斗一合六夕　嘉摩郡
一、高二萬千二百五石七斗二升　上座郡
一、高一萬七千九百七十一石三斗四升一合　下座郡
一、高三萬三千二百五石九斗　夜須郡
一、高三萬二千六百七石六斗四合　御笠郡
一、高五萬三千四百四十石六斗七升三合二夕　糟屋郡
一、高八千七百十九石九斗一升　蓆田郡
一、高三萬六千四百九十八石二斗二升六合　那珂郡
一、高三萬八千六百七十三石五斗六升二合　早良郡
一、高三萬七千四百二十二石四斗三升五合　志摩郡
一、高一萬六千百五石四斗六升八合　怡土郡

私檢地の前

總高都合五拾萬貳千四百拾六石二升一合三夕

但怡土郡の內寺澤志摩守領分除之

小早川中納言隆景、筑前拜領の時の高、同時に公儀へ上る。

一、田畠高二千二百四拾四町七段七畝七歩　御牧郡
分米大豆二萬千八百三十一石八斗六升七合

一、田畠高二千二百九十一町五段四畝三歩

宗像郡

分米大豆二萬四千七百二十一石二斗五升九夕

一、田畠二千八百七十八町四段四畝十二歩

鞍手郡

分米大豆二萬六千三百六十一石九斗四升九合

一、田畠高千八百二十四町二段五畝十六歩

穂波郡

分米大豆二萬三千五百十三石三升七合

一、田畠高千七百六十九町五段八畝二十歩

嘉摩郡

分米大豆一萬六千八百三十七石八斗五升六合一夕

一、田畠高千二百八十六町九段一畝三歩

上座郡

分米大豆一萬三百十九石三斗九升六合二夕

一、田畠高八百七十二町八段四畝十四歩

下座郡

分米大豆七千七百六十石一斗一升七合

一、田畠高千六百九十四町五段四畝十四歩

夜須郡

分米大豆一萬八千百八十一石五斗八升

一、田畠高千九百九十三町二段一畝十六歩

御笠郡

分米大豆二萬七百二十九石八斗七合

一、田畠高四千百九十七町九段五畝三歩

糟屋郡

分米大豆四萬千二百四十二石六斗三升三合

一、田畠高六百九十町三段八畝二十八歩

莚田郡

分米大豆七千二十石

一田畠高二千四百九十二町三段七畝十四歩

那珂郡

分米大豆二萬九千三百九十二石六升四合

一、田畠高二千二百九十町九段三畝三歩

早良郡
分米大豆二萬六千九百四十九石五斗三升三合
一、田畠高二千三百十八町一段五畝三歩
志摩郡
分米大豆二萬四千七百七十九石二斗二升一合
一、田畠高八百四十一町三段六畝十九歩怡土郡
分米大豆八千八百二十一石三斗三升七合
但寺澤志摩守領分除之
都合田畠二萬九千六百九十二町二段八畝二十五分
分米大豆都合三十萬八千四百六十一石六斗四升八合二夕の内
高四千二百石　寺社領分
引殘三十萬四千二百六十一石六斗四升八合二夕
秀忠公より長政に被下御折紙
筑前國都合五十萬二千四百十六石（目錄在別紙）宛行て訖可有全領知の狀如件
元和二年九月五日　秀忠　御書判
黒田筑前守殿

右の御判物、當代封國の御證文を賜はりし初なり。
○今年長政の次女誕生（名は亀、後に池田右近大夫輝興の室となる。）
元和三年、長政五十歲。忠之十六歲。
○二月二十一日、故家康公に、朝廷より神號を賜はりて、東照大權現とあがめさせ給ふ。（社號を東照宮と號給しは、後光明院の御時慶安元年四月の勅許なり。）下野國河内郡日光山に、改め葬り奉らんとて、御棺槨を久能山より、日光山に移しまいらせ、四月八日、御棺は御廟塔にをさめ奉り、同十六日御神體を御社へ移し奉り、その後秀忠公御上洛あり。長政は去々年の冬より在江戸し給しが、此度秀忠公の御供にて上洛し、宇治に寄宿せらる。其後御いとまたまはり、筑前へ下り給ふ。
○長政家老に命じて、家中へ三ヶ條の法令を出さる。其詞にいはく、
一、家中の侍共家居を飾、又は武具の外、私のゐよう道具を持はやし候事、堅令禁制候。衣類食物

にもおごりたる儀仕、私用を本とする者あらば、曲事に可申付事。

一、私用をかざらず、身上相應程人馬をも所持仕候者あらば、其ため養置侍の上珍敷儀にて無之候へ共、聞届候はゞ吟味して褒美可申付事。

一、侍の義理をしらず、奉公かげひなたを仕、僞かざりを以主を欺き、身を立んと覺悟し、萬意地むさき者あらば、聞立候へと、内々目付共申渡置候條、得其旨常々相嗜可申事。

右の趣、家中末々の者迄可申聞事。

元和三年八月日　長　政　判

井上周防殿
黒田美作殿
桐山丹波殿
野村大學殿
小河内藏允殿
栗山大膳殿

○長政日光山に鳥居を建立し奉らん爲、筑前國志摩郡親山(おやま)にて、大石を撰び、鳥居に作らせ、大船にのせて南海を廻らし、武州隅田川より川舟に移し、栗橋まで利根川をのぼせ、古賀より陸地をやり、宇都宮(うつのみや)を通りて、日光山に着、九月十七日御廟前に立らる。鳥居の高さ、敷石より笠石まで二丈八尺九寸、貫石の下まで敷石より二丈一尺、笠石の長さ六間二尺九寸、柱の大さわたり三尺五寸、兩柱につぎ目一所づゝあり。兩柱の間、下にて二丈二尺あり。鳥居に額あり。額の長さ四尺七寸、横二尺六寸七分あり。柱の銘には、元和四年四月十七日としるせり。西國よりはるかなる海陸をしのぎて、大石を多くはこび來り、寄進し給ふ事、誠にあつき志なり。石は永久に傳はる物なれば、萬世までも御廟と共に朽せざるべし。長政家臣竹森淸左衛門貞幸に命じ、筑前より日光山に差遣はして、其事をつかさどらしむ。

元和四年、長政五十一歳。忠之十七歳。

○福岡の城下、荒戸の西の町はづれより、早良川の遠

干潟までの間、廣き砂原あり。長政先年、生松原の東方、並に箱崎の東に、松を植させ給しが、此所又無用の地なれば、松を植て松原とすべしとて、正月廿五日、家臣菅和泉、宮崎織部、小堀久左衛門に命じて、其事をつかさどらしめ、福岡、博多、姪濱の町人に課(おほせ)て、家一軒より高さ四五尺許なる小松、各一本宛植させられける。年を逐て漸長しければ、十年の後は、廣き松原と成て、幾萬株といふ事をしらず。其西を昔より百道(もち)原といひ、あるひは紅葉原とも稱す。依て紅葉松原といふ。

○地島の波頭は、慶長八年に、如水、長政相談にて築かせ給しが、風波あらき所故、其後崩れしかば、今春長政ふたゝび築かしめ給ふ。高橋伊豆是を掌る。

○今年七月七日、保科彈正忠正直の室卒し給ふ。天德寺に葬る、長源院清信受法と追號す。長政内室の母なり。

元和六年、長政五十三歳。忠之十九歳。

今春諸國に臺命ありて、大阪御城の石壁を築かしめらる。是に依て、去年の秋長政に奉書を賜はる。其詞にいはく、

急度申入候。仍從來年三月朔日、大坂御城石垣の御普請被仰付候。可被成其用意候。但自身御上者御無用候。右の旨就上意如此候。恐惶謹言

尚々自身御上は、必無用の由被仰出候。

九月十六日　安藤對馬守重信

土井大炊介利勝

本多上野介正純

酒井雅樂頭忠世

黑田筑前守殿

是に依て、當國より野村大學、後隼人といふ。桐山丹波、黑田内膳、後監物といふ。黑田美作を惣司として、四組に分て築かしめらる、坪數千百三十一坪、銀を用る事千八十貫匁餘なり。

○遠賀郡大雨の時は、洪水出て、河水夥しく充滿し、

恰も海のことし。水災しば／＼有て、五穀損じ、土民憂る由、長政聞給ひ、みづから彼地に兩度至りて、地形を察し、底井野の下にて、本川筋より東の方に新川をほり、砦瀨村の前より、吉田村の北なる山間に、堀河をほり、遠賀河を此堀河に流し、分ち導きて、折尾村を過、長崎といふ所を經て海へいらば、水勢二にわかれ、且又ひきゝ方に早く流れ行て、洪水の災なかるべしとて、上意をうかゞひ、此比、秋元但馬守、竹中采女正筑後に來り、四月廿日筑後を立て歸府せられ、翌廿一日福岡に立寄て本丸を見給ふ。其次に此地川筋堀敢の圖を兩人に渡し、長政直談したまへり。野口左兵衛、原彌左衛門、野村勘右衛門を惣司とし、伊藤二郎兵衛、浦上德太夫を下司として、翌元和七年正月十四日より堀初め、同九年まで凡三年ほり、五月より九十月は民の隙なく、霜月師走は寒甚しければ、毎年正月より四月まで、六月より八月までほる。長政卒去の後、其功いまだならずしてやみぬ。

元和八年。長政五十五歳。忠之二十一歳。

○忠之、前年元服の時、公命によつて、大久保相模守忠隣の聟に成給ふ。忠之の室に約し給へるは、實は相模守の子加賀守の息女なり。加賀守早世によつて、相模守の息女とす。東照宮の御息女加納殿の御むすめ、加賀守に嫁して生給ふ所の息女なり。忠隣息女の婚嫁を行はんとて、其裝具の用意甚盛なりしとかや。然るに、大久保氏故有て流罪に行はれしかば、義絶すべきよし公命有て、其事やみぬ。

その後、松平甲斐守忠良の息女を、公方秀忠公、御養子になされ、正月二十六日、忠之に嫁娶せしむ。息女今年十七歳。忠良は、久松佐渡守俊勝の孫、因幡守勝光の子なり。勝光の母、俊勝の内室は、水野右衛門大夫忠政の御息女也。初徳川廣忠卿に嫁し給て、家康公を御誕生あり、故有て御離別の後に、俊勝に再嫁して勝光を生給ふ故、勝光は、家康公の異父同母の御弟なれば、忠良は、秀忠公の御いとこなり、江戸御本丸より輿を出させ給ふ。酒井備後守、松平石見守を輿添とし給ふ。長政の宅まで來られける。長政自身輿を請取給ふ。此時秀忠公より忠之へ、國俊の御太刀、吉光

の御脇指を下さる。また秀忠公より長政の家老物頭まで、殘らず白銀御小袖をたまはる。扈從臺所の司等に至るまで、御小袖を下されける。長政も婚禮の儀式結構し、金銀を用ひ給ふ事、甚ゆたかなりしとかや。

○長政江戸において、升のためしをせしめ給ふ。

覺

一納斗升壹石但かゝり升

江戸鈞升の出目、石に付一升八合、但前かき

一納斗升一石、右同

御國町升の出目、石に付一斗二合、右同

一江戸鈞升一石、右同

御國町升の出目、石に付八升二合、右同

右者黑米にてのためし。

一納斗升一石、但かゝり升

江戸鈞升の出目、石に付二升四合、但前かき

一納斗升一石、右同

御國町升の出目、石に付一斗八合、右同

一江戸鈞升一石、右同

御國町升の出目、石に付八升二合、右同

右者白米にてのためし。

大豆ためし。

一納斗升一石、但かゝり升

江戸鈞升の出目、石に付五升七合五夕、但前かき

一納斗升一石、右同

御國町升の出目、石に付一斗五升、右同

一江戸鈞升一石、右同

御國町升の出目、石に付八升七合五夕、右同

以　上

元和八年十月十二日　長　政　黑印

馬杉平三郎判

高山勝太夫判

松本吉兵衛判

横目　吉田平　次判

同　柏村太郎八判

元和九年、長政五十六歳。忠之二十二歳。

○七月、秀忠公、家光公御上洛あり、長政、忠之は御さきに上るべき由仰出され、土井大炊助利勝を上使として、御暇をたまはる。即御禮として登城せらる。父子共に御太刀を下されける。此度木曾路を通り申度由、土井利勝を以言上せらる。心にまかすべき由仰出されければ、父子共に東山道を上り給ふ。又松浦肥前守久信をも同道せらる。長政美濃國合渡川の邊にて、忠之久信を待うけて、久しく留り、先年岐阜の城攻の時、大垣の城の敵方より後攻をせんとて、大勢川むかひに備へしを、長政此所を渡し、合戰して追崩し、勝利を得られし事、田中、藤堂諸將の渡りたる處、戰ひし形勢など、只今まのあたりに見る樣に、忠之と久信に委しく語り給ければ、附したがひし者まで、志ある人は耳をかたぶけてぞ聞たりける。竹中丹後守重門は、其子權之佐を迎として、合渡川まで參らせられける。其夜は丹後守の住所岩手といふ所に宿し給ふ。丹後守あるじまうけせらる。翌日岩手を出て關ケ原に至り給ふ。此處は又先年家康公の御先手として爰に陣し、西方の大敵と大に戰ひ給ひ、天下太平の基と成し所なれば、若年の人に教學の爲と覺しくて、忠之に其時の戰の有さま地形方角を指示して、詳に語り聞せ給ふ。附添し士共も心耳をすますばかりなり。長政此度にて時刻をうつし、いにしへの戰場に感じ、昔をこひしく覺し出して落涙し給ふ。心ある人は是を見てともに涙をおとすも有けり。後に思ひ合すれば、長政年老て病有しかば、ふたゝび爰を通らんとおぼしめし、此度忠之を伴ひて、かく此處を見せしめ語り置給ふにや。長政江戸に居給し時より、胸痛の病ありて、道三藥を服し給ひしが、此比膈噎の病おこりければ、京都へは上らず、伏見より大坂へ下り給ひ、筑前に歸りて保養せんと思ひ給しかども、此度上洛し給ふ

は、家光公大將軍にならせ給ふ故なれば、京都へ上らではかなふまじとて、大坂に二三日逗留の後上洛し、上京の報恩寺を旅宿とし給ふ。醫師仲井通仙藥を用給ふ。秀忠公、家光公御上洛ありて、度々御使を賜り、長政の病をとはせ給ふ。又御家老酒井雅樂頭忠世、土井大炊助利勝、酒井讃岐守忠勝も來りて病を問はる。大坂の醫師古林見宜は、初長政の家人なり。七月中旬の比、是を召て脈を診させらる。見宜天性豪氣なる者なりしが、長政の脈を試みて、必死の御病症にて候、其御覺悟候へと申ければ、長政聞て、其僞なく正直なる事を感じ給ふ。長政終に本復すまじきと思召けるにや、忠之に國の政臣下のつかひ樣を示し、其上諸臣の昔年の戰功、又家老其外事をつかさどる者の氣質、心立、其才の長ずる所、日々忠之に遺言し、又家老へも身後の計を遺命せらる。忠之も家老以下の諸臣も、長政の病をうれへて、醫禱百計すれどもさらに其効なし。病既に革なる時、起て端座し、忠之に遺言して、上をうやまひ、下をあはれむに、愼んで怠る事なかれとのたまふ。又諸臣にも遺命して、目前にて印判をけづらせける。八月四日未の時終に逝去し給ふ。秀忠公甚惜み悲ませ給ふ。長政の死を聞く人惜まずといふ事なし。稀代の英雄なれば、諸人の惜み悲みけん事むべなり。其遺骸をば筑前へ下し、（菅主水、村尾藏人等御供につかうまつる。）箱崎の松原の東の際にて、火葬の儀式あり。棺のさきは栗山大膳、あとは忠之手をそへ給ふ。家臣こと〴〵く集る。那珂郡十里松の内崇福寺如水の墓の西の傍らに葬る。追號して興雲院古心道卜大居士と稱す。遺命に依て、其碑の文は林道春に書せらる。（此碑の文故有て、慶安の初年けづり除かれて、今はなし。羅山文集にのせたり。）長政此秋京都にて、病起りし時、忠之は江戸より長政に從て膝下に侍り給ふ。忠之の弟犬萬、萬吉は江戸に居給しが、病やうやく甚しき時、兩息江戸より上り給ふべきよしを告やり給ふ。長政既に卒し給しかば、忠之より使を馳て、江戸の方へ遣し、兩人の

弟若東海道の半途、見付濱松の邊まで上り來るは、京に上るべし。それより東にて行あはゞ、江戸に歸るべき由を告やり給ふ。

長政逝去の三日前、八月二日、病の少間ある時、傍の士をのけて、密に家老中へ仰けるは、左衞門佐若輩なりといへ共、其方共靡々堅固なれば、我死去の後、國の仕置、又は兵亂ありとも、跡に思ひ置事これなし。但我等子孫末々に至て、いかやうの不德なる者出來、如水某二代に、莫大の苦勞を以拜領せし國を失ふべきやと、行末の事をうれへおもふなり。是につき、子孫のために大事の遺言をすべし。汝等よく聞置て、各が子孫にも申傳へ、若後代に至り、我等子孫何事ぞ不慮のあやまり仕出し候か、又は不覺悟にて、黒田の家の一大事此時なりと存ずる事あらば、其節天下の老中の內、由緒有之衆へ、此方家老共參て申べしとて、委細の遺書、長政みづから印判をおして授け給ふ。遺書の文は略す。此時長政に從て在京せし家老には、栗山大膳、小河內藏允也。出納せしは村尾藏人、菅主水などつかふまつれり。小河內藏允は、長政の病氣樣體うかゞふべきため、筑前より上りけるに、長政も用事ありて、內藏允筑前へ參るべき由、美濃路より、大道はさけし書を、濱上にて行ちがひ、內藏允は其事たりとて、長政參府の後、三日にあたりて、內藏允上着す。長政おどろき給ひ、道中より書状、いまた相違せざる由數なるに、何とて早く來りしぞのたまふ。內藏允は行の御書拜見仕らざる其さき、筑前を出發にし申ければ、長政又召び給へり。平生の用事、江戸より筑前へいひつかはされ、又內藏允より申うかゞひて、其書状道にて行ちがひ、相違する事ありしに、長政の思慮と、內藏允が思慮十に八九符合しけるとかや。此度の上京も、其心符に通じ殊更大切の病中なれば、內藏允が忠義不淺豫に歸ひ、八月四日、逝去の時まで、大膳と兩人遺命をうけたまはりける。

◯長政病既に甚しき時、左右に語りていはく、我今死に臨て殘念なる事三つあり。一には慈母に先だつて死する事、是不幸なり。二には、嫡子忠之今尙弱冠なり。其年長じて國を治るを見ずして死する事。三には我幼年より戰をなし、關ヶ原陣に至るまで其功多し。然ども其間小身にて、いまだ大軍の將とならず。其上若年にて兵機いまた熟せず。それより以來、兵に將たるの工夫甚熟す。殊に其後大國を賜はりし故、今二萬の士卒に將たらば、平日よく調練し、戰に臨みて節制嚴肅にして、進退左右心のごとく自由ならしめん事必然ならん。我こゝろみたく思ふな

り。此外には、うき世に殘多き事なしとぞのたまひける。長政辭世の詠、

此ほどはうき世の旅にまよひきて
いまこそかへれあんらくの空

○林道春長政の逝去をいたみ、詩を三首作り、忠之へ贈りける。

襲依筑州牧伯長政公辭世倭歌末句之字以綴絕句三首而擬挽詞云。

三尺秋霜清又融。功名事々蓋棺終。人間易失風雲將。一夜魁星列碧空。

五十六年唯夢中。惺々喚起主人公。目前清淨筥崎景。羅月松風共說空。

愼終深愛淚痕紅。方寸分明孝與忠。君是如舟宜嗣國。好風浪穩海西空。

後一首者聊呈今嗣忠之君之服次（元和九年仲秋日）

長政天性武勇大に人にすぐれ、又才智謀略多くして父の風あり。幼よりして力戰し、先登の功多し。日本朝鮮にて城をせめ、野戰して敵を亡し、勝利を得る事、あげてかぞへ難し。壯年の比大坂に於て五奉行、家康公を討奉らんと謀りし時、最初より御方に參じ、如水と共に謀をめぐらし、加賀大納言利家以下の諸將をすゝめて、家康公にしたがはしめ、世中和平になりぬ。濃州の戰において、智謀を以、筑前中納言、吉川藏人等を導て、御方とし、且力戰して大敵をしりぞけらる。此時、家康公天下を平らげ給し事、もとより文武の德備はり給し賢君なる故とは申ながら、是併長政の勳功忠義許多なりしとかや。嗚呼長政のごときは、百世の雄と云つべし。すべて論ずるに、如水は秀吉公を助けて、海內一統の功をなさしめ、長政は又本朝異國に武名を顯はし、家康公に忠を盡して、大業を助け給ふ。父子相繼て君を助けて大功を立給へる事、いにしへより今に至るまで、ためしなき豪傑なるべし。

黑田家譜卷之十四終

黑田家譜 卷之十五

如水遺事

○如水の曰、神の罸より主君の罸おそるべし。主君の罸より臣下百姓の罸おそるべし。其故は、神の罸は祈てまぬかるべし。主君の罸はわび言を以て謝すべし。唯臣下百姓にうとまれては、必國家を失ふ故、祈てもわび言しても、其罸をまぬかれがたし。故に神の罸君の罸よりも、臣下萬民の罸は尤おそるべし、とのたまへり。今案ずるに、是麥丘の邑人が、齊の桓公を祝して、願はくは主君、罪を群臣百姓に得る事なかれ、といひしに同じ。暗に古人の意にかなひたまへり。

○如水は、才智武略群にすぐれ、殊に秀吉公をたすけて其功大なり。然るに秀吉公、大國をば賜はらず、纔に豐前の內六郡を賜りし、其故をいかんと尋るに、如水大志有て權威にへつらはず。其上秀吉公、事にのぞんで深く思案し給ひ、十分に分別をしすまし給たりとおぼしめす事を、如水は思案もせず、かろ／＼と申出し給ふ事、秀吉公のつとめて思案し給ふにたがはざりし故、亂世には重寶に思召けれども、天下治りて後は、其才智のすぐれたるをむづかしく思召て、大國をば與へ給はず。天正十五年、日向表にて孝高の動つとめ、聊越度なかりしかども、秀吉公より無理仰懸られ、しばらく御勘氣を蒙り、少程經て召出され、やう／＼豐前の內六郡を賜はりしと也。

○太閤或時、御つれ／＼の折節、御咄の衆ばかり御前に在て、御雜談の次に、我死後に、天下は誰か望むべきと思ふぞとの御尋なり。いづれも答る者なかりしかば、重ての仰に、いはれざる遠慮なり。思寄たる趣を有樣に申て見よと有しかば、御とぎ衆、其頃の大名又武功もある人を四五人かぞへて、若此人々にてもや候らんと申ければ、秀吉公つく／＼聞給ひ、いづれもあしき見立なり。それより先に、手ばやく天下を取べき者あり。汝等しらずやと仰ける時、いづれも是

より外には、かつて存じ寄ず候と申せば、黒田如水なりと仰らる。御とぎ衆申けるは、御諚にて候へども、小身にては天下の望成がたかるべく候と申せば、太閤仰らるゝは、汝等如水が智恵のはたらきをしらぬ故、さは思ふべし。我等數度の大合戰、又一大事の息のつまるやうなる時も、大形の事はあぐまず、埒を明しかども、取分是非を決定しがたくて、如水に談合すれば、聞とひとしく、それは是、これはそれと、いかにもかろ〳〵といひ出すをきけば、我等久しく思案したる所に打も違はず。又事により我が及ばざる事もあり。其上心剛にして、人をもよく引まはすと見えたり。彼者の智恵には、日本は取足るまじと仰ける。如水にしたしき人、是を告きかせければ、それほど人がましく御覺じ付られ候へば、某は手柄者にては候はぬかと、うれしげにのたまひけれども、內心には、是即我家の滅亡時至りぬと思ひ、如何してか、身を全し家をたもたんと思案して、はやく隱居し給しと也。

○秀吉公伏見の城に居給し時、異國より相士來りて、人相を見て、其人一代の吉凶をいふに、多くはたがはず。秀吉公諸臣をあつめ、此中に若天下の主となるべき者ありやと問ひ給ふ。相士あまねく見て、如水を指さし、此人天下の主となるべしと云。しばらく有て、側より其頭を見しが、かたはらの相は面にしかず、天下の主となる事難からんとぞ申しける。孝高天性大志有て、秀吉公のうたがひある上に、又相人の言かくのごとくなれば、君たる人の忌うたがひ給ふべき事と、さとり給し故にか、いまだ五十にも及ばずして、祿を長政にゆづり、隱居し給ける。詩に曰、すでに明に且さとりて、其身をたもつ。易にも、君子幾を見て作、日を終る事を待ずといへり。如水は、太閤の機を見て、早く隱居し身を保ち給しは、此文の意にかなへるならん。

○安田作兵衛は、明智光秀につかへし勇士なり。京都

本願寺にて、障子越に信長公を鎗付たりとなん。後に性名を改めて、天野源右衛門と號す。上方に浪人して有しを、長政是を召つかはんとて呼下し、一萬石を與へ抱へ候はん由、如水にとひ給ふ。如水大に怒ていはく、わが家に源右衛門にまされる勇士いか程も多し。若源右衛門を一萬石にて召かゝへば、わが家臣に恨る者多かるべしとて、甚いましめ給ければ、其事やみぬ。其折節、唐津の寺澤志摩守、名ある武士を求らるゝ由聞えしかば、天野源右衛門を、長政よりいひ遣され、唐津に召かゝへられける。源右衛門が子は、後に筑前に來り仕へ、安田勘右衛門と云ふ。

〇生駒讃岐守、讃州丸龜より同國高松に、城を築かんとせられし折節、如水中津川より上方へ參勤の途次、丸龜に立寄給ふ。讃岐守悦て、高松の山、城によろしかるべきか、御見立たまはり候へと、强て賴まるゝにより、如水高松に行て城地を見給ひ、一段よき城山なりとのたまふ。然るに高松より半里ばかり西南にあたつて、石清尾といふ山あり。山の横十町餘、長半里許あり。此山高松に近ければ、高松の要害のためあしかりなんやと、讃岐守如水に問はれしに、如水答て曰、石清尾山あるに依て、高松よき城也と思ふなり。石清尾山は、此高松の城の爲、身方千騎つよみ也。いかんとなれば、此城一方は海なれば、敵の寄來るべきやうなし。石清尾山あれば、敵大勢を以押來るに、路せばしくて便あしき故、是敵の害になり、即身方の利なり、とぞのたまひける。凡軍のため、地の利ある處を要害といへるは、身方のため宜しき要地にて、敵の爲害ある處をいふなれば、かゝる處の事なるべし。

〇如水は、筑前に入國し給し後、太宰府に居て、天滿宮の昔にかはり、衰へたるをなげき給ふ。是より以前此社三度兵火によりて、本社及諸堂皆燒うせぬ。小早川隆景入國し、本社を建らる。其外の營作はいまだなかりしを、如水長政相議して、諸堂廻廊悉建立し給

ふ。且社人の作法を定めて、諸事の儀式を示し、食祿を分ちて社人を養育し、各其所を得せしむ。隆景の時、天神へ社領千石寄附せられける。其子中納言秀秋、是を減じて七百石とす、長政入國の初は、隆景のおきてにまかせて、千石寄附し給ふ。其後如水長政相談して、重て千石を加へ、都て二千石の社領をよせ參らせらる。今に至て社職の輩、如水の恩惠をわすれがたく思ひ、年每に正五九月の二十日に、連歌の會所に悉く會集し、如水の御爲に懷舊の連歌を詠ず。廿日は如水の月忌なり。昔如水の父美濃守職隆は、大和國長谷寺の長き廊下を、麓より山上まで作りつづけ給へり。參詣の人雨中にもぬれず。其廊下、秀忠公の御時、ふるく成て破損しければ、改め作らせ給ふ。如水の太宰府の諸社建立の事のついでに、爰にしるし侍りぬ。

○如水太宰府に居給し時、爰に一首の和歌を詠給ふ。

　松梅の末長かれとみどりたつ
　山よりつゞく里は福岡

○豐前國彥山の座主は、代々必公家の子を弟子として跡を相續す。毛利壹岐守豐前に居たりし時、其次男を彥山の座主の弟子として、其跡をつがせんと頻に所望す。然れども座主幷山伏等是をゆるさず。當山は代々公家の子ならでは、座主の相續をさせずといふ。壹岐守いかりて、然らば彥山を攻むべしとて使を立ける。山伏等答ていはく、たとひ戰に及ぶとも、此所望同心しがたしとて、軍の用意をし、先妻子を何方へぞ、山下へかた付て、後心やすく戰ふべしと詮議しけるが。如水長政常に當山に懇志なれば、頼て妻子をあつくべしとて、使を立けるに、如水長政許諾して、迎の爲に武士多く遣し給ければ、山徒等妻子を彼領內にのけたりける。然る所にわきよりあづかひ入て、壹岐守彥山を攻る事をやめ、無事に成ける。此時如水長政の恩を感じて、彥山より黑田家をうやまひける。又天正九年、大友より彥山を燒し事あり。

本尊もやけて、はるかに後まで本尊もなかりしを、如水豐前に入給て後、筑前國甘木の鑄物師に、本尊を三體鑄させて、彦山へ上せ給ふ。其後長政筑前に入給て、知行三百石彦山に寄附せらる。其後故有て、知行寄附はやみぬ。

○長政豐前を領し給し時、宇佐八幡宮にも、社邊にて三百石の地を寄附し給へり。（天正十七年十二月十三日、長政より寄進の證書今猶宇佐に有。）又天正四年に、宇佐上宮炎上し、大尾社頭に御宮移あり。諸堂社修理もなく荒廢し、廿餘年を經て、慶長の初、長政下宮を建立し給ふ。（栗山四郎右衛門、井上九郎右衛門是を司る）慶長三年成就し、四年の春、大尾より下宮に遷宮し給ふ。

○孝高は、元來吉川美濃守元春、其嫡子治部少輔元長に厚意あり。元春は天正十五年に卒し、元長も其翌年卒す。元長の次の弟、元氏を家督にたてんと家老共議しあへり。孝高おもへらく、元氏は病者にて、今戰國の時、家をつぐべき器量にあらず。元氏が弟廣家、其家督となるべき器用なり。是に家をつがせ然るべきよし廣家の家臣香川又左衛門と相談し、秀吉公へ言上して、終に廣家吉川の家を續ぐ。廣家其比は二十歳より内なり。吉川家に、黑田家の恩意を蒙る事、關ヶ原陣の時、内通を賴みしのみにあらず、右の由緒あるによれり。廣家寛永二年九月廿一日卒せられしに、遺言して云、我如水長政に多年契約して、一生たがひに變易の事なし。歿後子孫に至るまで、親懇のすぢめをわすれざらん事を思ふ。紫野大德寺龍光院は、如水長政の菩提寺なり。兩公の塔の傍に、我が遺骨を葬りをさむべしとなり。即遺言のごとく葬りて、石塔をたてたり。金光院中巖如兼と稱す。其以後代々の吉川家より、黑田家に心入の篤實なる事、其祖の言葉をむなしくせざると云つべし。

○如水は常に儉約を好み、無益の費を甚きらひ、少の費をもをしみ給ければ、其心を知ざる者は、吝嗇なるやうに思へり。然れども、貧を惠み窮をすくひ、惣じて人に物を與へらるゝ時は、少も財寶を惜み給は

ず、毛頭も吝なる心なし。あるひは、其惠の厚きに過たるをいさむる者あれば、我常に儉約を好み、無用の費をきらふは、與ふべき者に、思ふやうに金銀をほどこし、つかひ度時つかふべきため也。金銀も用ふべき事に用ひずは、石瓦に同じ。貯へ置て詮なしとて、諸人の思ひよりたるよりは、大分金銀をほどこし給ふ。惣じて少の物もすたりて費になるををしみ、用にたつ事には、多しといへども、をしまずつかひたるが、道理にかなへる事を、家中の者共にしらせたく思ひて、常に少の費をもきらひ、微細なる事にも、心を用給ふ。家中の諸士も是をまなび、各儉約を行ひ、みだりに財を費さず。其故身上に應じて人馬武具をもち、何時出陣すとも、事かゝぬやうにたしなみしかば、まづしき者はまれにして、富るものは多かりけり。

○如水の曰、惣じて國を守護するは、必大事なりと思ふべし。尋常の人と同じく心得ては成がたし。先政道に私なく、其上我身の行儀作法を亂さずして、萬民の手本と成べし。又平生の嗜好む事を愼み撰ぶべき事なり。主君の好む事をば、必諸士又は百姓町人に至るまで、翫ぶものなれば、大事の儀なり。文武は車の兩輪のごとく、一も闕てはかなひがたき由、古人もいへり。勿論治世には文を用ひ、亂世には武を以治るとは云ながら、治世に武をわすれず、亂世に文を捨ざるが尤肝要なるべし。世治りたりとて、大將たる人武をわするゝ時は、第一軍法すたり、家中の諸士も、おのづから心柔弱になり、武道のたしなみなく、武藝にもをこたり、武具等も不足し、持たる武具は塵に埋れ、弓槍の柄は蟲のすみかとなり、鐵砲はさびくさりて、俄なる用にたゝず。かく武道おろそかなれば、平生軍法定まらずして、俄に兵亂出來たる時には、いかゞせんと驚き騷ぎ、評定とゝのはずして軍法たゝず。たとへば、渴にのぞんで井を掘るが如し。武將の家に生れては、暫時も武をわするべからず。又亂世に文を捨る人は、軍理をしらずして、制法

定らず。國家の仕置私曲多く、家人國民を愛する實なき故、人の恨多く、血氣の勇のみにて、仁義の道なき故、士卒思ひつかず、忠義のはたらきまれなるによつて、たとへ一旦は軍に勝事ありといへども、後には必ほろぶるもの也。大將の文道を好むといふは、かならず書を多くよみ詩を作り、故事を覺え、文字をたしなむにはあらず。まことの道をもとめ、諸事に付て吟味工夫を委しくして、すぢめをちがへず、ひがごとなきやうにして、善惡を糺し、賞罰を明にし、心にあはれみふかきをいふ。又大將の武道をこのむといふは、專武藝を好み、心のいかつなるをいふにあらず。軍の道を知て、常に亂をしづむる智略をなし、武勇の道に志して、油斷なく士卒を調練し、功ある者に恩賞を與へ、罪ある者に刑罰をほどこして、剛臆を正し、無事の時合戰をわすれざるをいふ。武藝を專にして、一人の動を好むは、匹夫の勇とて、小身なる士のたしなみにて、大將の道にあらず。又鎗太刀弓馬の諸藝手づからするは、匹夫の事なりとて、自身かつてとりおこなはざれば、諸士其武藝すゝみがたし。大本を心得て、いかにも自身にも武藝にあそび、又文をもみづから學て、諸士をすゝめ行はすべきなり。いにしへより、文武の道を失ひては、國家ををさめがたしといへり。能く心得べき事なりとぞ仰せける。

○又曰、大將たる人は、威といふ物なくては、萬人のおさへなりがたし。去ながら、あしく心得て、わざと我身に威をこしらへてつけんとするは、却て大なる害になるものなり。其故は、たゞ諸人におぢらるゝやうに身を持なすを威と心得、家老にあひても威高ぶり、事もなきに目をいからし、詞をあらくし、人のいさめを聞いれず。我に非ある時もかさおしにいひまぎらし、我意をふるまふに依て、家老も諫をいはず。おのづから身をひくやうに成行もの也。家老さへかくのごとくなれば、まして諸士末々に至るまで、只おぢおそれたるまでにて、忠義の思ひをなす者なく、我

身がまへのみをして、奉公を實によくつとむる事なし。かく高慢にて、人をないがしろにする故、臣下萬民疎みて、必家を失ひ、必亡ぶるものなれば、能く心得べき事なり。誠の威といふは、先其身の行義正しく、理非賞罰明なれば、强に人をしかりおどす事はなけれども、臣下萬民うやまひおそれて、上をあなどり、法をかろしむる者なくして、おのづから威そなはるものなり、とぞのたまひける。

○或時、如水長政一座にて、諸家老も並居たる處に、如水のたまひけるは、惣じて人の上に相口不相口といふ事あり。主君の家臣をつかふに殊に有之事なり。家人多しといへども、其内に主君の氣に應ずる者あり。是を相口と云。其者善人なれば、國の重寶となり。惡人なれば、國家の妨となるものなる故に、大事なりとおもふべし。各かねてしるごとく、士共の中にも、我が相口の者有て、傍近く召つかひ、輕き用事をも勤めさするといへども、彼に心をうばはるべき覺悟にあらず。しかしながら、自然と相口なれば、品により若は惡事を見かくす事も有べければ、各隨分心をつけ、見出し聞出し、左樣の事あらば、我を諫よ。又かの者驕て、行跡あしき時は、各傍へ引つけ異見をすべし。其上にも聞ざる時は、我につげよ、詮議の上にて罪科に行ふべし。我一人の心、諸人の上に及びがたければ、自然見付ざる事も有べし。さあらば遠慮なく、速に告知せよ。改むべし。扨又汝等が身にも、相口不相口によりて、仕置の上にあやまり出來たる事有べし。相口なる者には、贔屓の心つき、惡をも善とおもひ、或は賄に心まどひて、あしきと知ながら、おのづからしたしむものなり。不相口なる者をば、善人をも惡人とおもひ、道理をも無理のやうにおもひあやまる事あり。此故に相口不相口によりて、仕置の事にも私曲出來る物なれば、各能心得べき事なり。扨又家老たる者の、威高ぶりて諸士に無禮をし、末々の輕き者には、詞をも懸ざるやうにする時は、下に遠くなる故

に、諸士隔心して、上むきの輕薄ばかりつとむる故、諸人の善惡得手不得手しれずして、諸士にも其身の不得手なる役をつとめさするに依て、必仕損じ、品によりて其者身上をも亡し、主君の爲にもあしきもの也。常に温和にして、小身なる者をも近づけ、其者の氣質をよく見つけて、相應の役をつとめさすべし。か樣の事は、其方などが專に詮議すべき事なり。とぞ仰ける。

○如水の曰、子の傅にする士の、人柄をよく撰ぶべし。其子幼少の時より、彼傅日夜付そひ、諸事をいひ敎ゆる故に、其子平生の行跡、大方傅に似するもの也。外貌のみにあらず、後々は心ざままでも傅に似るものなれば、大事の儀なり。此故に、傅にすべきとおもふ士をば、幾重にも吟味して、とくと心底を見定め、第一思案有て、心正直に僞なく、放逸ならずして、一筋に忠ある者を付置べし。但其子の生付に依て、傅に付る者のかたぎは、差別あるべき事なり。其外付置く士共も此心得あるべし。さて又かの傅にする者をば、主人ねんごろにあひしらひ、位のつくやうにしてよし。つかひやう輕くして、位つかざる時は、其子ところやすくあひしらひ、侮る心あるによりて、後には傅をないがしろにして、諫言しても聞いれず、行跡改らざるものなれば、大事の儀なり。凡そ大名の子は、生れ出るより、平生安樂にそだち、難儀を見ざる故、下々の辛苦をしらず、此故に人のつかひやうあらく、下の困をしらずして、人をあはれまず、上一人の故に、多くの人民をなやます事多し。初小身にして次第に立身し、後に大身に成てさへ、無道なれば、其時々の勢にまかせて、小身なる時の難儀不自由をわすれ、末々のいたみをおもはざるものなるに、まして大名の子に生れては、甚心かしこけれども、下下のくるしみ難儀を、かつてしらざる物なれば、能々此心得なくては、諸士又は民百姓に至る迄、つかれくるしみ難儀に及ぶもの也。深く思慮すべき事なり。

とぞのたまひける。

○或時如水、長政家中の士の出仕日に、表に出給ひ、家老中老諸物頭其外諸士の目見え終て後、其座にて直にのたまひけるは、前々より連々の定のごとく、家中の諸士大身小身共に、諸事分相應の身持覺悟すべし。屋作衣類諸道具に至るまで、身上よりいよ〳〵輕くして、勝手相つゞき、奉公懈怠なくつとむる分別肝要なり。平生の食物猶以成ほど輕くし、美食を好むべからず。勝手逼迫に及びぬれば、主人へのつとめも、おのづからおろそかに成行、義理ちがひ、心ざまも卑狹になるものなり。急なる事出來ぬれば、出立べき手立もなくして恥辱をとり、若は人並に出るといへども、人馬武具不足して、中々見苦敷形勢なり。其形勢の善惡は、かねての覺悟によるべし。馬物の具は、武士の重寶なる物なりといへども、是も平生詮議をつめ、身體過分のたしなみ無用たるべし。多くはいらざる物なり。其故は、いかに武具を餘計多く持たりとも、身上相應より人多く持ざる物なれば、餘計の武具をも持せゆくべき手立あるまじ。然る時は無用の物となる也。此故に平生吟味して、用に立ほどの武具を考へ、事闕ざる樣に念を入とゝのへ持べし。身上過分の武具をこしらへかざり置ば、皆是名聞にかゝる武士のなすわざなり。名聞を好み、實を求めざるは、還て困窮の本となるものなり。但かくいへばとて、武具をおろそかにすべきにあらず。分限相應にこしらへ置、用に立分別肝要なり。又成べき事ならば、身上相應より多くても、くるしかるまじきは下人なり。人ほど重寶なるものなし。去ながら、是も養ひ置べき手立なくては無用たるべし。馬も用に立べきを好み、見かけ風流なる馬を好むべからず。凡武具馬具は、軍用の爲なれば、用方の詮議を專にし、妄に華美を好み、無用の事に金銀を費すべからず。其餘の諸事、なるほど輕くして、屋作衣類食物諸道具に至まで、過分の驕甚無用なり。右の覺悟を以、平生の

奉公をつとむべし。但軍陣には、分限より少はすぐれたる出立も然るべし。是武士の第一つとむべき、はれなる時節なる故なり。とかく平生みだりに財寶を費すべからず。若此旨相背き、不覺悟にして、平生の奉公をもつとめ得ず、事ある時に至ても、困窮ゆゑはずにあはずして、傍輩におくるゝ輩あらば、是祿を盗める者なれば、僉議の上曲事に行ふべし。此旨能々相心得、常々諸傍輩中打寄僉議して、面々儉約を守り、貧窮に及ばぬやうに覺悟すべしとぞ仰ける。

○一柳伊豆守の子息松壽は、如水の妹の子にて、外甥なる故に、如水養て子のごとくにし、隱居の遺物をゆづらんとし給ふ故に、晩年こしらへ給ふ諸道具には、皆松壽の名を書付らる。然るに、松壽劍術を學んで、戯に木刀を以て人を打事を好まれしが、其人扇にても、刀脇差にても、有合たる物を取て、うけはづせば、心がけよしとてほめらる。或時如水の扈從、小林市藏といふ者、松壽の所に來りしに、松壽例のごとく、木刀を以て打んとせられし處を、市藏傍に在し刀を取て右の手に柄をにぎり、左の手にさやを取て、さやごみにうけあげんとせし時、雨の手少ひらきければ、刀少ぬけてはむきになり、松壽木刀にて打かけられし右の肱にあたり、血流てやまず。終に其疵にて命をはりぬ。享年十四歲。慶長八年三月朔日なり。聖福寺に葬る。大通院雲澤宗龍と號す。市藏も切腹す。市藏は朝鮮人なりしを、如水召つかひ給ひ。小林新兵衛が養子とせられける。其比は年長じたる者なり。

○如水は、わかき時より風雅の道にも心をよせ給ひ、歌書を好み給ふ。是に依て、東の野州作の新古今の抄幷堀河院百首等を、細川幽齋自筆に書て、如水に贈られける。其外和歌の秘事、物語の奥儀等、より〳〵幽齋にとひ給ひ、記して贈られし事多し。ある時連歌百歌の中に、

　　おそるゝのみをゆゝしとはせじ

といふ前句に、

虎はしる野邊はけものゝ聲もなし

さ。如水付給ふ、紹巴に批判をうけ給ふに、百韻に虎用捨の一物といへども、名將の名句一発中すべしと添書し、別紙書中にいはく、古語にいはく、鸞鳳さぶ時、千々の鳥感じて其聲たのし。虎猨ゆく時、百獸服して其聲おそれかなしむ。感服は相似たれども、道德勢威雲泥のたがひなりと。此御句、古人天下國家ををさむるいましめに符合し侍るものなり。感吟不斜と云云　如斯歌連歌の遊にもひたすら好事のたのしみを事としたまはず、道理に心を用給ふ事淺からざるをみるべし。詠ぜられし歌連歌ども多しといへども、爰に略す。ある時秀吉公、利休が京の醒が井の茶亭に、朝茶の湯の會ありてならせ給ふ時、秀吉公の歌に

底井なきこゝろの內を汲てこそ
おちやのゆ者とはしられたりけれ

御相伴には、細川幽齋、如水兩人なりしに、歌仕るべきよし仰ければ、

濁りなき此御代とてやあし引の
岩井の水もやすくすむらん　幽齋

萬代の聲もけふよりきよし水の
きよきながれは絕えじとぞ思ふ　如水

○如水豐前國求菩提山口にのぼりて、座主坊豪貴の亭にて、暮春花をもてあそび給ふ詩歌

山ふかく分入花のかつちりて
はるの名殘もけふの夕ぐれ　如水

年にまれの君がきませば山の鳥も
おどろく音をや花になくらん　之次

吹のこすこゝろもしらでうらみつゝ
風のなさけの花をみるかな　古廣

暮春尋レ景登二求菩提山一。路廻二羊腸一。巖勞二馬

蹄。高頂有櫻樹。昨夜風雨已散落。樹頭樹底殘紅而已。吟客皆遺憾。故菓綴鄙詞。莞爾莞爾。

丁澤艸

春嶺吟歩勝膽濃。勿恨昨宵風雨空。隱逸客還賞此景。枝々覓見只殘紅

そゝぎつる雨のなごりの露までも
くれなゐにほふ花のかげかな　　正重

春林雨　　空與草

松葉青々映薄霞。山鶯啼竹達人家。簷前誰厭春林雨。染出暮朝紅白花

ひざくら　　焉也

殘りなく散ぬる比は誰にても
おもひさくらによせざらめやは

空與

春雨にちりしく花の庭の面に
くれなゐくゝるやり水のするゑ

梢よりちりてさくらの下草に
花のさかりをみせてけるかな　　友加

たづねきて春のころもやおしからん
花のいろ香もしる君ぞしる　　慶澄

散ぬともよしやうらみじ櫻ばな
またいくはるの色香なるらん　　太郎介

はげしさの嵐にちらぬひざくらは
たれをまちてやきえぬ花の香　　才介

聞しよりまされる花のちるかげに
さかりをおもふけふのひざくら　　善二郎

求菩提山座主坊豪貴

わか木より植おくからに山ふかく

君にとはるゝ花のもとかな

○如水茶堂の水屋に法度書をはりおかる、其文に云、

定

一茶引候事、いかにも靜に廻し、油斷なくとゞこほらぬ樣に引可申事。

一茶碗以下あかづき不申樣に、度々洗可申候事。

一釜の湯一ひしやく汲取候はゞ、又水一ひしやくさし候て、まごひ置可申候。つかひ捨、のみ捨に仕間敷候事

右我流にてはなく利休流にて候間能々守可申候事。

惣て人の分別も、靜とおもへば油斷に成、とゞこほらぬとおもへばせはくしく成候て、各生付得方に成候。又隨分理明白なる樣にとおもへども、欲あかにけがれやすく候。又親主の恩を始、朋輩家人共の恩も預り候事多く候處に、其恩を可報とおもふ心なく、終に神佛の罰をかふぶり候。然ば右三ヶ條、朝夕の湯水の上にても、能々分別候ため書付置候也。

慶長四年正月日　如水

○秀吉公或時、如水の智謀ふかき事を人に語り給て、黑田如水は、今の世の張良なるべしとぞ仰られける。

○如水の夫人は、幡州志方の城主櫛橋豐後守伊定の息女なり。天文廿二年癸丑のとし誕生。如水よりわかき事七歲、容儀人にすぐれてうるはし。十六歲にて長政を生み給ふ。慶長五年の秋四十八歲の時、大坂より亂をのがれて、中津川に下り、其後筑前に移り給ふ。夫人五十二歲の時、如水逝去し給へり。如水在世の時より、早く尼となり給ふ。照福院然譽浩榮と號す。老後に江戶へ行て住給しが、夫人七十一歲の時、長政逝去し給て後、又筑前へ下り、福岡の城內本丸の西に宅ありて住給ふ。寬永四年八月廿六日に身まかり給ける。行年七十五歲圓應寺に葬る。

長政遺事

○長政幼少にて松壽といひし時、或夜孝高の舍弟黒田甚吉宅に火災出來たり。長政いそぎ行給て、家人に下知していはく、我汝等が持出たる家財を守り、盜人を防ぐべし。家人等は男女共に、悉家財をはこび出し候へとて、家財を持出したる所に在て、薙刀のさやをはづし、盜人來れば追拂ひ、家人に力をそへ給ければ、盜賊の患なく、家人等家財を悉運び出しける。是を見きく人感ぜずといふ事なし。長政少年なれども、其人となり、勇氣才覺人にすぐれ給ふ事、かくのごとし。虎豹の駒、いまだ文をなさずといへども、既に牛を食する氣ありと、もろこしの尼子がいひけんがごとし。

○長政、天性其心たけき故、平生諸人のおそるゝ事甚し。然れども近習の人に對しては、常に温和にしてはげしからず、心やすく物を申、よきやうにありしなり。凡はげしき人には物いひにくし。打解たる氣色につきては物いひよきものなれば、大小事きかんとのこゝろなるべし。又近習の者、次の間にてものがたりし、わらひくるひなどするをも怒給はず、故に諸士心やすくてつかへやすし。年若きものは、折々に奉公の勤やうを敎給ける。むかし延喜の帝は、臣下に對し、常に和悅の氣色におはしましけるとなん。又唐の太宗は、そばなる臣下共威をおそれて、屈伏するを知て、常に温和にし給ひしといへり。長政も此理を知給へるならん。

○長政、平生武勇の志暫もをこたらず、常の物語にも、武の道を專議論し、仁義の勇者、血氣の勇者の事を、しば〳〵語り給へり。家中の士の行儀作法、其外喧嘩口論等も、皆武道を以是非を決斷し給ひ、常に武道の吟味淺からず、かりそめにも、義理につよき事をこのみ、柔弱なる事をきらひ給ける。其風に習ひけるにや家人悉武をたしなみ、勇氣つよく振へり。

○或時、長政の家臣衣笠因幡といふ者を、江戸へ使者として遣されける。因幡使を勤て江戸より歸りけるに、長政江戸にて何の沙汰を聞たるやととひ給ふ。因幡答て申けるは、加藤肥後守殿を、江戸にて殊外ほめ申候。其故は、淸正小身の時より武功を以身を立、大國を下され候へ共、今に至ては天下太平になり、武勇もいらざる時節なれば、今又武勇だてをせば、上樣にもうたがはしくおぼしめされ、公儀の首尾惡かるべし。此後は武のたしなみを取置、樂人となり、酒宴歌舞を事とし、老後を慰むべしと、日夜美女歌舞妓などを召集め、うたひまはせ、酒宴遊興にて日を御送り候故公儀にも御心やすくおぼしめされ、一段御前よく、諸人も時節を知たる覺悟かなとて、ほめ申由承候と申ければ、長政つく〴〵聞てのたまひけるは、尤さもあるべし、我も先年より其ごとくにせば、公儀の御うたがひもなく、諸人にも譽られんと思寄たれども、子孫のため國の爲あしかりなんと思ふなり。其故は、其ごとく遊興を事とし、酒宴亂舞にて日夜を送ること、我旣に年老たれば、さまで大に心を取みだすほどの事もなくて、我一代は國の亂には成べからず。然ども、我が時より左樣の行儀ならば、我子共我が跡を見習ひ、我が子の代に成て、必其身の行儀あしく、國の風俗もみだりに成て、禮義を取失ひ、國家は必滅亡に近かるべし。其故に、我は左樣にせざるなり。其上我等は關ヶ原御合戰の時、無二の忠義を顯したる事、家康公良將にて、そのあたり能々見とゞけ給し上は、御うたがひ有べき樣なし。然れば筑前を下され、其國主と成ては、彌我身をつゝしみ、國民をなづけ、政を正しくせば、ますます上意も、御こゝろよくこそおぼしめさるべけれ。萬一我等正直のこゝろ上に達せず、御うたがひを蒙るほどの不幸ならば、たとひ酒宴亂舞に行儀をみだり、こしらへつくろひたりとも、終には不慮の不幸にあふべし。又淸正は西國にて、如水の諫に依て、家康公の御方には歸せられしかども、如水我

等のごとく元來無二の忠義とはいひがたし。されば其身の料簡次第、いかやうにも公儀をつくろひ申さるゝ事、さも有べしとぞのたまひける。はたして加藤清正の子息忠廣の時に至て、肥後國は亡び、長政の子孫はながく國を保ち給ふ。長政武略のみならず、國を治め家を保ち、子孫長久の計に智慮深くして、未然をかんがへしり給ふ事、是を以しるべし。

○或時長政江戸より歸て、家老又は近習の士を多く呼集めてのたまひけるは、江戸にて觀世太夫黒雪なりに謠をならひ來りたり。觀世太夫我が謠よきとて殊外譽しなり。汝等にうたひてきかせんとて、柏崎のくせをうたひ給ふ。家老其外の士是を聞人、音曲のおもしろき事をほめたりける。然るに毛利但馬は少もほめずして頻に落涙す。長政あやしみて、但馬は何とてなくぞとひ給へば、但馬こたへていはく、鉢をひらき申さんが悲しさに泣候とぞ申ける。長政こはいかにとのたまへば、我等泣申事、更に御うたひを感じ申にては御座なく候。能々御聞候へ。殿の御うたひ、節、拍子もちがひたる樣にて、更におもしろくも御座なく候。觀世太夫がほめ申たる事は、殿は大名にておはしませば、御意にいらんためか、又は當座のあいさつにこそほめ申つらん。それを誠とのみおぼしめすべからず。然るに御列座の者共は、當家にては歷々の臣下にて、善惡共に正直に物を申、殿を諫め申べき者共にて候に、御謠を聞て御意に入申べきとて、諂ひこしらへて譽申候。それを誠とおぼしめし悅び給ふ事、第一殿の御あやまりにて候。扨又彼等は皆前々は一廉の武功を勵し、御用に立たる者共にて候が、今天下無事になり、めん〱身上よく成候て、身がまへばかり仕、武勇も忠節もわすれ候て諂ばかりを申候。かやうに君はくらくして臣下の諂を御好み、臣下は君に諂て忠をわすれ、腰ぬけ、御用に立申さず候ては、御家は滅亡仕り、我等も浪人となり、鉢をひらき申さんがかなしさに、泣申候由申ければ、長政忽興さ

めがほにて奥へ入給ふ。列座の家老共、但馬は卒爾なる事を申たりとてしかりける。しばらく有て、長政奥より脇差を一腰持出給ふをいづれも見て、長政怒て但馬を切らんとて脇差を持出給ふかと、あやしみおそれける時、長政但馬が傍に座して感涙をながし、汝が只今の諫言、我がためにおいて甚だ忠節とおもふなり。如水公の甦りて仰られ候とも、此上の諫言はあるまじければ、歡悦の至也。就夫此脇差を褒美として與ふる也とぞ仰ける。長政平生かくのごとく正直なる諫言を好んで、よく受用ひ給ける事是にかぎらず、慮外なるほどつよくいさめをいふ者をば、其罪をもゆるし却て賞翫し給ふ事多し。まことに明君と云つべし。羅豫章の語に、君子進む時は常に亂世のことばあり。人主をして、憂多くして善心生ぜしむる故に國をさまる。小人すゝむ時は常に治世のことばあり。人主をして、樂多くして怠の心生ぜしむ。故に國亂るゝといへり。但馬が鉢をひらかん事をかなしむと申せしは、亂世の言なるべし。

○長政の曰、若武者に、初陣の時敵を取かふ事心得あるべし。初陣にて軍になれざる時、強敵にあひ、難儀に及べば、臆病心出來て、重て軍に臨む時、生つき剛なれども勇氣屈し、後々までおそるゝ心有て、勝れたるはたらき無之もの也。故に初陣には成ほど弱き敵をうたせて、其勇氣を養へば、後の軍に剛强になるものなり。

○長政或時人に語りていはく、大將は我が家人を能見しりてつかひ立る事肝要なり。人を見しらざれば、我が家人によき者あれども用ひず、却て他所の浪人などを大祿を與へてまねきよする事あり。是又よき者ならば苦しからずといへども、我が家中のよき者をさし置て、他所より招くは愚なりとのたまふ。長政の前に近扈從共多く侍るを見てのたまはく、あの如くなる童共の中にも、若は才力武勇のすぐれたる生付の者有べし。それを見知てつかひ立るを良將とい

ふ也と、度々のたまふ。幼若よりかくのごとく心を用ひ給ふを聞て、皆其志をはげみけり。

○長政の曰、若き者共いまだ戰場に召つれぬ内に、三段に見つもり置て試る事あり。先十人は打見るより男ぶりも健に才覺も有て、必定勝れたる働をもすべしと思ふ者。又十人は見るより才覺もにぶく、男も手よはく、中々物の用にたつまじきと思ふ者。又十人は剛にも臆病にも有まじ、只人なみ／＼にてあるべしと思ふ者。扨右の三十人、其場にのぞみこゝろむるに、中分の目利の者共は、十人共に違ひなく、にげもせず、すぐれもせず、又なみ／＼の事共なり。彼のすぐれ者の目利の者共、十人の中八九人、案のごとく大なるはたらきあり。いかにしてか一人若は二人、思ひの外大臆病者ある事あり。又用にたつまじきと目利したる十人、是も八九人皆目利のごとく也。其中一人若は二人、比類なき大剛の者ありて、かのすぐれ者の目利の者共にまさるほどの手柄をし、其場にては才覺まで備りたる者あり。此一兩人は目利の外にても有べきか。猶又我等の目の及ばぬ深き所に、大剛大臆の氣あるにやとぞのたまひける。

○或時長政へ寺澤志摩守より使者來る。長政使者に對面し、志摩殿子息は今何事を好み給ふぞと問給ふ。使者答ていはく、馬鷹の外別にさし立てこのみ申さるゝ事御座なく候。去ながら折々には刀脇差の目利を好んで仕られ候とぞ申ける。長政聞給ひ、刀脇差は武士の重寶なれども、只其刃の利と鈍とを選びて、能きるゝを用給ふべし。しひて其作の上下をえらび給ふべからず。又大將の目利は本末あり。先人の目利をしるを本とす。大將人をしらざれば、よき者を捨て、あしき者を用る故、國家を亂すもの也。才不才と剛臆をしらずして妄につかへば、必事を仕損ずるものなり。是大將の第一の目利なり。刀脇差は其道の目利者にまかせ、先人の目利を好み給へと申べし。又刀脇差などの目利を心がくるごとく、人の目利を

常に心がけて見ならはんは、人を見知る事はづれざるものなりとぞのたまひける。

○長政の曰、大身は小身よりも殊に儉約に心を用ふべき事なり。小身はさほど儉約に心を用るに及ばずとのたまひければ、竹中釆女問うていはく、小身なる者儉約に心を用ひずば困窮仕候はん。大身は財祿多ければ、強（あながち）に儉約に心を用ひずとも苦しかるまじきと存ずる由申されければ、長政のいはく、小身なる者は財祿すくなき故に、儉約を行はざれば、たちまち我が身の困窮となる故に、おのづから儉約の心出來やすし。大身は驕て財を多く費せども、身の奉養は不足なくて、難儀に及ぶほどの事は是なき故、身にしみ貧苦をしらずして、儉約にする事成がたきものなり。然る故大身は常に儉約に心を用ふるを肝要とすべし。我身不自由ならざるとて、儉約を守らざれば財不足して、難儀に及び、後には下をめぐむ事も成がたく、却て民をもむさぼるやうに成行ものなりとぞ仰ける。

○長政江戸參勤の歸りに、伏見に着給へる日、近邊の御代官衆其外心やすき輩、數人見廻として來られ、晩の料理出ける。其前ある方より川鱸をまゐらせければ、長政見給ひ、見事なる肴を能こそ送りこしたれとて、料理人を召れ、此肴少今晩の料理にして客衆にもてなし、其あまり能々鹽につけ置、船中の料理にせよと仰付られける。座中の人、大名に似合ざる吝嗇なる事を仰せらるゝと思ひ居たり。料理過て奧の間に入給しに、御代官衆の内一人參り、ひそかに申されけるは、私先年御代官所勘定不足して、既に身上滅亡に極りし時、金子を御かし下され候ゆゑ、御勘定滯りなく相とゝのひ、身上安堵仕候。誠に御厚恩と存候。其後とやかくと仕、金子返納延引に及び、只今持參仕候とて、懷中より金子を取出し差おかれける。長政聞給ひて、扨々貴殿はおろかなる人かな、長政が身上にて、是程の金子を取たればとて、何程の

用に立べき。又貴殿身上にては、是式にても一かどの助になるべし。貴殿久しき知音なる故、身上の難儀に及ぶ事を笑止に思ひ、右の金子を以つゞのひまゐらせたり。もとより返納の事は存じもよらざる事なり。然れども初よりまゐらせんといひては、受用しかねらるゝ事も有べきと思ひ、借用の分にて遣し置たり。早々持歸られ候へと仰ければ、彼人涙をながして其深志をかたじけなく思はれける。長政其後次の間に出給ひしに、一座の人申けるは、只今奥の間にて仰せられし趣を、障子越にほのかに承候。先ほど鯛を鹽につけ置候へと、仰付られ候は、あまりなる御事と心に存居候。又只今大分の金子を御受用被成ざる事、是は大にちがひたる事と存候由申されければ、長政仰けるは、それはおの／＼心得ちがひなり。長政が臺所に、肴は何ほども有之、少も事かく事にて無之候。先ほどの鯛は人の志にて贈りたる物にて候。夫故少は今日何もへのもてなしに用ひ、又其あまりは鹽につけ置て船中に持せ行、幾度にも少宛料理に用ひ候へば、其度毎に贈りたる人の志を思ひ出して、少の恩恵をも忘るまじき爲にて候。さら／＼肴ををしみてたしなみ置にては無之候。又何がし持參の金子を受用せざるは、先年彼人生涯一大事の安危を救ふべき爲に遣したる金子なる故、其時より返納を望む覺悟にて無之候。平生儉約を專にするも、か樣なる人の難儀をも救ふべき爲なれば、たとひ大分の金銀なりとも、分にかなひたるかぎりはをしむべき道理にあらず。其上彼人一旦右の金子を以、勘定の不足を補はれ候とても、さぞ自分の財寶をも右の勘定の爲に用ひ盡して、其以後勝手困窮に及候はん處に、只今又身上に過分なる金子を返納の爲とて出され候ては、いよ／＼困窮に及ばるべし。然れば最前の心入も無益になり候故返し遣し候なり。惣じて儉約と申は、少の費をもいとひ、用にたつ事には大分にてもをしまず用るこそ、道理にかなひ候へ。さやうに心得られ候

へど仰ければ、満座の人々、さても名將の御心持は格別の事なりとて、おの／＼感服しける。

◯忠之幼少の時介保として、林五介を附おかれける。ある時、忠之の鷹狩に出給ふ掟を書て五介に賜はる。其書にいはく、

覺

一右衛門佐鷹野に參候はゞ、小河内藏允に申候て、代官衆に申付、赤飯仕、不殘下々まで給させ可申候事。

一酒を持參申儀、堅法度可仕候。并頭々すひ筒も同前候事。

一右衛門佐辨當、汁一ツ、さい二ツ、可申付事。右の則相背間敷候也、

慶長十九年二月十二日　長　政　判

林五介どのへ

又五介に賜る書中に云、前後略之

一めしの食樣以下仕付方、權之丞にならはせ可申候。

一手習油斷あるまじく候。文面到來見届候。

一よみ物之事、論語相濟候由、さ候はゞ、大學にても三略にても、よませ候樣に、吉祥院へ可申候。法印煩候時は等寂可然候。五郎太夫玄春も苦間敷候。法印相談可有候。

一法印に祈念祈禱の事共習候儀、必あしく候。成人の後佛法を聞候はゞ、禪をさとり生死を分別すべきは、武士の肝要に候。身のあやまりをのがるべきとて、自身にじゆずをすり、神佛に宿願し、みこ山伏の樣に成候は散々の事にて候。

一論語、我等の赤びやうしの本にて讀候由、本損不申樣可仕候。孟子も寫置候。大學中庸は道春より今度寫置候間下し申候。七書は前よりの赤表紙にて可然候。

一盤上のあそび堅無用に候。其外はいか樣にもぬし次第あそばせ、心のちゞけぬ樣に可仕候。

此外忠之の幼少より、さま〲心を用ひ給ふ教訓(けふくん)ごもあげて計ふべからず。事多ければもらしつ。

○秀忠公より長政へ御懇意淺からず、江戸近邊の御鷹場、御とめ川なども御ゆるされ候間、鷹狩、川狩なども、心まゝに仕候て、其氣をやしなひ候へと、土井大炊助を上使として仰下され、また家光公御若年の時、しば〲御鷹狩に御用有て、御歸りの後御鷹の鳥を長政に賜はる事度々に及べり。是ひとへに長政の忠節をおぼしめされての事なりさぞ聞えし。

○長政の夫人は、保科彈正忠正直の息女なり。天正十三年乙酉の誕生。其容色はるかに世の人にすぐれ、其心ばへもあではかにして、只人にあらずと見え給ふ。十六歳にて長政に嫁す。其年大坂より如水の夫人とおなじく豐前へ下り、同年の十二月筑前へ移り、十八歳にて忠之を生給ふ。福岡に住給ふ事十四年、元和元年其歳三十一にて江戸にゆき、三十九歳の時長政逝去し給へり。江戸に住する事二十一年。寛永十二年正月十二日、江戸の宅にて疱瘡(はうさう)をうれへて身終り給ふ。其年五十一歳。天徳寺に土葬す。大涼院殿[illegible]春と號す。筑前にも其御髪を下して、城の西北唐人町のうしろにて、葬禮(さうれい)の儀式ありて、少林寺を墓所とす。如水の夫人より八年後に卒し給ける。

○長政の第二女、忠之の妹、名は徳、容儀すぐれて美人のほまれあり。其心ばへも亦あではかなる由、世の聞え有しかば、秀忠公并御臺所より、家光公の夫人さし給ふべきよし、土井大炊助利勝を以、長政并内室へ仰下さる。是長政を家光公の後見さし給はん爲なりさぞ。然れども生年丙午の歳にて、世俗のいむ事なる故、長政辭し奉りてうけごひ給はず。其事やみぬ。其後寛永元年榊原式部大輔忠次に嫁し、翌年正月女子を生す。其後離別して、行年二十歳にて身まかり給ふ。其息女名は萬、八歳にて早世せらる。

○先年朝鮮にて、孝高より長政へ教訓状を自筆に書て遣さる。今又長政自筆にて奥書を加へ、忠之へ傳

へ給ふ。

一家來親類共に加不便有付候分別肝要候。新座ほしがり候儀無用候。前々の者共に人をも持せ御知行をも被下候者、久敷者共取立可申候。彼者共子共多候間、六ヶ敷候共遣入儀申付肝要候事。

一諸事心まゝには不成物候間、堪忍の分別第一候事。

一いづれも無力にては何事も不成物に候。又無力仕間敷とて被官を使たふし候樣に仕候ては猶不入物に候。

一我等五年十年過候て相果候共、度々直に如申一切弔無用候。親類被官に加不便、慈悲の心を持、母に孝行仕、上樣關白樣へ一大事に存候へば、神に祈候事も不入儀候。善も惡も相果候へ共、善きにて果候へば無後悔候。常の心持は異見には不成物候。我とくふう可仕事肝要候事。

以　上

尚委は兵庫、四郎右衛門兩人口上申渡候也。

文二年八月九日　　官　入　印　判

かひのかみ殿

此ヶ條於高麗間、如水對我等御書候間、只今迄取置候。其方爲心得則渡置候條、以此旨萬事覺悟尤候。以上。

元和四年七月九日　　筑　前　守　黒　判

松平右衛門佐殿

○長政江戸に在て、暇の日しば／＼林道春を招きて、論語孟子を講ぜしめ、聖の道を聞給ふ、子息及家老以下にも聞かしめらる。又家老の子共にも道春を師とし、學問すべきよし命ぜらる。道春時々來り、講談の後古語を談ずれば、即座に書記さしめ、其ことわりを假字にて書しめらる。久しうして集めて一書となせり。名づけて卮言抄といふ。

○或人曰、如水長政の軍法は他の術なし。只上下心を一にし、士卒力を同うし、臣下の主君をたすくる

事、たとへば子弟の父兄につかへ、手臂の頭目をふせぐが如し。是平生無事の時臣民を撫育し、功ある者に賞祿を與へ、其志をよく諸人に通じ給ひしかば、諸人上に思ひ付て、上下心を合せたる故に、其兵つよしといへり。

○長政在京し給ひし時、より／＼大德寺春屋國師に會して、禪法を參得し、其要を省悟したまふ。

○長政の家臣小河藤左衛門とて、千石を領する士あり。代官方年貢の所納に私曲ありて、座敷牢に入て有しが、刀脇も皆とられけるに、藤左衛門が心やすく召つかひける十八歳の童一人、時々來り仕へける。ある時藤左衛門其童に向ていふやう、我が身罪重ければ必殺害せらるべし、はやく自害をせば、かへつて我が面目なるべし。汝大なる小刀を持來るべしといひければ、童歸りてひそかに大小刀を持來り、人のしらぬ樣に與へしかば、藤左衛門其大小刀にて自害をぞしたりける。奉行人等彼童を呼で是をいましめけるに、此事必我が科と成て、御成敗にあはん事を、かねてより知て候へども、主の難儀なる時の見屆なれば、命を失ふ事をもかへりみず仕たり。只今おどろくべきにあらずとぞ申ける。喜多村孫之允是を長政に告て、扨も此童は大科人にて候、いかなる罪にも行ひたきものなりと申ければ、長政無興し給て、我汝を目利仕損じたり、左樣に道理にくらかるべしとは思ひよらず、彼童我が身の科に行はれん事をしりながら、主人へ忠節をつとめし事奇特なり。是を科人とおもふは汝があやまりなり。其童は元服させ、小河久太夫が與にいれ置べし。いかさま用に立べき者なりとぞ仰ける。其後彼童は程なく病死しける。

○長政傍ちかく召つかひ給ふ諸士、目の前にて無調法又は麁相などしたる時、しかり給ふ事なく、其作法をいひ教へ給けるにより、はづかしき事に思ひ、却て其志を戢じつゝしみける。あるひは他方より書札など來りたる時、近習の者共に是をよませられけ

るに、しらぬ文字ある時は、ゆきつまり赤面しけるを見て、汝平生不心懸なる故、それ程の文字を讀得ずして、赤面の體甚見苦し。殊に客などご有之時、左樣の體にては、其者の生得より人柄過半おとりてみゆるものなり。尤士は武勇を專にすべし。去ながら文盲にては事闕ぐるものなれば、學問をも心がけて、怠るべからざる事也とのたまふ。家老并其外の士の子共にも、書をよませ、時々其勤と懈怠とをとひ給ふ。又使者などご有之時、取次の仕樣あしく口上の申やう宜しからず、あるひは客來の時、かよひの仕樣などあしければ、自身立て其禮儀を敎へ給ひ、汝等心がけなき故、左程の事に無調法なり。能々しつけをもつねんごろに習ふべき事なるに、油斷故かくのごとくなりと、親の子に逢ていふやうに敎へ給ける故、かたじけなく、又ははづかしき事に思ひ、諸事を怠らず勤けるとなり。

○慶長二年朝鮮軍の時、長政の弟熊之介十六歲、毛利太兵衛嫡子吉太夫十六歲、黒田三左衛門弟吉松十六歲、連歌師木山紹琢等、朝鮮國におもむかんため、七月十六日同船にて中津川を立ける。然れども其後終に行方をしらず成にけり。風波の災にあへるなるべし。或曰筑前の灘にて暴風にあひ、船くつがへりて溺死すといへり。

○長政平生異見會とて、毎月一度づゝ本丸釋迦の間（此書院今にあり、釋迦の像は[illegible]）に釋迦の像をかけ、夜ばなしを催し給ふ。其會衆は家老其外思案も有て談合の相手によき者、又主君のためを取分思ふ者、五七人には過ざりけり。其物語のしやうは、人をしりぞけ、先長政發言に、今夜は何事をいひたりとも、重て意趣に存ずべからず。又他言すべからず。勿論當座に腹を立べからず。思ひよりたる事を必ひかへまじきと、誓言を立られければ、一座の者殘らずかくのごとく誓言をたてける。扨長政の身の上のあしき事、諸士への仕置、國中の仕置の道理にちがひたる事、

いづれも底意を殘さず申述、あるひはあやまちも有て出仕をやめられ、又は扶助をはなれし者のわび言、其外何事にても、常の時いひがたき事をいへり。又家老中傍輩の間に、心にかゝる事いひ度おもへども、若うけやうあしくば遺恨になり、以來主君のためまでよろしかるまじきと、遠慮してひかへたる事などまで、心におもふ事を相ともに殘さずいひあひ、たがひに心底に滯らざる樣にして、誠に親切なる議論なり。若長政少にてもいかり給へる氣色みゆれば、是はいかなる御事にて候ぞ。怒り給へるやうに見へ候と申せば、いや／＼心中には少も怒りなしと、顏色を和らげ給ふ。上下共に、あしき事はくり返し、幾度も合點ゆくやうに、たがひの心底を殘さずいひ出しければ、甚益ある會合なりける。幾日の夜といふ定もなく、長政思ひ寄たまひし時、今夜は例の腹立ずの會をすべし、會衆をよび候へとて、俄に催し給けるとぞ。此會の事を甚益ある事とおぼしめしける故、長政逝去の前、忠之への遺言の中にも、我等致來候樣に、異見會の儀、毎月一度釋迦の間にて催可被申候。とぞ書おかせ給ける。

◎長政或時金出山に狩し給ふ、立田ちかく勢子鐵砲にまぎれ、何者とも見分がたく、男一人鐵砲を持てあるを、長政見あたり給ひ、歩行の衆をよび給ひ、あれ召取て來れと命じ給ふ、歩行衆兩人行て、ひし／＼と取ておさへ引立て出來り、御前に引すゑけり。長政直に其方は何者ぞ　あやしき體なり。有のまゝに申べしとのたまふ。彼者つらを持上て涙をながし、御威光におそれ本意を遂し申さぬ事、無念に奉存候。只頭をはねられ候へと申上る　長政汝は何者、何の意趣有て我をねらふぞ。かくさず申べしとのたまふ。其時又申上けるは、私父志方七兵衛、播州より御供申たる者にて、先年御成敗仰付られ候。私其時母の胎内に在て、出生の後母養育致し、母又相果候。其時母申聞候は、父七兵衛御成敗にあひ申候。其科無

之處是非に及ざる成行、女の身にては御うらみ可申上樣なし。其方成長の後、志もあらば思案も仕候へと申置候。かくのごとく男になり、他國走り廻り鐵砲を心がけ打習ひ候に付、手近の儀は及がたく奉存、遠矢にとねらひ奉り、今朝より火ばさみに火をはせ候事兩三度に及候へども、さま〴〵さはり候て遲々仕、かくのごときの成行に候とぞ申上ける。いさゝか臆せぬつら玉しひをつく〴〵御覽じ、げにも親の敵と聞て我をねらひたるはけなげもの也。汝が親科なきを殺すべきやうなし。私曲品々ある中に、宇佐八幡宮へ使として遣し候處、祈禱料を大半減じ取、其神罰のがれず有德坊にて醉狂し、それより事あらはれ、のがるゝ所なくて成敗を遂しなり。おのれ又慮外者なりといへども、中分けなげなり。向後宿意を存ずべからず。奉公し候へ。早々ゆるし候へと仰らる。彼者感涙を流し、今まで心得ちがへ御恨奉存し事天罰のがれがたしと、少々御前をしりぞき、足輕頭のひかへ居たる處に行て、只今の次第剩一命をたすけられ、二たび召つかはるべきとの御意を蒙り候事、面目至極に候。然れどもか程まで慮外の科、我身ながらせんかたなく候へば、せめて身の科をたゞし申すべし。よろしく御披露下され候へと腹かき切てぞ死ける。長政聞召、けなげ者あたら事かなとぞのたまひける。かの者の名は志方藤平、十九歲にぞ成ける。

○元和九年八月四日、長政京都報恩寺にて卒し給ふ。

長政大德寺龍光院にて、しば〳〵春屋國師に禪學を參得し、趙州の狗子の話にをいて省あり。國師其悟を讃せらる。其圖を描して讃語を加へ、龍光院におかれしを、七月廿八日龍光院より乞取て、床にかけ、破顔微笑し給て、一生只此無の一字に出で、無の一字に終るさ、點頭數回したまへり。

○長政逝去の前、栗山大膳、小河內藏允、兩人に筆取させ、又は右筆岡村二郎左衛門にもかゝせ、八月二日の日付にて、國の政の遺訓等懇にし給ひ、長政の譜中にも記したるごとく、家康公に無二の忠義を盡し給へる次第、并筑前拜領の仔細等詳にかゝせ給ふ。事長ければこゝに載せず。家老中へ暇乞として

遺書を賜りけり。其文にいはく、
一我等不日可相果候。右衛門佐始子共に對候而、我等同前に忠義を可存事不及言候。其方共が子孫こそ代々如此にて、筑前の仕置可仕候へば、當座の功を思ふべからず、長久に領國の成就ある分別肝要に候。
一其方共親祖父以來、其身〳〵武功内外の事さまざま骨折せ候へども、夫程の志も不仕、小身にて置候事心外に候。此後も末ながく相續候而、安堵して左衛門佐に奉公可仕候。諸侍中夫々の志、銘々取分可申樣無之候。皆どもより〳〵此事可被申傳候。爲暇乞申置候也。

元和九年八月二日

かくのごとく其死期に及ぶまで、家老以下諸士の勳功をわすれたまはず、行末の事まで懇にのたまひおかれければ、逝去の事を聞て、國中四民なべて深くしたひかなしみける。

○長政遺書の外、みじかき遺訓數通あり。少々畧して是を記す事、左のごとし。
兵法は平法なり。左衛門佐平法と内の者の兵法は心持別なり。一人の敵に切かち、三人五人を討取しに眼をかけ候は、内の者の兵法なり。それさへ志の大なる者は、五人十人に目を不入候。まして大將の上に、小分の器量は用に不立候。さればさて我持分を不存、物ほしがりに他國を望候樣なるはうつけものにて候。如水は平法者にて御入候故、合戰度々に被向候城々も手間不入落、降參なごして士卒を多く不被殺候。我等の不及事也。武者事にて無據殺候人不少候間、此後世も治り候ては、大方内の者、民百姓迄不便を加へ候て用捨あるべき事に候。如水の被仰候樣に、内の者の役儀勤樣あしく候へば、其時にのぞみいか樣にも科に申付事に候へども、能かへりみ候へば、其役を可勤者とおもひ、云付たる主人の目利ちがひ、其者之科

よりは主人はづかしき事にて候を、我はあやまりなきかほして居申主人は是非に不及事に候。主人たゞしく身をつゝしみ、政道私を不仕候へば、民百姓迄さのみ重罪は不出來筈にて候。如水毎々被仰候事尤至極候。只堪忍第一にて候。是平又法にて候。富田流に忍ぶの關といふ事あり。下手は必其場所迄堪忍を得せず、手を早く出し候から負に成候。堪忍の場迄行至て、一歩を動かすを關といへり。平法の心肝要也。約畧す、

右は平法の事を、すべて書置給ふ一卷の中也。一族家來民百姓まで、我手足のごとく不便にすれば、みななびきしたがひて再拜にもつく也。上下のしたしみなく、よ所の人の樣につかひなし候へば、却て案内しりの敵をやしなひ置同前也。内の者そばちかく、物もいひよき樣に候へば、常の事異見をも申候て能候。武者事の時いかなる大名も、下々を間ちかくつかひ候はでは不成候。其時俄にはならぬものにて候。下畧。

國の仕置不宜、身の覺悟よろしからずしては、關が原の軍功などに對せられ、國を被下置候とても、國主とはいひがたき事なり。

武士は軍功の多少により、夫に應じて大身小身時の仕合にて候。如水我等の軍功をほこり申候にてはなく候へども、二代の功にて拜領の筑前一國にて候間、子孫に至て何ぞ軍功の大切なる事をも仕候はゞ、其者の功も有べく候。平天下左樣の事も着時にあるまじく候、今の分にて相續候間は、如水我等の領分を代官いたし候心得にて、武功ある家來どもをもそこなはず、民百姓まで安穩にたもち可申事肝要なり。我ものと心得候はゞ、何の功もなき子孫ども、必定天罰を可蒙事、目前たるべし。

四書七書孝經、素讀よく〳〵覺候。道春に道理をもいはせて聞、國の政すなほなる樣に、學問を用

候事專一に候。多く書をよみ、物知だてには學問も邪魔に成候。下略。二男三男は別名字可然かさ、いつぞや被尋候。多くも無之弟共、本名にて可然候。如水公の舍弟皆家來にて被置候故、別名にも可被成哉之由にて、乾、馬淵、澤田、守山此名字共沙汰有之候へ共、人數事の時も名代役に用候而能候堂故、其まゝ黒田を名乗候。右之名字は先祖近江黒田の時、弓矢を以領知之所にて、名字にも用可然由、如水被仰候。一宮野、一宮も同前に候へ共、不吉の由候。

度々申候様に、刀脇差我思ひ入たる一腰宛に指かへ、一腰宛、此外は無用に候。我等能々試候而覺申候。惣て武士は每日死を極居不申候へば、事に望越度有之候。每日朝夕刀脇差自身ぬぐひ、あらため候て頂戴いたし、一日〳〵の生死無事有事、此二腰の德なる事をうやまひわすれざるが肝要に候。

○如水以來、諸國方々にて軍功の證書共、長政に至るまで、其數不勝計、信長公、秀吉公、家康公、秀忠公の御書を始め、當時諸將より贈られし書狀等也。長政報恩寺にて、右書狀共次第を逐て臺紙にをさしめ、四卷の大軸として、繼目每目に長政印判をおし、忠之に傳らる。

黒田家譜卷之十五終

黒田家譜後序

古の君子は、其先祖の德善勲勞あるを論譔して、明に是を後世にあらはし、子孫に示して、其先祖の行なふ所に習はしむ。是孝子順孫の厚き心なり。嗚呼如水公、長政公は、父子共に奇代の英雄にして、莫大の勲功あり。日本朝鮮において、武略戰功の盛なる事世に類すくなく、昭代において忠義も亦並なかるべし。又同聲相應じ、同氣相求る理なれば、其家臣にも勇猛の士の、功名をあらはせし者、勝てかぞへ難し。然れども亂世の風俗、只武功をのみたつとび、文筆をいやしむ時節なりしにや、其時の事實を書のこせる記錄なく、今に至て年代漸隔りぬれば、語り傳ふる人も既になくなりて、許多の功名多くはむなしく埋れて傳はらず、豈をしまざらんや。古人敵に勝て必子孫にしめすは、武功をわするゝことなかれとなり。然らば武事ある時は、又必文備ありて、文筆の士をして、日々に其事實をしるさしめば、其佳名豈百世に傳はらざらんや。寛文辛亥の年、先君光之公の嚴命を奉りて、先公の事實を編錄す。當家先公の勲勞は莫大にして他に異なれば、是をしるさしめて後裔に傳へ給はんとなり。嗚呼其孝慈の御志、誠に厚しと云べし。此時に至ては、世遠く人亡び、傳記なくして、其事實詳ならずといへども、此後いよ〳〵久しく、愈其傳を失はん事を恐れおぼしけるにや。予命を受てより、廣く近世の傳記を考へ、秘書をうかゞひ、或はきける所のふるき物語をしるし、或は老成の人にたづね、又ひろく、多く見、多く聞て、其うたがはしきと殆きとを闕て、愼んで其餘をとゞめ、朝に記し夕に削り、しば〳〵稿をかへて、凡十七年を歷て、其功やうやくなりぬ。其年の秋又今の國君綱政公の尊命をうけて、重て改削補益して功成ぬ。仍て竹田定直に命じ、淨寫せしめ給ふ。我幸に此時に生れ、此事をなして、國恩の萬一

を報い、素餐の罪をかろくせん事をねがふのみ。然れども才無學識のちから乏しく、詞は典雅の思少し。只恐らくは、先公の功烈を顯はし、國君の嚴命に對るに堪ざらん事を。況時世すでにへだゝりて、且文献しるしとするにたらざれば、許多の事ども多くはしるさずして、呑舟の魚の網にもれなん事をうらむ。今の記す所は、わづかに十か一を千百に存するならん。あゝ惜むべきかな。夫諸侯の始て國を得たまふ事は、極て難き事になん聞き侍る。されば子孫たらん人、よく德をつゝしみ、國ををさめ給はゞ、行末ながく榮え樂しみ給はん事、いく千世までもかぎりなかるべし。

寛永七年庚寅九月　日

貝原篤信謹書

黑田記略上

貝原篤信著

黑田の家は、宇多天皇の御子一品式部卿敦實親王を元祖とす。承平六年敦實親王始て源姓を賜はる。其末流皆宇多源氏と稱す。敦實親王の曾孫兵庫頭成頼、初て江州蒲生郡佐々木の鄕に住す。是佐々木氏の元祖なり。成頼五世の孫佐々木源三秀義も亦近江の國に住し、平治の亂に、源の義朝にくみし、源氏十六騎と稱せし輩の隨一たり。源頼朝初て義兵を起し給ひし時、秀義の子太郎定綱、次郎綱高、三郎盛綱、四郎高綱、兄弟四人、皆頼朝に屬して、戰功多く、勇名をあらはせり。定綱五代の孫宗淸、一名宗滿、弘安二年誕生、從五位下に叙し、左衛門尉に任ず。江州餘湖の海の側、黑田の里に住し、黑田判官と號す。是黑田氏の祖也。延文二年に卒す。宗淸の子を備前守高滿と云、高滿の子出羽守宗信、宗信の子高敎、高敎の子高宗、高宗の子右近大夫高政と號す。皆黑田の姓を用ふ。父祖の世祿を受繼て、江州の守護佐々木大膳大夫高頼、其子近江守氏綱に屬す。永正八年山州舟岡山の戰に軍令を犯して、將軍足利義植公の心に背しかば、江州を去て、備前邑久郡福岡の里に住居す。高政の子を下野守重隆と云。江州佐々木氏に舊好あるによつて、重隆備前より江州佐々木の居城觀音寺に往來し、禮節をつとむ。後に播州飾東郡姬路の里にうつる。永祿七年二月六日病て家に卒す。年をうくる事五十七。法名宗卜と號す。其子美濃守職隆、大永四年備前福岡の城に生る。父のあとをつげり。此時播州御着の城主小寺藤兵衛政職、西播磨の豪右にて、兵をあつむる事數千人、武威を近國にふるへり。職隆も其旗下に屬し、しば〳〵戰功多し。小寺氏是を感じて厚く遇し、明石の城主明石宗和の女を養て己が子とし、職隆に妻あはせ、且小寺の姓と諱の字とを授け、兵權を假して姬路の城を守らしむ。人となり質直にして義を好み、仁厚にして人を

めぐむ。有智有勇武功多し。鰥寡孤獨の窮民をあはれみ、其饑寒を救はんとて、大なる長屋を二作り、貧人を多く招きあつめ、衣食をあたふ。天道は善に福ひし、淫に禍する理なれば、其子孫永く繁榮なるは、かゝる報應なるべし。積善の家には餘慶ありとは、豈まことならずや。天正十三年八月廿二日卒す。壽六十二。法名宗兼と號す。職隆の嫡子を孝高と云。天文十五年姫路の城に生る。母は明石氏なり。孝高初小寺政職の姓を冒て、小寺官兵衛と號す。永祿十六年、孝高二十六歲播州舘野の城主赤松下野守、大勢を率し來て、姫路の城をせめんとす。孝高これを聞、姫路の西一里なる青山に陣し、大に合戰し、わづかの勢を以て、敵三千餘人に打勝、これより勇名大にあらはる。天正の初年孝高のすゝめによつて、小寺政職志を信長公に通ず。孝高も其時より信長公の心に應じて臣屬し、其子松壽を信長公に人質として參らせらる。信長公羽柴藤吉郎秀吉に播州をあたへ、且命じて其國を鎭めさせ、毛利家をうたしめんとす。孝高これが先容をなし、秀吉の麾下に屬して、常に帷幄の中にあり。しば／＼良策を獻じて、其謀あたらずと云事なし。且しきりに先登して武勇をはげまし、戰功あげてかぞふべからず。

一、天正五年秀吉播州に下り給ひて後、所々の敵其を大略打隨へられしかども、西播磨の內、佐用、上月の城主、秀吉に歸服せざる故、同年十一月秀吉佐用の城を攻らる。孝高のはかりごとにて、夜中に三方を圍み、後一方をあけて攻らる。孝高先手たり。孝高城邊に近々と陣をとらる。是を見て城主福原主膳助就、倔強の兵千餘人を率して、孝高の備に突てかゝりけるを、孝高いさみすゝんで士卒を下知し、はげしく戰はれしかば、福原打負て城中へ引籠り、其夜終に城を明て退ける。秀吉の士平塚藤藏後號因幡ひそかに城の後に廻り居て、城主福原主膳が落行ける所を打取ける。主膳が弟伊王野土佐と家老祖父江左衛門をば、

孝高の家臣竹森新次郎これを討取ぬ。今度孝高の働抜群なりとて、信長公甚感じ給ひ、御感書を賜て稱美し給ふ。其後同國上月の城を攻給ふにも、又孝高の戰功群に超たり。

一、天正六年三月四日、秀吉は信長公の命をうけて、再び播州の敵をうたんとて發向し給ふ。其後三木の城主別所小三郎長治と、しば〳〵合戰あり。孝高も毎度戰功すぐれたりければ、信長公より御褒美の御感書を給りける。別所はもとより毛利輝元と一味なりしが、其一族別所孫右衛門は、別府の阿閉の城に在て、秀吉に志を屬せしかば、毛利家より先これを攻べしとて、其勢八千餘人、同年四月朔日舟手より押よせんとす。孝高これを聞て精兵五百人をひきゐて、すみやかに別府の城に入、諸卒に下知していはく、此城人數すくなく、城郭とゝのはざるが味方の幸なり。敵定て此城要害おろそかなるを見あなどり、大勢を率ゐて仕寄をもつけず、責支度をも用意せず、攻よすべし。其時城中しづまりかへつて、鐵砲をもうたず、敵をちか〴〵と矢場に引付、打損ぜざる樣に、頻りに鐵砲を打せ、又弓鐵砲をも持ざるものは、石を多くあつめ置、ひた打に打べし。我は大手の矢倉に上り、敵鐵砲に打れて、おそれたゞよふ時分を見て、太鼓を打つべし。其時味方の諸卒城戸を開きて突て出ば、寄手大勢也といふとも、などか打勝ではあるべきと議定し、敵兵今やよするると待居たり。案のごとく寄手城の有樣を見て、即時に攻落さんとて、楯を一面につき並べ、柵をやぶり塀下につく。城中よりは兼て定めし事なれば、鳴をしづめて待居たり。敵すでに城にのらんとする時、城中より弓鐵砲を雨のふる如く射かけ、大石をなげかけらる。敵是に辟易してたゞよふ所を、孝高能時分と思ひ、太鼓をうたせられければ、城中の兵城戸を開き、鬨をあげ、三百餘人一度に突て出れば、寄手城下に近づきたる倔强の兵は、石にうたれ鐵砲に當りて死し、

殘る者も多くは手を負ければ、防ぎ戰ふべき力なく、即時に敗軍す。あとなる敵も先陣の引に押立られ、一支もせず、大崩に成てぞ退ける。姫路に此事聞えければ、秀吉御悦斜ならず、孝高に感書を給りける。此よし信長公にも、秀吉より言上し給ひければ、秀吉に對して御褒美の御書をぞ被下ける。

一、其頃攝州の荒木攝津守村重、伊丹の邑なる有岡の城に籠りて、信長公に背く。信長公家臣をつかはして、荒木をさとさしめ玉へども、同心せず。其上荒木より御着の城主小寺加賀守政職へ使をつかはし、もとのごとく我と一味して、毛利家に屬し候へかしとすゝめければ、小寺はもとより荒木と一味なれば、志を變じ、又毛利家に從ふ。孝高小寺を諫めらるれども同心せず。小寺氏孝高に被申けるは、我今度信長に叛き、毛利家に屬せんと思ふも、元來我等は荒木と一味にて、彼俄に志を變じて、我をすゝめし故也。荒木もとのごとく信長へ心を屬せば、我等も信長に屬すべし。貴殿は荒木とはもとより知人なれば、先荒木の許に行て、いかにもして彼をいさめ、信長へ引入れ候へと申されければ、孝高荒木が心底はかりがたく、此事いかゞあらんと思はれしかども、信長公への忠節なれば、辭するに及ばずして、十月下旬伊丹へゆき、町より城內へ使を遣はし、事のよしを云入けるに、荒木孝高を城內へ招入、力者を數多隱し置、押へて生捕にし、其まゝ城中に禁獄し置ける。此事姫路に聞えしかば、黒田の一族家人等、職隆に語りけるは、官兵衛殿は不慮に荒木が爲に、捕はれ給ひたる由に候。御孫松壽殿は、先年より信長公へ人質にまゐらせ被置候。官兵衛殿を御たすけ、松壽殿を御捨候て、毛利家に御從ひ候はんか、又松壽殿を御助け、官兵衛殿を御捨候て、いよ／＼信長公へ御したがひ候はんや。御子と御孫の間、いづれを御すて候はんや。御分別候へと申ければ、職隆答ていはく、官兵衛を捨て、彌信長公にしたがふべし。いかんと

なれば、松壽は此方よりおもひ定て、人質にまゐらせ置たれば、信長公にしたがふは我が本意也。官兵衛は荒木をいさめんために行たるを、理不盡に荒木が留置事、荒木が不義是非に及ばざる所也。然れば荒木にしたがひて、毛利家に與せん事、我が本意にあらず。官兵衛殿荒木がために害せられれば、不慮の天災とおもふべし。なんぞ官兵衛をたすけんため、我本意に背き、敵にしたがはんや、とのたまひければ、一族家臣皆尤と感じて、理に伏しける。

一、天正七年孝高三十四歳九月、荒木村重ひそかに伊丹の有岡の城を逃出て、尼ヶ崎の城に入、後に毛利家に行て從ひける。十月信長と瀧川左近將監一益を大將として、有岡の城を攻らる。十一月瀧川左近伊丹の城を攻破る。此時孝高は尚有岡の獄中に居給ひしが、孝高の家臣栗山善助と云者尋來て、孝高を牢より出しける。荒木沒落せしかば、小寺藤兵衛政職も、其科のがれがたくやおもひけん、俄に御着の城を出奔し、中國所々に流浪し、其後備後の鞆に居住して、天正十年に卒す。男子一人父祖の稱をつぎて、加賀守氏職と稱す。其姉妹數人あり。小寺の家亡び、其子かくのごとく零落せる事を、職隆孝高ふかく歎き、秀吉に其父の罪を許し給ひ、其子を我に養子せしめ給へかしと、やう／＼に訖言して、ゆるしを蒙り、備後の鞆に家臣を迎に遣し、小寺氏職並姉妹を招寄、着岸の時は、孝高並舍弟皆海邊に迎に出合れける。兼てより姫路の海邊飾磨津に新宅を作て、小寺を居住せしめ、情ふかく養育せらる。その舊好をわすれずして、いと懇に憐愍せらるゝ事、誠に恩を以て仇を報ずとは、かゝる事なるべしと、世の人感じ思ひける。

一、天正八年孝高三十四歳別所小三郎長治亡び、播州悉く秀吉に屬せり。秀吉仰けるは、姫路の城は、もとより孝高父子の居城なれば、孝高に返し、我身は三木の城に住せんとのたまふ。孝高申されけるは、三木

と申所は、播磨においては偏土にて、御居城に然るべからず候。姫路は播摩の國なかにて、地形廣く平らかなる所にて候。其上諸國への通路よく、殊海邊近く候へば、運送の便あり　然れば當國の主たる人は、必姫路に御在城宜く候はんと被申ければ、秀吉げにもと思召けるが、終に姫路を居城とし給ふ。孝高をば、其後宍粟郡山崎の城に居らしむ。

一、天正九年孝高三十五歳此春孝高のすゝめによりて、秀吉姫路の城を改め築き給ふ。此秋信長公より、淡路阿波を討べき由、秀吉に被仰付ける。秀吉命をうけて、先阿波を平げんため、其身は因幡に在ながら、名代として孝高を彼地へつかはさる。孝高彼地に渡りて、しば〳〵戰功あり。十一月十五日、孝高は阿州より淡路へ渡海し、三好が一族安宅河内守が居城由良の城をせむ。安宅降參して淡路は平ぎぬ。

一、天正十年孝高三十七歳秀吉備中國高松の城を攻らる。城つよくして落ず。さらば水攻にせんとて、川水をせきとめさせらるれ共、水勢つよくして、せき留る事あたはず。孝高に仰て、つゝみをつかせ給ふ。孝高承て、川下の湊にある大船共を、人夫を多くつかはして、二三十艘引上せ、水上に舵を入てつなぎとめ、土手の通りに、二三十艘の舟を透間もなくならべ、其内に大石を多くつみ、船の底をうがちければ、船たちまち沈みける。かねてより、其あたりの在家をこぼち寄、竹木土石を多く集め置たりしを、沈みたる船に投入れ、即時に水をせきとめ、其後土石を以て、難なく堤を築立ければ、堤堅固にして破裂の患なし。日數へぬれば、堤の内に水漸くたゞえて、城をひたせり。城中の人々、初は二階天井などに上り居たりしが、其後には、其上にも又水上り、家々水底になりぬれば、數千人の士卒、高き梢に簀をかまへて集り居たり。かくて、城中悉く溺死に及なんとす。此時毛利家より、高松の城を救はんとて、吉川駿河守元春、小早川左衛門佐隆景、四萬人を卒し、備中國釋迦ヶ峰、不動

ヶ嶽、廟山に陣を取、秀吉の陣所と其間二里ばかり有。其後毛利輝元三萬人を卒し、同國猿懸に陣を取。是は秀吉の陣と四里ばかりあり。毛利家より大軍にて寄來りけれ共、池水ふかければ、城中に相通ずる事成がたし。城主清水長左衛門、其兄月清入道相談し、所詮我等は自害して、城中數千の兵の命を、悉く助けんとて、秀吉の家臣蜂須賀彦右衛門、杉原七郎右衛門へ書狀を遣し、此事を告、其使は筏に乘てぞ出にける。秀吉これを聞て同心し給ひ、其望に任せらる。翌六月二日、迎船を被遣ければ、清水兄弟船に乘て出づ。秀吉より堀尾茂助を檢使に被遣、船中にて切腹す。其後堤を切流し、殘兵を悉く助けらる。孝高此時秀吉に告られけるは、唯今身方は小勢にて、毛利は大勢なり。久しく對陣せん事いかゞと存る也。此間勝に乘たるいきほいを以て、毛利に和睦を相談せば、必身方の勢におそれて同心すべし。某毛利家の陣に行、和睦の儀を申談ずべきよし申されければ、秀吉尤然るべしと被仰、先毛利家の僧安國寺をよびよせて、和睦の儀をいひつかはさる。安國寺歸て其趣を告ければ、案のごとく毛利家よろこんで同心し、やがて又安國寺來り、其旨を述ける。六月二日、孝高命をうけて、毛利家の陣所に行、吉川、小早川に對面し、和睦の事相談じ給へば、兩人いよ／＼同心にて、明朝人質を進らすべきよし、相約してぞ歸られける。かゝる所に、其夜子の時ばかりに、京都にありし信長公の臣、長谷川宗仁より飛脚來て、孝高に直に對面し、此二日京都において、信長公並信忠卿を、明智日向守が殺し奉りたる由、ひそかに申して其狀を捧ぐ。孝高飛脚に向て、さても汝は早く來りたり。信長公御薨去の事、必人に語るべからず。と堅く制して、秀吉の御前に參り、其狀を披露せられければ、秀吉御愁歎淺からず、やゝ有て、其飛脚信公薨じ給ふ事を萬人にかたらば、敵にもれ聞えてあしかりなん、急ぎ殺害すべき由被仰けれども、孝高おもへらく、

彼飛脚一日半夜の内に、六十餘里の路を來る事、是誠に天の使なり。其上殺すべきの科なく、早く來る功あり。是を殺さば、天のせめあるべしとて殺さず。其寢入たるをおこして、我陣屋につれ行、此事彌人に語るべからず、又人に逢べからずと制して、かくしおかれける。夜明て後、孝高より隆景に使を以て、昨日申談候人質早く御渡し候へと、申遣されけれども、其用意仕候とて、とかくして、晝過まで延引する程に、輝元の陣にも、京都より因幡堂の金井坊と云山伏、六月四日に下降し、信長公明智に殺せられ給ふ事を告たりければ、輝元一族家老等をあつめて、羽柴方へ人質出さん事、いかゞ可有と僉議ありけるが、隆景の異見にしたがひ、彌人質を出すべしとて、先内藤越前守を使者とし、秀吉の陣所に遣して、信長公の死を弔ひ、其後吉川元春の二男又次郎經重、小早川隆景の弟四郎元總を、隆景の養子と稱し、此兩人を人質として、此方の陣へ隆景つれまゐられければ、孝高出合、隆景並人質兩人同道にて、秀吉の御前に出らる。毛利家と和睦すでに調ければ、秀吉は明智誅伐のため、急ぎ上方へ上らんとて、六月六日高松を立給ふ。毛利家より已に人質を出し、和議調ふといへども、大軍にて近邊にあれば、信長公の薨じ給ふ時を得て、若秀吉の上り給ふ跡をしたひて、追懸戰はんも、猶覺束なき事なれば、秀吉も此のき口いかゞあらんとおぼしけるが、孝高其外諸人の異見を御尋あり。孝高被申けるは、最前つき留たる高松の堤、城中助のため、すでにほり流し、うは水は引落候へども、久しくせき留たる水なれば、猶殘る水おびたゞしくたゞえ留り候。身方の軍勢引取たる跡にて、彼堤を切おとし候はゞ、大に洗切て大河となり、流れ申べし。水にごり候はゞ、中國勢いかに大軍なりとも、淵瀨見えぬ大河を渡る事成間敷候。川上にまはり候はゞ、本道より數里遠く、殊更難所にて候はん間、大軍を卒して身方の軍勢に追付候事、おもひも

よらざる事にて候。と述られければ、秀吉げにもと思召、即其手立を御用有て、孝高にしんがりを被仰付ける。秀吉發騎の後、孝高彼堤をほり流させられしが、やがて數十間の堤きれ、濁水大河と成て漲落ければ、跡より敵のしたひ來るべき憂なく、孝高心しづかに後駈し、秀吉も御心安く上方へ發向し給ふ。和睦調て後、孝高を小早川隆景へ遣し給ひけるついでに、孝高おもふ子細有之候間、毛利家の旗を二十本御かし候へと被談ければ、隆景不審なる體にて思案せられしが、旗ばかり進候ては御馳走に成まじく候。輝元人數はこゝもとに居合不申候。我等手勢ばかりにて、御供可仕哉と申されける。孝高隆景に向て、御不審尤に候。然共何の子細もなき事にて候。貴殿御上りに不及、旗ばかり御かし候へと、重て被申ければ、隆景しからば御望に任すべしとて、旗二十本に旗奉行指添上せらる。又浮田秀家の家老は、備前の片上まで秀吉を送りて行たりしが、暇こうて歸らんとせし時、是又孝高の才覺にて、旗十本請借て上らる。備前播磨の中は味方の國なれば、旗をしぼらせられけるが、兵庫邊にて、兩所よりかりし旗を盡くはらせ、秀吉の陣の先に立らる。是は敵の方な物見の兵共出ん時、又は合戰にのぞむ時、毛利浮田兩家共に與し、先手として上りたると見ば、敵の氣をうばひ、身方の勇をすゝめんとの手立なるべし。秀吉これを見給ひて、御感悦淺からず、官兵衛が智略、誠の大功也とてほめ給ふ。秀吉すでに、攝州江口邊まで寄來り給ふよし聞えしかば、明智光秀驚て、同十二日山崎の北、勝龍寺の城に入。此時山崎寶寺よき要害なれば、敵にとられてはあしかりなんとおもひ、光秀急ぎ馳行、先寶寺に陣を取べしとて、先手の兵を山崎へ遣しける。秀吉も寶寺を敵にとられじと、早馬五十騎ばかり、いそぎ先へつかはさる。孝高も又先陣として急ぎ馳行、寶寺を取しめらる。其後合戰初りしに、秀吉の軍勢は、山上より押おろして戰ふ。其中

に宮脇長門守先陣して、山上より高きがけをおとしける。大勢これにつゞき乘おとしける。孝高は秀吉の命をうけて、山上へはのぼらず、山の腰を廻り給ふ。これ敵を上下より挾み打んとの事なり。明智は此時、寶寺の下に陣を取て居たりしが、戰に打負て敗北し、又勝龍寺の城に入しかば、御方の兵大勢にて、勝龍寺の城を四方よりかこみ、攻る事急なり。此時孝高も城攻に加り、家人に高名せし者多し。其後孝高名案して、此城、明智が領地丹波の方一方を明て、三方より攻給はゞ、城を落て逃去者多く出來、小勢にならば、籠城かたかるべしと、秀吉に告られければ、尤と思ひ給ひ、其儀に同せらる。案のごとく明智が人數、彼あきたりし方より、夜中大勢落うせければ、明智は城を守る事ならず、其夜城を出て敗北しけり。

一、天正十一年、(孝高三十八歲)四月、秀吉、柴田勝家を討んとて、江州志津が岳の邊におもむき、陣を取給ふ。孝高は二陣に在て攻戰はる。孝高の嫡子黑田吉兵衛長政十六歲なりしが、能敵一人討取、是長政の初陣にて高名の初なり。其後柴田敗軍して、越前北の庄にて切腹す。

一、天正十二年、(孝高三十九歲 長政十七歲)秀吉卿は、信長公の御子織田信雄と矛盾に及び、かれと戰はんため、尾州小牧山に赴給ふ。其隙をうかゞひ、紀州根來雜賀の法師等兵を起し、大坂邊へ打出んとす。秀吉卿のおさへとして、和泉の岸の和田の城に、中村式部少輔を被遣置、又黑田吉兵衛長政、蜂須賀小六家政、赤松下野守、明石左近、生駒雅樂頭等を添番として被遣。然處に三月十二日、根來雜賀の凶徒等、船と陸と二手に分て來り戰ふ。一手は船にて堺表へはたらき、一手は大勢岸和田へ殘りける。長政勇みはげんで攻戰ひ、眞先に進たる敵二人をみづから切ふせ、其外悉く切崩し、敵多く打取らる。此時境表へ動たる敵も、同日の晩又岸の和田へ寄來りけるを、長政再び戰て、悉く切崩さる。此よしを秀吉卿聞給ひ、長政に感書を賜はり、

其後褒美として領地を與へらる。

一、土佐の長宗我部宮内少輔元親、四國を大略打したがへ、秀吉公に服せず。秀吉公彼をうたんために、大勢をさしつかはさる。孝高は、宇喜田八郎秀家、蜂須賀彦右衛門、同小六と共に、讃岐の八嶋に押渡り、牟禮高松に陣を取。高松左馬助が籠りし、喜岡の城を攻落し、又安富肥前守が、虎丸の城をも頓て攻落す。安富が端城、六車宗丹が籠りし、雨嶽の城をも攻亡せり。高松の城の落たるを見て、國中に旗を立たりし城に皆旗を引ける。其外所々の城、寄手を待て防ぎけるが、悉く攻亡され、或落失て、讃州平ぎければ、孝高、宇喜多、蜂須賀、阿波の國へ打越らる。凡職隆、孝高、播州において、近邊の小戰年々にたえず、其外因幡、伯耆、淡路、阿波等の國においても、孝高の戰功、幾度と云事をしらず。

一、天正十四年、孝高四十一歳此ごろは亂世にて、天下いまだ一統せず、殊更筑紫は遠國にて、上方の往來まれなる故、秀吉公の武威、甚さかんなる事をしらずして、其下知に從はざるもの多し。こゝに薩摩の嶋津修理大夫義久は、秀吉公に歸服せずして、薩摩、大隅、日向、三ヶ國を押領し、豐後の大友、肥前の龍造寺と雄を爭ひ、しば〳〵兵を出して近國を侵し、我旗下に屬せしめんとす。秀吉公は是を聞給ひ、左あらば來春は、みづから嶋津を征伐し、九州を平らぐべし。先其間毛利輝元、吉川、小早川並阿波、淡路、讃岐土佐の勢を筑紫へ下し、成次第に敵を平らぐべし。孝高は我名代として、諸將の命令をつかさどり、軍法を正し、合戰をなさしむべしと仰付られ、孝高を軍奉行として、豐前へ被指下。豐前の國は、上方より九州の渡口なればなり。孝高此頃勘解由の次官に任せらる。是よりさき、すでに小寺の姓を改て、本姓黑田を稱せらる。七八月は海上風波あらき時なれば、陸地を下べしと被仰、七月廿五日、京都を立て、山陽道にかゝり、十餘日を經て、豐前の小倉に着、又安國寺と宮木

右兵衛入道も、評定のため孝高に添つかはさる。其後度々御書を孝高に賜はり、軍事を下知し、九州表の形勢をも詩聞給ふ。爰に豊前の凶徒等、上方より軍勢の下るを聞て、小倉宇留津の兩城に楯籠る。小倉の城は、同國田河郡香春嶽の城主、高橋右近が端城也。毛利右馬頭輝元、小倉の城を取卷、孝高相談して是を攻られしに、城主罪を謝して降參しける。其後孝高は小倉の城に居給ふ。吉川、小早川も、小倉より取續、一里ばかり先へ出張て陣を取る。其後孝高、京都郡の内苅(かん)田(だ)と云所に陣替せらる。小倉より三里半あり。吉川、小早川も、同所に陣を取る。苅田より三里ほど隔てて築城郡の内宇留津の城あり。是は覺の新外記といふ者こもれり。小倉より東七里にあり。孝高並吉川小早川の勢かこんで是をせむ。孝高の家臣母里太兵衛はすぐれたる勇士なりしが、一番に攻口を打破て乘入ける。是より諸手の勢我も／＼と乘入しかば、即時に城を攻落し、敵二千餘人籠たりしを、千餘人は首を取、殘る男女三百七十三人をば生捕にし、磔にかけらる。落城の後宇留津に一日逗留し、城をふりすて苅田の陣へぞ歸られける。秀吉公に此よし注進有ければ、御褒美の御感狀をぞ被下ける。孝高其後は豊前國京都郡障子嶽の城を責落さる。是は同國香春嶽の城主高橋元種が端城なり。此時九州の內所々の國士、秀吉公の武威さかんなるをしらず、嶋津に屬して、いまだ秀吉公に從はざるもの多し。これによつて孝高より筑前、筑後、肥前、肥後等に廻文を遣し、秀吉公の武威をのべ、急ぎ味方に參候へ、然るにおいては秀吉公に申上、本領安堵せしめん由を告やり給ひければ、其旨に順ひ、孝高を賴み、秀吉公の赦免を乞て降參するもの多し。孝高其より秀吉公へ被申達ければ、本領安堵せしめらる。是によつて、肥前の鍋嶋、松浦、大村、日向の伊藤など其家恙なし。孝高並其餘の諸將の武勇によりて、豊前數ヶ所の城沒落せしか共、薩摩に攻入ん事は、秀吉公の下向を待べし。其內卒爾の

働すべからざるよし、度々御書を以て被仰下ければ、各其旨を聞て、みだりに發向せず、豐前は上方への要路にて、九州のおさへ口なれば、孝高は香春嶽に陣取て、秀吉公の御下向を待居給ふ。其外御方の諸軍は、同國の內、松山、馬が嶽などに陣を取て、越年しける。

一、天正十五年、孝高四十二歲 孝高去年八月より豐前に在陣し、軍奉行として諸將に軍令をいださる。秀吉公は九州征伐のため、三月朔日京都を御立、陸地を御下り、同二十八日長門國赤間が關に着せ給ふ。翌廿九日、關の渡を越て、豐前の國長野三郎右衛門が居城馬が嶽の城に入給ふ。爰にて軍勢の手分評定ありて、南北兩軍をわかたる。南軍は大和大納言秀長卿を大將として、大和、和泉、紀伊、中國、四國の軍勢、都合八萬餘人、小早川隆景を先陣とし、豐後より日向、肥後を經て、薩摩へ責入べしと被定。北軍は秀吉公みづから大將として、御旗本並畿內、北國、美濃、伊勢の勢都合十萬餘人を率して、豐前より筑前、筑後、肥後を經て、薩摩に攻入べしと定め給ふ。孝高は南軍に屬して、豐後を經て日向に入らる。日向の內豐後境に、高城といふ要害の地に、嶋津家人を籠置けるを、南軍毛利輝元、吉川、小早川備前少將、宮部善祥坊、黑田勘解由、蜂須賀阿波守、尾藤左衛門尉、大友左兵衛督、並豐前國衆取卷て責たりける。又高城より一里程さき、同國の內財部といふ所に、嶋津の端城あり、薩摩の兵共大勢籠り居たり。其方角の海邊に、長宗我部元親等船手の陣所ありて、孝高の陣所を去事一里ばかり也。高城海陸の寄手の下部共、財部の城近き所の山に入、薪を切り、或陣屋の材木を取り歸る所を、財部の城より敵共出て、度々是を追散し切殺し、往來の通路をふさぎて御方をなやましける。四月十日孝高並石田治部少輔、蜂須賀阿波守、尾藤右衛門など船手への見廻として被赴ける時、吉兵衛長政同道せられけるが、長政各へ所望して被仰けるは、明日にも敵の通路切を仕る道に伏兵をおかせられ、敵の出る所を御

討可然候。左候はゞ能次でにて候間、各御指圖次第に只今拙者敵城ちか〴〵參候て、伏場を見置くべし。各は船手へ御見過被成候へとて、士三十騎、足輕七八十人召つれ、財部の城の方に馬を進め、耳川と云川を渡し、馬塲の原と云所を馳行て、耳川より七八町敵の方にすゝみ行れける。長政其邊の地形を見置て、すでに歸らんとせられし時、供に候ける家臣其城の方をきつと見て、敵突て出ると見えたり。爰にては防がたし。急ぎ返て耳川を越え、敵川を渡りかかるを待て打給へと云。長政從者にいさめられ、それより引返されける所に、案のごとく向の山ばなより足輕三百餘人出で、左右にわかれ、道をさしはさみて進み來る。其跡より徒立の武者二百餘人、騎馬の兵少々相まじはり、鬨をあげて道筋を馳來る。長政これを見て、すは敵進來るはとて馬を引返し、かからんとし給ひけるを、家臣共馬より下て、こゝは返し合せ給ふ所にてはなく候。先御引候て耳川をこし、敵に河を渡させ候て御返し可然候と申ければ、長政其儀に同ぜられ引返られたるを、孝高も石田治部少輔等も、遙あなたの山上より見られけるに、治部少輔あざ笑て、吉兵衛若き仁にて候が、能にげられ候とぞ申ける。孝高聞て、治部殿の目には吉兵衛にぐると見え候や、暫待て見給へとぞ被申ける。身方すでに川端まで引退きければ、敵いよ〳〵近く成ける。そこにて長政馬を立直し、鎗を取り、すでに敵にかゝらんとせられし時、付したがひし老功の者、馬の口に取つき、こゝにては勝利有べからず候。急ぎ川を御越し、あの川向ひの川原に有之小塚の上に御馬を立られ候へと申て、しひて馬の口を引退ける。長政耳川を打渡し、此方の川原にかけあがり、小塚の有けるに馬を立、敵を被待ける。然る所に薩摩勢、味方のそらにげをばしらず、誠の敗軍ぞと心得、人馬の足をみだし、しどろに成て追かけ競ひ來けるが、川淺ければ程なく半分は川を越え、少々こなたの地

に馳上りける所を、長政能時分ぞと見合、すはかゝれと下知し、速に敵にかけむかひ給ひける。身方は備を立直し、待かけたる事なれば、するくと突てかゝる。さしもいさんで息をもつかず追來りける敵共、此いきほひを見て、案に相違やしたりけん、少前後に目をくばり、猶豫して進まざる處に、身方の兵機に乘ていさみ進む。長政は大龍寺といふ四寸ばかりの芦毛の馬に乘、眞先にすゝんで川へ乘こみ、川中にて散々に戰ひ、向の岸に敵を追詰切合給ひしが、其中に強力なる敵一人、三尺ばかりの太刀を以て長政の刀を打落し、岸へ引あがりけるを、長政馬に聲をかけ、むながひとひとしき岸を急に乘あげ、脇指を抜て切合、終に其敵を打取らる。猶敵數多の中へ馬を乘入被戰ける。大將かやうに自身に切合、所々手負給ふ上は、相從ひし兵共、只今を最期とおもひ、傍目もふらず、大勢の中にかけこみ、入亂れ相戰ひ、勇猛をふるひ、一騎が十騎にも敵するほどのいきほひなれば、敵大勢なりといへども、散々にもみ立られて、心ならず川よりあなたに引退く。身方の兵いよいよこれに力を得、をめき喚て攻かけ、忽に究竟の敵多く、討取ければ、大勢の敵右往左往に切散されて、終に總敗軍と成て崩れける。身方勝に乘て三四町ばかり追打にし、漸城近ければ、殘る城中の敵共助來らばむづかしかるべしとて、それより備を丸め、手負を助け、耳川のこなたに引取り、勝鬨をあげさせ歸られける。長政敵を追打にし給ふを、孝高彼山の上よりはるかに見て、うれ敷思ひ、石田に向つてあれ見給へ、治部殿。さきに吉兵衛よくにぐるとて御わらひ候が、先刻退きたるは、わざと敵をおびき出し、川を半渡る所をうたんとて、たばかりて引たるなり。あれを能見置て、貴殿かさねて後殿をし給ふ時の手本にせられ候へと被申ければ、さしも辯才ある三成も、詞なくして居たりける。長政今日の働を大和大納言秀長卿聞給ひ、褒美の狀を孝高に賜り、

やがて秀吉公へ言上し給ひしかば、御感悦淺からざりしとなり。其後薩摩の嶋津も、秀吉公の兵勢を見て、敵しがたくやおもひけん、降を乞て秀吉公の陣中に伺候しければ、九州悉靜謐し、秀吉公歸陣し給ふ。かゝりければ九州の地をわかちて、勳功ある諸將に賜りける。中にも豐前は郡の内六郡を以て孝高に賜りぬ。秀吉公初より孝高の才智を知り。其謀を用ひ、或代官として敵をうたしめ、終に天下を草創し給ふ事、ひとへに孝高の功なれば、其恩賞莫大なるべきに、孝高の大志あるをきらひ給ひ、其上石田治部少輔等の權法も、孝高の高才ありて我にへつらはざる事をそねみて、時々讒をかまへければ、其功大なりといへども、恩賞を厚く施し給はずして、終に大國をば給はらず。

一、孝高、其後豐前へ入國し、領内の仕置を沙汰せらる。かゝる所に肥後の國士共、國主佐々陸奥守に背く者多く、所々に兵を起し、殊に陸奥守が居城熊本と山鹿と云端城の間敵多くして通路絶し候。山鹿の城兵粮盡て難義に及ぶ由上方へ聞えければ、筑前筑後より兵粮を入べしと、秀吉公より孝高へ被仰付、是に依て孝高は、肥後の亂をしづめんために、小勢にて筑後の久留米まで行給ふ。隆景も筑前より久留米に來り、兩人相談し、山鹿へ兵粮を入れ、敵をしづめんと謀を廻らさる。秀吉公より度々御書を給はり、肥後の亂をしづむべしと命ぜらる。孝高肥後の亂をしづめんため、先筑後まで行給ふ。其隙をうかがひ、豐前の國士等所々に兵を起し、各城に立籠るよし、十月朔日追々に長政の居城馬が岳へ告來る。凡信長公秀吉公の國郡を給る事、其國郡の内にいまだ敵ありといへども、是を切取にせよとの事なり。豐前の國士時枝の城主時枝平太夫、其弟宇佐の城主宮成吉右衛門、廣澤の城主廣澤民部大輔等は、孝高豐前入國の刻、早く出て旗下に屬しける。其外國中にいまだ孝高に不從者多かりしが、孝高の留守をう

かゞひ、能時節とおもひしにや兵を起しける。長政これを聞き、馬が嶽に在合し勢を引率し、朔日の夜馬が嶽を立て、夜中に六里ばかり馳行、夜明て上毛郡安雲村朝日嶺と云所に馬をとゞめ、其邊の國士共の證人を取置、それより段々に敵城を攻落さる。中にも緒方氏、如法寺氏など云者共敵をなし、其端城日隈、高田と云兩城にも敵籠れり。長政兩城を速に攻亡し、兩人共に兩所にて打破取ける。かゝりければ國士共にも降參を乞ひ、長政に屬する者も出來るなり。又從はざる者をば攻亡さる。中にも野中兵庫介が一族家人共籠りし下毛郡犬丸の城を、長政即時に攻落し、數百人討取らる。相殘る千五百人をば命を助らる。是に依て家臣小林新兵衛を使として、討取し首を持せ、大阪へ献せらる。秀吉公大に悦んで感書を孝高長政に給はり、秘藏の御馬を長政に被下、小林新兵衛にも御刀を被下ける。鬼木掃部、伊藤田氏、中尾氏、山田大膳、山田常陸介等も打亡さる。八屋刑部が城をも攻落され、城主は行方しらず。又野中左京大夫、其弟兵庫介は、國士の內にては大身にて、殊に勇氣人にすぐれしが、左京は長岩の城にこもり、兵庫に鷹股が嶽に立籠る。兩城共に堅固なりしが、長政彼等が城をせめんため馳行給ふ。野中も城より出て防戰ひしが、長政大に勇戰し、敵を切崩し、悉く城へ進入らる。其日長政の方に、首多く打取高名せし家人多し。野中が城は要害よく難所なりしが、家臣栗山四郎右衛門に命じて、攻落させ、野中亡びぬ。又加來の城福島の城にも敵こもれり。孝高、長政、押寄て責らる。城中の者大將をうつて降參す。豐前國中の地士共、大勢數ヶ所に立籠り、叛逆しけれども、孝高長政每度武勇をはげまし、逆徒の大將ことごとく計取、降參するものは許し給ひしかば、十月初より極月まで領內悉く平ぎぬ。秀吉公御書を給りて、其功を感じ給ふ。

一、天正十六年（孝高四十三歳長政二十一歳）孝高長政、初は馬が嶽の城

に居給ひしが、此頃はすでに下毛郡中津川の城に移居り給ふ。豐前の城井中務浩房と云國士、强敵にて、要害のすぐれてよきをたのみ、服せざりしが、孝高長政の武威敵しがたくやおもひけん、去年小早川隆景、毛利壹岐守、安國寺を頼み人質を出し、罪を謝して降參す。され共常々亂妨をなし、所々放火し、惡逆をなしゝ者なれば、終には國のあだと成べき者なりとて、孝高長政相談し、孝高此正月又上使として肥後へ行給ひし留守に、長政に目見えに來りしを、長政自身切殺し給ふ。其子彌三郎は孝高につきて肥後にありしが、彼地にて誅せられぬ。

黑田記略上終

黑田記略中

天正十七年、孝高（今年四十四歳）領地を長政（今年二十二歳）に讓らる。孝高かねて秀吉公へ隱居の願ひを被申上けれ共、敢て御許容なし。孝高猶默止がたくて、北の政所をたのみ、内請つよく被申ければ、采地を長政にゆづる事は願ひのごとく相叶へり。然れ共、孝高の才智ををしみて、年いまだ五十にもみたざるに引こみ、安樂に居らんとならば叶ふべからずとて、隱居は猶ゆるし給はず、常に左右に置て謀を問給ふ。孝高はやく官職を辭し、祿を讓り玉ひしは、其大志有て才略すぐれたるを、秀吉公忌み玉ひ、且治部少輔等も孝高の功名才覺の人にこえたるをそねみければ、其讒をさけ災をまぬかれんため也。是明哲にして身を保つの道なるべし。六月十七日、吉兵衛長政從五位下諸大夫に叙し、甲斐守に任せらる。

天正十八年、相州小田原の北條氏政は、坂東八州を押

領して秀吉公の下知に隨はず。依て去年の秋冬兩度秀吉公より使者を被下、上洛すべき由被仰遣さいへ共敢て同心せず。然る故去年より諸國の軍兵を催し、當春北條征伐のため關東へみづから御下向有べき由觸らる。國々の軍兵都合二十六萬餘人、追々に東國へ下る。秀吉公は三月十九日都を立。同二十八日伊豆の三島に着給ふ。長政豐前に居城せらる。九州は關東に遠ければ、彼地の諸大名皆小田原陣に向はれず、但孝高は小勢にて秀吉公に從て發向せらる。是秀吉公計略の助さし給はんため也。四月朔日寄手十餘人箱根山を平押におしあがり、小田原の城を取圍み、晝夜謀なく攻近づく。流石關八州の勇士多く籠りければ、日々に攻れ共落城せず。程經て後、孝高並小早川隆景敵の機屈したる時節を考へ、今はや和議を御調被成よき時分にて候。家康は北條と緣者にて御座候間、家康と御相談被成、和議に被成候はゞ、必同心可仕由被申上ければ、秀吉公より家康公へ御相談のため、孝高を御使として度々被仰入ける。或時孝高使をつとめて、家康公の御家をたゝれしあとにて、家康公西國にて第一の弓取は黑田勘解由なるべしと御稱美有けるとかや。此時は孝高、いよ〳〵家康公へ參りて拜謁し、君德ある事をしりて、慶長四年の春大坂の奉行衆家康公に叛し時、同五年石田か亂の時もはやく家康公に從はれし也 初め秀吉公より、羽柴下總守石田治少輔を以て氏政氏直降參せば、伊豆相模國を賜るべき由城中に告やり給へ共、北條同心なし。是に依て孝高に和議を調べき由被仰付、孝高は北條へゆかりなければ、北條安房守が役所の內へ家臣井上平兵衞に矢文を射させ、此旨を告やり給ふ。安房守是を見て氏政に此由を告、降參有べき由頻にすゝむ。其後孝高の方へ北條より使來り、又孝方よりも井上平兵衞を使に被遣、是に依て和議調ひ、氏直、家康公の御陣所へ來り、降參をこはれける。家康公の御指南にて、氏直より孝高と羽柴下總守を以て、氏政以下城中の兵を御助候はゞ、明日城を開渡すべき由秀吉公へ被申上、秀吉公先是を許して城を請取給

ふ。氏政、氏直降參の後、氏政切腹被仰付、氏直は其死を御赦免あり、士卒も悉く命を助給ひける。孝高の和議をつかさどれるを謝せんため、北條より其家に秘藏せし、頼朝より以後鎌倉將軍數代の記錄東鑑と云書、日光一文字と云刀、北條の白貝とて名譽の法螺の貝を孝高へ送らる。東鑑は其比までいまだ世に傳はらず。秀忠公の御時、長政より被指上しと云。今世間に流布の本は、是よりひろまりしとぞ聞えし。

一、天正十九年、秀吉公來年朝鮮國を討んとて軍兵を催さる。長政も朝鮮へ渡海のため、先中津川にて兵船を多く作らせ、船頭舵取水手等まで皆えらび用ひられける。

一、文祿元年三月朔日より、諸國の軍兵朝鮮に渡らんため、筑紫に赴きける。長政は軍兵凡五千人をつれらる。秀吉公は三月二十六日京都を立、肥前名護屋の軍營に留り、彼地にて三韓征伐の下知をなし、異國には渡り給はず。孝高は是より以前既に豐前を長政にゆづられければ、此度渡海に及ばず。然れ共秀吉公の帷幄の謀臣なれば、名護屋に留め置、軍の計策評定に加へ給ふ。此時長政の家臣母里太兵衛に太閤より仰けるは、先年、中國、四國、九州の先陣として、數度勘解由を遣されし時、其先手をば毎度太兵衛勤め手柄をせし由聞召さる。今又朝鮮へ先手として甲斐守を被遣、太兵衛も供可仕なれば、今度彌忠を勵すべきためとて、拔身の鎗十五本被下、是を此後は毎度出陣に持せ候へと被仰出ける。太兵衛は規模ある御ほうびを蒙り、面目身にあまりける。今度朝鮮へ被遣先陣の大將には、一番小西攝津守行長、二番加藤主計頭淸正、三番黑田甲斐守長政、其外士卒都合十萬餘人とぞ聞えし。諸軍勢卯月十二日辰の刻、名護屋より船を出し、翌朝壹岐の風本に着、逆風烈しく吹ければ、風波のしづまるを待居たり。翌日波は猶あらかりけれ共、風少し吹よわりければ、小西攝津守

思ふやう、風波しづまらば、諸船皆纜を解て發向すべし。我ひとり諸人に先立て朝鮮に入、第一の功を立んとて、其夜子の刻ばかりに諸將にしらせず、ひそかに船を押出し、明日午の刻對馬豐崎に至る。長政清正其外の諸將、小西が船の見えざるに驚て船を出し、五六里も來りぬらんとおもふ時、又逆風はげしく吹て風本に被歸ける。さる程に風少しづまりければ、清正長政其外諸將追々に朝鮮に押渡る。長政は小西より一日おそく朝鮮に着きける。小西釜山浦の城を攻落たる由、長政船中にて聞き、小西が攻取りたるあとをふまんも詮なし、釜山浦より西南の海邊金海口より攻入んとて、金海の城近き港に船をよせらる。日本人寄來るを見て、金海の城より先番船を多く出し置、陸には朝鮮人一萬四五千ばかり、五備にして磯近く出て待かけたり。長政の先手の兵共、先番船にこぎよせて敵を多く切ふせ、兵船五艘切取ける。長政下知して、先手の足輕惣勢にははるかに先立、磯近く船をよせさせ、其半分は早く船よりおろし、小高き所に鐵砲をかまへ、殘る足輕を其頭共つれて船よりあがり、馬共追おろさせて打乘、其邊に備を立ける時、跡なる惣勢五備難なく陸へあがりける。是は惣勢船よりあがる時、敵にふせがれまじきため也。先手の足輕共、鐵砲をきびしく打懸けるに、敵陣少騷ぎ立ける。長政是を見て貝をふかせ、再拜を取てかゝり給ふ。此時長政の諸士高名したる者多し。朝鮮人の備亂て敗軍しけるを、身方勝にのり、追討にしける。身方の士共首とらぬ者は稀也。敵は大勢なり。長追なせそと下知し、頓て被引取ける。敵は悉く金海城に引入ける。此城は金海府使徐禮元と云大將守りける。長政其邊の麥をからせ、それを以て城の堀を埋させられしに、即時に高き城さひとしくうめあげける。是をふみこえて、士卒悉く城に乘入しが、城中より散々に討ける故、石垣に乘たる者共は皆一二ヶ所手を負たり。其上日既に暮に

及びければ、先人數を引揚よと下知し、悉く引取ける。其夜長政ひそかに人數を引率し、埋たりし堀の上を通り、東の方なる大手の門の邊を打破り、俄に攻入られける。城中の敵大勢なれば、西の方をば態あけてせめず。凡如水長政の城攻の法は、必一方をあけて攻給ふ。是は孫子が兵法に圍師必闕といへる意なるべし。敵初度の合戰に打もらされたる者共は、機をうばはれて動かず、殘る兵は防戰ふといへども、長政士卒を勵し進め給ひ、士卒もいさみ戰へば、敵終に打負、大將徐禮元西面のあきたる方より落行ければ、即時に城を乘取られける。此時長政の家人黑田三右衛門、黑田次郎兵衛、大手より一番に攻入、搦手よりは曾我部五右衛門先立て乘入ける。かくて城を燒拂ひ、勝鬨を執行ひける。

一、小西は一番にはやく都に入り高名せんとて、道筋の城には手をかけず、直に都に入る由聞えければ、長政は小西が通りし道の城々を攻落し、後陣の身方を心安く通さんとて、大道筋へ出給ふ。中にも昌原の城に敵大勢籠りけるを、長政日夜是をせめ、數度戰ひ城を乘取り、五百餘人打亡しける。長政道筋の城々を攻落し給ふ故、あとより來る後陣の大勢、難なくして都にはやく攻入ける。

一、釜山浦より王城漢城府まで、日本の路程八十八里あり。長政日夜間斷なく押行給ひしか共、所々の城を攻られし故、金海口より十四日を經て王城に着給ふ。是よりさき、王城の敵は日本人の來るを聞き、戰はずして悉く逃去りぬ。

一、朝鮮既に破れしかば、定て大明より援ひのため大軍來るべし、小勢にては敵しがたかるべしとて、又軍勢を日本より渡さる。備前宰相秀家を大將とし、三奉行は軍奉行たるべしと定らる。先陣は加藤清正、小西行長、兩人勸むべき由、兼て被定といへども、自今以後黑田長政を加へ、三人にてかはる〴〵つとむべき由重て被仰遣、秀家并三奉行朝鮮の都に着て、諸

將をあつめ軍政を定め。諸將各貴行ふべき海道を議定せらる。長政は都より西黄海道を謂取り馳行給ふ。先陣既に黄海道の境まで押行けるに、名護屋より太閤の爲め御使孝高朝鮮へ渡海し都に入て、諸大將に太閤の命を告て軍法を述らる。長政此由を聞き父に對面せんとて、扈從ばかり召つれ、又都へ入られけるに、黄海道のおくより敵數萬出て、長政の先陣を圍む由告來りしかば、孝高に對面し、早々都を立て終夜馳行給ふ。先手の兵大敵に行あたり、鐵砲にて打はらひ、漸くに引取る處に、敵大軍にて競かゝり、難儀に及ぶ由長政へ注進す。長政急に馳付らる。先手の引たる所、松山にて伏兵有べきかと敵其心えなく思ひけるが、ひかへて進み來らず、長政も先手の在し所に來られける。かくて長政の先手母里太兵衛、栗山四郎右衛門、井上九郎右衛門、黒田三右衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛等、敵にかけ合せ戰ひける。長政旗本の備を以て横合にかゝり突たてらる。敵大軍なりしか共、身方は大將も士卒も志を一にして、命をかぎりに勵ければ、切崩されて敵悉く敗軍す。小西は今日討取切すてし敵何百人と云數をしらず。小西は平安道を講取て行けるが、川むかひに嘉山と云城あり。其前に河あり。日本にはなき程の大河也。小西船なくして渡る事なりがたく、徒に日數を經ける。小西方より長政へ、朝鮮の王嘉山にある由告たりければ、長政平安道へ押行、其夜は小西が陣のこなたに宿し給ふ。敵城は大河をへだて、程遠くしてさだかには見えねども、宵より城中に續松をともして走廻り、物騷かしき體也。是は小西が陣のおこたりを見て、敵城より商彥伯と云者を大將として、小西の陣へ夜討をかけんとの催しなりし也。其曉方に敵は城を出て船にのり、瀨を渡て河を越、小西が前陣をうつ、小西が勢おどろきみだれて討るゝ者多し。長政は敵城のありさまを聞て、寢入らずして臥給ひしが、小西が陣の方へ鬨の夥しきを聞き、鎧を取て着、飯を

食し、かねてより鞍置たる馬に打乘被出ける。相從ふ兵もつゞいて驅出ける。さる程に夜もやう〳〵明がたになり、東雲はやゝしらみ渡る。川ばたを見渡せば、朝鮮人一様に白裝束にて三千人許川の洲に群り、又北の方の流洲に千人ばかり、南の方に六七百人、三所に備たり。長政の先手の兵二千ばかりの敵に驅向ひ、鐵砲を以て打すくめ、後藤又兵衛吉田六郎太夫、戸田平右衛門等、一番にかけ入て戰ひける。長政小勢なれ共、士卒命を惜まず戰ひければ、敵防かねて過半河へ逃入、死する者も多かりける。是に依て小西は虎口の難をのがれける。長政矢疵二所負て、馬も疲れければ、東の方小松の少ある所に引取り、馬の足を休らる。敵より射る矢雨の降るがごとし。長政又敵の中へ駈入られければ、相從ふ兵皆一度に突てかゝり數百人討取、殘る敵をば多く河へ追はめける。大河底はやければ水におしおとされて、死する敵數をしらず。其間に敵も度々返し合て戰ひける。長政の家臣黒田次郎兵衛等討死す。長政家臣共の死するを見て、河中へ馬を乘入、みづから敵數人切て落し給ふ。敵半弓を以て長政の左の臂を小手かけて篭中射通しけるを、長政怒て其矢をばぬかずして、射たりし敵を目がけ、水のふかみに馬を乘入り二刀切給ふ。其敵は李王理と云者なりしとかや。敵もつよく戰ひけれども、宗徒の者多く討れ、少引色に見えけるを、身方勝に乘ていさみかゝり敵を追崩し、生捕も亦有之。今朝の合戰に長政の家臣井上九郎右衛門、栗山四郎右衛門、母里太兵衛、黒田三左衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、菅六之助、吉田又助等を先として、偏强の勇士共いづれも命をもしまず防ぎ戰ひ高名しける。淺瀬のある所より敵共逃て歸りけるを見て、日本人初て此河の淺瀬をしりぬ。其後彼淺瀬より城下に押寄ける。其夜城の大將尹斗壽金命元など云者、兵具石火矢等を池水にしづめ、後の城戸より士卒と共に城を出て、順安と云所へ落行ける。長政

此城に三四日休息し、又黄海道に赴き牛峯と云府中に在城し、其國の軍政を執行ひ、其邊に日々動て敵を退られける。

一、其後惣大將秀家より、相談すべき事あり、各都へ來り給ふべしと、諸大將へ觸られければ、諸將皆都へ被相集、惣大將並三奉行の詮議にいはく、各御手柄にて所々の城没落す。然れ共朝鮮は元來大明へ屬したれば、定て大明より加勢を出すべし。然る時大明人と戰はん手立、面々如何思ひ給ふぞと問はれける。孝高も其座に居られしが、是を聞き、仰のごとく朝鮮のやぶれをきかば、大明より援の兵來るべし。都より釜山浦へは十日路有之。日本の通路遠く、運送不自由には候へ共、朝鮮を切したがへたる規模にて候へば、都を捨て歸らん事本意なく候間、秀家並に諸大將は都に居給ひ、是を根城とし、都より大明の方へ一日路程に取出の城を數ヶ所かまへ、人數を籠置、大明の兵攻來らば都より助勢を出され、勝負を決せられ可然と存也。都より數日を經て行、すゝみ過て遠き所に城を取らば、大明より大軍出來る時、都より助の兵遣す事成がたかるべしとぞ被申ける。小西攝津守すゝみ出て申けるは、かほど朝鮮人を大勢討殺し、敵恐れて逃去りぬ。もはや朝鮮人は出て戰ふべからず。大明に加勢をこふとも、大明の王數萬人の命を朝鮮王へあたへて加勢有べからず。其上朝鮮と大明との境に、鴨緑江とて大河あり。大明より大勢の人馬兵粮諸道具等を渡し來らん事成がたかるべし。各はいづれになり共城を御取候へ。行長はなり次第大明ちかくまで押行、城を攻落し籠り居るべしとぞ申ける。孝高重て被申けるは、王城より程遠く居城し給はば、大明の大軍出來る時、四方を取圍み堅固に居城を付、後詰の來るべき道筋を指ふさがば、身方五萬七萬の人數にては敵しがたかるべし。諺にも用心は臆病にせよと申事の候へば、都近き所に居城然るべし。敵の大軍防ぎがたくして引退んも見苦し、

第一は身方のよわり、日本の恥辱也。軍法を憐にし、後悔なき樣に然るべしと由されければ、小早川隆景聞て、孝高の被仰處尤也。都より遠く出城を被遊候事、必後の憂有べしとぞ被申けれ共、小西同心せず、大明の兵出たり共恐るるにたらずとぞ申ける。長政も都へ入り軍の評議に加はり、又もとのごとく黃海道に歸り給ふ。其後小西は都より日本の道程五十里出て、平壤の城をせめけるに、城中大勢にて要害よければ攻煩ひて居ける所に、長政大友義統をさそひ、平壤へ押よせ、終に攻落さる。小西はかねてこのみしごとく、平壤の城大明への手先なれば是に居城す。

一、孝高は夏より秋に至るまで、朝鮮に在陣せられしが、病有て長陣に堪がたき由、太閤聞召、御書を賜りしかば、其旨に隨ひ歸朝し給ひける。

一、小西が居城平壤は、都より程遠ければ諸將是を捨て、都近く居城せんも快からず、都より平壤迄段段につなぎの城を取て居城せらる。平壤より日本路十四里此方鳳山に大友義統、鳳山より日本路七里此方龍泉に長政の家臣小河傳右衛門、龍泉の南白川に長政在城せらる。龍泉より六里此方平山に小早川隆景の家人を被籠置、平山の南江陰に長政の家臣栗山四郎右衛門、平山より三里此方牛峯に小早川秀包、牛峯の六里此方開城府に隆景在城し給ふ。それより都まで日本路十五里あり、其間に城三あり、皆隆景の一手籠れり。元利元康も都近き城に居らる。凡都より西大明の方平壤まで、五十里の間に城數十三なり。

一、文祿二年、去年朝鮮王より大明の神宗皇帝に加勢をこはれける。是に依て正月三日、大明の大將李如松五萬人を率して安定館に着。朝鮮の軍兵馳加りて都合二十萬餘人、同六日小西が守りし平壤の城へ押よする。大明の大勢小西が城を取圍み、きびしく攻たりける。小西並其餘の兵合一萬五千人籠りしが、一萬人はうたれ、五千ばかりに討なされける。李如

松が計にて後一方を明て攻ける。小西力盡て大友の勢と一にならんと、正月七日夜半ばかりにひそかに城を明て退ける。孝高隆景の未然をはかりて、すゝみ過て在城せば、大明より大軍來らん時防ぎがたかるべきよし、かねて申されし事たがはず、まことに先見の明なりと、今こそ思ひしられけれ。小西は大友が城まで引退て城中へ入ければ、大友は大明より大軍來るよしを聞て防がたく思ひて、既に都をさして引しかば、城中に一人もなし。小西暫休息して又夜半に城を出ける。漸夜明がたにさきの山間を見れば、中白の旗みえたり。是は長政の家臣小河傳右衛門が籠りし龍泉の城也。小西さては黒田はいまだ引ざりけりと、士卒皆力を得て悦びける。江南人小西があとをしたひて追ひ來る。小河傳右衛門是を見て、足輕頭兩人に鐵砲百丁相そへ、小西が迎に遣しける。小西我手の兵共は一昨夜より大敵をのがれ、長途につかれたり、殿してたべと云ければ、兩人跡備して鐵砲透間もなく打せけるに、敵散々に打立られ引退く。扨こそ小西は難なく小河が城に引入ける。小西大に悦び、大友大勢にてさへ敵をおそれ引退きしに、傳右衛門小勢にて城を持こたへたるを感じ、傳右衛門が勤を太閤へ言上しける。かくて小西は王城をさして引退けるが、路にて長政に對して云けるは、大明の大勢やがて責來るべし、小勢を以て此地に待うけ防ぎ戰給はん事叶ふまじ。我と同じく都へ引退き給へかしと云ければ、長政答て云、いまだ敵の旗をも見ずして退ん事武將の本意にあらず、貴殿は先日の合戰に辛勞し、士卒も多くうたれ、手負も多ければ、早く都へ歸り士卒を休息させらるべし。我等においては爰にて、大明人と戰て勝負を決すべしとぞ被申ける。

一、正月十日の曉いまだくらかりしに、長政の居給ひし白川城へも敵大勢寄來る。長政兵に下知し、唐人を城下に引付、本陣より鐵砲を打かけん時、塀うら

の諸卒皆一同に鐵砲を一放つゝ打て、即城戸をひらき打て出べしと定めらる。案のごとく敵大勢塀下に寄來るを、本陣より鐵砲を打出しければ、塀の內にありし兵ども、皆鐵砲を一放つゝ放しかけける時、城中の惣軍城戸を開き、一度に切て出で、責戰ふ。城中より出て戰ふべしとは、敵思ひよらざりしにや。不意を打たるに驚き騷ぎ、さしも大勢なりといへ共、防ぎかねて見えし所を、長政士卒に先立てみづから動らき、散々に防ぎ戰て、身方をいさめられしかば、兵共我おとらじと勇み戰て、終に大敵を即時に追崩しける。此時長政の家臣分捕したる者多し、其後都より安國寺を使として、隆景長政秀包都へ被引入候へと申被越けれども、敵何十萬騎來ればとて旗色をも見ず、聞おぢしてにげ去る事本意に非る由にて、三將共に同心なし。其後又大谷刑部少輔隆景の居城まで來り、是非被引取候へと理を盡して申ければ、長政隆景秀包正月廿日に王城へ引入給ふ。此度小河傳右衛門働の事太閤聞召れ、甚感じ給ひ、豐前の國の公領妙見龍王にて壹萬石あたふべし。先歸國仕候へと被仰遣傳右衛門歸りけるが、朝鮮にて病おこり、對馬にて死したりける。

一、正月十六日、大明の大將李如松十萬騎を卒して開城府に來り、王城をせめんとす。大勢をば開城に殘し置、南兵二萬人を前陣とし、朝鮮人を後陣として寄來る。諸將彼と戰はんとて詮議有しに、長政頻に先陣をこはれけれ共、隆景老功の將にて先陣をしひて乞請られしかば、長政の望かなはず。立花左近將監も隆景と一手なりしが、夜中に都の外敵の來る方の張番をつとめられしに、李如松が先手と夜中に行あたり散々に戰ひ、立花家にて倔强の士七十三人即時にうたれ、左近將監は鎧に立所の矢簑の毛の如し。長政是を聞付て有合し家人召連れ、速に立花陣所へ馳行、殘る家人も追々に馳來り、長政大にいさんで敵をはげしくふせぎ給ひければ、大明の先手退きけ

る。夜明て隆景並久留米侍從秀包、毛利大藏大輔、立花左近など皆隆景の一手なりしが、李如松と大に合戰し、李如松打まけ退ける。朝鮮の都軍とは是也。李如松は開城府の城に引こもる。

一、王城より一里西南に大河あり。其邊に大明の兵城をこしらへ楯籠る。王城にありし備前中納言、前野但馬守、加藤遠江守、並三奉行前日の都軍の手に不合事を殘念におもひ、此城を攻落し手柄を顯はさんとて、其勢二萬ばかりにて攻寄らる。數小勢なれ共、城を堅く守りつよく防ぎければ、身方の手負死人千人に及び、力なく都へ被引退ける。長政これを聞き、今日の軍は身方武略つたなく、敵にあざむかれし故にこそ攻損じて敗軍しつらん。敵能戰ふといふ共、小勢なれば何程の事かあらん。明日我一手にて押寄、敵出合ば打取んとて、其翌日只一手の兵を卒して打向はる。昨日大勢にて寄たりしだに打散じたるに、それにもおそれず、今日小勢にてよするはいか樣强敵なるべしと思ひけるにや、終に出て戰はず。防矢少々射かけたるまで軍はせざりける。長政退給ひては敵悉く城をあけ、舟に乘て開城へ引入ける。

一、或時長政の先手の兵三千計にて、日本の路程四五里程西へ動けるに、敵二三萬許三所に備て有しを、長政の兵共追散さんとて、鐵砲少々打懸、煙の下よりごつとかけ入り縱橫に馳廻はり、はげしく戰ひ、暫時の間に敵二百餘人討取り、御方にも手負死人多し。かくて申の時に及べり。只今より日本路四五里を經、しらぬ所を夜中に都まで歸る事成がたかるべしとて、小山の有けるを見立て、其夜は其山上に宿陣しける。用心のために遠見をさせけるに、夜半の比より遠き所に火多く見えて、次第に近くなる。是は身方こゝに宿したるをしれるにや、敵の寄來るにぞ有ける。今晝戰ひを初めし時、飛脚三人長政へ遣しけるに、其曉がたに長政の馬じるしほのかに見えたり。敵は東の坂口に寄來りけるを、身方より鐵砲を先に

出し、敵二三十間ほど近づく時、鞍の前輪を目當にし一放つゝ打せ、それを相圖にして煙の下より一同に突懸る。長政もやがて馳付て、千餘人を卒し後より切て懸られければ、敵うちまけ西南をさして引退ける。長政案内もしらぬ異國に數里の路を夜中に早く馳來り救ひ給ひし所、士卒虎口の難をばのがれにける。此度の合戰に番手の頭分三人、騎馬の士二十餘人、足輕以下二百餘人うたれにけり。敵をも數百人討取ける。此戰の始終をば、取分他家にも褒美しけるとぞ聞えし。此時寄たりしは大明人なるが、冑は丸くして、椀をうつぶけたるがごとくなるを一樣に着、過半は半弓を持、或戈を持、又は柄の長三四尺有て、其さきに長三尺斗の鎌を付、くさりの先に、大さ二百目めほどなる、四角三角樣々の形の鐵を付て人を討ける。當りける所は甲冑も打くだかれける。

一、秀吉公より又淺野彈正と孝高を朝鮮へ被遣、諸將の陣所つなぎの城、軍勢の兵粮等、軍令の事共、諸大將へ被申談ためなり。

一、大明の石司馬は、沈惟敬を朝鮮へ遣し、小西行長に對談せしめ、和議を調んとす。小西七ヶ條のこのみを書て、此議を調候はゞ同心すべしと云聞せける。惟敬盡く領掌す。小西並三奉行より名護屋へ申上ければ、太閤喜悅し給ひ、其儀ならば軍をやめて、朝鮮在陣の軍勢釜山浦迄引取べし。又李將軍も日本勢都を出ば、軍勢を引て大明へ歸るべしと定めらる。是によつて四月十八日、日本の諸大將王城を引退かる。此時長政殿をつとめらる。李如松は其後やがて王城へ入替たり。

一、孝高と淺野彈正は、東來邊に逗留し、太閤の命を諸將に傳へらる。太閤より兩人へ被仰遣けるは、先日加藤遠江守、長岡越中守、長谷川藤五郎、木村常陸助、小野木縫殿介、牧村兵部大夫、屋內膳正七人にて晋州の城をせめ、身方多く討れて敗北す。若此城を責落さずば、日本の耻辱なるべし。大明と和

議調ひし上は、日本勢釜山浦まで、引退き暫休息し、諸將一同に晋州の城を攻破り、城主牧使が首を取り、其上にて和議を調ふべし。軍の事黑田勘解由、淺野彈正兩人に進退すべしと被仰（太閤記に、此時秀吉公より朝鮮在陣の衆中に被遣たる御書并如永彈正より都にありし三奉行衆へ送られし書狀あり、皆僞書なり。且此時孝高いまだ剃髮し給はず。）王城より東來へ秀家來り給ふ。孝高彈正出逢て太閤より被仰越し趣を述て、晋州の城攻の事を評定せらる。其後三奉行都より歸來て、孝高の旅館に來りける。折節孝高は東來の旅館にて彈正と碁を圍まれけるが、三奉行殊石田が平生權威にほこる事をにくみて、打かゝりたる碁を打おほせて後對面申さん、此方へ御通候へと被申遣ければ、三奉行、孝高彈正はやく出あはれざる事をいかり、やがて立歸りける。其後兩人より三奉行へ使を遣し、是へ被歸候へと被申けれ共歸らす。此後三奉行是を恨み、孝高彈正圍碁におぼれ、我等三人行たりしをもしらすなど云て、人に語りそしりわらひける。

一、其後孝高は、太閤へ御意を伺ふ事ありとて、朝鮮より歸らる。三奉行共彼圍碁の時對面なきを恨て、さま〴〵讒しければ、太閤いかり給ひ、是より孝高をうとんぜられける。孝高此時剃髮し、如水圓淸と號す。其後如水は石田等が讒により、太閤の御前うとくなり、只折ふしに殿中に出仕せられけれども、久しく對面をばゆるし給はず。或時太閤諸大老と朝鮮軍の評議し給ふを、如水壁越に聞て、太閤の御耳に入るやうに申されけるは、去年大軍を朝鮮へ被遣し時、家康か利家か兩人に、一人惣大將として被遣、萬事一人の下知より出なば、軍法よく行はれて滯有まじ。若又右の兩將を被遣事成がたく思召さば、軍の道を存じたる輩を遣されば、軍法定まりてはか行べし。其上和を以て人をなづけ、朝鮮人安堵して日本人に歸服せば、大明を征伐せん事安かるべし。加藤小西わかき大將なれば、血氣の勇のみにて軍の道をしらず。其上兩人中あしければ、淸正が仕置をば行長や

ぶり、行長が法度をば清正用ひず、仕置法度一樣ならざる故に、朝鮮の人民、日本人の下知法度を信せずして、たのみなく思ひ、山林へ逃隱れて安堵の思ひなし、日本より朝鮮へ道遠ければ、兵粮雜用等日本よりつゞいて運送する事成がたし。朝鮮の民をなづけ、耕作もさのごとくさせ、粮を敵によするこそ可然に、仕置あしくして、日本人の通り朝鮮の三道は、人民散失し、荒野と成て五穀なし。かくのごとく朝鮮すでに亡國と成ぬれば、大明へ入べき助なし。朝鮮の人民散失し、日本の運送も又相續て成がたくば、此後身方大勢の粮盡き、異國の在陣不自由にして、士卒の苦勞堪がたくば、思召立たる大事成就有まじき由、高らかに被申ければ、太閤壁ごしに聞給ひ、實にもと思召、來年もし異國をうたば、みづから朝鮮へ入給ふか、然らずば秀次を名代として可置とぞのたまひける。

一、六月初、諸大將太閤の命に隨つて、晋州の城をせむ。加藤、小西を先手とし、黑田長政、淺野彈正、この四人大手の將たり。西の方は安藝の秀元を大將とし、小早川秀秋、伊達政宗等の人々加はる。東は宇喜多秀家を大將とし、島津、鍋島、長宗我部、蜂須賀、立花など向はる。都合六萬餘人なり。此城前は大河、三方は嶮岨なる石壁にて、牧使といへる朝鮮第一の名將と、倔強の兵二萬ばかり籠れり。寄手攻道具をそろへ、大筒鐵砲隙なく打かけゝる。城中には是を事共せず、精兵多くして鏃をそろへ射ける間、寄手の手負死人日々數百人に及べり。寄手手立をかへて攻れば、敵も手立をよくして防ぎける。晝夜十五日の間に、漸く城際まで攻よせたり。こゝにおいて、城中は火箭を射かけ、大石をなげ、楯の板を打くだき、たゞよふ所を半弓をそろへ、散々に射ける。牧使はすぐれたる良將にて、樣々策をめぐらして防ぎければ、寄手攻あぐんでぞ見えにける。大手の門の艮の方左は加藤清正、右は黑田長政なり。兩人相談し、石垣際まで仕寄を付、埋草を集めて石垣の下につみ

あげ、城に乘んとせしを、城中より拋げ、續松にて燒拂ひける。こゝに矢倉の石垣の角石少くつろぎ見えける。淸正長政思案して、龜の甲と云車をつくらる。其制法は乘物の形に似て、上を龜の甲のごとく中高にし、牛の生皮を以て毛を下へして上をはり廻し、火のつかぬやうにこしらへ、下は車の輪を四付て轉じやすくし、柱を四すみに立つ。堅厚にして、大石をかけてもわれざるやうにこしらへ、其內に人を入れ、あとに大繩を付て引もどす事自由にして、內に入たる人鐵挺にておし、石垣際までゆき、石垣を崩すべしとの用意也。孫子にいへる轒轀車に似たり。日本人の用る事は是初なるべし。六月廿九日、長政淸正相約し、長政の方にはすぐやかなる者五人龜の甲の內に入れ、石垣七八間程石をぬき、すみ石一はづせば大崩するやうにほりなし、兩方一時にすみ石をくづすべしと相約しける。長政より能時分也とて、淸正へ使を被遣、淸正よりも使來る。道にて兩使行會、中途より走歸る。其道主計頭方近かりける。兩方の使道よりも石垣を崩せとよばはりければ、後すみ石をはねおこす。長政の使歸る道五段ばかり遠かりしかば、石垣を崩す事少遲かりける。石垣すでに崩ければ、黑田加藤兵を卒して進まれける。長政の家臣には後藤又兵衞、野村太郞兵衞、堀久七（後藤平右衛門）、恒屋與左衞門、後藤半內、上原與平次、尾上右京助、尾江彌藏、石田茂左衞門、竹井次郞兵衞、凡十八人一番に乘入ける。主計頭家臣には森本義太夫、飯田角兵衞等一番に乘入。長政やがて乘入給へば、淸正もつゞいて上り、諸將も次第に攻入ける。城中討るゝ者數をしらず。城主牧使は一方の城戶を開き、兵二人つれて鎗を提出しを、備前秀家の家人岡本權之丞と云もの渡合けるが、牧使戰ひつかれて引入けり。しばらくして又城戶を開き出けるを、權之丞しばらく戰ひける。牧使又引入けるを、權之丞付入にしける。牧使は大木の根に腰かけて居けるを、權之丞刀を拔て走りかゝり、

首を打おとしける。首は岸の下草むらの中へおちける。殘二人の郎等落行けるを、權之丞追かけ、二人共に打留首を取り、牧使が首は權之丞家人さがし出して持來る。秀家則牧使が首を權之丞に持せて、日本に送られける。權之丞は牧使を打たる故、太閤より御感書を被下、手づから御刀を給はる。關ヶ原陣の後、長政の家臣となる。

一、和議すでに調ひしかば、大明の大將李如松兵を引て大明に歸る。日本の諸將も、晉州の城沒落の後、日本に近き海邊の城々に引取り、長政は機長の城に居住し給ふ。

一、文祿三年、朝鮮在陣の日本勢の內、諸城警衛の兵の外は日本に歸るべしと、秀吉公より被仰遣ける。長政は機長を守り給へば、此春も猶逗留せらる。長政つれ〴〵のあまりに、山に入て虎狩をし給ひける。二月十三日、長政虎をかり給ふ時、虎一出て長政を目がけかけ來る。間近く待うけ鐵砲打給ふ。おもふ矢つぼをあやまたず、眉間にあたりしが、たふれてそばにありし穴の中に落入ける。家臣小河久太夫、穴の中に入て虎を取あげゝる。又虎一出て長政の家臣菅六之助（後號和泉）が與の足輕にむかひ、一人をば肩をくはへてうしろへなげ、一人をば腕をくらひ倒して後、六之助にむかふ。六之助刀を拔てすゝみ、虎を一刀切る。刀よくきれければ、虎一聲ほえて即時に倒れ死ける。（其後林道春此刀を南山と名付其事をしるし銘を書て與ふ。）長政は陣所に歸られけるに、林太郎右衛門（後號掃部）猶跡に殘りしが、虎又出來たり、口を開てかゝりけるに、太郎右衛門立むかひ、鎗を虎の口に突入ければ、即鎗のうのくびを喰行ける。鎗をすてゝ刀を拔き、終に虎を切殺ける。其後諸大將皆歸朝せられ、長政も歸國せらる。

一、文祿四年、（如水五十歲長政廿八歲）頃年の間、秀次關白職に居て、天下の人是をあがめ尊とむ。然れ共秀次元來剛惡の人なれば、おごり日々に盛になり。常に酒色におぼれ、遊宴を事とし、政道に心をかけず、剩人をころ

す事をこのみ、その暴惡きはまりなし。如水これを憂へて、秀次を諫ていはく、秀吉公御若年より弓矢に辛勞し給ふ事數十年にして、漸天下草創の功を成し給ふ。今御年すでに六旬にならせ給ひ、又朝鮮征伐のためみづから名護屋に下り、日夜軍事に御心をくるしめ給へば、御精力つきて御命もちゞまるべし。抑貴公は何人ぞや、太閤の御子にあらず、又同姓にあらず、たまたま太閤の御寵愛によりて、父子の御約束をなし給ひ、數ヶ國を領し、今かく關白職に上り、天下の人にあふぎ貴まれ、榮華を極め給ふ事、是誰が恩ぞや。其上太閤百歳の後、御跡をつぎ、天下を保ち給はん人は、君ならずして誰ぞや。今太閤の名護屋に下り給ひて、朝鮮の軍務に御苦勞甚しきを知ながら、太閤に代りて名護屋に下り給はんと思召心もなく、京都に居ながら日夜遊興酒色をのみ御好み、御身を安樂に置き、太閤の御恩を忘れ給ふ事、不孝の至にして、天道のにくみ給ふ事なれば、必御身のわざはひと成べし。よくよく御思案候へとぞ申されける。然れども秀次終に諫を用ひず、又太閤に代りて名護屋に下らんともおもふ心もなくして、惡逆も猶やまざれば、世の人漸うとみけるが、秀頼生れ給ひて、秀次の威勢もおとりけれ共、關白職を秀頼にゆづる心もなかりける。然るに今年七月上旬、秀吉公に對して、秀次謀叛の企有よし聞えければ、太閤より檢使を遣し、高野山にて切腹させ給ふ。孝高の諫を用ひずして、かくなり行給ひし事、頑愚の至と云つべし。

一、慶長二年、秀吉公去秋朝鮮と和議をやぶり、來春は再び朝鮮を打べきよし、西國の諸將に命じ給ひしかば、下知をうけし人々は、去年より又朝鮮に渡るべきよし用意を專にす。先手勤は加藤主計頭、小西攝津守、三番目は黑田甲斐守と被定。長政の手勢五千三百餘人なり。諸軍追々に渡海し、都合十三萬餘人、朝鮮の道五筋を分て都へ攻入べしと被定、前年

のごとく日本に近き海邊に城をかまへ、諸大將是を守らる。今度は秀吉公名護屋に下り給はず、如水を朝鮮へ被遣て、民をなづけ、軍法を定めよと被仰付。此度も又朝鮮より大明へ加勢をこふ。是によつて四月に大明より邢玠、楊鎬、劉綎、麻貴等を大將とし、漸東、浙江、四川、廣東の兵を相そへて、朝鮮へ被遣ける。

一、八月、日本の諸將、全羅道の南原の城を攻、長政も向はれしが、城を攻破り、大將楊元は落行、副將李福男は討死しける。

一、大明の大勢、忠淸道の內稷山に在る由聞えければ、九月七日、長政、毛利秀元、都合其勢三萬餘人、長政先陣して、慶尙道より全羅道に赴て全義館に至る。日本人來る由を聞て、人民驚き騷で、王城へ逃入ける。副總兵解生といふもの、日本人直に王城に入んかとおもひ、軍兵を稷山と水源の要害に置て防がんとし、解生は西の山に陣を取。此時長政の先手黑田圖書助、栗山四郎右衛門、夜中に敵大勢前に陣せし事をしらず、押行けるに、夜明て見れば、敵雲霞のごとく眼前に充滿しける。先陣と長政の本陣とは、はるかに隔れり。栗山諸士に向ていかゞすべきと詮議す。或速に退て本陣と一にならんと云もあり、又本陣のここに來るを待んと云もあり。長政の家臣毛屋主水(後號武藏)といふもの進み出で申けるは、我日本にて大軍を見る事、先年參州長篠合戰にしくはなし。今敵の勢を見るに、長篠の軍に遙に倍りて多勢なり。今身方引退て、長政の本陣と一所にならんとせば、敵定て追てかゝるべし。大軍に追打にせられば、馬つよきものは迯延るものあらん、其餘の士卒はことごとくうたれん事必定也。又長政爰に來り給ふを待うけん事も、其間に敵寄せ來る時は、對揚すべき勢なければ、是又延引すべし。戰はずして引退き、悉く追討にせられんよりは、只身方の兵心を一同にして必死に極め、敵の先陣に競ひかゝり、つよく一あて當候はゞ、多

分先陣は破れ候べし。敵大軍なりとも、向てかゝる先陣を打やぶり、身方引とらば、跡より追討にせらるゝ難儀これ有べからず。たとひ打負て引共、初手につよくあて候はゞ、敵の氣くじけて、さまでいさみかゝりて、追討にするほどの事は、よもあらじと存ずる也。先年長篠合戰の時、武田勝頼敗軍せられ候へ共、退口に進んで、手づよく戰ひ給ひし故、信長公の兵さほどつよく追打にせず候故、勝頼難なく甲州へ引取給ひし也。是を以て今の陣をはかりて申なりといへば、何も此議に從ひける。さあらば、一番あてゝ退かんとて、鐵砲一放づゝ一度に放かけ、其煙を相圖にして鬨を作り、一同に勇み進みける。敵の先陣しばらく防戰ひける。身方はげしく切かゝれば、うら崩しける程に、身方彌競ひけり。敵のつきたりし鐵の楯を引ふせ／＼切倒す。敵軍こらへずして少引退けるをよきしほにして引取しが、案のごとく敵あとをしたはずして、難なく退ける。長政あとより三千人を率して押行給ひしが、先手に鐵砲の音かすかに聞えければ、無心元とて、家臣後藤又兵衛、黒田三左衛門、野村市右衛門などを被遣。此者共切通しのごとくなる所を過て先を見れば、向の山邊に敵數萬人陣を張、山下に五六千程おり立て、其先陣は、岸高き川に土橋有しを、此方へ越んとしける所に、最前より戰ひし長政の先手、しばし相支へけれ共、小勢なれば防かねて引退く。三左衛門おもふやう、あの大軍橋を越さば、長政の本陣につきかゝり、身方の大事となるべし。こゝは十死一生にきはめ、敵に橋をこさせぬやうに防ぐべき所なりと思ひ定め、我が一手計にて其先に橋を乘越、敵數人切おとし、さいを取て身方を下知しける。身方追／＼に馳付て手いたく防ければ、橋を越んとせし敵敗北しける。長政は東の山に上り見給へば、敵大勢にて身方の勢の十倍よりも多し。跡なる味方は猶數里も隔りぬらん、我一手にて必死に極め此大軍を防ぐべしとて、先人

數の備を定らる。敵大軍なる故に、身方の人數を段々に分たず、一所に打寄て其内に隊伍を分たる。右備一番母里太兵衛、栗山四郎右衛門、黑田兵庫助、（如水の弟なり）左備一番、後藤又兵衛、黑田三左衛門、右の二番井上九郎右衛門、野村市右衛門、（後號隼人）左の二番黑田圖書介、（兵庫助弟）桐山孫兵衛、殘る士卒は皆長政の旗本に屬し、是も三列に備ける。母里太兵衛先陣に進み、其外先手共つゞいてかゝる。長政も一度に進み給ふ。先鐵砲を打かけて後突てかゝる。大明人射手を先立て射させ、後より打物ぬきつれ切かゝる。され共身方つよく戰ひければ、解生が兵追立られ引ける所に、たま〳〵敵の參將揚登山、遊擊牛伯英と云兩大將、他より來りし勢と長政の先陣行合しが、敵大勢なれば、長政の先手を中に取こめ、一人もあまさじと揉合たり。黑田兵庫助、同圖書之介、母里、栗山、後藤など、解生、登山、伯英此三將と入みだれて戰ひ、東にうち西につき、左にめぐり右に轉じ、敵數十騎切て落すといへども、身方の手負死人次第に多く、戰ひつかれしかば、圍を破り本陣さして引歸る。敵追來るを、長政見て身方うたすな、つゞけやとて、二千餘人一度に突てかゝり給ふ。此時あとにありし毛利秀元の先陣やう〳〵馳來りける。敵の三將長政の突かゝり給ふ勢におそれて、引退ける折節、千總李益喬、把總劉遇節など云もの、大軍を率し、黑煙を立て來り救ひける。解生これに力を得、取て返し、敵萬騎計一度に馳來り戰ふ。劉遇節、李益喬は、あら手なりしかば、其勢甚はげし。是に依て身方の先陣大軍に押立られ、野山に引上る。此時長政の先手倔强の兵二十九騎討れける。され共長政いさみすゝんで敵を敗り、百五六十人討取り給ひければ、敵の勢一時に屈して、さつと引て息つき居たるに、江南勢の大將と見えて、西の山の高き所に備居たり。身方の兵共自餘の兵を討んより、大將を討取べしとて、山の根を廻りて見れば伏兵あり。身方の兵を分ちて小

山にあげゝれば、伏兵共をうたんとて、右の方へ赴ける時、長政は敵の左より不意に出て横打にし、長政の家人黒田、後藤、野村、菅林、堀、益田等一千餘人、小山の根を廻り、敵陣の後に廻りて、凡三方より切かゝりける故、敵陣騷動し、備みだれしかば、即時に敗北しけるを、朝鮮路二里ばかり追討にして、敵多く打取る。すべて今日身方に打取し首數夥し。長政能敵二人みづから打留らる。去程に毛利秀元の本陣もやう〳〵馳來り、其外の味方もつゞきて大勢次第に來るを見て、わきにひかへたる敵大軍なりといへども、やがて引取り山中の谷へぞ入にける。すでに日も入なんとする時なれば、今日の軍は是までぞとて、身方悉引退てけり。三日過て解生が方より長政へ再三使を遣し、白鷹を送て和を乞ける。此時長政の戰功莫大なりとて、太閤甚稱し給ふ。長政稷山に十日ばかり逗留し、其後牛峯と云所に陣替せらる。

一、今度日本勢朝鮮の海邊に、異國の路程千餘里の間に、二十ヶ所城郭をかまへける。就中釜山浦の西八里梁山（王城への大道筋也）長政居城せらる。釜山浦に宇喜多中納言、毛利宰相、惣大將として兩城をかまへらる。其北十四里西生浦と云所あり。是より二日路北に蔚山あり。其北に順天の城あり、小西攝津守これを守る。加藤清正は蔚山へ居城せんとて普請をさせ、家臣加藤清兵衛を殘置、其間自身は西生浦に居られける。長政は西生浦に移らんと定めらる。

一、十一月中旬、大明の大將那玠鴨綠江を渡り、朝鮮へ入る。同廿九日、朝鮮の王城に着し、朝鮮の兵力を得ていさみけるが、那玠は惣大將なれば、都に留りぬ。楊鎬、麻貴兩大將として、十二月四日大軍を率し、蔚山を攻んとて押行ける。蔚山へは城普請漸半なりけるに、大明の大軍押寄、五六里の間充滿せり。城中より西生浦に使を遣し、清正にかくと告たりける。清正諸大將へ蔚山の後攻せらるべしと云遣し、

蔚山に入んとて、十二月廿二日扈從ばかり引つれ、舟に乘て島山と蔚山との間の川に乘入んとするを、唐人數萬人出て防ぎける。清正防戰ひ、打破りて蔚山の城に入られける。殘る士卒の乘し船は、あとより川に乘入けるが、唐人に隔られ、一人も陸へはあがらず。城中當時作事のため召仕ける人夫まで多く集り居たりしかば、都合二萬餘人あり。兵粮早く盡て難儀に及ばんと、かねて思ひける。水の手を敵に取きられ、鹽もすでになくなりにければ、力もよわりける。兵粮もやう／＼つき、寒氣にくるしめば、諸人彌力をおとしける。

一、慶長三年、舊臘、加藤清正、蔚山へ入城の翌廿三日、大明の大軍蔚山城下に充滿して、外郭押破り、本丸ばかりに取詰、打かこんで日々攻ける。城中粮盡て、すでに難儀に及ぶよし聞えしかば、諸將西生浦へ參會し、蔚山後攻の評議ありけれ共、大敵なればたやすく後攻をせん事成がたきよしにて、決定せざりける。長政は居城梁山をば如水へ渡し置、自身は馬廻の兵幷鐵砲の者三百人引つれ、西生浦へ行て、急度蔚山後攻をせん事可然と、只一人進で諸將をはげまし、正月二日、長政と蜂須賀阿波守先陣にて、蔚山近邊に押よせらる。敵其後攻の來るを待かけ防んため、道のほとりの山に出城をかまへ居たりけるを、長政只一手にて即時に乘取、即其山を陣所とす。其山下に河あり、河むかへに敵一萬ばかり見えたり。長政ひそかに蔚山城へ人を遣し、後攻のため是迄來りたり。心つよく城を持こたへらるべしと被云遣ける。清正今度大軍にかこまれ、十死一生と思ひ候處、長政の旗を見て力を得候とぞ答られける。順天よりも、小西幷四國の勢二萬餘人寄來れり。其翌朝敵山上に備を立たるよし告來る。長政家臣毛屋主水を斥候に遣はさる。主水歸て申けるは、只今御合戰候はゞ、必定御勝たるべし。其故は昨日より敵のかまどの烟多からず、今朝敵陣飯を炊く時分にて候に、け

ぶり見え不申候。是は敵陣に兵粮つきたると存候。其上只今備を立候に、此方にかゝり申時節には早く候へば、食盡て力なく引退んとて、人數をくり出すと見えて候と申ければ、長政尤左も有べし、能見たりとぞ仰ける。長政家臣に向ひ、敵は引色に見ゆるぞ、引敵を追打にするは武勇にあらず。只今敵のいまだ引ざる内にかゝりて追散さんとのたまひ、諸大將にも此由を告て眞先にすゝみ、馬を河へ乘入給ふ。此河は潮入なれば水こほらず、士卒つゞいて河を渡す。敵これを見て相かゝりにかけ合せ、大軍なれば新手を入替〳〵、弓矢劍戟を以て相戰ふ。長政の手勢只二千五百人、息をもつかず戰ひける。大明人數萬騎、長政の勢を中に取こめもみ合ける。河上に陣取し毛利宰相秀元、筑前中納言秀秋、鍋島加賀守直茂、其外諸將河を渡し、追々に進んで合戰せらる。かゝる所に敵の大將楊鎬、明日引取んと催しけるが、此方より戰をはじめし其勢におそれて、一戰もせず逃行ければ、大軍つゞいて引退く。され其城下に寄たりし敵は、是をしらざりしにや、いまだ退かざる故、城よりも出合ず、日もやう〳〵暮ければ、明日こそ戰はめとて、諸將陣所に歸られける。翌朝長政の家臣後藤又兵衛、斥候として敵陣ちかくまでゆかんとせしが、川上より日本の馬の沓流れ來るを見て、川上のはや敵に進む人ありと見て、敵陣近所までは不行、早く歸り、長政へ申けるは、身方の大將すでに川上より川を越て敵に進む人ありと見えて候。急ぎ御打立候へとすゝめければ、長政即馬を出し給ふ。川向に敵二萬許時替の番を勤けるに、鐵砲を打かけさせられければ、敵の備みだれぬ。長政の勢やがて川を渡しける。其外の大將達も山をおり川を渡て、城下の敵に突かゝる。蔚山に籠城せし清正の兵共是に力を得、城戸を開て打て出、後詰の勢と共にさしはさんで防ぎ戰ければ、敵悉く敗北しけるを、身方勝に乘て追打にし、敵を誅事夥し、其後長政城中に

入給へば、清正大に悦で、此間は大敵にかこまれ、必死に極りし處、各後攻し給ふ故、敵退散し、再御目にかゝる事大慶に候。我等も自身敵を防ぎ、鐵砲を多く打て、かやうに頬が腫て候。とぞのたまひける。昨日長政諸人に先立て進み戰ひ給ひし故、十萬騎に及びし大軍、昨今兩日の間に退散せし事、無比類働なるべし。暮に及で長政我陣所へ被歸しに、清正より使者來り、昨今の幸勞を謝し、且長政の武功によりて虎口の難をのがれ、感悦不淺よし被申越ける。清正は其まゝ蔚山へ居城せらる。長政は西生浦に移りて居城し給ふ。こゝにも敵多く寄來り、西生浦城を攻て數度戰に及びけるに、毎度身方勝利を得ける。長政蔚山後詰の事、秀忠公被聞召、正月廿五日御稱美の御書を長政に給はり、其上御小袖羽織五送被下ける。

一、如水は、梁山の城を小勢にて守らる。其後敵大勢來り攻けれ共、防戰て追ちらし給ふ。

一、同年八月十八日、太閤薨逝し給ふ。太閤の御遺言に、我身終らば、死去の事ふかく隱し、其間に彼地に在勢を悉く引取べし、と被仰置ける。朝鮮へ此由を告被遣、諸將追々に歸朝せらる。十月十六日、島津小西歸國の時、敵船少々漕來り、船軍しける。敵身方互に少々討れて、兩將無恙歸國せらる。長政、清正、淺野幸長、鍋島直茂などは、順風を得て朝鮮より一日に渡海せらる。

黒田記略中終

黑田記略下

慶長四年の春、五奉行一同して　家康公に背き、伏見の御館を攻べきとの密談有之由、流言まち〳〵なれば、伏見大坂騒動し、男女多くは深山遠里に逃隠る。如水長政は、かねてより、偏に家康公へ忠節の志深かりければ、此騒動の折節、先長政は士二十人計召具し、家康公の御館へ伺候して守護せらる。此時迄は、加藤主計頭、福島左衛門大夫なども、家康公へ歸服の志いまだ決定せざりしを、如水長政智略をめぐらし、樣々にすゝめて、家康公の御方に參せしむ。又加賀大納言利家卿も、奉行衆と同心し、家康公と不和になり給ふ。細川越中守忠興は、利家と縁者なりし故、如水の計策にて、越中守を以て利家をすゝめ、家康公と和睦せしめらる。此時如水父子、家康公へ志深き事を知、如水長政を頼て、家康公へ志を通ずる大名も多かりける。是時加藤主計頭清正も、家康公へ心を属しければ、家康公と御外舅水野和泉守息女を、家康公御養子として清正の妻とし給ふ。是より清正、彌家康公へ忠を盡されける。其後利家卿病氣重き故、御見廻の爲に、家康公大坂へ下り給ふ。其時長政才覺を以て世上和順になり、家康公感悅不斜、此時は藤堂和泉守宅へ御一宿あり。奉行衆の宅と程近ければ、御用心の爲、其夜も長政又家康公の御宿に籠り守護せる。秀忠公於江戸此由被聞召及、長政へ御書を差遣、御滿足之由被仰謝けるとぞ聞えし。

一、其後伏見の城には、大坂より五奉行一人づゝ來り、替る〳〵番をつとむ。此時家康公は、伏見の向島の宅に住せ給ふ。長政思へらく、家康公は內大臣の重職にて八州の主也。なみ〳〵の諸臣とおなじく、今の御宅に住居し給ふ事、其勢輕々し。且向島の御館は要害なくして用心もあしければ、旁內府の御爲不可然。伏見の城空城なれば、內府を入れ奉りて可然と思る。五奉行三中老と相談していはく、伏見の御

城各交替の番を勤らるゝも、苦身なる事に候。其上番衆小勢にては用心も悪し。幸内府伏見に居住し給ふ事なれば、内府を城に入奉りて然由被申ければ、各此議尤と同じける。是に依て閏三月十三日、家康公伏見の城へ移給ふ。扨こそ是より後は御威勢彌増に成て、五奉行を始め御家人のごとく拜趨し奉ける。家康公伏見の城へ奉入し時、長政忠勤ある由、秀忠公被聞召、江戸より長政へ御自筆の御書を給はり、御感賞有けるとぞ聞えし。

一、慶長五年、内府公會津の長尾景勝御退治の爲、天下の諸大名を多く引率し、奥州へ御發向有べしとて、軍兵を催給ふ。此時如水は豐前に在、長政は大坂天滿の宅に居られけるに、保科彈正忠正直の息女、家康公の御外姪なりしを、御養子として長政に嫁せしめ給はん爲、江戸より召寄給ふ。其御息女伏見の城に入て逗留し給ふ。大坂に下り、六月六日長政へ嫁娶の儀有。是よりして後、家康公も長政を親しく思召、長政も彌忠義を勵されける。今度、長政も家康公に從て、會津征伐のため關東へ下り給ふにぞ定まりける。

一、家康公關東へ御下向の後、長政は七月五日伏見を發騎せらる。其後治部少輔亂を起し、大坂殊外騒動し、長政の家臣母里太兵衛、栗山四郎右衛門相談して、如水長政の内室、此屋敷に其儘居給はゞ、必敵の方に人質に取べし。町屋へ忍で出し置參らせて後、中津へ下し申さんと議定しける。長政の屋形には、既に遠見の番付たりと見えしかば、太兵衛、四郎右衛門相談し、屋形の後の壁の下をうがちて、ひそかに出し參らせ、兼て約し置たる商人の許に隱し置、船を改る番所の人すくなき透間をうかゞひ見て、船にのせ下し申ける。此間樣々あやふき事に逢、漸虎口の難をのがれ、事故なく下り給ひ、幸に順風吹て、夜を日に繼で行ほどに、大坂を出て、四日には中津河にぞ着にける。

一、家康公は、七月廿一日江戸を御立、廿四日には下野の小山に着せ給ふ。是より以前、石田三成、内府公關東御下向の跡にて計策を廻し、反逆を企る由風聞有といへ共、猶未だ慥に顯はれたる證據なかりしが、廿四日に上方よりの飛脚小山に到來し、治部少輔、内府公を討奉らんとて謀をめぐらし、諸國の軍勢を催し集め、内府公御方の城々へ人數を指遣由告來る。秀忠公は下野の國宇都宮まで下給ひけるが、是を聞たまひて、蒲生藤三郎を景勝押として宇都宮へ殘し置れ、小山へ御歸り、諸大將も小山へ集る。宇都宮ゟ小山へ七里半あり。長政は先手として宇都宮まで下り給ひしが、是も福島左衛門大夫同道にて、内府公の御座所小山まで歸り、家康へ拜謁せらる。諸大將の異見をも尋給ひ、景勝征伐をば指置、おさへの兵ばかり取殘置、先上方の大敵御誅伐有べきに究りける。今度上方において合戰の手立、又は敵方をすゝめ導て御方させん謀を聞給へば、長政其計略を献せらる。

一、諸大將追々に御先へ可發向由被仰出、福島左衛門大夫居城は、尾州清洲に在て上方の要地なれば、早々馳上り、城を堅固に守るべしと被仰付るに、長政も左衛門大夫と同道にて罷上り、清洲にて御上りを待奉るべき由被申上ければ、尤可然と被仰、兩人共に御先手として馳上られける。長政既に小山を立て馳上られしに、家康公御用有由にて、俄に奥平藤兵衛を御使として、長政を追かけ呼返すべしと被仰付。藤兵衛武州厚木といふ所にて長政へ追付、其由を告ければ、長政軍勢をば大磯に殘し置、人數少々召連又小山へ參らる。厚木は大磯の乾の方四里に在。此時長政江戸へはよらずして、小山より直に武藏の中道を上り給ふ故、藤兵衛も此道を追かけしなり。内府公御對面有て御悦不斜、終夜軍の御相談有。甲斐守召連たる供の下人迄馳走すべき由被仰付。長政へは黒毛の御馬二疋に鞍おかせ、諏訪部惣右衛門を爲御使ひかせ賜はりける。是は將の勇をすゝめんため、併元暦のいにしへ、頼朝卿より木曾誅伐のため打手を上せられしに、佐々木、梶原に

生喰、磨墨を賜りて、兩人宇治川の先陣し、終に身方打勝たりし其吉例を思召出ての事とぞ聞えし。家康公長政に御尋有けるは、福島は若志を變じ、敵方には成間敷かと宣ひける。長政申されけるは、左衛門大夫反逆は仕間敷候。殊石田と中惡く候間、治部少輔にはよも從ひ候はじ。若不意に治部少輔が計策に欺かれて心替仕候とも、我等理を盡していさめ申さば、などか承引仕らでは候べき。此議に於ては御心安被思召候へとぞ申されける。家康公重て被仰けるは、我等濃州邊まで發向せば、道々の城を借て宿すべし。若敵清洲邊にて相またば、彼邊別に我在陣すべき要害なし。福島が居城清洲は濃州近き所なれば、敵陣の有所により、清洲に久しく在城する事有べし。其間城を借候へかし、いかにもして貴方才覺を以、福島異議に不及樣に申され候へとぞ仰ける。長政被申けるは、尾州邊御上着の刻、御居城無御坐候ては、御本陣堅固に御坐有まじく候間、清洲の城へ御入可然候。城を明申事、福島同心仕候はぬ事は候まじ。若異議に及候とも、能々申聞同心させ可申と申上られける。此度大事の時節なれば、諸事宜樣に賴思召るるとの御意にて、長政御暇給はり、翌日急ぎ馳上られける。內府公は其後、江戶の御城にうつりおはしましける。長政清洲に着、福島に逢て、內府公御上りの刻、城を明かし被奉候へと被申ければ、福島答て曰、一二宿の議ならば、異議に及べからず、久しく居城あけ候事、多くの家人の妻子等まで。悉く路頭にたゝずみて、若は敵にとらはれ、恥をさらすべし。武士の戰場にのぞむは、家を忘れてこそ戰にもいさむものなれ。我家人共戰場に臨でも、跡に置たる妻子の居所無心元思ひ候はゞ、合戰のさはりにもなりぬべし。惣じて城を持は、敵を防ぐのみならず、且はか樣の時、妻子を心安く籠置んためなれば、於此議はいかゞあらんと被申ければ、長政聞て、貴殿のたまふ所道理なきにあらず、然ども能々思案を廻

し給へ、今度内府公上方において敵と御合戰の事、天下の安否此一擧に在。各我等が身の上は申に不及、妻子等迄生死の定まる所、大事の合戰不可過之。内府公御上り有之、大敵を引請、此邊御在陣の間、惣大將の御居城なくして野陣を取給ひ、敵に心安く思はれ、あなどられなば、身方のよわり敵のつよみ也。因茲、若家康公御勝利なく、敵勝にのらば、貴殿の城を失はるゝ事は云に不及、各我等妻子迄も不殘敵の爲に殺されて、大なる恥をさらすべし、願くは家人妻子等の窮屈を堪忍し、城外へ出し置、内府公へ借奉らば、貴殿の忠節莫大なるべし。内府公此城を本陣として籠り給、諸大將先々へ動かば、軍勢の根ふかく、蔕堅して士卒心つよく、戰を勵むべし。我等存ずる所は、貴殿より好んで城を借し奉るべしと被申可然也。其故は、貴殿は太閤の舊恩ある人なれば、内府公の御うたがひを散ぜんため、態城をはなれて、二心なきしるしを見せ參らせられ候はゞ、内府公も御心安く感悅し給ふべしと被申ければ、福島理に屈し、此議我等思慮の及ざる所、貴殿の意見理至極せり。然らば貴殿の諫に隨て此城を借し奉るべき由被申ければ、長政即江戸へ注進せらる。家康公聞たまひて、若尾州に逗留せば、居城なくば如何とおもひわづらひしに、御望のまゝなるとて御悅斜ならず。

一、石田治部少輔は、上方にて内府方の城々へ軍兵を遣し、八月十六日居城佐和山を立て、濃州大垣の城へ籠る。備前中納言秀家以下敵方の諸將近々に彼地に馳集る。身方の諸將も東國より追々に尾州に馳集り、内府公の御上りを被待けるに、内府公には思召旨有しにや、思ひの外に御出馬延引す。其後内府公より村越茂助を御使として尾州へ被遣、諸將の動を聞給て後、江戸を御出馬可有との御事也。諸將淸洲に會して軍の詮議有しに、長政福島など被申けるは、内府公御出馬御延引の事、ひとへに我等油斷より起

れり。とかく諸將敵方と手切の働無之內は、內府公御出馬不可有。いざや先岐阜の城を攻落して、御出馬を急ぎ申さんとて、八月廿二日に尾越川を越て、岐阜へ攻入らんと定めらる。尾越川の上下二手に分つ。福島と池田三左衛門と相談して約を定め、福島黑田等は川下尾越の渡に向ひ、池田方の一手は川上河田の渡に向ひける。八月廿二日卯の刻に、川上川下より相圖の狼煙をあげて、双方煙の合たらん時、一度に川を越ゆべきとの議定なり。

一、八月廿二日卯の刻、福島左衛門大夫、黑田甲斐守、長岡越中守、京極修理太夫、加藤左馬助、藤堂佐渡守、田中兵部大輔、井伊兵部少輔、本多中務少輔等尾越の渡へ馳着て、川上の相圖の煙を見れども見えず、鐵砲の音夥敷聞ゆ。扨こそ昨日の約を變じて出し拔れたり。さらば川を渡さんとて、尾越の渡に打臨みけるに、此所は砂深くて、向のあがり場馬の足立惡かるべしとて、川下へ押廻り、加賀の井村に行て、川を渡して進まんとす。此邊は福島左衛門大夫領地なれば、かねてより川船を多く集めさせ、次第次第に向へ乘渡しける。川西の敵、城竹が鼻の下へ押寄ける。此城には杉浦五左衛門、毛利掃部等籠りける。長政の兵共城下の堀際近く旗を並べ、一面に立て攻入んとす。城中より旗を日當にして、長政の手に頻に鐵砲を打かけゝれば、長政の旗奉行毛屋主水と云者、旗を左の方より次第に退けて、段々に縱さまに長く立、人數をも長く備ければ、鐵砲にあたる者少かりき。福島正則是を見て、毛屋が旗の立樣宜しき由感せらる。毛利掃部は、福島左衛門大夫と親しかりければ、身方に參べき由を乞て、二の丸を明渡す。本丸は杉浦五左衛門堅固に防戰、即時に沒落せざりしか共、寄手きびしく攻ければ、杉浦城に火をかけ切腹す。寄手の人々は門出よしと悅で、岐阜をさしてぞ馳行ける。

一、身方には、かねてより兩日代諸大將詮議して、岐

阜城攻の時、若大垣より後詰の勢寄來らば、黒田甲斐守、藤堂佐渡守、田中兵部大輔、生駒雅樂頭、戸田肥後守、堀尾信濃守等、岐阜の城に向はず、後詰の敵を防ぐべしと定られける。去程に翌廿三日未明より、諸軍岐阜の町口に追々に押寄る。長政おもへらく、我等大垣より後詰の出るをのみ待居て、岐阜へ不向して、若大垣より後詰出ずんば、岐阜の手にもあはず、又後詰の敵にも戰はずして、手を空しくせん事本意なかるべし。大垣より後詰のいまだ出ざるの內は、先岐阜の寄手に加りて戰ふべし。若大垣の兵出たらば、早く告來るべし。岐阜を捨て馳向はんと物見をつかはし置る。長政などは下の瀨を渡されしかば、岐阜への道はるかに遠し。其上終夜岐阜へ被押行しが、夜中にて方角無案內なれば、はかゆかず。夜明て漸々岐阜近邊まで押付らる。寄手先陣既に二の丸にて戰を始む。長政は先手と一所にならんとて、岐阜の町まで押詰見給ふに、先手の人夫小荷駄等、夥敷町々をふさぎければ、俄に押拔て通る事成がたし。左あらば道を廻りてなり共、先手と一所に押詰べき由にて、追々道筋を見せに被遣ければ、使歸りて、はや本丸の塀際へ諸勢攻寄たる由申ける。左あらば廻りて行着時節には城落べし。人の跡に付て若し手に合ずんば、本意なかるべし。定めて大垣よりの後詰の勢も漸來るべしとて、廿三日の朝岐阜の町を出、合渡の渡の方へと志し、長柄川の堤に添て、川下の方へ馬をはやめて向はれける。田中兵部大輔、藤堂佐渡守、生駒讃岐守、寺澤志摩守、戸川肥後守、桑山相摸守、村越兵庫等も馳付ける。案のごとく石田治部少輔、小西攝津守、島津兵庫頭、備前中納言、岐阜の城既に寄手攻來り、事急なる由を聞て、二萬餘人を引率し、合渡川の西の宿川田邊まで馳來り、川より西に控へける。御方の軍勢既に合渡の東の河邊に着しかども、秋水漲湧て白浪洋々たり。げにも東國にて類すくなき大河なれば、無左右渡すべき樣ぞなかりける。

爰に田中兵部大輔は、徒武者に云付、加賀島村瑞雲寺の僧に金子を與へ、淺瀨の所を問來しかば、川上の方加賀島の上に行、淺瀨の所を渡されける。長政は態敵陣ちかき方へ進み、川下の方へ馳行て、合渡の宿の東の川ばた、湊と云所迄行たまひしかども、其邊は川のよどみなれば、猶水ふかくして渡りがたし。川上に淺き瀨有と聞て、士共少々召連、自身淺瀨の所をみんとて、河上の方へ二町ばかり馳行れけるが、田中先手の兵、川上より既に河を渡らんと、川端に望けるをみて、田中に先を越られては云がひなしとて、即其所藤内瀨より河へ乘入給ふ。長政の家人は、下の舟渡の塲湊と云所に集りひかへ居たりしが、長政より此方へ來るべき由、使を遣して下知給ひしかば、兵共我先にと長政の跡に馳付て、さしも深き大河を船なくてぞ渡しける。半渡りし時、川向に敵多く鏃を揃へて待かけたり。長政是にもひるまず、敵の多き方へ行向て渡し給ひけるを、家臣後藤又兵衛是をみて危しと思ひ、向には敵多く鏃をそろへ待候間、わきへ向て御渡候へと申さんと思ひしが、長政平生の勇氣を知て、敵つよきといはゞ、いかでか其方へむかはで、わきへは向ひ給はんと思ひ、長政に向て、是は何とて惡き方へ向給ぞと云ければ、長政、後藤が方を屹と見て、何と我むかふ方あしきとはいかゞ、とのたまふ時、後藤申けるは、只今向ひ給ふ方に待かけたる敵は皆雜兵にて候。よき敵は此方に居候とて、敵の少き方を指さしければ、長政さらばよき敵の有方へ向はんとて、側なる方へ向て渡し給ふ。此時長政家臣黑田三左衛門は、少川下より渡しけるが、大音をあげて、今日合渡川の先陣は黑田甲斐守也、と再三呼はりける。後藤又兵衛は川上を渡しけるが、是も大音揚て、黑田甲斐守内後藤又兵衛、今日の先陣なりとぞ名乘たる。敵より來る鐵砲雨の降るごとしといへ共、長政はいさんで進み給へば、諸卒少もひるまず渡しける。田中と長政とは、河をば一度に被渡けれ共、

田中は遙か川上より渡しければ、敵の有方へは遠し。長政は川下を渡されし故、敵陣に近して、川向にて早く敵に逢給しかば、諸手に勝れて先陣をぞし給ひける。後陣の諸將は是をみて、黑田に先をこされて無念なりとて、我も／＼と爭ひ、馬を進めて馳來り、淵瀨の考もなく打入／＼渡しければ、水に溺れて死する者も多かりける。長政は既に川を越て、後陣の勢いまだつゞかざる先に、敵を一當あてゝ追散さんと思ひ、合渡の町の西へ押廻り、後勢にひかへたる治部少輔が旗を目がけ、横合に討べしと馳行給ふ。田中藤堂も跡よりつゞかれける。此時長政の勢千餘人には過ざりけるが、敵は大軍なり、身方は纔の勢なれ共、長政何の猶豫もなく突てかゝり給へば、石田、島津、小西等が勢しばし支て防戰ふ。長政は身方の諸軍に先立て戰ひ給しが、石田が家臣渡邊新之介を自身討取れける。又治部少輔が軍奉行林半助と云者と鎗を合せ、暫戰はれける處に、長政の家臣小河五郎、（後に久太夫と號し、剃髮して宗雲と稱す。）速に馳來る。半助と馬上にて組で落ち、即首を取て指上げる。五郎は今年十六歲也。長政後陣のつゞくをみて力を得、彌勇み戰給へば、敵の軍法正からずして、後陣より色めき立て、うら崩れして引退けば、前陣もこらへずして引立ける。黑田、田中、藤堂、其外の身方一戰に利を得て、三方より勝鬨を作りかけ／＼、喚叫んでおつ駈ける。此時備前中納言、石田治部少輔は、麾を取て、敵は大勢にてはなきぞ、返せやかへせ兵共とて、馬の足を立直して下知しけれ共、大勢の引立たる慣なれば、一返しも返さず、我先にと難所をもきらはず、大垣をさして引退ける間、或止打に討れ、或堀池深田へ落入て討る者夥し。合渡より呂久河迄二里の間に、手負死人の多き事其數をしらず。黑田、田中、藤堂、いづれも長追をばせずして引取れける。長政の家臣黑田三左衛門は、先刻合渡の川をいまだ渡さゞりし時、川の東より向を見渡せば、石田が勢の中に朱の枝釣

の指物をさし、青の大馬に乘たる武者諸勢に先立て、陣中を馳廻り、其さま人に勝れたり。三左衛門是を見付、長政に向て、今日あの朱の枝釣を指たる武者をば、我等打取可申と、諸人の聞所にて高らかに申ければ、無用なる廣言かな、勝負は時の仕合による物也。若汝彼武者に馳合ずば、只今の言葉空しくならんとて、以の外しかり給ふ。三左衛門は勇氣さかんにして、殊に逸物の馬を長政より給はりたれば、心づよく河をわたし、彼武者に行逢、必打取べしと思ひしにや、かねて毛付をはしたりけん、川を渡して後合戰ありて、敵陣破れしかば、三左衛門は枝釣さしたる敵を心がけ馳行けるが、彼武者郎從數多つれて引退けるを、三左衛門十間計前より言をかけしに、敵も馬引返し鎗をかまへけるを、三左衛門聲をかけ、鎗にてつきけるに、先刻敵を土手にあて丶つきし時、石にあたり鋒をれたるをばしらずしてつきし故通らず、三左衛門乘ちがへ、無手と組でどうと落、首を取ける。軍はて丶後、彼首に枝釣の指物を添へ、長政の實檢に備へたりしかば、長政感悅し給ふ。三左衛門打取し武者は、石田が足輕頭村山利介といふ者なる由、生捕の者申ける。其外長政の家臣野口左介、林太郎右衛門、平松金十郎、南畝源太郎、神吉小介など高名をぞしたりける。

一、黑田、藤堂、田中は、敵を既に大垣の城へ追入、それより直に赤坂へ馳行て陣を取、岐阜落城の後、諸將も追々に、赤坂へ來集れり。家康公御上りの時、御座所にせんとて、赤坂の宿の南岡山といふ小山を御本陣と定め被置、諸將は其四方に陣を取、長政も赤坂の宿と晝飯村の間、大道より北花岡山といふ所に陣を取給ふ。此時、秀忠公道中より長政へ御感書を被下、濃州表の戰功無比類由を甚稱美し給ふ。

一、爰に長政つく／＼と東西の兵勢を校みるに、家康公古今の良將にて、相從ふ所の諸將も亦皆一代の英勇なりといへども、敵方にも島津、小西、其外武

勇の譽ある者多し。殊に敵は大軍にて要害よき所に陣取たれば、內府公御上り御合戰あらん時、其勝負計がたし。いか樣にも計略を以て敵の大名を身方に引入、反忠をさせずんば、恐らくは御方の軍利有べからず。筑前中納言秀秋は、其家老平岡石見と云者、我身に少內緣あり。（石見は長政の母のめひ聟也。）其上筑前中納言家人河村越前といふ者は、長政の家老井上九郎右衛門弟なれば、旁いひ遣すべき便あり。秀秋は筑前一國を領し、其上肥前筑後の內四郡をも兼て領する大名にて大軍なり。其養父隆景以來武勇の家なり。彼をすすめて御方になさば、御方の勝利となるべしと思ひ、家臣大久保伊之助、神吉三八兩人を使者として、筑前中納言の陣所關ヶ原の西南松尾山に遣はし、書狀にも口上にも事の仔細を云遣はさる。大畧に曰、家康公は古今無双の良將たり、其上仁愛ふかくして、天下歸服すべき器量あり。從ふ所の諸將又英雄多し。治部少輔、一旦秀賴のためとて義兵の名をかるといへども、姦邪の小人なれば、其心は我天下をうばゝんとの計なるべし。其上石田には天下の諸士思ひつかず、大軍あつまるといへ共、諸將下知を請る惣大將なき寄合勢なれば、思ひ〳〵の軍にて軍法立べからず。然らば必敗軍なるべし。若百に一も幸にして一戰の勝利を得るとも、秀賴幼少にて治部少輔小人なれば、天下の人思ひつかず、天下治るべからず、願くは秀秋、內府の御方に隨て反忠をし給へかし。然らば內府へ對し、莫大の忠節なれば、本領はいふに不及、猶も所領を加へ給はりて、行末ながく繁昌し給はん事疑なし。若同心なくて彌治部少輔に與力し給はゞ、たとひ一戰に討死なくとも、生捕落人となり、死罪流刑に逢給はん事、是又うたがひなし。大勢の家人は猶以不殘死亡誅戮に及ぶべし。惡逆人に與し給はゞ、身を亡し國を失ひ給ふのみならず、末代まで惡名を流し給はん事、死亡の上の恥辱ならずや。貴家の存亡安危此時に在。能々思案し給へかし。若中

納言殿同心し給はゞ、內府へは我等能樣に通達すべしと、平岡石見方へ云つかはさる。長政より被遣たる書狀をば、若敵のみる事もや有なんとて、ほそく切て一二三の次第を書付、笠の緒につけ、先にて紙縷を開き、次第よくして石見に渡しける。石見熟々聞て打うなづき、大に喜悅しけるが、我等一人にてかゝる大事を取行はんも如何なりとて、同家老杉原伯耆に密談しけるに、杉原も此議尤宜かるべしと同心しける。平岡、杉原、此由を秀秋へ委く演說したりければ、秀秋も同心し、兎も角も汝等よき樣にはからふべしとのたまひける。かくて內通相調ければ、兩方人質取かはし、堅く約諾を守るべしとて、長政より菅六之助を使者として、家臣吉田宮內といふ者を人質とし、大久保猿之助を付て秀秋の陣へぞ被遣ける。六之助松尾山に人質を伴ひ行、反忠の事を相談し、秀秋の方より人質として、平岡石見が弟をつれて歸りける。

一、家康公は九月朔日に江戶御立、十二日岐阜御着、翌朝岐阜御立、金地越を御通あり。赤坂に在し諸將途中まで御迎に出て拜謁す。爰に本多中務大輔御輿の傍に寄て、あたりなる人をのけ、ひそかに被申けるは、黑田甲斐守計策を以て、筑前中納言秀秋御方に被參返忠を可仕由にて、甲斐守よりの人質を取かはし、堅く契約申置候由委細を申上退ける。時に家康御隱密の御氣色なく、御輿の內より、筑前中納言身方に參り、返忠せん由申來れり。合戰は早勝たるぞと高らかに仰られければ、諸人聞て悅いさむ事かぎりなし。

一、毛利輝元は一族吉川藏人廣家（元春の子元長の弟）出雲國富田に在城し、道遠ければ、內府公會津御征伐には附從はず、今度治部少輔亂を起せし時、上方へ上りしが、東西の勝負をはかり、內府公御方に參らんと思ひける。され共毛利輝元を初、上方の大勢に背きて、獨立つべき樣もなければ、暫く上方と一同して濃州に赴き、南宮山に陣取て居たりける。秀吉公の時毛利家の

ために元春隆景より孝高の取次を賴み、殊に元春の長子元長死去の時、孝高の取成にて、廣家兄元長の家を相續せしかば、旁由緒有て長政にも、かねてより交を通ぜり。こゝにおいて其家人服部治兵衛、藤岡市藏と云者兩人を使者として關東へ下し、長政を賴み、內府公へ志を通じ、御方に參度由を申越ける。其使者長政の小山より上り給ひけるに、道中にて行逢書狀を渡しける。長政この由を內府公へしらせ申さんため、吉川藏人よりの使に、みづからの家臣小河喜介を添て江戸へ參らせらる。家康公御滿足の由御書を長政へ被下、其後長政濃州へ上り給ひ、吉川藏人へ使を通じ、彌先日の趣相違なき樣に堅く約を定らる。また毛利家の家老福原式部をもすゝめて御方に屬せしむ。家康公赤坂へ御着の時、又吉川藏人、南宮山より三浦傳右衛門と云者を使として、ひそかに長政の陣所花岡山へ差越先月申進候趣のごとく彌今度御方に參べき由申ける。長政の取持をもつて、內府公へ右之由を被申上ける。其則長政幷福島左衛門太夫、井伊兵部少輔、本多中務大輔より吉川へ被申遣けるは、重々念を入被申越候趣、內府公御滿足に被思召候。然ば彌二心なく忠節を勵さるべき證據にて候間、人質を被差越可然候。吉川家臣粟屋彥右衛門は、年老候て定て今度は此陣に參るまじければ、其子を差越可然由すゝめられける。吉川廣家此由を聞、即刻粟屋彥右衛門子十郎兵衛を人質として參らせける。又福原式部も、其弟右近を人質に指越ける。長政是を取次、人質は長政に屬して赤坂に被留置ける。

一、家康公諸將を岡山にあつめて、軍評定し給ふ。家康公長政に向てのたまひけるは、御邊の才覺にて、筑前中納言身方に參べきとの約束の由聞ゆ。明日は必合戰をなすべし。中納言へ此旨をしらせずば、油斷して手筈に合ざる事も有べし。貴殿より中納言へかひ〴〵敷者を一兩人使に遣し、明日合戰の用意をなすべし。油斷すべからざる由を申遣し可然由被仰

ける。長政是を奉りて、我陣に歸り、南畝源次惠良彌六と云士を使として松尾山に遣し、秀秋の家老平岡石見へ書狀を被送、竹中丹後守は彼邊の領主なれば、道筋案内の者二人被添、（其内一人は富田市兵衛といふ。）合四人打つれて敵陣の方をさけて脇道を通り、其夜松尾山へ着て平岡石見へ書狀を渡しける。頓て約諾の返書出けるを、使者請取歸りける。

一、九月十五日寅の刻、家康公既に御寢所を御出、此時御旗本より先手へ物見に被遣たる士歸り來れり。又諸將より出たる斥候も歸り參たり。先に歸たる物見に、敵の人數をばいか程あらんと見積りたるぞと、内府公御尋有しに、一人の斥候答て申上けるは、敵の勢凡十四五萬許も可有御座と見申て候と申、又田中兵部大輔より來たる物見は、十萬ほど御座有べきと申上る處に、長政より毛屋主水と云者を物見に遣し、敵陣の備の樣を申せとて使者に參らせる。家康公毛屋主水は朝鮮にて江南の大軍を、只一人の謀にて追崩したる者ぞ。急ぎ是へよべと被仰、御前に召出され、御庭にかしこまる。敵陣の樣は如何見たるぞ。敵の勢は何ほどと見はからひたるぞと御尋有ければ、主水御床に手をかけて、敵の勢は只二萬と見申て候。今日の御合戰は御勝にて御座候と申上ければ、汝より先に歸りたる物見の者は、敵十四五萬も有べきと見積り歸りたり。汝二萬人と申は、大なるちがひなり。扨又勝べき子細はいかにと被仰ければ、主水答て申上けるは、敵の勢多くは遠き峯々に陣取て候へば、平塲の合戰にをり合て助け申事、延引可仕候。其上山々に陣取て候敵は、山下の軍の勝負を見て、勝たる方へ馳加らんと成行を待て居申と見え候。只指向て合戰を仕べき敵は、三萬許御座候へども、其内一萬は人夫にて御座候。合戰仕る者は只二萬より多くは無御座候へば、一戰に御討取可被成候。一陣破れ候はゞ、殘黨はおのづから退散仕るか、降參仕るより外の事は御座有まじきと申上る。

家康公聞召て、扨々汝は功者なり。實に汝が申ごとく、指當りたる敵は島津小西石田が勢二萬許ならでは不可有と、御感悅限なくして、御前に在ける饅頭を御手づから取て主水に賜はりける。其外先手の事ども尋給ふ。

一、長政も寅の下刻、既に鎧を着打出んとし給ひしが、昨日松尾山に被遣し使いまだ歸らず、心元なく思ひ待給ひける所節、惠良彌六返書を捧來れり。披て見給へば、同心の返事也。長政大に悅んで急ぎ此由を、家康公へ申上られければ、家康公不斜感悅し給ひ、黑田甲斐守才覺を以、筑前中納言を身方に引入れ、今日の合戰にうら切して忠節を盡すべき由の返書只今來れり。今日の合戰必勝利を得べし。關ヶ原表の敵を追拂ひ、それより直に上方へ御押有べき由、陣中へ觸させ給ひける。

一、家康公すでに岡山を出給ひ、野上の宿の西桃配の原にしばし御本陣をすゑ給ふ。諸將は關ヶ原に出て、大道の左右南北に陣をはる。長政は北の山の手に在て、田中兵部大輔、金森法印、竹中丹後守など一所に備へ、敵の大將石田治部少輔、島津兵庫頭等が、伊吹山の麓小關村より出て備を立けるに向て合戰を始む。諸手漸々に入亂れ戰ひける。敵御方勝負いまだ決せず。殊敵の旗色よくみえ、筑前中納言より裏切もいまだなければ、御方の勝敗いかゞあらんと心元なくぞ覺えける。かゝる所に、黑くよろひたる武者一騎、家康公の御前に馳來り、筑前中納言うら切可仕由候得共、旗色敵とも身方ともいまだしれ不申心元なく候由、馬に乗ながら申上れば、家康公聞給て、然らばむかひ鐵砲を玉なしに二返うたせよと下知し給ふ。頓て其由立歸り申ければ、福島左衛門大夫先手の足輕五十人白き笠符を付たるが、松尾山に立むかひ、將軍に立はなれ鐵砲を玉なしに二つるべ打出す。是はかねてより是を相圖にしてうら切を始めよと被仰遣たるなるべし。又松尾山には、長政より人質

につけて、兼てより被ㇾ置たる大久保と云者、平岡石見が傍に立て、うら切の時節を窺ひ居たるが、關ヶ原の合戰はや半になりしかども、聊うら切の働見えず。無覺束思ひて、平岡石見が右脇に近づき申けるは、早敵身方亂合ひ、軍最中と見え候に、うら切の手立も今に見えざるは、甲斐守を御欺候かと推量申て候。若左樣にて候はゞ、八幡大菩薩も御照覽あれ、爰をば立のかせ申まじく候と申せば、石見屹と見て、和殿などのしる事にあらず、裏切のよき時節は我に任せよ、時分猶はやければ相待居る也とて、關ヶ原合戰の樣を目も放さず守り居たる處に、東方の勢の中より迎鐵砲を放ち懸たるを見て、時分はよきぞとて再拜を振て、かゝれ〳〵と下知しける。夫より松尾山筑前勢の旗動出て、山より下るを見て、其邊に有し脇坂中務、朽木河内守、小川左馬介、赤座久兵衛、此等の人々も同く反忠を志し、筑前中納言の勢と一に成て、大谷刑部少輔が備たる大關村の北野へ向て、敵の右の方より弓鐵砲を放かけ、喚叫て責寄けるに、敵の軍兵共思はざるに、身方のうら切忽に出來、殊に大軍なれば、周章騷てぞ見えける。御方は是に力を得、大に勇で見えにける。家康公敵の旗色を御覽じて、はや勝たるぞ、勝鬨をあげよと被仰ければ、御旗本一同に鯨波を擧れば、先手の諸將の陣にも、各鬨を作る聲、雷霆の空に轟くがごとし。

一、長政は、竹中丹後守、當所の案內をしれる人なれば是と同道し、他將よりはやく膽吹山のふもと相川の北に出て、治部少輔等と對陣せらる。爰に治部少輔が家の侍頭島左近は、世にすぐれたる武勇の士なりしが、先に張出て陣を取り、士卒と共に徒立になり、左の手には鎗を提げ右に麾をふりて、かゝれかゝれと下知し、百人ばかり徒立の武者を引連、柵の外へ出で、靜に長政の本陣へ進來りける。長政の兵共是に立向ひ、互に鎗を合せんと進みける處に、長政の家臣菅六之介、右の方の少高き所に足輕を引つれ

走り上り、かねてよりすぐり置たる鐵砲の上手五十人に、絶間もなく打せければ、間ぢかく進來りける島左近が兵共、多く打殺され或は手負ひ、左近も鐵砲にあたり手負ければ、敵陣少ひるむ處を、身方是に利を得て一度に突てかゝり、柵の內へ亂入る。長政此時諸將に先立、一番に馬を乘入、大に勇進んで、はげしく攻戰ひ給ひければ、即時に打勝て、只一戰に敵を追崩さる。家人共も爰を專途と勇み戰けるが、手に手に首をとりたる者多し。跡に備へたる治部少輔が兵共、先手崩れ立て押還れば、一戰もせず引立ける。治部少輔は大事の合戰に打負、膽吹山をさして迯上る。長政是を追て膽吹山の半腹まで上り給ひけるが、敵ちりぢりに落うせて、行方しらず成にければ、夫より筑前中納言の陣所へ行て對面し、今日の苦勞を謝して後、家康公の御本陣へ參られけるに、家康公長政に御對面有て、今日の合戰に筑前中納言反忠せし故、身方利運となりし事、ひとへに其方の計策故なり。其上今に不初事ながら、敵の張本石田が陣を被破し事、無比類忠功之由被仰、御感悦不淺しとかや。村越茂助を筑前中納言の陣所へ被遣、被召寄ける。秀秋參り給へば、長政の取次を以御前へ被召出ける。

一、南宮山の下、岡が鼻に、毛利宰相秀元、吉川藏人廣家、長束大藏、安國寺、其外大坂の弓鐵砲頭等陣を取り、其東南栗原山には長宗我部等陣を取ける。此兩所の兵共は、關ヶ原に軍初まらば、横合にかゝらんと定置たり。身方より此打手には池田三左衛門、淺野左京大夫、其外駿河遠江衆を指添被遣、吉川、福原は兼て身方へ內通し、人質をも長政へ出し置たる事なれば、長束大藏先陣すべき由內々望といへども、吉川廣家しきりに先陣を乞うけゝる。是は同所の諸軍に戰をさせじとの意なり。十五日の朝、長束大藏より頻に使を吉川に遣はして、合戰の時分よく候間、先手を押出し候へとすゝむれども、吉川わざと時を

うつし、霧ふかくして道見えず候間、晴るを待居候と答ける。吉川廣家又毛利家の軍勢は、福原式部が下知により、合戰をせずして備居たり。長束大藏、長宗我部、安國寺等は中國勢の心替して、軍をせざるに力を失ひ、當手の敵を防ぎかねて終に敗北し、伊勢路をさして引退ける。

一、其翌九月十六日、石田治部少輔が留守佐和山の城を攻んとて、家康公山中の宿を立せ給ひ、段々に先陣を被遣、長政は二陣を被勤、澤山の城既に沒落しければ、筑前中納言に城番を可勤由、長政を以被仰付。長政よりも家臣一人指添可置由命じ給ふ。依之長政より家臣後藤又兵衛を被添置ける。其後家康公は大津に數日御逗留あり、大坂西の丸家康公の御館をば、毛利輝元奪取て移被居けるを、家康公より池田三左衛門、福島左衛門大夫、黒田甲斐守、藤堂佐渡守、淺野左京大夫、有馬玄蕃頭、凡六人の將を被差遣、彼館を請取候へと被仰付ける。廿四日難なく西丸を請取、輝元は長政を頼み、其罪を謝せらる。九月廿五日家康公御宥免有しかば、木津の下屋敷に移らる。九月家康公より長政へ御書を給はり、大坂にて諸侍町人法度以下申付候樣に被仰出ける。此時長政大坂毛利家への御先手を被仰付のみならず、大坂は敵身方多く集れる天下の要地なるに、諸侍町人法度以下申付候へと、一時の權威をゆるし給ひしは、規模ある御書にこそ侍べるべき。秀忠公は小山より江戸には寄給はず、直に上野信濃を歷て、東山道を上らせ給ひしが、道中難所にて、殊に大軍を率し給へば、道の程御心に不叶して、九月廿三日伏見に着せ給ふ。此時秀忠公より長政へ賜はる九月廿四日の御書に、今度依御粉骨天下平均に罷成、誠に御手柄共に候と有之ば、長政二心なく御身方に屬し、筑前中納言、吉川藏人、福原式部等を計策を以て御身方に屬せしめ、反忠させし功と、合渡の軍にて敵を追退け、伊吹山のふもとにて石田等が陣を破り給ひし事を聞

召ての事なるべし。家康公は九月廿七日大坂西の丸の御館へ入せ給ふ。其後今度勳功ある諸將に恩賞行はれて、長政にも筑前の國を賜はりける。長政御暇給はりて入國せらる。其刻家臣黑田三左衛門、後藤又兵衛、小河喜助、菅六之介を、家康公御前へ被召出、御目見被仰付ける。長政霜月十七日大坂を立て豐前へ下り、十二月上旬には筑前に入、名島の城に住給ふ。

一、此時如水は豐前中津川の城に居給ひしが、七月十七日大坂に在し家臣母里太兵衛、栗山四郎右衛門より、治部少輔亂を起す由竊に告來る。如水少も隱密せずして、天下分目の兵亂はや出來たり。急ぎ陣用意すべしと、高聲にぞ仰ける。其後家臣井上九郎右衛門、久野次左衛門、野村市右衛門等を召てのたまひけるは、上方に兵亂出來たる由告來れり。我は三心なく內府公に屬する也。いそぎ軍勢を催し、先九州の敵を悉く攻平らげ、中國を退治し、それより都へ攻上り、家康公へ忠節を盡さんとおもふ也。この頃此城の修理を申付たり。然ども我此城に籠り居て敵を待べき覺悟にあらず。只今城普請も無益なり、修理をやめさせ、急ぎ陣用意すべしと被申付、常に無用の事に財を用ひず、費をきらひ儉約を行ひしは、加樣の時の爲なりとて、金銀多く取出させ、家中の諸士に配當し、又長政東國へ發向して、家人多く召連たれば、殘る人數すくなし。何者にてもあれ奉公に出べきと云者あらば、貴賤をえらばず、此金銀を與へて召抱べしとて、領內に觸廻し、諸浪人を抱させらるゝに、近國皆敵にして領內より來り集る者士は稀なれば、賤き者をも其人柄を見て召抱へけるに、都合三千六百餘人かゝへたりける。

一、大坂に如水長政の內室おはしけるを、若城中に人質とられもやすらんと、無心元かりけるに、大坂より二人の內室難なく下り給ひしかば、如水悅び給ふ事限なし。そのいたはりの慰めに、踊ををごらせて見

せんとて、中津川の町中に云付、はなやかに踊を仕立させ、城中にていかにも優長に終日見物し、諸士下部まで是を見せらる。是は士卒の心をいさましめ、勇氣の屈せざるやうにせんとの良將の意なるべし。家臣ども眉をひそめて、是ほどの大亂を聞ながら、只今の踊は何事ぞやと諸人あやしみ思ひけれ共、如水少もさわがしき氣色もなく、陣用意をば油斷なくせよと下知し、自身は平生無事の時のごとく、若き士共に碁をうたせなどして日を送り給ふ。是は司馬法に、見敵靜見亂といへる意なるべし。

一、此時如水は領内の境目の城巡見すべしとて、近習の士只兩人召連、小船に乘出られしが、領内の城へはゆかずして、豊後の國崎郡垣見和泉守が富來の城、同郡の内熊谷内藏介が安岐の城の後を、徐かに漕通りて巡見し、夫より長岡越中守忠興の領地、木付の城へ船を着て陸へあがり給ふ。忠興の家老松井佐渡、有吉四郎右衛門、兩人を呼出し、案内者として城を廻り見て、我今爰に來る事別の子細にあらず、上方兵亂出來ぬる由聞ゆ。定て此城へも敵寄來るべし。越州は我が知音也。其上身方なれば、内府公の御ため、城の要害あしき所あらば、指南して堅固にさせんために、はる／＼是まで來たり。此城要害不可然處有之由のたまひければ、兩人申けるは、只今の折節遠路御しのぎ、此地へ御見廻の事、越中守ために忝御志にて候。此城の要害あしき所御覽じ分られ、御指南を蒙り候はゞ、堅固に改置べき由申ければ、如水爰かしこ改候へと委細指南せられける。其日晩景に及て、如水は木付より船に乘歸り給ふ。安岐、富來の城下を夜中に漕通り、明日中津川へ着給ふ。扨こそ其後豊後へ發向し、木付の城の後攻、再安岐、富來の兩城を攻給ふ時に、かねて城の要害見置給ふ事なれば、攻樣の手立人數の手配等、何の滯もなく下知し給ひける。

一、八月中旬、如水家老を呼出し、來九月九日先豊後

へ發向すべし。此旨を家中の諸士に申觸、彌陣用意なさしむべし。と下知し給ひける。家老評議して如水に申けるは、治部少輔叛逆の事は既慥に聞候へ共、家康公いまだ上方へ御發向の儀聞えず候。同じくば上方御合戰の注進を御聞候て後、御出陣可然存候。いまだ其聞えなきに、私に軍を御出し候事不可然候。其間しばし御待候へと留ければ、如水聞て、いや〳〵其儀然るべからず。治部少輔が叛逆は既にあらはれたり。此上は内府公御發向の一左右を聞に及ばず、九州にある石田が黨類悉く誅伐すべし。其上家康公上方へ發向し給ふを待て、我軍を起さば、既に上方の合戰有て後の事なるべし。左あらば其間は日よりを見て、敵身方の勝負を考へ、時節を待たるに似て、我本意にあらず。いまだ内府公御發向の注進なき以前に兵を起し、九州を平げてこそ、如水が家康公への忠義の志なるべけれとのたまふ。かくて九月九日も近づけば、いよ〳〵人多く抱へよとて、又金銀多く被渡ける。

一、前の豐後の國主大友左兵衛督義統、大坂にて毛利輝元の下知をうけ、本國を賜はり、頓て豐後へ下向せらるゝ由聞えければ、如水此度大友を誘引して、身方にせんため、家人宇治勘七と云者に、大神大學といふ浪人を添て、周防の國上の關へ遣しおかる。此大學は初は義統の小扈從なりしが、義統蟄居の後浪人となり、中津の町に居住しけるを呼出し遣はさる。家老共申けるは、大學は義統に好みある者にて、若は義統に内通する事可有之候間、使に被遣事不可然と申ければ、如水聞給ひて、義統に内通すべき者なる故に遣す也。大學此城の案内と兵の多少を告ば、大友城を攻る謀を思案すべし。我は彼に攻られぬ内に、此方より早くかゝりて勝負を決すべし。然れば何ほど此城の案内をくはしく聞たりとも、役に立させぬ。此度の軍の術謀を大學にいひ聞せて、大友に告させ、此方には其うらを用ふる也。義統若大學を

留められば、勘七は其座を罷立べし。又勘七には大友が船數いか程有べきと、よく見て參れと命せらる。大友に被送し其書狀の大略は、石田は小人にして天下を奪はんとの謀なるを、輝元是をしらず、安國寺と云大佞人にたぶらかされ、石田に與せらる。家康公は天下の思付たる賢君にて、古今にすぐれたる良將也。相與する人々猛將勇士多し。治部少輔は諸人の與せざる者也。且無智にして兵の道をしらず。かり集たる寄合勢にて惣大將なし。貴殿彼方に從ひたまはゞ、必身を失ひ家を亡し給ふべし。殊御子息義延も、內府に屬せられ候へば、內府方に參して忠勤を御勵し可然存也と被申遣。又口上には、故太閤の時より隔心なく申談候事、御失念有間敷候。我等も踈意に不存、隔心なき印に大學を相添進候。とぞ被申遣ける。兩人上關にて義統を待うけ、如水の狀を渡し口上を述ける。義統返書に如水の厚意を謝し、此分別大事の思案にて即時に决し難く候へば、豊後へ着て此方より使者を以て、委曲可申達候とぞ答られける。勘七返書を請取立んとする所に、義統大學を留られければ、勘七は罷立、あとにてしばし物語しける。何事をかとはれけん、いざしらず。

一、大友の返書同心なきを如水見給ひ、此上は力に及ばず、是義統運命盡たる所也。さらば大友に勢のつかぬ先に討取べしとて、兼て定めし日取のごとく、九月九日辰の刻に打立給ふ。如水は諸勢に先立て、中津川より一里半東なる、廣き原の少小高き所に床机を立て、腰をかけ、惣勢の備押を見給ふ。其勢八千餘人七備にして、いづれも一勢〳〵引分て、しづかに押させ。其行列を見給ふ。如水の本陣千餘人都合九千餘人也。さて如水士卒に云聞する旨ありとて、廣野に暫く留置高聲に仰けるは、今度上方にて治部少輔亂を起す由聞ゆ。彼は天性智惠なき臆病者也。其上惣大將なき寄合勢にて、諸將下知をうけず、諸人一致せずして、必敗軍すべし。殊に內府公は古今

無双の良將にて、其下皆武將勇士多く、心一同して内府公の御下知に順はゞ、必身方の勝利うたがひなき事、手に握たる樣におもふ也。是に依て某此度内府公に一味して、九州を平げんと思ふ故、先豐後表へ赴き、彼國を打したがへて後、殘る國々を治むべし。豐後の城々多分は留守の事なれば、請取ん事最安かるべし。就中大友義統本國を賜はりて、頓て豐後へ下る由聞ゆ。太閤の時大友事我等取次したりし筋目なれば、今度治部少輔方に與する事をやめさせ、降參させんため上の關まで使を遣すといへども、義統同心せざる事愚痴の至、是非に及ばず、先彼を退治せんため出馬するなり。義統事先年朝鮮において大明の大勢來る由を聞、敵をも見ずして逃退たる故、豐後國を召被上、毛利に預られ、有か無かの如くにて居たりしが、今度豐後に下り、我に對し旗をあげんとする事、片腹いたき事なり。たとへば猫の額にある物を、鼠のこゝろざすがごとし。誠に蟷螂が斧なるべし。此度出陣の士卒よく心得べし。義統は愚將なり。其下にある家人共、皆弱兵と心得べし。大友が人數何萬騎ありとても、此度の軍は百に一も負る事有まじ。數日の内に必大友を虜りてみすべし。強敵とおもひ、猶豫すべからず。九州をかたはしより平げんと思ふ故、軍を此度に限るまじ。鑓薙刀刀脇指の刄をたしなみて、大事の時用に立よ。大友が人數を手捕にするか、むね打に打倒すべし。義統は虜にせよ、彼を生捕たる者直參又内によらず、たとひ下人にても、褒美として領地千石を與ふべし。各隨分精を出し、手柄を致すべし。其功により一廉恩賞を與ふべし。九州には手剛き敵なし。豐後既に打したがへて、九州を治めん事、其勢に乘じて彌安かるべし。はや打立よとて、士卒を勵してのたまひける。是を聞し者共いづれも心いさみつよくなり、只今敵を手の中にとりひしぐやうにおもひける。是は大友の兵必よわきにはあらざれども、士卒を勇めんための

謀なるべし。右如水の床机に腰かけて下知し給ひし所を、今は如水原といふ。翌日豊後高田の城の近邊を通り給ふ。是竹中伊豆守重信が城也。伊豆守は上方に在しかば、其子釆女正重次が方へかねて使を遣し、內府公御方に參るべき由をすゝめ給へば、釆女同心す。今日又釆女方へ使者を遣して、釆女を引具して、夜は富來の城のこなたなる山の上、赤根嶺に野陣をぞし給ひける。

一、大友義統は、九月十日、豊後速見郡頭無と云浦に下着し、暫其所に住せらる。大友は昔より豊後の國主にて、其上父の宗麟の時、豊前筑後肥後日向の內まで彼旗下に屬せしかば、今に至ても舊恩をしたひ、好みをわすれざる者多し。昔の家人共多く浪人し、或土民に成たる者も有しが、今度義統下向の由を聞傳へ、かしこ此處より馳集りて、既に大軍に及べり。土民百姓共は、兵粮をさゝげ、馳走しける。大友は先長岡越中守家人の籠りし木付の城を攻落し、本城にすべしとて、宗像掃部を大將とし、其勢五六千人ばかり遣して、二の丸まで攻よせ、城中既に難儀に及びける。木付の城番松井佐渡守、有吉四郎右衛門より、如水へ飛脚を以心得のためとて告來る。如水聞て敵の責來る由告越たる迄にて、加勢を乞ざる事勇士の志也。木付の城を攻落させては甲斐なしとて、家臣井上九郎右衛門、久野次左衛門、野村市右衛門、後藤左門、時枝平太夫、母里與三兵衛、曾我部五右衛門、池田九郎兵衛、黑田安太夫等、其勢三千餘人赤根嶺より引分て、木付の後攻に被遣。如水は翌十一日の曉赤根嶺を立給ふ。若富來の城より敵跡をしたひ來らばおさへよとて、母里太兵衛一備を其手あてに被定置、先富來の城をば打捨て、木付の方へ押行給ふ。

一、十二日、熊谷內藏介が居城安岐の城の向に着陣し給ふ。此城は富來より六里南に有。此城にも手をかけず、只遠見張番油斷なくさせて、其所に一宿し給ふ。如水のいはく、富來の城の敵はしづまりてみえしが、此城の者共ははやり立たる形勢也。明朝此陣

を打立時節、定めて敵跡をしたふて、城より付來るべし。此方よりも引伏を置べしとて、栗山四郎右衛門を將として、五十騎ばかり、敵のしたひ來るべき山間の道の邊の藪陰に隱し置て、如水は明十三日の早天に先勢を木付の方に押させ、旗本を引取給ふ所に、案のごとく城中より熊谷次郎介を將として、二百人ばかりしたひ來ける處に、彼藪陰の伏兵おこり、弓鐵砲を放かけ、五十騎ばかりの者共一度に進み、散々に戰ひければ、敵忽に敗北す。此時如水の家臣幷又内の士まで、分捕高名せし者多し。身方勝に乘て追討にしけるを、如水はるかに見て、急ぎ引取べしと下知し給へば、四郎右衛門承て、小川の有けるを限に追捨て引取ける。城中より又兵を三百人ばかり出し、敗軍せしをも押留め備を立たり。栗山引返して追崩し、本陣に追付、首共實檢に入ければ、如水感悅し給ふ。此時誅取首數四十八、就中熊谷次郎介をば、岡田三四郎討之、時の將の首なればとて、賞翫なる感狀を賜はる。

一、如水豐前より發向の由、大友の陣所頭無へ聞えしかば、大友義統家人と評議して、立石山に取上て陣所に定らる。木付の城へよせける大友の兵ども、如水の發向を聞て圍を解て、義統と一所にならんと、立石をさしてぞ引退ける。是に依て木付の後攻のため、如水より被遣たる兵共も、戰ふべき敵なくして、石垣原に馳向ふ。細川越中守の家臣松井有吉も、兵二百人許引具して、如水の勢に馳加はる。

一、大友方へ此方の軍兵寄來ると聞えしかば、吉弘加兵衛統幸を大將として、竹田津志摩、小田原又左衛門、深栖七右衛門、木部山城、大神賢介、濟田民部など云者人數を引つれ、立石を打立て此方へ寄來り、石垣原にて對陣す。身方の先陣時枝平太夫、母里與三兵衛、馳合せて戰しが、敵態引退て身方を引よせける。母里時技敵の僞て逃るをばしらずして、追驅立石の方へ行所に、小川の有ける川原を隔て、敵備を

立直し取て返し、一度に喝と突かゝる。母里時枝もしばし支へて戰けるが、吉弘が猛兵に押立られ、力及はず澤邊をさして引退く。二陣久野次左衛門、曾我部五右衛門、其外如水より相添られし士共と同じくかゝりけるが、敵の二陣は宗像掃部を將として、五百ばかりにて馳來る。身方負色に見えける所に、久野下知しけるは、先手敗軍せしゆゑ、敵の勇氣出來て勝にのれり。爰にて烈しく敵を防がずば、敵彌機に乘て身方の大事となるべし。只今必死の戰して敵を防ぐべし。義理をしりたる者はつゞけやとて、士卒に先立て馬よりおり立、小膝を打て鎗をかまへ、敵を待うけて、向てかゝる者を討取、數人に手を負せ、勇氣をふるふ事甚盛也。されども敵大勢なれば不叶して、次左衛門は終に討れける。生年十九歲とぞ聞えし。次左衛門が家人命を輕んじ義を重んじ、主人の前後左右に在て戰ひけるが、六人の者共一所にて皆討れにけり。曾我部五右衛門は、久野を見棄難くして續て懸り、久野と一所にて勵み戰ひけるが、終に討れにける。松井佐渡、有吉四郎右衛門は、東の方に陣取て居たりしが、久野曾我部が討れしをみて、相從ふ兵共を引つれて懸りける。大友勢烈しく防ぎ戰ふ。松井有吉暫勇み戰ひしが、手負死人數多出來ければ、先人馬の息をつかせんと、本の陣へぞ引上ける。松井有吉が此時の動をば如水感じ給ひける。

一、御方の三陣は、井上九郎右衛門、野村市右衛門、後藤左衛門也。九郎右衛門は、はるか後の高き所にひかへ居たりしが、よくはたらかんとおもひ、わざと佩楯等を取のけ、いかにも輕く出立、唐冠の冑を着、鳥毛の棒の指物をさしけるが、人數備置し所と敵陣の間先さがりなれども、間に高き所有て、先手の戰場みえざれば、みづから行て先手の戰の形勢を見計べし。諸卒一人も動かず、爰にて我下知を待べしと云捨て、只一騎歩者十人ばかり召連れ、一町許行て高き所よりつくづくとみれば、先手打負二陣も敗れ、

松井右吉も本の陣所へ引上りける。敵共は芝原に座して、扇をつかひ休居たり。井上時をみて好時節ぞと思ひ、再拝を以て我手の勢をまねきければ、手勢幷其餘兵共も馳來り、野村も同く馳來る。身方前にある高き所に打臨めば、敵をば目の前に見おろしたり。井上野村下知しけるは、敵は皆徒立なり。馬の駈場よければ、常の敵ならば馬にてかけちらさん事たやすかるべけれ共、此敵は今日を討死に究め、殊に物馴たる老功の武者なれば、手先にて容易くあひしらはん事惡しかるべし。皆々馬よりおり立、鎗のうのくびのをるゝ程突合候はずば、勝利を得難かるべしといひければ、騎馬の兵馬より立ける。井上野村同時に兵をすゝむ。敵はしづまり返て居たりしが、間近くなりければ、一度にさつと立向ふ。此處に石垣原と名付しは、野中に高さ二間ばかり、或一丈ばかりの古き石垣六七町ばかり、堤のごとく横につゞきたり。其石垣を敵身方中に隔て、互に鎗を揃てたゝき合ける。大友の先手の兵いさみ進んで石垣をこえんとしける。身方つよく防ぎ、石垣をこえ突崩す。中にも井上九郎右衛門が手より大野久彌石垣をこえ、一番に進んで敵の物頭深栖七右衛門を討取、久彌が兄勘右衛門も相續いてすゝみ、是も敵の物頭小田原又左衛門を討取、兄弟共に高名しける。身方の兵共敵の逃るを追はんとしけるを、井上野村思ひけるは、只今敗軍せし敵の先勢は、この頃俄に馳集たる葉武者ども也。倔強の兵はあとにひかへ、今日をかぎりに必死に極め、最後の一戰とおもひ定め、備を亂さず、しづまり返て待かけたるとみえたり。此葉武者どもを討んとて、身方備を崩し、足を亂してかゝらば、彼跡にひかへたる荒手の兵にもまれ敗軍すべし。此方よりはやらずとも、今日軍をせではをらぬ敵也。一人も追ふべからずと下知し、堅く制しける。吉弘加兵衛是を見て、敵輕々敷足をみだし追駈ば、ちかぢかと引付討取べしと思ひしに、さても物馴たる者

共かな。此上は今日討死ぞと究め、いざや懸らんとて、二千人許しづ／＼とあゆみよる。井上是をみて、相かゝりにせず、しづまりて居たり。敵進み來りしかば、井上爰を專途と防戰ふ。され共吉弘いさみ戰へば、敵つよくして井上が一手ばかりにては、猶あやうかりける所に、爰に野村市右衛門は、十六歳より度々武勇の譽を取、今年十九歳よのつねの老功の者より猶軍に馴たる武者なりしかば、先程の合戰して後、左の方に備へて、暫時節を待居たりしが、是をみてよき時分とおもひ、我手の備を引丸め、小高き所より敵の右の方へ横合にかゝりける。後藤左門も同じく後よりかゝりければ、身方一度に競ひつゝ、えい／＼聲を出して突かゝり、火を散してぞ戰ひける。敵の兵今日を最後の合戰と思定けるか、突崩されてさつとひけども、又かゝりて戰ける。井上野村は、敵ひけども追掛ず、本の所にをり敷、敵又かゝれば立あがりて戰ひ、幾度もかくのごとくしける。爰に

吉弘加兵衛は、父祖より大友の先手にて高名の家なり。殊に此統幸は世に聞えし大剛の者、拔群にたけ高く大力なりしが、朱柄の大鎗を取のべ、向ふ敵を横打に打倒し、あたりを拂てみえたりけるが、井上九郎右衛門を目がけ、鎗を打振て眞一文字にかゝり、井上殿か珍しく候、吉弘加兵衛にて候。尋常に參會すべしとて、しづ／＼と近付ける。井上是を見て、よき敵と思ひ、十文字の鎗を以て渡り合ひ、互に名を名乘て、野澤の小溝を隔て鎗を合せける。九郎右衛門と加兵衛は、先年よりしたしく馴近付たる事なれば、久しくて參り合たるとて、しばし物語しけるが、いざやはなやかに戰て勝負を決せんと、互に云合せて、面もふらず戰ける。九郎右衛門は、たけひきく力も劣たれども、是もすぐれたる勇士なるが、吉弘は聞ゆる大力にて、動もすれば井上はたゝき付られ、危くみえし所に、九郎右衛門が運やつよかりけん、吉弘が突ける鎗九郎右衛門が鎧の胸板に幾度もあた

りて、鎧の毛所々きるばかりなれども、皆鎧の上なれば通らず、井上が鎗吉弘が内冑に突入けるに、十文字の横手にて左の頬先をしたゝかにくる。加兵衛は冑の緒きれ、かぶと頭にかゝりて目を覆へば、鎗を以てみだりに打はらひ後へ退ける。吉弘が鎗を引取時、左の腋の下具足のはづれに、襯の靑くみえけるを、井上よき透間よと思ひ、鎗にて突しかばあやまたず、左の腋の下にふかく突入たり。吉弘心はたけしといへども、今朝よりの合戰に休息もせず、每度つよく動き、都て敵を討取事多かりしかば、戰勞れ、其上兩所深手を負ひ、殊に腋の下の疵いた手なれば、忽よわりて戰ふ事あたはず、家人の肩にかゝりて引退ける所を、井上身方に首とれと下知して追駈させければ、後藤左門家人小栗治右衛門と云者、何の苦勞もなく突倒して首を取る。九郎右衛門は世に聞えたる大剛の兵を討て、比類なき高名をぞしたりける。吉弘が手に屬せし家人、昔の郎等數多有しが、主人の討れたるを見て、其場にて一足もひかず皆討死す。敵の大將旣に討れ、身方勝に乘ていさみ戰ければ、大友の勢防かねて、終に一度に敗北す。其時九郎右衛門、市右衛門再拜をふり、備を崩し追駈、敵を多く討取、殘る敵わづかに八十餘人、在家へ逃入て引取ける。今日の戰に敵を討取事五百餘人、其内冑付の首百六十七、大友家にて名ある武士多く討れける。身方にも士六十三人、雜兵八十餘人討死し、手負も多かりける。

一、如水は安岐より立石の方へ押行給ふ所に、石垣原より三里前頭無と云所にて、立石の方より早飛脚二人出來り、井上野村等今朝石垣原にて大友の勢と合戰し、身方勝利を得、義統は立石の要害へ被上由申ける。如水聞て使を先陣へ遣し、井上野村等に被申付けるは、今朝石垣原において義統と合戰し、勝利を得候由、手柄の至、神妙也。然るに義統立石の要害に上りたる由聞ゆ、かまへて此方より聊爾にかゝ

りて軍すべからず。身方の備をよく調へて、某が本陣を待候へとぞ被仰遣ける。其日の晩景に及で、如水實相寺山へ着陣せらる。先手二陣、左右の備一勢一勢引分て備を立、陣を取る。實相寺山より義統の陣所立石迄は、纔十四五町には過ざりける。

一、如水は木付の西南に當りたる實相寺山を本陣に定め、其麓石垣原に軍兵をつらね、廣く陣を取給ふ。先手は、里屋の上までつゞきたり。其頃船手には、伊豫國野崎の者多く被抱置けるが、百人許の者共里屋の沖に舟をうかべ、立石を攻給はゞ先手に加はらんと、是も里屋の切寄に上りて待居たり。如水の本陣西の方の山に、柵結廻し物見の備をかりにこしらへ、鐘をつき、本陣より鯨波を上れば、四方の身方里屋の舟手まで一同に鬨を合す。其聲上の大山鶴見が嶽に響き、山彦答て夥しくぞ聞えける。去程に如水は、明日義統の籠れる立石へ押よせんとて、人數の配當を定めらる。先陣は母里太兵衛也。かゝる所に、義統の方には昨日の敗軍をみて多く落失ければ、今日は殘る手勢纔に八百人許にぞ成にける。家老ども如水に申けるは、此勢にて速に押よせ、大友を御討果し有べく候。あの體に成候ても、事延候はゞむづかしかるべしと申せば、如水聞給ひ、いや〳〵軍は無用也。あつかひをかけ、大友を降參させ、生捕て京都へ送るべし。先年某筑紫下國の初より、義統と別て入魂たり。此頃敵になりたればとて、私の恨なし。今又無勢に成たるとて、情なく餌鳥を殺すやうには成がたし。又大友いかによわくとも、討はたす程ならば、身方損ずべし。此度にかぎらず、末遠き弓矢なれば、何とぞして手勢をそこなはぬ樣にすべし。母里太兵衛あつかひてみよ。今日の内に和議調はずば、明朝押よせ、一人も不殘討取べしと、義統又は田原紹忍をしたゝかにおどすべし。おどしたらば、頓て降參のわび言すべし。昨日討死したる者共は、大友家にて名ある勇士共也。彼家にて身上よき

者には、紹忍が首ばかり見えず。日來臆病の名高き者なれば、紹忍方へ申遣たらば、必あつかひに同心すべし。物馴たる者を使として、早く申遣すべしと仰ければ、太兵衛より使を遣しけるに、案のごとく紹忍同心し、義統に降參をすゝめければ、大友今は叶はじとや思はれけん。即同心の使者を以て、母里太兵衛が陣まで降參を乞ければ、如水聞て降參の事一段可然候。內府へは能樣に可申成候間、定て罪をば御赦免あるべし。打殘されたる士卒皆〳〵命を助くべし。然らば早く是へ出られ候へとぞ申遣ける。かくて義統剃髮の姿と成て、主從十人許にて、十五日の早天に、ひそかに母里が陣屋へぞ降られける。殘黨はおのがさま〴〵にぞ落行ける。義統をば乘物にのせ、如水の家人下野九兵衛等、其外警固の武士多く打圍ませて、中津川へ被遣、一間なる座敷にこめ置、番の士共日夜守りける。程經て後家康公より如水に御感書を給はり、戰功を褒美し給ひ、且大友を生捕し事を御悅有ける。其後如水上京の時、義統を大坂迄つれ行て、長政の屋敷へ置たまひ、內府公へかくと申上られしが、後は常陸の國へ流し給ふ。凡如水の敵を治る法は、此度にかぎらず、すべて敵を殺す事を好まず、和議を以て降參させ、敵身方人の損せざる樣に、謀を好んでなし給ふ。戰爭して人を殺すは、やむ事を得ざれば也。

一、加藤主計頭清正へ、木付の松井佐渡、有吉四郎右衛門より、飛脚を以て大友豐後へ下着せられ、如水出陣し給ふ由を告たりける。其使九月十四日熊本へ着しかば、清正は如水に力を合せんとて、翌十五日出陣し、十六日肥後の小國に着て、如水へ先使を遣し、明後日は其地へ着陣すべき由申越さる。如水此由を聞て、其返答に、大友は既に生捕候。其外の城々は御加勢にも不及、我等一手にて攻落し、或は降參させ、頓て筑後表へ打越可申候。清正も彼地へ御出會候はゞ、筑後肥前を平らげ、薩摩へ可

攻入候。急ぎ是れより御歸候へと被申遣ければ、清正隈本へ歸り給ふ。

一、大友既に降參しければ、如水は九月十六日、安岐の城を攻んために押寄らる。城主の一族熊谷外記といふ者、留守居として籠居ける。如水烈しく攻給ひければ、九月十九日敵悉く降參し、城を明て如水に渡す。城中の財寶諸道具少も殘らず與へらる。其上亂妨狼藉すべからざる由、堅く士卒に下知し給ひければ、城中の者共安堵しける。降人の内、其儘如水へ屬し仕ふる者多し。如水是に本領のごとく知行を與へ、妻子をば先安岐に置、陣用意して如水の供をせよと下知し給ふ。或は思ひ〳〵他方へ行く者は、其心に任せらる。

一、同廿三日、同國富來の城へ押寄給ふ。先城中へ使を立、降參し、城を明渡すべき由云遣されける。されども垣見和泉守が留守居共同心せず、城中より連鐵砲を放かけて防ぎける。さらば此城を攻落すべしとて、翌日仕寄道具を調へ、夜に入て速に竹束を付、井樓をあげ、態と一方をばあけて、三方を稠く取圍む。如水は西の方なる山上に陣を取、夜討の來らぬ樣に用心せらる。如水の家人の内若き物頭共、此城堅固には候へ共、小城にて殊小勢にみえ候。力攻に仕候はゞ、容易乘取申べし。あはれ御免候へかしと、口々に申ければ、如水聞て、小城也とて侮るべからず。謀もなくて妄にせめん事、人數をそこなひて益なし。人を傷はずして謀を以て勝がよきぞとて、城攻をばゆるし給はず。井樓より上矢をきびしく射させ、堀を埋よと下知せらる。城中上矢に打立られ、外郭にこらへかね、次の郭に引退く時。惣勢堀をうづめ、竹束を付、塀際ちかく攻寄ける。

一、かゝる所に、薩摩の島津義弘は關ヶ原にて軍破れ、本國に下られけるが、女中並家老の乘たる大船三艘、九月廿六日夜海路を乘ちがへ、富來の沖なる如水より出し置給ふ番船の火を、類船のかがり火ぞ

と見損じ、是をしるべに漕寄て爰に來りける。夜明て方角ちがひたるに驚き、舵を取直しける。番船の者ども追懸て散々に戰ひ、苫に火を付て敵船になげ入、終に三艘ともに燒打にしける。三艘に人數二百餘人乘たりしが、其內女八人、水手十三人、助かりける。此船軍は如水の下知にあらず。如水聞て島津事、當時は內府公の御敵ながら、女をのせたる船なれば、降參を乞はゞ同心せよかし。若生捕にし來らば、よき人質とも成ぬべし。然らずば討洩しても通せかし。大事の前の小事なるに、是程まで、男女を多く殺害し、剩身方も多く討るゝ程の動は、無益の事とは思ひ給ひしかども、時に取ての動はいづれもけなげなる者共なれば、其勢を感じ給ふ。

一、十月二日の夜、沖に浮べ置たる如水の番船の者、上方より下る小早船一艘乘とりたり。是富來の城主垣見和泉守、濃州大垣にて討死の由、留守居へ告來る使舟也。其中垣見が右筆江良新右衛門と云者も乘下りける。如水其使を富來の城中に入れ給ひ、和泉守討死の上は、はやく城を明渡すべし。左あらば城中の男女悉く命を助け、我につかへんとおもふ者は、本領を與へ召抱ふべし。又家財を殘らず可遣由被申入ければ、垣見が留守居垣見利右衛門、藤井九左衛門等、如水の仰に隨て城を明渡しける。其內如水へつかふる者も多かりける。

一、豐後國既に服しければ、如水は是より西へ赴き、九州を悉く平げんとて、十月四日富來を立て、豐前に入給ひしが、此間久しく陣中に辛苦し、難なく豐後の敵を亡して歸給へば、先是を祝着し、定て中津の城へ歸り數日休息し、此間の苦勞をも忘れ、家族內室へも對面してこそ、出陣し給はんずらんと諸人思ひしに、案の外に中津川の城の門前を通りながら、居城へは立寄給はず、すぐに中津川の町を押通り、城の西一里なる廣津山と云古城の址に野陣をこそ取給ひけれ。是に依て家人士卒共、みなおのが家には

立よらず、三略に將內顧、士卒淫すといへり。又古語に、古の良將は軍の命を受る日より家を忘れ、戰に臨んでは身を忘るといへり。如水の我門を過て內へ入給はざるも、此意なるべし。其後如水豐前小倉香春の城をうけ取、筑前は身方の國なれば無事に打過、筑後に出らる。久留米の城主小早川侍從秀包は、上方に在て留守居の者城を守れり。如水使を立て、後此城を受取、舍弟黑田圖書介を留置て守らしめ、肥前の鍋島加賀守直茂をすゝめて、內府公に從しむ、此時加藤清正も柳川に出らる。如水、清正兩人相議して、柳川の城主立花左近將監統虎をすゝめて身方に屬せしめ、即城を受取らる。

一、日向の國飫肥の城主伊東豐後守祐隆は、內府公關東御進發の時病ありし故、大坂に逗留しける。今度の亂おこりしかば、大坂より如水へ書狀を遣し、內府公御身方可申、大坂へ逗留仕、何方へ其人數を出し可申や。又本國へ下り候はんや。如水指圖に任せられん由告來る。如水の返事に、貴殿小身に候間、上方に居て、獨立て忠を抽ん事成がたかるべし。急ぎ歸國可然由云やり給ふ。其後豐後守は病重り、大坂にて終に死去せらる。飫肥にありし留守居の方より檢使を一人給はり候へ、敵と手切の働可仕由申越ければ、如水より宮川半右衛門と云家臣を飫肥に被遣、其後如水の指圖にて、高橋右近が居城日向の宮崎の城を責落させ、城代以下二百餘人討取、其外所々にて伊東氏の家臣と島津方と合戰す。

一、其後如水は加藤清正と云合せ、立花左近將監を先陣とし、島津を討んため、肥後を經て、薩摩の境佐敷水股まで押行給ふ。此時島津方より使を越して、今度の罪科御赦免被成候樣と、かねてより井伊兵部少輔を以て、內府公へ申上置候間、上方の御下知を御待、先々此方へ被攻入候事相延給候へと申越さる。如水、清正是を聞て、然らば先上方の御左右を待て、其旨に隨ふべしとて、水股の城に逗留し、仕置等堅

間に被申付、かゝる所に上方より家康公の御書來り、薩摩へ攻入候事先やめ候へと被仰下、其旨に隨つて薩摩へは入給はず、其後如水は其前へ歸らる。

一、今度如水豐後において、竹中伊豆守を身方に屬せしめ、大友を虜にし、安岐富來の兩城をせめて降參せしめ、舊杵、隈角、牟禮等の諸城を請取、其後悉く歸服し、其後豐前小倉、香春、兩城を取、筑後に出て、久留米、柳川、兩城をも請取、鍋島加賀守をすゝめて身方とし、立花左近將監を降參させて先手とし、日向をおさへ、清正と共に肥後を經て、薩摩境佐敷水股まで押行、既に薩摩へ攻入んとし給ひしに、島津降參すべき由にて、薩摩境に留り、內府公の御下知を待て後歸陣せられ、九州悉く平らぎし事、誠大功と云つべし。其後如水上洛し給ひけるに、家康公其功を感じ思召、別に上方において恩祿の地を與へ、官位をすゝめ、天下の軍政を司らしむべきとの仰有けれ共、如水年老多病に候間、御免許を蒙るべき由辭退被申上、其後筑前へ退居せられける。

黒田記略下終

黒田先公忠義傳（一名黒田長政勲功記）

貝原篤信編録

貞享元年福岡にて、光之公御意を奉伺、於江戸、人見友元、木下順菴へ物語仕候覺、

一、秀吉公御薨逝の翌慶長四年の正月、任秀吉公御遺言、秀頼公自伏見大坂へ御移の砌、大坂の奉行衆、別心出來、家康公の伏見の御館へ取掛、可奉打との内談の由、風聞有之、大坂、伏見騒動す。如水、長政は、元來家康公へ志深く御座候故、長政侍共多く引連、一番に家康公御館へ籠り申候へば、殊外御感悦被成、今迄か樣の心付たる人無之處に、心入御滿足被成候由被仰、長政手を御取被成候。此時、福島左衛門大夫殿、加藤主計頭殿を初め、いまだ專一なる御身方にて無御座候へ共、如水、長政才覺を以て、家康公御方へ引入申候。又加賀大納言利家も、爲秀頼御後見在、大坂にて奉行衆一味に御成、家康公へ御背候。細川越中守殿は、加賀大納言殿御縁者に付て、如水以才覺、細川殿を勸め、家康公と和睦の儀、利家利長へ申入せ候。利家卿御同心にて、向後御違背有間敷由、被仰合、和儀相調、二月五日、互に誓詞御取替し被成候由。其後利家の病氣爲御見舞、家康公伏見より大坂へ御下被成候て、藤堂佐渡守殿宅へ御一宿被成候時も、長政又爲御用心、御旅館へ籠申候。翌日、家康公伏見へ御歸被成候刻、長政御暇乞申上候へば、此間其方心入不淺由被成御意、又長政手を御取御戴被成候。右の儀共、於江戸、秀忠公被聞召及候て、爲御禮、長政へ御書を被下候。其書今に御座候。

一、秀頼公、大坂へ御移以後、伏見の城には、大坂より五奉行衆一人づゝ、替々番を勤被申候。家康公は、向島の御館に被成御座候。向島は豐後橋の向にて御座候。長政存候は、家康公内大臣の御重職にて、關八州の主にて御座候。諸侯と同列の宅に御居住被

成候事、輕々敷、其上、御館に無要害、御用心も悪候て、旁御爲不可然候。伏見の城、空城に成有之候間、家康公を奉入候へば、御爲可然と存、五奉行衆へ申談候へば、伏見の御城、各隔所、交代の番を被勤も大儀に候、其上、番衆小勢にて、用心も悪候。幸ひ内府樣伏見に御座候間、御城に入れ申候て、可然由申候へば、奉行衆、何も同心被仕。依是、閏三月十三日、家康公伏見の御城へ御移被成候。自是以後は、御威勢彌增に被爲成、五奉行衆を初めて御家人の如く、奉尊敬候由。伏見の城に、家康公を奉入たる儀、家康公御年譜、德川記等には、奉行衆の才覺の由見え申候へ共、根源は、長政より、奉行衆へすゝめ申候ての儀にて御座候。此儀、於江戶、秀忠公被聞召届、爲御禮、御自筆の御書被下候。是長政精を出候證據の由にて御座候。

一、慶長五年、家康公、爲上杉景勝御誅伐、關東へ御下被成候刻、長政は、宇都宮迄參候處、於上方、石田治部少輔亂を起候由、注進御座候に付、家康公御陣所小山へ、長政を被召寄、上方にて御合戰の御手立方の計策の儀ども、御談合被成。長政事、福島左衛門大夫殿と同道にて、爲御先手、先尾州邊御上せ被成候。此時、福島殿へ長政申候は、今度、家康公、美濃、尾張御上の刻、御座所無要害候ては如何に候。貴殿、清洲の城をあけ、家康公を奉入、可然由、加異見候へば、福島殿同心にて御座候。此儀、黑田家には、專ら長政才覺の樣に申傳候へ共、今度差上候御書の覺書には、長政才覺を以、城を被指上候樣には書不申候。福島殿、長政致同道、被罷上候處、家康公より、奥平藤兵衛殿を爲御使、御用有之候間、長政は道中より歸候へと被仰遣、大磯の四里西北、武州の厚木と申宿にて長政に追付、御口上被申聞候へば、長政、家人共は大磯に殘置、厚木より又御陣所へ歸り參候。家康公御喜悅被成、即長政を御前へ被召出、終夜御直談被成、上方へ上り申刻、

御秘藏の御馬被下候。是は頼朝平家追討の時、佐々木、梶原に生喰(いけづき)、磨墨を給はりたる吉例を、思召被出候ての御事の由、奉傳承候。

一、其後、濃州岐阜城攻の刻、大柿の城より石田治部少輔等、人數大勢引連、爲岐阜後詰出申候を、長政岐阜の城下にて承り、速に馳行申候處、敵合渡川の向に備へ居申候。大河故、諸將猶豫の處、長政諸將に先立て、河を渡し、一番に敵に掛合、自身にも、士卒と共に手を碎き合戰仕、敵を追崩申候て、敵大柿の城へ引入申候。此時、家人にも高名仕たる者多御座候。此合戰の功、長政諸將に勝れたる由、黒田家には申傳候。

一、其後、長政、濃州赤坂の虚空藏山に、諸將と同じく陣所を取候て、家康公御上を相待居申候。長政思案仕候は、今度の御合戰は天下の御得失、松平家御存亡の大事の軍にて候。殊に敵大軍にて、要害に陣を取居ながら、佚を以勞を待候。其上、島津、小西、其外名有武將多く候間、何とぞ手立を以、宗徒の大名を身方に引入、反忠仕らせ候はずば、身方の安危無心元存候。筑前中納言秀秋は、敵の後、松尾山に陣を取被居候。是は筑前一國の上に、筑後の三井、三原兩郡、肥前の基肆、養父兩郡をも被領知候故、大軍にて、殊に養父隆景已來、武勇の家にて候。是を引入候ば、一廉身方の助に成可申候。幸に其家老平岡石見は、長政いとこ聟にて由緒有之、其上、長政家老井上九郎右衛門と申者の弟、河村越前も、筑前中納言殿へ被召使候に付、彼等迄、竊に使を遣し色々申入、反忠の儀をすゝめ候へば、秀秋同心故、互に人質取替し、家康公、九月十四日、赤坂御着陣の刻、明日の合戰に彌手合被仕候へと、松尾山に使を遣、秀秋へ申入候。翌十五日、關ヶ原御合戰の半、御勝利未見え不申、却て敵の旗色よく見え申候處、兼て約束仕候如く、筑前中納言殿大軍を松尾山より押下し、敵の後より不意を打被申候故、是より敵陣

亂立候て、うら崩仕、終に敵の大勢一同に敗北仕候由。長政は石田治部少輔が陣を打破り、伊吹山迄追上げ、敵散々に成候故、御本陣へ歸り申候。

一、又此時、毛利輝元の家族、吉川藏人廣家、輝元の家老福原式部廣俊、毛利家の人數を率し、大勢にて南宮山の麓、岡ヶ鼻に陣取居申候。是は、關ヶ原合戰の半、横合に掛り可申ための由に御座候。吉川藏人は、天正十五年、兄元長死去の時、如水公取成を以、秀吉公に申上、元長跡をつがせ候故、兼て親敷申通候に付、内通仕、是をも身方に引入、兩人より人質取置申候。關ヶ原御合戰の節、毛利家の勢、兼て長政と内通し、契約の如く合戰不仕に付、横合の軍無御座、御身方の御勝利に成申由。長政は治部少輔を追崩し、御本陣へ歸候へば、家康公御對面被成、今日の合戰偏に其方才覺を以て、筑前中納言並吉川など返忠仕候故に、被得御利運、其上、敵の張本石田を被追崩候事、誠粉骨無比類被思召由、被成御意、又長政手を御取、御戴き被成候。筑中納言殿も、此時長政取次を、以御前へ被召出候。右長政手を御戴き被成候事、都合三度に及候。此時迄は長政事御身方仕たる迄にて、御家人とは御相對ちがひ、殊御大事の時節、忠義を勤申たる御感被思召上、三度迄、かやうに被成候や、此儀は長政以來申傳、其上家來古老の者申傳も御座候て、家中あまねく存じたる儀に御座候。其上、黑田美作と申家老、後に睡鷗と申たる者、此頃長政供仕、手に合申たる者にて候が、此二十九年以前迄存命にて居申。長政、伏見大坂關ヶ原などにて、家康公へ忠節を仕たる儀共、覺書に仕置候にも、右の樣に書置、慥なる儀にて御座候。然共、至于今は、あまり結構過たる御事にて、恐多御座候とて、今度差上候御書の寫の覺書には、右衛門佐致遠慮、書載不申候。

一、關ヶ原御陣の刻、長政才覺を以、筑前中納言殿裏切被仕、並毛利家の人數を返忠仕らせ、合戰の半、横合の軍無御座故、被得御勝利たる樣に、黑田家に

は申傳候へ共、世上に御座候德川記、三川記、關ヶ原記等には見え不申候。是は、何も其時の儀、委細に不存者の記したる故にて可有御座候。秀忠公、木曾路より長政に被下たる御書、並井伊兵部殿、本多中務殿なごより如水に參りたる書狀にも、此度長政才覺手柄等の事相見え申候。殊秀忠公伏見より長政へ被下候御書の內、今度依御粉骨天下平均に罷成、誠に御手柄共に候と被遊候は、偏に右の才覺等の儀、御感に被思召被下たる御書にて御座候間、黑田家に申傳候通、虛說にては御座有間敷候、誠に此御文章は、無類の結構なる御稱美と奉存由、長政度々申たる通申傳候。御文章に御心を被付候ば、長政其時の忠節は顯可申やと奉存候、

一、右の時、如水は豐前仲津の城に留守仕候處、上方にて石田等亂を起候由相聞え候。如水は元來、家康公へ志深御座候へば、先九州を打順へ、其後御下知次第、何方へ成共發向可仕と存候。然れ共、關東へ、長政人數多く引連れ參候故、留守小勢に御座候に付、先人數を集可申とて、金銀多取出し、浪人多召抱候。此時、九州にて如水、並加藤主計頭殿より外に、家康公御身方、別に無御座候。御敵をなし不申衆も、上方御合戰の御勝負を相待、其間、日よりを見合居被申候由申傳候。如水存候は、上方の御合戰の御勝負を聞合候て後、軍を起し候は、時を見合たる樣にて非本意候。上方御合戰の勝負を不承先に、軍を起候事可然と存、九月九日、仲津を出陣仕、先豐後へ押行、高田の城主竹中氏を降參仕らせ、其後、豐後石垣原と申所にて、如水先手と、大友義統先手と合戰仕、敵多打取、其翌日、義統を生捕り、又豐後、安岐、富來の兩城を攻候て、降參仕らせ、城を請取、家人を入置候。豐後悉く平らぎ候故、西豐前に行、毛利壹岐守端城香春岳、壹岐守居城小倉右兩城共に請取り、筑前には無敵候へば、筑後へ入り、久留米小早川秀包の城を請取、如水弟黑田圖書を入置候て

立花左近殿城下柳河へ押行き候。鍋島加賀守殿も、此時御身方に御成り、人數を出し、立花殿と合戰有之。立花殿は、兼て御赦免の御理、御申上置候由に付、如水、加藤主計頭殿相談仕、双方合戰をやめさせ、主計殿、鍋島殿申合同道仕、立花殿を爲先手、日向國衆をも相催し、肥後の內、薩摩境、佐敷水股迄押詰、薩摩へ攻入候はんと仕候處、島津殿より使來、兼てより、井伊兵部殿迄降參の儀申入置候間、軍勢を指越申事、相待被申樣にと御申越候。然處、家康公より、御書を如水方へ被下、薩摩を責申儀、相待候へと被仰越、其上井伊兵部殿よりも、右の趣の奉書來候故、戰をやめ、豐前へ歸陣仕候。長政留守に、如水隱居の身として、關ヶ原御合戰の御勝負不承先に軍を仕、九州を悉く平らげ候事、類すくなき忠節の樣に、黑田家には申傳候。如水は、其後大友義統を引連、上洛仕、家康公へ御目見申上候へば、御感一廉、領地をも拜領可被仰付由に御座候處、如水申上候は、長政に筑前國を被下候上は、富貴被望も、無御座候。年老候間、長政養育を以、安樂に餘命を送申度由申上候て、拜領不仕、筑前に罷越、常に安閑を事とし、靜に殘年を樂み、行年五十九にて終申候。凡其時は、戰國にて御座候故、世上に武勇の譽れ取たる人、多くは一城を乘取、一陣を破たる程の功は、何程も可有御座候へ共、奉對御當家、最初より、專一に無二心御身方仕、御家の御存亡未定御大事の時節、父子共に、東西兩所にて忠節を勤、天下御得失の御合戰の御用に立申たる人、如水、長政に相並び申は、別に御座有間敷かと存候。然れ共、右衞門佐遠慮深く御座候故、今度指上申覺書に、先祖の武功のほこり申樣に聞え申處は、憚成申傳、書付有之候共、記不申樣にと堅く申付候故、右御物語仕候內、結構成儀共、處々書のせ不申候御尋に付御物語申候。以上。

貝原篤信記

黑田先公忠義傳終

黒田家臣傳上

目録

黒田家臣傳上

井上周防傳

井上周防之房は幼名彌太郎、後に九郎右衛門と改、筑前入國の後、周防と號す。隱居し、剃髪して道柏と稱す。姓は源也。鎭守府將軍頼宣の二男頼季を、井上三郎と云。是井上氏の元祖也とかや。之房が祖父を井上彌三兵衛淸之と云。法名淨閑。其子を井上平兵衛之正と云。晩年剃髪して淨祐と號す。共に播州姫路の人也。淨祐二子あり。嫡子は則之房也。二男を井上平兵衛と云。（後に河村越前と改）之房は天文二十三年播州姫路に生る。漸長じて黒田家に來り、美濃守職隆に仕ふ。行儀すぐれ武勇の心懸深かりけり。しかれども職隆（法名宗圓）隱居の後、付從ひて傍を不放召仕給ひしかば、上方四國所々の戰にも手に不合、宗圓孝高に對し、此もの後には用に可立もの也、引立仕べしと宣ひける故、孝高も懇にせられけるが、實（げに）も宗圓の眼力

不違、心ばせ平人のやうには見えざりけり。主君をおもふこゝろふかゝりしが、孝高荒木にとらはれ給ひし時も、敵地を忍び、折々孝高の入給ひし牢のほとりを徘徊し、其安否をぞ伺ひける。天正十五年豐前に來り、長政城井鎭房を攻給ふ時も從行ける。文祿元年長政に從て朝鮮に赴き、所々にて働あり。家賴にも手柄を顯したるもの多し。慶長五年、如水に從て豐後に赴き、大友義統の先手吉弘加兵衛尉統幸と鎗を合て打勝、付從ひし軍勢を追散し、其名天下に高し。此時家臣大野勘右衛門、大野久太夫など分捕高名して、如水の御感に預ける。翌年如水に從て伏見に至り、家康公を拜謁し奉る。其後長政の使として江戸に下り、秀忠公を拜謁し奉りけるに、秀忠公戰伐の功を賞し、鹿毛の馬を賜ふ。筑前に來し後、采地一萬六千石餘を賜り、黑崎の城（遠賀郡に在）を預て守らしむ。此地豐前陸地の通路の手先なれば、其人をえらびて置き給へるなるべし。男子女子凡十一人あり。寬永十一年十月廿二日病死す。行年八十一歲。

母里但馬傳

母里但馬友信は幼名萬助、後に太兵衛と號し、筑前に來て但馬と改む。本姓は曾我なり。父を曾我大隅と云。其父祖より播州の地士なり。友信は弘治二年丙辰の年播州に生る。幼より黑田家に仕へ、常に如水長政の先手となり、其武功擧てかぞへがたし。然れども其の事實戰功詳ならず。其人と成り剛强にして、力量たくましく、たけたかく、鬚多くして、勇猛人にすぐれたれば、初て見る人はおどろきおそれけるとかや。友信が所々の働を秀吉公見及聞傳へ給ひ、直に可被召仕由、孝高へ御所望有けれども、孝高とかくして辭し給ひければ、其事やみぬ。天正十一年秀吉公と柴田勝家と、江州志津ヶ嶽にて合戰ありし時、孝高長政も秀吉公に從て軍立し給ふ。友信も供したりしが、能敵を見立、長政に宛行、初て敵を討取

給ふ。此年長政十六歳初陣なり。又中國の內、何れの城にてか有けん、或城主信長公の麾下に屬せざりし故、秀吉公に命じて責させ給ふ。秀吉公先孝高を先手として被置、頓て自身も可被向御馬と被仰ける故、孝高速に馳向ひ、彼城近き所に陣取て居給ひしが、城の要害惡くして、早速落城すべき體なりければ、太兵衛先登し、諸士も勇進み、城中油斷して居たりしを、即時に責落し、悉く討取給ふ。此時友信が働群に超たりとかや。右の旨秀吉公へ注進として、友信を遣し給ふ所、秀吉公も中途まで御馬を被出ける故、攝州生田の森の近邊にて、秀吉公に行逢、右の趣くはしく申上たりければ、御感悅淺からず。御供にひかせられし鞍置馬を、太兵衛に賜りけり、此鞍今に子孫の家に持つたへたり。其後右の城責落したりし事、信長公へ注進し給ひければ、彼地御手に入し事、秀吉が働故なりとて御感不斜。御褒美として、信長公より秀吉公へ鞍置馬を被遣、秀吉公宣ひけるは、今度の城責偏に孝高が働故成とて、鞍馬を孝高へ賜りける。孝高また被仰けるは、此節の、働偏に太兵衛が先登の功によれり。然者此鞍馬我が拜受すべきやうなしとて、則太兵衛に賜りける。此鞍も、子孫持つたへり。其後秀吉公中國四國御征伐の時、孝高常に御先手成しが、又太兵衛は孝高の先手として、毎々高名すくなからず。中にも九州にては、宇留の城を責落し、耳川にても、倔強の敵を打取、其外所々の働、比類なかりければ、此旨孝高より秀吉公へ被仰上、朝鮮陣の前かた、先手勇勵のため、太兵衛にぬき身の鎗を、出陣より陣中に持しむる事をゆるし給ふ。但其身又は子孫に至て、たとひ何程の大身たりとも、ぬき身の鎗の數は、十五本より多く持しむる事なかれと定め給ふ。ぬき身の鎗を出陣より持する事、天下に類ひなき事なれば、恩賞の地を賜たるより我家の名譽なりとして、孝高長政甚悅び給ふ此事家康公の御時も御尋有て、右の子細を聞召知せ給ふ、此例に依て、寛永十四年、肥前國島原の城に凶徒楯籠りし時、但馬守左近もぬき身の鎗を持せ出陣す。長政松井を責給ひし時、太兵衛は孝

高の供して肥後に行、馬が岳にはをらず。長政其後太兵衛に對して、城井が强敵成し事を宣ふ。太兵衛大言していはく、我等御供申さずば、何時も城井がやうなる强敵有べしとぞ申ける。太閤名護屋に居給ふ時、太閤御旗本の臣に浪藉人有て、道を行時鎗を横たへ、毎度道路をふさぎ通りしに、行逢人難儀しける。太兵衛これを見て、例のぬき身の鎗を數本立ずして、鋒を先にし、直に持せ通りければ、彼狼藉人是をおそれ、道をよきて通しける。是よりして彼狼藉人、永く鎗を横たへ持せず。諸人是を聞て、快事におもひける。朝鮮にては、太兵衛、後藤又兵衛、黑田三左衛門、此三人にて黑田家の先手を、一日代りに勤けるが、太兵衛は大の男にて大力成し故、大身の鎗長さ二尺六寸有しに、熊の皮の杉形のさやをはめ、靑貝の柄、長七尺五寸二分有けるを持、所々の戰に此鎗を以て、朝鮮人、江南人などをつきふせ、或は此鎗を以て、よこさまに切ふせ、なぎふせしけるが、日本朝鮮所々の軍に、此鎗にて度々手柄を顯はしけるとぞ聞えし。此鎗は元來秀吉公日本無比の鎗とて祕藏し給ひしを、或時福島左衛門大夫正則勳功の賞に賜ひし鎗なり。これによりて、左衛門大夫甚秘藏せられしが、伏見にて左衛門大夫より、太兵衛を招て酒宴有し時、左衛門大夫大なる鉢を出し、是にて呑べしと强られければ、太兵衛、これは以の外なる大盃にて候、いかにしてか、是にてのみ申べきとて辭しけるに、左衛門大夫、是にて酒をのまば、何にても其方望の物を、引出物にせんと有しかば、太兵衛内々彼大身の鎗を望におもひければ、能折節と思ひ、其座上にかゝりて有けるを見やりて、あの鎗を賜はらば、此鉢にて飮申さんといふ。左衛門大夫酒に醉て、彼鎗の秘藏成事を忘れ、しからば此鎗を與ふべし。其鉢にてのみ候へと云れしかば、太兵衛其大盃にて酒を受飮て、彼鎗を取て歸ける。其翌日左衛門大夫彼鎗を尋ねられしに、家人ども、昨夜毋

里太兵衛に賜りしよしを申ける。左衛門大夫大に後悔し、其鎗は太閤より賜りし重寶なり。いかでか人に與へんとて、太兵衛に使者を立、其鎗を返すべしと、頻りに云遣はされけれども、太兵衛終に返さずして、此鎗を常に陣中に持行けり。又大力成し故、三間柄の中身の鎗を常に持す。朝鮮などにても、此鎗を以て、敵二人も三人もさし貫きけるとぞ。慶長五年保科彈正の息女を、家康公御養子として、六月六日長政に嫁せしめ給ふ 此時栗山四郎右衛門、母里太兵衛は、家康公に御目見仕、兩人共に御腰物一柄づゝ拜領被仰付けり。其後家康公は、長尾景勝御退治として、關東へ御發向、長政も六月十六日大坂を立て、關東へ赴給ふ。此時大坂には留守居として、栗山四郎右衛門、母里太兵衛を被殘置けるが、天下の大亂程なく起るべき事を、兼て知給ひしかば、四郎右衛門、太兵衛に命じて、若大坂に兵亂おこらば、如水長政の内室を、何卒事故なく本國へ下すべしと被仰置ける故、兩人謀をめぐらし、二人の内室を恙なく中津へ下し、太兵衛も豐後に下り、如水の大友を討、其外所々の城を責給ふ時も、しば／＼手柄を顯しけり。其年長政筑前國を拜領し、入國の後、太兵衛に領地一萬八千石賜り、名を但馬と改。豐前堺鞍手郡高取の城に置給ふ。後に後藤又兵衛逐電の後、嘉麻郡小隈の邑に置れける。慶長十一年、江戸御城天守の石垣を修造し給ふ。此時秀忠公、長政公に命じて、其事をなさしむ。長政又但馬に命じて其司とし給ふ。營作成就の後、秀忠公より御褒美として、太兵衛に御腰物拜領被仰付、其節の御書出に、毛利太兵衛と有之しを、長政へ申、其後母里を改て、毛利とぞ號しける。太兵衛播州より孝高に從ひ、國々所々の働擧てかぞへがたし。朝鮮にての戰功殊にすぐれたり。一生のうち一度も敵に後を見せず。然れども一所も疵を蒙らず。今其事實を書置たる書もなく、語傳ふる人も稀なるが、其戰功十が一も知れず。爰には其わ

づかに云傳へたるかたはしをしるし侍る。誠に惜むべき事ならずや。元和元年乙卯のとし六月六日、病を以て死す。行年六十歳。嘉摩郡小隈の邑、麟翁寺に葬る。浮居氏、麟翁紹仁と追號す。

栗山備後傳

栗山備後利安は、幼名善助、後に四郎右衛門と號し、筑前入國の後備後と改、隱居し剃髮して卜庵と號す。姬路近き所に在し栗山何某が子也。其先は世世赤松氏の家臣たり。利安は天文二十年に生る。永祿八年利安十五歳、夏の頃不圖心におもひけるは、赤松氏威すでに衰へぬれば、賴すくなし、黑田氏はいか樣秀でゝ、大國の主とも成べき世間の風說なれば、主君に賴まんとて、孝高の許に來り仕へ奉るべきよし申ければ、孝高聞給ひ、幼少にて奇特の思ひ寄不便の至なりとて、其儘召仕給ふ。容儀骨柄物いひたるけはひ常の人に替り、能召仕者とおもひ、以來は親に言通し、首尾よく可申付とて、先扈從分になし、善助と名を付給ふ。生れつき正直に、心ざまけなげにして、奉公にも精を盡しければ、殊の外孝高の氣に入けれども、先其儘置て覺悟を見られけるに、少もこゝろにたゆみなく、夜晝奉公に精を入、彌心底慥なる者と見及、傍近召仕給ふ。永祿十年利安十七歳、二月赤松下野守別所加賀守心を合せ、小寺氏を討んと評定有し處に、約束の日限違ひ、別所其日不出合、赤松ばかり青山へ打出けるを、小寺氏幸とおもひ、合戰を始む。此時利安、芝原彌十郎といふ敵と相たがひに刀にて切合、難なく芝原を討捕けり。又同日桑原掛解由左衛門といふ敵、朱柄の大身の鎗を持、利安に馳向ひけるを、利安は刀にて渡り合、即時に彼敵をも討捕けり。又同年播州英賀表にて、隱れなき房野彌三郎といふ鎖鎌づかひと、しばらく戰ひ、輙く彼者を討取、首と鎌とを取ぬ。此時味方とては、衣笠久右衛門一人殘り居たりしが、敵後より

大勢出けるを見て、前なる敵多く駈來り、味方はただ兩人にて馳向ひ、犬死しても詮なし、いそぎ退候へと、久右衛門云けれども、利安は斯く間近く敵を引受て退かん事、武名のきずとも成ぬべければ、爰にて討死せんといひけるを、久右衛門堅く制して、利安をとらへ馬にのせ、兩人難なく引取けり。かく所々の取合に手を碎き働きければ、孝高賞翫には思ひながら、猶祿を與へ給はず、關所の草履取の有しを、從者にとて賜りければ、利安申けるは、忝は候へども、養可申樣も無之候間、拜領仕間敷由申、孝高聞給ひ、其手立なくば、とらすべきや、おろかなりとて、臺所の賄人を呼出し、あの小者善助にとらせ候間、我等小者同前に衣食等申付、善助につかはせよと申付給ふ。此時初て小者一人持たるとなん。同十一年利安十八歲、春の頃ほひ、國堺近き所にて小軍の有し時、利安敵の對の長柄の鎗をうばひ取、一番に突てかゝり、比類なき高名をぞしたりける。又孝高の家人に大町何助といひしもの、無隱强兵にて有けるが、孝高に對し逆心の色あらはれければ、利安と上原新左衛門とに、是を殺すべしと命ぜらる。折しも孝高の宅には來客有て、利安給仕をし居たりけるが、何助が所に使にゆけと、のたまひける。大事の使なれば、孝高の家に傳はりし森田刀といへる重代の太刀をかし給ふ。善助わざと肩衣袴着ながら行けるが、何助宿に居たりければ、善助いふやう、御使に來りたり。其旨趣は上方より此地に下りし商人死たる儀、事むづかしく候得ども、御才覺を以相濟申、荷物だに改、上方へもどし候へば、埒明申候間、其方より我等どもへ被相渡候へと、御意にて候と、いひければ、心得たりと領掌し、則立あがり、手がろく支度をし、酒をのみ、從者に鎗を持せ、いかにも用心する體にて、荷物置たる所に行とて、道にて二尺九寸有ける大物きれの刀をぬき、何とやらんむねさわぎ申候間、御着に退き無私曲通申分可仕とて、道よりすき田の中へ

飛で下、のゝしりけるを、利安追付、其方は酒に醉狂候かと、いろ／＼にいひあひしらひて見たりけれども、一圓合點せざりしが、不及是非所と思ひ、詞をかけゝれば、立むかひける所を飛かゝり、抜打にぞしたりける。大方相打にする程に有しかども、右げさに當りしかば、敵即刀を取落したふれける故、頭を二つに切わりけるが、地に石有て、刀のきつ尖のやいば少こぼれける。人に云合すべき隙もなくて、新左衛門にもつげず、永祿十二年利安十九歲、初て八十三石の祿を與へ、馬物具等をも與取せ、懇にせられ、天正六年荒木攝津守、信長公に背きける時、孝高異見のため、彼城に赴き給ひけるを、荒木是非なく孝高をとらへて禁獄し置ける。其後利安時々忍びて有岡の城に行、孝高の牢のほとりに立休ひ、其安否をぞ伺ひける。又宗圓よりの使として行こともあり。然るに道々敵地を忍び行かよひけるが、或時敵より見付られ、急て歸りけるを、跡より鐵砲にて打けれど幸にして刀の鞘に當り、恙なく歸けり。此時孝高、利安が忠義を感じ、萬一運をひらかば、其方儀私家を可願と約束し給ふ。荒木が城破れける時も攻衆に交り、孝高の籠り居給ひし牢のほとりに行、孝高を牢より出し申ける。其忠節比類なかりければ、孝高歸鄕の後知行の加增、秘藏の馬をぞ賜りける。天正七年姫路の端城別府の城にて、中國より出たる敵二人討取高名しける。又溝口といふ所に、敵數多馳出て戰ひしに、味方の勢討死手負出來て、負色に見えけるを、利安立留まり、弓にて射拂ひ、事故なく、諸勢を引取けり。天正十二年泉州岸和田にて、雜賀、根來の凶賊を討給ふ時も、利安朝合戰に分捕し、又さかひ表より働きし敵に懸合分捕し、一日二度の合戰に高名をぞしたりける。此時利安が家來大野彥太夫も、敵一人討取高名しける。今年七月秀吉公より孝高に宍粟郡を賜りける。此時利安に知行を加增し、彌懇に過せらる。天正十五年秀吉公九州を征伐し給ふ時、長政日向耳

川にて薩摩勢を追散し給ふ。其時利安一番に敵の中に乘込、能敵一人切ふせ首を取、其後孝高に豐前の國の内六郡賜りける所に、國士共所々に叛逆を起し、孝高に敵す、中にも野中兵庫佐鎭兼は强敵成しかば、利安に命じて是を伐せらる。利安終に野中を討取て高名を顯す。故に鎭兼が領地不殘利安に賜りけり。其後嘉來、福島、犬丸の城を攻給ふ時も、利安高名をぞしたりける。偖此時名を四郞右衞門と改、采地六千石賜り、國中の政事一人に任ぜらる。文祿元年長政朝鮮出陣の首途の祝に、利安が所に行、軍事を談じ、軍政を定給ふ。朝鮮にて度々の高名ある中にも、かはんにて敵大勢を追崩し、粉骨淺からず。此時利安家臣にも、山本甚太夫、津田才藏、栗山甚太郞、池田久兵衞、伊合八郞兵衞、竹井傳左衞門、加弖彌左衞門、安田惣七郞、渥美久藏、同次郞太夫、日野彌兵衞、小林喜兵衞、種田次郞左衞門、大塲傳右衞門など手痛働き、皆々痛手を負ける。晋州の城責の時、長政の家臣十人先登しける。利安家臣竹井次郞兵衞も、其一人たり。又朝鮮にて或所の城に、長政在陣し給はんと思ひ給ひしかども、水なかりければ、如何可有哉と利安に仰ければ、利安方々立廻り見たりけるに、二の丸の山の地の濕ひたる所を見立、管をさし、少の間馬杓にて請け、家中の士卒一日に總て用水何程と積り、如何にも在城可成と思ひ、水槽をさゝせ、宮城助太夫を番に付置、則其所に在城をなしまゐらせける。又朝鮮にて四五郡、利安に預賜りければ、利安慈愛を以、民をなづけゝる故、朝鮮人共悅び、每日來て利安を拜しける。大勢の者共每日對面する事六ヶ敷思ひ、二三日に一度づゝ來候へと申付ける。長政被仰けるは、鎭まりかねたる所をよくなづけたり、ちと樣子を見給ふべしとて、彼所へ被向ける所、朝鮮人驚き、合戰の催しを致しける處、利安が馬印出ければ、其儘鎭まりけるとなん。慶長五年關ヶ原陣の前、長政は關東に赴き給ひける。その跡に長

政の屋敷、大坂天滿に在けるを、奉行人の方より取卷けり。此時利安は、秀頼卿の家人東條紀伊守といふものゝ所に行て居たりしが、此事を夢にもしらず、咄しゐたりけるを、利安が家臣、利安を呼立、右の旨申けり。利安おもひけるは、紀伊守不存儀は有まじきに、知らせざる事無情思ひ、紀伊守とさしちがへんとて、脇差に手をかけ、存分を申ければ、大誓文を立、不存由申ける故、其事やみぬ。扨利安は紀伊守屋敷にて支度を仕かへ、寄手のやうにし、大勢を押分〱駈通り、長政の屋敷に立入けり。大坂奉行人方より、人質出し候へと數度使を遣し、或は大勢押寄、おどしすかししけるを、何かとわびごとし、母里太兵衛と云合、謀を以、如水長政の内室を無恙豐前に下し、其後其身も忍び出、陸地を播磨の飾磨津まで行、舟に乘、豐前に下りけり。其後豐後にて、如水、大友義統を討取給ふ時、安岐の城にて手柄を顯し、家臣中村髙助、栗山甚太郎、津田才藏、養父仁左衛門など、鎗下の首を取、如水の御感狀を賜りける。又豐後國邑郡隈の城に、毛利民部大夫及大友義統家の古浪人、或は鄕民ども多く籠り居て、事六ヶ敷體成しを、利安計策を以降參せしむ。其後兵亂しづまり、長政筑前を拜領して入國し給ふ時、筑前には初より名島、左右良の兩城有り、名島に如水、長政暫く居給ふ。左右良は上座郡にありて、豐前豐後に近き故に、利安を置て外國の押へとし、一萬五千石の采地を與へ、長政秘藏の名馬を賜り、左右良に入部してけり。慶長九年三月廿日如水卒し給ふ。此時豐後陣に着給ひ、しかうしの冑、からかはおどしの鎧を利安に賜り、長政の事を賴思召由遺命せらる。其後利安我領地上座郡志波の里に、如水の爲に禪寺を立て、圓淸寺と號す。今にあり。元和元年豐臣秀頼叛逆し給ふ。此時長政の嫡子忠之、筑前より大勢を率し、大坂に赴給ふ。利安其家老として供しけるが、兵庫にて大坂落城を聞則歸けり。惣て利安は謙退の心ふかく、主君を大

切におもひ、高下によらず傍輩に慇懃なり。道にて傍輩に行逢ば、必ず下馬して禮を厚くす。華美を好まず、常に倹約なり。長政家臣共の、常に能衣服を着するを見れば、呼付甚戒め、衣服を用るに、公私褻晴の分有事を敎ふ。又家中の諸士見物の爲に、高直の馬を求めたるよし聞ば、異見を加へ、高直の馬とても、二疋の用はせざるよし、甚戒めける。常には、せはしく、吝嗇なる樣に見えしかども、何ぞ用に立事には、をしげなく金銀を遣ひ、又小身なる士江戸の供成かね、又は普請役勤得たる者には金銀を借、後に返し候へば請取、返す事不成者には、重て沙汰をもせず。死後に、器物を改けるに、筑前入國の後、家中の借銀百貫目に及びしと也。寛永八年未の歳八月十四日病死す。享年八十三歳。

後藤又兵衛傳

後藤又兵衛基次は、後に隱岐と號す。父を新左衛門と云、本は東播磨別所氏の家臣也。後に小寺政職の所に來て在しが、病死せり。其時又兵衛は未幼なりしを、孝高あはれみて是を養育し給ふ。成人の後、其伯父藤岡九兵衛と云もの、孝高に對し逆心を企ける故、これを追放し給ふ。又兵衛も其一族たるによりて立退、仙石越前守所に行て居たりしを、後に長政呼返し給ふ。孝高長政にむかつて、謀叛人の一族たれば、傍近く召仕事無用のよし仰ければ、長政より栗山四郎右衛門に預置給ひて、知行百石賜しりが、長政次第に取立給ひ、後には家老とひとしく被召仕、孝高長政に從て所々の軍に赴き、戰功多く、武勇甚人にすぐれたり。天正十五年筑紫陣の時、所々の戰に粉骨を盡し、高名あり。其後豐前國の逆徒等を退治し給ふ時も、働群に超たり。文祿元年長政に隨て朝鮮に赴く。此時里母太兵衛、黒田三左衛門、又兵衛三人にて一日替に、長政の先手を勤む。後の朝鮮陣にも亦然り。朝鮮在陣の中、所々の戰に度々高名を顯す。

就中晋州の城の先登をしけるを、加藤清正見給ひ、又兵衛が武者ぶりを感じ給ひけるとぞ。又朝鮮の蔚山にて、長政諸大將と相約し、明日敵陣へかゝらんと定め、明朝早旦又兵衛を物見として、敵陣近くに被遣、又兵衛川を渉りて、敵陣の近所までゆかんとせしが、川上より日本の馬の沓流れ下るを見て、敵陣の方へ物見に行に不及、早く引返して、長政に告ていはく、御方の大將既に川を越給ふ人あり、此故敵陣近く參て物見仕るにも不及、早く歸たり、急て打立給へとすゝめける。又朝鮮にて長政の先手山のはなを廻りて、隔たる所に在て敵と戰ひ、鬨を頻にあぐるを、又兵衛聞て味方打負候よし申ける。長政何を以てこれを知ると宣ひければ、御方鬨次第に近く聞え候、負て引こと聞え申候ぞと申ける。案の如く、又兵衛が言に不違しとなり。又朝鮮にて敵陣見えざる所、武者ぼこり立て見ゆ。又兵衛是を見て、敵は引くと見えたり。いかんとなれば、武者ぼこり白みて見ゆ、進む敵の武者ぼこりは、此方へかゝりて黑し。引敵の武者ぼこりは、先へかゝりて白し。薄きと濃きとによりて、黑白の色かはるなりといへり。其機轉の巧なる事皆此類なり。慶長五年關ヶ原戰の時、黑田三左衛門とおなじく長政の先手を勤め、合渡川の先陣をし、みづから我名を名乘ける。是我が功名を專人にしらせんとの志也。其後石田等が勢と戰て粉骨淺からず。又兵衛が嫡子左門は如水に隨ひ、豐後陣に行、粉骨を盡して働けり。其手に隨ひし小栗次右衛門など云者高名して、如水の感狀を賜りける。同年長政筑前國を拜領し、入國の後采地一萬六千石賜り、小隈の城嘉麻郡にあり。を預給ふ。其後又兵衛小隈の城に居ながら、他家へ方方書狀を取替し、他國に交り、且行跡よろしからざるよし長政聞給ひ、此後かやうの事すべからざるよし、誓紙を書せ置給ふ。其後又豐前と申通ずる由長政聞給ひければ、其事の洩けるを迷惑にや思ひけん、慶長十一年筑前を立退、池田三左衛門輝政元より懇

意なりし故、彼方へ行て居たりしかば、一兩年はいづくにありともしれず。後に池田輝政又兵衛を扶持し置給ふ由長政聞給ひ、村越茂助、鵜殿兵庫頭を以、又兵衛儀扶持を放し給へと、再三告やり給ひけれども、終に同心なかりければ、長政と池田輝政中あしく成、互に音問もなかりけり。慶長十六年家康公御上洛の時、また村越茂助を以、輝政へ又兵衛放逐の事を告給ひければ、堅く請合れけれども、其後も猶播州に居住するよし長政聞給ひ、重て松平武藏守殿を頼み申入給ひければ、終に播州を追放せらる。慶長十九年の冬秀頼公諸浪人を抱給ひし時、大坂の城に籠り、元和九年かさねて秀頼卿逆心の時、所々にて手強く働しが、五月六日の合戰に、伊達陸奥守正宗の備より放す鐵砲に當て死す。平生戰功多しといへども、心術正しからず。戰場にても只仕やすき高名をのみ心がけ、仕にくき場に臨では、則はづして人に難をさづくる事多し。故に其勇名高しとはいへども、君命に背き、終には敵にくしみて終をたもたず。これ人の戒とすべき事にぞ侍る。

黑田美作傳

黑田美作一成、本姓は加藤なり。幼名を玉松と云、年長じて三左衛門と名付、筑前にて美作と改む。隱居し剃髮して睡鷗と號。父は加藤又左衛門、母は太閤の黃母衣の士、後に秀賴の時七組の頭成し郡主馬首が妹也。元龜二年に生る。長政より若き事三歲、父又左衛門は攝州伊丹兵庫頭一族也。信長公より荒木攝津守村重に攝津國を賜りし時、國中の諸士悉荒木にしたがふ。伊丹兵庫頭も同く荒木が旗下に屬す。天正六年荒木謀叛の聞え有、故に小寺政職より荒木へ異見の爲に、孝高を攝州有岡の城に遣しける處に、荒木同心せず、孝高を留て禁獄し返さず。其時孝高逗留の間、加藤又左衛門懇志淺からず、孝高又左衛門に仰けるは、我其方の芳意難謝、無恙歸らば其方の

子一人我に給候へ、養育すべしと約し給ふ。其後有岡落城の時、玉松九歳にて孝高の許へ來りければ、黑田の姓を賜り、いと懇に遇せらる。天正十二年玉松十四歳、長政の供して泉州岸和田の陣に赴く、これ初陣なり。同十三年十五歳にて孝高に從ひ、四國陣にたつ。同十五年十七歳にて筑紫陣に向ひ、日向國耳川にて强敵二人討取高名をあらはす。同年の冬豐前の國士所々にて一揆をおこせし時、長政に從ひ數度手柄有。就中城井谷にて長政の命に代らんとて、長政の馬印を乞ける志を人皆感じける。文祿元年三左衛門二十二歳、朝鮮へ長政の供にて渡海し、數度の功名あり。中にも金海の城責の時、一番に城に乘。黃海道にて敵の大軍をおそれず、三左衛門一人敵に向たりし故、諸勢もつゞきて大敵を追崩し、味方も虎口をのがれける。昌原の城責、黃海道の野合の戰、平安川の軍、巨川の戰、白川の籠城、晋州の城攻、梁山在城の時全羅道にての軍、生西浦の軍等、度々勇名を顯はせり。然れども委しく語傳ふる者なくて、其事詳に傳はらず。慶長五年三左衛門三十歳、美濃國合渡川の先陣して、早く主君の名を名乘、又同日川向より鎧の毛付をして、其敵を討取、（其敵村山理助と號、石田治部少輔の物頭なり。）伊丹伊頭と戰ひし安宅作右衛門と云敵をも突伏せ、其外數人討取ける。又豐前に殘置し家人ども如水に從ひ、豐後陣に赴ける中にも、江見彥右衛門、粕屋茂兵衛、關勘六、進藤加右衛門などいふ者勝れて働きければ、如水感狀を賜りける。三左衛門一生の間、日本朝鮮にて度々の戰功多し。然ども天生武功にほこらず、只長政の下知にて戰に利を得たるのみ語る。平生の功を問といへども答へず。又物語の序に、心安き者其時の次第を問ば、其戰功を語るといへども、聞たる者其委事を覺ずして、其詳なる事傳らず。但馬、道栢、卜菴等黑田の家に久しき諸功臣老死して後も、睡鷗は猶久しく長命成しが、かれら死して後は口を絕て、わが戰功の事を語らず。其故は其時の

事を知れる者なければ、證據もなき高名を僞て語るかと、人に疑がはれじとの愼みなり。身の長六尺に及び、其力人にすぐれたり。豐前國城井中務は、鹿角の股をいくらも引さく程の大力なりしが、其持弓長政取よせ給ひ、仲津の城に有しを、引もの更になかりしが、三左衛門は其弓にてまきわらを射たりしと也。三左衛門物語に、城に乘候時は石垣などに添居たるがよし、たとひ大勢崩かゝるといへども、跡に殘るもの也。さなき時は、心ならず押立らるゝ事ある物なりといへり。又三左衛門物語に、小身の士は自身の働を專らとするなれば、甲冑諸道具に至るまで手輕くして、各其力量に應じて製すべし。冑は小立物よし。但諸士は對のしるしを用れば、强て立物などは好ず、具足は輕く短がよし。少にても力量より重きは身の働成難し。行べき所にも行事ならず、後れを取事有。身重くては主人への不忠の事多し。小身の士諸道具重く、はで敷製するものは、只人の見かけかざりばかりにて、武勇に志なき故と知べし。かくのごとくなるものは、事に逢ざる先に人に見あなどらるゝものなりといへり。又朝鮮にて、或時三左衛門、野村隼人、後藤又兵衛三人一所に有しが、むかへに江南人一人矢をたゞ三筋手はさみて居たり。右の三人これを見かけ、うち取んと爭ひて、後藤又兵衛一番に馬を乘寄ける處を、江南人の放つ矢、又兵衛が小腹に當りてうらをかきければ、當の敵を打事成難くして止ぬ。二番に隼人是を近く寄けるまで唐人矢を放たず、猶近づく時放ける矢に當りて、是も働得ず、三番に三左衛門頓て唐人の傍に乘かけ、刀を拔て振上ける。唐人さしつけて矢を放ちけるに、三左衛門が右の手向のひぢより後のかひなまで射付ければ、刀をば忽に取おとし㝵。されども其敵と組で終に打留ける。唐人たゞ三の矢を以て、三人を射たりしは珍敷手垂なるべし。此外にも一生のうち手をおはず、後まで只其疵一所のみ在ける。元和元年

大坂夏陣の時美作四十五歳、忠之の供にて上りけるが、兵庫にて大坂の落城を聞し也。寛永十四年冬肥前島原の凶徒蜂起す。此時忠之は江戸に居給ふ。福岡に在し士は正月に島原に赴く。美作六十八歳、正月十七日福岡を出陣し、島原に至る。是より先、江戸より軍奉行として、宰臣松平伊豆守台命をうけて下向し給ひけるが、美作が來るを聞て、軍事を議せむため被招ける。美作其命を聞ながら、伊豆守の許へは行ず、先城下をうち廻りて、能々其境地を見て、其後伊豆守の所へ行、はやく命に應じて參度は候へども、此城下に只今參不案内に候へば、若愚意の趣を可申上と存候て、當地の形勢をしらず候ては、何事を可申上やうもなく候ゆゑ、先刻より城下所々打廻り、一見仕候て參たるよし申ける。伊豆守是を聞給ひて大に感じ、さすが老功の者なるよしを稱美し給ひける。伊豆守只今城に乘んことを議し、其時節を問給ふ。美作答て曰、只今城乘不可然候。此城を力責に給はゞ、即時に乘取候べし。但敵玉藥澤山なる間、味方の兵多く討れ候べし。只取卷て食責に被成、玉藥をいたづらにうちつくさせ、食盡てつかれたる時節御乘取可然候。斯樣に申せば、敵に恐れて申とや思召む。我身若き時より敵に向て臆したる事は無御座候。只味方の御人數損候事、不可然存じ候て申上候よし申上ければ、伊豆守も諸大將も此儀尤と同じ給ふ。明暦二年十一月十三日、病ありて福岡の城下に卒す。行年八十六歳。其人となり寛裕にしてせまらず、温柔にしてはげしからず、權要に居て威福をほしいまゝにせず、座して無事なれば、客に對しても好んでねふる。其性の穩成事如此。其戰にのぞみ、敵に寄するに及んでは從容としてうごかず、恰も平日の如し。隱居する事十餘年、客を好んで日夜笑談する者前につらなれり。花月景物を愛し、和書記錄を好み、自適安閑にして身を終りける。

久野四兵衛傳

久野四兵衛は、其先代々播州の地士にして、東條郡桔槹城に住す、其祖父を式部と云、父を圓賀と號す。四兵衛は幼より孝高の許に來り仕ふ。播磨にては孝高の家にて高祿を賜り、家臣の長たり。天正十五年九州陣の時、小早川隆景筑前國怡土郡原田氏が籠りし高祖の城を責らる。此時孝高より目付として四兵衛を添給ふ。四兵衛高祖の城の先登し、秀吉公の御感に預る。秀吉公九州を平らげ歸り給ひし時、筑前國博多の町わりを孝高に命じ給ひしに、孝高四兵衛に其事を司ごらしむ。其時博多の町は兵火に燒て、其跡は草ふかくして、町を割べき縱横も定がたかりしに、四兵衛思案して、ふるき井の有所を尋て、其井を以て屋敷の有所を定め、町の經營をなしければ、速にはかゆきける。孝高豐前拜領の後、四兵衛に六千石の地を賜ふ。孝高の家老たり。文祿元年秀吉公朝鮮を征伐し給はん爲に、肥前名護屋に城を構へ給ひける時、諸軍勢の小屋の地割を近臣へ命じ給ひけれども、はか行ず、是によつて、孝高に被仰付けるに、孝高是を奉て、四兵衛に此事をはかり給ひけるに、四兵衛常に錢を一貫づゝ下人に持せけるが、其錢を取出し、太閤の御前にて錢を以、即時に差圖を作りける。所々不宜所をば孝高これを改て、秀吉公に御目に懸る。秀吉公御意に應じたるよしにて大に感悅し給ひ、殊早速出來たりとて、其智功を感じ給ふ。朝鮮陣に長政の供して渡海せしが、手先に物見の爲出たりしに、敵に出合、難なく其敵を討取歸しかども、深手負て翌日死せり。平生戰功多しといへども、記し置たる傳記なければ、其事詳ならず。四兵衛嫡子次左衛門十六歳にて朝鮮に渡り、父の家人を相違なく召仕軍役を勤ける。父の遺跡殘らず次左衛門に賜りける。朝鮮にて或時次左衛門と野村市右衛門と、兩人唐人を追懸けるが、次左衛門は落馬しておひつ

かず、市右衛門は追付て敵を討取ける。此時市右衛門は敵を討、次左衛門は手を空しくしたり。其遺恨にて常に市右衛門と武勇を爭ひける。しかるに朝鮮より歸朝の後、慶長五年九月如水に從ひ豐後に赴き、大友義統の軍勢と戰ひしが、市右衛門に先をせられじと、強く勵み戰ひて終に討死せり。行年十九歲とぞ聞えし。此次左衛門が家人先留立右衛門、麻田甚內、山本勝藏、禪田九藏、下田作右衛門、久保庄助等も命を輕じ義を重んじて、主人の前後左右にて討死す。次左衛門は母里太兵衛が聟成しが、未だ子なかりければ、討死せし後、家祿を全く其弟二右衛門重時に賜はりける。二右衛門、後に玄蕃と號す。又改めて外記と云、剃髮して卜眞と稱す。よく長刀をつかひ、上手の名を得ける。

黑田家臣傳上終

黑田家臣傳中

目錄

黑田家臣傳中

野村太郎兵衞傳

野村太郎兵衞祐勝は、母里但馬の弟にして、本姓は曾我なり。野村は播州の村の名なり。加古郡にありこれを用て氏とす。太郎兵衞は幼より黑田家に來り仕へ、播州所々の小攻合にも度々手柄あり。天正十二年の春、紀州根來雜賀の法師等兵を起し、大坂邊へ打出んとす。秀吉卿其おさへとして、和泉國岸和田の城に中村式部少輔を被遣置、又黑田吉兵衞長政、蜂須賀小六家政、赤松下野守、明石左近、生駒雅樂頭、黑田兵庫助を添番として遣さる。然る處に三月廿日、根來雜賀の兇徒等船と陸と二手に分て來り戰ふ。一手は船にて堺表へ働らき、一手は大勢岸和田に殘りける。長政勇み進んで責戰ひ、眞先に寄來る敵二人をみづから切ふせ、其外悉く切崩し、敵多く打取給ふ。敵も退散しければ、身方の勢も引取ける。爰に根來の者共、うち負て引退しを口惜くやおもひけん、少程經て後味方の跡をしたはんとて、其勢七百許又返し來りける。身方の兵は既に引取ければ、是をふせぐべき勢もなかりける處に、太郎兵衞只一人跡に殘り留りしが、敵は再び返し來るを見て、橋の有ける上にわざと上りければ、敵是を見て、此方の兵ども猶多く殘留りたるとや思ひけん、又引退きける。其内に武者一騎跡に殘けるを、太郎兵衞追付て、互に鎗を以て戰ける。勝負決せずして、兩人共に休み居たりしが、暫く有て又戰ける。此度も互に戰草臥勝負なくしてやみぬ。爰に明石左近家人に明石與太郎と云者、是を見て馳來り、彼太郎兵衞が鎗つけし敵のやすみ居たるを組で、頸首を取ける。長政後に此よしを聞給ひ、太郎兵衞が跡に一人留て、大勢の敵を退たりし功をほめ給ふ。天正十四年孝高に從ひ筑紫に下りけるが、十一月七日豐前國築城郡宇留津城を、孝高並吉川小早川の勢圍んでこれを攻、終に落城す。此時太

郎兵衛諸人にすぐれ分捕功名してけり。同十五年卯月十日長政薩摩の軍勢と、日向國耳川にて戰ひ給ひし時、太郎兵衛は我與の足輕二十人許を引具し、一人もちらさず、川端の小土手を楯にして鐵砲を土手にのせ、自身は鎗を杖につき、下知してうち拂はせける。其働群に超たりとかや。同年の冬長政豐前國の逆徒を退治し給ふ時も、所々にて手柄を顯しける。同十六年の春中津川の城に城井中務少輔が推參せし時、長政太郎兵衛に命じてこれを切らせらる。太郎兵衛難なくこれを切伏ける。（太郎兵衛の城井を切たる脇差長一尺八寸あり、作は藤島なり。）文祿元年長政に從ひ朝鮮に渡り、所々にて高名をあらはす。慶長二年二月十四日、豐前中津川城下にて病死す。行年三十八歲也。太郎兵衛が子市右衛門祐直は、天正九年播州姬路に生る。筑前に來て名を大學と改、又後に隼人と號す。慶長二年、長政再び朝鮮に渡海せらる。此時市右衛門十七歲、始て朝鮮軍に赴き、所々の戰ひに老功の者にもおとらず、手柄をあらはしける。中にも、其年九月七日長政稷山にて、大敵にうち勝給ひし時、市右衛門は手勢五十人ばかりにて、山の尾崎に有敵に猶豫もなく突てかゝり追崩し、又次の備に切て懸れば、是をも難なく追ちらす。市右衛門敵を追かけ行所に、敵陣の三番備の中より大の男、白みかきの鎧を着、七八寸ばかりなる鵇毛の馬に乘て駈來る。市右衛門是を見て馳合、鎗を取直し突所を、唐人ちきりきと言て、鐵丸に鍱を付たる者にて鎗をわきにはりのけ、つと寄て、市右衛門が左の膝頭をしたゝかにうつ。打れて馬より落ければ、唐人馬より飛で下、市右門を取ておさへ、先市右衛門が刀を取、市右衛門刀をばやりて、唐人の腰に取付、我脇指を拔て、鎧の草摺のはづれを二刀さして、後へおし返し、首を半分程かきしが、氣力盡きて息つき居たり。郎徒共是を見付て走寄、引立けれども、痛手負たる故馬には乘得ず、漸くおはれて我屋へ歸りける。後に長政聞給ひて、若輩には

比類なき勇士なり。父に似たりと云て、腰の刀を賜りける。市右衛門は此度疵を蒙り、一生足かなはずして拐脚となり、將軍の御前にても蹲踞して拜謁し奉ける。慶長五年の秋豐後國石垣原にて、大友義統の先手吉弘加兵衛統幸と、如水の先鋒井上九郎右衛門と攻合しが、未勝負も見えざりしに、左の方より市右衛門手勢引つれ突かゝりて追崩し、終に討勝ける。此時市右衛門手に打取首數百八十八、此内冑付五十八なり。家人の中にも大鹽喜平次、篠倉喜兵衛、酒井彌次郎、爪田滿右衛門、林四郎兵衛などいふ者、群に抜てはたらきければ、如水感狀を賜り恩賞を施されたり。斯て市右衛門は筑前入國の後、長政より采地六千石を與へ給ふ。寛永八年八月四日、嘉麻郡鯰田邑にて歿す。行年五十一歲。

黑田六郎右衛門傳

黑田六郎右衛門統種は、本姓中間なり。初名六郎次郎、其父を山城守と云、後に忍可と號す。豐前國下毛郡山國の鄕を領し、一戸の城主なり。孝高豐前を賜りて入國し給ひし初、暫く隨はざりしが、孝高より內意有て早く降參す。惣じて城井、山田、中間此三人は、豐前山中にてかなへの三足のごとくに城をかまへ、引籠て居ける所、何も強敵なり。然に山田大膳は六郎右衛門が從兄なりし故、孝高より六郎右衛門に、山田をすかし殺すべしと命ぜられしが、六郎右衛門彼地の案内は知たり。山田も六郎衛門を心安思ひ、油斷しける所を、孝高の人數を引入、容易山田を亡しけり。孝高其功を賞して黑田の姓を賜りける。朝鮮軍の時長政に從て、所々の戰場にて高名をぞしたりける。慶長五年如水九州を平らげ給ふ時も、所々にて軍功有しとかや。筑前に來り給ひて、上座郡小石原に新城を構へ、六郎右衛門に預らる。同郡の內にて三千七百石の地を與へ給ふ。寛永二年七十餘歲にて病死す。其子喜太郎を黑田六郎右衛門と名を改、

父の跡をつがしめられしが、栗山大膳聟成し故、大膳流刑の後、六郎右衛門も黒田家を立退、他國にて死す。

菅和泉傳

菅和泉正利、初名孫次、後に六之助と改、晩年利泉と號す。（剃髮して一翁と稱す。）父を七郎兵衛と云、其先祖代々播州の地士なり。七郎兵衛初は其家富貴なりしが、後に威勢衰へ、采地を敵にうばはるゝ故に、嫡子孫次を孝高に預け、其身は播州に住せしが、朝鮮軍の前、妻子を引具して豐前に下り、高政に仕ふ。朝鮮軍に赴き、所々の戰に軍功有　慶長五年豐後陣の時も武功あり。後に豐後國日田郡隈の城を、栗山四郎右衛門計略を以請取、七郎兵衛をして城番たらしむ。長政筑前入國の後、千三百石の地を七郎兵衛に與へ給ふ。元和元年三月二日歿す。歿後七郎兵衛が采地をば次子孫市右衛門正園に賜ふ。六之助は永祿十年九月十九日卯の時に、播州揖東郡越部の邑に生る。漸長じて孝高の許に來り仕ふ。天正十一年四月江州志津ヶ嶽にて、柴田合戰の時、六之助十七歳初陣成しが、能敵二人討取高名を顯す。孝高感じ給ふ。同十二年岸和田の戰の時も長政に隨ひ行、三月廿日朝晩兩度の戰に分捕高名したりける。同十五年四月十日日向耳川の戰ひにて手柄有。此時味方の面々薩摩勢を追散し引取けるが、跡をかへりみたりければ、敵の足輕の引おくれたる者と見え、鐵砲を肩に負て引退くを、味方の諸士ども又敵打て出たりとて、我も〳〵といさみ打ちかゝらんとしたりけり。六之助是を見て、あれは味方ぞと云てしづめける故しづまりぬ。彼敵も其後行方しれず成にける。後に諸士六之助に向て、彼者を打もらしぬる事其方が故也。遺恨なる事とてせめきければ、六之助云けるは、尤彼敵を打たらんこそよかるべけれども、足輕ごときの雜兵一人討たれば迚、敵のよわみにも不成、味方のつよ

りにも成がたし。若又彼者を討んとて、數人出むかひたらば、彼者も何しに鐵炮一放うたでは有べき、左あらば雜兵一人うたんとて、味方の歷々を討せたらんは、何程の損にて有べきや。この心持有し故にこそ、敵とは知ながら免して通しつれといひたりければ、黑田玉松を始其外味方の諸士ども、皆尤とこそ感じけれ。同年城井をせめ給ふ時、諸人にすぐれ忠節あり。此時當時の褒美として、長政手づから貞宗の脇指を取て、六之助に與へ給ふ。文祿元年朝鮮軍の時も、足輕二十人を引具し、長政の先手を勤む。朝鮮にていづれの戰ひにか有けん、六之助が軍功を賞して、長政みづから持給ふ再拜を賜りける。又いづれの所にか有けん、朝鮮人の寄來ると長政聞給ひ、六之助と、又一人の足輕頭とを召て、曠野に伏兵を構へてこれを待しむ。かゝりし處に、敵の大將と見えたるもの、物見の爲にや有けん、諸卒をば跡におき、只二人馬に乘て來り、ひそかに味方の軍立の摸樣を伺ひける。六之助これを見て急にはせ寄、一人の騎馬武者を切ふせ首を取ければ、其冑の下に一紙の書あり。これを取て長政の披見に入けるに、敵兵の員數を記し、籌を運す事など書たる書簡なりければ、長政斜ならず悅給ひて、味方の諸手に此事を告しらせ給ふ。偖六之助が今日の働は、敵百騎討たるよりもすぐれたる事なりとて、殊外感じ給ひしとなり。文祿三年二月十三日、機張にて長政虎狩をし給ひける時、六之助刀を以て虎を切ふせける。其刀備前吉次が作にて、長二尺三寸一分あり、今に子孫の家に傳はれり。林道春其刀を南山と名付、銘を書て與ふ。羅山文集に見えたり。慶長二年再び朝鮮に赴き、九月七日の合戰に強く働しが、江南人の射ける毒矢にて頰先をいられけるに、始は何ともなかりしが、次第に毒氣內に入けるにや、後には右の耳あかくなり、常に膿血いでゝやまず、この故に惣顏色もおそろしく、見にくかりしとかや。凡て朝鮮兩度の戰に

其功すくなからず。然ども其事實傳はらざれば、詳に知がたし。慶長五年濃州合戰の時、足輕五十人を引具し、合渡川にて働有。又筑前中納言へ裏切をすゝめらるゝ使を勤め。關ヶ原にては石田が先手島左近が强兵を追散し、其功甚大なりしとかや。筑前入國の後、怡土郡にて三千石の地を與へ、十六人の與力を付、高祖山の古城の北、飯氏村といへる所に、親屬從者をおかしめらる。世上もし變もあらば、彼古城を取立、西方のおさへとせんとの意也となん。正利は武勇のみにかぎらず、智惠も人に勝れたりしかば、長政後には家老にもせばやと思ひ、大樹の御前にも家老並に御目見を致させ給ひしかども、彼頰先の疵次第にくさり、人相も見苦しかりしかば、その事やみぬ。去共國元にて家老なみに諸事を預聞、又長政より賜る書狀にも、家老と同じく連署をせらる。元和七年十月廿四日家祿を嫡子主水重俊に讓て隱居す。然れども長政猶其才力をゝしみ、家祿を讓る事をば免し給へども、その退居を免し給はず。同年十一月五日重て千二百石の地を與へて隱居領として、福岡城南丸に置て城番たらしむ。元和九年八月四日長政卒し給ふ。正利哀戚の餘り薙髮して、松隱宗泉と號す。寛永六年六月廿九日病で家に歿す、年五十九歲。

村田出羽傳

村田出羽吉次は、幼名與一之助、後に兵助と改、晩年出羽と號す、本姓は井口なり。後に孝高の命によつて村田と改。（此事左に記す）父を井口與二右衛門と云。其先祖代々播州の地士にして、一城の主たりしが、赤松と不和に成、赤松の多勢に敵しがたきにより城を退出し、姬路の近所御着といふ處に居住して浪人となれり。與二右衛門に至ては、領地に離れて年久しく、一向の農人となり、田地屋敷廣く持、數十人の家人に耕させてぞ世を渡りける。され共その嫡子猶

之介をば孝高に仕へしむ。秀吉播州に來り給ひし時、孝高も是に從て所々にて働給ひしが、長の坪といふ城を攻落し給ひし時、猪之介敵あまた打取、比類なき働しければ、孝高感じ給ひて、その長の坪の城を猪之介と、三宅藤十郎（後號若狹）兩人に預置て、自からは秀吉の先手を勤、そこには在城し給はず。其跡にて其城より落たる者ども、其外一族相催し、大勢にて夜討を懸たり。其前攻破りて未普請をだにせず、人數も少き城なれば、中々此分にては守がたし。孝高未程遠くは行過給はじ、藤十郎は急ぎ追付此趣を注進して、後詰し給ふ樣に申べしと僉議し、藤十郎は人數百二十人許にて搦手をかためたるを、多くは殘し置て城を守らせ、其身は手勢二十人許にて切ぬけよと言合たれども、俄の集り勢、藤十郎が下知にしたがはずして、我先と搦手をあけてのく。敵是に所を得て、さはりもなく攻入たり。大手は猪之介受取なれば、門をうたせ、そこをこだてに用ひ、内外をふせぎければ、左右なく敵も破得ず、夜も既に明はてゝ辰の刻許に、後詰の旗先みゆる程にて、猪之介敵の長刀にて片股をなぎ落され、石垣に寄かゝり居たれども、敵恐れて寄付ず。猪之介最後に大音あげ、此城の大將井口猪之介腹切ぞ首をとれとよばゝつて、腹切てぞ死ける。手勢五十人、彼是合百八十人殘らずそこにて打死す。死人の内手負一人生殘り、其次第をば後にぞ孝高へ告にける。猪之介弟六太夫も孝高に仕ふ。六太夫が所々の働武勇のほどを孝高見付て、北條のかまへと云所を攻取て、六太夫に預置給ふ。六太夫手勢五十人、其外百五十人加へ給ひ、都合二百人にてかためたり。爰にても又逆徒おこり攻圍む。六太夫幾度も敵を追拂ひ防ぎ戰へども、敵大勢なれば終に討死す。六太夫弟甚十郎まだ童形にて晝夜孝高へ仕へける。或時孝高の家臣罪科有、打手兩人に命じ、彼科人登城してがんきを上る所をうたんとせしを、却て打て兩人を切殺し、町家に下り大家に取

こもる。其弟兩人も加り、三人一所に切籠るを人々取かこみ、朝五時より晩の七時迄、時刻をうつして捗ゆかず、段々に注進あるを聞、甚十郎見て參らんとすゝめども孝高免し給はず、然れども强て望で行けり。甚十郎は元來勝たる强力なり。罪人有所に行つくさひさしく、門のくゞり戸を取て引はなし、手立てに持て、三人切てかゝるを、兩人をば其戸を以打倒し、一人は切ふせ、三人の首取て馬に乘三町程歸る。町の門ぎはにて彼科人の家人、主人の首共を甚十郎が持行を見て、鎗を以て甚十郎が只中をつきとほす。つかれながら其者をば拔打に切捨たれども、いた手なれば馬より落て死入、又しば〳〵生出たるを孝高聞給ひ、急ぎつれて參れとて、戸板にのせ前にすえさせ、膝を枕にさせ、手はいかゞと尋給ひければ、御覽の通に候と申上たる許にて、其儘死にけり。末子與一之助（則出羽なり。）其兄三人、君の爲皆討死して後、孝高は彼等が父與次右衞門があはれを訪んため、井口の家に行給ひ、兄弟三人の者共皆我ために討死したる事、誠に不便の至たぐひなし。其忠を賞せん樣なし。せめては幼少なりとも、末子與一之助を我に仕へしむる程ならば、兄三人の忠死をば此子において忘まじき物をとて、樣々になぐさめ給へども、與次右衞門申樣、子供三人打死仕、今は末子只一人生殘り、殊に幼少に候へば、我等茶湯子にて候、いかで參らせ候べきとて同心せず。與一之助其頃七八歲成しを、孝高前によび菓子など賜りて、耳を引よせ、汝は己が方に來り居べし、さあらば親が方にいたらんよりは、萬に付てよく有べきぞ、行末は猶惡からじと、こまやかにすかし給へば、與一之助小耳にも實にもと聞付て、頓て孝高に付從てぞ來りける。夫より孝高の許にておほし立給ふ。與一之助九歲の時、孝高思ひ給ふ樣、兄共は皆武勇勝れたれども、人々の生付なれば與一の剛臆を試んとて、汝は人ばなれに有磔見たるやとたづね給ひければ、いつも見申と答け

り。今宵は月夜なり、そのはたもの木のしたにしるしたてゝ參らんやとのたまひければ、畏候といひしにより、手づから御幣を切つて竹に付て賜るを、與一請取て持行、磔木の下に立んとする時、はた物木こそぐしく動たり。立仕舞歸らんとする時、又ふらふらと動を見て、まだ死きらぬか、いでとゞめさしてとらせんとて、木に上る時、實は與一之助おどしの爲に被遣たる人なれば、おどろき飛おり逃行を與一見て、扨は人にてあり、にくき次第なり、のがすまじとて追かくる。せん方なく宮の内に逃入り、内より戸をひしと立たれば、いつまでも待て出るを切らんとのゝしるを、樣々にすかし、名をなのれどもゆるさゞりし故、殿の御意にて參たり、殿より御きせ候ゆかたの片袖を、證據に取てゆるし候へとわびてぞかへしける。其幼時より勇あることかくの如し。長政信長公へ人質として行給ひし時、與一之助十三歳にて長政へ陪仕しけり。十六歳高倉陣初陣也。廿歳の時戰場において、川向の敵芦毛の馬に乘り、諸人に勝れて見えたるを、與一之助かちにて川を渡り、忽其敵を打、其鎗刀物の具まで取て、其馬にうち乘歸りける時、孝高見給ひて、勝れたる高名なれども、川向の敵方に一人行働くやうなる危き事、向後すべからずと戒め給へば、與一之助常々馬をほしく存る故、折節此敵良馬に乘たる故如此仕候と答ける。其後名を兵助と改ける。高麗陣にて益田與助唐人と組、唐人を取ておさへ居たる時、兵助間をへだてゝ、與助指物ころびたるを見て、與助討れたるかとおどろき、急にかけつけみれば、又一人の唐人來て、上なる與助はにかけつけみれば、又一人の唐人來て、上なる與助は劒にてかしめ打にうちかくる處を、兵助すかさず、彼唐人の兩腕を切て落し、首を取、與助も組伏たる唐人の首を取て立あがり命の主なりとて、兵助が手を取て戴きけり。又高麗にて、數里の内には藪林もなき廣野の中に、道一筋切通しの樣にひきく、其道行當る所に大山あり。其山の麓の切岸の前、大路かねの手

の所に大なる横穴を掘りて、其内に唐人射手をすぐりて籠置たると見えて、そこに來かゝりたる者不殘射殺し、其大路に死人いやが上に重り、往來絶果て、しかも其大路かねの手よりさきに、何程の敵ひかへたるもしらざれば、彌日本の諸勢そこに行かゝり、通る事ならずしてさしつどひたる所に、兵助が郎等山崎嘉兵衛其先に進んで申樣、我先行て見て參べし、其間馬を招て御待候へと云捨て走りこむ。兵助も馬より下り、つゞいて穴の口に走り入れば、早喜兵衛は先に進みたる射手三人の弓絃を切り、三人共に打取て、首五つ持て出て名乘たる後にこそ、諸勢はそこに攻入て唐人を追散しけれ。夫より行まはり橋を渡り、河原にひかへたる大敵に懸合せ大合戰あり。其日兵助長政へ望みけるは、日本の諸勢通り兼たる難所の敵を、兵助一手にて追拂ひ、當家他家の諸勢を通したる事は、諸人に勝れたる事にて候間、是によつて朱柄の鎗を御免被成候へ、御加恩は望申さぬ由

申す。長政聞給ひ、家老中のおもはくはいかにとのたまひけるに、何れも朱柄は卒爾に御免有間敷にて候。慥には不存候へ共、一日に首數七つ取候者にこそ朱柄はゆるし申物と承候。兵助今日の武勇勝れたりとは申ながら、首數たり申さぬに、朱柄はいかゞと云ければ、兵助は頻に望申、若御免なき物ならば、御暇可賜とこそもだへける。長政聞給ひ、さあらばまづ暇をやるといへとの仰を承、即刻御陣所を立退き、立花飛驒守陣所をさして行路次にて、鶴を鐵砲にてうち、下人に持せ、進物にして飛驒守陣所に參り、しかじ／＼と申せば、飛驒守聞給ひ、能參りたりとて懇にせられける。兵助申樣、殿は小身に御座候得ば、後までの主君と頼申べきにてはなし。陣中に召置れ被下候へと申せば、飛彈守より長政へ、兵助事實に御暇被下候はゞ、手前に召し度由言遣されけるに、中中暇遣者にあらず、無理なることを申て罷出候との返事なり。其時飛彈守、さりとも其分にては歸參仕

るまじ、我等能樣に申歸し可申とて、兵助へ宣ひけるは、朱柄と云物は一日に、首數七つ取てゆるさるゝに定りたるを、其方餘の武功の勝れたるに誇りて、朱柄を强て望む事はよわみに聞え候なり。此後は一日に首七つ取事成まじきかとの異見を承り、飛驒守につれられて、長政の陣所に歸參申たり。飛驒守も長政へ此後兵助一日に首七つ取候はゞ、必朱柄御免あれと懇に申て我陣へ歸り給ひけり。其後程なく兵助一日に首七つ、家從喜兵衛首六つ、都合十三の首を取て、長政の實檢に備へ、朱柄を免されて、一代朱柄の鎗を持せたり。兵助が本姓井口を村田に改たる事は、慶長五年如水九州を平らげ給ひ、肥前に着陣の時、鍋島加州樣々もてなし給ひて、其家臣武功の者共、如水へ見參させ給ひたる內に、村田何某度々の武功多しといへども、終に手をだに負ひ不申、幸なる武士なりとて、加州語り給へば、如水我家臣井口と申者は、打死仕やすき者ごもにて、はや兄三人我等が爲に無比類働して、所々にて討死仕候。其弟兵助と申者一人ながらへ、今度召連參りたり。此兵助村田が幸にあやかるやうに、名字をもらひ遣し度由仰らるれば、鍋島も御尤の儀と宣ひ、夫よりこそ井口を改て、村田兵助とはよばれけれ。兵助が武功其數多しといへども、今詳に語傳へざれば、多くはもらしぬ。右に記す處は、其かたはしなるべし。長政筑前入國の後、二千石の地を與へ、足輕の大頭に被成、元和の末大坂普請の時、長政の命にて出羽大坂へ上りけるが、出羽心に思ふ樣、人並の普請場請取んより、一廉目に立程の所を仕たてゝこそ、主君より公儀への忠功にも成べしとて、天守の臺の石垣を申請たれば、傍輩の面々は、出羽無用の望して、主君の費をなし、諸士のいたみとて、一同に出羽をにくみたりけれども、難なく普請の奉行相勤て下りけり。元和七年辛酉十月廿九日歿す。行年五十七歲。

野口左助傳

野口左助一成、幼名彥次郞、後に藤九郞と改、晩年左助と號す。播州賀古郡野口といへる處の者なり。父を八右衞門と云。剃髮して淨金と號す。佛者成けるが、常に孝高のもとに來り、笑談の友となり、圍碁の相手とも成けり。或時孝高淨金へむかつて、其方子を我方に遣し候へと宣ひければ、淨金答て曰、一子にては候得共、此者常に武勇を好申候間、若御用に立事もや候はん、參らすべしとて、十七歲に成ける時、孝高のもとに進じければ、孝高悅び給ひ、則元服させ、名を藤九郞と改めて召仕ひ給ふ。（淨金は後に播州より豐前中津に下り、其後筑前へ來り、左助か知行糟屋郡原上村に住しけるが、慶長七年七月六日に死す。年七十九歲。）天正四年十一月廿八日、孝高播州佐用の城を責給ふ。此時藤九郞十九歲。大手口の脇に於て、神吉小傳次といふ敵と鎗を合せ突臥せ首を取。是藤九郞が初ての高名なり。其働を孝高直に見給ひ感せらる。天正八年の春秀吉公播州三木の城を攻給ひし時、左助は身方の勢に先立て、敵の方にすゝみけるが、山の出崎にて、敵の方より物見に出し騎馬武者に行合、鎗を以て即時に其敵を突落し首を取り、並其敵の腰にさしたる再拜をも取ける。然處に其先より敵百騎ばかりすゝみ來りしが、左助が高名したりしを見付て、のがさじと馳來る。左助叶はじと思ひ、其所を早く立退て、四五町わきに有ししげりたる麻の內にかくれ居たりける。敵是をば不知して、先ににげのびたらんと思ひしにや、皆其邊をば空しく打通りける。こゝに敵の內より老武者只一騎、麻の內を無心元思ひけるか、馬引返し左助の隱れ居たりし近所に、馬を乘よせける時、左助麻の內よりをどり出、鎗を以て馬上の敵を突落し其首を取り、其敵の馬に打乘り、二つの首を馬の平頸に付て急に馳歸り、孝高の御前に參り、二人の敵を討取し次第を申上ければ、孝高公聞召、若年なる者の神妙なるはたらき、殊に再拜を持たる敵を討取

し事尤高名なりとて、御感不淺、其日の高名の第一とぞ定めさせ給ひける。天正十四年の冬、孝高豐前國障子岳の城を攻給ひし時、藤九郎一人拔懸して、大手の城戸に詰かけ居たりけれども、敵不出合故、暫く有て引取けり。城戸口を鎗一本にておさへたる事、勝れたる武功なりとて、人皆感じけるを孝高聞給ひ、藤九郎を呼出し、右のよしを尋給ふ。藤九郎敬んで申けるは、障子岳の城鎗壹本にておさへ申由被聞召、有難き御意に御座候、併能々被思召上候へ、何として一城を鎗一本にておさへ可申哉、私儀拔懸仕、敵に早く逢申度存、只一人城口へ詰懸候得ども、敵終に出不申故、空敷歸申候。是を定て脇より鎗一本にておさへ申と、風聞仕候哉と申ければ、孝高長政一入感悦し給ひける。同十五年長政日向耳川にて、薩摩の兵と戰ひ給ひし時、藤九郎元來水練の達者成ければ、長政の馬の口を取て渡しけり。其後薩摩の野郎と鎗を合、鎗一兩輩追討にす。翌年長政城井鎭房を殺害したまひし時、城井が家頼七人切伏比類なく働ければ、長政感じ給ひ、賞美として短刀を賜りける。其後藤九郎に六百三十石の地を附與し、足輕三十人預給ふ。朝鮮兩度の軍にも、軍功比類なかりしとかや。殊に晉州の城にて、大男を組討して高名す。慶長五年八月、長政合渡川の先陣し給ふ。此時も左助、長政の馬に添て渡しけり。同九月十五日關ヶ原一戰の時、眞先にすゝみ拔群の働あり。此時左助が家臣上原宇右衛門も高名す。筑前入國の後、左助に二千五百石の地を與へ、鐵砲の大頭となさる。左助は石垣を築く事功者なりければ、福岡の城を築き給ふ時、大切の所は皆左助奉行して築せける。又江戸御城御修造及大坂御城御修造の時、長政に命ぜられしが、左助も其事を司て成功速なりしかば、大將の御前に被召出、時服を賜りける、忠之の時に至て、五百石の地を加祿し給ふ。又百人組として、强力者百人えらび左助に預らる。（是は足輕の外に別に預らる）寛永七年、左助を稱

岡の城南の丸に置て城番たらしむ。同十五年島原の凶徒を攻亡さるゝ時、左助年八旬におよび、殊に城番たりければ、福岡の城に有けるが、老功の者なれば、城攻の事言議せらるべきとて、二月中旬島原へ招寄らる。大老故忠之の傍にありて、自身の働はなし。左助嫡子八右衛門、是よりさき浪人となり、江戸に在けるが已に死し、嫡孫左兵衛は幼少なりければ、次男萬右衛門を島原へ召れけるが、二月廿七日強く働き討死す。家頼七人も同討死す。寛永十九年家禄を嫡孫左兵衛に讓て隱居し、名を卜宗と號す。同廿年四月八日に歿す、行年八十五歲。左助妻は、毛利但馬が妹也。又左助が冑の立物は、朱のくり半月なり。是は天正十五年に、くり半月の立物を、毛利但馬は黑く、左助は朱にして用ふべしと長政命じ給ふ。これに依て、但馬と左助が立物は其尺寸同じ。

吉田壹岐傳

吉田壹岐長利、本姓は八代なり。幼名を六之助と云、後に六郎太夫と改、晩年壹岐と號す。剃髮して翠庵と云。累代播磨國の者なり。先祖は赤松家臣の末にて、代々播州の地士なり。父は飾東郡八代村に相傳の地織に持來り。八代六郎左衛門と云。武勇の譽七八度有し者にて、就中敵に眼を射られ、其矢を拔捨、其敵を討たる剛の者なり。六之助は天文十六年に生る。六之助十七歲の時、初て黑田美濃守職隆に仕ふ。職隆年老給ひて後孝高に仕へ、吉田の姓を用ふる事は、六之助廿歲ばかりの時、黑田の家臣に吉田喜三右衛門と云者あり。赤松一族の吉田の末流たりと雖、民間に落ち、後孝高に仕へ居たりしが、人品よかりけるにや、第一の家臣たり。彼が姓を可用と孝高被仰ける故、本姓を不用して吉田を用ふ、六之助母は孝高誕生の時、乳を參せける。六之助一生の間合戰小攻合凡五十七度、日本朝鮮にて討取し首數三十七、又仕者五六人切之。されども幸にして疵は一所より

外は蒙らず。是は天正十五年豐前城責の時、左の頰先に鐵砲當りけるなり。六之助二十二歳の時、播州にて別所小三郎士卒三千人許引卒し、舘野近邊を押通る。孝高六之助に命じて、別所人數何程有可か、近く寄慥に見屆歸候へと仰ければ、六之助承て、敵の通る海邊より十間ばかり側に、竹林有しに鎗をふせ、隱れ居て能見積りければ、人數二千一二百も可有と見ゆ。初より聞し程の人數也。其儘歸りて孝高へ申さんと思ひしが、近く寄り慥に見屆候へとの仰なり。近く寄たる證據に、何をかすべきと思ひしに、敵の跡を見れば、敵の小者と見えて、五六町後れて通るもの五六十人有。大勢成といへども、既に普過たれば、敵は道をいそぐべし。其上雜人なれば恐るゝに不足と思ひ、大聲をあげ貝をならし、伏勢の大勢あるやうに見せ、鎗のうのくびを提げ、藪の内より走り出ければ、案の如く敵の足浮立ちて迯けるを、跡立たる者一人突倒しける。されども返し合する者一人もなく、皆々のきけるが、五六十人の者、敵出たるよし聲々に呼はりける故、跡より引ける武者五騎返し來る。六之助は彼の討取し首を提げ、三町程のきける處、五騎の武者間近く追掛來ける故、夫より田の中野山へかゝり、足場あしき方へ退ければ、敵馬の足立あしき故、五騎の武者其後は追不來故、心靜に歸り、右の趣孝高へ申ければ、孝高これを褒美して、世話に迯さまに棒をひろふといへり。汝は迯さまに首をひろひたるぞとて悅び給へり。播州小鹽山の麓にて、別所と赤松小寺對陣の時、別所人數二三百許出し置、此方よりも二三百人出し、互に遠ながら對陣しける。其間二町程有。孝高先の樣子物見して參れと、六之助に命じ給ひける。六之助承て、味方にはなれ、五六十間先へ行、左の方地ひきゝ所に、本樺の木數の如く有しを木楯に取、先を見るべきと思ひ行ける所に、別所が兵の内、桃形の冑に鳥毛の引廻し付、毛引の鎧着たる武者一人、是も敵より此方へ

物見に出たりと見えて、木蔭より見付ける。此武者惣てかせぎ者と見え、其以前も度々遠ながら見覺たり。能所にて出合、互に味方はなれたる事なれば、勝負を可決とおもひ、左の方のひきゝ所の、敵の見ざる方よりあゆみより、敵をたばかりてうしろへ廻り、かゝれ〳〵と言て走寄けるに、彼敵これを見付ながら、味方と心得て手向せず、先へ行所を、敵の右脇具足のはづれけさんの糸を目當にして、鎗にて突ければ、骨に當つて通らず。六之助鎗を突立ながらなげ捨ければ、敵うつぶしにころびしを、そのまゝのりかゝり首を取。敵是を見て、二三十人馳來る。六之助敵に突立たる鎗をぬき、首と共に片手に持て、恙なく味方の內へ走り入ける。又別所と孝高と小鹽山にて一戰有、既に戰ひつかれ、兩陣互にしばらく引取ける。日は已に未の刻也、孝高六之助に仰けるは、別所大軍なれば、猶敵よりかゝり來て一戰する事可有、然らば必定味方負軍なるべし、敵方の樣子見て來れと命ぜらる。六之助承て、小鹽山の北の出崎へ上り、敵のかたをうかゞひ見けるに、敵遠くひかへ、戰ふべき形勢にあらずと見えしかば、歸りてこの由を申さんとおもひし處に、山の下に金掘跡なるか、水たまりてくぼき所あり。敵三人足を冷し居たりしが、勞たる體なり。六之助思ひけるは、敵三人なれども刀ばかりなり。其上つかれたると見ゆれば、何とぞたばかりて鎗だけよらば、先一人は突倒すべし。殘者二人あれども、草臥たれば、我一人にては、安心き相手なりと思ひ、彼三人居たる所へ歩みより、味方の體にもてなし、勞れたるかと言をかけ立寄ければ、敵見て何とも物をば言はず、不審さうに見たりしを、扨々我等も殊外勞申候と云て、冑を深く引こみ、立寄て高き所に在し者の胸を突ければ、後へ鎗ぬけたり。則其次にありしものに、鎗の柄を投懸て、我刀を拔ける時に、其次に居たる者立あがり、刀を拔けれども、六之助早く刀を拔ける故、初太刀に敵の肩

をけさがけに、半分ばかり切しかば、其一太刀にて敵ころびける。其間に鎗の柄を投かけられしもの、刀を抜合せ立あがり、三太刀四太刀互に切合けれども、六之助刀は二尺九寸五分、寸のびたる上、片手にてふみこみ切し故、相討しけれども、六之助は手をも不負、敵の頭を眼の下まで切付たりければ、即倒れける。六之助三人の首を取て味方の陣へ歸り、小鹽山の南に麓にて、孝高に見せ申ければ、別所下人三人にまさりたる六之助なり。かやうの勇士を持たれば、向後の軍勝べきなりとて悦び給ふ事甚し。又或時同國青山の麓にて、別所家賴七百程二備にして押出す。孝高も折節出張し對陣し給ふ。先手兩方川原に備へたる中に、廣さ二十間許の川あり。淺くして馬の申ぶしひたる程なり。折しも極月にて、殊に河風烈しかりければ、敵味方備へをなしかねたり。引取んとすれば、三四十間に守り合たる事なれば、引揚る事も叶ひがたく、時を移しけり。六之助思ふやう、此分にては攻合も始がたし、味方を勵まし、我も兵粮をつかひ、氣をやしなひ、勝負を決せんと思ひ、下人の居所を見れども、敵間近きゆゑ其邊には見えず。一町ばかり跡、旗本の近所に見えたる故、下人の居所へ靜々と行、兵粮つかひ、持せたる酒を三四盃飮ければ、手足温り心神健に成たり。其儘前の川端に行て見れば、いまだ守合て居ける故、味方の備の右の手先に行き、一番鎗我なりと名乘、川を打渡り突て懸る。此勢ひに味方聲を揚げ、一度に川に打入り押懸る。敵川端にて防がむと進來るを、眞先に懸る黑具足着たる武者と鎗を合す。六之助は常に二間半の鎗を持ければ、取のべ相づきにと心ざし、一度に突ければ、敵の左の脇けさんはづれに當て、鎗先向へ出る程突込ければ、左の膝をつき、後へ倒れたり。いそがしき場なれば、首は捕ぬぞと高聲に喚り、その跡にひかへたる敵に突てかゝる。味方究竟の者共劣らず鎗を入進みかゝる。孝高采拜を取て下知し給

へば、敵悉く敗軍せり。味方の惣人數逃懸敵を討取、馬上のものは落延けれども、歩行武者は二時ばかり川かせに吹すかされ、手足も寒しかば、爰かしこにてゝ尋討れけり。六之助追討に又歩行武者一人突伏首を捕、孝高味方も寒えたるぞ、永追なせそと制し給ひ、七八町にて追留、夫より引返し給ふ。六之助最前一番に鎗を合、突伏たる敵其儘ありければ、首を取、合三つの首を孝高へ見せ申ければ、斜ならず賞美し給ひしとなり。或時孝高廻路に在城し給ふ。敵來るべき思ひ寄もなければ、諸士油斷して、用事有者は在所々々に行、城には僅に雜兵共三百人餘居たり。然處に別所三千餘人の人數を將て、城の十四五町近所まで來り、陣所近き民家所々放火し、心靜に城を巡見して居たり。孝高宣ひけるは、折節城中無勢なり。敵若寄來らば門戶を堅く守り防戰ふべし。今日は早午の刻なり、敵來て城を責るならば明朝なるべし。若今日城を責るとも、責支度に時を移すべし。外郭を破るにも手間入べし。然れば申の刻比ならでは、大手の門に付事は成まじ。暮に及で城を責る事は有るべからず。敵若誤て暮に及び城を責ば、願ふ所の幸なり。夜に入る時分を見合、突て出敵を摧くべし。近鄉に有家賴並味方の面々、早忍び〳〵に城外に詰懸待たん。若又今日城を責ず、敵今の所に宿陣せば天の與る事也。夜半過に城を捲て忍び出、おもふ樣に夜討にすべし。只危きは敵前後を不顧、いま押懸り無二無三に城を責ば、無勢なれば城を暮まで持堅むる事覺束なし。かやうの時は手出しをせず、城中騷がざる事簡要なり。一人にても城を出なば曲事なりと命じ給ひ、門々の鎖をおろし、鑰をば自身に取給ひ、矢倉へ上りて敵の備を見給ふ。六之助思ふ樣、何時も別所家來の者ども二三人前は、我一人にて働けども、味方の無勢程口惜き事はなし。敵の備を見るに、城責べしとは見えず。巡見して此方を押詰、度々威勢を見せ、位を見合て後、城を責べきとの奧意なる

べし。此時味方引取て籠城をしたるを、十分の働と思ふと敵に侮られなば、以後度々城近く押詰られ、主君の御爲あしかるべし。我一人なり共討死して、敵に奥ふかく思はすべし。若首尾よくば一人なりと討捕べし。敵を打て三十間ばかり走ぬければ、案内は知たり、中々敵には討るまじきものをと獨言して鎗を持、用心の爲に城中を廻る體にもてなし村を見れば、門門鎖おり、番の侍足輕數十人並居て出べきやうなし。さらばと思ひ、石垣の入角の際に大なる木あり、其木に登り、繩を付、塀より外になげ越、塀の上に掛り、繩に取付、石垣の石の目をふまへ外に出、鎗を引さげ、敵のもやうを見れば、早備を引揚押通りしかば、本望を遂せず無念に思ひてあとを慕ひ、二十町許にて走付見れば、惣人數押通りし跡に、歩行者五六十人、荷物持たる下人二三十人を警固して行、其跡に殿の爲と見え、武者二騎歩行者少々連行、折節雨ふり、敵馬上歩行者ともに簑笠を着す。六之助其時より後れたる味方の體にてしたひ行程に、城より早や一里餘行きたり。二騎の内一騎馬を留め、何かと用事を達し、一町ばかり後れ、歩行者二三人連て、少し馬を早めて引所を走付、裏越に右の腿根を目がけ突ければ、馬より倒れ落たり。其鎗を引取、供したる三人の者に言葉をかけ、突かゝりしかば、下人にて其上鎗には勝負成まじきとおもひけるにや、跡をも見ず逆行ながら鎗を捨て走行。突落したる敵の首を取、鎗を持て立あがり見れば、今一騎の武者取て歸し馳來る。歩行者も二三十人走來る。六之助元來早足の達者にて、案内者なれば、田の中の細道にかゝり退ける故、十町許は敵したひ來しかども、終に引返して退きにける。其後は靜に歩み城に返す。孝高の前に出たりければ、次第を尋給ひし故、有の儘に申し上。孝高宣けひるは、其方働は今日に始まらざる事ながら、働に於て比類なし。去ながら下知を背たる事大科也。罪に申付べけれども、其方なれば赦免せしむる也。以來軍法を背かば

重ては曲事申付べし。又自餘の輩軍法を背きし者を其儘召置事、依怙とおもふべけれども、誰にても六之助がごとくに、度々忠節する者には、個様の所にて軍法を背とも、一度は赦免すべし。各此旨存ずべきよし、諸士呼出し直に云合、六之助は數日出仕を止られたり。又或時別所人數千許にて、小鹽山の麓に出張す。孝高も五百人許にて對陣し給ふ。此方の陣所は少高き山を後に當て、小川を前にとり、其川の向ひ打ひらきたる地形にて、田も畠も野も交りて有中に、幅一間程の道十四五町見え渡りたり。其道の際に一方に幅四尺餘深さ四五尺、所により一間許もある深き溝あり。山の麓なれば、平かなるやうにても高下あり、其末は又山なり。其山の陰に敵ありとは見えけれども、勢の多少も軍立も見えず、是によりて、孝高六之助に命じ給ひけるは、敵の軍備知難し、向の山の麓には必定敵有べし、見て參れと有ければ、則行向ひ見けるに、案の如く山のあなたの麓に、千許の人數三備にして、只今打立時節也。其先備の内より先懸を心懸たりと覺えて、武者三騎歩行者少く連、一町餘先立道筋へ出んと、野原を靜に乘來る。中にも一騎は又一町許先立來る。六之助おもふやう、只今掛る敵なり、走歸り此旨告知らせ奉りたりとも、對陣し給ふより外は有まじ、敵無理にすゝみ懸からば、一戰の外はなし。孝高の陣所究竟の地形也、無理に敵かゝりなば、味方の勝利疑なし。然れば急に告奉らずとも害なし。目の前に來る敵をいかでか其儘置べきと思ひ、靜に行向ひければ、味方と思ひけるか、何心もなく乘來る。行ちがひさまに鎗を取直し、左の脇の下より右の肩先まで突通し、鎗を引取ければ、あと云聲許にて、馬より落けるを押へて首を取、鎗を持立あがり、見れば跡より來る二騎の武者、其時見付たりと覺えて、俄に馳來る。其間一町餘有べし。其所小石交りにて、馬足心に任せずして懸付ざるうちに、首を引さげ本道に走り出て、夫より七八町走

抜けれども、馬上にて急に追懸、二三間に迫詰來る。鎗も届べきと覺る時、道の際の大溝を飛越、首を捨、鎗を取直し、見れば乘立たる馬故、即時に留る事もならず。道狭ければ、廻す事も叶ずして直に乘通す。跡より乘來る武者近づきければ、溝越に突落す。先に乘通せし武者馬を留て降立て、鎗を取直す所を突伏、以上首三つ討捕、六之助退來るに、敵二人追かくるを孝高見給ひ、あれ助けよと下知し給へば、味方大勢馳行けれども、十町許隔たる事なれば、助合せざる内に三つの首を持參し、孝高に見せ申ければ、今に初めぬ事なれど、鬼を欺とは其方の事なるべしとて、甚褒美し給ふ。六之助申けるは、敵只今かゝり來るべし。こゝは味方の爲双なき地形也、御待にて御合戰然るべしと申上る。かゝる處に、三騎の武者不慮に討れたるを見て、敵怒を含み、六之助を追懸たる勢ひにて、備にも不及、我も／＼と一騎がけに馳來りしが、向ひに此方堅く備へ待懸けたるを見て、さすが押懸りがたくや思ひけん、川端にて俄に踏留る。され共跡より來る敵追々に押來り、川端につどひ居たり。味方は足輕を前に立、川越に思ふ様に射る。敵はつらを亂して馳來れば、侍と足輕と込合、矢を遁れんとせし程に、足浮立つて見えしかば、孝高再拜を取て諸卒を下知し、進み給へば、敵こらへず敗北す。敵の二三の備も先手に續押來りしが、道は狭し一方は溝なり、田は馬足不自由也、畠は段々に高下有て足立猶悪し、こゝろならず味方に押立られ、敵悉く敗軍す。味方おもふやうに追討して、敵を二百許討捕たり。其日の勝利六之助高名より事起りたりと、不斜喜悦し給ひしと也。或時別所と孝高と、播州原と云ふ所にて合戰の刻、別所先祖の者を六之助鎗にて突倒し、首をとらんせし處に、敵方より武者一騎間近く馳來る。六之助鎗を取べき隙なく、太刀を抜て切合けるが、其武者を切倒し首を取、前の突倒したりし敵の首をも取ける　又或時孝高六之助

に命じ給ひけるは、家頼の内中間頭助右衛門と云者、敵方へ内通紛れなし。かねては忠功も有し者なれども、今度の罪赦免し難し。助け置ば妨に成べし。はや色をさとり用心するよしなり。兎角殺害すべし。其方今夜の中に仕損せざるやうに、成敗仕候へと命せらる。助右衛門は人に勝れ健かなる者成しが、もし逃て敵方にゆかば妨に成べしとて、孝高後見の有る家人五六人遣、助右衛門屋敷の近所まで忍び出られたり。助右衛門宅は六之助が家に歸る道なりしが、六之助、助右衛門が所へ、孝高の許より歸るさに來りたる體にて立寄、今日は主君の屋敷にても逢不申候。いかゞして不被出候哉と云て、助右衛門が居たる近邊へ行ける。助右衛門、六之助に對して、我等は不慮の讒に逢て候間、定て成敗可有候。左あらば打手には貴殿可被參と思ひしに、案のごとくにて候。用心仕候間、近く寄被申事無用也とぞ申ける。六之助色々に陳じ、さあらぬ體にもてなして、我等精を出し申分を

仕遣すべしと賺しける。居たる所に疊立てありしが、其の傍に薪をわる大なるまさかり有り、是にてたゝき殺すべしとおもひ、助右衛門あなた向ける間に、まさかりを取、助右衛門の頭を横さまに耳の根へ打込みければ、あつと云て、脇指に手を掛ながら、疊にたふれ死ける。下人不出合内にとおもひ、首をばとらず、我刀を取、助右衛門の家を出しが、内外十間の間にて孝高に逢て、右の趣を申ければ、強力者をまさかりにてうち留し事、例少き手柄なりと感じ給ふ。此外七八度も仕物をし、人に勝れたる事ども有しといへども、其事詳に知れざれば是に洩しぬ。又別所家頼の老士數年武功をかさね、首數三十三取たる士あり。其頃上方中國邊には、首三十三取たる士は、首の供養をする習とて、彼士供養を遂げたりと、國中おびただしく沙汰に及び、孝高の家人に秦桐若とて、勝れたる剛の者有しが、數度の戰に高名して、首數三十一取しが、疵を蒙て死ける。然るに彼別所が家人首

供養しけるを、孝高聞給ひて、桐若存命ならば、今は三十三は取るべきなれば首供養すべし。桐若が外に別に首數多く取て、首供養すべきもの無之間、六之助汝先づ首供養すべきよしを仰ける。六之助申けるは、我等只今迄首數二十七取申て候。三十三に不充して供養仕る事如何にと申ければ、孝高聞給ひ、さてさて汝は小氣なる者かな。汝今年三十一二歳なるべきに、年若ければ一生の間に、首數三十三取まじきと存候哉。先供養をとげ、此以後首數を取、三十三に合候へとて、米百石賜はりければ、六之助命に隨て首供養をし、播州青山の南の方に塚を築置ける。其後日本にて首數十取、朝鮮にて取し首共には、都合首數五十なり。其後六之助をば六郎太夫と名を改めさせられ、足輕頭となさる。筑紫陣豊前の凶徒退治の折からも、手柄をぞあらはしける。

六郎太夫嫡子與次、十五歳の時、年頃にすぐれ、長大にて力も強し。其頃六郎太夫指ける二尺九寸五分の刀を與次望ける。六郎太夫聞て、此刀は汝には長過たり。今少成人し、腕に力付て可遣と云て與へず。與次聞て、然れば其刀重て可被下、乍去少の間かり申度由にて拔はなし、片手にて百ばかりうち振けるを、六郎太夫見て大に悦び、其刀を即座に與へける。此事孝高聞給ひ、即刻與次を召仕給ふ。與次事其年より孝高長政の供して、十九歳までの間に首數九つ取ける。十九歳の時孝高と別所と對陣の刻、與次右の刀にて敵二人切倒しけるが、鐵砲に當り、深手故死したるける。次子又助重成、後七左衞門と改、又後に壹岐と號す。與次討死の後惣領となる。又助は元龜二年に生る。天正十五年秀吉公薩摩陣の時、又助十六歳にて初陣に立、日向の耳川にて敵を討て高名を顯す。豊前入國の後、所々の攻合に高名有。其年長政城井を切害し給ふ時、又助早鐘をつき、城下の諸士を召集、臺所口へ込入敵を追拂ひ、二人討留たり。今年又助十七歳、若輩なれども其働きを感じ、傍弓

二十張被預、旗本の足輕頭になさる。朝鮮軍の時、六郞太夫又助共に長政に從ひゆく。日本勢始て朝鮮へ渡海の時、六郞太夫足輕を引具し、先へ揚り、備へを堅めて、味方を船よりあがらせける。此時又助敵一人突伏せ、六郞太夫も二人討取たりける。朝鮮軍の時、六郞太夫、上原新左衛門兩人にて一日交りに、足輕頭の先手を勤む。金海は又助つよく働て二ヶ所疵を蒙りける。此時六郞太夫も働あり。晋州の城責の間日久し、其間城乘ありしに、北の方出隅の石垣よりは又助一番に乘て、ならしの石まで付けれども、此城惣石垣ならしの石一尺許外へ出して、つきたれば、諸人ならしの石に手を懸たれども、上に乘事は成がたくして、一時ばかりためらひける。其間城より半弓を以、雨の降如く射ける矢に、又助も五ヶ所手を負、味方諸手に手負死人多きゆゑ、大將達よりの下知にて、諸將攻口を被引退、又助は北の出角にて傍輩に詞をかはし殿せしなり。此時黑田家の諸士寅の刻より城に乘、辰の刻まで働きて、諸將よりあとに退きし也。又朝鮮の平安川は、日本にて見ざる大河なり。廣き所を日本の諸家の士共、町見にて見積りしに、七八町或は十町、又は十二三町可有と見及びたり。其說區々にしていづれを實と定めがたし。長政、六郞太夫又助父子兩人に仰せ付られ、後の覺えの爲なれば、河の廣さ、何とぞして相違なきやうに考へはかるべしと宣ふ。六郞太夫又助兩人ともに、町見不案內に候とて辭しけれども、兩人與の者にも功者あるべし。見積候得と宣ひしかば、重て不及辭退歸りて、與の者共に相談しければ、町見知たる者有といへども、十町に及びたる水の上の事なれば、相違なきやうに積らん事無覺束。翌朝與の者召連川邊へ出、河の向を見渡せば、敵三人川端に出て見物する體なり。又助思案して、異國の人たけ日本人より高しといへども、我等與の小柳權七は大男なれば、異國人にもおとるまじとおもひ、權七を呼出し、あの川

向の人たけ程に、權七がたけ見ゆる所まで、沼の土手の上を東へ行べし。是より見合、敵と同程に見ゆる時、赤き太鼓の輪の指物をふるべし。則そこに立留るべし。敵川ばたを不立退内に、はやく可行と云付遣しける。權七走り行て、其たけと敵のたけと同程に見えし時、彼さし物をふりければ、約束の如く權七立留る。則其間の間を打て見ければ、八町五段少餘分有之。長政に如此はからひ候が、いかゞと申ければ、町見の仕やう甚能候。又助二十一歳、年若く候に工夫能仕たりとて、長政殊の外褒美し給ふ。右の挍量にて川の廣き所々積り候へと宣ひける。廣き所十一町ばかり、其次は七八町、せばき所は五町有之由見積りける。朝鮮の四五百石積ほどの舟帆をかけ、川内に自由に上下する程の河なり。黒田家の陣所の前、水のふかさ、繩を下げ見れば、八尋九尋有之しとなり。凡そ朝鮮在陣の間、六郎太夫、又助が戰功甚多しといへども、一々記すにいとまあらず。又長政朝鮮在陣の時、太閤より、今度朝鮮へ渡りし日本人の數程、敵の耳を切て指上よとの仰ありし時、六郎太夫は其家人の數、並其組に屬したる騎馬同心の士十八と、其家人又は六郎太夫組の足輕二百五十人、凡其手の人數程、敵の馘を長政へ獻じける。其後耳をば切べからず、鼻をかきて差上候得と、重て太閤より命じ給ひしかば、六郎太夫五十餘日の間に、又右の人數ほど鼻をかきて差上ける。惣て其時は、六郎太夫は足輕を預りし故、御方の陣場より十町も二十町も先へ、張番として組の者を遣し、自身も出て物見をし、又は不審なる朝鮮人をば射伏切殺しける故、六郎太夫手にて討取し敵いくらと云數をしらず。慶長五年豐後陣の時に、六郎太夫も供したりける。富來の城にて、足輕どもに命じ仕寄を付させ、矢倉を燒落す。此時左の頰先に鐵砲當り、上の齒ぐきに玉留る。六郎太夫一生の間、戰場に赴事度々なりしといへども、此疵より外手を負はず。此時又助は病有

て居たり、少快氣して、あとより來りけるが、敵出て早く引取、跡よりおくれたる陸者一人突伏、首を取ける。長政筑前入國の後、六郎太夫を壹岐と改、千五百石賜る。又助は七左衛門と改、後に二千石を賜ふ。慶長七年長政嫡子忠之、筑前福岡の城にて誕生有し時、如水、長政より壹岐及竹森石見に命じて、名を付させらる。再三辭しけれども、强て命じ給ひければ、重て辭するに不及。萬徳君と付奉りけり。慶長九年如水卒し給ふ。この時壹岐法體して水安と號す。然れども采地は其儘隱居料として賜り、福岡の城南の丸に置て城代たらしむ。元和元年大坂亂起し時、忠之筑前の兵を率して上り給ふ。此時水安は已に年老て隱居せしか共、歩行猶壯なりければ、忠之の供して上るべきよし、壹岐より直に言遣されければ、其命に願て上りけるが、頓て大坂落城しければ、播州室の津より歸りける。元和元年九月廿二日水安病を以て家に死す。行年七十七歲。長政遺言にて、次男勘解由長興へ五萬石、三男東市正隆政へ四萬石被遣ける時、七左衛門本知二千石を四千石になし、名を壹岐と改、東市正へ被付ける。寛永十五年二月廿一日の夜、肥州原城にて當手へ敵夜討せし時、隆政の持口當番の諸士壹岐下知を加へ、敵を追拂、一人突伏、下人に首を持せ、鎗を杖につき息つき居たる處に、嫡子右馬太夫知年（後改六郎太夫）敵二人突伏、討捕所の首二つ下人に持せ、敵地より竹束の內へ歸り來るを見て、嬉しげに其首を見んとて差のぞく時、敵の放す鐵砲右の腰にあたり倒れたり。其後原城沒落し、彼表靜謐し、筑前に歸り、醫療數を盡しけれども、深手ゆゑ手負たりし日より三十日に當り、同年三月廿一日、六十八歲にて死去す。

黑田家臣傳中終

黒田家臣傳 下

目錄

黒田家臣傳 下

三宅若狹傳

三宅若狹家義、初名藤十郎。後に孝高、家義が武功を感じ、孫子の不動如山といへる語を取て、山太夫と改させ、晩年若狹と號す。本播州三宅といへる所の者也。其父を次太夫と云。藤十郎いまだ孝高のもとに來らざる時より、既に武功有しかば、孝高招寄て三百石の祿を與へ、家臣とし給ふ。孝高播州にて度度小迫合有し時、毎度軍功有。佐用郡に赤松の末族眞島右馬助といふ者あり。六萬石許の地を領し、一城の主たり。孝高これを責隨へんとおぼして、責取るに隙かゝるべきかと、藤十郎に問給ふ。藤十郎答て、彼城を責つぶし申さんことは、たとへば朝茶の子を食するがごとく、たやすからんよし申上ければ、則藤十郎に先手をさせて、彼城を攻取給ふ。其以後孝高、藤十郎にたはぶれて、汝が朝茶子は石飯ちやの

子のよし宣ひける。（後に若狹筑前に來て、右馬助は同國のなじみ故、其旨孝高にうかゞひ、若松に招寄せ養ひ置、其娘を養育して、次子彌太夫に嫁せしむ。）其外上方西國にて高名有。孝高豐前六郡拜領の時、藤十郎へ千五百石の祿を與へ給ふ。長政、城井中務を責給へども、要害能所に楯籠ければ、責亡し難かりける故、謀略を以一端和談をなし、其上にて殺害すべしとて、藤十郎を城井が所に四度まで遣し、漸和談の事調ひ、其後城井を切害し給ふ。其節長政宣ひけるは、其方常々の軍功より、今度の謀は諸事取しづめたる仕樣なり。誠に多勢の敵の中に只一人赴き、一命を抛たる志感じても餘有。當時の賞美として、秘藏の刀を賜りけり。朝鮮陣にても能働ければ、歸陣の後は厚く賞祿を與へんとおもひ給ひける處に、陣所にて家賴の者火事を出し小屋を燒失す。陣所にて火事を仕出したる者は切腹させらるべしとて、兼て定置給ひけれども、由太夫事は兼てより武功有、忠節淺からざりしかば、一命を助給ふ。故に恩賞は賜らざりけり。慶長五年豐後陣の時も、すぐれて働きければ、如水感じ給ひ、賞美として清光の刀を賜りける。筑前入國後、三千六百石の祿を與へ、遠賀若松の城に置て、上方口豐前表の防とし給ふ。其上若松の近所にて一萬石の代官を預け、物成の內三ヶ一每年若狹に賜はりける。船手の頭となり、船頭梶子不殘若松に住せし故、小身なりといへども、人數は多勢成しとかや。或時若狹、如水長政に申上けるは、兼々武功を盡し申儀ども、後代に至ては證據もなく、人も存間敷候、子孫の爲に御座候條、御感狀を被下候へと申ければ、如水長政宣ひけるは、其方事上方口并豐前表をおさへのため、小倉の城近き若松の城を預置候事、天正の頃謙信押へのため、信玄より高坂彈正を越後境に被置候と同意なり。然ば是に過たる感狀なし。且其方軍功の事は、家中の諸士兼々能知たり。後代に至てもいちじるしかるべしとて、感狀は不賜けり。すべて祿を厚く賜りし家臣に、如水長政の感狀を持たる者はなかりけ

り。若狹元和八年十月六日、病で若松城にて死去す。行年七十二歳。

竹森石見傳

竹森石見次貞は、初名新次郎、父新右衛門と號し、後に石見と改。其父新兵衛、初て黒田下野守に仕て奴僕たり。新兵衛は天正四年に死す。次貞は天文十九年に生る。初は孝高の賤臣なりしが、武勇人にすぐれ、度々高名あり。一生の間に甲付の首十八討取。殊に天正四年孝高佐用の城を責給ふ時、城主兄弟を討取、秀吉公の御感に預りける。天正七年、播州別府の城に孝高籠給ふを、毛利家より責し時、次貞一番に城戸口より切て出けるが、鐵砲を持ながら城下に下り、敵を追て柵をくゞり出る處を、敵走りより刀を以拜み打にしけるを、次貞左の手に持たる鐵砲にて受流す。其餘り太刀にて、次貞が左の指の本より手くびまでたつにわり付られ、鐵砲うち捨て刀をぬき、其敵を片手にて切留ける。是今日の一番首なりと孝高感じ給ふ。天正八年孝高我家の旗を仕立、播州姫路の邑惣社大明神の前にて、中白の旗六流を擧らる。孝高仰けるは、汝は左の手難叶候間、向後自身の働すべからず。終に敵に討るべき也。汝は敵の機を見る事天生長ずる所なり。旗を可預とて、山崎合戰の時、初て次貞を旗奉行と定られける故、此後は自身の働きはなかりけり。日本朝鮮にて其能敵の機を見て、行伍の進退をなさしめ、勝事を一時に決せし事度々なり。詳なることは長ければこゝに畧す。慶長五年家康公東征の時も從行き給ひしが、此時次貞五十一歳、其年老たる故、假に毛屋主水を以旗を司らしむ。孝高豐前入國の後は旗數を增て十二流とし、別に吹機一流を以て大馬印とす。此度六流を分て主水に附て行しめ、六流は次貞支配して、孝高の供をぞ致しける。慶長七年十一月九日、長政の嫡子忠之福岡城に生れ給ふ。此時次貞が妻乳有ければ、乳付させら

る。長政、吉田壹岐長利と次貞とに命じて、名を付くべしと命じ給ふ。長利次貞辭する事を得ず、萬德君と名付奉る。同年旗數を增して二十流とす。吹貫と合二十一流也。すべて次貞に預給ひ、且采地三千石を賜る。元和七年十一月九日病死す。法名禪空、行年七十二歲。

次貞嫡子清左衛門貞幸、童名少助、天正六年播州姫路に生る。慶長二年長政に從て始て朝鮮に軍立し、其年九月稷山合戰の時、能戰て始て首級を得たり。翌年蔚山合戰の時も、北るを逐て首級を得ける。朝鮮在陣所々にて得る所の首五なり。其性剛强にして人に下らず。其頃長政の家臣に下野九兵衛と云もの有。或時貞幸と會談せしが、不圖口論に及び、互に短刀を拔て打合ける。傍なる者ども、とかくして取靜め事なく成ぬ。此よし長政聞給ひ、九兵衛は已に年老たる者成に、貞幸が無禮甚しとて、以の外怒り給ひ、次貞を呼て戒め給ひしかば、次貞是を聞て、家に歸てそのまゝ貞幸を追出しぬ。貞幸は詮方なく、故鄉なれば姫路に行て居たりける。慶長五年石田三成謀叛を企ける時、長政は家康公の御方に參給ふよしを聞、九月九日姫路を出、翌日京都に至り、其儘京都を立て關ヶ原に來り、長政に屬す。關ヶ原にて戰功いちじるしかりければ、長政勘當を免して召返さる。其人となり才略有て、志甚濶大なり。普請營作の機巧常人の及所にあらず。江戸大坂御城普請の事、長政忠之に命ぜられし時は、皆貞幸を遣してその事を營みはからしむ。其功甚多し。今に人々の口碑にのこれり。故にこゝに詳にせず。次貞死して後、父の祿を受次、旗をも預らる。寛永十五年肥州島原の城に、凶賊多く楯籠りしを、忠之も台命を受て責らる。貞幸も從ひ行しが、二月二十一日其子貞右衛門三安とともに、吉田壹岐が陣屋に行て、軍談どもしたりける折しも、壹岐が子右馬太夫も座にあり、貞幸將に歸らんとして、左右を顧て、今夜必夜討入來べし、

恙事なかれさいひて歸去しが、果して其夜賊徒等忍び出戰ひけるが、うち負て引退く。後に或人貞幸に向て、兼て夜討を知し事、何を以てかこれを知るやと問ければ、貞幸答けるは、其日城中物騷がしかりき。夜に及で婦人の泣聲せしかば、是を以て知之さいひしとぞ。同二十八日、諸將本丸を責破らる。此とき貞幸一番に黑田家の旗を本丸に入し故、忠之先登にぞ成にける。貞幸後に剃髮して道也と號す。刀劍の目利を能し、書を能せり。慶安二年三月十日病で死す。行年七十二歲。

林掃部傳

林掃部直利、幼名吉六、後に太郎右衛門と號し、晩年掃部と改む。本信州の者なり。實父を松本主税助と云。主税助が父は伊勢新八と云し者なり。主税助は信州かるゐ澤と云所を領して、世々地士たり。（主税助後に播州に來て、太郎右衛門が所に寄住す。）主税助が嫡子を七郎兵衛と云、次男は則太郎右衛門也。太郎右衛門は母方の舅林大學（初名太郎右衛門）が養子となりて播州に來り、後に黑田の家に仕ふ。播州の地戰、上方邊の軍、九州陣の時も、孝高長政に隨て、所々にて高名有。朝鮮にても軍功多し。殊に機張にて長政虎狩し給ひし時、鎗にて虎を突留たり。慶長五年合渡關ヶ原にて、すぐれたる高名有。筑前に入國の後三千石の祿を給ひ、大與士の頭たり。寛永六年十一月晦日歿す。行年六十一歲。

原彌左衛門傳

原彌左衛門種良、初名は寶珠山左近太夫と號す。大藏姓にて、原田氏の一族なり。其先組尊氏將軍より、軍功の賞として、筑前國上座郡の内及豐前の内にて領地賜りしより、世々筑前國上座郡の内寶珠山に住せり。其父天正年中豐前香岳の城に移り住し、大友家に屬して數度武功あり。孝高豐前入國の時早く從ふ。秀吉公よりも、種良に命じて孝高に從はしめ、御印書

を給ふ。是より後孝高の家臣となれり。孝高其姓名の甚長きをいとひて、原彌左衛門と稱せらる。長政城井を攻給ひし時、神樂山の城を能く守て、多く敵を誅せり。朝鮮陣豐後陣にて殊に武功あり。豐後安岐の城にて眞先にすゝみ、群に超たる働有。筑前入國の後、二千石の采地を賜ふ。忠之の代となり、栗山大膳流刑の後、上座郡左右良の里に置て、隣國の押とし給ふ。此故に島原の役にも從はず。忠之その名を改て伊豫と號せらる。寛永十六年十月二十六日死す。行年八十三歲。其弟喜右衛門も安岐の城下にて武功有。長政微祿を賜り、種良が與方とせり。嫡子吉藏も亦安岐の城下にて武功あり。如水より、褒美として領地を賜ふ。不幸にして早世す。吉藏が嫡子吉三郎、寛永十五年二月二十一日、肥州島原にて賊徒夜討に出し時、つよく戰て痛手を負ひ、同二十二日死す。時に年三十五。吉藏が弟與六も亦安岐城下にて高名あり。父の與力と成て二百石を領す。種良死して後、家祿をば、吉藏が二男彌左衛門に千五百石、三男孫三郎に五百石を分ち給ふ。

曾我部五右衛門傳

曾我部五右衛門、本姓は黑川といふ。伊豫の國の人なり。その父は黑川美濃守と云て、伊豫の松山の城主たり。天正年中秀吉公に責亡されて浪人となり、毛利家に行居たりしが、中國にて老死せり。子二人あり。嫡子を五右衛門と云、次男を金右衛門と云。天正十三年五右衛門二十三歲、金右衛門九歲、初て孝高の許に來り仕ふ。天正十五年孝高豐前を拜領し給ひし時、五右衛門に二千石の祿を賜る。黑川の姓は黑田にまぎらはしきによりて、母の氏、長曾我部成しかば、長の字を除て、曾我部と稱す。五右衛門は幼年より伊豫にて度々武功も有、物になれたる者成しかば、孝高長政も常に懇にし給ひける。文祿元年長政に隨て朝鮮に赴き、群にすぐれ働きければ、いとゞ秘

藏に思ひ給ふ。慶長五年如水大友を討給ふ時、久野次左衛門と五右衛門とをして、第二の備へたらしむ。久野は若武者なれば、五右衛門に後見せよとの事にて、同備にし給ふ。然るに次左衛門若氣にて戰を仕損じ討死せしかば、五右衛門もつゞいて討死す。時に年三十八歲。其子德藏父の祿を賜て二千石を領す。孤弱なるによりて、後藤又兵衛が聟となさしむ。又兵衛筑前を去る時、德藏も同じく伴ひて逐電しける。元和元年又兵衛とおなじく大坂の城に籠りしが、城落て後、紀州の大守に仕へて釆地千石を領せり。

生田木屋之助傳

生田木屋之助重勝は、初名を小助と云。本姓は隅田なり。其祖父を大膳進興秀と云。日向國に住し、豐後の大友氏に仕へて、士卒を多く司れり。興秀の子を式部少輔と云。父の跡を續で日向に住し、大友氏に屬せり。天文の頃、筑前の國の内をも大友氏より領地せり。然る處に大友家より、岩橋備前、齋藤左馬助と云士を、筑前國箱崎の所司として遣し置けるが、此兩人大友に背て、ひそかに薩摩島津氏に心を通ずるよし聞えしかば、大友義鎭より彼兩人を討んがために、式部少輔を將としける。式部少輔士卒をひきゐて箱崎に至り、彼兩人をうち亡しける。其戰功によりて、大友氏より式部少輔を、箱崎の所司として彼地に居らしむ。後に日向に歸り、剃髮して多門法師と云、又伴正と號す。式部少輔が嫡子は、則木屋之助重勝也。木屋之助日向國に生る。始は隅田小助と號す。十六歲の時傍輩と口論して鬪爭に及び、忽其敵を殺して日向を出奔す。道にて元服し、播州姫路に行て、孝高に仕へんことを願ひ、聊ゆかりありけるにや、孝高の家臣井上九郎右衛門を賴みける。九郎右衛門其家に留置、いまだ對面せず、然る處に其夜隣家に人を殺して、家に切籠りたる者あり。諸人是を討んとて、其家をかこみ、火をともして大勢あ

つまれり。然れども忽にこれを討がたくして、いかがせんと猶豫しける。小助聞付て出合、いかにもしてこれをとらへんと、うかゞひける折ふし、壁をひとへへだてゝきけば、かの籠りしもの大勢にかこまれ、のがれがたくおもひしにや、簀を破りて其下に入、くゞりてにげんとしける。小助かれをたばかりて曰、此方へ能にげ道あり、爰に來るべしと、小聲にてひそかに言聞せければ、彼者これを誠ぞとおもひしにや、則小助が居たる方に來りしを、忽に押へて捕へ、からめ出して、日向より來る浪人隅田小助と申者、狼籍人をとらへて候とぞ名乘ける。此事急成時にのぞみて、敵をたばかり、小聲にさゝやぎて、我方に呼寄ける心ばせ、老功の者はかくも有なん。少年にては、たぐひすくなき事成べし。井上九郎右衛門是を聞て、諸人とらへかね猶豫しける者を、小助少年にて速かにとりこにすること、稀代の勇士成とて、即刻に孝高に申上ければ、孝高聞給ひ、家臣として釆地を賜りける。程經て後、孝高は秀吉公に屬し、攝州生田の森に於て敵と戰ひ給ふ。小助も御供しけるが、其時小助鎧着たる騎馬の敵二人に渡り合、太刀拔て戰ひけるに、二人の敵を難なく一人にて切伏、かぶと付たる二の首を取、又其二人の敵のさしたる短刀をも取て、我腰にさしける。あとなる敵是を討んとて、多勢にて急にはせ來る。小助これを見て、對揚すべきやうもなき大敵なれば、二の首を左右の手に引さげ、敵の短刀をも腰に指ながら、其所を速に退きける。もとより早道の達者ななれば、敵大勢なりといへども追つかず。終に虎口の難をのがれける。このとき孝高は高き所に居給ひしが、小助がかくのごとく、目の前にて高名しける有樣を御覽じて、感悦し給ふ事斜ならず。生田の森の戰ひにて高名してければ、生田、木屋野いづれも攝津國の名所にて、程近き所なる故、二所の名を取合せて、生田木屋之助と姓名を賜りける。これ其高名を永く稱美し給はんた

め、かく名付給ふとぞ聞えし。是よりしてこそ隅田小助を改めて、生田木屋之助とは稱しけれ。天正五年十二月、孝高播州佐用城を責給ふ。かねてより明日城責有べしと定められしかば、木屋之助いかにもして、明日早く城に乘入らんとおもひ、夜中に忍で敵城に近づき、かねてより小鋸を懷中に入れしが、それを以、ひそかに城の塀の柱根をあまた切て、其所に目印をして歸りぬ。翌日城責の時、かの根を切たる柱に、釣繩を付て引倒し、即時に難なく城中に乘入けるとかや。文祿二年六月廿八日朝鮮國にて、日本勢晉州の城を責し時、長政は諸手に先立て、一番に城に乘入給ひしが、城中に牧使判官とて、かくれなき兩人の良將こもりしかば、敵のふせぎ甚だきびしく、朝鮮人間近く出來り、半弓を以、しきりに放ちける矢に、木屋之助左の肘より肩先にかけて、小手のはづれを箆深に射通しける。木屋之助其疵に少しもひるまず。我を射たりし敵を目がけ、急に進み行て、是を鎗付、即時に首を取ける。長政是を見給ひ、其軍功を賞し給ふ。孝高播州に居給ひし時より、木之屋助奉公の勞あり。其上度々武功多かりしかば、孝高長政是を賞して、足輕を預け、先手とし給ふ。筑前入國の後、采地六百石賜りける。其人となり豪強にして、人に屈し下らず。その武功の多きにほこる心ありし故にや、領知をば多く給はらず、後に福岡にて病死す。其子は十右衛門と云。後に木屋之助と改め、寬永十五年二月肥州嶋原城にて戰死す。行年三十一歲。これまたすぐれたる勇士成しとかや。

船曳刑部傳

船曳杢左衛門、後に剃髮して木入と號す。播州の人なり。父を與三左衛門と云。播州飾東郡船曳谷に住す宇野下總守に屬して戰功有。孝高豐前に下り給ひて後、杢左衛門も豐前に來り、孝高に仕へける。其子刑部、少名守菊、又杢之助と云。中頃杢左衛門と稱

す。慶長二年十六歳にて、長政の供して朝鮮に赴きしが、九月七日稷山の戰に、槍の先陣して分捕高名しける。長政より其父李左衛門に自筆の感書を賜り、守菊には當時の褒美として、馬鞍を賜りける。慶長五年豐前安岐の城をせめ給ふ時も、一番にすゝみ高名有。これによりて、如水より感書を賜り、且褒美として領地を給ふ。木入、刑部ともに、所々の戰功許多成しと云傳ふれ共詳かならず。こゝにもらしぬ。刑部筑前入國の後五百石の領地を賜り、先手の足輕を預けらる。

毛屋武藏傳

毛屋武藏武久は、幼名虎千代、後に金十郎と云。又後に毛屋主水と號す。筑前入國の後武藏と改む。もと江州神崎郡の人なり。父を田原與次郎といふ。近江國の地士なり。信長公と佐々木と取合の時、與次郎討死し、虎千代は孤となりて有し處に、建部傳内と云ものに養育せらる。十六歳の時和田和泉守に仕、和泉守信長公より攻亡されし後、江州の六角氏に仕へ、又其後山崎源太左衛門に仕ふ。彼家にて二三度手柄をあらはしける。其後山崎氏の家を立退て、柴田勝家に仕ふ。長篠合戰の時、人にすぐれて高名をぞしたりける。其後勝家越前國を賜り、隨はざるものを責亡さる。此時金十郎毛屋邑と云所にて、强敵と戰ひ打勝ける。其敵の子是を見て、父の敵なればのがさじと切て懸るを、是をも難なく討取けり。勝家此よしを見て甚感じ、終に其姓を改て毛屋とよばれ、名を主水と改む。領地三千石を賜りぬ。然るに或時博奕して負たる方、主水とともに軍役勤る事ならず。此故一人の勝たる者を打、則家に取籠る處、打手向ひ切腹に及んとせし時、勝家隣の近士を以、密に被申聞旨有て遁たり。今一人は遂に誅せらる。主水は能登に至て前田利家を頼、扶助を受、留守事三年、其後池田信輝に行て仕ふ。此處にても又武功有。

又其後越中に下り、佐々成政に仕ふ。成政許にて時々武功有故に物頭となる。其後肥後に下る。成政切腹の後、中津に來り、長政に仕へて領地三百石賜ふ。是より先、諸家に仕へし時度々戰功多しといへども、成政家中大勢の士一度に浪人と成、多くは足輕などに成て、方々に出て仕へし頃なるが、長政へ主水と勝野伊右衛門、淺賀左馬助と云三人の士ばかり領地を賜て、被召出しなり。天正十八年秀吉公東征有て、蒲生氏郷に勢州松坂十二萬石を改て、會津四十二萬石を賜る。氏郷俄に大名に被成し故、此時主水をも氏郷より一萬石を與へんと、密に言送らる。主水がいはく、只今高祿を賜り候とて、朝鮮陣前を缺て、他家へ仕へん事本意にあらず。若無恙歸朝仕候はゞ、御意に隨ふべしと申て、氏郷へ不行けり。昔年主水、山崎源太左衛門に仕へし時、秀吉公播州三木の城を責給ふ時、味方敗軍に及て、蒲生氏郷の郎從等皆離散して、氏郷危かりし時、主水馳來り、近付敵を追散し、氏郷に向ていはく、我は田原金十郎と申て、山崎家人にて候。貴公と我が主君とは不和なりといへ共、只今の急難見捨がたきによつて、すくひ奉るなりと云し時、氏郷悦で、今日の芳志忘るべからずとのたまふ。此故に氏郷兼て主水が武勇を能しり、且昔の忠節を思出て、今かくの如く書狀を通じ、大祿を遣して召抱へんといはれしなり。其後朝鮮に行、所々にて働あり。又朝鮮にて、平安道の何れの城にてかありけん、城下に大河あり。其前に又川あり。此川を渡るに、先勢は川上を渡し、長政は川下を渡し給ふ。其日霧ふかくして、川上の勢渡したるもしれず。長政川上の勢は川を渡たるべきかと問給ふ。主水申上けるは、川上ははや渡たると見え候と申。長政聞給ひ、霧ふかく先も見えざる處に、何を以左は申ぞと言ふ。又主水申上けるは、川のながれ殊の外にごり、馬の沓わらんづのきれたるが流れ來候間、川上の勢は必定渡たるにて候はんと申上ける。長政尤なりとて、則

川を渡し給ふ。主水が申せしごとく、川上の勢ははや渡しけるなり。慶長三年長政の供して歸國す。長政豐前に歸り、朝鮮にて有功士に恩賞を與へらる。主水にも三百石の加祿を賜るといへども、暇を乞て氏鄕へ行んと思ふ志あり。加恩を得て暇を乞はんは不義なりと思ひければ、辭して拜領せず。其後暇を乞けれども、長政免し給はず。主水の知音の士菅和泉、津田長右衛門など云者を請人とし、若主水を他國に走らしめば、知音の士ども各切腹さすべしと、堅く誓を以て命ぜらしかば、他國へ行事不成けり。慶長五年秋、家康公奥州御進發の時、長政、主水に足輕百人を附て召具せらる。關ヶ原の役には、當時旗を預ける。合渡川にて田中兵部大夫は川上を渡し給ふ。長政は十町程川下を越給ふ。主水川ばたに臨んで旗を押立、敵間近く成し時、いかゞしたりけん、長政の馬印旗共に仰向て、旗色あしく見えける。主水身方敗軍の色ありと、急ぎ馬より飛で下、鎗の石付を以、旗竿をうつむけ、かゝれ／＼と下知をなし、旗を仰向候はゞ、忽突殺さんと申ける。岩卷といふ旗さし強力者なりければ、取分彼をいさめ、主水も同じくえい／＼聲をあげ押立させければ、旗色直り行ると也。關ヶ原にて九月十四日に、筑前中納言陣所俄にさわぐのよし、家康公へ言上す。諸將よりも物見を被出ける。長政よりは、主水を物見として被遣處に、主水歸る事少おそかりしかば、又後藤又兵衛を被遣、又兵衛道にて主水に行逢、敵陣の形勢はいかにと問。主水答て、合戰は有まじといふ。後藤何を以左は申ぞといふ。主水かくいふ、今日はや八つ時に及べり。今人數を押立ば、七時に及ぶべし。戰ふべき間なし。必定陣替なるべしと言捨て、主水は馳歸て、長政へ右の趣申ければ、よく積たりと宣ひける。後藤も歸て、彌陣替のよし申ける。九月十五日の物見に出敵の人數を見積り、直に家康公の御本陣に參けるに、諸將より被遣たる物見も皆參つどふ。おの／＼

敵多勢のよし言上す。主水一人、敵は無勢にて候、見かけは大軍と見候へども、指當て戰をなすべき軍勢は、石田、小西、安國寺、島津などより外は無之よし、理を盡して申上ければ、家康公殊外感じ給ふ。又其後敵合の時、主水小き山の嶺を越て、あなたの少ひきゝ所に旗を立させける。長政見給ひて、山の高みに引立旗を立候へと宣ふ。主水申けるは、麓へ押下りて、立申たる旗をあとへ引て、高みへ立候得ば、身方負色に成申候。あとへ立直すときは、敵方よりは敗軍と見るべし。然ば敵方いさむべしとて、終に旗を立直さゞりしと也。其後長政筑前國拜領の時、家中各祿を加へ給ふ處、主水一人關ヶ原の武功有といへども加恩なし。これによりて、如水宣く、毛屋には何ぞ領地加增し給はざると有ければ、長政の曰、先年加恩を下すといへども、彼者きらひて受けず。某面目を失ふ。此故に今以て施さずとなり。如水聞給ひ、往昔の事今に至て、心底に殘さるべきにあらず。武功すぐれたれば、爭でか恩祿なかるべきと宣ひし故、長政承引し、加祿四百石與へ、本知合七百石を領し、足輕三十人を預らる。其後長政、主水に命じて、名を武藏と改めさせらる。武藏若き時渡り奉公せし故、四十を過るまで妻なし。こゝに豐前國城井中務が家人に、鬼木掃部と云者は、大剛强の者成しが、長政に背て亡されけり。其むすめ、弟妹兩人をつれて落人と成て居たりしを、長政の命にて、武藏これを娶る。其生る所の子を太右衛門と云。武藏が妻の弟は、鬼木惣左衛門と云、黒田美作に武藏が所託にて仕へしむ。いまにその子孫あり。武藏寛永五年七十五歳にて筑前にて病死す。

竹森松若傳

竹森松若は、石見の弟也。天文二十一年播州大野に生る。長じて孝高に仕ふ。勇力人に勝れ、戰場に出るごとに、その武功人に超たりしかば、其時民俗の諺

に、けなげ松若矢がたらぬとぞ稱美しける。天正十一年、孝高秀吉公に從ひて、濃州大柿に居給ふ。この時佐久間盛政、中川淸秀が砦を攻けるに、淸秀が安否をしらまほしく思ひ、敵地を凌て誰か淸秀が方に往べきと、尋られけるに、左右に在しものども、誰あり參らんといふものなし。時に松若すゝみ出でゝいはく、我等參るべし。たとひ敵にとらはれたりとも、我必君の命を恥かしめまじとて、すゝんで行けるが、其後終に歸らず。その終る所を知らず。敵にとらはれて殺されたるなるべし。時に年三十一歲なり。孝高甚惜み哀み給ふ。松若十六歲より死たる年に至るまで、すぐれてはたらき、勇名をあらはしゝ事九度なり。追討の首など取たる事は數をしらず。松若秦桐若が女を娶て、子一人あり、新十郎と號す。四郞左衛門と改。天正九年姬路に生る。松若死する時三歲なり。長ずるに及んで長政に仕ふ。後に仕を辭して退居し、隱者となる。是母のねがひによりてなり。福岡城下に來り住。其一家甚富めり。寶永三年死す。年四十六。こゝを以其子孫皆豪商となりぬ。

秦桐若傳

秦桐若、播州の人なり。孝高に仕へて數度軍功有。其人となり至て健にして、十人の力あり。戰場に出る度每に、敵を挫事、泛べる塵を箒にて掃ふがごとし。故に播州にて近國の者ども、桐若が指物を見れば、敢てすゝみ近付かず。桐若が指物は、唐團扇、長一間半有ける。後には敵に赴く時、その指物をかくして、敵に出合たる時、これを出すに、見る者其儘敗走しけるとぞ。敵の首を取事三十三。於是八宗の僧を招請じて首供養をなす。勇を振ふ士是を羨まざるはなし。天正十年山崎合戰の時、大にきずを蒙りけるが、とかくして療治しければ、創口はすでに癒て、後未だ全く快ざりし故、翌年正月攝州有馬の温泉に入ければ、不日に平癒し、創口も全く癒たり。

桐若おもひけるは、此湯の妙なる、浴してだに創癒たり。いはんや、これをのまば、其功益すみやかならんとて、三勺飲けるが、忽に腹痛し、暴泄無度して創口再びおこり、身體勞憊して死せり。年四十二。孝高是を聞給ひ、我が利劒その鋒を折たるがごとしと宣ひ、甚をしみ哀しみ給ふ。子四人あり。嫡女は竹森松若が妻となる。二男早世す。三男を孫右衛門と云、四男を喜右衛門と云。孝高其子をして父の勇名を繼しめんとおぼしめしけれども、其母いひけるは、我が夫勇をこのみしゆゑ早世せり。我身今寡婦となり頼方なし。然るに我子を又士とせば、恐らくは命長かるまじ。しからば我誰を頼て餘年を送らんやとて、遂に孝高の命に應ぜず。孫右衛門を漆工とし、喜右衛門を筆工とす。長政筑前に移り給ひて後、其恩徳になづいて、福岡に來りて商を事としけるが、其遠孫猶福岡にあり。

馬杉喜右衛門傳

馬杉喜右衛門一正、其父を薩摩と云、其祖父を監物と云。先祖代々江州の者にて、佐々木の家臣たり。馬杉權守實宗、佐々木氏綱に仕へ、後に其子義實に仕ふ。義實の二男龍水丸、若州の武田義宗へ養子として行れし時、權守實宗傅御となりて若州に赴く。此權守といへるが馬杉氏の祖元なり。喜右衛門は弘化元年江州瀬田に生る。永祿十年八月、佐々木義弼密に三好と內通し、將軍義昭を弑せんとせし時、喜右衛十三歳にて初めて軍立す。天正十八年、相州山中の城を秀吉公責させらる。此時喜右衛門は、一柳伊豆守に仕へて旗奉行たり。山中城乘の時、伊豆守討死し給ひける。伊豆守は孝高の妹婿なり。其子松壽は孝高の甥なりけるが、幼少成し故、孝高の許に呼て養育し給ふ。此時喜右衛門も松壽に隨て、孝高の許に來りける。朝鮮陣に長政の供して赴き、所々に

て高名あり。晋州の城責の時も、黒田家にて二番に續て城乘をぞしたりける。慶長五年豐前陣の時、喜右衛門が才覺を以、安岐の城を落す。筑前入國の後千石の祿を與へらる。寛永十四年、八十三歳にて病死す。

村山角左衛門傳

村山角左衛門は、本は鍋嶋加賀守家人なり。角左衛門初の名は平松金十郎と云。平松と松平とまぎらはしきによりて、村山と改、名をも角左衛門と號す。十三四歳の時、加賀守の侍童たりしを、朝鮮陣の時、長政肥前名護屋にて通ひに出たるを見給ひ、此童を我に給ひ候へと宣ひければ、加賀守辭するに不及して參らせらる。其後豐前に來りしが、幼少にて後見なくては如何成とて、三宅若狹に預けて、ひこさせらる。慶長五年八月廿三日濃州の戰に、長政合戰渡川の先陣し給ふ時、角左衛門眞先に進で、敵陣にかけ入、能敵を討て高名す。同年九月十五日、關ヶ原戰の時、嶋津氏一戰に打負引退けるが、其勢の内より種子島の鐵砲を持たる武者一騎、引後れて退きけるを、角左衛門是を見て、跡より鐵砲を以打けれども、はづれてあたらざりしかば、馬を馳ておひつき、たがひに馬よりおりたち突合しが、角左衛門終に彼武者を討取て、長政にかくと申ければ、すぐれたるはたらきなりとて感じ給ふ。天下治りて、長政江戸にて客に對し、角左衛門をして、此者なども合渡の戰ひにて、一廉分捕高名をして候。他家にて候はゞ、此者などか武功は比類なかるべし。我が家にてはめづらしからず候。武邊噺になりて、この者に物をいはせぬもの、我等家中には、三十人ばかりも有べく候とぞ仰せける。

母里雅樂傳

母里雅樂、後に剃髮して古庵と號す。父を小兵衛と

云、祖父を與右衛門と云、佐々木の末流たり。小兵衛或時黒田職隆と同じく軍に立ちしが、職隆に語て曰く、我此度は討死すべし、若死なば貴殿に内室なし。我妻を必娶て、我幼少の男子を養育し可給と云り。果して其軍にて小兵衛戰死す。其後彼が遺言に任せ、職隆其妻を娶て、圖書弟一柳伊豆守室を生めり。雅樂年長じて甚勇猛なり。其頃澤藏軒とて大男にて大力成りしが。隣里を侵し掠め、數村を押領す。戰をこのんで賊徒百五十人許を從へ、孝高と度々責合ける。秀吉播州へ下り給ふよしを聞て、妻子を他所へ退け、或時轉がけに孝高の近邊を侵しける。孝高取物も取あへず出給ふ。事急にして家人は、すはだはだか馬にて出ける。雅樂がいとこ、母里太兵衛が弟何某と云ひしもの力量ありけるが、二尺八寸の刀にて澤藏軒に渡り合、澤藏軒大太刀を以切合ける。何某が打太刀澤藏軒が具足のわたがみまで切付ける。澤藏軒が打太刀何某はすはだ成ければ、一打に大袈裟に切はなされける。雅樂これを見て、澤藏軒やらぬぞと言葉をかけゝる。澤藏軒から／＼と打笑ひ、只今目前に手なみを見せけるにもこりぬは、汝がいとこと同枕にならばんと思ふかと、云ふまゝに彼大太刀をうち振てかゝる。雅樂も太刀を拔き渡合、しばし戰ひけるが、大太刀にまくり付られ、後へ少ししざりけるに、麥畠のうねにはまりて、つまづき倒れけるを、澤藏軒刀を以只一打にと、おがみうちに切ける。うねみぞに倒れたれば、刀は土に當りて身にあたらず。雅樂ねながら太刀を以、澤藏軒がすねを、すね當ともに拂切ければ、澤藏軒あふのけに倒れける處を、雅樂起上り、澤藏軒が上にうちのりて、首をさらんとしけるを、孝高見給ひ、頭を切らばきれがたかるべし。只すりおとせと宣ひければ、頰當のしころおしあげて、刀を以首をすりおとしける。孝高是を見給ひ、比類なき手柄成と感じ給ふ。雅樂弟武兵衛又勇士なり。播州土器坂の戰にて疵七ヶ所蒙り、身

體叶はず。其翌日の戰に、孝高宵より陣觸して、疵ありとも、勤て明日の合戰に出べきよし、七度まで催促に及びしかば、武兵衛いかりていはく、是程の疵を蒙りたるを、しひて明日の陣に立てと宣ふは、我を死せよとの意にや、其儀ならば明日打死すべしとて、必死に極め、翌日敵に懸入ける。敵の鎗七本にてつき指上ける。此時の戰ひに、母里一家の者ども二十四人討死す。是より雅樂は孝高をうらみて、武士をやめ、京に上りて安樂を事とす。長政筑前に來り給ひて後、孝高長政より呼下し給ふ。男子二人あり、長子四郎左衛門、其次七右衛門と云、其子孫兩家あり。

加藤圖書傳

加藤圖書吉成、幼名九郎太郎、後に內匠と改め、筑前に來て後圖書と號す。播州の住人加藤又左衛門が嫡子にして、黑田三左衛門が兄なり。初浮田秀家に仕ふ。天正十五年秀吉公九州を征伐し給ひし時、日向表にて戰ひ有りしに、敵敗北せしが、黑糸おどしの鎧着たる武者一騎殿して、ふりよく見えければ、內匠此者を目がけ追付、詞をかけゝるに、彼敵立留り、弓にて二矢まで射けれども、鎧よければ裏かゝず。其後鎗にて仕あひしかども、勝負決しがたかりし故、內匠思ひけるは、最前弓にて射たる時の矢のかつかうを考合すれば、力量弱からんとおもひ、組で勝負を決せんといひければ、敵も此儀に同じたる故、則組合ける所、案の如く力よわく輙く組臥首を取けり。後に小西攝津守に仕ふ。朝鮮陣の時は、攝津守は日本の諸將に二日先立、朝鮮に打入、釜山の城を責破らる。內匠は朝鮮陣中攝津守が先手成しが、此時も群に抽で一番に乘入、自身敵三人討取けり。其外內匠が一手に打取し首は數をしらず。釜山より都までの間、數度のせり合、東萊忠州の城責にも、諸人にすぐれ高名をしける。都入の時、朝鮮人東大門を

閉て防ぎければ、即時に破るべき手立もなく、あぐみたる所に、内匠其日の先手たるにより、力量人に越ければ、傍に持せたる鐵砲を取、かうしをうち破り、自身内に入、敵ども少々居たりしを切拂、門を開き、味方の諸勢を内にくり入けり。太閤記に城戸作右衛門と有は僞なり。又朝鮮にて何れの城にてや有けん、日本の諸將數日責給へども、城を堅固に持こたへ、中々落ざりければ、攻口を退き、遠責にし給ふ。此時内匠、攝津守に申けるは、此城數日大軍にて御責被成候へども、寄手討るゝばかりにて城落不申候故、遠責に被成候。然るに私存候は、今夜夜討に被成候はゞ、必定乗取可申候。敵夜攻に可仕とは存寄申間敷候。定て此頃數日の對陣に困窮し、油斷仕居可申候。まづ忍びの者を遣され、敵の樣體を御窺可然よし申候へば、攝津守尤と同じられける故、忍びの者に、内匠家頼にて物馴たる清水角兵衛といふ者を相添、見せに遣しけるに、兩人の者罷歸、敵油斷して居申よしいひけるにより、則人數を二手に分ち、密かに押寄けり。内匠下知しけるは、追手より鬨をあげ責ば、敵悉く追手にあつまらん。其時搦手より乗入るべしとて、鬨を揚けゝるに、案の如く敵は夜討にせらるべしとは不思寄、殊外騒亂しける。此時斧を以て門を打破らんとし、また鐵砲をもきびしく打せければ、敵皆追手に集り、搦手には守兵なかりし故、内匠も一番に乗入、諸勢も盡く攻入、敵數多打捨ける。小西より諸將に示合もなく、一備を以て輙く乗取る事、偏に内匠が智謀によれり。此時鐵砲の音、鬨に驚き、諸將追々に乗入給ふ。不思寄俄事故、夜明て見たりしに、鎧を着る隙もなく、すはだの者多かりしと也。文祿元年七月十五日、大明より祖承訓史儒兩將にて數千人引率して來て、小西が居城平壤を責んとて、安定館といふ所に陣を取。小西此よしを聞、押寄悉く討取らる。此時も内匠一番にすゝんで、敵二人討取、殊に一備の大將分の大明人を、馬上より組で落し首を取、此節手疵三

ヶ所負たり。同二年の春李如松數萬人を引率し來て、平壤を取圍、夥しき大軍故防ぎがたく、小西都に退かる。此時途中にて、攝津守馬つかれ一足もすゝまざりけるを、內匠見て急ぎ馬より飛で下り、我が馬に小西をのせ、自分は徒立に成、殿して近付敵を追拂、難なく都へ引取けり。晉州の城破、諸手悉く乘入ける時、內匠は十二段の茜のえつりの指物をさし、小西が手にて一番に乘入ける。中にて大將分の唐人を鎗付、首を取ける。關ヶ原戰ひの時、小西敗軍せられければ、內匠も高名はなかりけり。後に長政、內匠が數度の働を能知給ひし故、黑田美作に命じて筑前に呼取給ひ、采地千石與へ給ふ。後に又千石加增し、足輕の大頭になさる。寬永十年五月廿五日病で家に歿す。年六十二歲。

飯尾甚太夫傳

飯尾甚太夫安延は、本姓は寬なり。豐後富來の城主寬和泉守が兄寬理右衛門が子なり。理右衛門初信長公に仕へける。其後信長公薨じ給ひ、浪人と成て在し時、秀吉公より召使はんよし仰遣はさる。理右衛門同心せず。然れども今秀吉の招きに隨はずば、後の禍とも成べきかとて、其小弟いまだ幼少成しかども、秀吉公へ仕へさせける。秀吉公天下を得給ひ、理右衛門小弟を取立て、寬和泉守と名付、後に豐後の內にて六萬石賜り、富來の城主とす。理右衛門は初秀吉公に隨はざりしによつて、切腹すべきよし被仰付けるに、和泉守我恩賞に替て、兄の罪を赦し給候へと訟ければ、赦免し給ふ。理右衛門後に飯尾氏の養子となりて、尾州に住せしが、其後豐後富來に下り、弟に養はれ居たり。此時名を寬理右衛門と號す。如水富來を責給ふ時も、理右衛門城の大將成しが、降參の後剃髮して理入と號す。後に筑前に來り、糟屋郡青柳と云所に住す。後に同郡藥王寺に移る。長政より百人扶持給ふ。甚太夫初の名は太郎右衛門と云。

十六歳の時奉公を心ざし、父の家を出て、中村式部少輔に仕ふ。此歳箱根山中合戰有し時、太郎右衛門家人岡村與次右衛門老功の者成しが、敵の草履取か下邊の落るを討べしと云。太郎右衛門、是は士にあらず、打て詮なしと云。與次右門、是非これを討べしとすゝむ。太郎右衛門、何の手間も不入、突殺して首をとり、式部少輔に見せけり。後に浮田中納言秀家卿に仕へ五千石を領す。關ヶ原陣にて合戰初らんとする時、傍輩と先を爭ひ、川を渡して長政の方へ馬を進めしが、其時太郎右衛門が家人鶴宗久左衛門と云士一人、馬取一人付來り、殘る者は隔られて附來らず。川より數町敵の方へかゝりしが、久左衛門申けるは、跡を顧候へば、つゞく身方一人もなし。先を爭て川を渡りたる人々皆跡へ退候。いかさま故有事にて可有候。只一騎敵に御かゝり候はんより、御引候へかしと申ければ、げにもと云て、太郎右衛門馬を引返しけるに、かゝる所に長政の陣より武者一騎かけ來り、白石監物と名乘、鄙興也、引返して勝負を決せよと云ける。太郎右衛門思ひけるは、只今爰を退かば、敵を見て逃たりと後日に人に笑はるべしとて、馬を引返し、敵の方にむかひける。白石いかゞおもひけん、戰に及ばず引退く。飯尾は白石を追て、長政の陣近くまで追こみける。是を見て長政の陣に有し若き兵ども、飯尾を討取らんと進みける。爰に野口左助益田與助申けるは、敵一人はるばる是までかけ來る事奇特の志也。かやうなる士をば討取ものに非ず。むかしもさるためしあり。一の谷合戰に熊谷、平山ぬけがけして、平家の陣に近付、宵より終夜しきりに名乘といへども不出合、是志ある士を助んとの事なり。只今此敵一人打取事は安けれども、夫は情なければ、武士の本意にあらず。打つべからずとて、兩人鎗を横たへ、頻に制しければ、打取らんとせし兵ども尤とや思ひけん、進ます。太郎右衛門名を名乘て引退く、白石を追て進みし時は、

岡村惣左衛門と云家人も追付從ひたり。其日浮田秀家卿の陣敗れて、士卒ども思ひ〱に落たりけるが、太郎右衛門は山中に退行、家人に離れ馬を乘捨、かぶとをぬぎ、只一人逃行けり。あとより池田輝政の家臣砥倉市正人數二三十人つれ追かける。是太郎右衛門がをば聟なり。市正追行けるが、近く成て是を見るに太郎右衛門なり。太郎右衛門にてはなきかと言をかくる。太郎右衛門顧て、太郎右衛門なり、左樣に申人は誰ぞ。砥倉市正也とて、後なる兵卒に下知し、不可打と制す。太郎右衛門を連て行、先落人一人、下人にでも何者にても討留べしとて、我下人二三人付て遣しける。太郎右衛門心得ずといへども、强て落人を討に遣しければ、見知たる者は不被打。其内に見馴ぬ下人打て首を取り歸る。市正是を見て、その血を太郎右衛門が口にぬりなどしける。市正が云けるは、是降人の法也。味方が何者にても討ずしては、主人へ詫言ならず。首を取て降人に來たりといへば、主人へ理言るゝなり。其上落人は樊噲を欺く程の者にてもあれ、臆病神付もの也。故に落人をうたせ、其上血を呑せなどする事、是定りたる法也。此二益ある故に、落人を打せるといへり。其後浪人となりて居たりしを、關ヶ原にても其以前にも、太郎右衛門戰功すぐれたるよし長政聞及給ひ、黑田美作を以度々招き給へども、我等は浮田左京、花房志摩守などゝ申合置たれば、江戶へ下り奉公を可求とて筑前に下らず。其後加藤圖書、黑田美作より狀を遣し招きけるが、若此上にて不下ば、太郎右衛門が父利右衛門爲あしかるべきよし申遣ければ、太郎右衛門力不及して筑前に來り、長政に仕ふ。名島の城にて初て御禮申上、長政盃を賜りて宣ひけるは、太郎右衛門は關ヶ原陣にて敵を見て逊たりと聞、誠に逊たるやと尋らる。太郎右衛門御意の通り、殊外にげ申候と申て、其子細を申さず。白石監物次の間に在けるが、長政の前に出、其時にげ申たる者は太郎右衛

門一人にては無御座候。拙者も太郎右衛門に追はれ、殊外迯申たるよし申けり。其後長政餘人にむかひ、太郎右衛門事聞たるよりも能士なりとぞ宣ひける。其後名を甚太夫と改、知行千百石賜り、先手の足輕三人預らる。後に五百石の加祿を給ひ、鐵砲の大頭と成る。寛永十五年二月廿八日肥州島原城攻の時、強く働て痛手を負て討死す。行年七十一歳。

黑田家臣傳下終

八幡宮本紀序

神道有明理本源。有縁起事實。明理本源本也。縁起事實末也。然明縁起事實。則本源之理自在其中矣。本國自昔以伊勢大神宮八幡宮。爲二所宗廟。上下尊崇。今古渇仰。於其縁起事實。不可不知焉。貝原好古仕筑之前州。自幼好學嗜書。嘗從叔父篤信討論講習。旁通經史。間有餘力。遊目於本朝典籍。潛心於神道本源。嘗輯錄八幡宮事實。凡日本書紀國史實錄以至祠官所錄故老所傳。事及八幡宮者。搜羅無遺。若於日本書紀矛盾。或出釋氏附會者。皆削去不錄。旦輯夕捜。數歷年所。書成。凡六卷。名曰八幡宮本紀。其爲書豈止於縁起事實。於明理本源。亦可自得矣。一日好古遠介松下見林。請予爲之序。予之不文何能焉。然嘉其爲書。不能釋手。且感其設意。不得拒焉。聊記其梗槩以升書端云。

元祿辛未之歲冬十月　安枕窩主人序

花山院前内府定誠公別號也

八幡宮本紀叙

神必有福于人乎。不可測。必無福于人乎。不可罔。嗚呼鬼神之降福於人也。奚止於耳目之所及哉。又有暗助之冥冥而人之所不能聞見者。是以常無昭昭之功。故助天下之福。而衆人不及測知之。謂之無福亦宜矣。然祭祀禱請之事。古昔聖賢之所齋肅恭敬致力也。豈可謂無福而罔之哉。蓋神者人之本。人者神之主也。是神之所以爲福也。但鬼神無常享。享于克誠。衆人不能克誠。且祭非其所祭。所以無常享而不福也。八幡大神者。爲本邦文武之祖。異域歸化之宗。自古以是爲二所宗廟之一。亦有以哉。誰敢不奉承致敬耶。其清廟遍于寰宇者。亦是繇群生之所歸仰也。予之家姪好古夙有感於其靈威。嘗詳考其實錄。搜索其遺事。蒐輯成編。俾讀者不待博閲諸書。旁詢耆老。而瞭然如示諸掌。且曩日屈請于貴官。辱序文之述作。雅尚之不凡。榮幸之不尠。可謂案上生輝也。近又請予序之。

予潦倒廢忘之餘。又何述焉。嘗欲著神靈之有暗福於人之理。以令致祇事之誠而已。於是乎爲敍。時元祿八禩白露日也。

筑州 損軒 貝原篤信 書

八幡宮本紀題

恐嘗不自揆。竊欲輯於八幡大神之實錄。於是原於日本書紀。雜以稗錄野乘所載。且採摭遺言舊事。列其事實以成一書。釐爲六卷。仰致景慕之私。俟他日識者之删正而已。唯恐嘵嘵之淺言卻忝隆隆之神德。極知僭踰無所逃罪。然殺青已成。不忍深藏于篋底。以充蠧蟲之養。既授之童蒙。以便觀覽焉。或看此編而來告予云。吾子編纂大神事跡之顚末也可謂足見其梗概矣。然猶有甚所闕者。何不詳之邪。予云。書不盡言。言不盡意。其來久矣。況如此編者。撫大神之事實。唯志其一二大者。且屏俚言之曲說。述正史之本義。舍雷同之俗談。取有據之傳聞。至以遺缺不尠者固其所也。然有掛一漏萬之言。請示其說。予亦再詳之。或云。世降道衰而異端之說競起。設虛誕之話。以誣神明。縱妖怪之言而託神教。以是眩俗惑衆者非一。誠可悲也。請試言之。蓋其說云。大神在世日讓位於太子而來

乎筑紫。從事於佛道矣。崩殂之後。託人請爲僧。且託告請蒙大菩薩之號。如此類甚衆。不可一二遽數。噫不痛哉。是非惟浮屠氏之罪而已。抑亦事神者。間習聞其說。因襲其弊而無忌憚。樂誕而附會。黨恠而牽合。其褻嫚不經殊無愧恥。深可醜矣。以天下之神聖。推而納諸夷狄髡徒。則其損神明之德。惑黎庶之聽者莫此爲甚。何可不辨其非也哉。予云。子之言固是也。然此唯堪聾瞽愚民之耳目而已。若夫卓然有見者。豈可爲其所惑哉。且浮屠氏誣枉大神之弊。先輩嘗闢辨之矣。何待予之贅及。吾子豈以如此之妄言。實以爲累神德耶。嗟乎其亦未之思也。何者。白圭不以蠅矢而玷。大清不以纖雲而翳。況大神之德。昭著于上下。貫徹乎古今。又豈浮言妄議所能汚衊耶。如此而强爲之辨者。猶白日操燭以求明也。非愚則惑也。或亦云。然則以大神之盛德。被如此之誣言者何哉。曰天之尊且有囊血而射者也。然罪在射者。何嘗損天。大神被虛妄之誣言者亦如此。正所謂人雖欲自絕。其何傷於日月乎。多見其不知量也夫然。故明哲之士不待辨說而知其虛妄。蠢愚之民。雖扣兩端而不信。然則何可用於喋喋之言哉。是予所以不致其辨也。問者自默而去。遂書其語以弁篇端云。

元祿己巳仲春日

筑州後學　恥軒　貝原好古書

八幡宮本紀所載諸國神社目錄

卷の一

尾張國愛智郡火上姉子神社
越前國敦賀郡氣比神社
紀伊國日高郡江名村八幡宮
備後國沼隅郡鞆浦渡(わたすの)神社
筑前國遠賀郡高倉神社
同國同郡蘆屋里祇薗神社
同國鞍手郡若宮八幡
同國宗像郡宮地村宮地岳神社

卷の二

筑前國糟屋郡山田村聖母神社
同國同郡今泉村若宮大明神社
同國那珂郡住吉神社
同國同郡博多吉祥社
同國夜須郡栗田神社
同國怡土郡雷神社
肥前國松浦郡玉島里神后社
筑前國怡土郡小倉山社
筑前國怡土郡高祖神社
同國同郡染井神社
同國那珂郡伏見大明神社
豐前國宇佐郡和間(わまの)濱御椛(みかちの)神社
筑前國夜須郡砥上神社
同國同郡大己貴命神社
同國宗像郡宗像神社
同國那珂郡警固大明神社
同國糟屋郡若杉權現
同國怡土郡深江村今八幡
同國糟屋郡名島神社
同國志摩郡岸浦花縣大明神社
對馬島下縣郡行宮權現
同島同郡住吉神社

同島上縣郡矛大明神社
同島同郡上八幡宮
同島同郡下八幡宮
壹岐島壹岐郡勝本神社
筑前國那珂郡志賀神社
同國早良郡鳥飼八幡宮
同國宗像郡栖崎權現

卷の三

筑前國糟屋郡宇瀰八幡宮
同國同郡日守八幡
同國同郡御手洗八幡
同國同郡旅石八幡
同國御笠郡竈門神社
同國糟屋郡筥崎八幡
同國怡土郡長野八幡
長門國豐浦郡住吉神社
筑前國穗波郡大分八幡

長門國豐浦郡忌宮
攝津國武庫郡廣田神社
同國八部郡生田神社
同國同郡長田神社
同國菟原郡御影神社
同國住吉郡住吉神社
大和國高市郡畝傍山神后社
攝津國西成郡座摩神社
山城國紀伊郡藤森神社
筑前國糟屋郡香椎宮
同國同郡原上村河上大明神社
同國同郡三苫村龍王社
山城國紀伊郡伏見里御香宮

卷の四

筑前國早良郡生松原眞根子神社
和泉國境邑王仁社
攝津國豐島郡池田里呉織穴織神社

巻の五

巻の六

附錄所載諸國八幡社

神社目錄終

八幡宮本紀目錄

八幡宮本紀目錄終

八幡宮本紀卷之二

筑州後學貝原好古纂述

仲哀天皇紀

それ我豊秋やまとは、太始陰陽二柱の御神の、靈德を以て化成し給ひし國にして、造化の神秀をあつめ、衆神のしづまります所なれば、わきて異域にまさりて、めでたき國にぞ侍る。されば伊弉諾尊の、磯輪上秀眞國と名づけ給ひしも此故となん。東方に君子不死の國ありと、（後漢書東夷傳に出たり）もろこし人の云けんも、又むべならずや。地靈なれば、人傑なるしるしにや、神の御代より人の代にいたるまで、神聖絕ず生れまして、世を治め民をめぐみ、物におよぼし給ひ、其恩光遺德猶後世につたはり。衆人にうやまはれ、百世までに廟食し給ふ神いくばくぞや。神の御代に天孫あまくだり給ひし時、供奉の神八百萬ときこゆ。又大物主神したがへて、天へのぼり給ひしも、八十萬の神といへり。まいて、それより後あれませる神其數をしらず。中について、かけまくもかしこき天照皇大神は、我朝の始祖たり。神功皇后八幡大神は、人皇にいたり、中興の神とあふがれ給ひ、わきて天下の黎民にうやまはれて、神光を萬國に曜かし給ふ。げに天照大神は、吾國垂統の靈神にして、其德天地とひとしく、星霜はあらたまれども、其おほんめぐみはくちせず。春秋はめぐれども、其おほん光はくもりなし。もとより我日のもとは神國にして、代々の天子、神孫のさづけ給ひし、あまつ日つぎを。永く傳へおはします事は、ひとの國にもためしなき事になんきこえ侍り。さればもろこしにも、此國の皇統の絕ざる事をほめたり。（文獻通考等の書に見えたり。宋景濂が日本曲にも、六十六州王一姓と作れり。）王公より下つかた萬民に至りても、多くは是神の裔なれば、たれか神明をおろそかにし、たれか神德をたふとまざらんや、それ神明の、正直誠明の

ことはりは、むかしいま、時をわかたず、たかきいやしき、人をへだてず、善をなせるものには百の祥を降し、不善をなすものには、百の殃を降し給ふ理なれば、皆人つとめて其心をみがき、正しく直にして、神明の冥助をあふぐべし。もしくは神明をないがしろにし、神威をおそれざるものあれば、其罪をまぬかれざるためし、いにしへいまにあらはなり。深くつゝしみおそるべし。猶其神德のおごさかにして、山たかく水ながき理は、すこし物のこゝろをもしれらん人は、うたがふべき事にあらざれば、今更詞をつひやすに及ばず。又神功皇后、八幡大神は、中興の聖主にて、本朝人文のはじめてひらけし所、文武の太祖なれば、わが國にいきとしいける人、たかきいやしきをわかず、さかしきもおろかなるも、ひたぶるにあふぎたふとみ奉るべし。その神德のありがたくめでたき事は、斑馬が才をたくはへ、清紫が筆をかり、年をかさねてしるすとも、そのかたはしをもあらはしがたかるべし。いはんや聞すぐれて才ともしき身にして、かゝる事おもひ出でんは、聞人さへにかたはらいたかるべしといへども、此つくしのまへの國は、仲哀帝、神功皇后の行在所にして、八幡大神の生れさせ給ひし地なれば、其御遺迹ところ〲におほくして、且村民野翁の口史にのこれるつたへも、又すくなからず侍るを、猶時うつり世へだたり行なば、今迄かたりつぎ云つぎしむかしの遺説も、漸絶うせなん事うらめしく、我たま〲此國にうまれて此事をなげき、みづから才のつたなきをわすれ、世のそしり、人のわらひをかへり見ず、風もふせがぬ蓬の窓のもとにして、古紀文をかんがへ、きゝあつめ、心事の正しくて、すぢあるを本として、煙絶せぬ民のかまどにいたりては、むかしがたりを書しるすならし。是ひとへに神の御めぐみの、たへなる事を、あまねく兒女のともがらまで、しらしめんがためなり。あふぎねがはくは、神靈のあきらけ

き御めぐみを四の海にてらし、住吉の松のみどりひさしくつたはり、志賀の小島の波ながくしづかにして、香椎の宮のあや杉も、よろづとしのみさほをあらはし、筥崎のしるしの松も、猶八千代をかさねむ事をなんいのり侍る。抑我國ひらけて、天神七代地神五代おはしましき。是を神世と云。それよりつぎて立るみかどを、神武天皇と申奉る。是則人王の始なり。此みかどより世はとつぎあまりよつぎ、年は八百四十あまりにして立る帝を、足仲彦天皇と申奉りき。足仲彦とは、神代よりのやまと詞なり。中古にいたり、もろこしの詞にさだめて、仲哀天皇とぞ申侍りし。神武以下の御諡は、孝謙帝の御時、淡海眞人御船、勅をうけ給りて撰せしよし、釋日本紀に見えたり。此人は養老六年に生れ、延暦四年に卒せし人なり。此みかどは、日本武尊景行天皇第二の皇子にして成務天皇の御兄なり。の第二の御子にして、景行天皇の御孫なり。御母をば両道入姫と申、垂仁帝の皇女なり。此御母に御子四人まします。第一をば稲依別王と云、第二は即仲哀天皇なり。其次は布忍入姫命、次は稚武王と云。皆同腹の御兄弟なり。両道入姫命は、後世に至り尾張國に神といはひ奉る。愛智郡火上姉子神社是也。成務天皇十九年己丑のとし、仲哀天皇降誕ましまし〳〵き。ひとゝならせ給ひて、御かたちいときら〳〵しく、御たけ一丈ましまし〳〵ける。

日本紀を考ふるに、仲哀天皇御代しろしめす事九年、庚辰のとし、御よはひ五十二歳にて、身おはらせ給ふといへり。しかれば則、成務天皇十九年己丑のとし。生れさせ給ふ事分明なり。され共日本武尊は、景行天皇四十三年にかくれさせ給ふ。そのとしより成務天皇の十九年までは、三十七年になりぬ。仲哀帝は日本武尊第二の御子なれば、父王かくれ給ひて、三十七年の後に生れ給ふべき理なし。是必錯簡ならん。或説に、仲哀帝は七十八歳にして太子にたち給ひ、九十二歳にて御代しろしめし、御年百歳にて身おはらせ給ふといへり。此説に従へば、景行天皇三十一年辛丑のとし、生れさせ給ひしなり。しかれば日本武尊薨じ給ひし時は、仲哀帝の御年わずかに十二歳なり。これに

よりて見るに、朕いまだ弱冠に及ばずして、父王かくれ給ひぬと、仲哀帝の宣ひしにもかなひ侍れば、いよ〳〵信ずるに足れり。されば古人も盡く書を信ぜば、書なきにしかじといへり。日本紀はかしこき勅にて、達人の手に出たる正史なれば、古を去る事遠く、亂脱多くして、疑なき事あたはず。いはんやいにしへは、印行の書なく、只傳寫のみにて侍りしかば、陶陰魯魚の誤多からじとかや。此故に釋日本紀にも、亂脱の部を立たり。今世印本の日本紀にも、間誤謬多きにて知べし。しかれば此所も、亂脱ありやとおぼつかなし。しかれ共今しばらく日本紀の說にしたがひ、又こゝに愚意をしるして、古に廣き君子の折衷を待のみ。

成務天皇御男子おはせざりしにより、四十八歲の春三月朔日、仲哀天皇を立て、皇太子とし給ふ。日本武尊つ、其勤勞大にして、征伐事しげく、一日も安く世をすごし給へる間なく、早世ましませる事を、景行帝ふかく歎き給ひける。しかるに成務に御男子ましまさゞるにより、彼日本武尊の功勞をおぼして、仲哀帝を太子とし給へり。成務天皇御代しろしめす事六十年、庚午のとし、六月十一日かくれまします。御壽一百七歲なりしとかや。明年辛未の年は空位にてすぎぬ。其翌年壬申の歲。正月十一日仲哀天皇即位し給ふ。則此歲を仲哀天皇の元年とす。景行天皇五十八年に、大和國纏向珠城の宮より近江國志賀に都をうつさる。是を高穴穗宮と云。成務帝、仲哀帝、共に相續て志賀に都し給ふ。武內大臣は、すでに景行天皇の御時より棟梁の臣たり。猶此御代にいたりては、もつぱら萬機の政を取行ひ、國家の柱石となれり。又大伴武持を大連として政を助けしむ。此時より大臣大連相ならんで政事をしる。これよりして代々大臣大連の號あり。延喜式にいはく、仲哀天皇始て大連を置る。元年大伴建持に詔して、大連とすとあるも此事なり。

此武內宿禰といへるは、武雄心命の子なり。日本紀を考侍るに。孝元天皇の妃、伊香色繼命、彥太忍信命をうめり。是武內宿禰の祖父なり。彥太忍信命の子を、屋主忍男武雄心命と云。景行天皇三年二月。屋主忍男武雄心命を、紀伊國に遣

して、群神祇を祭祀しめ給ふ。武雄心命紀伊國に詣して、阿備柏原に居て、神祇を祭祀り、よつてとゞまりすめる事九年。則紀直遠祖菟道彦の女、影媛を娶て、武内宿禰をうめり。故に孝元天皇の御爲には曾孫なり。武内大臣の事、くはしく五巻にしるす。秋九月朔日、御母后を尊みて、皇太后と申奉る。冬十一月朔日、群臣に詔してのたまはく、朕いまだ弱冠にいたらずして、父王かくれましゝぬ。すなはち神靈白鳥と化て天に上ります、此故に仰望の情、一日もやむ事なし。こゝを以てねがはくは、白鳥を得て、是を陵域の池に養ひ、其鳥を見て我情をなぐさめんとおぼすとて、諸國に令して、白鳥を貢しめ給ふ。閏十一月四日、越國より白鳥四隻を貢る。こゝにおいて、送鳥使人菟道河邊に宿せり。時に天皇の異母弟、蘆髪蒲見分王、其白鳥を見て、いづくよりもちきたれるぞと問はる。越人答て、天皇父王をこひ給ひてかひなづけんとし給ふ。故にこれを貢ると申。蒲見分別王、越人に謂ていはく、白鳥といへども、これをやかばすなはち黒鳥とならんとて、あながちに白鳥をうばひとらる。越人朝庭にまうきて、此よしを奏しぬれば、天皇これをきこしめし、蒲見別王の、先王に孝なく禮なき事をにくみ給ひて、兵卒を遣し是を誅させ給ふ。時の人これを聞て、父はこれ天なり、兄は又君なり。その天をあなどり、君にたがひぬれば、何ぞ誅をまぬかるゝ事を得んやといへり。

此みかど、父王の御ために、白鳥を求め給ひし事、やゝ議すべき事なきにはあらじといへども、其親に厚き御志においては、感じてもなほ餘りある御事になん侍る。是父母は天地にかはりて、我をうめる故、其養のたふとく、其恩の[illegible]きを、たとへていふに物なし。されば親に深く孝行なるものは、天地の心にかなへるになり、必其子孫も繁榮し、世に令名を遺し、[illegible]。又親に不孝なるものは、神明の徳に背きぬる故、必天罰をかふむり、萬の災をうけ、或子孫も絶失ぬるためし、吾國、人の國にかぎらず、古今に歴然たり。心ある人は、古代の書史をかんがへ、近世の事跡を見聞て、其善悪の感應いちじるき理を辨へ、[illegible]そるべし。凡悪をなして天の責ある事は、[illegible]されども、親にそむき不孝ものにかく天罰の速なる事は、親は吾身の本なる故なり。たとへば、草木の根をたつ[illegible]しなひぬれば、[illegible]りとおへ、又其根をそこなへば、漸く枝葉も[illegible]がごとし。しかれば我身の福をねがひ、子孫の繁榮を思はんものは、親につかふる道をしり、日夜つとめて孝行に力を盡すべし。

かくいへばとて、孝行をいたし、神明に媚へつらひて、妄りに福を求よとにはあらず。抑天地の間に生ずるもの、人より貴はなし。人の萬物より貴をはりは、仁義五倫の德そなはれる故なり。もし仁義五倫の德なくば、何ぞ貴しとせんや。五倫の道をいふには、先孝行を以て本とす、されば人として孝弟の心うすく、親子のしたしみすくなきは、たとひ人の形ありとても、その實は禽獸にもおとり、人とするにたらず。其孝行といへるは、恩愛の親みの極りなき事を思ひ、生育の大恩の高き理を辨へ、親の奉養によく力を盡すのみにあらず、且天命を愼み恐れ、又は人の形はしながら身のふるまひの却て鳥獸にひとしからん事を恥て、孝弟を先とし、すべて人倫の道を勸行て、人とならん事を思ふべし、是即天性仁義の誠より出る理なり。もし外にもとめ、名聞利達のためにするの心あらば、是人欲にして孝行にはあらず。さればこそ、我國の神のちかひ、もろこしの聖の教にも、皆誠をたふとび、孝行を以て本とす。此故に親に孝行なるは、即天につかへ、神につかふる道なり。吾國に生れ、其神孫たる人、神の教へにそむき、其御めぐみをうしないては、いかでかすなほに身をたもち、世にたてる事あらんや。しかれば神の御教を守り、おほんめぐみをあふがんものは、先よく親に孝行を盡すべし。彼蒲見別王は、孝行の道をわすれて、父王をしたふ心なく、又弟の道にたがひて兄にさからひ、君臣の義にそむきて、君をあなどれり。げに虎狼にも、父子の親みあり、蜂蟻に君臣の道あり、鶺鴒に兄弟の情あり、雎鳩鴻鴈に夫婦の道あり。これを以て見れば、凡天地の間に生とし生けるもの、各一偏の善あらざるはなし、いはんや、又陰陽五行の秀氣をうけ、心に明德をそなへ、身に衆善を行ふべき、萬物の靈たる人として、却て禽獸にもおとり、君臣父子兄弟の大道悉やぶれなば、天誅なんぞまぬかれんや。就中其よる所を考ふれば、もと是、親を蔑ふ賊の心なきよりおこりて、君臣兄弟の[illegible]を失へり。しかれば其誅に逢へるも、猶あきたらぬ事なるべし。是をかんがみん人は、かならず心を正ふし、身をつゝしみ、もつぱら人倫の本をつとめて、孝行に心をつくさゞらめやは。

○二年癸酉のとし春正月十一日、氣長足姬尊を立て皇后とす。中古にいたり諡を奉りて、神功皇后とあがめ奉る。此皇后は、息長宿禰王の女なり。開化天皇の第二の皇子を彦坐王と云、其子を山代大筒城眞若王と云、其子を迦爾米雷王と云。其子は即息長宿禰なり。故に皇后は開化天皇四世の御孫なり。御母をば、葛城高額媛と云。成務天皇四十年、庚戌のとし、皇后降誕し給ふ。幼して聰明叡智おはしまし、此聰明叡智といへるは、もろこしの聖王を、後世より稱せる文詞なり。舍人親王、日本紀をしるさせ給ふに、神功皇后と、御孫仁德天皇の卷において、かく稱し給へる意には、此二帝は、我國のひじりの君なりと、おもひ給へるなり。容貌はなはだ美し。父の王これ世に實なる子なりと、あやしみ悅び給ひしが、こゝにいたりて、皇后にそなはり給へり。時に御年二十四歲なりき。これよりさき、天皇叔父の彦人大兄の女、大中姬を娶て妃とし、すでに麛坂皇子、忍熊皇子をうみ給ふ。次に、來熊田造祖大酒主がむすめ、弟媛をめとりて、譽屋別皇子をうめり。是みな八幡大神の、異母兄にておはしますなり。同年二月六日、越前國角鹿日本紀垂仁天皇紀にいはく、御間城天皇の世に、額に角ある人、一船に乘て、越國笥飯浦に泊る。其所を名付て角鹿と云。に幸し給ひ、すなはち行宮を立てゝまします。これを笥

飯の宮と云。
後世に至り、此所に仲哀天皇の御廟をたて、、氣比大神とあがめ奉る。氣比宮社家の説に云傳ふるは、保食神、上古より此所に鎭座まし〳〵ける。しかるに推古天皇の御宇に、仲哀天皇の神靈、託告有て、角鹿郡天筒峯に鎭座あり。文武天皇大寶二年、今の所に宮柱ふとしきたて、、遷座なし奉り、保食神と同殿に、鎭め祭る。是を氣比大神と云。則今の本宮是也。（此説によれば、應神天皇の拜し給ひし、笥飯大神とは、保食神をいふにや。しかれども應神帝、いまだ幼稚にして、大神宮をも拜し給はでぼろ〳〵と越國に下り、保食神を拜し給ふべき理なし、必仲哀帝の御廟を拜し給へるなるべし。長門二宮なども、仲哀帝崩御の後幾程なく、神廟を建築祭りしとかや。しかれば氣比宮も、仲哀帝崩御の後、ほどなく、まふけられしならん）其後又別に四社をたて、東殿に日本武尊、西殿に武内宿禰、惣社に神功皇后八幡大神、平殿に豐玉姫を祭り奉る。凡五社に七神鎭座し給ふ。延喜式神名帳に、氣比社七座（並名神大）とあるは、此七神をいへるにや。三代實錄に、淸和天皇貞觀元年春正月二十七日、越前國正二位勳一等氣比神に、從一位を授給ふとあり。此御廟は、則敦賀津にありて、西南に小川ながれ、御宮作は南に向ひて、鳥居は西にたてり。社地方百間餘あり。古はさばかり宏麗なる御社にて、神領甚多く、祠官も四十八家ありて、祭祀日夜に怠る事なかりしとこそ聞えしが。秀吉公の時、社領殘なく沒收せられしより、御社もおとろへ、祠官も漸八家のみ殘りぬ。今猶年中十四度の祭禮あり。（今神領百石ありと云）

三月十五日、天皇南國を巡狩し給はんとて、皇后及百寮をば、角鹿に留置給ひて、二三の卿大夫及官人數百をしたがへて、輕行まし給ひ、紀伊の國にいたりて、徳勒津の宮にまします。

徳勒津宮の舊址は、紀州日高郡江名村にあり。後世其地に神廟をたて、、神后八幡を祭り奉る。大なる御社なり。

此時熊襲又叛亂して、朝貢せず。

熊襲は日向國にあるよし、神皇正統記（第二卷景行帝紀）に見

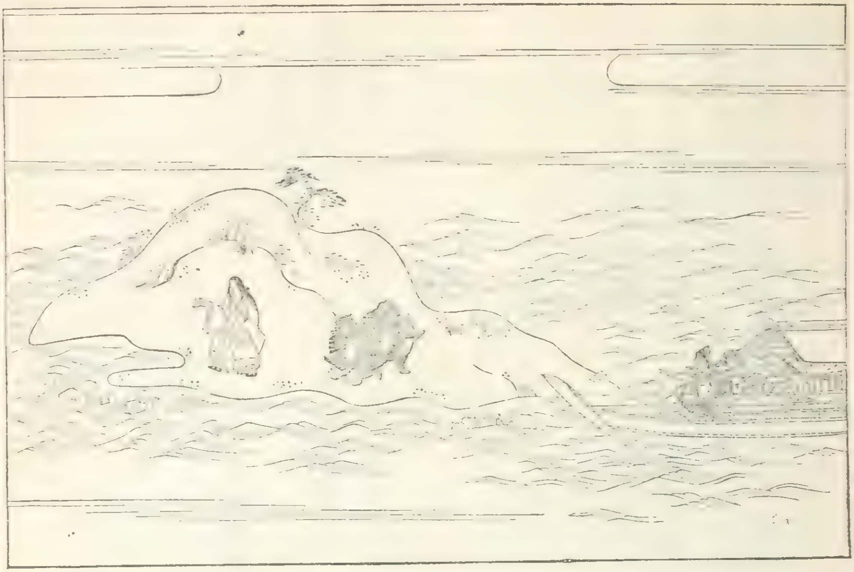
えたり。釋日本紀に、今日向國に噌唹郡ある是なりとしるせり。しかれ共噌唹郡は大隅國にあり。大隅國は日向國より割出せし國なれば、かくいへるなるべし。景行天皇十二年の秋、そむきて貢奉らざりしを、景行帝則筑紫に幸して、これを征し給ふ。同二十七年の秋又叛けるを、日本武尊平らげ給ひしが、こゝに至りて又そむきぬ。

天皇こゝにおいて、熊襲が國をうたせ給はんため、德勒津より發て、御船にして、穴門にみゆきし給ふ。（穴門は長門國の事なり）即日に、使を角鹿に遣し給ひ、皇后に勅して、すなはち其津より（角鹿なり）發て、穴門に參逢給へと云やらせ給ふ。夏六月十日、天皇豐浦宮にいらせ給ふ。（豐浦宮は、長門の府中にあり）皇后は角鹿より發ていでまし、渟田門にいたりて、船上にて食し給ふ。時に海鯽魚多く御船の傍にあつまりけるを、皇后御酒を海鯽魚にそゝぎ給へば、海鯽魚醉てうかびたゞよひぬ。時に海人共多く其魚を得て、聖王の賜ふ所の魚なりとて、よろこびあへり。故に其所の魚、六月に至て常に傾浮事、醉たるがごとし。是其緣なり。

渟田門は、安藝國渟田郡にあり。今渟田と云所の近きほとりに、野路といへる所あり。この所則渟田門なるべし。其一里ばかり沖にあたり、方六七丈ほどの所に、毎年三月中旬の比、紅魚多く浮ぶ、そのけしき醉たるがごとし。漁人玉網を以て、是をすくひとるとかや。日本紀に、六月に至て、常に傾浮如醉とあるは、古今節候の變なるべし。

秋七月五日、皇后豐浦津にいたり給ふ。この日皇后如意の珠を海中に得給へり。

或說にいはく、此時皇后、土佐國吾川郡玉島に御船をとゞめ給ひ、島にあがり、磯邊に逍遙させ給ひし時、一の白石を得給ふ。その圓き事、鷄卵のごとし。皇后是を御掌の上におかせ給ふに、其光四方にかゞやきければ、左右に向ひ、是海神の賜ふ所の、白眞珠なりとて、大によろこばせ給ふ。



故に其島を名づけて、玉島と云。釋日本紀に見えたり。此玉今に、攝州廣田社にありと、諸社事に見えたり。玉の中に劒あり、因て劒珠と名づく。希世の物なり。志あらん人は、彼社に參うで見るべし。蕉堅稿にも、西宮の劒珠は、絶世の奇觀なりとしるせり。もろこし人も、かゝる事を聞傳しにや、隨書に、日本有如意寶珠。其色青大如鷄卵。夜有光云。魚眼精也。と見えたり。

○譽田八幡宮縁起にいはく、皇后西國におもむき給はんとて、備前の海上をすぎさせ給ふ時、海中より大なる牛のごときもの出て、御船をくつがへさんとせしを、住吉明神まのあたり翁と現じ、その牛の角を取て投たふし給ふ、よつて其處を名付く。牛轉といふ。今牛窓といふは訛れり。此事甚妖妄の説たりといへども、古傳の説たるにより、今しばらくこゝに記すのみ。

○俗傳の説にいはく、皇后西國にをもむかせ給ふ時、備後國沼隈郡鞆浦において、舟楫をそろへ、

兵食をたくはへて、みちたち給ふ。其地の渡といふ處にして、鞆を以て神璽として、船玉命猿田彦大神を祭り給ふ。故に此地を鞆浦と名づけぬ。その祭り給ひし船玉命は、今の渡の神社これなり。九月宮室を穴門に營てまします。これを穴門豐浦宮といふ。豐浦宮の事、第三卷につまびらかなり。

○八年己卯のとし、春正月四日、天皇筑紫に幸まします。時に岡縣主祖、熊鰐岡縣は、筑前國遠賀郡なり。岡と遠賀と和訓おなじ。同郡芦屋のつた、岡の水門と云。其おきあたりの松原を、岡の松原といふも、これによりこの名なり。天皇の車駕西する事を聞て、豫め、百枝の賢木を拔きて、九尋の船の舳に立、上枝には白銅鏡をとりかけ、中枝には十握劍をかけ、下枝には、八尺瓊を掛て、周芳の沙麼の浦に佐波郡に佐波郷あり。其所の海邊なるべし。參り迎て、魚鹽地を獻る。よつて以て奏していはく、穴門より向津野大濟長門國大津郡の出崎に向津村あり。豐浦郡島戸に屬せり。其間入海あり、此所をいふなり。に至るまでを東門とし、名籠屋大濟筑前國遠賀郡若松邑より一里にとはき、東北の出崎なり。今は名籠屋崎と云。豐前境に遠し。を以て西門とし、沒利島、阿閉島亦間關より二里西に、もつれ島といふ所あり。名護屋大濟よりも二里餘あり。長門國の内なり。此島の西北に遠く、あひの島といふ所あり。豐前國の内なり。此もつれ島は、沒利島をさなへあやまり、あひの島は、阿閉島をさなへあやまれるなるべし。を限て御筥とし、柴島名護屋大濟のほとりに、二の小島あり。仙覺抄に、筑前國風土記を引て、其一を河睥島といひ、其一を資波島といふとあり。此柴島はすなはち、資波島なるべし。を割て御甂とし。逆見の海豐浦宮より二里坤に當り、武久村といふ所の沖に、逆見海といふところあり。を鹽地とす。此三所の號はたゞひろく天下をしろしめすべきとの、祝言なりと、釋日本紀に見えたり。すでにして、海路を導て、山鹿岬筑前國遠賀郡岩屋といふ所なり。山鹿郷に屬す。名護屋大濟より、海路四里餘西にあり。より廻て、岡浦にいります。岡浦は、山鹿岬より一里西南にあり。又芦屋浦といひ、或水莖湊とも號す。古歌に多くよめり。神武天皇紀に、筑紫の岡水門にいたり給ふとあるも、此所の事なり。水門にいたりて、御船進む事を得ず。こゝにおいて、天皇則熊鰐に問てのたまはく、汝熊鰐は明心ありて、まうけりと聞。船のすゝまざる事は何ぞや。熊鰐奏して申さく、御船進む事を得ざるは、臣が罪にあらず。この浦の口に、男女二神あり。男神をば大倉主といひ、女神をば菟夫羅媛といふ。必この神の御心ならんと申す。天皇これをきこしめし、挾抄者倭國菟田人伊賀彦を祝として、祭らしめ給ひしかば、すな

はち御船すゝむ事を得たり。皇大神宮儀式帳に、大水神兒津布良比古、津布良比賣命とあれば、水神にてましますなり。此二神の社、今は遠賀郡高倉邑にあり。蘆屋津にも下宮あり。此下宮には、いつの比よりか、素盞嗚尊を相殿に祭る。故に土民はもつぱら蘆屋の祇園社と稱す。高倉社の傳說にいはく、神功皇后岡津にしばらくおはしましける時、熊鰐奏して申さく、この縣に高津峯とて、三面寶珠の山あり。此峯に大倉主、菟夫羅媛の二神、天降おはします。これ國家鎮護の御爲なり。いそぎかの峯によぢのぼらせたまひ、御敵誅伐の事をも祈らせ給へかしと申ければ、皇后よろこび、かの山に登り給ひて、熊襲征伐の事をいのらせ給ひぬ。かくて國敵をたひらげ給ひ、異國も歸服せしかば、神功皇后の二年、壬午のとし、午の月五月なり。午の日、此所に御社をたてゝ、鎮め祭らせ給ふ。よつて月ごとに午の日を以て祭日とす。又毎年二月九日、九月九日、十一月九日は、恒例の大祭なり。此外年中月々に多の祭ども有ける中にも、取分九月九日の祭には、神輿岡の湊の下宮に御渡なりしとかや。其儀式さま〴〵多く聞ゆれど、事長ければもらしぬ。およそ大祭の時は、在廳の官人來り、祠官と共に誠をいたし、ゆゝしき神事ども行はれけるとなん。其事記せる古き文など、許多殘れり。又古より若干の神領有しを、亂世に及び、かたへの郡司城主等、多く掠とりしかども、近き世まで猶數十町の神田のこりけるを、秀吉公の時古例をやぶり、其神領を沒收せられ、當國をなべて小早川隆景に賜りける。しかるに隆景私として、神領多く寄られしを、其義子中納言秀秋に至り、又悉く沒收せられしゆゑ、神官も離散し、御社も漸く頽破し、多くの神事も絕果、神社もなきがごとくおとろへぬ。慶長五年、黑田甲斐守源長政、濃州の戰功により、

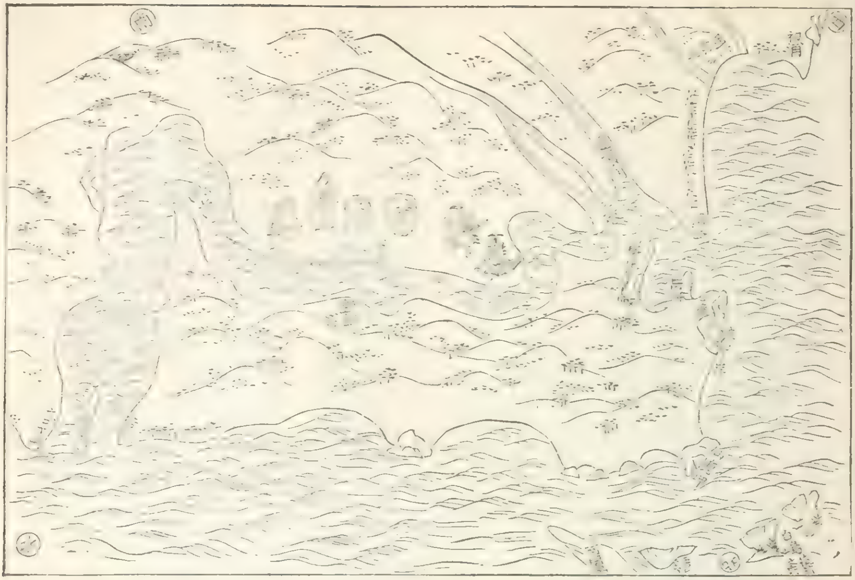
豐前六郡を改め、筑前國に封ぜらる。其後此社のゆゑある事を聞、神德をたふとみ、石の鳥居を造立し、鐘樓を建て奉らる。ちかき比にいたり、國君絕たるをつぎ、廢れたるを興し、祭田を寄附し、神殿を修造し給ひしかば、人の敬ひもいやまし、御社の榮えも昔に立かへるべき時を得たり。げにも當社は、上代よりの古跡と見え、其さかひ廣く、宮立物ふり、山そびえ、川ながれ、林木の氣色、村落のつゞきまで、遠近の眺望、其風景こそなる佳境にてぞ侍る。又神后御手づから植させ給ふといへる、七株の靈樹あり。昔時の木多くは、生ひかはれりといへども、今猶雲を凌ばかりの、喬木社邊に欝々として、晩翠をふくめり。

皇后は別船にして、洞海右に書せし、若松と云所より、蘆屋津につゞきたる內海なり。其間行程五里餘あり。若松より船にて、山の間をめぐりて、蘆屋津に出づ。其海、山間のきはめて狹き所に、四五丈ばかりあり。秀吉公九州退治に下り給ふ時も、吉例なればとて、此洞海を通り給へり。此間の海邊に、岩間より出る淸水あり。秀吉公其味を稱せられし故、今は太閤水といふ。より入給ふ。潮涸て海淺ければ、御船進む事を得ず。時に熊鰐更にかへりて、又洞海より皇后を迎へ奉る。折しも御船の進まざるを見て、惶懼て、忽に魚沼鳥池を作て、悉く魚鳥をあつむ。皇后この魚鳥のあそぶを見給ひて、怒の御心稍とけ給ひぬ。潮滿るに及で、御船ゆきて、すなはち岡津にいたり給ふ。

洞海のほとりにある、海士住と云村の中に、鵜巢とて、水中より少出たる、長き大岩あり。俗に背といふ。此所則ち神后の御船のすわりたる所と云ひ傳へたり。しかれども其所今は田となりぬ。其側に、神功皇后の御腰をかけられし木とて、大木の松二株猶のこれり。又其近きあたりに、魚鳥をあつめし池の址と云傳へたる所あり。是も又田となれり。

其田の字をば池倒と云。

又筑紫伊覩縣主の祖伊覩縣は、筑前國怡土郡これなり。五十迹手按ずるに釋日本紀に、筑前國風土記を引て、五十迹手は、高麗國意呂山自天降來、日鉾が苗裔なり。天皇のいでます事をうけ給はりて、五百枝の賢木を拔取て、船の



舳艫に立て、上枝には八尺瓊をかけ、中枝には白銅鏡を掛、下枝には十握劔をかけて、穴門の引島に赤間關より西にあり。其間近し。参迎へて、これを献り、よつて以て奏していはく、臣敢てこの物を献る故は、天皇八尺瓊の勾れるがごとく、曲妙に御代をしろしめし、且白銅鏡のごとく分明に、山川海原を見そなはし給ひ、すなはち此十握劔を提て、天下を平げ給へとなり。

按するに、昔時皇孫尊、此土へ天くだり給はんとし給ひし時、皇天三種の神寳を授けさせ給ひ、よつて教てのたまはく、天皇八坂瓊の勾れるがごとく、以て曲妙に天が下の政をさめ給へ、且白銅鏡のごとく、以て分明に、山川海原をみそなはし、即この靈劔を提て、天下を平げ萬民を利せよと、ことぶき給ひしとかや。此三種の神寳の事は、深き奥旨ある事に侍れば、道しる人に傳授すべし。先右の神勅の心をあらましいはゞ、玉の柔なるごとく、温潤の仁徳を以て、天下の政事をきこしめせとぞ、曲妙といへるは、曲はまがれるなり。道は一定の直にあらず、凡事物にしたがひて、時宜を取るの義なり。されは邪曲ならざるゆへに、曲妙とはいへるなり。是即時に中するの中道なり、情を直にして、徑に行ふは、夷狄の道なりといへるごとく、率直ならずして、其時勢により、人情にしたがひ、天下を利するの政道なるべし。又此鏡のごとく、分明なる正直の智を以て、山川海濱までも、看行し給はゞ、朝に佞邪の臣なく、野に遺賢なく、政道あきらかにして、上下の情よく通達し、萬民其所を得べきとなり。劔は又決断にとりて、至剛無欲の表なれば、内には私慾奸佞の心敵をほろぼし、外には邪惡暴逆の賊徒を誅して、身心政事に至るまで、なべて直

に潔くして、しかも其瞻望おごそかに、おのづから威ありて、天下を畏服せしめ、萬民を利益し給へこそ、此三種のたからも、いづれもかけては、天下たゞしく治りがたし。されば此三種の神寶は、智仁勇の三徳に、おのづからかなひたる神器なりと、いふべき儀へ侍りし。げに天が下をしろしめさんに、智仁勇をもてしたがへ給はずんば、いかんぞ太平の功あらんや。もとより仲哀帝に、神皇の統をつたへ給ひし御身なれば、三種の神寶をも帶せさせたまはします。され共此時熊鰐、五十迹手等が、三の器をさゝげ奉りしは、むかしのふる事をおもひいでて、いよいよ此三徳をそなへて、天下をしろしめせといひ、諷諫の心意なれば、いさめてたきためしなるべし。

天皇すなはち、五十迹手を美め給ひて、伊蘇志とのたまへり。伊蘇志は、勤臣と云意にて、君に忠を盡す事を、能勤る臣と云義なり。と文德實録に、菅原東人駿河守たりし時、駿河國に出來たる黄金を、孝謙天皇に獻りたれば、帝其功をほめ給ひ、勤臣なりと宣ひし故、其詞を取て、伊蘇志臣と賜ふことありし。これを以て見れば、仲哀帝の五十迹手をいそしと褒給ひしも、勤臣と云意にて宣ひけるを、又按ずるに、いそしはいさをしといへる意か、さをの返そ也。故に時の人、五十迹手が本土をなづけて、伊蘇國といふ。今伊覩といふは訛なり。同二十二日儺縣 筑前那珂郡なり にいたりましまして、因て以て、橿日の宮にましますも。橿日宮、今は糟屋郡に屬せり。むかしは、那珂郡なりしにや。

古傳の説にいはく、仲哀天皇、皇后と共に、香椎宮にいたらせ給はんとて、御船よりあがらせ給ひ、蘆屋にしばらくとゞまりおはしましまして、諸軍に命じて、兵器を鍛練し、弓矢を調へさせ給ふ。よつて其所を名付て、矢はぎと云。蘆屋より一里許西の海邊にあり このたび西國にくだらせ給ふは、熊襲征伐のためなれば、敵國猶遠しといへども、もつぱら行伍を正しくし、號令を嚴にし給ふ。よつて先初て御旗をはらせ給ひし所を、旗のうらと云。今訛て初浦といへり。大旗小旗を立給ひし所を、大旗小旗と云。共に初浦のほとりにあり。初浦は蘆屋より三里西にあり。しかれども海濱相つらなりて離れり。これも遠賀郡のうちなり。鉾をさゝせ給ひし所を、鉾の浦と云。天の鏑矢を立おかせ給ひし所を、天野海邊と云。つひに此所に宿陣せさせ給ひしが、海風はげしかりしをふせがんとて、千本の松枝をさゝせ給ひしに、後に其松おひしげりしかば、其所を名付て、垣崎の松原と云。又岡の松原とも云。今俗に、吉木松原と稱す。その翌日、仲哀帝は、皇后と共に、宿陣ありし地を出て、香椎宮にといそがせ給ふ。さがしき山坂をこえさせ給ひしに、鞍手郡四郎丸村の境内に、白山嶺と云所あり。白山權現鎮座し給ふ。是皇后の通り給ひし所と云。此所に秀吉公朝鮮征伐のため、肥前國名護屋にむかはせ給ふ時も、捷徑ならざるに、むかしの吉例也とて、わざと此峯をこえて通り給ひしとかや。道にて暴雨にあひ給ひければ、そ

のほとりなる松樹のもとに立よりて、雨をさけ給ふ。後に其本を笠松と名付て、いとふるき木の近き世までありしが、今は枯てなくなれり。此笠松のありし地も、鞍手郡四郎丸村の境内也。神后三韓より歸朝し給ひける後、羣臣と御ものがたりのついでに、當時暴雨を避し時、やどりし木は今も有やと尋給ふ。猶有よし答申ける故に、後世此邊の名を有木と云。終に郷の名とす、今は村の名によべり。後に神后の御宮を此郷に立、仁德天皇を中殿とし、左に神后、右に武内大臣を祝ひ奉る。仁德帝を中殿に祝奉るにより、若宮八幡と云。此邊二十村の産靈たり。終に郷の名をも改て、若宮郷と云。そのゝち程なく雨もはれければ、又山道を經過し給ひしに、山中蓊欝の地のみにして、よものながめも、ほがらかならざりしが、宗像郡にうつらせ給ふ所に、いよ〳〵高き峯あり、此所よりはるかに海面見えわたりて、萬里の滄波渺々たるを見給ひ、海が見ゆるぞと宣はせける。故に後人、この所を名付て、見坂嶺と云。鞍手郡山口村、宗像郡本木村の境にあり この坂をこえ給ひて後は、平なる道なりしかば、程なく香椎宮に着給へりとぞ。

秋九月五日、群臣に詔して、熊襲を討事を議らしめ給ふ。時に神ありて、皇后に託り、をしへまつりてのたまはく。天皇なんぞ、熊襲が服せざる事をうれひ給ふや。熊襲は小國なり。ここに伊弉諾伊弉册のうみ給へりし國なれば、うたずとも、終にはしたがひ奉りなん、是より西に寶の國あり、是を栲衾新羅國といふ。栲木は色白し、栲衾とは、白き衾といへる意にて、しらぎといはんための發語なりとぞ もしわれを祭り給はゞ、則刄に血ぬらずして、その國おのづから、まつろひしたがひなん。その祭には、天皇の御船、及穴門の直、踐立のたてまつれる、水田の太田といふを以て幣とし給へとありしを、天皇神言を聞給ひて、うたがひおぼしめし、すなはち高き岳に登りて、遙に大海を望み見給ふに、曠遠して國も見えず。こゝにおいて、天皇神に對してのたまはく、朕見めぐらすに、海のみありて國なし。豈大虚において國あらんや。いづれの神ぞ。いたづらに朕をあざむき給ふ。又我皇祖諸天皇盡く神祇をいはひまつり給ふ、豈遺れる神まさんや。時に神又皇后に託りてのたまはく、天津水影のごとく

おしふせて、我見る所の國を、なんぞ國なしとのたまひて、吾言をそしり給ふや。それ汝の王、かくのたまひ、遂に我言をうけ給はずは、其國を得たまはじ。唯今皇后初てはらみませり。そのみこ得たまふ事あらんと有しかども。天皇猶うけ給はず。以てあながちに、熊襲をうち給ひしが、えかち給はで、かへりましぬ。

○九年庚辰のとし春二月五日、天皇忽になやみ給ふ事ありて、あくる日にかくれましぬ。此みかど天下をしろしめす事九年、御壽五十二歲（或説百歲）おはしましき。（日本紀の註に、一説に、天皇みづから熊襲を伐て、賊の矢にあたりて、かくれ給ふといへり）

今按ずるに、譽田宮緣起石淸水宮緣起、八幡愚童訓などにしるし侍るは、仲哀天皇の御宇に當りて、新羅國より數萬の軍兵せめ來りて、日本を討とらんとす。是により天皇みづから、五萬餘人の官軍を相したがへ、長門國豐浦宮にして、異國の凶賊を禦がしめ給ふ。この時異國より、塵輪といふふしぎのもの、貌はあかく、頭八ありて、かたち鬼神のごとくなるが、黑雲に乘て日本に來り、人民をとりころす事數をしらず。天皇安倍高丸、同助丸（筑前國宗像郡宮地村に、此二人の社といひ傳へたる神社あり。）に仰て、惣門をかためさせ、塵輪來らばいそぎ奏し申べし、人臣の身にて、たやすく打事あるべからず。我十善の身を以て、彼者を誅伏せめしんと命じ給ふ。則かの二人、弓劍を帶して、門の左右を守護しけるに、第六日にあたりて、塵輪黑雲に乘じて出來る。高丸武內大臣を以て此よしを奏しけるに、天皇御弓を取矢をはげて、塵輪をいさせ給へば、塵輪が頭、たちまちに射きられて、頭と身と二になりて落ぬ。かゝる處に、何とかしたりけん、流矢來りて、玉體につゝがあり、御命すでにあやうく見えさせ給ひける時、神功皇后をちかづけ奉りて、仰ありけるは、我いかにもなりなば。皇后大將軍として、異國を討たいらげ給ふべし。御腹にやどり給ふが、皇子

にてましまさば、誕生の後、御位につけ奉らるべしとて、九年二月六日、かくれ給ふよし記せり。此事日本紀の本說にたがひ、ことに頭八ある人、黑雲に乘じて來るなどいへる事は、妄誕不經、論ずるにたらず。しかれども、此說によりて考へ見侍るに、仲哀帝の、新羅人の矢に中り給ふとあるは、もしは實說ならんかし。いかにとなれば、舊事紀にも、熊襲を伐て、賊の矢にあたり給ふよししるせり。日本紀の註にも、又此事あり。新羅人の矢にあたりて、かくれまし〳〵けるを、熊襲とかけるは、新羅はことに外夷なれば、其矢に中り給ふといふは、猶更いまし〳〵しくて、熊襲が矢にあたり給ふとかけるか。或は新羅人、熊襲にくみして、みかどををかし奉りける故にしるせるにや。神功皇后、其夫君の喪をさへをさめ給はずして、速に戰伐を事とし給ひける事を以て見るに、仲哀天皇、賊の矢にあたりて崩じ給ひける故、其仇をむくはせ給はんとの御意ならん。しからずば、なんぞ喪をへずして、あはたゞしく兵をおこして、故なく遠き新羅國を討給んや。もし又たとひ神の告にまかせて、新羅を討ん事をはかり給ふとも、先其喪ををさめ給ひて後こそ、事を興させ給ふべきに、喪ををかし兵を擧て、人の國を征し給はん事、君子の道にあらず。これによつて、これを思ふに、仲哀帝の新羅の賊の矢にあたりて、かくれさせ給ひけるを、神后深くなげかせ給ひ、且遺命により、其仇をむくひんと慍りまして、速に戰伐を事とし給ひし義兵なるべし。しからずして、罪なき人の國をうち給はゞ、是ひとへに、土地の故におこせし、貪兵なり。神后なんぞかく無道の兵をおこし給はんや、日本紀等の國史に、其事をつまびらかに書さゞるは、我國のために忌めるならし。かゝるためしは、やまともろこしともに、其筆例多ければ、今こゝに贅せず。

皇后甚歎きかなしませ給ふ。されども力及ばせ給はぬ御事なれば、武内宿禰とはかりて、先天皇のかくれ給ひし事を匿して、天下にしらしめ給はず。皇后又武内宿禰、及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連に詔してのたまはく、今天下いまだ天皇の崩じ給ふ事をしらず。もし百姓これをしらば、懈怠あらんとて、すなはち四大夫（右にある四人の事をいふ。）に命じ、百寮をひきゐて、宮中を守らしめ、ひそかに天皇の屍ををさめて、武内宿禰をして海路より穴門にうつし奉りて、殯せしめ給ふ。香椎宮古記にいはく、此時天皇の御屍を、棺にをさめ奉り、しばらく椎の木にかけ至たりしに、異香薫じければ、その椎を名付て、香椎と號す。その木は、そのかみ枯にけるを、やがて實をうゑつたへしとて、今も棺かけの木と名づけ、壇をつき、瑞籬をゆひまはして、御廟のほとりにあり。

○長門國豊浦宮の巽にあたりて小山有。此山に仲哀天皇の御墓所とて今にあり。是則御棺を殯し置奉りたる所とかや。又豊浦宮より五六里許北にあたりて、豊浦山といふ所あり。此山の峯に、仲哀天皇の御太刀を納めたるといひ傳へし靈窟ありとぞ。（豊浦宮傳記）

同廿二日、武内宿禰穴門より歸りて、皇后にかへり事まうす。このとし新羅の役によりて、天皇を葬給ふ事あたはず。

およそ人みづから、吾才智をのみ用ふれば、其智くらうしてせばし。諸人の才智の、各長ぜる所を取て用ふる時は、その智明にして大なり。且我身をしる事はくらく、人をしる事は明なり。たとへば人の目に、百里の外を見れども、わが睫を見る事あたはざるがごとし。されぱこそ、問事を好めば則ゆたかに、みづから用れば則すこしきなりと、古人もいへり。故にもろこしのひじりのみかどは、其德至りて厚く、聰明日月のごとくなりしかども、みづから其智に任せ給はず。己を捨て人に從ひ、たとひいやしき木こり草かりの申事にも、善事をば必取用給ひしとなん。故に書經には、舜及二諸人一といひ、詩經には、詢二于芻蕘一とあり。いはんや聖賢にあらずして、みだりにおのが才智にほこり、みづから用べからず。古人のをしへにうけしたがひ、或時の人にはかりて、その宜にまかすべし。此みかどの熊襲をうたんとて、群臣にはかり給ふを、此意にかなひ給へる故なるべし。しかれども、人にさひはかり給ふ事をのみしろしめして、却て神のをしへにそむかせ給ひしにより、思ひの外に、征伐の功をとげずして、崩じ給ひし事、誠に賢君の一失とや申べからん。こゝを以て、世の人よくかんがみるべし。神孫として、天下をしろしめす

御身だにも、その御心神慮にたがはせ給へば、かゝる不虞のうれへもいできて、世をはやくせさせ給ひき。まいて凡夫の身として、神のをしへの、正直の天理にちがひ、きよき心なく、きたなき心にのみしたがひなば、其つみはかりがたかるべし。たとひ父祖の積善により、幸に其身はしばし、時の災をまぬかるゝ事有といふとも、子孫にいたりて、かならず其積惡のつみ、天責のがるべからず。古今の說を考へ、此理を愼みおそれ、夙に夜におこたらず、邪にひがめる心をさり、淸き心を本として、直なる道をまもるべし。是貴賤をわかたず、人間安樂の道也。其誠つもりなば、神明に通じ、いのらずとても、百祥をくだし給はん事、是神聖のみことのなれば、疑ふべからず。

○或人うたがふ、皇后いまだ、仲哀帝をも葬らせ給はずして、兵革を事とし給ひし事、道理において、猶あきたらぬ御事にや侍らん。予こたへていはく、しからず、皇后のまつろはざる國敵をうたせ給ひ、三韓をしたがへ給ひし事は、神の御教にしたがはせ給ひ、夫君の御あやまちをおぎなはせたくおぼして、みかどのかくれさせ給ひし事を深くかくし、軍卒をあつめて、機會をうしなはず、征伐せさせ給ひし事、誠に時をしらせ給ひ。易に所レ謂、解利ニ西南一。無レ所レ往其來復吉。有レ攸レ往夙吉。なりといへるとも、おのづからかなはせ給ふなるべし。いはんや、魯公帶レ絰戎に從ひ。晉侯墨衰して敵をやぶりし事、聖賢の許し給ふ所なるをや。

八幡宮本紀卷之一終

八幡宮本紀卷之二

神功皇后紀上

こゝに神后は、（此年御よはひ三十歳なり。）夫君の神の教によらず、早く崩まし給ふ事をふかくなげかせ給ひ、御袖のかはく間もなきは、浪掛の岸にたとへ、うかりけるみのふの浦のうつせ貝、むなしく歸り上らせ給はんもうらめしくて、今はたゞ一すぢに神の御教にしたがひて、財寶國を求めんと思しめし、群臣百寮に命じて罪をはらひ、あやまちをあらためて、更に齋宮を小山田邑に造らせらる。

香椎村に隣れる山田の邑に、古へより神功皇后を祭れる跡とてあり。其かまへ甚廣し。今猶小社存す。其邊を聖母屋敷と云。是則齋宮の故跡なり。其社の中に天疎向津媛命、健布都神、事代主命表筒男、中筒男、底筒男の六神をも祭り奉れり。

九月九日、十一月六日に祭禮あり。且十二月朔日より七日までは、祠宮等宮ごもりして、天下太平、異賊降伏の御祈を申奉る。又齋宮より二里餘巽の方に、山をへだてゝ小山田と云村あれど、齋宮の故跡と云所もなければ、其所としがたし。

三月朔日に、神后吉日なればとて、いもこもらせ給ひ、みづから神主となり給ふ。武内宿禰に命じて琴をひかしめ、中臣烏賊津使主をめして、審神者とし給ひ、審神者とは、所案の神を請しる人を云。釋日本紀に見えたり。この時本邦にありし琴は今の和琴なり。やまとごとゝは上代より有。箏のことは後に唐より來れり。因て千繒高繒を以て琴の頭尾に置て、請て申さく、先の日天皇にをしへ給ひしは、いづれの神にてましますぞ、願はくはその御名をしらんと有しに、七日七夜にいたりて、すなはち答てのたまはく、すべて此國は、汝命の御腹の御子のしるべき國なり。時に武内宿禰申さく、其神腹にいます御子は何御子ぞや。答てのたまはく、男子なり。なんぢつぶさに乞たづぬ。今かくのごとくまうしをしへますす神は、神風伊勢國百傳度逢縣の雑方の日、天照大神五十鈴宮に鎮座し給ふまへつかた、大和國以下所々に遷幸ます故に、百傳といふ。度逢とはわたりあふの義なり。神名秘書曰、度會郡者大國玉神年魚之時、以梓弓鶴橋而度焉。爰大國玉神佐々貝比賣參來、迎相鶴橋岡本村。自爾度會焉。因以爲名也拆鈴五十鈴宮にをる私記にいはく、師説に鈴の口さけたり。故に拆鈴五十鈴宮と云撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命なり。雑方のいはく、撞賢木とは榊を立るの義、嚴は齋い祭りの義、天疎向津とは降りますの義、媛は女神の義なり。度會延佳神主の云、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命は、荒祭宮なるべし。下文に天照大神誨之曰、我之荒魂不可近皇居。當居御心廣田國、とあり。此二段を引合て見れば、廣田大明神も、荒祭宮と同體の神なるべし。又問て、この神を除て別に神おはしますや。神答てのたまはく、幡荻穂出吾也。於尾田吾田節之淡郡にをるあり。雑方のいはく、神名帳に阿波國阿波郡、建布都神社とある是なり。幡荻は穂に出んと云の修語なり。尾田は所の名か。今按するに雑方の説によれば武甕槌命なり。又後に神のあらはれ給ひし以て見れば、稚日女尊ならん。しかれ共武甕槌命、三韓退治の時、冥助有けるよし慥に云傳ふれば、是亦實説ならん。問又神ますや。神答て曰、於天事代、於虛事代、玉籤入彦嚴之事代主神これあり。雑方のいはく、あめに事代、そらに事代とは、廣く天地の事をしれる義なり。代は知なり。玉籤入彦は、大物主の神櫛笥に入ませし事によりて、父の姓を表する義なり。大物主神櫛笥に入ませし事は、崇神天皇紀に見えたり。問又神ましますや。神答へて有無しらずと宣ふ。こゝにおいて審神者のいはく、今答へ給はずして、又後にのたまふ事

ましまさんかと有しかば、則答てのたまはく、於日向國橘小門之水底所居而水葉稚之出居神（釋にいはく、水中の葉稚なり。此神はこの葉のごとく盛に出居る義なり。）名、表筒男、（表の字うはとよむべからず。うへと古事記にあり。）中筒男、底筒男神あり。今まことに其國を求ん事をおもひ給はゞ、天神地祇、山神及河海の諸神に、悉く幣帛を奉り給へ。（此天神地祇に祈り給へとありし事は、古事記に出たり。この故に神后、群神を祭給ひしなるべし。）問、又物ましますや。答てのたまはく、有無しらずとて、つひに又神ますともとのたまはず。時に神語を得て、をしへのまゝに祭り給ふ。

此、表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神は、住吉の大神也。此御神は伊弉諾尊、橘の小戸の檍原にて、みそぎし給ひし時、化生給ひし神なり。其時上瀬はこれ甚はやし。下瀬はこれ甚ゆるしとのたまひて、則中瀬にすゝぎ給ふ。時に化生し給ふ神を、八十枉津日神、神直日神、大直日神と云。海底にすゝぎ給ふ時、化生し給ふ神を、底津少童命、次に底筒男命、又潮中にすゝぎ給ふ時、化生し給ふ神を、中津少童命、中筒男命と云。潮の上にうきすゝぎ給ひし時、化生し給ふ神を、表津少童命、次に表筒男命と云。凡九神也。底津少童命、中津少童命、表津少童命は、筑前國、斯香の大神也。（今は志賀と書。神名帳に筑前國糟屋郡志賀海神社三座（並名神大）とある是なり。今は那珂郡に屬す。）橘檍原の事、在所分明ならず。西峯老人松下氏の説にいはく、日本紀私記に曰、住吉三神本住筑前小戸。（釋日本紀引之）宗祇法師云、橘之小戸筑前國立花是也。謹按、筑紫日向者九國總名、本一洲也。故上古名筑紫洲。古事記邇邇藝命詔曰、此地者向韓國、眞來通笠沙之御前、而朝日之直刺國、夕日之日照國也。此日向之義所以由起也。以今觀之、則筑前國向三韓之道也。然統九國言之、如此則日向亦爲筑紫通稱可知之而已。後世察地勢向背、西南一方名日向、筑紫神所在之地名筑紫。不辨之者、今於日向國強求小戸之地。故神代卷抄云、小戸今日向小戸磐屋也。此說甚非也。何哉、問之日向國人云、有鵜戸而無

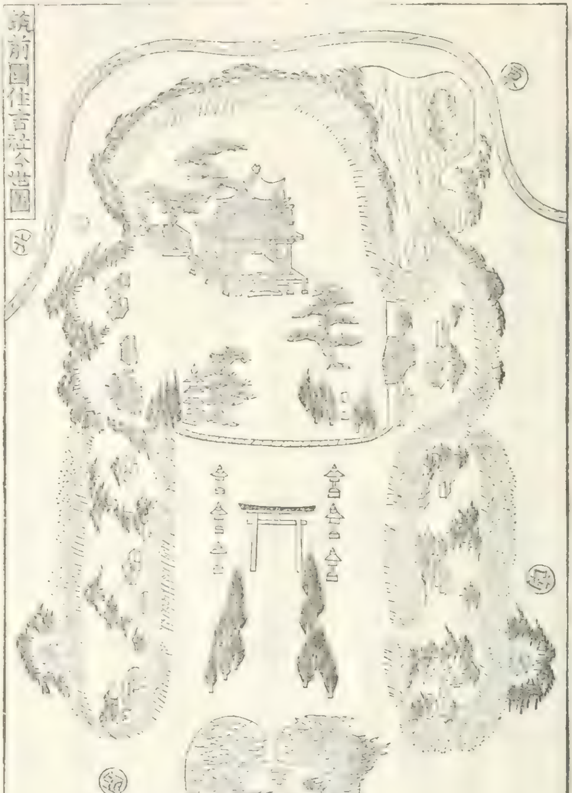
小戸。鵜戸磐屋有神。號鵜戸權現云。習合唯一記曰。日向鵜戸權現、鸕鷀草葺不合尊是也。然則鵜戸非小戸明矣。私記及宗砌之說、以小戸為在筑前是歟。至于今筑前之地猶存橘（俗云立花）檍（俗云青木）等名、而有住吉大神。況同時所顯、志加海神社、振古亦在筑前、則小戸橘之檍原屬筑前國決矣。私記及宗砌說有故而已。此說によりて考見侍るに、筑前國糟屋郡に立花といふ所あり。その所に山あり。三の峯高く峙ち、諸木翠を積で勝景類なき山なり。則是をも立花山と云。九國往還の海上よりよく見ゆ。其南二里、席田の郡に青木邑有。是より住吉大神の社は一里餘有。又早良郡姪濱村の海邊に、小戸といふ所あり。（此所よりも、立花山をはるかに見渡すなり。）其所に小社あり。村民今は小戸の地藏といへども、本は伊弉諾尊を祭れるなるべし。瘧をやめる人など、此神に祈れば必驗あり。其報賽には、木にて刀矛等を作りて奉る。是瓊矛を表せる意にや。又小戸より一里ならずして、海邊近き所に青木といふ邑あり。（志摩郡に屬す。）此村に鄰れる海邊よりは半里にもたらぬ所なり。神原、谷村、女原、今宿などいへる海邊に近き里、古へより皆一村にて、すべてこれを青木村と云けるを、かく五村にわかちしは、いまだ百年にも及ばぬ事とかや。しかれば今宿といへるは海濱にて、小戸より其間近くつゞけり。此邊すべて海のほとりにて、川もあれば、上瀨中瀨などともいふべきにや。又住吉明神、斯香明神なども、此所より二三里がうらに近く鎭座し給ふなれば、小戸の檍原は是をや云べき。是吾鄕國に私して、みだりに說を立るにはあらず。西峯老人の說によりて、我鄕國にある古跡を考へ、暫くこゝに記して、古に廣き君子の折衷を待のみ。凡住吉大神は、神代より、すでに筑前にしづまりまし給ふ事顯然たり。（衆邦百首の註にも、住吉の本社はつくしにありとしるせり。）神后をしへのきゝに祭り給ひしも、此所にての事なるべし。さればこ

そ釋日本紀に、此神の荒御魂は筑紫にあり。但和魂は猶墨江にあるのみ。皇后をしへのまゝに、これを祭り給ふとあれば、此神もと筑前の小戸にあり。神功皇后初て攝津國墨江にうつし給ふとあり。袖中抄等の説同レ之かゝる説を以て考へ見侍れば、那珂郡の住吉の社は、神代より鎮座の地なる事ます〳〵明かなり。延喜式神名帳に、筑前國那珂郡住吉神社三座並名神大とあり。此那珂の住吉の御社、今は村の中にあれども、其二三町前は川にて海潮通ず。殊に八十年前つかたまでは、當社の下の方、遠干潟にて海水さしいりけるとかや。其所今皆田となれり。されば宗祇法師が筑紫紀行にも、住吉の松の海邊さかけり。御宮所物ふりて、誠に幽寂なる靈地なり。御社は西にむかひて、ながく異賊降伏のちかひをしめし給ひ、四のほとりには松の緑ときはにして、御代の久しかるべきためしをあらはせり。此社の神官佐伯昌助といひしもの、故有りて治承三年伊豆國に配流せらる。此時兵衛佐源頼朝卿も、彼國に流されおはしければ、なれしたしまれけるにや、昌助が弟住吉小太夫昌長、治承四年七月廿三日頼朝のもとに參る。又此日永江藏人大中臣頼隆も同じく頼朝に初參す。これは伊勢大神宮祠官の末なりとぞ。此兩人は兼てより源家のために、各其志ふかゝりし故に、その芳志をも謝せられ、又は祈禱のために門下の祇候をゆるさるとなん。同年八月十六日、昌長天曹地府の祭を奉仕し、頼隆は千度祓をつとむ。頼朝みづから鏡を取て昌長に授給ふ。是は明日の合戰の利運を祈らるゝためなり。はたして翌十七日、山木判官兼隆を輙く討取給ふ。昌長が事、猶東鑑第一巻に詳なり。是頼朝義兵を起し平家を討給ふの始なり。是より彌頼朝の勢さかんになり、つひに朝敵を滅して、天下兵馬の權を取給へり。されば神明不測の感應ここに有がたく侍らずや。神功皇后は、天照大神、住吉大神の御教に随ひ

て、三韓を打從へ給ひ、頼朝も天照大神住吉大神にいのりて、つひに天下を草創せらる。是のみならず、足利尊氏九州に下り、此神をいのり祭られしが、偶然の幸にて、程なく九國を平らげられしを神助とや思はれけん、多く神田を寄附せられける。其文書等猶神職の家にとゞまりぬ。其外古より傳りたる願書寄進狀等に、筑前一宮住吉と侍り。今は箱崎宮を以て一宮とすといへども、昔は住吉の社一宮なりし事分明なり。此社より博多津へは行程四五町許あり。いにしへは定りて博多にもろこし船つきしかば、諸國の船も來りつどひしが、此御神はことに船を守り給ふといへるにより、諸人の信仰もあつく、もとより神領も多く侍りしにより、御社も宏麗に、祭禮もさかんなりしとこそ聞えしが、世くだり、國のみだれ年久しく、博多は戰爭のちまたとなりし故、祠官も所をさり、神田は人にかすめられ、社もあれはてゝ、祭禮を勤

るものさへなかりき。そのかみは年ごとの正月七日に、鬼平の祭とて、人を捕へて鬼とし、是を追うちて、終りに石柱にしばり付置事侍りき。是驅儺の遺意とかや。今は其事絶ぬれども、石柱猶殘りて社前の右の方にあり。二月七日御田種の祭あり。三月三日には潮下の祭とて、神輿大筑紫今の福岡城の北の方をいふ。まで御渡ありて、今泉村住吉より行程半里にちかし。の浮殿若宮大明神豐玉姫の社也。に一宿し給ひ、翌日本宮に還御なる。六月晦日には、那珂川にて御祓祭あり。八月四日新嘗祭あり。九月十二日は恒例の大祭として、十二日より神輿博多の菅聖女社下照姫也。に御渡ありて、一宿し給ひ、翌十三日流鏑馬あり。その日還御なる。此時伶人音樂を奏して、神輿に陪從し奉る。其道筋の橋を音樂橋とも、又は管絃橋とも名付侍る。十一月七日には歩射祭あり。此日放生をも取行ふ。此外年中の祭禮猶多し。祠官百五十餘人ありて、これを執行せしとなん。しかれ共亂世に

及て、かゝる儀式も絶はて、やうやくむかしの名殘さて、管絃橋、浮殿、猶其かたばかり殘りぬ。九月十三日には祠官村人打つどひ、御饌をそなへ御酒をさゝげて、それとばかりなる祭を取行ふのみなりしを、慶長五年黒田氏源朝臣長政國主となり、社頭のおとろへゆくを歎きて、宮司に金銀を多く給はり、林木を寄進し、神殿を新にせらる。又近き比國主より祭田をよせ


筑前國住吉社之圖

社を修理し參らせられしかば、祠官のともがらよろこびあひ、國人のうやまひもいやまし侍りぬ。

續日本紀に、聖武天皇天平九年四月に、新羅國我國に無禮なりし故、伊勢神宮、筑紫住吉などへ勅使を遣して、其よしを告給ふ事侍り。しかればいにしへは朝廷より殊にあがめさせ給ひしと見えたり。又三代實録に、清和天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國無位住吉神に、從五位下を授給ふと見えたり。○此御社の事、此書において切要ならずといへども、住吉大神は、神后の殊に尊崇し給ひし御神なる故、那珂、豐浦、墨江の三所共に、其故實のかたばかりを書つらねて、茲に記し侍る。

其後神后、吉備臣の祖、鴨別を遣して、熊襲をうたしめ給ふに、浹辰を經ずして、みづから服ぬ。又荷持田村に羽白熊鷲といふ者あり。

筑前國夜須郡に、野鳥村といふ所あり。其村の上に古所山（又古處岳共云。）とて、嶮難奇絶の高山あり。一夫嶮を守れば、萬夫も當り難しといへるも、かゝる所なるべし。近世秋月氏城をかまへし所なり。是則羽白熊鷲が住し所といへり。

その人となり、强健にして、又身に翼ありて、能飛高く翔る。（これその强健なかたごろ詞なるべし。）こゝを以て皇命にしたがはず、つねに人民をおかしかすむ。神后熊鷲をうたんとおぼしめして、橿日宮より松峽宮にうつらんとて發行し給ふ。時に飄風忽に起りて、神后の御笠を吹おとしぬ。故に時の人其所を名付て御笠と云。（御笠郡の號こゝにおこれり。）終に松峽宮に至りて、しばらくおはしましける。

古傳の說にいはく、神后の御笠を飄風吹ちらして、林中におちけるが、樹上にとゞまりて地におちず。故に其所を名付て御笠の森と云。（御笠郡山田村にあり。）此森の下にも神后を祭り奉る。古歌に御笠森の神とよめるは是なり。

○松峽宮の舊址は、夜須郡栗田村にあり。其山中に今も松尾と云所あり。又神后の御陣所と云傳へし所あり。此所にも神后の御社あり。八幡大神住神大神相殿にまします。（社說に村上天皇、天德四年に鎭座ありと云。）其邑の上なる高山をめくばり山と云。神后こゝに上らせ給ひ、四方を見めぐらし給ふ故に、此名ありとなん。

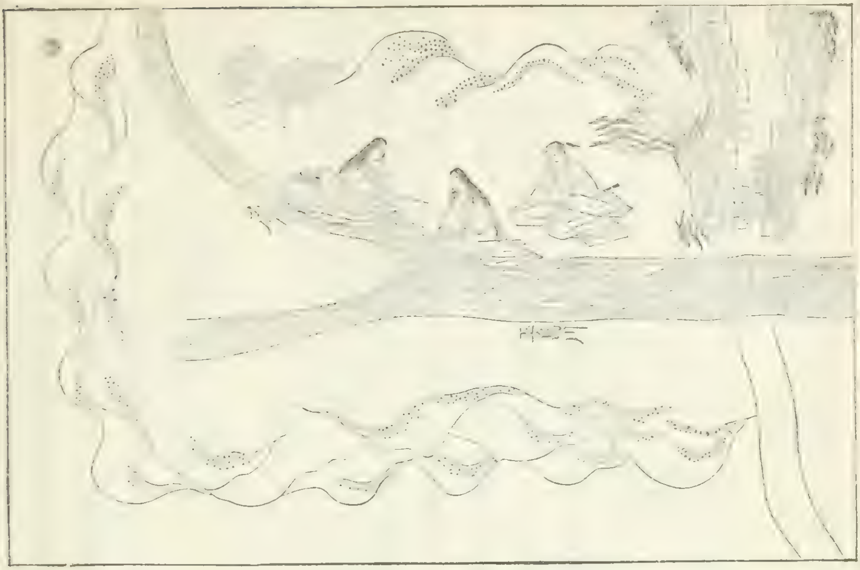
同月廿日、層增岐野にいたりまし、則兵を擧て、羽白熊鷲を擊て、これをころし給ふ。層增岐野は、筑前國怡土郡雷山にあり。今も其所を層增岐岳と云。（此山上に廣き野あり。大なる芒の生ずる所なり。是即層增岐野なり。）夜須郡と怡土郡とは、東西遙に隔れり。されども夜須郡にては軍勢集らず。熊鷲を討給ふ事かなひがたくて、怡土郡に歸り給ひしにや。殊に伊覩縣主は、最初に歸服せしものなる故、こゝに來り軍衆をあつめて、再び夜須郡に赴き、熊鷲を討給ひし

なるべし。さればここそ層増岐野に至り、兵を擧給ふとは侍るならし。社家の傳説には、神功皇后此層増岐岳に登り給ひて、天神地祇を祭り給ふ。かかる故に今も猶天神七代地神五代の惣社とて、小き叢祠殘れり。是を上宮と云。又雷村の上なる社を中宮と云。此社には中殿に雷神を祀ひ、左は高祖明神彦火々出見尊なり、神功皇后、右殿に住吉八幡の二神を祭れり 聖武天皇深く佛法に歸依し給ひ、諸國の大社に宮寺を建られしとなん。其時此所にも宮寺を建立し、丈六の觀音を安置し給ひける 又村の下なる社を、笠織權現と云。是則下宮なり、何も神功皇后の祭らせ給ひし御神とかや。神后の旗竿を切させ給ひしとて、竹の林あり、又雷村の麓、高野といふ支邑に、神后の御腰を掛給ひしと云傳へたる白石あり。徑五尺五寸、高二尺許あり。其宅の農夫、此石の上に茅屋を作りて崇おきぬ。又神后の雷山より下りていこはせ給ひし所を、御坂の里と云。

神后左右に謂て、從鵠を取得て我心則安しと宣へり。故に其所を號て安といふ。夜須郡の號こゝにおこれり。同廿五日山門縣にうつりまして、則土蜘蛛田油津媛をつみなひ給ふ。神武天皇の御代にも、土蜘蛛と、いふものあり其人つねに穴中にある故、賤しき號を賜りて土蜘蛛と云ふとし、釋日本紀に見えたり。田油津媛を土蜘蛛といへるも、賤稱なるべし。時に田油津媛が兄に、夏羽と云ものあり。軍を興し迎へ來る。しかれ共その妹のころされぬる事を聞てのがれぬ。

山門縣は筑後國にあり。此所より肥前國松浦縣の邊は北にあたれり。故に下の文にも、北の方肥前國松浦縣に至り給ふとしるせり 筑後國にも神后御經歷の舊跡多し。御井郡高良山のほとりにも、三韓を征し給ふ前かた、陣をはらせ給ひし所とて、錦旗を建られしと云遺址あり。

夏四月三日、北の方なる火前國松浦縣にいたり、玉島の里の小川の側にて進食し給ふ。こゝにおいて神后みづから針を勾て鉤をつくり、粒を取て餌とし、裳の糸を取て緡とし、河中なる石の上に登り給ひ、鉤を投て祈りてのたまはく、朕西の方財の國を求めんとす。もし成事あらば、川魚鉤をくへとて、竿を擧給ひしに、すなはち細鱗魚を得給へり。時に神



后希見物なりとのたまひしかば、時の人其所を名づけて梅豆羅國といふ。今松浦といふは訛れり。是を以てその國の人、四月上旬に至る毎に、鈎を以て其河中に投て、年魚を取事今において絶ず。たゞをのこはつるといへども魚を得る事なし。

玉島の里は、松浦郡濱崎の驛より南の方、半里許にあり。玉島川其前にながれ、濱崎にいたりて海に入る。此川玉島の里のほとりにては兩派ありて一派は七山といふ所の上より流來り、一派は平原村と云所の上より流出。此平原村より流來る川は、七山より流出る川より小し。故に日本紀にも是を小川といへり。（今も其川を小川といふ。）玉島里の下にて、二川合て一になりて流る。小川の側に神后の年魚を釣給ひし所あり。始は其所深淵なりしが、近き比洪水出し時、沙土うづまりて淺くなりぬ。其河中に方三尺ばかりなる石あり。是なん神后の上りて魚をつり給ひし石ならん。又里人の說には、其川

岸に方七尺許なる大石あり。民俗是を紫石と云。則神后のあがりて年魚を釣給ひし石也と云。其石ある所の道の側なる林の中に、神后を祭れる小社あり。是進食し給ひし地なるべし。（村の中小山の側にも、神后の小社あり。里の名なり）是則此玉島川の年魚に、他所の年魚にかはり、鱗多く吻黄にして、味甚美也。（玉島川にて釣魚女子等のよみし歌、萬葉集第五巻に見えたれば、後世にも女子年魚をつりしならん。今は其事なし）

○筑前國怡土郡に小倉山といふ所あり。其山上に熊野三所の御社あり。これ又神后の登臨し給ひし所といへり。一貴山といへる所にも（怡土郡也。小倉山にちかし）むかしは社ありて、是も神后の祈らせ給ひし神なりと云傳へ侍れども、亂世に社も燒失し、再興する人なかりしかば、今は名のみ殘りて、荊棘途をふさぎ、さながら狐兎のすみかとなりぬれば、そのかみいづれの神を祭れりと云事をしらず。いとほいなき事にこそ覺え侍る。神后又高祖邑にいたらせ給ふ。（怡土郡の内也）此所は在大汝田見貴鎮座の地なり。

此神にも幣帛をさゝげて祈り給ふ。然る故に此社にも後世に至りて、右に神功皇后、左に比咩神を合せ祭り奉る。御宮は乾にむかへり。是異敵降伏のためなりとぞ。（三代實錄に、陽成天皇元慶元年九月廿五日、筑前國正六位上高磯比咩神に從五位下を授奉るとあるも、此所の事なり）高祖邑の隣村に染井山と云所あり。熊野三所權現を祝ひ祭る。社説に云傳ふるは、神后此所に臨幸ましく／＼、神井のほとりに來り給ひ、異國をうたんに勝事を得べくは、此鎧緋色に染るべし。戰利なからんとならば、もとの色たるべしとて、白糸の鎧を井水にひたし給ひければ、忽緋色に染りけるとかや。これより其井を名付て染井と號す。（其井今猶かたばかりに遺れり）その染給ひし鎧を、山の上なる松の樹にかけてほし給ひける。其松を鎧掛の松と名づけ、近世まで大木有しが、今は枯てなし。又その松の有し側に、緋おどしの石とて大なる石あり。（長五尺、闊二尺許あり）神后此石上にのぼらせ給ひ、鎧を其松に掛給ひし故に、緋威の石と云。又

社の上の山に、旗染松とて大なる松あり。其木の本五圍あり。枝葉しげり、うるはしくて、群木に異なり、枯枝なくして、弱樹のごとし。是は神后旗を染て、此木にかけてほし給ひし故に此名ありとぞ。

○生松原は、早良郡にあり。古說に云傳ふるは、神后こゝを通らせ給ひし時、御手づから松の枝を折て、逆さまに地に挿み、吾もし財の國を得べくば、此松いくべしとのたまひしが、其松おひしげりしかば、世の人其所を名付て、生松原といへり。此松原の中に神后の御陣所なりしと云傳へし所あり。其吉例をおもひて、秀吉公も朝鮮征伐のため、肥前國名護屋にくだり給ふ時、此所に陣し給ひしとなん。神后のさゝせ給ひし松は老木にて、そのかみにかれたりとかや。宗祇法師が筑紫紀行にも、いきよとてさし給ひけん松は、はやく朽て、その根と人まもりにかけしなどかたるも。むかし戀しきもよほしなりと侍れば、すでに久しき事になん侍る。宗祇法師文明二年に筑紫に下る。元祿二年まで二百十九年になりぬ。

すでにして神后、神の救の驗ある事をしろしめして、更に神祇をいのり祭り、みづから西をうち給はんと思しめして、神田を定て佃せらる、時に儺河今那珂河と書。筑前國那珂郡のかみ、五山と云所より流れ出て、博多にいたりて海に入る。の水を引て、神田を潤さんとおもはせ給ひ、溝をほらせらるゝに、迹驚岡に及で、大磐ふさがりて、溝を穿す事を得ず。神后是を見給ひ、武内宿禰をめして、劍鏡をさゝげ、神祇にいのりましして、溝を通さん事を求給ふ。時にすなはち雷電霹靂して、其磐を蹴裂て水を通さしむ。故に時の人、其溝を名づけて裂田溝といへり。

迹驚岡は、那珂郡安德村にあり。中比原田氏、大藏姓種直が五代の祖、種資が時より此所に居宅をかまへて住せし故、其邊の村民等、御所原と稱せしとかや。今に至て猶しかり。種直が時此所に安德帝を奉じ來て、行在所となし奉る。今に至まで、村の名を安德といふなり。此岡は村より高き事八九間、其廣さは東西百八十六間、南北百五十間許あり。其上の平なる事、恰局の面のごとし。誠に希世

の地なり。其東の岸下に裂田溝あり。其邊に大岩を切ぬきたる所あり。誠に人力のたやすく及べき所にあらず。又其溝のわきに小社あり。是も神后を祀ひ祭る。今は村民誤て、地藏と云。迹驚岡の西南に山田村あり。此所より溝を通し、那珂川の水をひきて下なる田にそゝぎ、神田をつくらせ給ひし也。今に至るまで此溝の流水にて、數村の田地をうるほせり。この故に山田村にも神后の御社あり。こゝにては伏見大明神と申す。伏見の御香宮と同神なれば、かく稱するにや。

神后かへり給ひて、橿日浦にて御髪を解きて、海に臨てのたまはく、吾神祇のをしへをうけ、皇祖の靈を蒙り、滄海をわたりて、みづから西を征せんとおもふ。こゝを以て今頭を海水にすゝぐ、もし驗あらば、我髪おのづからわかれて兩になれとて、則海にひたしてすゝぎ給ふに、御髪おのづから二にわかれぬ。

香椎宮の西濱、男といふ所の濱（是即橿日の浦也）より八九町許沖に大岩あり。是を御島と云。則神后のいたり給ひて、御髪をすゝがせ給ひし所なり。昔時は岩島にて、其上に御島大明神の社あり。今は島くづれて、石少のこれり。古より此所にて雩するに、必靈驗ありと云傳へたり。

神后すなはち御髪を結分て髻とし、因て群臣に謂てのたまはく、それ師を興し、衆をうごかすは國の大事なり。安危成敗、必こゝにあり。今征伐の事を以て群臣にさづけなんに、もし事ならずば、罪群臣にあらん。是はなはだいたましき事なり。故にわれ婦女にして又不肖なりといへども、しばらく男貌をかりて、强て雄略をおこし、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助によりて、兵甲をふるひ、嶮浪をわたり、艫船をとゝのへて、以て財國を求む。もし事ならば、群臣共に功あらん。事ならずば、われひとり罪あらん。すでに此意あり、それ共にはから

へさありしに、神后異國を伐せ給ふに、諸臣を遣し征し給ひて、もし其功なくば必是を罪し給ふべき法也。此事ないたませ給ひ、女君の御身こして、はるぐの海路をしのぎ、みづから敵國に赴き給ひ、殊に諸臣に命じ給ふに、事ならば臣の功也。事ならずば上一人の罪ならんこ示させ給ふ事、誠に仁慈のいたり、神聖のみことのり、めでたき金言なり。始終臣民の信服し、忠を盡し奉れる事、皆其誠の感ずる所ならし。群臣皆申さく、皇后天下のためにはかりまし、宗廟社稷をやすくせさせ給ふ所なりとて、頓首で詔を奉る。秋九月十日、諸國に令して船舶をあつめ、兵甲を練らしめ給ふ。

古傳の説に、神后此時長門國厚狹郡船木山にて木をきらせ此よりて其所を船木山こいふ。豐前國宇佐郡和間濱にて四十八艘の御船を作らせ給ふといへり。和間濱の近所入江こ云所に、此時御船をつながれしこ云傳へたる大石今にあり。又其ほこり花がはなこ云所に小社あり。是は神后の御船の花を納られしこて、神に祭るこ云し。此時新造の船の事を、世俗聞あやまりて、神后異國におもむかせ給ふ時の軍船の數をも四十八艘こは云なるべし。

○本朝文粹に、弩は神功皇后の思ひをめぐらして、始て造らせ給ふとあれば、此時の事にや。

○筑前國夜須郡中屋郷に、砥上村こ云所あり。村老の説にいはく、神功皇后諸國の兵卒を先づ此所にあつめ給ひ、中宿なりとのたまひし故に中屋といふ。諸國の兵卒なば、先此所までしあつめ給ひて、出陣し給ふ時、香椎にはまねき給ひしなるべし。大己貴命の社も夜須郡にあれば、此所に兵卒をあつめ給ひし事さもあるべし。兵卒に命じて、劒戟をさぎみがゝせ給ふ故に、其所を名付て砥上といふ。山上に甲石、からうと石などいへる石あり。是も兵器を練によりての名なるべし。此所にも神后の御社あり。御宮居は南に向へり。中殿に神后をあがめ祭り、東の間に住吉大神、西の間に八幡大神を合祭り奉る。是を中つ屋三社明神と號す。攝社に若宮八幡宮あり。九月廿四日定れる祭日なり。

時に軍卒つごひがたし。神后の宣く、これ必神のみこゝろならんとて、則大三輪の社をたてゝ、刀矛を奉りいのり給ひしかば、軍衆おのづからあつまる。

筑前國風土記にいはく、氣長足姫尊、新羅をうたんとして、軍士をひきゐて發行ましくけるに、道中にして多く遁歸る。時に其よしを占ひ求め給ふに、則祟る神あり。名を大三輪の神といふ。こ

の故に此神社をたて、祝祭り、つひに新羅を平らげ給ふ。（釋日本紀に引之、）延喜式神名帳に、筑前國夜須郡於保奈牟智神社一座とある是也。此御社は夜須郡彌永村にあり。則神后の立給ひし地なりと云傳へたり。（いつの時よりか、東の間に天照大神、西の間に春日大明神を合せ祭り奉る。）今は大神大明神と號す。御社は村の東、小高き所にありて南に向へり、九月二十三日祭禮あり。

○古傳の說にいはく、此年九月十三日、神后城山（太宰府の西北にあり。）にのぼりまして、大鈴を榊の枝につけ高くふり、天神地祇に請て、輙く三韓をしたがへ給はん事を祈給ふ

○宗像郡にまします胸肩大神は、田心姬命、湍津嶋姬命、市杵嶋姬命の三女神にして、澳島、大島、田島邑の三所に鎭座し給へり。神名帳に所謂、筑前國宗像郡、宗像神社三座（並名神大）是なり。天照大神、素盞嗚尊と誓約し給ひける時、うまれ給ひし御神也。天照大神此三神を以て、筑紫洲に降りまさしめ、因て教て、汝三神は宜く道中に降りまして、天孫を助け祭り、天孫のためにいつかれよと給ひしとかや。しかれば神代より此所にしづまりましましける御神なり。げにも天照大神の御子にして、靈威ことにいちじるく、神德至てたふとき御神にて、ここに女神なれば、神后とりわき此神を祭りて、異國を輙く隨へ給はん事を祈り給ひけるが、果して冥助殊に新なりしとかや。さればにや貞觀十二年二月十五日、宗像大神へは告文の中に、我皇大神波掛毛畏支大帶姬乃彼新羅人乎降伏賜時爾相共加力賜天我朝乎救賜比守賜奈利と見え侍る。（三代實錄に出たり。）

○豐前國風土記にいはく、田河郡鏡山は、郡の東にあり。むかし神功皇后此山に上りて、遙に國形を見そなはし給ひ、勅祈してのたまはく、天神地祇我が爲に福を助給へとて、則御鏡を用て此所に安置し給ふ。其鏡化して石となりて、此山中に

あり。詞林采葉抄に引之田河郡に鏡山といへる村あり。其所の上の山に、横二間、長三間ばかりなる大石あり。其色黑青く、奇妙なる石なりとかや。是ぞ則鏡石ならん。古歌に

豐國の鏡の池の鏡石
かくれもせじなあらはれもせじ

（鏡山に珠寶寺の池とてあり。是や鏡池ならん。）

こゝにおいて吾瓮の海人筑前國糟屋郡の海中に阿部島と云島あり。名所なり。此所則吾瓮なるべし。今は藍島と稱す。烏摩呂と云ものをして、西の海に出て、國ありやと見せしめ給ふに、歸り來りて國も見えずと申。又磯鹿是今那珂郡の志賀島の事なるべし。の海人名草を遣して見せしむ。日數を多く經てかへりまゐり、西北の方に山あり、帶雲横に絙る、うたがふらくは國あらんと申せしかば、則吉日を卜て、出陣の日を定め給ふ。時に神后みづから斧鉞を取て、三軍に令し給ひしは、金鼓辨なく、旌旗たがひ亂れなば、士卒整はじ、財をむさぼり、欲多く私を懐き、內顧せば、必敵の爲にとらはれなん。其敵少くともあなどる事なかれ。敵多くとも屈する事なかれ。奸暴をばゆるす事なかれ。自服はんをば、ころす事なかれ。戰勝ものには賞あらん。そむき走らんものは罪せんとのたまふ。此軍令、その詞約にして、其理至てふかし。孫吳が權變にもこえ、おそらくは聖人の兵を用ひ給へる周官司馬の法も、これにくはゝる事あるべからず。すぐにして、神をしへてのたまはく、和魂は皇后の玉身にしたがひて壽命をまもらん。荒魂は先鋒として、師船を導んと。神后すなはち神の教を得て拜禮し給ひ、よつて依網吾彥男垂見を以て、神主として祭らしめ給ふ。此神は即住吉大神なり。荒魂は陽靈、和魂は陰靈、陽はつよく、陰は柔也。故に荒とは剛强のこと、和とは柔和のことなり。和魂はとゞまりて玉體をまもり、荒魂はすゝんで師船を導んとなるべし。

古傳の說にいはく、神后三韓をうたせ給ふ時、そのかみ檍原にて化生し給ひし九神、おの〳〵鎮護せさせ給ふ。先住吉大神は、神后の御身をまもらせ給ひ、又軍の先鋒として、師船をみちびき給ふ。斯香明神は、御船の舵をまもり、海上しづか

にして、波風おだやかならん事をまもらせ給ふ。八十枉津日神、神直日神、大直日神は、軍衆を警固し、其勇氣をふるはしめ給ふ。（異國御退治の時、此九神ならび〻神力をそへ給ひしと云事、神代卷抄にも記せり。）神此八十枉津日神、神直日神、大直日神は、筑前國那珂郡、福崎筑紫石のほとりに鎭座し給ふ。（福崎今は福岡と云。此所もと海にて志賀島に相對し、住吉村に隣りす。筑紫石は今城濠外湟の中及市人の宅のうちにあり、大なる石なり。）其軍衆を警固し給ふにより、神號を警固明神と仰ぎ、其社地を警固村といふ。此神今は那珂郡藥院邑小鳥神（鍵角身之命也。）と相殿にましまします。神后八幡も同殿にいはひまつる。慶長の始、福岡の城を築かれし時、こゝに遷座し給ふ。（世に云傳ふるは、志賀明神を阿曇磯良丸と號し、海中に久しく住給ひしか、綱螺石花の諸の藻蟲など、其身につけて居給ひたりしに、神后神樂を奏してこれをまねき給ふなどいへる俗説、始て太平記に見えて、其後妄人まゝ〻附會し、つひに其虚誕なる事をしらず。俗説は或に如此なりとおもへるはうるさし。阿曇磯良丸といふは海人の名にして、志賀明神の號にはあらずとかや。）

○糟屋郡若杉山に（香椎より二里許巽に在。）太祖權現を祭れる社あり。これは伊弉諾尊を崇奉る所なり。我國を化成し給ひける御神なれば、太祖とはいへるなり。

神后此御神にも三韓をうち給はん事を祈らせ給ひ此所の杉をわかちて香椎にうつし種させ給ふ。故に其所を分杉といふ。後に訛て若杉と稱す。（此社にも、神后八幡を相殿に祭り奉る。）此時まさに神后の開胎に當り給ふ。よつて神后石を取て腰に挿て、祈てのたまはく、事おもりて歸らん日、茲土にうまれ給へと。その石今伊都縣の道邊にあり。

萬葉集第五にいはく、筑前國怡土郡深江村子負原（筑紫風土記には、子饗原、兒饗野などゝかけり。）海に臨める丘の上に二石あり。大なるは長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、（筑紫風土記に、長一尺二寸、周一尺八寸、又一説に長一尺二寸、大さ一尺、重四十一斤、此二説共に釋日本紀に引之。）小きは長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、（筑紫風土記には、長一尺一寸、周一尺八寸、又一説に長一尺一寸、大さ一尺、重四十九斤、此二説共に釋日本紀に見えたり。）並に圓形にして鷄子のごとし。その美好なる事勝て論ずべからず。所謂徑尺璧これなり。（或云、此二石は肥前國彼杵郡平敷石なり、當時に占てこれを取。）深江の驛家を去る事

二十許里、近く路頭にあり。公私往來するもの、馬より下て跪き拜せずと云事なし。古老相傳て曰、むかし息長足日女命、新羅國を征伐し給ふ時、此兩石を用て、御袖の中に著て鎭懷とし給ふ。長歌有畧之。筑前國風土記に、其石を號して皇子產石といふ。今訛て兒饗石といふとあり。釋日本紀に引之。八雲御抄には、件の石を、くしみたまといふと侍り。萬葉集の長歌にも、此くしみたまとよめり。子負原は今の深江驛家より十餘町許西にあり。萬葉集に、深江を去事二十許里とあるは、二里なるべし。六町を一里とするなり。これ傳寫の訛り、聞ものゝ謬ならし。此所にも貞享二年に村民等八幡の御社をたてゝ、今八幡と號す。右の二石は、天正の比盜人の取てなくなり侍る。可惜の物なり。今八幡の神殿に丸き石を用ゆ。是鎭懷石なりといへど、寸法など萬葉集、風土記の說にたがひぬれば、信ずべからず。

○神祇靈應記にいはく、神功皇后、應神天皇をはらみ給ひ、御腹大きにして御鎧のわき合ざりしかば、高良大明神御鎧の草摺を切りて、御脇のあきたるにあて申されけり。それより鎧の脇楯は始まれり。

○古傳にいはく、神后三韓におもむかせ給ふ時、御手に多羅樹の眞弓、八目鏑を持給ふ。弓をいたらしと云事は、是よりはじまれり。按ずるに、もろこしの書、多羅木を以て日本の土產とせり。しかれども、みたらしは御とらし也。手にとる意、其說日本釋名に詳なり。多羅樹の說はあやまりなるべし。

○古傳にいはく、神后三韓にわたらせ給はんとて、香椎の西なる黑崎と云所より御船にめさせ給ふ。此時御軍に從ふつはもの共を簡閱せしめ給ひ、各其名をしるして後、船にのせ給ふ。故に後世其所を改め名付て名島と云。神后又此所にして宗像三神を祭り、波風おだやかにして、つゝがなく大洋をわたり、たやすく異國を從へ給はん事を祈給ふ。故に後代此所に三女神の社をたて、崇め奉る。今の世には訛て辯才天と號す。按ずるに、最勝王經に云、辯才天爲閻浮之長姉、又云在坎窟及河邊。此說によりて、日本にて水邊にしづまります神、及女神なれば、浮屠氏多くは辯才天と習合す。たとへば安藝の嚴島神は、市杵島姫命なるを、辯才天とし、又近江の國竹生島神は、神系圖には媛蹈鞴五十鈴媛命とし、又審鎭要記には、天鈿女命とあるを、辯才天と稱するがごとし。

○俗傳の說に、此時御船四十八艘、軍兵一千三百七十五人といへり。（異國の大敵を征し給ふに、わづか四十八艘の舟ばかりにては渡らせ給ふべからず。或かの舟木山の木にて造れる艘、四十八艘といへるを、惣數と云あやまれるにや。俗說殊にいぶかし。日本紀に旌旗日にかがやき、笛鼓山川を響かしいたれると見えたれば、舟の多き事しりぬべし。太平記には、樓船三千餘艘にてこぎわたらせ給ふと書たり。實說にちかしといへども、其據をしらず。）

○筑前國風土記にいはく、皇后新羅に幸し給ふ時、御船夜來て糟屋郡資河島に泊り給ふ。（今は那珂郡に屬す。）陪從の中に、大濱小濱と云ものあり。皇后則小濱に勅して、此島に遣して火を求しむ。求得て早く來る。大濱（思ふに神帝紀に阿曇連祖大濱宿禰とあるはこの人ならん。）問ていはく、近く家ありや。小濱答ていはく、此島は打昇濱と近く相つらなれり。殆同地といふべし。是によりて近島といへり。今訛て資河島といふ。（釋日本紀に引之。）志賀島にたなの濱といふ所あり。神后こゝに泊らせ給ひし時、船棚をかこはれし所と民俗云傳へたり。

○筑前國志摩郡岸浦の海濱に、住吉明神の御社あり。社說にいはく、神后三韓にわたらせ給ふ時、此所にして花を懸て住吉明神をいはひ祭り給ふ。故にこの所にては、花懸大明神と號し奉る。（神后も相殿にまします。岸社傳說。）其後肥前國松浦の沖にて、軍衆をあつめておの〳〵宴饗を賜ふ。故に後人其所を名付て神集島と云。宴饗ありし時用給ふ。土器をすてられし所を上器崎と云。（託宣集の說。）壹岐島におしわたらせ給ひ、壹岐郡勝本浦につかせ給ふ。（御歸陣の時も、此所につかせ給ふ。故に勝本浦の名あり。）又御船をすゝめて對馬島にいたり給ひ、下縣郡豆酘鄉の豆酘村の南につかせ給ひ、（豆酘村は、對馬の西南の出崎なり。）此所に行宮をたてゝしばらくおはしましける。（故に後人こゝに御社をたてゝ、ゆきい宮と云。近世は文字の音をとなへて、ぎやうぐう權現と云。御社は午未に向てたてり。）御船の中よりして、御產のもよほしおはしければ、陸にあがらせ給ひて、白石に御腰をひやされ、產期の延なん事をいのらせ給ふ。其石今猶府中（下縣郡與良鄉の東なり。）の西の山下にあり。此石地上に出る事六尺許あり。地中に入事は甚ふかしと云傳ふ。方一尺三四寸許にして、柱の立たるが如し。

神后の御腰をひやし給ひし石なればとて、今に至まで諸人崇敬せり。其後又府中より御舟を出されけるが、其日雷雨甚しく、風波あらかりしかども、御船恙なく、與良郷の紫瀬戸に着給ひ、かの瀬戸の西岸にて海神を祭り給ふ。紫瀬戸は、與良郷の東北にあり。此瀬戸の海中に紫藻多く生ずる故、紫瀬戸と號す。又住吉の神社ある故に、住吉瀬戸ともいふ。こゝを以て此所にも社をたて、住吉大神を祝奉る。後世に至り、與良郷の東鷄知村に住吉の神社を建立し、瀬戸の社の神珠の鏡をうつせり。神名帳に所謂、下縣郡住吉神社名神大是也。瀬戸にも猶小社を存して古蹟をとゞむ。以上對馬舊社傳說。

すでにして、すなはち荒魂を撝て軍の先鋒とし、和魂を請て王船鎭として、冬十月三日和珥津よりたち給ふ。和珥津は對馬島、上縣郡豐崎郷の北なり。今は鰐浦と云。朝鮮への渡口なり。此所より朝鮮慶尙道東萊郡釜山浦まで、わが國の里程四十八里ありといふ。時に飛廉風をおこし、陽侯浪をあげ、海中の大魚ども〳〵うかびて船をさしはさみ、大風順に帆を吹て、浪に隨ひて艫楫を勞せず、すなはち新羅に至り給ふ。此時御船に先だち、潮浪遠く新羅國中におよぶ。是を以て天神地祇の悉く、神后を助給ふ事をしれり。

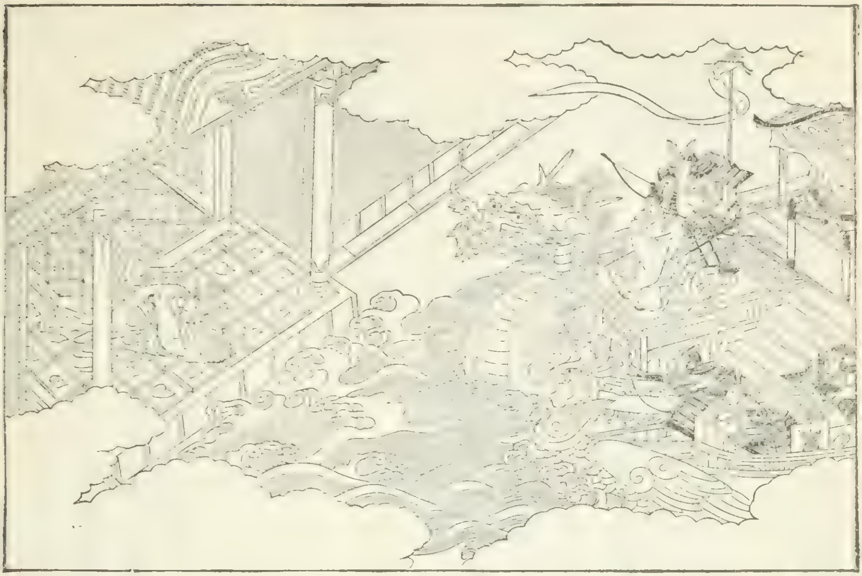
俗說に云傳ふるは、是よりさき神后、乾珠滿珠を海中より得させ給ひしが、此時先滿珠を海に入給ひしかば、海潮遠く新羅國中に及べり。新羅王驚きおそれて、罪を謝せしかば、乾珠を入て新羅を救はせ給ふといへり。釋日本紀には、海潮新羅の宮庭に滿るといふについてこれを思ふに、此瓊をもたしめ給ふか。しかれども慥なる所見なしといへり。さればかくの如く中頃より神功皇后、乾珠滿珠を以て三韓の軍兵をなやまし、終におもひのまゝに勝利を得給へりと云說いできぬ。是大なる謬也。神代に彥火々出見尊、潮滿瓊、潮涸瓊を以て火酢芹命を從へ給ふ事あるを、訛て神功皇后の御事と云なせり。彥火々出見尊の御事は、神代卷に詳なれば、こゝに贅せず。しかれば、いかなる

故に、彦火々出見尊の御事を以て、神功皇后の事となし侍るかと尋探るに、攝州住吉は神功皇后の過化存神の靈地なり。又其地元來神代の、潮滿瓊潮涸瓊の出たる神島なり。故に住吉に玉出島あり。是極て深秘の事なれば、名寄などにも、これをしらずして、玉出島を以て未ㇾ勘ㇾ國の名所とせり。津守國平が歌に

君がため玉出の島にやはらぐる
ひかりの末は千世もくもらじ

後に彼二珠をば、泉州境ノ伋乞池に納められたり。宿院に在 故に境に如意明神まします。是則彦火々出見尊なり。しかれば二珠の出たるも納りたるも、並に住吉近邊の事にして、住吉は又神后の舊跡なれば、かく混雑せり。且神功皇后南海にて、如意珠を得たまふ事あり。前に詳也 かくのごとく相似たる事あるを以て、終に謬て神功皇后の事と取なし侍るなり。又作説に、神后其御妹を龍宮に遣して、乾珠滿珠を乞求めしに、龍神二の玉を獻ぜしと云事、甚謬説なり。是法華經に、龍女寶珠をさゝげて、世尊に獻りし事をしるせるになぞらへ、浮屠氏の附會せし妄説なるべし。殊に神后に御妹のなきにて、其妄誕なる事は、よく辨ふべき事なり。

こゝにおいて新羅王、おぢわなゝきて、せむすべをしらず。則諸人をつどへていはく、新羅の國をたてしよりこのかた、いまだ嘗て海水の國にのぼる事をきかず。もし天運盡て、國すなはち海となるかといひもおはらざるに、艨艟うみにみちて、旌旗日にかがやき、鼓吹聲を起して、山川悉くふるふ。新羅王はるかに望て、非常の兵、まさに己が國をほろぼさんとすとおもひて、おぢおそれて、心まどひぬ。いまし醒ていはく、我聞東に神國有日本と云。又聖王有天皇と云。必其國の神兵ならん。豈兵を擧てふせぐべしやとて、則素旆をあげて、みづからまつろひぬ。素組にてみづからしばれ、圖籍を封て王船の前に降て、よつて以て叩頭ていはく、今より以後長く乾坤と共に、伏て日本の飼部となり、船柁を乾さずして、春秋に馬梳及馬鞭を獻らん。



然方のいはく、此兩種を獻らんと請ものは、新羅王飼部となるの義を表するなり。又海の遠きを煩させずして、毎年男女のみつぎものを貢らん。すなはち重て誓て申さく、東の日更に西にいで、且阿利那禮河西峯翁が曰、鴨緑江を云也。あは鴨の畧語、りは緑の畧語なれば江也。釋日本紀に、江の字たれとよむ。是ながれの畧語ならん。かはは軍語也、朝鮮第一の大河なれば、誓に用ひけるなり。たとへば泰山如レ砺、黄河如レ帯と云誓なるごとし。和泉式部家集に、あかざりし君をわすれぬものなれば、ありなれ川の石はつくとも。の水返て逆にながれ、川の石昇て星辰釋にいはく、大星をみかぼしといふ。となるに及ぶまで、たえて春秋に朝する事を闕き、しのんで梳鞭のみつぎをやめなば、天神地祇、共につみなひ給へと申す。時に或は新羅王をころさんと奏する人あり。神后ののたまはく、初神敎を承けて、まさに金銀の國をさづかりたり。また三軍に號令して、みずから服はんをば、ころす事なかれといひき。今すでにたからのくにを得つ。又人おのづからしたがひまつろひぬ。これをころすはさがなしとのたまひて、すなはちそのゆはひなはをといて飼部とし給ふ。

謹で按ずるに、言を失するは信にあらず。降れるをころすは義にあらず。信義をうしなはゞ、何を以てか國を治めなんや。さればもろこしの白起が已に降るものをころして、諸を萬古にのこし、宋の太祖のために、その祭をたゝれしためしなきにしもあらず。神后或人の請にしたがひ給はずして新羅王を助け給ふ事、有がたき御志になん侍る。抑天下を平にし國ををさむるには、法令を出す事をつゝしみえらび、一たび法令を出しては、みだりに變ずる事なく、民をして嚴に其法令にしたがはしめ、疑ひそむかしめざるを以てよしとす。いはんや軍中の號令は、一たび信をうしなへば、士卒かさねて制法を信ずる事なし。かくあれば、下の心一ならずして、終に破に及ぶ基なり。こゝを以て良將は必號令を嚴にし、賞罰を信にす。一たび法を立て、若そむくものあれば、これを斬て三軍に徇ふ。たとへば孫子が吳王に軍法を教へし時、其寵妃を害し、又秦の商鞅が秦王に法令を嚴にし、國を强する術を敎て、徙木の信を示がごとし。神后號令の變せん事をおそれ給ふも、能兵の道をしらせ給へる故なり。又凡聖王賢君の兵を發し給ふは、服せざる國をしたがへ、罪有ものをこらしめ給はんために、やむ事を得ずして是を用給ふ。いさゝかも人をころすを以て事とし給ふにあらず。それ人は萬物にすぐれ、天地の正氣をうけて生ずる故に、皆是天の子なり。故に天地の人民をあはれみ給ふ理、人の父母の子をあはれむがごとし。こゝをもて、人民をあはれむ者は、天地の御心にかなひ、よろこびにあひて、必福を以てむくひ給ふ。又人民をそこなふ者は、天地の御心にそむくゆゑに、天のいかりにあひて、必禍を以てむくひ給ふ事、たとへば人の子をあはれむ者は、其父母よろこびて、其めぐみをむくひ、人の子をそこなふ者は、其父母いかりて、其あだをむ

くふがごとし。是必然の理にて、古今にしるしおほきためしなり。うたがふべからず。されば古來の猛將勇士も、道をしらざる人は、ひとへに血氣にまかせ、武勇にほこり、あはれみめぐむの心なく、みだりに人を殺す事をのみ好みしもの、多くは其身ほろび、子孫かならず斷絶せし事、唐もやまとも其ためしおほき事、皆割符を合たるがごとし。或先祖の善にひかれ、又は生質あつきもの有て、萬に一も其子まで恙なき事ありといへども、惡名を後世にながし、終には三世ならずして、悉く膲類なく絶うせぬる事、和漢古今のしるす所歷々たり。又近代罪人を斬る事を藝とする人、國々に多し。必其子孫なし。是斬る人につみはなけれども、人をころす事をこのむ心あるは、是天心にたがふ故也。又醫師はきはめて仁術なれど、其技くはしからざるより、早く世に用られ、廣く藥を施せば、人しれず謬て、人壽を絕つ事多きゆゑ、時めきし醫に、子孫絕ぬる多し。皆是天道の殺す事をにくみ給ふ所にして、又かへす事を好み給ふの理なり。古へは仁心によりて、醫をわざとせし人も多しとかや。今ひたすら世わたるわざとするにも、其心術においては、尤仁不仁のたがひ有と見えたり。又古への大將たりし人の中に、止事を得ずして戰をなせども、或敵を和し、戰はずして服せしめ、或首惡を殺して、其下をたすけ、又降れるをゆるし、國人をなで、みだりに殺す事をいましめ、仁心ふかき人は、皆子孫繁榮せり。後漢の鄧禹、宋の曹彬など、將となりて人を殺す事をこのまざりしかば、其仁心の感應にて、累葉顯れ榮え、ながく富貴をたもちしとかや。かくいへばとて佛氏のごとく、みだりに殺生を禁せよといふにはあらず。人を生するの道により、彼世をみだり萬民の害となれる惡逆の人をころして、ひろく諸の民を安んずるは、これ又仁の道なり。さ

れば賞罰を明かにし、善を賞し、惡をこらしめ、大に科あるをつみなひ、小過をゆるして、あまねく人を愛するは、人の上たる道なり。君のために命をかろんじ、敵をほろぼし、邪を去、もろ／＼をやすんずるは、人臣の道なり。しかれ共、不仁にして故なく人をころし、とがなきをつみなへば、必其むくいある事、右にいへるごとし。神后のよく自服するをころし給はざるも、其智明かにして、賞罰の法をしろしめし、仁心ふかくおはしますなり。げに神明の御心も天德とひとしく、人をやすんずるを以て、そのこゝろさし給ふなれば、天道をたつとび、神明をあふがん人は、ひとへに天地神明の御心をうけて、敬て正直仁愛を以て心とすべし。

つひに其國中に入給ひて、重寶府庫を封じ、圖籍文書を取をさめ、即ち神后のつかせ給ひし矛を以て、新羅王の門にたて、後葉のしるしとし給ふ。しかるに其矛うせずして、後世まで新羅王の門に立しとかや。

俗説に、此時神后弓弭を以て、岸岩の面に、新羅國の王は、我國の犬なりと書せ給ふ。彼國の人是を忌て、削れ共消ず。犬追物と云は、此事により始れりといふ。これ又附會の說ならし。

こゝに新羅王波沙寐錦、是即新羅王の名なり。其臣微叱己知人の名也。波珍干岐釋日本紀にいはく、新羅の爵級なり。此國の正三位にあたる。を以て質とし、金銀綾羅縑絹を、八十艘の船に載て、官軍に從へしむ。是を以て新羅王、つねに八十艘の調を日本に貢るは、是其緣なり。こゝにおいて、高麗百濟二國の王、新羅すでに圖籍を取納て、日本に降りぬと聞て、ひそかに其軍勢をうかゞはしめしに、制法とゝのひ、兵勢盛にして、則えかつまじき事を知て、神后の御陣に參て、頭を叩き平伏し、今より以後長く日本に請ひ、年毎に絶えず朝貢すべしといひしかば、その降參をゆるし給ふ。三韓新羅、高麗、百濟を三韓と云、今の朝鮮これなり。すでに

平らぎければ、墨江の大神の荒御魂を以て、國守神とし、鎮め祭り給ひ、大矢田宿禰といふ人を、新羅にとゞめて、鎮守將軍とし、三韓を下知せしめ給ふ。東國通鑑を考ふるに、今歳庚辰の年は、新羅奈解王五年、高句麗の山上王四年、百濟の肖古王三十五年にあたれり（中華にては、後漢獻帝、建安五年にあたる。）東國通鑑には、神后三韓を伐給ふ事をのせず。是其國のために忌ならし。漢ノ永平十六年夏五月、倭侵新羅木出島とかの書にあれば、是よりさきにも、すでに侵伐せしにや。是は景行天皇三年にあたれり。

○神后凱旋の時も、對馬島和珥津に着給ひ、其所に御矛を八ッ殘し置せらる。後世に至り彼矛を神とあがめ、矛大明神と號す。今鰐浦にある妙見の社は、矛大明神の古蹟なりとかや。其後上縣郡、三根郷の佐賀村に着給ひ、此所に御旗を八流殘し置給へり。（佐賀村は三根郷の東にあり。）

仁德天皇四十一年癸丑の歳十一月、神后の神廟を三根郷の西、木坂山に建立し、彼御旗をうつして神躰とす。是則神功皇后の御社なり。其後與良郷の黑瀨村（與良郷の西北なり。）の西の山に城を築かれし時、城の旁に社をたて、彼御旗に着たる鈴のありしをうつして神躰とし、城八幡宮と號す。其鈴今に至て猶二丸存在せるとなん。（黑瀨の城は、天智天皇六年に築かれし金田の城なるべし。外には洲中に別に金田の城の古蹟とすべき所なしとぞ。）繼體天皇の御時、應神天皇の靈を木坂山に崇め奉り、神武天皇、仲哀天皇、仲姫皇后、武內宿禰を相殿の神とす。（仲姫皇后をば姫大神と號す。）又別に日本武尊、仁德天皇、菟道皇子を、おの／＼社を建て崇め奉る。（日本武尊をば軍殿と號し、仁德天皇をば若宮と號し、菟道皇子をば新靈と號す。）又豐玉姫社あり。神功皇后の御社を一宮と號し、豐玉姫ノ社を二ノ宮と號す。是則三根郷木坂八幡宮是也。又天武天皇の白鳳六年、府中に宮をたて、應神天皇を崇め奉り。仲哀天皇、神功皇后、姫大神、武內宿禰を相殿とす。又軍殿、若宮、新靈を別に

おの／＼社を建て崇め奉る。是よりして木坂の宮を本宮と稱し、府中の宮を新宮と稱す。又上八幡、下八幡とも稱す。（木坂八幡宮を和多津美神社と云はあやまりなり。○以上木坂八幡宮傳說。）

かくて神后は對馬より壹岐島までかへり給ひ、壹岐郡勝本浦につかせ給ふ。此時三韓に勝給ふを甚悅ばせ給ひし故、其所を名付て勝本と云。かかるよしある舊跡なれば、後世此所にも御社をたて丶神后をいはひ奉り、鎭守の御神とす。○馬石と號し、神后の御馬の足形のつきたりと云傳へたる石今にあり。（以上勝本社傳說。）其後神后程なく筑前國志賀島につかせ給ひ、船よりあがらせ給ふとて、朕が所懷かなふ事を得たりと宣ひ、よろこばせ給ふ。其所を名付てかなふの濱と云。それより諸臣をひきひて、島にあがらせ給ふ。軍衆多く陪從したりしに、其地遙に見給ひしにはちがひ、廣濶にして狹隘の憂なかりしかば、廣しと宣へり。後に其所を名付て廣浦と云。神后のたまはく、あゝ朕婦女の身として、遠く三韓の國を隨へ、其功大に成ぬる事は、誠に諸神の恩賴なり。殊に波浪おだやかにして大洋をわたり、布帆風にまかせて、船舟事なきは、ひとへに海神の力なりとて、武内宿禰に命じ、玉帛を獻じて報賽し給ひ、先づ其鴻勳を賞し給ふ。時に驂乘又皆いなゝきて、悅べる聲あり。よつて其地を名付て勝馬浦と云。こゝにおいて神后、志賀島を呼で、勝山と稱し給ふ。

志賀大神は三所に鎭座し給ふ。底津少童命は、島の東の出崎に鎭座し給ふ。御社は南に向へり。右殿に神功皇后をも祭り奉る。是則志賀の本社なり。中津少童命は、志賀の支邑、勝馬と云所に鎭座し給ふ。これを民俗には中津明神と云。表津少童命は、中津明神より一町許北にあり。其鎭座し給ふ所、勝馬村の境内なる故、民俗勝馬明神と云。三代實錄に、貞觀元年正月二十七

日志賀海神に從五位上を授給ふとあり。以上志賀社傳說。

十二月四日神后勝馬の濱より船にのらせ給ひ、袙濱（是早良郡姪濱にあり。今訛りてあくま濱と云。）につかせ給ふ。此所にて御衣裳のぬれたるをほし給ひしにより、名付て袙濱と云。此時神后の通らせ給ひし道とて、今に海邊にあり。もしあやまりて其道をせばくする事あれば、必祟ありとて、村人甚おそれをなす。御船よりあがらせ給ひ、其夜鳥飼村（姪濱より半里東南に在。是も早良郡の内なり。）まで御座をうつさる。時に其村の長（長島同氏の人なりし。）夕の御饌を奉る。神后よろこばせ給ひ、御手づから諸臣に御盃を給はり、酒をすゝめ給ひ、つひに此所にやどらせ給ふ。後にかの村長なりし人の遠孫、其所に御社をたてゝ、神后、八幡を祝ひ奉り、社號を若八幡と號す。（若の字、一社の秘說なり。かの村長なりし人なども、後代同殿のかたはらに祭り侍る。）慶長十二年おなじ村の海濱、松林の中に遷座なし奉る。（以上若八幡社說。）かくて神后は、香椎宮に歸りいらせ給ふ。御船は已に早く名島に著けるとぞ。時に御留守に在ける諸臣、海濱に出、船中にありし人々に對して、輙く異國をしたがへ給ふや否とたづねけるに、船中の人々、異賊をば皆打ぬと答へしにより、其所を皆打隈と名づく。（前に見えたる名島と云所のほとりにあり。）又名島の海濱に神后の御船の檣なりしとて、誠に帆柱に似て、をれたる石七あり。これを帆柱石と云。鐵箍をまはしたるあとには、鐵色猶殘れり。（此帆柱石に化せしと云事、諺に似たりといへども、寶圭、石に化し、老樹の石に化し、魚蛇蝦蟹皆よく石となり、貞婦の石となりし事など、群書にのする所うたがふべきにあらず。いはんや神后の御船の檣、石となりぬと云事はあやしむにたらざる事なり。）

神后は香椎宮にして、此度の軍役に功ありしものを賞し、科あるをつみなひ給ふ。又後代のしるしにせらるべしとて、異敵の馘をうづめさせ給ひ、甲冑をも土にをさめ給ふ。其所を馘塚、冑塚、甲坂と名付て、今に濱男邑にあり。（濱男邑は香椎の西の海濱なり。即是香椎浦なり。）

○筑前國宗像郡に、勝浦といへる所あり。古歌に、

鹽干の月のかつらがたとよめるは、此所の事なり、海の中道もこゝにあり。古傳の説にいはく、神后三韓より歸らせ給ひ、此所に來り給ひ、高き山に上り給ひて、（其山を今は、かつら岳と云。）北方を見そなはし、勝浦とのたまひしより、其所の名とせり。又此所の西に、楯崎と云所あり。是は三韓征伐の時、もたさせ給ひし楯鉾をあつめて、此所にうづめさせ給ひ、其上に地主神なればとて、大己貴命を祟め置給ひて、後世に至まで異賊襲來の憂なからん事をちかはせ給ふ（今俗、これを楯崎の薬師といふ。）其時の楯鉾、岩に成たりと俗には云傳へて、誠に楯に似たる大石、今も山の側にそばだちたてり。

○同國糟屋郡伊野邑に水取權現社あり。村民の傳説には、神后異國を征し給ひし時、軍の船に水を汲て奉りし神なりと云。

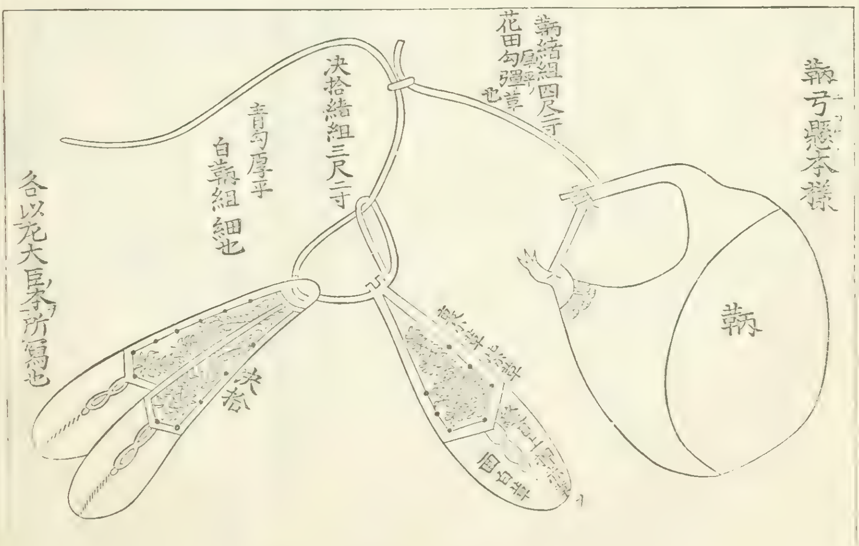
○和泉國はもと河内國の内なり。神后新羅を征し給ひし年、茅渟海（畔）の諸郡、地中に波聲あり須臾に飛泉涌躍る事丈餘、其流溥博にして味甘露の如し。故に其地を泉郡と名づく。是神后異國を随へ給ふべき禎祥なりしとかや。其後神后紀伊國に向はせ給ふ時、此名を賞し給ひしとなん。後世に至り泉郡を以て和泉國となす、（靈龜元年に、河内國の内、大鳥、日根、和泉、三郡を分ち和泉國とす。）今も和泉國府に清水あり。此事國府明神の舊記に見えたり。

八幡宮本紀卷之二終

八幡宮本紀卷之三

神功皇后紀 下

神后三韓より歸らせ給ひ、そのとし十二月十四日〔辛亥の日〕譽田皇子を、筑紫の蚊田に生給ふ。〔世俗に八幡大神の御誕生を、卯日といふは訛なり。其事第四卷に詳なり。〕故に時の人其所を改め名づけて、宇瀰といふ。生れ給へる時、御うでの上に、肉高くあつまりて鞆のごとし。是御胎内にまし〳〵ける時、御母后雄装をなして、鞆をおび給ひしに似給へるとなり。古は鞆をほんだといひし故、其瑞により、則譽田皇子と名づけ奉る　又神后の御腹にやどり給ひし時より、すでに天が下の主と定り給ひし故、後世には、胎中天皇とも申奉りぬ。〔日本紀第十七、繼體天皇紀に、住吉神初以海表金銀之國高麗百濟新羅任那等授記胎中天皇とも記せり。是胎中天皇の號の、國史に見えたるはじめなり。〕孝謙帝の御時、御諡を奉り給ひて、應神天皇と號す。是八幡大神の御事なり。



吉部祕訓抄第五卷に出たり。今代これをしらず。故に深祕といへども、即其圖をこゝにのす。吉部祕訓抄は、勸修寺家上代の祕書なり。

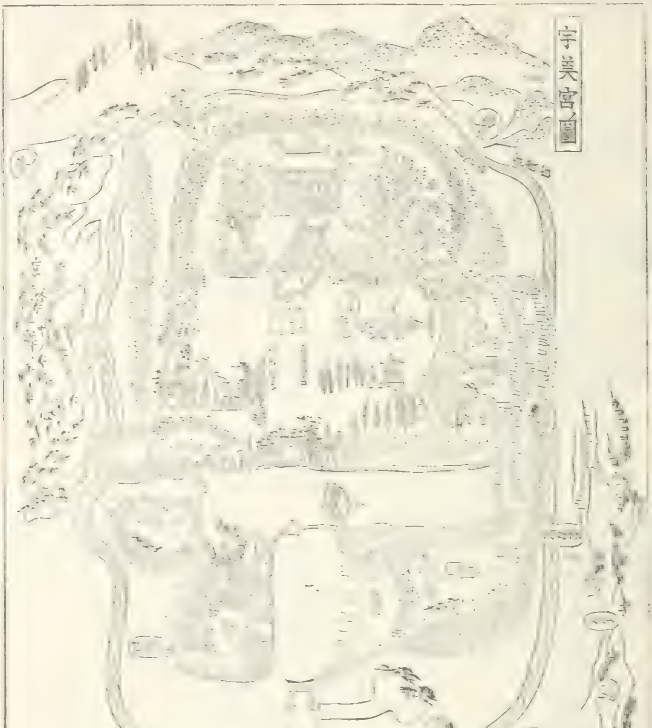
鞆圖

西峯翁云、鞆日本書紀等所レ訓倭成高鞆也。神代卷藻鹽抄以レ鞆爲レ韝音非也。鞆韝各別物也、韝音鉤レ手物也。以レ皮作レ之。右曰レ韝。左曰二鐵蓋一鐵蓋以レ鐵作レ之。古此亦以レ皮作レ之。鞆者付二鐵蓋一物也。古以レ皮作レ之如レ鞠。可下觀二吉部祕抄一知上レ之。後以レ木作レ之形如二木魚一空二其中一塗レ皮付二之鐵蓋一爲二鳴弦一也。凡鳴弦者下二知衆一亦以嚇レ敵也。萬葉集所レ謂鞆音是也。後世以レ皮作レ韝。以便三彎レ弓取二靫矢一也。以レ鐵作二鐵蓋一不レ損レ手也。以レ避レ弦也。後世不レ付レ鞆者。鐵蓋以代レ之也。

○宇瀰邑は筑前國糟屋郡にあり。（香椎より巽にあたり行程二里許あり。）古傳の說にいはく、神后新羅より歸らせ給ひて後、御產所をえらばれ、蚊田の邑に定め給ひ、御產舍をいさなみ、鸕鷀の羽を以てふかせ給ふ。（本草綱目云、鸕鷀產婦執レ之易レ生。釋日本紀云、象二產生平安一葺二此羽一。）やがて產舍にこもらせ給はんとて、香椎の宮を出て、蘆津浦（當時の事なり。）の、上津かたを通させ給ふ時、御腹いたみおはしましける故、はらいたと宣ふ。後人其所を名付て、はらだと云。（筥崎宮の東七八町許に、原田といふ所あり、是なり。）さかくして行幸をいそがせ給ひしが、日すでに斜なりければ、道のほとりなる石に御腰をかけられ、日を守り居給ひて、何の時にかあらんと宣はせける故、その石を名づけて日守石と云。（糟屋郡阿惠村園の中に今も其石あり。即其傍にも神后八幡を祝ひて、日守八幡と號す。）其後道の側なる川にのぞみて、御手を洗はせ給ふ。今も其所を御手洗と云。（糟屋郡別府村の支邑にして、川の側にあり。此故に別府村にも、御手洗八幡宮あり。）供奉の人々御輿をすゝめ、はる〴〵と通させ給ひけるに、猶御腹のいたみおもらせ給ひしかば、あなわびしと宣ひぬ。時の人其所を名付て、わびしといひける。後世訛て、旅石とはいふなり。（旅石村も糟屋郡にあり。此所にも八幡を祝ひて、旅石八幡と號す。）かくて蚊田邑も近づきければ、產舍はいづくぞとゝはせ給ひけるに、御そばの人々、そこと指さし申ければ、はや見ゆるぞと悅ばせ給ひける故、其所を早見の里と云。（宇瀰の支邑なり。已上の諸所は、そのかみ香椎より宇瀰に通り給ひし道筋也。）終に御產舍にいらせ給ひて、安產のまじなひなればとて、槐の木を逆さま

に地に挿み、その東に向ひたる枝に取すがらせ給ひ、たやすく御産ましく〵ける。（慈鎮和尚愚管抄にも、皇后つくしに歸りて、うみの宮の槐に取すがりて、應神天皇をばうませまゐらせ給ひけるとしるせり。）御産湯をまゐらせらるゝため、清淨の水をえらばれけるに、蚊田村より東南にあたりて山あり。其嶺に清水あるよし聞えければ、彼水を汲取て、産湯に用ひ給ふ（御笠郡竈門山是也。此山の嶺に玉依姫靈座まします。神名帳に、筑前御笠郡竈門神社一座（名神大）とある是也。此社の下に益影の井とて、清水わき出る岩穴あり。東西四尺有餘、南北三尺に過たり。其水清淨にして、常に增減なし。衆人此水にて顔をてらすに老顔といへども少壯の如し。故に益影の井といふとかや。是則産湯に用ひ給ひし水となん。こゝを以て竈門神社にも、左殿に神功皇后、右殿に八幡大神を祭りて相殿とす。）御産所の側に生茂れる楠あり。其下にて産湯をめさせ給ふ。しかるに其木大に繁茂し、枝葉ことにうるはし、後人之を名付て、湯蓋の森といふ（此楠今にあり、其周七圍餘。）産湯をまゐらせし官女をば、湯方殿と號し、宇瀰宮の末社に祝はれ侍る。此時三韓はすでに歸服すといへども、筑紫には猶異なる心を挿む人もやあらんと、御座の四方に八の幡を立て、兵士をして守らしめ給ふ。後世に八幡大神と申奉るは、此故なりとかや。御胞衣をば、御産所の後なる川にてすゝぎ、其後御産所の南の井の上といふ所にをさめけるに（此所御宮をさる事四五町ばかり、三の岡あり、此邊の田圃の字胞衣が浦と云）蟹多く集りきて、御胞衣をとり、かたはらなる小川に流しける。その血を飮し故、此川の鱗鮀他の川の魚にかはりて、吻胦すぐれて赤く侍るとぞ。此川の名を、ちがふと云。血川なり。（今きがふといふ。）又其所より一丁ばかり川下、いの村の枝村に赤出といふ所あり。是御血あかく流れ出しゆゑに、此名ありとかや。此胞衣の血ながれ出たる事をいみて、奏聞申せしゆゑ、いの村といふ。後略して、井の村といへり。かくて所をえらびて、御胞衣を箱にいれ、蘆津浦にをさめ、その上に松を植て標とし給ふ。後世其所を改、名付て箱崎といひ、其松をしるしの松と號す。（此所も後に御社をたてゝ、神后八幡を祝ひ奉る。佛家には、戒定慧の箱をうづめられしなどいへども、此時いまだ佛法我國に來らず、戒定慧の沙汰なし。）御産の時、取すがらせ給ひ

し槐の枝は、やがて根ざして大木となりけるとかや。其後度々植かへしといへども、其本所をたがへず。其種子を絶さず、今にあり。いにしへは宇瀰宮の槐とて、皇后、皇女を始奉り、御産平安の御祈の御衣木には、必此槐を用ひられしとなん。されば平産の幸ある木なればとて、子安の木と名付ける。○子母祕錄と云もろこしの醫書に、槐當東に引ける枝を取て、孕婦をして手にこれを把しむれば、即生しやすしと見えたり。しかればもろこしにも、かゝる事の侍りけるなり。げにも此宇瀰の邑は八幡大神御誕生の靈地なればとて、敏達天皇の御時、宮柱ふとしきたてて、神功皇后八幡大神を祭り奉る。後世に至りて五座とし、中殿に八幡大神を祝ひ奉り、左殿に寶満明神（玉依姫）大祖大神、右殿に神功皇后、住吉大神を祭り奉る。凡我日本に、國として八幡宮を祭り奉らざるはなしといへども、此所は御降誕の地なれば、いにしへは上朝廷より、下萬民に至るまで、ことに尊崇ありし故、封戸、神田も多く寄附せられ、祠官、社僧七十餘人ありて其祠官の



長は、神武及び武内の姓とす武内は武内大臣の末と云。御宮造も、甚宏麗なりしとかや。しかれども應仁より天正にいたり。久しき世のみだれにて、御宮も兵燹にかゝり、神田は暴逆なる武士に奪はれ、猶殘りしは、秀吉公の時悉く沒收せられしより、祠官も所を去り、萬むかしにかはりて、無が如くにおとろへける。されば昔時は此御廟の祭禮月々に事しげく侍りしとなん。中にも八月十五日に大祭有、放生會をも執行へり。其法他の社にかはりて、八月朔日より十五日にいたるまで、川の魚をとる事をかたく禁ず。かくて十五日に放生あり。今にいたりてかくの如し。又八月十四日に、御神體を神輿にうつし奉りて、上樂の浮殿をへて、井野村宇瀰邑のむかひなる村也道程近し。前にも記す。の一の岡といふ山の神體を、御輿にうつし奉りて、井野山宇瀰邑のむかひなる村也、其道程ちかし。の麓なる御旅所に御幸なし奉る。此時御輿をやすめし浮殿の跡も猶殘れり。同十五日には流鏑馬あり。今其馳道を流鏑馬が尾と云。十六日に還幸あり。又粕士部長野村はそのかみ此御廟の神領なりしかば、彼所の庶人等、此御神をたふとみつかへ奉りけるが、其道遠くして、老若の輩參詣の便よからずとて、長野村に原廟をたてゝ、宇瀰八幡宮と號す。しかるに此日には、かの長野宮の祠官、及村人など、多く此御廟にまゐり、神輿に陪從して、音樂を奏す。よつて其樂をかなでし所を、音樂河原と云。二月初卯の日、霜月初卯日にも、大祭ありしかども、仲秋の神事を以て、年中第一の祭とす。十二月十四日には御誕生會あり。其外年中大小の祭、凡七十餘度ありしとなん。かゝる祭禮も、神領なくなり侍るより、いつとなくすたれ、御旅所浮殿も、そのあとばかりをとゞめ、音樂河原は、名のみ殘りて、笛鼓を吹ならす人もなし。むかし一の端出縄をひきし所、今は村の名に呼て、志免と云。其外二所の鳥居も、其跡と云名のみ殘れり。今此御宮所

のありさまを見奉るに、神殿は西南にむかひ、四邊に大木おひしげりて、鬱々たり。拜殿の右には、みこまじなひの槐の枝、千年をかさぬべきけしきをあらはし、左には湯蓋となりし楠の梢、かはらぬ色に萬代をこめたり。後には早見川ながれて、放生川となる。前には長路四達にわかれて、ゆききの人たえず。御廟の左に放生池あり。其通路には、神功皇后三韓より歸らせ給ひし時、御船につみ來れりといふなる二の石を橋として、其めぐりには、年ふり高くそびえたる木ども、枝さしかはしてしげりあひ、池の水心のどかにすみわたりて、鯉鮒そのうちにみちておどり、をしかものともなひあそぶけしきも、皆おの〳〵其所を得たる有さまなり。當社も後世にいたり、宮寺いでき、此池の側に座主坊あり。宇瀰山誕生寺と號す。されば物おとろふれども、また時ありて、榮えぬる事は、天地自然の理なればにや。いにし天和のとし、國君此御廟の故事を聞、絶て久しき祭田をも寄附せられ、それより尊崇もいやましなれば、年月にしたがひては、などか、いにしへのさかえにも立かへらざらんや。以上宇瀰宮傳說

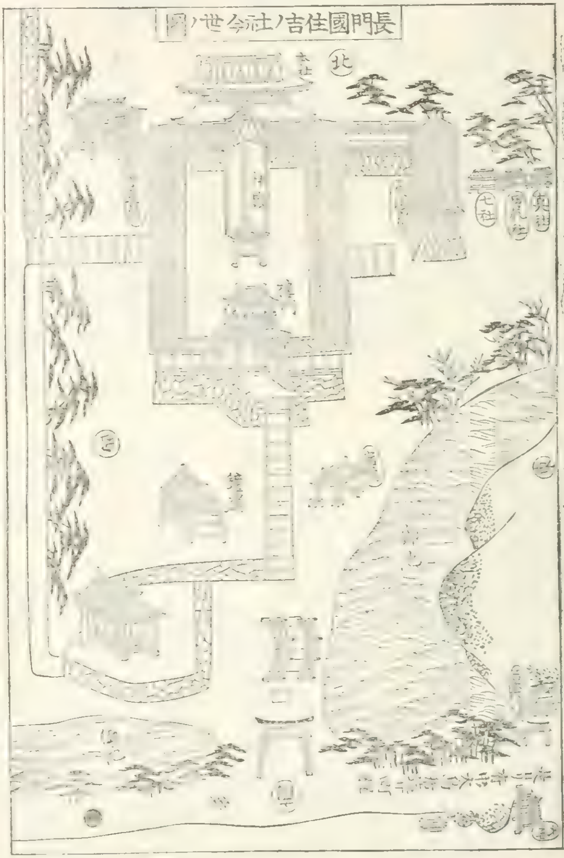
こゝにおいて、軍に從ひ給ひし表筒男、中筒男、底筒男の三神、神后にをしへて、我荒魂をば、穴門の山田の邑に祭らしめ給へと宣へり。時に穴門の直の祖踐立、津守連祖田裳見宿禰、神后に啓して、神のましまさんとし給ふ所をば、よろしく定奉り給へと、申されければ、即踐立を以て荒魂を祭る神主とし、よつて御祠を穴門山田邑に立てさせ給ふ。穴門は長門國なり。

山田邑は、豊浦郡に屬す。府中より二十八町許西にあり。此御社は、長門國一宮たるゆゑ、何れの世よりか、所の名をも一宮村と云ならはせり。延喜式神名帳に、長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神社三座並名神大とある是なり。此三座は、即住吉三所大神なり。三代實錄に、貞觀元年正月二十七日、長門國從五位下住吉荒魂神に、從五位上を授らる。同十年十月八日に正五位下。

同年十二月五日從四位上。仁和二年十一月十四日正四位下。しかるに後世に至り、神功皇后、八幡大神、高良大明神、諏訪明神を拜殿に祭りて五社とす。是等の御神は、後人の勸請なれば、時代しれざるよし、卜部兼右の記に見えたり。御宮作は南に向ひ、境内東西九十間、南北百間餘あり。一の鳥居は府中にたてり。むかしは年中に、大小の祭百五十二度あり。今は絶て行はれざるもの多し。中にも十二月晦日の夜は、稚海藻刈とて、神祕の神事あり。これは晦日の夜半ばかりに、此御社の下神人、豐前國波夜止毛の沖に出る。はやともよりも又神人出向ふ。此時潮はるかに退て、双方の神人遙々海底にいたるゆゑ、互に松明の光も見え聲も聞ゆる程にて、ともに稚海藻をかり取、はやともの社は豐前國、住吉は長州なり。兩國の間に碧海をへだつ。しかるに此夜かく海潮遠く退きぬる事、誠に神異の事なり。これを元日の朝御供にそなふ。波夜止毛にても、同事となり。此禮今にたえず。いにしへは其刈取たる稚海藻を、禁裡にも獻ぜしとかや。其外の神事は、下に見えたる忌宮と、多くは同日にあり。八月十五日を正當の祭日として、むかしは放生會あり。其時の儀式は住吉の神輿、十四日の晩景より、神功皇后の御社に即是當也御渡あり。兼て彼御社より十二三町許北の方なる松原の中、長濱と云所に假殿をかまへ、翌十五日に兩社の神輿を、假殿に安坐し奉り、さまざまの祭事など行れしとなん。されども此放生會は、大祭にして、其費甚多ければ、寬永二年よりこのかた、絶て行れず。今は居祭にて、湯立、神樂、猿樂ばかり執行あり。此外の小祭等は、當社年中行事にくはし。其數多ければ記すに遑あらず。又むかしは神領所々に多くありて、社人も數多かりしとかや。賴朝卿神領寄附の文書、其外將軍家、及國主、領主の寄進狀、猶多く傳はりて、いにしへの繁榮おもひしられ侍る。今も三百八十石の神領あり。以上長州一宮社說。

明年辛巳の歲春二月に、神后群卿及百寮をひきゐて、穴門豐浦の宮にうつりまし、天皇の喪を收て、海路より京にいで給ふ。

○宇瀰邑の東の方、穂波郡の内に大分と云村あり。（宇瀰より三里餘あり。）此所にも八幡宮あり　五所の別宮の第一、大分八幡宮是なり。古傳にいへるは、このとし神后京に上らせ給はんとて、御子譽田皇子をたづさへ給ひ、宇瀰邑より大口の嶺（神后大口袴をぬがせ給ひし所故、此名ありと云）と云さがしき山坂をこえて、穂波郡に出給ふ。其時皇子に御乳をまゐらせ給ひし所を、乳呑坂と號す。（宇瀰邑より大分邑に至る通路、内住村の境内なり。）けはしき山坂をこえさせ給



ひ、其麓に出給ひけるに、猶山中ながら、廣く平かなる所なりしかば、神后眺望し給ひ、かゝる山中にはめづらしき大野なりと宣へり　故に其所を大野と云、（内住村の支邑なり。）かく山路をこえ給ひ、御身もつかれさせ給ひしかば、小高き所なる石の上に坐して、いこはせ給ひ、四方をながめ給ふ。其石を御腰懸石と名付て、今にあり。（此石大野の邊に在。方四尺許なる石也。）かくて大分村に至り給ひ、行宮にとゞまりおはしましけ

る故に、其地を後人宮裏と云。此所にて筑紫の政事を定め給ひ、陪從せし多くの軍士共を、おのが國郷へ歸し、縣主、村主をも、其所々に分ちつかはさる。故に此地を名付て、大分と云、後世文字の音をとなへて、だいぶとはいふなり。此時縣主、村主等をあつめて、命令し給ひし所な、鸞塚と名付く、今に大分村にあり。小き山なり。其上平にして、神后の御腰を懸給ひし石殘れり。其年二月、長門國豐浦宮にうつり給ひぬ、此大分村にも、神龜三年神託により、始て八幡宮を建、崇め祭奉らる。大神襁褓の御時、とゞまり給ひし靈地なれば、百年の後に至ても、其地をなつかしみおぼしけるにや、我宇佐宮より、穗波大分宮は本宮也と、神託侍りき宇佐宮託宣集に見えたり、かゝるいみじき御宮なれば、いにしへは朝廷よりの御尊崇他に越て、神事祭禮の折ふしは、太宰府在廳の官人をして、其事を執行せしめ給ひしとかや。故に神田をも多く寄られ、御宮づくりもいかめしく、祠官數十人ありて、月々に天下太平異賊降伏の御祈、いさゝか怠なかりしとなり。中にも八月十五日には、放生會を取行ひ、神體を頓宮にうつし奉る。今此御社より南の方四町許に、頓宮の址殘れり。九月九日には、流鏑馬、神樂など有て、大祭行はれけるとなん。應仁より天正の末に至り、代々を經て九州大に亂れ、なべて戰爭の街となりければ、いにしへより傳りし神田もたえし故、上王公より、下萬民にいたるまでの祈禱として、月々に行はれける祭事禮式もたえ、八月九月に執行せし大祭も、あとなくなれり。たゞ九月九日にのみ、今も村民うちつどひ、それとばかりなる祭祀を取行へり。以上大分宮傳說。

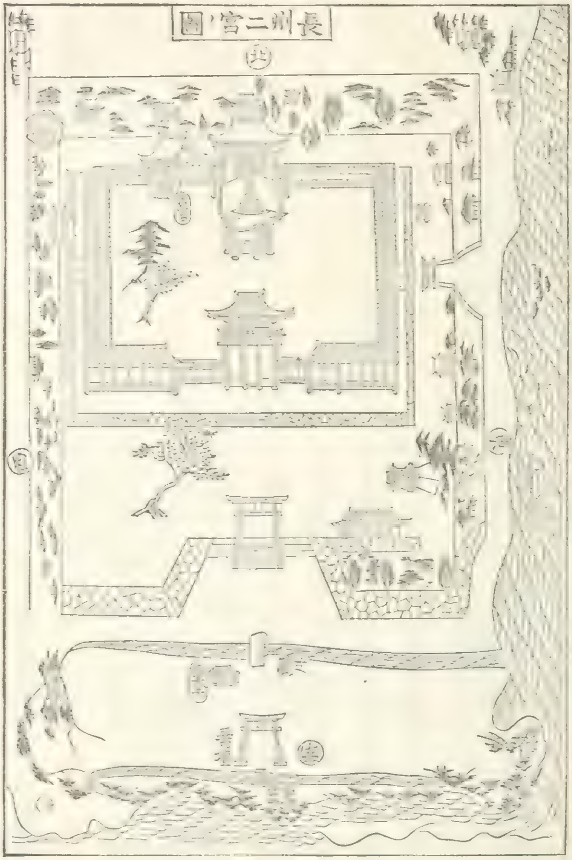
○長州豐浦宮より、六七里西の沖に、蓋井嶋と云所あり。是も豐浦郡の内なり。古歌によめる奧津借嶋とは、即此所なりとぞ。古傳の說にいはく、神功皇后異國を退治し給ひ、筑紫より豐浦宮にうつらせ給ふ時、此嶋にかりそめにあがらせ給ふ。故に砂頭の岩に、御幕の紋、馬の蹄の痕など、猶あざやかに

見ゆるさ、方俗にいへり。又神后兵具を納め給ひたるさて、奇妙の岩窟、此嶋にありさかや。

○豊浦宮は、仲哀天皇、神功皇后の行宮なり。仲哀天皇二年六月より、八年正月まで、七年が間、こゝにすませ給へり。ここに仲哀天皇を、久しくこゝに殯し置奉りたる所なればさて、すなはち御社をたてゝ、仲哀天皇を祭り奉る。神名帳に所謂、長門國豊浦郡忌宮一座小さはこれなり。此國の二の宮たるによりて、今は二の宮さ稱す。三代實錄に、貞觀十五年十二月十五日、授長門國從五位下忌宮神社從五位上、さあり。しかるに、聖武天皇の神龜年中に、神託ありて、筑前國香椎宮より、神功皇后を勸請し奉りしこのかた、神功皇后を中殿にいはひ、左に仲哀天皇、右に應神天皇をあがめ奉る。又仁德天皇を祭り奉る別殿あり。即若宮さいふ。凡御宮作りは、南に向ひて。境内南北八十間餘。東西百間餘有はるかに豊前國に對し、其間一海をへだつ。社前に二つの清水ながれて、海に通ず。其社の前なるを鯉川さ云、海濱に近きを壇具川さ云。社說に云傳ふるは、神功皇后、國敵退治の御祈のため、壇を築き、天神地祇を祭り給ひ、其壇具を流し給ふにより、壇具川さ名づくさぞ。鯉川さ壇具川さの間に、立石さ云古跡あり。これは神后の天神地祇を祭り給ひし壇のしるしに、立てたる石なり。故に其所を壇の上さも名づくさなん。西北には青山そばだち、東は海にほさりして、乾珠、滿珠さ云二嶋も、まぢかく海中にあり。世俗の妄說に、神后の三韓に持せ給ひし二珠、豊浦の沖にさゞまりて、二嶋さ現したりさ云。此事實に笑に堪たり。神后干珠、滿珠を用ひ給ひしさ云舊說、世に云ならはしけるより、此二嶋當宮の邊にありて、うるはしき嶋なれば、名づけたるならし。されば此御社も、そのかみは繁榮の靈地にて、祭禮神事も嚴重にして、さしごさに大小の祭、百五十二ヶ度行はれしさかや。其事、當社の年中行事に見えたり。殊に七月七日の夜より、同十三日の夜まで、七夜の間、御宮の前にて、數法度さ號して、異體の神踊あり。七月十五日、八月十五日兩度、神前にて、神事猿樂あり。中にも八月十五日は、定例の大祭なれば、さまざまの儀式多かりしさかや。其大略は、前の住吉社の條下に記す。又毎年十二

月に、御齋の神事とて、住吉忌宮兩社にて、祕法の大祭あり。此神事の時、むかしは勅使をして、兩社の神服をすゝめ給ひしとかや。されどもはるかの海路なれば、風波のなやみありて、其期を失する事もあればとて、中比より長門國衙に勅宣し給ひ、右の神寶神服を相調へ、國衙の上官人を以て、勅使と相定られ、十二月十五日の早朝に奉納ありき。大宮司及諸の社人勅使に出合て、右の神衣等をうけ取、十五日の午の時、御神衣をかへ侍る。これによりて、神職の輩、十二月朔日より前齋に入、七日の夜より宮ごもりし、十四日まで七日の間に、凡四度豐浦の斥にて、潮をあび、潔齋嚴重にして、神事を執行ひけるとかや。又此時は民家の男女に至るまで、七日の酉の時より、十五日の午の時まで、悉く一切の作業をやめ、舞樂、鐘皷等のなり物をもとゞめ、夜は火の光をも見す。ふかく言語をつゝしみ侍しとぞ。世くだりしよりこのかた、かゝる儀式もおろそかになりぬ。されども今も、かのいにしへ勅使役を勤し上官人の末葉ありて、領主よりの祭料をうけ取、神寶等かたばかりに調へ、勅使ありし時の儀をまなび、其事を勤侍るとかや。かゝるたふとき御社なれば、そのかみは御宮作いかめしく、若破壞に及ぬれば、天子及將軍家より、御造營有けるとなん。さればにや、花園院の御宇、延慶二年に、造營ありけるに、北條家より出せし下知狀、光明院の御宇、曆應五年に造營ありし時、足利尊氏より出されし文書等、猶大宮司家につたはりぬ。此時作られし御社を、大内弘世、毛利元就、同輝元の時に數度修補せられて、近年までありけるに、寬永十一年十月中旬回祿にかゝりて、灰燼となりしかば、代々の帝の綸旨、將軍家の御教書、むかしより傳りたる神寶等、多くは燒失せり。いとをしむべき事ならずや。右にいひしごとく、むかしは公武

より新造修補せさせ給ひけれども、今はそれさへかなはで、周防、長門兩國貴賤の助成を以て、寛文九年の秋より、假殿造營の事始して、同十一年に造りをはれり、今の御社是なり。又當社の神領、そのかみは數百町有しとかや。足利將軍の時にも、豐前筑後の内にて、百四十餘町の神田を、あらたに寄らる。其寄進狀今にあり。（今神領二百五十石餘あり。）延元元年二月、足利尊氏攝州



の戰にうちまけて、九州に下られしに、香椎明神に祈りて、偶然、多々良濱の戰に打勝しを、神助と思ひ再び都に上られける折ふし、かの香椎明神の靈德をおもひ出て、此御社もおなじく神功皇后の御廟なれば、深く信敬し、行末の事をも祈られしとかや。其後足利家の人人より、各前書ある自詠の和歌を、自筆に書て奉納せらる。筆のついでに聊こゝに書つけ侍る。おの／＼の前書をば略しぬ。

権大納言源朝臣尊氏

この御代はにしの海よりをさまりて
　よもにはあらき波風もなし

いにしへの二の玉のひかりこそ
　くもらぬ神のこゝろなりけれ

左兵衛佐源朝臣直冬

かはりつる世々をおもへばこの神は
　心つくしののちをまもりき

いにしへにかはらぬ神のちかひならば
　人の國までをさめざらめや

従三位行左兵衛督兼相摸守源朝臣直義

神がきは八重のしほぢをへだつれど
　心づくしぞいまもわすれぬ

従四位下修理大夫源朝臣高經

日のもとの七のみちもをさまりぬ
　三國なびかす神のまもりに

いはし水ながれのすゑとおもふにも
　この神垣をなほあふぐかな

右の歌おの／＼自筆にかけるが、今に殘れり。以上長州

二宮の傳說。

神后都へ上らんとし給ふ時、麛坂王、忍熊王。共に應神帝の庶兄なり。此事すでに前にもしるしぬ。父王かくれまし、皇后異國をうちしたがへさせ給ひ、皇子新にうまれましぬと聞て、密に謀ていはく、今皇后子をうみ給ひ、群臣皆したがへり。しかれば必共に議りて、幼主を立べし。吾等なんぞ兄として弟にしたがはんやとて、即いつはりて、天皇のために陵をつくらんと、播磨國にいたりて、山陵を赤石に興ゝ、よつて船を編て、淡路嶋に亘して、彼嶋の石を運びて、これを造り、即人ごとに兵器を取て、神后を待しむ。こゝにおいて犬上君祖倉見別、吉師祖五十狹筑宿禰共に、麛坂王につきしかば、是等を大將として、東國の兵を興さしむ。時に麛坂王、忍熊王、ともに菟餓野にいでゝ菟餓野は、攝州兵庫の北の方半里ばかりにあり。後世に至り、夢野とも號す。祈狩していはく、祈狩と云

は、神に祈りて狩をなし、得ものゝ多少によりて、吉凶をこゝろむる事なり。もし事成べくば、必良獸を得んとて、二王おの〳〵假庪に坐せらる。時にあやしき赤猪はしり出て、假庪にのぼり、麛坂王を咋ころしぬ。軍士等此神恠におどろき、悉くおぢをのゝく。忍熊王これを見て、倉見別に謂て曰、是大なる恠事なり。こゝにして敵を待べからずとて、即軍を引て、更に返りて住吉に屯す。時に神后、忍熊王の師を起して、待ぬる事をきこしめし、武内宿禰に命じ、皇子をいだいて、紀伊水門にいたらしめ、神后の御船は、たゞちに難波をさしておもむき給ひける。時に御船海中にして、進む事を得ず。更に務古水門攝州武庫郡也。即今の兵庫の事なりにかへりまして、卜なひ給ふ。ここにおいて、天照大神をしへまつりて、我荒魂をば、皇后に近づくべからず。まさに御心廣田國にをらしむべしと宣ひしかば、則山背根子が女、葉山媛をして祭らしめ給ふ。

神名帳に、攝津國武庫郡廣田神社一座名神大。月次相嘗新嘗とある是なり。今は五座として。第一住吉、第二廣田、第三八幡、第四南宮大山咋第五八祖神高皇產靈尊を祭る。一説に、廣田を以て、神后を祭るとするは誤れり。文德實錄に、嘉祥三年十月辛亥、攝津國廣田社授從五位下。三代實錄、貞觀元年正月廿七日、從三位勳八等廣田神授正三位。同十二年十月六日授從一位。

○攝津國武庫郡に武庫山あり。又六甲山とも云。古傳にいはく、神功皇后三韓より歸り上らせ給ふ時、兜鍪六頭を此山にうづめ給ふゆゑ、其所をかぶと山と云。又山の惣號を六甲山ともいふとぞ。兵庫のしろ、武庫山の半腹にうつくしき丸山あり。是即かぶと山なり。

又稚日女尊をしへまつりて、吾は活田長峽國にをらんと思ふと宣ふ。これによりて、海上五十狹茅をして祭らしめ給ふ。

神名帳に、攝津國八部郡生田神社一座名神大。月次相嘗新嘗とある是なり。此御社は、兵庫の艮一里にあり。生田大明神と號す。此神は天照大神の御妹なりと、舊事紀には記せり。三代實錄に、貞觀元年正五位上勳八等生田神授從五位上同九年十二月十六日

從三位。

又事代主尊をしへまつりて、吾をば御心長田國に祭れと宣ふ。即葉山媛の弟、長媛をして祭らしめ給ふ。

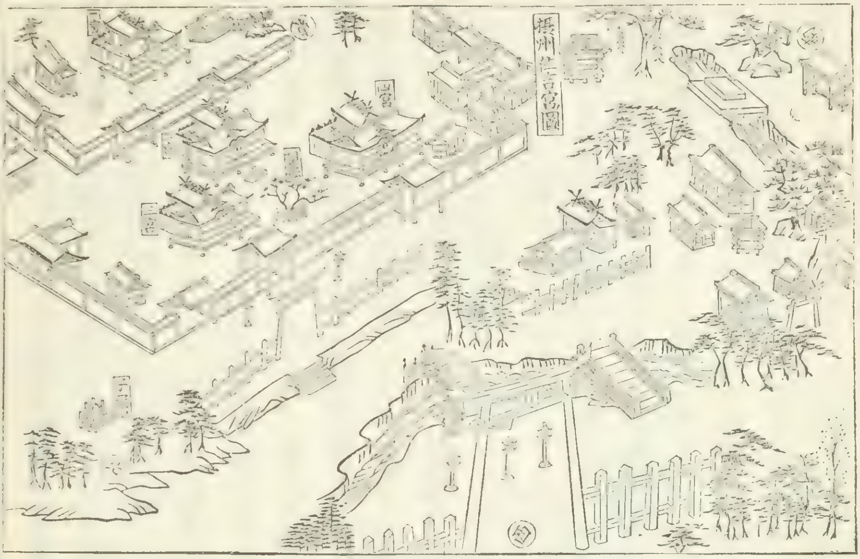
神名帳に、攝津國八部郡長田神社一座名神大。月次相嘗新嘗。とある是なり。此御社は、兵庫の西一里に在。三代實錄に、貞觀元年正月廿七日授二從四位下一。

又表筒男、中筒男、底筒男の三神、をしへまつりて、吾和魂をば、大津渟中倉の長峽にをらしむべし。則よつて往來の船を見んと宣ふ。こゝにおいて、神の教に從ひて、しづめ祭り給ふ。即神后の御船平かに海をわたる事を得たり。

此御社は攝津國菟原郡にあり。長田生田のならびおなじ海道なり。世にこれを菟原住吉と云。又御影の社とも稱す。生田の社の東一里にあり、道のかたはらにあり。其里をも住吉といふ。

○住吉大神、攝津國住吉に鎭坐ましますす始を尋るに、攝津國風土記にいはく、住吉と稱する故は、むかし息長足比賣天皇の世に、住吉大神現出して天下を巡り行、すむべき國をもとめ給ふ。時に沼名椋の長岡の前前は今の神宮の南邊の事をいふとぞ。に至りて、すなはちのたまはく、これまことに可住の國なりとて、つひにこれを讃稱して、眞住吉國とのたまふ。よつてこゝに神社を定む。今俗これを畧して、たゞ、すみのえといふ。釋日本紀に引之。○すみのえとは、即住吉なり。よしとえと通ず。住の江の岸は、すべて住吉の海濱の岸を云。一説に、今の住吉の社、神樂所の後にあり。今は入江は田となれり。又筑前那珂郡、長州豐浦郡の住吉も、攝州の地の名によりて、これをよぶとぞ。神名帳に曰、攝津國住吉郡住吉坐神社四座、並名神大。月次相嘗新嘗。住吉傳來の神代記說に云舊記に引之。第一底筒男命、第二中筒男命、第三表筒男命、第四神功皇后なり。此御社の祭禮は、日月におこたる事なし。其事津守棟國の、當社年中行事に詳なり。しかれども後世に至て、斷絕せる事多し。今行はるゝ大數は、正月十三日に、御弦鎭弓の神事あり。二月初卯の神事あり。五月廿八日御田種あり。六月晦日御祓あり。此御祓の神事ことに

はなやかなり。先さま〴〵のねりものありて、其後住吉の社人、騎馬にて三十餘人、境の宿院に至り、それより心に任て住吉に歸る。是神輿供奉の儀なり。最末に供僧十人ある內、年少のもの四人茶磨笠を着し、馬にのり、大庄子より、直に東の方大寺に至る（大庄子、大寺、共に境の町內にあり。）大寺は、神名帳に所載開口社也。鹽土老翁にてまします。住吉の外院にして、一所の社なれば、此社よりも社僧出て、神事を供奉すとなり。舊例にて、此四人の僧に、夏月炎熱の節なれ共、温麪を饗す。又冬十一月の神拜に來る時は、冷麪を出すと也。其後境の政所の下司、弓鐵砲を携へ先驅す。こゝにおいて、神輿一基來り、宿院まで下り給ふ。住吉の大禰宜大祓の祝詞を宣ぶ。しばらく有て、神輿還御あり。この時すでに暮に及ぶゆゑ、境より送りの火、大阪住吉、及諸國より來りつどひたる舟人ども、又近村より迎の挑燈を出す事おびたゞし。（舟人かくするは、此御神は海路守の神なりといへるゆゑなり。）凡一萬餘もあるべしとなり。神輿は宿院より大庄子を經、七度濱にいで、北の境を過て、安立町の南より、大道に出給ふ。神幸の時も、此道より、七度の濱に至り、宿院に入給ふ。七度の濱に、境の政所の假閣ありて、ねりものこの所にて、藝あるは皆其術を盡す。又九月十三日には、相撲會あり。昔は大なる神事なりしとかや、其儀式彼社の年中行事に見えたり。しかれども今は斷絕して其日かたばかり行はれ、昔市の立たる名殘とて、其日の神事を、土民等寶市と稱し、小き升など値を、參詣の人求る也。十一月に新嘗會あり。又大和國高市郡畝傍山に（八木村の南一里許にあり。俗に、慈明寺山といふ是なり。）神功皇后の御社あり。毎年二月朔日と、此霜月の祭とには、此所の土を住吉より取に行て、天平瓮を造り、神前に備へたてまつる。（住吉の神極位たり、歷代を考るに、續日本紀、延曆二年六月辛丑、正三位住吉神に勳三等を敍せらる。又同年十二月丙申、住吉神を從二位に敍せらる。日本後紀に、延曆二十五年夏閏月丁巳、攝津國住吉大神に從一位を授奉らる。遣唐使の祈を以て也とあり。其後正一位を授られたると見え侍れど、年月日分明ならず。授られたる



事は實なり。津守利常傳云、去天慶二年依二東西兵亂一、敍二極位一神社司一階被レ授レ之、利常敍二外從五位下一。是を以て見れば、正一位の極位の神なる故、其社司に外從五位下を敍せられたると云意なり。此御社古代の神領、そのかみは諸州所々にありて、幾多なりしよし、神代記に載たり。此ゆゑに住吉の社領爭論などの時は、神代記を證據に引れけるよし、光嚴院の綸旨に見えたり。此神代記、今は絕たりとかや。此社の領田今猶二千五百石あり。又住吉の神主、古より津守氏にて、今に相續て社務職たり。代々歌人多し。其宅は、明神の南四五町ばかりにあり。宅中に大なる松あり。其先祖國基植たり。六百年ばかりに及ぶとなん。津守の宅中に、神功皇后の正印殿あり。

○古傳の說にいはく、神功皇后務古の水門より、御船を出して、おしわたらせ給ひぬ。そのとき御船の舳着し所を、舳の町と云。泉州境の邑にあり。此事衆邦百首の註にも記せり新羅王の奉りし八十艘の御貢船も、境浦につきぬ。故にむかしは、境浦を八十浦といひしなり。

○攝津國西成郡座摩の社は、神功皇后を祭れる所なり。此社そのかみは、八軒屋と云所のほとりに在しが、中比淡路町一町目にうつし、其後今の渡部に遷坐なし奉りけ

なり。古傳にいはく、神后西國より歸り上らせ給ひ、此所にいたり、大石の上に休せ給ひて、今に八軒屋の上に其石あり、町の名を石町と云も、此神石あるゆゑとなん。御憩し給ひける。此日賤女來りて、醤を奉りけるとかや この故に、古は當社に醤殿村と云御厨ありし也。其式により、今も六月廿二日の御祭の神供に、醤を奉るとぞ。かく神后のやすらはせ給ひし所なるによりて、御社をたてゝ、いはひ祭らる。應神天皇三年十一月、百濟の辰斯王そむく、これによりて紀角宿禰、羽田矢代宿禰をして、これをうたしむ。即日難波の沼中にして、この御神をまつり、住吉第一の攝社とせり。三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、坐摩神授從四位下。忍熊王このよしを聞、又軍を引て退き、山城國菟道に至りて、菟道は今の宇治也。軍を張れり。神后は紀伊國にいたりまして、日高にて太子に會給ふ。かくて群臣と、忍熊王を攻ん事を謀給ひ、更に小竹宮にうつり給ふ。伏見の御香宮は、此小竹宮の古跡とかや。猶下に詳なり。三月五日、武内宿禰、和珥臣の祖武振熊に命じ、數萬の軍衆をひきゐて、忍熊王



をうたしむ。こゝに武内宿禰、精兵を選で、山背より是を出し、菟道にいたりて、河北に屯す。忍熊王此よしを見て、營を出て戰はんとす。時に武内宿禰、三軍に令して、各弓弦を髮の中にかくし、且木刀をはかしめ、すでにして神后の命と稱し、忍熊王を欺ていはく、われ天下をむさぼらず、たゞ幼王をいだきて、君王にしたがはん。豈ふせぎたゝかふ事あらんや。願はくば互に弦をたち、兵器をすてゝ、相共に和睦せん。しからば君王天業にのぼりて、席をやすくし。枕を高うして、專萬機を制し給はん。かくおぼしめさば、あきらかに軍中に令して、悉く弦をたち、刀を解て、河水に投いれさせ給へと有しかば、忍熊熊王その誘言を信じて、軍衆をして、兵器を河水に投いれ、弓弦を斷しむ。こゝにおいて、武内宿禰三軍に令して、かくし置たる弦を出して弓をはらしめ、眞刀を佩せ、川を渡りてすゝむ。忍熊王敵にはかられぬる事を知て、倉見別、五十狹茅宿禰に謂ていはく、吾すでにあざむかれぬ、今儲置兵器もなくて、豈戰ふ事を得んやとて、兵を曳て退く。武内宿禰これを見て、精兵を出して、これをおふ。まさに逢坂にいたり、敵にあうて破りぬ。故に其所を名づけて逢坂と云。近江國志賀郡にあり。軍衆こと／＼くにげけるを、狹々浪栗林に及で、多く斬ころせしに、血ながれて栗林に溢る。故に此事を惡で、其栗林の果をば、御所にまゐらせずとなん。忍熊王せんかたなく、五十狹茅宿禰とおなじく、瀨田川に沈で死せり。其屍を探せども見あたざりしが、日を經て後、菟道河にうかび出たり。

或人のいはく、神后かくのごとく。應神天皇の庶兄をあへなく攻ころし給ふは、少は殘酷の譏を作るにや。予答て曰、しからず。凡聖王賢君の世を治給ふは、功有ものは則賞す。或怨讎といへども、是をすてず。又罪有ものは則刑す。親み有りといへどもゆるさず。是則聖君の天に代て天下を治め、萬民を安んじ給へる公道なり。神后の忍熊王麛坂王をせめ給ひしは、私怨を肆するにあらず。世をみだらんとするあだをうちて、天下のために亂をしづめ給ふなり。されば、むかし管蔡流言して、周公これを誅し給へり。周公なんぞ故なく同氣に刄し給はんや。天討を奉行して、私恩を以て、公法を廢し給ふ事あたはざるのみ。石碏がその子厚をころせしも、大義によりて、私の親みをわすれし故なり。麛坂王、忍熊王、嫡庶の分をしらず、連枝

の義をわすれて、たゞみづから天下をうばはんと思へる慾心おこり、神后及皇子を弑せんとはかられしが、麛坂王は、はからざるに赤猪に咋ころされて、天誅にあへり。忍熊王こゝにおいて、天意の向ふ所をかゞみ、速に惡心を飜し、神后に從服せらるべき事なるに、いよ〱天にさかひ、兵をおこし、世をみださんとせられし故、程なく其身を亡せり。後世において、不義不道をなし、ひとへに慾心におぼれ、天下國家を奪はんとする人の、龜鑑にあらずや。

冬十月二日、群臣神后を尊びて、皇大后と云。則此年を、神后の攝政元年とす。大歳辛巳にあり。釋日本紀に曰、神后は帝位にはつかせ給はず。よつて、古事記には、帝王の御代にたてず。武内宿禰大臣たり。物部多遲麻連公を大連とす。

○古傳の説にいはく、神后三韓より歸り、都に上らせ給ひ、異國退治の時、もたさせ給ひし御旗を納て、神と祝はる 山城國紀伊郡藤森の神社是なり。築邪百首註に云、神功皇后異國降伏の時、御旗一旒上洛の後納らるゝ所は、深草藤森社是なり。延喜式神名帳に、山城國紀伊郡眞幡寸神社二座とある是なり。日本後紀を考侍るに、弘化七年七月乙酉山城國紀伊郡飛鳥田神、眞幡寸神、預官社例。並鴨別雷神之別也。百首註、日本後紀によりて、是に據するに、眞幡寸神社二座は、則藤森之、鴨別雷之神之別也。早良親王宅、彼社の近邊にありし故に、親王の崇敬し給ふ事、他に異なりしとかや。其後早良親王、井上内親王、伊豫親王共に寃殺に逢、祟をなし給ひしかば、則此所に合祭らる。式内二座の外に、此三所の御神あり。今世藤森神社を以て、舍人親王を祭とするは誤なり。早良親王の諡號を、崇道天皇と云。舍人親王の諡號を、崇道盡敬天皇と云 其諡の相似たるによりあやまり來れり。

○二年壬午のとし、冬十一月八日、仲哀天皇を河内國長野陵に葬り奉らる。延喜式に、仲哀天皇の御陵は、惠我長野西陵と云、河内國志紀郡にあり。兆域東西二町、南北二町、陵戸一烟、守戸四烟としるせり。志紀郡道明寺の西北、澤田と云所に、此御陵あり。

○三年春正月三日、譽田皇子を立て、皇太子とし給ふ。時に御年四歳 太子幼して聰達玄監深遠。動容進止、聖表有異焉。かくて神后大和國磐余に、都作りし給ふ。これを稚櫻宮といふ。帝王編年に、十市郡磐余の池の里是なり

と見えたり。今池の内村と云所あり。是ならんとぞ。これよりさき二年が間も、和州におはしまして、此年はじめて、都をさだめ給ひしなるべし。古事記に、皇后三韓を征し給ひて、後倭に歸り上り給ふとあれば、和州におはしましける事、うたがひなきものか。物部五十琴宿禰を大連とし給ふ。武内大臣、もつぱら朝政を輔佐せらる。

〇十三年癸巳のとし、二月八日、武内宿禰に命じ、太子を奉じて、角鹿笥飯大神をおがみまつらしむ。十七日角鹿より歸り至給ふ、この日神后太子と大殿に宴し給ふ。

〇三十年庚戌のとし、呉の孫權日本を攻んとて、數萬の人數をわたす。しかれども、海上にて、疫疾にかゝり、死するもの多かりしかば、つひに其事をはたさず。是即、伊勢、住吉等の諸神の、神后をたすけ給へる故なるべし。凡此御代には、三韓より年ごとに御調をそなへしかば、國家とみさかんなりしとかや。又魏の國にも、ふたゝび使をつかはされ、魏の國よりも、使者來朝して、互に送物ありき。かくて神后は、六十九年己丑のとし、夏四月十七日、稚櫻宮にて、神さり給ふ。天下ををさめ給ふ事六十九年、御年百歳おはしましき。冬十月十五日、狹城盾列陵に葬り奉る。この日、神后を追尊で、氣長足姫尊と申す。孝謙帝の時、諱を奉り給ひて、神功皇后と稱し奉る。

延喜式に、神功皇后の陵をば、狹城盾列池上陵といふ。大和國添下郡にあり。兆域東西二町、南北二町、守戸五烟とあり。此御陵は、奈良の西一里許、超昇寺村の北、歌姫の町より坤の方四五町許にあり。村人これを御陵山と云。又大宮とも稱す。小山なり。老松茂りて蒼々たり。御陵のめぐりには池あり。池上陵と云。むべなるかな。山上に石あり。西北の方に道あり。御陵の下、道の左右に、築地のくづれ殘れるあり。古は陵の下の四邊、皆築地なりしならん。里人はただ、八幡の御母の御陵なりと云。抑そのかみ、荷前の使などゝて。諸陵に、勅使を立てられし事はつねの事なれども、此御陵には、わきてその事しげく、其みことのり、ふるき文にも見えたり。

中にも仁明天皇、承和十年三月十八日の食時に、此陵鳴事二度、其聲雷のごとく、赤氣風にひるがへるごとくにして、南をさして飛行。申の時に又鳴出て、西をさして飛行ぬ。これたゞ事にあらずとて、奏聞しければ、いとあやしみおぼしめして、四月朔日、參議正躬王をつかはされしに、正躬王こゝにいたりて見られければ、陵の木七十七本、其外楮木等に至ては、數をしらずきりたり。是陵守が科にあらずやとて、陵守の長、百濟春繼を勘當して、上奏す。四月廿一日、重て參議從四位上藤原朝臣助、掃部頭從五位下坂上大宿禰正野等を遣して、楯列南北の二の山陵に謝し奉らる。去三月十八日、奇異あるによりて、圖錄を披撿るに、二の楯列の山陵あり。北は神功皇后の陵、南は成務天皇の陵なる事あきらけし。しかるを、世の人南を神功皇后の陵、北を成務天皇の陵と云誤しかば、神功皇后の陵に奉る弓劒のたぐひなど皆成務天皇の陵に奉りき。これによりて、おどろきおぼしめして、成務天皇の陵に奉りし弓劒を、更に神功皇后の陵にかへし、納奉られけるよし、續日本後紀に見えたり。又陽成天皇元慶元年の夏より、秋に至て炎旱す。神功皇后楯列山陵祟をなし給ふによりて、使を遣して巡檢せしめ給ひしに、義倉を守護するもの、倉下において、鹿をとき肉を喫ふ。百姓等、南北二陵の樹木三百三十二株を伐取たりしかば、守倉人、及諸陵官人を、罪に行はれしよし、三代實錄に記せり。

後に筑前國香椎宮にいはひ奉りて、香椎大明神とあがめ奉る。又聖王の御母なればとて、聖母大神とも稱し奉る。さればもろこしの則天皇后は、悪逆莫大なりしが、武承嗣是に諂諛て、瑞石をつくり、文を其石にしるすに、聖母臨レ人永昌ニ帝業一と云を以てし、人をしてこれを則天に献せしめて、洛水より得たりといつはりける。これによりて、尊號を聖

母神皇とかうふりしに、永昌に帝業に事はなくて、却て夫にそむき、子をころして、みづから天下をうばひ、世にありては、みだりに殺事をこのみて、多く忠義の臣を殺害し、悉く天下の民をくるしめ、死して後、其親族皆誅せられ、悪名を萬代にのこし、猶後世の嘲ものをして、牙をかむの怒をおこさしむ。我朝の神功皇后は、賢德おはしまして、夫君の御あやまちを補ひ給はんために、國敵をうち、三韓を征して、我國の帝威をかゞやかし、且賢德ある御子をまうけ、守文の業をひろめ、又至德の御孫ましまして、文教を示し、仁義五倫の道を、鎭に天下後世に施し給ふ。かくその世におはしましては、逆賊を亡し、四海を治め、民をめぐみ、人をなづけて、政事の美化、天下にあまねくして、永く神孫の帝業を堅うし給ひしかば、崩御の後、世の人その樂をたのしみ、其利を利さし、聖德餘恩をわすれずして、聖母と稱し奉りけるに、誠にその名もむなしからず、嘉名宇宙にひゞき、德化四表に及べり。凡物、其名を同じくして、其實甚異なる物あり。魯の國に兩曾參あり。趙に兩毛遂あり。共に其人ことなり甚異なれり。玉の未だみがかざるものを、璞と云。死鼠未だ腊ざるをも、又璞と云。月の日を朔とし、車の輌、又これを朔と云。名は同じくして、實ことなる事、かくのごとし。本朝、異國、神功、則天の號ひとしく、其實異なる事、又かくのごとし

猶つら／＼、神后の御德光の有がたく、たふとき事をおもふに、我國のむかし、諾冊の御神、此國を化生給ひしかども、猶ひとの國は、いまだまつろひしたがはず、もろこしの文には、秦の徐福孝靈帝の時に當る三墳五典の書をもちて、我國にきたり、後漢光武垂仁帝の時に當るの時、善隣の交を結び給ふよし侍り、これはたゞ一時の聘問にして、人の國の、我國にしたがふ事はなかりしに、此御神の御いさをしによりて、三韓ながく我有となり、船わたしするみつぎものたえせず、かくれさせ給ひても、其神德後代に赫々として、もし人の國より我國に、あだする事あれば、神威をそへて防ぎ、退けさせ給ひぬ。かく世にまし／＼ては、大功を立給ひ、皇統を萬世にたれ、かくれま

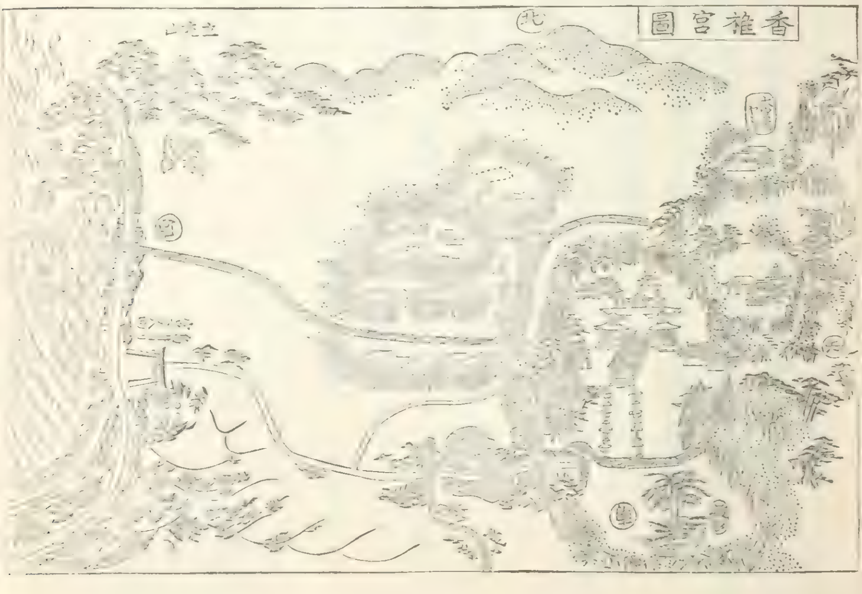
しても、國家の守護神となりて、異賊を四海の外に退給ひぬれば、上には幾千代までも、神孫としてやすらかに天業をつがせ給ひ。又神后の御武德によりて、外國より聖經を貢せしゆゑ、五倫の道明かにあまねく天下に行はれ、左衽の憂をはなれ、國民長く夷にけがるゝのなげきを絶たり。然れば末の世にいたるまで、我國にうまれとうまるゝ人は、たかきもいやしきも、たれかは、此御神の御恩德を、あふぎたふとまざらんや。その御いさをしの大なりし事つのがみのわらはべもしり、いやしきしづのめも稱ず、唯我國人是を稱するのみにあらず、ひとの國までも其御名高く、青史に昭々たれば、猶更かまびすしくいふべきにあらず。

○香椎宮は、筑前國糟屋郡香椎村にあり。（香椎の字、橿日、訶襲、借飯、などとも書り。）此所はもと、仲哀天皇、神功皇后の行宮なり。仲哀帝は、此所にてかくれさせ給ひぬ。神后三韓御征伐の事を計らせ給ひしも、此所にての事なりしとかや。（その事、すでに前に詳なり。）神后かくれさせ給ひし後に、此所を則神后の御廟とす。後世に至りて、左には八幡大神、右に住吉明神を相殿に祭り奉る。八幡大神と同殿に、仁德天皇をも祭れり。いにしへは、武内大臣を祭れる攝社侍りしが、今は亡びぬ。拾芥抄に、香椎社、神功皇后廟也、或仲哀天皇と稱す、一定なし。資綱云、仲哀天皇廟也。多亮抄有所見歟とあり。宋史にも、仲哀天皇、國人云、今爲二鎭國香椎大神一と記せり。いにしへは、仲哀帝の御棺をかけし椎木の下に、古宮大明神とて、仲哀帝を祭れる社あり。二月六日の祭禮をば、もつぱらこの社にて執行せしとかや。こゝを以て、香椎宮を、仲哀天皇の御廟とあやまりしなるべし。又諸神根源抄に、訶襲宮は、昔足仲彦天皇の後、息長足比賣命、及大臣武内宿禰命、この行宮に在て、新羅を伐ん事を謀らる。しかりしより以來、則廟堂として、后宮東にあり。臣廟は西にあ

りと見えたり。延喜式にも、橿日廟宮舍人、武內大臣資人などゝしるせり。然れども、今は武內大臣の社なし。古の末社の記を見るに、武內宿禰の社を、第一の末社とす。しかれば、天正年中炎上の後、再興せざるなるべし。（其舊址は今も存して、御宮の西一町許にあり。礎など猶のこれり。其かまへ甚ひろし。）

筑前國風土記に曰、到二筑紫國一例、先參二謁于訶襲宮一、（仙覺抄に引之。）是漢の高祖十二年に、魯國をすぎ、太牢を以て、孔子を祭り給ひ、諸侯王、卿相に詔して、こゝに至ては、先孔廟に謁して後、政事に從はしむと、定給ひし例にひとし。げにも此御神は、敵國降伏の靈神、本邦鎭守の宗廟なれば、守護の神力をかり給はんとて、天子よりも、とりわき此御宮を、尊敬せさせ給へるなるべし。かゝるめでたき御神の、遠きつくしに宮所をしめおはします事、まことにありがたき事なめり。今此御宮所を見侍るに、前にのぞめば、松杉森々として、風我國の敵を拂ひ、後に顧れば、滄海溟々として、波異域の賊をうつかとあやしまる。御廟は南にむかひて、おまへには、名におふ綾杉高くそびえたり。御池もかたばかり殘り、橋のさまも物ふりたり。（御社の東南にあたり、多々良潟あり。又其間に神山あり。建仁寺妙喜庵の僧、周月仲岩が、東海一漚集に、神山蘭記あり。此神山に、香草多きことをしるせり。しかれども今は見え侍らず。）むかしは神殿大にみやびやかにして、末社も所々に多く、さも宏麗なる御廟なりしとかや。其盛なりし時の御宮つくりの圖、今に殘りて、いにしへの事のみぞ猶したはれ侍る。今はむかしに事かはりて、やうやく本社のみ跡をとゞめ、神事を行ふ殿舍、こゝかしこの末社は、いつとなく絶果、名のみ殘りて、民のすみかとなり、或すがれて、圃田となりぬ。誠に時うつり事さり、古今變遷のありさまを感じて、むかしをしたふあはれを催さずといふ事なし。そのかみ、此御宮の修造などは、專公事にして、必一國の財を寄られ、管內の諸國の役夫をあつめ、官人來て執行ありしとかや。白河院、承曆元年二月五日、

香椎の社焼亡のよし、神社回祿記に見えたり。同御時永保四年、（應德元年なり。）又炎上したるよし、禁秘抄にしるされたり。（かゝる時には、五ケ日廢朝あるよし、禁秘抄に見えたり。是宗廟の火災なれば、いたませ給へる御政事なるべし）文永七年二月十二日。香椎宮火。任承暦例。下宮符。令管内諸國造營。先是五年四月四日。寄附豊後國為修覆なりと、石清水舊記に見えたり。花園院、正和年中にも、回祿せしとかや。（香椎宮古記に見ゆ）其後も又炎上せしが、或頽破せしにや、文明二年、宗祇筑紫に下りし時の紀行に、此御宮の事を、御殿は半もならで、假殿のさまもおろそかなりとしるせり。正親町院、天正十四年七月、薩摩の軍卒ども、立花の城に寄ける時、兵火にかゝり、本社、廻廊、大門、樓門、鐘樓、寶藏、十七所の末社等、殘らず燒失せり。されども此時は亂世にて、誰ありて造立する人もなかりしが、翌年小早川左衛門佐隆景、此國主となられし後、漸く本社ばかりは建立有しかども、猶昔の百が一にも及ばず。其時作られし本社さ



へ、寛永十四年に燒失せしを、國主黑田氏（時勝桂平之姪）源朝臣忠之、又本社を建立せられしかども、隆景の時造營の例に倣て、舊貫に復するに及ばず。此時造營ありしは、則今の神廟是なり。（此火災の前の日、晩景に、神殿の上より白氣を引たるごとき、あやしき雲氣出て、南の方へ數十町たなびきしを、神職里人あやしみけるが、其翌日、火災いできけるとなん。）いにしへは、伊勢大神宮につゞきては、香椎の御廟、宇佐宮をこそ、朝廷よりも、ことにあがめさせ給ひけるとなん。清和天皇の御時、八幡三所を、宇佐宮より、男山に勸請し給ひて後は、年ごとに、彼御宮へ勅使を立られて、香椎宇佐には、しきなみの奉幣はやみ侍りしかども、必三年に一度づゝ、香椎廟、宇佐宮に勅使を立られ、神服をかへさせ給ひ、天祚をいのられ、又天子位につき給ひては、必勅使をたてゝ、其よしを告給ひ、或國家の大事あれば、必奉幣して、いのらせ給ひけるとぞ。古き文どもにも見え侍る。されば前代の祖廟、歷々として多くましますが中に、わきて此御やしろを、世々の天子あがめさせ給ひしゆゑは、たゞおぼろげにおぼしさだめたるにもあらじ。此御神は聰明英武の德、他にこえさせ給ひ、亂をしづめ國ををさめ、戎狄をうち、荊舒をこらしむるいさをしおはしまして、わが國も、ひとの國も、則たはやすくまつろひぬれば、其御威力によりて、いつとなく、異賊の侵寇を退ぞけ給はんため、敵國降伏の守護神と、仰ぎおもんじ給ひしゆゑ、都よりははるかに遠き宮所なるに、しば〳〵勅使を立て、官幣をさゝげ給ひけるならし。其事國史に昭々たり。今予が見る所を、あらましこゝにしるす。

〇續日本紀　聖武天皇、天平九年四月乙巳、遣使於香椎廟。以告新羅無禮之狀。廢帝天平寶字三年八月己亥、遣太宰帥三船親王於香椎廟。奏應伐新羅之狀。同六年十月庚寅、遣參議從三位民部卿藤原朝臣巨勢摩呂。散位外從五位下土師宿禰犬養。奉幣于香椎廟。以爲征新羅調習軍旅也。

【日本後紀】平城天皇大同二年正月辛丑。遣使奉大唐綵幣於香椎宮。嵯峨天皇弘仁元年十二月壬午。遣參議正四位下巨勢朝臣野足。奉幣八幡大神宮樫日廟。賽靜亂之禱也。弘仁十四年十一月庚戌。差左兵衞督從四位上藤原綱繼。使奉幣帛於八幡大神樫日廟。使以太宰府綿三百屯賜使。〇【續日本後紀】仁明天皇天長十年四月壬戌。遣從四位下行伊豫權守和氣朝臣眞綱。奉御劔幣帛於香椎廟。告祈即位也。承和八年五月。遣從四位上和氣朝臣眞綱於香椎祈雨。同年五月己丑。遣從四位下勘解由長官仲世。奉幣香椎廟。同十年冬十月癸酉。遣使奉幣於香椎宮。爲令寶位無動國家大平也。嘉永九年十二月甲寅、遣使奉幣香椎廟。註云其由未詳〇【文德實錄】嘉祥三年八月戊辰。遣從五位下高原王。以寶劔明鏡名香綵帛等。奉香椎廟。仁壽元年十月己酉。遣大藏少輔從五位下藤原朝臣良房。向香椎奉寶幣。〇【三代實錄】清和天皇貞觀十二年二月十五日。勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄。奉幣香椎廟。有告文略

之陽成天皇元慶元年二月廿一日。遣從五位下行主殿權助在原朝臣友子。向香椎廟奉幣劔等。告以天子即位。同二年十二月廿二日。太宰少貳從五位下島田朝臣忠臣等奏言。樫日宮託宣云。新羅虜船欲向我國。宜爲之備。因茲遣從五位上刑部大輔弘道王。向伊勢大神宮祈請冥助。〇【扶桑略記】醍醐天皇寛平九年八月廿二日。奉幣使散位從五位下和氣眞興於香椎廟。此年七月三日即位し給ふ。其儀によりての勅使なるべし。又帝王御即位の後、大嘗會を行はる。此時香椎御廟にも、勅使を立らる。此事、江家次第十五卷大嘗會卷に見えたり。石清水、賀茂などよりも、先香椎を先にせらるゝよししるせり。又猶此外の野乘雜記に、此御宮の事多く侍れど、いたづかはしければもらしつ。

此御宮の祭禮、いにしへ繁榮の折ふしは、社職かはるがはる勤行し、朝廷武家の御爲に、國家安全、寶祚長久、武門繁昌、異敵降服の祈禱、月々日々におこたる事なかりしさかや。中にも、ことに大祭を修し侍るは、正月一日年始の祭あり。同四日六日にも祭

事を執行ふ。同七日には白馬神事あり。又此日かたへの人を取へて、鬼と稱してもてはやし侍るを、里のうちゆすりて、是を見る。終には是をひきゐて、武內大臣の社の前にからめ置侍りぬ。是異賊降伏のよそほひとかや、一說に、追儺の違法なりとも云。此類諸國に多し 同十三日踏歌神事あり。同十五日十六日にも祭あり。二月は三日五日、六日十五日祭禮を修す。五月五日、七月七日、八月十五日、九月九日、十一月五日、同六日、十二月晦日にも、神事あり。凡年中に、七十餘度の祭有しとなり。ことに四月十七日は、崩御の日なりとて、神如在の禮奠いと嚴重なり。月ごとの十七日にも、神官社職拜殿に打つどひ、詩歌の宴を設て、神慮をすずしめ奉る。此禮、猶かたばかり殘れり。又春秋に、祭祀するは、禮の大節なればとて、二月六日、九月九日を、二季の祭日と定め、社官の輩寄つどひ、國民競て祭をなし奉る。中にも、九月九日の御祭には、先神輿を濱男の頓宮に御幸なし奉り、音樂を奏し、事をはりて後、原上村香椎の隣村なり、におはします川上大明神豐玉姫の社なりの社に、神輿御幸あり。此夜神輿をとゞめ奉りし宅を、神功屋敷と號して、今に原上村にあり。十一日には、三苫村香椎に近しの龍王社海神の社なりに御幸あり。是皆海神なれば、三韓退治の儀によりて、其恩意を報はせ給へるよそほひとかや、かくて十一日に還御なる。此禮今は絕て、頓宮もなくなりぬ。其趾は猶鳥居の側にのこりて礎なども存せり。又此春秋の御祭には、箱崎の海人ども、四十八尾の紅魚を御贄に、そなへ奉りしとかや、此外、近邊の浦よりも、大祭の時は、皆神供の魚を献りしとなん。三代實錄を考侍るに、此御社、毎年春秋の祭日に、志賀島の白水郎、男十人、女十人、風俗の樂を奏しけるとぞ。此祭の時、白水郎の著る所の衣冠を、寶龜十一年に、太宰大貳正四位上佐伯宿禰今毛人、つくらせおかれけるが、ふるびぬる故、貞觀十六年に、太宰府より府庫の物を以て、是を改造ん事を乞けるに、同十八年正月廿五日、太政官より、その請所にまかせらるゝよし、命ぜしと、三代實錄に見えたり。十一月六日冬祭と、二月六日の春祭には、太宰帥以下、筑前國郡司以上、借飯廟宮を拜し奉り、再拜兩段す。帥奏して曰、帥あらざれば、大小武の內、見在の者、これを奏す。明神等大八島國知志々、倭根子天皇太

前爾、太宰帥　位姓名等、率二司々人止毛一恐武恐美毛奏賜止波久奏了、再拜兩段して退出し、更に大臣殿に參入して、再拜兩段して退出すと、諸神根源抄に見えたり。かゝる禮節も、大亂の世よりやゝおとろへ、今は其事聞つたふる人だにもまれなり。されども、志賀の白水郎のみ、むかしをしたひ、今も二月六日、十一月六日の御祭をわすれず、前の五日に、海藻介蟲等をもち來て、神前に供へ奉る。

いにしへは、繁榮の御社にて、朝廷よりもことにあがめさせ給ひしかば、神領そくばく多く、祠官神人數百人ありて、日々の勤おこたらず。大宮司職をば、祠官の長たる人、かはるがはるつとめしとかや。橿日廟舍人一人、武内大臣資人一人、預得替之例、又香椎宮守戸一烟と、延喜式にしるせり。又香椎廟司、六年を以て任限とすべきよし、清和天皇貞觀六年八月十五日に定給ひしと、三代實錄に見えたり。此例代々にかはる事なかりしにや、堀川院寛治七年、香椎大宮司武實、秩滿て、（寛治元年初て大宮司に任ぜり）正六位上膳伴宿禰範宣を以て、大宮司とし給ひける。大政官府宣の案、朝野群載にのせたり。又元曆二年、香椎社大宮司公友、忽に領家の命に背きて、濫行を致し、造替遷宮の儀を抑留す。しかのみならず、其身前司として、押て社務を行ふのよし、社官等關東に訴申けるを、賴朝卿聞給ひ、かの公友を追却して、遷宮を遂行ふべきよし、命じ給ひし事、東鑑（四巻）に見えたり。足利將軍家の末に至りて、其政おとろへ、武威を失はれし故、追年天下大亂となりぬ。殊に筑紫は海を隔たる遠境なれば、さながら人の國の如くにて、武家の命令も及ばず、國のみだれいやましになりぬ。かゝりしかば、香椎大宮司交替の例もすたれ、一家として、ながく廟司を勤ける。扨又時勢にひかれし故にや、當社の祠官等、其職分を忘れ、朝夕只弓馬をのみ業として、神道神事、皆取失ひけるこそうたてけれ。近き世に至るまでも、猶神領多く殘り、香

椎大宮司は、宗像大宮司などに相つゞきて、其いきほひ大なりしとなん。さればこそ、豐後の大友氏より、筑前立花城主、立花道雪留守の事を、香椎大宮司、及大中臣、木下氏等に賴まるゝ由の文書、今猶かの子孫の家に殘れり。神領なくなりにけるよりこのかた、祠官の輩落魄して、多く所を去りしかど、かの大宮司の子孫は、御社と共に盛衰を同くし侍る身なれば、田夫のごとく成もてきぬれど、今も猶、鍵鎰を進退し、神體をもり奉る事は、もつぱら此家より勤む。凡そ此御宮の祠官の長に、古へより四黨と云あり。伴、大膳、大中臣、清原也。今も、大膳、大中臣、清原の三氏は、其遠孫なりといへども、伴氏は絶ぬ。

抑、當社の神領は、上代より傳はり。當國、筑後、豐後において、數々の鄕村を寄せられける。足利尊氏卿にいたり、新に又神地を加へられき。其後、亂世打つゞき、他國に有けるを　、暴逆の國主、郡司ども、是を妨げ、殊近代にいたり、大友、龍造寺等殘なく是を奪へり。されども、當國には猶、七百町に及べる神領殘りけるとなん。然るに、天正十五年、秀吉公西征して、九國をしづめ給ふ。彼公稍才力有しかども、本微賤より出て、政道の本意にうとく、禮義正しからず。且、我國の政法は、專神事によれる事を辨へず。此故に、神國の法をやぶり、上代より公武の尊敬淺からざりし古例をかへりみず、當宮の神領をもことごとく沒收せられける。されば其折ふし、神職のうちに少しさえあるもの侍りて、當社の明神はそのかみ、吾朝の亂を治給ひて、天照大神の正統をたて、殊には、異國を征伐して、刄に血ぬらず、三韓をしたがへ給ひぬ。我國誠に小國なりといへども、其德を世界に稱美し、武威を萬國にかゞやかす事、ひとへにたゞ、此御神の靈德にてまします。故に代々のかしこき帝も、ことに尊崇ましく〳〵、武家に至りても、賴朝卿を始、鎌倉の將軍、其神領を改給はず、殊更足利尊氏卿、義滿卿、靈驗をたふ

ごみ、崇敬淺からざりければ、猶又神田を加られき。古へよりかゝりし趣、又其神德の尊き來歴を、殘なく訴へなげきなば、千年に及し社領なれば、などか手を懸給ふべき。然らば末代まで、上の御崇敬、古に違まじきを、神職の輩、皆不才にして、其議なくて默しぬれば、いつとなく此時より、國主の私領にこめられ、かつて、公家武家の沙汰に及ばずなりにけるこそうたてけれ。されども、小早川隆景、私に百二十町の神田を奉られき。天正十五年に、筑前及筑後國の内を、隆景に賜ふ、此時隆景、私に百町餘の神田をよせらるゝ事、昔に准れば、十が一にも及ばずといへども、國主の寄進には、かくこそ有べけれ。凡當國には、神代以來の大社多し。筑紫の三神と號したる宗像三所明神に、二百町をよせられ、箱崎、住吉、志賀、宰府等にも神領を寄進せらる。然れば、隆景私の寄附には、少しもいふべからず。然るに、隆景年老い、薨去の願を遂られし後、其義子秀秋相續で、此國を領せられけるが、此御社の神領を減じて、六十町とす。神職是を歎きて、さま〴〵訴けれども叶はず。さて秀秋年わかくして、國政みだりなりける故、後には六十町の神田をも、悉く沒收せられて、ひたする無領の神宮となりけるこそ、末代とは云ながら、あやしき事なれ。時の轉變不祥は、神明の御力にも及ばせ給はぬにや、かゝる靈神の、異國をさへ、したがへ給ひし勳業ありて、伊勢につゞきては、八幡春日にも、超給ふべき神宮にて、千年に及び、公家武家の尊崇厚かりしも、亂世の後より、漸くうすくなり、剩神領を押へて、國主の私領に附られ、其上隆景死去の後は、六十町に減ぜし神田さへ、又殘なくなるこそあさましけれ。されば彼秀吉公、秀秋の行末いかゞあらんと、心ある人はあやぶめりしが、果して、秀吉公、三韓征伐の功もとげたまはずして薨ぜられ、秀秋もほどなく早世して、子孫長く絶たり。まへにも記せしごとく、隆景在世のとき、本社、拜殿を再興したまひぬれど、鐘樓門、廻廊等は、修造におよばず。いはんや秀秋の代にいたり、神領なくなりてのちは、やう〳〵に社壇もかたぶき、いにしへより所せく作りしなるべし、神職祠官の家々次第に跡絶え

て、皆田圃と變じ、礎だにも殘らず。中島にしげれる佳木は薪にくだかれ、御池も半は田にすかれ、其餘は皆うづもれて、春の草靑々たり。日々月々に執行せし神事、或聖主萬歲、天下泰平、武家繁榮、異國降服の祈請も絕はて、神幸の御旅所も跡のみ殘り、三所に立し鳥居さへ、皆いつとなく朽はてゝ、長柄の橋ならねど、古き名のみ殘りて、むかしがたりとなりぬ。かゝりければ、神人祠官は、衣食を求むべきよすがなくて、多くは四方の國に離散し、やゝ殘れるは皆田夫となりぬ。隆景の時、社人五十三人ありて、祭祀を取行ひけるに、秀秋社領を沒收せられし後に至りて、三十餘人は所をさりて牢落しぬ。其餘の祠官の末葉、今わづかに十四人殘れり。かゝりし後は、まゐりつかふまつる人もすくなく、大宮づかさ四黨の神人も、只名のみにして、皆農夫に變じぬれば、朝ぎよめすべき宮つこもなく、四のほとりには草木のみ生しげり、春は落花みだりがはし。秋は零葉庭にちりしき、いと物さびしき御宮居なり。されども猶春秋の祭日のみ、それとばかりのまねびにて、神事を執行ふといへども、今は近き世まで、浦浦より獻りし、御贄の魚さへまゐらず。よろづかく事替ぬれば、里々の産子も、神事を勤る事おろそかにして、寂々たる林叢の間に、宮所物ふり、御衣木の綾杉のみ、衆木にかはり、神さびて御前にたてり。香椎潟の千鳥の聲、志賀のあまの漁火など、見聞にしたがひて、物かなしさを催し。老の水の影淸くして、名におふ香椎めかれせぬのみ。むかしわすれぬかたみとみえて、心あらんきはの人の、とり〴〵に袖しぼるべき媒となりぬ。僕が鄕國にしづまりおはします御神なる故、かく備して御社の衰をなげくにはあらず。誠に此御祠は、本朝鎭護の靈場、異敵降服の明神なるのみかは。いにしへより、宗廟には、伊勢、石淸水、氣比、香椎といへり。且中華の書に、我日本の書を多く記せる中に、倭の字の義を、女王國の名と書けるは、そのかみ鴻荒の世には、天照大神天下のみだれをしづめ、德を生民に施し給ひ

て、神孫永く我國に君たり。人代に及で、漸く人の心直ならで、國に凶賊いでき、逆威をふるひ、上を犯さんと謀り、異敵又我國を窺ふ事多かりしに、神后よく國のみだれをしづめ、民に惠を施し給ひ、天下たひらかに治り、殊に異敵を征し給ひ、刄に血ぬらずして、異賊服ひ奉りしより、武威大に四表にあらはれしかば、外國其威をおそれ、我を犯しあなどらず。其後三韓代々を經て、我みかどに從ひ、禮儀をみだらず。又聖經を貢しけるより、御子孫の帝、聖の道をめで給ひ、五倫の教の國民を治むるに、もはらたより有事をしろしめし、是を用て、我國の神の道をおしひろめ、萬民を教へ導き給ひき。しかるゆゑ、御子孫の帝にも、大德の君多くましへて、仁義五倫の教へ、ながく天下に行はれし、夷狄の汚れなく、人の道明かにして、終に君子國のほまれ、四の國にあまねし。されば、天照大神は、我國始祖の御神にして、神功皇后は、又本朝中興の大宗たる靈神にてまします。此二神の大德、人の國までいちじるきゆゑ、女王國とは書けるならし（此事に一條禪閤兼良公の說にも出たり）。かゝりければぞ、上りての世のかしこき帝も、此御神をば、大神宮になずらへて、御即位の御事までも、はるへ勅使を奉りて、奏せさせ給ひし成べし。そもへ、天照大神の正統、神功應神の神裔は、世々我國の帝として、日月とひとしく、とこしなへに榮えさせ給ひ、又末の世にいたり、天が下の政をとれる代々の武將より、今代にいたるまで、皆神后應神の御神孫にてましますす。此外親王家よりわかれし公家の人々、及び天下の國主郡司たる武家、大小の家々、いやしき庶人にいたる迄、藤氏の外は、此二神の御苗裔のみ多し。かくて、當宮の神孫は、上王公より、諸侯郡主にいたり、君臣上下、あまねく天下にみちへ、繁榮せさせ給ふ。然れば、公武の宗廟、國主郡司までも、血脈を繼ぎ來れる祖神にてましませば（如此なれば、大功大德の後世に及ぶのみならず、上下血脈の祖神にてまします。）たとひ

時うつり事さり、治亂かはりゆくとても、伊勢、當宮、宇佐などの御社は、いく千代までも、上下のいやまひことならずして、乾坤とともに、さかゆき給ふべき理なるに、彼豐臣氏、世の政事を取て、我國の道を忘れ、神祇をなみせられしより、天下の大社に、古代々の帝の、寄せ給ひにし神田、其後武家より、添られし社領ども、皆ことごとく取はなされければ、當社の神領、猶そくばく多かりしも、此時にいたりて、錐を立る地もなくなりにけるこそ淺ましけれ。（此事委しく前に記せり。）そもそも、前にしばしば記し侍るごとく、此御神は、長く公武の祖神として、しかも、大德大功國民におほひ、あまねき御うつくしみの浪、今の世までながれぬる淺からぬ神恩の、かたじけなき理を、おもひしれらん人、たれか、此御廟のおとろへをなげかざらんや。しかはあれど、物きはまれば始にかへる理なればにや、過し天和のとし、國主源朝臣光之、（號筑前侍從、賜松平姓。黑田長政の嫡孫なり。）すたれたるをおこし、新に神田をよせ、海邊に鳥居を立られ、其いやまひ淺からず。今又元祿にいたり、令嗣源朝臣綱政、此神をあがめ給ふ事いやましなり。されば神威も、月日とともに新にして、御社のさかえも、昔時に立かへり給はん事、日をかぞへて待べきことならし。

此御宮の神木は杉なり。社說にいはく、神后三韓より歸らせ給ひ、異國へ携へ給ひし三の兵器（御劒、御鉾、御杖。）を、今の御社の前なる地にうづみ、其しるしに杉の枝をさゝせ給ひ、後代に至まで、我國の守護神となるべしと、誓せ給ひしが、漸く其木おひ茂りて、木立うるはしく、其葉つきあやしく、よのつねの杉にことにして、あやの紋をおれるごとくなれば、綾杉と名付けるなり。又御神託に、杉は萬木にすぐれ、直なるみさをあり。人もかく心のすなほならんをば、我かならず守るべしと、のたまはせけるとなり。花園院正和年中に、御社炎上の時、綾杉もともに燒たりしが、やがて其木の苗、灰の中より、二本おひ出

けるとかや。天正十四年、兵亂にて回祿の時、又其木も燒たりしに、程なく其根より生ひ出けるが、則今に御社の前にあり。御宮の前、南の方、一段ひくき所にあり。本は一根にして、下より二株にわかる。恰二木のごとし。周二圍半ばかりなり。そのさまつねの杉とかはり、枝葉しげりうるはしく、樹だち甚すなほにして、高き事雲をしのぐ。げに神木なれば、他の杉と異なる事はむべなり。此杉類なければとて、他所に枝を挿、みなまけども、生ずる事なし。

金葉集　　神主大膳武忠

千はやふるかしひの宮の杉の葉を
　二たびかざすわが君ぞきみ

新古今　　讀人不知

千はやふるかしひの宮のあや杉は
　神のみそぎにたてるなりけり

みそぎとは神體を作る木也。杉は直なるものなれば、神によそへてよめり。御衣木とかけり。香椎の古歌猶多し。略レ之

近き比、武府の鴻儒、人見氏、綾杉の賦をつくれり。今こゝにしるす。

綾杉賦并序　　人見友元

筑前國香椎宮者。奉祀神功皇后之所也。宮廟之中有神杉。茂枝下垂。盤根固結。可謂千有餘年之物也。其種非常。交葉如綾縱橫錯綜。自古稱之曰綾杉。鄉俗傳言。神后嘗手所手植也。今國侯右金吾次將黑田君。尊崇斯宮。特樊籬垣護其神樹。其州之宿儒貝原損軒爲余之老友。偶攀綾杉一兩枝示于余。且稱其樹之美。余一視奇之。藏於巾笥。久而猶不變色。青葱可愛。又想其靈種也。因作賦曰。

昔神后之征三韓。分艤於香椎之海涯。鎮石挾腰。靈胎在懷。運籌于簾幃之中。睿智允明。選威于斧鉞之間。號令維諧。武内鷹揚輔政任將。衆銜巨艦憑虛相望。表筒底筒降祉助其。荒魂和魂先鋒守使。旌旗飜三軍之雲。金鼓撼萬里之浪。馮夷清道。飛廉起潮。錦帆若千鯨奔騰。神飈如大鵬之扶搖。新羅畏懼面縛乞

降麗濟、束手匍匐來朝。不血兵刃而服德。不動干戈而捧貢。姦慝伏窟天下歸風。致御宇之昇平。建皇極之正中。聊擬女媧之鍊石。能補天柱之折。猶仰祖神之掛鏡。普照海內之衆。浦宮垂跡。古杉深根。織葉成綾。綴枝裁幡。惟上帝之機杼。傳自紫微之垣。天經地緯。織女降於河漢。雨絲波紋。水妃出於海門。烟霧曳縷紛綸。虹霓擲梭頻繁。勾芒龍駕。滴油以不濡水。王母鳳使。斂翼以能巢閣。何借齊工。豈求巴客。染之以碧落之色。濯之以蒼溟之液。千緗高緗之琴。風韶度曲。干瓊滿瓊之珍。露光下澤。鶴文翩翩天仙之舞可奏。鮫綃段段。淵客之巧不借。直幹凌霄奉靈幣於百國。偃條掩塀。擁御笠於千尺。不蠶紡紝。無蠶精粹。越州十花。縞緘盡巧。大液孤樹。車蓋拔萃。森森乎如馬眼蛇皮之細。密密乎如龜甲魚口之緻。王者休徵交合浦。一株之影舊物久昌。積華子千仞之翠。優於嬴政大夫之爵。超於世民七品之位。嗚呼爲靈奇也。倚瑤樓璇宇之高。呈紫宸金闕之瑞。輪囷閱世不改其容。緒餘經年無變其色。豈柯出嶺。何望陳大傅垂陰之覆。稠葉綴衣。豈論李觀察攬條之織。勿剪勿拜。江南之船誰造。彌高彌堅。臺山之枕孰刻。顧夫永陵之理。能固上古之封殖。藉雪之操。猶潔歲寒之貞姿。以察雄武之象。剛幹卓立。以觀仁厚之俗。柔條葳蕤。經緯能整。敎黎庶而施化。祗祥于顯。守邦疆而致治。是乃敵國之喬木多。世臣以受丕基。斯靈根之繁榮。倘崇神光之熙熙。

凡神變奇異をのみ語るは、神明の御心にたがひ、神道の本意ならねど、かねていみじと見及び、聞おきつる事どもひたすらいはでやみなんも、たゞに腹ふくるゝわざのみか、且は神光をおほへる恐れも侍れば、今しばらく社家に傳ふる所、又は世に流布せる說、神威のしるし有し事を、略こゝに書つけ侍る。延元元年二月、足利尊氏卿京都の軍に打負て、筑紫に下られける處に、菊池武俊九州の勢を催し、尊氏を防ぎける、此時尊氏卿は、筑前宗像郡江口といふ所

にて船よりあがり、宗像大宮司が舘に、しばらく逗留し、其後香椎に赴かる。其勢三百人に過ざりしとなん。香椎にいたり、神廟に軍事を祈られ、則濱男の頓宮にして軍評定あり。かくて、先菊池が勢の多少を、斥候をしてうかゞはれしに、その勢雲霞のごとくなりしかば、歸りて其よしを申ける。尊氏聞て、かゝる小勢を以て、大敵に向ひ、なまじひなる軍して、恥辱を後代に殘さんより、只潔く自殺せんと議せられしを、舍弟左馬頭直義、つよく諫め、みづから先行向ひ、一いくさして見候はんと云すてて、すでに旗の手をおろし、濱男の頓宮を打立て、香椎の宮の前を通られける時、（古の海道は、香椎宮の前より、多々良村の、わきへ通ぜり。今も其古道あり。今の海道は近來の造道なり。）今烏一番、杉を一枝くはへて、冑の上へぞ落しける。直義馬より飛で下、是は、香椎明神の、擁護し給ふ瑞相なりと敬禮し、射向の袖にぞさゝれける。かくて菊池と對陣せられしに、直義の陣よりは、矢一すぢをも射ずして、敵のよするを待居たり。かゝる處に、味方の陣より、誰射るさもしらず、白羽の鏑矢、敵の上を鳴響て、落所も見えずなりき。直義の兵ども、是たゞ事にあらずとたのもしく思ひ、各いさみなさずといふことなし。やがて合戰始りしに、其衆寡誠に敵し難しといへども神助によりけるにや、さしもいさめる菊池が大勢、却りて直義の兵に追たてられて敗軍し、菊池もやうやく本國に引退きける。又からめてに廻りける松浦、神田の者どもは、將軍の勢のわづかに三百人にもたらざるを二三萬人と見なし、磯うつ波の音までも、敵の鬨と聞なしければ、俄に叶はじと思ふ心付て、一軍もせず、旗をまき、冑をぬぎて降參す。かゝりければ、九州の兵多くは尊氏に隨ひぬ。尊氏此御神の御めぐみ淺からざる事を甚感喜して、多くの神田をよせられき。（其時の文書等傳りて有しが、天正の回祿の時燒失す、其外、綸旨、御教書、神寶等甚多く有けりしも、此時に至りて亡びぬ。）同年四月、尊氏、直義、相共に大軍をひきゐて筑紫を出、五月攝州兵庫にて新田義貞に打勝、

楠正成も此時討死し給ひければ、尊氏又歸洛して、終に天下の武將となれり。（尊氏は君にそむき、世を奪ひし亂賊なり。然るに太平記などに、此御神の尊氏に冥助を加へ給ふよししるすといへども、神は非禮をうけ給はざる理なれば、かゝる正神の、などてかは不義の逆賊を守り給はんや。其說信じがたし。或人の曰、後醍醐帝御政治正しからず。たとひ天下をしろしめすとも、必ず亂に及ばんとの神慮にて、尊氏を守り給ふにや。又曰、たとひ尊氏亡びたりとも、又他の亂賊出で、天下淸事あるべからず。故に暫く萬民を休めんために、尊氏が願望をみて給ひけるにや。此二說共にいぶかし。おそらくは僻說なるべし。）又應安七年の夏、足利義滿卿菊池退治のため、筑紫へ發向せられしに、先祖の吉例を思ひ、九月七日先香椎の宮に參詣して、一紙の願書を奉り、又種々の神寶等を納らる。其後菊池降參し、九州すべて平ぎければ、十月に義滿歸洛し給ひぬ。これより後、義滿の武威漸く盛にして、南朝もおとろへしかば、諸國の武士皆京都につどひて、四海やゝ治り、淸世となりぬ。又近き世にいたりて、豐臣秀吉公は、神明などたふとまずして、伊勢の御神領さへ、檢地せし人なりしが、九州征伐の時、此御宮の神領ども悉く沒收せられにき。扨秀吉朝鮮をうたんとならば、先ふかく此神にいのり、神助をもあふぎ、昔時（そのかみ）神后の三韓をうたせ給ひし古きためしをたづね、其旨に隨ひてこそ、將に命じ軍をやり給ふべき事なるに、かゝる慮もなく此御社に幣帛さへ捧られず、殊更神后の三韓をうたせ給ひし御おきてに違ひ、みだりに人をころす事を好まれしかば、渡海の諸將も其趣に隨ひ、皆人を殺す事の多きを以て功とし、とがなきものを殺し、敵ならねどもつらなひける。かく暴を以て朝鮮を取らんと謀り、仁を以てなづくる道を知り給はざりし故に、多年大軍を動し、漸く朝鮮を手に入ながら其功を遂げられず。古き諺にいへるごとく、寶の山に入ながら、手をむなしくせられしは、無益の事也。（中華、日本、朝鮮、すべて内外につき、數百萬の人民をなやまし苦しめ、敵味方數萬の人の命をうしなひ、事のなす事なくてやみぬるは、せんなきいたづら事にして、類なき惡事なり。誠に三國の害をなし、みだりに人民の死をいたせるは、一方ならず、いたむべし。惜むべき事ならずや。）これのみならず、かず／＼不仁の罪かさなりぬれば、二世ならずして亡びらる。又小早川左衛門佐隆景は、當國の主となりて、此御神をふかく信敬し、私としても百町

餘の神領をよせられければ、神人祠官悅び、長時に懈らず祭事を執行ひけるとなん。しかるに朝鮮にして、都合戰の時、大明の良將、李如松と戰ひ、大事の軍に打勝て、其名を異域にかゞやかせり。抑朝鮮征伐の時、日本の諸將、各戰功莫大なりといへども、間に怯弱の輩も有しかば、其勝必十分の美を稱すべきはすくなし。只隆景の都合戰こそ、朝鮮征伐の內にて、無二の大切なる軍にして、わきてはなやかなる勝負なりしとかや。其故は、味方の惣軍を後におき、戰場平地にして、其對する所の敵は、中華にてえらばれたる良將なり。彼がひきゐし諸卒も、皆勇剛にして、兵技になれ、節制にかなひし兵なれば、これらをとりひしがれしは、誠に稀なる勝にて、すぐれたる武功なり。是其智謀すぐれ、兵術の熟せし故のみにあらず。且は此御神の、冥助有し故なるべし。此時の功を賞せられて、中納言に任せらる。又立花氏も、其さき立花城に在し時、香椎は其隣邑にして、殊に武德の御神なれば、ふかく當社を尊敬し、つねに勇武の、人にすぐれなん事をいのられしが、隆景と同時に、都合戰にて、大功ありて、其名高し。又これよりさき、九州いまだ秀吉公の手に入ざりし時、早く秀吉公に心をよせられしが、其みぎり、戰功大なりし事を賞美して、秀吉公より、小早川隆景、黑田孝高に給はる御書にも、九州の一勢と稱美せられにき。（秀吉公筑紫陣の時、[illegible]八、天正十四年より、豐前の國へ發向す。其時の軍奉行、隆景孝高へ、秀吉公京都より遣はさる御書の文面なり。）隆景の義子、秀秋の事は前に記しぬ。又大友宗麟、始は禪僧の妖說にまどひ、後には耶蘇の邪法におぼれ、神祇をなみし、或所々の神社を燒ほろぼし、多く神領ごとをかすめとり、素より筑後、豐後に在りし當宮領をも奪へり。當國も大友領なりしに、かれ是につき、此御神をないがしろにせられし事、かぎりなし。宗麟始は、九國に猛威をふるへりしが、老後に島津を亡さんとし、戰まけて、漸く武威おとろへぬ。其子義統に家を

ゆづりて後は、すでに豐後の在城も危かりしに、早く秀吉公へ服せしゆゑ、筑紫陣のみぎり、豐後の國をたまはりしが、朝鮮軍の折ふし、大明より朝鮮をすくはんため、大軍來り、先小西が籠りし平壤の城をかこみし時、大友は小西が城より、日本路十四里こなた、鳳山と云し城にありしが、大明より來れる大軍防ぎがたく思ひ、早く城を出て、朝鮮の都へ歸りし罪により、先祖能直より以來、二十餘代領せし國を、沒收せられぬ。かくて義統は、慶長五年、石田三成に與し、兵を起し、豐後において、黑田如水と戰ひ、軍利あらずして、囚となり。長くその家を亡せり。

○慶長五年黑田氏源朝臣長政、この國の主となれる後、家臣堀平右衛門といひしのも、香椎村を領せしが、神職の者ども、土民となりても、なほ農夫とは其さまのことなる事をにくみ、或打擲し、所を追出しなどし、萬につき、當社をないがしろにし、神慮をはゞからず、不道のふるまひ多かりしかば、程なく主人の意にたがひ、流浪せしかども、武名ある者にて、やがて小田原の城主稻葉氏につかへしが、年經て後、故ありて主人に殺され、家族皆一時にほろびぬ。又近き比に至りても、綾杉に枯枝有けるを村人薪にせんと思ひ、密に梢にのぼり、切おとして、其枝を家に持歸りしが、其夕よりたゞならずなやみ、惣身青く腫、久しくわづらひける。是によりて、ふかく罪をはらひ、心を改め、社前に杉をうゑ、さま〴〵おこたりを悔祈奉ければ、程なく平癒せしものあり。又糟屋郡八田村と云所の農民、此御神の産子なりければ、年ごとに例に從ひて、九月の祭日には、作れる田の初穗を、此神前にそなへ侍りけるに、或年祭日に、其をのこ心狂しけるにや。家のほとりなる田の畝に、米をもてゆき、遠方に參らんもいたづがはしとて、田の中になげちらし、香椎明神これ食給へとて、惡言しけるが、程なく惡疾をうけにけるとかや。又此御宮の社人を、故なく打擲しけるもの、

やがて中風の病をうれひ、右の手なへにける。或時御廟の修造ありしに、其奉行なりける男、しきりに神體を見んといひて、社人をおびやかし、いかりののしりける。其外修造の間、さま〴〵不敬の事共多かりしが、後年はからざる罪により自殺し、子孫も絶うせぬ。又御宮修葺の時死人にふれし者、公事と思ひけるにや、汚を憚からず役夫となり、神殿のやねにのぼらんとしけるが、忽地に落て足を破り、枴脚となりぬ。又香椎の邑に、いにしへより、宮座の會とて、年ごとに一たび、神官里人あつまり、各米錢を出し、酒色を調へ、饗をもよほす事あり。是は神慮を悦ばしめ奉り、人々身をもことぶき、悪心を改め、善にすゝまん事を約し、里民親疎打つどひ、歡びを合せ、なべて一村和順の祝ひ事なりとかや。此事今にあり。然るに、近來或神職の末のもの、此會座の輪番にあたりて、饗をいとなみけるに、祠官其外衆中にいひけるは、近代神慮なくなり、御寳衰微せしにより、古來祭に用ひし、御贄の魚も、今は浦々より献ることなく、たゞ志賀の海人、介蟲を少すゝむるのみぞ、其事の跡はのこれる。然る故、神前の御饌さへ、近來は漸く魚味を奉る事をも省きぬ。されば、此會には、法師も出あふ事なれば、其まうけの品をわかたんもいたづがはし。たゞすべて、素饌にせばやといひすゝめて、魚肉を用ゆる事をやめたり。かゝりし後は、事のやすきをよしとして、宮座の會に、魚肉を用ゆる事なし。然るに、彼男それより後、いつとなく、家業おとろへ、朝夕をすごすべき便なく、さながら乞児のごとくなりはて、子孫も絶にけり。抑此會は、いにしへより定りて、新穀を用て、神を祝ひ、身をことぶき、神人悦を催す神事の一つなるを、鄙吝の心を以て、古來の定式をやぶり、非法を執行ひける故、其身かまどをやぶるのみならず、子孫まで絶にけるこそふしぎなれ。かゝるためし、見聞にしたがひ、數々多く侍れど、あま

りいたつがはしければ、事そぎて、今その一二をあぐるのみ。そもそも神明不測の御心は、至て妙なる理にてましませば、これらの事、必神慮より出るにあらず。たゞ人みづから招く所にして、火はかはけるにつき、水はうるほへるに流る理なれば、善惡の感應も、天地の自然によれるわざならし。かかるためしを見きゝ、たれか神威をおそれ、神德をあふぎたふとみ、なんぞ其心の非をあらため、善にうつらざらんや。

〇山城國紀伊郡伏見里の御香宮も、神功皇后をいはひ奉れる所なり。相殿に、應神天皇もおはします。又白菊翁をも祭れり。神名帳に見えたる、御諸神社是なり。神后恩熊王を征し給ひし時の、小竹宮の故跡となん。社說には、淸和天皇貞觀四年九月九日に、始て神后を、此地に祭奉るといへり。白菊翁はこの地に久しく住ける仙翁なりとかや。秀吉公伏見の城を築かれし時、御香宮を、今の矢島の嶺にうつされ、其址を以て、中納言秀秋の第宅とせらる。然るにさまざま怪異有ければ、やむ事を得ずして、又本の地にうつし奉らる。今の宮所是なり。矢島嶺の社地は、則御旅所となれり。文祿元年秀吉公、朝鮮をうたんとて、肥前國名護屋に下り給ひし時、昔の吉例を聞給て、先當社を再興し、神領三百石寄附せられ、此御宮より首途有べしとて、數萬の軍兵を引率し、大坂より伏見に至りて社參し、備前長光の神劍を奉納し給ふ。神職等かねて社中の儀式をとゝのへ、巫女裝束をかざり、威儀をかいつくろひ、神前より三方膳に、金銀の土器をすゑ、打鮑、かち栗、昆布を木具にもりて持出、是をすゝめ、金幣を取て再拜す。秀吉公則神盃を頂戴し、三種の肴を取、武運長久を祝し、神殿を出給へば、其外の諸大將、各ついでに順ひ、神酒をいたゞき、武運をことぶき退出し、水陸打つゞき、西國をさして發向せらる。將士諸卒のいきほひ、機にあらはれ、忽に落日をもかへすべき

ありさま、誠にゆゝしくぞ見えにける。抑、我朝に、いにしへより軍を興す事多しといへども、皆國内のあらそひなれば、大軍とても、王畿七つの道、或三つ四つにわかれ、二つにわかるゝに過ることなし。此たびは、異國を征する軍にて、天下一同の出陣なれば、古今にためしなき壯觀なりしとかや當社今に至て、猶三百石の神領あり。

當社の祭禮は、九月九日なり。此日神輿、敷地の内を渡御あり。これよりさき、八月晦日、神輿御幸の道すぢに忌竹を立、九月一日には、神輿拜殿に出御あり。又二月の卯日は、御弓祭あり、十一月十五日、火燒の祭あり。此外年中に小祭多し。神主、祝部、禰宜、巫女等ありて、各祭事を執行ふ。

八幡宮本紀巻之三終

八幡宮本紀巻之四

應神天皇紀

神功皇后、かくれましくける明年、庚寅の年、春正月元日、譽田皇子位につかせ給ふ。時に御歳七十一歳なり。即このとしを應神天皇の元年とす。大和國輕嶋の地に都し給ふ。これを豐明宮といふ。帝王編年に、豐明宮は、十市郡に在とす。今は其所さだかならずとぞ。

○二年辛卯のとし、春三月三日、仲姫を立て皇后とし給ふ。景行帝、第二の皇子を、五百城入彦皇子と云。其子を品陀眞若王と云。仲姫命は此人第二の女なり。皇后すでに、荒田皇女、大鷦鷯天皇、根鳥皇子をうみ給へり。これよりさき、皇后の姉、高城入姫を以て妃とし、額田大中彦皇子、大山守皇子、去來眞稚皇子、大原皇女、澇田皇女をうめり。又皇后の妹弟姫を妃とし、阿倍皇女、淡路御原皇女、紀之菟野皇女三野郎女をうめり。次妃、和珥臣の祖、日觸使主

の女、宮主宅媛、菟道稚郎子皇子、矢田皇女、雌鳥皇女をうめり。次の妃宅媛の妹、小甂媛、菟道稚郎姫皇女をうめり。次の妃、河派仲彥の女弟姫、稚淳毛二派皇子をうめり。つぎの妃、櫻井田部連男組の妹、糸媛、隼總別皇子をうめり。次の妃、日向泉長姫、大葉枝皇子、小葉枝皇子をうめり。凡此天皇、男女の御子二十五おはしましき。古事記には、二十六王として猶六人の御子の名をのせたり

○三年壬辰の年冬十月三日、蝦夷悉く朝貢す。即蝦夷をして、厩坂道を作らしむ。厩坂道は、大和國高市郡にあり此年、百濟辰斯王、我國に不禮なりしかば、天皇これを怒て、紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰を遣して、其無禮の狀を嘖讓しむ。是によつて百濟國人等、辰斯王を殺して、以てこれを謝す。紀角宿禰等、便阿花を立て王として歸れり。

○五年甲午のとし、秋八月十三日、諸國に令して、海人及山守部を定む。

○六年乙未の年、春二月、天皇近江國に幸ましての菟道野ほとりに至て、歌てのたまはく、知婆能伽豆怒塢所の名也。今案に、山城の國葛野也。彌例摩〇見れば也茂々智儾蘆夜〇百千足也珥波母彌喩〇庭も見ゆ也。千鳥の庭にあるなり。逼珥能朋母彌喩〇國の府見ゆるさなり。ほさふさ五音相通す。

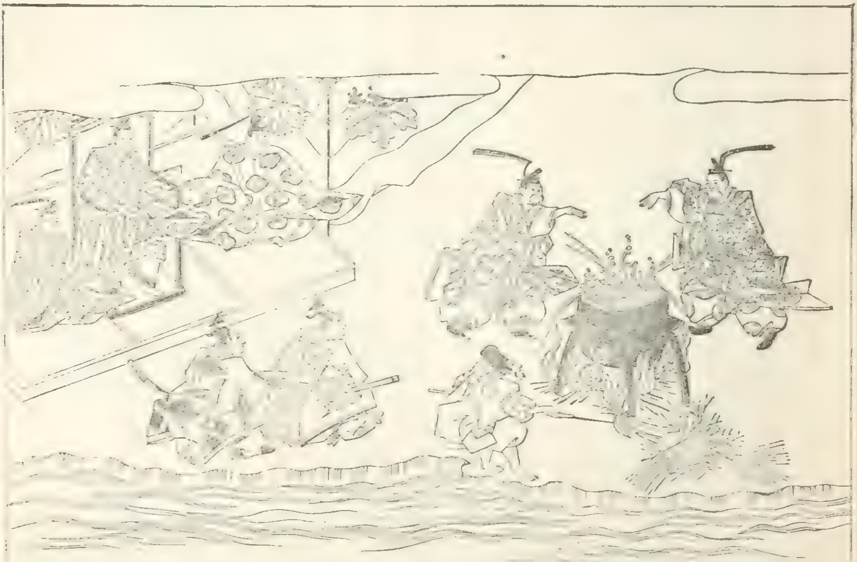
○七年丙申のとし、秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人來朝す。時に武內宿禰に命じて、諸韓人をひきゐて、池を作らしむ。よつて其池を名付て、韓人の池と云。韓人の池の舊跡は、大和國城下の郡に在。

○九年戊戌のとし、夏四月、武內宿禰を、筑紫に遣して、百姓を監察せしむ。時に武內宿禰の弟、甘美內宿禰。古事記を案するに、比古布都押信之命、尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城高千那比賣を娶て、味師內宿禰をうむとあれば、武內大臣とは、同父異母の弟也。山城內臣の祖にして、神名帳に、山城國綴喜郡、內神社とあるは、此人を祭れる所とかや。兄をころして、天下の權を得んと思ひ、天皇に讒言して曰、武內宿禰、すでに天下を望む情あり。今筑紫に在て、密に謀り、筑紫をしたがへ、三韓を招ておのれにしたがはしめ、遂に天下をたもたんといふときゝぬと申せしかば、天皇是をきこしめし、使を

遣して、武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰此よしを聞、吾二心なく、忠を以て君につかへつるに、今はからざる災にかゝり。無實の罪を得て、名を汚し、身を失はんは、いと心うき事なりと、深くなげかれける。壹岐直眞根子といふ人ありけり。其人となり、よく武内宿禰の形に似たりしが、今武内の罪なくして、空しく誅に及び行はん事を悲みて、即武内宿禰に語ていはく、今大臣忠を以て君に事へ、黑き心なき事、天下是をしれり。願くは、密にこゝを避て、朝廷にまうでまし、みづから罪なきよしを申ひらき、猶ゆるし給はずば、其後死給はん事おそからじ。時の人、常に僕が形、大臣に似たりといふ。故に今、我大臣に代て死し、必以て大臣の丹心を世に顯はさんと云て、即みづから劒に伏して死す。

眞根子の社は、筑前國早良郡、生松原の中にあり。熊野權現も、相殿にまします。里人は神后三韓におもむかせ給ひし時、御供の神なりといふ。

時に武内宿禰、大に悲しみ給ひしが、ひそかに筑紫を避て、船にて南海をめぐり、紀水門に泊り、



漸く朝にまうでいたり、罪なきよしを奏せらる。天皇即ち武内宿禰と、其美内宿禰とを、推問給ふ。こゝにおいて、二人堅く執して爭ひ、是非決しがたし。天皇勅して、神祇に告て、湯を探らしめ給ふ。これにより、武内兄弟、ともに磯城川（大和國磯城郡にあり。）のほとりに出て、探湯をす。武内宿禰かちぬ。（是湯起請の權輿なり。）即横刀を取て、其美内宿禰を打たふし、遂に殺さんとす。天皇勅してゆるし給ひ、紀伊直等の祖に賜ふ。

竊に按ずるに、危を見て命を授るは、專君子の本意にして、身を殺して仁をなすには、賢者の素志なり。此時眞根子危を見て、命をさづくるの忠勇なくば、武内宿禰、死をまぬかれ給はん事、かたかるべし。しかるに、眞根子は義によりて、命を輕んじ、身をころし、仁をなして、聊も懺悔の心なし。誠に鉏麑が行ひにもまさり、紀信が忠にも超ぬべくぞ覺え侍る。甘美内宿禰の、骨肉連枝の義を忘れ、虚妄の讒をかまへて、兄をころし、己を利せんと計し事は、天地神明のいれざる所なれば、更に言說をつひやし、其惡を責るに及ばず。眞根子の義死をきゝ、其死をまぬかるといへども、何の顏ありて人に面をむくべきや。鶺鴒は鳥なれども、兄弟の道ありといへば、鳥にだもしかざるの恥を、あまねく天下にさらすのみか、是を簡編に載て、その大惡不義のそしり、永く萬世までに殘りて、誠に恥辱のいたりて甚しきなり。眞根子は義によりて、世を早くせられしかども、其忠操芳志、千歲につたへて、長く後代にかゞやき、死するの後といへども、猶生る日のごとし。節肝、義膽、誠に天地をも動し、人氣を感ぜしめて、千歲の下是をきけば必貪夫も欲を忘れ、懦夫も志をふるひ發しつべし。張魯叟いへる事あり、臣たるもの、忠に死する事あたはず、子たるもの、孝に死する

事あたはざるは、唯百年の内の血氣のみ、我ものなる事をしりて、百年の外の聲名も、又我ものなる事をしらざればなりとぞ。誠に眞根子のごときは、百年の外の聲名も、即今日の我ものなることわりを、よくしれりといふべし。士窮見節義。世亂識忠臣。とは古今の定論なり。されば人臣の義、又は朋友の交りといへども、平居無事の時は、君子も小人も、異る事なく見え侍れど、必事の變に及び、或利害にのぞみ、艱難にあひぬる時にぞ、忠臣義士の節操、青松の友情は、殘りなく顯れ侍れ。かの歲寒して、松栢の凋に後るゝ事をしり、疾風吹て、勁草のひとり立るを見るがごとし。武内宿禰、無實の讒にあひ給しにぞ、眞根子の節操はしられ侍る。又凡子として親に背き、弟として兄をしひたげ、婦として夫をないがしろにし、臣として君ををかし、不義の富を求んとする人、其求る所を得ずして、身は先立て亡びぬるたぐひ、むかし今少からず。萬に一も、不義にして、其欲する所を得るといへども、或天罰神誅をかうふりて、つひに其富貴をたもつ事あたはず。或其身弑せられて、其終をよくせず。又は其身幸にして患なしといへども、其子孫悉く斷絕せし類。我國他國にかぎらず、古今其ためし多し。是ひとへに、欲におぼれ、義を忘れて、みだりに、我身の幸あらん事をのみ、謀るといへども、天理に背きぬれば、却て災の基となり、身ほろび、家を失ふに至る。かゝる理をよく辨へしり、貴もいやしきも、ひたすら忠孝仁義の道を心とし、徒に浮雲の富貴を求る事なく、天命の正しきを樂むべし。又大小にかぎらず、人の上としては、人君は民の父母たるの道理を深く辨へ、各其職分を守り、ひとへに唯、下民を撫めぐむを以て勤とし、日夜士夫を用ひ、專其政事に深く心を盡し、ことさら臣下の曲直を糺し、之を賞するに私なく、惡を罰

するに邪ならず、一向天道の正理にしたがひて、天下國家を治むべし。然れども、其善惡をこゝろみ、邪正をわかつ事、其智あきらかにして、又心を用ゆること深からざれば、ともすれば善人を以て惡とし、小人を以て君子なりと思ひまどへる誤りのみおほし。そのゆへは、小人は常にこびへつらひて、とにもかくにも、君の心にかなはん事を求て、善惡をわかたず、其このめるにしたがひて、君の惡をむかへ、後年かならず國家の災と成べきことをかへりみず、只目前の氣色をとり、機嫌をはかりて、上のためによろこびられ、我身を立ん事をのみ計り、また邪佞の權臣近臣等に諂ひつかへ、彼がたすけを得て、彌君の寵をもとめ、利祿をむさぼる棧とす。こゝを以て、君ます／＼其佞邪に迷ひて、日をかさね、其愛寵深し。或又邪ひがめる輩、是に與しへつらひて、忠臣なりと稱す。扨又君子の行ひは、大に是にことなり、

己を正ふし、忠義を本として、君の心の非を格し、其政事を明かにして、臣民を和し、賞罰を糺し、農業をすゝめ、君を堯舜の德にも至らしめん事をのみ思ひ、かつて權臣近習などの、邪佞の輩に諂ふ事なし。されば凡人の情多くは我にしたがひ、こび諂へるを好むならひなれば、かの佞臣の妄りに阿へつらひて、上たる人の、少の藝わづかの言のあやまでも、言を巧にほめはやし、或はよこしまにひがめる事多く、後年國天下の禍の兆、萬民衰微の階となりなん惡事を云出し、行はるゝといへども、上の意にたがはん事を憚りて、却つて是を善事のごとくに取なし、君を欺き我身を立んと計るを、闇君かれにたぶらかされ、是終に天下國家をほろぼし、我身を失ふ。鴆毒なる事をさとらず、萬わが意にしたがひ諂ふは、時にとりて氣にさはらず、心よきやうなるゆへ、遠き慮りなくして、偏に是を忠臣なりと思ひあやまり、是を

悅び近づけ、政事をはかり、官祿をすゝめ、權をつけ、威をまし、前にいふ賢知忠義の臣の、政事に心をつくし、賢臣をすゝめ、功臣を賞し、善人を舉げ用ひ、佞人を退け、惡人を戒め、賞罰を糺し、諸臣をなで、下民をめぐみ、農業をすゝめ、あまねく政事を助けて、天下國家を利する大功ある節義の忠臣をば辨へずして、却つて是を、內心ににくみ疎ずるきざし有るゆゑ、彼邪知の小人、頓て君のこゝろねを察し、其機に乘じて、さま〳〵讒をかまへ、邪謀をめぐらし、君臣の間を隔るにより、闇君これにばかされ、つひに、佞邪の說にしたがひ、漸く忠臣義士の道ある人をうとみ惡み、或は罪なくして、死刑流罪に及び、退け逐はれ、まれに祿位を失ぬもあれど、權威をうしなひ、政に與る事もなく、世にわび身を苦め、さながら無がごとくなれば、なべて忠義を思ひ、君に近付て、下に橫なる政事多く、佞臣みだりに惡行をなし、

下民のこんきう、萬人の下にいかり恨みぬる類。皆世の殃に近き理をも、上に達し、いさめ告べき人なし。しかれば邪佞の臣、彌はゞかる方なく、心まゝに私をおこなひ、權威をふるひ、其親族同類を以て、皆要路に舉おき、邪なる政事を執行ひ、上に輕しめかすめて、思ひのまゝに官祿を取かさね、下をなやまし、利を貪り、大小上下、皆其逆政にくるしみ、終には國天下のみだれとなり、或天下國家を亡ぼし、身死し、子孫斷絕に至りぬるたぐひ、和漢ともに、其趣多くはかくのごとし。今其舊事を聞ても、牙をかむの忿を催す事、舊史に載る所、こと〴〵く記に遑あらず。凡これ佞邪の臣の等類多く、君に寵せられやすく、忠臣正士の、世に用られがたきあらましなり。こゝを以て、なべて人の上としては、人を用ひ、下の言を納用ふる事、尤おそれても餘りあり。愼んで、日夜心を盡すべき所なり。或賢智の君といへども

もしこゝに心を用ふる事、少もひまあれば、間又かの佞邪の臣の、ふかき手だてに欺かれ、善惡たがひ、賞罰をあやまりて、良臣を失ひ、政事をみだり、國天下を危ぶめんとする事、古より其ためし多し。いはんや、闇君をや、衆好レ之必察焉。衆惡レ之必察焉と、聖人も宣へり。又其善者にはほめられ、其惡き者にはにくまるゝを、よしとすとも見えたり。故に、衆人の譽るを以て、必君子と定がたし。いかんとなれば、小人の言を巧にし、色をよくして、人ごとに媚へつらひ、其心をとり、譽をもとめ、美を買て、人のためによみせらるゝものあり。漢の王莽がごとき是也。又衆人そしるを以て、偏に是を小人と思ふべからず。彼卓立の君子、身ををさめ、己を正うし、妄に人にこび諂はず、禮節邪なくて、却て俗人のために悦びられざる人あり。齊の即墨の大夫のたぐひ是なり。此ゆゑに、聖人、人を見るに、視觀察の三字を示し給ひき。視と云は、其人のする所を見るに、善をする者は君子たり。惡をするものは小人たり。觀と云は、視よりも猶詳なり。是は其する所善なりといへども、深く其心ねをはかり見るべし。心の眞實より出るは君子なり。或利のため、又名を求め、僞りて善を行ふは小人なり。察は又觀よりいよ〳〵詳なり。其より所を見るに、善なりといへども、心の樂む所こゝにあらずして、或威をおそれ、利を思ひて、しいたはめて善をするは、久しからずして、かならず變ずることあり。此三の法を用ひ、明かに察し、深く慮り、必かろ〴〵しく人を擧用ひず。又みだりに人を捨る事なかれ。抑訟を聞、事の是非を定むるも、又是に同じ。凡訟をきくに、其智あきらかならず、思慮うすければ、先入の言、主となると云て、必其初に聞入れし事を、心によしと思ひしみ、後に聞く所、やゝ理ありといへども、初の事内に主となり、

後の理を扞格して、用ひざる事あり。聰明たらざる人殊に此疾多し。かるが故に、訟を聞人は、其心を公にして、互の言をよく聞、委しく其是非を考へ、其本をはかり知べし。偏聽ば生姦とて、一人の言をのみ聞用ひて、輙く是非を決する時は、善惡たがひ、理に背ける事のみ多し。此ゆゑに、先王禮を制するに、兩造を以て民の訟を聽くの法を定め給へり。兩造とは、爭論をおこせるもの、兩方ともに至りて、互に其意を聞て、偏聽なからんとの法なり。此外訟を聞、是非を定むる法多し。こゝにあらはしがたし。凡人の上たらん人、天下國家のよく治り、子孫の末長からん事を思はゞ、必古を考へ、ふるきためしにより、深くはかり、詳に察して、其下臣の眞僞邪正を能くしり、又はうたへ爭論等の是非を分つ事、極めて心を用ふべし。これ政事の根本たり。抑闇君昏主の小人の讒を信じ、佞臣の巧みなる計事にまどひ、忠直の人、節義の臣をうとみ遠ざけ、或遠流し、殺害し、かの奸邪の臣、恣に威をふるひ、世をみだりて、つひに天下國家を亡ぼし、身死し子孫絶て、後世にわらはるゝ類は、これその天性才德の不足せる本心の痼疾なれば、金言良藥の、さとし療すべき術なく、いかんともしがたし。其外、中智の主におひては、必よく此理を辨へしり、先學を好で智を開き、古今を鑑て、深く治亂の本をしり、道を守り、法を正し、我職分をよく辨へ、專政事に心をつくし、國家ををさめ、臣民を安んじ、我身ゆたかに、生涯を樂み、子孫長く、繁榮安樂なるべき道に眼を付、心をとゞめざらん人は、くちをしきことならし。夫賢君明主といへども、誤て偏にきけば、無實の讒を以て、誠とし給へる失なきにしもあらず。先づ我朝にして、聖君と仰ぎ奉る八幡大神さへ、前に記すごとく、暫く讒を信じ給ひて、累葉の忠臣武内宿禰を、過りて殺さんとし給ひき。延喜のみかどは、かたのごとくの善君なりといへども、其御よはひわかく、聖聽いまだひらけ給は

ざりし故にや。時平大臣の讒を誠とし、菅丞相を左遷し給ひぬ。唐にしては、三代の後の賢君と稱せし漢の文帝さへ、讒を信じ、賈誼を長沙に左遷せられ。唐の大宗の英明なりしも、讒によりて、忠臣魏徴をうとんじ、又過て張蘊古を殺さる。此失をこり悔て、およそ誅罰をたまはりて後、必日をかへて、五たび奏して後、死刑に行れけるとかや。宋大祖の聰明なりしも、讒によりて、節臣の張瓊を害せられき。是皆明君のあやまりなり。すべて、古より今に至るまで、佞邪の小人等の、忠義正直の君子を讒害し、天下國家をくつがへせしもの、悉く數ふるにいとまあらず。費無忌、江充が類のごときは父子骨肉、至親の間といへども、其陷害をかうぶれり。いはんや、君臣上下のなからひは、いふにや及ぶべき。こゝを以て、大舜は讒說殄行をにくみ給ひ。又大學には、迸二諸四夷一不レ與同二中國一と說給へり。これ讒邪の慘毒を、甚おそれ給ふ故に、深くにくみて、遠く中國の外に退け、其邪佞の流禍

の、天下萬民に殘らざらん事を、はからせ給へるものなり。しかれば人の君として、下の言を聞ける事、誠につゝしんで、恐れ戒めらるべき理にこそ。此帝の、甘美内宿禰が讒を信ぜさせ給ひしは、凡人の弟として、兄をしへたぐるものは、千萬人の中にもありがたし。されば、かれがいへる所は、誠に深き忠義によりて、私のしたしみを忘れぬる淺からぬ志なりと、めで給ひしゆゑなるべし。しかれば、讒を納れ給ひし御過も、よのつねには、しな異りといふべきか。かくありこしの明君賢主だも、時にとりての過あり。殊に我朝神聖の御代にさへ、君を欺き、兄を害しても、我身を立ん事を計れるたぐひも、出でくれば、いはんや、人のこゝろ直ならぬ、末代においてをや。高きもひきゝも、なべて人の上たらん人は、かゝるためしを思ひ、古をかゞみ、今をはかりて、佞邪の深きたくみをおそれ、務て節義忠直の臣を求

て、政事を正し、民をめぐみ、世を治めて、天の永命を祈るべき事にこそ。

○十四年癸卯のとし、百濟王縫衣工女を貢る。眞毛津と云。是來目の衣縫の始祖なり。

○十五年甲辰のとし、秋八月六日、百濟王、阿直岐古事記には、阿知吉師とあり。三代實錄に云、後漢孝靈帝四代孫阿智使主。を遣して、良馬二匹を貢る。即其馬を輕坂上厩に置て、阿直岐をして、掌り飼しむ。その馬を養し所を號けて厩坂と云。大和國高市郡に在とぞ、阿直岐又よく經典をよめり。故に太子菟道稚郎子、是を師として敎を受給ふ。こゝにおいて、天皇阿直岐に問てのたまはく、百濟國に又汝にまされる博士ありや。答て申さく、王仁と云ものあり。是すぐれたり。天皇其よしをきこしめして、上毛野君祖、荒田別・巫別を百濟に遣して、王仁をめさしむ。阿直岐は、阿直岐史の始祖なり。

此時我邦に文學を與されける事、もろこし人も聞傳て、宋史四百九十一、日本傳に、應神天皇甲辰歲。始於百濟得中國文字。今號八幡菩薩。と記せり。

○十六年乙巳のとし、春二月王仁來朝す。太子菟道稚郎子是を師として、諸の典籍を、王仁に習ひ給ふに、通達ずといふ事なし。此王仁は、書首等の始祖なり。古事記には、和邇師とあり。又此時論語十卷、千字文一卷を貢進すとしるせり。

按ずるに、王仁の事、三國史記、東國通鑑等の書にも記さず。其外韓國の傳記にても、見及び傳らず。かなたにても、其人となり、今さらさだかにしれざることとかや、韓客も語り侍りき。續日本紀四十卷。延暦十年夏四月戊戌の條下に、左大史正六位上文忌寸最弟、播磨少目正八位上武生連眞象等言、漢高帝の後を鸞と云、鸞が後、王狗轉じて百濟に至れり。久素王の時聖朝より使を遣して、文人を徵召しむ。久素王即王狗が孫、王仁を以て貢せしむ。是武生等が祖なりと見えたり。是を以て見れば、王仁は漢帝の後裔なる事あきらけし。又續

日本紀延暦九年秋七月辛巳の條下に、左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞、治部少輔從五位下百濟王元信、中衛少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等が上る表の中にいはく。應神天皇上毛野氏の遠祖、荒田別に命じ、百濟に使して、有識の者を搜聘せしむ。國主貴須王恭で使の旨を奉て、宗族を擇び採、その孫、辰孫王一名智宗王をして、使に從て入朝せしむ。天皇是をよみし、特に寵命を加へて皇太子の師とす。こゝにおいて、始て書籍をつたへて、大に儒風をひらけり。文敎の興る、誠に此にありと侍り。この說によりて見れば、辰孫王といへるは、即王仁の事なるにや。是は百濟王の孫にして、應神帝の徵に應じて、本邦に歸化し、儒敎をひろめし人なり。右の二說、何れか是にして、何か非なる事を知がたし。姓氏錄等にも、王仁は漢高帝の後、鸞王より出る。又文忌寸、武生宿禰、櫻野首、栗栖首、古志連、皆王仁の後なり。王仁つひに我邦にとゞまり、年經て後卒せり。其おはれる年詳ならず。河內國交野郡津田の新田に王仁の墓有。又泉州にも王仁の社あり。境の東なる、蔡が池の邊に王仁の社あり。神皇正統紀に、此國に經史及文字を用る事は、是よりはじまれりといへり。我國その始め、文字なかりし事は、古語拾遺序、及朝野羣載にのする匡房の箱崎記に見えたり。誠に此天皇は、神聖の御德まし〳〵て、祖神のおきてをまもらせ給ふのみならず。又もろこしの三のすべらぎ、五のみかどの道をも興し給ひしかば、其德化四表にあらはれおよびて、七の道のうち、四の海の外までも、なびきしたがひ奉りき。されば我國文道の大祖なれば、後の人もろこしの文を見て、聖の道をうかゞひはかるも、此みかどの御めぐみにあらずや、よつて思ふ、始て俑をつくるものは、後なからんと侍れば、凡始て事をおこすは、きはめて愼むべきことわりなり。いかんとなれば、此天皇は、かく唐の聖の道を以て、我國の神の

敎を押ひろめ、國民に益あるべきことわりをしろしめして、始てこれを、我邦にをしへほどこし給ひけるに、誠に神道の羽翼となりて、人の道正しく王化ます〳〵行はれし、大神の御子孫、上は天子として、幾千代となく帝位をふませ給ひ、今又武君より以下、諸侯郡主に至るまで、多くは是此神の御すゑにて、其血脈をうけつげる人々、貴となく賤となく、天下にみち〳〵、普くさかえ給へり。此さき猶日月とともに極りなかるべし。扨かの聖德太子、蘇我馬子等の、我國の神の御をしへにもどり、五倫の人道を斷ぬる佛法をおして、此國にひろめられしに、二人ともに、二代ならずして、其子孫盡く絶ほろびにき。これを以て見る時は、總て事を作すには、かならずよく、其始を愼むべき理也。げにも聖の道は、天理の自然によりて、心を正うし、身を修め、五倫を明かにして、家を齊へ、

國長く治り、天下とこしなへに平なるに至れるめでたき敎なれば、其始めてこれを尊信し、我國にしめし施し給へる人、かく其末の永くゆたかに榮え給ふ事、誠にむべなり。彼佛氏の道は、實に人道五倫のみちをやぶりすて、寂滅を以て樂とする法なれば、其始て是を尊信し、世にひろめける人の、大にいきほひ有しかど、子孫ほどなく絶ほろびにけるは、是其天報の速なる理、誠に影響のごとし。しかるに近來、神道の俗說を學び、正理をしらざる輩、そのかみ八幡大神の、御心おきてにたがひ、その趣神道とひとしき、聖人の道をば、是外國の法也と、ともすれば、非りのゝしり、讎敵のごとく取なし、扨神道とは、黑白の色ことなるよりも、猶法のかはれる佛說をば、却つて是をたふとび取用ひて、神道の至要なりとて、悦ぶもの有とかや。愚迷の甚き、何事かこれにしかんや。かゝる

淺ましき事には、是非いはんもつたなけれど、まよへる人のために、略其由を說べし。夫人として、五倫の道なきは、人面獸心なり、然るに、本朝二所宗廟たる八幡宮三所の、神慮にもどり、仁義五倫の道をそしり、人の禽獸たらん事をこのみ、取分、二所大神宮御禁法の御掟にそむき、佛氏と合て、是を神道なりとするものは、彼天を射、父母をそこなへる類ひとしく、聞耳もけがれ、神慮もおそろし。若かゝる事聞かん人は、甚おそるべき理をしるべし。又天皇先づ太子をして、經典をまなばしめ給ひし事こそ、猶さらめでたき御志にて侍るなれ。其ゆゑは、太子は是君に繼て、天下のあるじと成り給へる儲の君なれば、仁義の道をしらしめ給ひて、普く天下萬民をなで安んじ給はん事を、かねておぼしめしけるゆゑ、かくはせさせ給ひしなるべし。賈誼の云、天下之命懸於太子、太子之善在於早諭與選左右、夫敎得而左右正則太子正矣。太子正而天下定矣大神の御心も、賈誼の說と、闇にかなひ給へり。後年に太子と仁德帝、御兄弟互に天下をゆづりて、三年まで位につかせ給はざりしも、其天性のすぐれさせ給ふのみにあらず、唐の文によく通じさせ給ひ、三たび讓りしふる事、遁れさりしむかしかたりをも、しらせ給へる故なるべし。されば菟道の皇子、義によつて、世を早くし給ひけれども、其賢德誠に日月と光を爭ひ、泰伯の至德、伯夷の仁にもはぢ給はざるをや。しかれば、人生の至要たる事、子を敎るにしくはなしと、古人のいへりしも、又むべにぞ覺え侍る。總て唐もやまとも、昔も今も、或は天下國家のあるじ、各其國天下をほろぼし失ひ、且其子孫までも、斷絕に及びぬるため、一人として、其子孫の不智不德によらずといふ事なし。夫より下つかた、獨夫の

小民に至るまで、貴賤貧富其品多く、其大小異といへども、各家をやぶり、身を亡ぼす類は、皆子孫無智不德より出でざるはなし。およそ、貴もいやしきも、子を愛するの重き事、滿天地の富貴にもまさり。又我身命にも過たり。しかれども、能其子を愛し、人の道をさとし、其智をひらかしめ、名をあらはし、家を興し、長く子孫のさかえ、安樂ならん事を思ひ、ふかく心を用ひて、教へみちびくものは、世にまれなり。是古今目前の事なれども、世人辨ふる事すくなきは、ひとへに誠の智たらず、又ならはしのあしきにもよれり。誠になげかはしき事なり。取分上にある人は、必八幡大神の御子たちに、學をすゝめ參らせ、人の道をしめさせたまひし御心おきてを、つくづく考へ、專こゝろを用ひらるべき事ならずや。前に記せるごとく、歷代和漢ともに、王侯大人の、天下國家を亡し、子孫も絕果ぬる其きはのありさま、後代より聞きても、哀にたへがたき事ども、其本皆をしへの道なく、不智不德なるより出たり。又其上たる人の、不智不德にて、世亂れ國ほろびぬれば、天下萬民の、愁ひ苦しみも、又こゝにかゝれり。朱子のいへる、君子をして、大道の要を聞事を得ず、其小人をして、不幸にして、至治の澤を蒙る事を得ざらしむるのなげき、ともにこれによれり。予父樂軒、つねに此事に及んで、必感慨をおこし、涙をながさゞる事なし。又古語に云、人能積百萬錢嫁女而不肯捐十萬錢教子と、誠に貴賤共に、智あらん人は、深く心を付べき言なり。

○十九年戊申のとし、冬十月朔日、吉野宮に幸し給ふ。時に此山の奥、國樔と云所にすめるもの參りて、醴酒を獻る。吉野の國樔人、內裏に參る事は、これよりはじまれり。

○三十年己未のとし、物部印葉連公を大臣となし給ふ。

○三十七年丙寅のとし、天皇、天下の人民衣服裁縫の術精しからずして、春夏秋冬、各其宜を失ふ事を憂ひ給ひ、春二月朔日、阿知使主、都加史主を吳國に遣して、縫工女を求しめ給ふ。こゝに阿知使主等、高麗に渡り、吳にいたらんとす。しかれども、其道路をしらず。其道をしるものを、高麗に乞ふ。高麗の王、すなはち久禮波、久禮志、二人を副て導者とす。是によりて、吳に至る。吳王工女、兄媛、弟媛、吳織、穴織の四人の婦女をまゐらす。

吳を、くれと訓ずるも、久禮波、久禮志、二人の名を象りて、これを稱す。是古は、喜ぶ事あれば、物に名くるの義にして、不忘事を示すゆゑなりと、攝津國池田、吳織穴織の社縁起に記せり。

阿知使主等、これをともなひて、四十一年春二月に筑紫に至る。時に胸形大神。（筑前國宗像郡に鎮座まします。田心姫、湍津姫、市杵島姫の三神をいふなり。）工女を乞給ふ。故に兄媛を以て、胸形大神に奉る。是即筑紫國御使君の祖也。既にして、其餘の三女をひきゐて、津國にいたり、（始は津國と云、後に攝津國と書、津の國とよむ。）武庫に及て、天皇かくれさせ給ひしかば、是大鷦鷯尊に献れり。此女人等の後は、吳の衣縫、蚊屋の衣縫これなり。（吳織社の縁起に、吳織は吳人、よく絹を織る。穴織は漢人、工に織る綾、穴織、或漢織とも書。此二女吳服の里に居れりとあり。吳服の里は、津の國豐島郡にあり。今も猶二女の社あり。）

○三十九年戊辰の年、春二月百濟直支王、其妹新齊都媛を遣して、以て仕へしむ。こゝに新齊都媛、七人の婦女をひきゐて來歸。

○四十年己巳のとし、春正月八日、天皇大山守命と、大鷦鷯尊をめして、問てのたまはく、汝等子を愛めるか。答て申さく、甚愛む。又問給はく、長なれると少と、いづれか愛しめるや。大山守の命對て申さく、長子にしかず。こゝにおいて、天皇悦び給はざる御けしきあり。時に大鷦鷯尊、あらかじめ、天皇の御氣色をうかゞひ知て、答てのたまはく、

ひとゝなれるは、多く寒暑を經て、すでに成人し侍れば、更に悒ことなし。たゞ少子はいまだ其成否をしらず、こゝを以て甚かるし。天皇此よしをきこしめし、大に悦ばせ給ひ、汝が言、誠に朕が心にかなへりとの給へり。この時、天皇常に、菟道稚郎子を立て、太子とし給はんとおぼす御心ましますゆゑ、二皇子の御心を和げ給はんとて、此問を發し給ひぬ。此ゆゑに、大山守命の對言を悦び給はず。同月廿四日、菟道稚郎子を立て太子とし、大山守命に任じて、山川林野を掌らしめ、大鷦鷯尊を以て、太子の輔として、國の事をしらしめ給ふ。

○四十一年庚午のとし二月十五日、戊申、天皇明宮一名大隅宮。にてかくれさせ給ふ。時に御年百十歳。天下をしろしめす事四十一年おましましき。

此帝御在位の間、めさせ給ひける玉冠をば、相傳て、代々の天子、御即位の時著し給ふ。つねに禮服に相具し、內藏寮におさめおかる。後三條院の御頂、めでたくあはせ給ひけり。此事つねに、御自讃ありけるとなり。以上、東齋隨筆の說なり。是應神天皇の神德を仰せ給ひて、かく代々のみかど、御即位の時に、其めさせ給ひし玉冠を用させ給ふ成べし。あゝ時なるかな〳〵、承應二年禁裡炎上の時、この玉冠も滅びたりとかや。

明年辛未のとし、應神天皇を河內國長野山の御陵に葬り奉る。

延喜式に、應神天皇の陵をば、惠我藻伏山岡陵と云。河內國志紀郡にあり。兆域東西五町、南北五町、陵戸二烟、守戸三烟と見えたり。欽明天皇廿年己卯年、此所に初て八幡三所の御社を御創立あり。譽田八幡宮是なり。其年二月廿五日、行幸あり。七日宮ごもりし給ひしより以來、代々の御門も行幸ありしとかや。本社、中の御殿は八幡大神、右の御殿は神功皇后、左の御殿は仲哀天皇也。八幡三所とは、應神天皇に、其御父仲哀天皇と、御母神功皇后とを合せ祭り奉るを云。大江匡房の箱崎記にも、

此よしと記せり。しかれば此譽田宮鎭座の次第、道理にかなへりと云つべし。外に若宮の社あり。仁德天皇末社も多し。御陵は御本社の後にあり。上に柏の大木生たり。又二圍三圍許の楠樹多し。豐臣秀吉公、大坂の城を築かれし時、其中の大木を、多く伐とりしとかや。誠に暴逆の至なり。其時伐すてし餘木、猶池水の底に有といふ。御陵の前に唐門あり。常には開かず。陵の境内五町ばかりあり。建久二年、源賴朝卿、神鏡を寄進し給ひ、神輿及長劍をも奉納せらる。永享[illegible]年四月二十一日、足利義教卿、みづから、神功、應神の緣起を筆作して納めらる。五卷あり。繪は土佐將監がふでなり。神職社僧十五坊あり巫女等ありて、祭禮おこたる事なし。中にも、正月十四日の夜、棬物に水をいれ、板に日をもりて、月かげをうけて、年穀の豐凶を占ふ事あり。是は禰宜の役なり。卯月八日には、若宮の神事あり。車樂二乘渡る。又此日猿樂と兒舞と、隔年にあり。八月十五日には、神輿出御ありて。伶人の舞など侍るとかや。又此所に矢坂とて、神功皇后の、鏑矢を納め給ひしと云所有とぞ。代々將軍家より、社領寄附せらる。しかるに秀吉公の時、古來の社領皆沒收せられしとかや。今二百石の神領を、武家より寄附し給ふ。

○欽明天皇三十一年辛卯のとし、二月十日癸卯の日豐前國宇佐郡、菱形の池のほとりにて、應神天皇の神靈、大神比義に託して、始て神とあらはれ給ふ。此時神告有けるは、我は是日本人皇十六代、譽田天皇廣幡八幡麻呂なり、諸州を照臨すといへども、今始てこゝに顯るゝと宣へり。是よりさき、同國下毛郡野中郷の靈池是大貞薦社三角池也において、宇佐公池守といふ人に、神告あり、又後に、宇佐郡の神山にて、靈異を示し給ひ。或同郡馬城の峯にて、神光をあらはしなどし給ひ。凡てさまざまの神異侍りしが、此時に至り、初て神とあらはれ給へり。是則、應神天皇の神靈、八幡大神と顯れ給ひし始也。

八幡大神の祭日に、卯日を用る事は、始て神とあらはれ給ふ事、卯の年卯の月卯の日なりしによれり。是よりさき、譽田の御陵の側に、御社を立られしも、欽明天皇廿年己卯のとしなり。又是より後、淸和天皇貞觀元年己卯のとし、石淸水に勸請ありき。しかれば、卯の日を八幡宮の祭日とし侍る事、深き理ある事なり。石淸水、譽田宮などの緣起に、卯日を祭日とするは、八幡大神降誕の日なる故のよし、記せるは大なる誤なり。八幡大神誕生の日は、丁亥也。日本紀に見えたり、すでに前にしるしぬ。

○菱形池は、豐前宇佐郡にあり。則宇佐宮の北にある池なり。宇佐に三山と云あり。龜山、大尾山、西山是なり。並に菱形に似たるを以て、菱形山と云。龜山を甲に表し、西山を頭に表し、大尾山を尾に表し、三山松林の間に、自然の池あり。山の名に隨て、菱形池と云。龜山の下、北方に相當れり。此池今多くは、田となりて、纔に其半を殘せり。神皇正統紀に、肥後國菱形池とあるは誤也。正統紀に、宇佐宮をも豐後國とす、尤あやまりなり。親房卿改正せられし正統紀の跋に、旅宿の間、一卷の文書を蓄へず、是をしるされしゆゑ、錯亂多端なるよし見えたり。

古今六帖第十五に紀貫之の歌

豐國の菱の池なる菱の根を
さるとや妹か袖ぬらすらん

菱形の池、豐前に有事、此歌にても知べし。

延喜式神名帳に、豐前國宇佐郡三座並大 八幡宇佐宮名神大 比賣神社。名神大 大帶姬廟神社。名神大 と有り。則此宇佐宮三所の御事也。宇佐郡三座とかけるは、三所おの〳〵別に有にあらず。三所の神殿、東中西、相ならんで前にたてり。つらなりて、一宇あるにはあらず。中社の御前に、告殿ありて、こゝにて三社に幣帛を奉る。賽し祈祝をなす。故に告殿とは云也。又三社ともに、各東西に隔ありて、內院、外院をわかつ。內院には、僧侶を忌て、入る事をゆるさず。外院までは、僧徒も參拜して、事を務む。凡此神殿

は、南に向ひて、西を第一殿とし、中を第二殿とし、東を第三殿とす。

第一殿は、則八幡大神を祭り奉る所にして、相殿に仲哀天皇鎮座し給ふ。

宇佐宮古記にいはく、八幡大神、菱形の池の邊において、神とあらはれ給ひて、百卅一年の後、和銅五年より、鷹居瀬の社に、鎮座ましまし／＼ける事五年ありて、元正天皇靈龜二年より、又小山田社に御移り有て、十年おはします。（大神諸男・辛島勝波豆米、大神の御心に隨ひ奉て、小山田の神殿を作りまつりたてまつれり。）靈龜七年に託宣し給ひけるは、我今鎮座する小山田の社は、其地狹隘し。我菱形山に移らんと願ふと有しかば、年を經て後、聖武天皇神龜元年に、豐前守男人、從六位下藤井連毛人、勅を奉て、小倉山に神殿を造奉り、同二年正月廿七日に、神田二町七段を進上す。天皇禰宜に勳十等を給ふとあり。此時創立有し小倉山の神殿は、則今宇佐上宮の地是也。」（小倉山は則龜山なり。）

第二殿は比賣大神、是は天照大神の生ます所、田心姬命、湍津姬命、市杵島姬命の、三女神の御事也。此三女神をすべ號けて道主貴と云よし、日本紀神代卷にしるせり。

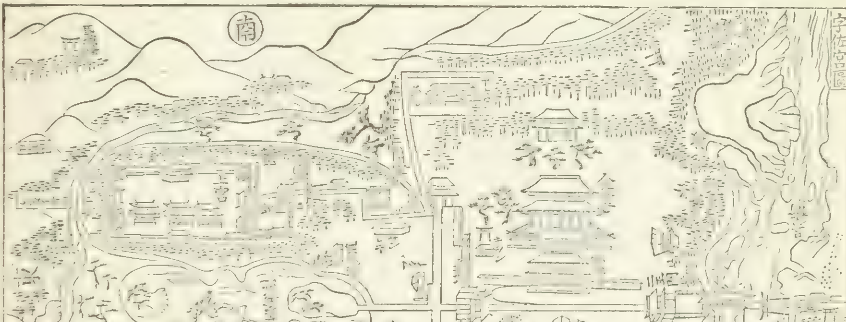
此三神、天照大神の勅によりて、宇佐島に降臨まします事、日本紀第一卷に見えたり。八幡大神、いまだ宇佐に顯れ給はざりし時より、すでに鎮座し給ひし尊神なれば、此御神を以て、宇佐の地主の神とし、八幡大神を以賓とす。延喜式等に、古來宇佐八幡宮と稱せずして、八幡宇佐宮と稱するは、此故となん。（鎮社傳の深旨あり）其後、國々に八幡宮を勸請し奉るにも、皆宇佐の例に隨て、此比賣神を相殿に祭り奉るは、宇佐宮は、八幡大神はじめて顯れ給ひし所なれば、是を根源とし侍る故なり。しかるに、雜書の説に、比賣御神を、海神の女、神武天皇の御母玉依姬と稱す。俗説にも、また是にしたがひ、玉依姬、湍津姬とす。これ無稽の妄説な

り。證とすべからず。いかんとなれば、此三女神は、天照大神の勅にて、往古より、こゝにしづまります御神なれば、八幡大神、此地に顯れさせ給ひし後も、此三大神を退け奉て、其祭を捨べきやうなし。正しく三女神なれば、延喜式に、比賣神と稱する事むべならずや。神武の御母、誠にたふとぶべし。しかれども此御社に、一所に祭り奉るべき理なし。又說あり。比賣大神、天照大神の勅にて、神代より、此地にしづまります神なる故、後代八幡大神、此所にあらはれ給ふといへども、往古より、居をしめ給へる尊神なれば、其まゝ是を中殿に崇め祭れり。されども後世に至り、八幡大神をおもくいつきまつれるにより、次第を以ていふ時は、八幡宮を第一と稱し。中殿を第二とかぞふる也。若玉依姫を後に祝ひ祭るといはゞ、八幡大神をわきにうつし參らせ、玉依姫を中殿にそなへ祭るべき道理なしと云。此義尤分明なり。

御中の御社を、三女神と稱する事は、我曾て聞ける所の眞決にして、且宇佐大宮司の家に、傳ふる所の說も、又是に同じ。疑ふべからず。

第三殿は、大帶姫尊、則神功皇后の御事なり。嵯峨天皇の弘仁十一年に、神託有て、同十四年癸卯のとし、始て鎭座し給ひしとかや。凡八幡大神を軍神と稱し、或弓矢神などゝいへる事、其說多しといへども、皆鑿說なれば、こゝに書さず。ひそかに思ふ、八幡大神いまだ生給はで、御胎内にましませし時、國敵すでに退散し、三韓又降服せしは、是八幡大神の御武德也。此ゆゑに、武神と號すと云說少し理に近し。しかしながら、總て其實皆、神后の御武德ならずと云事なし。凡何國にても、八幡宮と號すれば、皆御母子を一社に祝ひ祭れる故、神后の御德をかねて、武神と稱する所也。夫神后すでに、仲哀帝におくれ給ひ、御年いまだ三十にみち給はぬ女君にてましませども、諸臣國民ふかく尊敬從服し奉り、我國のみだれを程なくしづめ給ひ、又よく異敵をしたがへて、後代まで、長く我朝に朝貢せしめ、もつはら御子孫

の、帝基を堅くし給ひ、天下おだやかにして、萬民永く其澤を蒙れり。是誠に類ひなき御武德也。此事前に詳也。それえにしなき神をだに、一體分身などいへる事あり。いはんや、御母子の御事なるをや。されば八幡大神と申も、一體分身の神功皇后、又神后と申も、同根一體の八幡大神にてましませば、たとへば、當社に詣て、香椎大神と拜み奉るも可なり。又香椎宮に參りて、八幡大神と拜し奉るも妨なし。しかれば、御母子廣大なる文武の御神德を、忝も何とか更に分つべきや。されども、しひて其趣をたづねば、神后は是神明不測の、英武の德そなはり給へる靈嚴の神にてまします。古我國のみだれ、異國とさはぎあれば、代々のみかど、必香椎宮に詣らせ給ひし事、委しく國史に見えたり。是ひとへに、神后の御武德を、あふぎたふとませ給へるゆゑなり。又八幡大神は、天地に經緯たる、我邦文德の大祖の神にておはします。八幡宮の御代に、いこくより、阿直岐王仁などいへる、學士をめさせ給ひ、仁義五倫の道を取用ひて、我國の神道をおしひろめ、天下萬民に、人の人たる道ををしへほどこさせ給ひしより、わが國誠に小國なりといへども、四方のえびすの國にすぐれて、仁義五倫の教たゞしく、人の道正うして、君子國のほまれ、天下にあまねし。是則陰陽一大極の理により、おなじく一社



に鎮座ましませば、文武合一の神德のめでたき事、いはずしてしるべし。

凡て此三所の御宮所は山なり。則小倉山是也。其高十二丈、めぐり三百九十餘歩あり。めぐりに川流れて島のごとし。此ゆゑに、日本紀にも、宇佐島と稱せり。西より北に寄藻川ながれ、南より東に御物川ながる。やがて其下にて一川となる。小倉山は、雨川の中に有り。たとへば伊豆狩野川の内なる所を、蛭が小島と稱し、信濃のちくま川、さい川の間なる地を、川中島と名付、伊勢の津島、長島など、皆川中にある故に、島といふがごとし。必海中にある地をのみ島とするにあらず。此川を限りて、其中を社内と定む。方四町ばかり有り。此社内の地にしては、甚不淨を忌事なり。御宮地の形勢は、則圖にあらはせるがごとし。凡本社を上宮と稱す。是下宮に對せる號なり。御廟の四方に大門あり。南にあるは樓門也。是はむかし、勅使有し時のみ、開きしよしにて、今はひらかず。故に俗に不開門と云。

末社及古跡

○住吉社　三の御殿の東にあり。宇佐宮にては、葺不合尊と申奉る。社傳の説あり。

○北辰社　一の御殿の西北にあり。則星を祭れる社なり。

○春日社　北辰社の前、西南にあり。天兒屋根命なり。

○兩善神王　南の中樓門の左右にあり。左は阿蘇明神、右は高良大明神なり。

○龜山殿　西の大門の外にあり、田心姫、湍津姫、市杵島姫の三神を祭れる社なり。是は近世妄りに創立のよし聞ゆ。

○若宮殿　龜山殿の西にあり。是八幡大神の御子大鷦鷯尊を祭り奉る。相殿に、大葉枝皇子、小葉枝皇子、雌鳥皇女をも祭る。淳和天皇、天長元年に、始て祝ひ奉ると云。

○黑男堂　北の大鳥居の内の傍にあり。是武内宿禰を祭れる所と云。黑男殿といへり。

○直相殿　若宮の北にあり。又客院と號す。安元年中、後白河法皇、御幸有べきよし、おほせ事有ける故、大宮司公通、直相殿をしつらひて、行在

所とせり。しかれども、終に御幸なかりき。

○大貳堂　菱形池の中島にあり。康和年中太宰大貳正二位權中納言大江匡房卿、是を建立せりと云。

○上宮、下宮、若宮、三所頓宮の址　菱形池の北二町許にあり。是昔時、當宮三十三年に一度造替有し時、神體を移し置奉りし所なりとぞ。

○御秤石　上宮北の大門の邊にあり。靈石なり。社說に、是大神の御秤なる故、御秤石と名付たりと云。當宮將に興らんとする時は、浮び出、衰へんとする時は、漸く入ると云傳へたり。

○下宮　上宮の西南にあり。祭る所の神、上宮と同じ。是毎節、神膳供へ奉る時の離宮なり。

○東宮　寺内、東大門の有りし南にあり。是菟道稚郎子を祭れる所なり。東宮の邊を、長者假閣と云。そのかみ、豐後國萬野長者といへる大富人、當宮において、流鏑馬興行の時、假閣をかまへ、見物せし所とかや。

○宮柱穴　小倉山の東、連巖の中に、尤深き穴口あり。徑一尺二寸、底に入事七尺有餘、是は八幡大神、始て鎭座の時、宮柱を立し穴なりと云。大祭の祝文に、菱形耶小倉乃山之下津石根仁、宮柱太敷立、といへるも、此所の事なりとぞ。

○馬城峯　宇佐宮より五十町東南の隅にあたれり又御許山とも號す。社說に云傳ふるは、八幡大神、菱形の池にて、神告ありし前に、此所にて、靈光を顯はし給ひけるに、照曜事、日の光のごとくなりし故、其光のうつりし所を、日足里と云。後に八幡宮三所を此山に祭るとぞ。石體なり。一の石鉢高さ三間ばかり。其二は、是よりひきし。又御許山の絶頂、磐石の中に、奇異の神水有、廣さ五寸、深さ一寸六分。此水、大雨にもまさらず、大旱にも減ず、大寒にも凍らず、酌ども盡ずと云。いにしへ、勅使參詣の時は、此靈水を酌とりて、天子にも献せられしとかや。凡此山に、大宮司拜任の時、一代一度參詣す。其式法さま〲

あり。其路次に祓川とて、御祓する川有り。

○神宮寺址　續日本紀に、天平神護元年九月乙丑、始て八幡比賣神宮寺を造らしめらる。四年を限りて功を畢しむとあり。そのかみは此寺にも、朝廷より八十八箇の庄を寄附ありて、修理料とし給ひけるなど云。いづれの時よりか、寺堂退轉し、今わづかに假堂のみ存せり。

○蓮臺寺址　小倉山の東二町許、大尾山の峯つゞきに寺址有り。此寺は、後冷泉院の勅願として、都督正三位源資通卿、これを草創せられしとなん。

○足一騰宮址　是は、神武天皇、宇佐に幸ましましける時、土人宇佐津彦命、宇佐津姫命、此宮をまうけて、大饗を献りし所とかや。（其事、古事記、日本紀などに委し。）其時の宮柱穴とて、今に呉橋川の水上の水際に有。（八幡大神より以前の舊跡なりといへども、社地にある遺址なるゆゑに贅す。）

續日本紀を考るに、天平勝寶元年十二月廿七日丁亥、八幡大神に一品、比咩神に二品を授給ふよし見えたり。天安三年五月、比咩神に一品を授られしと、文德實錄にしるせり。

文明の比ほひ、中御門宣胤と云人おはせし。（宣胤記とて、其作れる書十二卷有。是中御門の家記なり。）能書なりしゆゑ、換鵞の求をなすもの多かりける。卜部兼滿、或人の求によりて、正一位八幡宮と云扁額を、宣胤のかゝれん事をこひける。宣胤肯はずしていはく、正一位は人臣の極位なれば、人臣の神に、正一位を贈らるゝ事は、さるべき事也。應神帝、仁德帝のごとき、大德まします先王、宗廟の神に、如此の事あるは、上の御誤也。予これを書事をこのまずとて、遂に辭してかゝれざりしとかや。されども先王の社にも、相殿に人臣を祭る事多し。かゝる社に、古正一位を授けられしは、猶少は、ことのよせ有ともいふべきか。正しき八幡宮に、正一位の贈位は、甚あたらぬ事とぞ。

いにしへ、宇佐宮に、神田封戸を寄給ひし事を考ふ

るに、續日本紀に、天平勝寶二年二月戊子に、一品八幡大神に封八百戸〔前四百二十戸今加三百八十戸〕位田八十町〔前五十町今加三十町〕二品比賣神に、封六百戸、位田六十町を充奉らるとあり。同七年三月丁亥の日、八幡大神託宣に、吾矯て神命に託する事を願はず、封一千四百戸、田一百三十町、徒に用ふる所なし。山野に捨るが如し。宜しく朝廷に返し奉るべし。唯常の神田を留めよと有ければ、神宣によりて是を行ふ。〔此神託こゝに有がたく覺え侍る。〕天平神護二年四月丙申、八幡比咩神に、封六百戸を奉らる。神願を以て也。〔以上續日本紀〕

宇佐宮神領、宇佐大鏡に云、御封田〔豐前國〕四百十烟、〔上毛郡百烟、下毛郡百烟、宇佐郡二百十烟。〕豐後國百五十烟、〔大野郡五十烟、國崎郡六十五烟〕日向國百十五烟、〔兒湯郡五十烟、臼杵郡六十五烟。〕是を三國七郡の御封と云。此外九州の内所々にて、神田寄附有ける舊記文書、殊に多くはべれど、いたづかはしくて、こゝにはもらしぬ。かく國々所々にありし神領、北條家執權の時までも、減少はなかりしが、

足利將軍家の末、漸く愚將いでき、武威おとろへ、應仁の以後、大永の比より、元龜天正の末に至り、九州擾亂甚しく、神領等、武士のために、押領せらるゝといへども、往古の地、猶三分にして一は殘れり。しかるに、天正十五年、豐臣秀吉公九州を征伐し給ひし時、諸國の大社の神領、皆取はなたれける。それより、當宮領も、悉く沒收せられしかば、社頭破壞に及び、神職衰微せり。黑田勘解由源孝高は、其前年より、秀吉公の先鋒として、西國に在陣し、其功勞少からず。是よりさき畿内、中國、四國において、攻城野戰の功、甚大なりしかば、豐前國の内六郡を賜り、中津川に在城たりしが、同十七年、其國を令嗣長政に讓りて、退居せらる。此時長政より、宇佐郡向野郷の内にて、三百石の地を、此御宮に寄附ありて、崇敬せらるゝ事淺からず。文祿元年に、二宮御殿營作あり。〔此時、中殿の軒の上に、うるはしき竹子生出たり。或人是を見て、當國主やがて、筑前國に國かへ有べし。竹前に生

すゐゆゑなりと云けるに、果して其言のごとし。

かくて慶長五年、石田治部少輔三成、兵をおこせし時、長政は東方に與し、無二の志ざしを盡されしが、其功勞を賞して、豐前六郡を改て、筑前國に封ぜられ、豐前國は、細川越中守忠興に賜りける。しかるに、忠興ここに當宮を敬ひ、神領千石寄附せられ、中絶の神事を再興し、神殿を修造し、社家、寺家の證文を勘問せしめて、其職分を全す。中について、當宮の大祭、行幸會、放生會等、再興せらる。（行幸會は、元和二年に執行あり。放生會は、元和四年、五年兩度執行せらる。）又慶長十一年、一御殿營作あり。同十五年、三御殿造營せらる。しかるに、寛永九年、細川氏豐州を改め、肥後國を賜りける。其後松平丹後守源重直、宇佐の地を領せられしが、其時神領七百石寄附あり。其子松平東市正源直次、かはらず七百石の地を寄附し、音樂再興あり。鳥居を建立せらる。正保三年の冬、大樹家光公より、新に千石の神領を寄附し給ひ。今に至て相續せり。

いにしへは、三とせに一度、朝廷より、必宇佐宮に勅使を立られ、錦蓋、箭、劒、鉾、神服、玉佩、寶鏡等の、種々の神寶に、禮代の大幣帛を、そへ奉らしめ給ふ。此禮、聖武天皇、天平三年正月廿七日に、始て執行し給ひしとかや。（續日本紀に、天平勝寶八年四月壬子日、從五位下日下部宿禰古麿を遣して、幣帛を八幡大神宮に奉るとあり。是宇佐宮に勅使を立られし事い、國史に見えたる始也。代々宇佐宮に勅使を立られし事、歴然として、國史に詳なりといへども、度かさなり數おほければ、こゝにもらし侍りぬ。）三年に一度、勅使を下し給ふ時、筑前國香椎宮にも、同じく、神寶、幣帛等を奉らせ給へり。又此宮のほとりにおはします若宮、若姫、兩所の大神にも、幣帛を奉らせ給ふ。此兩神に、官幣を奉つらるゝ事は、天慶二年閏七月より始められしとかや。（朝野群載に見えたり。三年に一度、宇佐に勅使を下し給ふ時の、告文も同書に出たり。）清和天皇の御時、八幡宮を、山城國雄徳山に、勸請し給ひては、都近ければ、專かの御宮にのみ、奉幣せさせ給ひしかども、猶帝王一代に一度づゝ、かな

らず宇佐宮に、勅使を奉らる。多くは、和氣氏の人、命を受てこれを勤む。淸麻呂の例なるにや。淸麿、宇佐の使せられし事、第六卷に詳なり。

帝王一代に一度、宇佐宮に勅使を立給ふ時、朝廷より命を下し給ふ儀式、いと嚴重なりとかや。其事委しく、江家次第十二卷に見え侍れど、事長ければ、是を略す。拾芥抄にいはく、宇佐勅使の始、昌泰元年八月、右衛門權佐藤如道勤レ之。長保元年十一月廿七日、右衛門權佐宣孝勤レ之。御馬使、貞元二年、左近番長尾張兼國始レ之。是帝王一代一度の勅使の事成べし。此禮代々をへて、聊おこたりなかりける。しかるに、文治元年十二月六日、和氣使相家を下し給ふ處に、播州明石驛より、軍士のために追返さる。此時源平の爭亂あり。御劒、神馬、五色絹、其外神寶等をも、捨置て歸ける。翌年の冬、又散位宇康を宇佐に下し、黄金の御禮等、返し納められしとかや。此事百練抄に出たり。其後武家、天下の權をとれるより、此禮絕にける。

凡此御宮は、陽成天皇元慶三年、神託によりて、三十三年に一度充、改め造らるべしと定られしより以來、必其年限を過さず造替あり。此造營の間は、御神體を、頓宮にうつし置奉る。菱形池の北に、三所の上宮、若宮、下頓宮の址とて、今に遺れり。九國大亂の後、かゝる例も絕て、頓宮も迹ばかりになりぬるこそ悲しけれ。此營作は、九國の人の課役として、年限に怠りなく、是を務めしとかや。公家武家より、造營の事下知せられし文書甚多し。今ここに略しぬ。

當宮の祭禮神事は、他の社にかはり、禁裡の禮法にならひて、是を執行せり。いにしへは、年中に八十餘度の、祭禮神事有しといへども、近代は漸二十餘度に減せり。神事の禮式は、古今ことなる事なしといへども、御衣幣物等は、略儀を用ふ。二季の大祭と云は、二月十一月にあり。一旬の間是を執行す。其精粥、朝山、牛作の藁沓、秘咒、秘哥等の口傳あり。祠官家々の、深秘とする事なり。一旬のあひだ、

響音をとゞめ、他務をやめ、専神事を勤む。一向みちぬる翌の日に、朝神樂と云事あり。尤深き古實有事とかや。此祭は、致齋、散齋の儀式なれば、致齋の神事と云。此事冬の大祭は、嵯峨天皇御宇、弘仁十四年に始て執行有しより、今に至てたえず。又十一月に行幸會と云事あり。是は稱德天皇神護元年閏十月十八日、神託有によりて、四年に一度、八箇の社巡幸し給ふ。八ケの社とは、鷹居瀬社、乙咩社、大根川社、郡瀬社、泉社、妻垣社、小山田社、田笛社、是なり。此所は、八幡大神、宇佐にあらはれ給はぬ前に、靈行有し、勝地などいへる雜説有。其後四十七年を經て、嵯峨天皇弘仁二年より改て、六年に一度是を遂行はる。是巡狩の儀式とかや。此禮久しく中絶せしを、細川越中守忠興、國主たりし時、元和二年に再興有しかども、殊に大なる神事なるゆへ、其後又斷絶せり。此外さゝやかなる神事は多しといへども、わづらはしければしるさず。又三月三日、八月十五日、和間の濱にて、放生會を執行す。和間の濱は、宇佐郡松崎邑の海邊也宇佐宮より、丑寅にあたり、五十町許あり。萬葉集第十に、豐國のきくしの濱とよめるは、此所の事なり。扶桑略記に

人皇四十四代、元正天皇の御宇、養老四年九月に、大隅日向兩國亂逆す。この故に、内裏より、筑紫宇佐八幡宮の禰宜、辛島勝波豆米に勅し、神軍を引率して、彼國を征せしめ給ひしに、事ゆゑなく、敵をほろぼしけり。其後八幡大神 御託宣に、此度の合戰に、多くの人を殺しければ、放生會をなすべしと有しゆゑ、諸國に至るまで、此儀を取行ひけると記せり。社記には、神龜元年に、託宣ましましけること有。又政事要略第三にいはく、舊記に云、養老四年、豐前守宇努男人を將軍として大御神を請じ奉りて、大隅日向兩國に向ひ、隼人を攻亡せり。此時神託ありて、吾此隼人を多く殺しつる報に、毎年放生會を行ひ奉るべしと、宣はせける。以上政事要畧の說神龜元年に、放生會すべしと、託宣ましましけるより、廿一年を經て、天平十六年に、始て放生會を行へり。是より後は、年ごとの執行絶ざりしに、德治二年執行ありしより、應永二十七年まで、百十餘年斷絶し侍りけるを、足利將軍家より命ありて、

再興せらる。（此時和間の濱、頓宮の坤、藥王寺の棟にて、枯て久しき木有しが、根より三尺ばかり有て、芽生ひ出たりとかや。又此祭の時は、神輿一里北の方、眞崎と云所に御幸有、其頓宮の址、今にのこれり。）實に、大方ならぬ神事なれば、其後又中絶せしを、細川忠興國主たりし時興立有て、元和四年同五年、兩度執行あり。此時神宮儀式をとゝのへ、神輿を頓宮に安置し奉けるに、雲なくはれたる大空より、奇花たちまちにふり下る。群集の貴賤、奇異の思ひをなし、渇仰禮拜す。時に忠興の聘使、長岡式部、其外諸司等、幕の内より出、白沙に伏して、奇花を受といへども、地を去事、五六尺ばかりにして消散す、希代の事なればとて、其よしを江戸に洩達せらる。（忠興より、此よしを宇佐に告られし文、今に有。）抑此放生會は、取分大なる神事にて、其費も大かたならざれば、神領少くしては、執行かなひがたく、其後又斷絶せり。

凡吾邦にて、放生を行はるゝ事、此時に始るにあらず。日本紀を考ふるに、天武天皇五年八月十七日、諸國に詔して、放生せしむ。同年の冬も、諸國に放生を命じ給ふ事見えたり。是よりさき、敏達天皇七年の冬、天下放レ生事、月ごとに六日、持統天皇三年秋八月、放生所をおかれし事有り。皆浮屠氏止殺の言によりてなり。八幡宮のほとりにて、放生を行はるゝ事は、天平十六年をはじめとす。此事もろこし人も聞傳へけるにや、文獻通考、禮樂合編等に、日本に八月十五日放生會をするよし記せり。されば、生をこのみ、殺をにくむは、仁人君子の心にして、神明の與し給ふ所なり。しかれども、佛說のごとく、妄りに殺生を禁ずるは、理なき事にや。（みだりに殺をな禁ぜば、蚊蝱虎狼人の肉を食すれども害せずして、萬民ことごとく其身を飛蟲、猛獸の食にあてんや。）若浮屠氏の說によらば、我神代のいにしへ、天孫の山幸、海幸有しも、唐の聖人、網罟をつくりて佃漁を始め、民生の助とし給ふも、皆地獄の罪人なるべし、（事文類聚に、放生を論ずる說あり。至論也。考見るべし。）八幡大神の、放生を命じ給ふは、專横死の者を救ひ給はんとの、神慮なるべき

を、佛家よりは、最勝王經、放池魚の說など附會せるにや、いにしへ邯鄲の民、正月の旦を以て、鳩を簡子に献ず。簡子大いに悅び、厚く〳〵是を賞す、客其ゆへを問、簡子が曰、正旦に生るを放は、恩ある事を示すなり。客曰、君の放を好めるをしらば、民競て是を捕へ、却て死するもの多からん、君これをいかさんとならば、民に禁じて、捕る事なからしむるにしかじ。簡子其言を聞て、理なりとせり。(列子に出)今の放生は、これに類せる事多し。よく心を付べき事なり。又梁武帝放生して、魏國の使に、汝が國にも放生するやと問ければ、彼使對て、我國は不ㇾ取不ㇾ放といひけるよし、世說新語補に見えたり。尤理ある言也。

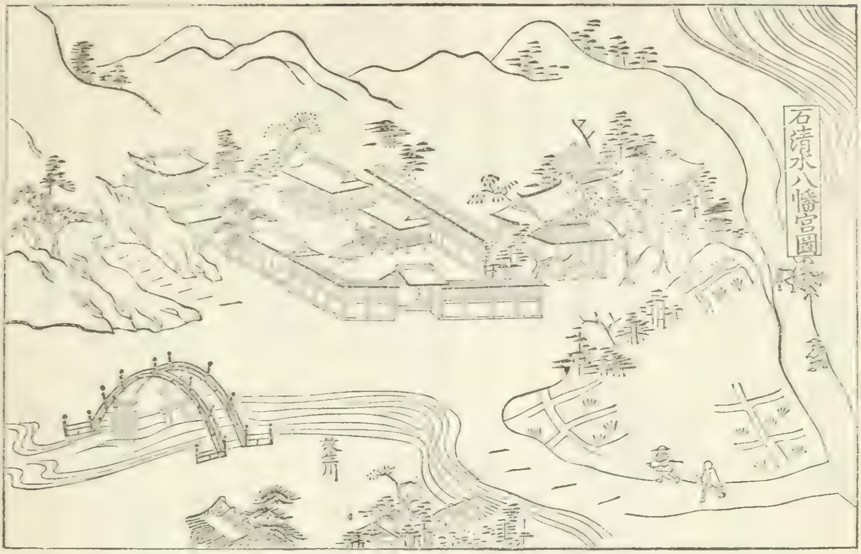
又御秡大會とて、六月晦日に、秡執行の事有り。中比絕たりしが、天文年中再興す。其後又中絕せしを、延寶八年六月晦日に、重て興行して、朝廷國家の安全を祈奉る。同九年(此年九月天和と改元なり)六月晦日、御秡會執行の時、八幡大神行幸の折から、午刻なりしに、天に大なる星出現す。其光明星のごとし。群集の貴賤、空を仰で靈異とす。參勤の神官は、應永二十四年六月十日、大星出現の嘉例なりとて、愼んで是を歡喜す。(應永二十四年六月十日、大星出現の事は、其日の午刻、下宮炊殿の上にあたり、大星出現し、光明赫々たり。是當社はんじやうの瑞兆なりと、祠官等是を拜し奉る。其後神宮造營の事ありて、廢れたる神事再興あり。)無月の御秡には、一里北なる猫田と云所まで此幸あり。今も其跡殘れり。近代衰微の時より、猫田の御幸は絕て、本社の四五町ばかり北に、假殿ありて、六月晦日に、此所まで御幸あり。七月朔日還御なる。其所を御秡場と云。

宇佐の大宮司、今は兩家あり。宮成、至津の二氏也。然ども、ともに同姓にして、宇佐津彥命を以て、元祖とす。宇佐津彥命は、神武天皇のときの人にして、その子孫相續で宇佐公たり。其後胤に、宇佐公牛人と云有り。此時始て大宮司に任ず。是大宮司の初任也。此時は、田心姬、湍津姬、市杵

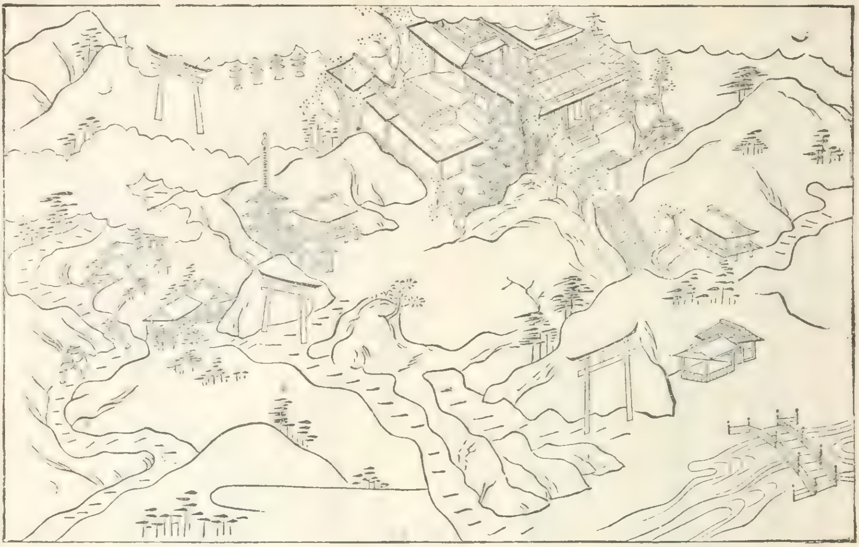
島姫の三神を斎き奉れり。（是今の中殿の御神なり）牛人の子、押領使宇佐公池守の時に、八幡大神始て神とあらはれ給ひぬ。此後相續で大宮司に任じ、今に至て絶ず。凡大宮司職の人の諱には、上に公の字を用ゆ。是宇佐の公と云心を表すとなり。又大神氏は祝職にして、此義を以て元祖とす。此義の遠孫田麻呂初て大宮司に任ず。其後五六世、大宮司職に補任せりとかや。續日本紀を考るに、天平勝寳元年十一月朔に、八幡大神の禰宜、從八位下大神田麻呂に、大神朝臣の姓を賜ふと記せり。（同月丁亥從五位下に叙せらるゝとあり。）又宇佐の四姓とて、宇佐、大神、田部、漆島（韓島氏も是より出）と云あり。皆神職たり。しかれども、宇佐、大神兩氏の外、大宮司補任の例なし。さればこそ、日本後紀に、弘仁十二年八月、大神宇佐二氏を以て、八幡宮司とすとあり。社人に三等あり。上祠官、中廳分、下神人是なり。古は神職許多なりしとかや。今猶上中下の社家三百五十餘人、寺家五十餘人、都て四百餘人ありて、怠りなく祭祀を奉仕せり。それ宇佐宮は、八幡大神最初に顯れ給ひし所にて、即八幡の本宮なり。故に、いにしへ朝廷よりの尊崇、伊勢大神宮につげりとなん。其委しき事は前に記し侍りぬ。かゝるたふとき御社なるに、亂世の時に至り、神田封戸も殘りすくなくなり、神官社職の家も衰へ、祭祀神事も名のみにて、昔がたりになりし事ども多かりしとかや。其上秀吉公の代に及び、社領殘なく沒收せられしかば、御やしろの衰微、此時に至て極れり。誠に日本の宗廟といはゝれ給ふ、八幡大神の本宮なれば、天下と共にさか行給ふべき事なるに、豐臣氏の逆政によりて、かく古にかはりゆくさま、いとくちをしく覺へ侍る。されど今大平久しく、上に道明かなれば、神の威も又まし給へるにや。絶て久しき神田をも、正保年中に、江戸より寄附せさせ給ひぬ。本より神人二なき理なれば、かく上の御う

やまひの深きにより、神威日々に新たにして、神功、應神の、文武の神光又世にあらはれ、おのづから人の國まで吾國をしたひ、四の海なみ靜にして、民、堯舜の化に浴し、宇佐、香椎の神廟も、などかむかしの繁榮に、立かへり給はざらめやは。

○人皇五十六代、清和天皇貞觀元年四月十五日、和州大安寺の僧行敎、（俗姓紀氏にて、武内大臣の苗裔なりしゆゑ、殊に八幡宮をあがめたふとみけるとぞ。）宇佐宮にまうでゝ、一夏九旬の間、宮ごもりしけるに、七月十五日の夜の夢に、大神みやこの邊に移りまして、王城を鎭護し給ふべきよしの、神勅を蒙りけるとて、同月廿日宇佐を出て、八月廿三日、山州山崎に寄宿せしに、又神託ありて、雄徳山に鎭座ましますべきよし、宣はせけるにより、明曉雄徳山に登りて、御宮所を見そなはし、頓て都に至り、奏聞を經しに、同九月十九日、勅使を下して、御宮所を點定せしめ、木工權允橘良基に、詔し給ひ、宇佐の御廟に准へて、始て六字の寶殿（三字は正殿、三字は拜殿）を立て、あがめ祭り給へり。御宮作りは、南に向へり。中殿は八幡大神、東殿は神功皇后、西殿は比咩大神なり。當社の下の側に、石の中より流れ出る清泉あり。是を石清水と云。此ゆゑに御廟をも、石清水宮と號す。此御宮山をば雄徳山と云、又男山とも書り。或鳩峯とも稱す。（行敎又香爐峯と名付、一に香爐山とも云。）山城國久世郡に屬して、八幡宮の地は、科手郷なり。（男山の麓、河原村より南は綴喜郡也。類聚國史巻七十九に、平城天皇の大同三年正月庚戌、禁下葬二埋於河内國交野郡雄徳山一以上採二造供御器一之土上也とあり。しかれば、古へは河内國に屬せるなり。）凡此雄徳山の勝景、たぐひなき有さま、こと〴〵くのべがたし。神靈のたふとき事は、いともかしこければいふに及ばず、御やしろのめでたき、三葉四葉にみがきたて、殿堂門廡いかめしくうるはしくて、金鋪朱匠の光、人の日をかゞやかし、緹垣絳闕のかざり、地上をてらせり。總て神廟佛殿のさかんなる事、帝都にしくはなしといへども、此みやしろの有さまこそは、ことに勝れて壯麗にして、めでたくは見え侍る。四方のながめ遠くほがらかにし



て、見所おほき事、よの國にてはいまだ見ず。いづくにも、かうやうの世ばなれたる佳景は、あらじとぞ思ふ。藥師堂のほとりにやすらひて、目を遠近にあそばしむれば、くらきねぶりの、忽にさめたる心地ぞすなる。何のあやめもしらぬ、あやしきしづのを、しづの女さへ、久しくこゝにたゝずみて、めで興ずる所なり。まして心あらん遠方人に、見せまほしくぞ思ひ侍る。又四時につきて、此所の佳趣をいはゞ、春は先、山も川も霞こめ、けぶりわたり、おぼつかなく覺えて、其けしきいとなつかし。こち風ぬるく吹て、櫻のほころび出るころほひ、えんなるけしきえもいはれず。夏山上の風氣あつがはしからず。納冷のたのしみいとすぐれ、又廊をめぐれるみごりの色も、なごやかにめづらし。秋は、地たかく境ひろければ、四方のけしきもことにほがらかに、月の光もてりまさり、又なくあはれにおもしろく見ゆ。放生會に、神輿のみゆきある比、勅使のまうで



き給ひ、伶人のわざなど、まことにたへなるさまなり。冬は山々に雪のふりつもりて、しろうなるを、四方にかへり見れば、さながら銀の世界になれるにやと覺えて、此世の外に出たる心地ぞすめる。すべて四時の好景きはまりなく、人心の佳興も、又つきせぬながめ也。此山にのぼれば、其こゝろ飄蕩として、世をわすれ、塵をはなれて、忽仙境にいたりぬるやとあやしまる。此山もし、京城のほとりにあらましかば、月ごとにいくたびもまうできなましとぞ思ひ侍る。かゝる都に近きめでたき所をすてゝ、他境の遠くして、さゝやかなる方を尋みん事は、たとへば大山をすてゝ、丘垤を求る如くにぞおぼえ侍る。

末社及古跡

○若宮　本社の艮の隅にあり。仁德天皇也。
○若姫宮　若宮の右の側にあり。宇禮姫、久禮姫也。

○今宮　水若宮とも云、若宮の左の側に有り。是は、菟道稚郎子尊を、崇め祭れる社なり。

○住吉社　本社の乾、杉村の中にあり。住吉明神也。

○武内社　本社の西北の隅にあり。是武内大臣を祭る所なり。上高良明神と號する是なり。

○高良社　八幡山の下にあり。西の一座は、住吉を祭り、東の一座は、高良明神を祭る。下高良明神是なり。

○狩尾社　八幡山の西にあり。是國常立尊、大己貴尊、天兒屋根命の三神を祭所なり。此三神は、男山地主の神にして、八幡大神遷座以前より、鎮りおはしましけり。

○細語橋　本社のまへ、樓門の東、寶塔の前にあり。古歌あり。

○待宵の小侍從が住宅の跡　今桂坊の後に有。小侍從、當宮の別當、幸清法印におもはれて、此所に住せし事、玉葉集に見えたり。源平盛衰記に、かくのごとく記せり。石清水祠官系圖に、二十五代別當、光清が女とあり。

○一鳥居額　山の下第一の鳥居の額、藤原佐理卿の筆跡なり。

そのかみは、宇佐宮に、三年に一たび勅使を立られ、奉幣有けるが、男山に勸請し給ひし後は、都近ければ、もつぱら此御宮にのみ、勅使を立、奉幣し給ふ。多くは、源氏の人を勅使とし給へり。三代實録を考ふるに、貞觀七年四月十七日、木工權助從五位下和氣朝臣彝範を勅使として、楯、矛、御鞍等を奉らるるよし見えたり。是より前にも、勅使を立られたるよし、告文中に見え侍れども、國史にしるせるは、これをはじめとす。圓融院天元二年三月廿七日、石清水八幡宮に御幸し給ふ。是天子行幸の始也。其後、後三條院、正久元年八月行幸鳥羽院天永二年正月崇德院大治二年十月高倉院嘉應元年順德院承久二年後宇多院建治元年三月相續で行幸あり。されば此石清水八幡宮は、二所の宗廟として、二所宗廟の號、いつの御代にか、朝家より定給へる所なり。神皇正統記に、すでに二所宗廟と書けり日月に祭祀おこたる事なし。

中にも毎年二月、十一月初卯日、御神樂あり。禁中の御神樂に准じて、伶人、山井、多、文、安倍なごこれを勤む。三月中の午日、臨時の祭あり。是は天慶五年四月廿七日にはじめらる。過にし年、平將門が亂逆有し時、當宮に祈らせ給ひけるに、大神の冥助によりて、輙くほろびぬれば、其報賽のために、臨時の祭を奉らる。其時の使は、播磨守允明朝臣なり。舞人うた人各十人あり。

續古今神祇　　紀貫之

松もおひまたもこけむす石清水
　行すゑ遠くつかへまつらん

是は其をりの歌になん侍りける。しかるに天祿二年三月より、毎年の事にはなり侍るなり。公事根源に見えたり。猶かの書に委し。又八月十五日、此御宮の放生會には、上卿、宰相、辨、衛府なご男山にむかふ。宣命内藏寮の使にたまふ。延久二年より行幸に准ぜられて、六府以下供奉する事にはなれり。早旦に猪鼻を神輿くだらせ給ふ時は、行幸の儀式にて、音樂の聲雲をとゞめ、衣冠のよそほひ、日にかゞやく。それにひきかへて、還幸の有さまは、神人法師ばらに至まで、白杖をつきて、かへらぬ道に、おくり奉る儀式也。公事根源 此御宮の放生會は、貞觀五年八月十五日より始られて、年々絕る事なかりしを、後醍醐天皇の後、世中靜ならずして中絕し、ちかき比に至るまで、此事行はれず。しかるに、當宮の祠官田中氏、善法寺、其外一社中、年來放生會のかたばかり、習禮をいたさん事を願ひ、江戶に乞ひ奉りけるに、延寶七年、放生會習禮の料、若干下し賜りぬ。是より毎年八月十五日、上卿參議、辨六府、及諸の吏卒等參向し、十五日の曉、三社の神輿ふもとに下らせ給ふ。誠に行幸の儀式にて、もろ〳〵の官人供奉せり。伶人ゆく〳〵音樂を奏す、其よそほひ、甚嚴重にして古めかしく、いとたふとし。見る人感歎せざるはなし。都鄙より來る人、所せきまで多くあつまる。官人はつと

め終りて、けふ都へ歸り給ふ。十五日の夜、酉の時ばかりに、還幸の儀ありて、神人社僧多く供奉し、本宮にのぼらせおはします。其さま公事根源にしるすがごとし。此時又音樂を奏す。來り見る人又多し。誠にこよひは、名におふ中秋なれば、月の光行粧をかゞやかし、道につらなれり。多くの燈相映じて、白晝のごとく見え侍る。諸國は云に及ばず、都にも、今はかゝるめでたき神事これなし。

此宮の神主は、貞觀十八年八月十三日に、始て從八位下紀朝臣御豊を以て任せらるゝよし、三代實錄に見えたり。又八幡大神宇佐より遷座の時、大神氏從ひ奉りて來り、紀氏と互に神職をつとめけるが、後に大神氏は絕たり。今は祠官社僧數十人有つて、神前の奉仕怠る事なし。石淸水宮神領今猶七千三百石餘あり。

寬德二年二月十八日、伊豫守源賴義、其嫡子源太丸七歲なりしを、石淸水八幡宮の廣前にて元服せしめ、即八幡宮の氏子なりとて、八幡太郎義家と號す。源家系圖に見えたり。又陸奥話記には、夷人、義家の武勇をおそれて、たゞ人ならず、八幡太郎と申すべしといひし共しるせり。しかるに、義家、智謀武勇群に超しかば、其子孫漸く繁榮せり。其末流の輩、皆義家のゆかりにより、殊に八幡宮をたふとみて、氏の神と稱す。是よりしてこそ、八幡宮を、世人、源家の氏の神とは云ならはしけれ。

文明十三年、中院一位通秀記に云。三月廿五日兼倶卿參會。平野奉加等事也。凡源氏神以平野社爲正也。於八幡宮淸和源氏義家以來事也とあり。しかれば、八幡宮を、源家の氏の神とする事は、義家より以來の事にて、淸和源氏に限れる事也。されども後には、諸の源氏、皆八幡宮を崇敬せざるはなし。

或人のいはく、宇佐宮は、八幡大神、始て神とあらはれ給ひし所にして、即本宮なり。石淸水宮は、初て帝都に勸請の御社にして、宗廟と崇め奉らる。しかるに今吾子、八幡宮の御事をし

るすに、宇瀰、大分、木坂、豐浦、譽田等を先にして、この二所を後にするは何ぞや。答て曰、しからず、宇瀰、大分、木坂、豐浦、譽田等の事をしるすは、境地の事によりて、其下に註するもの也。今此宇佐、石清水の二所の御宮の事をば、是を大書して、八幡大神崩御の後につく、是即二所の御宮を、他なく敬ふ所なり。されば、八幡宮三所の御神徳は、山高く水ながし。今さら言をもつて云述がたく、筆を以て書盡しがたかるべし。いはんや、愚なる身の、からやまとのざへなく、つたなき水ぐきのあとに、其かたばかりをとゞめんも、はゞかり多くてやみぬ。しかれども、猶其御めぐみの、ふかく遠き事をこゝろみば、宇佐の三山のかげしげく、石清水のながれ絶ずして、御裔の、萬代までに傳はらせ給へるにても、しるべき事ならん。しかれば、大神の御徳のことにすぐれ、此宮の他の社にまされる事をしらん人は、おほそらの月日をあふぐがごとく、二所の本宮をたふとまざらめかも。

八幡宮本紀巻之四終

八幡宮本紀卷之五

仁德天皇紀

大鷦鷯天皇は、應神天皇の第四の皇子なり。御母は仲姫命と云ふ五百城入彦皇子の御孫なり。後に諡を奉りて、仁德天皇と申奉る。いとけなきより聰明睿智ましく／＼、貌容はなはだかほよし。壯なるに及ばせ給ひ、仁寛慈惠におはしましき。

此帝の御名を大鷦鷯天皇と申奉るは、初天皇生れ給ひし日、木菟産殿に入る。明旦應神天皇、大臣武內宿禰を呼て、これに語りて曰、是何の瑞ならんか。大臣對て申さく、吉祥也。又昨日臣が妻産む時、鷦鷯産屋に飛いれり。是又あやしと申す。天皇の曰、今朕が子、大臣の子と同日に生れぬ。兼て並に瑞あり。是天の表なり。其鳥の名を取て、各相易て子に名づけ、後葉の契とすべしとて、則鷦鷯の名を取て、皇子に名づけて大鷦鷯皇子と稱し、木菟の名を用て、大臣の子を木菟宿禰といふ。是平群臣の始祖なり。

應神天皇末の皇子、菟道稚郞子を、かねてより太子と定給ひけるに、此事前に詳なり。天皇崩御の後、菟道尊天位を此帝にゆづり給ひけれども、兄なればとて、いかでか父の命に背き帝位に登らんやとて、うけたまはず。太子は又、父の仰ありとても、弟として兄をこえ、天下をしるべきやうなしと、かたくいなみ給ひて、たがひに相ゆづり給ふ。此時にのぞんで、御兄の大山守皇子など、太子をうしなはんとはかられしを、此帝さとりて、太子と御心を一にして誅し給へり。かくて太子は山城の國菟道に宮づくりして住せ給ひ、此帝は攝津國難波にまし／＼ける。國々の御調物も難波へ捧れば、菟道へゆづり給ひ、菟道へ奉れば、難波へと辭て、互にうけさせ給はねば、天下に君なくて、却て民のうれひとぞなれりける。かくて

三年と過るまで、位をむなしくし給へり。此時王仁和歌を詠じ奉ける。

難波津に咲やこのはな冬ごもり
今を春べとさくやこのはな

古今和歌集の序に、難波津の歌は、帝のおほんはじめ也。注におほさゝぎのみかどの、難波津にてみこときこえける時、東宮をたがひにゆづりて、位につき給はで三年になりにければ、王仁といふ人のいぶかり思ひて、よみて奉りける歌なり。この花は梅の花をいふなるべし。

こゝにおいて、太子の宣ひけるは、兄位につき給はで、天下に君なく、萬民のうれひとなる事、ひとへに我ながらへるゆゑなり、いきて天下をわづらはさんよりは、死して兄を位にそなへ、民の心を安くせんにしかじと、みづからはかりて失給ひぬ。大鷦鷯尊此よしを聞給ひて、いそぎ行て見給ひければ、太子よみがへり、しばらく詞をかはして、終におらせ給ぬ。尊おどろきなげき給ふ事限なし。されどもかへらぬ道なれば、後の事いとよく物し給ひて、難波にかへらせ給ふ。

延喜式の諸陵式を考ふるに、菟道稚郎子皇子の墓は、山城國宇治郡にあり。兆域東西十二町、南北十二町、守戸三烟とあり。日本紀にも、菟道山上に葬ると見えたり。今其所を尋ぬるに、さだかならず。されども今宇治の朝日山に、經塚と號する大塚あり。疑らくは是ならんか。

○わか家君樂軒、日本紀をよみ、菟道皇子、仁德天皇互に、御讓位の所にいたりて、卷をおほひて、流涕せざる事なし。嘗て曰、古來和漢天子諸侯の子、其大變に及ぶ時は、兄弟、伯叔舅、養子諸姪と國天下を爭ふ事、かぞふるに暇あらず。彼天武の賢君にして、善政誠に多かりしも、大伴皇子と事あり。是やむ事を得ざるの勢ありといへども、其實は未だかならず善盡す事あ

たはず。其餘の兄弟土地を爭ひ奪ひし君臣の輩は、論ずるにたらず。夫我朝にして連枝互に國を讓るの君、顯宗、仁賢あり。又初に固く辭し、他にゆづりて、諸臣しば〱强すゝめて、後に君たるは、繼體、允恭まします。然ども其事の正うして、明に聞ゆるは、此帝の誠あるに及ぶ事なし。ことさら菟道皇子の善行は、中華の古へ、周の泰伯の至德にもをさ〱はぢ給はじ。古人も子を知事父にしかずといへり。されば應神帝も、かねて能其賢なるをしろしめして、皇太子とは定給ひしならし。後人其御德の大なる事をしらずして、普く稱せざる事をうらむ。夫貴となく賤となく、人の父たる者の子を思ふ道、必其子兄弟ともに怡々として和睦し、身をたもち天下國家を安くをさめん事を欲せざるはなし。然ども其子の才智德器備るもの稀なるゆへ、父命に違て同根骨肉、反逆をはかり、天下國家を爭ひ亂に及び、或宗族をほろぼし、父祖の祭を斷にいたる事多し。誠に愚に淺まし。或小民、父の遺跡の微財を爭ひ、わづかの土地を論ずるたぐひ、聞耳も穢らはし、抑後世において、人の父たらんもの、必其子孫和順し、長く繁榮ならん事を願はゞ、則八幡天神の、御子たちに學をすゝめ參らせさせ給ひし、神慮のふかき跡にならひ、又仁德帝と菟道太子の、大德のありがたき道を仰ぎ、必此神をたふとみ祈るべし。誠に此二君は、其德中華の聖王にも、をさ〱おとらせ給はぬ希世の賢君にてましますを、後世我國の人おろそかにして、是を知事淺く、其御德を尊ぶ事薄くして、所々、神功、應神帝の御廟にも、昔より此二君を、あつく祭り奉らざる事を深くなげくのみ。

かくてやむ事を得給はで、癸酉のとし、大鷦鷯尊帝位に即せ給ふ。仁德天皇是也。則此年を仁德天皇

の元年とす。攝津國難波を都とし、高津の宮にましま
す。

攝州大坂大江橋（今の能仁橋なり。）の東、上町の内に仁徳天皇の御社ありき。此所則古の皇居の址なり。（東成郡に屬す。）豊臣秀吉公の時、彼御社をば上難波村にうつさる。今の仁徳天皇の宮是なり。又尼崎に梅樹多し。尼崎も難波の内なり。今は梅樹皆かれ失て、古來有し跡に井あり。梅の水と名づく。是王仁の詠せし木の花ありし所なるべし。

此君もとより仁心ふかくまし〱、偏に天に代て、あまねく天下萬民を極安せんとの御志淺からざりしゆゑ、專儉約をこのませ給ひて、萬御身の奉養を薄くし、禁裡の御宮造も彩どりかざらせ給はず。

○二年甲戌のとし春三月八日、磐之媛命（葛城襲津彦の女なり。）をたてゝ皇后とす。此皇后大兄去來穗別天皇（履中天皇なり。）住吉仲皇子、瑞齒別天皇（反正天皇なり。）雄朝津間稚子宿禰天皇（允恭天皇是なり。）を生り。又妃日向髮長媛、大草香皇子、幡梭皇女を生り。

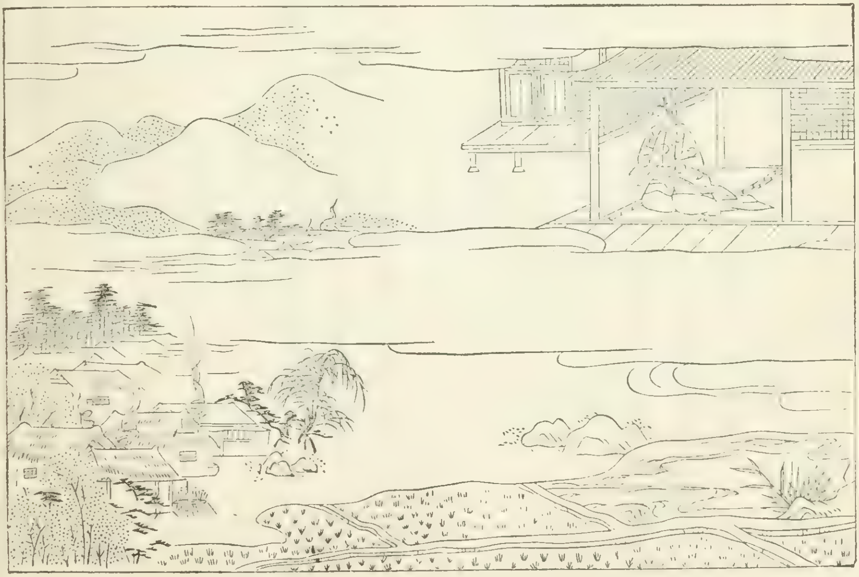
○四年丙子のとし春二月六日、群臣に詔して宣く、朕高臺に登て遠く見めぐらすに、烟氣城中にたたず。おもふに百姓すでに貧しくして、家々に食をいとなむわざのすくなきならん。朕きく、古の聖王の御代には、人々詠德の音を誦て、家々康哉歌あり。（尙書益稷の篇に出たる皐陶の歌にあり。）今朕萬民に上たる事、すでに三年になりぬ。頌音きこえず、炊烟いよ〱おろそかなり。よつて五穀みのらずして、百姓窮乏の事をしりぬ。畿内だにかくのごとし。いはんや、畿外の諸國をやと歎かせ給ふ。三月二十一日詔して曰、今より後三年が間、悉く課役をやめ、調貢を減じて、百姓の苦を息しむべしとて、是より後、御衣。鞋履もやぶれざればあらためず、溫飯、煖羹も、すゑり〱さらざれば易ざらしむ。かく世を思ひ民を勞り給ふ御志深く〱して、盆心をとぎ志を約て、以て無爲を事とし給ふ。是によりて宮垣やぶるれど

も造かへず、宮殿いらか破れ、茅茨こぼるれども改めふかず、風雨隙より入て御衣をうるほし、星辰床の内にてるごとくなれども、帝は只民の愁をうれひ、民の樂をたのしみ給ふ御人なる故、民つねに暇ありて農業をつとめ、各わざをいとなみて、其所を得たる事を悦び給て、却て是をたのしみとし給ふ。かかりければ、兆民なべて悦び、天地の氣和順し、風雨時にしたがひ、五穀ゆたかにして、三年ならずして、百姓こと〴〵く富さかえ、ほむる聲道にみちて、炊烟又しげし。

○七年己卯のとし夏四月朔日、天皇高臺にまして、遠くのぞみ見給ふに、烟氣多くたちて、民のすみか、にぎはしく見えければ、よろこびおはしまし、よませ給ひし御歌。

新古今集賀

高き屋にのぼりて見ればけぶりたつ
民のかまどはにぎはひにけり



此日皇后にかたりてのたまはく、朕すでにとめり。豈愁あらんや。皇后の御いらへに、何をか富りとのたまふや。天皇の曰、烟氣國にみちて、百姓おのづから富り。皇后又うたがひ問せ給へるは、宮垣くづれて修る事を得ず、宮殿やぶれて、衣被露にうるほへり。何ぞ富りとのたまはん。天皇曰、それ天の君を立る事は、是百姓のためなり。故に君は百姓を以て本とす。こゝを以て古の聖王は、天下に一人も飢こゞゆるものあれば、みづから是をうやし、これをこゞやかすがごとくなげきいたはりたまひき。今百姓の貧しきは、則朕が貧きなり。百姓の富るは、則朕が富るなり。百姓富て君の貧き事はいまだこれあらじと宣へり。誠にありがたき御こゝろおきて、もろこしのひじりの君にも、はぢさせ給はぬ御徳行なりき。秋九月諸國悉くに請て申さく、貢物を減じ、課役を免し給ひて、すでに三年になりぬ。これによつて公の宮殿くちやぶれて、府庫すでにむなし。今黔首富にぎはひて、道に遺たるをもひろはず。このゆゑに、里に窮民なく、家に餘儲あり。もし此時にあたりて、税調を怠り、宮室を修る事なくば、萬民却て罪を天に得む事を恐ると申しかども、猶忍びてゆるし給はず。

○十年壬午のとし冬十月、初て課役をおほせて、以て宮室をつくらしむべき仰事有ければ、百姓悦び打つどひ、老を扶け、幼をたづさへ、材をはこび簀を負て、日夜をいとはず、力をつくして爭ひ作れり。こゝを以て、いまだ幾時を經ずして、宮室悉く成ぬ。此帝の仁慈の御德あつくましませし事、みなこれらをおして知るべし。かゝりし故、今にいたるまで、此天皇を我國の聖帝なりとほめ奉れり。

○十一年癸未のとし夏四月十七日、群臣に詔して曰、今朕是國を見るに、郊澤曠遠して、田圃少く乏し。且河の水横にながれて、河じりとからず。もし霖雨にあはゞ、海潮逆上て、巷里も船に乗て通

ひ、道路も又泥土あらん。故に群臣共にこれをみそなはして、横なる源を決て海に通し、逆流を塞で田宅を全うせよと有しかば、群臣僉議りて、冬十月宮の北の郊原を掘て、南水を引て以て西の海に入る。因て其水を號て堀江と云。

堀江と云ば、今攝州東生郡、大和河と云所是なり。今大坂の城の東北を流る。淀河と合ふて海に入る。

又まさに北河の澇を防がんとて、茨田堤を築かる。是歳新羅人朝貢せしかば、則新羅人をして、是事をなさしめらる。

茨田池は、河内國茨田郡にあり。池の廣き事南北二里（一説三里）東西一里、或は半里程なる所もありて、大なる池なり。恰潮に似たり。

○十二年甲申のとし秋七月三日、高麗國より鐵盾鐵的を貢る。八月十日高麗の客を内裏にめして饗せらる。此日群臣及百寮をめして、高麗より獻つる所の、鐵盾的を射さしむ。しかれども諸人的を貫す事を得ず、ひとり的臣祖、盾人宿禰、鐵的を射貫す。時に高麗の使者是を見て大に畏れぬ。明日盾人宿禰を美て、名を的戸田宿禰と賜ふ。

○十七年己丑のとし、新羅朝貢せず。秋九月、的臣祖砥田宿禰、小泊瀨造祖、賢遺臣を遣して、闕貢の事を問はしむ。こゝにおいて新羅人おそれて、すなはち調絹一千四百六十匹、及種々の雜物合て八十艘につみて貢獻す。

○三十一年癸卯のとし春正月十五日、大兄去來穗別尊を立て皇太子とす。（履中天皇是也。時に御年十五歳。）

○四十一年癸丑のとし春三月、紀角宿禰を百濟に遣して、始て國郡壃場をわかち、つぶさに鄕土の出る所をしるさしむ。この時百濟王の孫、酒君無禮なりしかば、紀角宿禰、百濟王を責む。百濟王おそれて、鐵鎖を以て酒君を縛て、襲津彦に附て進上す。こゝに酒君まうきて、石川錦織首許呂斯が家に逃かくれ、これを欺ていはく、天皇すでに臣が罪をゆ

るし給へり。故に汝につけて養はしむといふ、久して天皇そのよしをきこしめしけれども、遂に其罪をゆるし給ふ。

○四十三年乙卯のとし、秋九月朔日、依網屯倉阿弭古、あやしき鳥を捕て天皇に献りていはく、臣つねに網を張て鳥を取るに、いまだこの鳥を得ず。故にこれを献るよし申す。天皇酒君をめし、鳥を見せてのたまはく、是何鳥ぞ。酒君答て申さく、此鳥の類多く百済にあり。なづけ得ては、能人にしたがひ、又飛翔りて諸鳥を取る。百済の俗、此鳥を名づけて、俱知と云。（今時の鷹是なり。）則酒君にさづけて養ひ馴しむ。（鷹を養たる所を、鷹甘と云。住吉郡にあり）いまだ幾時ならずして、馴る事を得たり。酒君すなはち韋緡を以て其足につけ、小鈴を其尾に著て、腕の上にすゑて天皇に献る。この日百舌鳥野にかりし給ふ。時に雌雉多くたつ。則鷹を放てとらしめ、忽にあまたの雉を得たり。是我朝鷹狩の始なり。（雉を鷹の鳥と云て、賞翫するも、日本にて鷹狩の始に、雉を得たる縁なるべし。）

○五十三年乙丑のとし、新羅朝貢せず。夏五月、上毛野君祖、竹葉瀬を遣して、其闕貢を問はしめ給ふ。竹葉瀬道路の間にして白鹿を獲て、すなはち還て天皇に献る。更に日を改てゆく。重て竹葉瀬が弟田道を遣し、則詔して曰、新羅もし拒ば、兵を擧てこれを撃べしとて、則精兵を授らる。果して新羅兵を起して是を距ぐ。爰に新羅人日々に挑戰ふ。田道塞を固めて出ず。時に新羅の軍卒一人營外に放たるを、則これを掠俘へ、因て消息を問。答て曰、强力の者あり、百衝と云。輕捷猛幹にして、毎に軍の右の前鋒たり。これを伺て其左を撃ば則敗なんと。時に新羅の軍、左を空しく右に備ふ。こゝにおいて、田道精騎をつらねて、其左をうちしかば、新羅の軍潰ぬ。因て兵を縦てこれを攻て、數百人を殺し、即其四邑の人民を虜にして以て歸れり。

○五十五年丁卯のとし、蝦夷叛く。田道を遣してう

たしむ、然るに田道蝦夷のために敗られて、伊寺水門に死す。時に從者有て、田道が手纏を取得て、其妻に與ふ。其妻かなしんで、すなはち手纏を抱て縊死せり。時の人これを聞て、涕を流ざるはなし。其後蝦夷人亦來りて民ををかしかすむ。因て以て田道が墓を發きしに、大なる蛇ありて目をいからして、墓より出て以て蝦夷を咋しに、悉く蛇毒を被て多く死亡びぬ、唯一二人免るゝ事を得たり。故に時の人、田道すでに亡といへども、遂に仇を報ふ。何ぞ死人の知事なかんやといへりしとぞ。

このとし三月、武内大臣身まかれり。武内宿禰の墓は大和國高市郡、益田池の坤にあり。性靈集に、武遮荒壟押其坤とは是なり、今はその所さだかならずとかや。武内大臣薨し給ふ年、一說には仁德天皇七十八年とす。しかれども、風土記にも、このとし薨し給ふよし侍れば、疑なきものなり。水鏡にも、仁德の五十五年薨じ給ふと有。韓人の書る海東諸國記と云文にも、武内宿禰、仁德天皇五十五年に薨せらるゝよし見えたり。享年の事も數說あり。三百十七歲、或三百三十歲、或三百二十五とあり。公卿補任には、三百十二歲ともしるせり。海東諸國記には、三百四十歲と書り。宗史には、三百七歲とあり。明の謝肇淛がつくれる五雜俎にも。日本書紀を引て、三百七歲と見えたり。しかれども日本紀には、武内薨じ給ふ事も、又は其壽數も見え侍らず、謝氏何によりて日本紀と書るにや、いぶかし。公卿補任云、武内大臣は、孝元天皇五世の孫なり。景行天皇九年己卯生。仁德七十八年庚寅薨。歷事六帝爲時名臣。壽三百十二歲。不知所終。或曰入美濃國不破山而弗見。又云、征東夷賊平還薨。葬於大和國葛下郡。今室墓是なり。

此大臣は、景行天皇の御時より筮仕し給ひ、成務仲哀、神功、應神の御代を經て、此御代にいたるまで、すべて六代の帝にみやつかへして、百司をすべ、萬機を司つて、誠に國家の棟梁たり。

按ずるに、景行天皇二十五年、武内宿禰を遣して、北陸及東國を察せしむ。同二十七年東國より歸りて、蝦夷の事を奏せらる。同五十一年春正月、内宴おこなひ給ひしに、成務天皇いまだ其時はみこと申せしが、武内その座にまゐり給はざりしかば、みかどたづねさせ給ひしに、申たまはく、人々みな御あそびのあひだ、心をゆるぶべきおりなり。この時もし、ひまをうかゞふ心あるものや侍らんと思ひ、門をかためてなん侍ると申給ひしかば、みかどいよ／＼ならびなく寵じ給ひき。同年秋八月四日、稚足彦尊（成務天皇の御事なり。）を立て皇太子とし、武内宿禰に命じて棟梁の臣とす。成務天皇三年正月七日、武内宿禰を以て大臣とす。（これ大臣の始なり。）はじめ、天皇と武内と同日に生れ給ひぬ。故に異寵あり。（此説にしたがへば、武内宿禰も景行天皇十三年癸未の歳生れ給へり。しかれば景行二十五年に、武内宿禰、北陸及東國を監察し給ひし事、十三歳にあたれり。いかに聰敏なりとも、十三歳なる人にかゝる大事を命じ給ふべき理なし。しかれども、日本紀の説なれば、是非を云がたし。）仲哀天皇九年に、筑紫香椎宮にして仲哀帝崩じ給ふ。皇后、武内をして、天皇の屍を豐浦宮に殯斂せしめ給ふ。明年武内、皇后の命によりて、皇子を抱き、紀伊水門に泊り、其後所々にして忍熊王と戰ひ、謀をめぐらして攻給ひければ、忍熊王叶はずして戰死せらる。皇后十三年太子譽田皇子、笥飯大神を拜し給ふ、武内從へり。應神天皇七年、武内に命じ、韓人池をつくらしむ。同九年武内を筑紫に遣し、百姓を監察せしむ。仁德天皇五十三年、帝と和歌を贈答せらる。これ日本紀にしるせる所、武内大臣の事實のあらましなり。おほくは前に記せしかども、今又こゝに集て擧侍る。その宮に在せし間、もつぱら萬機を補佐せられしかば、君に忠し、民をやすんぜられし事、いふばかりなかるべし。いはんや、皇后に韓をうたせ給ひし時、其深謀奇計も、誠に多く侍るべし。又筑紫に下り、讒に逢ひ給ひし時のふるまひをみて、ここに其忠誠のふかき事をしりぬ。うらむら

くは、傳記詳ならずして、かゝる履歴の事實ごもの、委しく後世に傳らざる事を。又古事記を按ずるに、武内宿禰の子九人あり。男七女二波多八代宿禰波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君等の祖なり。次に許勢小柄宿禰許勢臣雀部臣輕部臣の祖なり。次に蘇賀石河宿禰蘇我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、櫻井臣、岸田臣等の祖也。次に平群都久宿禰平群臣、佐和良臣、馬御樴連等の祖也。神名帳に、大和國平群郡平群坐紀氏神社と記せるは、此人を祭れる所なり。次に木角宿禰木臣、都奴臣、坂本臣等の祖也。次に久米能摩伊刀比賣、次に怒能伊呂比賣、次に葛城長江曾都毗古玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等の祖也。次に若子宿禰江野間臣の祖。以上七男二女にして、二十七姓の祖也。

○因幡國法美郡宇倍山今は因幡山といふ因幡國府にあり。此山に社あり。宇倍社といふ。則此武内大臣を祭れる所なり。神名帳に、因幡國法美郡、宇倍神社一座名神大とあり。風土記にいはく、仁徳天皇五十五年春三月、大臣因幡國にくだらせ給ひ、龜金におひて双履を殘し置て、其隱れ給ひし所をしらず。故に此御社をたてゝ祭れりと云。諸神記に、孝德天皇大化四年に建し社とあり。因幡國と名るも、武内宿禰幡を持て當國に降り、凶徒を治め給ふ故に、幡をよするといふ義にて、因幡國と名づく。三代實錄に、貞觀四年五月、因幡國正五位宇倍神に從四位下を授らる。同六年三月一日、詔して、因幡國宇倍神を官社とせらる。同十年閏十二月二十一日、宇倍神從四位上、同十三年二月二十六日、宇倍大神正四位下、同十六年三月十四日、宇倍神從三位、元慶二年十一月十三日、宇倍神正三位因幡國一宮たるにより、今は一宮大明神と云、今の祠官は、武内大臣の苗裔なりと云。

○筑前國宗像郡鐘崎邑、織幡社も此大臣をいはひまつれる所なり。神名帳に、筑前國宗像郡織幡神社一座名神大とあり。此御社は海濱にありて、はるかに北海に對せり、是異敵を降伏せんために、此所に鎭座まし〳〵けるとなん。文德實錄に、嘉祥三年七月甲辰、筑前國織幡神從五位下、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日、筑前國從五位下織幡神、從五位上を授け奉らるとあり。

○五十八年庚午のとし冬十月、吳國、高麗國、並に

朝貢す。

○六十二年甲戌のとし五月、額田大中彦皇子。鬪鷄と云所に、（其所兵庫の北にあり。兵庫に近し。其後山城丹波所々に氷室あり。山城の内都の北に氷室の里あり。其里に其跡七所あり。）獵に出給ひ、山に上り野中を見やり給ふに、廣き庵を作たるごときの所有。人を遣して見せ給ふに、窟なりと申す。よつて鬪鷄稲置大山主をめして問せ給ふに、氷室なりと申す。皇子其氷をば、いかがしてをさむるぞ、またなに〻用るぞと問せ給ふ。答て申さく、土を掘事一丈餘にして、草を其上にふき、下に茅荻などあつくしきて、氷を其上にをさむれば、夏月を經てもきえず。これを用る事は、すなはち熱月に當りて、水酒に漬して用ゆと申す。皇子則其氷をもち來て、御所に献らる。天皇よろこばせ給ふ。これより以後、年ごとの季冬の月に、必氷ををさめさせ給ふ。これ日本にて氷を奉る始なり。

○六十五年丁丑のとし、飛彈國に人あり。其名を宿儺と云。身は一にして、其面二つあり。手足各四つありて、力つよく身かろし。弓矢をもち、劒を佩て人をなやまし、皇命にしたがはず。こ〻において、和珥臣祖、難波根子武振熊を遣して、これをころさしむ。

○八十七年己亥のとし、春正月十六日、天皇崩御ならせ給ふ。天下を治め給ふ事八十七年おはしましき。

此みかどかくれさせ給ふ時、御年百十歳なりしと、正統記などにしるせり。日本紀には、御享年の數は見え侍らず。もし正統記の說に從ひ、百十歳なりとせば、生れ給ふ事は、應神天皇二十一年庚戌のとしにあたれり。しかれども是よりさき、仁德帝御弟、菟道皇子、すでに人となり給ひて、王仁に經典をまなび給ひき、しかれば、其後に仁德帝生れ給ふべき理なし。日本紀に、壽數をしるされざるも、詳ならざるによりて、これを闕けるならし。或說には、百四十三歳おはしましきとあり。

冬十月七日、百舌鳥野陵に葬り奉る。延喜式に、仁德天皇御陵を、百舌鳥耳原中陵といふ。和泉國大鳥郡に在。兆域東西八町、南北八町、陵戸五烟とあり。此御陵は、泉州境邑南の原の東南にあり。池水四方にめぐり、その有さま嚴然たり。土俗是を大せりやうと云。大仙陵と書也。泉州境邑の南の原、境より東の原の東南にあり。南の原にはあらず、中の陵と延喜式にしるせしは、北は反正天皇の陵、南は履中天皇の陵あり、仁德の御陵は、其中にある故なり　是大鷦鷯をあやまり唱ふるにや。

此天皇位をさめ給ひし間、御心を政事につくし給ひ、賦をかろくし、民をめぐみ、困窮をすくひ、孤孀をあはれみ、遠きをやすんじ、近きをなで給ふ御めぐみ、雨のあしよりもしげゝれば、津の國のこやのひまなきまつりごとをきこしめすにも、なにはのあしのみだれざらん事をおぼしき。かゝりしかば、よものうみ波しづかに、ふく風枝をならさず、世をさまり民やすくして、あまねき御うつくしみの波、秋津島の外までながれ、しげき御めぐみつくば山のかげよりもふかゝりしとかや。御身をはらせたまふといへども、その御德のいかめしかりしを、なほ後世にいたりても、たふとみ奉らずといふことなし。桓武天皇延暦四年、山城國葛野郡、平野に御廟をたてて、平野大明神とあふぎ祭りたてまつる。又所々の八幡宮の攝社に、若宮社と號するは、此天皇の御事なり。

平野社、祭る所の神四座、第一今木社は源氏の神日本武尊、第二久度社は平氏の神仲哀天皇、第三古關社は高階氏の神仁德天皇、第四比咩神は大江氏の神木花開耶姫なり。この中、仁德天皇を以て本社とあがめ奉る。藤原家隆の歌に、

續古今集神祇

難波津に冬ごもりせし花なれや
平野の松にふれるしら雪

新千載集後宇多院御製平野

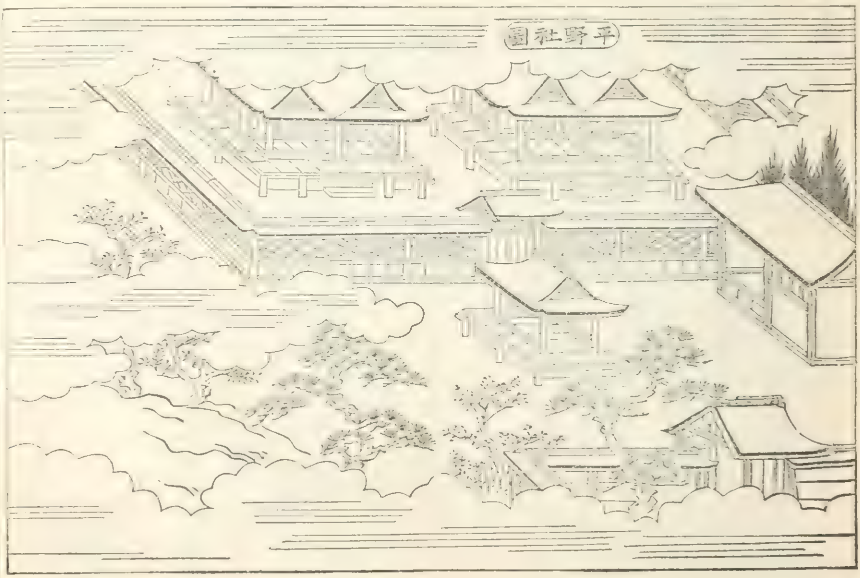
今もなほ民のかまどのけぶりまで
まもりやすらんわが國のため　　徹書記

平野の杉のもとのちかひは
さかゆけと民のかまどやおもふらん

草根集社頭杉

四月上申の日、平野祭あり。此祭は貞觀年中より始て行はる。又臨時の祭あり。是は寛和元年四月十日よりはじめらる。十一月上申日にも平野祭あり。四月におなじ。臨時の祭も、おなじくあり。公事根源

此天皇はもとより仁慈の徳おはしましける故、御位につかせ給ひしより、國民の憂をおぼしめして、貢物をかろくし、久しく課役をゆるし給ひ、御身をはらせ給ふまで、專政事に御心をつくさせ給ひ、誠に三才の徳にかなひ給ひ、天に繼で極を立、民に上たるの道をよくしらせ給ひし事、世に有がたきためしになん侍る。しかれば此君の大徳により、



三才の道と、又古來賢王愚君の政事と、治亂の跡を考へ見侍るに、夫人は天地の秀氣靈物なるゆゑ、則天地人の三才として、天地に參り、天地の萬物を化育するの德を助て、宇宙を成就せるものなり。されはなべての生類鳥獸虫魚などの、五常の性なくして、いやしき類にはあらず。才と云は、天地人の三にて宇宙を生成し、能は功用をなすの謂なり しかるゆゑに、古より聖賢の君天下を治給ひて、人の道正しき時は、天に祥星慶雲あらはれ、めでたき天章あり。地には四靈麟鳳龜龍なりを生じ、五穀ゆたかに、草木にもめでたき瑞あり。鳥獸魚虫にいたるまで悉く所を得てみちさかへ、殊更萬民直にして、德性をそこなはず。五倫の道行はれ、軒をならべて善人多く、天下安泰也。是則聖賢の德行の天地とならんで、必天地の化育を助給へるしるし也。又惡王愚君の天下に君として、人の道をみだり、驕をきはめ、欲を恣にし、人民をなやまし、其無道數かさなり、萬民愁ひ悲める事甚しければ、天變凶を示し、地にはさま〲怪異の災變多く、取分人みな佞惡奸邪をなし、五倫の道亂れ、家をならべ悉く惡人となりて、其なす所、さながら禽獸のふるまひの如し。抑天地は萬物をよく生成し給ふ德ありといへども、彼三才の其一たる、人の道かけ廢れぬれば、たとへば三足のかなへの、一足かけては、たてらざるが如く、天地の正氣行はれずして、ゆたかに萬物を生成する事あたはず。則世みだれ人くるしみ、萬惡國にはびこり。古より和漢ともに代々の人君の善惡、其政事の是非によりて、天地の感應かくのごとく變れる理顯然たり。是を以て人の天地と參り、三才として、宇宙をたもてる所の誠あるしるしを見るべし。人こゝに心を付て考へ見ば、一國一郡においても、其善惡の行ひ其政事により、善つもり、惡つもれば、其感應又かくのごとく成べし。○人君善惡の行により、天地の感應も必善惡の差ある事、猶後に記せり。又三才の義を、人の天地と三たる、對待の位を以て見る時は、是偏に天子の職分にして、諸侯これに次げり、士

庶人は與からざる事也と思へるは、あやまりなり。夫人の天地と參り、彼化育を助る理においては、天子より以て庶人にいたるまで、嘗て異なる事なし。然ども其化育を助くる所において、大小の品はあるべし。譬ば官祿あるものゝごとき、國郡の祿あれば、則國郡の官職を守り、其程にしたがひ、又君につかへて忠を盡し、或、一鄕一村の司は、又それ程の祿位の品に從て、相當の職をつとめ忠を盡し、それより以下、わづかの小士、輕卒に至るまで、皆其官祿により、各勤め行ふ所の忠あり。或は農商工藝をもつて業とする輩まで、皆其貧福の程により、上につかふる品、夫役を勤る次第あり。又君臣父子夫婦兄弟朋友、師弟等の交、皆仁義の誠によりて、正しき理を行ひ、すべて日用の間、人事數多しといふとも、仁義の心を本として、其當然の天理によりて、人の道を正し行ふ事は、上天子より下獨身の貧民に至るまで、其理異る事なし。是則君子の天に事ふるの道也。抑人の天地人の三才として、天地の化育を助ると云も、又此外にあらず。貴賤上下、仁義五倫の道を正し、士農工商各よく日用の人事を勤行ふ時に、皆遊民にあらずして、ともに天地生々の功を助け、人間の道正しく、人世のたかなり。是人の天地と交、其功用を助くる義也。古語に一夫耕ざれば、天下其飢をうけ、一婦績ざれば天下其寒をうくといへるは此理也。是いやしき貧民までも、各其當然の人事を盡せば、天地の化を助る所ある理也　已に人の形ある時は、五倫五常の德性、必其心に備る。是則人の人たる職分也。然ば人の形をうけたる職分に背き、倫常の道を捨て、禽獸のふるまひをなすべからざる事は、上天子より、下いやしき士民にいたるまで異る事なし。若又五倫五常を捨る人あらば、たとへ大祿をたもち、高位に居、又少の才能等ありて、已は人とおもふとも、人面獸心とて、人の形ある畜類の衣冠を、着たるが如し。蔑むべし。何ぞ夫にたふとみ羨む事あらんや。或沐猴冠とゝいへて、猿の身に洗ひて人の衣服を服せるがごとし。誠に人とするにたらず　されば、たとへ、飢寒にせまる賤き貧民なりとも、天子諸侯にことならず。天地人の三才對立の尊き我身たる事を善辨へしり、其志を高くし、人間の職分たる倫常の道を失ふべからず。抑又天下に君たる人の德を論ずるに、そのか

み草昧の世、たゞに人民むらがり居て、其教戒制度をほどこす人なければ、つよきは弱きを苦め、大は小を侵して、其あらそひ奪へるさま、偏に禽獸のごとくにして、人の道立ず。是故に上古の聖人天下に君とし、天地を俯仰し、（あふいで天文を觀俯して地理を察し人の道を立給へり。）萬世のために人の道を立給へり。拇英武の徳を以て禍亂にかち、暴逆を治めて後、大も小ををかす事なく、强も弱をかすめ苦しめずして、萬民安堵す。其後農業をさとし、民に五穀種藝の術を教へ道びきたまひ、五こく豊にして、民飢寒のうれひなく、其各所を得たり。民已に衣食足りぬれば、是に教ふるに、君臣父子夫婦兄弟朋友の五倫の道を以てし、仁義の誠の心により、其五倫の正法をまなび行ふ。かくて民の爭奪なく、衣食たり、生養をとげ、倫常の道明かにして、人道備り、人間世立て、天下太平也。故に君は上に在て、其心を勞して、天下萬民を治め、民の樂を樂とし、民の患を患とし、民と苦樂を同うし、ひとへに父母の子を愛するごとく、天下の父母となり、萬民をなで安んずるの職分なり。徒に下萬民苦勞をなして、財を捧て、上一人を養ひ、其奢榮耀を極め、其安佚をなさしめんため、君を立たるにあらず。（下國郡の司を置事も、又是に同じ。）されば人君の身は、天地の徳のよる所にして、世間の人物生靈の命これにかゝれり。君たる人よく此理は鑑み、古を學び今をはかりて專其智をみがき、下に教化を施し、日夜政事に心を用ひ、天下萬民皆其所を得て、上の徳を悦ぶ、四民ことごとく生業を樂まば、其萬民の悦ぶ心、則天意にかなひ、一世ゆたかにして、子孫の安樂繁榮の祈と成べし。必邪法不義を行ひ、下を貪り萬民を苦めて、天地神明の徳に背き、國天下のみだれを催し、子孫斷絶の災を招く事なかるべし。夫天道神明の御心は、正直、仁愛の理にして、暴逆不仁をにくみ給へる事著といへども、然ども

其德、博厚悠久にして、人の喜怒報施の促迫なるがごとく速ならず。されば惡逆なる人にも、生質の福あつくして、一旦其身恙なき事萬一ありといへども、是只夏の雪のごとく一時の變なり、其上災かならず其子孫に及ぬるためし、耶摩止もろこしともに、古今かぞふるにいとまあらず。抑又天下の主たる人も、天下の萬民いたゞき養ふにより、天下の主となりて安樂するものなり。しかれば其天下の民の、いたゞきやしなへる恩を報ひざらんは、是天恩を忘るゝ理なり。是を報んとならば、則上たる人よく其心を政事に盡し、下にて末々の所司等に、邪ひがめる事をなさしめず、仁政くもりなく行はれ、天下萬民悉く所を得て安樂ならしめんと、心にかけ勵み思へるは、是則君たる人の、下萬民の恩にむくゆる術にして、實に天下の主たる人の職分、天に事つるの道なり。こゝを以て、天下に君たる人を天子と稱し、又は民の父母ともいふなり。其故は、天は萬物を生成し給へども、口ありて言を出しまのあたり萬事を命令し、教をほどこし給ふ事なく、又は形あつて、時として恩賜刑罰を行ひしめし給ふ事なし、故に天下の君を立て、是を天道の名代、天の子とし、悉く下萬民を愛し養はしめ給へる理なり、扨こそ古より天下のあるじを以て、天子とは號するなり。（人君は天の子として、萬民をあづかり養ひ給へる理たるに依てなり。）或天下の萬民を我が子のごとく教へ養ひて、仁政を施し、各其ほど〳〵に從ひ、安樂ならしめ給ふゆゑ、又君王を民の父母とも云へり。是上古の聖王の天下に君たる本意なり。又一國の主は一國の父母、一郡の主は一郡の父母、是より下一鄕一村の主に至るまで、皆此理也。然ば民の上に在人は、尤其職分を愼むべし。扨又古より無智惡道の王侯、此道理に闇くして、我意に任せ暴逆をむねとし、恣に下を苦しめ、貢物を重く納れ、課役をしげくし、かく人民をなやまし苦めて、一向

我身一人の榮華をつとめて止時なく、生民の膏血をしぼりとり、其困窮飢寒をもかへりみず、又智ある老臣、功ある舊臣を退け、終日佞邪の小人若輩を友とし、色を好み、音樂歌舞を專とし、女子頑童を寵じ、晝夜をわかず、酒宴遊興を樂むであく事なく、又邪に歌詠を弄んで、柔弱の老若をなづけ、或邪佞の僧を招請し、人事に怠り、又山野河海の遊をつとめて、漁獵におぼれ、民の愁をかへりみず、或別墅をかまへ、（別墅は、茶屋、山莊などの類、樹をうゑ、池をほり、遊宴のために別館をかまゆるをいふ。）或城郭居館にも、巧みをかまへ、美麗をつくし、或邪惡の僧の說を信じ、現當二世安樂のためと號し、みだりに大寺大塔を造立し、若干の金銀を拋ち、國用を費し、これにより數千萬億の民力をつからかし、農には年稅おもく課役しげければ、農業をつとむるにいとまなし。かく奢を長じ、財を費して、猶私用たらざれば、ます〳〵下を貪り、貢物を重くしせめはたれば、貧民は公稅をつくなふに堪ずして、恩愛のいつくしみふかき子をうり、偕老の契淺からぬ妻に別れてなきかなしみ、猶も其貢物を調ふるにたへずして、飢寒にせまりくびれ死し、或道路に伏たるを。見聞人、哀を催さずと云事なし。しかれ共官人上にへつらひ、民のつかれをかくして、其苦みをさだかに告る事なければ、下の情つねに上に達する事なく、或又やゝ是をしれども、不仁の人はかつて民の勞苦をいたはり、是を憐みめぐむ心なし。是和漢古より愚昧惡逆の王候のふるまひ、其逆政の大概也。一々其人を舉て記すに暇あらず。つら〳〵古今の跡をたづね、必後の災ある理をかんがみ、深く恐れ愼むべし。凡王侯たる人かくのごとく奢をきはめ、私欲をほしいまゝにし、萬我意にまかせて放佚を行ひ、下民を苦め、飢寒死亡せしめ、少もあはれむ心なきをば、是天に代て民を愛し安んずる天子といはんや。民の父母たる

帝王とせんや。是は天の罪人、萬民の讎敵とこそいふべけれ。されば古より惡逆放逸なる天子諸侯前に記せるごときの暴逆を行ひ、人民をくるしむる時は、必天地の氣和せずして、旱魃洪水、大風霖雨夏雪、雷火大地震などの災しげく、或は五穀年を追てみのりうすく、飢饉疫癘、惡疾、狂病孤狸の變、火災盜賊、兵亂などの天災、地殃、人怪等ならびおこる。猶惡逆甚しければ、忽に大亂いでき、天下國家を亡ぼし、子孫斷絶に及ぬる事、掌を反すがごとし。和漢其ためし多きあらまし、畧右にもしるせり。又其惡行かるくして未身命と天下國家を失ふにはいたらずといへども、邪不義不善をなす事たらざれば、萬の災多く上たる人の身の上、又は親族の事にふれ、愁ひなげき絶ゆる事なく、さきに萬民のうれひ苦みしごとく、又上たる人もなげきにしづみ、萬につき、せん方なきくるしみ絶ざる事あり。或道なき事にて、みだりに下をしひたげ、其財産を貪れば、後必はからざる横災いでき、理ならぬ事により、多く財寶を失ひ、愁にしづむ事あるものなり。是や彼、財さかつて入ものは又さかつて出と、聖賢のいましめ置せ給ひしも、かゝるたぐひならし。是即民の父母たる人の其職分にたがへる天責人罰ならん。又古 堯舜の帝と申しは、其徳天地とひとしき聖人にておはしたれば、天に代りて仁政を施し、后稷といへる大臣を以て、農業を教へ道びく官となし、民に五穀種藝の術を委しくさとしをしへしめ、五穀豐にして、上下富豐なり。又契といへる大臣を司徒の官として、萬民に仁義五倫の人の人たる理をさとし教へ、君臣の義、父子の親み、夫婦の法、兄弟のよしみ、朋友他人の交り其品々の義理ををしへ示し、人間の道を立給へり。又萬の禮法を正し、人事の次第を定め、又舞樂を教へ、以て人の心を和げたゞし、刑罰を用て惡人を

つみし、懲戒め給へり。かゝる敎へ政事も、皆それ〴〵の大臣をして、其事を司らしめ給へり。かくのごとく敎を立、心を正し、身を修め、家を齊へ、法を定め、政事を正うし、上下邪ひがめる事なくして、天下萬民を安樂ならしむるを以て、みづからの職分とし勤とし、又是を樂み給へり。萬に奢り、榮耀の御行なく、賢德ある人を擧用ひ、各其長ずる所を取て、其官職にそなへ、惡人小人を退け、常に諸賢臣とはかりて、仁政を行ひ、農の貢物をかるくし、又民をつかひ給ふべき公事もなければ、民つねにいとま有て、農業に力を用しかば、五穀實りゆたかにして、萬民安樂なり。帝つねに天下萬民の安く樂めるを以て、みづからの樂みとし、又萬民の愁ひ苦むを以て、みづからの愁ひとし給ふ。萬の事皆儉約質素を本とし、御殿の御營作なども、皆けづらざる椈木を以てし、所々のきざはしも、土階三等と云て、土にて三段に制し、茅茨きらずとて、草ぶきのかやの末をもそろへず、いやしき宮殿にまし〳〵けるとなん。御膳部も飯はさまでしらげぬ米、羹は藜藿の類の菜也。まれに魚鳥あれども、あんばいの調味もそなはらざりしと也。又其器は土器を用給ひ、萬に金銀珠玉のかざりなく、錦繡のあやある衣服をも用給はず。夏はあらき布、冬は裘をめし、只御身をおほひ、寒をふせぐの備へとし給ふ。是又破れざれば改め給はず。もし稀に民罪を犯すものあれば、是却てみづからの心より出たる事ぞと、うれひ悲み給ふ。天下にもし一人も飢寒のものあれば、皆みづから是を飢こゞやかせるごとく、はぢ悲み給ひける。仁明かにして義あらはれ、其仁天のごとく、其智神のごとし。大德かくのごとくにおはしましければ、賞せずして民すゝみ、罰せずして民治る。又堯舜の民は、比屋封ずべしとて、此二帝の御代には萬民なべて君の德に化する

ゆゑ、天下の人民、皆其心正しく、五倫の道にかなひ、軒をならべて、悉く賞を行はるべきやうなる德義ある善人となりしとかや。しかる故に、天、地の氣和順し、天には日蝕、月蝕などの定れる天變までも消うせ、地には五穀大にみのり、連理などの祥瑞多く、麒麟鳳凰のごとき靈物山林に來儀し、又禁庭に蓂莢を生じ、人是により晦朔をしれり。蓂莢といへる草には、朔日より毎日一葉を生じ、十六日より又一葉つゝ落ける。是にて人、晦朔をしりけるとなん。又小の月は一葉落のこれりとなり。風雨時に隨ひ、五日の風、枝をならさず。十日の雨、壤をやぶらず、國とみ、民さかへ、天下悉くたのしめり。かゝりしゆゑ、天地の感應により、御壽命も長く、御子孫多く後代に傳はり給ふ。今の世に至るまで、めでたき事のためしには、堯舜の御代といへるはこれ也。又天下萬民のために心を用ひ、是をめぐみいたはり給へる事子のごとし。然るゆゑ萬民これを仰ぎたふとぶ事日月のごとく、これを親みなづける事父母のごとし。されば帝崩御なりし時、上より禁ぜらるゝ事なけれども、人民ふかく歎きかなしみ、三年が間天下に音樂、八音のなり物をとゞめしとなん。又堯舜は天下を官にすとて、二帝ともに、天下を皇子にはゆづり給はで、賢德ある人をたづねえらびて、天下を授け給へり。天下を官にすとは、天下の君たる人は、萬民の父母とし、仁政をほどこし萬民をめぐみやすんずるの官職なり。されば皇子ましましても、其官職をつとめ、萬民を安んずる才德おはさざれば、天下をさづけ給はず。たとへば弓馬のわざをしり、筆算醫官などの人は、皆其わざを以て其祿をうけ、官に備るゆゑ、たとひ其子有ても、其わざを勤る才にあらざれば、父の跡を辭して其官に居らざるがごとし。是堯舜の天に代り、天子として天下を安んじ、萬民をめぐみ給へる故なり。大凡民生の苦樂は、偏に人君の上にかゝり、又人君の安危も、皆民生の上にかゝる。其故は人民各生を樂んで、上を尊み、愛戴歸服すれば、天下國家自然に治り、君つねに安樂なり。或逆政を行ひ、民人困窮はなはだしき時は、各其うれひ苦みに堪ずして、必亂を思ふものなり。彼大秦の速に亡びしがごとし。昔もろこし、戰國とて百七十八年の間、久し

き大亂にて、戰國の七雄と云。天下七つに分れ、互に國をあらそへり。武勇智謀何もさりぐ\なる大國成しが、中にも秦の國は、地形すぐれ、其上代々邪智の臣ありて、はかり事よく、武をはげみしかば、數代を經て後、始皇の時にいたり、終に其餘の六國を亡ぼして、天下の主となれり。しかれども聖人の法を破り、仁義五倫の道をすて、刑罰をおもくし、奢をきはめ、下を貪り、夫役を隙なくあて行ひ、貢物をおもくかけ、みだりに民をせめはたれば、萬民其苦みにたへずして、悉くそむきしかば、俗にいへる大水を手にてふせぐふぜいにて、強敵天下にみちくければ、武勇に餘れる秦なりといへども、是を治むるに手立なくして、忽に天下を失ひ、子孫誅せられ、秦王の血脈長く絶たり。前には我にひとしき武勇ある六國の王を、多年の武功をもつて、漸く皆ほろぼしかども、暴逆不義をもつて萬民を苦めしゆゑ、天下萬民ことぐくそむき、却て錐をたつるばかりの領地もなき小民のためにすみやかに亡ぼされ、天下を失ひ、子孫絶はて、天下後世の人にわらはれたり。こゝを以て、古より明君の天下國家を治め給ひしは、皆仁政を行ひ、賞罰を明にし、萬民を愛し、ひとへに民の心を得るを以て本とせり。されば此仁德のみかども、常に民と苦樂を同うし、五倫の道を正し、深く仁政をほどこし給ひしゆゑ、天下豐に萬民懽び、其感應により、御壽命も長くおはしまし、皇子も三人まで帝位にそなはり給ひ、履中天皇、反正天皇、允恭天皇、これ皆此みかどの皇子なり、萬代まで我朝の聖の帝と仰がれ、百世に廟食し給ひ、今千三百歲の後に至りても、其御仁慈の御行ひを聞人、心をうごかし、仰ぎたふとばずといふ事なし。誠に天道の善に福し給へる事かくのごとし。後代是をかんがみん人、國天下のあるじはいふにも及ばず、猶一村一郡の司にもかぎらず、凡天下國家につかへ、人の上に立、或民事をも司る輩は、よく此理を辨へ、各其官職に心を用ひ、無欲清淨にして善惡を糺し、賞罰を明かにし、ひとへに仁惠をほどこし、天下をめぐみやすんずるを以て、つとめとすべし。抑又天下國家をたもつ人、たとひ仁心ありとも、儉約の道をしらずば、必仁政行はるべからず。いかんとなれば、國土ひろしといへども、其國土に出くる財寶はかぎりある物なり。然るに前後を考へず、ひとへに我欲にまかせて、みだりに費し用れば、必財寶つき、國用不足して、まづしき民をめぐみ救ふべき財なく、功ある者に賞を行ふべきちからなくて、はてには下を貪り、民の財を奪ひて、人民

の心にそむき、萬民怒り恨み、剩賞罰みだるれば兵勢もよはく力つきて、天下國家を失ひし事、和漢にためし多し。或はからざる兵亂軍事いできても、財用足ずして、兵粮も乏しく、軍用を調ふる蓄なくば、百萬の兵ありとも、行軍を心よく執行ふ事かたかるべし。然れば儉約の道は、亂世治世にかぎらず、天下國家を治め、萬民を撫安んずる至善要法にあらずや。故に人君は專儉約をむねとして、必年ごとの十二月に、我倉入の地、其年の貢物の分限を量り、又來年己が出し用ふべき財用の定數を委く辨へしるべし。此二ッの大本をよく心に納得せずしては、正しく天下國家を治る事かたかるべし。是を入る事をはかりて、出す事をなすと云。凡國天下の主といへども、愚にして此二つの本をよく心に得ずして、妄に領地を下人に與へ、心のまゝに財用を費しつくす時は、國用足らず領地も殘なく、邪臣より掠とられて、終にはせん方なく、ひたすら下を貪り、不義無道を行ひ、萬民を苦めぬれば、下皆其愁にたへず、人心背て國天下の亂となり、滅亡に及ぬる類多く。是則其主君幼年なるか、又は愚にして財用の本を辨ざりしゆゑなり。其上寵臣大臣等にまごはされ、其家人の祿をまし、其寵臣の一家の者の祿を重くし、かへつて主人の一家一族は、年をかさねて、なきがごとく衰へ果て、家臣の一族みなみな榮え、主人の威なくなり、國天下亡ぶるに至る。賴朝の北條にはかられて一家一族を皆亡ぼし、後には北條が代となり、又足利公方の末、三管領四職など、互にすゝめ合て、其一族一家皆大祿を得、漸々に公方の一家親類はおちぶれ、後には公方領も十七箇所（是今の領地四五萬石にてもやあらん、國々の大名は五ヶ國七ヶ國の大祿を取もの多かりしなり。終には三好松永などわづかの士ども義輝を亡ぼせり。是皆主人愚にして、財用の本をしらず、妄に與へ施せし故也）有けるとなん。是皆幼君愚主を、時の寵臣、或權威ある臣どもの欺きたぶらかし、漸々にかすめ取ける故也。

夫天下國家の主といへども、財用の本をしらず。儉約の理を忘れて、財用を愼まざれば、つひには天下國家を亡ぼすにいたる。况士農工商の小民として、儉約をしらず、財用を愼ずば、爭家業を調へ、父母妻子をはごくみ安んずる事あらんや。抑儉約と云は、貴賤大小各其分限をはかりて財を用ひ、私欲を斷、おごりをやめ、凡て無用の費をはぶき、よく當然の人事を調へ、或はかゝらざる變ありて、若其年の財用不足する事いできても、さうなく困苦せず、或はゆゑあれば貧窮のものを救ひめぐむの法也。みだりに不仁をなし、下を苦しめ利をむさぼり、他をあざむき我を利し、不義の財をあつめ蓄へるは、是儉約にはあらず、暴逆無道と云つべし。君子の儉約は、たとへば尺蠖の蟲のごとし、尺蠖のちゞめるは、其のびんがためなり。君子の財用を愼み儉し用ふるも、又かくのごとし。儉約をなし、身を養ひ、人を救はんがため也。尺蠖はしやく取蟲なり。夫儉を用ふるに、古よりの良法あり。國天下をたもてる人はいふに及ばず、凡四民ともに、年ごとに我取る所の財產をつもり考へ、四にわかち、其三分をもつて一とせの諸用をわきまへ、其一分を殘して、兵事水旱等其外萬のはからざる變に備ふべし、凡人事皆天道に則る。されば財用の法も、天の四時にかたどれり。天の道、春は生じ、夏は長じ、秋はをさむ。春夏秋の三時は、かくのごとく皆功用ありて、冬にいたりては、只閉藏のみにてあらはれたる功用なし。されども冬閉藏の養ひなければ、來年發生の本なし。人事も又かくの如し。わがをさめとる所を四つにして、其三つを用ひて、其一をあます事、大道の四時の內、三時は功用ありて、冬は功用なきが如し。或冬あたゝかなれば、陽氣もるゝゆゑに、明年五穀よろしからず。又其春夏にいたり、人の病多し。是皆前に云理によつてなり。右のごとく儉すれば、三年にして一年の食をあまし、三十年にして、十年の蓄あり。もろこし古の聖王、此法を用ひ給ひしにより、上下皆富饒にして、時變に備ふるに餘あり。故に禹の御時、洪水の災あり。湯の

御代に大旱の變ありしかども、民に飢寒の患なし。さてこそ、國に三年の蓄なきを急と云。一年の蓄なきを、國其國にあらずといへり。小智の人は此旨を聞、只淺はかなる事とおもひつべけれども、神道儒道の甚深き意味、偏に此内にあり。委しき理なれば、たやすくこゝに述る事あたはず。又儉約を用ると、欲をほしいまゝにし、奢を極るとの善惡のちがひをいはゞ、むかし周の盛なりし時、國をたもち給ふ事千八百國なりしかども、上に儉を專とし、奢をはぶき給ひしかば、民の力を用る事、一年に三日に過ず。貢物をも十にして其一を取用ひ給ひぬ。是わづかの貢税なれども、君に餘財あり。もとより民の餘産あり。天下太平にして、ながくさかえさせ給ひ、其御子孫八百年まで天下の主たり。又秦の始皇は、千八百國の貢税を以て、みづから一身の奉養となせり。しかれども欲をほしいまゝにし、奢をきはめられし故、猶財用たらずして、貢物をおもくし、民をつかふ事限なくしげかりければ、民其役にたへず。民力つかれ、民の財盡て、悉く上の求に應ずる事あたはず。かゝりければ里民皆其苦みに堪ず。終に人民うらみそむき、二代ならずして亡びぬ。こゝを以て、儉と奢と、其趣善惡の大にことなる事をしるべし。化書に、奢者は富てもたらず。儉なるものは、貧して餘あり。奢者は、心常に貧しく、儉なるものは、心常に富りとあるも、此心也。されども儉約をあしく心得ぬれば、みだりに財をたくはへあつむる事をのみつとめて、とぼしきにほどこし、まづしきをめぐむ事なければ、大にしては天下國家も滅亡し、小にしては一家一身の禍となる。其ゆゑを考ふるに、財産は是天地の人を養ひ給へる所の重器たり。然るを、みだりに是を蓄へあつむる事をのみ勤て、貧しきをいたはり、窮するをめぐみ施し、散ずるの道をしらずして、彼天地の萬物を養給ふ所の重器を、みだりに私にかすめ、一所にたくはへあつめぬれば、則天心に違

ひて、かならず身の禍となる事、必然の理なり。故に古人の語にも、多くをさむれば、必厚く失ふともいへり。さればよく心を付て考へ見るに、凡富商農夫等に至まで、仁愛の心なくて、みだりに財をあつむる事を勤とし、親戚の鰥寡困窮の者にも施す事なく、又は隣里郷黨のより所なき貧苦困厄の者をも、めぐみすくふ事をしらざるもの、多くは子孫なくて、一生身を勞し、心を苦めて、たくはへつめる財物、悉く他人の寳となせるためし、いにしへ今、世上に多き事なり。凡不仁邪を以て、民を貪り、財を聚るものは、必災多く、又はからざる變ありて、逆さまに財を失ふ事あり。貴賤ともに智あらん人は、よく／＼心を付て考へ、みだりに不仁不義をなして、邪に財をあつむる事なかるべし。しかれば人の上たる人は、いふにや及ぶ。其下四民ともに、みづから邪欲をさり、奢をやめ、無益の費をはぶき、四にして其一を殘すの儉約を用ひて、或は凶年災厄にあへる時か、又は親戚、朋友、或は其下ざまのものにも、ゆゆある者に、困窮貧苦に及びて、みるに堪ざる事あらば、其時宜により、分に隨て、これを施し救ふべし。つら／＼いにしへを考へ見侍るに、儉約は賢王聖主より以下、明智の人の下萬民を憐み、民と共に其樂をたのしみ、天下國家を治め給ふ要法なり。又奢をきはめ、欲を恣にし、放佚にして萬我意にまかするは、暗君愚主の仁愛の心なく、一向下萬民を苦しめ、上一人の安樂を事とし、人民くるしみ憤り、天いかり、神にくんで、終に天下國家を失ひ、或一家親族迄も斷絶せし所の凶德なり。抑古より聖賢の君、明智の人、儉を用給ひし其大略を考ふるに、前にしるせし堯舜の帝の、宮殿をかざらず、土階を用ひ給ひしなど、皆私欲のおほはれなく、よく儉を好みて、萬民をやすんじ給ひ、其德を天下後世にしめし、澤を末

代に施し給ふものなり。禹の飲食を菲くし、衣服を悪くし、宮室を卑し給ひけるをば、舜もこれをほめ給ひて、克儉于家とのたまひき。孔子も、禹をば間然する事なしとほめ給へり。伊尹の大甲に告給ひしも、儉徳を以てし、召公、畢公の康王に告られしに、務在節儉、毋多欲、と侍り。齊の景公再び政を孔子に問れしに、孔子對て、政は財を節するにありと、のたまへり。是皆古の聖賢の儉を重んじ給へる敎なり。漢の文帝は、三代の後の賢王なりしが、よく儉約を行はせ給ひ、嘗て露臺をつくらんとおもほして、匠者をよび、これを計らしめ給ふに、其費百金なりと申。文帝聞給ひ、是中人十家の産なりとて、其費をいとひ、營作をやめ給ひき。御衣も弋綈とて、あらき絹の價かるきを用給ひ、寵愛淺からざる愼夫人も、其衣裳を地に曳しめ給はず、物ごとに花美をやめ、奢を省き、專儉約を天下に示し給へり。其法みちにかなひ、仁惠あつく、下をめぐみ、しば〳〵天下の租税をゆるし給ひ、二十餘年の間、刑罰を用らるゝ事まれにして、萬民おの〳〵所を得て悦び、皆其業をやすんぜり。唐大宗は明君なりしが、儉を好みて、一殿の資をもをしみ給ひけるが、天下しば〳〵飢饉せしかども、よく其倉をひらきて救ひ助給ひぬ。終に其政天地の和氣を催し、斗米三錢の豐饒に至れり。（此斗米三錢といへるは、大宗仁政を行ひ給し故、民は農業に力を用ひ、國とみ天下豐にして、米一斗のあたひ、三錢せし事なり。）宗の大祖も善君にて、民を愛し儉約を好み、自着給ふ衣服をも、洗濯せし古きを用らる。又永寧公主の（公主とは帝王のむすめ姉妹を云ふ。）衣類の美麗なるを戒られ、王家の華美なるは、天下の奢をまねく本たる事をしめされ、帝王は天下萬民のとめるを以て、みづからの富とす。彼天下の財を貪りて、一人のとみとするは、我心にあらず。我は天下のため、財をまもるものなりとの給へり。又敵國を攻るに、諸大將みだりに人を殺す事なかれと

戒らる。なべて民を愛し、公税をうすくし、又農桑を勤めしむ。農桑と云は、民家によく農業をつとめ、又桑をうゑ、絹綿を造り、其外麻紙茶うゑしなどを植て、財をたすくるのたぐひなり。又封椿庫を造り、軍用の助とせらる。毎々、萬の財の餘をいれ置て、是を以て軍用のたくはへとす。又義倉義倉は民をすくふため作る倉を云。を郡縣に造りて、凶年に民を救ふの備とせらける。此時の義倉は、公税二十石に納れば、其内一石を義倉に入置て、凶年の備へとす。又廩の衣類を近臣に給はり、是本我が服する所なりと宣へり。かく仁心あり、儉約を用て、萬民を愛し給へるゆゑ、天下服し、宋朝三百年の基をひらかれたり。又宋の仁宗帝も、仁心ふかく、よく儉約を行ひ、燕居のつねの御衣は、皆浣たるを用ひられ、帷衾の帳ふすまなども、皆あらき絹を以てし給ふ。又高麗貢物を欠て、罪有しに、其主一人の不德により、科なき其下の萬民を殺さん事を憐みて、征する事をやめらる。凡人を愛し、物をめぐみ、仁愛ふかくおはしける故、此時刑罰を行はるゝ事すくなく、萬民悦び、四十餘年天下おだやかなり。されば此帝崩御なりし時は、深山幽谷の賤き民に至るまで、皆奔走して、父母に喪するごとく、なきかなしまずといふ事なし。又明の大祖も賢君なりしが、奢をいましめ、恭儉を專とし給へり。常にいはく、珠玉はたからにあらず、節儉これ寶なりとて、堯帝の昔をしたひ、宮殿を朴素にし、宮室は只完固にとる。何ぞ必しも彫巧をきはめて、下のちからを盡さんやといへり。かゝりし故に、忽に胡元の夷狄をたひらげ、華夏の風をおこし、終に大明三百年の基をひらき、大平を致せり。いにしへより賢王明君、皆悉く儉約を以て天下を治るの本とし給へる事かくのごとし。貴も賤しきも、知あらん人は此理をかんがみ、取分深く心をつくすべき所なり。老子だも又儉を以て三寶の一とせり。さればひとの國のみかくのごとくなるにあらず。我が日の本にしては、かけまくもかしこき天照大神の御宮居は、實に全く金銀をのべてこれを作るとい

ふとも、天下の宗廟なれば、猶あきたらぬ事なるに、偏に質素を本とし給ひて、宮をふけるにも、茅をきらず、椽をけづらず、いやしき草ぶきの下におはしまし、又神供を臼づくにも、三きね半とかやいへるたぐひ、是皆萬世に、深く儉を示し給へるみことのり成べし。彼堯舜のみかどの茅茨きらざる御政事と、誠に時は千萬歳ことなり、地は千萬里を隔つといへども、其事の同じき理、皆割符を合たるがごとし。神明聖君其概一つなる事のめでたきためし、智あらん人は、深く心を付て仰ぎたふとみ、身を守るの鏡となすべし。其後代々をかさねても、賢智の君は、必皆儉約を以て天下を治め、兆民をめぐむの基とし給へり。又我朝の君相にて、儉約を用給ひし其一二を考ふるに、延喜帝儉約の御おきてを、萬人にしめさんとおぼしめし、時平のおとゞにはかり給ひ、或時おとゞをして、ことの外めでたきさうぞくをし、殿上に出仕せしめて、御門、こじとみのかげより御覧じ、甚御氣色をかへられ、頓て時平をかんだうし給ひて、久しく出仕をゆるされざりしかば、是より人皆大に恐れつゝしみて、かたく儉約をまもりけるとなり。又頼朝卿の時、筑後權守俊兼、はなはだ麗しき小袖十餘領を着し出けるを、頼朝見給ひ、みづから彼がわき指を取て、小袖のつまを切すて給けるは、常胤千葉實平土肥等、皆武に長じたるまでにて、曾て文に疎しといへども、能儉約を用ふるゆゑ、家とみて多くの家人を扶持す。今汝が祿はかれらが類に及べきならず、又文才あれども、是非を辨へず、華美を好み、儉約をわする、是財産を用ふる法をしらざる故なりと、大に怒り戒めらる。時に伺候の輩これを聞、魂を消しけるよし、東鑑に記せり。又兼好法師がつれ〳〵草に、松下の禪尼の最明寺時頼の母なり。手づからさうじの破れを補へる事、又平時宜北條時政が子の、時房の孫なり。老の後、ある宵の靜なる時、昔がたり

にとて、最明寺入道のもとより使をしてまねかれ、みそをさかなにて數献酒をすゝめ、こし方の物語どもせられし事、又最明寺入道鶴岡へ社參の歸さに、足利左馬入道のもとへ（左馬入道從四位下源義成也。義康が孫、義兼の子、母は北條時政が女なり。）先立使をつかはして、立入られけるに、彼入道のあるじまうけせられけるやう、初献に打あはび、次にえび、三献にかいもちひにてやみぬ。（此事何もつれ／＼草に委しく記せり。）これらの事、其時まのあたり見たりし人の物語を、兼好きけるよしをしるせり。是皆賢君、良相の儉約を以て、世ををさむる要法としたまへるところなり。さればこの仁德のみかど、いかに御仁心ふかくまし／＼、民のうれへをなげかせ給ふといふとも、つねによく儉約をこのませたまはずば、いかでか七年に及ぶまで、天下萬民の課役をゆるくし、長く貢物を輕くせさせ給はんや。仁智まし／＼、儉約を好ませ給ひ、萬御身の奉養をうすくし、只天下萬民の富るを以て、則君みづからの富なりと、悦び樂み給ひし事、誠に天子の職分をよくしろしめし、偏に天に代て、天下の萬民を御子のごとくおぼしめす、誠の仁愛の御心ふかくまし／＼ける故なり。然ば後代において、貴賤にかぎらず、我身安樂にして、豐に一家をたもち、子孫長く繁榮ならん事を願ひ、或下民をも惠み救んと思はん人は、必此仁德の帝の大德を仰ぎ奉り、仁心を本とし、五倫の道を正し、無益の費をはぶき、私欲を去、奢をやめ、常に專儉約に心を用べし。是ぞ則天地神明の、盈をかき、謙に福し給ふといへる、大易の敎戒ならんかし。且我天照大神、八幡三所の（神功、應神、仁德）御心おきても、此理にことならざる時は、則天下泰平、國家安全、子孫繁榮、人民安樂の神道、此外にあらんや。

八幡宮本紀卷之五終

八幡宮本紀巻之六

惠迪篇

凡神は正直の頭にやどり給ふといふは、世俗の諺にて、賤の男賤の女も、つねに口ずさみぬる事なり。此言は倭姫世紀に出たり。天照大神の御託宣に、冥於加仁正仁直奈留於以天本登壽。八幡大神の御託宣には、吾は字佐に住す、男山に住す、正直の頭の上に住なりと有。詩經小明篇にも、嗟爾君子無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福とあり。しかれども能心を正敷直にして、神慮にかなへる人は、萬人の内にも有がたし。そのゆゑは、すべて世人の道理をしるといふに、眞知と浮知との分あり。たとへば見聞によりて、先その事を覺え、暫これを口にとなふる事を知るといへども、是只小兒のよく書を誦んじて、嘗てその理を辨ざるがごとし。かくのごとく、世人其道をやゝ口に述る事有といへども、そのいふ所の理を實に心に得て甘んぜざれば、身に行ふに及ばず。是口耳にとゞまる知なれば、口耳の學と名付、これを浮知と云なり。又其道をつとめ學びて、實に其義を知りぬる時は、其道理本心にとほり、これを甘んずる所あるゆゑ、假令つとめ苦んでも、必能身に行ふ事あり。是にも又淺深のしなぐあり。或は苦んで行ひ、又は勉て行ひ、安んじて行ひ、樂んで行ふ。かく其高下はあれども、其しれる所の趣は同じ。たとへば親の子を思ふ事、我身を愛するに過たり。しかれども若其子に病あれば、是をいだき、其手足をとらへ、その身に火をつけて灸治す。その子たへがたく、甚くるしみなけども是をやめず。其事をとげて後親の心やすし。是則灸治のよく病を去り、其子に益ある事を誠にしればなり。又世俗に、甚酒をこのみ、財の有無をばしらず、身をわすれて妄りに飲ものあり。しかれども若酒中に糞土入て穢たるを聞ては、欲する心なし。是實に糞の汚れたる事をしればなり。されば世の人の正直をたふとみ、忠孝仁義を有がたき道なりと思へるも、又

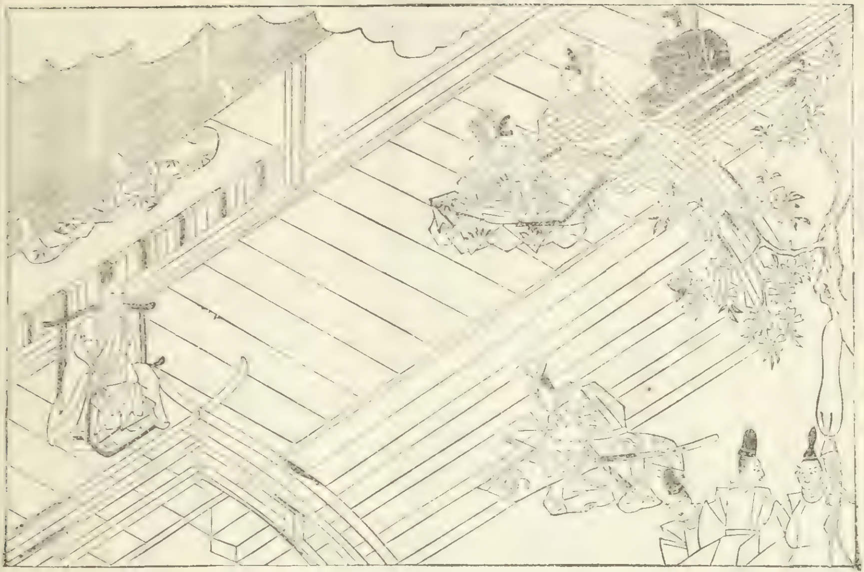
かくのごとし。義理正直をこのむ事、灸治の病に益あるごとく辨へ、不義不直を惡む心は、糞土の汚をにくみ忌むごとくなる。是を名付て眞知と云。此眞知にいたりぬれば、いまだ安んじ樂むまではなけれども、必勉め苦んで行ふといへども、其本心に樂む所ある事、我子に灸をするに同じ。されども此眞知の人稀なるゆゑ、道を守り、正直を事とする事すくなし。此眞知と浮知との差別は、佛老の學にも又此意味あるべし。凡學をする人、道義の深意を味はず、眞知の限に心づきなき時は、たとひ辯才一世にならびなく、文章天下にひいで、博學古今にすぐれたりといふとも、其心術行跡多くは凡俗に異なる事なかるべし。しかれば神國に生れ、その道をたふとみ、神の御こゝろにしたがはざらん事をおもはゞ、先其智をみがき、其理をわきまへ、心を勵して、その事を行ひ、神の御教の、正直の天理にしたがひ、惡心を去り、無欲清淨になり、慈惠仁愛を本とし、萬の事につきても、かたくならず、ひすかしからず、神の本誓を守り、正に居せん事を志し、中心、外事、小大となく、皆邪ならん事を、つゝしみおもふべし。たとへば又きのふまでは、惡事よこしまをなせりといふとも、今日忽に前非を悔さとり、舊惡を改て、新に正道にすゝみぬれば、神明は至て公にして、舊惡をとがめ給はず、人その不義をあらためて、善に歸する事をめで給へば、勤て舊染の汚を祓すてゝ、新に神明の御おきてにしたがふべし。され共凡夫は利を見ざればすゝまず、害をしらざればこるゝ事なし。是により八幡大神の昔時より、正にくみし、邪をにくませ給ひし、神異の一二をあげてこゝにしるし、世の人善にすゝみ、惡を懲すの龜鑑とするものならし。これひとへに神代の風、二たび濁世の穢をふきはらひて、民の草葉のすぐなる道にたち歸るべききざしにもやと、かくしるし侍る也。かかるふる事を見きかん人は、彌仰で神明のたふとき事を知て、うやまひおそれ、凡て佞惡の黑心を去て、天理清淨の善にうつり、其心を正しく直

にし、とこしなへに其樂を求むべし。代くだれりとて、神威のおとろへぬるかと、うたがふべからず八幡宮の託宣にも、世はかはれ共神はかはらずと有。又天地の始は今日を始とする理あり。荀子の語也。神明の御威光も日月と共に新なれば、今もその人のする所の善惡によりて、禍福の感應ある事、影響のごとし。おそれざるべけんや。

○孝謙天皇の御時、藤原の惠美押勝と云人あり。是は贈太政大臣武智麻呂の第二の子にて、大織冠の曾孫なり。初は藤原仲麻呂と云けるを、廢帝即位の時、大保に任ぜらる。大保は右大臣なり。廢帝の即位は、天平寶字二年八月の事なり。是は廢帝太子に立給ふ時、もつぱら仲麻呂がはからひなりし故也。又此時勅有て曰、仲麻呂其曾祖父大織冠よりこのかた、國家の輔佐として、天下無事なり。其ひろく民を惠むの美なる、古よりならびなし。又惡人を押へ、亂に勝の功有とて、其姓名を藤原惠美押勝と賜はる。俗說に、孝謙帝御寵愛のあまりにや、仲麿を見給へはえまほしきとて、惠美と云といへるは誤なり。かく廢帝の恩顧をかふぶるのみならず、孝謙帝にも幸せられ、心をつくしつかへ奉りしかば、天平寶字四年正月十一日に、大師に任じ、天平寶字二年八月、太政大臣をあらためて大師とす。同六年二月朔日、正一位に叙せられ、世の覺えならぶ人もなかりしに、又その頃河内國弓削氏の僧、道鏡法師とて、義淵和尚の門弟あり。禁裡にめして如意輪の法を修せしめ給ふ時、孝謙帝ひそかにその人品を叡覽有て、それより宮中に留おかせ給ふ。道鏡きはめて叡慮にかなひしにより、大臣に准じて奉仕すべきよし勅有しかば、諸卿評議して、法師の高官、先例いかゞ有べきと諫申されければ、かさねて勅ありて、尼帝天平寶字五年六月、上皇剃て尼、法諱法基。比丘の臣をめしつかはれんに、何條事かあらんとて、天平寶字八年九月十三日に大臣に准ぜられ、日本淮大臣の始にや。大臣禪師とのたまはせ、世のそしりをも憚り給はず常に禁掖に侍り、御寵愛淺からざりしを、押勝やすからぬに事思ひ、憤を發し、廢帝をすゝめ、女帝を

かたぶけ奉らんと謀けるに、九月十一日、反逆忽に露顯して、押勝近江國高嶋郡に走り行しを、官軍を以て終に誅せられぬ。廢帝は同十三日、淡路國にうつされさせ給ふ。翌年天平神護元年正月朔日に、孝謙帝復位し給ふにより、復位の後の諡なれば、稱德天皇といひける、道鏡いよ〳〵寵せられ、同年十一月朔日、太政大臣に任じ、同二年十月廿三日に、かたじけなくも法皇の尊號を授られ、出入警蹕、ひとへに乘輿になぞらふ。唐の武后は僧懷義を寵愛せしか共、猶白馬寺の主とす。僧の高位高官に昇進する事、道鏡がごときは古もためしなき事にこそ。神護景雲三年正月三日、西宮前殿に居して、西寮の朝賀をうく。寵遇にほこりて天位をのぞみ、謀計をめぐらす所に、太宰主神阿曾麻呂といふ者、道鏡に媚仕へ、その年の七月に、八幡大神の託を矯て、朝廷に奏聞せしは、道鏡をして帝位につかしめば、天下太平ならんと申せしを、道鏡聞て悦びの眉をひらけり。女帝も眞の神託なりと覺せしにや、寶位をゆづり給はんとおぼしけるに、帝の御夢に神使有しに驚せ給ひ、あけの日に及で、和氣清麻呂本姓は磐梨別公、垂仁天皇十五代の後胤なり。其姉法均と共に、天皇につかへ、優遇せられぬを床下にめし、勅して曰、朕昨夜の夢に、八幡大神の使來りて曰、大神、事を奏せしめんがため、尼法均清麻呂が姉也をこひ給ふ。法均懦弱にして遠路に堪べからず。汝法均に代り往て、彼神命を聞奉るべし。清麻呂詔を承て、同年七月十一日、都を發す。此時道鏡人もなき所に清麻呂を呼入れていふやう、大神使をこひ給ふ事、其故は帝位の事を告給はんが爲ならん。神勅はともかくもあれ、汝歸らば、みづからを位につけらるべしと宣はせ給ふと奏すべし。我思のまゝに位につきなば、汝を大臣になして、國の政をすべ行はすべし。もしほいならず申しなば、おもきつみにあてゝ、命をもうしなひてんといひて、いよ〳〵おそろしげなるかほをいからし、目を見くるべかして、太刀に手を懸て腰をなんゆすりあげける。されば清麻呂いらふるやう、よし御覧ぜよ、たゞおぼしめさむまゝに、かへりまゐりて

申さぶらはんといひて、宮をばいでにける。是よりさき路眞人豐永と云人、ひそかに清麻呂に語りて曰、道鏡もし天位にのぼらば、吾等何の面目ありてか其臣となるべきや。吾二三子と共に今日の伯夷とならんといへり。清麻呂ふかく其言を然りとせしかば、道鏡が前にては、いつはりて其旨にさかはず、かくて清麻呂宇佐にまゐりつきて、君より奉らるゝ神寶等を廣前にすえならべて、事の由を申けるに、道鏡をば帝位に即まじきとの神託あり。清麻呂祈て曰、今大神の教る所は、是國家の大事なり。託宣ありとも俄に信じがたし、願はくは一の神異をしめし給へと深く祈念しけるに、空はれ雲なかりけるが、俄に黑雲御殿のうへにおりくだりて、ひろごりければ、やみの夜のやうになり、いかづちなりひらめき、かしらのうへにおちかゝるごとくにて、しぬるやうにおぼえければ、神前にうつぶしたり。しばしありて、ひたひをつちにつけたるをもたげて、御殿のうへを見あげたれば　御殿のうへにあたりて、三丈許なる五色の光あり。ほのほのやうにかみざまにひらめきあがる。せんかたなくおそろし。清麻呂きもたましひもうせて、くはしくえ見たてまつらざりき。この時かさねて大神きねにかゝりて宣く、この國は、あまくだりの神の御代より、代々皇胤の外、下より天祚をうかゞふ事あたはず。いはんや無道の法師をば、いかでか位にはつくべきぞ。すみやかに歸りまゐりて、此よしを有のまゝに申すべし。道鏡をおそるゝ事なかれ。（この神勅は韓島勝與曾咩に託して宣はせけるとなん）清麻呂この神託を承りて、はふ〳〵御社をいづるほどに、頓て空うらゝかにはれぬ。（新古今集に、にしのうみ立しら波の上にして何すぐすらむかりのこの世を。此歌は稱德天皇の御時、和氣清麿、宇佐宮に奉給ける時、託宣し給ひけるとなん見えたり。）清麻呂もとより忠心をいだきけるが、此神託を聞て、肝に銘じて感喜し、急ぎうちにまゐりて、この事を申さんと思ひて、夜をひるになして、いそぎ禁裡に參つきて、清麻呂歸りぬと申ければ、道鏡御門の御かたはらに侍りて、倚子



によりかゝり、清麻呂をちかくめしよす。清麻呂參ければ、神託いかゞ有つるととふ。清麻呂少も諂はず、はじめをはり有のまゝに、ひとつも殘さず奏聞しければ、御門きこしめし、いと興なくおぼしめす。道鏡は眼には血をいれたるごとくにて、おもてをあをうなし、あかくなし、いきつきうはぐみて、この清麻呂はえもいはれぬぬす人なり。おのれが心を以て神託をいつはり、そらごとを奏するなり。さらにさる事有べからず。この事によりて死罪に行ふべしと申。天皇きこしめし、死罪まではいかにとなだめ給ひければ、道鏡も力なく、清麻呂が姓名を改て、別部穢麻呂と號し、よぼろ筋をたちて、大隅國にながしつかはしぬ。其姉法均をも還俗せしめて、別部狹蟲と改め、備後國に流しける。清麻呂膽駒山を過る時、道鏡人をつかはして、これを殺さんとせしか共、雷電晦冥して刑を行ふ事あたはず。其間に勅使來りて、僅にまぬがるゝ事を得たり。よぼろ筋をた

たれしゆゑ、足たち侍らで、になはれて大隅國へといそぎしに、宇作宮道より近ければ、大神を拜せんため、豐前國宇佐郡楉田村（今宇佐郡に楉田村と云所なし。宇佐郡和間濱近所に、和氣村、提がはな、入江など云所は、是清麿着船の所也と云傳たり。楉田村を後に和氣村と改けるにや。）に至るに及で、猪三百（水鏡に云三十）ばかり來り、道の左右におゆみつらなり、清麻呂を助けて、宇佐宮のほとりまでゆき、山中に走り入ぬ。これを見る人、奇異のをもひをなせり。清麻呂神前にいたりぬれば、神託の御歌あり。

新古今神祇部

ありきつゝきつゝ見れどもいさぎよき
人のこゝろをわれわすれめや

又內陣より、五色の小蛇出來りて、清麻呂が足をねぶりければ、本のごとく足たちぬ。又此時託宣ましまして、神封の綿八萬餘屯を給はりき。（水鏡に見ゆ。）かくても有べきにあらねば、終に配所に至りぬ。參議藤原百川といへる人、清麻呂が忠節をあはれみ、備後國に其封鄉ありけるを、二十戶分て清麻呂の配所におくられしとかや。景雲四年（此年改元ありて寶龜元年と云。）八月四日孝謙帝崩御ならせ給ふ。位につくべきみこたちもおはせざりければ、大納言白壁王ぞ、皇太子とはなり給ひける。（天智の御孫、施基王の子也。則光仁天皇是なり。）同月廿一日、皇太子勅して曰、道鏡法師は隱慝すでに淺からず。罪大辟に當るべしといへども、先皇の深恩をかへりみ給ひ、死罪一等を宥め、下野國藥師寺の別當に補せられ、即日に配流せらる。道鏡が弟弓削淨人、淨人が子廣方、廣田、廣津をも、土佐國に流しつかはさる。（道鏡は寶龜三年四月廿八日、配所にて病死せしを、庶人の禮を以て葬りぬ。）清麻呂は、太子の勅によりて赦免せられ、景雲四年九月乙丑、京師に歸り來れり。則本官に復し、和氣朝臣の姓を賜ふ。其姉法均をば、備後國より呼返し、又從四位下に叙せられ、吐納を司らせらる。同年十月朔日、太子位に即せ給ふ。よつて改元して寶龜元年とす。清麻呂は天應元年、從四位下を授られ、民部大輔に任ず。累に中宮大夫にうつり、民部卿に任じ、從三位を授

らる。延暦十七年、上表して骸骨を請ふ。詔有て許されず。仍て功田廿町を賜ひ、以て其子孫に傳ふ。清麻呂政務に練熟し、尤古事に明なり。民部省例廿巻を作て、以て相傳ふ。又中宮の教を奉て、和氣氏の譜を撰で奏す。帝これをよみし給ふ。又大學寮の南に其私宅ありけるを以て、弘文院を置、子弟の讀をしてものまなばしむ。終に延暦十八年二月廿一日卒せり。享年六十七歳なりしとかや。歿後に正三位を贈り給ふ。六男三女ありて、其子孫繁榮し、今に至て相續けり。半井氏も清麿の遠孫なり。清麿字佐に使せし事、日本紀にしるし、其後稗史雑編に多く見えたり。今其事を合てこゝに記しぬ。

この一事を以ても、神明の善にくみし、悪をさけ給ふ事をしりぬべし。道鏡不義不道にして、帝位をうばはんとせしかども、神明これをゆるし給はず。又道鏡其怒に堪ずして、清麻呂を殺さんとせしかども、神助によりて、その命をのぶるのみにあらず、すぢをたゝれし足さへもとのごとくなり、程なく都に歸りて、官祿をもすゝめられ、其子孫長くさかえて、猶今の世までも相續けり。且道鏡が邪悪によりて、しばらく穢麻呂といふ名を得るといへども、却て其忠操芳名、萬世にいさぎよし。又清麻呂を配流せし道鏡は、つひに其望をとげざるのみにあらず、流謫の身となり、むなしく配所にて死し、一族悉く遠流に及ぬ。女帝も又程なくかくれ給ひ、つひに其御子孫も絶えはて、けがらはしき譏を萬世にのこし給へり。これをかんがみば、たれか節忠をはげまして、不義をはぢざるものあらんや。

○朱雀院の御宇、承平より天慶に及び、關東には平の將門亂を起し、南海にては藤原純友謀叛す。これによりて官軍を東南に遣して攻らるゝといへども、討亡す事あたはず。故に天慶三年正月、將門純友降伏のため、朝廷より諸社に祈念せられ、中にも八幡宮にふかくいのり給ひしに、神託の御歌あり。諸神記

春霞ともに立いづる櫻花
　こしふる雨に打やぶりなん

かくて將門は其年二月十四日、下總國辛嶋と云所にして、平貞盛藤原秀鄕がために亡されぬ。純友は同四年六月に、追討使小野好古、藤原慶幸、大藏春實等がために攻敗られ、小船に乘て伊豫國に逃歸りしを、當國の警固に有ける橘遠保と云者、純友及び其子重太丸を打取て、首を都に送りぬ。此時の報賽にこそ、石淸水臨時の祭など始られけれ。又將門亂をおこさんと企けるはじめ、僞りて八幡宮の使者なりとあやしうこしらへ、將門王たるべきよし神勅なりと告させけるとなん。此事今昔物語にしるせり。

君にそむき上ををかすは逆惡なれば、天地神明のゆるし給はぬ所なり。しかれどもかゝる人も、一旦逆威をふるひ。國天下をみだす事あり。されど其終をたもつ事あたはず。これ人衆きものは、一旦天道神明に勝、勢ありといへども、天定りて又能人をやぶる理、むなしからざる所なり。されば將門純友も、一旦猛威を振ひ、上を犯んとせしが天命にたがひ、多くの家人一族を亡ぼし、終にその身も誅せらる。誠に後人の龜鏡ならずや。又或は亂臣賊子其望を得て、一二世は榮華にほこるものまれにあり。これを見て、天誅神罰もなきものにやと、時にあたりては疑ふ者あり。しかれども、人の邪惡をなし、天道神明に勝ぬるは、只一時の勢にして、天道神明の、人にかち給へるは、萬世に勝給へる故、大惡不義をなしぬる人多くの中に、その子孫までも、萬一恙なき事有といへども、必其末は焦類なくなりぬる人、古今ためし多し。考見て疑をはらすべし。

○壽永二年四月、平の宗盛卿は、木曾冠者義仲を討んため、小松三位中將維盛、越前三位通盛を大將とし、薩摩守忠度、皇后宮亮經正、淡路守淸房、三河守知敎を副將として、十萬餘人をさしそへ、北國に發向せしめらる。義仲此よしを聞、みづからは信濃國に在ながら、越前國に火うちが城をかまへて、平家を

防がせけり。かの城にこもりける平泉寺の長吏齊明心がはりして、平家の兵をみちびきける故、此城をば平家におとされぬ。かくて平家は同年五月八日、加賀國しの原に着て、大手からめて二手にわかつ。維盛通盛は大手の大將軍として、其勢七萬餘人を率し、加賀越中の境なる礪波山へぞ向はれける。忠度、經正、知教は、からめての大將軍として、三萬餘人を引率し、能登越中の境なる、しほの山へといそがれける。義仲其比は越後の國府に在けるが、是を聞て、其勢五萬人、國府を立て、となみ山に馳向ふ。義仲がいくさの吉例なればとて、五萬餘人を七手にわかち、六備は所々に指向、其身は一萬餘人を率し、同月十一日をやへのわたりをして、となみの山の北のはづれ、羽丹生に陣をぞ取たりける。義仲四方をぎつと見まはされしに、北山のはづれにあたりて、なつ山の峯のみどりのこのまより、あけの玉垣ほの見えて、かたそぎつくりの御社あり。まへには鳥居ぞ立たりける。義仲當國の住人池田の次郎忠康を呼で、あれをば、いづくと申ぞ、いかなる神をあがめ奉たりぞと問れければ、あれこそ八幡宮にてわたらせ給ひ候。埴生の庄にましませば、埴生の新八幡と申候と云。義仲なゝめならず悦び、手書に具せられたりけり。大夫房覺明をめして、義仲さて何となうよすかるおもひたれば、幸に新八幡の御寶前にちか付奉りて、すでに合戰をとげんとす。しかれば後代のため、かつは當時の祈禱のために、願書を一筆書てまゐらせばやとおもふはいかゞと有ければ、覺明此儀尤可レ然候と、馬よりおりて願書をとゝのへ、我身をはじめて十三騎の上矢のかぶらをぬき、願書に取添て、八幡の御寶殿にぞをさめける。八幡三所の（神功、應神、仁徳の三所也。）御神誠の志ふかき事をや、はるかに照覽ましましけん。雲の中より山鳩三つ飛來て、源氏の白旗の上に翩翻す。義仲是を見て、いそぎ馬よりおり、かぶとをぬぎ、手水うがひをして、此靈鳩を拜せられける。心

の中こそたのもしけれ。かくて義仲は越中の砥波山、倶利加羅谷、志保山、加賀の篠原所々の軍に、毎度討勝てければ、知敎及平家の士ども、多くうたれ、わづかに殘る勢二萬餘人、維盛を始め諸將打みだれ、はふ〳〵都へ歸り上らる。義仲則跡を追て北國より攻上り、叡山に陣を取り、京都を目の下に見おろし、大軍江州坂本にみち〳〵ければ、平家是に氣を呑れ、宗盛其外の一族安德帝を守護し、建禮門院及清盛の後室二位尼をともなひ、七月廿五日、都を落て、攝津國福原に赴ける。八月、義仲は伊豫國を賜り、左馬頭に任じ、朝日將軍と稱す。源平盛衰記、平家物語に見えたり。兵誌にいはく、同レ力度レ徳、同レ徳度レ義、此意は、敵と敵と其勢ひとしき時は、互の德をはかり、善惡をたくらぶるなり。其德並にひとしき時は、敵とわれとの義をはかりて、曲直をたくらぶ。ここにおいて勝負の兆先づあらはる。故に師は直を以て壯なりとす。されば、そのかみ源賴義、君のために身をすてゝ、安部賴時其子の貞任等を攻られけるに、勝負はかりがたかりしかば、八幡宮にいのられけるに、大神力をそへ給し故、終に輙く討勝れぬ。義仲も平家の大惡不道をにくむ、誠の心より軍をおこせしかば、神明擁護の力をそへさせ給ひぬ。誠に有がたき事ならずや。しかるに賴義は德をつゝしみて、其身も顯れ榮え、後葉ながく繁昌せり。義仲はその德を愼ずして、妄りに君をないがしろにし、諸臣を苦しめ、萬民をなやましけるゆゑ、終に其身を亡ぼし、子孫斷絶せり。是其始は同じといへども、其終をつゝしまざりしかば、神明といへども、これをいかんともし給ふ事なきのみ。

○平淸盛は。不義不道にして、君ををかし、下をなやまし、たゞ我身ひとりの安逸を事とし、人の愁をかへりみず、官相國に至り、凡一族の領國、天下の半に過たり。權は人主にこえ、上皇を禁錮す。其惡

いたらずと云事なし。其始終普く世の人のしれる事なれば、今こゝに詳にしるさず、かゝりけれ共、幸にして其身はつゝがなくて、養和元年閏二月四日、清盛病中にさまぐの怪異あり。又熱病火症の難儀なりし事、實に罪人の呵責に過たり。其くはしき事は舊記に詳なり。享年六十四歳にて身まかれり。是よりさき、すでに頼朝義兵をおこされしかば、平家を背て源氏に從ふもの多かりし。清盛生前に、頼朝義仲已に東國北國に蜂起せしを聞、憤激苦惱して死したり。其後木曾北國より攻上りければ、壽永二年七月廿五日、宗盛を始、平家の一族、安德天皇を守護し、都を落て攝津國福原に下りぬ。され共こゝにもたまらず、筑紫に下られしに、かれにも又そむくもの出來て、身をよするに所なかりしかば、神助をもいのらばやと、九月始、安德天皇を供奉し、其一族のこらず宇佐八幡宮にまうでゝ宮ごもりし、安德天皇は、大部司公通が館を皇居とし給ひしよし、平家物語に見えたり。公通が館の址は、宇佐部平田村にあり。宇佐宮より五十町許あり。平田より宇佐宮に行幸の道に、荒馬瀬、車坂、車寄など云所あり。皆是安德帝行幸の時、車馬經廻の由緒なり、神寶神馬等を奉り、七日祈願せられしかども、其しるしもなかりけり。是よりさきにも宇佐大宮司公房に仰せて祈禱をいたさせらるゝと東鑑には見えたり。第七日の夜半ばかりに、宗盛かくぞおもひつゞけられける。

おもひかね心つくしにいのれども
うさにはものもいはれざりけり

かくて其曉、宗盛のために夢想の告ぞありける。御かう殿の戸おしひらき、ゆゝしうけだかげなる御聲にて、

世の中のうさには神もなきものを
なにいのるらん心づくしに

宗盛夢さめて、むねうちさわぎ、あさましさに、

さりともとおもふ心もむしのねも
よわりはてぬるあきのくれかな

是を聞人々、誠に哀を催し、皆袖をぞしぼりける。此さりともといへる歌は、俊成の歌也。同時の人なれば、宗盛聞覺て、詠ぜられしにや。かくて平家の一族は、西國四國に沈淪し、かしこゝにてうたれ、猶殘りしともがらは、文治元年三月、長門國赤間關に

て、或はうたれ又は入水し、ことぐくわだつ海の、そこのみくづとなれりける。（此事源平盛衰記、平家物語等に出たり。）按ずるに、書經に曰、迪にしたがへば吉、逆にしたがへば凶、これ影響のごとし。又いはく、善をなせばこれに百祥をくだし、不善をなせばこれに百殃をくだす。又易には、積善の家には必餘慶あり。積不善の家には、必餘殃ありと見えたり。孔子の御詞に、善をするものには、天これに報るに福を以てし、不善をするものには、天是に報るに禍を以てすと宜り。（家語に見えたり。）これ皆天道のかへす事を好み給ひて、善惡の感應しるしある事をいへり。しかれども惡もつもらざれば、身をほろぼすにいたらず。善もつもらざれば名をなす事あたはず。是により常人は、小善を以て益なしとしてせず。小惡を以てやぶれなしとしてすてず。この故に罪大にして解べからずとなん。（古人の曰、善をするは春の園の草木の如し。其長ずる事目に見えざればおのづから長ず。惡をするは砥石にて物をとぐがごとし。減にへるとは見えねども終におそくなる。）

神明の御心も天とひとしく侍れば、其善惡の感應も又は天理にひとし。されば此神詠は、清盛惡行を事とし、上をおかし下をなやましける。其つみ至てふるければ、いのりても遁るゝ所なきとの神勅なるべし。清盛が惡行甚しかりしを、天地神明俄にこれを罰し給はざるは、これをゆるし給にはあらず。所謂天之假助不善非祚之也、厚其凶惡而降之罰也。（左傳に見ゆ）清盛その身は幸にして、天罰神誅をまぬかるゝに似たるも此意なり。しかれども其身をはりて後、一杯の土いまだ乾ざるに、忽に子孫盡く絶滅して、焦類なくなりぬ。これひとへに上を蔑にし、下を苦しめ、唯我一身の奢榮華をほしいまゝにして、子孫一族の家を亡ぼし、彼あまたの子孫一族の、身命と其福祿とにかへたる理なり。愚に淺ましき事ならずや。前事のわすれざるは、後事の師なりと侍れば、此神詠を見聞むも

の、悪行つもりぬれば、罪を天に得ていのるに所なき理を、よく〳〵考へしりて、たとひ過て前には悪事を行ふといふとも、すみやかに前非を悔おそれ、今日よりして忽に、その悪念を改め、根本の天理にかへり、忠信をおもひ、孝弟をはげまし、日々に佞邪を去り、悪を除き、其善心にうつらざらんや。

○建久三年四月晦日の夜、鶴岡若宮の職掌、紀藤太夫が宅焼亡す。され共他所にうつらず。翌日五月朔日、例によりて鶴岡宮に供祭をそなふ。巫女職掌等群参す。しかるに紀藤太夫俄に狂乱し、詞を吐ていはく、小壺の楠の前に、（町の末に有し女なりとぞ。）日比艶言を通ずるの處に、神鏡を鋳奉り、家の中に置ぬ。近日鶴岡宮にまうでゝ、是を捧げ奉らんとすといひて、許容せざるの間、去二十九日の夜、彼女の家をやかんとせしかども、さはり有てもだしやみぬ、これによりて去夜松明を取て出行時、心まどひ、彼女の宅と思ひ、自宅を焼と云々。後に頼朝卿此よしを聞及ばれ、今更神威の厳重なる事を崇敬ありて、同十二日、神馬二疋を、鶴岡上下の宮に奉らる。（東鑑十二巻に見えたり。）神明のはなはだ姦邪放逸をにくみ給へる事、かゝるためしにてもおしはかるべし。されば藤太夫神職の身として、好色に溺るゝのみならず、神明の御をしへの正しき道をわすれ、ひがめるこゝろをもちて、かの女の宅をやかんとせしが、かへりて神罰にあたり、心まどひてみづからの家をやき、剰狂乱し、神の御前にして内心の不義をいひあらはし、耻を衆人にさらせり。しかれば大小品ことなれりといへども、よこしまにひがめる心をもちて、妄に人をそこなはんとするものは、必人をそこなふ事あたはずして、先みづからやぶれを取事、是天然の理ながら、衆人は深くまどひて、是を辨へず、やゝもすれば邪心をおこして、己を利し、人を害せんとおもふ事のみ多し。かゝる奇特を見きかん

人、非禮邪惡のこゝろを改、ひたすら正直をここ
とせざらんや。

○建仁三年正月二日、鎌倉將軍源頼家卿の長子一幡君、鶴岡八幡宮に奉幣し、神馬二疋奉り、御神樂を行はれける時、大神巫女にかゝりてのたまはく、今年中に關東に事あるべし。若君家督たる事得べからず。岸上の樹その根すでにかれぬ。人これをしらずして、特梢によると云々。同年六月三十日、鶴岡若宮の寶殿の棟の上に、唐鳩一羽きゐたりしが、しばらくして頓に地に落て死ぬ。人これをあやしむ。同七月四日、同所廻廊の上にて、鳩三つくひあひ、地におちて一羽死ぬ。同九日、同所宮寺の内にて、鳩一羽頭きれて死し居たりしとかや。（共に東鑑十七卷に出たり。）

今按ずるに、此年八月廿七日、頼家卿病によりて、關西三十八ヶ國の地頭職を以て、舍弟千幡君（實朝なり時に十歳）にゆづり、關東二十八ヶ國の地頭及守護職を一幡君（時に六歳）にゆづらる。しかるに比企能員（一幡君の外祖父）のおのれ一人にて權柄を取んと思ひ、密に實朝及北條一族を亡し、一幡君一人をして、やすらかに天下に君たらしめんとはかり、九月二日、頼家卿に申て、其謀を議す。此よしを二位禪尼ひそかに聞、北條時政に告しが、時政これを聞ておどろき、佛事にかこつけ能員を招きよせ、天野遠景、仁田忠常をしてこれを殺さしむ。能員が子宗朝、及其一族等、一幡君の宅小御所に引籠るを、時政軍兵を遣して攻ければ、家に火を懸て燒死ぬ。一幡君も共にむなしくなれり。同廿九日、頼家卿をば伊豆國修禪寺に流し遣しけるが、あくるとし元久元年七月廿八日、つひに彼所にて弑せらる。右に記せし神託、割符を合たるが如し。誠に神明不測の妙、言につくす事あたはざるは、云に及ばずといへども、かゝる靈驗ことに有がたくぞ覺え侍る。されば大神の御託宣に、岸の上の樹其根すでにかれぬ。人これをしらずして、たゞ梢によると侍るを、心を

付て見るべし。凡神語託宣は、畧其端をのべ給ひて、言をつくし給はず、故にふかく其意をたづねさぐらざれば、其趣を知事あたはず。そのかみ頼朝卿父の仇を報ぜんとて、義兵をあげられけるが、此時平家の惡行つもり侍りて、人望にそむき、神慮にたがひぬれば、神明頼朝に力をそへて、これを亡し、天下の人民をやすんぜしが、然りといへども、頼朝卿も又其罪なきにあらず。いかんとなれば、先其父義朝は、君命とは云ながら、父の爲義を弑し、數多の弟を害せしが、其罪天誅をまぬがれずして、つひに家臣のために弑せられぬ。頼朝卿も亂を治て後、政道に心を用ひ、天下平なりしかども、無實の讒を信じて、大功ある舍弟二人まで殺せり。木曾義仲は一家といひ、其子清水冠者は、和睦のため人質のごとくにて、兼て養おき、則聟となし愛せられし事也。取分義仲、平家を追伐せし其功莫大なれば、たとひ一旦惡行ありといふ共、必これに處するに道あるべきを、其功をそねみ、情なくみだりにこれを殺し、又清水冠者をも殺害し、その外叔父及び源家の一族を多く亡ぼし、漸く本姓の親族においては殘なく成りぬ。又私の小怨に憤り、勅命ありて止め給ふをも肯ひ奉らず、さのみ罪なき泰衡を亡ぼし、多くの人の命を失はる。父の惡行其身の過失、皆天理に背き、神慮に違ひぬれば、其終をよくせざるもむべなり。頼朝に法事ちやうもんの歸さに落馬し、其いたはりにて薨ぜられ、頼家は外舅義時がために弑せられ、其嫡子一幡も、同じく義時がためにころされ、頼家の弟實朝は、頼家の子公曉がために弑せられ、公曉に其罪によりころされぬ。天下の武將たる人、さして大亂のさわぎなく、かく殺害に及ぶ事、古來まれなり、是頼朝卿の其本を忘れ、一家親族をうしなはれし天罰なるべし。されば義朝は其父及あまたの弟をころし、頼朝卿は叔父及兩弟、その外源家本姓の一族を多く亡ぼし、頼家も又其叔父を弑せらる。こゝを以て八幡宮、其根則絶たりと宣ひけるなるべし。人これをしらず、梢によるとは、世の人かゝる理を辨へず、根本たえたる人を君とあふぎ、より從ふと宣ふ御意にや、

終に神託のごとく、一幡君先死し、頼家實朝程なく弑せられ、是により頼家の子公曉も殺されて、頼朝卿の子孫悉く絶たり。誠に神明の悪をにくみ、善をこのみ給ふ、其理日月のごとく、明にして私なき事、かゝるためしにても猶おしはかるべし。

其故は頼朝卿配所に有しより、鶴岡八幡宮を信じ、殊に義兵を起し、武將に備り給ひて後は、鶴岡宮を崇敬し給ひし事、誠にたぐひなかりき、祭祀祈禱の法、専佛氏によりて執行ありしは、其道をしられざればせむるにたらず。其敬信のふかき事、古今にたぐひなし。然ども其父の惡行大にて、其身の罪甚しかりければ、信敬至てふかしといへ共、神明私なく、曾て其せめをゆるし給はず。彼頼朝幸にしてしばらく其禍なきに似たりといへども、さしも一代粉骨を盡し、堅固に治られし鎌倉の武門漸運かたぶき、子孫、神罰天誅をのがれざる事かくの如し。此理をかゞみん人、貴も賤しきも、愼んで先祖の孝行をおもんじ、たとひ百世に及ぶといふとも、よく其本族を(本族は父の一家をいふ。)親み、すべて仁愛の心を本として、萬善事を行ひ、専正直を守り、神明を恐れうやまひ、殊更つねに私欲悪心をさるを以て勤とし、子孫とこしなへに繁榮の道を求ざらんや。

○人王八十七代後嵯峨院は、土御門院第三の皇子にておはしましき。父のみかど寛喜三年に、配所にて崩御ならせ給ひし後は、御めのと大納言通方卿のもとに、かすかなる御住居にてわたらせ給へば、御位の事などは、おぼしめしもよられず、通方卿さへ身まかりければ、立忍ばせ給ふべきよすがもなく、世にあはれなる御有さまなりしが、せんかたなくおぼしけるにや。仁治二年の冬の比、いたうしのびて、石清水の八幡宮にまうでさせ給ひ、御ねんじゆのごかにし給ひ、御出家の御いとまなど申させ給ひて、すこしまどろませ給へるに、神殿のうちに、德は是北

辰椿葉影再改と、いとあざやかに、けだかき御ころにてうちずむじ給ふときゝて、御らんじあげたれば、明がたのそらすみわたれるに、ほしの光もけざやかにて、いと神さびたり。いかに見えつる御夢ならんと、あやしくおぼさるれど、人にものたまはず還御有けり。木の通成中將の亭には入せ給はで、御祖母、承明門院の、土御門の御所に入せ給ひて、いよ／＼御がくもんをぞせさせ給ひける。かくて其年もくれ、同三年正月九日、四條天皇十二歲にして崩御あり。かく御よはひもいまだいとけなくおはしませば、いまだ御つぎもおはしまさず、又御はらからの宮などもわたらせ給はねば、世中いかになりゆかんずるやと、たどりあへるさまなり。さてしもやはとて、あづまへぞ告やりける。泰時此よしを聞、やがて神事をはじめて、若宮のやしろにてくじをぞ取ける。そのほど都にはいとうたがひたる事ども、心のひき／＼いひしろふ。後堀川院の御方には、御位につかせ給ふべき宮もおはしまさず、定て佐渡院の宮たちぞ、踐祚あらんずらんとて、きゝわきたる事はなけれども、卿相雲客、四辻修明門院へ參つどひけれ共、天照大神、八幡大神の御はからひにや侍けん、正月十九日に關東より、秋田城介義景早打に上りて、ひそかに承明門院にまゐり、御位は阿波院の宮と定申侍るなり。公家にはいかゞ御はからひ侍らんと申て、やがて法性寺大相國へも申入て下りぬ。京中の上下あわてさわぎて、今更に土御門女院へ、我も／＼と參つどふ。二月十八日御年二十三にて御即位あり。古今著聞集增鏡なとに見えたり。

按ずるに、土御門院は、後鳥羽院第一の御子にして、建久九年正月讓をうけさせ給ひ、三月に即位し給ふ。承元元年十一月、御歲十六歲にして、何の故もなく、後鳥羽院御はからひにて、位を御弟順德院にゆづり給ひ、順德院位につかせ給ふ。是よりさき後鳥羽院御在位の御時より、鎌倉を亡さ

んとおぼしめす御心有けれども、とかくしてとゞまらせ給ひぬ。承久三年、北條義時が所爲をいきどほりおぼしめす事ありて、在京の武士三浦胤義等に仰せ、密に軍兵を召あつめられ、義時追討の事をはかり給ふ。順徳院は同心し給ひぬ。土御門院は御心ばえもとよりおだしくおはしましける故、時のいたらぬ事をしらせ給ひければ、さま〴〵諫給ひけれ共、きこしめしいれられず、兵をおこし給ひしが、つひに打まけ給ひ、同七月に、後鳥羽院は隱岐國にうつされ給ひける　土御門院は、今度の事を諫め給ひしかば、其まゝ都に留奉るべきと沙汰有しか共、父の院はるかにうつらせ給ひぬるに、のどかにて都にあらん事、いとおそれありとおぼされて、是も土佐國にわたらせ給ひぬ。年を經て、阿波國に遷幸あり、（寛喜三年十月十日、つひに阿波國にて崩じ給。）故に阿波院とも申奉る。こゝを以て見侍るに、義時猶義にかなふ計ひも有べきに、私の恨によりて、ほしいまゝに天子を遠國にうつし奉るのみならず、御過なき土御門院をも、かく遠境にうつし奉りしは、善惡おもむきを同じうして、甚道にそむけり。されば後嵯峨院八幡にまうでさせ給ひしに、かく靈告ありし事、誠に有がたき御事ならずや。義時かゝる非義を以て、土御門院をなやまし奉るといへども、神は其御心の道にたがはせ給はぬ事をしろしめし、其御子孫を世にたゝせ給はんとおぼしめして、かく靈告有しが、終に神慮のごとく世をしろしめす御事になりぬ。これらの理をかんがみ、たとひ貴賤品ことなりといふとも、義を守り、仁を施し、道をたふとみ、善を事とし侍る人にも、或其うまれつき薄福にして、却つて禍多く、又は無實の讒などにあひ、世にさまよふ人あり共、其心誠に直にして、天理にたがはざれば、つひには神祇の冥助有事をしり、且天命を樂んで、いよいよ身を脩め、善にすゝんで、其志をたわまずま

じき事にこそ。

○建長四年正月十一日、鶴岡若宮の御供飯二にわれし。又三百餘枚つゝみかさねたる所の餅顚落す。又同御殿と舞殿との間、樋の內に鵄一羽死せり。此外大慈寺の前の河中に、鵄廿一羽死して有しとかや。東鑑

今按ずるに、此年二月將軍賴嗣の祖父、光明峯寺、前攝政道家、北條時賴がために殺され、おなじき三月、賴嗣も職をやめられて歸京せらる。かゝる前表なるべし。是より前建暦三年十月二十日午刻、鶴岡上宮の寶前に、羽蟻飛散事幾千萬といふ事をしらず、是和田合戰の前表なりき。凡災異は天心の仁愛なりと、董子もいへり。其意は天より人君をめぐみて、天變地怪を顯し給ふ。人主是に驚て、其過をさとり、みづから德を脩め、政事を新にして、天下の萬民をなべて安からしめんがために、天意の敎へ戒にて、災異をしめし給ふ理也。昔唐楚の莊王の時、天地災恠なかりければ、莊王却て是を恐れ、天、妖を見さず。地、孽を出さず。今天我を捨るにやと、愼んで山川を祭、過を天に求、諫を臣にせめて、其德を脩められしかば、世ます〳〵穩なりといへるも、此心なり。しかる故に神社にかゝる災異あるも、皆神明の人主に戒をしめし給へる所也。しかれば災變をしめし給へるものは、天道神明にありて、其戒をかゞみて、其災害をやむる道は、人君の德を脩め、其政事を新にするに有り。故に周書に曰、天子怪を見て則德を脩め、諸侯怪を見て則政を脩め、卿大夫怪を見て則職を修め、士庶人怪を見て則身を脩むと。されば殷の大戊帝の時、禁庭に桑穀の木生出て、一夜にして其大さ一圍に及べり。大戊おどろき、伊陟といへる賢臣に此事を問給ふ。伊陟答て、妖は德に勝ず、君の政事に缺る所あらんか、愼み給へと申。大戊こゝにおいて、晨に起、夜にいね、德を愼み、先王の政事を脩め行ひければ、三日に

して彼祥桑おのづから枯しぼみ失ぬ。それより年を追て天下大に治り、四の國來朝せり。又殷の高宗帝、先王を祭給ひける肜日に、（肜日とは祭のあけの日也）雉きたり、鼎に升て鳴ぬ。その怪誠に甚しかりしかども、高宗是に驚き、德を修め、政事を正し給ければ、天下嘉靖かりき。周の宣王は旱魃の殊に甚しきに逢て、身をそばだて、行を修られしかば、衰を興し、亂を撥給ひき。宋景公怪にあうて、能其德を治められしかば、熒惑これがために舍を退けり。漢の文帝の時、災異しば／＼多かりしかども、文帝これを恐れて、彌德を愼み、政をさめ行ひしかば、天下ます／＼安穩なりき。是皆聖賢明哲の君の、怪妖によりて天意を恐れ、身をかへりみ、德を修め、仁政を施せるは、人力を以て天命をひき回して、怪妖を消するの驗也。後世不德の君は、祥瑞あるを悅びほこり、欲を縱にし、政事に怠しゆゑ、却て天下國家を失ひ、身を亡ぼせしためし多く、しかれば貴賤にかぎらず、若怪異にあひたらん人々、必よく心身を省みつゝしんで、德を修むべし。祥瑞を頼み、其心を怠るべからず。

○鎌倉の執權北條相模守時宗、その子貞時、二代につかへし靑砥左衞門藤綱といひしものあり。是は承久の亂に、宇治の手にて目をおどろかす高名し、其勸賞に上總國靑砥の庄を給はりし、伊豆國住人大場十郎近郷が孫、靑砥左衞門藤滿といひしもの丶子也。藤綱、天性質直廉謹にして、正しき人なり。その實行くはしき事は、世の人のしれる事なれば、こゝには略しぬ。かの左衞門が、物に私なくして直なる事、神慮にや通じけん、或時相州、鶴岡の八幡宮に通夜せられける曉の夢に、衣冠正しくしたる老翁枕に立て、政道を直くして、世を久しく保んとおもはゞ、心私なく、理に暗からざる靑砥左衞門を賞翫すべしと、たしかに示さるゝと覺えて、夢さめぬ。相州夙に歸り、近國の大庄八ヶ所、自筆に補任を書て、藤

綱にさづけられける。藤綱補任をひらき見て大に驚き、是は今何事により、三萬貫に及ぶ大庄を賜り候やらんと問ければ、夢想によりて充行なりと答らる。藤綱これを聞、顔をふりて、さては一所をも、えこそ賜り候まじけれ。物の定なきたとへにも、夢幻とこそ申候へ、もし某が首を刎よと、夢を御覧ぜられば、咎なくとも、夢のごとく行はれ候はんや。報國の志うすくして、超涯の賞をかうぶらん事、是過たる國賊や候べきとて、則補任を辭し返しける。自餘の奉行共が、かゝる事を聞て、おのれをはぢし故、是までの賢才はなかりしが、聊も理にそむき、賄賂に耽る事をせざりき。

義理を守り、廉潔を尊とするは、必小人の忌にくむ所にして、君子の與する所なり。されば青砥左衛門忠義廉直なりし故、神明も又これに與し給へり。人望に達し、神慮にかなはん事を願ふは、是人の常情なり。此願をとげんとおもふ人は、ひとへに廉直忠義をはげますべく、其誠つもりなば、などか神慮にもれ侍らんや。かくいへばとて、必廉直忠義を行ひ、神慮に諂ひ、天報を求むるに心あるは、彼佞惡の人のふるまひには少ことなれども、誠の善にはあらず。廉直忠孝の誠ある人は、道を行ひて幸を求るの心なく、只天理をたふとみ、義理をたのしんで、善事を行ふを、誠に道ある廉直忠孝の人といふべし。

○正慶元年四月、北條高時其一族名越尾張守高家を大將とし、足利治部大輔高氏を高副將として上洛せしむ。高家は赤松氏と戰て討れぬ。高氏は先帝（後醍醐天皇）の御方となりて、赤松等と心を合けるが、しばらく京を避て、丹波國に赴ける。五月六日、同國桑田郡篠村に陣を取て、國の勢を催し、翌日五月七日の寅の刻に篠村の宿を立れしが、南にあたりて一叢立たる林の中に、社とおぼしき所あり。未夜ふかゝりければ、いかなる社とはしらねども、戰場におもむく首途

なればとて、馬より下りて冑をぬぎ、叢祠の前に跪き、今日の合戰事故なく、朝敵を退治する、擁護の力を加へ給へと、祈誓を凝して居られける。時に賽しける巫に、此社はいかなる神を祟め奉りたるぞと問れければ、是は中頃八幡をうつしまゐらせてよりこのかた、篠村の新八幡と申候也とぞ答申ける。高氏是を聞、さては當家尊祟の靈神にておはしけり。さらば一紙の願書を献らんとて、匹壇妙玄に仰せて願書を書しめ、高氏みづから判をすえ、上指の鏑矢一筋そへて、寶殿に納らる。舍弟直義を始さして、相從ふ人々、我も／＼と上矢を一筋づゝ献りける。（篠村八幡宮の西の側に小塚あり、此時軍士共矢を奉納せし跡とて、土人是を矢塚と云、今にあり）かくて其所を打立ちて、馬をすゝめられけるが、大江山（今おいの坂と云所、丹波山城中の境なり）の嶺を打越られける時、山鳩一番飛來て白旗の上に翩翻す。高氏是を見て、八幡宮の護らせ給ふ瑞兆なり。此鳩の行んずる方に任せて、可レ向と下知せられければ、旗指馬を早めて行程に、此鳩閑に飛で、大内の舊跡、神祇官の前なる樗木にぞ留りける。諸軍此奇瑞にいさんで、内野をさして馳向ける。道すがら敵五騎十騎づゝ、旗をまき冑を脱で降參す。かくて高氏は千種中將忠顯、赤松が一族及護良親王の候人、法印良忠等と牒じ合せ、即日に六波羅を攻破りぬ。（此事太平記に見えたり。始末はかの書に詳にして世の人あまねくしれる事なれば、こゝに畧す）

高氏此時、高時が惡逆不道にして、上をなやまし、民をくるしめける事をうれへて、世を救ひ、君をたすけんとおもふ心より、義兵を起しければ、神明もかく擁護の力をそへ給ひき。抑神功皇后應神帝を八幡宮と號し、弓矢神と仰ぎ奉り、其武德萬代に明なり。然れば武事に志ある士、正しき心を以て祈奉らんに、などかは其しるしなからんや。或人の云、此時八幡宮、高氏に神助有ける事宜なり。其後に至ては、君にそむきて簒奪の賊となりぬ。かの時に神助有て、此時に神誅なく、却て其末十三代相續て將軍となれり。是神威のうすきに

綱にさづけられける。藤綱補任をひらき見て大に驚き、是は今何事により、三萬貫に及ぶ大庄を賜り候やらんと問ければ、夢想によりて充行なりと答らる。藤綱これを聞、顔をふりて、さては一所をも、えこそ賜り候まじけれ。物の定なきたとへにも、夢幻とこそ申候へ、もし某が首を刎よと、夢を御覧ぜられば、咎なくとも、夢のごとく行はれ候はんや。報國の志うすくして、超涯の賞をかうぶらん事、是過たる國賊や候べきとて、則補任を辭し返しける。自餘の奉行共が、かゝる事を聞て、おのれをはぢし故、是までの賢才はなかりしが、聊も理にそむき、賄賂に耽る事をせざりき。

義理を守り、廉潔を専とするは、必小人の忌にくむ所にして、君子の與する所なり。されば青砥左衛門忠義廉直なりし故、神明も又これに與し給へり。人望に達し、神慮にかなはん事を願ふは、是人の常情なり。此願をとげんとおもふ人は、ひとへに廉直忠義をはげますべく、其誠つもりなば、などか神慮にもれ侍らんや。かくいへばとて、必廉直忠義を行ひ、神慮に諂ひ、天報を求むるに心あるは、彼佞悪の人のふるまひには少ことなれども、誠の善にはあらず。廉直忠孝の誠ある人は、道を行ひて幸を求るの心なく、只天理をたふとみ、義理をたのしんで、善事を行ふを、誠に道ある廉直忠孝の人といふべし。

○正慶元年四月、北條高時其一族名越尾張守高家を大將とし、足利治部大輔高氏を副將として上洛せしむ。高家は赤松氏と戰て討れぬ。高氏は先帝（後醍醐天皇）の御方となりて、赤松等と心を合けるが、しばらく京を避て、丹波國に趨ける。五月六日、同國桑田郡篠村に陣を取て、國の勢を催し、翌日五月七日の寅の刻に篠村の宿を立れしが、南にあたりて一叢立たる林の中に、社とおぼしき所あり。未夜ふかゝりければ、いかなる社とはしらねども、戰場におもむく首途

なればとて、馬より下りて冑をぬぎ、叢祠の前に跪き、今日の合戰事故なく、朝敵を退治する、擁護の力を加へ給へと、祈誓を凝して居られける。時に賽しける巫に、此社はいかなる神を祟め奉りたるぞと問れければ、是は中頃八幡をうつしまゐらせてよりこのかた、篠村の新八幡と申候也とぞ答申ける。高氏是を聞、さては當家尊祟の靈神にておはしけり。さらば一紙の願書を献らんとて、匹壇妙玄に仰せて願書を書しめ、高氏みづから判をすえ、上指の鏑矢一筋そへて、寶殿に納らる。舍弟直義を始として、相從ふ人々、我も／＼と上矢を一筋づゝ献りける。（篠村八幡宮の西の側に小塚あり。此時軍士共矢を奉納せし跡とて、土人是を矢塚と云、今にあり）かくて其所を打立ちて、馬をすゝめられけるが、大江山（今おいの坂と云所也。丹波山城の境なり）の嶺を打越られける時、山鳩一番飛來て白旗の上に翩翻す。高氏是を見て、八幡宮の護らせ給ふ瑞兆なり。此鳩の行んずる方に任せて、可向と下知せられければ、旗指馬を早めて行程に、此鳩閑に飛で、大内の舊跡、神祇官の前なる樗木にぞ留りける。諸軍此奇瑞にいさんで、内野をさして馳向ける。道すがら敵五騎十騎づゝ、旗をまき冑を脱で降參す。かくて高氏は千種中將忠顯、赤松が一族及護良親王の候人、法印良忠等と牒じ合せ、即日に六波羅を攻破りぬ。（此事太平記に見えたり。始末はかの書に詳にして世の人あまねくしれる事なれば、こゝに畧す。）高氏此時、高時が惡逆不道にして、上をなやまし、民をくるしめける事をうれへて、世を救ひ、君をたすけんとおもふ心より、義兵を起しければ、神明もかく擁護の力をそへ給ひき。抑神功皇后應神帝を八幡宮と號し、弓矢神と仰ぎ奉り、其武德萬代に明なり。然れば武事に志ある士、正しき心を以て祈奉らんに、なぞかは其しるしなからんや。或人の云、此時八幡宮、高氏に神助有ける事宜なり。其後に至ては、君にそむきて簒奪の賊となりぬ。かの時に神助有て、此時に神誅なく、却て其末十三代相續て將軍となれり。是神威のうすきに

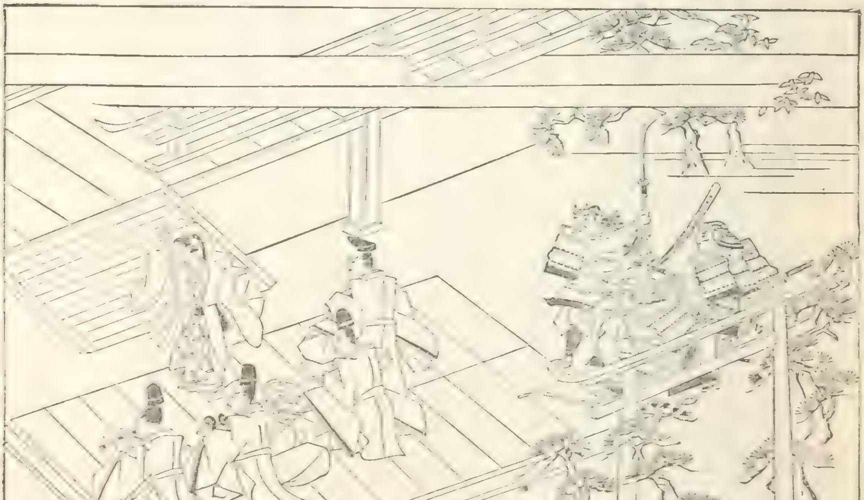
似たるはいかん。曰しからず。高氏君ををかして天下をうばひぬれ共、つねに艱苦をなめて、一日も心を安ずる事あたはず。或子に攻られ、弟にをかされ、臣になやまされて、君臣父子の道みだれぬ。其後葉十三代、將軍に任ぜられしも、いづれか一人として、其一代何事なく世をたもてる人ありや。高氏君ををかしぬる故に、其子孫に至り、威おとろへて、將軍に任ぜる名ばかりにて、多くはその臣にせばめられ、皆常に若干の憂をいだけり。又或不慮の夭死をし、殊には二人まで其臣に弑せられし人もありき。かくて終には其子孫跡もなく絕て、ながく其祀をたてり。是天道神明の惡逆にむくゆる悠久なる所也。是いはゆる、天定りて又よく人をやぶるなるべし。

○足利右兵衛佐直冬は、將軍尊氏卿の落胤の子なりしが、貞和五年の頃ほひ、叔父忠義のはからひにて、南國の探題となり下られけるに、始は高師直が爲に父子の間をへだてられ、後には繼母の讒により、數年こなたかなた漂泊せられしが、父尊氏卿に背く志出來けり。文和二年、山名時氏等尊氏卿に背き、直冬を招て大將とし、南帝の御方となりける。是よりしてこそ尊氏卿と直冬、父子の合戰は始りけれ。同四年正月、尊氏卿主上を供奉し、江州に落行かれければ、直冬は時氏等を帥て入洛せらる。二月尊氏卿東國の兵を催し、東坂本に陣せらる。義詮卿は西國の勢をあつめて神南に屯す。かくて尊氏卿と直冬と、洛中東寺などにて合戰數度に及べり。互に牛角の爭にて、勝負は定がたかりける。され共將軍の大軍に道をふさがれ、河内路より外はあきたる方なかりければ、兵粮運送の道も絕ぬ。重て攻上るべき助の兵共はなし。將軍の勢は、日々に隨て重りければ、始終叶はじとて、三月十三日の夜に入て、直冬は國々の大將と相共に、東寺淀鳥羽の陣を引て、八幡住吉天王寺境の浦へぞ落られける。落集たる勢を見れば、

五萬人に餘れり。此上に伊賀伊勢和泉紀伊の國の勢共、猶馳集べしと聞えしかば、しばらく此勢をちらさで、今一合戰有べきかと、諸大將の意見まち〳〵なりけるを、直冬聞、許否は凡慮の及所にあらず。八幡宮の廣前にして、御神樂を奏し、託宣の事に付て、軍の吉凶を知べしと、さま〴〵の奉幣あり。蘋蘩をすゝめて、神の告をぞまたれける。社人の打皷の聲、きねが袖ふる鈴のおと、ふけ行月に神さびて、聞人信心を凝らしける。託宣の神子啓白の句、言葉巧に玉をつらねて、さま〴〵の事共申けるが、

たらちねの親をまもりの神なれば
この手向をばうくるものかは

此神詠を、くり返し〳〵二三度詠して、其後神はあがらせ給ひけり。諸大將是を聞て、さては此兵衛佐殿を大將にて、將軍と戰ん事は、向後もかなふまじかりけりと驚きおそれて、皆おのが國々へぞ落行ける。（太平記）



今按ずるに、其後直冬は石見の國に蟄居して、二十餘年が間、時をまたれけるに、初は筑紫の少貳宗像など心を通しければ、無がごとくなる中にも、是を折ふしの慰草にして、年月をおくられける所に、一年彼者どもの反逆露顯して、忽に探題今川了俊が爲に討れける後は、西海もいよ／＼無事になり、誰手を添る人もなかりければ、せん方なく降參をぞこはれける。一度反逆せし身なれ共、親族他に異なればとて、石見國に安堵させられける。され共老後に及で遲參なりければ、領知もなく從者も散うせ、落魄して歲月をおくられける。かくて老死のかぎり迫ぬれば、應永七年三月、七十四歲にて卒せりとかや。窮達浮沈は天命と云ながら、皇天罔極の恩を受し父君に背きしかば、神明罰を與へたまひて、かく老境に及んで、あぢきなく世をすごし、終に殛死せられしも、猶あきたらぬ事なり。

右にしるせる趣は、舊史雜編に出たる所、八幡宮の神威のいちじるきをこゝに擧て、日々に用てしらざる者のさとしとするならし。それ我國は神國なり。神國にうまれながら、神道にたがひては、一日も日月をいたゞくまじきいはれあり。そも／＼神道といへるは、事と物との上に備りて、一事一物として神道あらずと云事なし。故に一旦にはかり知べきにはあらず。しかれども、其要をしるものは、一言にして天地の理をも知得る事なれば、神道においても、などか一言にして萬理を兼る要なからざらん。されば天照大神、八幡宮二所の御心をしらんとならば、唯是正直の一理ならんか。（上古には丹心といへるを、人代にして專正直と稱するならし。）此正直の一理は、我大神のみ是を體とし給ふにあらず、唐の神聖たる。堯舜の帝、天下をゆづり、其道を受授し給ひけるに、惟精惟一にして、允に其中を執れと宣へるは、精微の深理にて、愚蒙のものゝかりそめに述べき義にあらず。しかれども、其大體を考ふ

れば、正直の理に違からず、又舜の其臣伯夷に命じ、天神地祇人鬼につかへまつる道をゝしへ給ふにも、つとよはにこれつゝしみて、直なるかな、これ淸かれとぞ侍べる。是神につかへまつる道はつゝしみ直にて、淸潔なるを本とせり。孔子の、人のいけるは、直也との給へりしも、人道は只是正直の一すぢなるにあらずや。又周子の聖を學ぶの術、一を要とす。一は無欲なり。無欲なるときは、靜にして虛、動て直なりといへる、是正直の理にあらずや。誠に中華日域、海陸數千萬里をへだて、神代八世、相去る事億萬歲なりといへども、前後神聖の御心、其趣異ならざる事、符節を合たるがごとし。夫正直といへるは、是其統體の惣名にして、普く萬物に散在する時は、各その物により、皆正直の名異れり。たとへば大極は一理にして、春は元と云、夏には亨と云、秋には利と云、冬には貞といふ。是則一大極の流行なり。扨此天道四德の元の理、春に入ぬれば、萬木千草、動植こと〲く生意をあらはし、柳はみどり、花は紅の千紫萬紅をそめ出し、一物として春ならずといふ事なし。是大極流行し、春にいたりて元となり、萬物にしき施せる所なり。殘る三つの流行も品かはれども趣是に同じ。神道正直の一理の事物に備れるも、又かくの如し。君に在ては仁といひ、臣に在ては忠といひ、父に在ては慈といひ、子に在ては孝といひ、夫に在ては義といひ、婦に在ては貞といひ、兄に在ては良といひ、弟に在ては悌といひ、長に在ては惠といひ、幼に在ては順といひ、朋友に在ては信といふ。是彼正直のことわりの萬事に應じ萬物にしたがひて、其名をことにせるなり。又是をしり、天に代て萬民の父母とし、深く仁政をほどこし、臣民の善惡を正し、よく賞罰は明かにし、人を愛し、物をめぐみ、天下人民悉く安樂ならしむるを以て勤とし、夫よりしもつかた、諸侯郡主に至りて

は、各其領する地の大小異といへども、皆此理に同じ。扨又臣は臣の道をしり、各其職分を堅く守り、深く心を用て、其事を正しくとり行ひ、なべて身を忘れて忠を盡し、父は父の道をしり、貴賤にかぎらず、各其子を敎導き、深くいつくしみ、皆德にすすみ、善に趣ん事を示し、子は子の道をしり、常に心を用ひ、親を悅しむるを以て勤とし、身の苦勞をいとはず、就中身を愼み、行ひを正うし、親の名を汚さず、其孝行を盡すべし。夫は外ををさめ。夫の道を以て、婦を導き正して邪ならず、婦は婦の道を守り、よく內を治め、女職を勤め、夫に順にして、舅姑に孝行をいたし、兄は弟をいつくしみ、子のごとくに愛をいたし、ともに議りて家業をいとなみ、弟は兄を親のごとく敬ひしたがひ、其意にさかはず、互に其親みを深うし、友どちは信を以て交り、其內にも心ひとしきは、互に其あやまちを規して、善をすゝむべし。右に記す所は、是神道正直の一理、萬物に敷置し、各其物にほどこして、其名異り、しかも又其行事にあらはるゝ事、かくのごとし。萬物皆此理あり、こゝには只其大なる物をあげて、萬が一の其大概をいふのみ。それ人の禽獸に異なる所は、道義の心明かにして、五倫の道正しければ也。されば人各身に具れる天心正直の有がたき理を辨へ、是をたふとび失はじとならば、萬の事につき、外欲をさり、皆天理に本づき、殊さら無欲淸淨にして、佞邪のよこしまひめがる心を捨て、偏に正しく直なる心を主とし、平日只よく五倫の道を守りて、違ふ事なくして善事を行ふべし。心は神明の舍といへば、かく潔き心もてらん人には、淸水に日月の影あざやかにやどれるごとく、神明常に其心にやどり給ひ、感應かならず空しからず。是我が妄言にあらず。即古人の意にして、おそれらくは、八幡宮三所の御心も、又かくのごとくならんか。其ゆゑは、神功皇后英武の御德を以て、人代の初つかた、あま

たの逆臣を平げ、やゝおとろへし神國の帝業を興起まし／＼、他國まで我みかどにしたがへ、神孫の皇基をかたくせさせ給ふ。されば天照大神は、神代にしてよく天下ををさめ給へる我國元祖の御神、神功皇后は、又人代において、中興の御神なりといへるは是也。しかりしより後、外國我朝に朝貢し、神功の御子應神帝の御代に、聖經をも献りしより、文道を興隆まし／＼、則應神仁德の御時、五倫五常の教を以て、我神國の正直の心法を人間日用の道に押ひろめ、悉く天下の萬民をさとさし給へり。是により、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たるの大道、世に明かにして、長く夷狄の穢をまぬがれ、人間の道定れり。是則我國の君子國たるいはれ本なり是八幡宮三所の永く我國をしづめさせ給ふ神道なり。しかるゆゑ、天照大神、神功應神の御神孫、とこしなへに天祚をうけ繼せ給ひて、我國の主たり。今武將よりしもつかた、國侯郡主に至りても、多くは此神の御裔なれば、貴となく、賤となく、神孫今に天下にみち／＼、日月とひさしく、普く四海に光榮させ給ふ。是誠に天地の間に又かゝる類の國侍らねば、誰か天照大神、八幡宮の神德の、宇宙に又たぐひなく有がたき理を、仰ぎたふとばざるものあらんや。しかれば、八幡三所の御教へは、專正直を心として、五常を仁義禮智信明かにし、五倫君臣父子夫婦兄弟朋友を正うして、天長く、地久しく、君上に安く、民下に豐ならん事を本とし給へる道なれば、是則天人一致の深意、心神合一の義にして、神道、人道等二なき理なり。されば此かたくなゝる水莖の跡、實に衆人の嘲を招く媒、賢者のわらひ草たりといへども、然も其理におけるや、上古聖神の天下後世を恵ひめぐみ給へる、御教の萬が一にたがふ事なきにちかゝらんかといふ事しかり。

八幡宮本紀卷之六終

は、各其領する地の大小異といへども、皆此理に同じ。扨又臣は臣の道をしり、各其職分を堅く守り、深く心を用て、其事を正しくとり行ひ、なべて身を忘れて忠を盡し、父は父の道をしり、貴賤にかぎらず、各其子を教導き、深くいつくしみ、皆徳にすすみ、善に趣ん事を示し、子は子の道をしり、常に心を用ひ、親を悦しむるを以て勤とし、身の苦勞をいとはず、就中身を愼み、行ひを正うし、親の名を汚さず、其孝行を盡すべし。夫は外ををさめ。夫の道を以て、婦を導き正して邪ならず、婦は婦の道を守り、よく内を治め、女職を勤め、夫に順にして、舅姑に孝行をいたし、兄は弟をいつくしみ、子のごとくに愛をいたし、ともに讓りて家業をいとなみ、弟は兄を親のごとく敬ひしたがひ、其意にさかはず、互に其親みを深うし、友どちは信を以て交り、其内にも心ひとしきは、互に其あやまちを規して、善をすゝむべし。右に記す所は、是神道正直の一理、萬物に敷置し、各其物にほどこして、其名異り、しかも又其行事にあらはるゝ事、かくのごとし。萬物皆此理あり、こゝには只其大なる物をあげて、萬が一の其大概をいふのみ。それ人の禽獸に異なる所は、道義の心明かにして、五倫の道正しければ也。されば人各身に具れる天心正直の有がたき理を辨へ、是をたふとび失はじとならば、萬の事につき、外欲をさり、皆天理に本づき、殊さら無欲淸淨にして、佞邪のよこしまひめがる心を捨て、偏に正しく直なる心を主とし、平日只よく五倫の道を守りて、違ふ事なくして善事を行ふべし。心は神明の舍といへば、かく潔き心もてらん人には、淸水に日月の影あざやかにやどれるごとく、神明常に其心にやどり給ひ、感應かならず空しからず。是我が妄言にあらず。即古人の意にして、おそれらくは、八幡宮三所の御心も、又かくのごとくならんか。其ゆゑは、神功皇后英武の御德を以て、人代の初つかた、あま

たの逆臣を平げ、や丶おとろへし神國の帝業を興起まし／＼、他國まで我みかどにしたがへ、神孫の皇基をかたくせさせ給ふ。されば天照大神は、神代にしてよく天下ををさめ給へる我國元祖の御神、神功皇后は、又人代において、中興の御神なりといへるは是也。しかりしより後、外國我朝に朝貢し、神功の御子應神帝の御代に、聖經をも献りしより、文道を興隆まし／＼、則應神仁德の御時、五倫五常の教を以て、我神國の正直の心法を人間日用の道に押ひろめ、悉く天下の萬民をさとさし給へり。是により、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たるの大道、世に明かにして、長く夷狄の穢をまぬがれ、人間の道定れり。是則我國の君士國たるの本なり是八幡宮三所の永く我國をしづめさせ給ふ神道なり。しかるゆゑ、天照大神、神功應神の御神孫、とこしなへに天祚をうけ繼せ給ひて、我國の主たり。今武將よりしもつかた、國侯郡主に至りても、多くは此神の御裔なれば、貴となく、賤となく、神孫今に天下にみち／＼、日月とひとしく、普く四海に光榮させ給ふ。是誠に天地の間に又かゝる類の國侍らねば、誰か天照大神、八幡宮の神德の、宇宙に又たぐひなく有がたき理を、仰ぎたふとばざるものあらんや。しかれば、八幡三所の御教へは、專正直を心として、五常を仁。義。禮。智。信。明かにし、五倫君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友。を正うして、天長く、地久しく、君上に安く、民下に豐ならん事を本とし給へる道なれば、是則天人一致の深意、心神合一の義にして、神道、人道等二なき理なり。されば此かたくなゝる水莖の跡、實に衆人の嘲を招く媒、賢者のわらひ草たりといへども、然も其理におけるや、上古聖神の天下後世を患ひめぐみ給へる、御教の萬が一にたがふ事なきにちかゝらんかといふ事しかり。

八幡宮本紀卷之六終

八幡宮本紀附錄

諸國八幡社

是たゞ名高きをのみこゝにしるす。其他はかぞふるに遑あらず。

山城國佐女牛八幡宮　愛宕郡五條橋の東四五町許にあり。若宮八幡とも云。六條西洞院佐目牛通堀河邊に有故に、世に西洞院若宮とも、佐女牛八幡とも云。又佐々氏の人社司として此御宮を守る故、或佐々八幡と稱す。祭る所の神、石淸水宮に同じ。後冷泉院天喜元年、勅願によりて勸請し給ふ。卜部兼親これを奉行せり。文治三年此御宮にて、始て放生會を行はる由、東鑑にしるせり。

同國高倉八幡宮　京師二條の坊門高倉と、萬里の小路にあり。此所尊氏卿の宅地なりし故、御所八幡とも云。祭る所の神一座、則應神天皇也。光明院の康永二年に、尊氏卿卜部兼豐をして、家内に八幡宮を勸請せしむ。中原康富記にて見れば、等持寺の鎭守なり。

同國五所八幡宮　京都京極の北、田野の中にあり。八幡五所の別宮外國に有て、參詣に便あらざるによりて、後柏原院大永七年、此所に勸請せられしとなん。五所の別宮其社號異なりといへ共、祭る所の神は皆八幡大神を以て主とす。しかれば此五所八幡の勸請うたがふべし。

同國山崎離宮八幡　乙訓郡山崎にあり。祭る所の神石淸水に同じ。淸和天皇貞觀元年八月二十三日、宇佐より先此所に移し奉り、十八年の間祭りたる靈地也。其後再男山にうつせり。離宮とは宇佐の本宮に對してこれを云。今も社領千石あり。社人百人有て各神田を作る。毎日三人神前にさのゐす。

京極八幡宮　京師柳原にあり。丹を以て宮殿を塗るゆゑ世に赤八幡と稱す。相傳て云、足利將軍義持卿の時、凶徒蜂起して西陣に據る。義持卿は東京にあり。時に當宮の神助によりて、敵軍立所に敗走る。こゝにおいて義持卿大に感喜し、結城某に命じてこれを再興せり。應仁年中兵火のために

燒失せしが、義尙卿これを歎き、齋藤上野介、飯尾兵衛大夫に命じ、重て造立せらる。

大和國奈良八幡宮　添上郡東大寺の境内にあり。祭る所の神宇佐に同じ。續日本紀にいはく、天平勝寶元年十一月十九日、八幡大神託して京に向はんと宣ふ。同廿四日參議從四位上石川朝臣年足、侍從五位下藤原朝臣魚名等を遣して、迎神使とし、路次の諸國。兵士百人以上を差發し、前後驅除せしむ。又所歷の國ごとに殺生を禁斷す。其從人の供給には、酒宍を用ひず。道路を淸め掃て汚穢せしめず、十二月戊寅の日、五位十人、散位二十人、六衛府舍人を各二十人遣して、八幡神を平群郡に迎しむ。この日入京あり。宮南梨原宮において、新殿を造りて以て神宮とせり。是則此八幡宮の事なり。每年九月三日此八幡宮にて轉害會行はる。他所にていふ放生會なり。

河內國譽田八幡宮　舊市郡にあり。すでに詳に第四卷にしるしぬ。

和泉國井戸森八幡宮　神功皇后、紀伊國にむかはせ給ふ時の行宮の址なり。淸水の邊にある故に井戸の名あり。又水內社とも云。或水內と御舘と訓通す。神后の御舘の址なる故に、御舘の名あり共云。くはしく後社の緣起にあり。

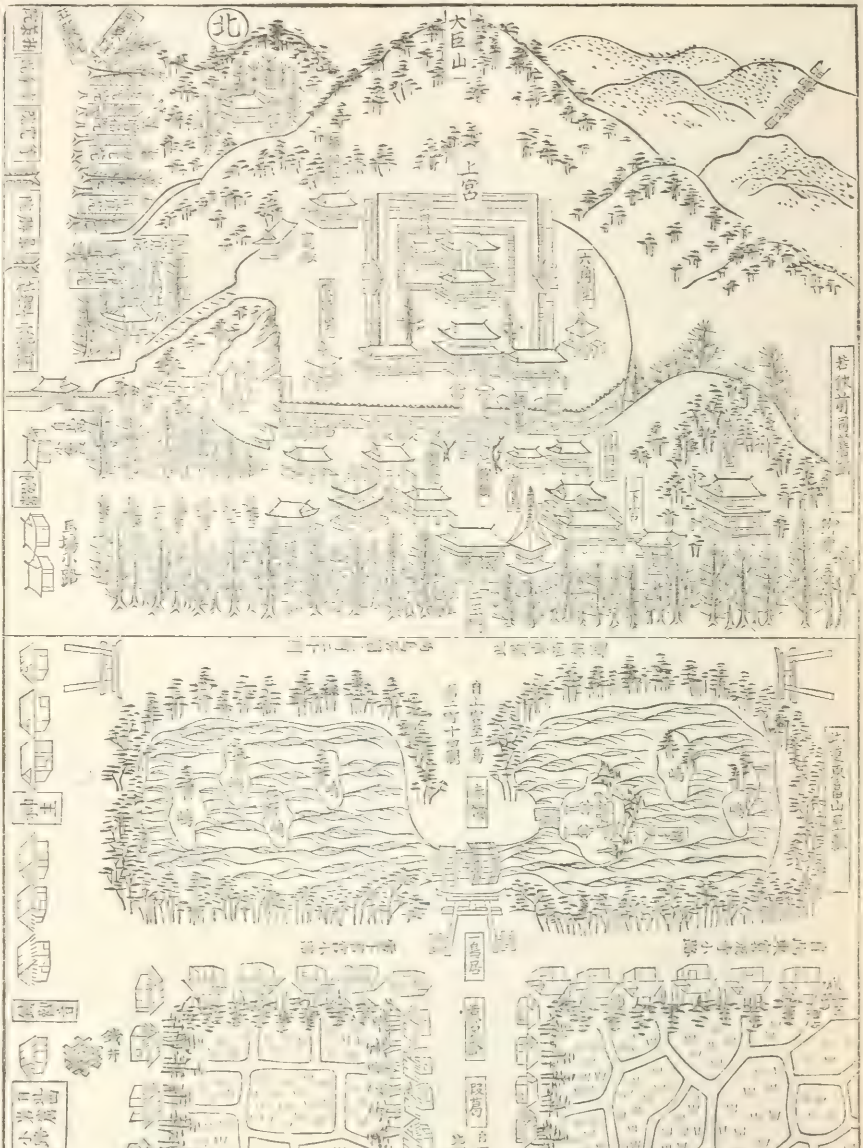
攝津國御津八幡宮　西成郡にあり。今の大坂の內なり。此所はもと應神天皇のまし〳〵たる大隅宮の故跡なり。故に御廟をたてゝいはひ祭り奉り。後に行基法師この邊に寺を建、御津寺と號す。故に世俗に誤て御津寺の八幡と云　行基御津寺にて、葦葉のそよぐ音聞てよめる。あしそよぐ鹽瀨の波のいつまでか、うき世の中にうかびわたらん。新古今に見えたり。

相模國鶴岡八幡宮　後冷泉院の御時、奥州の阿倍賴時、其子貞任等皇命に背きけるを、伊豫守源賴義、勅を奉てこれを征伐せらる。され共逆徒の軍つよくして、官軍利を失ふ事多し。此時賴義、八幡大神にふかく祈願有しかば、ふしぎの神助どもありて、終に勝事を得られける。永承六年より康平五年まで、すべて十二年ありて、漸く逆徒を打平けらる。その報賽のために、康平六年八月ひそ

かに石淸水を勸請し、瑞籬を相模國鎌倉由比の鄕に立らる。（是を下の宮の舊跡といふ。由比の濱大鳥居の東に有。此所を鶴岡といふ。故に小林の鄕にうつされて後も、鶴岡八幡宮と云つたへたり。）永保元年二月陸奥守義家修復を加へらる。治承四年十月十二日、源賴朝卿、先祖義家崇敬の神なれば、深く尊び、小林鄕の北の山を點し、（此所を松の岡と云。故に後の山を大臣山と號す。大職冠鎌足公の鎰を埋み給ひし地なりと云。此地に本八稻荷の社ありしを、賴朝卿建久二年に西の方丸山にうつして、八幡宮を此所に勸請し給ふ。故に上宮を松が岡の八幡と云。）由比の濱の鶴岡の宮を此所にうつし奉らる。此間賴朝卿潔齋し給ひ、當宮の御在所、本新兩所の用捨を、寶前にて鬮を取、今の若宮の地に治定し給ふ。（本とあるは由比が濱の事なり。新とあるは今の若宮の事也。）治承五年五月十三日、鶴岡若宮營作の事あり。大工は武州淺草の鄕司といふものなり。當宮は去年假に建立し給ふといへども、疎忽の間、先松の柱、萱の軒を用らる。仍て花構の儀をなし、專ら神威を貴らる。同年七月八日事始有て、八月十五日に遷宮あり。奉行は梶原景時、土肥實平、大庭景義なり。其後建久二年三月四日、

小町の邊より失火いでき、幕府及御家人の家、若宮の神殿廻廊等盡く灰燼となり。同四月廿六日、鶴岡若宮の上の地に、始て八幡宮を勸請し奉らんがために、寶殿を營作せらる。今日上棟なり。同年十一月廿一日、鶴岡八幡宮並若宮及末社の遷宮とあり。（以上東鑑に見ゆ。）上の宮に祭り奉る所の神三座、中は八幡大神、東は氣長足姫、（神功皇后なり。）西は姫大神なり。上の宮の石階を下り、東の方に下の宮あり。これを若宮と云。仁德天皇なり。東の二所は久禮姫、宇禮姫、西に若殿と云御社あり。是も仁德の御妹とかや。（鶴岡八幡宮記。）むかし此鶴岡の御宮の御供料所に、當國桑原鄕を寄附有しよし、東鑑に見えたり。賴朝卿直判の書にも社領の事あり。今猶神領永樂錢八百四十貫文ありとかや。されば此御社は、鎌倉將軍の御時には、誠に崇敬甚しくて、祭祀神事の嚴重なりし事、東鑑に詳なり。今も毎年八月十五日放生會、（當社の放生會は、文治三年に始らるゝよし東鑑に見えたり。）同十六

鶴ヶ岡八幡宮の圖



日流鏑馬あり。二月十一月の初卯日陪從あり。又毎月朔日十五日五節供には、末社にいたるまで神饌をそなふる事、今に至て絶る事なし。此御社の神主は、建久二年十二月に定められてより、大伴氏今に相續て任ず。寛文五年將軍家綱公、松平備前守隆綱を營作の想司として、上下の宮、諸末社、石の鳥井まで新に修造せさせ給ふ。寛文八年に至て其功終れり。

同國寒川神社　延喜式神名帳に、相模國高座郡寒川神社（名神大）一座とあり。則應神天皇を祭奉れり。是此國の一宮なり。（類聚國史に云、貞觀十一年十二月十九日從四位上。）

近江國矢橋八幡（村山田八幡）　栗本郡矢橋の町末の東一町許にあり。祭る所の神三座、中殿神功皇后、左は住吉大神、右は高良明神なり。天武天皇白鳳四年二月十一日、勅願によりて、大中臣清麻呂に詔して、此所に鎭め祭り給ふ。正八幡一座は山田郷にあり。同日に鎭座なり。後鳥羽院建久元年十月二日、源頼朝卿上京の時、矢橋の浦にして、神社を見て浦人をよび、馬上にありて鞭を以てこれをさして問給ふ。浦人答へて八幡宮なりと申、頼朝卿下馬して拜せらる。これによりて鞭崎の名あり。同三年頼朝卿、卜部兼藤をして社壇を再興せらる。同四年八月十五日遷宮あり。

同國法花峯八幡宮　蒲生郡八幡村にあり。祭る所の神石清水に同じ。社記に、一條院御宇此所に祭り奉るといへり。同御宇長德三年放生會を行ふ。

陸奧國鎭守府八幡宮　桓武天皇延暦二十年、陸奧國の夷賊高丸といふもの、達谷窟より起りて、駿河國清見が關まで攻上る。征夷大將軍坂上田村麻呂、節刀を給はり進發せらる。高丸此よしを聞、退て奧州に引こもりしを、田村麿つゞいて奧州に攻入合戰し、神樂岡と云所にて高丸を射殺し、又惡路王と云賊をも打平げられしかば、奧州悉くしづまりぬ。こゝにおいて田村丸、膽澤郡鎭守府に八幡

宮をたて、みづから帶する所の弓矢轡等を納置る。文治五年源頼朝卿、伊達泰衡を討んとて、陸奥へ下り給ひし時、此八幡宮に參詣せらる。

丹波國篠村八幡宮　桑田郡篠村にあり。祭る所の神石淸水におなじ。後三條院延久三年、勅命によりて勸請せらる。卜部兼延これを奉行す。

周防國朝倉八幡宮　朝倉にあり。祭る所宇佐に同じ。人皇五十六代、淸和天皇貞觀元年、假宮をたてゝこれを祭り奉る。

長門國龜山八幡　豐浦郡、赤間關にあり。祭る所の神、中は八幡、左は神功皇后、右は仲哀天皇なり。皇后と同殿に仁德帝をも祝奉る。淸和天皇貞觀元年十二月、宇佐より石淸水に勸請ありける時、行敎船を此所に繫ぐ。夜夢中に神託有て、こゝに勸請せりと云。九月十五日祭あり。今神領八拾石有。

讃岐國石淸尾八幡宮　香東郡、石淸尾にあり、延喜十八年八幡大神香川郡後に香東、香西とわかつ。龜尾山に鎭座し給はんと託宣し給ひける。時に山上に光氣有て、雲間に映き、溪曲妙音を發す。是によりて國司山前に神殿を作り、石淸水八幡宮を勸請し、石淸尾八幡宮と號し奉る。これは石淸水と龜尾山の兩名を取て、名付けるとかや。貞治元年細川相模守淸氏、將軍義詮卿を傾覆せんとて、阿波、讃岐、淡路の士卒五千餘人をひきゐて、白峯山下に屯す。細川右馬頭頼之、將軍の御方として備州の士卒をひきゐて、宇多津に入てこれに備ふ。頼之ふかく石淸尾八幡宮に祈願して、神助を乞れける。七月廿四日頼之便をうかゞひ、兵を發して、一戰に勝事を得たり。こゝにおいて伊賀掃部助といふもの、淸氏が頭を切て頼之に降る。これによりて頼之四國を治得たり。應安元年、義滿卿十一歲にして將軍に任せらる。頼之天下の執權となれり。かくて頼之石淸尾八幡の神助によりて、淸氏を輙く亡しぬる事を有がたく覺えて、同四年に神殿の隘陋なる

を改て、新に建立し、常の祭禮の外に卯月三日に祭禮を行ふ。國俗これを右馬頭祭といふ。今に至まで毎年絶る事なし。此時の制札、清氏が甲、猶石清尾の神殿に納れり。

八幡五所別宮

大分宮　筑前國穂波郡大分村にあり。第三巻に詳に是を記す。

千栗宮　肥前國神崎郡千栗山にあり　祭る所の神三座、中殿八幡大神、左殿住吉大神、右殿武内大臣なり。御宮作は南に向て、はるかに筑後國久留米城に對せり。其間に筑後川流る。神前に石階三十間あり。其中に中門あり。社家の説に云傳ふるは、元正天皇の御宇に、肥前國養父郡の司をば、壬生春成と云。或時彼人この山に獵せしに、あやしき鳩飛來て弓の末弭に留りをるを、是は八幡宮の神使なりと悅び、此所に祭奉るべしやと、神慮をうかゞひものいみして、則そこに一夜をあかしけるに、さま〴〵神託有て、栗千本生出べし。其所に宮作して祭奉れと有しかば、春成よろこび、其神瑞を待ける所に、程なく此所に千本の栗一夜に生出たり。故に所の名を千栗と號す。其後奏聞を經て、神龜元年に始て宮柱ふとしきたてゝ、祭奉るとなん。むかしは年中數十度の祭禮あり。中にも八月十五日に放生會を行ひ、白壁と云所まで、神輿を御幸なし奉りしとかや。今は其禮絶て、たゞ四季をり〳〵に神供を調じ奉るのみ。神供を奉る時、仲哀天皇、神功皇后、麛坂王、忍熊王、菟治皇子、仁德天皇にもおなじくこれを備ふ。しかれ共其座位を定めず。又正月十五日に御粥を奉るを、二月初卯日これを出して、年中の豐凶をこゝろむ。相州鎌倉寺山明神、筑前國早良郡飯森權現にも此事あり。水旱風蝗を試るに、必其しるしあり。むかしは許多の神領ありしが、豐臣秀吉公の時に沒收せられける。今も國主より百五十石の祭田を寄附せらる。社人十五家、社僧五坊ありて祭祀を取行へり。又御社の側に、東照

神君を祭れる別社あり。

藤崎宮　肥後國熊本城中に有、承平年中に此所に勸請せられしとかや。中は八幡、左は住吉、右は神功皇后なり。俗說に云つたふるは、當社造營の時勅使下り、其手に持たる鞭を三段にして、三所に埋めて曰く、神の坐さんと思召す所、必萌いづるべしと祈りしに、則此地に埋めし所の鞭、世を經て枝葉生ず。故に藤崎の宮と云。世降り、時亂れて回祿數度に及べり。しかれども靈驗尤き神なればとて、享祿二年勅命によりて修造すとなん。

新田宮　薩摩國にあり。神體大分宮に同じ。造營の年記分明ならず。諸神記に云、新田宮は日向國に降給ふといへども、神宮を營まず。薩摩國にうつりて龜山に鎮座し給ふ。

正八幡宮　又鹿兒島神社とも云。神名帳に、大隅國桑原郡鹿兒島神社大一座とあり。兼右のいはく、神功皇后也。諸神記には、中は應神天皇、右は神功皇后、左は仁德天皇とあり。

以上五所の別宮なり。

筑前國筥崎八幡宮　那珂郡筥崎村にあり。今は其黑田屋鋪に屬す。古傳の說にいはく、神后、八幡大神をうませたまひし時、胞衣を箱にをさめて、これを香椎の西なる海邊此所に筥津濱といひしとかや。にをさめ、其上に松をうゑさせて標とし給ふ。後に其所を名付て箱崎と云。その松はたねをうゑつたへて、今に御社の前にあり。箱崎宮しるしの松是なり。續古今集に、法印行濟

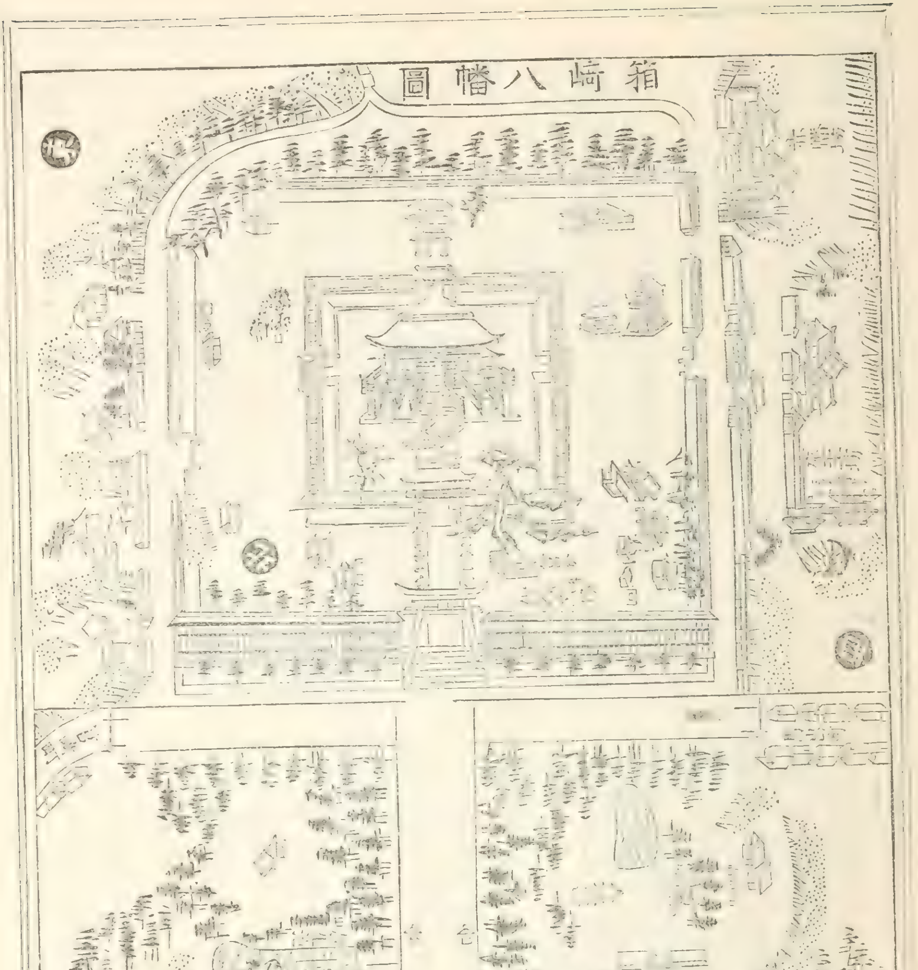
千はやぶる神代にうゑし箱崎の
　松は久しきしるしなりけり

新拾遺集に、顯朝

跡たれて幾世經ぬらん箱崎の
　しるしの松も神さびにけり

此箱崎の御社は、廢帝天平寶字三年に、大宮柱をふとしきたてゝ、始ていはひ祭らる。醍醐天皇延喜廿一年六月廿一日、託宣により、異國降服の四

字を書、御座の下に收めらる。神名帳に筑前國那珂郡筥崎宮一座とあり。後世に及で神功皇后を中殿に祭り、左に姫大神、右に八幡大神を祭る。御社は乾に向へり。鴨長明が文字鏁に、筥崎の宮ははかたにつゞきたる所なれば、はるかに唐の海へむかひて、社壇は西むきにおはしますこれは異國降伏の爲なりといへりとあり。松林四方につらなりつゞき、其廣さ南北二十町、東西七八町に及べり。故にもろこし人はこの所を十里松と名づく。朝鮮人のかける海東諸國記といふ書には、白沙三十里。松樹成レ林、日本皆海松。唯此有二陸松一としるせり。古歌によめる千代の松原も此所の事なり。右にかへりみれば、那多の長濱、志賀島遠く海中につらなり、阿部島もみこしに見えぬ。船人の腸を斷なる玄界洋もまぢかくて、則志賀にちかし。左にのぞめば、博多の港程遠からず。福岡の城樓は雲間にそびえ、瑞氣は松樹と千年のよはひをあらそふ。荒津崎。紅葉原、姪濱、生松原、長垂山まで松の林相つゞきて、誠に十里松の名を空からずぞ覺ゆ。猶其さきに今津からとまあり、殘島、可也山など見えわたり、釋迦牟尼島も海中に突出せり。春ののどかなる朝には、霞こめたり浦山のけしき、猶一しほの景色をそへ、秋のさやけき日には、遠く他の國まで見え渡る心地し、人の心をうごかし、眼をとろかすばかり也。なべて神のしづまりまします所、おの〳〵勝地ならざるはなしといへども、かゝる絶景の地は、又たぐひなく思ひ侍る。此御社創立せられて後、しば〳〵修造ありき。火災にかゝりし事もまゝ多かりしとかや。後宇多院弘安三年九月廿四日、御社盡く燒失す。又龜山院文永二年二月十一日にも盡く回祿に及びぬれども、程なくつくらせられて遷宮ありき。後花園院永享六年に又炎上す。しかれども此時は爭亂によりて、天下おだやかならず、しばらく修造する人もなく、神體は假殿におはしましけるを、大内助持世これをなげき、造營の事を


箱崎八幡圖
濱

志ざし文正元年三月に事始して、文明九年に至てつくりをはれり。後奈良院享祿年中に、又炎上せしを、天文年中に大内義隆これをつくれり。今の神殿これなり。天正十五年豐臣秀吉公、九州征伐ありし時、此所の佳景にめでゝ數日逗留し給ふ。其節筑前國をば小早川左衛門佐隆景に給はりぬ。隆景國守となられし後、樓門をたて、（今の樓門是也）神殿を寄附せらる。文祿四年秀吉公より五百石の神領をよせ給ひしかば、隆景よりも五百石の神地を奉らる。（凡そのかみは、當社の神領甚多かりしとかや。賴朝卿の時、文治三年八月三日、筑前國箱崎宮、宮司親置、被レ行レ賞、當國那阿郡內鄕、糟屋郡西鄕等也と、東鑑に見えたり。神領の多かりし事は、是にてもおしはかるべし。文明十年十月に、大内政弘より、當國早良郡にて七十町の神田をたてられ、永祿二年三月、筑紫下野守惟門、那阿郡にて百八十町の神田を寄進有し文書等は、猶彼神社に殘りてあり。）慶長五年、黑田長政に筑前國を給りしが、數多の神領をよせ、石の鳥居を創建せられ、ますく神德をたふとまれき。近きころ邦君命を下し、又二の鳥居を石にてつくらせ寄附あり。又御社の前に朱の玉垣まばゆきまでに創立ありしかば、いよく神光もいやまし、人のうやまひもさかんにぞ成きにける。又此御社の祭祀は、日月にをこたる事なし。中にも五月の騎射、八月の放生會を重事とするよし、江帥の記にも見え侍る。五月五日騎射の禮は、元和年中までをこたる事なかりしに、其後故有て絶にき。（騎射の時馬を出し置たる所を馬出といふ。箱崎宮の南にある村の名なり。）放生會も久しく中絶して行はれざりしに、延寶三年正月十五日に再興ありてより、毎月十五日ごとにをこたる事なし。正月三日には、箱崎村馬出村の男夫よりあつまり、神前にて玉取といふ事あり。此外年中の小祭は、かぞふるにいとまあらず。八月十五日には神輿行幸あり。神前にて流鏑馬あり。又猿樂等の神事あり。さもいかめしき祭禮なり。

同國鳥飼八幡宮　早良郡鳥飼邑にあり。祭る所の神三座、中殿八幡大神、左殿比賣大神、右殿神功皇后也。（此社の事第二卷に詳也。）

同國日守八幡宮　續屋郡阿惠村にあり。神后經過の地なり。第三卷に詳なり。

同國御手洗八幡宮　續屋郡別府村にあり。神后そのかみ香椎宮よりうみの宮へうつらせ給ふ時、御手を洗はせ給ひし故此名あり。第三卷に詳なり。

同國旅石八幡宮　同郡旅石村にあり。此所も神后經過の地なり。第三卷に詳なり。

同國宇美八幡宮　同郡宇美村にあり。八幡大神降誕の靈地なり。第三卷に詳也。

豐前國大貞八幡宮　又薦社と云。下毛郡野仲鄉にあり。社の西の方に大池あり。東西二町、南北に三町ばかりあり。其池の形三角なり。故に三角の池と云。又林間の實池ともいへり。この池に蔣あり。八幡大神この蔣を本元の御枕として、百王守護の誓を發し給ふと云傳へたり。日本紀武烈紀私記云、師說古以レ蔣爲レ枕。又一里堀とて社のまはりに湟あり。水はなし。九州の人力を以てほりし堀なりと云。長一里許八幡宮の廻りをほり廻せし湟なり。此御宮に祭る所の神四座、八幡大神、比咩大神、仲哀天皇、神功皇后なり。社說には宇佐宮につゞき、八幡大神示現の地、此御宮より先なるはなしといへり。仁明帝承和年中初て此所に御宮を建らると云。宇佐宮より大貞宮まで其間四里あり。大貞宮に今も百石の神田あり。神殿は南に向へり。入口は東向にて三重の樓門有。鳥居は西北二所にたてり。

豐後國由原八幡　大分郡由原村にあり。又西寒多の神社とも云。延喜式神名帳に、豐後國大分郡、西寒多神社大一座とあるは是也。祭る所の神筥崎と同じ。是此國の一宮なり。類聚國史に云、貞觀十一年五月廿二日、授二無位西寒多神從五位下一社說に云傳ふるは、淳和天皇天長四年宇佐より影向し給ふとかや。御社は三十三年に一度造營す。大社にして宮殿みやびやかなり。御社は南に向て立り。大宮司は加來氏也。官位は朝廷より賜ふ。社人凡百餘家、社僧十四坊あり。六月廿九日祭禮あり。神輿を生石の濱由原より一里半あり。に出し奉り、即日還幸なし

奉る。八月十四日放生會あり。魚は海に放つ。同日の晝生石の濱に御幸あり。社僧は馬にて供奉し、大宮司は輿に乘てつかうまつる。當國近國より來りあつまる者多くして、供奉するもの夥敷、甚にぎはしきみゆき也。七日浮殿にとゞまり給ひ、二十日に還御あり。神輿浮殿に留り給ふ間、生石の濱にて市を立、故にこれを濱の市と云。八月上旬より諸國の商人等來りあつまる。十一日より市立て晦日にをはる。人のあつまる事夥し。さもにぎはしき祭禮也。

對馬國木坂八幡宮　上縣郡にあり。第二卷に詳にしるす

八幡宮本紀附錄終

八幡宮本紀後序

蓋以我朝文明之化發源于應神天皇。故廟食當世。號八幡大神。亦降於諸州處處。以鎭護邦國。神之爲德其盛矣乎。筑紫勝境者。大神下生之地而三韓來庭之府也。是以過化存神。於今昭然而若或視見之。筑前州福岡學士貝原好古。自幼從叔父損軒學。俊　聰慧敏其淵源。平生多所著述。嘗涉獵我神書記錄。凡有關于八幡大神事蹟者。洞視千古。蒐抉無隱。至於口實傳說。莫不集其精英。大抵以國字書之。雜以漢字。使覽者易曉矣。題曰八幡宮本紀。其詞論顯曜排闢異端。幽贊神德。豈曰小補之哉。然猶不自足。刪修無息。故附便風。令余檢閱之。余於彼叔姪。有夙昔之雅。嘉其用心之勤。不揆辭而聊贊一辭。嗚呼好古敬神之精。誠可謂雄偉不常者矣。

元祿辛未冬日南至

平安城西峯松下見林敬書

此書既刻行于世矣。益軒先生再校閲之。覺其實議論有一二之謬也。乃命姪和軒改正。和軒既卒業。未及改刻。會先生即世。和軒亦尋沒。故藏篋中至今未行。近者某氏持其本。來請余謀改刻。顧舊本行于世既久。今而不改刻。終傳謬於後世。且曠先生叔姪之勤志也。此舉不可不勇。爲因資考定。以命剞劂氏云爾。

安永七年戊戌夏六月

筑前後學　竹田良　識

太宰府天滿宮故實序

誠者天道也。神道也。人道也。非至誠則天道不行。神道不明。人道不立。昔菅神有和歌。述心誠則不祈而神祐之意。可謂千載之格言也。嗚呼菅神之德不可測也。生則致西海之昇平。而爲萬乘之賢輔。其精忠自誠而明矣。沒則錫天下之祉福。而爲萬世之儒家。其昭鑒自明而誠矣。大哉。然後人以己心測之。乃彼宮殿之災爲神之怒。彼讒慝之殪爲神之誅。而不覺天怒天誅在冥冥之中。豈不謂蒙昧之言乎。若神明至誠之德。固有斯理矣。況又菅神之忠誠。豈有斯事乎。雖由林先生嘗作火雷辨。既糺其流傳之謬。頃日損軒貝原翁自紫陽來而過於余。偶袖兩冊子示之。題曰太宰府天滿宮故實。而曰州之太宰府天滿宮。自古祭祀之禮盛而及今猶然也。僕尊崇之而欲記其故實既久矣。比年以國字輯錄之。京師書肆願梓行之。請題一語於卷首則幸矣。余固陋寡聞不任應其需。故辭之。然猶促而不已。余復難峻拒。於是數日熟讀之。其書始錄神之世系。而自降誕至薨年之事實及俗傳之說。無不採摭。終記宮院祭儀歷朝之故事。而考訂最精。及卷末有爲神洗冤一章。到此措卷嘆賞焉。余平日以林先生所辨爲千古之美事。乃與斯論如合符。且使世人知之。於奉神之誠。豈唯蘋蘩筐筥之比乎哉。余往年作神之年譜。欲辨斯事。故復喜余蓄思之伸也。今有斯一舉。而後學者無疑於神矣。不固美乎。翁海西宿儒而有志於興學業。尊崇本朝之儒家。稱其遺事。顯之後世。不可不嘉尚焉。漫綴鄙詞。以題其卷端云。

貞享乙丑春二月辛丑日

鶴山野節叙

太宰府天滿宮故實 卷之上

貝原篤信記

此卷にはまづ、菅公の御先祖の事を記し、菅公御誕生より以來、太宰府にて薨じ給ひし時迄の事を載たり。

豐秋津洲は、神明の威德殊に盛にして、黎民の畏敬いと厚し。惣て萬の事、昔にはおとりさまにあさくなり行く末の世なれど、ひとり神の御惠みのいとふかくして、たふとき事而已、古へとの變りなく覺え侍る。中について、天滿大自在天神は、威靈本邦にいちしるく、令名夷域にほどこせり。昔は朝廷に股肱として萬機を輔佐し、今は天下に敬信せられて、百世に廟食し給ふ。儒雅の才、今古に秀で、賢哲の德、都鄙にあきらけし。延喜のむかしより、貞享の今に至る迄、世は五十三代を經て、年は七百八十祀に及べり。その間何れの帝か、此御神をあがめ參らせ給はぬ。又いづれの人か、おそれたふとまざらん。されば、此御神の威德、殊更世に勝れましますにや。つら／＼、その御世にまし／＼ける履歴を考ふるに、姓は菅原、諱は道實、字は三とぞ申奉ける。菅原の高祖は天穗日命也。その後十四世の孫を田野見の宿禰といふ。垂仁帝の御時に當れり。この時古風猶殘りて、葬禮節なし。人死すれば多く殉葬す。時に皇后崩じ給ふ。野見宿禰奏していはく、殉埋の事は、國を益し、人を利するの仁政に非ずとて、土師二百餘人を率ゐて、自領しこ埴土をとり、諸物の形を作りて參らす。帝甚叡感有りて、是を用ひて殉人にかへらる。此功しによりて、土師の姓を賜はるといへり。其苗裔古人といひし人、光仁帝の御時、其居れる所の大和國菅原の里の名によりて、土師を改めて菅原を姓とせん事を乞ふ。帝是を免し給ふ。（此事續日本紀光仁帝天應元年の記に出たり）古人の子、清公博學多聞也。嵯峨淳和の御時、右大臣清原の夏野、並にもろ／＼の博士と共に、律令を

斟酌して、義解を作らる。大學頭に任じ、經筵に侍讀せり。桓武帝延暦年中、遣唐使となり、復命の後三位に進めり。淸公の子、是善よく家業をついで、文章博士大學頭となる。大學寮に東西の曹司あり。菅氏江氏その曹主となりて、諸生を敎授し、文學の事を司どれり。文德淸和兩朝の侍讀として、經筵にて、孝經論語その餘の經史等をも講ぜらる。帝寵遇したまふ。又從三位參議となれり。故に菅原の相公と稱す。相公文章典雅にして、時の儒家たり。相公の家、禁闕の南にありて、菅原の院と稱す。仁明天皇承和十二年乙丑、菅公降誕し給ふ。幼き御時より、父祖の家業を受けて、專儒の敎を學び給ふに、本性さとくして、一を聞て十を知るの才おはしましける。

古傳に曰、嘉祥の比、春景の艶なるあした、相公ひとり南軒によりて、ながめおはせしに、五六歲許なる童子忽來りて、花を翫て庭上にたてり。其形、氣はひ、甚よのつねならず、相公驚きあやしみ給ひて、兒はいづれの家の子、何がしぞ。なにしに爰に來れるぞと問ひ給ひしに、自らは父母もなく、家もなし、只相公を父とし奉りなんと答へ給ひければ、相公大によろこび、あこは我子にておはせよとて、頓ていだき入て、御子とし、愛育し給ふ。此說、歷代編年に見えたり。怪誕の甚しきなるべし。抑ゝ古へあめつち開けて、陰陽の二氣、はじめて人物を生ず。則男女なれり。是を氣化といふ。其後子孫に傳ふ。是を形化といふ。形化盛んにして、氣化衰ふ。自然の理也。此國、天照太神を初め奉り、唐土は伏羲をはじめとして、何れも父母おはします。されば、上古の神聖すら猶しかり。まして後世いかでか、父母なきの人あらんや、おもふに、菅公の凡人ならずして、非常の才おはしける故、かくあやしくいひ傳へけるにや。野說小說の信じ難き、此事のみにかぎるべからず。

文德天皇齊衡二年、菅公御歲十一、春宵快く霽て、

梅月妍を争ふ折節、相公島田忠臣（或云田口達音）をして、試に問はしめて、詩料前にみてり、見よく詩を作りてんやと仰せけるに、菅公頓て月夜の即事一首を作りて、まゐらせられける。月耀如晴雪、梅花似照星。可憐金鏡轉、庭上玉房馨。相公見給ひて、世類ひなきものにこそといたうめで聞えさせ給ふ。是ぞ菅公の詩作り給ふ初め成ける。天安二年御歳十四、臘月獨興の詩を作り給ふ。

玄冬律迫正堪嗟、還喜向春不敢賖。欲盡寒光休幾處。將來暖氣宿誰家。氷封水面聞無浪。雪點林頭見有花。可恨未知勤學業。書斎窓下過年華。此後は作文詠歌も、をり／＼に多かりける。

清和天皇貞觀元年、御歳十五、うゐかうぶりし給ふ。同四年五月、文章生に補せらる。八年、御歳二十二歳、學漸く進給ひ、其材器世に類なく、文章詩賦を作り、和歌をよみ給へる事も、世の人にははるかに勝れさせ給ひける。今年父相公に代りて、天台の安惠座主の爲に、慈覺大師圓仁のあらはせる顯揚大戒論の序を作らせ給ふ。今に至るまで、天台家に此文を尊み引て左證とす。九年、文章得業生となり給ふ。十二年、御歳二十六、睦月の比、菅公偶、都良香の許にまうで給ふをりふし、人多く集りて弓を射けるが、菅公を見參らせて、人々思ひけるは、あはれ此君は、儒雅の家に生れ、常に文籍にのみ心を用ひ給へば、戸をとぢ、帷を下して、獨學窓に向つて、稽古の功をこそつみ給ふべけれ、射藝をば曾て習ひ給はで、弓の本うらをも知給はじ。射させまゐらせて、笑はばやとて、春の初にて候に、御弓射させ給ひてんやと申ければ、菅公、さらば試にとて、番の相手に立並て、御弓を遊ばしける。進退皆禮に當り、矢放ち給ふ度毎に、當らずと云事なし。良香を初め、是を見る人、皆思ひの外なる事にめで聞えて、驚きあへりける。

此とし三月二十三日、對策及第し給ふ。其品は高第

なりしとかや。則著作郎となり給ふ。對策及第といへるは、朝廷より、其人の才學の品を試られて、其問難に答へ、其文詞能、ことわり明らかなれば、登庸ひられて、官に進む事なり。是よりさき、菅公うゐかうぶりし給ひける夜、御母君伴氏、菅公の御事を祝し給へる御歌に、

拾遺集
久かたの月のかつらもをるばかり
家の風をも吹せてし哉

と讀給ひしが、はたして、其ほいをとげ給ひける。月の桂ををるとは、及第したる人には、桂の枝を賜はる故也。先祖より傳はりの家なれば、家の風とはよみ給ふなるべし。是より菅公の御名、いよ／＼あらはれ聞えさせ給ふ。十四年、御歳二十八、正月勅ありて、存問渤海客使の職を授りたまふ。今年渤海國の使來る故也。此月御母かくれさせ給ふ。喪服の中なれば、客使の職を去て、他人に任せらる。

十八年、侍從とならせ給ふ。

陽成天皇元慶四年、御歳三十六、八月晦日、御父相公卒し給ふ。御齡六十九歳。相公平生著述し給ふ書多し。家集拾卷あり。又文德天皇實錄十卷を作らる。

都良香も亦預れり。昭宣公勅を請奉りて、撰せらるといへども、實は此人々の作也。又相公勅を受て、大江の音人と共に、貞觀格式を撰せられける。

七年、御歳三十九、渤海國の使來る。朝議に依て、菅公を以て、假に治部大輔の事を行はしめらる。治部は異國の事を掌る官なれば、蕃客に對接せしめんが爲なり。この時鴻臚館にて、渤海國の大使裴𩑺等に對し給ひて、詩の唱和多し。裴𩑺も文才ありき。鴻臚館贈答の詩の序を作らせ給ふ。其末曰、殊恐他人不ㇾ預二此勤一者見ㇾ之笑ㇾ之聞ㇾ之嘲ㇾ之。嗟乎文人相輕。待二證來哲一而已。とぞ書せ給ひける。又此後、見二渤海裴大使其歸一有ㇾ感といへる題にて作り給へる詩に、自ㇾ送二裴公萬里行一相思毎ㇾ夜夢難ㇾ成。眞圖對ㇾ我無二詩興一。恨寫二衣冠一不ㇾ寫ㇾ情。

仁和二年、御歳四十二、正月十六日讃岐守に任じ給ふ。此先既に從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守なりしとかや。三代實錄、扶桑略記に記せり。式部少輔は儒中の重職也。他人是に任せず。今年讃岐の任に下り給ひ、

南條の郡、瀧宮の邑に官府有て住給ふ。暮春の比、松山に遊び、詩を作らせ給ふ。低翅沙鷗潮落曉亂絲野馬艸深春瀧宮の里人、今に七月二十五日には、年毎に瀧宮にて、踏歌をなして祭奉る俗、是を瀧宮踊といふ。其後歸京し給ひ、同四年、又讃州に下り給ひしが、寛平二年、任はてゝ歸京し給ひける。其後左中辨に任せらる。寛平四年、御歳四十八、宇多の帝の勅命を受けて、類聚國史二百卷を作りて獻じ給ふ。是は日本書紀より以下、諸史の事をあつめ、部類を分ち給ふ。人の考へ見るに便有る爲也。其後多くは失せて、今はわづかに殘り侍る。本朝にて類なき大典なるに、最惜べき事にこそ。五年、御歳四十九、二月參議に任じ給ふ。今年九月、古歌二百首を撰び出して、新撰萬葉集と名付給ふ。上下兩卷あり。歌一首毎に各詩一首あり。詩も亦二百首、皆歌の心をなぞらへらる。詩は菅公の自ら作らせ給へるなり。六年八月、聘遣唐使を立給はんとて、菅公を大使とし、紀の長谷雄を副使と定め給ふ。誠に菅公の材器は、遣唐使となり、唐土の天子に謁し、賢臣英士に對し給ふ共、其才餘り有て、君命をはづかしめざるはいふにたらざる事成べし。長谷雄も博學高才の人也けらし。され共、此比大唐の末の世にて、亂國と成由聞えければ、遣唐使を止らる。

十二月、渤海國の使裴文籍來る。是は此先、元慶七年に來れる裴題なり。此人菅公の作り給ふ詩を見て、白樂天が詩に似たりとて稱美しける

七年、御歳五十一、醍醐天皇此比はまだ東宮にておはしましけるに、三月二十六日菅公參り給ふ。東宮仰せけるは、唐土には一日に百首の題に應ずる詩人有りと聞く。卿が才智吾朝にならびなくして、儒林の冠蓋たり。今試に一時の中に十首の詩を作りてよと宣ひて、即十首の題を賜り、七言絶句に限るべき由聞えさせ給ふ。菅公則筆を取り、二刻の間に十首の詩を作りて啓し給へば、東宮甚驚き、めでさせ給

ふ。返すく\うち誦し給ふ。送春不用動舟車。唯別殘鶯與落花。若使韶光知我意。今宵旅宿在詩家。是其内の第一首なり。餘は文草に見えたり。

八年、御歳五十二、中納言に任じ給ふ。菅公或時東宮に侍らせ給ひし序に、太子のたまひけるは、去春即時に十首の詩を作れる事、旣に其才の敏捷なる事しろし召し。今亦當時の二十物を題とし、重ねて即席の詩を求め給ふ由仰せられける、菅公固辭したまはず、令を受給ひて、酉の二刻より戌の二刻に及びて、一時の間に、旣に二十首を作りて奉らせ給ひければ、東宮益々めでさせ給ふ。斯く速なる御求に再應し給へりしは、偏に東宮の令旨を愼みおぼしける故となん。此詩三首は失せて、十七首は文草に見えたり。

同年の初春、大内記都朝臣良香、羅生門の邊を過られしに、春風和暖にして、楊柳細暄の糸をみだせるを見て、氣霽風梳新柳髮と詠じ出けれども、いまだ次の句を得ずして、久敷沈思せられけるに、たちまち空中に聲有て唱ふるを聞ば、氷消浪洗舊苔鬚と下の句をぞつきにける。良香身の毛もよだつばかりなりしが、さすがに嬉敷て、あやしきかな、我神助を得たりと思ひ、急ぎ菅家に參りて、良香こそ佳對を得て侍るなれ。公の品評を求め申さんとて、右の一聯を誦しられける。菅公打笑はせ給ひ、上の句は誠に卿の作れる所也。下の句は鬼神の次たる語也。然るに、かく人を欺き給ふ事、後めたくこそと仰せければ、良香恥て汗を流し、又菅公の神明の如くなるに驚きて、しかく\の由を演べらる。是よりしてこそ、菅公の神に通じし給へりとは、人皆知りてけれ。

或人のいはく、羅生門にて、空中より、鬼神の對句を唱へし事、甚あやし。おそらくは、良香の佳對を、菅公感賞し給ひて、下の句は、人の作れる語にあらじ、鬼神の句ならんと寄させ給ひけるを、世の人聞て、かく云なしけるにや。いぶかし。また、良香竹生島にて、三千世界は眼前に盡ぬとい

ふ句を作りて、いまだ對句を得ざりしに、十二因縁は心裏空と島の神繼ぎ給へりといへるは、其夜の夢になん見たりしとあれば、夫には、なぞらふべからず。

九年、御歳五十三、六月權大納に任じ、右大將を兼給ふ。昭宣公の子、藤原の時平も、大納言に任じ、左大將を兼らる。菅公、時平と相並んで、朝政を執行ひ給ふ。此時大臣の官なし。大納言を以て大臣の職を司らしむ。七月三日、宇多天皇、御位を太子敦仁親王に讓り給ひて、朱雀院に閑居しおはしまし、亭子院とぞ申奉りける。御落飾の後、寛平法皇と稱す。敦仁親王御位につかせ給ふ。是醍醐天皇也。又延喜の帝とも申し奉る。御治世の中、延喜の年號久しかりし故也。上皇の勅を受給ひて、菅公、時平と同じく、幼君を補佐し、御後見つかうまつりて、いよ〳〵萬機の政を預り給ふ。此時時平は二十七歳、歳若く穢行ありて、世の譏り多かりしかども、（時平穢行事、共案累記に見えたり、）昭宣公の嫡子にて、累世執政の家なれば、當今第一の臣に定めらる。時平の妹は、當今の皇后となり給ふ。

昌泰元年、御歳五十四、太上天皇、大和攝津國に御幸あり。菅公供奉し給ふ。奈良におはしましたりける時に、手向山にて讀給ひける。

古今集　此たびはぬさもとりあへず手向山
もみぢの錦神のまに〳〵

二年、御歳五十五、此比、菅公の才學德行の譽れ都をふるひうごかせり。二月十四日、右大臣に任じ給ふ。（大臣にのぼり給ひし故、今の世迄、菅公を菅丞相と號し奉るなり。）右大將元の如し。藤原の時平左大臣に任じ、左大將元の如し。菅公初め儒家より起りて、台鼎に昇り給ふ故に、御心に安からず思召けるにや。二月より三月迄、三たび右大臣を辭して、上表し給へ共、天子無御許容。其第一の表の文に曰、伏願。陛下高廻聖鑑。早罷臣官。非唯不奪志於匹夫。亦復得從望於衆庶。第二の表にいはく、

伏願。陛下追廻寵命。賜解臣官。改授其人。俾賢得路。第三の表に曰、伏望。叡覽降彌綸。衷曲鑒。解臣官。以全臣福。揩臣寵。以保臣身。とぞ書せ給ひける。又此年十一月五日、職封一千戸を減せん事を乞て上表し給ふ。三たび上表して右大臣を辭し、又封戸を減せんと乞ひて、官祿共に辭し給ひしは、止足の道を知り給ふなるべし。有がたかりし御事なり。

三年、御歳五十六、正月三日、朱雀院の太上天皇に、醍醐天皇朝覲の行幸有しに、菅公供奉し給ふ　此日、上皇。帝に語らせ給ひけるは、右大臣は年多く才賢し。天下の望む所也。專任用し給ふべしと仰せられ、菅公を召して、關白の職を授けさせ給ふ　然るに譜代の權臣時平を越えて、執柄の職に昇らん事、冗寵の悔有なんと思召て、堅く辭し申させ給ひければ、兩皇もいさをしきものには思ひ聞えさせ給ひながら、力及ばせ給はずして其事止ぬ。任させて御事なくば、人いぶかしくや思ひ侍りなん。詩の題をたびてんやと申させ給ひければ、帝實もと思召て、春生柳眼中といふ句の題を下されける。菅公則詩を作りて献じ給ふ。（此詩文草に見えたり。）此日兩皇并皇后より各御衣を賜はりて、榮耀又類なかりき。此事世に洩れたるにや。後に時平聞ていきどほりを含み、是よりさまぐの讒をかまへられけるとぞ。

八月、菅公祖父清公卿、父是善卿并自作り給へる文章を集めて、三代の家集すべて二十八卷（清公集六卷、是善集十卷、菅家文草十二卷。）を編て、朝廷へ献じ、御覽に備へらる。帝尤御目とゞめさせ給ひ、叡感の餘りに御製の詩を賜はりける。門風自古是儒林。今日文華皆悉金。唯詠一聯知氣味。況連三代飽清吟。琢磨寒玉聲聲麗。裁製餘霞句句侵。更有菅家勝白様。從茲拋却匣塵深。（御自註云、平生所愛白氏文集七十卷是也。今以菅家不亦開帙。）帝より、如此深く御稱美有しかば、人々是をうらやみ思ひける。是によりて、時平亦菅公の盛名をそねみにくまれける。

此比、時平は譜代の權臣なれども、歳若く才學も菅

公には甚劣り、德行缺けたり。菅公は、御年たけ、ざえも世にすぐれ、めでたくおはしまし、御心おきても賢かりければ、帝の御覺えも殊外におはしまし、人皆うやまひしたひける故、時平是をねたみ心深くして、やすからず思はれける故、天皇の御母方の御をぢ、藤原の定國、藤原菅根などを語らひて、術を行ひ、菅公を調伏して、呪し殺さん爲に、僞りて勅宣と稱し、陰陽寮に種々の財寶を與へて、冥衆を祭り、王城の八方に山野を卜して、厭術の物を埋みける。されども、神は非禮を受給はざれば、呪咀の印なし。さては、讒言を以て菅公を傾けんとはかられける。是よりさき、宇多天皇御在位の御時、ひそかに菅公を召て、御位を太子敦仁親王に讓り給はん事をなん仰せける。菅公承りて、陛下の御歳青盛りにおはしませば、御讓位の御事は、いまだ早からずや侍らん。時を待せ給へかしと申させ給ひける。年經て後、御讓位の事を、重て菅公に仰合せられけるに、菅公、今太子も、既に長ならせ給へば、可然おぼえ侍りぬ。急御沙汰有べし。若遲々せさせ給はゞ、又いかなる御さはりもや侍りなんと進め申させ給ふ。是によりて、當今御即位の時、右大臣は、當今の忠臣也と上皇は仰せられける。然るに此度、時平奏聞せられけるは、さきに、上皇御讓位を右大臣押へ止めまゐらせしは、齊世親王を太子に立まゐらせんとの謀也と讒しける。是潛潤の譖なりしにや。齊世親王は、當今の御弟にて、菅公の御聟にてまします故、帝是を信じさせ給ひける。偏聽生姦といへるは此事なるべし。

延喜元年、御歳五十七、正月元日日蝕せり。凡日蝕は、陰より陽を思ふの象なり。臣として君の明をおほへば、人事下にたがひて、天變上に生ずる故に、日蝕すといへり。時平讒をかまへて、天子に奏せられけるは、右大臣隱謀あり、陛下にはいまだ是をしろし召されざるや。今陛下を廢し奉り、御弟齊世親

王を御位につけまゐらせ、其身一人にて、權威を恣にせんとはかり申也とて、其讒言甚たくみ也。時平兼てより、いつとなくやう〳〵に讒せしが、此度は、殊に、君の御大事、俄に出來たるよし申されける。是膚受の愬なるべし。時平歳若くして、常に君になれ近付まゐらせ、又其妹は、皇后にておはしませば、內外より讒言行はれけるにや、君忽ち迷せ給ひ、其事の實否を尋究めさせ給はず、偏に讒臣の言を信じ給ひ、正月二十五日、右大臣の官職を止られ、菅公を太宰の權の帥に左遷せらるゝ由、宣旨を下されける。聖武天皇天平十五年に、初て筑前の國に鎭西府を置れける。是より太宰府の號有り。凡太宰府は、すべて九國二島の政務を司り、異國襲來の藩鎭たり。權の帥は納言以上、又は大臣たる人、左遷の時、是に任ぜらるゝよし也。悲しきかな、菅公は才德古今に秀させ給ひ、四海を撫育し、天子を輔導して、世に類ひなき忠臣也。然れども讒佞の禍を免がれさせ給はず。天なる哉、命なる哉、犯せる罪なき御身をば、八百萬の神も哀れとこそおぼすらめど、力及ばぬ理にぞ侍る。叢蘭しげらんとすれば、秋風是をやぶる。日月明らかならんとすれば、浮雲是を覆ふ。人君をさまらん事をねがへば、佞臣是を亂るといへり。されば、當今は、さしも明哲の德おはしまして、末の世迄めでたき御代の例しには、延喜の聖代と仰ぎ申す君なりしが、御歳わづかに十七、聖聰いまだひらけさせ給はざりしにや、ひとへに、姦臣の讒を信じて、御心迷はせ給ひけるこそあさましけれ。此一事、聖代の大なる御あやまりと、古今の人の共に議する事ならんかし。慈鎭和尚、愚管抄にいはく、菅公を左遷し給ふ事は、帝ゆゝしき我かしこが事をしいだしたりと思召けん、すべて、菅公の事、諸家官外記の日記を皆やけさせて、やかれにければ、たしかに此事を知れる人なし。時平の讒言といふ事は、一定也。淨藏法師傳に見えたり。古の賢王すら、猶かゝる御あやまりおはします。末代は、いかでかつゝしませ給はざるべき。扨も三善の淸行朝臣は、術數に通ぜし博學の人なりしが、兼て此事をかんがへて、去年十月二十一日、或說十六日に菅公に書を奉りて、明年辛酉は天運かはり改るべき年也。是、開元曆記、易經、緯、詩緯抔に本づけるとなん。公は儒家より起りて、今槐位にのぼり

給ひ、其寵榮、吉備公の外、又如此の例なしゝねがはくは、官を辭して退き、其災をのがれ給へかしとぞ申されける。菅公も、此諫めを、賢き筋には思ひ聞えさせ給ふめれど、既に、其位に居、其司に任じ給ひては、只偏に君に忠あり、民をやすくせん事をのみ、ほいにおぼして、御身ひとつの安危は、あながちにはかり給はざる理有りて、御受用なかりしにや。明哲の御心はかり難し。さすがに、善相公の先見の明も、亦難レ有事になん侍る。菅公より上皇に一首の歌をよみてまいらせらる。

流行く我身もくづとなりぬとも
君しがらみとなりてとゞめよ

上皇は、菅公左遷の事を聞召れ、帝を諫參らせて、左遷を留めんと思召て、同月晦日朱雀院より内へいらせ給ひ、清涼殿の邊にて、菅根朝臣を近付けて此由かくと申せと仰せられけれども、菅根はかねて時平の菅公を傾け奉らんとの謀にくみし、又昔上皇庚申の御遊に罪有て、菅公につらを打たれまゐらせし江談抄に見えたり。恨深くして、かくと共奏せざりければ、帝出御ましまさずして、終に御對面なかりき。其折節、殿上に人もなくして、法皇は久敷佇ませ給へども、帝の御いらへもなかりしかば、只御憤を含み、御涙にくれてぞむなしく歸らせおはしましける。二月朔日、菅公終に都を出て、筑紫に赴かせ給ふ。御子あまたおはせしに、女きんだちはとゞまり給ひぬ、男君達は、程々につけて、位どもおはせしを、夫もみな方方に流され、まかり行給ふ。帝の御怒り甚しければ、此御子共を、同じかたにだに遣はし給はざりけり。若き人々都を離れて、誰を頼むかげにて物し給はんずると、只此御事をうしろめたくおぼし歎て、ちいさき男君、女きんだちは、おほやけもゆるさしめ給ひしかば、ともにゐて、筑紫へ下り給ふ。菅公に、御子だち凡二十四人おはしける。其なかに、歳長け給へる男子四人おはしましけるが、皆國々へ配流され給ふ。長男、菅公の御嫡子、右少辨高視土佐の權守に左降せられ、二男式部大丞景行叙爵す。三男藏人景茂、四男秀才淳茂。北の御方は、都

にさゞまり給ひしが、明暮は、御泪にひぢて過させ給ふ。萬の事、來しかた、行さき思ひつゞけ給ふに、悲歎事最様々也。憂ものと思ひ捨つる世も、今はと住はなれぬる時は、いと捨がたき事なるに、まいて、やむごとなき三の司にのぼりし人の、俄に斯くならせ給ふ中にも、御子達の事、明暮にそへて思ひ歎き給へるさまは、聞傳へぬる人だにも、涙をしむ間敷哀れ也。斯く方々に成行給へば、定めなき世に今を限りの御別れにもやとおぼし亂る。菅公は、年久敷作馴給ひし、紅梅殿を立出させ給ひしかば、常に愛し給へる梅を御覧じて、御名殘を惜ませおはしまし、御歌あり、

拾遺集　こち吹かば匂ひをこせよ梅の花
あるじなしとて春な忘れそ

時を感じては、花も涙をそゝぎ、別れを恨みては、鳥も心を驚かすならひなれば、物毎に皆御心をいたましめ、御涙を添へずといふ事なし。春の空のえんなる氣色も見る人から、心すごくも、哀れにもみゆるなりけり。世こぞりて、此人を惜み奉り、したにはおほやけをそしり、恨奉れど、身を捨て、とむらひまゐらせんも、何のかひかはと思ふにや、まゐりよる人もすくなかりき。北の御方より、そへられける御使の、道より歸りけるに、御せうそこ聞えさせ給ふ。

君がすむ宿の梢を行く／＼も
かくるゝまでに歸り見しはや
（大鏡には歸り見し哉）

此御歌は、杜子美が、猶憐終南山、回頭渭水濱。といへる詩の心にひとしく覺え侍る。漂泊の懐を述べさせ給へりける二拾八韵の詩を見るにも、御心のうち哀れに覺え侍る。自從勅使驅持去、父子一時五處離。口不能言眼中血、俯仰天神與地祇。是其内の一聯なり。菅公は、仁明文德の御宇には、猶いとけなくおはしき。清和の御時より筮仕し、陽成、光孝、宇多の御世を經て、今此御代に至る迄、すべて五代の帝につか

うまつり、昇進滯なくして、群をこえて、御位三台にのぼり、百司をすべ、萬機を司りて、此公の才德にならぶべき、覺えぐしたるはおはせざりしかど、かなしき世にも侍るかな、あめの下をさかさまになしても、思寄らざりしに、忽ちおほやけのかじこまりにて、左遷の客と成給ひしかば、巴峽の啼猿に心をいたましめて、衡陽の歸雁に書を寄せん事を詠じけん、古へも思ひ知られける。君も明らかにおはしませば、春の日のくもりなき御身に、かつは頼まれながら、かくなりぬる人は昔の賢き人も、はか〴〵しう、世に又まじらふこと難く侍りければ、聖代雨露おほきをりなれば、行きめぐり、終に又もとの御位に歸り住給はん事、いと頼みなしとぞ、皆人歎き思ひける。楚の屈原はさしもの忠臣なりしかども、楚の君讒を信じて、是を放ちすてられしかば、屈原是をいきどほりて、世溷濁にして淸まず、蟬の翼を重しとし、千鈞を輕しとす。讒人は高く誇り、賢士は名なし。あゝ嘿々たり。誰か我が廉貞を知らんとぞいひ侍る。古も讒人やむことなくして、此四方國を亂りしためし多かりしにや。賢哲といへども、かゝるわざはひをのがれ給はぬこそはかなけれ。菅公左遷の詔ありてより、都の内騷動し、諸の人歎傷せり。又菅公の御門弟子の、諸司にある人々は、皆左轉せられぬべく、業を受けし學生をも、皆放逐せらるべしと聞えしかば、人々うれへ歎きける。善相公、書を以て時平をいさめて、其事やみぬ。慈鎭和尚愚管抄に曰、時平こそ、斷心もありけれ、貞信公は弟にて、菅相丞につゝしへおはしましけること、うち〳〵に御音信有て、申通はしなどせらる 河內國土師の里に、菅公の御伯母覺壽と申せし人おはしけるに、立寄らせ給ひ、御別れ惜しませおはしましけるに、鷄の鳴きければ御歌有。

鳴かばこそ別れを急げ鳥の音の
聞えぬ里のあかつきもがな

夫より此里に鷄を飼はずとなんいひ傳へ侍る。太宰府の里にも、今に至迄鷄不飼はぬこと此故にや。 土師の里、今は道明寺といふ。爰にも

天神の御社あり。村上天皇天暦元年にはじめてたつとなん。

播磨の國明石の驛にとゞまり給ひけるに、むまやの長いみじく思へる氣色を御覽じて、くしあり。

驛長莫驚時變改。一榮一落是春秋。源氏物語須磨の巻に、むまやのをさに、くしさらする人も有けるとかけるも、此事をいへり。くしは口詩と書し。口號の意なり。書き誦して口に唱ふるをいふ。或は句詩ともかけり。是は全章ならずして二句あるをいへり。筑前の國博多に着かせ給ひ、袖の湊にて舟よりあがり給ひしが、海邊にて、敷かせ給ふべき物もなくておはせしに、其所の海人、船の綱をたぐりて、輪の如く重ねたるを敷せまゐらせ、暫く休みおはしましける。其所に後人、御社を建て、綱輪の天神と號す。

太宰府に着かせ給ひ、懷を述給ふ詩に、

離家三四月。落涙百千行。萬事皆如夢。時時仰彼蒼。

西府は、人多けれど、はかばかしう、物をものたまひあはすべき友もなければ、ひとの國へ行給へる心地して、いかで年月をすぐさましと思し渡りて、秋風ならねど、露けきをりがちにものしたまふ。都には物毎やう替りて、をりにふれ、哀れなる御事のみ多かりける。ある夕、をちかたに、所々燈の立を御覽じて、

夕されば野にも山にも立つ燈
なげきよりこそもえ増りけれ
（歷代編年に、もえはじめけれ）

又雲のうきて、たゞよふを御覽じて、

山別れ飛行く雲の歸りくる
かげ見る時はなほたのまれぬ

さりともと、世をおぼしめされけるなるべし。月のあかき夜、

海ならずたゝへる水の底までも
清き心は月ぞてらさん

雨のふりけるに、感懷の御歌あり。

あめの下隱るゝ人のなければや
着てしぬれ衣ひるよしもなき

野を詠じ給ふ。

筑紫にも紫おぶる野邊はあれど

なき名かなしむ人ぞきこえぬ

（大鏡に、かはける程いなければや）

道を詠じ給ふ。

刈萱の關守とのみ見えつるは

人もゆるさぬ道邊なりけり

山を詠じさせ給へる御歌に、

足引のかなたこなたに道はあれど

都へいざといふ人のなき

鶯を詠じ給ふ。

谷深み春のひかりの遲ければ

雪につゝめる鶯の聲

誠を詠じ給ふ御歌に、

心だに誠の道に叶ひなば

いのらずとても神やまもらん

（菅家金玉抄にのせたり。）

此御歌は、天道の善に幸ひし、淫にわざはひする理にて、吉凶禍福の道を、能悟り給ひ、さこそ天地神明の御心にもかなひ給ふらんとぞ覺え侍る。雁の渡りけるを詠じ給へる詩にも、我爲遷客汝來賓。共是蕭蕭旅漂身。欹枕思量歸去日。我知何歳汝明春。扨もいにし年の九月十日の夜、清涼殿にて菊の御宴ありし時、菅公献じ給へる詩に曰、君富春秋臣漸老。恩無涯岸報猶遲。帝此詩を御覽じて、叡感の餘りに、御衣をぬぎて、かつげさせ給ひしを、菅公舞踏して、拜感し給ふ。其御衣を筑紫まで持せ給ひ、都の形見とて、御身に添られたりけるなり。今年九月十日、去年の今宵の事おぼし出で、作らせ給ひける詩こそ、殊に哀に聞え侍る。

去年今夜侍清涼。（自註御座所の殿名）秋思詩篇獨斷腸。（自註、勅賜秋思賦之臣詩多述所憤）恩賜御衣今在此。捧持毎日拜餘香。（自註、宴終晩頭賜御衣隨身在三前中故云り、此詩、菅家後集にいせたり。或説に、九月九日の作とす）かゝるをりは、四の時、すべて心をいたましめずといふ事なし。中につ

いて、秋の氣色は、荻のうは風、荻の下露なども、いとゞ御目にとまり、昔のみおぼし出られて、詠ませ給へりしにや、九月十五夜、月のいとはれやかにさし出たるに、天上の御遊び、こひしり思ひやらせ給ひ、獨り御心をすましして、作らせ給ふ律詩に、黄萎顏色白霜頭。況復千餘里外投。昔被榮華簪組縛。今爲貶謫草萊囚。月光似鏡無明罪。風氣如刀不斷愁。隨見隨聞皆慘慄。此秋獨作我身秋。世に此詩を引て、多くは九月十三夜の御作とす、後集に十五夜とす。亦世に引ところ、みなはじめの二句欠てそなはらず。此故に、今爰にかゝげ出すのみ。謫所に久敷住せ給ひしが、常に一室の内にのみ欝々として日を送りたまふ。都府樓をば、御覧じやられたるまでにて、登臨し給ふ事なく、觀音寺間近けれど、遊觀もおはしまさず。或時、不出門といふ題にて、律詩を作り給ふ。
一從謫落在柴荊。萬死兢兢跼蹐情。都府樓纔看瓦色。觀音寺只聽鐘聲。中懷好逐孤雲去。外物相逢滿月迎。此地雖身無撿繋。何爲寸步出門行。なかについて、都府樓の一聯は、樂天が、遺愛寺鐘欹枕聽。香爐峯雪撥簾看。といふ詩にもまさりぬべきと、昔の吾朝のはかせどもは申ける。菅公も此一聯は、樂天が詩に似たりとの給ひける。又讀家書といへる題にて作らせ給ふ。消息寂寥三月餘。便風吹著一封書。西門樹被人移去。北地園教客寄居。紙裏生薑稱藥種。竹籠昆布記齋儲。不言妻子飢寒苦。爲是還愁懊惱余。叙意一百韻の詩を作らせ給ふ。其起句に曰、生涯無定地。運命在皇天。

延喜三年、御歳五十九、太宰府にて、例ならずなやみ渡らせ給ふ。御病彌重くなりまさらせ給ふ程に、年頃、つかうまつりなれたる人々、樣々の事を盡しけれどかひもなく、附隨ひ給へるいとけなき君達は、千とせをすぐす業もかなとおぼされけれど、心にかなはぬことなれば、とゞめまゐらせんかたなきぞかなしきや　終に二月二十五日、今の榎寺の地にて終らせ給ふ。近き御あたり迄、人々さしつゞひて、蒼天

に號哭すれ共かひなくて、只春風に向て、かぎりなき情をいたましめり。うらゝかなる空の氣色もかきくらし、哀成形勢なり。まいて、都に止り給ふ北の御方、國々にさすらひ給へる君達、此事を聞給ひて、ふかきうれへにふししづみ給ひ、おぼし忘るゝ時の間なき御心のうち、おしはかるにも、たましい消つべし。御こしなども、只今は、いとかくおはしますべきにもあらざりけるに、世の中は、かくあるわざにこそと思ひ知りながら、心うく口惜き事にぞ、ものし給ふ、あめのした、ならぶ人なき、さばかり賢き御身の、都にも再び歸らせ給はで、かくならせ給へるよと、物の心知らぬしもべさへ、惜み奉らぬはなかりける。御屍をば、太宰府に近き、四堂の邊に宅兆を定めて、安厝し奉らむとしける程に、轜車忽ち途中に止まりて動かず。依レ之則其所をしめて御墓所とす、今の宰府の神廟の地是なり。（四堂の邊りに轜車とゞまり、其所を御墓所とせし事、歴代編年に見えり）菅公幼なき御時より、儒術をこのみおはしまして、初は都良香を師とし給ふ。漸人とならせ給ひて、書として不レ讀といふ事なし。其博學宏才なる事、天が下にたぐひなく、佳名世をおほへり。古へより今に至迄、我日本の大儒をかぞふるに、先菅公をもつて上首とす。詩賦文章をもよく作らせ給ひ、又佛の道をも悟らせ給へりしにや、作文の中にも、浮屠のことわりを作りあらはし給へる類も亦多し。其平生の詩文を集め給へるを、菅家文草と號す。凡十二卷有り。其書、今世に行はる。其内、天子と上皇の勅に應じて作り給へりける詩尤多し。昌泰三年八月、家集を献じ給ひしより後、西府におはしける時迄の詩を集められしを、菅家後集（或後草ともいふ。）となづけて一卷有り。此内、三十八首は西府謫中の御作なり。此集をば、延喜三年に、紀中納言長谷雄卿の元へおくり遣されける。白樂天が詩を好ませ給ひける故に、作り給へることば、彼詩の體に髣髴たり。元和慶長の風、又今日に見つと、皆人おもへりけるとぞ。又

温庭筠が詩の體優長なれば、吾常に、是を好むよし傳ける。（江談抄に見えたり。）をり〳〵の御歌書置せ給ひけるが、おのづから、世にちり聞えて、世々の勅撰の歌集にも多く書載らる。又菅家の御集とて、歌の集一卷あり。菅家日記有。文選諸書に、點訓を加へ給ふ。人皆、其訓意のよき事を稱す。壬生(みづ)、坊城(ぼうじやう)の家に傳はれる文選の點本は、其傳寫となん。類聚國史、新選萬葉集の編集の事は、既に前に記せり。又王羲之が、蘭亭の帖を學び給ひしが、御筆跡も世にすぐれ給へり。延喜の御時、神泉苑の正殿を乾臨閣と名づけ、近衛次將を別當になして、天子常に行幸ありて、風月の佳興絃管の御遊有りけり。亦宴領も侍けるを、菅公いさめ奉り給ひければ、とゞまらせ給ひにけり。（古今著聞集に見えたり。）かゝる諫爭もさこそ折々に多くして、朝家を助け給ふらんとぞ思ひ侍る。凡菅公の才學の事世にしるければ、猶更にいふべきにもあらず。

天滿宮故實卷之上　終

太宰府天滿宮故實 卷之下

貝原篤信記

此卷には、菅公薨じて神とならせ給ひしよりこのかた、ちかき比まで、御身の後の事を記せり。

延喜五年八月十九日、安樂寺にはじめて菅公の神殿を建てらる。味酒の安行といひし人、是を奉れり。一說に、藤原の仲平、此經營の事をつかさどれり。法性坊其社地を定め、廟前の池には心の字の形を模寫せりと言。これ菅公を始て神とあがめ參らせし時作りそめし神殿也。其初は猶矮小なりしが、年を經てやうやく壯麗をませり。菅公をば、天滿大自在天神とぞ號し奉りける。これは延喜二年、菅公太宰府の天判山に登りて、罪なき由を天にうつたへさせおはしましければ、天帝より此尊號をなん下し給ひしと、世俗には申傳へ侍り。また朝廷よりの勅號ともいへり。或說に、神託なり共いへり。天判山にて、天を拜し給ひし所を天拜岩と稱す。

またいつの御時にか有けん、此御社に、天滿宮と廟號を參らせらる。これ二所の宗廟に同じき尊號也。初めは太宰の帥と成る人、其祭を司どれり。其後菅原氏勅を受て、かはるがはる御社の別當となり、七年を以て任として、その祭祀をつとむ。後堀川院の御時、菅公九世の孫、菅原善昇といひし人、おほやけのみことのりにて西府に下り、社職を勤め、祭祀を司れり。後に祝髮して信貞と號す。その嫡子を信昇と云。是より、大鳥居、小鳥居抔の家分れて、其子孫相續で、今に至て社務職たり。菅公、詩歌を好み給ひ、御心ばせ風雅におはしけるが、常に梅をなんふかくめで給ひければ、御社の邊りにも梅多く植まゐらせ侍りける。また松をもいとめでたきものにおぼし給ひけるとぞ。凡そ松は、萬木のしぼめるにおくれ、霜雪をへて綠をあらはし、歲寒の操あり。梅は色香もいといさぎよくして、よろづの花に先だ

ち、ひとり雪の寒きををかして開く事、誠にいみじくあはれむべき花なめり。松梅ともに、君子の徳になぞらふべければ、殊に御心に叶ひてめで聞えさせ給ひけるもむべなり。又都にて、こちふかばとよませ給ひし紅梅、一夜に太宰府に飛來りしと世にはいひ傳へ侍る。其梅を飛梅とぞ稱しける。其本は種を植傳へて、今もおまへにあり。新古今集。神祇の部の歌に、なさけなくをる人つらし我家のあるじわすれぬ梅の立枝を。此の歌は、建久二年の春のころ、筑紫へまかりけるものゝ、安樂寺の梅折りて侍りける、夜の夢に見えけるとなん　凡そ御社は南にむかへり、かまど山東にそびえ、天判山西に向ひ、染川前に有、石踏川北に流れ、西にめぐりて思川と成る。四王院、城の山、北にそばだち、蘆城の驛南に在、西は觀音寺在り、都府樓の跡もその西につらなれり。山川村里のけしき、林の木立までうるはしく、見所多くて、いづくの宮所よりも、殊にすぐれたる佳境也。鎮西府、今はなくて、谷ふかき山ふところなれど、みやしろのおはしますゆゑ、今も猶人寰おほくいらかをならべたり。かゝる靈地に、おのづから、宮柱のふとしき立しも、神德のいとすぐれさせ給へる故なるべし。されば、あめが下の人、高きもいやしきも、此神をたふとみうやまはざるはなし。おち方の人も、一度、此御社に詣てこん事を願へり。爰を以て、春秋の祭り、月々の念、五の日のみならず、日毎にまうで來る人、くびすをつぎ、神をつらねずといふ事なし。また此神の御事は、我日の本にいちじるしきのみならず、他の國まで聞えさせ給ひ、唐土の人の、此神の事を作りける詩有。大明の洪序も、天神の賛を作れり。日本昔聞北野君、愛梅瀟灑久能文。謫居西府三千里、一夜飛香渡海雲。亦、明の薩天陽が天滿宮に題する詩に、無常說法現神通、千里飛梅一夜松。萬事夢醒雲吐月、觀音寺裡一聲鐘。延喜九年四月四日、左大臣藤原時平歳三十九にて薨ぜらる。病のうち、菅公の靈顯れ給ふと世に云傳へたり。同二十三年三月、太子保明親王薨じ給ふ。彼

是、皆、菅公の怨靈たゝりを成し給ふ故也とて、帝おそれさせ給ひ、四月朔日一說に廿日宣命を下し、菅公を元の官、右大臣にかへし、元の位より一階を加へて正二位を贈り給ふ。其日、昌泰四年正月二十五日の左遷の宣旨をば燒捨らる　是によりて、五月二十二日、年號を改て延長元年とす。

圓融院永觀二年、此御社の中門一宇と、廻廊を初めて作らる、また同時、常行堂、寳塔院を立らる。皆これ勅命にて作り侍りける。此後相續で世々の帝、勅願にて堂院を多く作らせ給ふ事、あげてかぞへ難し。かく有し故、時を逐て、いよ〳〵繁榮の靈區とぞなれりける。

一條院正曆元年、朝廷より菅公に、正一位太政大臣を贈らせ給ふ。勅使菅原幹正朝臣安樂寺に下り、廟前に机を置、詔書を載て誦ける。此ふみは巨勢爲明作れり。

世に傳へて曰、詔書をよみ終りける折節、忽そらに聲有て、一首の詩聞えける。昨爲ニ北闕被レ悲士一。今作ニ西都雪レ恥屍一。生恨死歡其奈レ我。今須レ望足護ニ皇基一。又、聖廟記曰、詔書をよみをはりける時、瑞石たちまち顯れて玉版の如し。文字あざやかにみえたり。是れ菅公君恩を謝し給ふ詩なり。詩右に同じ。

此二說、其事甚怪異也。其詩も亦拙陋にして、菅公平生の詩に似ず。思ふに、其事を好む者のなせるならん。心有ん人、よく是を察し給ふべし。世に語り傳へ、書殘せる事にも、僞多かるものなれば、みだりに信じ難し。昔韓退之の大顚に與へしふみを、東坡見て、僞書なりとて辯じて曰、其詞凡鄙にして、韓退之の家のやつこも、又此語なけんとぞ。今此詩も亦かくなん覺侍る。菅公の家司も、などかかく賤しき言葉を作り侍りなんや。又一說に、正曆六年、朝廷より左大臣を贈らせ給ふ。勅使散位菅原幹正、安樂寺の廟院に參り、宣命を誦侍ける時、案上に縹色の紙にかける文字、自然に

化し出たり。あやしみてこれを見れば、絕句の詩一首有り。題は示勅使とかけり。忽驚朝使披荊棘。宮品高加拜感成。雖悅仁恩覃遼窟。但羞存沒左遷名。（此詩、江談抄には、正曆四年被示贈左大臣の宣命の勅使詩とあり。）その後重て太政大臣を贈り給ふ。

堀川院承德二年、江中納言匡房太宰の都督に任じて下り給ふ。同康和三年に、都督夢想の事有りて、初めて安樂寺の御祭を行ひ、八月二十一日、神體を假に淨妙寺に移し參らせらる。（此寺は天神のおはしましける地也。治安の都督惟憲卿、彼跡をかなしみて、一の伽藍を建らる。淨妙寺今は榎寺と號す。）二十三日、神輿宰府に歸り給ふ。僚官、社司皆馬に乘りて供奉す。廟院の南に頓宮在り。神輿を其うちに休めて、神事を其前に行ふ、翌日に宴終りて、夜に入て才子ひきて席を給ふ。是を祭の竟宴と云也。神德契遐年と云題を、初て講ぜられ、序をば都督書給ふ。此祭禮年を經、絕る事なく、いよ〳〵潤色をぞへられ侍る。（古今著聞集に見えたり。）今は其作法、二十三日の曉に、神體を假に榎寺の御旅所に移し申さんとて、先づ宮司滿乘院、あらかじめ齋戒し、神體をつくり奉る時、暫く內外の燈を打消て、越殿樂を奏す。宮司檢校坊、勾當坊もたすけて、つかうまつれり。その後神輿に乘せ奉り、御社を出し參らす。神燈凡二十八、神輿の跡先に挑げ燈す。文人三人衣冠し馬に乘て先驅す。若御先に不淨の事あれば、文人祓を成す。其次に童子二人、烏帽子素袍を着、馬にのり、木にて作れる駒形をいだきて先驅せり。又童子二人、是もゑぼうしすはうを着、步行して、手に榊の枝を持、口に喝道を唱へて御先をおふ。其次に一人、御くつ持て、神輿の先に立。御輿をば、駕輿丁十二人にてかき奉る。神輿の左右に松明を燈す。龍ゑがける、きぬさしば持たる者二人、すけさしば持たる者四人、左右より神輿の上にさしばをかざす。ひで笠持たるもの一人、神輿の御後にあり。樂人等、神輿の御跡につゞきて、笛太鼓などをならし、御社より榎寺までの道の程、音

樂を奏す。其次に神馬三疋をひく。次に五別當、何れも馬にのりて供奉す。跡には三綱等馬に乘、其外神人多く扈從し奉る。遠近より來りて、神輿にしたがふ者多し。宮司三人は、さき立て榎寺に行つきてむかへ奉り、其朝御旅所に移し參らせ、其日の未の時、榎寺を出させ給ひ、天滿宮石の鳥居のかたはら浮殿に御入。二十四日の戌の時、如元御廟に移し入れ奉る。凡此時の儀式、御旅所の祭の粧にすぐれ、いと靜にして嚴重なれば、誰も見まほしき事に思へり。此國、となりの國の貴賤男女、神輿を拜まむとて、來りつどふ者夥し。この禮今に至て、毎年怠る事なし。此秋の祭は、匡房卿より初めて行はれし也。且二月二十五日は御忌なれば、此さきより、毎年祭禮有といへども、一年に只一度の御祭は、おろそかなるやうに侍れば、又秋にもまつり奉るならん。春秋に祭祀する事、唐土にもためし多ければ成べし。匡房卿勅を受て、滿願院の御廟の邊に造立せらる。(是又康和三年也。)

六條院仁安三年、初て神前に日別の神食を備ふ。今に至て毎日怠る事なし。今も其法、大成神器に、斗米の御饌をうづ高く盛り、色々の供物御酒など備へ奉り。凡十五膳、三十六器、神厨在一。是をとゞのへ、烏帽子白張着たる役夫是を荷ふ。朝毎に、祭祀の行はるゝ事かくの如し。また幸祭とて、年毎に、卯月二十日、霜月二十日には、夜に入て、神前に御食を備へ祭る事侍る。其夜、夏祭の御衣をも新敷を奉りて、古きをばたまはりぬ。此祭いつの時よりか有けん、いさ知らず。また古へ、此御神の爲、年毎に、四度の宴を行はる。内宴(正月二十一日)曲水、七夕、殘菊(十月五日)是なり。凡此日は、別當以下社人悉、一所に集り、歌を詠じ、文人詩を獻じて、詩歌管絃の會ありとかや。此御神は、きはめて風雅におはしましければ、神の御心をなぐさめ參らせん爲成るべし、匡房卿。早春の内宴に、安樂寺の聖廟に侍りて、春來悅者多

といへる題にて、七言の詩、幷序を作らる。其序の初めにいはく、夫安樂寺者菅大相國之聖廟也。形勝冠絕於四海。靈驗鼓動於一天。（出讀本朝文粹）また康和四年の春、匡房卿安樂寺にて曲水の宴を行はれけるに、みづから序を作らる。其詞に曰、堯女廟荒春竹染一掬之涙。徐君墓古秋松懸三尺之霜。此句披講の時、御廟鳴動せしとかや。（こゝに、匡房卿は都にかへり、嘉承二年又都督に成給へり。）或時、匡房卿安樂寺に詣でゝ、五言の古調詩一首を作らる。凡四百句有。吾朝にて古今の大吟には先是を稱す。又西府の詩一首あり。二百句五言なり。（並に讀本朝文粹に見えたり。）中比、亂世と成しより以來、四度の宴も絕て久敷行はれず。今は只、七夕の和歌會のみぞ殘り侍る。二十五日には、歌の會所に社司集り、月次の連歌ありて、年々月々に怠る事なし。又同じ所にて、年每に結夏の間は、五日に一會して連歌を詠ず。正月七日の夜は、先酉の時斗に、うそ替といふ事あり。扨其次に法事をなして後、鬼とりと云事在て、貧人をからめて鬼と名付、堂のあたりを引まはり、たゝきふすべて、鬼取たるとての、しる事、今に年每に絕ず。是鬼やらひなり。古へは觀世音寺にてぞ行ひける。年の初め寺の邊りの道行人をとらへ、おもてに蒙俱をおほはせ、身にいろどれるきぬきせ、儺鬼と稱し、里のうちゆすりて、男女多く出つゝ、是を打て鬼やらひとす。鬼いとうくるしめり。此俗、古へより是有り。此故に、觀世音寺の邊り、此日行人なしとぞ。（元亨釋書に見えたり。）今は道行人をばなやまさずして、貧人に物えさせて、鬼とし侍る也。今の社司は、大鳥居、小鳥居、御供屋、執行坊、浦三坊、此五家はともに菅姓にて、別當職と稱す。中に就て、大鳥居は古へより別當留守職として、今も其巨擘たり。小鳥居も其かみ相並て神事を執行ひ、かはる〴〵別當留守職を勤しとかや。又宮司在り。三綱在り。文人在り。衆徒在り。すべて社職二十六家、其外末々の神人猶三十人斗り、各瓜瓞綿々として相繼て絕ず。古へは、

神領國々に多く有し故、社司の家甚繁榮成りしが、其後世亂れ神領廢れしより、社司衰へ、家の絶ぬるも亦多し。むかし鎌倉の源將軍の時、筑後國岩田、田島の兩庄を安樂寺に寄附せられし事有り。（東鑑十八巻に見えたり。）いまも筑後の國の內、下妻の郡水田の郷を、（千石の地なり。）おほやけより寄附し參らせらる。大鳥居是を領せり。神前の宿直、上旬は撿校坊、中旬は滿乘院、下旬は勾當坊つかうまつれり。昔より今に至迄、日夜共に、片時も怠る事なし。此三家は、かの味酒安行の苗裔なりとぞ。

北野に御社を立はじめける事、世にいひ傳へ侍るは、朱雀院天慶三年七月十六日、西の京七條の坊にありし、賤の女文子と云者に、天神の御託ありて、右近の馬場に住給ふべきよしを告させ給ふ。其女きはめて貧しかりければ、彼所に御社を營む事難くして、我家の傍に、わづかなるほこらをなんかまへて祭り奉りける。村上天皇天曆元年六月九日に、初て北野に移し奉る。其御社は猶いやしかりき。同九年三月、近江國比良の神官良種が男子、太郎丸といひし者七歳成りしが、天神是に託してのたまはせけるは、我昔、いまだ大臣に任せざりし時、夢に我身に松の木おひて、則をれしと見たりしかば、我是をもて、後に必三公にのぼり、また謫居すべき事をなんかねて知りぬ。此故に、我やどる所には、必松を植べしとそのたまひ聞えける。頓て北野に、松數千株おひ出たりと世にいひ傳へ侍る。爰に朝日寺の最珍といへる僧、彼西の京なる文子ともからを合せて、靈祠を改め作りける。其後四年をこえて天德三年、右大臣藤原の師輔公、改めて大殿を作り給ふ。是より神の靈威いやましに、日々にあらたなりしとかや。又一條の兼良公の公事根源に、天曆元年七月に託宣在て、右近の馬場に跡をたれ給ふ。八月四日の北野祭は、一條の院の御時より始めらる。官幣など祇園に同じといへり。託宣の年月二說同じからず。又北野御社

へ行幸は、一條院寛弘元年十月二十一日に初る。或說に、萬壽元年十一月二十二日と云へり。太宰府の學校は、吉備公初て立給ふ。孔子幷十哲の像をも吉備公入唐の時、唐より持來りて、此地に安置し奉らる。其後、都の大學寮にも、是を寫せるとなん。稱德帝、神護景雲三年、太宰府よりまうさく、此府人物殷繁にして、天下の一都會也。子弟の嚢學者稍多くして、府庫只五經のみ有て、いまだ三史あらず。伏乞、列代の諸史、各一部を給へと申ければ、帝より諸史、三國史、晋書、各一部を賜りし由、續日本紀に見えたり。其後、時移り世亂てよりこのかた、學校絕え、をしへ廢れて、文籍もなく成りたり。今は只、學校の跡斗ぞ殘れる。惜みても猶あまりある事なめり。延寶丙辰の年、宮司撿校坊快鎮、文學に志あらん人のたよりにもなれかしとて、神殿のいぬゐの邊りに、御社の文庫を一宇、はじめて營み作れり。衆力をからずして成ぬ。頓て四方の國より、經史其外もろ／＼のふみをも、多く爰に納め奉れり。いみじき神寶成べし。此御神の爲に、ゑんをうつたふる事あれば、聊我鄙意を記し侍る。扨も延喜九年四月四日、左大臣時平公病ありて薨ぜらる。其後、時平公の眷屬多く死せり。御娘の女御も早世し給ふ。また延長元年三月、太子保明親王薨じ給ふ。同じき八年六月二十六日未の時、都には雷影雷鳴はためきて、終に清涼殿に落かゝり、雨降くらくして夜の如く、世も盡ぬるにやと心細く思ひまごふ程に、大納言藤原清貫、平朝臣希世、其外侍從數輩忽雷に打れて死しぬ。帝は是をさけて、常寧殿に移らせ給ひしが、甚おそれさせ給ひ、玉體不豫におはします。天台座主、尊意僧正を召て、每夜加持をなさしめらる。九月二十二日、御位を東宮に讓りたまひ、同二十九日崩じ給ふ。其後圓融院貞元元年より天元五年に至迄、七年の內に三度迄禁裡炎上す。その外延曆寺、法隆寺、檀林寺等の諸大寺も火災にかゝりぬ。すべてこの數

多のわざはひは。皆菅公の神靈。我讒言に逢て、左遷せられ給ひし事を恨み怒りてなし給へるわざなりとぞ、世にいひ傳へ侍る。凡世に云傳ふる事、僞り多かる中にも、此事尤信じ難くこそ覺え侍る。夫神は正直淸淨温和の德ありて、光をやはらげ、塵を同うし。君を守り、國を鎭め給へり。菅公は吾朝にて、古へより聖賢と稱す。聖賢の心は、君に忠あり、國にさいはひして、天をも不恨、人をもとがめず、道をたのしみ、命を知るゆゑに、うれへず、患難有といへども、身の居る處に隨ひて、自得せずといふ事なし。何ぞ身死して後、憤りを殘して君に禍し、人をとがめ、太子を弑し、王臣を殺し、三たび王宮をやき、且諸大寺にも災をなし給はんや。もし世に云ひなせる如くならば、是天を恨み、人をとがめ、君をさまたげ、國にわざはひすといひつべし。是豈、聖賢神明の御心ならんや。西都に下り給ひし年の九月十日、去年の今宵、朝廷にて宴に侍らせ給ひし時の事おぼし出で、作らせ給へる恩賜の御衣今在此、捧持毎日拜餘香、といへる詩を見侍るに、菅公、恨いかりの御心、露ばかりもなく、君を愛し、朝廷を忘れ給はざる忠誠の御心、詞の外に顯れ、まのあたりに、其人となりを見奉る心地して、感慨に堪へず覺え侍る。凡鬼神の道は善に幸し、惡にわざはひし給ふ事、たがはずといへども、我身の仇を深く怒り、身終り給ひて後、かく君をなやまし、人をそこなへる、さがなき業を成し給ふ事は、誠に道理のなき事になん聞へ侍る。菅公は、ひじりの道に明らかにおはしますのみならず、佛のをしへをもよく悟り給ひしかば、此世に少も恨み殘るは、わろき業となんおぼし給はゞ、いかで斯るきたなき御心やはあらん。いきて人に益あれば、死しても人に害なしとこそ、古き書にも見え侍れ。只此御神の賢き御心知らぬ人の、神威のいとたふとき事を、いかめしくほめんとて、斯く忿怒ふかきあしきわざをさまざま作り出し

て、菅公のしわざなるよししひて申なせるを、世こぞりて雷同し、いひ傳へあやまるならん。菅公身の後に、かくさがなき名を廣くおひ給へるは、生前に時平のおとゞ一人の讒言にあはせ給ふよりも、不幸猶甚しかるべし。小人のはらをもて、君子の心をはかるとは、かうやうの事なるべし。菅公薨じ給ひて後、かく打續て、さまぐ\あやしきわざはひのおほく聞へ侍る故を、つらぐ\思ふに、これ皆、菅公の怨靈のたゝりを成し給ふには非ず。凡陰陽の變化によりて、災異のたまぐ\おこる事はかり難きはさる事なれど、是は天より菅公の誠を感じ、寃をすゝぎ、罪なきを顯はさん爲に、威をふるひ、おそろしき變災をくだし給ふ成べし。周公の管叔蔡叔が讒にあひ、東に居給ふ事二年の後、天其忠を顯し給はんとて、大に雷電し、大風吹、大木ぬけて、國民大に恐れしかば、成王臣下と共に、金縢の書を披き御覧じて、周公の罪なき事をしろしめしけるが如し。東海の太子、無罪孝婦を殺して、三年ひでりせし理なきにしもあらず。また讒人の雷に討れ、重き病つきて身まかりしも、菅公の靈たゝりを成し給ふにあらず。菅公を讒したる罪大にして、さくべからざりしが、天に聞へて、終に天誅にあへるなり。凡よき人をそこなひし惡人の、雷にうたれ、頓の病を受、あるひは災に逢て死にける事、唐大和もためし多し。世の中の惡き人のしわざ多かるなかにも、とりわき、賢人君子をさまたげそこなふばかり、大なるつみはあらじ。かうやうの人は、昔よりやまともろこしともに、皆ほろび失ぬるぞかし。菅公の如き、さばかりの賢哲を傾けしん、などかそのむくひなからんや。申包胥が、人多ければ暫く天にかつ。天さだまりて又よく人をやぶる、といひけん理りは、違はざるにや。是あながちに、天の心ありてなし給へるわざにも非ず。惡の身に積りて、みづからなせるわざはひ、いくべからざるのことわりにこそはべれ。たとへば火のか

はけるにつき、水のうるほへるに流るゝが如し。今とても、神をあなどり、人をそこなふものは、終に神明のせめを蒙る事、必然の理也。天道は善に幸し、淫にわざはひすといへり。又善をなせば、是に百の祥を下し、不善をなせば、是に百の殃を下すとも見えたり。天道は誠にいと恐るべき事にぞ侍る。この理いにしへ今替る事なければ、末の世なればとて疑ふべからず。天の神道のつねに違はざる事は、春夏秋冬のついでの、年ごとに替らず、月日の光も昔今同じきを見ても、知るべき事にぞはべる。さればいにしへのひじりの道も、天の神道の、四の時たがはざる誠のことわりによりて、つゝしみてをしへ給へるなり。凡神につかへまつる人、その心清く潔くして、誠敬を保つべし。愼みなければ禮行はれず。誠なければ神受給はず。清く潔きは誠敬を保つ基也。倭姫命の御をしへに、惡心なく、丹心をもて、清潔くいもほり愼み、左の物を右に移さず、右の物を左に移さず、左を左にし、右を右にし、左にかへり、右に廻る事も、萬事違事なくして太神につかへ奉れ。元を元とし、本を本とする故也。とぞ侍る。また唐土にも、舜の伯夷といへる臣に、神につかふる道を敎へ給ふにも、夙夜惟寅直哉惟清とぞ侍る。神は清潔正直を御心とし給へるなれば、つかうまつる人も、常によく愼み、此御心になんうけしたがひて、我身にたもつべき事にこそ侍るなれ。又昔の說に、菅公薨じ給ひて後、其靈、ひえの山の法性坊尊意のもとに至て語り給ひけるは、我已に、帝釋のゆるされを蒙りて、夙讎をつくのはんと思へり。ねがはくばその時、師の法力、われをなふせぎ給ひそと仰ければ、尊意答ていはく、仰に随ふべし。去ながら、率土のうち、皆王民なれば、我若帝の詔を受なば、などか辭し申さんやとありければ、菅公忽ち色をおこして立給ふ折節、御前にありし石榴をとりてかみくだき、その哺をはき給へば、化してほのほとなり

て、戸にもえつき燃上りしを、尊意瀉水の印を結んで、其火消ぬ。其燒し戶、今に殘れりといへり。かうやうの事は、道理のなき事になん侍りぬ。若し似たる事ありとも、夫は正しき神明のなし給ふわざにはあらず。菅公をあがめんとて、却て邪神と成す事、いとあさましき事になん。前にべんせし、君子の天をたのしみ、命を知りて、君を恨みず、人をもとがめ給はぬことわり明らかならば、斯る筋なき事は、虛談妖妄の說なる事を知りて、迷ふ事なかるべし。今更詞多くあらそふべからず。又世に渡唐の天神とて、衣冠せずして、あやしき巾服着て、梅花を袖にさしはさみ給へる像をゑがけり。これ菅公、神と成らせ給ひて三百餘年の後、釋の圓爾、もろこしより歸りて、つくし安樂寺にありし時、天神顯れ給ひて、其弟子とならんとのたまはせしに、和尙答て曰、もろこしに佛鑑禪師有、我師也。是に參じ給へかしと申ければ、神うなづきてさり給ふ。その後天神又、圓爾にまみえ玉ひ、われまのあたり佛鑑の室に入たりとて、みづから御わきに有し衣袋をさして、證とし給ふ。佛鑑よりゆるされ給ひしは法衣なり。これ神力をもつて宋に入て、佛鑑にまみえ給ひしといひ傳へ侍るなり。此說初めて、天神受衣記と云文に出たり。其文は、薩摩國福昌寺、始て開基の時いほほの間より出たりとなん。菅公、本朝の俊傑なる事、世に隱れなければ、其名をかりて、其法を人にほこりかゞやかさんとて、神を誣て無下にいひなしたるにや。あゝかうやうのこと、その有無をあらそひて辨ぜんもいと口をし。天地の間の事、道理をもて辨へ知らざれば、かゝる妖誕幻妄の說にまよひて、さとし難き事、是のみにやはあるべき。道を知れる人は、辨ぜずして、おのづから其是非を知り給ふべし。道を知らざる人は、邪を信じて正を疑ふゆゑ、身を終るまで悟らず。然れば、此の事誠に口舌を以てあらそふべからず。

天正六年十月、神殿、諸堂悉く炎上す。是は、宰府の北なる岩屋の城に、高橋氏籠りしを、筑紫氏、秋月氏の人々攻し時、宰府に陣せしが、秋月氏の内に、あぶれ者有りて、邊りの小屋に火を付けるに、程なく御社にもえ付けるとなん。彼火を放ちける者は、神のせめを受しにや、其一類悉く、秋月氏よりころされぬ。是よりさき、天文十九年にも、火災ありて、神廟等炎上せり。古へは、世々の天子勅願にて、度々御建立ありしかば、御社のあたりに、廟堂、諸院の多き事、あげてかぞへがたかりしが、兩度の火災にみな燒失せて、あさましき事にぞ成りにける。今も、其古への神廟、堂院の圖ありて、いかめしき事になむ見え侍る。天正十五年、豐臣秀吉公西征して、九州を平げ、筑紫の國をば、大江姓毛利元就の子、小早川隆景卿に賜りぬ。此比は、御廟はかくばかりなる假殿なり。其後も、猶世の中は靜ならざりしか共、隆景卿、神殿のおはしまさぬ事を歎き給ひ、同十九年の比、つとめて此御社を建立せらる。今の神殿是也。また二箇の郡の内において、神田二百町寄附し給ふ。文祿四年、隆景卿致老て、國を其義子、秀秋に讓り、備後に退居し、二年を經て身まかり給ふ。秀秋の時、神田を減せられしかば、神事、社職、次第に衰微せり。爰に黒田筑前守源長政は、もとより英武の譽あり。はじめは、豐前六郡の主たりしが、慶長五年、濃州の戰に、いさをしありて、其賞に、豐前を改て筑前を賜りける。其父福水公は、稀代の英雄なりしが、功成り名遂て後、太宰府に隱れ住、富貴を捨、俗塵を離れて、常に清淨安閑を好み、よりより社僧を召集め、歌よみ連歌して、殘年をたのしみ給ひけるが、此御社の昔に替り、衰へ行事を歎きおぼして、令嗣長政と共に此事をはかり、中門廻廊をたて、其外諸堂末社を作り、（諸堂末社今見四十餘坊也）また二千石の地を神田と定めてよせまゐらせらる。加之、絶たるをつぎ、廢たるをおこして、神を尊崇し、社を修

復し、社僧祠官を厚く惠み給ひしかば、神も人も、皆その功によりて、古へにかへる事を得たり。今に至迄、祠人其賜を受く。如水は、誠に此御社の中興の主と云つべし。さても如水の御心の内に、さぞな、其末のさかゆくことをも願ひおぼしけん、至誠は神を感ずる理あれば、祈らずと、神もさこそはと思ひ侍る。あきらかなる神の御心に、いかでか其誠をうけ給はざらめやは。かくて如水は、慶長九年三月二十日に、壽五十九歳にて身まかり給ひぬ　社僧その惠みの厚きを感じ、年々の三長月正五九の二十日には、連歌所にもろ〳〵つどひて、如水の爲に追懷の連歌を詠ずる事、今に至りて絶えず。あゝ此御神の履歷の本末をしるす事、爰にとゞまりぬ。かゝるめでたき神の御事を、たはやすくしるさんは、誠におほけなく、かたはらいたくして、神の御心にも背きなんやと、いとうしろめたく覺え侍るなれど、たまたまその國に生れて、此御神の威德のいかめしくて、山高く、水ながき事をなん、常にあふぎて見、俯して聞、かつは古きふみどもに見えし事、且は愚なる心に思ひおきてしあらましをいはで、たゞにやみなんもうらめしく、心におこりて、みづからつくすをなん、誠のみちといへる。ふるきをしへにそむき、かへりていとつみふかく覺え侍るなれば、みだりに書つゞけ侍りぬ。いでやねがはくは、國さかえ民やすく、かまどやまのけぶりにぎはひ、此城のぬまのかげしげからむことを、いはふみ川のいはふこゝろながく、神の御惠みを、萬世までに傳へまほしくなん。思川のおもひのみふかくて、詞更にあさく、染川のながれに染しも、筆いとみじかければ、なほひが〳〵しきあやまりもぞ多かる。古へに廣く、神の道知れらん人の、改めたゞしてうるはしくせば、神の德いよ〳〵あきらかに、民のうやまひます〳〵厚からん。然らばひとり我幸のみかは。もろ〳〵世の人の幸ならんかし。

貞享甲子八月二十五日

紫陽後學　貝原篤信謹記

太宰府天滿宮故實卷之下　終

筑前國續諸社縁起目次

筑前國續諸社縁起

香椎宮縁起

當宮神功皇后と申奉るは、天照大神六世の御末、人皇の初神武天皇より九代、開化天皇の御曾孫息長宿禰の王の御女にて、御名を息長足姫尊と申奉る。幼くして聰明叡智にまし〳〵、御貌容はなはだ麗しくおはしけり。父の王これ世に異なる子なりと深く寵み給ふ。御身二十四歳にして、仲哀天皇二年癸酉正月十一日、皇后の位に立せ給へり。天皇は南國を巡狩し給はんとて、皇后及百寮をば角鹿に留め置給ひて、二三の卿大夫及官人數百をしたがへて、紀伊國にいたり德勒津の宮にまします。

此時熊襲又王命にそむきて朝貢せず。天皇こゝにおいて、熊襲が國をうたせ給はんため、德勒津より發りて、御船にして穴門にみゆきし給ふ。穴門は長門國の事也。

即日に使を角鹿に遣し給ひ、皇后に勅して、其津より角鹿なり。發て穴門に參り逢給へと云やらせ給ふ。夏六月十日、天皇豐浦の宮にいらせ給ふ。豐浦宮は、長門の府中にあり皇后は角鹿より發ていでまし、渟田門にいたりて船上にて食し給ふ。時に海鯽魚多く御船の傍にあつまりけるを、皇后酒を海鯽魚にそゝぎたまへば、海鯽魚醉てうかびたゞよひぬ。時に海人其多く其魚を得て、聖王の賜ふ所の魚なりとてよろこびあへり。故に其所の魚六月に至て、常に傾浮事醉たるがごとし。是其緣なり。秋七月五日、皇后豐浦津に至り給ふ。この日皇后如意の珠を海中に得給へり。八年己卯の年春正月四日、天皇筑紫に幸まします。皇后は別船にして、洞海より入給ふ。潮涸て海淺ければ、御船進む事を得す。時に熊鰐更にかへりて、又洞海より皇后を迎へ奉る。折しも御船の進まざるを見て、惶懼て忽に魚沼鳥沼を作て、悉く魚鳥をあつむ。皇后この魚鳥のあそぶを見給ひて、怒の御心稍とけ給ひぬ。潮滿るに及で御船ゆきて、すなはち岡津にいたり給ふ。

又筑紫伊覩縣主の祖伊覩縣は、筑前國怡土郡これなり。五十迹手、天皇のいでます事をうけたまはりて、五百枝の賢木を拔取て、船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊をかけ、中枝には白銅鏡を掛、下枝に十握劒をかけて、穴門の引島に赤間關より西にあり。其間近し參迎へてこれを献る。故は天皇八尺瓊の勾れるかごとく、曲妙に御代をしろしめし、且白銅鏡のごとく分明に、山川海原を見そなはし給ひ、すなはち此十握劒を提て、天下を平らげ給へとなり。天皇すなはち五十迹手を美め給ひて、伊蘇志とのたまへり。伊蘇志は、勤臣と云意にて、君に忠を盡事を能勤る臣と云義なり。故に時の人、五十迹手が本土をなづけて、伊蘇國と云ふ。今伊覩といふは訛なり。同二十二日儺縣筑前國那珂郡なりにいたりまして、因て以て橿日の宮にまします。橿日宮今は糟屋郡に屬せり。むかしは那珂郡なりしにや秋九月五日、群臣に詔して、熊襲を討事を議らしめ給ふ。時に神ありて皇后に託りをしへたて

まつりてのたまはく、天皇なんぞ熊襲が服せざる事をうれひ給ふや。熊襲は小國なり、ことに伊弉諾伊弉冊のうみ給へりし國なれば、うたずとも終にはしたがひ奉りなん。是より西に寶の國あり。是を栲衾新羅國といふ。もしわれを祭り給はゞ、則刄に血ぬらずして其國おのづからまつろひしたがひなん。其祭には、天皇の御船、及穴門の直踐立のたてまつれる、水田の太田といふを以て、幣とし給へとありしを、天皇神言を聞給ひて、うたがひおぼしめし、すなはち高き岳に登りて、遙に大海を望み給ふに、曠遠にして國見えず。こゝにおいて天皇神に對してのたまはく、朕見めぐらすに、海のみありて國なし。豈大虛において國あらんや。いづれの神ぞ、いたづらに朕をあざむき給ふ。又我皇祖諸天皇、盡く神祇をいはひまつり給ふ、豈遺れる神ゐまさんや。時に神又皇后に託りて宣はく、天津水影の如くおしふせて、我見る所の國を、なんぞ國なしとのたまひて、吾言をそしり給ふや。それ汝の王かくの給ひ、遂に我言をうけ給はずば、其國を得給はじ。唯今皇后初てはらみませり。そのみこ得給ふ事あらんと有しかども、天皇猶うけ給はず。あながちに熊襲をうち給ひしが、えかち給はでかへりましぬ。九年庚辰の歲春二月五日、天皇忽になやみ給ふ事ありて、あくる日にかくれましぬ。此みかど天下をしろしめす事九年、御壽五十二歲おはしましき。皇后甚歎きかなしませ給ふ。されども力及ばせ給はぬ御事なれば、武內宿禰とはかりて、先天皇のかくれ給ひし事を秘して、天下にしらしめ給はず。皇后又武內宿禰及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連に詔してのたまはく。百姓今天下いまだ天皇の崩じ給ふ事をしらず。もし百姓これをしらば懈怠あらんとて、すなはち四大夫右にある四人の事を云ふ。に命し、百寮をひきゐて宮中を守らしめ、ひそかに天皇の屍ををさめて、武內宿禰をして、海路より穴門にうつし奉りて、殯せし

め給ふ。

香椎宮古記にいはく、此時天皇の御屍を棺にをさめ奉り、しばらく椎の木にかけ置たりしに、異香薫じければ、其椎を名付て香椎と號す。其木はそのかみ枯にけるを、やがて實をうゑつたへしとて、今も棺かけの木と名づけて、檀をつき瑞籬ゆひまはして、御廟のほとりにあり。

同二十二日、武内宿禰穴門より歸りて、皇后にかへり事まうす。ことし新羅の役によりて、天皇を葬給ふ事あたはず。仲哀天皇の御時より、王化にしたがはず、天下をかたぶけんと計る暴逆のもの多かりしを、皇后の御代にいたり。神武の御徳を以て、所所の強敵を悉く打したがへ、四海のみだれを鎮め、天下萬民を安んじ給ふ。其うへ仲哀天皇の御ため、三韓のあだを征伐し給ひぬ。

仲哀天皇賊の矢にあたりて、つひに崩御なりぬるよし、日本紀の細書に見えたり。其御あだなればとて、皇后みづから異國を征伐し給へるなるべし。日本紀本文には、三韓を伐給へと神託ましましけるを、仲哀天皇疑ひおはしまし、征し給はざるゆゑ、神の御祟にて崩じ給ぬるよし記し給へり。皇后ふかく此事をなげかせ給ひ、重ねて神託をうけ、三韓を伐せ給はんため、群臣百寮と共に、罪を解ひ過を改め、さらに齋宮を小山田の邑に造り、三月に吉日をえらび、齋宮に入せ給ひ、先に仲哀天皇に神託ましましける、神の御名を示させ給へと請ひ、七日七夜祈らせ給ひ、已に神託をうけて、其神々を祭らせ給ふ。

今香椎に隣れる山田邑に、古より聖母屋敷と村民云傳へ、今も皇后の御社とて、小きほこら有。是そのかみ皇后潔齋し籠らせ給ひ、諸神を祀り、異國たいぢの事を祈り給ひし、齋場の舊き跡なるべし。

昔時山田邑の產神の社、田の邊に有けるを、亂世

の後慶長年中さかや、村民その跡を田に作らんと、彼神を聖母屋敷へ移しけるとなん。今聖母の御廟は、彼宮側にそれかとばかり、少きほこら殘れり。時うつり世隔れるならひと云ながら、我朝萬世のため、皇后異國退治の事を諸神にいのらせ給ひし、名高き古跡の御社なるを、世の末なりとても、かく淺ましく衰へ給へる事、歎きてもあまりあり。

其後吉備の臣の祖鴨別を大將とし、熊襲を征しめ給ふ。熊襲しばらくもさゝへず服ひぬ。（熊襲は日向にあり）又荷持田邑に、羽白熊鷲といへる強敵あり。きはめて剛強のものにて、王命にしたかはず、常に人民をかすめなやます。或は身に翅ありて、高く飛かけりけるなど云へり。（是は熊鷲が人民をなやましたる事を、甚しく言る詞なるべし。荷持田村は、今夜須郡秋月邊の事なるべし。秋月の東に今野鳥村とて有）皇后是を伐給はんとて、香椎宮より松峽の宮にうつらせ給ふ。時に飄風忽に起りて、皇后の御笠を吹落しける。此ゆゑに其所を名付て御笠と云。（今の御笠郡なり）其後伊覩郡層増岐野にいたり給ふ。（層増岐野は雷山の事也。）

皇后夜須よりこゝにいたり給ふは、熊鷲を伐せ給ふに、軍卒集らず、伊覩縣主は初よりよく服ひ奉りしかば、彼に至り軍兵をとゝのへ、夜須郡へ越え、熊鷲を伐給ひし成べし。殊に彼所に皇后の御經歷ましまし〳〵ける御遺跡多く、又古き文書舊記にも多く載たり。

仲哀天皇崩御の後、皇后は猶此行宮にとゞまりおはせしが、國中處々の服せざる敵を攻從へさせ給ひ、其後新羅を討給はんため兵をあつめて、此處より軍立し給ふ。かくて三韓を貢從へさせ給ひ、其年の内に御歸朝あり。明年都に上らせ玉ひ、あまねく天下を治め給ふこと六十九年、御よはひ百歲にして、四月十七日大和國にて崩じ給へり。抑當社御鎭座の年紀、古書詳に不記之といへども、崩御の後、此行宮の御跡に、御廟を立たるなるべし。されば、仲哀帝の

皇后、八幡大神の御母君にて、殊に武徳まし〳〵ける故、女神なれども日の本の亂を靖め、仲哀帝の爲に異國をみづから征伐し給ひ、英武のいきほひ盛なりと云べし。此故に神功皇后と諡し奉りけるならし。皇后崩御の後も、年久しく三韓より貢物をさゝげ、凡帝王三十代に及び、折々信使來りて厚く禮儀をつとめ、或時は王子を人質に渡せり。是皆當社御武徳の後代に殘れる所也。されば代々の天子も、先祖の帝王多くましますゆに、取わけ此御神をあがめさせ給ふも、神功の武威を異域に施し給ひ、凶賊の襲來を治め、敵國降伏の守護神と思召、當社をたふとび給ふこと淺からず、都よりははるかに遠國なれど、しばしば勅使を立、宮幣を捧げ給ひ、又天子御即位並大嘗會行はるゝ時も、伊勢と當社へは勅使を立らるゝとなん。さればにや、代々の國史記錄にも、此御宮の事多く見え侍る。

書香椎宮縁起後

一筑前國香椎宮縁起一軸

有樂軒貝原義質及男好古。益軒貝原篤信。父子叔姪三先生所編撰。藏于家歷數十年而不出。夫神后之英武大業載在于靑史。宜哉廟食千年。靈威日新。縁起之撰固不可闕如。是歲或人以所謂縁起草藁若干卷託於余。請釐而正之。顧其爲書。旁引博考既無掛漏之失。於是斷長補短校閲焉。整頓焉。裝潢修飾遂爲完璧。一以仰神德之播于無窮。一以欽先師用心之勤于追古。恭惟明神不測之德也。陟降在于帝之左右。如在之感不應國家休明之嘉運。永錫黎庶無疆之祉福。享祀弗忒春秋匪懈。億萬斯年永世維新。

寛保改元之夏六月　日

筑州福岡前記室　櫛田涉謹撰

香椎宮記事

香椎の宮は、人皇十四代仲哀天皇の御后、八幡大神の御母、神功皇后の御廟におはします。人皇九代開化天皇の御曾孫、氣長宿禰の王の御女、御名をば氣長足姫の尊と申し奉りけり。御さとし若き時より、御心さとくあきらかにして、御顏かたちはなはだうるはし。日本紀等の舊記を考ふるに、仲哀天皇八年正月に、天皇筑紫の敵をたいらげ給はんため、神功皇后と共に長門國豐浦の宮より、今の長府に有るなり 筑紫に下らせ給ふ。天皇は山鹿の岬より岡の水門に入給ひ、遠賀郡蘆屋也 皇后は洞の海より岡の津へ入せ給ふ。洞の海は、遠賀郡海士住といふ所より儀岐の間せばき入海なり。この時皇后は若松より内海御通、蘆屋へ入らせたまふと見えたり 此時岡縣主遠賀郡の司なり 怡土縣主など參れり 怡土郡のつかさなり 天皇、皇后と共に香椎の行宮に、久しく留りおはします。明年二月、仲哀天皇は異賊と戰ひ給ひ、賊の矢にあたり、香椎の宮にて崩御し給ふ。是異國より塵輪といふ者來て戰ひたまひ、塵輪をば亡し給ひしが、流矢にあたりて崩御したまふよし、雜書の說に見えたり。日本紀の註に云、天皇自崩 其時、仲哀天皇の御屍をさめし御棺を椎の木に懸け置れしに、異香四方に薰ず。是によりて所の名をも香椎と申由なり。彼椎の木は神木と號し、廻りに石垣を築き、垣ゆひ廻し、枯るゝ時は其種を取植て、今に香椎にあり。仲哀天皇の御屍は武內大臣御供申し、長門の豐浦の宮に殯したてまつる。ことしは軍ありし故葬り奉らず。皇后は天天皇崩御の後は、皇后天下を治させ給ふ。皇后は天皇の崩御をかなしみ、神託を請て三韓を伐ちたまはん爲、更に齋宮を小山田の邑に作り、是今の糟屋郡山田村聖母屋敷とて、神功皇后の御廟ある所なるべし。 三月吉日を擇びて齋宮に入たまひ、みづから神主となり、先に仲哀天皇に神託有し神をさひ、神の教を請けて、其神々を祭給ふ。其後吉備臣の祖、鴨別と云人を大將にして、熊襲を伐したがへ給ふ。熊襲は薩摩の國にあり 又荷持田村といふ所に、羽白熊鷲といふ強敵有て、皇命にしたがはず。常に人民をかすめなやませり。荷持田村は、今の秋月邊の事なるべし。秋月奥に、今も野鳥村とてあり。 皇后

是を討給はんために、香椎の宮より夜須郡松峽宮に移らせ給ふ。時に暴風俄におこりて、皇后の御笠を吹落しける。故に其所を名づけて御笠郡といふ。其後怡土郡雷山の層増岐野に至り給ふ。雷山の麓に、皇后の御腰掛石とて今にあり。層増岐より軍兵を催し給ひ、荷持田村に居たる羽白熊鷲を討亡し給ひ、御側なる人にむかひ、熊鷲をとり得て我心やすしと仰ける故に、其所を名付けて安の郡といふ。山門の縣に至りて土蜘蛛田油津媛を討給ふ。（山門の縣は筑後にあり）其後皇后は肥前國松浦の縣に至り、玉島川にて鱗を釣りたまふ事あり。筑前に歸り給ひ、仲哀天皇の御爲に自新羅を攻め給はんとて、香椎の宮にて、其臣武内大臣と軍評定したまふ。神の教のしるし有ることをしろしめして、神祇をまつり給ひ、異國の御征伐思ひのまゝにあらん事を、諸神に祈らせ給ひ、御祭の爲那珂川の水を引て、神の田を作らせ給はんとて、溝をほらせ給ふに、迹驚の岡（迹驚の岡とは、今の安德村の御円の原これなり）に至り、大石ふさがりて溝とほらざりしに、武内大臣を召て神に祈らせ給ふに、雷電落て其岩をうちさき水を通しける。其溝を裂田の溝と云。其溝今に那珂郡安德村の東に在。（山田村一の井手のながれ是なり）又香椎の浦にて、御試に海水にて御ぐしをあらひたまひ、此度異國の退治御心のまゝになるべくば、御髮わかれ二つになるべしとて、海に入てすゝぎ給へば、御ぐしおのづから二つにわかれぬ。其所今香椎の浦に在り。

同年十月、矢船を揃へ、みづから新羅に渡らせたまふ。此時皇后は、かりに男子の形を御まなび、みづからまさかりを取給ひて、軍法を諸軍に教へ給ふ。其御こと葉に云、かねつゞみわいだめなく、旌旗たがひみだれなば、士卒とゝのほじ。財寶をむさぼりて私慾をいだかば、外敵の爲にとらはれなむ。敵すくなくともあなどることなかれ。敵多くともおそるゝ事なかれ。おかしのがばなゆるしそ。降參せんをばなころしそ。戰かつものには必賞あらむ。逃走は

罪あんとこそ仰ける。是日本紀に見え侍る。此五の御致誠に其ことわりいたれるかな。新羅へわたり給ふ時、住吉の御神の和魂は、皇后の玉體にしたがひて御命を守り、荒魂は先鋒として軍の御船を守り給ふ。此時正に皇后二の石を取りて、御腰にはさみ給ひて、うけひて曰、事をはりて歸らん日、爰に生れ給へ。其石、怡土郡深江の西、子負原にあるよし、萬葉集、筑前風土記に見えたり。この石の大さ尺、重さ分量をもくはしくしるせり。かく有て、對馬の和弭の津より新羅へ渡給ひしに、海水遠くみちあがり、國中におよぶ。かゝる所に、頓て日本の船海にみち、旌旗日にかゞやき、笛鼓の聲山川をひゞかせり。新羅王その神變をあやしみ、皇后の武威に恐れ、御船の前に降參し、今より後永く日本に從ひ、年毎に貢物を奉らむと、緊く約束して曰、ありなれ川の水さかさまに流れ、河の石のぼりて星となるまで、相かはることあるまじき由、天地神祇をかけて誓書を致し、後代まで八十艘の船に、みつぎ物をつみ、日本へ奉る。ありなれ川といふは、朝鮮國の川の名なるべし。皇后の御つき給ひしみほこを、新羅王の門にたてて、後の世のしるしとしたまふ。新羅王既に降參せられしかば、百濟高麗の王も、皇后の御前に來り、此後日本に屬し、永く貢物奉らむ由申されける。新羅、高麗、百濟の三韓ともに、難なく吾國に順ひしかば、皇后則ち軍を御かへし、十二月四日、筑前に着せたまふ。姪濱泊濱よりあがらせ給ふ。御船は名島へつきけるとぞ。其御船の檣、後に石となり、今に名島にあり。同月十四日、糟屋郡蚊田と云所にて皇子御誕生有。此時皇后槐の木に取付て、皇子をうみ給ふよし、愚簡抄八幡愚童訓などに見えたり。今に其槐の木の實を度々うゑ替し木がらとて、御社の前に有。神木と稱す。御產平安なりし故、子安の木といふ。子母秘錄と云ふ唐土の書に、槐の東にさしたる枝をとりて、產にのぞむ婦の手にさらしむれば、生れ安きよし見えたり。是則八幡大神にておはします。皇子の產れたまひし所なる故、夫よりして後、其所を名付て宇瀰といふ。此時三韓の征伐思召のまゝにとげられし事、偏に兼て祈願をかけられたる神の力と思召て、此の國の內に五社を立てられたるよし、雜書の說に見え侍る。所謂五社は、雷山、

一貴山、染井山、右の三社は怡土郡に有背振山早良郡にあり高良山是也。高良山は筑後にあり昔は筑後筑前一國なりし故なり。亦皇后御歸陣の時、異敵の馘をうづめ給ひし所を、きりみゝ塚と名付て、香椎に近き所、濱男村に今に石塚在り。濱男村の昔は、香椎の內なり、近來別村に分れたり。亦甲冑を埋め給ひし處を、かぶと塚、よろひ坂と名付て、濱男村にあり。此時皇后の御手づから土にさゝせ給ひし杉の枝、おひしげりて、綾杉と云。其木は度々炎上して其苗おひかはり、今も大木となる。其葉綾のごとくにして、誠にことなる神木なり。その後皇后筑紫より都の方へのぼらせ給ふ時、御子應神天皇に乳をまゐらせられし處、乳香坂とて、穗波郡內住村に在り。同じ村に皇后御腰かけ石あり。又穗波郡大分村の宮の浦に、久敷留らせ給ふ故に、後に其所に御社をたつ。是八幡別宮の第一なり。其外此國の內に、皇后の御舊跡所々に多くして、擧て數へがたし。攝州にて兵具を納め給ふ所を、武庫山と云。大和へ御上り、磐余と聞えし都におはしまし、凡天下を治給ふ事六十九年、御ことぶき百歲にして、四月十七日大和國にて崩御したまふ。陵は和州奈良の西一里ばかり、超昇寺村の北歌姬の町の西にあり。其大さ山のごとく築て、其四邊に池をほり廻しけり。日本紀に狹城盾列の池上の陵といへる是なり。今は御陵山といふ。今に其里の民共おそれて尊敬をなす。古へは變にも帝より時々勅使を立させ給ひ、禮幣を奉らる。皇后崩御の後は、應神天皇天下を治めさせ給ふ。聖武天皇の神龜元年に、初て香椎の御社を立給ふ。東は皇后、西は武內大臣にておはします。後代に又、八幡と住吉とを相殿に祭り奉る。但、今社家に祭る所の御神は、中座神功皇后にて、東は八幡、西は住吉なり。いつのころより退轉しけるにや。武內のやしろ今はなし。皇后の御事は、八幡の御母后にて、誠に賢德にまし〳〵ける故、聖母とあがめ奉らる。女神なれ共、我日本の亂をしづめ、多くの强敵を討從へ、天下の萬民をやすんじ給ひ、其上仲哀天皇の御爲に、三韓の仇をみづから征伐したまふ。其武德のいきほ

ひ、至りてさかんなりといふべし。皇后の崩御の後、久しく三韓より貢物を捧、凡帝王三十代に及び、折々信使來りてあつく禮をつとめ、或時は王子を人質に渡せり。是皆當社の武德の正しくして、後代に殘れる所なり。又今に至る迄、代々の帝皆皇后の御末葉にておはします。且又武家も、源氏、平氏、橘氏、この外王孫の大家、末家、多くは皇后の流なり。されば世々の天子、其御先祖の帝王多くましますの中に、取分此神の武德をあがめさせ給ひしは、異國より敵襲來せざる爲、敵國降伏の守護神と思召れしにより、聖武天皇以來、世々の天子香椎の宮をたふとび給ふ事淺からず。其故に都より遙に遠き國なれど、しばしば勅使をして、官幣を捧給ひ、其上種々の寶物、御劍幷異國より渡りたる重寶をも奉納し給ふ。亦天子御即位の時は、伊勢と當社へ必勅使を以、其旨を告參らせ給ふ。又日本に兵亂起り、或何事にても日本に災難出來たる時、或異國より敵來れる時は、必天子より奉幣使を立られ、御祈有し事、代々の記錄に見えたり。かやうの事重疊なりしげき事なれば、今こと〴〵くしるし難し。神領も昔は多かりしか共、亂世の時漸除かれたり。然其秀吉公筑紫をたひらげ給ふ時までは、猶神領も殘りて、其村數は山州の男山八幡宮、鎌倉の鶴岡八幡などよりも多く、宮司も宗像大宮司に續きては、當社の神官其祿も厚かりしとなん。近代天正頃迄、社家にも猶ちから有し故、豐後國大友家より、香椎大宮司其餘の社人に送られし書狀三通、今に有。立花道雪留守城の事を賴まるゝよしの文の辭在り。秀吉公九州を退治し給ふ時、當社の社人共おろそかにや有けん。秀吉公の御朱印をこひ請ざる故、其後小早川隆景當國を領し給ひし時、香椎宗像の社なども、皆私領の地となれり。然其隆景までは、猶百六十町の神領寄附せらる。其養子中納言秀秋の時に至て、國中の神領皆沒收せられし故、當社にも神領なし。

伏見の御香の宮、大阪座摩の社、越前敦賀の上宮などゝ皆神功皇后の御社にておはします。皇后異國へ持せ給ふ御旗を、凱旋の時山城國紀伊郡伏見里近き所に御納め、神に祭り給ふ。眞幡寸の社と、延喜式にもしるせり。今の藤の森の神是なり。（藤の森を舍人親王といふ說あれど、さにあらず。是子細あることなり）亦長門國長府の二の宮も、此御神にておはします。（彼宮には、天子の御綸旨、代々將軍家の御教書、寄進狀等、數多今に存之由）かやうに國々に、此御神の御社多く、此國にも夜須郡砥上の中屋の社、粟田社、那珂郡山田村伏見明神などの社も、此御神にておはしますといへども、本宮は香椎にておはします故、神功皇后の御事をば、昔より香椎大明神と申奉り、天子よりも、偏に此宮を御尊敬有。凡此御神の事は、古き文も見え侍る。日本にてはかくれなき御神にておはします。足利將軍尊氏も、此御神に合戰の事を祈り給ふ。其孫義滿將軍九州の敵をしづめん爲、發向し給ふ時も、先例に隨ひ、自願書をかきて當社へ籠らる。此願書は舊記に見えたり。古へ此御社に、代々の天子の綸旨、將軍家の御教書、社領の印書、其外公家、武家の寄進狀、願書等數々多かりしか共、亂世の時火災に悉燒失して、今古き文書も殘らず。香椎の宮に皆武內大臣をも祭れり。

皇后の御宮は東に在、武內の廟は西にあるよし、諸記幷諸神根源抄にも見えたり。此大臣は武功勝れ、殊に君に忠ある賢臣なり。其上日本にて第一長命の人にて、其齡三百三十歲をたもち給ふ。此事日本にかくれなきのみならず。唐土にて傳へ聞しにや、五雜俎と云明朝の書にも、此人長命の事を記せり。異國の彭祖を除きては、和漢ともに此人ばかり命ながきはなし、凡六代の帝王につかへ、武略を以天下をしづめ忠義を盡さる。九州をしづめ、異國の襲來をふせがん爲、天子より筑紫に置かせ給ひ、筑紫の政を司りし人なり。宗像郡織幡の社、同國宇倍の社、筑後國高良の社なども、皆武內大臣を祭れり。（但、高良山社

の傳には、異說あり。此宮いにしへは大社なりし故、天正の比まで、猶神殿美麗にして、末社諸堂も數多有。神領多く神職さかんなりし故、毎年二月六日、九月九日、十一月六日、大なる祭あり。取分九月九日の祭禮には、社人亦は國人多く參つどひ、毎年濱男の頓宮(かりみや)に御幸をなしまゐらせ、三日の間とゞまり給ひて、音樂を奏しけるとなん。凡此御社繁榮の時は、公家武家共に其崇敬淺からず。天下國家安全長久敵國降伏の御祈、年々月々に怠りなかりしとなり。此御社花園院正和年中に炎上す。其時綾杉も燒たりしが、其下より綾杉の種頓て生ひ出て、後には大木となれり。又今より百五年先、天正十四年薩摩の兵衆立花城へ寄せけるとき、兵火にかゝり、本堂回廊其外諸堂不殘燒失せり。此時に綾杉燒たりしが、又自下より種生出、今に至りて大木となれり。此綾杉は、古へより名高き神木にて、香椎の宮の綾杉と、古歌にも多くよめり、其葉の形他國には類なき木なるべし。天正十五年小早川隆景此國を領し給ひし後に、宮殿を建立せらる。寛永十四年火災おこり、悉燒失せしに、忠之公御建立在。今本社拜殿のみ有て、回廊其外數多末社、諸堂の跡は、所々に殘してあり。詳に香椎の宮古き圖に記せり。筑前風土記幷諸神根源抄に、九州の司太宰の帥より以下筑前國司郡司など、筑前に下りし人は、何れも先香椎の宮に、參詣有べしとの定例の由記せり。是筑前は異國より渡口の國にて、殊に太宰帥幷筑前國司は、筑紫を治め、又異國襲來の防の爲、此國に下し置れし故なれば、此御神の敵國降伏の武威をあがめさせ給ひ、守護の神力をかり給はんとて、天子より取分此宮を尊敬したまふ。かゝるめでたき神の、遠き筑紫に宮所をしづめおはします事、誠に有難き事ならん。古へ天子すら御尊敬淺からず。太宰の帥、國の守も參りあがめたまふ御社なれば、其下つかたの人の、たふとみうやまふべき事云に及ばず。諸の人豈につゝしんで、精誠を

つくさゞるべけんや。

香椎宮記事跋

としのつもりに、世の中のありさまをさかくおもひ、しり行まゝに、萬のこと昔にかはりゆくは、世に多きならひなれど、なかについて、香椎の宮のいにしへさかんにして、今おとろへたる事、あゝなげきてもまたあまりあるかな。過にし年、邦君のおほせ事有りて、夏秋の間、國中をあまねくめぐり見そなはし歸り侍りし時、此御社の昔の事を、ふるき文どもの内よりすこぶるかうがへ、集めて一巻とし、邦君にすすめまゐらせしに、臣をめして是をよましめ聞かせ給ひしかば、折を得て、本より心にしるせし事をもつげ奉りぬ。古への御社の有様をゑがきし圖共みせ奉り、古代のいかめしかりし事をなんのべ侍りぬ。其後此御社のたふとき事をしろしめして、めでたうおぼしけるにや、やがてあづまへおもむきたまふべき御たび粧ひ、國のまつりごとなんど、なにくれといとこちたく、あはたゞしき折からなれど、九月十七日、初て此御社に御使をまゐらせられ、みてぐらを捧させ給へりき。誠にちかき世には、めでたきためしになんおぼえて、心ときめきし侍る。彼すゝめし巻を、今あらたにうつさしめて、御神の廣前にそなへ奉りぬ。かゝるつたなき筆の跡を、たふとき御社にそなへ奉る事、いともかしこし。またもろ人の見るめもつゝましけれど、古への人はうき草を神にすゝめ、芹を帝に奉りしためしもあれば、いさゝか其禮にならひ侍るなるべし。宮人のともがら、又まうでくる人も、是をひらき見て、いにしへの事をしる。此しるせる文の、よしなしごとならずと思ひたまふ人ならば、予が捧し志にかなふべからんといふことしかり。

糟屋郡宇瀰八幡宮縁起

大日本は天地ひらけて後、天祖はじめて基をひらき、日神の御孫瓊々杵尊、始て皇統をたれ給ひしより、世々のみことゝ皆皇神の御末にて、寶祚長くたえず。日の本のみ此事ありて、異國には其たぐひなければ、神國とは名づけ侍るならし。又磯輪上秀眞國とも、豐葦原瑞穗國とも名づく。これ萬國にひいでゆたかなる事を表せる名也。もろこしの書に君子國と稱するも、亦むべならずや。かゝるめでたき國なるゆゑ、いにしへ諸神の世々になり出給へるなるべし。それ天神七代、地神五代すでにすぎ、人皇の始のことをば神武天皇となん申奉りき。このみことより十つぎあまり四つぎにして、天の下しろしめしける帝をば、足仲彦尊と申奉る。則仲哀天皇の御事なり。日本武尊の御子にて、八幡大神の御父君なり。御叔父成務天皇の御ゆづりを受て位につかせ給ふ。武内宿禰棟梁の臣として、みことを輔佐し奉らる。二年癸酉のとし正月、氣長足姫尊をたてゝ皇后とし給ふ。中古にいたりて、神功皇后と謚を奉る。此皇后は人皇第九代開化天皇の御曾孫、氣長宿禰王の御女なり。御母をば葛城高額媛と申しき。成務天皇四十年庚戌のとし、皇后降誕し給ふ。幼き御時より御心聰明容智、御かほかたち甚うるはしくおまし〳〵ける。おなじ年二月、天皇越前國敦賀に幸し給ひ、かり宮をたてておはします。是を笥飯の宮といふ。此時皇后もおなじく從ひ給ふ。三月天皇南國をめぐり見そなはし給はんとて、皇后を笥飯宮に留め置まゐらせ、紀伊國德勒津宮に至り給ふ。此時日向國熊襲といへる強敵おこりて、まつろはざるよし聞えければ、天皇これをしづめ給はんため、おなじ年の六月に、長門國豐浦に至り給ひ、是より勅使を遣して、敦賀にとゞまり給ひし皇后をもむかへ給ひ、行宮をたてゝ住給ふ。是を豐浦宮といふ。（今の長府の二宮は、其の宮のあと也）同八年正月四

日、皇后と共に筑紫に幸し給ふ。この時筑紫岡の縣主、伊覩縣主筑前國遠賀郡、土部の司なり。怡などまゐり迎へ奉る。終に天皇は山鹿の岬より岡の水門遠賀郡蘆屋の事なり。に入らせ給ひ、皇后は洞海より岡の水門に入給ふ。洞海今の遠賀郡海七住と蘆屋の間、入海のせばき所也。同月二十二日儺縣にいたりて、橿日宮にまし〱ける。橿日宮、古は那珂郡なりしと見ゆれども、今は糟屋郡に屬せり同年の秋九月、群臣と共に能襲をうたん事をはからせ給ふ。時に神ありて皇后に託りて宣はく、是より西に寶の國あり。伐てしたがへ給へ。熊襲は小國なり。殊に伊弉諾、伊弉冊尊の化成し給ひし國なれば、うたずとも終には隨ひ奉りなんと有しを、天皇うけひき給はで事やみぬ。翌年二月六日、御年五十二にて、橿日宮にしてかくれ給ふ。日本紀の注に、一に云、天皇みづから熊襲を討給ひしに、賊の矢に當りて崩じ給ふ。又雜書の說に、新羅國より塵輪といふ敵來りしを、天皇長門國に行て誅伐し給ひしに、異賊の矢にあたり、橿日の宮に歸りて崩じ給ふ。其時天皇の御屍ををさめし御棺を、行宮の側なる椎木にかけ置れしに、靈香四方に薰ず。よつて所の名をも香椎といふ。其後御棺を武內宿禰に付て、

長門國豐浦宮に殯し置奉り、武內はやがて香椎に歸り給ふ。天皇先に神の御敎にたがひ、崩じ給へる事を、皇后ふかくなげかせ給ひ、又は其神託をすて置給はんもおそれあれば、過を改め罪をはらひ給はんと、小山田の邑に齋宮を作り、糟屋郡山田村に聖母屋とてあり、其所に神功皇后し御宅しみ今にあり。いもこもらせ給ひ、みづから神主となり、諸神を祈り祭らせ給ふに、稍かゝりて、財寶の國を伐給はん事を示させ給ふ。此神は表筒男、中筒男、底筒男なりとなん託し給ひける。是則住吉之神の事也。そのゝちの吉備臣祖鴨別をして、熊襲をうたしめ給ふに、程なく歸服せり。又荷持田村と云所に、羽白熊鷲といふ强敵ありて、皇命にしたがはず。つねに人民をかすめなやます。荷持田村は、今の夜須郡秋月邊の事なるべし。秋月の奧に今も野鳥村といふあり。皇后是をうち給はんために、三月十七日、橿日宮より松峽宮夜須郡栗田村にあり にうつらせ給ふ。時に飄風忽おこりて、皇后の御笠を吹落しけるゆゑ、時の人其所を名づけて御笠と云。今の御笠郡也。四月二十日怡土郡雷山の層增岐野

にいたり給ひ、（雷山神は皇后の祭らせ給ひし神也、後に皇后をも祝ひ奉れり。又此山に皇后の御經歷の跡多し。）麓にも御腰懸石とてあり。これより軍兵を催し給ひて、荷持田村に居たる羽白熊鷲をうち亡ぼし給ふ。此時御そばなる人にむかはせ給ひ、熊鷲を取得て、我心安しと宣ひける。故に其所を名づけて安といふ。（今の夜須郡也。）同二十五日山門縣にうつりまして、土蜘蛛田油津媛といふ強敵をも討亡し給ひぬ。（山門縣は筑後國にあり。）かくて國のうち、やすらかに治まりければ、四月三日火前國松浦縣に至り給ひ、玉島川にて針をまげて鈎とし、粒を餌とし、みもすその糸をぬいて緡とし、河中なる石の上にのぼり給ひ、鈎を投て、われ西の方異國をうたん事をはかる。もし事成べくば、川の魚つりばりをくへと宣ひて、竿を上給へば、則細鱗魚を得給ふ。皇后是を御覽じてめづらしき物なりと宣ひける故、時の人其所を號て梅豆羅と云。今松浦といふは訛れるや。終に筑前國に歸り、異國をうたん事を、神祇に祈祭り給はんため、儺河の水を引て、神の御田を作らせ給はんとて、溝をほらさせ給ふに、迹驚の岡（那珂郡安德村御所の原是也。）に至り、大磐ふさがりて溝通らざりしを、武内宿禰をめして神にいのらせ給ひしかば、忽に雷電おち、其磐をうち裂て水を通しける。時の人其溝を號して裂田の溝と云。（此溝今に那珂郡安德村の東にあり。山田村一の井手のながれなり。）皇后又橿日浦にかへり給ひ、御ぐしをとき、海にのぞみてのたまふは、このたび異國の征伐、心のまゝなるべくば、髮わかれて二になれとて、海水にすゝぎ給へば、御ぐしおのづから二にわかれぬ。（糟屋郡箱崎村の西北七八町許に、御島と云岩島あり。是皇后の御ぐしを洗ひ給ひし古跡也。）皇后則わかれたる御髮をあげて髻とし、群臣と共に異國征伐の事を謀り給ふ。（或説に、はじめ皇后の新羅をうち給ひしは、かの國より我國をおかせし時、仲哀天皇賊の矢に中りて崩じ給へば、其讎をむくひ給はんためにて、異國の土地をむさぼり給ふにはあらずといへり。此説誠にさも有べき事なり。）秋九月、諸國に詔して船舶をあつめ、兵甲を練させ給ふ。時に軍卒つどひがたかりしかば、大三輪の社をたて、刀矛を奉らせ給ひしに、軍卒おのづから集りぬ。（此社は夜須郡彌永村にある大神の社是也。）この時つどへる軍勢をして、各兵

器をさゞみがゝしめ給ふ。其所を名付て砥上と云。豆酘郡にあり かくて對馬島までわたらせ給ひ、下縣郡豆酘村の南に着て、行宮を立て、しばらくおはしましける。時に皇后は、かりに男子のかたちをまなばせ給ひ、みづからまさかりを取て、三軍にをしへ給ひけるは、かねつゞみ節なく、旌旗たがひみだれなば、士卒とゝのはじ。財を貪りて欲おほく私を懐き、内かへりみせば、必敵のためにとらはれなん。敵寡くとも、なあなどりそ。敵おほくとも、なおぢそ。をかしのがんをばゆるす事なかれ。自らしたがふをばころす事なかれ。戰かつものにはたまものあらん。にげはしらば罪あらんとぞ宣ひける。此五すぢのみことのりは、誠に至れる軍政なり この時皇后御懐胎にて、まさに開胎にあたらせ給へり。よつて二の石を取て、御腰に挿で祈て曰、胎内の御子我國の主とならせ給ふべくば、事をはりてかへらん日、こゝにうまれ給へと、この石筑前國怡土郡深江の里、子負原に侍るよし、古き文には見えたり。日本紀、萬葉集、筑前風土記等にのせたり、いふばかりなくうつくしき玉石なりけるとかや。近代盗人の取て、二ながらなくなりけるぞかなしき哉。かくて詳に軍政を定て、十月三日對馬島上縣郡和珥津より御船を出し給ふ。時に住吉の御神託宣し給ひけるは、吾和魂は皇后の玉體にしたがひて、御命を守り、荒魂は軍の先鋒として、師船を導き給はんと有しかば、皇后いとたふとく、たのもしく覺して、拜禮し給ふ。しかるに風波少あらかりしかば、與良鄕の紫瀬戸に着給ひ、西の岸にて住吉大神を祭り給ひしに、やがて波風おだやかになり、御船を出し給ひければ、飛廉風をおこし、陽侯浪をあげ、海中の大魚盡くうかびて御船を守り、順風心よく吹て、程なく新羅國に着給ふ。此時先立て海水遠くみちあがりて、新羅の國中に及べり。是天神地祇の皇后を助給へるしるしなるべし。新羅王此神變に驚きけるに、又皇后の御軍の船うみにみち、旌旗日にかゞやき、つゞみふえの音おこりて、

山川も悉くふるひしかば、其さかんなる武威におそれ、必其敵しがたき事をさとり、御船の前に降り、頭を地にたゝきていはく、今より後乾坤のあらんかぎり、長く日の本にしたがひて馬飼となり、船柁をほさずして、春秋に御調物を献らんとてまつろひぬ。重て誓てまうさく、ありなれ川の水かへりて逆に流れ、河の石のぼりてあまつ星となるまで、貢物をかく事あらば、天神地祇つみなひ給へと申す。これより新羅は、一年に八十艘の船に貢をつみて、日本に奉れる事久しくたえず。皇后みづからつかせ給ひしみほこを新羅王の門に立置て、後葉のしるしとし給ふ。百濟高麗二國の王も、新羅王の降參せるよしを聞、神威に感じ武德をおそれ、おなじく皇后の御陣の前に來り、此後長く日本に服し、貢物を奉らんよしを申されける。かく三韓悉く我朝に隨ひしかば、大矢田宿禰を鎭守將軍として三韓に殘し、其政を司らしめ、皇后即御軍をかへし、十二月四日筑前國につかせ給ひ、姪濱なる袙濱よりあがらせ給ふ。（姪濱に皇后の御船より上り給ひしと云道今にあり。其道をせばむるものあれば必其身に祟ありと云傳へたり。）かくて皇后は香椎宮に入らせ給ひ、御產所をえらび、蚊田の邑に定め給ひ、鸕鷀の羽を以て產舍をふかさせ給ふ。やがて產舍にこもらせ給はんとて、香椎の宮を出て廬津の浦（筥崎の事なり。）を過させ給ふ時、御腹いたみおはしましける故、はらいたと宣ふ。後人其所を名付てはらたと云。（今筥崎と多々良との間なる原田と云所是なり。）とかくして行幸をいそがせ給ひしが、日已に斜なりければ、道のほとりなる石に御腰をかけられ、日を守居給ひて、何の時にかあらんと宣はせける。故に其石を名付て日守石と云。（糟屋郡阿惠村圃の中に今も其石あり。則其側に神后廬跡を祝ひ奉り、日守八幡と號す。）そののち道の側なる川にのぞませ給ひ、御手を洗はせ給ふ。其所を今に至まで御手洗と云。（糟屋郡別府村の枝邑にして、川の側にあり。）供奉の人人御輿をすゝめ、はるゞゝ過させ給ひけるに、猶御腹のいたみつよらせ給ひしかば、あなわびしと宣ひける。時の人其所を名付けてわびしといひける。後

世に誂て旅石といふなり。（旅石村は那珂郡にあり。此所にも八幡宮を祝ひ奉る。）かくて蚊田邑も近づきければ、御産所いづくぞとはせ給ひけるに、御そばの人々そこと指さし申ければ、はや見ゆるぞと悦ばせ給ひける故、其所を早見の里と云。（宇瀰村の枝邑なり）終に御産所にいらせ給ひて、安産のまじなひなればとて、槐の木を逆さまに地に挿み、その東に向ひたる枝に取すがらせ給ひて、十二月十四日（辛亥の日）たやすく御産まし／＼ける。是よりして其所を宇瀰とは名付そめ侍ける。生れ給ひし御子をいだきあげ見給へば、うつくしき玉のをのこみこにてわたらせ給ふ。皇后を始奉り、群臣なべて悦びあへる事限なし。御産湯をまゐらせらるゝため、清淨の水をえらばれけるに、宇瀰村より東南に高山あり。其嶺に清水有よし聞えければ、彼水を汲取て産湯に用ひ給ふ。（靈門山是なり）御産所の側に生茂れる樹あり。其下にて産湯をめさせ給ふとかや。其木大に繁茂し、枝葉こゝにうるはし。名付て湯蓋の森と云。（此樹今にあり其もとのまはり九圍あり）此時産湯をまゐらせし官女を、湯方殿と號し、當宮の末社に祝はれ侍り。しかるに皇子の御腕の上に肉高くあつまりて鞆の如し、是胎内にましましける時、御母后雄裝をなし給ひて、鞆をおひ給ひしに似給へることなり。古は鞆をほんだといひしかば、則譽田皇子と名付奉る。又皇后の御腹にやどり給ひし時より。すでに天が下の主と定り給ひし故、後世には胎中天皇とも申奉りぬ。此時三韓はすでに歸服すといへども、境際には猶異なる心を挿む人もやあらんと、御産所の四邊に八の幡をたて、兵士をして護らしめ給ふ。後世に八幡大神と申奉るは此故なりとかや。桓武天皇の御時、淡海眞人御號といひし人、勅を受て御諡を應神天皇と號し奉りぬ。御胞衣をば御産所の傍なる川にてすゝぎけるに、川の魚其血をのみける故、今の世までも此川の鱗、はえなど、他の川の魚にかはり、皆吻腴すぐれてあかく侍るよし、古き文にもしるせり。御胞衣をば宮の後なる山

に置今其所を胞衣の浦と云所をえらびて、後に與良の濱に納めらる。箕崎の事なり又この時取すがらせ給ひし槐の枝は、やがて根ざして大木となりけるとかや。其後度々植かへしかども、其本所をたがへず、其種子を絶さず、今にあり。昔は宇瀰宮の槐とて、皇后皇女を始奉り、御産平安の御所の御衣木には、必此槐を用ひられしとなん。されば平産を司る木なればとて、子安木と名付ける。子母秘録と云もろこしの書に、槐樹東に引枝を取て孕婦をして手にこれを把しむれば、即生じやすしと見えたり然ればもろこしにもかかる事侍るなりあくる辛巳のとし、皇后は都に上らせ給はんとて、御子譽田皇子をともなはせ給ひ、宇瀰の宮をいでゝ大口の嶺をこえ、穂浪郡に出給ふ。其時皇子に御乳をまゐらせ給ひし所を乳呑坂と云。穂浪郡内住村にありかくて穂浪郡大分村に至り給ひて、行宮にとゞまりましましける。後人其所を宮のうらと云。ここにて筑紫の政事を定め給ひて、陪從せし多くの軍士どもをおのおの國々に歸し給ひ、縣主村主をも其所に分ちつかはさる。故に其地を名付て大わけと云。

後世聲にとなへて、だいぶと云也。此所にも神託によりて、神龜三年に御社をたてゝ、大分八幡宮と號す。日の本にて五所別宮の第一なり。そのとし二月、皇后群臣及百寮をひきゐて長門國豐浦宮にうつらせ給ひ、仲哀天皇の御屍を收て、海路より都に上らんとし給ふ。時に皇子の庶兄麛坂王、忍熊王謀叛して、皇后御母子を討奉らんとす。麛坂王は早く亡び給ひぬ。皇后、武内、武振熊等の大臣に詔して、忍熊王を討しめ給ふ。武内宿禰等よき兵をえらび、山背より莵道に至り、謀をめぐらして敵を欺きければ、忍熊王兵をひいて退く。武内宿禰これを追て逢坂に至りて敵にあひぬ。故に其所を逢坂と云。是山城と近江の境なり。忍熊王も終に亡び給ひぬ。皇后は大和國に至り、磐余の都に住せおはします。稚櫻宮と云。このとしを即神功皇后の元年とす。二年の冬十月仲哀天皇を河内國志紀郡長野陵に葬り奉る。後に豐浦宮、宇佐宮及此御宮にも、假墓を築て、仲哀天皇を祭り奉る。今にあり。うみの宮の前に、石陵あるは是也。三年正月に皇子を立て皇太子とし給ふ。武内宿禰もつぱら萬機を司れり。皇后

御在位の間、三韓年ごとに御調をとなへ、四の海波しづかにして、國とみさかんなりき。凡天下をしろしめす事六十九年、御ことぶき百歳にて、己丑のとし四月十七日、稚櫻宮にて崩御在らせ給ふ。終に狹城盾列の池上の陵に葬り奉る。此御陵は大和國奈良の西一里許、超昇寺村の北、うたひめの町の西にあり。後世此御陵にさまざま祠異多かりし事共國史に見えたり翌年庚寅のとし正月、譽田皇子位につかせ給ふ。大和國輕島明宮にまします。御生質御いとけなきよりさとくまし〳〵、玄鑒深遠にして、御すがた御ふるまひ端表あり。帝位につかせ給ふに及て、いよ〳〵徳をつゝしみ、政をよくし給ひしかば、國さかえ、民ゆたかにして、御位につかせ給ひて後三年、東の蝦夷人悉くみつぎ物をたてまつる。七年西のとなりの遠き國も、ますますめぐみになづきけるにや、高麗百濟任那新羅の人來朝せり。武内宿禰におほせて、諸の韓人等に池をほらしめ、其池を韓人の池と云ふ。かゝる上にも猶人の心直に、世の中おだやかならん事をおぼしめし、十五年百濟國より來りし阿直岐と云し人を、太子菟道稚郎子の師として、もろこしの聖の經典をよましめ給ふ。天皇阿直岐に問てのたまはく、汝にまされる博士ありや。こたへてまうさく、王仁と云者、是秀たりと、こゝにおいて、ふたりの使を百濟につかはされ、王仁をめさしむ。つぎの年十六年王仁はじめて論語などの聖のふみを持來り、太子に授奉れり。此太子以下是を師として、諸のふみを習ひ給へり。此時よりぞはじめて聖の道をもきこしめし、我國の神道をも擴め給ふ。それより後相つゞきて、世々のみかど儒教をたふとばせ給ひ、學校とて、ものまなびする所をたて、衆人にもひじりの道をまなばしめ給ふにより、普く倫常の理を知り、我國民永く夷狄の汚俗をまぬがれぬる事、其ことのもとは此帝よりおこれり。又此時までわが日の本に、いまだ布帛をおりぬふ道つたなかりしに、吳國に使して縫工女をまねき、衣服裁縫の術をも天下に示し給へり。かく民

を益し、國をにぎはす事にのみ、もつぱら御心を用ひ給ひしは、いと有がたき御事ならずや。されば我國の我國たるは、皇后の異國をしたがへて、武德を萬代にてらし給ふによれり。又ひじりの道を天下にをしへ、人の道たゞしく、禽獸のさかひにおちいらずして、神道の百世に明なるは、八幡大神の御めぐみによれる事なれば、わが日の本にうまれたる人は、たかきもいやしきも、たれか此二はしらの御神の恩德をあふぎ尊まざらんや。此みかど御代しろしめす事四十一年にして、庚午のとし二月十五日明宮にてかくれ給ふ。御ことぶき百十歳おまし〳〵き。明年河内國志紀郡に葬り奉る。則今の譽田八幡宮の後なる御陵是なり。かくて其後二百六十年あまりにして、欽明天皇三十二年辛卯のとし二月十日癸卯の日、豐前國宇佐郡菱形池のほとりにして、始て神とあらはれ給ひ、大神比義と云人に、我は是譽田天皇廣幡八幡麻呂也と示させ給ふ。其後勅使を下して鎭め祭らせ給ひき。是則應神天皇の八幡大神とあらはれさせ給ふ始なり。八幡大神の生日を卯の日と云はあやまり也。託宣ありて神とあらはれ給ひし事、卯の年卯の月卯の日なるによりて、祭日とは定めたる也かゝりし後は、諸の國にも此御神を崇め祭り奉る。中にも此宇瀰の邑は御誕生の靈地なればとて、敏達天皇の御時に、宮柱ふとしきたてゝ、神功皇后八幡大神を祭り奉る。後世に至りて五座とし、中殿に八幡大神を祝ひ奉り、左殿に寶滿明神、玉依姫大祖權現伊弉諾尊を祭り奉り、右殿に神功皇后住吉大神を祭り奉る。されば大神御降誕の靈地に祭り奉る御神なればにや、靈驗殊にいちじるく、神德至て新なり。中にも平産の禱をなし侍るに、そのしるしことにすぐれたり。今も昔を慕ひつゝ、槐の枝を手折て産婦に與ふるに、必産育平安なり。かくいみじき御廟なる故に、いにしへは神田封戸も所々に多く、神殿いといかめしく、末社あまた所ありて、神職社僧の家も四邊に所せきまで甍をならべ、至て繁榮の靈區なりしに、應仁の後天正の始まで、四の海波風

おだやかならずして、七の道皆干戈のちまたと成ければ、神田も漸々豪右のためにをかし掠められ、祠官は落魄し、民間におちいりて、たゞ農業を勤とし、神殿も兵燹にかゝり、かたはらなる神職の家々類燒し、神廟の衰此時に至て極りぬ。かゝりけれども猶祭田は殘り侍りしを、天正十五年豐臣秀吉公九州征伐の時、殘らず沒收せられける。其時小早川左衛門佐隆景此國の主となり、國中諸の大社のおとろへを悲しみ、私として祭田を寄附せられし所多し。この御宮にも神領を寄附せらる。されども其養子秀秋の時に至て、又殘らず收納有しかば、御廟もいよ／＼おとろへ、神事祭禮も絕て行はざる事のみ多く成にける。さればむかしはこの御廟の祭禮月々に事しげく侍りしとかや。中にも八月十五日に大祭あり。放生會をも執行せり。其法他の社にかはりて、八月朔日より十五日に至るまで、川の魚を取事をふかく禁ず。かくて十五日に放生あり。今に至てかくの如し。

又八月十四日には、御神體を神輿にうつし奉りて、井野山の麓なる御旅所に御幸なし奉る。此時御輿をやすめし浮殿の址も猶殘れり。同十五日には流鏑馬あり。其馳道を流鏑馬の尾と云。十六日に還幸あり。又當國怡土郡長野村は、そのかみ此御廟の神領なりしかば、彼所の產人等この御神をたふとみつかへ來りけるが、其道遠くして老若の輩參詣の便よろしからずとて、長野村に原廟をたてゝ宇瀰八幡と號す。しかるに此日には、かの長野宮の祠官等悉く此御廟にまゐり、神輿に陪從して音樂を奏す。よつて其樂をかなでし所を音樂河原と云。二月初卯日、霜月初卯日にも大祭ありしかども、仲秋の神事を以て年中第一の祭とす。十二月十四日には御誕生會あり。其外年中大小の祭凡そ十餘度ありしとかや。かゝる祭禮も神領なくなり侍るより、いつとなくすたれ、御旅所浮殿も其あとばかりをとゞめ、音樂河原の名は殘れども、笛鼓を吹ならす人もなし。むかし一の端

出雲をひきし所、今は村の名に呼て、しめと云ふ。其外二所の鳥居は、たゞそれとばかりに舊跡のみ殘れり。（昔は三所に鳥居有りしが、今はたゞ一所殘れり。）凡日の本に、國とし所として八幡宮を祭り奉らざるはなしといへども、さりわき此ところは、そのかみ神后みづから山川のひいで、水土のいさぎよきをかねてよりみそなはし給ひ、大神御降誕ましましける御宮どころなれば、誠に他にことなる靈境也。さればいにしへ今遠く隔りゆく末の世なりとも、此御廟のいやまひは、幾千代までもかはらざるべきことわりなるを、此さきちかき世のみだれにより、其いやまひを忘れ、むかし今盛衰時をかへ、かくおとろへさまに成行侍りぬるは、こゝろあらんきはの人歎て猶餘ある事ならずや。今この御廟のありさまを見奉るに、神殿は西南にむかひ四邊に喬木ども多く生茂り、積れる翠鬱々として、宮居の久しきしるしをあらはせり。拜殿の右には、みこまじなひの梅の枝千年をかさぬべきけしきを含み、左には瑞蓋となりし楠の梢、かはらぬ色に萬代をこめたり。後には里見川ながれて放生川となる。前には長路四達にわかれて、ゆきゝの人たえず。御廟の左に放生池あり。其通路には神功皇后の三韓より歸らせ給ひし時、御船につみ來れりといふなる二つの石を橋として、これを高麗橋と名付く。神の御めぐみふかき、池の心のほかに見えて、魚鳥のあそびたはぶるゝも、おの〳〵其所を得たるごとくなり。凡此所は谷のおくなる山ぶところの内なれば、宮居ふかくしづけくして、神靈の御いきほひもいといかめし。四方にめぐれる山のたゞずまひ、川のながれ、木のこだちまでも、他にことなる秀靈の地也。されば此所の景色をうつさば、いみじき丹青の手といふとも、筆及びがたかるべし。いはんやつたなき詞には、いかでか其かたはしをもとゞめてんや。かくすぐれたる靈地なればこそ、我朝の宗廟といはれ給ふびじりの昔の御産所とは成侍りけめ。されば寶物おごろふ

れば、又さかえ衰ふる事は、あめつちの自然の理なればにや、いにし天和のさし國君此御廟の故事を聞しめし、絶て久しき祭田をも寄附し給ひ、それより御いやまひもいやましければ、年月に隨ひて、などかいにしへのさかえにも立歸る時なからんや。今つらつら考見侍るに、わが日の本のうちにして、いつき祭られたまふ八代の神いくばくぞや。中について八幡宮の神德の至てめでたきは、ことたぐひなくぞ覺え侍る。其故いかんとなれば、日本武尊、仲哀天皇を御父祖とし、殊更御母神功皇后の御功業は、からやまとにかゞやき、古今に傑出し給へり。八幡大神も御胎内にまし〱ける時より、はやく天下の君と定り給ひ、且異國まで我朝にしたがへり。已に長なり給ひて後、よく君德ををさめて、天下平なるのみならず、萬世のためにものまなびする道をつたへ、文教を施し給ひしかば、天下の人、聖の道をまなぶ事を知りて、目今に至るまで、そのたまものをうく。又よく神后の御跡をおひ、御志をつぎ、武德ををさめ給ひて、わが國、人の國まで彌そのいきほひに隨ひ、ながく軍神といはれ給ふ。御よはひは百あまり十させまで、ひさしくたもたせ給ひて、仁德天皇莵道皇子など、たぐひなき賢哲の御子おはしまし、是父是子のほまれを後世に殘し給ふ。もろこしのいにしへ、周の大王より文王武王周公まで、聖君相つゞき給ふ事、古今ためしなき事とこそ聞え侍るに、我國の日本武尊、神功皇后、應神天皇、仁德天皇、宇治皇子、世々文武の大德ましますす事、かのもろこしの昔のためしにも、をさ〱おさらせ給はず、めでたき帝にておはします。凡應神天皇に皇子二十人まし〱て、その末ひろく榮えさせ給ひ、今の世に至るまで、上天子及將軍家を始奉り、その末の公家武家源平橘の三姓、其外王孫たる家々或は國主郡司となれる輩、多くは是八幡大神の御苗裔なり。此帝は其外よろづにつきても、おぼしめすまゝなる御事の

みにて、百福千祥おのづから御身に備はり給へりさいひつべし。かくのごときの御神は、我國人の國にしても、又類なかるべし。しかれば淸淨正直の誠の心を以て祈奉らん人、などか其感應なからんや。八幡宮の御託宣にも、人の國よりわが國、人の人よりわが人、又宣はく、われに住處なし、たゞ正直のかうべに神やどると侍れば、此御ちかひを信じ仰ぎて、邪なるおもひをひるがへし、正しく直なる心を本とし、つゝしんで身をさめ、よく神を尊みつかふる事おこたりなくして、其誠つもりなば、淸らかなる水に明らけき月のうつるごとく、また火のかはけるにつき、水のうるほへるに流るゝごとく、おのづから神明の感應ありて、百の祥をくだし給はん事、うたがふべからず。然らば則萬の殃なくして、家さかえことぶきながく、子孫繁榮し、五のさいはひ身にそなはらば、皆これ神のたすくる所にして、所謂吉にして利あらざる事なき也。ふるき神語に、神は人の敬を以て威をまし、人は神の德によりて運をそふといへり。然れば、衆人よくわが身をかへりみをさめて、人の道を盡し、神明をうやまひて、人心よくことゝのふり、神德ます〳〵あらはれ、神人以てやはらぎ、民安く國ゆたかにして、君臣上下こと〴〵く樂しからん事、乾坤と共にかぎりなかるべし。つゝしんでなおこたりぞ。

詠産宮古歌

萬代集　家隆

諸人をはぐゝむちかひありてこそ
うみの宮にはあとをたれけめ

拾玉集　慈鎮

かけまくもかしこけれどもうみの宮
我賴君にしるしあらはせ

夫木集　西行

朝日さすかしひの杉にゆふかけて
くもらずてらせ世をうみの宮

元祿癸酉之歳九月十五日

筑前後生　貝原好古謹記

產宮緣起後叙

元祿七年三月

宇瀰宮者。八幡大神之所降誕而爲本源之地。其名昭晰乎古今。顯揚乎海內。今拜其淸廟。則於穆威靈儼然。人望而畏之。其地山川秀麗土宇潔靜。是造化精氣之所鍾。宜乎神后之相攸于此也。往歲邦君源綱政公（公本姓黑田、賜松平氏。叙四位下任侍從。）命予記大神鎭座之所緣。然不佞年既逾指使潦倒之餘。記性漸減。筆力益弱。恐不堪茲任。請辭。因茲令家姪好古述作。述作既成。於是擇善書者。予之交友平井重信者。國之絕手也。素敬奉于神祇。以此故。雖官務鞅掌而日力勞憊。有謄寫之志。聞告公遣詣于產宮。於廟前淨書之。淹留凡七日而成功矣。其間朝夕潔愼齋戒、其方始書時。座主坊良雅及其弟子春長。啓廟堂之扉帳。告其事於大神。重信之謄寫之志、可謂盡精誠也。若夫神廟故事。好古之所記。除去俗說之鄙俚而妄誕者。唯取質實而有據者。其事實已詳備矣。吾復何述。竊謂古者蘋蘩薀藻之薄。尙薦之鬼神。況邦君欽崇之餘。令儒臣記其故實。命工裝潢。納之神庫。將傳諸後昆。其享獻之腆誠意之盛。可以感神。神豈可不攸歆乎。予盛其事書之卷尾。以詒來裔而已。

糟屋郡蒲田村八幡宮緣起

我日の本は、神明の開き給ひし國なれば、高き賤しきによらず、神威を仰ぎ神德を尊まずといふ事なし。然る故に、十室の邑といへども、必らず神祠を建てて產靈とし、崇め祭奉れり。茲に筑前州糟屋郡蒲田村の產靈は、八幡大神にておはしますなり。抑も此御神は天照大神に並て、日本二所の宗廟と祀れ給ふ。わきてめでたき御神也。つら／＼其事の本を尋侍るに、我國開け、天神は七代、地神は五代にてすぎぬ。

人皇の始めの帝をば、神日本磐余彦天皇と稱す。後に神武天皇と諡し奉りぬ。この帝より十四代すぎて、天が下しろしめしける帝をば、仲哀天皇と申し奉り、其御后をば氣長足姫尊と申奉る。中古にいたり諡を奉りて、神功皇后と崇め奉りぬ。此皇后は人皇第九代の帝開化天皇四世の御孫にして、氣長宿禰の王の御女なり。御母をば高額媛と申しき。皇后幼き御時より聰明叡智にして、御顔かたち甚うるはしかりしとかや。仲哀天皇八年正月に、天皇筑紫の敵を平げさせ給はんため、皇后と共に長門國豊浦の宮より、（今長門國の二宮は、此行宮の舊址とかや。）筑紫へ下らせ給ふ。天皇は山鹿の岬より岡の水門に入り給ひ、（筑前遠賀の郡蘆屋の港の事なり。）皇后は洞海より岡の津に入せ給ふ。（洞海は、遠賀郡海士住といふ所より、蘆屋までの間せばき入海なり。）此時岡の縣主怡土の縣主など參れり。（縣主といふは郡の司なり）天皇皇后共に香椎の行宮に久しくおはします。此時異國をうたせ給へと、天皇にさま〴〵神託ましますといへども、天皇用ひ給はず。其御祟にや、明年二月、天皇香椎の宮にて崩御なり給ふ。その時御屍をさゝめし御棺を、椎の木にかけおかれしに、異香四方に薫ず。之によりて其所を香椎とは名づけらるゝなり。天皇の御屍をば武内大臣より奉りて、長門國豊浦の宮に殯したてまつる。ことしは軍ありしゆゑ葬り奉らず。天皇崩御の後は、皇后天下ををさめさせ給ふ。天皇さきに神の教にたがひ、崩御まし〳〵ける事を、皇后ふかくなげかせたまひ、重て神託をうけて、三韓を伐給はんため、更に齋宮を小山田の邑につくり給ふ。今糟屋の郡山田の邑に聖母屋敷とて、神功皇后の御廟あり。これ昔時皇后異國退治の事をいのり、諸神を祭り給ひし齋場の古き迹なり。三月朔日吉日なればとて、齋宮に入給ひ、みづから神主となり、さきに仲哀天皇に神託ありし神の御名を問せ給ひ、其神の教をうけて、其神々を祭り給ふ。其後吉備臣の祖、鴨別といふ人を大將として、熊襲を伐したがへ給ふ。（熊襲は日向國にありしなり）又荷持田村といふ所に、羽白

熊鷲といへる強敵ありて、皇命にしたがはず、つねに人民をかすめなやます。荷持田村は、今の夜須郡秋月邊の事なるべし。秋月の奥に、今も野島村とてあり皇后是を打給はむとて、香椎の宮より夜須郡松峽宮にうつらせたまふ。時に飄風俄におこりて、皇后の御笠を吹落しける。この故に其所を名づけて御笠といふ。今の御笠の郡なり。其後怡土郡雷山の層増岐野にいたり給ふ。此所にて軍兵を催し給ひ、荷持田村に居たりし羽白熊鷲を打亡し給ふ。此時皇后御そばなる人に向ひ給ひ、熊鷲をとり得て、吾心安しとの給ひける故、其所を名つけて、安といふ。今の夜須の郡なり。山門の縣にいたり、土蜘蛛、田油津媛を討給ふ。其後、皇后肥前の國松浦縣にいたり、玉島川にて年魚をつり給ひし事あり。筑前國に歸らせ給ひ、仲哀天皇の御ために、みづから新羅を攻給はんとて、香椎の宮にて武内大臣と軍の事を議定し給ふ。凡神の教のしるしある事をしろしめして、神祇をまつり給ひ、異國の征伐御心のまゝに功あらん事をいのり給ふ。又

御祭のため、儺河の水を引て、神の御田を作らせ給ふに、迹驚の岡今那珂郡安德村の御所原是なり。にいたり、大岩ふたがりて溝とほらざりしを、武内大臣を召て、神にいのらしめ給ひけるに、忽に雷電おちて、其岩を打さきてたやすく水を通しける。其溝を裂田の溝といふ。今那珂郡安德村の東の方なる、山田一の井手のながれに其遺迹あり。又香椎の浦にて、御試にみぐしをあらはせ給ひ。此度異國をうたせたまはんに、御こゝろのまゝになるべくば、御髮わかれて二になるべしとて、海水にすゝぎ給へば、御ぐしおのづから二にわかれぬ。其所いまも香椎の浦にあり。濱男の里の乾の方七八町ばかりに、御島とて小き岩島あり。潮みちぬればわづか石見ゆる程なり。むかしは大なる島にて、三島明神といふ社ありけるとかや。此所彼古迹なり。同年十月、兵船をそろへて船出せんとし給ふ時、皇后かりに男子の形をまなばせたまひ、みづから鉞をとりて、三軍に令して曰、かねつゞみ節なく、旌旗まがひみだれなば、士卒とゝのはじ。財寶をむさぼりて、私慾をいだかば、必敵のために虜れなん。敵すくなくともなあなどりそ。敵多

くともなかゞまりそ。おかししのがばなゆるしそ。自服ふをばなころしそ。戰ひかつものには必賞あらん。にげはしらば罪あらんとぞのたまひける。此軍政のおもむき、何人もいひつべき事のごとくなれども、其理をあぢはふときは、孫呉といふとも、此外ことなる軍令なかるべし。殊に其御詞約にして旨ふかし。誠に生知の御才徳とも稱し奉るべきにや。舍人親王の聰明叡智にましましけると記し給へるも、ことわりにぞおぼえ侍る。かくて香椎浦ちかき名島より、御船を出させ給ふ。この時住吉の御神の和魂は、皇后の玉體にしたがひて御命を守り、荒魂は先鋒として、師船を導き給ふ。しかるに皇后開胎にあたらせ給へるゆゑ、則石をとりて御腰に挿て、事竟て還らん日、こゝに産れ給へと祈たまふ。その石怡土の郡深江の西にあるよし、萬葉集、筑前風土記、日本紀等に見えたり。石の長短重さまでくはしくしるせり。○深江の西、つゞみ石といへるあたり、海邊より北の方、大に平なる岩の上に、彼二の石ありけるを見たりといへる老人、寛永のころまでながらへてかたりけるが、いふばかりなくうつくしき石なりけりとぞ。經尺の璧なりしと古き文に記せり。亂世にぬす人のぬすみけるとなん。ほどなく對馬島にいたり。和珥津より新羅へわたり給ひしに、風神風をおこし、海神波をそへ、大魚御船を挾み守り、さまざまの神助ありて、順風つよく吹、ほどなく新羅にいたり給ふ。

此時海水遠くみちあがり、新羅の國中におよぶ。是則天神地祇の皇后をたすけ給へるしるしなるべし。新羅の君臣大に驚き、諸臣をあつめ、新羅の國始りしよりこのかた、かく海水の國にのぼる事をきかず。もし天運つきて、國則海となるにやと歎ける。かゝる所に師船海にみち、旌旗日に輝き、鼓笛聲を起し、山川をひゞかし至りけるを、異國の君臣はるかにのぞみ見て、是よのつねの兵にあらず、己が國を滅さんとするなりとおぢおそれて心まどひぬ。しばらく心をしづめいひけるは、吾きく東に神國あり、日本といふ。又聖王ます、天皇といふ。必其國の神兵なるべし。いかでか兵を擧て拒んやとて、自囚人のごとくいましめられ、皇后の御船の前に來り、頭を叩き申されしは、いまよりのち永く乾坤のあらんかぎり、日の本の馬飼となり、船の往來絶る事なく、馬の梳馬の鞭を春秋に奉る事おこたらじ。馬の梳鞭といふは、日本の馬飼と成べしといへる詞によりて、身を卑下していふの詞なり。又年ごとに男女の調物を奉

るべしとて、則重て誓て曰、東より出る日西より出、ありなれ川の水逆に流れ、（是朝鮮國鴨緑江の事なり。）河の石昇てあまつ星となるまで、春秋に朝する事おこたるべからず。もし此誓に背きなば、天神地祇ともにみな我をつみなひ給へとぞ。是よりして後代まで、八十艘の船にみつぎ物をつみ、日本に奉れり。此時皇后のつかせ給ひし御矛を、新羅王の門にたてゝ、後の世のしるしとし給ふ。新羅王すでに降せられしかば、百濟高麗の王も、皇后の御陣の前に來り、此のち永く日本に屬し、貢を奉らんよしを申されける。かくのごとく三韓ともに我朝にしたがひしかば、皇后則御軍をかへし、十二月四日、筑前につかせ給ひ、姪濱浦の袖濱よりあがらせ玉ふ。御船は名島につきけるとぞ。其御船の檣のちに石となりて、いまに名島にあり。（五六十年前までは、彼檣の石に、鐵の輪がね鎖殘りけるなり。今も鐵氣のこりて見ゆ）かくて皇后は、香椎宮にいらせ給ひしが、御産舍を蚊田の邑に定め給ひ、御産舍にこもらせ給はんとて、香椎の宮を出て、臼良の濱（今の箱崎の事なり。）を過させ給ふに、御腹いたみおはしますゆゑに、はらいたと宣ふ。後人其所を名づけてはらたといふ。今箱崎と多々良との間なる。原田といふ所是也。とかくして行前をいそぎ給ひしが、日すでに斜なりければ、道のほとりなる石に御腰をかけられ、日を守らせ給ひて、日は何時にかあらんと宣せけるゆゑ、其石を名づけて日守石といふ。（同部阿惠村の内にあり。）供奉の人々やう／＼御輿をすゝめまゐらせ、とかくして行けるに、なほ御腹のいたみつよらせ給ひしかば、一むらなる木陰にたちやすらはせ給ひ、あやしき石のありけるに、御腰をひやされ、あなわびしとの給ひしより、世の人其所を名づけてわびしとぞいひける。後に訛りてたびしとはいふなり。（糟屋部旅石村八幡宮ある所これなり）しばらくして、御こゝちもよく成給ひしかば、蚊田村におもむかせ給ひ、御産舍にいらせ給ひて、安産のまじなひなればとて、槐の枝を地に挿み、それにとりすがらせ給ひて、たやすく

御產ましましける。是より其所をうみと名つけ侍りける。（其時の枝は大木となれりといふ。それより度々生かはりけるにや、今も木生たり。此木の枝を產婦の產舍に挿げ安產すとて、人みな千安の木といひならはせり。）此時國敵皆歸服し、三韓すでに降從すといへども、もし異なる心を挾む者もやあらんとて、御產舍の四邊に八の幡をたてゝ、兵の備をなして不虞を戒め給ふ。これを以て後世に八幡の御神號は侍るなり。又皇后いまだ御產なき前に、地をえらびて、此蒲田邑の内なる別火の里にて、別火を以て天神地祇八百萬神を祭らせ給ひ。御產平穩皇子安泰をいのらせ給ひぬ。げにも我國にては御產穢のはゞかりをかねておぼしめし。かくはせさせ給ひしなるべし。これを以ていまにいたるまで、此所を別火の里といふ。（へは別の轉語なり。別當を俗にべたうといふがごとし。火の字にきの音あり。今誤て部木と書なり。）皇子生れさせ給ひて後、腕の上に肉高くして、其形鞆のごとし。是御胎内にましましける時、御母后雄裝をなし給ひて、鞆をおひ給ひしに似給へりとなり。古は鞆をほんだといひしゆゑ、則譽田皇子と名つけ奉る。中古にいたりて、應神天皇と申し奉りし。かけまくもかたじけなき八幡大神是也。かくて皇后は、國の内所々の神祇に報賽ましましける。又後の代のしるしにせらるべしとて、異敵の鎧をうづめさせ給ひ、甲冑をも土にをさめ給ふ。其所を鎧塚、かぶと塚、冑坂となづけて、いまに濱男の邑にあり。（濱男は古より香椎村の内也。近來は別村となれり。）その翌年辛巳のとし、都の方にのぼらせ給はんとて、御子譽田皇子をともなはせ給ひ、宇瀰より大日の嶺をこえて、穗波郡に出給ふ。その時御乳をまゐらせ給ひし所を乳存坂といふ。（穗波郡の内住村に有り。）けはしき山坂を越、御氣つかれさせ給ひしゆゑ、道の側なる石上に坐し、いこはせ給ひける。其石を名付て、御腰かけ石と號す。（是又内住村にあり）其後同郡大分村の内、宮のうらと云所に久しくとゞまらせ給ふ。此地にも後に御社を建て、大分八幡宮と號す。八幡五所別宮の第一なり。（此御社中座八幡宮、左右に皇后と比咩神を祝ひ奉れり。）此外當國の内に、皇后御經歷の古跡所々に多く、擧てか

ぞへがたし。其後豐浦宮より海路をへて都にいで給ふ。此時津國住吉、廣田、生田、長田などの神々を崇めまつらせ給へり。又同國にて兵具をおさめ給ふ所を武庫山と云。大和國にいたり磐余の都に住せ給ふ。是を稚櫻宮と號す。かくて天が下をしろしめす事六十九年、御ことぶき百歳にて己丑のとし四月七日、稚櫻宮にしてかみさりましますす。同年冬十月三日、狹城の盾列の池上陵に葬り奉る。（大和國南都西の一里ばかり、超昇寺村の北、歌姫の町の西の方にあり）皇居かくれさせ給ひし後は、應神天皇御位につかせ給ひ、ちゞのおきてをなし、みづから萬機の政をきこしめし、つねにおほよはにいねさせ給ふて、只民やすく國ゆたかならん事をのみ思ひはからせ給ひける。其御めぐみひろかりしかば、近きもの悅び、遠き者來て、西の諸國もますます化に歸し、東の蝦夷もおのづから心服し奉りければ、上ゆたかに下さかえて、めでたき御代に侍りしとかや。かゝる上にも猶神の御おきての永々萬代までにつたはり、人の心すなほに、世の中おだやかならむ事をねがはせ給ひけるゆゑ、百濟より阿直岐王仁などいへる博士をめして、もろこしの聖の道を取用ひ、我國の神の教をおしひろめ給ふ。又天下の人民、衣服裁縫の術精しからざる事を憂ひ給ひ、呉國に使を遣し、縫工女をめして、天が下に其術を示させ給ふ。かくてみよしろしめす事四十一年、庚午のとし二月十五日、明宮にてかくれ給ふ。御ことぶき百十歳おましましき。御陵は河内國譽田八幡宮の後にあり。長野陵といふ。大なる陵也。欽明天皇三十二年辛卯のとし二月十日癸卯の日、豐前國宇佐郡菱形池のほとりにて、譽田天皇の神靈、大神比義といふ人に託して、我は是人皇第十六代、譽田天皇廣幡八幡麻呂也。諸州を照臨すといへども、今始てこゝに顯るゝとの給へり。是應神天皇始て神とあらはれ給ひし始也。（八幡宮の祭日に卯の日を用る事、始て顯れ給ふ日卯年卯月卯日なるによりて）ほどなく勅使を下して、其所に御社を建られ、八幡大神、比咩神をいはひ祭り給

ふ。（比咩御神は宗像三神也。是には深き習ひあり。後に時々の八幡宮に比咩神とあるも、此三女神の御事也。玉依姫と云は僻説也）後に神功皇后をも合せ祭奉る。是よりして諸國にも此社を勸請して祭り奉る。中にも宇瀰宮は、八幡大神降誕の靈地なればとて、敏達帝の御時、始て御社をまうけていはひ奉らる。しかるに又此別火の里は八幡大神御降誕の新し給ひける地なるゆゑ、いつの時にか御廟をまうけてあがめ奉る。始は今の神社より南三町ばかりに鎭坐し給ひけるを、中ごろより此所にうつし奉る。祭る所の神三座、八幡大神、比咩神、（宗像三神）神功皇后なり。又大祖權現は糟屋郡鎭守の御神なればとて、相殿に祭り奉りて四所とす。（大祖權現は伊弉諾尊也）御宮作は南に向て、前には百間に餘れる馳道あり。若宮も（仁德天皇）御社の左にあり。凡御社の四邊より、遠く見めぐらしたる景色、田園はるかにして眺望ほがらか也。翠嶺緑山かさなりて、其ながめつきず、四時にかはれる美觀は、つたなき筆にかゝんも面ぶせなればやみぬ。又いかなる好事の者のしわざにや、神殿の東に曾我祐成時宗兄弟の塔をまうけたり。是其孝心のたぐひなく、武名の高きをたふとめる故なるべし。昔は此社に神田も多くありて、年中數十度の祭禮あり。中にも九月十九日は、式日の大祭にて、神輿御幸の儀あり。其外さま〴〵の神事ども行れけるが、いつしか世のみだれにより、神田もなくなり。祭祀神事もむかしにかはりておとろへ侍る。されども當社は蒲田、奈古、江辻、戸原、四村の産靈なれば、いまも九月十九日には、彼里々の村民等おの〳〵參りつどひて御祭を助け、異敵降服のよそほひをまねびて、神前にて流鏑馬を射、神樂を奏して神慮をすゞしめ奉りけるも、神明不測のたへなるは、古今の隔なき御事なれば、かゝるたふとき御神を、産神と仰ぎ奉るは、おほきに幸なるかな。敬べし、尊むべし。されば八幡大神、神功皇后、御母子同根御一體の神德は天地にみち〳〵給へば、かりにいはんも恐あり。いはんや大祖權現、比咩御神と御同殿

にましませば、天が下にあらゆることわざ、人の上につどへる祈請、此神々の御誓にもれたるはなし。しかれば清淨正直の誠の心をもていのり奉らんに、其しるしある事、影のかたちにしたがひ、響の聲に應ずるが如くならん。天平勝寶七年、八幡宮の御神託に、人の國より吾國、他の人より吾人とあり。もとより八幡宮の御神德は、廣大光明にして、天が下を悉くてらしのぞみ給ふゆゑ、大八洲の內もろ〳〵のかしこきもおろかなるも、たかきもいやしきも、みな是神の民なれば、洩さず守らせ給んとの御ちかひなるを、此神誓をないがしろにして、ひとの國の法を尊びなんは、神慮にだかひて、その罪のがれかたくぞおほえ侍る。又御託宣に、吾に住所なし。正直の頭の上にやどる也とあり。しかれば一身の心源を清淨にして、神代の風儀を崇敬し、正直の根元に歸り、邪曲の末法を捨て、宗源の正道に志しなば、神人一致して、萬のわざはひなく、百の祥きたりて、天長く地久しく、君は上にゆたかに、民は下にとみて、ともに子孫永くつたはり、萬代までに榮えさかえん事、いのらずとてもまもり給はざらめかも。

元祿八年秋八月十五日

筑洲晚進　貝原好古謹記

遠賀郡熊手村岡田神社緣起

岡田神社緣記序

神者人之本也。不可以不事也。然而神有正有淫。所其當祭者正神也。非其所祭而祭者淫祀也。禮經曰。淫祀無福。蓋所以兆民安堵而年穀豐穰者。固君子致休徵之力也。而神明之陰祐冥衛者。其功亦不可誣之也。此正神之所以有福。而不可不事也。事之之道在誠敬而已矣。且祭神尚潔。故曰夙夜惟寅直哉惟清。尊岡田三宮者。在筑州遠賀縣熊手邑。其所祭數神者。並是上世所崇拜祖宗之靈。有功于

民之正神。爲衆人之本而所當祀也。然則所以爲民禳災除害而有福也。爲之民者亦所當祈禳災而求福應也。其祠官波多野氏世守其祭祀。然而恨無傳記之徵諸庶民而不信從。於此乎請鶴原氏之述作。而傳記既成焉。予繙覽之。上考證遙昔。下彙收近古。可謂具備也。且乞予之叙焉。嗚呼鶴原氏之言既詳而盡矣。予衰耄而昏忘復何述哉。雖然再其所請亦叵峻拒。故略錄常所聞。以爲之叙

寶永丁亥冬至日　貝原篤信書
時歲七十有八

國は神國なり。君は神孫なり。民は神民なり。これ皆神の物にておましませば、其道を神道と號して、神の代のくらくあらき頃より、人の代のあやある御代の始めまで、いちじるく傳へ來れるには、唯正直朴素をもて本として、濁穢たる事をはらひ、右を右とし、左を左とし、上を上とし、下を下とするちかひありて、彼誠をたふとぶにはすぎず。かゝるならひにや、神をあがめ、祭をいつくしくするくさ〲のしわざは、あだし國の、聖の御代にもおさるまじきまでおほくて、帝都五畿の外、あづまのはてしなき、心つくしのはしまでも、神道神事のあまねくおよびて、末の世のおとろふる中にも、是をのみおろそかにせぬ風俗こそめでたけれ。こゝに岡田の神社は、筑前國遠賀郡熊手村にあり。まつる所の神三社まします。第一社には神日本磐余彦の尊、第二社には大國主神、少彦名命、縣主神、此三座なり。第三社には神皇産靈、高皇産靈、玉留産靈、生産靈、足産靈、大宮比賣、事代主神、御膳津神、此八所なり。是を八所の神と申て、則神祇官にいつかれ給ふ所の、八神殿の神々なり。是を岡田の三宮と稱して、天地人の三才に表し、三つの寶殿、かなへの足のごとくに立ならび、安鎭國家の法を守り給ふ故、年中の祭事三所ともに同然にて、神輿を水門といふ所にさゝげ、

警蹕の聲いと妙にして、神事を奉行し、大宮司など馬車にて扈從し、在廳官人等是をたすけて、行粧を嚴重ならしめしとなり。社家傳に云、むかし神武天皇、日向の國より東征の時、筑紫の國岡田の宮にまうで給ひて、八所の神をまつり給ふとあり　古事記に、神武天皇、豐前の宇佐より筑紫の岡田の宮にいたり、一年ましますとしるせり。岡の水門に來給ふよし日本紀に見えたれば、岡の水門より此所に來り、一年とゞまり給へるなるべし　むかしは神社の宮づくり、尤いかめしく侍るよし、今もむかしの社の址とて、二三段斗なる所ある四方に堀あり　社のあとの地を掘れば、小石一面に廣くしけり。氣長足姫尊、こゝにいたりて八所の神をまつり、三韓降伏を祈り給へるによりて、それより其所を稱して、皇后崎といへり　是神功皇后の大善より入りて、洞海へ通り給ひし時、しばらくとゞまり給ひしにや　又由寺の下、海邊近き所に王屋敷の址と云傳るもあり。日本書紀に、足仲彥天皇、筑紫に行幸ありし時、岡縣主祖熊鰐、天皇車駕のいたるをきゝて、百枝の賢木をとりて、九尋の船に立、白銅鏡、十握劍、八尺瓊をかけて迎へ奉ること侍り、縣主熊鰐は則此所の地主神也　延喜式に、熊崎といへるも、此所をいふなるべし。此のあたりに、熊本、熊代など、熊をもて稱し侍る所も七所ありて、七熊などいふも、地主神の遺跡をいひ侍るにや　されば世の變代は、亂をふるより舊しき事は侍らず　天正年中豐臣太閤、神領を闕所せられてより、月次夏越の祓もたえて、神事もながらくすたれぬ　天文年中には、豐後の大友宗麟、兵火をもて神殿までもやきて、焦土となり、御旅所、鐘樓、反橋、馬場など、田圃となりて空しく其名をとゞめたり　御手洗の清水あり　濁穢の男女此清水を渡時は、色變じ、或は濁水となるといへり　坂本何某と云人あり、石を置て、清水を上下に分ち、上水を以て御手洗とし、下水を以て里人の用水とさせ

り。末社のあと多く殘り、猶かたばかりにつたはりたるもあり。神領の地、熊手、引野、宍生の内に在しが、今に至て、田の字となりて、其名多く殘れり。山寺村の下の海邊に、貞元と號し、民家八九軒ばかりある所あり。是も熊手村の境内なり。其地にむかし、熊手權現の鳥居ありしと云傳たり。今はなし其邊にて夏越の祓を修行せしとぞ。其遺風にて、今に至るまで、六月晦日には、村民等祠官によりて、麻の葉にて祓をなさしめ、里人は海水にて身を洗ひ、牛馬にも潮水をそゝぐとかや。慶長年中、當國主長政公、熊手村黑崎に城郭を築き、長臣井上之房をして守護せしむ。是時八所の神社、諸末社をも、地をあらためて、町の上の山に移せり。夫此神社は靈驗いちじるくして、元弘建武の亂の時に、御手洗の水色を變じ、天文天正の間には、行幸所の大岩、海中にて兩日が程にごりけるといひつたふ。又此神社、むかしより代々をへて、造營の例あり。親柱、花尾の兩城主あつて、尊敬していみじくかしづきぬるとかや。又往古より傳る神物、靈寶など、數々ありしといへども、いまにおよんでは、殘りとゞまらず。たゞ小野好古納めし鈴寶冠とて、今見るめにめづらしげなる物、今に傳へたり。又上下宮の事をものしたるふるき文書、あまたのこりしかども、くだ〳〵しければ、皆もらしぬ。夫神日本磐余彦の尊は、即神武天皇なり。人代の始の帝にて、豐葦原をたひらげてしろしめし、人の道をひらきしめして、百王の祖となり給へれば、伊勢大神宮につぎては、かくたふとき神はあらじ。世の人是をいはひまつる事の、おろそかなるに似たるは、闕典ともやいふべからん幸にこゝにましませば、いかばかりゆはひまつらざらめや。大國主の神は、三輪の御神にて、此大倭の國のあるじとして、諸神たちも此神をたふとみて、其恩德をかゝふり給ふよしのあることなり。少彥名の尊は、醫藥のことわざを始めて、民のなやみをす

くひ給ふのみか、又其徳いとうるはしく、神の代にもあがめられて、あまた所にいはゝれ給ふ。八神殿のたふとき事は、古語拾遺にしるしおかれしこそ、代々の御門のあがめまつる神、是にしくは侍らねば、其尊き事をしるべし　予は神道の深秘なる子細を知る者にはあらねど、社家波多野朝負が云ことを始にしるし、又社家に傳ふる條件を中につらね、終りには此社にまつる神等のいはれをかねて、京師の學士、松下西峯子に聞おきしかたはしを、おろ〳〵書付て、其祠官某がもとめをふさぎ侍るならし

寶永四年丁亥十一月廿二日

本州教授　鶴韜晉玉氏題

澳津宮之御事略書

一、宗像三神と申奉るは、則、天照大神の生ませる三女神にておはしまし候　神代に、天照大神、此三女神を筑紫洲に降らしめ給ひ、因て教へて曰く、汝三神、よろしく道中に降て居て、天孫を助け奉りて、天孫のために、いつかれよとしめし給ひて、天照大神の御神孫、末代迄、我邦のあるじとして、帝位かはらせ給はず、日の本に。わざはひなきための守護神と定めおかせ給へり。（此事は、三部本書、取分神代卷に委く見えたり。）是より、三神、當國三所に鎮座ましましける。則、三神の御社一箇は、澳津島（宗像郡澳島也　俗に澳の御前と申す　瀛津島姫大神也。）一箇所は、大島（海中也。同郡大島に御鎮座也。湍津姫大神也。）一箇所は、田島（陸地也　同郡田島村に御鎮座也　田心姫大神也）右神代より、いづれも、宗像郡に鎮座ましますゆゑ、宗像三神と申奉る也（田島より大島まで、海陸四里、大島より澳の島まで、海路四拾八里と云也　〇三神姉妹の次第は、神紀にのせられず、みだりに定むべからず　もし、しひて其次第をいはんとならば、神名いづれにてもましませ、澳津島の御神を以て第一とすへし。其故は、神紀に、みな、澳津宮、中津宮、邊津宮と次第したまへるを以てなり。）

一、かくのごとく、陸地より海上にかけ、遠方段々所々に御鎮座ましますゆゑは、後世まで、日本の大事たるべきは、異敵の災也　しかるゆゑ、神代より

も、異賊を退け給はんため、かくのごとく、三神の社を三所にたておかせ給ひ、だん／＼海路を斷切て、異賊を退治ましますべき備への御神慮なるにやといひ傳ふ。かやうに、此三社、異賊襲來の通路に、垣をなしたるごとくにおはします故、俗には、垣崎社などとも申けるよし。又俗書に、此三神は、强石將軍と號し、神代にも、七度異賊を逐かへし給へるよしなど見えたれども、三部本書になき事にて侍れば、後世の俗説也。

一、いにしより、異國の賊兵せめ來る事ありといへども、此神々の靈威ゆゑか、みな事なく亡び、我邦に災をなす事なし。むかしより、異敵せめ來りぬるとき、或、大軍、海上にて、みな、覆溺にてかされ、あるひは、にげ歸り、又は大風にあひて、船ことごとく、破損して、のがれ、にげもとりなどし、大敗に及び、或は、伊勢大神宮の神勅により、我三神の、本邦を守護し給へるゆゑ、神道、神德によれるなるべし。かゝる奇特の多ければ、他國より、我國をおそるゝ事、大方ならずとかや。

一、宗像の三社の御事は、右に記し候ごとく、神代に、大神宮の神勅にて、禁裡の御守たり。すべて、日本の主を他姓にうつし給はぬ御ちかひ、本邦の堅固たる守護神にてましますゆゑ、古より、代々の帝、我三神を御崇敬まします事、よのつねならず。肥前、筑後、豐前、豐後、壹岐、九州、所々に多く有レ之しを、應仁の大亂より後は、諸國みな、公方の命をも用ひずして、國々みだれしにより、皆、其近方の國主、郡司、城持などの惡逆人等。神領を掠奪ひけれども、猶當國に殘る神領、宗像郡幷糟屋郡の内、遠賀郡の内、鞍手郡、吉川河内にかけ、十萬石に及べる地、天正十四年までは、相違なく有レ之候へば、四季の祭、月々日々の神事おこたらず。此時は、澳津宮へも、神職かはる／＼渡海し、神事めでたく執行ひ、或神湊の五月濱に、神輿御渡海の事など申傳候。古來、祭の儀式の悉しき記錄は、定て、毛利殿家臣、草刈方の記錄には、慥に可有之候。禁裡樣より御崇敬おもかりし事は、舊記に悉しく相見え候也。

一、天正十四年に、宗像氏貞死去にて、子息もなきにより、大宮司本家は絶たり。抑、此時より、神領もなくなり侍るゆゑは、應仁の大亂より、天正の末まで、天下大にみだれ、諸國の大名小名、みな、公方の命を用ひず、國々なべて、我々持になり、互に他を亡ぼし、其地を奪はんと爭ひて、國司、郡司等、明

蟇弓箭を事させり。此ゆゑに、宗像大宮司も、代々弓馬にたづさはりて、其間、年は百とせあまり、世は七つぎ八つぎに及びければ、時代推移り、後には、常の城持のごとくなり、さながら、神道をば取失へり。しかれば、何れも重き神事などは、をりふし自身も執行ふ事あれども、月々日々の祭禮神事は、別に神職を定めおきて、皆其神職執行し、大宮司は、常の城持、大名のごとくなり來れり。其下の神職となりし者も、亂世代々經て、弓矢事を專とせしゆゑ、祭禮の作法等を少し覺えたるまでにて、誠の神道をば、いつとなく取うしなひ、露ばかりも知ざりけるこそあさましけれ。殊に神體本源の分ちも辨へずして、當社を八幡宮と申たるにより、小早川隆景の御書出し、長政公の御折紙などにも、みな、宗像八幡宮と有之。かやうに、我つかへまつる、名高き神の御名をさへ、しらざるほどの事にて侍れば、神道の本意などは、聞さら、夢にも見ざる事どものよし申つたへ侍る。扨、大宮司本家絶侍るとても、宗像の神領の滅ずべき樣はなき事にて侍れども、右の通、久しき世の亂にて、神職の者、三社の來歷、神の御名をさへ存せざるほどの事にて待れば、大宮司を、なみなみの城持のやうに心得、神領をば、氏貞自分の領知と存居けるゆゑ、秀吉公より、大宮司所領、皆取はなされ候へども、古來より、かやうの御社にて、日本守護の根源の尊神たる、神代よりの來歷を申ひらく事なきにより、秀吉公にも本より、微賤より出たる人にて、文盲におはしければ、當社の事、何の御沙汰もなく、又其時、事を執行はれ候衆中も、常の才智はありといへども、亂世の事にて、皆文才なければ、日本の本源、神國の由來をしれる人もなく、とかうの僉儀に及ばさりしゆゑ、二千年に近き、宗像三社の神領、此時に至り、長く絶ぬるこそうたてけれ。かへすがへす、此時神職の輩、少しも神道を辨へ、神代よりの來歷を述、訴訟申候はゞ、必す神領をよ

せられ侍らんを、前に記す如く、神職神道を辨へざりしにより、上世より傳はりし神領、此時絶えはて侍ぬ　抑、應仁の大亂の後は、公家武家の御衰微により、當社の御うやまひもなく、それより、世人もなべて、三社の神德を知るに及ばず、御社漸衰へ、さながら、やほ神ほこらの如くなりもてきぬること、時節到來、數々に餘りある事にぞ侍る

一、右の如く、神代以來、ゆゑある三社の御鎭座に侍れば、神領も伊勢に相つぎ、數萬石有ければ、四季の祭、月々日々の神事、大方ならざる事のよし相傳へ侍る　當社の祭禮、萬の記錄は、氏貞の緣者、皆取集め、浪人し、毛利家に仕へ、其子孫、只今毛利どの御内に、草刈太郎左衛門とて居申候　知行六百石かたまはるよし承候　彼者所に、三社の祭事、其外萬の舊記、長持二、持傳へ申よしなり

一、小早川隆景卿御卒去　宗像の神領、少もなくなり候後は、

（宗像の社領、秀吉公沒收し給ひし後は、天下の寄附はなく候　隆景自分として、宗像の社に貳百町、香椎宮に百貳拾町。神領をよせらる　御身、備後の三原へ隱居後、金吾中納言殿より、神領をよせられざるゆゑ、隱居の領より、毎年、米百石宛、祭料に御寄進あり　隆景卒去の後、金吾殿の國の政事あしきゆゑ、十萬石にて北國へ所替へあり　其間一年餘りも、當國の仕置、石田治部少輔被勤ける。其時、當社、香椎宮などの神領、皆取はなち被申よし　扨、御政所より、家康公などへ御訴訟にて、金吾殿又立歸り、當國を領せられ候へども、兩社の神領は、石田氏支配の時のまゝにて、皆取はなち被申けるよし）

三社の神職ども、おの／＼其事へ候御社を守り、昔の百分一なき、只まね方ばかりの祭禮を勤め來り候　しかれども、三社のうち、澳津宮は、五十里沖なる御宮にて、産子さへなければ、神職河野氏、私と

して、遙々の海路を凌ぎ、神事を勤むべきやうなく侍れば、時の神職河野四郎右衛門代より、漸く、年中に三度、遠島に渡り、まねかたばかりの神事を執行ひ申候。

一、宗像三社は、天照大神の三女神にて、ともに、同神御鎮座なり。但し其所々にて、中殿にそなへ奉る御神體の替り給へるまでの御事なり。しかるに、田島より大島の社に靈異あらはれ、大島より澳津島は、ます／＼神變多くおはしまし候。其神威の嚴重なる儀、大神宮にも、をさ／＼おとらせ給はぬ事ども多く侍り。此趣は、あまねく、諸人聞つたへ申御事なり。其替りめ有レ之子細は、澳津島には、上代よりの神法を堅く守り、今に上代の掟を、さのみ取ちがへ不レ申候。伊勢の如く、佛事を忌申ゆゑ、島にては、僧尼の參詣をゆるし不レ申、何ぞよぎなき事ありて、佛事など申事あれば、かれこれ、忌詞を以申候。僧をやうせいと云、尼をまるやうせいと申候。此外、忌詞、伊勢とは其品易り侍れども、皆忌詞にて申候。諸事の不淨をいみ、潔齋を專に仕る事、伊勢にもかはり申さぬ程、心を用ひ愼み候事也。かやうに、神事の執行ひ嚴重にいたし候故、其神威をあらはし給ふ事、上代に、多くは、かはらせたまはぬにやなどと、沙汰し候也。

一、長政公御入國のみぎり、澳津宮神寶の事聞召及ばれ、御覽可レ被レ成との御意候へども、神職も、つねの者も、神威に恐れ、御ことわり申上候ゆゑ、しからば、耶蘇は神を恐れぬ者なれば、とて、其ころまで博多に有之候切支丹寺の者に仰て、御取寄なされ候。扨、御覽の後、色々の神器共、御やぐらに入れおかれ候へば、頻に鳴動し、をり／＼、光物など飛出候ゆゑ、かやうに神慮にをしみ給ふ物ならば、返納なさるべきとて、又耶蘇持渡り、本のごとく納め置候へと仰付られけれども、彼者どもにも、何ぞ甚しき御祟ありけるにや、國主の仰なれば、一度は相勤候。

もはや此上は御免被ㇾ遊候へと、頻に御ことわり申上るにより、時の神職四郎右衛門を召寄られ、神器を御渡し、本の如く返納仰付られ候　其後、四郎右エ門存候は、とかく神寶あらはに有ㇾ之ゆゑ、かやうのあさましきことも出來る也　所詮、島のうちへさへ納め候へば、皆神物なりと了簡し、何がしとかや申谷に埋みたるよし、申傳へ待る　金の機物、其餘、女工の具共、皆金にて候由、四郎右衛門何と仕候や右神器うづみたる所を、子どもに不ㇾ申聞ゆゑ、今において其所しれ不ㇾ申候

一、元和年中、いまだ、彼島に御番所もなき時、對馬の廻船、大風に被損し、其内一人、澳津島に打上られけれども、人家なく、食物なき島なれば、飢死を待ばかり也　かゝる所に、夜夢に、神女示させ給ひけるは、汝大竹を伐り、葛にて筏に結び、乘りて流出ば、必ず助かるべしとありしかば、尊くおぼえ、夜あけて後、腰指にて大竹を切り、葛をたゝ、筏を作りけれども、ほとりも見えぬ漫々たる大海に、かゝる物にのり出ん事、さすが恐しくて、其日はやみぬ　また次の夜の夢に、汝海路に恐れず、はやく筏に乘りて流るべし。筑前國大島につくべし。彼所の四郎右衛門を頼み、便を得て、故鄉に歸るべしと示し給ふ　是により、翌日是非をかへりみず、筏に乘り、風にまかせ、潮にひかれて、ほとりもしらぬ大海に流れけるこそはかなけれ。かくて、次日の晝の頃、とある島にながれつきぬ。心をしづめ、身を休め、やう／＼步み行けるに、一人の老人にあひぬ。彼者、御身は四郎右衛門殿かと問ひければ、四郎右衛門大に驚き、其體の、流れより人として、いかで我名をしれるやと云　彼者答へけるは、かゝる事にて流れ來れり　神の告により、御身の名をもしりぬと云。四郎右衛門たふとくおぼえ、我屋につれ歸り、燒火にあて、粥をくはせ、やう／＼にいたはり、久しく養ひおき、程へて、博多より對馬の便船を求め

て歸しぬ。其時、彼者さしたる脇指は、能古作なりとて、四郎右衛門に與へける。彼者富る者にて、對馬より、わざと船にて禮に來り、さまざま神に捧げ物し、四郎右衛門にも財物をも與へける。夫より後も、折々音物をも贈りける。其者の子までは、猶音物をも贈りけると也。

一、明暦、萬治のころ、澳津島に來る者のうち、一人、此神の靈驗をたふとみ、毎月十一日に斷食をして社參しけるが、ある時、其前の夜、あすは、必、斷食すべからずと、神のしめし給へる夢の告あり。あやしく思ひて、傍輩共にも語りぬ。扨、次日の晝ほどに、順風に帆をあげ、西をさしてはしりゆく大船、島近く乘よせ、帆をさげて、島より一町ばかりに碇を下しぬ。何ゆゑぞと見る内に、はし舟に、人あまた乘て、番所に來り、いふやう、我らは、泉州の者にて候。去々年、長崎より上りける時、このなだにて難風にあひ、忽船覆らんとし侍けるに、皆々心を傾け、此御神を拜し、祈念をいたしければ、程なく風やはらぎ、命を助り候。偏に當社の御神力なれば、疾く參拜仕べき事なるを、渡世を本とし、延引候へば、只今御禮參りと志し、是々備物等用意仕と云。番衆答へけるは、右の趣にて參詣、尤の事に候。しかれども、社參はなりがたく候。凡そ、當社に參詣候には、一七日こりを勤め申法也。供物は請取置、神前に備へ申べし。各垢離候て、山下より禮拜あるべしと云。又番衆のうち、おとなしき者云けるは、はるばる、かやうに志ふかく候に、參拜なきは殘おほし。神明の事は、凡慮の及ぶ所にあらず、さらば、神前にて御くじをとり、神慮をうかゞひ侍らんと、御宮に參り、御くじ取ければ、則參詣すべきのくじをうけゝる。さればこそとて、旅人にかくと告ければ、悅ぶ事かぎりなし。やがて海に入り、七度の垢離を行ひ、參詣禮拜し、供物をそなへ、それより本船に歸り、皆々番衆をまねき、美食、名酒、

種々の料理をつくし、數刻興を催し遊びける。此時、靈夢を見し者、前夜斷食ゆるさせ給へる神の御告は、今日、此美食を給り候へとの故なりと思ひあたり、感涙を流し、かくと語りければ、今朝、夢物語り聞し番の者ども、幷に、禮參りの旅人、皆感涙を催し、神德のかたじけなき事をたふとびける。此靈夢を見し者、後に在觸下代役人となり、近き頃迄ありしが、今になからへなるにや、其程をしらず

一、當國、志摩郡新町浦の庄屋に、庄兵衛とて、正直慈悲のもの有。延寶年中に、小舟に商物少つみ、大坂へ上りける。室を出て、播磨洋を渡しけるが、亥の時ばかりに、俄に、空かきくもり、雨風はげしくして、彼洋にては、忘て船人ども名をだに云ぬ、やうつと云惡風、極めてつよく吹、船のたすかるべきやうなし。くらさはくらし、いづれの所ともしれず。扨、あたりにも船ありとおぼえ、今をかぎりと念佛し、或觀音の名を唱へ、喚き叫びかなしむ聲、風に聞え、おびたゞし。今や打かへすと、時刻を待所に、正兵衛きつと思出し、潮に手水し、西國のかたとおぼしき方に向ひ、誠心に、澳津島大神、我を助けさせ給へと祈願をなし、禮拜しける。かくて、正兵衛は、梶を取かため、神名を唱へありけるが、いかゞしたりけん、ふと梶柄を取はづしければ、舟は廻りて、取梶をさしてゆられゆく。すは只今と思ひながら、猶梶を取なほさんとするうちに、少波やはらかなれば、其押ゆくところに、先にから笠ほどの火見ゆ。それをしるべにおし入れば、明石の入江の堀川也。やがて、船、江へ入りければ、彼火も見えず、やすやすと、船、江の内に入てかゝりける。此正兵衛は、慈悲正直の者にて、浦人船を作るに、銀たらざれば、借して作らせ、網を調るにも、かくの如し。其者、れう有ても、銀をもどしぬれば、二年にも、三年にも、皆利なしに請取、或公役に出、商に出る者にも、銀を借しぬれば、皆利なしに借し、又暮の上納物なども、浦中より納めかぬるによりて、先取かへて上納し、年により飢人あれば、麥もみなどかりにても借しける。かやうにしければ、近所の浦よりは、多く身を賣るものあれども、正兵衛庄屋になりて、所より身をうるものなし。まして庄屋役なども怠らず。此事を行衆より、段々僉議ありて、領主の御耳に達し、御褒美被下ける。いまだ年も大老にいたらず、彼浦に隱居して堅固にあり

一、前々より、彼島御番に參りたる衆、誤て石や大

竹の斷などご取歸り、家内にあれば、其物より光出、又は鳴ひゞきけるゆゑ、其時、驚き、便を求め、其物を島にもどし候。又、任番の輩、もしあさに忌かかる事出來ぬれば、其替りの船來るうちに、或、足いたみ、又は、何ぞ煩ひて、山へ上る事かなひがたきやうの事あり。又は、何ぞあやしき事どもあり度々番に參りたる者は心づき、何ぞ宿に不淨ありさ氣づかはしく思ふうちに、指合ありて代りの船來る事、毎々多き事となん

一、奧津宮の神變、さまざま多く、諸人の見聞申事も、光多く有之候へば、一々記すべきやうもなく、僅其内の一二を右に擧侍るもの也。

一、大島の社にも、萬に潔齋を宗とし、神威を恐れ、古法を忘れず、妄に僧法師にも便らず、又、産婦などある時は、別屋におき候　黑火を甚いみ、赤火をもきらひ申候。先年、御狩の時、鹿など千ばかり取れ候へば、陸へ漕渡の舟、大分入候處に、明神への恐れにて候。たとひ科に行れ候とも、島中の舟に、鹿を積み渡し申事なりがたきよし、御ことわり申により、諸浦より船來り、つみ渡し候。凡四足などを食はず、折々宮籠など仕る輩、淸淨を專とし、神事を大事に取行ひ候やう、殊勝に聞え候　かやうの事ども、他の神社にまさり候　しかる故に夫程の神異をしめさせ給ふ事にやと申候。前に記し侍るごとく、三社の御事は、同三女神にてましませば、神德神威の高下はあるまじきかと覺え候　但、人の誠不誠に（又、人意に在神に、感）より、神威あることゝきこと、有之事と相聞候（靈をかくし給ふ道なり）

一、然れば、當社にかぎらず、諸社ともに、其宮々の神職の心がけ、潔齋信心の執行ひの淺深により、神明の威光をあらはし給ふと、かくし給ふとこれある事と聞え候　凡神職たらん者、先其事ふる神の根本をよくしり、其法を守る事、第一の勤にて侍り（たとへば、宗像三社は、天照大神の三女神にてまし〳〵候へば、其の掟、伊勢のやうにと心得申候、專一に心得、大神宮の御掟を本と）

する事は、諸社ともに易らぬ理といへども、取わき、當社は、他に異なる事に候、中について、神につかふる者は、正直正路を心として、人倫のまじはりを篤くし、かりにも他を妨げ、我を利せんとはかる、邪の思を去り、よろづに僞手くらうを以て、慾に耽る事なかるべし　諸事に誠を用ひ、各身持を正しくし、殊に社職の輩、其間和順し、神を敬ひたふとみ恐れ、利のため、佛事などに心を寄ることなく、萬皆、大神宮の御掟、當社の古法に違はずば、中古の後は、禁裏にも神事おとろへ、後代は、吉田家さへ、祭供其後には、神事もまたたへ、古法少し、御一體の三社にておはしまし候へば、靈驗神異少もことなる事なかるべきにや。

一、天下、諸社の神人等、前に記し侍るごとく、亂世の後は、各職分を忘れ、神道を取失ひ、ことさら、秀吉公の時より、諸大社の神領をも、皆沒收せられしゆゑ、神職の者ども、渡世にせまり、多くは所を去、又は農夫となりぬ　其ゆゑ、凡て文盲、くらをしくなり下り、後代に至り、社僧の出來たる宮々は、神官却て法師の下人の如く賤まれ、神道をしれる者まれ也　然れば、神職たらんものは、先其職分を知り、良師を求め、神學を勤め。其本源を辨へ、其本意を得心すべし。凡て丹心を用ひ、寡慾清淨を宗とし、誠の心によりて、神につかへ祭らば、今とても昔に易らず、靈驗も新に侍るべきを、世くだり、神國の掟すたれ、神官等も人品劣り、慾心のみ深くして、心の清淨をくらまし、或、佛をかりて利をもとめ、又、潔齋等の執行もうすく、一として、其心、神慮にかなふ事希なるゆゑ、昔のやうに、神德をあらはし給はぬにや　されども、我、澳津宮は、はるかの遠島にて、俗塵をはなれて萬の汚れなく、ここに、忌潔齋皆古法を用來るゆゑ、神異をしめさせ給ふ事、むかしに、多くはかはらせ給ぬにやとおぼえ侍る。

一、天照大神、神代に此三神を以て、天孫御末々の守護神となし、或、異賊を退け給はんため、異國よりの海路に、此三社を立置せ給ひて、異賊の通路を

隔て給ふ備のよし。夫、人間の軍にも、ことに先手を大事とし、大將をえらび申法也。されば、神代に大神宮の御はからひにて、分て大海の中に、此神の御鎮座を命じ給へるは、ことさら、神威神德のすぐれ給へる理なるべし。其ゆゑ今の世まで、取分、神異靈威も多き事なりやと、俗に沙汰し申こと也

一、天下に諸神の宮社多しといへども、神代より、大神宮の神勅にて、天孫の御末々を守護し、天下の守りと定まり給へる神なし。大神宮の御嫡統は、帝王と定まり給ひ、天地ひらけし始より、今に傳はりおはしまし、其外、神孫の庶流は、公方家をはじめ、公家、武家、國守、郡司に至り、天下にみち〳〵、榮え給へる事、是皆、大神宮の大德、又わが三神の守護の力によれる事なれども、末代に及びて、神國の御掟衰へしより、其御血脈をうけ來れる大家の歴々といへども、多くは、其大祖の神德を辨へしれる人まれなり。抑、吾三神の守護により、我邦、小國なれども、他國より犯されずして、神孫たる家々今の世まで、めでたく榮ゆるその神恩をも、委く知れる人まれなるこそあさましけれ。

昔、吾先君子、瀛津宮祠官のもとめにより、かれに代りて、御宮のあらましを、俚里を以しるし給ぬ。山田行恒、此御神に事る志篤くして、近きころ、此書をみづから淨寫して、御宮にをさむ。行恒が、此御神につかうまつるは、世の利欲をいのり、非禮を以て事ふるたぐひにあらず。正直を本として、禮を以つかうまつらんと欲するものなれば、神威も亦むなしからじ。常春、此書を校正し、また一言を末に加ふ。吾先君子、姓は貝原、名は義質、別號を樂軒といへり。

享保十四年五月

貝原常春謹書

美奈宜神社考證

延喜式神名帳載。筑前國下座郡美奈宜神社（名神大）。今考斯社地。在下座郡林田村。所祭之神。則三座。中殿大己貴尊。東殿素盞嗚尊。西殿事代主命也。同郡荷原村。有粟尾大明神社。其所祭。神功皇后。住吉大神。武內大臣也。或云。春日大明神。天照大神也。其說混淆靡一定。今世屬太平。人文越開。擧世知尊神明。特於式內之神社。厚加崇敬。於是乎。粟尾神社祠官等。僞讙云。粟尾神社。則美奈宜神社也。以其隣于三奈木邑之地。有此說。然而。彼社本來不在三奈木邑之地。而在荷原村境內。且爲蜷城大神之攝社。則不爲美奈宜神社也明矣。三城本是鄉名。後世誤稱美奈宜。（有社傳之說）林田村之邊三城鄉也。長田村有三城渡。可爲證。又今林田村邊稱官鄉。是後世之所稱。而非古來之本名。源順和名抄。以無官鄉可知而已。亦三城鄉有美奈宜之邑。則郡與村同名者。諸國往々有焉。獨於吾筑州謂之哉。

○神功皇后將征三韓之時。有事代主神託告之事。見于日本書紀。美奈宜社家說云。斯神冥助神后。而令征三韓。其說良有以也。且神后集蜷爲城。僞誘熊襲而討之。故有蜷城之號。蜷訓爲美奈。故假字美奈宜者。蜷城之和稱也。況神祇秘抄。有美奈宜神社祭事代主命之文。則堪爲明驗。誰其疑之哉。以故古來稱此社爲蜷城神社。又通呼爲美奈宜神社。永正六年秋月氏大藏朝臣種時之所寄進。神像後板銘。有蜷城大明神號。則振古以此社爲蜷城神社也明矣。

○謹按。邦君源姓黑田氏光之公（時賜松平氏。）下命。令纂輯筑州續風土記之日。使貝原篤信。貝原好古。村山正知。經歷郡邑。考定事實。三人相議以當社爲美奈宜之神社。以古來所稱無訛。舊記載有明驗也。今年。自將軍家。令諸國。獻方域之圖。好古亦預其事。以當社爲筑前十一社式內之神美奈宜神社。載之於圖中。然則後來有誰疑之哉。

○三代實錄云、清和天皇貞觀元年正月廿七日。從五位下美奈宜神授從五位上、可見往古朝家之尊崇超于他社、社家者之傳說、神德之嚴重載在社記、今亦不贅。

○紫奪朱、鄭聲亂雅樂者。前衛之所惡、此正神之祠、後世或疑其眞僞、故今記考證之事條、爲後之左劵云、

元祿十年歲次丁丑臘月下澣

村山忠左衛門

正知（花押）

貝原一之進

好古（花押）

筑前州志摩縣 韓亭大年大神本緣

前筑志摩縣韓亭之山有大年大神祠焉、其下苗民富豪之居者、晨夕禋祀而事之、神德稜威湛恩汪濊、群生霑濡洋溢乎遐邇、多歷年所、於是祠吏浦長請記本緣於予、予曰、我國家神事靈蹟固非覩者之所覬也、乃述以所嘗聞諸倭姬命記曰、天地開闢之初、神寶日出之時。御饌都神與大日孁貴豫結幽契、永治天下、或爲月爲日永懸而不落、或爲神爲皇常以無窮、專著嚴說曰。始伊弉諾尊伊弉冊尊共生日神大日孁貴、此子光華明彩照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、而授以天上之事、次生月神、其光彩亞日。可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲脚猶不立、故載之於天磐櫲樟船而順風放棄、次生素戔嗚尊、此神有勇悍以安忍、故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之於根國矣。遂逐之、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣、勅許之。乃昇詣於天、時溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使之然也。天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰。吾弟之來豈以善意乎、謂當有奪國之志歟、夫父母既任諸子、各有其境、如何棄置當就之國、而敢窺窬

此處乎、乃結髮爲髻、縛裳爲袴。便以八坂瓊之五百箇御統。纏其髻鬘及腕、又背負千箭之靫與五百箭之靫、臂著稜威之高鞆、振起弓彇、急握劍柄、蹈堅庭而陷股。若沫雪以蹴散。奮稜威之雄誥、發稜威之嘖讓、而俓詰問焉。素戔嗚尊對曰、吾元無黑心。但父母已有嚴勅、將永就乎根國。如不與姉相見、吾何能敢去。是以跋涉雲霧、遠自來參。不意阿姉翻起嚴顏。于時天照大神復問曰。若然者將何以明爾之赤心也。對曰、請與姉共誓。夫誓約之中必當生子。如吾所生是女者、則可以爲有濁心。若是男者。則可以爲有清心。於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍、打折爲三段、濯於天眞名井、𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神。號曰田心姫。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。既而素戔嗚尊。乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。（是出雲臣土師連等祖也）次天津彥根命（是凡河內直山代直等祖也）次活津彥根命。次熊野櫲樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰。原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故彼五男神悉吾兒。乃取而子養焉。又勅曰。其十握劍者是素戔嗚尊物也。故此三女神悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。令降於筑紫洲。（是則胸肩君等所祭神也）說者曰。吾東方天平地成之肇。伊弉諾尊伊弉冊尊令天下而傳之也。胡不與男而與女爲。日神所生之三女。素戔嗚尊所生之五男。遞相換易而子養焉。日神終授大物於天忍穗耳尊。是亦胡不與女而與男爲。睹舊史可異焉。曰帝王之祚必有明聖顯懿之德豐功積累之業、而後正始受命之統。嗟夫我神聖之所造蓋有幽深之致焉。其微意與義不啻非智力所窺測、寔能可怖也。竊按其櫻槃神明之叡守內也。有三種神寶而傳焉。曰神璽也。寶劍也。靈鏡也。譬諸三辰懸天以彰天之明。寶鏡是石凝姥命所造八咫鏡。一號眞經津鏡。其體類日。其德貞潔、神靈不測。照臨無私。醜妍忽顯。感應隨見。故日神曰。視此寶鏡猶視我也。神璽是玉屋命所造八坂

瓊曲玉。其精類月。其德表仁。柔和善順以曲妙治天下。猶視諸掌也。寶劍是十握劍。乃素盞嗚尊獲諸斷蛇尾以獻天下者。一號草薙劍。其氣類星。其德表勇。剛利決斷。乃爲天下除禍定亂。嗚呼三器至寶也。王者大統也。若德足以王天下。則授之。否則不傳焉。故日神賜皇孫三器。因勅曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮矣。其符瑞符應。雖則夏周九鼎（夏禹王鑄九鼎。以爲治天下之重器。商周受之。夏商周武王克殷。遷九鼎於洛邑。成王定鼎于郟鄏。見左氏傳。）秦漢傳國璽（秦以藍田玉作璽。以爲治天下之器。命李斯篆其文。文曰。受命于天。既壽永昌。玉工孫壽刻之。漢謂之傳國璽。）（歷代王天下者皆寶傳之。見輟耕錄。）不可同日而語矣。我神我祖勤力一心經營天下。若男若女嗣業垂統。永隆寶祚。開闢以還天神苗裔瓜瓞綿綿。百王不易萬世不拔之業。其亦顯萬國。於是乎可觀也已。（宋史日本傳曰。太宗召見日本僧奝然。聞其國王一姓傳繼。臣下皆世官。因歎息謂宰相曰。倭王世世不絕。大臣世冑亦繼襲不絕。）蓋古之道也。中國享曆尤促。夫素盞嗚尊百行無狀。雖然日神恩親之意。不懼不恨。皆以平心容焉。及至日神閉岩天石窟也。諸神憂之。則以神祇祝之。於是日神方開磐戶而出。永御萬機矣。及至素盞嗚尊忿猛不悛。諸神遂以神逐逐之。於是素盞嗚尊將就根國。先降到於新羅國。居曾尸茂梨之津。（曾尸茂梨。蓋都尸茉之轉語。即今對馬島。是渡韓之津也。）乃興言曰。此地吾不欲居。便歸到筑紫。想當是時假淹於韓亭之秋也。而後尊造舟乘之。東渡到出雲國簸川上。遂就於根國矣。初素盞嗚尊娶大山祇神之女大市姬。生大年神。大年神娶天知迦流美豆姬。生奧津彥神奧津姬命。此二神者諸人拜祠竈神者也。（見古事記）垂仁帝廿六年丁巳冬十月。倭姬命奉戴日神遷祭於伊勢國之百船度會縣五十鈴宮。其前年定神田於宇遲田。而奉饗出雲神子大年神於五十鈴川後江。廿七年秋。有丹鶴。鳴聲晝夜不止。其鶴咋合禾穗。懸供之於伊勢齋宮。彼鶴眞鳥號稱大年神。蓋嘉其有佳瑞也。倭姬命乃命大幡主女乙姬。采其瑞禾醸清酒。初爲御饌。（見倭姬世紀）是本邦每祭神供醇酎之所職由。陽成帝元慶四年二月廿一日。授筑前國正六位大年神從五位下。（見三代實錄）夫韓亭之靈時崇祀大年大神。振古有之千萬

歲而邈矣。本州遠賀郡西浦下邑亦有大年社。如彼后世既祭吾神衞。非如韓亭之邑之古今其鎭跡然儼儼然者也。何者。韓亭瀬今津（今津必是所謂韓亭是也）此兩港倭漢要害之津吭也。上世已來吾之與彼有兵革。凡七世一不塵矣。方孝謙帝之朝。城怡土以鎭焉。保南港以備焉。其營衞可知已。是朝廷所以新神助進位階奕葉不已者。良有以也。歷歷前典無乃不徵乎。大年大神有其子十六神。曰大國御魂神。曰韓神。曰曾富理神。曰白日神。曰聖神（此五神者。大年神娶伊怒姬所生。見古事記下同）曰大香山戸臣神。曰年御神（此二神者。大年神娶香用姬所生）曰澳津彥神。曰澳津姬命（母神見前）曰大山咋神（坐近江國日枝山及葛野松尾神是也）曰庭津日神。曰阿須波神。曰波比岐神。曰香山戸臣神。曰羽山戸神。曰大土神。是乎衆子蕃昌。群胤其德。各濟其美。垂其烈昭昭。不遑欵見焉。本社特稱六神也。倘矣。所謂六神云者。某蓋嶋等。大市姬命。大年大神。天知賀流瑞姬命。奧津彥命。奧津姬神。是也。凡推其所由配其神者古之命也。蓋大神德澤廣大。以靖國家賴若生治。左種護稼穡。使風雨順時大有年稔。而爲神之心。所以稱大年也。信乎有丹鶴啣禾之瑞也。據此觀之。本社謂之眞鶴社。亦可也。仍較竈神之惠。先民有言曰。祠竈則致物。致物而丹砂可化爲黃金。飲食可以延壽齡。且竈祀雖爲老婦之所祭。（竈祀出周禮）而王者亦自親之（天子親祀竈見史記）抑自天子以至於庶人。不可一日而闕者竈爐也。不可一日而不敬者竈神也。是以其鎭祭不一而足矣。（大和國添上郡三笠山竈神祠祭上宮神奧津彥神。奧津姬神。餘州亦有）乎觀韓亭勝狀。人烟地突出志磨北隅。磧接宮浦。山負西濱。對野古（即殘島出萬葉集）而枕斯香（即志賀島出舊事紀）襟大江而帶步下。蒼濤紫瀾。上往下闘。潮汐呼噏。碧吞天。餘皇褭帆。鷁首連檣。張繡颿於風晨。收錦纜乎晚渚。萬斛巨舶鼓力掣千鈞之錨。舟人鳴軋聲競百枝之櫓。憩忽陰晴。千里俄頃。斯乃森漫水路接壤明州。華舶艤楫韓客投館（上世此地置館待異客。或遣唐使艤此。故稱韓亭。或曰韓泊。圖書編所謂多賈里是也）事防上世。名著載籍。所謂如對乎韓泊殘浦波以陳鄉思。贊諸奧島也良埼而憶好逑。此皆非風人之詠耶

事見萬葉集十五卷。爾乃盧人漁子被短蓑駕一葦於平中流聽其所届、餌文綸釣金鱗、筒灑列鮮、[illegible]比絃。依魚鰕於沙際、尋漁遊乎風波、欵乃數聲、黒甜一醉、其樂不可窮也。其横眺長州也、大原（向所謂今津地稱大原沙場有方四萬五百歩）彌迤曰沙一帶。頃袤垂五萬、涯際無阡陌、行者劬還者迷。築以石壘格以封疆（本邦筑紫[illegible]此壘築石壘之意、石壘封疆而今埋沒）此非從昔王庭振威於外貌備敵乎遠境者耶。南望柑山（[illegible]）今誥（即今津山[illegible]）繙林蹟臚、怪巖[illegible]鋒、山高蒼嶺平相峙。此非原田氏（[illegible]）前代壘、爭雄抗衡龍蟠虎踞[illegible]者耶。方其遠觀、舍山横突在雲間[illegible]守捍。令[illegible]朝暉夕陰變態無窮。此則韓亭之壯觀乎哉。本祠則跡蒸高岡獨向乾位[illegible]領也。其規[illegible]十事不飾。木工不節意、豈非神哉[illegible]永久者耶。石門東、石階陞歩。且松[illegible]其下有一窪井、泉甘而夏冱。拜神者必盥漱。[illegible]之幾何而江

山不可復期矣。其祭如上古姑舍諸。今也歳三月二十二日、當浦居民以豊盛玄醴開宴。樂神宿直守夜爲恒例。如三長月亦爾。就中以九月廿九日爲大祭、十一月十六日亦有祭儀。其他如朔望十一念八之日詣謁賽禱無弗濟濟也。嗚呼盛矣哉神之爲教也。心神則天地之本根、身體則五行之化生。肆元元人元初本本任本心、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本。崇神敬祖則天下泰平四民安然。且書不云乎、至治馨香感于神明。黍稷非馨、明德惟馨。是以君義臣行、父慈子孝、兄愛弟敬、夫婦有別、朋友有信、斯德之馨也。愼獨德捧誠[illegible]也。則有心廣體胖情[illegible]神降是[illegible]其如洋洋者矣。祠長謂誰。原田氏某也、祠吏是牟田重寛也。嗟微斯人吾誰與記。

時享保十九歳次甲寅夏五月

筑前國[illegible]　[illegible]拜手撰

筑前國續諸社緣起 終

明治四十四年二月十日印刷
明治四十四年二月十五日發行

益軒全集卷之五奥附

益軒會編纂

發行者　草村松雄
東京市京橋區南鍋町一丁目二番地

印刷者　中村政雄
東京市麴町區有樂町二丁目一番地

印刷所　報文社
東京市麴町區有樂町二丁目一番地

發行所　益軒全集刊行部
東京市京橋區南鍋町一丁目二番地（隆文館内）
郵便振替貯金口座東京一七二〇番
電話新橋二五八六、四四三二、四九六九